



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
6	令和2年10月19日	令和2年11月9日	免許更新手続き	1 更新手続きにかかる無駄な費用の削減 2 更新手続きのデジタル化	(1) 更新手続きにかかる無駄な費用の削減 A 教本類のデジタル化 教本類のデジタル化 最も必要のないものが手続時に受領しなればならない教本類。高額な上に、この時代に、本となっている。WEB上で閲覧出来れば、要は足りる。家族で免許更新時期が近いと、同じものが家に2部、3部あることになる教本類は、検討して頂きたい。 イ 更新時に見る電子写真も、担当者1名置く必要はなく、人件費の無駄。教本類で得た収入で、支払っているのではないかと感じる。電子写真が済んだことで、2つ分話だけの担当者は、無駄ではないかと思ふ。 (2) 更新手続きのデジタル化 免許のデジタル化を考えるのであれば、免許更新手続きのデジタル化も合わせて検討して頂きたい。	個人	警察庁	1 教本について 更新時講習の実施方法については、道路交通法施行規則第38条第1項第1号の表第3欄に「教本、複製教材等必要な教材を用いて行うこと。」と規定されており、講習中、必要に応じ教本を参照しながら説明を行うことで講習効果を高めるため、教本を活用しています。 2 指導員について 講習において、講習には指導員1人を配置することとしており、当該指導員が教本、複製教材等を活用した講習を行い、また、複製教材の操作や受講者の受講態度に注意を払うなどしています。 3 更新手続きのデジタル化について 運転免許証の更新手続では、視力検査等講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	道路交通法施行規則第38条第1項第1号 道路交通法第10条第1項、第5項及び第3項 道路交通法施行規則第29条	1 検討を予定 2 対応不可 3 検討を予定	1 教本について 教本を有効活用することは、安全な運転の継続に資するものであると考えておりますが、教本の媒体の在り方については、利用者の利便性、幅広い層からの御要望、必要経費等を踏まえ、検討してまいります。 2 指導員について 更新時講習における指導員は、講義や講習ビデオ教材等の操作を行う必要があるほか、受講者の体調に配慮したり、受講者からの質疑に回答する場合等があることから必要であるとと考えております。 3 更新手続きのデジタル化について 運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化等について、今後、検討を進める予定です。	
7	令和2年10月19日	令和2年11月9日	戸籍簿本の海外からの取り寄せについて	現在海外で、日本のパスポートの期限が切れてしまった時、戸籍簿本の取り寄せが必要になります。書類のダウンロードはネットですが、申し込みは郵送で、手数料等の支払いも日本の協力者が必要になります。	戸籍簿本の取り寄せをネットで、郵便の記入、本人確認、が出来る、手数料の支払いもクレジットカードが手数料など役割側に負担がかかるようであれば、ペイパルや電子送金など海外からも出来るようにしてほしいです。	個人	法務省	戸籍簿抄本等の交付請求については、戸籍法施行規則79条の2において、市町村長の使用に係る電子計算機と請求する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線若しくは電子情報処理組織を使用して、電子申請を行うことができます。ただし、電子申請を導入するかどうかは、戸籍事務を管理する各市町村の判断によることとされており、また、戸籍簿抄本等の手数料の支払方法については、戸籍法等で定められており、各市町村の運用によることとなります。	戸籍法施行規則79条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
8	令和2年10月19日	令和2年11月9日	マイナンバーの使い分け	遺産相続した土地や建物や自分が所有している土地があります。その間に、転勤で住所が変わっています。税金は住所変更しているのですが、法務局で、住所変更の仕方が分かりませんから、放置してしまってます。書類揃えるに、多額のお金が必要です。簡単にマイナンバーカードを法務局に持って行って、数分で土地、建物の住所変更が出来るようにしてほしい。複雑過ぎずわかりません。簡単に住所変更が出来るようにお願い致します。	土地や建物が、使用費不明が多い事、法律の専門家は、わかるけど、国民には、理解できない、書類を提出し難くないといけないので、マイナンバーカード一枚で住所変更が出来れば、時間がかからない、コストの削減になる、簡単にマイナンバーカードの利便性が出る。	個人	法務省	不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請は、申請情報と併せて当該登記名義人の住所について変更があったことを証する市町村長が作成した情報(住民票の写し)を提供する必要があります。また、住民票コードを申請情報の内容とすれば、住民票の写しの提供を省略することができます。	不動産登記令第7条第1項第6号(同令第23項)	対応不可	不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請に要する添付情報は、当該登記名義人の住所について変更があったことを証する市町村長が作成した情報であること、マイナンバーカードは現在の住所を証するのみであることから、住所について変更があったことを証する情報として取り扱うことは困難です。なお、制度の現状に記載のとおり、不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請に要する添付情報は原則として住民票の写しで足り、また、住民票コードを申請情報とした場合には、住民票の写しの提供を省略することができます。	
9	令和2年10月19日	令和2年11月24日	健康保険証のデジタル化	病院や薬局へ行くと紙の保険証を出して渡さなくては、マイ保険証のバーコード(QR)をスマートフォンで表示して病院の端末でスキャンすれば良いだけになるように、紙の発行手続きにかかる人件費・ink代、病院薬局の人手入力による事務費用の削減に繋がり、国民の利便性も上がる	病院や薬局へ行くと紙の保険証を出して渡さなくては、マイ保険証のバーコード(QR)をスマートフォンで表示して病院の端末でスキャンすれば良いだけになるように、紙の発行手続きにかかる人件費・ink代、病院薬局の人手入力による事務費用の削減に繋がり、国民の利便性も上がる	個人	厚生労働省	保険証については、医療機関や薬局における資格確認のために用いるものであり、全ての医療機関や薬局において共通して確認出来るよう、実務による保険証を医療機関や薬局で提出していただいているところ。電子な手段を活用した資格確認手続きの簡素化は重要であることから、令和3月以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように、医療機関や薬局で専用の端末に提示することで資格確認を行うことが出来るオンライン資格確認の仕組みを開始することとしており、まずはこの円滑な導入及び運用に努めていきたいと考えています。	健康保険法(大正11年法律第70号)等	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
10	令和2年10月19日	令和2年11月9日	定期借家契約の電子契約の容認	現在不動産賃貸の定期借家契約については、書面の交付が必須となっているが電子契約を容認してほしい。現状で定期借家契約を結ぶたびに、対面での作業が必要となり、お客様が望む時間に契約業務がしづらい、いちいち事務所までご足立いただければならず、コロナの状況下でもその業務は行わなければならない	現在不動産賃貸の定期借家契約については、書面の交付が必須となっているが電子契約を容認してほしい。現状で定期借家契約を結ぶたびに、対面での作業が必要となり、お客様が望む時間に契約業務がしづらい、いちいち事務所までご足立いただければならず、コロナの状況下でもその業務は行わなければならない	個人	法務省	借家借家法第38条第1項は、契約更新がない旨の定めがある期限の定めがある建物の賃貸借契約(定期借家賃貸借契約)を定める旨において、公正証書による等書面によって契約をしなければならないと規定しています。ここでいう「公正証書による等書面」とは、「公正証書のみならず、単なる書面も含まれ」と解釈されていますが、電磁的記録は含まれないとされています。同条第2項は、定期借家賃貸借契約をしようとするときは、賃借人が、あらかじめ、賃借人に申し、契約の更新がなく期限の満了により当該建物の賃貸借は終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならないと規定しています。また、この書面は、契約書面とは別個の書面であることと規定することとした判例があります(最高裁判所平成22年(受)第1209号平成22年6月13日第一小法廷判決・最高裁判所長官裁判例集の巻9号326頁8項)。	借家借家法第38条第1項、第2項	検討を予定	借家借家法第38条第1項及び第2項の規定が設けられたのは、定期借家賃貸借契約は、期間満了により確定的に契約関係が終了することとなり、賃借人がその点を十分に理解しないうまま契約を締結すると、賃借人が不測の損害を被ることになりかねないため、賃借人が定期借家賃貸借であることを十分認識できるよう、当事者の意思の確約が厳格かつ確実に行われると認められる公正証書の書面による契約を義務付けることとし、賃借人に対する事前の説明においても更に書面の交付を要求することで、契約の更新の有無に関する紛争の発生を未然に防止するためです。契約の電子化の必要性が高まっていることを受けて、定期借家賃貸借契約を電磁的記録によって締結すること等の検討を行う必要があると考えています。この定期借家賃貸借契約の締結について、書面による契約に代えて電磁的記録による契約の締結を認めたこととした場合や、事前の説明において書面の交付に代えて電磁的記録の交付によることを認めたこととした場合に、賃借人が定期借家賃貸借であることを十分認識することを目的とする方法の適宜性が認められないか等の、必要な検討を進める予定です。	
11	令和2年10月19日	令和2年11月24日	美容師と理容師	美容師と理容師法を統一して理容師法としてほしい。	美容師に男性もカットに行く時代です。また理容師に女性もカットに行く時代です。男とやること一緒です。美容師、理容師を分ける意味がないと思います。若い法律で女性と男性を分ける意味があると聞いたことがあります。あまりにも時代錯誤だと思います。また美容師と理容師は出会いが多く結婚する人も多いと思いますが一緒に生活が出来ないなど弊害も多いと思います。一緒にやることによりメニューなどの多様化や講習などの一本化また技術力の向上なども見込めると思います。これ等により売り上げがアップし女性の社会貢献が望めると思います。	個人	厚生労働省	理容師と美容師の区別を利用者の男女の別で分けているものではありません。理容師法第1条の2において、「理容とは、剪髪の方法により、容姿を整えることをいふ。」とされ、同法第6条において、「理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。」とされ、また、美容師法第1条第1項において、「行先報とは、バーマカントナーフ、鏡、化粧等の方法により、容姿を整えることをいふ。」とされ、同法第6条において、「美容師でなければ、美容を業としてはならない。」とされていることより、美容師、理容師で行われる施術内容は同一ではありません。また、一定の要件の下、理容師・美容師の重複開設が認められています。	理容師法第1条の2及び同法第6条 美容師法第2条第1項及び同法第6条	実地確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
12	令和2年10月19日	令和2年11月9日	児童手当の受給手続き	毎度児童手当受給のため、課税証明、住民票を提出しているが、やめていただきたい	時間、コストの無駄	個人	内閣府	実施主体において、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっている。	児童手当法施行規則第11条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
13	令和2年10月19日	令和2年11月9日	地方自治法244条の2の改正をお願いしたい点	■地方自治法第244条の2第3項・第4項による条例の制定 公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めることにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。 ※公の施設において指定管理者制度を導入することした場合に条例で定めるべき事項 ・指定の手続(申請、選定、事業計画の提出等) ・管理の基準(体館日、開館時間、使用制限の要件) ・業務の具体的範囲(施設・設備の維持管理、使用許可) 一この条例で定めるべき事項の内、管理の基準、業務の具体的内容を構成又は指定書に定める1等の表記に変更希望。	現在、山村の小学校廃校跡(明治時代から続く木造校舎)の指定管理者をしております。学生等の会費が主な収入なのですが、本年度のコロナ禍、ネット予約による給付料金の変動等に対応したいのですが、条例の定めにより、料金や体館日等の変更も出来ず、其割れしうな経営状況になってまいりました。一度作った条例を改正・廃止するには大変な作業を伴うため、自治体の担当者も精がり、平成17年以降、料金も内容も改正しませんが今も守り続けております。その間、地域の過疎化が進み(高齢化率70%)、指定管理者の引き受け手もおらず、私も引くに引けない状況に陥っています。民間資本を誘致し、これもこの法律により、特選にあつた営業形態、資本投資が出来ず(協定期間後の原状回復義務のため)、このままではいずれ廃校となってしまふ予定です。	個人	総務省	普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者として指定するもの(以下、「指定管理者」といいます。)、に、当該公の施設の管理を行わせることができます。 指定管理者に公の施設の管理を行わせるために定める条例には、指定管理者の指定の手続(申請の方法など)選定基準等)、指定管理者が行う業務の基準(体館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等)及び業務の範囲(公の施設の使用の許可、施設の維持管理等)その他必要な事項を定めることとされています。 また、指定管理者が受託することが出来る公の施設の利用料等については、条例の定めるところにより、あらかじめ当該地方公共団体の承認を受けた上で、指定管理者が定めることができるものとされています。	地方自治法第244条の2第3項、第4項、第8項、第9項	対応不可	指定管理者制度は、多様なニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的として導入された制度であり、法律による規制は最小程度とし、地方公共団体が地域の事情に応じた制度設計を行うことが可能とするものです。 一方で、指定管理者による公の施設の管理権限を委任した場合においても、使用許可の基準や施設の利用できる日時、使用料の額といった施設の基本的な利用条件の設定や、行政処分当たる使用の許可を含む業務の範囲については、当該公の施設の設置の責任と密接不可分なことから、さらに住民の福祉の増進にも関わり、公的チェック機能が求められることから、地方公共団体が条例で定めるものとしています。 以上を踏まえると、条例で定めるところとされている事項については、各地方公共団体において、条例の改正等を検討する必要があるものと考えられますが、指定管理者に突出する責任を負わせることや、リスクが担われること、地方公共団体と指定管理者との間で締結されている協定等に照らして対応する余地がない、施設の設置者である地方公共団体と十分に相談していただく必要があると考えられます。	
14	令和2年10月19日	令和2年11月24日	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の利便性向上策について	引越に伴う自動車番号の変更手続において、ネット上でのOSSへの登録と、陸運局への一度の出頭で手続を完了させたい。	実際に経験した手続では、次のようになります。 1. OSSへの登録(マイナンバーカードでの認証) 2. 住民票の取換(マイナンバーカードを使用してコンビニで発行) 3. 陸運局へ出頭、住民票を提出 4. メールで、陸運局へ手数料振込指示 5. 陸運局へ振込 6. メールで、警察へ手数料振込指示(2回) 7. 警察へ振込(2回) 8. 警察へ出頭、車庫証明を取得 9. 陸運局へ出頭、車庫証明を提出し、新たな自動車番号が発行される 改訂1 OSSへの登録にマイナンバーカードでの認証を行っているにもかかわらず、別途、住民票を取得する必要があるのでは? 改訂2 改訂3 改訂4 改訂5 改訂6 改訂7 改訂8 改訂9 改訂10 改訂11 改訂12 改訂13 改訂14 改訂15 改訂16 改訂17 改訂18 改訂19 改訂20 改訂21 改訂22 改訂23 改訂24 改訂25 改訂26 改訂27 改訂28 改訂29 改訂30 改訂31 改訂32 改訂33 改訂34 改訂35 改訂36 改訂37 改訂38 改訂39 改訂40 改訂41 改訂42 改訂43 改訂44 改訂45 改訂46 改訂47 改訂48 改訂49 改訂50 改訂51 改訂52 改訂53 改訂54 改訂55 改訂56 改訂57 改訂58 改訂59 改訂60 改訂61 改訂62 改訂63 改訂64 改訂65 改訂66 改訂67 改訂68 改訂69 改訂70 改訂71 改訂72 改訂73 改訂74 改訂75 改訂76 改訂77 改訂78 改訂79 改訂80 改訂81 改訂82 改訂83 改訂84 改訂85 改訂86 改訂87 改訂88 改訂89 改訂90 改訂91 改訂92 改訂93 改訂94 改訂95 改訂96 改訂97 改訂98 改訂99 改訂100 改訂101 改訂102 改訂103 改訂104 改訂105 改訂106 改訂107 改訂108 改訂109 改訂110 改訂111 改訂112 改訂113 改訂114 改訂115 改訂116 改訂117 改訂118 改訂119 改訂120 改訂121 改訂122 改訂123 改訂124 改訂125 改訂126 改訂127 改訂128 改訂129 改訂130 改訂131 改訂132 改訂133 改訂134 改訂135 改訂136 改訂137 改訂138 改訂139 改訂140 改訂141 改訂142 改訂143 改訂144 改訂145 改訂146 改訂147 改訂148 改訂149 改訂150 改訂151 改訂152 改訂153 改訂154 改訂155 改訂156 改訂157 改訂158 改訂159 改訂160 改訂161 改訂162 改訂163 改訂164 改訂165 改訂166 改訂167 改訂168 改訂169 改訂170 改訂171 改訂172 改訂173 改訂174 改訂175 改訂176 改訂177 改訂178 改訂179 改訂180 改訂181 改訂182 改訂183 改訂184 改訂185 改訂186 改訂187 改訂188 改訂189 改訂190 改訂191 改訂192 改訂193 改訂194 改訂195 改訂196 改訂197 改訂198 改訂199 改訂200 改訂201 改訂202 改訂203 改訂204 改訂205 改訂206 改訂207 改訂208 改訂209 改訂210 改訂211 改訂212 改訂213 改訂214 改訂215 改訂216 改訂217 改訂218 改訂219 改訂220 改訂221 改訂222 改訂223 改訂224 改訂225 改訂226 改訂227 改訂228 改訂229 改訂230 改訂231 改訂232 改訂233 改訂234 改訂235 改訂236 改訂237 改訂238 改訂239 改訂240 改訂241 改訂242 改訂243 改訂244 改訂245 改訂246 改訂247 改訂248 改訂249 改訂250 改訂251 改訂252 改訂253 改訂254 改訂255 改訂256 改訂257 改訂258 改訂259 改訂260 改訂261 改訂262 改訂263 改訂264 改訂265 改訂266 改訂267 改訂268 改訂269 改訂270 改訂271 改訂272 改訂273 改訂274 改訂275 改訂276 改訂277 改訂278 改訂279 改訂280 改訂281 改訂282 改訂283 改訂284 改訂285 改訂286 改訂287 改訂288 改訂289 改訂290 改訂291 改訂292 改訂293 改訂294 改訂295 改訂296 改訂297 改訂298 改訂299 改訂300 改訂301 改訂302 改訂303 改訂304 改訂305 改訂306 改訂307 改訂308 改訂309 改訂310 改訂311 改訂312 改訂313 改訂314 改訂315 改訂316 改訂317 改訂318 改訂319 改訂320 改訂321 改訂322 改訂323 改訂324 改訂325 改訂326 改訂327 改訂328 改訂329 改訂330 改訂331 改訂332 改訂333 改訂334 改訂335 改訂336 改訂337 改訂338 改訂339 改訂340 改訂341 改訂342 改訂343 改訂344 改訂345 改訂346 改訂347 改訂348 改訂349 改訂350 改訂351 改訂352 改訂353 改訂354 改訂355 改訂356 改訂357 改訂358 改訂359 改訂360 改訂361 改訂362 改訂363 改訂364 改訂365 改訂366 改訂367 改訂368 改訂369 改訂370 改訂371 改訂372 改訂373 改訂374 改訂375 改訂376 改訂377 改訂378 改訂379 改訂380 改訂381 改訂382 改訂383 改訂384 改訂385 改訂386 改訂387 改訂388 改訂389 改訂390 改訂391 改訂392 改訂393 改訂394 改訂395 改訂396 改訂397 改訂398 改訂399 改訂400 改訂401 改訂402 改訂403 改訂404 改訂405 改訂406 改訂407 改訂408 改訂409 改訂410 改訂411 改訂412 改訂413 改訂414 改訂415 改訂416 改訂417 改訂418 改訂419 改訂420 改訂421 改訂422 改訂423 改訂424 改訂425 改訂426 改訂427 改訂428 改訂429 改訂430 改訂431 改訂432 改訂433 改訂434 改訂435 改訂436 改訂437 改訂438 改訂439 改訂440 改訂441 改訂442 改訂443 改訂444 改訂445 改訂446 改訂447 改訂448 改訂449 改訂450 改訂451 改訂452 改訂453 改訂454 改訂455 改訂456 改訂457 改訂458 改訂459 改訂460 改訂461 改訂462 改訂463 改訂464 改訂465 改訂466 改訂467 改訂468 改訂469 改訂470 改訂471 改訂472 改訂473 改訂474 改訂475 改訂476 改訂477 改訂478 改訂479 改訂480 改訂481 改訂482 改訂483 改訂484 改訂485 改訂486 改訂487 改訂488 改訂489 改訂490 改訂491 改訂492 改訂493 改訂494 改訂495 改訂496 改訂497 改訂498 改訂499 改訂500 改訂501 改訂502 改訂503 改訂504 改訂505 改訂506 改訂507 改訂508 改訂509 改訂510 改訂511 改訂512 改訂513 改訂514 改訂515 改訂516 改訂517 改訂518 改訂519 改訂520 改訂521 改訂522 改訂523 改訂524 改訂525 改訂526 改訂527 改訂528 改訂529 改訂530 改訂531 改訂532 改訂533 改訂534 改訂535 改訂536 改訂537 改訂538 改訂539 改訂540 改訂541 改訂542 改訂543 改訂544 改訂545 改訂546 改訂547 改訂548 改訂549 改訂550 改訂551 改訂552 改訂553 改訂554 改訂555 改訂556 改訂557 改訂558 改訂559 改訂560 改訂561 改訂562 改訂563 改訂564 改訂565 改訂566 改訂567 改訂568 改訂569 改訂570 改訂571 改訂572 改訂573 改訂574 改訂575 改訂576 改訂577 改訂578 改訂579 改訂580 改訂581 改訂582 改訂583 改訂584 改訂585 改訂586 改訂587 改訂588 改訂589 改訂590 改訂591 改訂592 改訂593 改訂594 改訂595 改訂596 改訂597 改訂598 改訂599 改訂600 改訂601 改訂602 改訂603 改訂604 改訂605 改訂606 改訂607 改訂608 改訂609 改訂610 改訂611 改訂612 改訂613 改訂614 改訂615 改訂616 改訂617 改訂618 改訂619 改訂620 改訂621 改訂622 改訂623 改訂624 改訂625 改訂626 改訂627 改訂628 改訂629 改訂630 改訂631 改訂632 改訂633 改訂634 改訂635 改訂636 改訂637 改訂638 改訂639 改訂640 改訂641 改訂642 改訂643 改訂644 改訂645 改訂646 改訂647 改訂648 改訂649 改訂650 改訂651 改訂652 改訂653 改訂654 改訂655 改訂656 改訂657 改訂658 改訂659 改訂660 改訂661 改訂662 改訂663 改訂664 改訂665 改訂666 改訂667 改訂668 改訂669 改訂670 改訂671 改訂672 改訂673 改訂674 改訂675 改訂676 改訂677 改訂678 改訂679 改訂680 改訂681 改訂682 改訂683 改訂684 改訂685 改訂686 改訂687 改訂688 改訂689 改訂690 改訂691 改訂692 改訂693 改訂694 改訂695 改訂696 改訂697 改訂698 改訂699 改訂700 改訂701 改訂702 改訂703 改訂704 改訂705 改訂706 改訂707 改訂708 改訂709 改訂710 改訂711 改訂712 改訂713 改訂714 改訂715 改訂716 改訂717 改訂718 改訂719 改訂720 改訂721 改訂722 改訂723 改訂724 改訂725 改訂726 改訂727 改訂728 改訂729 改訂730 改訂731 改訂732 改訂733 改訂734 改訂735 改訂736 改訂737 改訂738 改訂739 改訂740 改訂741 改訂742 改訂743 改訂744 改訂745 改訂746 改訂747 改訂748 改訂749 改訂750 改訂751 改訂752 改訂753 改訂754 改訂755 改訂756 改訂757 改訂758 改訂759 改訂760 改訂761 改訂762 改訂763 改訂764 改訂765 改訂766 改訂767 改訂768 改訂769 改訂770 改訂771 改訂772 改訂773 改訂774 改訂775 改訂776 改訂777 改訂778 改訂779 改訂780 改訂781 改訂782 改訂783 改訂784 改訂785 改訂786 改訂787 改訂788 改訂789 改訂790 改訂791 改訂792 改訂793 改訂794 改訂795 改訂796 改訂797 改訂798 改訂799 改訂800 改訂801 改訂802 改訂803 改訂804 改訂805 改訂806 改訂807 改訂808 改訂809 改訂810 改訂811 改訂812 改訂813 改訂814 改訂815 改訂816 改訂817 改訂818 改訂819 改訂820 改訂821 改訂822 改訂823 改訂824 改訂825 改訂826 改訂827 改訂828 改訂829 改訂830 改訂831 改訂832 改訂833 改訂834 改訂835 改訂836 改訂837 改訂838 改訂839 改訂840 改訂841 改訂842 改訂843 改訂844 改訂845 改訂846 改訂847 改訂848 改訂849 改訂850 改訂851 改訂852 改訂853 改訂854 改訂855 改訂856 改訂857 改訂858 改訂859 改訂860 改訂861 改訂862 改訂863 改訂864 改訂865 改訂866 改訂867 改訂868 改訂869 改訂870 改訂871 改訂872 改訂873 改訂874 改訂875 改訂876 改訂877 改訂878 改訂879 改訂880 改訂881 改訂882 改訂883 改訂884 改訂885 改訂886 改訂887 改訂888 改訂889 改訂890 改訂891 改訂892 改訂893 改訂894 改訂895 改訂896 改訂897 改訂898 改訂899 改訂900 改訂901 改訂902 改訂903 改訂904 改訂905 改訂906 改訂907 改訂908 改訂909 改訂910 改訂911 改訂912 改訂913 改訂914 改訂915 改訂916 改訂917 改訂918 改訂919 改訂920 改訂921 改訂922 改訂923 改訂924 改訂925 改訂926 改訂927 改訂928 改訂929 改訂930 改訂931 改訂932 改訂933 改訂934 改訂935 改訂936 改訂937 改訂938 改訂939 改訂940 改訂941 改訂942 改訂943 改訂944 改訂945 改訂946 改訂947 改訂948 改訂949 改訂950 改訂951 改訂952 改訂953 改訂954 改訂955 改訂956 改訂957 改訂958 改訂959 改訂960 改訂961 改訂962 改訂963 改訂964 改訂965 改訂966 改訂967 改訂968 改訂969 改訂970 改訂971 改訂972 改訂973 改訂974 改訂975 改訂976 改訂977 改訂978 改訂979 改訂980 改訂981 改訂982 改訂983 改訂984 改訂985 改訂986 改訂987 改訂988 改訂989 改訂990 改訂991 改訂992 改訂993 改訂994 改訂995 改訂996 改訂997 改訂998 改訂999 改訂1000	警察庁 国土交通省	マイナンバーカードと住民票について マイナンバーカードでの認証は、申請者の本人確認と、申請内容の担保のためにしているものです。一方で、住民票は、自動車登録第14条に基づき、登録の原因を証する書面として、旧車検証に記載の住所から新住所までの変更が証明し、いたたけなければならない。これは、マイナンバーカードで確認できる現住所の確認だけではなく、旧車検証に記載されている住所と住民票に記載された住所の異動履歴を確認する必要があります。なお、当該手続をOSSにより申請する場合には、住民票カードを入力することで住民票の提出を省略することが可能となっています。ただし、過去に自動車登録の住所変更をっていた等により住民票が確認できない場合には、住民票等の提出が必要となる場合があります。) ○ 窓口の統一について 運転免許における車検証の交付及び警察署における保管場所確認の受付については、自動車登録申請及び自動車保管場所証明申請の審査を行う機関が異なることから、受け取りにはそれぞれ窓口への来訪をお願いしている状況です。 ○ 手数料の一括支払について 手数料は、特定の者に提供する審査等の役割に対し、その費用を償うために徴収する料金であり、審査前に支払うものであるため、それぞれの期日に応じて納付をしていただいている状況です。	情報連携機能を活用した対応策第1項、第2項、第4項 自動車登録第14条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項	検討予定	御指摘いただいている改善点につきましては、引き続き関係省庁間での調整を行い、システムの対応を含め、利便性を向上できるような努力を怠りませんと考えております。		
15	令和2年10月19日	令和2年11月24日	厚労省管轄の養成所の単位認定によって、看護の質を向上させたい。	学位授与機構の利用や大学編入、厚労省管轄の養成所(各種学校)卒業生にも認めてほしい。	養成所の看護師が学士取得した場合、文科省管轄の養成所卒の場合は学位授与機構の利用または大学編入が可能。一方で厚労省管轄の養成所卒の場合はそれが認められず、改めて大学に4年間通学が必要。実際、私は看護師として10年以上勤務しましたが、現在は千葉大学看護学部で1年次から通常の学部生と同様に学んでいます。看護師経験者としては、既習科目である法術や実習は学ぶ必要を感じさせません。もし、厚労省管轄の養成所卒の看護師が大学編入や学位授与機構が認められれば、学び直しも容易になり、看護師の質の向上につながります。モチベーションが高まり、離職率低下にもつながるでしょう。現場で働くことに疲れ、改めて学び直しという院生が多いように、大学に編入できる人が増えれば、離職率低下も期待できます。同時に、文科省管轄の養成所卒に比べ厚労省管轄の養成所の偏重は減ります。しかし、一生当時の偏重を背負わなければならないのはおかしなことです。看護師免許を持った後の方が、看護学校に入るまでも看護学学ぶ期間は長いはずなのに、この経験がシステムでは学びを深める機会が少なく、印刷のレベルに合うか否かでいえば大学が求めることで、印刷システムが入りすぎることではないかではないでしょうか。	個人	文科省 厚生労働省	編入学は、学校教育法で規定されている修業年限の短縮に当たることから、法律上の根拠が必要であり、現在、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)④修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等専攻学校、を卒業したものに認められています。 編入学においては、編入前の学籍が、編入前の大学において単位認定を受けられることが前提となります。そのため、編入前の学籍が、①制度として、大学相当の教育を行うものとして位置づけられている機関で行われて、②必要に照らして、大学相当の教育であると認められる内容の学籍が行われていること、のいずれかの担保が必要とされます。	○学校教育法(昭和22年法律第26号)第103条第9項、第122条、第132条	対応不可	編入学について学校教育法で認められた学校等からの編入であれば管轄に限らず可能です。各種学校は、大学への編入が認められている学校や専修学校の専門課程と比べ教育内容や施設等の面において、極めて自由度が高く、現行の学校教育体系の中においては、各種学校の卒業生について大学への編入学を認めることは適当でないと考えます。 なお、大改革事業「学位授与機構の利用」においても、編入学と同様、現行の学校教育法体系の中においては、一定の年限にわたって「手戻り」のある学修を基礎として、さらに大学において新たな学修を積み上げることが求められているため、利用を認めることは適当でないと考えます。	
16	令和2年10月19日	令和2年11月9日	契約書類の捺印廃止及び完全電子化	紙媒体のある企業間で締結されて保管中の原本は法務省等で電子承認があればPDFを電子化できるとして、捺印を廃止し、完全電子化したい。	現在もコロナ禍の中、ハノコのために出社、ハノコのためにPDFがあろうと原本を確認しなければならない状況です。契約書類の完全電子化を推進していただくのと諸々のデジタル化が進むのではないかと考えています。今まで締結された書類もあつたのでこれの補助もあつた法改正をお願いしたいと考えています。それが実現すると、印刷物保管管理等のスペースも空き、印刷にかかるコストの削減ができます。前号ご検討を。	個人	内閣府 法務省 経済産業省	民法上は契約書等への押印が契約の成立要件とされているわけではなく、法令上で罰則が規定されていない契約については、契約主体間において、原本を電子にするか紙にするかを判断いただくことが可能です。	なし	事業承認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

















規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
54	令和2年10月19日	令和2年11月9日	高額転売に関して	高額転売を抑制するためにECサイトでの転売の通報があった場合事例に応じてECサイト等の特定取引法に基づく住所の表記を厳しくするよう指導してほしい(マイナンバー等を登録する。住所許可証の写しの提出をさせるなど) または通報があったアカウントは事例に応じてアカウントを短期間凍結・凍結作成するのを規制するよう指導してほしい	骨董やプレミア価格と言われるような希少性から価値が上がる物と、昨今の買い占めに不当に希少性を吊り上げようとする高額転売の懸念を明らかにするためには、古物取引許可証の写しを提出させる方が良いと思います。古物取引許可証の写しの提出に関しては警察で身分証を出して作成しなければならぬため店舗の住所での登録ができないので、不当に買い占めを行う人間は登録しづらい上に複数回通報され許可証を提出されればECサイト側も規制しやすくなったかと思っております。 また事例に応じて買い占め行為等で通報された人へのECサイト側に被害を表明できるようにする事で手間の簡略化ができるかと思っております。	個人	消費者庁	特定商取引法では、販売業者又は役務提供者事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をする際のルール等を定めています。このうち、特定商取引法第11条第2項に基づき特定商取引法第9条第1項において、当該広告には販売業者又は役務提供者事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示しなければならないと規定されています。	特定商取引法第11条	対応	特定商取引法では、住所については、現に活動している住所を正確に表示する必要があります。現に活動している住所を正確に表示していない場合は、法令に基づき厳正に対応しております。また、オンライン・ショッピングモール等における販売業者等の特定商取引法の表示義務の履行確保及び販売業者等に対する活動可能性の確保のために所管を厳正にしております。 なお、デジタルプラットフォームにおける消費者取引において、消費者の安全・安心を確保するための取組については、消費者庁において開催している検討会の議論も踏まえ、方向性を検討してまいります。	
55	令和2年10月19日	令和2年11月24日	ひとり親家庭の現行届	毎年役所に赴き書類の記載。しかも、児童扶養手当該当しなくても毎年度申請しなくてはならない。該当しないことが分かった時点で翌年からは手続きを省いてくれれば良いのに、手間、あれこれの書類、水も上も申請でます。	まず、役所の手間が省けます。 児童扶養手当該当しない人は登録され、該当するようないことが申告する方法にすれば良い。 ひとり親家庭とわかったら、それに該当するサービスや手続きなどを全部行ければいいのに、一々申請するたびにその都度出向き同じ書類を書かされる。紐付け。	個人	厚生労働省	ひとり親家庭は、子育てと仕事を一人で担い、様々な困難を抱えている方が多く、様々な状況に応じたきめ細かな支援が必要であることから、地方自治体では、児童扶養手当法第28条の規定に基づき、児童扶養手当を受給する方からの届出の機会を活用して、相談に応じた上で、必要な情報提供や助言を行っているところであり、毎年8月の児童扶養手当の現金給付の準備等を集中期間と設定し、子育て・生活、教育、就業、医療費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な課題について、まとめて相談に応じる体制を構築しています。 また、収入が所得制限限度額を超える水準となったことで、児童扶養手当の全部が支給停止となる一方で、収入が所得制限限度額を超えていないと地方自治体で判断した方の場合には、対面によらず、郵送等による届出を行うことも可能としています。	児童扶養手当法第28条の2	現行制度下で対応可能	収入が所得制限限度額を超える水準となったことで、児童扶養手当の全部が支給停止となる一方で、収入が所得制限限度額を超えていないと地方自治体で判断した方の場合には、対面によらず、郵送等による届出を行うことも可能としているところである。	
56	令和2年10月19日	令和2年11月9日	農業委員会の廃止について	農業従事者が権限がなくなる中特定の人の代行権限が与えられ、新規参入の阻害や農業者の損害原因となっている。廃止または制度自体を見直す。	人間関係いかにいって、農業の借付しや購入の際に、誰がらせやねんなどが発生しているためJAがアドバイザーになるなど制度改善が起きた事で新規就農者の自由な農産物選択が阻害され、JAに出荷前提で無ければ農地の増地許可に異議が入るなど事例が出ている。 地域による差が激しく、農産物の強い地域では制度が通用されている	個人	農業水産省	農業委員については、公選により募集し、市町村長が農業委員会の職務を適切に行うことができる者を議長の同意を得て任命することとされています。 また、委員には農業委員会の所管に属する事項（開閉、利害関係を有しない者（中立委員）を必ず任命することとされています。 また、農業委員会の意思決定は、農業委員の過半数の出席により成立する総会において、出席した農業委員の過半数による多数決で行われ、議事録は作成することとされています。 農地の増地許可の基準は法令に定められており、JAへの出席は許可できない要件とはなっておりません。	農業委員会等に関する法律	現行制度下で対応可能	農林水産省では、担い手への農地の確保、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進をより一層推進するため、平成27年に「農業委員会等に関する法律の見直しを行いました。その際、これらの農地に効率かつ公平に取り組むことが出来る委員を選出するため、委員の選出に当たっては、「従来の公選制から、公募とし、応募者のなかから、市町村長が議会の同意を得て任命する方式に見直す」とともに、「利害関係を有しない者（中立委員）の任命の義務化を行いました。また、農地の増地許可の判断が行われる農業委員会の総会については支配のとおり、公平かつ公正に運営が行われるよう規定しております。このように、制度上、特定の人だけに権限が与えられているものではありません。今後とも適正な業務運営が行われるよう指導に努めてまいります。	
57	令和2年10月19日	令和2年11月24日	無期転換ルール撤廃	無期転換5年以降は無期転換できないというルールではなく、最初から無期転換を認ずるもしくは契約期間の定めを設けると元の形に戻して欲しい。	私は無期転換という条件で以前の会社に入社しましたが、5年転換ルールが増えたことで途中から契約内容が変更されました。その会社での給与ランクがある一定に行かなかった場合、無期転換にはできず、5年の契約期間満了をもって退職というものでした。私は給与変更のタイミングでの体面不良による退職が原因で、次期上司の査定を計り、これまでの評価がしかりとされたいまま、会社の無期転換ルールに該当しないという評価になりました。これ会社の体面が悪いのはもちろんあります。ただ同時に誰が無期転換を求めるルール制限をつけたことで起こった出来事だと感じます。雇用安定を求めたルールがある一方、また変更していない会社は無期転換する人材とどう違うものを感じたいかかれています。手元を作り法からの抜け道として規約を作ります。今後は規約内であるため、柔軟な対応がされないという判断。私から見れば、無期転換をしてもらえるという条件が入ったのに、5年で職を奪われた形です。これは政策意図と異なるものではないでしょうか。安定した雇用を七割がたなら、爪の長いルールにするのではなく、企業にも制限を付けるべきです。契約社員は契約を更新しければ職を失わないので企業と対等になれる納得できなくも更新をざるを得ません。無期転換への選択が増えることより、契約内容が変わることや初期の情報が安定しなくなるというリスクです。必要であれば、雇用部長の声をかけられたいです。雇用止めを食って失業保険の支給まで期間1ヶ月以上と長いですし、とて安定した収入を得られません。あわせて支給開始時期も早期にあってた方がいいかと思っています。	個人	厚生労働省	(無期転換ルールについて) 労働契約法第18条において、同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約の連続期間が満了する直前に、当該満了する日の翌日から労働者が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたとき、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすことが規定されています。 (雇用保険部分について) 雇用保険の基本手当は受給資格を有する者が失業している日について支給することとされており、失業している日についての認定を受ける必要があります。当該失業の認定は、受給資格者が最初にハローワークに出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日で行うこととなります。	無期転換ルールについて 労働契約法第18条 (雇用保険部分について) 雇用保険法第15条第1項～3項	対応不可	(無期転換ルールについて) 無期転換ルールにおいては、有期労働契約が回復更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に近い状態となっている労働者が多い等の指摘があったこととをふまえ、こうした有期労働契約の運用的な利用を防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。これまでも、無期転換ルール等の情報を発信する専用のサイトの開設やセナへの開催に加え、都道府県労働局には「無期転換ルール特設相談窓口」を設置するなど、制度の周知、導入支援等を行ってまいりました。厚生労働省として、無期転換ルールを意図的に避ける目的で廃止を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないと考えております。このため、そのような実態を把握した場合には、引き続き都道府県労働局において必要な啓発指導を行う等、適切に対応してまいります。なお、労働契約法では、労働条件を労働者の不利益に変更する場合には、原則として労働者の同意が必要と規定されています。 (雇用保険部分について) 法律上、失業の認定は最初にハローワークに出頭した日から起算して4週間に1回ずつ「直前」の28日の各日について行うこととされており、当該期間について就労の有無、求職活動の実績等を確認して失業の認定を行うことから、最初にハローワークに出頭した日から起算して4週間より1ヶ月程度の期間を要することとなります。	
58	令和2年10月19日	令和2年11月24日	国民健康保険証の返却の廃止	国民健康保険証は新しい物が交付されたら、古い物を区役所又は出張所へ返却することになってます。新しい保険証が届いたら、銀行のカードと同様に入りませで切っから返却するほうが良いと思います。	区役所の手間も、国民の手間も省けます。	個人	厚生労働省	国民健康保険証更新時の取扱いについては、不正受給の防止等による保険給付の適性を確保するために、返還を定めています。今後とも、国民健康保険の適正な運用に努めて取り組んでまいります。		対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
50	令和2年10月19日	令和2年11月9日	情報公開制度について	情報公開請求者に個人性は無いのだから、一度公開された文書及び、横並びの文書などは、次回からは、即時公開で問題ないはず。何度も役所に送って1週間以上まてられて、手数料とられて・・・経済活動の足を引っ張るな。同じ文書を公開請求の度に、審査会を開くのは、時間も労力も税金も無駄。	情報公開請求者に個人性は無いのだから、一度公開された文書及び、横並びの文書などは、次回からは、即時公開で問題ないはず。何度も役所に送って1週間以上まてられて、手数料とられて・・・経済活動の足を引っ張るな。同じ文書を公開請求の度に、審査会を開くのは、時間も労力も税金も無駄。	個人	総務省	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)は、行政文書の開示請求権を定めることにより行政機関の保有する情報の公開を図ることを目的としており、行政機関の長は、開示請求者に対しては、同法第5条各号に掲げる情報(不開示情報)のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求に係る行政文書を開示しなければならない旨を規定しています。不開示情報に該当するかどうかについては「時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行状況等の事情の要否に応じて変化するものであり、開示請求があった年度判断しなければならない」(「詳細 情報公開法」)とされており、不開示情報該当性の判断(開示可能な情報の判断)は開示請求があった年度行う必要があります。また、開示請求があった時点において、新たに作成・取得された文書がある場合には、当該文書を含めて開示対象文書として特定する必要があります。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第11号)第5条、第二十四条	対応不可	○ 政府としては、提供が可能な情報については、積極的な提供に努めることは必要であると考えており、具体的施策として、「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針」(平成27年2月2日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、各行政機関は、「情報公開法に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同様の情報で、反復継続的に開示請求が受込まれるものについては、原則としてWebサイトによる提供を行うこととしているが、情報提供について進捗しているところ等。○ 過去に同一の行政文書について同一内容の開示請求が行われ、開示・不開示の判断が比較的容易な場合等において、迅速に開示決定等を行うことは、一般論としては、開示請求者の利便性向上の観点からは望ましいと考えられます。一方で、情報公開法に規定する開示請求については、同一内容の請求であっても、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務、事業の進行の状況等事情の変化によって開示・不開示の判断が変わり得ることに加え、開示請求の都度、新たに作成・取得された文書も含めて対象となる行政文書を特定する必要があります。開示請求があった時点において、開示・不開示の決定を適切に行うことが、情報公開制度の趣旨、国民の権利利益の保護の観点からは必要であると考えられます。○ なお、ご提案の「同じ文書を公開請求の度に、審査会を開くのは、時間も労力も税金も無駄。」につきましては、国の情報公開制度においては、情報公開(個人情報保護委員会が審議・答申を行うのは、各行政機関が行った開示・不開示の決定に対し、開示請求者等が審査請求を行い、同審査会に諮問された場合に限られますので、開示請求の度に同審査会が審議・答申を行うわけではありません。	
60	令和2年10月29日	令和2年11月24日	引越し手続きのオンライン・ワンストップサービス	引越しに伴う生活インフラの住所変更手続きをスマホ、タブレット、PCからオンライン・ワンストップサービスで出来る様にしたい。その為に書類印刷制度をデジタル化する対象を、市街地、電気、ガス、上下水道、電話、郵便局、インターネット、銀行	多くの人が引越し時の各種生活インフラの契約解除と引越し先での新契約締結、住所変更手続き等が煩わしさを感ぜている。その契約変更に関する時間と負担は大きい。	個人	内閣官房 総務省	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「引越しワンストップサービス」の推進に向けて、2019年度(令和元年年度)に実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で電気サービスを開始しております。また、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めることになっていきます。なお、個人番号カードの交付を受けている者による転居届については、現在もオンラインで実施することが可能です。一方、転入届については、対面での厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に出向いていただく必要があります。	住民基本台帳法第22条、第24条第1項、第27条第2項、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第3条、情報提供推進を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第6項	対応	現在、内閣官房において、関係府省、地方公共団体、民間事業者の協力の下、引越し時の様々な場面で必要であった住所変更手続きの回数やコストを削減し、引越しに伴う電気・ガス・水道等の民間手続及び地方公共団体への転入・転入等の行政手続を、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス」の推進に取り組んでいます。2019年度、2020年度と実サービス実験を通じて効果検証、課題把握等を行っており、この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
61	令和2年10月29日	令和2年11月26日	長期海外駐在員(住民票転出者)のマイナンバーについて	主人を海外で亡くし、遺族年金の手続きにおいて、住民票の取得にあたり非難に苦労しました。海外駐在員もマイナンバーで管理、一元化出来ればと提案します。	私は昨年タイで20年駐在していた夫を、くも膜下出血により現地で亡くしました。遺族年金の手続きで夫の住民票が必要ですが、海外転出者には現地の住民票を提出するよう指示されました。タイには住民票と言ったものがなく、バンコクの領事館に申請すると、外務省の方針で、死亡したものに對して証明する事が出来ないと書きました。年金事務所はその旨を報告すると、現地の生活状況を証明する為、現地で死亡証明書と併せて、火葬証明、現地の会社の雇用契約書、アパートの契約書、光熱費の明細の提出等で大変苦労しました。◎日本の住居を確保、総務省と、住事務所・外務省、年金事務所・厚生労働省の全てでマイナンバーで管理、一元化する事により、煩雑な手続きが省略されると思います。また各国の日本領事館に於いても、マイナンバーの取得が可能となる様お願い致します。マイナンバー制度ができる前に海外に転出した者には、マイナンバーの取得が出来ないと亡く夫が嘆いていました。今後も、海外での不慮の事故や急病で家族を亡くされた方に、私の様な事で悩まれる方もいらっしゃると思います。具現化される事を希望し、お願い致します。	個人	デジタル庁 総務省	海外転出者によるマイナンバーカードの継続利用については、令和6年5月までに開始することとしております。	改正後の行政手続に於ける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第8項	対応	制度の現状のとおりです。	
63	令和2年10月29日	令和2年11月24日	身分証明書やマイナンバーの義務化	仕事で米国と現在中国に駐在経験があります。両国とも身分証明が義務化されています。兼ねれば、銀行口座開設・クレジットカード・携帯電話購入、など何もできません。それができてしまえば日本はセキュリティが担保でないかと思えます。たかには身分・個人情報を銀行口座や携帯電話でのオレオレ詐欺やドコモ口座事件などの引き金になっていると感ずります。マイナンバーを身分証明を義務化して安全安心な日本にして下さい。税金の公平化も望みます。	安心して暮らせる社会の実現、公平な税金の徴収。	個人	警察庁 金融庁 総務省 経済産業省	犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法は、事業者に対し、顧客等の氏名、住所、生年月日について、マイナンバーカードをはじめとする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成17年法律第22号)第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省(特)第6号、第7条、携帯電話事業者による犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法及び携帯電話番号適成法の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第5条、携帯電話事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話適成法の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年法律第31号)第5号)第3条、第5条	現行制度下で対応可能	左記のとおり、現行制度においても、銀行口座の開設や携帯電話契約の場において、事業者は氏名、住所、生年月日を確認することを義務付けられております。なお、犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法においてマイナンバーカードのみを本人確認書類とすることの是非の検討に当たっては、マイナンバーカードの普及・利便性の向上等マイナンバーカードを取り巻く環境の整備が一次的に必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
64	令和2年10月29日	令和2年11月24日	行政のデジタル化について	フランス政府の引越し用サイトですが、引越しの日程・居住情報を入力すると、年金、自動車登録、電力会社、社会保険、社会保険、保険等、ハローワーク、労務会社、保険会社などにも一括して住所変更してくれるので、めっちゃ便利です。自分たち常勤に郵送や電話で窓に行かなくていいからかなり早いです。確定申告はiTaxワード認識して、給与収入や個人事業の売り上げや家族の人数や不動産などを入力すると、自動的に税金を算出して、クレジットカードで払えるようになっていました。わざわざ確定申告用のソフトを買ったしなくても、フォーム入力だけで確定申告が終わります。	デジタル相の菅井大臣と密に連携していくが面白いのでデジタル行政について提案させていただきます。今回はデジタル系に詳しい著名な人(ひむかき・ちんちゃんねる創設者・ご主人Twitterアカウント@hiyokami)の案ですが推薦という形で投稿させていただきます。 https://getnews.jp/archives/2728750 原文 「手続きをデジタル化するときに、郵送や窓口よりも圧倒的に便利というのを実現すると、デジタルに疎い人でもデジタルでやってみるか」となるので、便利な機能をバリエーションとして、マイナンバーカードで個人認証し、また、カードリーダーを置かせて、パソコンで接続して、ドライバーをインストールして、マイナンバーカードで個人認証して、、、というのには難易度が高すぎて不慣れなので、携帯電話のショートメール認証にしたほうがいいと思います。。。」 【返信】 マイナンバー普及率 約20%(8月) スマホ普及率 約85%(2019) 既に普及している国民が慣れるスマホからできるデジタル手続きをどんどんやってほしいです。既に標準ながら、詳細はご本人と意見交換して頂ければと思います。彼らをご(貴)方等の業務向けにアイデアをお持ちのはずです。	個人	内閣官房 内閣府 総務省	①引越し 「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「引越しのワンストップサービス」の推進に向けて、2019年度(令和元年策)に実証実験を行い、その方法及び効果の検証を進めるとして、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を認め、本格展開を進めることとなっています。 なお、個人番号カードの交付を受けている者による転居届については、現在もオンラインで実施することが可能です。一方、転入届については、対応での届出は本人確認が必要であることから、市区町村窓口に向っていただく必要があります。 ②確定申告 国税庁ホームページ内にある「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書を作成することができます。 給与・給金一時所得のみの方は、スマートフォンで見やすい専用の画面で所得税の確定申告書を作成することができます。 なお、作成したデータはそのままでTax(電子申告)を利用して送信することで申告手続が完了します。また、確定申告書作成コーナーで作成した申告書を画面で出力して申告することも可能です。これららのサービスは、どなたでも無料でご利用いただけます。 令和3年1月からは、マイナンバーカードをお持ちであれば、マイポータルを通して確定申告に必要な生命保険料の控除証明書等の情報を取得し、申告書に自動入力する機能にも対応予定です。関係省庁や外部機関と連携して当該情報の対象となる情報を一括取り込んでいきます。 なお、納付手続に関しては、従来より口座振込から直接引き落としで納税納付の他、QRコードを利用してコンビニエンスストアで納付する方法、クレジットカードによる納付等の多様な納付手段に対応しており、どの方法で納付するかについては、確定申告書作成コーナーを利用する一連の流れの中で選択していただくことが可能です。	①引越し 対 ②確定申告 対 ③確定申告 対	①現在、内閣官房において、関係府省、地方公共団体、民間事業者の協力の下、引越し時の様々な場面で必要であった住所変更手続の回数等を最小化するよう、引越しに伴う電気・ガス・水道等の契約手続及び地方公共団体への転居・転入等の行政手続を、まとめて一つのポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス」の推進に取り組んでおります。 ②19年度、2020年度と実サービス検証を通して効果検証、課題把握等を行っており、この度確認したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。		
65	令和2年10月29日	令和2年11月24日	医療情報プラットフォームとしてVNAの活用	日本において、医療情報の共通化は、医療情報の共有化は、医療画像である(DICOM)においてできていない。そのほか、DICOM以外の医療データの共有化は、DICOMおよび、DICOM以外のword、excel、png、jpeg等の情報共有プラットフォームとして、Vendor Neutral Archive(VNA)という規格があるが、広く使われていない。これを勧める必要がある。	Vender Neutral Archive(VNA)は、ほかのシステムによってベンダーの中立的な方法でアクセスできるように、標準インターフェイスを備えた標準フォーマットで医療画像を格納する医療規格のことになる。欧米での採用は、増えているが、日本では、ベンダーの競争が激化することを恐れて、ベンダーから提案されることが少なく、採用も少ない。これを医療情報の規格として採用することにより、医療データをUSBでハードディスクをつなぐように、簡単に利用できることになる。これにより、ベンダーに依存しないため、コストが下がると、また、画像以外のデータもクラウドなどで、共通のプラットフォームで、取捨選択も可能。検索も容易である。例えば、スマホにアプリを入れれば、皮膚科等の写真をもっとアップすることができる。動画も可能である。つまり、クラウドやネット連携による医療連携、病診連携も容易である。医療連携の規格として、国が推奨するべきである。この規格を多くの医療ベンダーが採用することにより、他社のサーバーと、USBをつなぐ様に、ネットワークで連携し非常に容易である。そして、そのデータは、MSエクスポートやgoogleクロムの様に、連携ベンダーからも、見たり、検索したりできる。しかも、この規格は、電子カルテに準拠しているため、ログ管理が行われているため、改ざんが殆ど不可能である。個人情報、履歴、画像、動画などを、決まった形で、収録しているため、別のベンダーのシステムでも使用でき、医療以外の情報管理方法としてもすぐれている。しかも、ベンダー間の競争により、価格が下がります。	個人	厚生労働省	VNA(Vender Neutral Archive)について、厚生労働省では、医療画像に関する厚生労働省標準規格であるH5011「医療におけるデジタル画像と通信(DICOM)」やH5031「地域医療連携における情報連携基盤技術規格」などによって、異なるベンダーやシステム間でも医療画像や文書を一元的に管理・閲覧できるようにシステム開発をベンダーに促していることである。	な	現行制度下で対応可能	厚生労働省としては、引き続き標準規格の策定を進め、普及促進に努めます。	
66	令和2年10月29日	令和4年8月19日	薬剤師(現在失職中)からの要望	医療情報(疾病・既往歴・服薬履歴・アレルギー・副作用履歴)をマイナンバーカードや保険証に一元化し、受診時や薬局薬局時にその情報をもって診療や投薬することができれば、薬剤師の業務負担の軽減、加えて医療情報の請求などもできれば、オンライン診療やオンライン処方箋管理・指導なども可能ではないかと考えています。対応が急がれる方々の要望も変わります。そういうことが必要な患者さん多いかと思いますが、データにもつたいたが、医療や薬学指導をしないといけない薬剤師であれば現状でもしっかりされていると思います。	薬剤師として仕事をしている、病院ではデータを取りに行こうと思えばカルテを確認し、その背景をもつてその薬の適当性や禁忌薬のチェック等ができるのですが、薬局では、個人情報検索の点からすべてのデータを初対面の時に完全にチェックするのは困難です。なにか情報を取り出さう、急いでも患者さんに情報を提供してつくることができません。(その点、門前薬局だと、日ごころからの医療機関との情報関係などの点から電話での疑義照会しやすいことがあり、門前薬局の安心感にもつながっています)患者からの自己申告と医師の高圧や推量によって疾患を推測し、禁忌薬のチェック等を行うしありません。もちろん薬剤師への疑義照会も薬剤師の義務です。そこを手を抜こうしているではありません。効率的かつ安全に薬を提供するにはどうしたらよいか、と考えると、デジタル化が進んだこの世の中、データ一元化、そんな考えが浮かんでしまいます。地道な自然災害があった場合も考慮するのはいいか、と思います。私は薬剤師としての経験は浅いので、経験のある薬局薬剤師の意見を沢山聞いてみたいと思います。	個人	厚生労働省	患者の医療情報を患者自身や医療機関・薬局が確認することは重要であると考えており、現在、データヘルス改革の一環として、マイポータルを通して、薬剤師・特定健診等情報を患者本人が自身の端末等で確認すること及びその情報を患者から医療機関等に対し表示することは可能となっています。また、オンライン資格確認等システムを活用し、薬剤師・特定健診等情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関等で確認することも可能となっています。	な	対	薬剤情報・特定健診等情報について、令和3年10月に医療機関等で確認出来る仕組みを稼働したところであり、送付情報など一部の情報についても、令和4年9月を目途に同様の仕組みを稼働させることを目指しています。今後も医療機関等へ提供できる情報を拡大すると、データヘルス改革工程表に基づき、医療等分野におけるデータ利活用の促進を図ってまいります。	
67	令和2年10月29日	令和2年11月24日	Uber解禁を希望します 日本のタクシー業界の既得権益によって競争原理が働かないようにUber解禁がされています。 Uber解禁することによりタクシー業界にとっては大打撃になります。利用客は安くなって、街中の競合運転手は行動コストを下げる事ができます。 よろしくお願ひします。	タクシー業界の既得権益を打破してほしいから。 客と運転手がWIN-WINの関係になるから。	個人	国土交通省	「道路運送法第2条において、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を「旅客自動車運送事業」と定義され、当該旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、道路運送法第4条又は第45条により国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなっています。 「道路運送法第78条において、自家用自動車は、原則として有償で運送の用に供してはならないこととされています。	道路運送法第2条、第4条、第43条、第78条	対	国土交通省としては、自動車による旅客の運送において、安全・安心の確保が重要な課題と認識しています。 自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」(※)は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提して行われます。 国土交通省としては、このような形態の旅客運送事業者の横行は、安全の確保、利用者の保護等の観点から懸念があるため、認めるわけにはいかないと考えております。 ※ 自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンアプリ等で媒介するもの		
68	令和2年10月29日	【総務省】 令和2年4月26日 【法務省】 令和2年12月16日	マイナンバーカードによる戸籍謄本取得	コンビニ等で住民票の取得が大量発生したかと思いますが、戸籍謄本は相互変わらず、本籍地の役所へ請求する方が取得の手続きが楽です。住民票同様にご申請等でご取得の方法をご検討願ひします。	上記に述べた事項と同様。	個人	総務省 法務省	【総務省】 マイナンバーカードを取得済みの方であって、本籍地の市町村がコンビニエンスストア等における戸籍証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において戸籍証明書を取得することが可能です。 【法務省】 戸籍謄本等の交付請求については、住民票と同様コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められています。なお、コンビニ等で請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村の判断によることとされており、現在では639の市区町村で対応しています(令和2年11月現在)。	【総務省】 なし 【法務省】 戸籍法施行規則79条	【総務省】 対 【法務省】 事業承認	【総務省】 コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。 【法務省】 制度の現行欄に記載のとおりです。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
75	令和2年10月29日	令和2年11月24日	免許証更新手続きのシステム化	東京小倉井警察署での運転免許証更新 1. 料を押すだけなどの事務処理を一か所でも集中的にやるべき。 2. 受付人員の削減 3. システム導入による一元管理	東京小倉井警察署での運転免許更新に2020年5月に訪れたが、その事務手続きは、おそらく昭和ころから変わらぬやり方ではないかとと思うほど、極めて非効率であると感じた。料を押すだけの事務処理を一か所でも集中的にやるべき。順番に待ち、また別の受付窓口の前で同じように並ぶという旧態依然とした対応であり、これが日本かと残念に思った。入海職による費用経費の削減も重要だが、毎日 免許更新にくる人達の時間ももっと効率化できると感じた。	個人	警察庁	運転免許証の更新手続きは、各都道府県の運転免許センターや警察署等において行われており、免許証の更新を希望される方には、更新申請書の記入・提出、手数料の納付、適性検査(視力等)の受検、運転経歴に応じた講習の受講等の手続きを経て、新しい免許証が交付されます。	道路交通法第101条、第108条の2	検討を予定	警察庁では、これまでも、都道府県警察に対して、運転免許証の即日交付、日曜日窓口の開設等を指導してまいりました。 運転免許証の更新手続きについては、優良運転者の更新時講習のオンライン化をはじめとして、今後も、国民の皆様の御意見・御要望等も踏まえつつ、手続きの簡素合理化及び更新時講習の運営改善に向けて検討を進めてまいります。	◎
76	令和2年10月29日	令和2年11月24日	金融機関で法定代理人が手続きする際、本人の写真付き本人確認書類を提示してください	1. 現状 金融機関での預金口座開設、保険会社への保険金請求などの場面では、原則として顔写真付き本人確認書類による本人確認が要求されます。これができない場合は、本人の住所宛に転送不要の書留郵便を送って本人確認する必要があります。 2. 提案内容 成年後見人や親権者など、法定代理人が手続きする場合は、本人(被後見人や子)の顔写真付き本人確認書類による本人確認を不要とし、住民票の写しの提出などで済ませよう、省令を改正してください。	1. 提案の背景(改正の必要性) 私は弁護士であり、成年後見人として預金口座開設や保険金請求などの手続きをする機会が多くあります。しかし、成年被後見人は顔写真付き本人確認書類をお持ちでないことも多く、仮にお持ちでも、成年後見人がその手続のために持ち出すには手間がかかることが多い状況です。 また、代替措置として、本人の住所宛宛に手続の確認書類が郵送されることがあります。しかし、私のような専門職後見人は、通常本人と一緒に住んでいませんから、その書類を確認するには、自ら本人自宅に向うか、同居または近所の親族に当たってもらう必要があります。さらに、同居または近所の親族が後見事務に際対的である場合、その書類が送られることで、種々の苦情にもあつてもあります。 2. 提案内容 本人の顔写真による本人確認が無意味なこと(改正の許容性) そもそも、顔写真付き本人確認書類が必要なのは、手続を行っている人物がその本人確認書類に記載された人物なのかを、厳格に確認する趣旨と想われます。そうすると、法定代理人が手続きする場合は、その意思決定は法定代理人によるのですから、手続しているのが本人自身なのか、あるいは本人の意思に基づくのかは、確認する意味がありません。本人の突と本人特定事項を確認するため、住民票の写し等の本人確認書類を提出すれば足りるはずです。 国際条約との関係は検討していませんが、条約上、本当に上記のような本人確認が必要なのでしょうか。合理的な本人確認制度にするよう求めます。	個人	警察庁 金融庁	成年後見人等が被後見人等の銀行口座開設を行う場合、銀行は、成年後見人等及び被後見人等の両方について、本人特定事項の確認を行わなければならないこととされています。 当該確認に用いることのできる本人確認書類は、写真付きのものに限定されており、御提案の住民票の写し又は成年後見人に係る登記事項証明書等、健康保険証等の書類と共に提示するなどにより、取引時確認を行うことができます。 なお、FATF勧告(マネー・ローリング及びテロ資金対策のための国際基準)は、代理人と顧客本人の間者について顧客管理措置を行うことを求めているほか、FATFの第三次対日相互審査においては、「写真が用いていない」書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補充措置をとることの指図を受けたところです。	犯罪収益移転防止法第4条第1項、第4項 犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号	現行制度下で 検討可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
77	令和2年10月29日	令和2年11月24日	大分昔に改革されかけて潰された案件ですが	自動車の手続について、先進国では日本これが最も既得利益ですが	管総理の既得利益打破に最も最優先課題ではないでしょうか？大分昔に国会で議論されて潰された物ですが、先進国特に自動車の性能は世界一と思うのに、なぜか車検制度・・・これは国民の財布にとても大打撃です。自動車に掛かる税金は税ですって仕方ありませんが、車検は要らないと思えます。もう少し加減、無くしてもらえませんか？	個人	国土交通省	自動車検査(車検)制度については、自動車の安全・環境性能について、基準への適合を定期的に確認するとともに、不正改竄の防止やコラーの乗用車等の改修を促進するために設けられているものです。 また、英国は1年おき、ドイツは2年おき(いずれも乗用車の場合)に検査を義務付けているなど、諸外国と比較して日本のみが特別な車検制度を設けている状況ではありません。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第96条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
78	令和2年10月29日	令和2年11月24日	運転免許書き換え	運転免許書き換えを市役所で行えるように出来ないでしょうか	長崎県松浦市に住んでいます。大村市試験場まで遠すぎます、少しでも遠反があるところ大村市試験場まで行かなければなりませんめて佐世市役所に出発しないですか	個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手続きでは、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいております。	道路交通法第101条第1項、第5項及び第108条 道路運送法施行規則第29条	対応不可	運転免許証の更新を受けようとする方は、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要がありますことから、そのための設備等が整った運転免許センター等にお越しいただく必要があると考えられます。 運転免許証の更新手続きについては、優良運転者の更新時講習のオンライン化をはじめとして、今後も、国民の皆様の御意見・御要望等も踏まえつつ、手続きの簡素合理化及び更新時講習の運営改善に向けて検討を進めてまいります。	
79	令和2年10月29日	令和2年11月24日	NHKスクランブル化の提案	放送法を改正し、NHKと契約する義務を廃止し、契約しないに關してはNHKを閲覧できない措置をとる。	年30000程度の国民負担減、既得利益の撤廃、受信料制度の透明化	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあくまで日本全国において受信できるように豊かでない放送番組による国内放送などをを行うという公共放送の基本的役割にないものではないかと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
80	令和2年10月29日	令和2年4月26日	マイナンバーカードについて	マイナンバーカードの取得の手続きを簡便化するために、ワンストップなどと同一辦法方法を取りたいと思います。 マイナンバーカードを作成の際は住所へ足を運び写真を役所で取って貰い、その際に本人確認等も、もう一度足を運ばざるを得ないように、少なくとも番号入力ができるようにするべきだと思います。	提案理由としては多々ありますが、現状のマイナンバーカードの取得方法は主に仕事や育児、また学業に専念している人々に対してあまりにも煩雑過ぎると思います。 私自身も毎年の収入の取手を覚えています。わざわざマイナンバーカードのために役所へ行くことなどは思いません。 なぜなら泣き喚ぶ子供を連れてわざわざマイナンバーカードの取得へ行かなくてもいいや、とか思えない程周りを観察内する審議しているからです。 夫は職人として現場へお仕事に行きますが、9時から5時で終わるようなお仕事でもなく、土日もお仕事なのでわざわざマイナンバーカードの為に休む必要もありません。 わざわざ夜間明けに目を見こすり、マイナンバーカードの為に役所へ行くのでしょうか？ 日本で働いている、子育てをしている、学生として勉強に励む そのような方々にだけマイナンバーカードを普及させたいのであれば、いかに手順やレギュラーなお役所の時間外でも作成または受け取りが出来るようになるかを考えるべきだと思います。 河野さんは若い世代に比べても、何故ならば今まで若い人の声を聞くことしてくれる政治家さんの方があまりにも少なかったのです。 若い世代にマイナンバーカードを、ということであれば河野さんのお声なら必ず届いてくれると思います。 私も含め、忙しい方達にもマイナンバーカードが作りやすい環境をどうかよろしくお願ひいたします。 長々と書いてはすみません。	個人	総務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第3条第4項等	対応	マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。		
81	令和2年10月29日	令和2年11月24日	免許更新手続きを3年延長の法整備をお願いします。	3密を避けて免許更新手続きを3か月に繰り返しています。コロナは長期でたつたか期間の延長は不合法です。またもワンテンゴを出来るのは3年は必要ですので、せめて3年間の延長を短期する法整備を早期に決定されることを希望しています。これは高齢者と同居する全国民の願いです。生活上車の運転は必要で免許も必要です。免許更新のためコロナに感染するのは避けたいです。	3密を避けるため「3か月の免許更新手続き」を繰り返す手順と費用を思うと、「1回の手続きで国民が安心して運転できる」という「免許更新の延長」とは思えません。免許センターもかまごに手続きを繰返すより、前年3年延長が出来るほうが職員の皆さんも手間は無いかなと思います。こういう3年間の延長のような決定は法整備が必要ですので投稿しました。宜しくお願い致します。	個人	警察庁	道路交通法第92条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第57条	その他	新型コロナウイルス感染症の影響下における運転免許証の有効期間の延長等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の運用状況等を踏まえ、適切に対応すべきものと考えております。		
82	令和2年10月29日	令和2年11月24日	コロナ禍に於ける空港での入国審査の簡素化	入国時に検疫と入管にそれぞれ質問紙や健康カードを記入するが、検疫や入管の書式は違っていないものの、内容は重複している、これを共通書式にして検疫と入管が共有する	長時間のフライトで疲れた乗客の負担軽減と、コロナ禍の入国手続の時間短縮を図る。	個人	法務省 厚生労働省	【法務省】 現在、法務省では、当分の間、上陸の申請日前14日以内に152の国・地域における滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否するとしています。 上陸拒否対象地域から入国される方については、その滞在歴を正確に把握するために、質問票を記載していただく必要があります。 【厚生労働省】 検疫所にて記入いただく質問票は、検疫法第12条に基づいたもので、入国者の健康状態を把握するための必要不可欠な書類です。また、健康カードにつきましては、入国者の国内におけるご方について、感染拡大防止の観点から通知するものです。	【法務省】 検疫所と入管庁が提出を求めた書類は、検疫所が防疫措置に関する判断のため、入管庁が入国可否に関する判断のためと目的が異なることに加え、それぞれの行政目的を達成するのに必要な範囲でしか情報を保有することとはしない上、簡便化は、上陸拒否の方の要員に応じて直ちに書式などの変更を行う必要がそれぞれあり、時間制約の観点からも、共通の書式とするのは困難です。 他方、11月1日から、中国、韓国等9か国・地域について上陸拒否の対象から除外されたため、今後、上陸拒否の対象地域でない国・地域からの入国者が増加することが予想されますので、これまでより厳格な入国審査は継続しつつ、一方で円滑な上陸の手続きも同時に取り組むべき課題だと認識しております。その点も踏まえて、質問票の取り扱いを含めた手続の簡素化について、検討していきたいと考えます。 【厚生労働省】 現在、質問票の電子化について検討中です。これにより、入国者自身のスマートフォンを使用した申告を可能とし、入国者の負担軽減や検疫手続の効率化を促します。	◎		
83	令和2年10月29日	令和2年11月24日	「農地法」の転用を促進し、有効利用の促進を図る。また、農業者の負担軽減を図る。	農地法における「非農地」化の理由「森林」への転用を促進し、有効利用の促進を図る。また、農業者の負担軽減を図る。	過疎化が進む限界集落において、農地法が土地の再利用を妨げている。集落に残る者は高齢化で畑を耕すこともできないのに、農地法により、田畑から「非農地」への転換が容易でなく、体が動くうちに将来の購入としての確保をすることができない、非農地化がスムーズであれば、林業者の確保が容易になり、収益性も増す。林業者の業務上の負担を減らせば、減少している担い手も増やすことも有効。	個人	農林水産省	1 農地法第4条及び第3条 2 農地法第3条	現行制度下で対応可能	1 御提案のような農業条件の悪い土地については、転用可能な農地として区分される可能性が高いことから、まずは、市町村の農業委員会に相談ください。 2 御提案の農業者入りについてですが、農地の全てを効率的に利用すること、下限面積以上を経営する等の条件であれば、農地の所有権や利用権を転用することが可能です。 この下限面積についても、地域の実情に応じ、農業委員会の判断で、法定面積を下回る任意の面積を設定することができます。また、野菜・花き等の栽培で経営が集約的に行われる場合には、この下限面積の要件は適用されません。	◎	
84	令和2年10月29日	令和2年11月24日	住民税、所得税、個人事業税などの納税証明書を市役所又はコンビニで受け取るようにする。市役所ではマイナンバーカードと納税番号を一致すれば、すでに受け取れているようにする。かつ料金も安くする。	住民税、所得税、個人事業税などの納税証明書を市役所又はコンビニで受け取るようにする。市役所ではマイナンバーカードと納税番号を一致すれば、すでに受け取れているようにする。かつ料金も安くする。	現状は税金の種別により受け取り場所が3カ所に分かれている。車で30分かけてやっと取り寄れたかと思えば、昼休み中で1時間待たされる。さらに申請書を取りながら40分待たせようとして、書類1枚の発行に1〜2時間10分、料金は400円、コンビニなら1分で受け取れ、印刷代で20円というところ。せめてマイナンバーがあるのだから、こういったシステムを改善してほしい。	個人	総務省 財務省	【総務省】 現在、納税主体の窓口ですべて取得できるものでもなく、自治体の判断によりコンビニ交付サービスの対象とすることもでき、国としては、導入を促すために特交付納税措置を講じています。また、庁舎内に交付用端末を設置している団体もあります。 【財務省】 マイナンバーカードをお持ちであれば、国税の納税証明書を自宅等からオンラインで請求していただくことができます。 この場合、電子ファイル(XML形式)で受け取ることができるほか、書面により郵送で受け取ることもできます。手数料についても370円と書面での請求と比べて30円安いです(郵送の場合、別途郵送料が必要となります)。	【総務省】 各種証明書に係るコンビニ交付サービスの導入については、納税者を含めた住民の利便性向上に役立つことから、引き続き地方財政措置も講じることで、地方団体の導入を促し、さらなる普及を図ってまいりたいと考えております。 【財務省】 制度の現状図に記載したオンライン請求をさらに便利にするため、令和3年7月から、納税証明書を電子ファイル(.PDF形式)で受け取ることが可能です。 この納税証明書は、コンビニに行くことなく申請者の自宅等で印刷して使用することが可能となります。これは、この納税証明書には記載すべき事項が記載されたQRコードが付けられており、「QRコード」を読み取ることにより、記載内容の真正性を確認することができるようになります。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
85	令和2年10月29日	令和2年11月24日	親元から離れて生活している大学生のNHK受信料徴収について	親元から離れて一人暮らしをしている大学生のNHK受信料の徴収をやめてほしい。	現在日本では、特に大学・専門学校・短期大学において教育環境の地域格差が激しい状況です。地方の高校生が進学する場合、地元へ学校数が少ないため、都心の大学に進学するケースが多くみられます。その場合、親元から遠くまで通学することは、アルバイトなどで一人暮らしをすることになります。また、同じ県内でも通学先が遠くにある場合、県内各地に実家がなければ一人暮らしをすることになります。そのような状況で、NHK受信料を学生から徴収することは、とてもおかしなことです。通学圏内に子供の学校がある家庭は、一部に都合がよいだけであれば、NHK受信料は一部負担で済みます。進学で一人暮らしをしないといけない子供を持つ家庭は何件もNHK料金を払わないといけない。(2,3人の子供を進学のため一人暮らしさせている家庭は多い) 放送法は昭和25年に制定されていますが、その時テレビの普及状況は全く異なります。さらに、テレビだけでなく受信機を所有することでNHK料金が発生するのなら、現在のスマホはほとんど受信機であるため、テレビを持っていくなくても、私わいといけません。しかし、現在は携帯電話がほとんどなので、スマホがあれば通信手段がなくなる。放送法の規定は、現在社会と大きく乖離しています。昔は進学する学生が少数で、さらに学生がテレビを持つことが考えられなかったでしょう。放送法4条を改正し、一人暮らしの学生から、受信料を徴収することはやめてください。多くの保護者の経済的負担が軽減されます。	個人	総務省	放送法第64条第3項の規定に基づき総務大臣の認可を受けたNHK受信規約では、親元から離れて生活している大学生を含め、受信契約者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機についてNHKと締結する受信規約は、受信料半額割引の対象とされています。また、同条第2項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた放送受信料の免除基準では、奨学金受給対象等の学生がNHKとの間で締結する放送受信規約は、受信料全額免除の対象とされています。	放送法第64条第2項及び第3項その他	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
86	令和2年10月29日	令和2年11月24日	パスポートの簡略化	マイナンバーカードに個人情報をひけずらなく取得できるパスポートの簡略化してほしい。	パスポートを取得する際、待ち時間が長かったから、デジタル化による人員削減、(このことにより他の部門の働き手不足も解消される)、マイナンバーカードと個人情報をひけることにより、将来的には引越しの手続きや源泉徴収なども効率的に行うことが期待される。	個人	外務省 総務省	一般旅券の発給申請に当たっては、申請者又は代理人が、国内においては旅券事務所に、国外においては領事館に出頭の上、必要書類を提出していただきます。受付窓口にて、担当者は書類をチェックし、申請者と申請書の記載に間違いがないか確認し、受領証を交付しております。	旅券法第3条	対応	デジタル・ガバメント実行計画(2019年12月20日改定)等を踏まえつつ、一般旅券の発給申請について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の導入を目指しています。オンライン申請等により、申請者の利便性向上を図って参ります。	◎
87	令和2年10月29日	令和5年4月26日	マイナンバーカード普及について	マイナンバーカード引き取りと窓口開設あるいはオンライン認証	マイナンバーカードですが、申請して取り取り用紙を受け取りましたが、平日に役所に行くことが出来ず、取得出来なっています。普及しづらい原因のひとつと考えます。カードを郵送しオンラインでアクティベートすることも検討すべきと考えます。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等)	対応	マイナンバーカードの申請手続の簡便、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、発給に要する経費について国費による支援を行い、また、先進的な取組について情報提供するなど、自治体の取組を後押ししております。	
88	令和2年10月29日	令和2年11月24日	鉄道に関する認知症高齢者のデジタル化について	鉄道局への届出、鉄道局が実施する検査等については未だに紙媒体で実施しており、長期的に鉄道局が実施する認知症高齢者のデジタル化について	現在の鉄道業界のBIM/CIMについては鉄道局の二次業務に対応するため、三次元データと平行し二次元データを用いることでデジタル化が進んでいる。これを補完すれば二次元データの業務がなくなることに伴い、金銭的負担も軽減される。また、このデータは国土交通省の推し進める国土デジタルプラットフォーム構築や国土のデジタルツインに活用できることから、国の推し進めるMaaSなどの社会課題解決を図る有効な基盤となりうる。	個人	国土交通省	鉄道事業法に基づく工事施行認可や鉄道施設の変更認可等に係る申請及び届出(図面を含む)につきましては、紙媒体による提出のほか、メール等による三次元データの提出も可能としています。	鉄道事業法第八条、第9条、第12条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
89	令和2年10月29日	令和2年11月24日	国立(大学附属)幼稚園の校区撤廃について	去年、子の幼稚園受検で、国立(大学附属)幼稚園を受検しましたが、住所が校区外ということで、校区内に転居しないと入園資格がないと言われました。子どもだけで通わせることは、教育面で送り迎えが必要なので、親はしっかり付き添って通園させるとしています。対象校区制度を撤廃し、希望者が校区外の住所でも入学をさせていただけると、お願いいたします。生まれ育った場所から好きな幼稚園に通わせることができるようになりますように。	幼稚園前の小さな子どもを連れての転居に抵抗感はありません。子どもが行きたいという幼稚園に現住所から通わせたいので、なるべくよいおねがいします。	個人	文部科学省	国立大学附属学校の通学区域については文部科学省が定めるものではなく、幼児児童生徒の通学の負担や地域における事情などを総合的に勘案し、当該附属学校や国立大学法人の判断で定めています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
90	令和2年10月29日	令和3年5月24日	診療報酬の審査を標準化して、支払いのタイムラグをなくし推進したい(厚生行政の実現)	<p>コロナ時代の診療報酬支払いの仕組みを本格的に見直す。そもそも、診療報酬が、債務発生の日ではなく、翌月10日のレシート締切日でもなく、翌々月の月末まで、支払われぬという仕組みを作り直さねば社会保険の立ち行かなくなる。</p> <p>診療報酬の審査を標準化する目的は、診療報酬支払い額を決定するためのレシート審査を自動化すれば、診療と会計、請求、支払が同時に行われる。</p> <p>小規模のカルテ診療所であっても、標準化まで統一(ワンクリック)レシート作成アプリを開発導入は可能である。G-MANなど独自のアプリはないが、eGoなどに使われている電子承認システムを用いれば、審査システムに直接請求データを送信することができ、</p> <p>入力された請求書に基づき、数日後に医療機関に支払われる仕組みを作れば、役務提供と対価支払いが同時に行われ、期間コストも低減され、請求の医療費は減額されるだろう。</p> <p>各県の医師会の兼任理事、あるいは、医師会から推薦された個人開業医から、県内の医療機関から提出された、いわゆるレシート診療報酬請求書を審査するのを、今後は禁止するべきである。</p> <p>現状では、各都道府県の国民健康会や支払基金などの医療費においては、都道府県医師会から提出された医師と審査委員とし、個別のレシートに対する評価や、減点事由の決定、再審査請求への対応、返戻レシートの審査する権利を行使するために、公平性及び正当性を欠くことがあり、また、老齢の個人開業医や勤務医が任命され、長年務めるのが慣例となっている。</p> <p>このため、審査委員の個人的見解がそのまま「審査のローカルルール」となり、保険者と医師会の割合い、あるいは、医師会内部での新採入者いじめの温床ともなっている。</p> <p>また、電子カルテやオンライン請求が進展する一方で、審査を自動化して、審査を標準化する取組は、全くないという現状である。</p> <p>レシート審査は、自動化するべきで、付度の付け入れのない、全国一律の基準で行うべきである。</p>	個人	厚生労働省	<p>診療報酬の審査、支払については、保険者からの委任により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が実施しています。</p> <p>保険診療機関等から審査支払機関への診療報酬の請求については、各月分について、翌月10日までに行われなければならないこととされています。</p> <p>保険診療機関等への支払については、保険者との契約により原則として請求月の翌月20日(支払基金)において(は21日)まで行われています。</p>	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条	検討を予定	<p>レシート審査の標準化、効率化は重要な課題と認識しており、審査においてAIを活用するとともに、コンピュータチェックルールを精緻化する等の取組を進め、2023年9月までにレシート全体の9割程度をコンピュータによるチェックのみで実施することを目指しています。</p> <p>一方で、新しい診療(医療)行為等、あるいは過去に請求された事例の少ない診療(医療)行為等の請求など、審判的判断が定着していないレシートも一部では存在するため、これにかかる審査をAIで代替することは困難であり、これらについては今後も引き続き人の手による審査が必要となります。これらの審査における公平性を確保するため、支那間、審査支払機関間の審査基準の統一を図るなどの取組を進めます。</p> <p>また、支払スケジュールの柔軟化については、審査支払機関の業務や保険者の支払スケジュールの見直しが必要となるため、関係者の意見を聞きながら課題整理、対応方針等を検討していきます。</p> <p>なお、上記のような事項を含めた審査支払機関改革の今後の取組については、令和2年3月に「審査支払機関改革における今後の取組」をとりまとめたところであり、審査支払システムや業務を整合的かつ効果的に機能させる等の改革を着実に進めています。</p>		
91	令和2年10月29日	令和2年11月24日	幼児教育の1年と簡素化	<p>保育士資格と幼稚園教諭免許は幼児教育と、それぞれ異なる。保育士資格は幼児教育として文部科学省にまで幼稚園も保育園にも使用できる免許することで現実に沿った1年の幼児教育による、その際、形骸化している介護等身体職も廃止し、児童虐待対策等に特化した研修を課すべきである</p>	<p>私は、小学校教員を経験し、その後大学教員としていた。保育士は厚労省、幼稚園教諭、初等、中等教育は文科省と領域である。現在の社会環境は保育、幼稚園と同じような教育内容を求めている。幼児教育を受けた子どもたちが全員義務教育に進むことから文科省が幼児教育すべてを管轄すべきである。それに伴い、形骸化している5日間(施設3日、特別支援学校2日)の介護等身体職は世話をする社会教育協議会、大学、受け入れる施設等撤廃している。受け入れる側は変更も、整理整理させられる気のない学生の介護等身体職にはトラブルも多い。規制改革の中では是非進めていただきたい。</p>	個人	内閣府 厚生労働省 文部科学省	<p>現行制度においては、幼稚園、保育所において勤務するための免許・資格を各々設けているところですが、一方、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、免許・資格の併有を求めています。教育・保育の質の確保に留意しつつ、幼稚園や保育所等で一定の勤務経験を有する方については免許・資格の併有が必ずしも必要でなく、地方の免許・資格の取得に一定の特例措置を講じております。</p> <p>また、介護等身体職は個人の専従及び社会奉仕の理念に関する認識を有する重要な職業として、小学校及び中学校の教諭の免許状を取得する際に、特別支援学校及び社会福祉施設等7日間研修を行うこととなっております。</p>	教育職員免許法 児童福祉法 児童労働法 児童労働法 児童労働法 児童労働法	対応不可	<p>学校教育の始まりとしての幼稚園(満3歳から入園可能)においては、幼児教育の専門家である幼稚園教諭が教育課程に基づき教育を提供する役割を果たしています。一方、乳児から受け入れ、子供が生活の大半を過ごす場である保育所においては、保育の専門的知識を有する保育士が保育計画に基づき保育を提供する役割を果たしています。こうした両者の特徴を踏まえ、幼稚園教諭免許と保育士資格は両者のものとなつていきます。</p> <p>一方、教育・保育を一体的に行う認定こども園においては、在園「制度の現状」とおり、両免許・資格の併有を求めています。教育・保育の質の確保に留意しつつ、幼稚園や保育所等で一定の勤務経験を有する方については免許・資格の併有が必ずしも必要でなく、地方の免許・資格の取得に一定の特例措置を講じております。</p> <p>また、介護等身体職については、小学校及び中学校の教諭の免許状を取得する際に必要な身体職として法律(議員立法)において定められているものです。義務教育段階の教育を担う教員が個人の専従及び社会奉仕の理念に関する認識を有する重要な職業であり、より効果的な体制となるよう内容の改善を図りつつ、引き続き実施していきます。</p> <p>児童虐待に関しては、教員養成課程や初任者研修において取り扱われているところです。</p>	
92	令和2年10月29日	令和2年11月24日	身体障害者手帳の簡素化	<p>写真を、顔紙して使うのはマイナンバーカードと同じなのでマイナンバーカードへの統一を、お願い致します。</p> <p>手帳のサイズが自治体によって異なる為使用しずらのでこの際マイナンバーカードに統一して欲しいです。</p> <p>今の身体障害者手帳は、紙なので使用していると壊れたり折れたりするので印刷か使用してると専断発行を、しないて使用出来なくなりますので困ります。</p>	<p>マイナンバーカードと同じ大きさにする使用のしやすさの便利ですのでマイナンバーカードの普及にもなります。</p>	個人	内閣府 厚生労働省	番号112の回答をご参照ください				
93	令和2年10月29日	令和3年7月20日	労働契約法を元に戻して欲しい	<p>2018年に施行された改正労働契約法により、5年を超えて雇用されている有期雇用の契約社員等の被雇用者は、申請すれば無期雇用に転換できるというルールになりました。</p> <p>これにより、有期雇用の本人に不利な限りは発生しています。</p> <p>例えば、被雇用者側として、職場環境が悪く、勤務を辞めたいという意思があっても、そのいったルールにより、5年以上働けないという矛盾が発生しています。</p> <p>労働契約法を元に戻して、5年ルールを撤廃して頂きたいです。</p>	<p><a href="https://employment-ten-japan.com/?desc=1031285?utm_campaign=google_jobs_apply&amp;utm_source=google_jobs_apply&amp;utm_medium=organic">https://employment-ten-japan.com/?desc=1031285?utm_campaign=google_jobs_apply&amp;utm_source=google_jobs_apply&amp;utm_medium=organic</a></p> <p>上記はen転職で、特許担当が字打担当を兼任している案件ですが、5年ルールをせい5年満期とされています。</p> <p><a href="http://imgur.com/a/OJWwPo">http://imgur.com/a/OJWwPo</a></p> <p>行政による、中途採用への差別意識から分かりませんが、こういった両者の差を言っているのは正社員ではなく、有期雇用者側です。</p> <p>私自身、朝日新聞にて、IT系職種で就業しましたが、そこで5年満期でした。改正労働契約法は民主党政権時代に決まりましたが、こういった5年満期問題が広く知られるにも関わらず、何もせず撤廃し続けているのは政府側にもついているという現状です。</p> <p>民間として、行政としてデジタル化を推し進めているという両者共に期待していますが、政府が何もしない限り、行政でデジタル担当者のような中途採用を正社員、または無期雇用層と云つた事は起こらず、日本の中途採用に対する無意味な差別は無くならないのだから残念でなりません。</p>	個人	厚生労働省	労働契約法第18条	対応不可	<p>無期転換ルールにおいては、有期労働契約が反復更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に類似した状態となっている労働者が多くなる旨の指摘がなされておられます。こうした有期労働契約の濫用的な利用を防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。</p> <p>これまでも、無期転換ルール等の情報を発する専用のサイトの開設やセミナーの開催に加え、都道府県労働局向けに無期転換ルール特相相談窓口を設置する等、制度の概要の周知、導入支援等を行ってまいりました。</p> <p>厚生労働省としては、無期転換ルールを意図的に定める目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に悖ると考えられるものではないと考えております。</p> <p>このため、このように実態を把握した場合には、引き続き都道府県労働局において必要な啓発指導を行う等、適切に対応してまいります。</p>		
94	令和2年10月29日	令和3年4月26日	運転免許・保険証・年金等別の番号がある制度の番号はマイナンバーに統一する	<p>国民の管轄のいろいろな制度の番号がそれぞれ違うためそれぞれを整理しなくてはならないし、手帳についても各部署で毎回持たせられそれぞれの手帳をこなさなくてはならないため手帳がかり面倒、時間がかかりすぎます。会社を何回も休まなくてはならない場合もあります。マイナンバーは、個人のナンバーで一人一人の個別ナンバーです。マイナンバー一つで納税などの処理や住所への手帳が出来るにもありますが、それには国民に本業を入れてシステムをこなさなくてはなりません。民間に任せる交付は民間に任せて下さい。省庁間や自治体間で統一も必要だと思います。縦割りで打撃、デジタル(システム)庁の存在意義が見えると思います。</p>	個人	デジタル庁 警察庁 総務省 厚生労働省	番号35の回答をご参照ください					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
95	令和2年10月29日	令和2年11月24日	民泊制度の改革について	現在の民泊制度は、稼働日数180日以下、家主が常駐していることが条件になっています。これは、短期間の圧力、既得権益を守るための規制と解釈しています。稼働日数の5日、家主が常駐しない、また、ヨーロッパの国々は、多くの国々の人々が、老若男女を問わず、入り乱れて、旅を楽しんでいます。その要因の重要な要素が、安く泊まれる宿が、身近にあることです。我が国のように安全で、清潔な宿が、ヨーロッパ様式の民泊制度を取り入れれば、インバウンドの人数は飛躍的に伸びる可能性があります。また、ヨーロッパの国々には、どこの国にも新緑や紅葉の美しさや清らかな清流はありません。私は3ヶ月間の一人旅で、ヨーロッパの国々をめぐって、旅を楽しみました。旅先で出会った人々の笑顔や、自然の美しさを覚えています。私は、各国8ヶ所を歩き回るとフランスの友人と交流しています。彼らは美しい田舎道を歩くことに、大変な満足感を得ているようです。ヨーロッパには、こんな景色は無いからです。日本の田舎には、この財産がふんだんにあります。田舎に暮らす人々の生活をサポートし、美しい景観があれば、外人観光客は喜ぶはずです。また、少しの利益が見込めれば、退職後の高齢者の働く場所、交流の場にもなります。地方創生と若手農業が叫ばれています。こんな視点で考え直すことも、一考かと思えます。田舎への交通手段が整えられると思いますが、彼らは日本人のようにはセカセカしませんから、電車待ち、バス待ちの時間や2時間は早いです。私は2019年4月3日から3ヶ月間、ヨーロッパ一人旅をしました。ヨーロッパは、どこかまで、1泊1600円〜3500円の宿が沢山あります。ヨーロッパのように、安価に泊まれる宿にするためには、現在の規制だらけの民泊制度を変える必要があります。	ヨーロッパの国々は、多くの国々の人々が、老若男女を問わず、入り乱れて、旅を楽しんでいます。その要因の重要な要素が、安く泊まれる宿が、身近にあることです。我が国のように安全で、清潔な宿が、ヨーロッパ様式の民泊制度を取り入れれば、インバウンドの人数は飛躍的に伸びる可能性があります。また、ヨーロッパの国々には、どこの国にも新緑や紅葉の美しさや清らかな清流はありません。私は3ヶ月間の一人旅で、ヨーロッパの国々をめぐって、旅を楽しみました。旅先で出会った人々の笑顔や、自然の美しさを覚えています。私は、各国8ヶ所を歩き回るとフランスの友人と交流しています。彼らは美しい田舎道を歩くことに、大変な満足感を得ているようです。ヨーロッパには、こんな景色は無いからです。日本の田舎には、この財産がふんだんにあります。田舎に暮らす人々の生活をサポートし、美しい景観があれば、外人観光客は喜ぶはずです。また、少しの利益が見込めれば、退職後の高齢者の働く場所、交流の場にもなります。地方創生と若手農業が叫ばれています。こんな視点で考え直すことも、一考かと思えます。田舎への交通手段が整えられると思いますが、彼らは日本人のようにはセカセカしませんから、電車待ち、バス待ちの時間や2時間は早いです。私は2019年4月3日から3ヶ月間、ヨーロッパ一人旅をしました。ヨーロッパは、どこかまで、1泊1600円〜3500円の宿が沢山あります。ヨーロッパのように、安価に泊まれる宿にするためには、現在の規制だらけの民泊制度を変える必要があります。	個人	厚生労働省 国土交通省	住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づき、都道府県知事等に住宅宿泊事業を営む旨の届出を行った者は、住宅宿泊事業を営むことができる。ただし、同法第2条第3項の規定により、人を宿泊させる旨として1年間以上10日を超えておこなわれること。	住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項、第11条第1項第2号	①「稼働日数365日については、対応不可」 左記①について ②「家主が常駐していることも良い」とい及び「ドアップシステムが整っていない場合は、無人のチェックアウトも可能な仕組みについては、現行制度で対応可能」	住宅宿泊事業の実現に当たりましては、原則、旅館業法に基づき許可が必要ですが、住宅宿泊事業法は、旅館業法の例外として、そもそも居住の用に供すべき住宅を利用して宿泊事業を実施する場合におきましては、一定のルールの下で年間180日を限度に当該許可なしに宿泊事業の実施を認めるものであり、その例外は認められません。なお、年間180日を超えて宿泊事業を行う場合に併用される制度としては、旅館業法に基づく簡易旅館業の許可等や国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民宿)の認定といった形のものがあります。		
96	令和2年10月29日	令和2年11月24日	車の車検を3年周期にしたらどうか	日本車は優秀で壊れないので、新車から10年までは、3年車検にしてらどうか、そうすれば、今の制度だと3年、2年、2年、2年で10年までで4回だが、3年車検だと3年、3年、3年3回です。コストが1回分減る。10年車検すれば、2年車検にすれば、車検人も10年周期になり、経済管理もなと思う。日本車は壊れないので、替えてほしいです。今回の政権には期待しています	日本車は優秀で壊れないので、新車から10年までは、3年車検にしてらどうか、そうすれば、今の制度だと3年、2年、2年、2年で10年までで4回だが、3年車検だと3年、3年、3年3回です。コストが1回分減る。10年車検すれば、2年車検にすれば、車検人も10年周期になり、経済管理もなと思う。日本車は壊れないので、替えてほしいです。今回の政権には期待しています	個人	国土交通省	自動車検査(車検)制度については、自動車の安全・環境性能について、基準への適合を定期的に確認するとともに、不正改裝の防止やリコールの発覚等による改善を促進するために設けられているものとする。 自動車検査(車検)の有効期間(車検の周期)は、自動車の種類や用途によって定めているほか、日本において外国製の自動車も走行を許している。このため、日本製の自動車であることを理由に車検の周期を厳格化するとはできないこと、ご理解願います。 また、実施は1年以内、ドック検査(いすゞも乗用車の場合)に検査を義務付けているなど、諸外国と比較して日本のみが特殊な車検制度を設けている状況ではありません。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第81条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
97	令和2年10月29日	令和3年5月24日	看護師免許証のカード化又はデジタル化について	現在A3判の免許証を携帯可能なカード化又はデジタル化について	【理由】 施設での管理者をしていた際に、 (1)就職面接に免許証偽造の疑いがある人が来たこと。 (2)実物がないが写真のために、持ち運びが不便。 地域への3名程度の提出も、一度限りです。そのため、私は同じような事例が他にもないか調査依頼を通じて調べたところ、同じ出雲市に同様のケースで複数の事例が平成28年度に存在していることがわかりました。一方で、出雲市に対して、過去10年の間に農地取得から3年以内に宅地転用を認めた特例がない、情報公開請求をして調べたところ、4件の特例が存在していることがわかりました。うちは平成28年度だったことから、この特例がどのような基準で認められたのか出雲市に対して質問しましたが、1件特例を認めた明確な基準はなく、当時の詳細は記憶も残っており、認められなかったり平等な基準があり、不透明感を払しょくするために、また自治体とのやり取りにおける負担を軽減しデジタル化を進める意味でルール化が必要ですが、なお、この問題は地方の居住者に与える影響は、出雲市が定めるルールの内容については理解しますが、その運用方法は見直しが必要だと思います。	個人	厚生労働省	番号327の回答をご参照ください。					
98	令和2年10月29日	令和2年11月24日	農地売却と農地目変更	山口県光市光3丁目2178&218番地の農地の件で、半年前、農林水産省へお問い合わせをしたところ、担当者より、中農&山口県農業委員会へ連絡の上対応するとの事がありました。その後、農地目変更について、3か月前に再度、山林&雑種地化しているため、1000m2のうち、150m2程度しか農耕地として利用出来ないのでは一度現地確認、とのお問い合わせもしましたが、なのがつです。農地目変更の場合、将来農地に転用可能な農地(1000m2程度)の売却は地目変更が不可能な状態です。…ちなみに、法務局は現状を写真で把握され、農業委員会の非農耕地に該当の書面があれば、農地から農耕地へ変更可能である、との見解を持っています。	山口県光市光3丁目2178&218番地の農地の件で、半年前、農林水産省へお問い合わせをしたところ、担当者より、中農&山口県農業委員会へ連絡の上対応するとの事がありました。その後、農地目変更について、3か月前に再度、山林&雑種地化しているため、1000m2のうち、150m2程度しか農耕地として利用出来ないのでは一度現地確認、とのお問い合わせもしましたが、なのがつです。農地目変更の場合、将来農地に転用可能な農地(1000m2程度)の売却は地目変更が不可能な状態です。…ちなみに、法務局は現状を写真で把握され、農業委員会の非農耕地に該当の書面があれば、農地から農耕地へ変更可能である、との見解を持っています。	個人	農林水産省	農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(力又は農業用機械では耕耘、整地ができない土地)であって、農業的利用を営むための条件整備(基礎的農業事業の実施等)が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとするものとして国から各都道府県等へ技術的助言を行っていることとする。 ア、その土地が森林の採択を要しているなど農地に還元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 イ、ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として還元しても継続して利用することができないと見込まれる場合	農地法第4条及び第5条 行政手続法第5条	対応	今回御相談のありました土地については、本年3月に御相談をいただいた際に、光市農業委員会に対し、御相談内容を踏まえて適切に御対応いただくよう依頼するとともに、その旨相談者様にお伝えしたところであり、以降、光市農業委員会において、地目変更の可否等について検討がなされてきたと承知しています。また、本年9月には、今回のかつら川への御提案と同様の内容の御相談を別途、当省に御相談いただいたことから、改めて光市農業委員会に御対応いただくようお伝えしたところであり、光市農業委員会からは、相談者様との話し合いが行われていることを確認したところであります。その後、光市農業委員会において非農地として判断する方針であることを確認したところであり、現在、同農業委員会において非農地証明の発行手続を進めているものと承知しております。したがって、この非農地証明の交付をもって、地目変更が可能となる見込みです。		
99	令和2年10月29日	令和2年11月24日	自治体が住民の権利を縛るものに列しては、簡易的なルールを明文化せず以下のように改めるように、閣として出来ることをお願いしたいです。 ? 転用許可にかるルールを明文化すること ? 3年3年ルール及びむねを得ない事情の具体的内容について、明文化すること ? 自治体が許認可を有している農地の宅地転用許可に申し出取得時(文書)にて必ず上記を記載し文書を、農地取得にかる許認可申請受理にあたり、申請に併付すること また、いつでもでも当該ルールの内容を見られるよう、市農業委員会のホームページのなかで受け取り場所に掲載すること。 ? 特例を認める場合も、基準を定めるとし理由を記録・保管すること	出雲市に移住しゼロから農業を始めて7年目の専業農家です。地域の人の協力を得ながら苦労の数年に数年がかりで開墾した農地について、運営を継続する上での得ない事情により短期に住宅を建てる必要が生まれたことから、昨年、出雲市に転用申請しようとした際に、「農地は原則3年3作しなければ宅地転用は認めない」という暗黙の慣習的なルールが存在することにより、許可を認められませんでした。今回、出雲市にはこれらの事情は一切開示され、農地取得から3年間の転用を認めないという「愚問」です。そのため、私は同じような事例が他にもないか調査依頼を通じて調べたところ、同じ出雲市に同様のケースで複数の事例が平成28年度に存在していることがわかりました。一方で、出雲市に対して、過去10年の間に農地取得から3年以内に宅地転用を認めた特例がない、情報公開請求をして調べたところ、4件の特例が存在していることがわかりました。うちは平成28年度だったことから、この特例がどのような基準で認められたのか出雲市に対して質問しましたが、1件特例を認めた明確な基準はなく、当時の詳細は記憶も残っており、認められなかったり平等な基準があり、不透明感を払しょくするために、また自治体とのやり取りにおける負担を軽減しデジタル化を進める意味でルール化が必要ですが、なお、この問題は地方の居住者に与える影響は、出雲市が定めるルールの内容については理解しますが、その運用方法は見直しが必要だと思います。	個人	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定められており、さらに、その農地的な運用に係る法令の解釈・手続等については、処理基準その他の関係法令により定められていることとする。 また、農地転用許可者は、国が定めた農地転用許可基準に加え、転用許可の判断に必要なより詳細な基準を自らに設定して定めることとなります。 なお、行政手続法上、許認可等の処分を行う行政は、審査基準を定めるものとし、かつ、申請の提出先から審査を受けることとする。また、農地転用許可制度については、御提案にあるような運用が行われているのではありません。行政手続法に則り適切な審査基準を定め、適当な方法により公表する等、適切な事務処理を行うこととします。	農地法第4条及び第5条 行政手続法第5条	対応	行政手続法上、許認可等の処分を行う行政は、審査基準を定めるものとし、かつ、申請の提出先から審査を受けることとする。また、農地転用許可制度については、御提案にあるような運用が行われているのではありません。行政手続法に則り適切な審査基準を定め、適当な方法により公表する等、適切な事務処理を行うこととします。			



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
105	令和2年10月29日	令和3年5月24日	医療機関における患者情報の扱いについて	私は医療従事者(事務員として勤務しています。前段階で患者の移動や、救急における患者の診療情報が必要になった際に診療情報提供を伴い、病院間でやり取りするのですが、電子カルテ化されている急性期病棟でさえ紙ベースFaxや郵送でしか診療情報のやりとりができません。セキュリティ対策をたうえで電子メールでやりとりが出来るようにお願いします。	診療情報を夜間救急などが必要な際、紙(fax)ですと画像データなどはほとんど意味を持たず、例えば直近で撮影された画像データがあったとして、紙ですと画像といえるようなモノではなく、結果、再度転送先の病院で取り直ししている状況です。電子メールで解像度の良い画像データのやり取りができれば、再度繰り返す必要も減らされてFAXをスキナーで電子カルテに取り込む作業も無くなり、無駄な検査が少なく事務作業も効率的になると思います。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」において、医療機関が医療情報システムを取り扱う場合において遵守すべき事項等について定めており、適切なセキュリティ対策を講じた上で、電子メールでの診療情報のやり取りを行うことは現時点でも可能です。	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。なお、厚生労働省では、オンライン資格確認システムを活用し、患者の医療情報と、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年度を目途に稼働させることとしています。	
106	令和2年10月29日	令和3年5月24日	薬剤師の疑義照会プラットフォームの充実	薬剤師の疑義照会は電話によるものが多いです。1) 医師の呼び出しに時間がかかる 2) 履歴が記録されて体系的な分析が出来ていない 3) 医師・薬剤師業務の効率化、患者サポートの充実 2) 記録の種類による活用 これを目的とした電子化した疑義照会プラットフォームの設立を要望します。	疑義照会は電話によるものが一般的であります。1) 医師の呼び出しに時間がかかる 2) 履歴が記録されて体系的な分析が出来ていない 3) 医師・薬剤師業務の効率化、患者サポートの充実 2) 記録の種類による活用 これを目的とした電子化した疑義照会プラットフォームの設立を要望します。	個人	厚生労働省	薬剤師の疑義照会については、薬剤師法24条において、薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確かめた後でなければ、調剤してはならないとされています。一方、疑義照会の方法については、現状の制度で特段の規定はありません。	薬剤師法第二十四条	対応	ご提案の詳細が明らかではありませんが、制度の現状欄に記載のとおり、疑義照会の方法については特段の規定がないため、地域の関係機関においてご指摘を踏まえた疑義照会を円滑に進める対応を行うと自体は差し支えありません。	
107	令和2年10月29日	令和2年11月24日	農地法と開発行為、用途変更	農地法の申請、特に非農地証明、開発行為、赤道と水路の払い下げ申請、用途変更申請 これらの申請には、図面添付が必要ですが、農地法でないこれらの手続きの申請代理人にならないと、農地法の申請も出来ません。農地法以外の非農地(建築士や土地家屋調査士にも手続きの申請代理人になることを認めるようにするべきではないでしょうか？	農地法の手続きに疎い行政書士が納期までの農地法の手続き完了をしぶったり、開発行為や用途変更では家賃土地家屋調査士が図面を描いて、関係書類をまとめているのに、行政書士の委任状が手続きに必要ということで行政書士に料金を払って、手続きをする。非、行政書士、行政書士ばかりに拘るのか疑問を思っています。建築士や土地家屋調査士が農地法と開発行為の研修をしっかりとって、修了した方が手続きの代理人にならない仕組みを作るのも国民の利益に合うと思っております。	個人	総務省	行政書士法第1条の2第1項において、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするものとされ、同法第9条において、行政書士は行政書士法でない限り、他の法律に別段の定めがある場合を除き、これらの業務を行うことができないものとされています。	行政書士法	対応不可	・行政書士法においては、有資格者のみに官公署に提出する書類の作成を認め、もって国民の利便に資することを目的とすると規定されています。・農業委員会は地方自治法第80条の5第3項及び農業委員会等に関する法律第3条により、執行権限として市町村に置かれる委員であり、「官公署」とはならず、他の法律に別段の定めがない限り、農業委員会に提出する書類を作成する業務は行政書士又は行政書士でない者は行うことができないとされています。・現行法令上、官公署へ提出する書類を作成し得る資格を有することが制度上担保されている行政書士とは異なり、ご提案の仕組みを行う資格がある者が制度上担保されていない他の士業にこれを行うこととするとは適当ではないと考えています。	
108	令和2年10月29日	令和2年11月24日	外国人技能実習生受入制度について	私は外国人実習生の受入組合と種別登録番号47年経営しています。外国人実習生の「ぞ」については、入国出来ない職種と1社等の外国人労働者を受け入れるのみ、職種制限は厳格していただいております。また、技能実習生の受入料も専ら一つの組合は2万円程度で15万〜19.5万円(非営利)に高収入会社の大きな負担となっており、毎年100名程度を確保するための試験を行なうなら、技能実習生は日本国籍取得試験を実施すべきと考えます。国際的に日本の外国人受入制度は規制が多岐にわたるという差別をしていると思っております。	工場的主力は韓人子供服と車庫シートの縫製資格で入国した実習生が担っていますが、コロナの影響で仕事が極端に減りました。マスク、インテリションガウン、飛沫感染BOX等の仕事は沢山あるのに、国民が必要とする物を作り会社を維持していかないのが、違う職種資格で入国した実習生を使うことが出来ず困っています。職種制限が厳格されれば様々な中小企業が自発的発想で時代に合った新しい商品を開発したり、社会が必要とする商品を会社員一丸となってスピーディーに市場に出せるようになります。日本に6年間滞在するための試験を行うのなら個人が帰国したときに必要の無い技能実習生試験を行うことで年間の労働者として働けるような制度にしたいけれど、会社と外国人の意思疎通もスムーズでない、帰国後産業の担い手となる日本語を習得した20万人以上の外国人実習生は必ずや日本との架け橋として活躍してくれることとして、世界中で日本語を話せる人が増えるということは、コミュニケーションツールとしての日本語の価値も高まる大変意義のあることだと思います。外国人実習生制度については、以前は国際労働機関(ILO)の中で年間の手続きを行っていましたが、実習期間が毎年延長となったタイミングで更に外国人技能実習機構が創設され今も高機種の投資を払いながら手続きをおこなっておりお金の負担となっております。	株式会社カンパニオン 共同組合 ユーラヤ山崎	法務省 厚生労働省	技能実習制度は、技能、技術又は知識の開発発達等への移転を、開発発達地域等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度です。そのため、技能等の移得等に向けて職種・作業に係る技能実習を行うことが必要ですが、多能工の意義等を目的として、派遣する複数の職種及び作業を組み合わせた技能実習を行うことも、一定の要件の下で認められています。また、技能実習修了時に到達すべき技能等の水準として、技能決定又は技能実習評価試験への合格等の目標を定め、技能実習の開始により、技能等の修得の進捗状況を確認していますが、産業界・経団連に依る試験を含む技能実習評価試験の受検料については、実費相当としています。なお、管理団体の許可申請や技能実習計画の認定申請等に際して、外国人技能実習機構に対し手数料を支払う必要がありますが、その他の費用を当該機構へ支払う必要はなく、国際人材協力機構(ITCO)への入会は求められていません。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第9号) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省令第1号)	現行制度下で対応可能(一部事業承認)	御提案の職種制限撤廃については、制度の現状欄に記載のとおりです。技能決定等の実施は、日本に在留するための試験ではなく、実習生が技能等を修得したことを確認するためのものです。なお、技能実習評価試験の受検料は、毎年度、収支の状況を確認し、必要に応じて見直しを行うこととしています。	
109	令和2年10月29日	令和2年11月24日	新日本国旅券を全国金融協会所属団体の本人確認書類として対応すること	全国金融協会に加盟する団体の一部で、令和二年二月以降発行された新日本国旅券について口頭開設が必要となる場合にこの旅券を複数種類の提示が必要となり、そのために外務省が広告する「世界で通用する身分証明書」という日本国旅券の本来の用途を失っている状態にある。その結果、旅行業者が悩んでいます。無条件に旅券を取得できる事により、旅券を廃棄せざるを得ないという規制が、却って旅券を阻害しています。個人が旅行目的で小規模農地を取得する場合は、日本国民から自由に取得出来るよう規制を無くして貰いたい。転用許可審査を厳格にすれば良いという事で。	全国金融協会の一部加盟団体で新日本国旅券が本人確認書類として認められていないことで、新規口座開設など本人確認が必要な場面においてこれに替わる複数種類の提示が必要となり、そのために外務省が広告する「世界で通用する身分証明書」という日本国旅券の本来の用途を失っている状態にある。その結果、旅行業者が悩んでいます。無条件に旅券を取得できる事により、旅券を廃棄せざるを得ないという規制が、却って旅券を阻害しています。個人が旅行目的で小規模農地を取得する場合は、日本国民から自由に取得出来るよう規制を無くして貰いたい。転用許可審査を厳格にすれば良いという事で。	個人	金融庁 警視庁 外務省	令和2年2月4日以降の申請に基づき発給される日本国旅券については、従来の日本国旅券と同様に、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第6条第1項第2号に規定する「旅券等」に該当し、特定事業者が顧客等の本人特定事項の確認に使用する本人確認書類として認められています。	犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第2号、第3号、第4号	現行制度下で対応可能	令和2年2月4日以降の申請に基づき発給される日本国旅券が、従来の日本国旅券と同様に犯罪収益移転防止法令の本人確認書類として使用可能である旨について、金融機関等に周知を行いました。	
110	令和2年10月29日	令和2年11月24日	高齢化に伴い中山間農地の耕作放棄が増え、荒廃が進んでいます。売却したくも買手が付かず、買い手も付かないまま荒れ果て、とうとう農地法の規制が厳しい面があります。農地取りの活性化を促すよう規制緩和を取りたい。	都農人が田舎で静かな生活をしたくとも、農業住宅は買えません。一定規模以上の耕作を何年か続ける必要があるからです。一方で高齢農家は農地を売って、少しでも老後の生活費に充てたいとも思っています。規制の為になかなか売ることが出来ません。その結果、耕作放棄が進んでいます。無条件に農地を取得できる事により、農地を荒廃せざるを得ないという規制が、却って農地を阻害しています。個人が耕作目的で小規模農地を取得する場合は、日本国民から自由に取得出来るよう規制を無くして貰いたい。転用許可審査を厳格にすれば良いという事で。	個人	農林水産省	空き家の有無にかかわらず、不特定多数については、地域の事情に応じ、市町村又は農業委員会の判断で、法定面積(北海道では2ヘクタール、都府県では307アール)を下回る任意の面積を設定することができます。また、農地法(北海道では2ヘクタール、都府県では307アール)を下回る任意の面積を設定することができます。	地域再生法第17条の34、法第17条の36、農地法第2条、農地法施行規則第1条	現行制度下で対応可能	令和元年12月に改正された地域再生法により、移住して就業する者による農地取得をより円滑に行えるようにすることなどを目的として、市町村の判断で、農地法の下限面積を下回る任意の面積を設定することができます(令和2年1月9日から施行)。なお、農地法においても、地域の事情に応じ、農業委員会の判断で、法定面積を下回る任意の面積を設定することができます。また、農地法(北海道では2ヘクタール、都府県では307アール)を下回る任意の面積を設定することができます。	◎	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
111	令和2年10月29日	令和2年11月24日	検査対象軽自動車の継続検査に関する納税証明書	検査対象軽自動車の継続検査（いわゆる車検）受検時には、軽自動車検査協会が軽自動車の納税証明書の提示を求められる。登録車の継続検査時には、数年前から選挙区での自動車税の納税証明書の提示を省略できるようになっている。自動車税は都道府県税、軽自動車税は市区町村税との違いはあるが、検査対象軽自動車の継続検査時には納税証明書の提示を省略できない。	検査対象軽自動車の軽自動車税の納税証明書を紛失した場合、使用の本拠地がある市区町村役場で納税証明書を発行してもらえるが、遠方の場合は取附するのに手間と時間がかかる。	個人	総務省 国土交通省	軽自動車税の納税確認の電子化は現状対応していませんが、現在、実現に向けて検討しております。	道路運送車両法第97条の2	検討中	軽自動車税の納税確認の電子化の実現に向けて、引き続き関係者と検討を進めてまいります。	◎
112	令和2年10月29日	令和2年11月24日	マイナンバーカード	マイナンバーカードに、障害者手帳の機能も入れていただきたい。	今は、免許、保険証や銀行カードなど様々なものが財布に入っているが、障害者手帳は大きく財布にも入らない。マイナンバーカードに、運転免許や保険証の機能を入れる話はあるが、障害者手帳の話はない。各都道府県によってサイズも違えば、素材も違う。マイナンバーカードはほとんど自治体では対応できていない。精神障害手帳も、更新を忘れる方もいる。なんとか一元化していただければと思います。	個人	内閣府 厚生労働省 総務省	障害者手帳については、平成31年4月からカード型の様式での交付が可能となるよう、所要の改正を行いました。一方、番号法において、障害者手帳関係情報は情報連携の対象とされており、行政機関の手続で障害者手帳の扱いは不要となる場面が増えています。また、マイナンバーカード連携を活用して、民間事業者が提供する障害者割引等の手続において、障害者手帳の提示を不要とするような取組が進められていきます。	身体障害者手帳の様式等について「精神障害者保健福祉手帳制（医薬品医療機器等法）」	対応不可	障害者手帳は、視覚に障害をお持ちの方が触るような仕様とするためにカードの縁に切り欠きを入れるなどの配慮が必要です。また、障害者や等級などの記載内容を外から見にくくする配慮が必要な方もいらっしゃるため、一律カード型の交付とせず、障害者手帳をお持ちの方が紙（手帳）型、カード型どちらの交付とすか選べるような運用としております。上記の配慮が必要という点から、障害者手帳とマイナンバーカードの一体化については困難と整理しておりますが、マイナンバーカード連携を活用し、障害者手帳の提示を要しない場面が増えるよう、取組を進めてまいります。	
113	令和2年10月29日	令和3年6月16日	国民健康保険及び後期高齢者制度の海外での適用を白本と併用してほしい	現状は、海外の医療機関で国民健康保険を利用するにはいったん医療費を全額、自分で支払いをして、その領収書・診断書を日本語に翻訳し、日本に帰国の際、市役所に出向いて申請し、その数の月後に許可が出たのみ戻ってくる。これを、日本の医療機関同様、保険者が担当のみからケアセンターからのオンライン申請を認めてほしい。※海外での公的医療保険の不正利用を懸念するから、日本の医療機関との提携ならOKにすれば良いオンライン診療とも親和性がある。	河野大臣さんがこちらに書いたので書きます。以前も厚生労働省の方には話した内容です（何もしないでしょうといった感じでしたが）、今回は菅首相の下、期待しています。タイのチェンマイで日本人高齢者向けに日本同様のターミナルケアを提供できないか画策している中で、タイのコンクサアープムで多くの日本人高齢者が住んでいるので、現状は、海外で病気になり国民健康保険を引いても、国民健康保険加入者でも、原則、日本に戻ってからしか申請できず（ターミナルケアの場合はずいぶん）、結局、2拠点居住者及びタイの方が良い方を含むも、仲断と別れ、最後は日本に戻ってターミナルケアを受ける方が多い。これでは、良い事後だけでなく、医療費だけでなく、生活保護を受ける方も見られるので、この点については、日本に帰国してからのオンライン申請を認めてほしい。また、日本の医療機関同様、保険者が担当のみからケアセンターからのオンライン申請を認めてほしい。※海外での公的医療保険の不正利用を懸念するから、日本の医療機関との提携ならOKにすれば良いオンライン診療とも親和性がある。	個人	厚生労働省	国民健康保険及び後期高齢者医療制度（以下「国民健康保険等」という。）の被保険者が急病等により海外で療養を受けた場合、市町村及び後期高齢者医療広域連合が対応を得ないものと認めるときは、国民健康保険法第54条又は後期高齢者の医療の確保に関する法律第77条に規定する医療費（以下「海外療養費」という。）が支給されます。一方で、国民健康保険等は、都道府県の区域内に住所を有する者を被保険者とすることとされています。この点の引、海外に長期滞在し、海外に生活の本拠を有する者については、国民健康保険等の被保険者として海外療養費の支給を行うことは、住民の相互扶助である国民健康保険等の趣旨にそぐわないものであり、海外療養費の支給にあつては、その者が国民健康保険等の被保険者資格を有するか適切な審査を行う必要があります。	国民健康保険法第5条、第34条 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、第77条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	△
114	令和2年10月29日	令和2年11月24日	運転免許証を海外でも使えるようにしてほしい	まあマイナンバーカードと運転免許証が合体するのことでありますが、でも使えるようにしてほしい。	恥ずかしい話ですが、数年前に海外の国内線を利用した際に、日本のついでにパスポートを持参せずに搭乗手続きをしたところ、身分証明書の提示を求められた。日本にいつまで運転免許証を提示したら受かるか、「日本にいつまで戻るか」というのが、地方自治体が白ナンバー車両で有償運送を実施することは事実上無制限で認められています。代行運転に当たっては、警察署への届け出だけでタクシー料金とほぼ同額の料金を営業されています。政策が緩和しなくてはならないと考える理由として、	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項（氏名、住所等）及び様式については、道路交通法及び道路交通法施行規則において定められています。また、国際運転免許証は、道路交通に関する条約に様式が定められているため、国内運転免許証とは別に作成・発給しております。	道路交通法第94条 道路交通法施行規則第19条及び別添様式第14号 道路交通に関する条約（昭和38年条約第17号）附属書第10号	検討を予定	国民の皆様は様々な難題・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。また、国際運転免許証は、道路交通に関する条約に様式が定められており、国内運転免許証の規格とは大きく異なることから、我が国における国内運転免許証の活用実施等に鑑み、一体化には慎重な検討を要すると考えております。	
115	令和2年10月29日	令和2年11月24日	自助共助の推進のために白タク全面解禁を	現在、安全確保の名目で、厳しい規制が徹に入り細に入り設定されています。例えば、無償運送についてはガソリン代相当の有償なら実施できますが、ガソリン代相当の意味合いまで過渡で丁寧に表示されています。代行運転に当たっては、警察署への届け出だけでタクシー料金とほぼ同額の料金を営業されています。政策が緩和しなくてはならないと考える理由として、	現在、安全確保の名目で、厳しい規制が徹に入り細に入り設定されています。例えば、無償運送についてはガソリン代相当の有償なら実施できますが、ガソリン代相当の意味合いまで過渡で丁寧に表示されています。代行運転に当たっては、警察署への届け出だけでタクシー料金とほぼ同額の料金を営業されています。政策が緩和しなくてはならないと考える理由として、	NPO佐賀県地産地消推進支援ネットワーク	国土交通省	道路運送法第2条において、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用し、旅客を運送する事業を「旅客自動車運送事業」と定義され、当該旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、道路運送法第4条又は第43条により国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされています。道路運送法第78条において、自家用自動車は、原則として有償で運送の用に供してはならないこととされています。	道路運送法第2条、第4条、第43条、第78条	対応不可	国土交通省としては、自動車による旅客の運送において、安全・安心の確保が重要な課題と認識しています。自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア（※）」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としております。国土交通省としては、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があるため、認めるわけにはいかないと考えております。なお、交友等の実務的、予測不能な事態に際して入部にかかわらず緊急を要するときは、道路運送法第78条第1項による例外として、自家用車による有償での運送が認められています。 ※：自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客とをスマートフォンアプリ等で介するもの	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
125	令和2年11月6日	令和2年11月27日	建築基準法の接道義務、例外規定の規制緩和	建築基準法の接道義務においての例外規定ですが、許可申請が必要となっており、この規制の緩和をお願いします。 下記に列記するような現況道路に接しているのに、接道義務を要していないとなれば、中々(新築)を始める場合があります。規制を緩和することにより新築促進化が期待されます。もしくは公道化すべきです。 ・学校に接続する道(学校用地) ・公園に接続する道 ・農道や港湾区域内の道路など	区画整理がされていない土地には、接道がない為に新築できない土地が多々見受けられます。その為、建て替えができずにやむを得ず、別の場所に移し住むことを余儀なくされます。 私の家もまさにそれに該当します。隣の家に隣接です。両家とも、学校のグラウンドにつながる幅4mくらいの舗装され、消防車も通ることが可能な現況道路があるにも関わらず、学校用地の為に、接道義務を要していません。さらに、残念なことは、その道路は半分私道、残りは公道な状態です。現況道路として市に買っているにも関わらず、接道義務を要していないのです。何ぞや常識外れな場合は公道になるかの市役所に問い合わせたことがありますが、小学校のグラウンドにつながる道は奥まっているため、公道にならないという返事でした。 公道化がすすむ地域なのに、このような姿勢はいかがなものかと思えます。 おそらく、過疎化がすすむ地域において、このようなことが多く、起きていることが想定されます。土地の有効活用という観点からも改革が必要だと思います。 なお、実現した場合の効果は、新築の促進や過疎化の防止となりそうです。	個人	国土交通省	市街地における道路は、単に通行の場というにとどまらず、建築物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物等の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境の市街地を形成する上で極めて重要な機能を果たしており、建築基準法上の道路は、建築基準法42条に規定されています。私道であっても、一定の基準を有するものについては、同条第1項第6号に規定する道路位置の指定をうけることで、建築基準法上の道路とすることが可能です。	建築基準法第42条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
126	令和2年11月6日	令和2年11月27日	建築基準法の天空車の計算領域に関する改善のお願い	2本以上の道路に面する土地に建築物を構築する場合、 構員の狭い側に面する道路から計算する天空車が、2領域に達しております。(法56条6項、令132条) これら2領域を領域にとり、天空車の計算を1つの領域緩和して頂きたいです。 この規制緩和により、より自然で自由な高い建築物の形状をデザイン出来るようになります。	丁字路の角地に建築物を建てるケースで、細い道路面からの天空車の制限は、道路に沿ってこの2領域に分割して天空車を計算することになっております。 しかし、丁字路に近い側の領域での天空車制限は大変厳しく、斜線制限の時代とほとんど変わらない条件になっております。 そもそも斜線規制による建築物形状の制限を緩和する目的で天空車制限が設けられた訳であり、斜線制限を一部はみ出した部分があっても、他の部分で斜線規制より天空車を遮るような部分があれば、それらを相殺して、建物全体としては斜線規制の立地条件よりも、上空が見える建物になっていけば良いと言う法律のはずですが。 しかし、2つの領域に分けたことで、この領域間での斜線規制を上回る部分と下回る部分のトレードが出来ます。特に丁字路に近い側の領域が小さいことでやりやすくなるが、この領域は建物を取り囲むような斜線を有する事はまずないため、天空車を稼げる形状としては建物最上部を下げる手段しかないのが問題です。ちなみに、他の領域ですと、建物の側面部分を使って天空車を上げるデザインを考えると出来ます。 私は建築士として見る目線として、この問題に突進したり、先代市幹部の建築事務所と掛け合い、法令の解釈の自由度の中で何とかして欲しい旨を再三訴えましたが、前例踏襲に阻まれました。 私のケースはもう間に合いませんが、後発の地主には喜ばれると思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。	個人	国土交通省	建築基準法第56条第1項第1号による道路高さ制限は、市街地において重要な開放空間である道路および沿道の建築物の採光、通風等の環境を確保することと目的とする制度です。 個別の建築計画によっては、市街地環境が劣化しないことを定型的に判断できる場合もあるため、当該規定の適用を除外する制度として、次定率制度を設けることとします。 また、建築物の前面道路が2以上ある場合における天空車の算定にあたっては、建築基準法施行令第132条又は同第134条第2項の規定により区分される敷地の区域ごとに天空車の検討を行うこととしております。	建築基準法第56条第7項 建築基準法施行令第132条、 同第133条の6	対応不可	同一敷地内に異なる内容の高さ制限が適用されている場合、それぞれの規制内容に応じた天空車算定による高さ制限を適用することにより、市街地環境が劣化しないことを判断するものであり、ご提案に対応することは困難です。	
127	令和2年11月6日	令和2年11月27日	入札参加資格審査の統一	国、都道府県、市町村毎に異なる申請書類や申請期間について、国の規格申請で全国どの都道府県、市町村に入札参加資格を得られるように制度を見直す。	提案理由としては、 申請期間も2年毎や3年毎で自治体により、まちまちであり管理が煩雑であること。 送付する納税証明書が国、都道府県、市町村、それぞれ別に必要なため、いろいろな役所に出向き取得するなど非効率なこと。 また、書類も自治体毎に様式が異なり、書類作成作業に多大な時間がかかること。 などが挙げられる	個人	総務省	地方公共団体における入札参加資格審査については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規制等	対応	地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準書式については、国の統一書式を可能な限り採用することを基本的な方針として、今年度内に作成することとしています。	
128	令和2年11月6日	令和2年2月16日	と畜場法の改正について	1.簡易と畜場について一部重要畜(特に山羊、めん羊)の解体を可能としたい。 2.安全畜の指図としてと畜場等での解体の全体レベルを度上げする。 3.更新認可制とする事で地方へ印刷紙代等が削減を促すようにする。	現状: 現行の法律においては牛、馬、豚、めん羊及び山羊を当該施設以外でと畜することを禁じている。 国内のほとんどのと畜場は経済連の管理下に置かれているが、実際のところこれらのと畜場においては山羊、めん羊以外山羊をとるの導入は行われておらず、やむを得ずおられるのが現状である。 理由として、山羊等はBSE検査の対象であり、ごく少数の山羊等を受け入れたとしてもBSE陽性が出た場合でも隔離処置等の対応が必要だから、畜舎にこが起きる前に受け入れない、という対応が取られている。 また、畜舎は株式会社等の経営する種多数のと畜場に頼らざるを得ない状況であり、簡易又はその先の果まで山羊等を運んでいる。 提案後: 1. 適方法で山羊等を養育する必要がなくなり、コスト、時間共に節約できる。 2. 中山間地での新たな産業としてどこでも簡易への移行が可能となり、現状は簡易と畜場と解体可能な畜、猪に加えて山羊等を受け入れることで解体業者は収入が見込まれ、簡易と畜場の経営基盤も堅固となる。 3. 産業の振られる中山間地で観光客を呼び込むブレイクポイントとして活用が可能となる。半は巨大な生物なので熟練が求められるが山羊等の小畜舎であれば畜舎の敷設など比較的簡単で、収益化が可能である。 4. 更新認可制とする事で地方行政に更新料が収入として増える。また産業が活性化することで雇用等も見込まれるので全体的にはプラスの影響が強いと思われる。 5. 経済連は本書では受け入れれない山羊等を簡易と畜場と受け入れて貰えることは特に問題ないと思われる。	個人	厚生労働省	1. と畜場法第3条における以下の定義により、簡易と畜場でも山羊、めん羊のと畜・解体は可能となっております。 第1項 この法律で「獣舎」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。 第3項 この法律で「一部と畜場」とは、遊牧して年度一年以上の半若しくは馬又は一日に十頭を超える獣舎をと畜し、又は解体する規模を有すると畜場をいう。 第4項 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいう。 2. と畜場に対する衛生指導はと畜場法第19条第2項に基づいて、各自体が計画に基づき、適切に実施しているものと認めております。また、同法第7条第1項及び第10条第1項に基づき、と畜場は当該施設及びと畜場と畜場を衛生的に管理するため、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を置かなければならないこととなっております。さらに、令和2年6月1日に施行された改正と畜場法第6条及び第9条により、と畜場にはHACCP(ハサップ)に基づく衛生管理の実施が義務づけられ、その実施状況について、各自体との畜舎責任者が検証を行うこととなります(改正後のと畜場法施行規則第3条第6項及び第7条第5項、これらの規定は令和2年6月1日より施行される)。 3. 現行制度では、と畜場は設置時にと畜場法第4条第4項に基づき(都道府県知事等の許可を受ければ操業することが可能であり、許可更新手続はございません。	と畜場法	現行制度下で対応可能	現行のと畜場法においても、簡易と畜場において山羊、めん羊のと畜・解体を行うことは可能ですが、と畜場については、各自体による衛生指導が行われ、設置義務のある衛生管理責任者及び作業衛生責任者が衛生管理を実施する体制となっています。さらに、令和2年6月1日より、と畜場にはHACCP(ハサップ)に基づく衛生管理が義務づけられており、その実施状況については各自体との畜舎責任者が検証を行っています。また、更新認可制にすることは、実質的な規制強化につながりますが、現行のシステムでも公衆衛生上特段の問題が感じられていないこと及び地方自治体から更新許可制による変更が来ていないことから、現行のシステムのままで大きな問題は無いものと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
129	令和2年11月8日	令和3年5月24日	医療機器の品質マネジメントシステム(OIMS)に関する省令の実現方法	医療機器OIMSの国際規格はISO 13485で、「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(OIMS省令)」の第二号がこれに相当するとされている。 しかし、実際は次のURLに示すように「提案の一対一」に対応しない。 一方、国際規格と同等のJIS Q 13485は当然対応している。 OIMS省令の第二号は北参照を基本とすればよいのではないか。 https://ecompliance.co.jp/MedicalDevice/OIMS/QMSvs13485.pdf	国際規格ISO 13485が改定されたのは2016年3月で既に移行期間(3年間)を越えているのに未だにOIMS省令が発行されない。国際規格に対するISO規格(JIS Q 13485:2018)は年毎に発行されている。他国に比べて、医療機器規制の緩和をなす省令の改定があまりにも遅い。 欧州 EN ISO 13485:2016 中国 YY T0292-2017 素直に国際規格の草案に対応した法文とすればよいはずである。 13485は当然対応している。 日本の医療機器の製造業者は、世界各国の医療機器品質マネジメントシステムに対応者が、それらほみな素直にISO 13485に準拠したその国の規格に従うことが多い。	個人	厚生労働省	制度の現状	「国際標準化機構(ISO)において、医療機器及び体外診断用医薬品(以下「医療機器等」という。)に関する品質確保に向けた組織の管理活動の仕組み(品質マネジメントシステム)に係る国際規格(ISO 13485)を制定しています。 我が国においては、ISO13485:2003Iに基づき、医療機器等の品質マネジメントシステムに関して、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)を制定しています。	該当法令等	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)	対応	ISO13485:2016の内容を反映させるため、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令について、令和3年3月26日に公布・施行しております。	
130	令和2年11月8日	令和2年11月27日	全省庁入札参加資格の緩和により、中小企業の参加を認めて頂く。	厚生労働省発注の物品発注に関する入札参加資格において、AとCの区分があります。令和2年度中小企業働き方改革推進支援事業の入札参加に関して、委託事業の選定に際して、有用なアイデア、能力があっても中小企業のランクとして門前払いとされたことがある。政府発注事業を中小企業への発注を増大させることとしているが、十分とは言えない。	中小企業働き方改革推進支援事業は、日本経済の8割近くを占めている中小企業に対して非常に有用な政策であり、地方の現場において悩みを聞き、相談されたことを具体的に解決していくためには、地元で中小企業が有用なアイデアを持ち、最大の効果を生み出す能力をもっているものを積極的に使っていただきたい。 しかしながら、選定能力があっても、全省庁入札参加資格の区分により厚生労働省が地方発注に区分を指示している現状から、Dランクの中小企業は門前払いとなっている。 特に、経済産業省発注の電通への700億円近くの丸投げ等は税金の無駄遣いの極まりであり、改めるべきである。 中小企業の受託は、具体的な実現可能性が高く、大企業等よりも低価格で実現できるものです。 Dランクであっても、自由に入札参加を出来るように変えていただければ、厚生労働省のみではなく、全省庁を通じて日本全国の中小企業のアイデア、能力発揮に刺激を与え、多大な活力を發揮するものと考えます。	一般社団法人愛知県労務政策研究協議会	総務省	制度の現状	全省庁入札参加資格における等級は企業の規模に応じて全省庁統一の基準で等級を定めているもでございます。基準の策定にあたっては、全省庁で合意いただいたものをシステムに反映しているものでございます。よって、個々の入札案件に対し、どの等級の事業者を当該入札の対象にするか等は各省庁発注課の判断に委ねられているものとなっております。	該当法令等		現行制度下で対応可能	入札資格審査において、ランク付けだけとられずグローバルな対応が図られ有能な中小規模の事業者が門前払いされることがないよう、本提案について各省庁へ周知してまいります。	
131	令和2年11月8日	令和2年11月27日	同性結婚を可能にして欲しい	同性でも結婚を可能にして欲しい、今の異性間の結婚と同じ結婚制度を作って欲しい。	同性結婚ができるようになれば理解が得られやすくなる。 自殺者が減る。 異性と結婚して人生を謳歌できる人が増える。	個人	法務省	制度の現状	憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立すると規定しており、同性婚を認めることは憲法上想定されていません。 また、民法上、同性婚を禁止する明文規定は存在しませんが、婚姻年齢について定める民法751条が「男は、18歳以上、女は、16歳以上ならなければならない」と定められていること、民法750条以下が「未婚」という表現を用いていることから、民法は、婚姻に男女間の結合関係であることを当然の前提としており、同性婚は民法上認められていないと解釈されています。	憲法、民法	対応不可	同性婚を認めるか否かは、我が国の国家の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。		
132	令和2年11月8日	令和2年11月27日	選挙における電子投票の選択枝	選挙の投票についてですが、今までの投票用紙による記名投票に比べて、タッチパネル式で誰か選ばれる電子投票も選択枝に加えて欲しいです。	投票したことで、字が書けないあるいは字の書き方が分からずに投票できない障害者がいます。それと新型コロナウイルス問題で紙を運送する傾向も広まっています。そのような負担を解消するために是非必要とします。 電子投票により人員削減の効果も期待できるので社会実験的な意味合いで記名投票を併用してみたいかでしょうか？	個人	総務省	制度の現状	地方選挙について、各地方公共団体において条例を定めることにより、電子投票を導入することができま	地方公共団体の議会の議案及び県の選挙に依る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
133	令和2年11月8日	令和3年5月24日	体温計の複数輸入ができない。	コロナウイルスから家族を守るため、Amazonで1,000円ほどの非接触式体温計を購入した。(よく知らなかったのが中国からの輸入品となるため、医療機器の輸入検査は厳行されているようで、何度もストップされた。体温計を2個買うのをストップされるのは納得しがたい。国民あててコロナ対策のため、日本の検査は必須であろう。ますます非接触式体温計の需要は増えることだろう。どこかの国からも同じよう輸入できるようにしていただきたい。	(1)安価な非接触式体温計の医療機器としての輸入制限撤廃 (2)家族の体温測定がより簡易になり、毎日、数度の検温が可能となる。 (3)通常の接触式体温計(腋下測定)では、家族間で使い回す際、いまいち消毒が必要となる。 (3)消毒を忘れてコロナウイルス対策を怠っているため、検温の簡便性は、対応に欠ける。 (3)5℃の管理が簡単になる。)	個人	厚生労働省	制度の現状	未承認の医療機器の個人輸入に当たっては、販売等を目的としていないことが明らかなものに限って認められており、自己使用目的の場合は、輸入可能数値の上限を1個としています。 一方、企業が、自社の社員の新型コロナウイルス感染の対策として、自社内で使用することを目的として医薬品、医療機器等(感染予防対策として)個人が自ら使用することが想定されるものに限り、「を輸入しようとする場合には、例外的に、複数個の医療機器を輸入することが可能です。	薬機法第56条の2	現行制度下で対応可能	国内において未承認の医療機器を個人で輸入する場合、自己使用目的であることから、輸入可能数値を一人1台としています。 家族がそれぞれ使用するために未承認医療機器を海外から輸入する場合については、それぞれが輸入手続きをすることにより、人数分の医療機器を輸入することが可能です。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
138	令和2年11月6日	令和2年11月27日	選択的夫婦別姓について	夫婦別姓を認めてほしいです。日本は名字を選択する際、男性が実入るの当たり前という見方が強いです。近年女性の社会進出も進んでおり、結婚によって名字が変わってしまうことによる弊害も大きいと感じています。また先進国で夫婦同姓が義務化されているのは日本だけで、苗字の統一が家名という考えは古いと感じます。柔軟に見直すべきです。更に結婚により苗字が変わることに抵抗があり、結婚を諦めるカップルがいるということを知っていただきたいです。事業場で我慢しなさい、というのはいりません。正直行きにくい。同姓を望む人は同姓に、別姓を望む人は別姓に、それが認められる社会になってほしいです。	素人考えで愚痴ですが、生涯未婚率は改善されるのではないだろうか。夫婦別姓が認められない事により事業場を退社するカップルや、そもそも結婚を諦めるカップルも少なくないです。また数値では表しにくいですが、苗字が変わる事により喪失感を感じる女性も多いです。結婚しやすい環境、制度変更を希望いたします。 https://www.nippon.com/ja/japan-today/t00942/ https://news.yahoo.co.jp/articles/87110a29d8980cfce05d00da9755a0888e7c68 賛成もこれだけ多いという事をもっと目を向けてほしいです。	個人	法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入すること等と内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したことを受け、法務省は、平成8年及び平成22年にこの答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考え、今後国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。	
139	令和2年11月6日	令和2年11月27日	教員免許更新制度について	民主党政権に始まり、幼稚園とこども園の職員「教員」として更新対象になりました。幼稚園教諭免許の対象から外れてきた。人員不足に大きく現状で採用できず、経験者を即戦力として採用できます。	この制度が始まってから、更新のための8日間の休暇がない、4万5千円かかる費用を捻出できない、そもそも幼稚園やこども園は労働という理屈で雇われ、子育ての負担を減らされる方が非常に増えました。もとより人手が少なすぎる。求人をかけてもこの制度が原因で更新し続ける人が減っています。幼稚園教諭の免許更新の対象から外すことで、経験者を即戦力として採用でき、保育や教育現場での安定した人員配置、および保育や教育の質の向上が見込めます。是非よろしくお願ひします。	個人	文部科学省	幼稚園教諭は、教員免許法第3条の規定により有効な状態の幼稚園教諭免許状を有する必要がある。必須技能型認定こども園に勤務する保育教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条の規定により、有効な状態の幼稚園教諭の普通免許状及び保育士資格を有する必要がある。(令和7年3月31日までの経過措置期間中は、幼稚園教諭免許または保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭になることができます) 教員免許更新については、有効期間の満了する2年前から更新可能な期間中に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ免許状の有効期間更新の申請を行う必要があります。	教員免許法第9条、第10条、第12条 教員免許法及び公務員特例法の一部を改正する法律案第2条	対応不可	教員をめぐる状況は時代の進展に応じて常に変化し続けており、その時々で求められる教員として必要な資力も常的に変化しています。教員免許更新制は、全ての教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を捧げられるようにすることを目的として平成21年度から導入されたものであり、幼稚園教諭も含めて全ての教員の方へ、10年に一度、教壇の資力向上を促す更新講習を受講していただく必要が急務です。なお、現在、中央教育審議会において、教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった課題も視野に入れつつ、教員免許更新制や研修の在り方に関する包括的な検証を進めることとしております。	
140	令和2年11月6日	令和2年11月27日	テレビ局電波オークションの実施	テレビやラジオなどの放送局は、国から周波数を割り当てられている許認可事業です。また国に「電波利用料」を支払っているが、実際はテレビ局がゼロ円にしている。テレビ局全体の電波利用料負担は34億400万円にしかならないのに対し、営業収益は約1150億8200万円もある。電波の「入札コスト」は、営業収益のわずか1%に過ぎない。電波利用料は携帯電話会社も支払っている。12年度の電波利用料収入は約715億円の見通しで、内訳は携帯電話事業者が72.3%のに対し、放送事業者はたったの2.7%である。つまり、電波利用料のほとんどは、携帯電話を使っている消費者が負担している。結果的に携帯電話利用者が支払っている電波利用料が、テレビ局を支える構造となっている。テレビ局の社員給料も、国法一両の平均年収は約100万円以上である。NHKの平均年収は1180万円である。許認可事業のため事実上新規参入のないテレビ業界が潰れてしまえば、連和感を感じる。現在は総務省の数量で電波を割り当てて電波利用料を取っているが、すべての電波をオークションにかけると、30兆円近い価値がある。放送局にすれば、オークションが導入されると、高額の費用が必要になるため、なんとかして阻止したいと考えている。総務省によって電波利用料は特定財源となっている。総務省の「隠れ特別会計」との指摘もある。「研究開発費」は天下り先である特殊法人へのばらまきとの指摘もある。電波オークションは世界の常識になりつつあり、欧米諸国はほぼすべての国で導入しており、アジアでも一般化しつつある。	テレビやラジオなどの放送局は、国から周波数を割り当てられている許認可事業です。また国に「電波利用料」を支払っているが、実際はテレビ局がゼロ円にしている。テレビ局全体の電波利用料負担は34億400万円にしかならないのに対し、営業収益は約1150億8200万円もある。電波の「入札コスト」は、営業収益のわずか1%に過ぎない。電波利用料は携帯電話会社も支払っている。12年度の電波利用料収入は約715億円の見通しで、内訳は携帯電話事業者が72.3%のに対し、放送事業者はたったの2.7%である。つまり、電波利用料のほとんどは、携帯電話を使っている消費者が負担している。結果的に携帯電話利用者が支払っている電波利用料が、テレビ局を支える構造となっている。テレビ局の社員給料も、国法一両の平均年収は約100万円以上である。NHKの平均年収は1180万円である。許認可事業のため事実上新規参入のないテレビ業界が潰れてしまえば、連和感を感じる。現在は総務省の数量で電波を割り当てて電波利用料を取っているが、すべての電波をオークションにかけると、30兆円近い価値がある。放送局にすれば、オークションが導入されると、高額の費用が必要になるため、なんとかして阻止したいと考えている。総務省によって電波利用料は特定財源となっている。総務省の「隠れ特別会計」との指摘もある。「研究開発費」は天下り先である特殊法人へのばらまきとの指摘もある。電波オークションは世界の常識になりつつあり、欧米諸国はほぼすべての国で導入しており、アジアでも一般化しつつある。	個人	総務省	テレビ局の免許については、電波法第6条第8項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申請を行うことが可能となっています。	電波法第6条第8項	その他	オークションを導入している諸外国の最新動向を注視し、引き続き検討します。	
141	令和2年11月6日	令和2年11月27日	海上コンテナ利用した倉庫等の建築確認申請の緩和	私は果樹専業農家です。所有する海上コンテナ2個を利用して倉庫兼車庫の申請しようとしたが海上コンテナの鉄骨構造物の構造計算の資料等がないとのことで申請は受理されず。海上コンテナ自体は単純な数の積み重ねで使用される頑丈な物ですが、規制緩和することによって、倉庫兼車庫として利用するにも相応の強度で建てることが出来、車を繋げるのにも耐えし、車庫かかるのです。建築用コンテナは許可はなっていますが、普通の海上コンテナは構造強度すれば良いにして欲しいのですm(_ _)m	●海上コンテナ自体が柱に代わるので建築コストが格段に下がる。 ●海上コンテナの4角は強度な骨格だが中間部の弱い部分はそれをH鋼材等で補う ●農業は大きな改革の時代で、施設等なるべく安く倉庫等建てたいと採算面で設備投資を諦めざるを得ないです。 ●農業だけでなく他の産業のコスト削減にも繋がるだろう新たな事業の掘り起こしに寄与するものと思います。	個人	国土交通省	建築基準法第2条第1項第1号において、建築物は「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」に定義されています。このため、海上コンテナに限らず、一般的に土地に定着し、屋根及び柱若しくは壁を有するものは建築物として取り扱われ、構造上安全なものとして建築基準法で定める基準を遵守する必要があります。	建築基準法第2条第1項第1号、第2号	実行制度下で対応可能	建築物として使用するコンテナについては、他の建築物と同様に地震や火災に対する安全性を確保するため、建築基準法を遵守する必要があります。この取り扱いについては平成元年建設省指針第239号において、構造耐力上の安全性の確保がなされたコンテナ等を例示して示しております。なお、小規模なコンテナであれば、原則構造計算は不要となります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
142	令和2年11月6日	令和3年5月24日	管理医療機器販売申請の規制緩和について	①対象商品の規制緩和をご検討いただきたい。 ②管理医療機器販売申請の簡易化をご検討いただきたい。	①対象商品の規制緩和について 規制緩和の申請書の提出、許可が必要となる対象商品に「治療型絆創膏」や「非接触型体温計」、「入浴安定剤」が含まれているが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品ではないため、届出制ではない「一般医療機器」の指定とさせていただきます。少子高齢化、有職女性の増加等、環境の変化が大きい中、過去、スキャンや電圧洗浄が規制緩和されたように、広範囲の健康に与する高い安全性医療機器として、規制緩和の対象として提供したい。特に、「非接触型体温計」については、新型コロナウイルス禍において、体温計の需要が大きく伸び、市場でも品薄状態が継続している。在庫確保の問題をクリアしても、申請手続きで迅速な店頭販売につながる状況である。早急の取組をご検討いただきたい。 ②管理医療機器販売申請の簡易化について 申請時、保健所ごとにフォーマットと提出先が異なり、手続きの負担が大きく、取扱店舗に限られている状況である。フォーマットでの申請が可能になると、多くの店舗において迅速に取組が可能で、国民の利便性向上が図られる。また、店舗販売や閉店・改装・オーナー交代による一店一店の免許管理、確認負担を削減することも可能となる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	<p>① 管理医療機器は、当該機器に何らかの不具合が生じた場合において人の生命及び健康に影響を及ぼすおそれがあることからその適切な管理が必要であるとして厚生労働大臣が指定をしており、一般医療機器は不具合が生じた場合においても人の生命及び健康に影響を及ぼすおそれほとんどないものとして厚生労働大臣が指定をしております。</p> <p>管理医療機器については、その品目が有する効果、効能等を適切に評価し、当該製品の品質、有効性及び安全性を確保するために、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査又は登録認証機関による認証審査を通じて、含有する成分の種類や規格の適合性、安全性等を評価する必要があります。</p> <p>一般医療機器の製造販売は届出制であり、このよな有効性・安全性、品質管理にかかわる評価を受けることなく販売することが可能であることから、管理医療機器のリスクを考慮した場合に適切なプロセスではないと考えられます。</p> <p>(参考) 治療型絆創膏: キズパワードに代表される家庭用創傷パッド(バンド)が創傷からの浸出液を吸収・保持することで創傷面の湿潤環境を維持し、より早い創傷治癒を期待するものと思われま。</p> <p>非接触型体温計: 皮膚赤外線体温計などを指しているものと思われま。</p> <p>入浴安定剤: (粘着型、帯型型) 義歯床安定用糊材を指しているものと思われま。口腔粘膜に長時間接触するものです。</p> <p>② ①に記載されている品目の製造販売と同様、販売先についてもクラスに応じた手続きが異なっており、管理医療機器については都道府県知事等に届出をすることにより販売することが可能となります。また、管理医療機器のうち、特定管理医療機器については、発着所管理先として特定の資格を有した者を置くことが定められています。なお、医療機器の販売先については都道府県等の所管となっております。</p>	<p>① 薬機法第2条第6項、第7項 薬機法第23条の2の23 ② 薬機法39条の3</p>	対応不可	<p>① 法律上、「管理医療機器」は副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を及ぼすおそれがあることからその適切な管理が必要である。「一般医療機器」は副作用又は機能の障害が生じた場合においても人の生命及び健康に影響を及ぼすおそれほとんどないもの、と定義されており、共に薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて指定することになっております。</p> <p>管理医療機器については、当該医療機器のリスクが有用性を上回らないことを根拠データに基づき評価し、また必要に応じて適切な安全対策にかかわる措置を行っています。またそのような評価のために、ほとんどの管理医療機器について認証基準が定められており、当該基準を満たす医療機器については製造販売の認証を得ることができます。</p> <p>例示された医療機器についても認証基準において生物学的安全性や電氣的安全性、送付文書記載等に関する要件が定められており、これらの要件及び製造管理・品質管理体制について認証機関が審査を行っています。</p> <p>一般医療機器はこのような有効性・安全性、品質管理にかかわる評価を受けることなく届出により製造販売することが可能であることから、例示された医療機器の位置づけとしては適切ではないと考えま。</p> <p>② 販売申請の申請様式については施行規則163条に様式88として定められております。また、販売先は各都道府県等が所管している事務であり、各自自治体ごとに定められた部署にご提出いただく必要があります。</p> <p>管理医療機器は生産のにおり不具合が生じた場合において人の生命及び健康に影響を及ぼすものもあり、業務所として実態を把握する必要がありますことから、営業所の所在地の都道府県等が適切な管理をするよう定めております。</p>	△
143	令和2年11月6日	令和3年5月24日	オンラインシステムを活用し一般医薬品の管理・販売の実現について ※別紙参照	消費者が必要な時に一般医薬品をすぐに取りやすい店舗においてオンライン・遠隔での医薬品管理・情報提供を認めていただくことで、安心・安全かつ効率的に一般医薬品を購入できる場を増やし、セルフメディケーションの推進を加速していただきたい。	一般医薬品の販売は、オンラインでの販売が既に認められており、メール等による遠隔での情報提供が可能だが、薬局での販売は薬剤師(資格保有者)による当面の販売・情報提供となっている。また、医薬品を販売する店舗の管理についても、資格保有者が実地に管理することとされている。デジタル技術の活用による個人情報や新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対人接触機会の低減ニーズが高まる中、一般医薬品販売においてもデジタル技術の活用を推進すべきである。具体的には、遠隔システムを活用し、受付センターに資格保有者がコールセンターシフトした上で一般医薬品を販売し、受渡し行為は別管理業務とするよう資格保有者による管理をデジタル技術により遠隔で行うことにより、資格保有者以外の店舗での実地管理業務を緩和するよう取組すべきである。デジタル技術により、資格保有者以外に提供できない形で医薬品管理を行うことで安全性も担保しつつ、即時性が求められるニーズに対応でき、消費者の利便性も高まると考えま。また、資格保有者の勤務地・勤務時間に関わらず資格を活かせるため、労働力不足の解消にも事業者の負担も改善されるとも地域産業の発展にもつながる。夜間・日中の時間帯等が短い手持りの業がない場合に、近隣の深夜営業小売店舗において、資格保有者に相談しながらオンライン一般医薬品を入手したいのニーズへの対応も可能となる。遠隔にて即時販売できる体制の構築は災害発生時の住民のニーズにも対応できるとも医療機関の負担軽減にもつながると考えま。平時の便利を有事の安心につなげるべく、デジタルを前提とした販売方法を認めていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条、第28条、第30条の9、第39条の1、第39条の2 薬機法第163条の1、第163条の2 薬機法第163条の15、第163条の16、第159条の15、第159条の16</p>	検討に着手	<p>一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があることから、店舗において専門家が常時、勤務していることが消費者の安全性を確保する上で必要である。</p> <p>本件に関しては、規制改革推進会議における当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日)等を踏まえ、検討してまいります。</p>	◎	
144	令和2年11月6日	令和3年5月24日	一般医薬品販売業務を行う体制の整備 ※別紙参照	一般医薬品の店舗販売においては、店舗営業時間の総和の2分の1以上の時間、一般医薬品を販売することが義務付けられているが、顧客の利便性や医薬品の確保を担保し難から、店舗営業時間に関する一定時間以上販売している店舗については販売可能とさせていただいた。 店舗営業時間の8時間の店においては、4時間の販売でも許可が下りる一方で、24時間営業店では10時間販売しても許可が下りないのは不具合である。店舗営業時間の総和の2分の1以上とする規制が不明確な中で、消費者利便性のために24時間営業等、長時間営業店においては、12時間営業店と比し多くの登録販売者確保も必要であり、資格者の柔軟な働き方を招き、新たな店舗開業の妨げとなり、資格者の業務を有効活用できない状況も発生している。結果的に一般の確保が購入できる店が増す。利便性向上の妨げとなっている。	一般医薬品の店舗販売においては、店舗営業時間の総和の2分の1以上について 【例】店舗営業時間の総和2分の1以上の販売、又は1日8時間以上の販売への変更。登録販売者の働き方改善にもつながると考えま。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	<p>薬局並びに店舗販売業務及び配剤販売業務に関する法律第2条、第28条、第30条の9、第39条の1、第39条の2 薬機法第163条の1、第163条の2 薬機法第163条の15、第163条の16、第159条の15、第159条の16</p>	検討に着手	<p>店舗販売業は、一般医薬品の提供を担っており、一般医薬品を必要とする消費者が来店した専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があります。</p> <p>本件に関しては、規制改革推進会議における当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日)等を踏まえ、検討してまいります。</p>	◎	
145	令和2年11月6日	令和3年5月24日	一般医薬品の在庫管理作業のみ「業務を委託している登録販売者」で実施し、ネット上で購入した同一商品の店舗お返しを可能としたい。 一般医薬品の店舗において、販売登録販売者が対応可能とする場における業務の分離を可能としたい。	インターネット販売受付で購入の一般医薬品と事前到店保管済の一般医薬品が同一であった場合、その同一一般医薬品を店舗においてお返しできる体制構築を認めていただきたい。 一般医薬品の特定販売は既に認められているが、医薬品という商品の特性上、緊急性を要するニーズが高いことに対応すべく、インターネット上で消費者の急ぎな対応がなれた場合において、同一の一般医薬品の在庫を確保している最寄りの店舗でお返しする対応を可能としたい。 一般医薬品の店舗においては、販売(相談応需)業務は発生しないため、業務経費1,920時間/年を満たしていない登録販売者でも在庫管理と関連に従事することを認めいただきたい。販売業務と在庫管理業務を分離することも可能とし、登録販売者の活躍の場を拡大できたと考えている。	インターネット販売受付で購入の一般医薬品と事前到店保管済の一般医薬品が同一であった場合、その同一一般医薬品を店舗においてお返しできる体制構築を認めていただきたい。 一般医薬品の特定販売は既に認められているが、医薬品という商品の特性上、緊急性を要するニーズが高いことに対応すべく、インターネット上で消費者の急ぎな対応がなれた場合において、同一の一般医薬品の在庫を確保している最寄りの店舗でお返しする対応を可能としたい。 一般医薬品の店舗においては、販売(相談応需)業務は発生しないため、業務経費1,920時間/年を満たしていない登録販売者でも在庫管理と関連に従事することを認めいただきたい。販売業務と在庫管理業務を分離することも可能とし、登録販売者の活躍の場を拡大できたと考えている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	<p>医薬品は、身体生命に直接作用を及ぼすものであり、また、使用方法を誤った場合には、保健衛生上支障が生じおそれがあるため、専門家の配置や構造設備の基準を満たした店舗販売の店舗で取り扱う必要があります。</p> <p>店舗において責任をもって医薬品の販売に対応するため、同一の店舗で、医薬品の販売に従事する専門家が情報提供から販売まで対応することが必要です。</p> <p>また、登録販売者の業務経験については、登録販売者が店舗販売業務の管理者にならなくてはならない場合、過去5年間のうち、薬局、店舗販売業、配剤販売業において専門家の管理及び指導の下に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が通算して2年以上(合計1,920時間以上)必要です。</p>	対応不可	<p>一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があります。</p> <p>店舗において責任をもって医薬品の販売に対応するため、同一の店舗で、医薬品の販売に従事する専門家が情報提供から販売まで対応することが必要であり、ご提案の方法では責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。</p>	◎	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
151	令和2年11月6日	令和2年11月27日	車中免免許での運転可能な車両の範囲について	現状の専用納品車両の一部が「車中免免許」の範囲外(最大積載量8t未満)となっておりドライバー不足の一因となっているため、「車中免免許」で運転できる車両の範囲(車両総重量)を最大8t未満までとしていただきたい。  ※現行の道路交差法、普通自動車運転免許:車両総重量5t未満、準中免免許:車両総重量5t未満、中免免許:車両総重量11t未満、大型免許:車両総重量11t以上とされている。	昨年度も同様の要請を提出したが、安全性の観点から対応不可との回答であった。但し、7.9tと8.0tを比べた場合、安全性の観点での差が定量的に明示されており、今年度も改めて要請を行う。  なお、7.9t未満に至った経緯は、 ①EUの免許制度を参考 ②7.5t以上の死亡事故の増加 ③トラクターカーのランナップからも7.5tは車格が変わる分岐点であるが、そもそも1t以上では道路幅員、安全設備、車両整備環境が大きく異なること、7.5tと8.0tの死亡車の比較が不明であること、7.9tと8.0tの車格はほぼ変わらない等を勘案すると、車両総重量8.0t未満に規制緩和することは公共の利益に資すると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 警察庁		現行の道路交差法においては、車両総重量3t未満かつ最大積載量2t未満の自動車運転する場合には普通免許、車両総重量3t未満かつ最大積載量4t未満の自動車運転する場合には準中免免許、車両総重量11t未満かつ最大積載量8t未満の自動車運転する場合には中免免許、車両総重量等がそれより重い自動車運転する場合には大型免許が必要とされています。また、普通免許及び準中免免許については18歳以上で取得可能とされている一方、中免免許については20歳以上で普通免許等と2年以上保有していること、大型免許については21歳以上で普通免許等を3年以上保有していることが取得の要件とされています。	道路交差法第84条、第85条第1項及び第2項、第86条第1項、第96条 道路交差法施行規則第5条	対応不可	平成29年3月12日に道路交差法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が施行され、新たな運転免許の区分として、準中免免許が創設されました。 車中免免許で運転可能な準中免自動車の範囲について、車両総重量は3t以上7.5t未満とされましたが、上限が7.5t未満となった理由は、車両総重量別1万台当たり死亡事故件数(平成20年～23年の平均)をみると、7.5t以上が30.8件となっているのに対し、7.5t未満は約16件と高い値になっており、交通安全対策上、7.5t以上の車両を準中免免許の範囲に加えることは困難であること等を考慮したためです。 そもそも、間接的に創設されるため、6t以上7.5t未満の自動車を運転するためには中免免許が必要でした。これに対し、物流業界、教育界等から、「高効率を追求して間もない者が貨物自動車運転をできず、若年者の就職に影響を及ぼしている。」旨の指摘があり、貨物自動車に係る免許制度の見直しについて要望が寄せられていたこと、上記の要望を受け、様々な分野の有識者を集めた検討会を開催し、車両総重量7.5t以上7.9t未満の自動車を含む各種自動車の事故実態等を踏まえた多角的な検討を行うこととし、全日本トラック協会、全農等専任役員会及び交通安全推進協議会等のアソシエーションを設け、その検討結果を掲載した報告書を警察庁ホームページに掲載し広く意見を募ると、多くの方の御意見を伺った結果、車両総重量3t以上7.5t未満の自動車の運転が可能で準中免免許が創設されることになりました。 このように、貨物自動車の交通安全事故防止対策と物流業界における人手不足解消の双方の観点から踏まえた法改正がなされた経緯に照らすと、準中免免許で運転可能な自動車の範囲を広げることが困難であることを御理解ください。 なお、準中免免許は、18歳以上で普通免許を保有していない方も取得可能であり、普通免許を取得している方が準中免免許を取得する場合は、普通免許を有しない方よりも短い教習時間数で取得することが可能です。また、道路交差法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)により、一定の教習を修了した者については、大型免許、中免免許の免許料額数、19歳以上であり、かつ、受けようとする免許種別ごとに必要とされる免許のいずれかを受けていた期間が通算1年以上であれば受験できることとなりました(令和4年6月までに施行)。
152	令和2年11月6日	令和2年11月27日	自動車運転免許に関する規制について	普通自動車運転免許取得だけで、2tの専用配送車は運転できるよう法改正していただきたい。	中免免許の取得は緩和されたが、現状の普通自動車運転免許で専用車の運転ができるようになれば、人手不足の中、人員費抑制につながるから、ご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 警察庁		現行の道路交差法においては、車両総重量3t未満かつ最大積載量2t未満の自動車を運転する場合には普通免許、車両総重量3t未満かつ最大積載量4t未満の自動車を運転する場合には準中免免許、車両総重量11t未満かつ最大積載量8t未満の自動車を運転する場合には中免免許、車両総重量等がそれより重い自動車を運転する場合には大型免許が必要とされています。また、普通免許及び準中免免許については18歳以上で取得可能とされている一方、中免免許については20歳以上で普通免許等を2年以上保有していること、大型免許については21歳以上で普通免許等を3年以上保有していることが取得の要件とされています。	道路交差法第84条、第85条第1項及び第2項、第86条第1項、第96条 道路交差法施行規則第5条	対応不可	提案の具体的な内容における「2tの専用配送車」とは、運転するに準中免免許が必要な自動車を指していると思われること、準中免免許は、平成28年3月12日に施行された道路交差法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)によって、新たな運転免許の区分として新設されました。 車中免免許で運転可能な準中免自動車の範囲について、車両総重量は3t以上7.5t未満とされましたが、下限が3t未満となった理由は、車両総重量3t以上の大半はセダタイプ乗用車と運転特性が異なる貨物自動車であること、交通安全実態から車両総重量3t未満から5t未満の範囲の貨物自動車に係る対策が必要であったこと及び既に普通免許相当の免許で運転可能な自動車の範囲が車両総重量3t未満とされていること等を考慮したためです。 このように、貨物自動車の交通安全事故防止対策の観点から踏まえて法改正がなされた経緯に照らすと、普通免許で運転可能な自動車の範囲を広げることが困難であることを御理解ください。 なお、準中免免許は、18歳以上で普通免許を保有していない方も取得可能であり、普通免許を取得している方が準中免免許を取得する場合は、普通免許を有しない方よりも短い教習時間数で取得することが可能です。また、道路交差法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)により、一定の教習を修了した者については、大型免許、中免免許の免許料額数、19歳以上であり、かつ、受けようとする免許種別ごとに必要とされる免許のいずれかを受けていた期間が通算1年以上であれば受験できることとなりました(令和4年6月までに施行)。
153	令和2年11月6日	令和2年11月27日	自動車運送業の生産性向上化について	都心においても、タクシー等を利用した貨客混載の規制緩和を望んでいるが現状あり、都心においても規制緩和が進めば、事業の拡大等につながるのではないか考える。	タクシーやトラック等の貨客混載の規制緩和が進めば、とあることであったが、道路幅員が小さいのみ認められているのが現状であり、都心においても規制緩和が進めば、事業の拡大等につながるのではないか考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 国土交通省		他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保や利用者利益の確保の観点から、貨物自動車運送事業法に基づき許可の取得を行っていただくことになり、原則として貨物自動車を用いて事業を行っていただく必要があります。 一方、平成29年からは、物流サービスの一環としての確保を目的として、乗合バスについては全国において、また、タクシー等については道路幅員において、貨物自動車運送事業法の許可の取得等により貨客混載を行うことができるよう措置を講じています。 加えて本年9月には、ウィズ・コロナ時代の新しいビジネスモデルとして、タクシー事業者が貨物自動車運送事業法の許可の取得等により有償で貨物・飲料を運送できるよう措置したところである。	貨物自動車運送事業法第5条等	現行制度下で対応可能	乗合バスについては、平成29年1月に全国において貨物自動車運送事業法上の許可の取得等を前提に貨客混載を行うことが可能となっております。 また、タクシーについては、平成29年より道路幅員で貨客混載を行うことが可能となっていることに加え、本年9月には、全国において貨物自動車運送事業法に基づき貨物・飲料の有償運送ができるよう措置を講じたところです。 今後、本年9月に措置した新制度の運用状況について、安全性の観点等から検証を行っていく予定です。
154	令和2年11月6日	令和4年10月12日	市街化調整区域内1号店舗について	店舗面積、敷地面積の制限緩和や道路接達要件の緩和、連たんや円形住居の緩和についてご検討いただきたい。	店舗面積制限の緩和、敷地面積の制限廃止について、地区により店舗面積170㎡以内、敷地面積500㎡以内等の制限があり、駐車確保先の店舗であるにも関わらず、十分な駐車確保が確保できない。また、店舗面積が小さいと生活必需品を含め、十分な品揃えができない。地区により国道、県道、道路幅指定の接達要件があり、緩和していただきたい。連たん距離や円形(半径900m)住居距離を緩和していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 国土交通省		市街化調整区域においては土地の区画形質の変更を伴う建築(開発行為)を行う場合には、当該区域は、市街化を抑制すべき区域であることから原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の条件に該当する開発行為に該当して認められています。 このうち、同条第9号は市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当とされる一定の用途の建築物等の立地を認めるもので、その具体的な内容は同法施行令第29条の8に列挙されており、道路の内法な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休務所若しくは給油所等である建築物又は第1種特等作業場と工業用貯蔵設備(第2条第1項の火薬類の製造所である建築物がこれに該当します)。 なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。	都市計画法第34条第9号、都市計画法施行令第29条の第8号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
155	令和2年11月6日	令和4年10月12日	市街化調整区域内9号店舗について	全都道府県、市町村において、コンビニエンスストアの9号店舗を許可していただきたい。 店舗面積・敷地面積の制限緩和やイトインの産産数・イトイン面積の指定制限を廃止していただきたい。	地区によりコンビニエンスストアの9号店舗ができないため、全都道府県、市町村で許可していただきたい。店舗面積制限緩和・敷地面積の制限を廃止していただきたい。地区により店舗面積200㎡以内、敷地面積2,000㎡以内等の制限があり、駐車確保先の店舗であるにも関わらず十分な駐車確保が確保できない。また、店舗面積が小さいと買い物客を含め十分な品揃えができない。ある地区は、イトインの敷以上、店舗面積のイトイン面積が1/2以上確保し、広過ぎる指導もある。広過ぎると店舗管理が難しく、衛生面のリスクが生じるため、産産数とイトイン面積の指定制限を廃止していただきたい。 店舗とイトインの出入ロイを併用して設置するよう指導を行う行政があるため、店舗とイトインは一体のため、出入ロイは共有はしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 国土交通省		市街化調整区域においては土地の区画形質の変更を伴う建築(開発行為)を行う場合には、当該区域は、市街化を抑制すべき区域であることから原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の条件に該当する開発行為に該当して認められています。 このうち、同条第9号は市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当とされる一定の用途の建築物等の立地を認めるもので、その具体的な内容は同法施行令第29条の8に列挙されており、道路の内法な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休務所若しくは給油所等である建築物又は第1種特等作業場と工業用貯蔵設備(第2条第1項の火薬類の製造所である建築物がこれに該当します)。 国土交通省としては、開発許可の判断の基準については行政手続法第5条を踏まえて審査基準として定められていること、また、都市計画法第34条第9号に關しては同法施行令第29条の8に定めるものが同号に該当するものであること等を勘案しております。 なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。	都市計画法第34条第9号、都市計画法施行令第29条の第8号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
163	令和2年11月6日	令和2年11月27日	特定活動46号の日本語能力要件の変更(N1-N2について)	特定活動46号は、技能人(高度人材)で就労が認められていない小売業(飲食業等の一部のサービス業や製造業)での幅広い業務に従事できる活動が認められて、これにより、大学や大学院を卒業した外国人(留学生の就職率拡大につながる)とを目標として設けられた。この枠組に必要な資格である日本語能力N1レベルをN2に引き下げることで外国人専用の門戸を広げ、留学生の就職率向上につなげたい。	留学生の就職支援に係る「特定活動(本邦大学卒業生)」についてのガイドラインでは、「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務にあり、これに必要な日本語能力(基礎N1又はB1)ビジネス日本語能力テスト480点以上を有すると示している。しかしながら、いまやコンビニエンスストアにおいて、多勢を占める留学生従業員は、日々の業務において、接客(レジ業務)のみならず在庫管理やレジ、販売企画、接客、クレーム処理、後援教育等において、試験では測ることのできない知識及びノウハウを得た経験、応用力等を十分に生かしているからこそである。これらの実務経験を備えた留学生を第一の日本語能力試験のみで振り分けることはそもそも、留学生の就職支援という目的のために人管法を定めた意図に沿わないものと思料する。加えて、常に顧客とコミュニケーションを要する接客が多いコンビニエンスストアにおいて、卒業後、常勤での勤務になった際は、一層の日本語能力の向上は必然である。こうした状況を踏まえ、コンビニエンスストア業務においては、特定活動46号の日本語能力要件をN1からN2への引き下げることを強く要望する。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	「特定活動」(告示46号)の要件の一つとして、法務省告示では、「日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験の他の方法により証明されている」と記されており、オンライン上、その日本語能力は、日本語能力試験N1又はB1(ビジネス日本語能力テスト480点以上)を対象としています。	出入国管理及び難民認定法(昭和三十九年法律第七号)第二項第三号の規定に基づき同法別表第一の活動を定める(平成28年法務省告示第101号)	対応可	「特定活動」(告示46号)は、本邦大学卒業生が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した幅広い知識、応用力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要として、幅広い業務に従事する活動を定めるものであり、その制度趣旨を踏まえ、求める日本語能力要件を引き下げることは適当ではないと考えています。また、本邦で「留学者」の在留資格をもって大学に入学するためには、入学時にN2程度の日本語能力を求めていること、本邦の大学卒業生に対し、N1程度の日本語能力を求めることは厳しい要件ではないと考えます。	△
164	令和2年11月6日	令和2年11月27日	特定技能の居住スペース面積について	現在、特定技能の居住にあり、居住スペースが10坪以上あると求められている。技能実習生制度同様に、規定スペース4.5m以上で良いのではないかと思料する。	特定技能として働きたい意思がある者は家賃を低く抑えたいという要望があるにも関わらず、当規制により高価な家賃を負担することになる。一方、企業側がその特定技能の負担を勘案し、家賃の一部補助を行った場合はその余剰が大きく求められている。技能実習生制度と異なり、特定技能の居住にあり、居住スペースが10坪以上あると求められている。技能実習生制度同様に、規定スペース4.5m以上で良いのではないかと思料する。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	1号特定技能外国人が住居を確保していない場合に、特定技能所属機関等が当該外国人に対して住居の確保に係る支援を行うに当たっては、外国人が安心して健康で快適な生活を送ることができるよう、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5平米以上であることを求めています。ただし、技能実習生等から特定技能1号へを留資格を変更する場合は、特定技能所属機関が既に確保している住居の住居に居住することとを考慮する場合は必要に応じて1人当たり7.5平米以上であることを求めています。	特定技能留居民約及び特定技能外国人支援計画の基準等(平成21年法務省告示第5号)第3条第1項第1号	対応可	1号特定技能外国人が住居を確保していない場合、特定技能所属機関等が当該外国人に対して住居の確保に係る支援を行うに当たっては、1人当たりの居室等の面積が7.5平米以上であることを求めることは、外国人が健康で快適な生活を送ることができることを確保するため、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮しても必要と思われるものと考えています。	
165	令和2年11月6日	令和2年11月27日	貨物運送業における外国人(技能実習生)の活用について	現在は、貨物運送業においては、外国人技能実習生の活用を認められていない。習得した技能を自国に帰って活かせることと、貨物運送業務、「技能実習2号移行対象職種」にできないかを検討したい。	日本のトラック運送業には、準通点検、庫内業務、積込、荷物の積下し等、車両の運転だけでなく、多岐にわたる業務があり、その技能を自国に帰って活かせることとを考えると、企業として技能実習生の活用により、安定的な輸送、配送コスト昇降抑制も見込めることと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省 国土交通省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第9号) この移行対象職種・作業を追加するためには、職種追加を行うとする業界団体が、業界内の合意、業所管審庁の同意を得た上で、 ① 同一の作業の把握のみではないこと ② 送し届の実習ニーズに合致すること ③ 技能を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること という要件を満たすことについて、厚生労働省が関係する、学識経験者と労使からなる専門家会議において検討し、了承を得ることとしております。 なお、技能実習制度は技能移転を通じた国際貢献を目的とする制度であり、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第9号)第3条第2項において、技能実習を労働力の供給調整の手段として用いてはならない旨が規定されています。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第9号) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第9号)第3条第2項において、技能実習を労働力の供給調整の手段として用いてはならない旨が規定されています。	職種追加を行うとする業界団体が、業界内の合意、業所管審庁の同意を得た上で、 ① 同一の作業の把握のみではないこと ② 送し届の実習ニーズに合致すること ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること という要件を満たすことについて、厚生労働省が関係する、学識経験者と労使からなる専門家会議において検討し、了承を得ることとしております。	現行制度下で対応可能	
166	令和2年11月6日	令和2年11月27日	外国人ドライバーの運転について	昨今、ドライバー不足の状況が顕著で、労働人口減少、若年層の就職難等の社会的傾向から、雇用を確保できない状況ではあるが、この状況を打開する一策として外国人ドライバーの在留資格に規定される活動内(職業としての車両の運転)が広く認められることと、必要とする。在留資格には、物流会社のセンター等で働く(外国人)の活用内容に追加して、物流会社のセンター等で働く(外国人)の活用内容に追加していただきたい。	昨年度も同様の要望を提出し、次の回答をいただいた。 (留答) 対応不可 理由 ドライバーとして就労する外国人の受け入れについては、まずは業界におけるコンセンサスの形成状況も踏まえた上で労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響等も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものと考えます。 (今の要望) 早急に政府全体でご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 国土交通省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和28年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもちて在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く)。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成28年法務省告示第16号)において定められています。	出入国管理及び難民認定法(昭和28年政令第319号) 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成28年法務省告示第16号)	対応不可	貨物自動車運送事業分野における外国人の受け入れについては、ニーズの把握や対象業種の専門性の有無、受け入れによる経済的効果等の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力状況、受け入れによる産業構造への影響、受け入れによる雇用の状況なども、受け入れに伴う整理整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は業界を含め国民的コンセンサスを踏まえて行われなければならないと考えています。今後、トラック運送業界では、運転以外の様々な作業内容や輸送品目などの実情も踏まえ、外国人材の受け入れについて業界内で議論を深めていくに当たり、国土交通省とともに、業界内での検討状況を注視しつつ、適宜回答等の対応をまいります。	
167	令和2年11月6日	令和2年11月27日	就労に関する外国人(技能実習生)の活用について	様々な産業のサブライチエーションの根幹を担う運送業は、国民の産業発展に活用できる技能である。中でもコンビニエンスストア業態の物流(倉庫)は、国民的貢献が可能な業種と考える。また、昨今大きな課題となっている、物流センター等の賃料高騰により、物流センター等で働く(外国人)の活用内容に追加して、物流会社のセンター等で働く(外国人)の活用内容に追加していただきたい。	昨年度も同様の要望を提出し、次の回答をいただいた。 (留答) 対応不可 理由 物流業界で就労する外国人の受け入れについては、まずは業界におけるコンセンサスの形成状況も踏まえた上で労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響等も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものと考えます。 (今の要望) 早急に政府全体でご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 国土交通省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和28年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもちて在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の一、二及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く)。また、就労活動ができる在留資格の許可基準については出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成28年法務省告示第16号)において定められています。	出入国管理及び難民認定法(昭和28年政令第319号) 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成28年法務省告示第16号)	対応不可	物流分野における外国人の受け入れについては、ニーズの把握や対象業種の専門性の有無、受け入れによる経済的効果等の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力状況、受け入れによる産業構造への影響、受け入れによる雇用の状況なども、受け入れに伴う整理整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は業界を含め、国民的コンセンサスを踏まえて行われなければならないと考えています。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
179	令和2年11月6日	令和2年12月16日	製造たばこ小売販売許可手続きの迅速化について②	たばこ小売販売申請において、予定営業所の距離基準内に「無届」休業店がある場合、財務局より免許を輸入に対し、商業指導が行われており、審査手続が完了後に予定営業所の許可処分がされる。但し、標準処理期間に加え1～2ヶ月期間を要する。	予定営業所の距離基準内にある「無届」休業店に関しては、消費者利便性向上の観点から、あたりに審査を行っていた。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこ小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、最寄りの営業所が休業店である場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられています。小売販売業の許可申請については、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内に関分をし、当該申請者に通知するよう努めることとしています。予定営業所の付添い、1月を超えて引き続きその営業を休止しているを認められる既設営業所があるときは、当該既設営業所が休業店に該当するか否かを判断するための調査を行っており、当該既設営業所から小売販売業の休止の届出がされていない場合には、必要に応じて小売販売業廃止届出書の提出又は小売販売業休止届出書の提出を指導しています。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年8月3日大蔵省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	現行制度下で対応可能	最寄りの営業所が休業店(正当な理由がなく1月を超えてその営業を休止している営業所)に該当するか否かを判断するための調査は、小売販売業の許可申請の処分可否を判断する上で不可欠なものです。そのうえで、処分行政庁である財務局に対し、この調査を迅速に進めるとともに、当該調査により既設営業所が休業店と認められる場合においては、速やかに予定営業所の許可手続きを行い、既設店の廃業手続によって遅延することのないよう指導しており、引き続き徹底してまいります。	
180	令和2年11月6日	令和2年12月16日	たばこ小売販売における無届休止店舗の取り扱いについて	あらかじめ正当な理由がないのに、一月を超えて引き続きその営業を休止した時は許可を取り消すことができる。とある。現状は、たばこ小売販売業の新規申請を行った際、申請地の近隣(距離基準内)に上記休止店舗が発見された場合は、当該休止店舗の免許を輸入に対して確認調査を行うため、免許を輸入の所在が判明できない場合等は、処分が通常の審査期間を超えて数ヶ月間滞るとなる要件も発生している。したがって、上記休止店舗が存在する場合は、たばこ事業法第三十一条に開示された措置を講じて、新規申請に対して、規程の期間内での処分決定をお願いしたい。	現行のたばこ事業法第三十一条七では、「正当な理由がないのに、一月を超えて引き続きその営業を休止した時は許可を取り消すことができる。」とある。現状は、たばこ小売販売業の新規申請を行った際、申請地の近隣(距離基準内)に上記休止店舗が発見された場合は、当該休止店舗の免許を輸入に対して確認調査を行うため、免許を輸入の所在が判明できない場合等は、処分が通常の審査期間を超えて数ヶ月間滞るとなる要件も発生している。したがって、上記休止店舗が存在する場合は、たばこ事業法第三十一条に開示された措置を講じて、新規申請に対して、規程の期間内での処分決定をお願いしたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこ小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、最寄りの営業所が休業店である場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられています。小売販売業の許可申請については、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内に関分をし、当該申請者に通知するよう努めることとしています。予定営業所の付添い、1月を超えて引き続きその営業を休止しているを認められる既設営業所があるときは、当該既設営業所が休業店に該当するか否かを判断するための調査を行っており、当該既設営業所から小売販売業の休止の届出がされていない場合には、必要に応じて小売販売業廃止届出書の提出又は小売販売業休止届出書の提出を指導しています。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年8月3日大蔵省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	現行制度下で対応可能	最寄りの営業所が休業店(正当な理由がなく1月を超えてその営業を休止している営業所)に該当するか否かを判断するための調査は、小売販売業の許可申請の処分可否を判断する上で不可欠なものです。そのうえで、処分行政庁である財務局に対し、この調査を迅速に進めるとともに、当該調査により既設営業所が休業店と認められる場合においては、速やかに予定営業所の許可手続きを行い、既設店の廃業手続によって遅延することのないよう指導しており、引き続き徹底してまいります。	
181	令和2年11月6日	令和2年11月27日	たばこ小売販売業の申請・届出の申請・届出範囲について	たばこ小売販売業の申請・届出について、オンライン化について検討したい。	現状は管轄都道府県のJTへ申請・届出を行うが、オンライン化により書面コストの削減となり、また、窓口提出時は、同業務の軽減により、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式の実現」にも寄与すると考える。過去は平成15年に電子申請化がなされるも利用実績の低迷から平成22年に廃止となり、インターネット環境の普及もあるため、再検討をお願いしたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	当該届出等の手続は、過去「財務省電子申請システム」により、オンライン化をしていますが、運用開始以降、利用実績が著しく低く、将来においても大幅な利用の拡大が見込めないことから、行政刷新会議における事業仕分け(平成21年1月21日)等の指摘を受け、平成22年8月18日をもって運用を停止してまいりました。また、各種届出は、法令により押印を求めると定められており、現在では、当該手続の事務を委任する日本たばこ産業株式会社(以下「委託先」と呼ぶ)により届出が提出されることとなっております。	たばこ事業法第22条、第23条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 第18条等	検討し着手	当該届出等の手続のオンライン化については、政府全体における行政手続に関する書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し方針を受け、順次、検討・対応していく考えです。なお、その一環として、まずは、年内に押印を廃止するため、申請書等の様式を変更する改正省令案の「バックコメント」実施など、公布・施行に向けた手続を進めてまいります。	
182	令和2年11月6日	令和2年11月27日	たばこ小売販売業の申請者の資格(令和2年4月1日改正)におけるたばこ自動販売機の設置許可基準について	たばこ小売販売業の申請者の資格(令和2年4月1日改正)におけるたばこ自動販売機の設置許可基準については、「店舗内の従業員がいる場所から自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態」とある。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス禍で、政府としても非接触や無人化を推進する社会においては、本条件が、そのよる社会の発展において、将来的に足かせとなる可能性も考えられる。「店舗内の設置及び防犯カメラの設置が認められている場合は、規程の案における十分な管理・監督がなされていると認めます。人の配置を前提とした規制の見直しをご検討いただきたいと思います。また、当該設置基準については、たばこ事業法第24条において、財務大臣が許可の条件の変更を、省令等の定めなく定めることとしており、議決の経緯が不透明である。条件が変更されるような場合には、透明性をもって説明(ホームページの公表等)いただきたいと思います。	たばこ小売販売業の申請者の資格(令和2年4月1日改正)におけるたばこ自動販売機の設置許可基準については、「店舗内の従業員がいる場所から自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態」とある。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス禍で、政府としても非接触や無人化を推進する社会においては、本条件が、そのよる社会の発展において、将来的に足かせとなる可能性も考えられる。「店舗内の設置及び防犯カメラの設置が認められている場合は、規程の案における十分な管理・監督がなされていると認めます。人の配置を前提とした規制の見直しをご検討いただきたいと思います。また、当該設置基準については、たばこ事業法第24条において、財務大臣が許可の条件の変更を、省令等の定めなく定めることとしており、議決の経緯が不透明である。条件が変更されるような場合には、透明性をもって説明(ホームページの公表等)いただきたいと思います。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこ小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。この場合の「店舗に併設」は、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合で、店舗内の従業員がいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいいます。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	製造たばこの自動販売機の設置については、20歳未満の者の喫煙防止の観点から十分な管理、監督を行う必要があります。このため、店舗内の従業員がいる場所から自動販売機の利用者を直接かつ容易に視認できる場所に設置するは、その条件として許可の条件としております。なお、その一環として、まずは、未成年者喫煙禁止法に求められている20歳未満の喫煙防止に万全を期す観点から、現時点では、設置場所に関する条件を緩和することは適当ではないと考えております。なお、現在の取組上、製造たばこ小売販売業の許可に申し、許可の条件を付し又はこれを変更する場合には、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領の規定に基づき、要領の改正時には行政手続法に基づく意見公募手続を実施しています。	
183	令和2年11月6日	令和2年12月16日	20歳未満者のたばこ販売について	①販売業者がより厳格な年齢確認を実施できるよう購入希望者に対し、身分証明書等の年齢がわかる書類を提示することの義務化 ②20歳未満の者の喫煙防止に効果的と思われる内容への変更	①について 青少年は、その行為自体が善行不良と考えられる。20歳未満であることを理由に販売を拒否しても、拒否されたことと誤立を、店員に書きや履行を加えたりする被害も発生しており、無理矢理販売させられた事例もある。加えて、接客時に成人が確認ボタンのタッチ作業を面倒くさがり、「顔を見れば判るだろ!」等と恠喝される被害を受けることがある。これに限り、「たばこの購入を希望する場合は年齢を問わず、身分証明書等の年齢がわかる書類を提示する旨の義務化をご検討いただきたいと思います。」 ②について 青少年の健全育成及びバーニーズマンの観点から、第1条の罰則規定は設けられておらず、販売者に対する罰則規定のみになっている。法令に実効性を持たせるために同条の罰則規定についてご検討いただきたいと思います。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 財務省	① 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第39号)第4条により、たばこ販売業者等は、20歳未満の喫煙の防止に資するために、年齢の確認その他の必要な措置を講ずる必要があるとされています。 ② 同条第1項により、20歳未満の者の喫煙は禁止されていますが、実際にそれらの者の喫煙した場合は罰則は同法には設けられていません。	未成年者喫煙禁止法第1条、第4条	対応不可	① 未成年者喫煙禁止法第4条は、たばこ販売業者等が20歳未満の者に対してたばこを販売している実態が分からない状況を生きた。20歳未満の者の喫煙の防止に一層資するため、たばこ販売業者等において年齢確認等の必要な措置を講ずることとしたものです。このように年齢確認等の措置の改善や、国民の負担等を考慮すると、現時点では、購入者側に対して身分証明書等の提示義務を設けることは適当ではないと考えております。なお、警察では、たばこ販売店に対する警察への通報等に関する要領の実施や、警察官による立ち寄り② 未成年者喫煙禁止法については、20歳未満の者の健全育成を図り、その権利を守ることを目的とし、喫煙したそれらの者に対する罰則ではなく、販売者に対する罰則や、親権者等に対する禁止義務等により、それらの者による喫煙の防止措置の実効性を確保しようとするものであり、喫煙したそれらの者に対する罰則を設けることは適当ではないと考えております。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
194	令和2年11月20日	令和3年1月14日	上下水道の使用開始に伴う申請・届出のオンライン化について	店舗の建設・出店にあたり申請を行うが、これらをオンラインで申請できるようにし、この書類への押印を不要にしたい。	①当社では、毎年1,000程度の出店を行っているが、左記の申請書類へ社名・代表者氏名とともに印鑑を押印すべき書類が多数存在する。この書類の押印のために、複数人の専用人員を確保して対応しているのが現状である。②申請をオンライン化し、押印を不要とできれば、これらの人員をより有効な活用を進めることが可能となり、より効率化を図ることができる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省 国土交通省		【厚生労働省】 なし 【国土交通省】 下水道使用開始に伴う申請等については、法令等では特に規定しておらず各水道事業者に委ねられておらず、全国的には、既に対応可能なことからオンライン申請が進んでいると承知しております。 【国土交通省】 下水道法第115条の2第12条の2 下水道法施行規則第5条、第8条、第9条、様式第4、様式第5、様式第6、様式第7	【厚生労働省】 事実確認 【国土交通省】 行政手続における書面・押印・対面の見直しに関する政府方針を受けて、下水道法施行規則に規定する「様式」のうち、申請者の押印が必要なものについては、令和2年中を目処に省令を改正し、押印欄を廃止する予定です。 その他、申請・届出のオンライン化に向けて、必要に応じて下水道管理者の見直しも進めながら、検討を進めてまいります。			
195	令和2年11月20日	令和3年1月14日	営業許可申請のオンライン化について	営業許可関連の新規申請、更新手続き等のオンライン化について検討したい。	現状は管轄保健所の窓口において、書面での申請しかできないためオンライン化により書類コストの削減となり、また、窓口対応の経路により、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践にも寄与すると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		食品衛生法以下のとおり営業許可、営業届が規定されています。 第55条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。 第57条 営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生上と与える影響が少ない営業で政令で定めるとも及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都府県知事に届け出なければならない。	対応	改正食品衛生法が令和3年6月1日に施行されることを踏まえ、営業許可申請、営業届出に関する電子申請システム(食品衛生申請等システム)を構築しました。		
196	令和2年11月8日	令和2年11月27日	国・地方公共団体との電子化・合理化	国・地方公共団体とのリース取引において、大量の書類作成及び各種書類への押印が必要となる等、システム構築上の大きな妨げとなっているため緊急に電子化・合理化を進めたい。 a)リース料請求書の統一した電子化を図ること。 b)リース料請求書の統一した電子化を図ること。 c)入札手続きにおける、見積書、関係書類の電子化を図ること。 d)入札手続きにおける、見積書、関係書類の電子化を図ること。	リース会社は国・地方公共団体に対してリース料の請求書を毎月発行しているが、契約書に押印した印鑑の押印が求められるほか、官公庁の指示により手書きでの追記や納品書等の書類の添付が求められる場合がある。これらの作業をするために、リース会社のリース料請求事務に不合理な負担が生じている。 国・地方公共団体からのリース料の支払いは、口座振替によることなどと同様で、官公庁・リース会社の事務合理化のため、リース料の口座振替を促進することにより、電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 リース事業協会 総務省 財務省		(国) a)国への代金の請求方法、添付書類や押印の要否等については、会計法令上定められておりません。 b)関係金の支払いについては、預金又は貯金への振り込みの方法によることが可能となっております。 c)入札手続きにおける、見積書、関係書類については会計法令上定められておりません。 (地方公共団体) a)地方公共団体への代金の請求方法、添付書類や押印の要否等については、地方自治法令上定められておりませんが、各地方公共団体の規則等で規定されています。 b)地方自治法施行令第165条の22により口座振替による支出が可能である旨が規定されています。 c)入札手続きにおける、見積書、関係書類については地方自治法令上定められておりませんが、各地方公共団体の規則等で規定されています。	予算決算及び会計令(昭和22年政令第165号)第46条の2第1項第3号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の2	執行制度下で対応可能	(地方公共団体) a)地方公共団体への代金の請求方法等については、地方自治法令上定められておりません。そのため、請求書の電子化も添付書類や押印の有無も各地方公共団体の規則等で定めるところで可能となっております。 b)地方自治法施行令第165条の22により口座振替による支出が可能である旨が規定されていますので、地方公共団体が指定する金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、口座振替の方法により支出することができず。 c)入札に関わる書類については、国の法令において定められていたものではなく、各地方公共団体ごとに定められているものであり、押印についても国の法令において義務付けられているものではありません。また、当該書類について電子媒体による提出の支援となる国の法令上の規定はありませんので、各地方公共団体において電子入札をすることは可能です。	
197	令和2年11月8日	令和2年11月27日	国・地方公共団体とのリース取引について②長期継続契約	国・地方公共団体とのリース取引について②長期継続契約	現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。 「国庫債務負担行為」により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度のリース契約の取扱いについて、地方自治法第24条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。	公益社団法人 リース事業協会 財務省		会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8第1項 予算決算及び会計令(昭和22年政令第165号)第100条第1項 地方自治法(昭和22年法律第17号)第24条第5条	対応不可	(国) 「国が締結するリース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当官等が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなります。 「国が作成するリース契約については、後記、契約上の紛争や疑義が生じることや避けるため、できるだけ詳細に規定することが求められますので、上記を踏まえますと、ご提案いただいた統一したリース契約の雛形を作成することは困難と考えます。		
198	令和2年11月8日	令和2年11月27日	国・地方公共団体とのリース取引について③リース契約書	国・地方公共団体とのリース取引について③リース契約書	現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体及びリース会社とも契約内容を確認するための事務負担が生じている。リース取引の標準法として提供している「リース契約書(参考)2018年3月改訂」を基礎とした統一したリース契約書の雛形を作成することにより、国・地方公共団体及びリース会社の事務合理化を促進することができる。これを電子化することにより、事務合理化に促進するとともに、リース契約の電子化を促進すること。	公益社団法人 リース事業協会 総務省 財務省		会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8第1項 予算決算及び会計令(昭和22年政令第165号)第100条第1項	対応不可	(国) 「国が締結するリース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当官等が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなります。 「国が作成するリース契約については、後記、契約上の紛争や疑義が生じることや避けるため、できるだけ詳細に規定することが求められますので、上記を踏まえますと、ご提案いただいた統一したリース契約の雛形を作成することは困難と考えます。		
199	令和2年11月8日	令和2年11月27日	国・地方公共団体とのリース取引について④競争入札参加資格の電子化	国・地方公共団体とのリース取引について④競争入札参加資格の電子化	「競争入札参加資格審査申請」について、「電子申請」にて申請を受理している地方公共団体が増加しているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。 添付書類(登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書等)の原本の提出を求める地方公共団体が多く、これらの書類または電子化・簡素化を図ることにより、地方公共団体及びリース会社の事務合理化を促進することができる。これを電子化することにより、事務合理化に促進するとともに、競争入札用の専用IDカードを用いる場合、入札者に適度な管理負担が生じ、これをいなしシステム構築が強く求められる。電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 リース事業協会 総務省		地方公共団体における入札参加資格審査については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則	対応	地方公共団体の入札手続きにおける競争入札参加資格審査申請書の標準書式については、国の統一書式を国庫債務負担行為としてと基本契約を以て、今年度内に作成することとしています。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映をするよう要請・支援を行う予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
200	令和2年11月6日	令和2年11月27日	古物商に係る各種届出について、以下を提言する。 古物商に係る各種届出について、以下を提言する。 各種手続きの電子化、提出期限の緩和について	古物商に係る各種届出について、書面による届出が必要とされているが、新型コロナウイルス感染症予防のため在宅勤務等が推進されている中で、届出するために会社への出勤及び警察署への届出が必要となる。各種手続きが電子化されることにより、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化、ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に関しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。 古物商が法人である場合、役員の変更があった場合は届出が義務付けられているが、届出期限は変更があった日から10日以内(登記事項証明書を添付しなければならない)変更の場合は20日以内とされている。 ①登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合、②株主総会等で役員変更が確定してから登記手続きを行う、③登記事項証明書を取得する、④書類を取り揃えて届出する、という一連の手続きが必要となるが、これに対し、現状の届出期限では短い。古物商に係る届出に関して、登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合の届出期限を緩和していただきたい。	公益社団法人リソース事業協会	警察庁	a)古物営業法(昭和24年法律第108号)に係る申請等の様式については、古物営業法施行規則(平成7年国公安委員会規則第10号)で規定されており、書面により、都道府県公安委員会に提出することとされている。 b)同法では、都道府県公安委員会は、古物営業を営むとする法人の役員が、同法第4条各号の欠格事由のいずれかに該当する場合においては、許可を授けなければならないこととされており、これに該当している事実が判明したときは許可の取消しを含む各種懲罰措置を行わなければならない。法人の登記事項証明書は、この欠格事由の該当性を確認・判断するために必要不可欠な書類であることから、同規則では、法人の役員の名及び住所に変更があったときは、その変更の届出書に添付しなければならないこととされているものである。	古物営業法第7条第2項、第4項 古物営業法施行規則第5条第4項、第5項、第6項、第7項	対応不可	「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各省庁は、行政手続における書面規制・対面規制について、現状、必要な検討を行い、法令等の改正等やオンライン化を行うこととされているところ、古物営業法に係る申請等に係る書面規制・対面規制の在り方について検討を進めてまいります。 b)登記事項証明書を取得するには、法務局における変更の登記及び登記事項証明書の交付が必要となる。登記事項証明書の交付手続の標準処理期間は申請書の提出から即日とされており、変更の登記手続に要する日数(通常おおむね1週間から10日)を含めると、10日程度で登記事項証明書の取得が可能であると想定しています。以上を踏まえ、古物営業法施行規則では、登記事項証明書を添付すべき変更の届出期限を20日(通常は14日)とするものであり、当該期間が特短短いとはいえないと考えられます(実際、普通業法施行規則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則その他の法令においても同じ20日の期間を設けています。)。なお、期限の延長を要するべきものと認められる事柄も把握していません。		
201	令和2年11月6日	令和2年3月13日	医薬品医療機器等法の手続の電子化について	都道府県に対する各種届出書類(特に変更届)を電子化すること	・医薬品医療機器等法に係る各種届出(販売業・資考業)について、書面による届出が必要とされているが、新型コロナウイルス感染症予防のため在宅勤務等が推進されている中で、届出するために会社への出勤及び地方自治体への届出が必要となる。各種手続きが電子化されることにより、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化、ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に関しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人リソース事業協会	厚生労働省	○高度医療機器等の販売業又は貸与業の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等が行う自治事務です。 ○管理医療機器の販売業及び貸与業は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等に届出を行う必要があります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条、第39条の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第17条	対応不可	・申請・届出は各都道府県等が所管する自治事務であり、電子化等については自治体ごとと判断がつかないため、統一化することは困難であると考えます。	△
202	令和2年11月6日	令和2年11月27日	償却資産税の地方公共団体における電子申告促進について	リース会社は多数の地方公共団体に償却資産税を申告しているが、電子申告に対応していない地方公共団体も多数あり、効率的ではない。すべての地方公共団体において電子申告を導入されることにより、対人接触機会(＝新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化、ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。	公益社団法人リソース事業協会	総務省	償却資産の所有者は、課税期日(1月1日)における償却資産の種類や数量、取得価格等について、1月31日までに各市町村に申告すべきこととされています。そして、その申告は、地方税法第74条の2第1項及び同法施行規則第24条の39第12項の規定により、いずれの市町村に対しても、eLTAXを通じた電子申告が可能となっております。	地方税法第74条の2第1項 同法施行規則第24条の3第12項	事業協議	全地方団体に対して、固定資産税(償却資産)の電子申告が可能です。		
203	令和2年11月6日	令和2年11月27日	特定サービス産業動態調査の合理化について	「特定サービス産業動態調査(物品買戻業)」(政府統計)について、毎月、売上高の増減理由の報告を行っているが、調査に業務負担が生じているため、これを不要とすること。	新型コロナウイルス感染症予防のため在宅勤務等が推進されている中で、売上の増減理由の報告を行うために過大な業務負担が生じている。これらの報告を不要とすることにより、在宅勤務等が促進される。	公益社団法人リソース事業協会	経済産業省	平素より、特定サービス産業動態統計調査を始めとした各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。各種統計調査におきましては、報告者の皆さまの御負担を可能な限り軽減できるよう、同様調査をお手元におきながら「簡便調査」という取組もしております。これは特定サービス産業動態統計調査でも同様でございます。しかしながら、こうした重複並立だけの取組で全ての御負担がなくなるわけではございません。むしろ、必要な項目についての方針をもち、今後の調査設計を見直す機会をとらえ、必要性を確認しつつ、検討してまいりたいと考えております。	統計法	検討を予定	必要性を確認した、不要という結論となれば、統計法に基づく統計調査の変更承認申請を実施します。	
204	令和2年11月6日	令和2年3月26日	自動車関連連携手続きのワンストップサービスの拡充について	自動車の登録等について、ワンストップサービスが進められているが、自動車リサイクル法のリサイクル料金の預託についても、ワンストップサービスに加入すること、または、将来的な「車検証」廃止の構想の中で、ワンストップサービスと自動車リサイクルシステムを連携すること。	自動車関連連携手続きのワンストップサービスの活用が更に進み、行政機関及び関係機関並びに事業者の事務合理化に資することになる。	公益社団法人リソース事業協会	経済産業省 国土交通省	自動車リサイクル料金は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条の規定により、自動車登録ファイルへの登録等を伴うようとするのが前提となっており、自動車ディーラーを経由し、自動車メーカーへ輸入事業者が一括して支払う体制が構築されています。また、登録業務に必要な自動車リサイクル料金の預託の準備に関する情報についてはすでにワンストップサービスにおいて提供されており電子的に連携が図られています。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条	その他	自動車の購入者は、自動車ディーラー経由で自動車リサイクル料金を支払っていますが、自動車ディーラーは自動車メーカーと連携し、自動車リサイクル料金の預託を電子的に処理する体制が構築されていること、また登録業務に必要な自動車リサイクル料金の預託の有無に関する情報すでに自動車メーカーからワンストップサービスに対して電子的に連携・共有する仕組みが構築されていることから、新たにリサイクル料金の預託等をワンストップサービスを經由して行う仕組みを構築することは、事務合理化に繋がるとは考え、逆にコスト増加にもなるものと考えております。しかし、取組の進展を促すべく、ワンストップサービスの活用により事務合理化に資する点があるようであれば、ご提示いただければ幸いです。	
205	令和2年11月6日	令和2年11月27日	自動車重量税の車検証記載について	自動車重量税の税額は車検証に記載されているが、車検証に記載すること、将来的な「車検証」廃止の構想の中で、自動車重量税及び自動車税をデータ項目として併存すること	データを活用することにより、車両管理及び納税事務の電子化が更に促進される。これにより、手作業の効率化、ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。	公益社団法人リソース事業協会	総務省 財務省 国土交通省	自動車重量税の税額は、次回検査時の自動車重量税額の参考とするため、検査の際の自動車検査証交付時に運輸支局等職員が納付を確認した税額を記載しております。 一方、自動車検査証(環境性能別、種別別)は、条例により税額や減免が決まっており、運輸支局等では税額や税額控除から判断ができないことから、自動車検査証に税額を記載していません。 自動車検査証は、2～3年に一度交付しておりますが、自動車税額は、毎年地方公共団体から通知しております。このため、仮に自動車検査証に自動車税額を記載した場合、自動車検査証に記載の税額と地方公共団体が通知する税額が相違する可能性があります。	なし	検討を予定	制度の現状に記載したとおり、自動車検査証に自動車税額を記載することは難しいと考えておりますが、ご提案のあった高度管理及び納税事務の電子化の促進は重要であると認識しており、関係機関の意見を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。	
206	令和2年11月6日	令和2年11月27日	自動車税の選付通知書の電子化について	自動車税(種別別)の選付通知について電子データにて受領できるようにすること	選付通知書の事務処理にシステムを使用することにより入力ミスが防止でき効率的な選付金受領が出来る。 また、車両データ情報等と連携した場合は照合などが随小税務負担の削減が図られる。 そのほかホームページの印刷を減らすことや電子データで保管できること、紙、コピー代や保管場所の削減に繋がる。 電子化の検討に関しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人リソース事業協会	総務省	地方税に関する届出通知については、地方税に基づき書類の送達によることを基本としています。ただし、例え一部の届出通知については、地方税法に基づき、eLTAX(地方税のポータルシステム)を利用したオンラインでの送達が可能とされています。	地方税法第208条、第32条の4第7項	対応不可	地方税の電子化については、eLTAXを基盤として発展してきており、既に一部の届出通知については、eLTAXを利用してオンラインでの送達が可能です。eLTAXを用いてオンラインにより送達を行う届出通知等の範囲の拡大については、今後も、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
207	令和2年11月6日	令和2年11月27日	自動車登録制度の簡素化等	自動車の登録等について、ワンストップサービスが進められているが、必要書類(委任状、印鑑証明書等)が必要となり、これを簡素化すること。また、所有者が複数となる場合に、筆跡認証の所有者権を代表者)とすること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。	公益社団法人 法人リース 事業協会	国土交通省	前段の必要書類の簡素化のご提案につきまして、自動車の登録制度においては、自動車の所有者の公証及び使用実態の把握のために所有者情報等を正確に登録する必要があらから、法令の規定により、申請書を提出する際には、申請人本人を確認する書面や登録の申請内容を証する書面等の添付が必要とされています。 例えば、例示いただいた委任状につきましては、代理人により申請を行う場合に、申請人本人からの代理権限を有することを証するため、また、印鑑証明書につきましては、申請書への押印とあわせて本人確認を行うため、必要とされる書面となっています。 その上で、ワンストップサービス申請時に、マイナンバーカード等の電子証明の認証を行うことにより、印鑑証明書及び委任状等の添付は省略できるものとなっています。 後段の車検証への所有者記載の簡素化のご提案につきましては、自動車検査証には、法令の規定により、所有者の氏名及び住所を記載することが必要とされており、所有者が複数となる場合には、自動車検査証の「所有者」欄に所有者のうち1者を記載した上で、それ以外の所有者を「備考」欄に記載することとしています。	道路運送車両法(昭和46年法律第145号)第17条(登録事項) 自動車登録令(昭和26年及令第256号)第14条第1項第3号(委任状)、第16条第1項(印鑑証明書)ほか 自動車登録令(昭和26年及令第256号)第14条第1項第3号(委任状)第16条第1項第3号(車検証記載事項)	対応不可	自動車の所有者の公証及び使用実態の把握という自動車登録制度の趣旨に鑑みず、ご提案いただきました内容のうち、前段の書類の簡素化につきましては、所有者情報を正確に登録できなくなること、また、後段の車検証への所有者記載の簡素化につきましては、複数の所有者の一部のみの記載とすると所有者情報を正確に記録できなくなることから、対応は困難と考えております。 従いまして、法令の規定により、所定の手続きが必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 申請者の方の負担低減のための手続きの効率化については、引き続き、検討を進めてまいります。	
208	令和2年11月6日	令和2年11月27日	債権譲渡登記、公証役場における手続きのオンライン化について	債権譲渡登記のオンライン申請の利便性を高めること。公証役場における確定日付の付与等の手続きをオンライン化すること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 法人リース 事業協会	法務省	【前段】 債権譲渡登記等の申請については、書面方式(窓口を持参して提出又は郵送等により提出)のほか、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用したオンラインによる方式(オンライン方式)により行うことができます。 また、利便性の向上を図るため、平成26年6月に、申請データのみを登記申請前にオンラインで送信して提出した上で、登記申請書及び添付書面を書面でも提出するという新たな登記申請の方式(事前提供方式)が創設されています。 【後段】 公証役場における確定日付申請については、全国どこからでも、登記・供託オンライン申請システムを使ってオンラインによる申請を行うことが可能となっています。 また、本年8月9日からは、全国6か所の公証役場を電子確定日付センターに指定しており、同センターにおいては、本課の電子確定日付付与の申請についても、お客様をお待ちせずにご案内、迅速かつ集中的な処理が可能となっています。	【前段】 不動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特則等に関する法律第8条 寄附7条 不動産・債権譲渡登記 第12条、第12条の2、第24条第1項第1号、第26条 【後段】 実行制度下で対応可能 【後段】 実行制度下で対応可能	【前段】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【後段】 制度の現状欄に記載のとおりです。		
209	令和2年11月6日	令和2年11月27日	電子署名法におけるサービス提供事業者による証明方法の統一	電子署名法におけるサービス提供事業者による証明方法の統一 2020年7月17日付総務省・経済産業省・法務省・利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名欄により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&Aを法制化すること。	with/afterコロナを背景とするペーパーレス化の推進および押印主義の見直しを促進することができる。 電子契約は歴史が長く、判明もいことから、法的な保全が推定の域を出ない。	公益社団法人 法人リース 事業協会	総務省 法務省 経済産業省	電子署名法については、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名欄により暗号化等を行う電子契約サービス」に関して、本年7月17日に第2条第1項(定義)関連、9月4日には第3条(電磁的証拠の真正な成立の推定)関連の解釈を、総務省、法務省及び経済産業省からQ&A形式で公表しているほか、各種講演等の機会を捉えて周知を図っています。	電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項、第101条、第113条第1項、第219条、第223条第1項、第226条等	対応不可	御指摘のQ&Aは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の解釈を明示したものです。この点に加え、法制定時には存在しなかったが、その後の技術進展により生まれた新たなサービスも技術中立的に幅広く該当するようにする観点からも、当該Q&Aの法化は不適切かつ変更とご考えます。	◎
210	令和2年11月6日	令和2年11月27日	裁判手続きの電子化について	裁判所に提出する書類や裁判所から送達される書面通知を電子化すること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 法人リース 事業協会	法務省	現行法下においては、裁判上の書類のうち、訴状等の送達を要する書類については、裁判所から、送達すべき書類を交付又は郵送する方法により送達を行っています。 また、裁判所に対して訴状等の書類を提出する場合についても、基本的には、裁判所に対して紙の書類を持参又は郵送する方法により提出がされています。	民事訴訟法第99条第1項、第101条、第113条第1項、第219条、第223条第1項、第226条等	検討中(着手)	民事裁判手続きのIT化については、現在、その実現に向けて、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会において調査審議が進められているところです。裁判所からの訴状の送達等や、裁判担当者以外の者からの裁判所に対する書類の提出等についても、これらをオンライン化すること及び具体的な規程の在り方について、関係部において引き続き議論がなされる予定です。 政府の方針では、民事裁判手続きのIT化を実現するため、令和4年中の法改正に取り組むこととされています。法務省は、利用者の目線に立った民事裁判手続きのIT化を早期に実現することができると、引き続き検討を進めてまいります。	
211	令和2年11月6日	令和2年11月27日	居住者証明書の請求について	租税条約による減免措置を受けるため、総務省へ居住者証明書を請求する際に、郵送または来庁による書類提出が必要となるが、これを電子化すること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 法人リース 事業協会	財務省	居住者証明書については、その様式が提出先の国によって様々であることから、e-Taxにおいて請求書を作成して送信することが困難であったため、所轄の税務署に居住者証明書の様式及び交付請求書を送付又は来庁により提出することとしています。	なし	検討中(着手)	郵送又は来署することなく居住者証明書の請求を可能とするよう検討を行っております。	
212	令和2年11月6日	令和2年11月27日	リース取引に関連して行う資金取引に係る資金業法の各種手続きの電子化について	資金業法による各種提出書類(特に変更届)を電子化すること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に際しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 法人リース 事業協会	金融庁	資金業法に基づく申請・届出に係る各種手続きについては、財務局登録業者に対して、一部をe-Govによる受付を可能としており、また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、緊急的な対応措置として、e-Govに対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、e-Govによる受付も可能としています。なお、e-Govに対応している申請・届出についても、申請書等に、e-Govによる提出の整理履歴の欄を設ける場合には、メール受付も可能としています。都道府県登録業者による申請・届出については、各都道府県において定められた方法により対応が行われているものと承知しています。	なし	対応	当局が受け付ける申請等については、資金業法に基づく手続きを含む全ての手続きにおいてオンラインでの提出が可能となるように、2021年9月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、2021年度中に運用を開始します。 都道府県が受け付ける申請等については、オンライン化に向けて、都道府県に必要な検討を進めるよう促していきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
213	令和2年11月6日	令和2年11月27日	インサイダー取引規制上の軽微基準に係る「特定上場会社等の範囲拡大について	「特定上場会社等」(連結ベースで判断可能な特殊会社の範囲)において、収益依存度を発行の80%以上から50%以上へ引き下げること。 株主等の投資意思決定は連結ベースで把握する傾向が強まっていることも考慮し、「特定上場会社等の定義を利益依存度以外の連結ベース指標を追加して定めること。具体的には、(1)合併など上場会社等の編成決定に係るもの、(2)災害に起因する被害など上場会社等の発生事象に係るもの、(3)上場会社等の決断情報については実質的に連結ベースの軽微基準・重要基準の判断を行うことができるように、これら重要事象の軽微基準や重要基準を併せて「特定上場会社等」の定義に収益依存度以外の新たな要件を設けること。	多くの上場会社等は、市場での競争優位性の確保等を実現するための手段として、連結子会社となる会社への出資等の手法を活用している。その結果、連結財務諸表に占める当該会社の単体財務諸表の売上高等の割合が相対的に小さくなる傾向がある。投資家が会社の業績予測等を評価する上では連結財務諸表の重要性が増し、株主等においても投資意思決定の際には連結ベースの公開情報を重視する傾向が強まっている。 一方、重要事象の軽微基準・重要基準は、特定上場会社等を除き、単体での売上高等をもとに判断することとされているため、実務上の負担となっている。 連結で見れば投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは言いえない案件であっても、単体では軽微基準に該当せず、インサイダー取引規制(以下「取引規制」)への対応が必要となる。 事業多角化等を進める会社グループでは、単体の業績変動がグループへ与える影響が小さく投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは言いえないケースでも、単体では重要事象に該当するために取引規制への対応が必要となる。今号では、自然災害等が単体業績に一定の一定の影響を与えるものの連結では軽微な影響しかないといったケースが顕著かつある。 業務には、出資等の検討・準備段階等、取引規制への対応を早期に開始せざるを得ないことにより取引規制に関する期間が長期化し、会社の資本政策に重大な制約が生じ、当該規制を繞ってM&Aの機会を逃すなど経営戦略上の問題が生じている。 社内関係者リストの作成・管理で当該関係者への注意喚起等もその都度多大なコストが生じ、人手不足が深刻となる。経営に軽微でない当該問題とらわつた。	公益社団法人 法人リース 事業協会 金融庁		制度の現状 ＜インサイダー取引規制における重要事象＞ ・インサイダー取引規制は、上場会社等の会社関係者が、その職務等に関し、上場会社等の業務等に関する未公表の重要事実を知りながら、当該上場会社等の株券等を行うことを禁止しています。一般に、重要事実とは、上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資家の投資判断に影響を及ぼすものとされています。 ＜インサイダー取引規制における軽微基準＞ ・金融商品取引法第166条第2項第2号に列記した重要事実のうち、上場会社等の意思決定に係る事実及び上場会社等に発生した事実について、当該事実に関連する場合であっても、投資家の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準(軽微基準)に該当するものについては、規制対象となる事実が除外することとなり、軽微基準で、当該上場会社等の経営、売上高等の財務数値を参照するものが多いこと、その数値は、原則として、当該上場会社等単体の数値を用いることとされています。 ＜軽微基準において、例外的に「連結ベースの財務数値を用いる会社の範囲」＞ ・上場会社等の総売上高の中で、グループ会社からの収益が大半を占めるような上場会社等については、投資家の投資判断が基本的に連結ベースになるものと考えられます。そこで、関係会社に対する売上高が総売上高に占める割合(以下「収益依存度」といいます。)が80%以上である会社を「特定上場会社」と定義し(有価証券の取引等の規制に関する省令第49条第4号、第50条)。 ・「特定上場会社等」の範囲については、上記のような観点に基づき、見直し余地があるか慎重に検討して参ります。	金融商品取引法第166条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条、第50条	対応不可	・投資判断における単体の財務数値(個別財務諸表)の有用性も指摘されていることと踏まえ、投資判断に影響を及ぼす事実を適切に規制範囲に含めるためには、軽微基準において連結ベースの数値を用いる対象は、発行のとり、売上依存度が一定の基準を上回る「特定上場会社等」に限ることが適切であると考えられます。 ・「特定上場会社等」の範囲については、上記のような観点に基づき、見直し余地があるか慎重に検討して参ります。	
214	令和2年11月6日	令和2年11月27日	資金業者が行うグループ会社間の貸付について	資金業者を営む親会社が子会社等に貸付けを行う場合、グループ会社間の円滑な資金融通・労働生産性向上を目的に行う規制の適用除外とする。 資金業者における資金業者と経済的同一視の認定を受ける会社等に関する場合、資金業者の範囲から除外される。これは、会社グループにおけるキャッシュマネジメントシステム(CMS)の高度化が進む中で資金業者が会社グループとしての最適なCMSを構築するためにあつての助けになることを認めるため2014年法改正で実現した。 一方、2014年の民法改正後も、グループ会社以外の資金業者に対して貸付けを求めている会社等向けに貸付けは引き続き法律上の適用対象として、資金業者である親会社のみを対象とする。2014年制訂の借付法(附)資金業者の範囲から除外しても資金業者等の利益を損なわれないとあるが、貸付法に留意する回答は「法的目的に照らして判断している。親会社が資金業者を受けている会社(子会社等)に対する貸付けが法的に照らして同法の適用対象外とならなければ、その理由を明示すること。	資金業者に基づき登録を受けていないものによるグループ会社向けの貸付けは、当該グループ会社が資金業法施行令第1条の(2)に規定する会社等に該当する場合、資金業者の範囲から除外される。これは、会社グループにおけるキャッシュマネジメントシステム(CMS)の高度化が進む中で資金業者が会社グループとしての最適なCMSを構築するためにあつての助けになることを認めるため2014年法改正で実現した。 一方、2014年の民法改正後も、グループ会社以外の資金業者に対して貸付けを求めている会社等向けに貸付けは引き続き法律上の適用対象として、資金業者である親会社のみを対象とする。2014年制訂の借付法(附)資金業者の範囲から除外しても資金業者等の利益を損なわれないとあるが、貸付法に留意する回答は「法的目的に照らして判断している。親会社が資金業者を受けている会社(子会社等)に対する貸付けが法的に照らして同法の適用対象外とならなければ、その理由を明示すること。	公益社団法人 法人リース 事業協会 金融庁		金銭の貸付けを業として行う場合には、資金業法第3条第1項の規定に基づき、資金業者の登録を受ける必要があり、登録を受けた資金業者が行う貸付けについては、資金業法の適用を受けることとなります。	資金業法第2条第1項 資金業法施行令第1条の2第6号	対応不可	資金業法(昭和56年法律第32号)は資金業者等の利益の保護を図ることを目的としています。昭和56年の「資金業者の規制等に関する法律」制定当時から「資金業者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行うことで政令で定めるもの(業として行う貸付け等)は「資金業法」から除くこととする規定がある一方、制定当時から、資金業者が行う貸付け等の全部又は一部について同法の適用の対象外とする規定はありません。こうした、制定当時からの法解釈の考え方に照らせば、制度案の適用除外を設けることは適当です。	
215	令和2年11月6日	令和2年11月27日	監査法人との書面授受を要する手続きの電子化について	監査法人との書面授受を要する手続き(会社法に基づき手続きについて)電子化すること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に関しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 法人リース 事業協会 法務省		会社法においては、監査報告書の物理的な作成方法に関して、特に規制は設けられておらず、関係者間で適切な合理的な方法により行えばよいこととされています。また、計算書類や監査報告書の関係者に対する提出、通知等の方法についても、特に規制は設けられておらず、適宜の方法で行えばよいこととされています。	会社法規則第125条、126条等	現行制度下で対応可能	左記のとおり、会社法においては、監査報告書の物理的な作成方法、計算書類や監査報告書の関係者に対する提出、通知等の方法には、特に規制は設けられておらず、現行法においても、会計監査人との間で計算書類や監査報告書の授受を電磁的方法で行うことができると考えられます。	
216	令和2年11月6日	令和2年11月27日	勤務証明書の様式統一および電子化について	リーマン銀行が地方公共団体に対し統一および電子化すること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に関しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 法人リース 事業協会 内閣府 厚生労働省		保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第1項第2号)。 また、子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第1項第2号に規定する書類として勤務証明書を求められている自治体が多いこと、勤務証明書の様式については、平成28年に標準の様式、令和元年に大都市向け標準の様式を公表し、各市町村に活用を促してきました。令和元年9月発表で、令和2年4月「日入部からの活用を予定していた自治体を含め、全市町村向けの標準様式、大都市の約6割が標準の様式を活用しています。 また、保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請についても、「びったりサービス」について行うことが可能です。	子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第1項第2号	検討/着手	勤務証明書の作成手続きの負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を進めます旨とするとともに、令和元年8月に公表した大都市向け標準の様式より一層の活用を市町村に働きかけていとも、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めています。 また、企業等において勤務証明書を電子的に作成できるよう、市区町村にExcel等による様式の提供及びオンライン申請のできる環境の整備を促すとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。	
217	令和2年11月6日	令和2年11月27日	外国法人の内部留保等に関する報告書の電子化について	日本銀行に提出する「外国法人の内部留保等に関する報告書」の提出手続きについて電子化すること。	各種手続きの合理化・電子化により、対人接触機会(=新型コロナウイルス感染リスク)の減少、作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 電子化の検討に関しては、その弊害(事務負担増加等)が生じないように検討いただきたい。	公益社団法人 法人リース 事業協会 財務省		外国為替の取引等に関する省令第29条に基づく「外国法人の内部留保等に関する報告書」は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を利用することで、インターネット経由での提出が可能です。 外国為替法に係る情報連携技術を活用した取組の推進等に関する法律施行規則	外国為替の取引等に関する省令 外国為替法に係る情報連携技術を活用した取組の推進等に関する法律施行規則	現行制度下で対応可能	外国為替の取引等の報告に関する省令第29条に基づく「外国法人の内部留保等に関する報告書」は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を利用することで、インターネット経由での提出が可能です。詳細は以下URLに掲載の「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」について」をご覧ください。 <a href="https://www.boj.or.jp/about/foreign/law/tdm/index.html">https://www.boj.or.jp/about/foreign/law/tdm/index.html</a> なお、日本銀行外為法手続きオンラインシステムの利用申込は、郵便、窓口、FAXのほか、電子メールも受け付けております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
218	令和2年11月6日	令和2年11月27日	保存文書のデジタル化	多くの企業が請求書等の保存が原簿保存となっているが、原簿にデジタル化を促進していただきたい。PDF等の保存をするのにハードルを低くしてほしい。	現在、企業の経理部で仕事をしているが、請求書等の文書について原簿保存となっており、PDF等で保存するにはハードルが高くなっています。コストや申請、認可の面でデジタル化のハードルを感じて、デジタル化を早急に促進していただきたいです。多くの国では原簿保存ではなくPDF保存がOKなので、日本でもできなくはありません。原簿保存に係る作業に多くの時間を費やす必要性があり、またコロナ等の外出規制時に、原簿のため会社に出入りしなければなりません。デジタル化をすれば、生産性がかなり高くなると思います。	個人	財務省	国税に関する法令により保存することとされている書類（以下「国税関係書類」といいます。）については、決算関係書類を除き、税務署長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、スキャナで作成した電磁的記録による保存（以下「スキャナ保存」といいます。）が可能となっています。	電子計算機を使用して作成する国税関係書類の保存方法等の特例に関する法律	その他	国税関係書類のスキャナ保存制度のあり方については、税務行政の根幹である適正公平な課税を確保しつつ、電子化による事業者のコスト削減を如何に図るかという観点から踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。	
219	令和2年11月6日	令和2年11月27日	法人設立後に必要な各種手続を簡便化と発行関係情報共有のお願い	法人設立後、法務局や税務署などから必要な書類を提出しなければならないが、イチャイチャ法人の住所や代表者名などを書類から確認する煩雑な申請事項を減らすなど何らかの簡便化を望む。事業の促進の助けを。	まず、法務局で登録すれば、その情報が自動的に税務署に共有されるようにしてください。そうすれば、法人設立届出書と、その提出に付随する履歴全部事項証明書は不要になり、手数料や書類作成の手間、法務局や税務署を行き来する手間もなくなります。次に、提出に必要な情報を、法人名と法人番号のみに限定してください。代表者名や代表者住所、事務所所在地、設立年月日などを何れもかかされるのは無駄です。現在、印鑑証明の発行依頼などは印鑑カードがあれば、法務局の端末から可能です。これを、その他の各種手続きにも拡張してください。加えて、各種申請をWebから可能にしてください。これらが実現すれば、各法人で手続に浪費されていた代表者や代理人のマナーを、本来行うべき事業にあて、業務の生産性を上げることが可能になります。利益が増せば、税収も増しますので、結果的に国家にとって有意義であると考えます。また、登記の情報が税務署に共有されれば、脱税などの不正も防ぐことが可能です。加えて、情報がデジタルになることで、書類の保管の手間や、保管のための倉庫など物理的な空間が不要になります。資料の消滅リスクの費用や、それを影響内で取りまとめたり廃棄場所へ運んだり廃棄業者とやり取りしたりする職員の労力もなくなります。法人の移転などがあっても、管轄の地域をまたいだ情報の共有が可能になりますので、手続きがスムーズになります。	民間団体	内閣府 内閣府 法務省 財務省	法務局における法人設立登記及び税務署における法人の設立届出書はそれぞれ提出する必要があります。なお、平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署に提出する法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされています。	会社法第91条 法人税法第14条 法人税法施行規則第63条	対応	設立登記後の手続については、本年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月には、足利認定と登記申請を食めた法人設立に係る登録期間への全手続をオンライン・ワンストップで行うことができるようになる予定です。本サービス開始後は、マイポータルから法人設立に関連する各手続で共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができようになります。	
220	令和2年10月29日	令和2年11月24日	新型コロナウイルス感染症の検疫対策は外国人差別	*外国人だけに課せられる不当な二重の検査を撤廃してほしい。 *日本に入国する時、日本人であれば日本の空港だけで検査を受けるだけなのに、外国人は出国で出発前72時間以内の検査を受けなければならないという二重負担は差別的だという批判がSNS上で高まっています。 *新型コロナウイルス感染症に関する検査証明書のSample通りの記載がなかったという理由で強制送還された事例がSNSで増えています。 *入国制限緩和の理由となっている空港での検査体制の強化を迅速に実施してほしい。 *検査能力の向上、検査するための必要スペースと人員の確保をお願いします。 *OIEを取得している在留資格者が一斉に早く日本に入国できるようにしてほしい。	*日本に入国する時、日本人であれば日本の空港だけで検査を受けるだけなのに、外国人は出国で出発前72時間以内の検査を受けなければならないという二重負担は差別的だという批判がSNS上で高まっています。 *新型コロナウイルス感染症に関する検査証明書のSample通りの記載がなかったという理由で強制送還された事例がSNSで増えています。 *4/3に外国籍の人達への入国拒否が始まって以来、外国人の間で日本の入国管理への批判、不信感が高まっています。 *国際的な批判を浴び続けていることで外国との日本のイメージが損なわれ、国際社会の信頼も失いかねません。 *差別的な検査体制を経験した多くの外国人とその家族である日本人が、外務省、法務省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省が連携しなければならぬ時に、全く連携していないという印象を持ち続けています。一部もこうした不信感を払くするために、トップがリーダーシップを取って信頼回復のために動いていただきたいと思えます。 そのためにも、まず海外で足止めされて苦しんでいる多くの外国人留学生、日本での就職予定者の一斉にも早い入国制限の緩和のためにご尽力いただきたいことが最優先です。 <a href="http://www.mof.gov.jp/hiro/kokuhou/hisho06_00099.html">http://www.mof.gov.jp/hiro/kokuhou/hisho06_00099.html</a>	個人	厚生労働省 法務省 外務省 国土交通省	新型コロナウイルス感染症の感染者の流入防止を目的として、外国の一定の地域に滞在歴のある外国人等について、特種の事情のない限り、出入国管理及び難民認定法第14条第14号に基づき、上陸拒否の措置を講じてきました。一方で、我が国内外の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、国際的な人の往來の再開に向けた検討を行っていくことも重要であると認識しています。そのため、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往來の再開に向けて、政府全体としての検討結果を踏まえながら必要な措置を講じてきました。これまで、感染症の蔓延している国・地域との間で、ビジネス上必要な人材等を対象に、追加的な防疫措置を条件として、例外的に入国を認める措置を試行してきました。本年10月からは、原則として全ての国・地域について、主に長期滞在者を念頭に、ビジネス上必要な人材等や、留学、家族滞在等のその他の在留資格を有する者について、出国前2週間以内に変更した検査証明の提示等の追加的な防疫措置を条件として、例外的に入国を認めることとしました。また、在留資格を有する外国人の再入国及び特に人道上配慮すべき事情がある場合など、個別の事情に応じた新規入国についても許可されました。加えて、11月1日からは、上陸拒否の対象地域であった一部の国・地域の指定を解除しました。	出入国管理及び難民認定法	検討に着手	【検査体制の強化について】 空港検疫での検査体制については、成田、羽田、関西空港を合わせて、1日1万件程度の検査能力を確保しているところです。また、11月中旬に1日2万件程度の検査能力を確保していき、検査体制の強化を図ることとされています。 【出国前の検査証明及び在留資格認定証明書交付後に在留資格者の入国について】 出国前2週間以内の検査についての措置は、感染拡大防止や、防疫上の観点から行っているものです。法務省としては、引き続き、関係省庁と連携し、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往來の再開に向けて、政府全体としての検討結果を踏まえながら、必要な措置を講じてまいります。10月からは、原則として全ての国・地域について、主に長期滞在者を念頭に、ビジネス上必要な人材等や、留学、家族滞在等のその他の在留資格を有する者について、追加的な防疫措置を条件として、例外的に入国を認めることとしました。また、在留資格を有する外国人の再入国及び特に人道上配慮すべき事情がある場合など、個別の事情に応じた新規入国についても許可されました。加えて、11月1日からは、上陸拒否の対象地域であった一部の国・地域の指定を解除しました。	
221	令和2年11月24日	令和3年5月24日	FDAで承認済み製品の規制緩和	米国FDAで認可されている製品はそのまま日本でも使用できるようにしてほしい。	現在、薬機法により医薬品、医薬部外品に指定されるものは承認を得る必要がある。また、(有効)成分として配合できるものはFDAに搭載されている。上流で使えるものや前掲の成分については、多くのデータや資料が必要で事実上不可能。米国やEUなどで既に使用されている。FDAで認可のあるものに関しては、無条件で使用できるようにしてほしい。特に手投薬剤や経口薬の処方箋などは人体に対するリスクも少ないため、これらの規制を緩和してほしい。これにより、米連邦は開発された最新のハンドソープや殺菌・消毒剤を日本でもすぐに販売することができ、日本の衛生管理のレベルが上がる可能性がある。あるいは、この規制のため、米連邦の製品を日本に販売しようとしたときに、薬事法の規制により、承認に数年を要して販売機会を失ったことがある。また、承認が得られる見通しが立たず、導入を断念した製品が数多くある。弊害が大きい。持っている、ヘルスケアという観点からのプログラムを導入できれば、日本の衛生管理のレベルがより向上する。	個人	厚生労働省	現在の制度下においては、海外での承認の有無に関わらず、医薬品、医薬部外品のいずれについても、製品ごとの個別の承認が必要となります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条	対応不可	我が国と米連邦と欧州をはじめとする諸外国ではそれぞれ医薬品や医薬部外品に該当する製品の承認申請は異なっており、海外での使用実績・認可のみをもって、必ずしも我が国の承認水準を満たしているとは限りません。また、我が国と諸外国では、医薬品等の使用状況や国民の認知度等も異なっているため、我が国の状況に応じた使用や情報提供を通じ、日本人における安全性の確保が必要であり、個別の審査が必要であると考えます。なお、海外の規制当局に提出され、承認審査を受けた資料については、我が国における承認申請においても活用可能であることを申し添えます。	◎



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
227	令和2年11月24日	令和3年3月26日	年金基礎番号とマイナンバーとの紐づけについて	私は会社で社会保険担当をしている者です。先日、入社した従業員の協会けんぽの保険証がカタカナ表記のみで発行されてきました。理由を尋ねてみると取得当時本人が年金加入の際にカタカナで申請したからということでしたが、マイナンバーの記入が必須なのですから、正しい氏名はマイナンバーから記載していただきたいものです。	市役所も年金事務所も健康保険証もマイナンバーの内容で統一してほしい	アイリスブライズユニテックカンパニー	厚生労働省	全国健康保険協会管掌健康保険の事業所において、社会保険の被保険者資格を取得する際に、資格取得届をご提出いただき処理することによって、健康保険証が発行されます。資格取得届を処理する際には住民基本台帳上の情報と一致し、本人確認を行い、処理するため、被保険者氏名をカタカナで記入されていたとしても、住民基本台帳上に漢字氏名が登録されている場合は、それが理由で健康保険証の氏名がカタカナ表記になることはございません。ただし、外語籍の方で漢字氏名をお持ちでない場合等は、カタカナ表記の健康保険証が発行される場合がございます。	厚生年金保険法施行規則第15条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
228	令和2年11月24日	令和3年3月26日	病院・診療所・調剤薬局の患者に選べる紙書類の電子化	(1)処方箋・おくり手帳・医薬品情報明書の電子化(一体化) (2)領収書の電子化 (3)診療報酬明細書の電子化	1)複数の医療機関で出される薬の一元管理を実現することで、医師や薬剤師が無駄な薬や飲み合わせの悪い薬を判断できるよくなります。医療費を削減し、患者の健康増進に役立ちます。 2)領収書の電子化は、民間の電子レシーなど共通の規格で実現できると利便性が高まると思います。手書きの領収書よりも不正防止に広く活用できると考えられます。経費源の節約や、廃棄費用の削減の効果が期待できます。 3)紙資源の節約や、廃棄費用の削減の効果が期待できます。	個人	厚生労働省	(1)処方箋については厚生労働省の所管する法令の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第3条、第5条及び第10条、薬剤に係る情報提供の方法については医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3及び医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13において、電子化が認められています。お薬手帳についても、電子化について特段の規制はありません。 (2)(3)医療費の内容の分かる領収証及び明細書については、健康保険機関及び保険医療費担当規則(昭和49年厚生省令第19号)及び保険医療費明細書発給規則(昭和26年厚生省令第16号)の規定に基づき、健康保険機関が発行する書類等が原則として紙媒体で交付されています。また、領収証及び明細書の標準様式については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書(平成30年3月5日保発0305第5号)」において定められています。	(1)厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等に関する法律第9条の3 (2)(3)健康保険機関及び保険医療費担当規則(昭和26年厚生省令第16号)第5条の2及び第5条の2の2、健康保険及び保険医療費明細書発給規則(昭和26年厚生省令第16号)第4条の2及び第4条の2の2、領収証の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書(平成30年3月5日保発0305第5号)	現行制度下で対応可能	(1)ご指摘の情報は、制度の現状欄に記載のとおり、現行制度下で電子化が可能ですので、地域において複数の医療機関で処方される医薬品情報の一元管理を行うことは実現し支えありません。 (2)(3)領収証及び明細書の交付方法については特段規定をしていないことから、現行制度下でも対応が可能です。	
229	令和2年11月24日	令和3年3月26日	厚生年金等の電子申請と健康保険の電子申請の申請方法の一本化	厚生年金等の電子申請は「e-Gov」を使用して行われていますが、11月から開始される健康保険の電子申請は「マイポータル」の利用が予定されています。同じ社会保険に関する手続きで、「健康保険」だけ「マイポータル」が使用されると、事務処理が煩雑になります。具体的には、申請時にログインする仕組みが異なる。仕組みが異なるため申請案件の差違確認もそれぞれで行う必要が生じる。等 また、マイポータルの認証方法は、まだ、把握していませんが、「e-Gov」では、電子証明書が必要で、その電子証明書はのりテープ、ファイルタイプが存在しますが、マイポータルでも両方の電子証明書が使えなく、新たな電子証明書取得費用も発生します。	厚生年金等の電子申請は「e-Gov」を使用して行われていますが、11月から開始される健康保険の電子申請は「マイポータル」の利用が予定されています。同じ社会保険に関する手続きで、「健康保険」だけ「マイポータル」が使用されると、事務処理が煩雑になります。具体的には、申請時にログインする仕組みが異なる。仕組みが異なるため申請案件の差違確認もそれぞれで行う必要が生じる。等 また、マイポータルの認証方法は、まだ、把握していませんが、「e-Gov」では、電子証明書が必要で、その電子証明書はのりテープ、ファイルタイプが存在しますが、マイポータルでも両方の電子証明書が使えなく、新たな電子証明書取得費用も発生します。	個人	内閣府 消費者 厚生労働省	健康保険制度における健康保険組合に対する電子申請については、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービス(マイポータル)は(株)日本利権投資が2011月から運用を開始したところです。この社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスは厚生年金制度における手続もその対象としているところであり、すでにワンストップでの申請を可能として交付しています。なお、厚生年金制度における手続については、専業主の利便性を確保する観点から、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスののり、e-Govによる電子申請も運用しているところです。	健康保険法施行規則第160条	現行制度下で対応可能	ご提案では申請方法をe-Govへ統一する内容ですが、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスの運用開始によりワンストップでの申請を可能としております。	
230	令和2年11月24日	令和3年3月26日	障害者手帳のマイナンバーカードへの一体化の推進 ①障害者手帳について、定期的に都道府県等から医師の診断書の提出を求められるが、今後マイナンバーカードを中心とした健康情報の管理がもたらされる。障害者本人同意の上、都道府県等が医師から直接健康情報の提供を受ける等として、障害者本人からの診断書の提出を不要とする提案を検討していただきたい。 ②障害者の本人確認の簡素化、特にJR各社・公共施設等での本人確認の簡素化を進めていただきたい。	1)障害者手帳は持ち歩きにくく、使いやすく、マイナンバーカードとの一体化を進めていただきたい。(本提案は既に着手いただいているとの認識です) 2)都道府県等から○日までに診断書を出せよと通知が来る。障害者は医師の診断書を受けるために仕事を休まなければならない。障害者の社会進出の壁となっている。本人同意があれば、積極的に健康情報を都道府県等と医師の間で連携いただき、障害者本人が手間をかける医師の診断書を提出する必要がないようにしていただきたい。 3)既に所管官庁から事業者へ申し通知がなされているとの認識ですが、利用人口の多いJR各社・公共施設等での本人確認の簡素化が進んでいません。特に日常生活と密接な関係のあるJR各社では、障害者は手間をかけて窓口まで並び待たなければならない。券売機での購入を可能とするよう、早急な対応を促していただきたい。	個人	内閣府 消費者 厚生労働省 国土交通省	(1)障害者手帳については、平成31年4月からカード型の様式での交付が可能となるよう、所要の改正を行ないました。審査において、障害者手帳照像情報は情報連携の対象とされており、行政機関の手続で障害者手帳の提示は不要となる場面が増えております。また、マイナンバーAPI連携を活用して、民間事業者が提供する障害者割引等の手続において、障害者手帳の提示を不要とするような取組が進められています。 (2)身体障害者手帳の認定においては、都道府県知事が指定する医師に申請される方の障害程度の診断意見を求め、等級の認定において指定医師の診断書が必要です。また、診断にあたり、障害者ごとに必要な事項を各自に定め、運用しております。精神障害者保健福祉手帳については、2年・1回、有効期限の更新のため、医師の診断書の提出を求め、申請者が障害等級で定める精神障害の状態にあるかどうかを確認してありますが、マイナンバーを活用した情報連携により年齢段階情報や世帯での障害や、年金証書の写しの提出がある場合には、医師の診断書の提出は不要としております。なお、申請については、有効期限の3か月前から行なったことが、家族、医療機関職員等が手続きの代行をすることは差し支えなく、有効期限を超過している場合も更新申請が可能となっております。 (3)障害者の方に対する運賃割引については、鉄道事業者の自主的な判断の中で、理解と協力を求めたこととなります。障害者割引を受ける際の本人確認につきましては鉄道事業者の判断で行っており、法令上の規制はありません。なお、国土交通省としては、鉄道を含む公共交通機関において、合理的な方法で障害者の方の本人確認を行うよう、理解と協力を求めているところです。また、厚生労働省では、料率割引等を実施する事業者が手帳を確認しやすい環境を作るため、障害者割引を実施している事業者に対して手帳の画像データの提供を始めたところであり、各事業者や事業者団体等の関係者に対して、理解と協力を求めています。	(1)身体障害者手帳の様式等について 精神障害者保健福祉手帳取組実施要領について (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 障害者及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) (3)なし	(1)対応不可 (2)対応不可 (3)事業承認	(1)障害者手帳は、視覚に障害をお持ちの方が触ってわかるような仕様とするためにカードの縁に切り欠きを入れるなどの配慮が必要です。また、障害者や等級などの記載内容を外から見にくくする配慮が必要な方もいらっしゃるため、一律カード型の交付とせず、障害者手帳をお持ちの方が紙(手帳)型、カード型どちらの交付とするか選べるよう運用しております。上記の配慮が必要という点から、障害者手帳とマイナンバーカードの一体化については困難と整理しておりますが、マイナンバーAPI連携等を活用し、障害者手帳の提示を要さない場面が増えるよう、取組を進めてまいります。 (2)身体障害者手帳においては、申請される方の等級の認定に指定医師が必要であり、医学的な観点からの身体機能の状態と日常生活の制限状況について総合的に判断をいただく必要があることから、診断書の提出が苦痛は困難と整理しております。精神障害者保健福祉手帳についても、申請者が障害等級で定める精神障害の状態にあるかどうかを確認しており、診断書の提出は困難と整理しております。なお、精神障害者保健福祉手帳は制度の現状欄に記載のとおり、マイナンバーを活用による診断書の提出の苦痛も可能とし、申請のタイミングについても時間的に幅を持たせ柔軟に対応しているところです。 (3)制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
231	令和2年11月24日	令和2年4月14日	個人番号カードの更新等について	個人番号カードの電子証明書の更新手続きに関して、わざわざ市役所等へ本人が出向く必要があり、効率的ではないため、マイナンバーカードを認識してインターネットを通じて更新手続きを完了することが出来るようになる。 また、カードの更新についてもインターネットからの申請後、市役所等に別に行きこなくてはならないが、本人限定郵便物で送付すべきと考えます。(選択制)	まずは対面において手続きをする機会を減らすことができることから感染症予防対策になることは明確であり、かつ利用者の利便性(多様化する働き方の中で時間がない方も申請を気軽にすることができる)が高いこと、また市役所職員等の負担軽減にもつながり、人件費等の削減にも繋がることが想定できる。 郵便料金については本人限定郵便物を使用することでコストが下がってしまうことが考えられるが、利用促進していく考えがあるであれば必要なコストであると考えます。	個人	総務省	電子証明書の発行・更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な事となっております。カードの交付については申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付する必要があります。	公的個人認証サービス事務処理要領	対応	電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえて、引き続き検討していきます。 なお、旅行良時の確保や窓口業務削減という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにいたします。 また、マイナンバーカードは、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としているため、対面での本人確認を行わずに、郵送等での交付を行うことは現時点では想定しておりません。	
232	令和2年11月24日	令和2年12月16日	マイナンバー個人カード・海外転出者への対応	マイナンバーの個人カードに関して、海外転出者に対して「連続」扱いであることや、引き継ぎの義務及び海外からの再転入などにも利用できることをお願いしたい。	3年前に本邦から海外に転出、この度、帰国のために転入したが、まだゼロから再度作成を余儀なくされた。個人カードの作成がゼロからの手続きになり前年作成したの何だったのかという思い。加えて、海外業務が多い仕事についていると、再転入の可能性も大いにあり、そのために作成するのにも不便。 個人カードの付与・個人カードの利用・Dカードが進んでいるが、もともと国に居住する日本人にも目を向けていただき、在外投票やその他の在外での手続きにも活用する方を早急に検討いただきたい。	個人	内閣府 総務省 外務省	マイナンバー(個人番号)は、現在は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の施行日(平成27年10月5日)以降、現に住民基本台帳に記録されている者により付番されていますが、昨年、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効率化のための行政手続等における情報通信技術の活用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)によりマイナンバー法が改正され、マイナンバーを付番されたことがあり者については、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、国外転出後もマイナンバーカードが利用できるようとなります。	番号法第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条、第17条	対応	国外転出者による国外転出後のマイナンバーカードの継続利用については、「制度の現状」に記したとおり、デジタル手続法の公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から可能となります。外務省では、今後、マイナンバーカードの継続利用が円滑に行われるよう協力していくこととなります。	
233	令和2年11月24日	令和2年12月16日	法人の印鑑証明書のオンライン請求	法人の印鑑証明書のオンライン請求など法務局が行う一定の事柄について、電子証明を行いたい。法人の代表者個人番号カードの活用	法人の印鑑証明書のオンライン請求など法務局が行う事務で電子証明が必要なですが、一定の例外的な要件(※)を満たす場合は公的個人認証サービス電子証明書は使用できず商業登記電子証明書に限られています。 ※1一定の例外的な要件 (1)代表者又は代理権の範囲又は制限に関する定めがある者 (2)未成年登記簿、後見人登記簿又は実況人登記簿に記載された者 (3)代理人等の職務を行うべきとして指定された者 法人といえども印鑑は代表者個人と対応するよう印鑑(改印)届書によって登録されており、個人と紐づき電子証明書であれば商業登記電子証明書に限定せねばならぬ理由は技術的には存在しないように思います。 よって、マイナンバーカードの普及率向上とマイナンバーカード利用者の利便性向上に繋がると感じ提案させていただきます。	民間企業	法務省	法人の印鑑証明書をオンラインにより請求する場合は、印提出出者が請求書情報と併せて送信する電子証明書は、原則として商業登記電子証明書に限定されています。	商業登記規則第102条 第103条第3項	対応	令和3年2月に、電子署名者が印鑑提出者である場合に付すべき電子証明書についての規定を削除するなどの内容を含む商業登記規則の改正を行う予定であり、本改正の施行後は、公的個人認証サービス電子証明書を利用して法人の印鑑証明書をオンラインにより請求することができるようになる予定です。	
234	令和2年11月24日	令和2年12月16日	NHK放送について	1. 放送法の改正 2. NHK放送の基本的見直し	1. テレビ受信機を購入しただけで、自動的にNHKと契約した形となり、強制的に受信料支払い義務が生じってしまう放送法?は今の時代に逆行したのとも思います。 「受信が世帯主への名目になっているのを個人にしてほしい」 2. NHK放送を支払わないのに受信料の支払い義務が発生してしまう事に違和感があります。見ない権利も認めるべき。また、受信料の決定方法も不透明で削減可能と思われる。 3. 受信料を支払ってでも、支払ってない人がいることが不公平です。 4. NHKは個人として不要と思われるが、必要とすることであれば、公共放送としての位置付けを検討し、受信料も税金にするか等検討してほしい。 5. 可能であれば、受信料を支払わない人(NHKと契約しない人)には、NHK放送が受信できないように技術的にできない異議ご検討願います。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信料を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。 NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良質な放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第64条第1項 放送法第15条及び第16条	対応不可 対応不可	料金を支払うのみが公共放送を視聴できることは、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものであると考えます。 公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。	
235	令和2年11月24日	令和3年3月26日	年金と健康保険の書面での通知に関して	【改善点】 「企業退職時の国民年金の書面通知の廃止をしてほしい」 「国民年金の書面通知の廃止をしてほしい」 【提案理由】 健康保険を納めるのは義務ですので、会社の保険・国民に問わず必ず自らに加入することになります。それならば、いろいろな市役所に書類を郵送するのでなく、マイナンバーカードを使ってオンラインで自分で申請や管理できたらいいかと感じています。 年金に関しては短期的な範囲期間中でも、年金機構が2年分の振込用紙を一気に郵送できます。単純に紙や郵送代の無駄です。コトが壊れず理屈にも通じます。なぜか月をまたぐと書類を揃えて同じ行政手続きを再度しなければいけません。 私の担当地域の年金機構は電話しか無く、メールもありません。コストの無駄だと思います。 数ヶ月で企業を辞めて再就職した場合、同じ行政手続きを何度も繰り返すこととなります。コロナ禍で多くの人が転職を繰り返すと、かなりのコストの無駄になります。その行政コストを年金や足分へ上乗せしたら、勘合の人がかなり増えるはずですよ。	【改善点】 「企業退職時の国民年金の書面通知の廃止をしてほしい」 「国民年金の書面通知の廃止をしてほしい」 【提案理由】 健康保険を納めるのは義務ですので、会社の保険・国民に問わず必ず自らに加入することになります。それならば、いろいろな市役所に書類を郵送するのでなく、マイナンバーカードを使ってオンラインで自分で申請や管理できたらいいかと感じています。 年金に関しては短期的な範囲期間中でも、年金機構が2年分の振込用紙を一気に郵送できます。単純に紙や郵送代の無駄です。コトが壊れず理屈にも通じます。なぜか月をまたぐと書類を揃えて同じ行政手続きを再度しなければいけません。 私の担当地域の年金機構は電話しか無く、メールもありません。コストの無駄だと思います。 数ヶ月で企業を辞めて再就職した場合、同じ行政手続きを何度も繰り返すこととなります。コロナ禍で多くの人が転職を繰り返すと、かなりのコストの無駄になります。その行政コストを年金や足分へ上乗せしたら、勘合の人がかなり増えるはずですよ。	個人	厚生労働省	(国民年金の種別変更手続について) 厚生年金加入時の手続は事業主が行いますが、国民年金(第1号被保険者)の手続は加入者自身が行う必要があります。会社を退職した場合は、住所の市(区)役所または町役場の国民年金担当窓口で国民年金加入(種別変更)の手続をしていただけますが、郵送で手続きすることも可能です。 (国民健康保険の通知について) 国民健康保険の通知に関しては、保険者において調整の上運用いただいているところです。 (国民健康保険制度について) 国民健康保険において多様な被保険者が加入している中で、公法上の行為である届出等を未成年者をも含む被保険者に義務づけることは妥当ではないことから、世帯概念を導入し、世帯主を届出義務者としていただきます。 (企業退職後の国民健康保険への自動加入について) 企業退職後の国民健康保険への自動加入については、企業退職者が必ずしも国民健康保険に加入するとは限りません。本人の手続なしに国民健康保険へ自動で加入するようした場合、二重加入等の被保険者の不利益を定むられることから、原則届出に基づいた手続きが必要となります。 (国民年金加入後の納付書について) 会社を退職して国民年金に加入した場合、郵送コスト等も踏まえて、加入した月から該当年度の年度末までの保険料納付書をまとめてお送りしています。そのうえで、当該年度中に口座振替手続を行っていた方については、新年度以降の保険料納付書は送付していません。その他の方については、新年度になつた後に、改めてその年度末までの保険料納付書をお送りしています。	(国民年金の種別変更手続) 国民年金法第12条第1項、第2項 国民年金法施行規則第1条の4、第6条の2 (国民健康保険の通知について) 国民健康保険法第3条第4項 (国民健康保険制度) 国民健康保険法第1条第13号の3 (国民年金の納付書) 国民年金法第96条 国民年金法施行令第6条の13 国民年金法施行規則第70条の2 国民年金法施行規則第1条の4第24号 (国民年金加入後の納付書について) 国民年金法第96条第2号の2 国民年金法施行規則第1条の4第24号	対応不可 対応不可 対応不可 対応不可	(国民年金の種別変更手続について) 国民年金(第1号被保険者)に係る申請及び届出については、今後、オンライン化に向けての検討を行う予定です。 (国民健康保険制度について) 国民健康保険において多様な被保険者が加入している中で、公法上の行為である届出等を未成年者をも含む被保険者に義務づけることは妥当ではないことから、世帯概念を導入し、世帯主を届出義務者としていただきます。 (企業退職後の国民健康保険への自動加入について) 制度の現状欄に記載の通りです。 (国民年金加入後の納付書について) 国民年金加入後の納付書については、適切に保険料を納めていただき、国民年金加入者の将来の年金受給権を確保するために必要な手続だと考えられています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
236	令和2年11月24日	令和3年11月4日	免許証(国際免許)	国際免許の有効期間が1年というのを、せめて免許証の有効期限まで延長してほしい。 よ上加から一歩進んで免許証を英語と併記して(手続なしで)海外で利用できるようにしてほしい。	免許証は3年あるいは5年が有効期限なので、国際免許の期間が1年しかないのは意味が分らない。長期に海外に駐在する日本人にとっては大変不便。1年づつ更新しなければならぬのは、無駄ではないか。 そもそも免許証自体を英語併記として、海外で使えるようにしてもらえば上記の不便さが解消される。	個人	警察庁	我が国で発行する国際運転免許の有効期間は、道路交通に関する条約(昭和30年条約第17号)に基づき、発給の日から起算して1年間としております。 また、国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年政令第40号)において定められております。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条及び第107条の各号 道路交通法施行規則(昭和35年政令第40号)第19条及び別記様式第14号 道路交通に関する条約(昭和30年条約第17号)第1条及び附属書10	対応不可	新たな試験を受けることなく、他の締約国の運転免許証で自動車を運転することが認められる期間については、実情併記であるがなかなかならず、道路交通に関する条約(昭和30年条約第17号)に基づき定められており、現状では延長は困難です。	
237	令和2年11月24日	令和2年12月16日	戸籍謄本について	戸籍謄本を、本籍地に行かなくても、居住地の役所で、取得できるようにしてほしい。	小生の本籍は、大阪市なのですが、住まいは、堺市。 戸籍謄本を取る際、わざわざ大阪まで行かなくてはなりません。手前、近所の役所で尋ねたところ、デジタル化になっていないことが原因らしい。この役所でも、デジタル化を要望しているようですが、未だ行われていない。 日本全国、同じようなことがあるのでしょうか？	個人	法務省	戸籍謄抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムは、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和2年11月現在639の市区町村で導入されています。	戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍を取得することができるようになります。	
238	令和2年11月24日	令和2年12月16日	住民税の納付書の形式、フォームの統一	市区町村でバラバラで経理処理が面倒。処理する金融機関も面倒。統一なんて簡単に出来るはず。	説明の必要なし。	個人	総務省	個人住民税については、各地方団体が発出する納付書に基づき、納付が行われています。また、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働しており、個人住民税の特別徴収分については、全ての地方団体において電子納付が可能となっています。	地方税法	検討を予定	地方税共通納税システムの対象税目の拡大等について、ニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。	
239	令和2年11月24日	令和2年12月16日	NHKのスクランブル化について	一罰も早くNHKをスクランブルにしてください。	?NHKの偏向報道は好きだし、これを公共放送とは思えない。 また、災害時はネット情報しか使えず、NHKは必要ありません。 ?NHKの偏向報道に嫌気がさし、私は一切見ておりません。受信料に疑問を感じ、私はテレビを手放しました。 ?NHKの偏向報道に嫌気がさし、私は一切見ておりません。受信料に疑問を感じ、私はテレビを手放しました。 ?ライブラリーは、料金を払わねばストップするの、NHKは押し売ります。 ?利権関係者以外はスクランブル化は国民の総意ではないでしょうか。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあくまで日本全国において受信できる方こそがよい放送番組による国内放送などをを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものであると考えます。	
240	令和2年11月24日	令和3年3月26日	医療法の「事故等事案」の報告医療機関名の公開	医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項各号の2による同規則9条の20の第2第1項第14号(事故等報告書の作成義務)において定めらる事故及びその報告を定める事案である「事故等事案」は、登録分析機関(公益財団法人日本医療機能評価機構)が報告内容を公開しているが、報告医療機関名は秘密になっているため、「事故等事案」は医療機関名を含まず公開する。	「事故等事案」の公開は、「医療安全推進総合対策」の趣旨に反し、平成16年10月から特定機能病院及び国立研究開発法人等の医療機関、並びに「医事」に参加する医療機関が、登録分析機関(公益財団法人日本医療機能評価機構)へ報告しており、報告内容は「医療事故情報収集等事業」として運用し、医療機関、製薬企業及び国民に公開されている。しかし、事故等事案を報告した医療機関名は匿名化されて公開されていない。元々、同事業には国民の医療及び医療機関の信頼を確保する目的があるが、実際には、医療機関及び製薬企業のみが利用する制度になっており、実質的に国民が利用する制度になっていない。そこで、事故等事案の報告内容と報告医療機関名を合わせて公開すれば、国民への医療事故の真の公開制度になり、医療機関の医療安全の向上及び高度化への競争を促進できる。逆に、医療機関による「医療機関名を公開しない」と報告義務を履行しない恐れがあるという意図は、医療法に違反しているものであり、違法を助長することはできず、製薬、事故等事案の報告義務の履行を指導すべきである。	全国ベンジアゼン協会連絡協議会	厚生労働省	医療法施行規則に基づく医療事故情報収集等事業は、医療機関から報告された医療事故情報等を、収集・分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。 また、情報の提供に当たっては①匿名を付さないこと(非匿名制)、②匿名、報告者、施設が特定されないこと(匿名性)、③報告システムが報告者や医療機関を識別する権力を有するいずれの官庁からも独立していること(独立性)といった考えに基づき、医療事故情報収集等事業事業要綱第7条により、報告を行った医療機関ならびに関係者を特定しない情報を削除することとなっています。	医療法施行規則第9条の20第1項第14号、12条 医療事故情報収集等事業事業要綱第7条	対応不可	制度の現状は上記記載のとおりです。	
241	令和2年11月24日	令和2年12月16日	法務局での会社設立登記後の、税務署・都税務所(または市町村役場)へ年金事務所での法人設立届等の各種届出の強制の廃止	法務局での会社設立登記後の、税務署・都税務所(または市町村役場)へ年金事務所での法人設立届等の各種届出の強制の廃止 (法務局へ提出された設立登記申請データの項の組織への共有をお願いします)	法務局にて設立登記を申請した際には、次は登記簿謄本を持参して、他の役所に設立届を提出しなければならないという理由が、登記簿謄本を持って、窓口で相談するだけで半日かかります。e-taxやe-govを便利にしても、結構な手間に感じています。税理士に頼めば数万円かかります。 廃止するための費用は年間100万円程度かかると考えます。気軽に事業を始めることができる仕組み作りは、中小企業者育成法第3条第3号に掲げる「中小企業者の新たな事業の創出」にも合致し、国の考えとも合致すると考えます。 起業を促す環境作りは、経済の活性化に加え、より良いサービスや商品が我が国より発信される土壌作りにもならないと考えます。	個人	内閣府 内閣府 法務省 財務省 厚生労働省	新規法人設立時には、ご指摘の上り登録認証、設立登記のほか、国税、地方税、年金、労働保険、健康保険に係る必要な届出等をそれぞれ行うこととされています。 ご提案いただいた法人設立のオンライン化・ワンストップ化については、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月には、登録認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への各手続をオンライン・ワンストップで行うことができるようになる予定です。本サービス開始後は、マイナンバーカードを用いたオンライン・ワンストップで行うことが可能となっております。 これらを踏まえ、2020年1月から「法人設立ワンストップサービス」を開始し、現在は設立登記後の各種届出について、マイナンバーカードを用いたオンライン・ワンストップで行うことが可能となっております。		対応	設立登記後の手続については、本年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月には、登録認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への各手続をオンライン・ワンストップで行うことができるようになる予定です。本サービス開始後は、マイナンバーカードから法人設立に関連する各手続で共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができるようになります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
247	令和2年11月24日	令和2年12月16日	NHK	受信料削減	電気のようにコンテンツ部門と配電部門の分離を、契約も別々にする。コンテンツは契約の自由を、出来れば配電は税金で。	個人	総務省	NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。 放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第15条及び第16条 放送法第64条第1項	対応不可 対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。 料金を支払う方が公共放送を視聴できることは、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にじまないものであると考えます。		
248	令和2年11月24日	令和2年12月16日	eLTAXによる個人住民税の電子申告の件	所得がゼロあるいはそれに準ずる場合、市役所へ個人住民税(市民税・県民税)の申告書を提出することになっています。 国税(所得税)はe-Taxにより電子申告ができますが、個人住民税は既にeLTAXという地方税ポータルシステムがあるにもかかわらず電子申告ができません。 一罰も欺もeLTAXで個人住民税の電子申告ができるようにしてください。	個人住民税の電子申告を実現することにより、すべての自治体でコスト削減(郵送料、用紙代、人件費等)及び自動化による行政効率化が見込める。	個人	総務省	個人住民税のeLTAXによる電子申告は対応しておらず、一部地方団体においては独自の電子申告システムにより対応している場合があります。	地方税法	検討を予定	個人住民税の電子申告については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討を行ってまいります。		
249	令和2年11月24日	令和2年12月16日	大都市圏でのライドシェアの解禁	新型コロナウイルス終息後を見据え、実用自動化で地方を中心に検討が進められていたライドシェアを深夜帯を中心に都市近郊でも解禁する。	首都圏や関西圏で最終電車の繰り上げ検封の動きがある。新型コロナウイルス終息後もナイトライフや飲食店などで死活問題と言われている。深夜急行バスも運転手不足で多くの路線が終息後の再開の目途も立っていない。その上で、それを代替すべく、タクシーよりも安価に稼働できる交通手段へのニーズが高まっていることが予想される。その交通手段に、ライドシェアが挙げられる。 ただ、所謂白タクの弊害になるため、タクシー業界の反対意見が強く実現に苦っていない。 そこで、実証帯に制限(例えば東京都心部・大阪市都心部から郊外(例えば東京都23区外・大阪市外)に限りライドシェアを特例で認めることを提案する。これが実現すれば、深夜帯の公共交通機関の縮小による影響の軽減が想定される。また、地域を限定することにより、タクシー業界への影響も軽減され、経済活動の回復・拡大も期待できる。	個人	国土交通省	番号67の回答をご参照ください					
250	令和2年11月24日	令和2年12月16日	外国人のカタカナ表記について	外国人(英字圏)が日本人の戸籍に載る場合(例・結婚や養子縁組)、現状カタカナ表記となっています。しかし、住民票や在留カードはカタカナ表記ではありません。そのため、どちらかに統一(→カタカナは日本独自のものであるため、実感が持たないと思われる)した方がよいと思われるので、提案させていただきます。	日本は、親米立国を掲げているので、今後、来日する外国人が増えると思われます。それに伴い、日本で生活する外国人も増え、日本人と結婚や養子縁組をする外国人も増えることが考えられます。現状、戸籍に外国人が載る場合はカタカナ表記ですが、住民票や在留カードは英字表記です。そのため同一人性の確認に際して不都合な場面が出てくることが想定されるとともに、戸籍の記載内容だけでは、日本人と結婚等した外国人の正確な氏名が分かりません。また、戸籍を海外で使用する場合には、翻訳の必要があると思われるところ、カタカナから英字に翻訳することは、困難だと思われます。以上ことから、戸籍には、カタカナ表記ではなく、英字表記が必要であると思われる。	個人	総務省 法務省	戸籍の記載に用いる文字に関しては、略字又は符号は使用できず、字面を明確にしなければならないとされており(戸籍法施行規則第31条第1項)、戸籍には正しい日本語文字を記載するのが原則とされています。	戸籍法施行規則第31条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
251	令和2年11月24日	令和3年4月14日	マイナンバーの電子証明の有効期限の延長	マイナンバーの電子証明の有効期限を延長させるために医師に直接出向かなければいけないのはこのコロナ禍においては意味がわからない、そのような時期も度もない、このような緊要が、たくさんあるのでマイナンバーは視野の狭い一つの術で担当するのはなく、民間人の視点も入れてデジタル庁で一元的に担当してもらいたい。	上記の通り	個人	総務省	電子証明書の発行・更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な業務となっております。	公的個人認証サービス業務処理要領	対応	電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進捗等を踏まえて、引き続き検討しています。 なお、実行負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたいと考えています。		
252	令和2年11月24日	令和3年3月26日	医師から医師への紹介状の電子化について	医師間でやり取りする患者の紹介状を電子メールやLINEを利用して行えないか。	患者の情報を医師から医師へ伝える紹介状(診療報酬制度では診療情報提供料)ですが、今は紙でしかやり取りを行っています。 これを電子化することによって 1. 手書きの紹介状が読取りが苦手な方を置いておくのかわからない紹介状が減る 2. 郵送した場合も早く情報が伝わる 3. 患者に中身をみられるリスクが減る	個人	厚生労働省	厚生労働省では、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第5版)」において、医療機関が医療情報システムを取り扱う場合において遵守すべき事項等について定めており、適切なセキュリティ対策を講じた上で、電子メールでの診療情報のやり取りを行うことは現時点でも可能です。	医療情報システム安全管理に関するガイドライン第5版	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	△	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
257	令和2年11月24日	令和3年3月26日	日本年金機構 扶養親族審査申請書につき	毎年、日本年金機構より扶養親族審査申請書の提出が開始され、記入を苦慮しておりますが、年末調整、確定申告している人は、その情報を出して対応する、書類提出の対象外として欲しいです。	マイナンバーカードと連携していただいて、余分な手続をなくとも良いシステムにして、経費の節約に役立てていただきたいです。	個人	総務省 厚生労働省	一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を出すことにより、配偶者控除等の所得税控除を行うことで所得税を計算し、源泉徴収を行うことができます。この扶養親族等申告書を出さず、確定申告の際に、配偶者控除等の所得控除の算定を行うことも可能です。この場合には、年金からの源泉徴収控除では、控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たしているか把握できないため、所得税控除を行わずに所得税額を計算することになり、年金からの源泉徴収額が増えることとなります。	所得税法第120条、第203条の2、第203条の3、第203条の6	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
258	令和2年11月24日	令和2年12月16日	実体のない会社等の登記手続きについて	現行会社法では、第三者による登記の変更ができません。また不動産登記と法人(会社)登記は別条件が異なること、所有権に会社登記を認めていないこと、不動産所有権者にはどうしようもありません。会社所在地の不動産の所有権者には会社登記(移転や抹消)を申請できるような制度を設けてもらいたいです。また、実体のない会社等についてはみなし解散の時期を12年とせず、関係者からの申告でみなし解散ができるようにしてほしいです。	平成18年5月1日に会社法が施行されてから、多くの一人株式会社がありますが、中には実体の伴わない会社も多いのではないのでしょうか。私は昨年5月に茨城県下妻市跡地に空き家の中古住宅を購入しましたが、その住所に会社(行方不明の外国人が代表者である一人会社)が登記がされていました。当該地は車庫証明が必要な地域であり、会社名義で多数の車を登録しており、当て逃げ事故や放置車両等問題を起こし警察が来てわかつた次第です。この会社は前年春が1年以上前に買っていた別の人物が登記したものです。退去してから車庫登録を継続していたようですが、運輸局や警察に相談し、この住所には会社の実態がないということで、現在は新規登録はできないようになっているとのことです。しかしながら登記自体はそのまま、不動産の所有権者には、会社登記をどうすることもできません。私の場合会社の代表者が行方不明で警察にも追われているような外国人には交渉しようにも手段が見つかりません。法務局にも問い合わせましたが、現行ではみなし解散登記まで12年間のままになってしまうとのことです。ですが、実体のない会社のような場合は会社所在地の不動産所有権者にもこの登記を外せるような何らかの方法はないのか、必要だと考えたいとの見解です。また、実体のない会社の登記が合法かどうかにも疑問を感じます。	個人	法務省	会社等の登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができません。	商業登記法第14条	その他	会社の登記は、会社に関する事項を公示することによって取引の安全を図ろうとする制度であるところ、登記の効力を受ける当事者である会社が申請人であることが前提となっています。なお、裁判所は、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、利害関係人等の申立てにより、会社の解散を命ずることができます(会社法第624条)。		
259	令和2年11月24日	令和3年3月26日	年金に関する申請のオンライン化	現行、国民年金保険料学生納付特例申請や国民年金保険料免除・納付猶予申請等の申請は直接年金事務所又は各市区町村に提出するか、郵送で行うことになっており、この点をオンラインで申請が可能になるようにしてほしい。	現在年金ネットにて届書の作成は可能になっているが申請は直接年金事務所又は各市区町村に持参するか、郵送することになっている。私自身、付加年金の申込に届書を持参して市役所に行きかねた期間があった。年金制度はすべての国民に負担を求め、国民の理解の下に成り立つ制度であることと鑑みれば、理解のない人もより身近で、4種類の交付申請書類の仕様が揃ってほしい。それこそがオンライン申請であると考えています。また、近頃のコロナ禍の現状を鑑みれば郵送、届書の作成から申請完了までオンラインで完了する仕組みがあるべきだと考えます。	個人	厚生労働省	国民年金保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請等の国民年金第1号被保険者に関する申請・届書の手続きについては、一部の手続を除き、市区町村又は年金事務所の窓口にてお手続きいただくか、郵送による手続きが必要です。	国民年金法施行規則第77条、同第77条の4	検討を予定	国民年金第1号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行う予定としています。		
260	令和2年11月24日	令和2年12月16日	分筆登記申請手続について	実印の押印・印鑑証明書添付・自筆署名・土地境界確認書の添付を法務で義務付けている	1. 土地分筆登記申請手続きでは、実印の押印・印鑑証明書添付・自筆署名・土地境界確認書又は境界合意書が添付されていない書類を受け付けない。都道府県法務局がほとんどであるが、現状はそうでもない法務局もあり、全国一律ではない。まちまちである。 2. 土地分筆登記申請手続きでは書類に実印の押印が法定されていないこと問題がある。 3. 土地境界確認書又は境界合意書は、登記申請手続きでは法定の添付書面でないため、境界認定の証拠資料として重要であるが提供されていない。 4. 土地分筆登記申請手続きでは、認印の押印で良いことになっている。悪用の原因である。 5. 悪用を防ぐため、実印の押印・印鑑証明書添付・自筆署名・土地境界確認書「記載事項に不備がある」時などに登記官が現地へ赴き、関係人の立ち会いの下境界を確認し、当該申請の可否を判断することとされているが実際に行われていない。	個人	法務省	分筆の登記の申請を審査する際には、登記所において保管する資料、現地における境界標等の客観的事実のほか、客観的事実に関する証拠等を把握した上で境界を認定していること、法定の添付書面ではないものの、申請人と土地所有者等が境界の位置について確認したことを示す境界確認書が添付された場合には、登記官が境界を認定するための資料の一つとして取り扱うこととしています。		対応不可	境界は、国家が行政作用により定めた公法上のものであって、関係する土地の所有者がその合意によって自由に処分することができる性質のものであり、境界確認書は、登記官において境界を認定するために用いることのある資料の一つに過ぎません。また、境界確認書の取得には困難を伴うことがあり、分筆登記等の申請に際し、一律にこれを提出することを求めた場合には、円滑な不動産取引を阻害するおそれがあります。したがって御提案にあるような義務を定めることは相当でないと考えます。		
261	令和2年11月24日	令和3年5月11日	保育教諭の職務、職責の適正化について	現在、保育教諭は児童福祉施設、教育施設として、専攻の職能を持つ施設で働く専門職となっています。幼稚園教諭は教育職員料表で職務給として評価されています。しかし保育教諭となった現状は、行政職、教育職と各自治体で判断が分かれて、適切な職務の評価がなされていないか懸念です。公定価格に照らしても園の福祉職員料表が活用されているかと思えます。保育教諭、幼稚園教諭、保育士を統一した上で、専門職として職務、職責に合った評価がされるように、教育職員料表に統一すべきではない。	現在、保育教諭は行政職員料表で評価されている自治体があります。行政職が部長、課長、職員に応じて適切に評価されるのに対し、保育教諭は課長補佐、係長程度までしか評価されておらず、行政職員料表における評価の境界がある程度は確保されています。実際ある市では、市議が「この問題を部長まで引き上げるのはどうか」と質問したところ、行政側は「保育教諭に議会議決をすることがないことから、職務職責が部長と同様とは考えないが、前向きに答弁してまいりました。そこで、専門職の一つである教育職員料表と類似性があることから、そちらを適用し、公定価格の基準等にも活用することを検討しています。職務職責を適切に評価し、職務給の原則に従うことでモチベーション向上、専門職がより生き生きと働けるようにすべきかと思えます。地方自治体は国と対等して協力関係がありますが、一方で制度に関しては国が主導していることが多いです。現行10歳に準拠しております。	個人	こども家庭庁 文部科学省	認定こども園等に対する運営費補助の水準となる公定価格においては、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の人員について、国家公務員の福祉職員給与表を参照して算定した上で、累次の処遇改善を行っています。また、平成29年度から実施している処遇改善等加算IIIにおいては、主任保育士等の下でリーダー格の役割などを果たしている中堅の保育士等の専門性の向上を図りつつ、職務・職責を踏まえ、「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」等の職位を設けるとともに、これをキャリアアップの仕組みを構築する中で評価し、賃金水準を引き上げる取組を行っています。他方で、公立施設に勤務する保育教諭等の給与については、設置自治体において定められています。		現行制度下で対応可能	公立の認定こども園等の運営費については、平成16年から一律財源化されており、全額地方交付税措置が講じられていることから、公立の認定こども園に勤務する保育教諭等は地方公務員であることから、公立施設に勤務する保育教諭等の給与については、設置自治体において適切に判断いただきたいと考えています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
262	令和2年11月24日	令和3年4月14日	収入証紙の廃止促進	各種試験や運転免許の申請・高齢者講習などで使われている。収入証紙の取扱いが進まず、収入証紙による支払いをキャッシュレスに変えられるように条例を施行したにも関わらず、関係各所が変わらず収入証紙を提出しているため、せつめいの条例の運用が進んでいません。	キャッシュレスが進む中、「収入証紙」というアナログものを使用し続けるのは、利用者にとっても取り扱いをする企業や官公庁にとっても非効率であります。条例ができていないにもかかわらず、その促進が進まないのは、規制移行の弊害と思われま。例えば、収入証紙の制度さえなければ、各種試験の運転免許の申請や高齢者講習の受付もデジタルで受け付けることも可能になり、利用者の利便性や、取り扱いをする事務作業の簡略化、時間短縮につながります。コロナ禍においても、紙を捨てることは感染予防の機会を減らすことにつながります。また、各種試験会場や免許センターで起こっているような混雑の緩和につながることもできるのではないのでしょうか。	個人	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定により、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされており、地方公共団体の住民の要請等に応じて各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくことができます。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項	その他	制度の現状に記載のとおり、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされており、地方公共団体の住民の要請等に応じて各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくことができます。	制度の現状に記載のとおり、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされており、地方公共団体の住民の要請等に	ワーキンググループにおける取組方針
263	令和2年12月4日	令和3年1月14日	会社の情報開示義務の軽減のための法務省と金融庁の重複規制の解消	会社の情報開示規制は、法務省の会社法と金融商品取引法それぞれから二重に規制をかけているため、一方に寄せべき。	会社法と金融商品取引法とはそれぞれ目的は違いますが、どちらにも従わなければならない会社の負担に見合ったものである。実際に自分や自分の周りでも海外でクラウドファンディング、上場企業などについては金融商品取引法に一本化して、法務省の会社法は上場や米公開の会社に限るとした、二重規制の解消が必要。	個人	金融庁 法務省	法務省及び金融庁においては、平成27年から、内閣官房及び経済産業省と共に、いわゆる事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより容易に行うための検討を行い、例えば、事業報告等と有価証券報告書において、類似する項目や関連する項目について、異称を併用するなど、可能な範囲で共通化を図り、企業が法的に作成した開示書類をもとに、関係省庁において一体的開示書類の記載例を作成し、これを公表するなどの取組を行ってきたところであり(平成29年12月28日公表「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省))、同日公表「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」(金融庁、法務省)、平成30年12月28日公表「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」(内閣官房、経済産業省、金融庁、法務省)等参照)、このような関係省庁の取組により、現行法の下でも、いわゆる一体的開示を行うことが可能であることが示されています。	会社法第435条、第437条から第440条まで、第444条等 金融商品取引法第24条等	実行制度下で対応可能	今後とも、一体的開示に関する周知を行うと共に、このような取組みを行うような企業に対しては必要なサポートを行います。		
264	令和2年11月24日	令和2年12月16日	在米日本領事館への出生届提出の際の押印に関し	日本人を父または母として米国で出生した子は、日本国籍を取得するため、生後3か月以内に在米日本領事館へ出生届を提出する必要がある。国籍保留の届出を行う必要がある。国籍保留には出生届の「日本国籍を保留する」欄に署名・押印が必要であるが、この押印を廃止してほしい。	永住権を得て米国で暮らしているため、普段の生活で押印する機会が皆無であることから、米国にはハンコを持ってきていない、ハンコを日本から郵送してもらいたくも、現在日本郵政ではCOVID-19による影響で、2020年4月24日(金)から米国宛ての以下の国際郵便物の受付を停止しているため、日本の家族から荷物を送ってもらえない状況。 生後3か月を経過した場合には、出生届は受理されないから、生後3か月以内にハンコが入手できず、この国籍保留の届出が行えなかった場合、私の子供は日本国籍を取得することができない。もしこの押印が不要であればそのような状況に陥ることなく、出生届及び国籍保留の手続きが迅速に行える。	個人	法務省	届出人が印を有しない場合は、署名するだけで足りておられ(戸籍法施行規則第62条)、押印がされないことを理由として、出生届及び国籍保留届を含む戸籍の届出が受理されないということはありません。	戸籍法施行規則第62条	事業協議	制度の現状欄に記載のとおりです。		
265	令和2年11月24日	令和2年12月16日	IT-A技術を活用した旅客運送の規制緩和	近年、海外においてIT-A技術を活用したライオンズ(ライオンズ)が広く普及、先進国・発展途上国問わずの国で活用可能となっており、消費者は既存のタクシーと併せて移動手段の選択が可能になっています。国内でも旧態依然で前時代的な従来のタクシーだけでなく、海外と同レベルの移動手段を提案するように規制緩和を提案します。	従来のタクシーは現在のようなIT-A技術が無い時代に合わせた手段を用いて、当時としては高品質な旅客運送を実現しました。一方で近年登場したライドシェアはこれらの新技術を活用し、従来のタクシーよりも効率的で生産性が高いだけでなく、さらに高品質で高いサービスレベルの旅客運送が実現できます。ITやAI技術を活用した効率的な運用・上記による生産性向上、環境負荷低減、運賃の値下げ、相互評価による対消費者のサービス向上、乗務員の勤務環境向上、シェアリングエコノミーの促進、遊休資産の有効活用、地方における住民、観光客の互いの確保、ITやAI技術の開発促進、人材育成	CONCERGE SYSTEMS	国土交通省	番号67の回答をご参照ください		対応不可			
266	令和2年11月24日	令和4年5月19日	処方せん医薬品以外の医薬品の販売	処方せん医薬品以外の医薬品の販売を薬局で行えるように規制緩和を提案します。	薬をもらうだけの受診と違い、処方費の削減にも繋がる。スイッチOTCもあるが価格が高すぎるため、医師から処方してもらう方が患者の負担は安くなる。具体的には、アレグラX1(錠×53)28錠×1480、アレグラジェネリック(錠×15)28錠×428.4、その差額は¥1061.6、薬局で手厚料を取ったとしても確実に安く販売できる。医師は、不必要な処方箋を処方する者に対する責任を負う必要がある場合にも経済的な負担が増える。薬剤師が販売して、必要であれば紹介状を書いたり受診勧奨を行うことを義務とすれば良い。	個人	厚生労働省	処方箋医薬品以外の処方箋医薬品は、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものです。そのため、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、効能・効果、用法・用量、副作用の発生が予測、薬剤師などの専門家が判断・指導できる医薬品となつていないなど医療において用いられることを前提としており、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に用いて、正当な理由なく、販売を行うことはできません。なお、正当な理由以外の場合であっても、一般用医薬品の販売による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合などにおいては、必要な受診勧奨を行った上で、服薬指導や添付文書の添付等対応の上、必要最小限の数量に限り販売することが可能です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第46条第1項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
267	令和2年11月24日	令和4年11月11日	雇用保険受給の手続き(ハローワーク未所)	定年退職時に、雇用保険(失業保険)の最初の申請は必要かと思いますが、その後毎月2回ハローワークへ出向く必要があります。毎月失業認定申告書の提出(持参)は、郵送でも可能にして頂きたいです。あわせて、毎月2回の職業相談の証明印(ハローワーク未所)も省略して頂きたいです。	受給者がハローワークへ出向く(労力が軽減され、ハローワーク職員の大増減(減員)になると思っています。また、コロナ感染リスクの軽減にもなります。) (補足)実際の職探しは、ハローワークが構築されているWebサイトを用いて、自宅で充分検索できるので、ハローワークへの来所は不要です。	個人	厚生労働省	失業認定の手続きについては、雇用保険法第15条により、公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをしなければならぬことが規定されています。	雇用保険法	検討に着手	雇用保険の失業認定の手続きについては、早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、適切に給付を行うため、指定した日に出頭を求め、対面より十分なコミュニケーションを取っていただく取組を徹底し、取組活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があります。一方、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和2年3月より、本人又は同居の家族が高齢であることや基礎疾患を有するなどを理由に感染予防等の観点からハローワークへの来所を控えたい旨の申出があった場合には例外的に「郵送での証明認定」による失業の認定を行っています。また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)も踏まえ、雇用保険の受給関連手続きの在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに関する取組の進捗も踏まえながら検討する場を立ち上げ、客観的なデータに基づき、対応の方向性の検討を行うこととしています。	
268	令和2年11月24日	令和2年12月16日	【国土交通省(自動車関係)]自動車の登録について	自動車の登録制度を簡略化してはどうでしょうか。固有の財産とするための印鑑証明や原本の提出など不要にして、防犯等を目的とした登録制度や安全を担保するための車検制度のみを残すべきだと思います。また、事業用自動車の登録についても「事業用自動車連絡書」という職員の押印したものを提出するだけで済ませたいです。また、現在行われている、これを廃止する手続を電子化するべきだと思います。	自動車の登録の簡略化については、個人の財産に計上するという性質から、印鑑証明や原本など、自治体が発行する書類も必要となり、申請者に多大な負担を強いており、自動車販売業界にとっては労働時間の長期化や移動における労働生産性の低下の原因となっていると思えます。防犯や安全に關わる登録制度や車検制度は当然残すべきですが、登録手続きとナンバー発行の仕組みが異なっているため、簡便性を損なっているなど、改善すべき余地は多々あると思えます。事業用自動車の登録についても、同じ国土交通省の出発機関連とのやり取りにも関わらず、未だに紙に国土交通省の職員が押印したものを提出するとして、同じ国土交通省の別の窓口での手続きの必要書類として異なるなど、電子化が可能なかと思えます。以上、我が国における、以前からの主要産業である自動車販売等産業における労働生産性向上及び電子化による行政の簡略化やコスト削減、手続き短期間などを要望した関連産業の活性化の観点から、ご検討よろしくご願いたします。	個人	国土交通省	前段につきましては、自動車の登録制度は、その所有権の帰属を公証するための「民事登録」と、自動車の使用の安全等を把握するための「行政登録」との2つの面を持っています。このうち、「民事登録」については、自動車の高い資産価値に鑑み、登録により所有権について第三者への対抗力を付与することで、盗難や販売詐欺等の自動車所有に関するトラブルを防止し、私法上の自動車の取引の安全の確保を図っています。このように、自動車の登録は、所有権の帰属に直接影響するため、申請にあたっては、本人確認や事業関係確認に要する証明書類の添付が必要となっています。しかしながら、自動車登録のオンライン申請システムである「自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)」を適した申請を利用することで、これら証明書類(一部未対応のものがあります)を添付することなく、証明情報を電子的に提供いただくことで手続きが可能となっています。後段につきましては、現状、「事業用自動車連絡書」の取扱いは、紙による授受での手続きとなっています。	(前段)運輸連通推進法(昭和48年法律第18号)第4条、第5条 (後段)該法令なし	対応不可 (後段)検討に着手	前段につきましては、制度の現状欄に記載のとおり、「民事登録」におけるトラブル防止の役割を踏まえること、ご提案のように防犯等を目的とした登録機能や安全を確保するための車検制度のみを残すのではなく、引き続き現行制度を維持することが適当と考えられます。しかしながら、申請者の負担軽減のため、オンライン申請等手続きの簡略化について検討を続けていきます。後段につきましては、申請者の負担軽減を図るよう、「事業用自動車連絡書」の電子化も含めた取扱いの効率化について検討を進めます。	
269	令和2年11月24日	令和2年12月16日	NHKスクランブル化について	国民が希望しているのは多くの人が必要のないNHKのスクランブル化です。菅総理は携帯電話で下付にやっつきですが、こちらの方がよほど家計の負担は減ります。携帯電話があればNHKは必要ないと多くの国民が多額だと思います。NHKスクランブルのテレビで支払いが必要という言いがかりで、最初から国民が選択出来るように是非改革への検討をお願いします。	菅総理の携帯電話下付発言によって大手3社の株価は今年年初末高値から9/18の終値ベースで、GPIF2020年3月末時点携帯大手3社(docomo,KDDIソフトバンク)保有株数で試算すると、2,487億円目減りしている。我々の年金がこれだけ減っているわけです。携帯電話はCMVNOで変わっているため、それよりもNHKスクランブル化により月額3,395円の家計負担減の方がありがたい。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割に及ばないものであると考えます。	
270	令和2年11月24日	令和2年12月16日	NHKにスクランブル化を導入	NHKにスクランブル化を導入し、NHKを契約で地上波のみの契約で12か月前払で年間13,990円、BS契約で年間24,770円で、家計の大きな負担になっているからです。また、年金事務所や区役所も別の場所へありバスで移動。公的手続き以外でも死亡に關わる届け出(借帯解約、銀行口座解約)などで必要な書類もその書類を取るのにまたお金もかかります。高齢者の視力低下は身体的なことでも無理です。私も仕事があり、全ての手続きが完了するまで1ヶ月以上かかりました。父が亡くなってから半年たちますが不動産登記の手続きにはまだ着手してません。司法書士などに依頼するとお金もかかります。なかなか行動に移せていません。経済的なことは私はあまり考えませんが、書類簡素化、人的労力を考えれば死亡した場合は手続き窓口も総括して出来るようにしたいと思っています。	NHK受信料は地上波のみの契約で12か月前払で年間13,990円、BS契約で年間24,770円で、家計の大きな負担になっているからです。また、年金事務所や区役所も別の場所へありバスで移動。公的手続き以外でも死亡に關わる届け出(借帯解約、銀行口座解約)などで必要な書類もその書類を取るのにまたお金もかかります。高齢者の視力低下は身体的なことでも無理です。私も仕事があり、全ての手続きが完了するまで1ヶ月以上かかりました。父が亡くなってから半年たちますが不動産登記の手続きにはまだ着手してません。司法書士などに依頼するとお金もかかります。なかなか行動に移せていません。経済的なことは私はあまり考えませんが、書類簡素化、人的労力を考えれば死亡した場合は手続き窓口も総括して出来るようにしたいと思っています。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割に及ばないものであると考えます。	
271	令和2年11月24日	令和3年4月26日	死亡後の続手統一化	死亡届を提出後の手続き(住民票抹消、世帯主交代、葬費費請求、介護保険費喪失、葬費支給係、遺族年金等)を揃けて一括で出来るように	父が死亡した際、区役所で手続きが多すぎると感じました。区役所内の担当部署を行ったり来たり。また、年金事務所や区役所も別の場所へありバスで移動。公的手続き以外でも死亡に關わる届け出(借帯解約、銀行口座解約)などで必要な書類もその書類を取るのにまたお金もかかります。高齢者の視力低下は身体的なことでも無理です。私も仕事があり、全ての手続きが完了するまで1ヶ月以上かかりました。父が亡くなってから半年たちますが不動産登記の手続きにはまだ着手してません。司法書士などに依頼するとお金もかかります。なかなか行動に移せていません。経済的なことは私はあまり考えませんが、書類簡素化、人的労力を考えれば死亡した場合は手続き窓口も総括して出来るようにしたいと思っています。	個人	デジタル庁	番号225の回答をご参照ください。				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
277	令和2年11月24日	令和3年5月24日	年金受給者の申告書について。	年金受給者は、扶養親族申告書と現況届を提出する必要がありますが、年金機構からの送付、受給者からの返信を行なっています。なげ年2回も同じ事をする必要はあるのですか？年金(年金)の無駄遣いと思いませんか？厚生省の既得権益、郵政省の利益のためですか？全く持って税金の無駄遣いです。マイナンバーカードに一回も申請せずばい。税金の無駄遣いをなくしましょう！	手紙のやり取りをなくし、マイナンバーカードを利用し、各家庭でマイナンバーの読取機で処理を行い、行政書類を無くする方向でデジタル化を強力に進めてください。今の時代に、封書、手紙のやり取りで申告書作成などありません。行政改革のスピードを速め、規制改革促進、既得権益の壁をぶち壊してください。	個人	厚生労働省	国民年金法施行規則第18条、第18条の2、厚生年金法施行規則第25条、第25条の4、所得税法203条の4	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
278	令和2年11月24日	令和2年12月16日	社員住民税の支払いにおける申請作業の効率化及び無駄の削減の要望	●毎月支払う社員の住民税について 1) 普通徴収から特別徴収への切替及び特別徴収からの普通徴収への切替時申請書の紙、郵送の仕組みを無くす。すべてペーパー統一されたWEBページから、ネット上で申請完了。 2) 毎月銀行窓口にて納付書で支払う社員の給与明細を、ネットバンクから利用手数料を支払って振込も方法があるが、エルタックスや銀行のシステム利用手数料は毎月の利用料が高額。銀行から数十名の社員数ならば前額になるお勤めにならないとわかる。銀行のシステムは毎月の利用料が高額。銀行から数十名の社員数ならば前額になるお勤めにならないとわかる。エルタックスは毎月、納期、この住民税支払いのために会社に出社しなければならない。公共料金のように口座振替やクレジット(手数料なし)が簡単にできるよりにしてもらいたい。本来自治体からやるべき作業を会社に押し付けられているようではないかと不愉快。	1) 社員が新しく入社する度に、対象の自治体のHPページにアクセスし、そこから申請書を入力したリダウンロードして申請書を作成及び郵送しなければならない。また退職すれば、異動届を同様の作業で郵送しなければならない。これだけでもかなりの手間、手続きを失念してしまうこともある。さらに、申請も、毎年5月になると各自治体から一斉に納付書が郵送で届き、本人へ渡さねばならない年間の住民税額も郵送したりしなければならない。この一連の郵送対応をすべてペーパー化して欲しい。前電印印のために出社しなければならない(郵寄と同様に郵送物を確認するために出社しなければならない)状態を無くしてほしい。 2) 毎月、社員数分の納付書窓口もっていく。処理しなければならないことがかなり手間。銀行も忙しいと経路を分ける。状況によっては、すぐの処理ができないため数時間後に再度来店してほしいと言われ、2度来店する手間がある。銀行も会社も自治体の処理で振り回されている。これを解決するためには、エルタックスや銀行のシステム利用手数料を支払って振込も方法があるが、エルタックスは毎月、納期、この住民税支払いのために会社に出社しなければならない。公共料金のように口座振替やクレジット(手数料なし)が簡単にできるよりにしてもらいたい。本来自治体からやるべき作業を会社に押し付けられているようではないかと不愉快。	民間企業	金融庁 総務省	【金融庁】 法人が行う社員住民税支払いを銀行がサポートするサービスも含め、金融機関が顧客に提供するサービスの利用時は、各金融機関がその経営判断に基づき設定しています。個々の契約の内容については、金融機関と利用者との間で決定されるべきものと考えます。 【総務省】 1) 「新規採用等に伴う普通徴収から特別徴収への切替えや、特別徴収をしていた従業員が退職した際に定められている手続については、書面により提出する方法のほか、すでにeTAXにより電子的に行うことが可能です。 2) 地方税法 1) 地方自治体、地方税法施行規則 2) 地方税法	【金融庁】 事業承認 【総務省】 1) 現行制度下で対応可能(一部、検討に着手) 2) 検討を予定	【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【総務省】 1) 「新規採用等に伴う普通徴収から特別徴収への切替えや、特別徴収をしていた従業員が退職した際に定められている手続については、すでにeTAXを利用することで手続はワンストップで完了し、紙の申請書の記入及び郵送は不要です。 特別徴収税額通知(納税義務者用)については、eTAXを用いた電子化に向け、現在、与党の税制調査会でも議論いただいているところであり、具体的方策や実施時期等について、令和2年度中に結論を得る予定でです。 2) 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムにおいて、個人住民税の特別徴収分を含めた主として法人向け税目について全ての地方自治体で電子納税が可能となり、その利用の促進の納税者が負担する手数料については無料となっています。同システムの更なる利用促進のため、納税者の利便性向上について、ニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。		
279	令和2年11月24日	令和3年4月16日	マイナンバーカード更新のWeb対応	全国民に配られた、10万円をマイナンバーカードで申請しましたが、その際デジタル証明書のパスワードに5年(誕生日5日)の期限がある事を知りました。家の中で期限切れになっていたのですが、更新のWebで対応したいのですが、更新のWebでは住所の正確さと合わせて、全く便利感が感じられない、マイナンバーの住所に正確に届いた。老人や住所から遠い人は更新にはいかないのではいかと思います。	マイナンバーカードには、2種類のパスワードがあります。マイナンバーカードのパスワード更新は、Webから行うように更新してほしい。またパスワードの更新が少いため有効期限の存在が分かっていないのですが、健康保険証、免許証との連携を今後目指すのであれば、Web更新は必須。運転免許証の更新と並行して検討、講習など不要となるマイナンバーカードには更新の簡便化が望まれると思います。	個人	総務省	電子証明書の有効期限は、発行から5日目の誕生日までとなっております。 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認定業務 13条、第49条	対応	電子証明書の有効期限については、有効期限を長期化すれば、計算処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、署名の安全性が低下するところから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5日目の誕生日までとしております。有効期限の3ヶ月前から更新の申請が可能となることについては、カード交付時や電子証明書発行時に配布している「利用のご案内」等において周知をすることについては、更新の申請が可能となるタイミングで、地方公共団体情報システム機構から、有効期限のお知らせを送付しています。 電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等に付随する状況、技術開発の進捗等を踏まつつ、引き続き検討しています。 なお、発行負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局で電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたところがあります。		
280	令和2年11月24日	令和2年12月16日	外国人雇用の職制適用規制の拡充。	国内では職制により雇用不足が深刻化しております。規制緩和にて外国人雇用の活用も進捗になってきたのですが、しかし職制によってには抜けない規制があります。時代と共に外国人雇用の活用を必要とする職制も変わって来り、実際にあった外国人雇用の活用をおし。	コロナ禍の後を考えた時に、また人手不足がよみがえります。これからの日本では少子化はさらに深刻になり、自然政策的な施策を期待したとしても即効性は薄いのでは無いでしょうか。職制により外国人雇用は規制も大分緩和されております。しかし時代に沿って深刻な人手不足が生じる業種も多々あり、私は大手鉄道関連の下請けをしております。貴社の御関係先様でございますが、貴社に直接訴求する作業は人手不足を補完するために業務を担いでいるお仕事を、しかし外国人雇用は鉄道関連が作業従事者に適用とされております。職制適用という規制があるため、私達は日本に居るスキルを向上を強く義務付けさせていただきます。いつかの要請に外国人雇用適用を講じ、人への投資として得られたいです。鉄道工事は極めて社会的な仕事で有ると考え、日本人でなければ外国人も当然に雇用する際には差別する事はないと思いますが、人手不足が解消しても鉄道の方で仕事が確保せしめ会社を続けて行く事もどうも鉄道工場の外国人雇用規制の見直しを求めるものであります。鉄道管理は絶対に手を緩く事は出来ませんし、このままでは人手不足による会社解散もあり得る時代になりつつあります。	株式会社 法務省 厚生労働省 国土交通省	外国人が我が国に在留するに際しては、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第一の二、二及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第一の在留資格を除く。) また、就労活動ができる在留資格の許可事項については出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)において定められています。	対応不可	御要望の鉄道工事に係る外国人の受入れについては、ニーズの把握や対象業種の専門性の有無、受入れが与える経済的効果等の検証はもろろんのこと、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響など、幅広い観点からの検討が必要となります。 今後、鉄道工事に限らず、暫定的に外国人を受け入れようとする場合にこうした検討が行われていくのであり、まずは業界として十分な議論を行ったことが必要と考えています。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
281	令和2年11月24日	令和2年12月16日	役所への縦割り(本籍地)	マイナンバーカードを作ったら、本籍地へ出向かなくても職割りの役所で以前の全ての戸籍が出せるようにしてほしい。 ・手書きからパソコン入力に変更したリ ・意味での国民へのサービス ・マイナンバーカードの普及につながる	女性は昔、結婚すると本籍地が変わります。しかしながら本籍地を変えると、以前の本籍地へ出向くか、非常に危険な郵送という手段で手続きが取れません。郵送は非常に危険です！ このデジタル社会にはこれはないと思います。はっきり言って、マイナンバーカードを作るメリットがない今、こういった本籍地に出向かないと以前の戸籍がとれない等の非常に不便なシステムを、マイナンバーカードを作ることによって解消されるなら、私なら作ります。マイナンバーカードで、送る送るの郵送もなくなった実用上のメリットの方がずっとありがたいです。 公務員の方の考ええるサービスは、なぜか自分たち都合の良いことばかり。 役所は、一体何のためにパソコン入力したのやら。 ちなみに、昔の手書きの本籍地を出さずとしたら、情報そのものを失っている自治体があり、非常に驚きました。ズサンもいいところです。 公務員は、税金からお給料ももらっています。それは、国民のためにサービスするために存在しているからです。それなのに、パソコンで除したからあんなの邪魔くさいんですか？ 一体、一国民の人生をなんだと思っているんでしょうか？ こんなことだらけで横柄です。マイナンバーカードを作り直してください。	個人	法務省	戸籍謄抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められています。なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管理する各市区町村長の判断によることとされており、令和2年11月現在639の市区町村で導入されています。	戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍は除かれた戸籍を取替えることができるようになります。		
282	令和2年11月24日	【厚生労働省】 令和5年9月17日 【総務省・財務省】 令和2年12月16日	行政ごとの法人番号付与の廃止希望	税務署、都道府県、市町村への税務申告時に記載が求められる提出先ごとに独自に付与された番号を廃止し、13桁の法人番号(個人の場合はマイナンバー)で統一する。 また、総務行政以外にも、年金事務所や労働局、ハローワークなどが付与する番号もそれぞれ独自のものになっているが、それぞれで法人番号(個人の場合はマイナンバー)で統一する。	現在、法人には13桁の法人番号、個人には12桁のマイナンバーがもたれ付与されています。しかし、税務署、都道府県、市町村においてそれぞれ独自の管理番号が付与され、管理されています。また、年金事務所や雇用保険においても、独自の番号が付与されています。これを念入りに法人番号で統一すれば、納税等の登記情報も共有されますし、他省庁との連携も容易化されると思えます。その一方で、デジタル社会にはこれほどは必要ありません。データベース化を進めていっても、さまざまな行政シーンにおいて、独自の番号が付与されているよりも、法人番号(又はマイナンバー)で一気通貫している方が、作業ミス・ズルに行かれますので、行政における業務効率化の観点から進めていただきたい所存です。	個人	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方団体においては、マイナンバーや法人番号を用いて名寄せや申告書との突合を行うことにより、所得把握の正確性を向上させ、適正・公平な課税に努めています。 一方、内部の業務処理を行う上では、納税ごとにマイナンバーや法人番号とは異なる独自の番号を設定しています。 【財務省】 国債行においては、マイナンバーや法人番号を用いて法定課税の名寄せや申告書との突合を行うことにより、所得把握の正確性を向上させ、適正・公平な課税に努めています。 一方、内部の業務処理を行う上では、納税ごとにマイナンバーや法人番号とは異なる独自の番号を設定しています。 【厚生労働省】 ハローワーク関係) ハローワークでは、人事労務管理等を行う事業所を単位として求人履歴、職業紹介の履歴、相談・指導履歴等を管理しているため、求人事業所に番号を付与しているところですが、法人番号等よりも同じ企業別の求人事業所の情報を提供し、業務横断的に利用・管理することで、別の業務情報へのアクセスを容易にし、業務を効率化しているところですが、また、雇用保険法施行規則第3条において、適用事業の事業主は、雇用保険法の規定により行うべき被保険者に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならないこととされています。加えて、被保険者ごとに雇用保険被保険者番号を付与し、被保険者期間等の管理を行っています。(労働保険関係) 労働保険においては、場所の独立性、事業の種類、常時雇用労働者数、事業の有期性の有無等、法人単位は異なる観点で事業の適用単位を判断し、事業の適用単位ごとに被保険者が成立します。また、内部の業務処理を行う上では、保険関係ごとに法人番号とは異なる独自の番号の付与を行っています。(年金関係) 厚生年金保険は、原則として法人単位ではなく、事業所を単位として適用しており、適用事業所ごとに記号番号を付与しています。一の適用事業所とする単位については、被保険者の身分関係、指導監督、人事・労務の管理状況等を基に社会通念上決定することとしております。適用事業所には、法人の事業所の他、常時個人以上の従業員を雇用する個人事業所も含まれます。なお、人事・労務の管理等を本誌で一括で行っている場合は、厚生労働大臣の承認を受けて複数の事業所を一の適用事業所とすることができ、この場合は、法人単位で一つの適用事業所とすることも可能です。	【総務省・財務省】 なし 【厚生労働省】 なし 【労働保険関係】 労働保険関係の被保険者 被保険者に関する法律 労働保険法(労働保険関係) 労働保険関係の被保険者 労働保険関係に関する法律 (年金事務所関係) 厚生年金保険法 (労働保険関係) 労働保険関係においては、制度の運用に当たり、適用単位の事業ごとに事業の種類等を正確に把握する必要がありますことから、付与の単位が大きい異なる法人番号による統一は困難です。 さらに、法人番号が付与されていない個人事業主等についてマイナンバーで管理することについては、マイナンバーと紐付いている住所と、事業を行っている事業所所在地とは多くのケースにおいて異なっているなど、効率的に情報を管理することが困難であることから、これに統一することは困難です。 (年金事務所関係) 厚生年金保険においては、被保険者となるために勤務時間や報酬等の要件があることから、これらを把握するために法人単位ではなく、労働管理を行っている事業所単位で適用事業所とする必要があるため、法人番号に統一することは困難です。 また、個人事業主については、事業主のマイナンバーと紐付いている住所と、事業を行っている事業所の所在地と多くのケースにおいて異なっていることから、個人事業所の管理をマイナンバーに統一することは困難です。	【厚生労働省】 求人事業所に統一してですが、制度運用の番号については、各業務を遂行するにあたり必要な情報を含むものがあり、法人番号に統一することはできません。 また、雇用管理関係においては、制度の運用に当たり、被保険者や雇職者の勤務形態を正確に把握する必要があることから、雇用管理単位である事業所に事業所番号を付与し、管理しているため、付与の単位が大きい異なる法人番号による統一は困難です。 さらに、法人番号が付与されていない個人事業主等についてマイナンバーで管理することについては、マイナンバーと紐付いている住所と、事業を行っている事業所所在地とは多くのケースにおいて異なっているなど、効率的に情報を管理することが困難であることから、これに統一することは困難です。 (労働保険関係) 労働保険関係においては、制度の運用に当たり、適用単位の事業ごとに事業の種類等を正確に把握する必要がありますことから、付与の単位が大きい異なる法人番号による統一は困難です。 さらに、法人番号が付与されていない個人事業主等についてマイナンバーで管理することについては、マイナンバーと紐付いている住所と、適用単位の事業の所在地とは多くのケースにおいて異なっているなど、効率的に情報を管理することが困難であることから、これに統一することは困難です。 (年金事務所関係) 厚生年金保険においては、被保険者となるために勤務時間や報酬等の要件があることから、これらを把握するために法人単位ではなく、労働管理を行っている事業所単位で適用事業所とする必要があるため、法人番号に統一することは困難です。 また、個人事業主については、事業主のマイナンバーと紐付いている住所と、事業を行っている事業所の所在地と多くのケースにおいて異なっていることから、個人事業所の管理をマイナンバーに統一することは困難です。			
283	令和2年11月24日	令和2年12月16日	災害時における避難所への電源供給	国土交通省が所有している建設機(トラック、本車、ポンプ車などの発電機)から避難所などの主幹線への電源供給を、電気事業法を定めて頂きたい	建設機種の発電機から建造物の主幹線へ接続する場合、電気事業法における発電設備という位置づけとなり、電気主任技術者の専任が必要となります。 また、建設工事を行うためには電気工事士の免許が必要です。 しかしながら、夏場など停電でエアコンも使えず暑さや寒さで人が亡くなる様で、屋間の出番がない照明車や水が引いたなどのポンプ車が待機していることが多々あります。 ここで電っているだけの発電機があれば、暑さや寒さで人が亡くなることや医療機器を使えず命に影響がでしてしまう、携帯に充電ができずに不安を抱えている方々を救うことができます。 もちろん、コンセント経由での供給は可能ですが200W程度の供給しか出来ない100Vコンセントでは、避難所全体を救うことができません。 平常から電気主任技術者を専任しておかれるには、負担設備となる避難所の把握も必要となりますが、災害時はどなたでもなるか分かります。また金庫から取戻も来ます。 国土交通省からお願いをしていますが、電気事業法にもとづく手続きが必要という回答しかなく、「法令違反となるのでやらないように」という指摘しか出来ない状態です。 電気事故の可能性も捨てられず、安全性優先な判断であることも理解できますが、目の前で熱中症や医療機器の電源不足で生命の危機になる方がいる、ということを解用しなければいけないと思います。 例えば、危険な現場での整備、事前調査しておくことによる包括的等、国交省と産産省での事前調整はできないものではないでしょうか。	個人	経済産業省	出力10kW以上の電源車を避難所に接続する場合は、主任技術者の選任と保安規程の届出が必要となります。		非常時の移動用発電設備による主任技術者の選任と保安規程の届出が必要となります。 【(令和2年9月1日発出)】 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo_electric/detail/hijouidouyou.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo_electric/detail/hijouidouyou.html</a>	現行制度で対応可能	災害等における電力会社以外の方が有する移動用発電設備による避難所等への電力供給が円滑に行えるよう、移動用発電設備の使用場所の変更等に係る保安規程の変更や主任技術者の選任等の手続きが不要となること(明細)については、国土交通省のホームページ「非常時の移動用発電設備による主任技術者の選任について」(2020年9月改正) <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo_electric/detail/hijouidouyou.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo_electric/detail/hijouidouyou.html</a>	
284	令和2年11月24日	令和2年12月16日	建設現場における資格	現在、建設現場において複数の資格が存在しています。その資格は、認定者及び厚労省制の資格で交付されます。その中には、内容が重複可能なものが多くあります。どちらの資格を持ってれば、その業務が実行できるかという点で考えています。	例、施工管理士(認定者資格)と職長教育(地山掘削士制(厚労省資格)などが、内容が重複している。重複している内容があるのに新たに資格を取ればいけないのは、時間及び金銭的に負担が大きい。内容が重複しているれば、人的コストが減少し、労働人のコストを多少なりともカバーできる。また、資格取得のコストが削減、企業及び個人の負担が減少する。(資格取得は個人負担の場合が中小企業では多く見られる。)	個人	厚生労働省 国土交通省	例に挙げられている各資格の目的、次のとおりであり、それぞれの目的に応じて、求められる能力及び必要な教育内容を規定しています。 (施工管理士) 監理技術者等として、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の建設上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行うための資格 (職長教育) 作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全又は衛生のため、作業方法の決定及び労働者の配置に関する事項、労働者に対する指導又は監督の方法のほか、労働災害を防止するために必要な事項を教育すること (掘削面の高さ2メートル以上の掘削(すい道及び立及て杭以外の坑の掘削を除く)の作業等の作業主任者) 労働災害を防止するための管理を必要とする作業に従事する労働者の指導等を行わせるために必要な事項を教育すること	建設法第27条 建設法施行令第34条 労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法第16条 労働安全衛生法第10条 労働安全衛生規則第4条 地山の掘削及び土留め工事の電力主任者技能講習規程第4条	例に挙げられている、施工管理士、職長教育、地山掘削及び土留め支援作業主任者技能講習については、それぞれの制度の目的及び必要な知識等が異なるため、それぞれ取捨していただく必要があります。ただし、作業主任者技能講習で一定の資格を有する場合には講習科目の一部の免除を受けることが可能となっており、例えば、地山掘削及び土留め支援作業主任者技能講習では、建設法施行令第34条に規定する土木施工管理技術者に合格(施行管理技術士の要件)した者は、講習科目の一部の免除を受けることができます。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
285	令和2年11月24日	令和3年3月26日	発電用ボイラ及び非発電用ボイラの非効率性について	日本には、通商産業省管轄の発電用ボイラと厚生労働省管轄の非発電用ボイラの種類が存在します。発電用ボイラではASME(アメリカ機械工学会)及び日本の電気事業法を満たす必要があり100%のASME規格適用は認められていませんので、発電用ボイラは海外の製造者にとっては非課税国となっており、非効率性が高まっています。一方で、非発電用ボイラについては100%ASME規格適用が認められていますが、厚生労働省下の各都道府県の労働局により法・規格・基準に対する解釈の相違があり、また一部都道府県では日本ボイラ協会工業課を委託していますが、そうでない自治体もあります。通商省ボイラがASMEでの輸入が認められれば海外のボイラ製造業者にとって日本市場へ参入しやすくなり、コスト削減が期待できます。また、厚生労働省ボイラでは事前の労働局とのすり合わせが必要になります。	個人	厚生労働省 経済産業省	労働安全衛生法の適用対象となるボイラを海外から輸入する場合には、大臣の登録を受けた登録製造時等検査機関による使用検査(※)を受けなければなりません。使用検査では、ボイラ構造規格への適合を確認します。ボイラ構造規格には、国産を定める規定のほか、当該規定に適合しないボイラのうち、国際規格等に基づき製造されたものであって、都道府県労働局長が当該規格に適合するボイラと同等以上の安全性を有すると認められたものについて、当該規定に適合しているとみなす適用の特例を定めています。当該特例の適用については、ASME規格に基づき製造されたボイラも含め、適宜により都道府県労働局に示すとともに、必要に応じて本省への協議を求めると併せて一斉的な運用に努めています。 ※ 使用検査は登録製造時等検査機関が実施するものですが、当該機関が検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったときには、都道府県労働局が実施できます。	労働安全衛生法第38条第1項 ボイラ及び圧力容器等製造業に関するボイラ構造規格第86条	現行制度下で対応可能	当該特例の適用については、ASME規格に基づき製造されたボイラも含め、適宜により都道府県労働局に示すとともに、必要に応じて本省への協議を求めると併せて一斉的な運用に努めています。		
286	令和2年11月24日	令和3年3月26日	公的年金等の申請・届け出額のネット処理	年金受給者の扶養親族等申告書を毎年日本年金機構から送られてくる。内容は極めて簡単に提出日と名前を書くだけで、あとは前年までの内容の確認だけである。この簡単な一致の書類を同時に封筒に入れ、わざわざ封筒の印手を貼ってポストまで出しに行かなければならない。確定申告は毎年自宅のパソコンを使ってマニピュレーターで本人認証した上で電子申告しており、実に簡単に申告できる。それなのになぜ年金還付はこれできないのか。日本年金機構関連の手続き・届け出額は非常に多く、全てが紙ベースで役所に出向いて提出するか、あるいはわざわざ印手を貼って郵送しなければならぬ。今回の提案内容は改善すべきほんの一側面ではない。公的年金の対象が高齢者(あるいは障害者)であることを考えれば極めて利便性が悪い。また役所でも提出された多数の書類をミスなく処理するのは膨大なマンパワーコストが発生する。そもそも高齢者の多い日本で、かつデジタル化へのハードルが高い高齢者に対して公的年金還付をデジタル化することは、日本全体のデジタル化を促進する上で絶対的に行わなければならない。また年金関連のミス発生防止およびコスト削減に対して極めて有効である。さらに高齢者を半強制的にもデジタル化に対応できるようにすることは、社会全体のキャッシュレス化や医療デジタル化等の促進に資するはずである。	個人	厚生労働省	一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を提出することにより、配偶者控除等の所得税控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。 この扶養親族等申告書や各種申請書などについては、電子申請による手続きを可視化しています。	所得税法第203条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
287	令和2年11月24日	令和3年11月4日	自動車登録手続きの一元化、オンライン化	自動車の登録、車庫証明申請、自動車納税申請を一元化する。また、出張、紙申請の原則をオンライン化、郵送可能とする。	車の登録関係は同様ですが、各種関係者、その新規となる車庫証明は警察で、平日動の人は何回も休まないで完了しません。しかも紙で窓口提出が前提になっています。特に、登録地が変わる住所変更は元々都道府県税の手続きで告知、変更したいのでできないことになっています。そのため、自動車の納税対応は住所変更して、登録変更していない旨が複数発生して、登録変更、車庫証明の手続きが履行されていない自体が常態化しています。オンライン申請の拡充もそうですがワンストップでの対応ができるといいと思います。ナンバープレートの交換も郵送や民間施設を活用すればできるはず。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	【総務省】 自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続き(検査登録、保管場所証明、自動車納税)が一元化されており、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続き・手数料の納付をインターネット上で、一括で行うことが可能となっています。 【国土交通省・警察庁】 自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続き(検査登録、保管場所証明、自動車納税)が必要となっており、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続き・手数料の納付をインターネット上で、一括で行うことが可能となっています。また、申請者に交付される保管場所標章や自動車検査証、ナンバープレートについては、警察署、運輸支局等窓口において、受け取っていただく必要があります。	【総務省・国土交通省・警察庁】 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第15号)第6条第1項、自動車保有関係の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項、道路運送車両法(昭和25年法律第165号)第4条第1項、道路運送車両法(昭和25年法律第165号)第11条第1項	【総務省】 自動車納税については、制度の現状に記載のとおり、インターネット上で各種行政手続きを一括で行うことが可能となっております。 【国土交通省・警察庁】 自動車検査証については、令和4年度から(軽自動車は令和5年度から)電子化を実現することにより、引き続き、自動車OSSについて、利用者利便の向上を図るため、関係省庁、関係機関との調整を行い、保管場所標章やナンバープレートの交付時の負担軽減についても検討して参ります。		
288	令和2年11月24日	令和5年4月26日	オンラインによる住民票等の取得	マイナンバー活用し、住民票や戸籍原本の申請や取得、婚姻届等の提出、氏名の変更などができると嬉しい。	土日休みや取得する地域が今住んでるところと離れているため取得に時間がかかる	個人	総務省	マイナンバーカードを取得済みの方において、居住地の市町村(戸籍証明書の発給は本籍地の市町村)がコンビニエンスストアにおける住民票等の写しや戸籍証明書の自動交付サービス(OSS)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取ることができ、令和5年4月1日時点で1,190市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっております。				
289	令和2年11月24日	令和3年11月4日	車庫証明申請の完全デジタル化	車庫証明申請と車の登録をワンストップでできるOSSというデジタル申請がありますが、実際は申請が複雑で、さらに車庫証明と車登録の書類を揃えてもらおうとすることができません。また上記でも触れていますが、現在はネット時代で遠方のお客様がネットで車を購入し、その際に遠方の該当する警察署に申請と受け取りのために二回訪問する必要があります。この時間が無駄で、他の仕事ができない又は滞ってしまい、売上げに影響することがあります。車庫証明の申請をデジタル化し、さらに自分の最寄りの警察署で受け取れるようにできれば、生産性が格段に上がり、所得と納税額の増増ができてと考えています。また、受け取りも電子で受け取れば楽なはずです。その売買はネットで遠方でも取り寄せるのに、行政手続きは窓口申請で、しかも遠方でも該当する窓口におわざわざ行く必要がなくなればいいですね。ネットによって大変不便です。行政手続きが必要なモノの売買について、もっと身近で簡単に手続きできるようにしないと、行政手続きが国民生活を阻害しているのではないかと思います。	個人	警察庁 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号、以下「保管場所法」という。)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和25年法律第165号)第4条に規定する部分、同法第12条に規定する部分(使用の本籍の位置の変更に係るものに限る。)、又は同法第13条に規定する部分(使用の本籍の位置の変更を伴う場合に限る。))を受けようとする者は、当該行政に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。))を提出しなければならないこととされている。また、保管場所法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書は、証明書を交付したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされているが、証明書の交付に際しては、自動車の登録手続や自動車納税に係る手続きを一括して、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっています。	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項、道路運送車両法(昭和25年法律第165号)第4条第1項	検討に着手	自動車保有関係手続きのOSSは、従前では、自動車の登録手続、保管場所証明手続、自動車納税に係る手続きをそれぞれの窓口で別々に申請を行っていたものを、オンラインで、基本的に1回の入力作業で一括して行うことにより、申請者の負担軽減を図るというメリットを有しております。他方、従前所収費の交付については、申請者の負担軽減を図るため、郵送による対応が可能が検討してまいりました。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290	令和2年11月24日	令和3年5月9日	各種不動産の相続	1. 森林(不動産)を取得した場合、森林法により、市町村長へ所有者変更の事後届出をしなければなりません。 2. 農地を相続した場合、農地法により農業委員会へ届出が必要で、上記1、2とも、不動産の相続登記の一手を横につないでほしいだけではないでしょうか？	上記については不動産登記の定義変更を義務化するのが先か加れません。農地については、農地法により、市町村長へ所有者変更の事後届出をしなければなりません。農地法により農業委員会へ届出が必要で、上記1、2とも、不動産の相続登記の一手を横につないでほしいだけではないでしょうか？	個人	法務省 農林水産省	1 平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合は、市町村の長が把握できるよう、市町村の長への届け出が必要となっています。 2 農業委員会の許可を要しない相続による農地の権利移転について、農業委員会が把握できるよう、農業委員会への届け出が必要となっています。	1 森林法第10条の7の2 2 農地法第3条の3	その他	1 御指図の新たに森林の土地の所有者になった場合の市町村の長への届出については、森林法に基づき適切に伐採及び収穫後の造林が行われていない場合の造林命令等の森林を適切に整備・保全する諸制度を併用・実効するため設けられた制度です。 2 農地の相続が生じた場合には、権利移転に係る農業委員会の許可を不要とする一方で、地域における農業継承などを円滑に実施するためには、農地の権利移転を確実に把握する必要があることから、相続の事実を届出していないで仕舞いしています。 3 現在、法制審議会において不動産の相続登記等の義務化等と内容とする不動産登記法の見直しに向けた調査審議が行われており、その検討状況を踏まえつつ、森林の所有者変更や農地の相続の届出への不動産登記の情報の活用を検討していく考えです。	
291	令和2年11月24日	令和2年12月16日	測量士と土地家屋調査士の業務問題	国土交通省の国土の基礎整備の技術者としての測量士資格と、法務省所管の国民の権利を明確化に寄与する土地家屋調査士資格があります。両資格とも、測量するという点に関しては、同じであります。測量自体の目的(測量士の作る用地測量は、公有地界をはっきりさせる。土地家屋調査士の作る登記のための測量は、官公署の所有する土地を登記する)が違います。現在、神奈川県整備部用地課の委託においても、測量士が測量した用地測量成果があるからと、長年(わたり)、土地家屋調査士が嘱託申請の依頼があると、測量作業をせず、調査だけで、嘱託書を作成されております。そもそも、同じ測量業務や測量士資格とは別でも、登記嘱托を受けるには、登記所交付公開や地積測量図と整合をとって登記申請しなければならず、必ずしも、測量士の行った用地測量の成果が、登記所交付資料と整合がとれているわけでもありません。にもかかわらず、測量業で用地測量した成果を使用し、測量士になるからと土地家屋調査士に測量を委託せず、単独測量委託して、登記嘱托行為に及んでいます。測量士が測量しなければならぬか、土地家屋調査士が測量しなければならぬか、長年(わたり)にわたる規制行政をやめて、測量士と、土地家屋調査士の両方を有する上位資格を創設し、官公署の用地測量も、嘱託登記も、その上位資格を有するものが、用地測量も、嘱託登記も処理していくことが、国民のために望まれるものです。	国土交通省の国土の基礎整備の技術者としての測量士資格と、法務省所管の国民の権利を明確化に寄与する土地家屋調査士資格があります。両資格とも、測量するという点に関しては、同じであります。測量自体の目的(測量士の作る用地測量は、公有地界をはっきりさせる。土地家屋調査士の作る登記のための測量は、官公署の所有する土地を登記する)が違います。現在、神奈川県整備部用地課の委託においても、測量士が測量した用地測量成果があるからと、長年(わたり)、土地家屋調査士が嘱託申請の依頼があると、測量作業をせず、調査だけで、嘱託書を作成されております。そもそも、同じ測量業務や測量士資格とは別でも、登記嘱托を受けるには、登記所交付公開や地積測量図と整合をとって登記申請しなければならず、必ずしも、測量士の行った用地測量の成果が、登記所交付資料と整合がとれているわけでもありません。にもかかわらず、測量業で用地測量した成果を使用し、測量士になるからと土地家屋調査士に測量を委託せず、単独測量委託して、登記嘱托行為に及んでいます。測量士が測量しなければならぬか、土地家屋調査士が測量しなければならぬか、長年(わたり)にわたる規制行政をやめて、測量士と、土地家屋調査士の両方を有する上位資格を創設し、官公署の用地測量も、嘱託登記も、その上位資格を有するものが、用地測量も、嘱託登記も処理していくことが、国民のために望まれるものです。	個人	法務省 国土交通省	土地家屋調査士は、主に不動産の表示に関する登記について必要な調査又は測量を行うことを業としており、土地家屋調査士資格を有しない者がその業務を行った場合、土地家屋調査士法第68条に違反することとなります。また、測量士は、基本測量又は公共測量に従事する者であり、測量法第46条により、測量士及び測量士補以外の者がその業務を行うことが禁止されています。 なお、土地家屋調査士の業務の詳細については土地家屋調査士法第3条を、測量士の業務の詳細については測量法第46条第1項を御確認ください。	土地家屋調査士法第3条及び第68条 測量法第46条	対応不可	土地家屋調査士と測量士は測量を行う目的が異なっており、そのため、業務を行うに当たって必要な知識や技術も異なります。個人から依頼を受けて不動産の表示の登記に関する業務を行う土地家屋調査士は、測量に関する技術以外には、民法や不動産登記法などに関する知識が必要となります。一方、基本測量や公共測量を行う測量士は、測量にまつ多岐にわたる知識が必要とされ、測量の原理・原則に対する理解はもとより、測量に関する法律や測量についての理解が求められます。 このように、土地家屋調査士と測量士は、双方とも測量を業とする資格ではありますが、その性質は異なるものであり、上位資格として両資格を有する新たな資格を認定する必要はないと考えています。	
292	令和2年11月24日	令和3年4月14日	マイナンバーカードの電子証明書の更新	マイナンバーカードの電子証明書の更新をネットからできるようにする	現在、マイナンバーカードの電子証明書を更新には、市役所で行う必要があるが、これをネットから申請できるようにすることを提案します。 ネットからの更新可能にすることで、各市町村での窓口業務が軽減されるとともに、各市町村の窓口をひとつにまとめ、業務の効率化が図れる。 利用者も、身体を動かさなくてよく、負担軽減される。また、3密を避ける効果もある。 総定ですが、ウェブサーバー等の電子証明書は、随分前からネット更新可能になっております。(シマンテックなど)	個人	総務省	電子証明書の発行・更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な業務となっております。		対応	電子証明書に関する地方自治体の認証業務システム機能の認証業務に関する法律第3条、第2条 地方公共団体の特定の事務の総務省における取扱いに関する法律第2条	電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進捗等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。 なお、交付負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるものにより行う予定です。
293	令和2年11月24日	令和2年12月16日	鉄道事業法と軌道法の統合再編整理	鉄道事業法と軌道法の統合再編整理すべきです。 東京の地下鉄は鉄道だけれども、大塚の地下鉄は軌道であるとか。一般国民は意味がわからないと思います。 路線の整備に関する法律と、鉄道の運賃の運賃に関する法律に再編すべきです。	鉄道は本省は鉄道局で、地方は地方運輸局。 軌道は本省は運輸局長統制局の共管で、地方は地方整備局。 同じようなことをやっている役所が、膨大な手配をかけたって調整をやっているものと思われ、非効率です。 路線の整備に関する法律と、鉄道の運賃の運賃に関する法律に再編し、路線の整備は地方整備局、事業運営は地方運輸局という形にすべきです。	個人	国土交通省	鉄道事業は、鉄道事業法第3条に基づき事業の許可を行っており、また、鉄道路線は、鉄道事業法61条第1項に基づき、道路法による道路に敷設してはならないと規定されており、原則、鉄道専用敷に線路を敷設し運用を行っています。 軌道路線は、鉄道事業法8条に基づき事業の特許を行っており、また、軌道は、軌道法第2条に基づき、特別の事由がある場合を除き、道路に敷設しなければならないと規定されており、道路交通の補助機能として一般交通の用に供する道路と一体化した施設として運用を行っています。	鉄道事業法第3条、第61条第1項、軌道法第2条、第3条	対応不可	鉄道事業法の鉄道は、専用敷に敷設された高速度で走行することを前提とするものであり、軌道法の軌道は、道路交通を補完し道路交通との調整を図りつつ敷設されるものであり、両者の特性は大きく異なります。そのため、両者では安全基準や経営上必要な観点から、路線の整備や事業運営の面での異なる点を取り除く必要があり、また、地方支分部局においては、鉄道事業及び軌道事業の運営と路線の整備ともに地方運輸局が一元的に審査等を行っております。	
294	令和2年11月24日	令和2年12月16日	相続放棄の熟慮期間	相続放棄の熟慮期間(民法915条1項)の起算点につき、最高裁判例は、相続人が全く相続財産がないと認識していたときは起算を開始しない解釈を示しているが、この解釈は、不動産、預貯金等、相対的財産があることばかりでなく、3か月以上経過して多額の相続財産の発生を認め、その相当性には学理上議論のあるところである。下級審の相続放棄申述受理の業務ではあるが、相続期間の起算点を現行の「自己のために相続の開始があったことを知った時」から引明けてこの法改正を検討すべきである。また、現行の3か月の熟慮期間に、現在の社会状況から相続人による相続財産の調査が容易でない現状にかんがみ、短縮すべきである。正にデジタル化に移行すべきではないのか？	相続放棄の熟慮期間(民法915条1項)の起算点につき、最高裁判例は、相続人が全く相続財産がないと認識していたときは起算を開始しない解釈を示しているが、この解釈は、不動産、預貯金等、相対的財産があることばかりでなく、3か月以上経過して多額の相続財産の発生を認め、その相当性には学理上議論のあるところである。下級審の相続放棄申述受理の業務ではあるが、相続期間の起算点を現行の「自己のために相続の開始があったことを知った時」から引明けてこの法改正を検討すべきである。また、現行の3か月の熟慮期間に、現在の社会状況から相続人による相続財産の調査が容易でない現状にかんがみ、短縮すべきである。正にデジタル化に移行すべきではないのか？	個人	法務省	相続人は、「自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならず(同法第915条1項本文)。この期間中に限定承認又は相続の放棄をしなかったときは、相続人は単純承認したものとみなされることとされています(同法第915条第2項)。また、利害関係人等は、家庭裁判所に対し、この期間の伸張を請求できるものとされています(同法第915条1項ただし書)。	民法第915条第1項、第915条第2項	対応不可	「自己のために相続の開始があったことを知った時」(民法第915条1項)に該当するかどうかは、個別の事実において、当該事実を知った時から3か月以内に相続財産の有無を調査すること等によって、相続財産の有無、その調査の開始又は終了の時期が異なると考えられ、したがって単純承認若しくは限定承認又は放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されるといった観点等から、裁判所において判断されるべきものであり、現行法以上に詳細な要件を定めることについては、それによって裁判所の適切な判断を阻害するおそれがあることから、慎重な検討が必要であると考えられます。 熟慮期間の長さについては、相続人が長期滞在外にいないことによる相続権喪失等の利害関係人の不利益に配慮する必要があることや、個別の事実において、利害関係人等の請求により家庭裁判所がその期間を伸張することができるにとりから、現行法の期間は合理性があり、3か月以内の期間を延長することについては慎重な検討が必要であると考えられます。	
295	令和2年11月24日	令和3年3月26日	日本年金機構の扶養親族等申告(「新選でなくネット	毎年郵送されてくるが今年も日本年金機構より扶養親族等申告書を作成し届付の封書に印手を添付して提出するよう要請あり、インターネットが普及している時代にばっか紙で提出するのって時代錯誤ではないのか？	管政権になり正にデジタル化が目玉を集めている。大変良い事である。この申告書もネットで提出できれば年金受給者の切手代金も不要になると同時に年金機構の職員の方の労力も減らすことが可能であろうと推察する。	個人	厚生労働省	一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収される。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書提出することにより、配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。 この扶養親族等申告書については、電子申請による手続を可能としています。	所得税法第203条の6	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
296	令和2年11月24日	令和3年3月26日	歯科衛生士に准看護師業務を認める制度改正を提案します	現在の制度において、歯科衛生士は、歯科医の監督の下で、採血や注射、点滴などができなくなっています。准看護師が医師の監督の下で行っている業務と同じができる技術が、歯科衛生士にもあることになるわけで、歯科衛生士に、准看護師業務を認める制度改正をすべきだと思います。歯科衛生士の養成課程において、採血や注射の教育を現状より厳密に行えば、何の問題もないはずです。さらに、歯科衛生士に試験は試験を行い、正看護師資格の取得を求めるとしてもいいと思います。また逆に、正看護師や准看護師に試験と同様に行き、歯科衛生士の資格を取れる制度も設けるべきです。	准看護師は不足していると考えられています。歯科衛生士は現在の制度においても、歯科医の監督の下であれば、採血や注射、点滴などができることになっています。歯科衛生士に、准看護師業務を認めるべきです。	個人	厚生労働省	准看護師及び准看護師は医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師の補助を担う資格として創設されたものであり、養成課程も資格の取得を踏まえて診療および診療の補助全般について学ぶ内容となっています。それに対し、歯科衛生士は、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として歯科診療の業務と特化して歯科医師の補助に相当する資格として創設されており、養成課程も資格の取得を踏まえて歯科診療及び歯科診療の補助全般について学ぶ内容となっています。なお、歯科衛生士の養成課程において既に創設した科目については、准看護師の養成課程における科目の一部の履修を免除することができることになっています。	保健師助産師看護師法第6条、第32条、第37条、歯科衛生士法第2条、第3条、第13条、第13条の2	対応不可	制度の現状で記載したとおり、資格を設けた理由が異なり、養成課程で学ぶ内容も異なることから、それぞれの資格取得のためには、その資格のための教育を受ける必要があります。そのため、頂いた提案を認めることは困難です。	
297	令和2年11月24日	令和2年12月16日	地方行政から審判の統一	各地方行政から発行される審判のフォーマット統一を提案します。具体的には毎年送られてくる住民税決定通知書のフォーマット統一です。	企業で人事を担当している者です。毎年各地方行政から住民税の決定通知書が届きますが、内容は同じなのにフォーマットが異なり、サイズも違う。のり付けされてるものもあれば、切り取り線のものなどバラバラに感じています。送られてきた通知書は社員への配布もあり選別したりする作業は手作業になるためとても煩雑です。全国で同じフォーマットにすれば相当のコストリットが生まれるはずですよ。	個人	総務省	「毎年送られてくる住民税決定通知書」については、特別徴収税額通知(納税義務者用)を指しているものと解しました。同通知については、地方税法施行規則において統一の様式が定められており、基本的にはこのフォーマットによる通知がなされていますが、各市町村において個人情報保護等の観点から行っているシール貼付けや年等の配置方式の違いにより、結果として、御指摘のように通知のサイズ等に差異が生じているところです。	地方税法、地方税法施行規則	検討し着手	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、eLTAXを用いた電子化に向け、現在、与党の税制調査会でも議論いただいているところであり、具体的方策や実施時期等について、令和2年度中に結論を得る予定です。電子化が実現することで、従業員の方への配布作業にかかる手間が解消されるものと考えています。	
298	令和2年11月24日	令和3年3月26日	理学療法士と柔道整復士の制度統合	理学療法士と柔道整復士は同じような業務であるため、制度統合(免許の統合)をすべきです。	理学療法士と柔道整復士は同じような業務であるため、制度統合(免許の統合)をすべきです。これにより、免許持所有者の幅を広げることができます。	個人	厚生労働省	理学療法士は、理学療法士及び作業療法士に基づき、医師の指示の下に身体に障害のある者に治療行為などの補助を行わせたり、電気刺激、マッサージなどの物理的手段を導入すること等により、主にその基本的動作能力の回復促進を主たる業務としている。また、その養成課程についても、業務内容を踏まえ、理学療法を中心に診療の補助について学ぶ内容となっている。一方、柔道整復師は、柔道整復療法に基づき、骨折、脱臼、打撲、捻挫及び挫傷への施術を主な業務内容としている。また、その養成課程についても、業務内容を踏まえ外傷の整備や予防を中心に柔道整復について学ぶ内容となっている。	理学療法士及び作業療法士法第2条、柔道整復師法第15条、16条、17条	対応不可	制度の現状で記載したとおり、理学療法士と柔道整復師の業務は明確に異なっており、また、それぞれの養成課程において学ぶ内容も明確に異なるため、両職種を統合することは困難です。	
299	令和2年11月24日	令和2年12月16日	放課後児童クラブと小学校の一体化について	小学校敷地内で、あるいは、余裕教室で、放課後児童クラブの活動を展開されているにもかかわらず、教育委員会と連携が、小学校が所管する教育委員会ではなく厚生労働省所管とされているため、非常に無駄が多い。	現実的には、教育委員会から、余裕教室の提供は困難であると書われ、運営コストも学校とは切り分けるため、保護者二重にかかると。また、責任の問題からいって学校から帰って放課後児童クラブに行かなくてはならないと子どもも苦痛であるにもかかわらず学校とは異なるものとされる。市町村レベルでは、一体的に放課後児童クラブを分ける。同じ児童であるにもかかわらず学校とは異なるものとされる。また、一体的に放課後児童クラブも教育委員会で行っているところもあるが、大抵の場合は、置の所管が異なるため、県も分けており、市町村も異なることが多い。新冠コロナウイルス対応にも、厚生労働省所管であるため、小学校では保健室の認定が適用される。小学校敷地内で、あるいは、余裕教室を推奨するのであれば、教育委員会、小学校と一体的に所管すべきである。	個人	厚生労働省 文部科学省	厚生労働省と文部科学省では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を共同で策定し、当該プランに基づき、全ての児童の安全・安心な放課後の居場所づくりを進め、同プランにおいては、教育と福祉との連携方策等について検討し、放課後児童クラブ等について計画的に整備等していくことが必要であるとしている。また、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の活用計画や活用状況等について、合わせて、余裕教室についても徹底的な活用を図り、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合には、その財政処分手続きの大規模な弾力化を図られるほか、放課後等において一時的に学校敷地等の用途に活用する場合は、財政処分には該当せず手続きは不要となるため、積極的な活用の検討を促しています。	なし	現行制度下で対応可能	各自自治体において、教育委員会が放課後児童クラブを所管していない場合においても、適切に連携が図られるよう、引き続き省間で連携を図りながら対応してまいります。	
300	令和2年11月24日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの受け取り本人確認について	現在マイナンバーカードの受け取りは本人が役所に出向いて本人確認が必要となっておりますが、本人がどうしても受け取り出向けない場合の暫時的措置として検討したいと考えています。私は、交付申請日交付まで迅速に対応していただけるような改革をお願いします。	私の母がマイナンバーカードの受付開始当初に申し込みをしました。当時は交付まで半年以上と大変時間がかかり、その間に母は突然の脳卒中を患い半身不随となり入院。絶対安静で外出など出来ない状態となりました。私が役所に出向き、事情を説明しましたが、本人に来てもらえないと書けないので一旦取りました。私が何度も役所に足を運び、入院中の病院が役所のすぐ近くだったこともあり、職員さんが調整まで来て本人確認をすることになりました。母はその当時文字を書くこともできず、病室、入院の影響で認知症のような症状も出ておりましたが、名前、生年月日を答えられたため本人確認は出来ましたが、文字を書きも書けないため、受け取りのサインは私の代筆で出来なかつたお話しでしたが、本人じゃないとダメだと書かれ、母は驚かす手でも書類をサインしました。申請から交付まで現在も大変時間がかかると認識しておりますが、高齢者になれば母のようなケースになる方も出てくると思います。例えば乳幼児が申請した場合、保護者のサインで受け取り可能なものではないかと思っておりますが、高齢者や病気で受け取りが出来ないような場合も同様の措置を取っていただくと、スムーズに交付ができるようにもお願いいたします。なぜ交付にあんなに時間がかかるのかも疑問です。受け取りについても、平日にそれだけのために役所に行かないといけないのも大変に欠けます。クレジットカードの受け取りなどと同様に自宅で本人確認をするような方法も検討していただきたいです。システム整備も含め、申請しやすい状況にしていきたいと思います。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとなります。また、申請者本人の意思により、申請者が市町村の庁舎等に限り申請することが困難である認められるときは、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただくことで、代理人に対して交付することが可能となっております。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第13条第4項等	対応	代理交付の仕組みを活用しやすくなるよう、「75歳以上の高齢者」をやむを得ない理由に該当することとするなど、活用できるケースの拡充・明確化などを内容とする見直しを行いました。引き続き、カードを円滑に取得するための取組(申し込み、本人確認)を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
301	令和2年11月24日	令和2年12月16日	小売りに関する酒類販売免許の廃止	一般酒類小売免許、通信販売酒類小売免許及び特殊酒類小売免許を廃止	小売りに関する酒類販売免許は、大手通信販売会社の企業合併等による旧免許の取得や、古くからの酒販店がコンビニに業態変更するなどし、種類の多様化している現状ではもはや形骸化していると考えられる。その一方で、大手通信販売会社では扱わないような、「A地域では一定程度流通し生産量もあるが、全国的知名度にはなっていない」といふ完結型を全国的に販売しようとする会社を設立しようとした場合、A地域以外では当初需要が急拡大せず、通信販売等による小売りの販売が合理的なものにも関わらず、現行制下では通信販売で取り扱える酒類は小生産量のものに限定されることから、地方の酒類を他地域で販売することが困難となる。酒類製造及び販売といった、酒税の徴収の基幹部分については継続的に免許制としつつ小売りは自由化することで、酒税の徴収を担保しつつ、地方独自の酒類を全国展開することが容易になり、特に地方に多い小規模な酒類製造会社の経営安定にも寄与するものと考えられる。	個人	財務省	酒類の販売業をしようとする者は、酒税法第9条に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄財務局長の免許を受けなければならないこととされています。 ○酒税法(昭和二十八年法律第六号) (酒類の販売免許) 第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業(以下「販売業」と総称する。)をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場(継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。)ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合は、住所地の所轄財務局長の免許(以下「販売免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてその酒類(当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。)の販売業及び造場、料理店その他酒類をまつばら自己の営業場において飲用に供する家については、この限りでない。 また、通信販売酒類小売免許については、販売できる酒類が一定の国産酒類と輸入酒類に限定されています。 ○酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第1編第9条第1項関係 8 酒類の販売免許の区分及びその意義 (1)①通信販売酒類小売免許 通信販売酒類小売免許は、通信販売(都道府県以上の広範囲地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。)によって酒類を小売することができる酒類小売免許をいう。 第2編第10条第11号関係 4 通信販売酒類小売免許の届出調整要件 通信販売酒類小売免許は、販売しようとする酒類の範囲が次の場合には免許を付与する。 (1) 国産酒類のうち、次に該当する酒類 イ カラコ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの届出移出数量が、全て300キロリットル未満である製造業者(以下この項において「特定製造者」という。)が製造、販売する酒類 ロ 地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。)を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が300キロリットル未満である酒類 (2) 輸入酒類	酒税法第9条	対応不可	酒税法では、酒類の適正かつ確実な課税確保を図るとする国家の財政目的のため、酒類の製造又は販売業について免許制を採用している。 これは、酒類の消費を担税力の裏側であると認め、酒類について間接消費税である酒税を課するとともに、その課税徴収に関しては、酒類製造者が酒類の製造場から移出する時に納税義務を課し、酒類販売業者を介しての代金回収を通じてその税負担を最終的な消費者である消費者に転嫁するという仕組みによることとしているため、これに伴って、酒類の販売業については、卸売業又は小売業の別にかかわらず、免許制の対象としているところである。 したがって、酒類小売業者に対する免許は、酒税の確実な徴収とその税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から必要なものであり、廃止することは適当でないと考えています。 なお、ご提案に含まれている通信販売酒類小売免許については、酒類の届出の均等維持の観点ではもとより、酒類が飲料原料としての商品特性を有することから、対面販売の小売免許を廃止するの飲酒防止の観点にも配慮して設けたものです。現在、通信販売酒類小売免許は、その販売する酒類の範囲の承認を受けて、一般の酒類等と容易に購入できるものを中心に一部を対象から除外し、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講じる場合に限定することとしているところである。
302	令和2年11月24日	令和3年4月26日	デジタル手続法の一部改正について	令和元年5月に改正された、デジタル手続法において、地方自治体の行政手続等のオンライン化が努力義務にとどまっているが、国と同様に義務化しているが、国と同様に	【提案理由等】 デジタル手続法が改正されたが、地方自治体は国の機関と異なり、行政手続きのオンライン化は努力義務にとどまっています。 地方自治体は限られた財源の中、オンライン化に積極的になれない。デジタル庁設置と同時に、デジタル手続法を一部改正し、地方自治体の行政手続きのオンライン化を義務化することにより、民間企業と一体でオンライン化を進めてほしい。 【想定される効果】 地方自治体への申請が電子化されることにより、国民の利便性が大きく向上する。書類不備等の減少により、限られた行政職員の有効活用が可能となる。 【予算的影響】 特になし。ただし、可能な限り地方自治体への関与補助をおこなうこと。	個人	デジタル庁 総務省	国の法令に基づき(事務についてはデジタル手続法及び各主要省令を適用することにより各法令を改正することなど)オンライン化が可能となっております。 地方公共団体の条例・規則に基づく手続については、必要性に応じて各地方公共団体においてデジタル手続法を策定すること、各条例・規則を改正することなどオンライン化が可能となっております。	デジタル手続法6条-9条、13条	対応	制度の現状のとおり、デジタル手続法を策定することによりオンライン化が可能となっており、また、国は、デジタル手続法に基づき、地方公共団体がデジタル手続法を策定できるよう、必要な支援を行うよう努めております。
303	令和2年11月24日	令和2年12月16日	消防署のFAX使用について	以前、消防署へ書類を提出しようとした際、メールではなくFAXで送ってほしいと言われてきました。	そもそも民間は既にほとんどFAXは使わない(メール1000件に対し件あるかないかくらいでしょうか)日本に残る前時代的な文化であり、行政の自身が時代に取り残されている可能性が大きい。 但し、FAX関連企業に多少留意する必要があると思われ、(創業者)になっていると思われ、	個人	総務省	なし	なし	対応	消防庁では、地方公共団体に対し、消防関係法令に基づく手続において、可能な限り電子メール等により受け付けられることを通知しているところですが、電子メール等による受付を一層推進するため、更なる周知を行ってまいります。 ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防令関係手続きに係る押印の省略等について(通知)(令和2年5月15日付消防第124号、消防第129号)
304	令和2年11月24日	令和4年5月13日	行政機関への手続きの一元化について	現在、行政機関へのほぼ同じ手続きを様々な場に行っているところが多くあるが、手続きを一元化する。 例えば、薬局を開設する場合、 ①薬局開設許可(都道府県の保健所) ②保健衛生局長指定(関東信越厚生局)等が必要となり、 病気の指定医療機関になる場合、 ③薬局指定医療機関(都道府県の健康対策部門) ④薬局指定医療機関(都道府県の健康対策部門) ⑤以下省略、多々あり。 というようにほぼ同様の申請内容(業名もや所在地、関係者、医療機関コード、役員名など)にも関わらず、行政の縦割りにより大量の申請が必要となっている。これを一つの申請にまとめる。	【提案理由】 薬局の事務担当者は、同じ都道府県の様々な課にほぼ同じ申請内容の申請(根拠法令が異なるだけ)をおこなっており、事務の負担になっている。 【想定される効果】 1つの申請にて、様々な指定を一括で受けられるようになれば、事務担当者の働き方改革に大きくつながる。 【予算的影響】 特になし。 【関連法令】 行政機関が定めている規則や様式。 具体例として事件(業名)の指定については、業名法、児童福祉法、障害者総合支援法が根拠法令だが、恐らく法の改正は不要であり、申請様式を改正が必要と思われる。 【その他】 薬局の例を挙げたが、このような事例は多々あると思われる。このようなほぼ同様の申請内容(業名もや所在地、関係者、医療機関コード、役員名など)にも関わらず、行政の縦割りにより大量の申請が必要となっている。これを一つの申請にまとめる。	個人	内閣府 厚生労働省	【内閣府】 一度提出した情報は、二度提出を不要とすることや、複数の手続・サービスをワンストップで実現することの徹底に向け、各府省と連携しながら行政手続のデジタル化を推進し、デジタルガバナメントの実現に向けた取組を行っています。規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)に、各府省は、所管する行政手続のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して煩雑な作成・提出等を定めているもの、押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。 【厚生労働省】 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和35年法律第145号)第4条等 【厚生労働省】 既に同様の申請内容であっても、申請・届出等を求めている趣旨・観点が異なることから、一元化することは困難です。	【厚生労働省】 【内閣府】 【内閣府】 【厚生労働省】	【内閣府】 押印については、内閣府から令和2年9月24日付の閣会令(別)に、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の9割以上について、見直しを行う方針の取組が示されています(各府省の見直し方針はホームページ公表済み)。 押印に関しては、審判についても、規制改革実施計画を踏まえ、取組を進めています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
305	令和2年11月24日	令和4年12月14日	社会保険料の口座振替	社会保険料の口座振替について、ネット銀行での対応を拡大すべきです。	現状、ネット銀行の対応がないため、業務上無駄が生じるものとなっております。対応拡大により、業務上の無駄が削減され、経済の発展に資するものとなります。	個人	厚生労働省	国民への口座振替が可能なネット銀行が現時点では存在していないため、現状、ネット銀行からの口座振替を申込みすることができません。 国民健康保険等においては、保険料の納付方法の口座振替の対象となる金融機関については、保険料を徴収する保険者等で選択可能です。	厚生年金保険法第83条の2 厚生年金法施行規則第24条の3 労働者の健康保険料の徴収等に関する法律	検討を予定	国民への口座振替が対応可能なネット銀行の普及など、今後の状況を踏まえながら検討に参りたいと考えています。 国民健康保険等においては、保険料の納付方法の口座振替の対象となる金融機関については、保険料を徴収する保険者等で選択可能である。	
306	令和2年11月24日	令和4年11月11日	車両登録業務に関する業務電子化及び同じような事を電子化について	私は、自動車リース業界に従事しております。 自動車分野は、行政が縦割りそのものであると感じます。 1.車両登録電子化 (1)運輸支局、陸運局、税務署、警察の縦割り 1情報の一元化されれば、税金滞納・車庫使用費等の金銭管理が、簡素化されます。ユーザー側や関わる事業者や、役所側の効率化は確実。 2.印鑑証明や委任状、譲渡証の電子化。これによりネット車両登録が可能となり、封印作業も行政書士を民間一任化すれば、簡素化されます。 3.ドライバーの発行は、地方と県に発行が必要だが、これを一元化が可能。 他の業界も行政手続きがあるかと思いますが、一元化し、無駄を無くしてください。	提案内容とダブリがあるかと思えます。 理由 1.関わる事業者や行政の時間(労働力コスト)が削減 2.電子化をすることで、事業者側もネット販売に前向きになり事務コストは減り、ユーザーに利便性が測れる運営を検討しています。	個人		1. (1)について 自動車登録情報については、「自動車登録検査業務情報処理システム」によって、電子化の上、一元的に管理されています。また、当該システムと、自動車関連施設の取次管理業務等のシステムとをデータ連携させることにより、各業務の簡素化に役立っています。 1. (2)について 自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車種別の特約)が必要とされており、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。関係機関がそれぞれ保持する情報については連携し、申請者の利便性向上を図っています。 印鑑証明書、委任状については、自動車OSS申請時に電子証明の認証をすることにより、提出に代えることが可能となっておりますが、譲渡証明書については一部電子化されています。 また、封印については、本来、各運輸支局長等が行う封印作業について、利用者利便の向上を図るため、必要に応じ、各運輸支局長等から委託等を行うことで、行政書士において実施することが可能となっております。 1. (3)について 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可又は通行可能経路の確認を受ける必要があり、道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可又は通行可能経路の回答を実施しています。	1. (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条第1項ほか 1. (12) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成27年法律第19号)第6条第1項、自動車の保有情報の確保等に関する法律(昭和37年法律第4号)第4条第1項、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第26条の第1項、自動車登録令(昭和28年政令第264号)第21条第1項ほか 1. (13) 道路法第47条の2 道路法第47条の10	1. (1) 制度の現状欄に記載のとおり、自動車登録情報の電子化・一元管理化については、既に措置しているところですが、さらなる利用者利便の向上に向けて検討を続けていきます。 1. (11) 現行制度下で対応可能 1. (12) 制度の現状欄に記載のとおり、封印については、行政書士においても行うことが可能となっておりますが、自動車OSSにおける譲渡証明書等必須書類の電子化については、利用者利便の向上を図るため、引き続き関係省庁、関係機関との調整を行い、実現していきたいと考えております。 1. (13) 特殊車両通行許可申請にあたって、国が管理する道路が通行経路に含まれる場合には、都道府県道や市町村道の通行経路も含めて、国へオンラインにより申請することが可能です。また、あらかじめ登録を受けた車両について、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる新たな通行履歴制度を令和4年4月より運用を開始しました。		
307	令和2年11月24日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの受け取り時間等を拡大する 1)土日祝日にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設 土日祝日の午前9時00～17:00にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設 ア.すべての土日祝に開設するのではなく、例として月に一回程度開設するのでも効果はある B.平日の早朝、夜間にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設 平日の早朝(6:00～8:00)と夜間(18:00～21:00)にマイナンバーカードを受け取る窓口を開設 全日を対象とはせず、各曜日ごとに数に度開設されれば良い 普及が進むまでの臨時的対応でも効果はある 窓口開設の効果を上げるためには、広く告知することが必要	マイナンバーカードの受け取り可能時間が限られているため、一般の労働者は、マイナンバーカードを受け取るために有給休暇を取得しなければならないことが多くあります。 休暇を平日日中に自由に取れない場合も多く、普及が進まない一因となっていると考えます。 受け取り可能な時間を広げることで、一部の普及促進ができる等考えます。 以前、マイナンバーカードの開始時には臨時窓口等が開設されていたことは知っています。 今回、コロナ禍でデジタル化の推進を行う必要があるとのことですが、まずは基本となるマイナンバーカードの普及と促進を行うのは効果的と考えます。 一般労働者は通勤時間を考えると、労働時間帯の前後1時間は拘束時間になると、日中も自由時間が少ないです。 休日には自由時間が比較的取りやすいです。 平日も土日祝も休みがとれない人にとっては、早朝や夜間の窓口があると助かります	個人	総務省	各市町村において、住民にとってマイナンバーカードの申請や受け取りがしやすいよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第13条第4項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第13条第4項等	対応	マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の取組」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費による支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。		
308	令和2年11月24日	令和2年12月16日	戸籍等の郵送請求の料金支払い方法について	戸籍等の郵送請求の料金支払い方法の定め(小冊)を廃止し、全国統一の手数料納付システムを作り、クレジットカードで支払えるようにしたい。	請求のためだけに郵便局にいき定期小為替を購入する必要がある。小為替一枚あたり100円の手数料がかかる。また、追加で手数料納付する必要があるとき再度定期小為替を送付する必要があるが、時間がかかる。	個人	法務省	戸籍謄抄本等の手数料の徴収については、市区町村ごとの条例で定められているため(地方自治法第231条の2第1項)、手数料の支払方法については、各市町村の判断によることとされています。	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		
309	令和2年11月24日	令和2年12月16日	保育園及び幼稚園の統一	保育園及び幼稚園を統一して、保育・教育を一体化し、管理コストも削減されたいと思っております。	子供を預ける親としては保育だけでなく、あるいは教育だけでなく分けるとは通常ではなく、両者を考えているのが通常だと思います。したがって、保育園及び幼稚園を統一して、懸念していることに対するニーズとの一致を図るとともに、将来に子どもにかかるコストの削減を図りたいと考えていると思われま	個人	内閣府 厚生労働省 文部科学省	小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに加え、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づく認定こども園の創設が既に先行されています。本制度に基づき創設される認定こども園の数は、新規開園や既存の幼稚園、保育所等からの移行により、年々増加しています。	現行制度下で対応可能	左記「制度の現状」のとおり、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する施設として、認定こども園が整備されているところですが、文部科学省及び厚生労働省では、地域の保護者のニーズ等を踏まえて認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所の移行促進を図るため、移行の際に必要な施設整備の補助、人が確保される支援を実施しております。引き続き移行を希望する幼稚園、保育所等が円滑に認定こども園に移行できるよう、環境整備に努めまいります。		





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
320	令和2年11月24日	令和3年3月9日	家畜育成デジタル化と畜産農家被害防止	畜産農家の家畜の遠隔検査や家畜育成のデジタル化と伝染病発生時の情報管理のために、家畜の角などにGPSチップを埋め込み家畜育成の個別情報のデジタル化はできないですか？家畜遠隔防止として、畜産農家被害防止として、家畜の畜舎場所から一定距離離れるとGPSチップ連動で家畜管理や防犯カメラ、防犯システム管理関係各所へ一斉通知はできないですか？	畜産農家の家畜の遠隔検査や家畜育成のデジタル化と伝染病発生時の情報管理のために、家畜の角などにGPSチップを埋め込み家畜育成の個別情報のデジタル化はできないですか？家畜遠隔防止として、畜産農家被害防止として、家畜の畜舎場所から一定距離離れるとGPSチップ連動で家畜管理や防犯カメラ、防犯システム管理関係各所へ一斉通知はできないですか？	個人	農林水産省	GPSチップを家畜の角などに埋め込むことを制限している規制はありません。 家畜育成のデジタル化については、すでに制度化されているものや開発されている技術が存在し、デジタル化を進めているところです。家畜の個体情報を管理する技術として、「Fermote Color」(牛の活動情報を収集して解析し、発情や疾病兆候を検知するウェアラブルデバイス)や「U-motion」(牛にタグを付け、リアルタイムに牛の行動を分析し、牛の発情や疾病兆候、起立圏等をアラートで通知するサービス)等の技術が既に実用化されており、これらの技術を活用することで、家畜の状況を適切に把握することが可能となっております。 一方で、ご提案のGPSの活用は、現在、放牧する畜舎に対して、GPSの首輪を用いた放牧中の草地利用状況の把握といった研究などはされていますが、角にGPSチップを埋め込むことは、 ①有角動物に限られること(牛、山羊、羊など) ②角動物は、角をぶつけて畜舎を傷めるため、GPSの管理が難しいこと ③角への埋め込みは現時点では技術的に困難であり、皮膚への影響の有無が確認されておらず、飼養管理、チップの回収等について技術的に確立していないこと等もあり実用化には至っておりません。 このため、農林水産省としては、家畜の遠隔防止対策としては、生産性向上のための個体管理技術の普及と併行し、この技術を活用することや、施設や防犯カメラの設置等の防犯対策を組み合わせることが効果的であると考えています。 【参考】(農林水産省WEBサイト)スマート農業技術カタログ(畜産) https://www.maff.go.jp/j/kambo/khyo03/gtyo/gtyo_tsu_portal/smartagri_catalog_chikusan.html	なし	現行制度下対応可能	農林水産省では、家畜の個体管理を進めるため、スマート技術の普及に向けた支援を行うとともに、疾病履歴情報などの生産関連情報を一元管理する全国データベースの構築に取り組んでいるところです。また、防犯については、施設や防犯カメラの設置等の防犯対策を組み合わせることが効果的な対応であると考えています。	
321	令和2年11月24日	令和2年12月16日	酒税法の抜本的な改正	現在日本では、酒税法により実質的に、自家用の酒類を造る事ができなくなっています。どぶろく裁判について調べても、納得がいくものではありません。例えば自分の畑でとれた果実を利用して自家用で酒を作ることもできませんし、熟れた果実や、傷みの果実の利りもできません。量販店をみると、大手業者が占めて、低濃度アルコール濃度飲料を大量生産して並べている状況です。そこで個人が自家で飲酒することを目的とし、販売やサービスの提供を行わないものについては、この規制の対象外にして、個人で自由に酒類を造ることを解禁する事を提案します。	現在日本では、酒税法により実質的に、自家用の酒類を造る事ができなくなっています。どぶろく裁判について調べても、納得がいくものではありません。例えば自分の畑でとれた果実を利用して自家用で酒を作ることもできませんし、熟れた果実や、傷みの果実の利りもできません。量販店をみると、大手業者が占めて、低濃度アルコール濃度飲料を大量生産して並べている状況です。そこで個人が自家で飲酒することを目的とし、販売やサービスの提供を行わないものについては、この規制の対象外にして、個人で自由に酒類を造ることを解禁する事を提案します。 私は個人が自家用に使用するものに限り、酒類を製造する事を解禁する事で、若い人たちが、自分が飲みたい味を造る事ができ、新しい職种になり、喜ぶや雇用につながっていくのだと思います。しかし果なる税の財源としてだけ残されて、閉塞感を生み出していると感じます。また酒税法で個人酒の製造を禁止したのは明治からで、それがずっと続いて来たことについて、行政の硬直化を非常に強く感じます。 この規制緩和は、閉塞感が深い始めた日本において、若い人のやる気や、意欲を養えることが期待できます。私はいま最も必要な改革だと思っています。	個人	財務省	酒類の製造しようとする者は、酒税法第7条に基づき、製造しようする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所長から酒類の製造の許可を受けなければならないこととされています。 ②酒税法(昭和二十八年法律第六号)(酒類の製造免許) 第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようする酒類の品目(第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。)別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所長から酒類の製造の許可(以下「製造免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。	酒税法第7条	対応不可	我が国においては、明治初期以降、どぶろく(濁酒)や焼酎等の一部の酒類について、自家醸造免許を付与した上で、課税による少量の製造を認めていました。自家醸造免許は、明治末期(1899年)に、自家醸造を認めた法律(自家用酒税法)が廃止され、それ以後は、営業目的で製造する製造業者に課税率を適用される自家醸造者の増加により酒税収入に及ぼす影響が小さくなってきたことや、密造等に対する検査・取締りに係る執行コストを要したことなどが、廃止されたものです。ご提案のように、「個人で自由に酒類を造ることを解禁することについては、自家醸造による酒税の納税義務者が多額にわたるため、確実な課税が困難となり徴収費も多大なことから、確実な課税が行われない場合には課税される税額の公平性の問題が生じることとなります。また、自家用酒類を自由に製造する場合には、衛生管理面の不安から、国民の保健衛生上の問題が生ずることも懸念されるなどの問題もありません。したがって、仮に個人が自家で飲酒することを目的とする場合であっても、自由に酒類を製造することを認めることは適当でないと考えています。	
322	令和2年11月24日	令和2年12月16日	浄化槽の法定点検	現在、合併浄化槽を設置していますが、定期的に民間業者に点検、清掃をしてもらっています。年に一度法定点検を義務付けていますが、私のように民間業者に定期的点検、清掃をしているのであれば、そのままで業者から点検簿の提出があれば必要無しと思います。業者からの提出がないだけ点検をすれば良いのではないのでしょうか？	現在、合併浄化槽を設置していますが、定期的に民間業者に点検、清掃をしてもらっています。年に一度法定点検を義務付けていますが、私のように民間業者に定期的点検、清掃をしているのであれば、そのままで業者から点検簿の提出があれば必要無しと思います。業者からの提出がないだけ点検をすれば良いのではないのでしょうか？	個人	環境省	浄化槽は微生物を活用して汚水を処理する施設であり、家庭ごとで使用状況が異なる中で、本来の機能を発揮するためには、適正な維持管理を行う必要があります。このため、浄化槽管理者は浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃(浄化槽法第10条第1項)を義務付けられています。また、浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃により浄化槽が適正に機能を発揮していることを確認し、いいては公共用水域等の水質の保全を図るため、水質検査の受検(浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項)を義務付けられており、当該水質検査では、保守点検では測定しない排水の水質(BOD)や、残留酸素濃度等も含めて検査対象となっています。保守点検や清掃が適切に行われていることの確認は、適切かつ公正に実施することができることによって行われる必要があることから、指定検査機関が行うこととされています。	浄化槽法第7条第1項、第10条第1項、第11条第1項	対応不可	制度の現状に照らしたとおり、水質検査は浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃といった維持管理が適切に実施された後に実施されるべきであることから、水質検査を適正かつ確実に実施することができる第三者である指定検査機関が確認するものです。新設の場合のように、民間業者に浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃といった維持管理を委託している場合でも、当該維持管理が適切に行われているの定期的に指定検査機関が確認することで公共用水域等の水質の保全を図るため、浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に基づき、指定検査機関による水質検査を免れたら必要ありません。なお、保守点検、清掃、水質検査をワンストップで受け付けると、浄化槽管理者の事務負担軽減を図る取組を進めている自治体もあり、環境省としても、これらの自治体の取組について情報提供しているところです。	
323	令和2年11月24日	令和2年12月16日	法人設立時の税務関連届出について	法人の新規設立時の税務関連登記が分かれていて手続きが煩雑であるため、一本化する。管轄や税務の使途が異なるなどの理由があるのかもしれないが、同じ情報を国税と各地方自治体で共有して各々が登記を行うシステムとすれば効率的であり、ただでさえ煩雑かつ複雑な法人登記時の手順を大幅に減らせるのではないかと思えます。このような利用者目録での二重行政を整理することにより、法人新規設立のハードルが下がって企業が容易となり、産業の活性化に繋がるとは思いませんか？	法人の新規設立時の税務関連登記が分かれていて手続きが煩雑であるため、一本化する。管轄や税務の使途が異なるなどの理由があるのかもしれないが、同じ情報を国税と各地方自治体で共有して各々が登記を行うシステムとすれば効率的であり、ただでさえ煩雑かつ複雑な法人登記時の手順を大幅に減らせるのではないかと思えます。このような利用者目録での二重行政を整理することにより、法人新規設立のハードルが下がって企業が容易となり、産業の活性化に繋がるとは思いませんか？	個人	内閣府 財務省 経済省 法務省	法人の設立届出書については、国税当局と地方税当局それぞれに提出する必要があります。	法人税法第148条 各地方団体の条例	対応	設立登記後の手続の際に、国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出等について、e-Tax(ソフトWEB)による提出を行うことにより、2020年3月からデータの一括作成及び電子提出の一元化が可能となっております。また、2021年2月から、「法人設立ワンストップサービス」により、定款確認と設立届申請を合わせた法人設立に係る行政機関への全手続きをオンライン・ワンストップで行うことができるようになりました。	
325	令和2年11月24日	令和2年12月16日	酒の小売免許、保健所の営業許可、建築確認申請等の申請時、申請書類に「代表者印」の押印を求められ、代表者印以外の押印でも可としていただきたい。	「代表者印」は本社でしか管理していないため、全国にある店舗の申請書類のために、書類が東京と地方を行き来する必要がある。物流網のひっ迫を緩和し、かつ、新型コロナウイルス禍の中、本社に捺印のために社員を出社させる必要もなくなるため、印鑑登録をしていないが、部長職等、管理職者の印鑑での申請を認めていただきたい。なお、地方でも捺印作業は発生するが、東京ほど通勤が混雑しておらず、市中央部のリスクは比較的低いのではないかと考えられる。	「代表者印」は本社でしか管理していないため、全国にある店舗の申請書類のために、書類が東京と地方を行き来する必要がある。物流網のひっ迫を緩和し、かつ、新型コロナウイルス禍の中、本社に捺印のために社員を出社させる必要もなくなるため、印鑑登録をしていないが、部長職等、管理職者の印鑑での申請を認めていただきたい。なお、地方でも捺印作業は発生するが、東京ほど通勤が混雑しておらず、市中央部のリスクは比較的低いのではないかと考えられる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	内閣府 財務省 厚生労働省 国土交通省	規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続のうち、法令等又は慣例により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、国民、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。	なし	対応	内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の99%以上について、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済み)。酒の小売免許申請については、押印義務を廃止する方向で検討しています。飲食店等の営業許可申請については、厚生労働省令で申請事項を規定しているが、事業者には求められていません。建築確認申請については、2020年4月に省令を改正し、申請時に国民や事業者等に対して求めている押印を不要とする予定で。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
330	令和2年12月4日	令和3年1月14日	ゆうちょ銀行での出金手続きにおける「本人確認書類」の範囲拡大について	ゆうちょ銀行での出金手続きにおいて、ゆうちょ銀行が認め「本人確認書類」の範囲を拡大していただき	都市銀行では、「官公庁から発行・発給された書類で官公庁が顔写真を貼付したもの」は本人が提示をすれば本人確認書類となっている。つまりは、地方自治体・国の機関の窓口においても身分確認書類として有効であるものは、ゆうちょ銀行においても本人確認書類として認められるように推薦し直すよう要望する。本人確認書類の範囲が拡大されていないと、自己資金が速やかに、出金希望超過り出金できないという事態が想定され、結果として決済手続きに支障をきたす。事業遂行に障害となるためである。なお、民間事業者の経済的損失は、身分証明が認められなかった場合の再度金融機関に行くための交通費、身分証明書類による出金手続きに関する休業時間の人員費があげられる。これまで、ゆうちょ銀行から本件について回答をいただいたが、①運転免許証や住みカードを保有していない人が1日あたりATMの出金上限額を超えるの対応を延滞した出金ができなくなってしまう。②窓口業務を行う本郵便株式会社は事業内容において、3事業（郵便・貯金・保険）をすべて所管しているため、本人確認の取扱いがほぼどこも自己お客様サービスの観点から一律性が無い問題がある。③例えば「労働安全衛生法による免許証」は有効期限の定めが労働安全衛生法上もないため、作成から6ヶ月の有効期限と定められること法的根拠がない。また、地方自治体・法務局といった公的機関においても公的証明書として身分確認に使用されている。という点から問題があると私はしては解釈した。	合同会社 エナジーベース	金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、「犯収法」という)、旅行令及び旅行規則において、顧客が200万円を超える大口現金取引など一定の取引を行う際には、ゆうちょ銀行等の金融機関は法令で規定された本人確認書類の提示を受けるなどの方法により、取引時確認しなければならないことが定められている。ただし、顧客が既に取引時確認済みであることが確認できた場合は、犯収法に基づき取引時確認を再度行う必要は原則としてありません。そのような書類等により取引時確認済みの顧客であることを確認する場合は、各金融機関が内規で定めています。また、200万円以下の取引の場合においては、犯収法等の趣旨に鑑みて、偽造キャッシュカードによる預金の不正な引出しの防止等の観点から、各金融機関の内規により本人確認書類の提示を求めることがあります。なお、犯収法の取引時確認の際に使用可能な本人確認書類については、運転免許証や健康保険の被保険者証以外にも、労働安全衛生法による免許を含め、官公庁から発行され、氏名、生年月日及び生年月日の記載があるものも含まれていますが、当該本人確認書類に有効期限がないものについては、当該書類の真正性を担保するため、提示等を受ける日額6ヶ月以内に作成されたものとされており、そのような本人確認書類により取引時確認を行う場合は、各金融機関が、犯収法等の趣旨を踏まえ、内規で定めています。	犯収法による収益の移転防止に関する法律(平成17年法律第22号)第4条 犯収法による収益の移転防止に関する法律(平成20年政令第20号)第7条、第13条 犯収法による収益の移転防止に関する法律(旅行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第7条、第16条	旅行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり。	
331	令和2年12月4日	令和3年3月9日	農地法3条における事業承継の取り扱いについて	農地法3条における事業承継の取り扱いについて	現在は、再度承継者で一から農地法3条許可を取得することになっているため、時間的にも労力も非常にかかってしまう。また、農業委員会の許可申請作業と許可発出までは時間がかかるため、再許可取得後の工事費などは農業に多大な支障が発生することになります。前地上権者と土地所有者で設定された地上権について、土地所有者が新たな地上権者である承継者に権利が移ったことなど「事業計画変更承認」に承認しているにも関わらず、再度一から許可を取得させるというのは、不法行為以上に事業承継許可作業の負担を伴得ません。農地ではない土地に設定されている地上権であれば、権利者と義務者の共同申請だけで完了するのであるが、いたずらに農地ということだけで私有財産にも関わらず、余計な制限をかけることには承認できない。この弊に対して、法務局と地権者の見解や法的根拠を話し合いたい。また、全国の法務局において一律の取扱いがなされていないのなら、これもおかしなことだと考えるため、現状どのような取扱いが各地域でなされているのかも公表いただきたい。	合同会社 エナジーベース	農林水産省	農地法3条の許可申請作業と許可発出までは時間がかかるため、再許可取得後の工事費などは農業に多大な支障が発生することになります。前地上権者と土地所有者で設定された地上権について、土地所有者が新たな地上権者である承継者に権利が移ったことなど「事業計画変更承認」に承認しているにも関わらず、再度一から許可を取得させるというのは、不法行為以上に事業承継許可作業の負担を伴得ません。農地ではない土地に設定されている地上権であれば、権利者と義務者の共同申請だけで完了するのであるが、いたずらに農地ということだけで私有財産にも関わらず、余計な制限をかけることには承認できない。この弊に対して、法務局と地権者の見解や法的根拠を話し合いたい。また、全国の法務局において一律の取扱いがなされていないのなら、これもおかしなことだと考えるため、現状どのような取扱いが各地域でなされているのかも公表いただきたい。	農地法第3条第1項	対応	事業者負担を軽減する観点から、申請書以外の全ての添付書類について、「事業計画変更承認申請書の写し」を添付することで足りることを通知にて明確化します。	
332	令和2年12月4日	令和3年1月14日	会社設立に始まり、資本金の異動や役員の変更など、法人の権利に関わる事項の重要は法務局に登記申請し、受理後登記されます。ところが、そこで申請が完了しません。法務局での登記手続き完了後、資本金の異動であれば、届出の届出書並びに地方税納付事務所それぞれに別添運動届の提出が必要である。そして登記された旨の履歴事項全部証明書の発行を受け(手数料が必要)、それをあわせて届付が必要場合もあります。法務局に登記された事項(届け出の異動も含む)を、電子的に各課官庁間でリアルタイムに共有すれば、1か所への届け出で済みます。異なる時間とコストの効率化により、民間の経済活動の活性化に資すると思えます。	資本金は2019年1月に設立したスタートアップ企業ですが、この度、業務拡大の為第三者割増発行を実施しました。法務局への登記申請に始まり、登記完了後は、履歴事項全部証明書の発行を申請し、手数料を納付し、同証明書とあわせて別添えの異動届書を各税務署及び地方税事務所に提出するために、代表取締役自ら出席する必要があります。スタートアップは経営資源が限られることから、一律の書類を届け出す代表取締役自ら出席する必要があります。法務局の登記データベースを、諸官庁間で共有すれば、代表取締役自らの貴重な時間の質的、量的、証明書発行手数料等の不要なコストを削減できます。その分、営業活動に時間と資金を投入することができ、売上の増加や、利益の増加、そしてそれに伴う業務の拡大による納付法人税の増加や、雇用の拡大にも資すると考えられます。	夢イカドリー株式会社	法務省	法務省においては、令和2年10月から、国の行政機関に対して、登記情報をオンラインで提供することを可能とし、登記事項証明書添付を求めない行政手続について、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、届付を省略することができるようになっていきます。		対応	制度の現状欄に記載のとおりです。		
333	令和2年12月4日	令和3年1月14日	自動運転車の開発を促進するための規制緩和	自動運転車の開発を促進するための規制緩和	海外で普及が進んでいる以下の運転支援技術の普及、認可一貫化(特種道路)での使用を前提とした赤信号での停止制御	民間団体	警察庁 経済産業省 国土交通省	運転支援装置としての「一般道路(特種道路)での使用を前提とした赤信号での停止制御」については、詳細なシステムは不明ですが、道路運送車両の保安基準ではそのようなシステムを禁止する規定はありません。また、「駐車場内での遠隔制御(目視による監視下)」についても、詳細なシステムは不明ですが、遠隔による自動駐車機能などは欧州などでも採用している国際基準に適合してれば、日本においても認められべきです。なお、前者についてはこれまでに国内における型式指定等の申請はございません。後者については既に数種の車種について型式指定を行っております。	道路運送車両法(昭和25年法律第185号) 道路運送車両の保安基準(昭和25年7月28日運輸省令第67号)第11条	旅行制度下で対応可能	旅行制度にて対応可能と思われるので、ご提案の運転支援技術の詳細について相談いただければと思います。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
344	令和2年12月4日	令和3年1月14日	測量法第55条の13の廃止	「測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならない。」の規定は、GISやドローン等を用いて測量する許容の状況にあっては意味をなさない規定であり、廃止すべきである。並びに、事業規模等に応じて、測量士の人数を規定すれば十分に事足りると考えられ、測量の実態に合った規定に変更すべきである。	この規定があるために、営業所の大小事業規模に関わらず、営業所ごとに最低1名の測量士を配置せざるをえず、非効率な営業を強いられている。特に、東京、大阪等の大都市圏においては、都府県をまたがって業務に従事することが非常に多く、営業所ごとに測量士を配置することに意欲を見せない。第55条の13が廃止されれば、機動的な事業展開を図ることができる。測量法上の届け出事項も簡素になることは確実である。	株式会社 日本イン シーク	国土交通省	測量法第55条の13	対応不可	○ 測量業登録においては、測量業者としての営業能力(測量業を営む能力)を担保することを目的に、営業所(測量の請負契約を締結する事務所)ごとに測量士を置くことを求めているところであり、GISやドローン等を用いて測量する許容の状況にあっては必要な規定と認識しています。 ○ なお、多様な働き方が推進されている今後の現状に鑑み、測量業の測量士については、フレックスや時差出勤等の働き方を可能としています。	○	
345	令和2年12月4日	令和3年1月14日	関や地方自治体ごとに異なる手続(届出方式、届出方法等)を統一すべきもの	関及び地方自治体における競争入札参加資格審査の申請手続について(北海道在住)	標記の手続については、関や地方自治体の機関にそれぞれ提出しなければならず、非常に無駄であり、縦割り行政における弊害であるといえる。それぞれの機関に提出する書類は、多少の記載項目や添付書類の違いがあっても審査する内容はほぼ同じであり、申請者側からすると、ほぼ同じ内容のものを膨大な数の機関に提出しなければならず、非常に負担と労力を強いられている。特に市町村においては全く同じ様式、内容をそれぞれの機関に提出しなければならないという実態もある。また、機関によってはホームページ上で申請書を手入力できる機関も増えてきたが、このITの時代、いまだ申請書(紙)を購入し書面申請しなければならないという機関もかなり多くある。さらに郵送では受付不可で、わざわざ参加しなければならない機関もある。市町村については、申請書は申請機関の取を購入し受け付けなければならない。申請者にとっては金銭面でも負担が大きい。このことについては、申請書の販売元が地方自治体の天下りOBが在籍する団体であり、申請用紙の売上確保の目的で電子化しないのではないかと疑って仕みる。IT(デジタル)国家を目指す政府の意図するところと齟齬するものではないだろうか。 一方、関の物流検査(既卒)検査の提供も各省庁統一で実施されていたり、国土交通省が、関の他の一部の参加機関とともにインターネット一元受付を行なっているようであるが、地方自治体も含めて全て一元化すべきである。具体的には審査の窓口を一つにして、申請者は、入札に参加したい機関(関の機関、都道府県、市町村)を選ぶだけという単純な方法で良いのではないだろうか。	民間企業	総務省	番号127の回答をご参照ください				
346	令和2年12月4日	令和3年1月14日	特別徴収地方税(住民税)の通知書のサイズ、紙質、ミシンの位置、二六・四穴等のフォーマットや送付タイプ(封筒のサイズや密着式のハガキなど)がまちまちでファイリングが面倒	特別徴収地方税(住民税)の通知書のサイズ、紙質、ミシンの位置、二六・四穴等のフォーマットや送付タイプ(封筒のサイズや密着式のハガキなど)を統一してほしい。または電子化してほしい。	企業が給与計算等を担当していますが、自治体によって特別徴収地方税(住民税)の通知書のサイズ、紙質、ミシンの位置、二六・四穴等のフォーマットや送付タイプ(封筒のサイズや密着式のハガキなど)がまちまちでファイリングが面倒です。 なぜ統一されないのでしょうか。 こういったものは倉庫とは関係ないのでも「目立つ」必要はないと思います。 茨城県のはほとんど市町村では、何年か前から同じフォーマットの通知書を使用していますので、他の都道府県・市区町村も変更してほしいです。 都道府県別に印字の色を変えれば、市区町村コード順にファイリングしてもいいと思います。関にファイルされているとわかります。 通知書や決定額書用の給与報告書等の送付に郵便料金がかかることを懸念しているのであれば、企業には法人番号が設定されているのだから電子化も可能なのでは？ 初期費用はかかるのですが、その後何年かで元が取れるはずですので検討をお願いします。	民間企業	総務省	「特別徴収地方税(住民税)の通知書」については、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を指しているものと考えました。同通知については、地方税徴収規則において統一の様式が定められており、基本的にはこの様式による通知がなされていますが、御指摘のように紙質や印字の色等については差異が生じていると見受けられます。 なお、同通知は、平成29年度課税分から電子化が実現しており、特別徴収義務者において電子的に受け取ることが可能です。	地方税法、地方税法施行規則	現行制度下で対応可能	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、すでに電子化が実現しており、電子的に受け取れたければ、任意の紙面に印字等いただくことが可能です。	
347	令和2年12月4日	令和3年1月14日	会社の組織変更手続の期間について	合同会社から株式会社への変更をするときに債権者がいなくても百額を弁済しなければならないことを無くしてほしいです。	ベンチャー企業は、迅速に第三者増資を受けなければ事業を継続・拡大できないのに債権者もないのに1ヶ月という無意味な期間の存在。会社の経営に影響を及ぼす。そもそも会社の登記してもんを弁済することや明徴会社のある程度の手続きをしないといけないのか、パーソナルオフィスを借りるのと同様でわざわざ直接手続きしに行かないとダメなのか、またオンラインの場合も難しくすぎる。	民間企業	法務省	合同会社が組織変更をするときは、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等について官報による公告や知れている債権者への個別の催告又は日刊新聞紙若しくは電子公告による公告をしなければならぬこととされており、かつ、当該期間は1箇月を下ることができないとされています(会社法第779条、第81条第2項、第81条第2項、第81条第2項)。 また、法人登記の申請は、管轄の登記所に申請書及び添付書類を持参する方法のほか、郵送やオンラインによる方法でも行うことができます。	会社法第779条、第81条第2項、第81条第2項、第81条第2項	対応不可	組織変更においては、会社に適用されるべき規律が大幅に変更されることとなるとともに、会社財産の流出も伴う場合もあり(会社法第746条第7号等)、合併等の組織再編と同様に債権者に影響を及ぼすものであることから、その手続において債権者に譲渡を要することを定めることとしているものであり、知れている債権者が存在するかどうかにかかわらず、債権者異議の手続をとることを求めることが適切であると考えられます。 なお、法人登記のオンライン申請については、令和3年2月に、電子署名した者が印鑑提出者である場合に付すべき電子証明書の要件を緩和するなどの内容を含む商業登記規則の改正を行う予定であり、本改正の施行後は、公的個人認証サービス電子証明書等を利用して申請を行うことができるようになる予定です。今後ともオンライン申請の利便性の向上に努めてまいります。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
357	令和2年12月4日	令和3年1月14日	公園遊具の安全基準について	<p>【現状】 現在、公園遊具は、ほぼ「日本公園施設業協会」の会員企業しか導入できない状況であり、制度がその独占を許している状態である。</p> <p>【提案】 都市公園における遊具の安全確保に関する指針基準(改訂第2版)の遊具安全に関する「規格」を日本のものだけでなく、ヨーロッパやアメリカの基準も審査し認める。</p> <p>【主旨詳細】 A. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針基準(改訂第2版)によれば、一般社団法人日本公園施設業協会が会員企業向けに作成した「遊具の安全に関する規程(JPPA-SP-S2014)」は参考資料の扱いである。 B. 仮に会員企業以外が同協会のJPPA-SP-S2014に完全に準拠した遊具を製作しても、同協会が実行している「SP」マークの取得が不可能である。 C. にもかかわらず、公園遊具導入の際に自治体から「SP」マークの取得が条件とされる以上、Aから、自治体が公園遊具について一部企業の独占状態を容認している。 D. 実現には同協会の基準が絶対視され、自治体以外が公園遊具を導入する際の審査的な条件となっており、同協会の会員以外の参入が難しい現状がある。</p>	民間企業	国土交通省	<p>「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」は、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものです。同指針の作成・改訂にあたっては、ヨーロッパ/アメリカの指針・規格や、国内の有識者及び関係団体、地方自治体の知見等を参考にし、同指針において「遊具の安全に関する規程(JPPA-SP-S2014)」は、参考資料として扱われています。</p> <p>同指針は、都市公園法第31条に規定されている、国による都市公園の行政及び技術に関する助金の一つとして作成したものであり、また、同指針において、地方自治体が公園遊具を導入する際に「遊具の安全に関する規程(JPPA-SP-S2014)」を満たすことは規定されていません。このことから、同指針にある考えを踏まえ、公園管理者である地方自治体の判断により、ヨーロッパやアメリカの指針・規格に準拠した遊具を導入することも可能です。</p>	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)【技術的助金】都市公園法第31条	事実承認	制度の現状欄に記載のとおりです。		
358	令和2年12月4日	令和3年4月16日	企業に対する保険の被保険者資格及び報酬等の調査について	<p>企業に対して、「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査について」という書類が送られてきて、職員の賃金台帳やタイムカード等の記録物年開分を紙媒体で提出すること求められる。紙媒体で提出しない場合は、年金事務所での対面調査を求められる。これを「紙媒体」での提出ではなく、「システム」での提出を可能としていただくこと。</p> <p>また、ご時世、来庁調査は控えるべきと考えます。</p>	関及び民間において、ペーパーレス化が進んでいるのは周知のことと思います。その潮流に合わせ、給与関連事項や出勤のペーパーレス、システム導入も多くの企業で取り組んでいると思われ。野放しでも、給与・出勤等は全てデータ化しており、紙媒体は廃止しております。提案内容にも記載の通り、「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査」において、データ化されたものをわざわざ提出のために2年分も紙へ印刷し、企業側の負担で郵送させるのはいかがなものかと考えます。(書類等と互換に取替えた際の年金事務所の処理も紙媒体で行うよりも、データ処理によって審査した方が、正確かつ効率的ではないでしょうか。	株式会社ロイヤルホールディング	厚生労働省	<p>「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査」につきましては、これまで郵送による調査を行ってまいりましたが、現時点では行っておりません。</p>	厚生年金保険法第100条第1項	検討を予定	「厚生年金保険・健康保険の被保険者資格及び報酬等の調査」において、これまで賃金台帳や出勤簿等を紙媒体で提出していたは行っておりませんが、現時点では行っておりません。今後は電子データで提出いただくことを検討してまいります。	
359	令和2年12月4日	令和4年12月14日	新型コロナウイルス感染症対策推進法に基づく検査センターの医療規制の緩和	<p>新型コロナウイルス感染症対策推進法に基づく検査センターの医療規制の緩和</p>	<p>兵庫県丹波医療圏は、丹波市と丹波篠山市の市で人口70万、インフルエンザ流行に備えて地域の医療機関から行政検査の事後検査と検査を依頼する検査センターを既存の医療圏内に医療圏を兵庫県に「提出」し、保健法上の業務委託にあり、そのための医療機関を開設して行うことが必要と認められました。既存の医療圏が他の医療圏から事後検査という医療行為の委託を受けることはできないことでした。しかし、丹波医療圏は医師の規模も小さく医師不足という背景から新たな医療圏を開設して検査センターを立ち上げることが急務で、現実的な運営が考えられませんが、発熱患者の診療と検査を受ける診療・検査医療機関となることで、地域の住民の安心、安全を実現することができます。</p>	兵庫医科大学 検査センター	厚生労働省	<p>検体採取のうち、医師行為に当たらないものについては、委託先の医療機関において行うことも可能です。また、委託という形ではなく、地域の医療機関からの紹介を受けた医療機関において検体採取を旨とした検査を行うという形であれば、既存の医療圏で集中的に検査を実施することは可能です。</p> <p>なお、医療機関における医師行為については、当該医療機関の管理者の監督の下で行われる必要があり、他の医療機関に委託することは認められないことから、検体採取のうち、医師行為に該当するものについては委託は認められません。</p>	医療法第15条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	○
360	令和2年12月4日	令和3年4月16日	障害福祉サービスの事業所指定について	<p>障害福祉サービスの事業所指定について</p>	<p>指定障害福祉サービス事業と障害福祉サービス事業を分ける必要があるのか理解できない。事業所も行政も書式の違う同じ書類を作成して、同じ返付書類を付けることによる時間や労力の無駄、保管コストの無駄を削減できると考えます。さらに検印もいらないと思います。法律上分ける必要があるならば1枚で両法律の案件の内容が変わるようにしたい。</p>	株式会社ネクストベース	厚生労働省	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第29条において、介護給付費及び訓練等給付費の対象となるサービスの提供者として、都道府県知事等が指定する障害福祉サービス事業者(指定障害福祉サービス事業者)を規定しており、同法第30条において、当該指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害福祉サービス事業者を行う者の申請により都道府県知事等が指定を行うこととしています。</p> <p>社会福祉法第2条において、第2種社会福祉事業に障害福祉サービス事業が規定されており、障害者総合支援法第79条において、関及び都道府県以外の者は、第2種社会福祉事業の開始等に当たり、都道府県知事に届け出なければならないとしています。</p>		対応不可	ご提案にあります第17条が何を意味しているか不明なため、具体的に回答することは困難ですが、都道府県等に提出される申請及び届出の様式は、各都道府県等で定めているため、自治体に御相談いただくことが必要です。	△
361	令和2年12月4日	令和3年5月24日	常駐・専任配置原則の徹底関係	<p>労働者派遣事業におけるマッチングプログラム業務を派遣元事業者(実施)しなければならない規制の緩和(又は現行法でもリモートで当該業務が実施可能とする解釈の明確化)</p> <p>労働者派遣事業においては、派遣労働者に対する派遣元事業者(派遣先)のマッチング(就業条件の明示)等の業務について、派遣元事業者において行われなければならないことと派遣元事業者は一時的に解釈している。</p> <p>このため、派遣元事業者において当該業務に従事する職員は、リモートで当該業務を処理できず、コマフロアにいても常駐的に出勤が強いられる状態。</p> <p>以上ことから、法令改正によりマッチング(就業条件の明示)等の業務がリモートでも実施可能である旨を明確にする。又は現行法でもリモートで当該業務が可能である解釈を明確にし、それと矛盾する各種規程を見直すことが必要。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)には、派遣元事業者においてこれを行うべきと明確に定めがないが、「労働者派遣事業関係取組要綱(令和2年6月 厚生労働省就業安定局)において、「労働者派遣法に基づいて届出を行うべき「派遣元事業者」は、就業条件の明示等の事務の処理機能を有している事業所である(p.103)」こととの関係で、就業条件の明示等の業務は届出を行った「派遣元事業者」で行う必要があると解釈されている。</p> <p>なお、「労働者派遣事業関係取組要綱」には、「労働者派遣事業の内容となる業務処理を行っている場所又は施設が事業所に該当しない」と認められる場合も規定しつつ、「そのようにして派遣元事業者でない」と認められている。この前記部分からすれば、「リモートで就業条件の明示等の業務を行うことも想定している」と考えられなくないが、後段ではそれを否定している形になっている。</p>	一般社団法人新経連	厚生労働省	<p>番号1164の回答をご参照ください</p>		対応不可		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
362	令和2年12月4日	令和3年4月16日	離島診療所でのオンライン診療における薬の提供について	本市の離島にある保戸島診療所については、診療所の院長、看護師などが週4日、本土より定期船で通い、保戸島に在住する看護師を含めた全8名の体制で診療を行っています。 本年10月に津久見中央病院から保戸島診療所においてオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、運用を開始しました。 しかしながら、薬の提供が可能である保戸島診療所内において、オンライン診療を実施するにあたり、保戸島診療所の医師が本土の津久見中央病院の一室よりオンライン診療を実施しているため、保戸島診療所内に医師が不在となり、診療所内に置いている薬を患者に提供できない事象が発生しています。 オンライン診療後、診療所内に置いている薬を患者に提供できるように規制改革をお願いしたい。 規制改革においてオンライン診療後に薬の提供が可能となれば、本土からの薬の配送を要しなくなり、配送における航路の確保リスクを回避することが可能となり、診療所内の薬を即時に渡せるため、島民の医療の確保を図ることが出来ると考えています。	津久見市 厚生労働省	所管省庁	薬剤師法第19条に定められている通り、医師若しくは歯科医師は、患者または現にその看護にあつている者が特にその医師又は歯科医師からの薬剤の交付を受けることを希望する旨申し出た場合、もしくは医師法第22条各号の場合又は歯科医師法第31条各号の場合において、自己の処方せんによる場合は自ら調剤することができます。一方で上記以外の場合は薬剤師でない者は、販売または投与の目的での調剤は出来ません。 また、薬剤師法第22条の規定により、薬剤師が診療所の調剤において調剤を行う場合、その診療所で診療に従事する医師の処方せんによって調剤しなければなりません。	薬剤師法第19条 薬剤師法第22条	対応可	薬剤師法第19条の規定により、薬剤師以外の者が調剤を行うことができるのは、制度の現状に即載しました要件の下、医師等が自己の処方箋により自ら調剤する場合に限られます。 また、薬剤師法第22条の規定により、薬剤師が診療所の調剤において調剤を行う場合、その診療所で診療に従事する医師の処方せんによって調剤しなければなりません。		
363	令和2年12月4日	令和3年1月14日	法人の印鑑証明書の取得	現在、東京都中央区在住の法人は東京法務局に付き、印鑑カードによる自動機で印鑑証明書の取得手続を行います。 法人の商業登記簿原本は郵送受付可能となっておりますが、印鑑証明書はなっておりません。 企業商業登記簿原本は同じように印鑑カード等もしくは法人番号によるID/パスワード支払い手続きによる郵送取得もできるようにしてほしい。	わざわざ東京法務局に行き、大変混んでいる窓口で取得まで待っている事は苦痛だからです。	ニューズプランニング(株)	法務省	会社の代表者等の印鑑証明書は、窓口で交付を請求していたほか、郵便やオンラインでも交付の請求することができます。	事業確認	会社の代表者等の印鑑証明書の交付は、申請書、手数料分の収入印紙、印鑑カード及び郵便切手を貼付した返信用の封筒を郵便で登録所に送付することも請求することができます。登記・保任オンライン申請システムを利用すれば、オンラインでも交付の請求をすることができますが、令和3年2月から、この期間用いることができる電子証明書として、公的個人認証サービスの電子証明書が追加される予定です。		
364	令和2年12月4日	令和3年4月14日	電子証明書の更新手続について	個人番号カードに付帯している電子証明書の更新は5年に一度必要とされている。現在、手続の方法は所属する自治体の住所へ出向いて、必要な顔写真、住所、生年月日等を記入し、押印したものを地方公共団体情報システム機構(国)の個人番号カードセンターに提出しなければならない。の手続きを、面倒だと、できれば、オンラインでできるようにしてほしい。	そもそも、電子証明とは印鑑に代わるものであります。すなわち、従来は印鑑と紐が必要であった手続きを、暗号技術を用いてネットを介して本人証明を可能としたものです。その更新手続に、紐と印鑑が必要であるとは、本来転用ではないでしょうか。 しかも、手続には、役所に出向き、番号札を取り、長い間待たされます。また、個人番号カードの有効期限が10年であるのに対して、これに付帯している電子証明書の期限は5年となっているのも、不可解です。 1日に何回もオンラインで電子証明を持って仕事をしている事業者にとっては、役所までの往復と待ち時間は、その間仕事ができず、経済的なロスとなっています。これが、ネット上で手続きが完結できるようになれば、社会的なロスが減少します。 また、毎年一度、更新後に、ネット上の取引先や役所(特許庁など)に対してより変更手続きが必要となります。これを10年に一度にすれば、これによって生ずる社会的ロスが半減します。	橋本商標特許事務所	総務省	マイナンバーカードの更新は発行から10回目の誕生日まで、電子証明書の有効期間は、発行から5回目の誕生日までとなり、更新の頻度が異なります。 電子証明書の発行・更新業務については市区町村窓口及び郵便局のみ可能な業務となっております。	行政手続における特定の個人の利用等に関する法律第22条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の運営に関する法律第13条第4号	対応	マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する住民の負担軽減のため有効期間が延長10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとする。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を延長すれば、計算機処理能力の向上や暗号暗号技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日とする。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なるものがある。 電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえて、引き続き検討していきます。 なお、発行後の確認や窓口業務削減という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたところ。	
365	令和2年12月4日	令和3年1月14日	ELTAXの改善について	提案 (1)ELTAXから各県市町村へ依頼するフォーマットを自由に変更できるようにしてほしい。 (2)メッセージボックスもメッセージを受け取るだけでなく、双方でコミュニケーションできるようにしてほしい。 設置や異動など定形以外のイレギュラー対応には電話で行っている。 大企業向けには、電話対応は不要としたい。 フォーマットを自由に記入できるようにしてほしい。 様々な要望を見える化、共有化、電子化してやり取りできるようにする必要があると思う。 メッセージボックスもメッセージを受け取るだけでなく、返信できるようにして、コミュニケーションできるようにしてほしいと思う。	現状、申告訂正などによる取り下げや不受理の依頼などは市町村ごとに同じことを伝えなければならない。所在する自治体の自治体に電話で伝えたい。 事業所などが多くの市町村にまたがっている企業ほど大きな労力が必要となる。 弊社は42店舗展開しており、45の県市町村にまたがっている。 今年弊社は2月決算で4月の中間申告を電子申告で行ったのだが、2月の法人納税額が8月の中間申告納税額が多かったために、受け付けることができないとある市から言われた。 調べたところ法人税法72条にそのような内容が記載されている。 そのための中間申告の不受理の依頼をする同じ内容の電話を他の44の市町村にしなければならなかった。 またそのうち3つの市より電話では後々の証拠にならないため不受理の取り下げ依頼書を要求された。 同じ内容の電話をするのは家の電話だとおぼろしい。 自治体ごとに展開を進めていたのが課題とするのには納得がいかない。 また制度上受け付けることができないものを受け付けておいて、不受理の取り下げ依頼をこちらから出さなければならないのはおかしいと思う。 ELTAXは自由に記入できるフォーマットがあればいい電話でできるフォーマットがあればいいと思う。 電子上でコミュニケーションができるようになれば、証拠もなくなる。 以上の点から (1)ELTAXから各県市町村へ依頼するフォーマットを自由に変更できるようにしてほしい。 (2)メッセージボックスもメッセージを受け取るだけでなく、双方でコミュニケーションできるようにしてほしい。 を要望したい。	民間企業	総務省	ELTAXにおいては、主として法人向けの税目について、電子申告等が可能となっております。 また、メッセージボックスは、eLITAXシステムの機能であり、申告受付完了通知等のシステムや団体からのお知らせのメッセージを受け取ることが可能となっております。	なし	検討を予定	御提案いただきました内容につきまして、費用対効果や地方自治体の意向等を踏まえ、eLITAXの更なる利便性向上に向けて検討を行ってまいります。	
366	令和2年12月4日	令和3年1月14日	トラックの車両総重量(GVW)の規制緩和について	2017年度の新排気ガス規制(ポストコバ)の長期規制クリアした車両については、運行基準の車両総重量の制限と軸重制限を緩和することを検討している。 1)一度の運行で走る量が上がることでドライバー年間の乗車回数の削減による健康上の、2)代替費(消費)の促進、3)安全装置装着率増加による自動車事故の減少、4)排気ガス規制車両増加によるNox、Pmの排出量削減、5)車両総重量アップによる重量税のアップ。	トラックの車両総重量(GVW)が20tに制限されているが、輸送により最大22tまで認められる緩和がされる。それ以降大きな変更並びに緩和は行われていない。その後、25年以上の歳月が経とうとする間、自動車規制の技術支援や燃費向上、スモールシフトや突発急停車の規制化、ABS(アンチロックブレーキシステム)や横滑り防止システムの標準化されるなど、車両の安全性が急速に高まりつつある。そこで、車両の安全性が確保されている2017年度の新排気ガス規制クリアした中型・大型車両については、運行基準の車両総重量の制限を緩和し、引き上げる規制緩和を行うもので、この規制緩和による効果は、(1)一度の運行で走る量が上がることでドライバー年間の乗車回数の削減による健康上の、2)代替費(消費)の促進、(3)安全装置装着率増加による自動車事故の減少、(4)排気ガス規制車両増加によるNox、Pmの排出量削減、(5)車両総重量アップによる重量税のアップ。	岐阜日野自動車株式会社	国土交通省	道路運送車両の保安基準で定められている車両総重量や軸重等につきましては、車両の許容限度のみによっているのではなく、車両が道路に大きな損傷を及ぼす、道路を安全に通行できるように定めているものであり、道路法に基づく車両制限令との整合を図っております。 なお、道路は一定の重量、寸法の範囲内で安全・円滑に通行できるように設計されているため、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する観点から、その重量・寸法を超える車両は原則通行できません。	○道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第18号) ○車両総重量の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第4号)第4条の2 ○道路法(昭和27年10月10日法律第160号)第47条 ○車両制限令(昭和34年政令第265号)第3条	その他	車両総重量、軸重等につきましては、車両の許容限度や道路への損傷等を考慮して定めているものであり、別の観点で定められている安全性や環境性能への適合性の目を基に緩和を行うことは適切でないと考えます。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
372	令和2年12月4日	令和3年4月16日	社会保険関係手続きの改善について	現状、社会保険事務所に毎年4～6月の標準報酬を届けることになっていますが、紙ベース申請、最近電子化されますが申請内容を電子的に送る仕組みでもありません。法人従業員の毎月の給与翌月一回WEB上入力すれば、報酬の増減、報酬の変更手続きも必要なく、社員の追加、退職等の変更も月一回のWEBで申請して、法人への社会保険料の徴収発行、従業員別課税額もWEB上発行され、従来の領収書送付も不要になります。また、扶養者情報の変更も併せて登録すれば、社会保険料計算が自動化されます。社会保険料納付額を国税の確定申告へマイナンバーで連携できるようにする。	現在、中小企業（従業員数数程度）の経理作業を行っていますが、従業員の給与計算は必要作業ですが、社会保険の手続きは年1回ないしは変更がある場合に手続きが必要となり、従来の紙ベースの行政手続きを前提としているので、一度申請すればいい内容も再確認し繰り返し内容を記載しなければなりません。本選定事業がその目的で、従業員は従業員1名あたり3箇所のみという感じですが、申請書作成のたびに記載方法について思い出さなくてはならず、非常に負担となっています。毎月の社会保険料（健康保険、年金、こども納付額）の徴収書は従業員会員の合計金額しか送れないので、従業員と厚生年金保険料、厚生年金保険料、子育支援給付金等の項目を従業員個人単位で管理する必要がある期間が長くなってきています。また、支払った各従業員の社会保険料がWEB上で容易に確認できれば、各従業員の確定申告の社会保険料控除額に使用でき、作業効率化となります。1中企業としては大した作業量ではありませんが、経理した企業として行政手続きに時間を費やさなければならないと思います。中小企業数230万社とすると1社あたり社会保険手続きにかかる作業が3日程度削減できると仮定すると18,900人分の作業工数が削減できます。さらに社会保険事務所および厚生年金事務所の事務作業削減はかなりのものとなると思います。ちなみに年一回の標準報酬申請書の郵送切手代は9842,300,000社＝1193,200,000がなくなります。	民間企業 厚生労働省			厚生年金保険法第21条 厚生年金保険法第23条 厚生年金保険法第27条	その他	日本年金機構に対する算定基礎届や月額変更届の届出については、電子申請として届書作成プログラムに新規データを入力いただけますと、算定基礎届及び賞与支払届、資格喪失届、資格喪失届、月額変更届等のCD添付作業時に保険者データを取り出すことで、窓口へ届書を作成することができます。なお、企業が行う従業員のイベントに伴う社会保険・給与に係る行政視察等に対する申請等については、企業の人事・給与システムや民間事業者のWebサービス等からマイナンバーを介し、オンラインかつクラウドで行うこととすることで「社会保険・給与ソフトウェアー」を開発しております。 ※日本年金機構から送付する保険者データを受取ったCDのことです。		
373	令和2年12月4日	令和3年1月14日	日本年金機構が推奨している電子申請についての申請手続きについての提案です。 日本年金機構が各種届出について電子申請に切り替えるようご提案を頂いておりますが、許心な電子申請のみの初回の手続きがオンラインで出来ません。指定のHPに必要事項を登録しているにも関わらず、登録事項を照らしてプリントアウト時に印鑑証明書の原本を住所別に取付けを発生してしまう場合があります。さらにアカウントが発行されるまで審査に最低2週間要します。(1)初期の申請がオンラインのみで完了する。(2)オンライン申請後即時アカウントが発行される。以上2点を実現できるように改善願います。	●実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果について 経済的効果は、言うまでもなく事務作業が効率化されるため事業者の作業が効率化されます。社会的効果としては、業務の効率化とスピードアップが図れますので事業者にとってもメリットがあります。年金機構の業務も効率化され人員の削減が見られるものと思います。よき必要なサービスに人員のリソースを振り分けることが出来ると思います。また、印鑑証明書の発行が不要になりますので業務上の業務も削減されることになると考えられます。事業者、年金機構、法務局の全てが効率化されるためのメリットがあります。	民間企業 経済産業省 厚生労働省			法人、個人事業主向け行政手続きにおける共通の認証システムとしてQZSIDを整備・運用しており、J-グランド（補助金申請システム）や企業の社会保険手続き等で活用されています(https://qzsid.go.jp)。社会保険手続きの電子申請を行うために必要な「eBUDのアカウント」については、法人代表者の職務印本人確認を行う必要があるとされています。法人と法人代表者を結びつけるための資料として印鑑証明書の提出を求めています。	検討に着手	利用者の利便性向上の観点で、手続きのオンライン化や迅速化について検討を進めております。 具体的には、個人事業主についてはマイナンバーカードを利用してオンラインでeBUDアカウントを発行できる仕組みを構築中です。 法人については、法人と法人代表者を結びつける情報が必要であるため個人事業主の場合と同様の仕組みにすることは困難であるものの、オンラインでeBUDを発行する仕組みの可否も引き続き検討してまいります。			
374	令和2年12月4日	令和3年1月14日	IoTロボット等の非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定	IoTエリアにおける非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定 IoTエリアにおける非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定 IoTエリアにおける非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定 IoTエリアにおける非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定	IoT機器やロボット等の非防爆機器（爆発を防止するために電気設備に特別な技術的要素を講じていない機器）を工場内の防塵エリア（爆発や火災が起る可能性のあるエリア）で設置・使用するにあり、同一の機器でも自治体（消防）により規定・規制の適用に異なる判断が異なる場合がある。取組においては、「危険物施設向け可燃性高圧の基準を定めたところ、自治体間で活動に支障をきたす恐れがある場合に関する運用について」一時的な指針を示しているが、自治体ごとの規制の差異は顕著しており、全国規模で活動する事業者は拠点や工場ごとに情報自治体と相談を行う必要がある。このため、個別の規制の適用に支障をきたす恐れがある負担になるとともに、事業者の予見可能性を下げ、工場の生産性向上に向けた新規導入の足踏りとなっている。	(一社)日本経済団体連合会	消防法令上の危険物施設において使用される電気設備は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）において、可燃性高圧の措置をそのおける場所では、防爆構造を有する必要がある。可燃性高圧の措置をそのおける場所の範囲の設定や電気設備の仕様等については、安全を確保しつつ合理的に設定できる消防庁連合会「危険物施設における可燃性高圧の措置に関するおける場所に関する運用について」(平成31年4月24日付け消防防第84号)等により一般的な指針を示しているところである。	危険物の規制に関する政令第8号	対応	上記の「危険物施設における可燃性高圧の措置に関するおける場所に関する運用について」(平成31年4月24日付け消防防第84号)等により一般的な指針を示しているところであるが、IoT機器やロボット等の円滑な導入、普及に資するため、消防関係への技術的支援として、適切な事例の共有・公表（令和2年度内を目標）等と合わせて、電気設備に関する技術的な動向を調査しつつ、より具体的な安全確保策を検討し、よりわかりやすい現場ガイドラインの解説等を示す予定です（令和3年度中を目標）。			
375	令和2年12月4日	令和3年1月14日	ICTの活用により常駐の場合と同水準の施工管理の実現を目指すこと	ICTの活用により常駐の場合と同水準の施工管理の実現を目指すこと ICTの活用により常駐の場合と同水準の施工管理の実現を目指すこと ICTの活用により常駐の場合と同水準の施工管理の実現を目指すこと	請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円）の一定の建設工事に関して、請負事業者は「監理技術者を配置しなければならない。監理技術者は、他の工事現場に係る職務を兼任しない」と規定されている。このため、監理技術者を確保できず工事の受注を喪失する恐れが生じている。また、監理技術者の確保が難しい場合は、監理技術者が複数現場を兼任することが可能となる。しかし、工事に関する品質・原価・工期・安全・環境等に際しては、WEBカメラを用いた現場状況の監視、TV電話システムを用いた作業指示等、デジタル技術を駆使した遠隔管理により代替可能な範囲は十分に拡大している。これら技術を活用して技術を提供し得られたリソースを複数の工事現場で有効に活用する取組が期待できる。深刻な労働力不足への対応コスト削減効果が期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省		○ 公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、適正な施工より厳格に確保する必要があるため、監理技術者の専任配置を求めているところですが、昨年の建設業法改正により、生産性の向上を図るため、監理技術者の専任配置を合理化し、監理技術者補佐を工事現場専任で配置した場合、監理技術者の業務を可能（当面2現場）としたところである。	建設業法第26条第3号	検討を予定	○ 今後、業務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し（令和3年度予算要求中）、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討してまいります。	
376	令和2年12月4日	令和3年1月14日	建設分野のデジタル化を進める観点から、建設確認申請書としてBIMデータを明示的に位置付けること	建設分野・土木分野におけるデジタル化の進展にともない、計画・調査・設計・施工・維持管理の各段階で3次元モデルを活用し、建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を図るBIM/CIM（Building Construction Information Modeling, Management）と明確な手法が普及している。しかしながら、建設確認申請に際しては、施行規則において「調査および申請提出する届が規定されているために、3次元図面を併用する」と定められている。また、発注者と受注者（施工業者）間の職務委託契約の内容及び、受注者の独自技術ノウハウに二次加工（加算）を付与したBIM/CIMデータの著作権を委託者に帰属する可能性があるなど、知的財産に関わるルールが十分整理されていないことで、業界全体での技術の普及を阻害している。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省		【建設分野】 BIMデータを活用した建設確認申請は制度的には可能であり、現在、建設BIM推進会議にて、具体的な運用に関する検討が進められています。 【土木分野】 BIM/CIMデータの権利や使用・保管に関するルールについては、現状の制度上、規定はありません。	【建設分野】建設基準法第6条 【土木分野】なし	【建設分野】 【建設分野】 【土木分野】 【土木分野】	【建設分野】 建設分野のBIMの活用促進については、建設BIM推進会議（令和元年6月設置）において、議論を行ってまいりました。 BIMデータについては、将来的なメリットも期待される一方で、長期的なデータの保存等に係る技術的な課題も同会議で受け付けています。まずは現状の技術の範囲内でBIMデータを活用しつつ建設確認申請が効率化されるよう、事前相談段階での活用など、検討を進めてまいります。 また、建設BIM推進会議で、官民で進捗してBIMの普及促進を図りたい。今後、建設分野の各主体の役割分担を整理したうえで、BIMを活用した場合の契約や著作権等のあり方について検討してまいります。 【土木分野】 【土木分野】 平成30年度に設置したBIM/CIM推進委員会における調査を踏まえ、「3次元データを契約図書とする試行ガイドライン(案)」(令和2年3月)により、3次元データを契約図書とする試行的な実施を予定しております。本方針の結果を踏まえ、BIM/CIMを活用した場合の契約や著作権について、引き続き検討を進めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
377	令和2年12月4日	令和3年4月16日	一般用医薬品の遠隔による販売・情報提供の実現	ICTを活用して有資格者が遠隔での情報提供を行うことにより、一般用医薬品を販売可能とすべきである。	医薬品医療機器等法に基づき、店舗販売業者においては、一般用医薬品(第一類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品)の販売を薬剤師・登録販売者により行うことが義務となっており、第一類および第二類医薬品の販売に関しては、当該薬剤師・登録販売者を通じて必要な情報を提供することも義務付けられている(第二類努力義務)。このため、有資格者が店舗に不在の場合には一般用医薬品を販売することができず、顧客の利便性を低下させている。既に公的医療保険制度上もオンライン診療・薬歴指導が一部認められているが、一般用医薬品を販売する店舗において有資格者が常駐する必然性は乏しい。また、労働力不足やコロナ拡大に伴い「薬剤師・登録販売者の確保が従来以上に困難となるが、店舗の常駐要件の遵守は事業者にとって大きな負担となっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	一般用医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家に係る情報提供や相談対応のほか、医薬品を販売するための管理も必要であることから、店舗に専門家が常駐することは消費者の安全性を確保する上で必要です。本件に関しては、現在、規制改革推進会議(医療・介護WG)において、一般用医薬品の販売や管理体制に関する議論が進められているところです。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の9、第36条の10	検討を予定	ご指摘に関しては、利便性の観点のみならず、安全性を確保した対応をすることが必要と考えています。一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供については、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じた実施すべき事項や店舗販売業者の責任において実施することなど前編に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供のあり方について検討した上で、必要な措置をとることとしています。	◎	
378	令和2年12月4日	令和3年2月18日	アジャイル開発等のシステム開発における発注者、受託者、委託先との直接的な意思疎通や協議が容易に図れるようシステム開発に向けた環境整備	アジャイル開発等のシステム開発における発注者、受託者、委託先との直接的な意思疎通や協議が容易に図れるようシステム開発に向けた環境整備	情報システムの開発に当たり、短期間で試行錯誤を繰り返す「アジャイル手法」の活用が普及しつつある。アジャイル開発においては、ノウハウやアイデアを共有する観点から、発注者と受託者、受託者の委託先等の関係性をより密な意思疎通の下で協働することが不可欠となる。特にスタートアップとの関係において、早期に成果を出す手法として有用である。しかしながら、現行法制下では意思疎通や協働の内容が発注者から委託先のエンジニア等の作業への直接的な指図命令のみならず、労働者派遣法が禁止する「偽装請負」に該当すると判断される可能性がある。また、発注者と受託者との間に派遣契約が切替された場合でも、受託者から委託先へ関係の一部を再委託していることから、結果的に発注者から委託先へ「二重派遣」に抵触しかねない。特に外部委託先(シブ)や個人事業主)がスタートアップのような小規模企業や新興企業である場合、派遣事業の許認可も有していないことから、派遣契約への切り替えは現実的でない。このため、偽装請負の正当性を回避するため、発注者と受託者、委託先の行合を「偽装請負」の管理責任者を抽出させ、当該責任者を介して仕様や要件を固めていくこと、発注者・受託者間のコミュニケーションシミュレーションの促進と対案に費用と時間を費やさせるをせず、高いスピード感を持つアジャイル開発のメリットを十分に享受できていない。前述のとおり、受託者が小規模企業や新興企業である場合、上記のようなコミュニケーション体制の確立も容易ではない。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、「労働者派遣」とは、自己の雇用の労働者を、当該雇用関係の下で、かつ、他人の指図命令を受け、当該他人のために労働に従事させることを行い、当該他人に対し、当該労働者を当該他人に雇わせることと対してするものをいふものとされ、「労働者派遣事業」には、労働者派遣を業として行うことをいいます。労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(以下3号告示という。)」により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と労働者の保護を図っています。労働者派遣事業に該当するか否かについては、3号告示に基づき、突如に即して判断されます。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第9号 ○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	対応不可	御指摘の「アジャイル開発等のシステム開発」における意思疎通等について、一律、偽装請負に該当しないことを明確化することは困難であり、3号告示に基づき、突如に即して判断されるものです。	◎	
379	令和2年12月4日	令和3年5月24日	ICTの活用および周辺設備環境との適切な連携を前提に、事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の遠隔化および業務要件の緩和	ICTの活用および周辺設備環境との適切な連携を前提に、事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の遠隔化および業務要件の緩和	一定の条件を満たす事業場では、専属の産業医を選任して労働者の健康管理等の業務を行わなければならない。当該産業医が事業場に常駐することについては、厚生労働省は、2019年度の規制改革ホットラインにおいて、「常駐しない場合、産業医が、遠隔診療の実施、健康診断等の取組と再発防止対策の仕立等の労働者の健康管理等を、一人一人の作業環境等を踏まえて、適切に実施することが困難になるおそれがあることから、引き続き産業医の常駐が必要」としており、事業場を所管する労働基準監督署において当該事業場での常駐を事業者に対して求めるケースがある。2019年施行の働き方改革関連法において労働者の健康確保に向けた「産業医・産業保健機能の強化」が盛り込まれ、質が高く自社に適した専属産業医を確保するニーズは高まっているが、産業医は都府県に所在しているため、郊外の大規模な事業場等は専属産業医の確保が困難となっている。専次方2020において「新しい生活様式」によってテレワークの促進やオンライン診療の検証が図られるが、専属産業医の常駐する必要性は乏しい。また、非専属産業医の選任で足りる事業場においても、他の事業場の専属産業医と契約するためには「事業場間を1時間以上で移動できる」要件を満たす必要があるため、地理的な制約から遠隔産業医を確保できない場合がある。産業医の職務の多く(労働者の健康管理や面接指導、衛生教育等)はICTの活用で対応でき、定期健康診断や作業環境の維持・管理等の職務についても事業場に常駐する必要性は存在しない。労働災害の発生等の緊急時も事業場周辺の医療機関と連携することで必要な措置を行うことは可能と考ええる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第5条により、事業は常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせることが義務づけられています。また、この規定に基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第29号、以下労働規則という。)第13条第1項第3号により、常時1,000人以上の労働者を使用する事業場又は特定の有害業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場について、事業場に専属の産業医を選任することとされています。また、労働規則第14条第1項に産業医の職務である労働者の健康管理等の内容、労働規則第15条に産業医による事業場の定期巡回について、定めています。① 専属産業医の常駐については、昭和55年発生の質屋店火災に際しての専属産業医に係る質疑に「少なくとも所定労働日においては産業医はこの事業場において働く必要がある」旨を示している。② 専属産業医の非専属産業医の業務については、平成9年の解釈通知にて「地理的關係が密接であることとする要件を示し、さらに平成25年の解釈通知にて「1時間以内で移動できる場合も含まれる」旨を示している。	労働安全衛生法第13条 労働安全衛生法施行令第5条 労働安全衛生規則第13条第1項、第14条第1項、第15条	対応	専属産業医の要件緩和については、ご要望を踏まえ、労使や医療関係者、産業保健の専門家等のご意見を伺いながら、産業医が行う職務のうち、労働衛生水準を高めることなどオンライン上で実施可能な範囲、その際の留意事項等について整理し、その結果を踏まえて、令和3年3月31日付で通達を策定しました。	<概要> ※1「事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任を認める」との要望について ⇒職務の一部を遠隔で実施して差し支えないとし、実施する場合の留意事項を示した。 ※2「専属産業医が他の事業場の非専属産業医を業務するための事業場間の移動要件を撤廃すべき」との要望について ⇒事業場間の地理的関係を撤廃した。	
380	令和2年12月4日	令和3年1月14日	各種定期点検業務において、健全性の判断基準として性能カログを参考にできる点を明記すべきである。性能カログにおいては、事例と合わせて性能等の技術要件に備わった特徴を示し、点検支援技術を活用する者でも利活用の可否を容易に判断できるようにすべきである。	橋梁やトンネル等 定期点検・調査については、2019年2月に改定された定期点検業務や、点検支援技術性能カログ(案)(以下、「性能カログ」)の公表等の効果もあり、一部のユーザーにおいてパソコン等を使用する事例が増えている。一方、現行の定期点検業務は、「自らが近接目視による点検等の健全性の診断を行うことができる」として定期点検を行う者が判断した場合は、その他の方法についても、近接目視基準と同等と取り扱ってよい。」「その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が定期点検の目的を達成するよう、かつ、その方法を用いる必要と判断する旨を記載する。」「また、性能カログは、パソコンを使用した定期点検の具体的な事例が示され、利活用を促進する一定の効果も期待できるものの、定期点検業務において性能カログを利用基準の参考として取り扱ってよい。また、同性能カログ(案)にこだまる。その結果、現時点では点検支援技術の利活用を促進する効果は限定的となっている。加えて、同性能カログは具体的な事例が複数示されているが、健全性の診断ができるパソコン等の性能等は事例で示されたものに限定されるものでない。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	道路分野では、定期点検においてパソコン等の新技術が活用できるよう、平成31年度に定期点検業務を改定したところですが、この改定にあわせて、性能カログ(※1)のほか、新技術を利用する際のガイドライン(※2)を策定したところです。① 点検支援技術性能カログ(案) (平成31年2月策定、令和2年6月改定) ② 新技術利用のガイドライン(案) (平成31年2月策定)	道路法第42条 道路法施行令第35条の2 道路法施行規則第4条の5の6	現行制度で対応可能	ご意見も踏まえ、点検業務との関係がより明確になるよう検討してまいります。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
381	令和2年12月4日	令和3年1月14日	ドローンの飛行に係る申請手続の簡素化	以下のような安全性の配慮等がされたドローンなし飛行方法については、リスクの低いカテゴリへの分類や、同一リスクカテゴリにおいても飛行ことの個別の許可・承認を省略するといったルールを検討し、ルール化すべきである。また、それぞれのドローンなし飛行方法に関する具体的な基準は、申請者や事業者との協議を踏まえて設計すべきである。 ①感応等一面が開放された構造の建物内における飛行のうち、開放された面の面積等が一定以下の場合における当該建物内の飛行等の機体前面を透過可能なカメラ等の搭載により目視と同等の機能・性能が認められる場合における短期間なしおよびその立ち入りが困難な場所等の目視外飛行等 ②ワイヤーによる機体の係留等の飛行範囲を制限する措置やフロアペダール等の安全措置が講じられている場合における人口集中地区上空の飛行等 ③高度かつ安全管理が行いやすい区域(製鉄所等)における重量500kg以上のロープの飛行 ④鉱山内における150m以上の高さの飛行および目視外飛行 ⑤高度かつ安全管理が行いやすい区域(製鉄所等)内にある、リポーター等の接近が想定されない高構造物(高炉等)の周辺における、高度150mを超える飛行 ⑥生活・居住地域ではない区域(製鉄所等)に隣接する海上における、段階インフラ点検のための一時的な飛行 ⑦ドローンの機体開発のために行う試験飛行 さらに、2022年度の有人地帯での目視外飛行(レベル4)実現という政府目標の達成に向けて、必要な制度整備等を着実に進捗させていく。併せて、将来的にドローンの目視外飛行を社会実装すべく、機体や飛行方法等に關する制度整備を検討すべきである。	インフラの維持・管理はじめ、より広い分野でドローンが活用されるためには、ドローンの使用環境の多様化や安全性向上にあわせた飛行環境の構築が必要である。現行制度では、重量20kgを超えるドローンは「無人航空機」として定義され、航空法に定める人口集中地区等の飛行禁止区域での飛行や、目視外飛行等の所定の方法以外での飛行を行う場合は、国土交通大臣の許可・承認を受けることとされている。 同法に基づく規制は、機体の重量に応じて一律に適用されるため、現状では、後述のようなエアリフト(有人航空機・無人航空機・その他航空機)に準ずる可能性等およびエアリフト(有人航空機・無人航空機・その他航空機)に準ずる可能性等)の低い環境下、方法での飛行や、同一リスクの回避・低減に繋がる機体や飛行方法についても、特段の配慮はなされておらず、利用者において安全性の高い機体なし方法による飛行を活用するインセンティブに乏しい。 現行政府の「無人航空機の有人地帯における目視外飛行(レベル4)の実現に向けた検討小委員会」において、飛行する地域・空域や飛行の方法等のリスク要因を踏まえ、飛行を3段階のカテゴリに分け、リスクが一定以下の飛行は飛行ことの個別の手続を簡素化する仕組みを目指した制度設計のための協議が進んでいる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	・航空法の規制対象となる飛行については航空機の飛行並びに人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて事前に申請の上国土交通大臣の許可・承認を受ける必要があります。 ・審査においては、基本的な安全基準を満たすことに加え、飛行の禁止空域や飛行の方法等に機体や操縦者、体制に求められる追加基準を定めており、それらに適切に対処できているかを飛行毎に確認しています。	航空法第132条、第132条の2、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	検討を予定	・現在、「無人航空機の有人地帯における目視外飛行(レベル4)の実現に向けた検討小委員会」において、有識者や利用者にも参加頂き、地上の人・物件や有人機へのリスクに於いて飛行をカテゴリ分けし、安全の観点から現在認められていない有人地帯における補助者なしでの目視外飛行を認めるための制度を議論しているところである。 ・②に記載頂いたような研究開発を目的とした飛行であって「国土交通省航空機標準マニュアル(研究開発)」に該当する場合は、許可承認後に機体の改造を行った場合の再申請は不要とできるよう、令和2年9月に審査要領を改正しております。 ・③に記載頂いたワイヤーによる係留などによって飛行範囲を物理的に制限し、リスクを低減させることが可能な場合には、許可承認後には機体の改造を行った場合の再申請は不要とできるよう、令和2年9月に審査要領を改正しております。 ・さらに、現在、地上の人・物件や有人機へのリスクが一定程度低いような飛行(例：人口集中地区における飛行、目視外飛行)については、新たに設ける操縦ライセンス制度や機体認証制度の適用に加え、必要な安全対策を講じたことにより飛行毎の許可承認を不要とすることについても検討しているところであり、①～④に上記に記載頂いたような飛行についても、このような類型に当てはまるものであれば、個別の許可承認を不要とする方向で検討して参ります。 ・⑤、⑥に記載頂いた飛行について、例えば鉱山内の150m以上を一律に個別の許可承認不要とすることは困難ですが、高構造物点検のための飛行であって高構造物周辺を飛行することを前提に、必要な安全対策を講じて飛行する場合にあっては柔軟な運用ができるよう検討致します。 ・引き続き、利用者の意見も踏まえながら検討を進めて参ります。	
382	令和2年12月4日	令和3年1月14日	災害時の目視外飛行の簡素化	昨今の災害の増進に伴い、電力供給にかんしてレジリエンス強化を図ることは不可欠である。重要なインフラ設備の被災状況を速に確認し、早期の復旧を図る観点から、災害時のインフラ復旧活動に必要な目視外飛行については、住宅地・上空に立ち入らないことを前提として、航空法の適用除外とすべきである。	災害発生時に、電力供給は重要なインフラ設備の被災状況を確認するにあたり、倒木や土砂崩れにより車両等が通行できない場所の先は、ドローンを飛行させて確認を行うことが効果的である。しかしながら、無人航空機の目視外飛行は原則として補助者の配置が必要となり、配置せずに飛行させる場合には、遵守すべき基本として飛行許可を付与せずようとする経路およびその周辺について、不測の事態が発生した際に適切に安全上の措置を講じることができている状態であることを現場確認することが求められるものの、災害時に通行ルートを確認する前にこの基準を満たすことが極めて困難である。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	・飛行禁止空域における飛行や目視外飛行等の危険度の高い飛行については原則許可承認が必要ですが、国や都道府県警察等による捜索・救助、又はこれらの者の依頼により捜索・救助を行う無人航空機の飛行については、許可承認を求めています。 ・国等の依頼によって捜索・救助を行う場合以外においては許可承認が必要ですが、緊急を要する場合の飛行については、以下の区分に従い電子メールや電話等で申請できることとして、後日申請書を所定の提出先に提出していただく予定です。 (ア)電子メール又はファクシミリによる申請 ・事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合 ・事故及び災害の復旧活動のための緊急を要する場合 ・その他に緊急を要する場合 (イ)電話による申請 ・「事故及び災害」が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の「災害」にある場合又はこれに該当する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合	航空法第132条、第132条の2、第132条の3、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	検討を予定	・現在、国もしくは地方公共団体、又はこれらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助のために飛行を行うについては航空法の適用除外としており、それ以外の者についても、事故及び災害に際して緊急を要する飛行の場合には電話やメール等で申請することができるよう手続を簡素化しています。 ・今後は、上記の飛行以外の災害時のインフラ点検やこれに類する飛行についても申請手続を簡素化できるよう検討するとともに、通常目視外補助者なし飛行の承認を行う際の基準として原則飛行経路周辺の事前確認を行うことと定めているところ、災害時等、経路周辺の事前確認が難しい場合には柔軟に承認できるよう検討して参ります。	
383	令和2年12月4日	令和3年1月14日	リチウムイオン電池の普及に向けた制度整備	適切な機体を購入したリチウムイオン電池については、「危険物の規制に関する政令」で指定する数量を超える場合の新たな数量基準を設けるべきである。かつ、消防法の適用における危険物の総量の耐火構造化が負担となるため、事業者が1,000L未満の電解液量で貯蔵・取り扱わざるを得ない事態が生じている。リチウムイオン電池システムの中には、蓄電池が所定の高温状態になると閉路の遮断器を開放して火災にともなう燃焼防止する機能を搭載している製品もあり、一定数量を超えた貯蔵・取り扱いは、安全性を担保することは十分に可能である。	リチウムイオン電池に使用される電解液は「第4類第2石油類」として消防法上の危険物に該当し、1,000L以上の電解液量を貯蔵・取り扱うには壁・柱・床等を耐火構造とする「危険物取扱所」で行わなければならない。リチウムイオン電池は従来の鉛蓄電池等に比べ、小規模な大容量の電池を容易に搭載し、高性能を持ち、データセンターにおける冷却用電源としても利用可能である。しかしながら、貯蔵・取扱所が危険物に該当した場合の耐火構造化が負担となるため、事業者が1,000L未満の電解液量で貯蔵・取り扱わざるを得ない事態が生じている。リチウムイオン電池システムの中には、蓄電池が所定の高温状態になると閉路の遮断器を開放して火災にともなう燃焼防止する機能を搭載している製品もあり、一定数量を超えた貯蔵・取り扱いは、安全性を担保することは十分に可能である。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法(昭和23年法律第186号)では、貯蔵又は取扱いを行う危険物が一定の数量(指定数量)を上回る場合には、その危険性に鑑み、火災予防のための技術基準に従わなければならないこととされている。リチウムイオン電池に使用される電解液についても、消防法上の危険物に該当するものが多く、指定数量以上の貯蔵・取扱いが行われる場合には技術基準が適用されます。なお、電解液の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を、一定の要件を満たした箱に個々に収納し、貯蔵する場合にあっては、当該箱ごとの数量を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する箱として扱われています(「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(平成25年12月27日付け消防第303号。以下「303通知」という。))。	消防法第108条、第109条	検討着手	リチウムイオン蓄電池の危険物保安上の扱いについては、電解液の引火性、火熱に晒された場合の燃焼特性等を踏まえ定めているところである。 303通知の見直しについては、令和2年2月に関係事業者団体の要望を踏まえ、一般的なリチウムイオン蓄電池を用いた変更を行ったところ、電池箱の燃焼を防止することができなかったことから、さらに技術的な検討が必要であるとの共通認識の下、当該関係事業者団体において、現在、技術的な調査の検討を行っているところである。 この関係事業者団体の検討を基に、引き続き関係事業者団体とともに検討を進め、令和2年4月に改めて調査を行った火災にともなう燃焼を防止する機種の効果等を念頭にシステム全体の安全性に於いては措置について、危険物保安分野の有識者等から構成される検討会において、おおむね1年以内を目途に結論を導きたいと考えているところである。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
384	令和2年12月4日	令和3年4月16日	宿泊者名簿の完全電子化	旅館業法に基づき、宿泊施設の営業者は宿泊者の氏名や住所、職業等を記載した「宿泊者名簿」を作成・備え付けなければならない。また、情報通信機器を用いた名簿の作成・備え付けは禁止されている。旅館業法に関するFAQ Q1においては、宿泊者本人による名簿の記載を事業者に求める記述が存在する。このため、インターネット予約が主流となり、利用者はネット経由で顧客情報を事前に登録しているに関わらず、チェックインの際に改めて「宿泊者名簿の記載」確認を行う必要が生じ、宿泊施設と顧客の双方の手間となっている。宿泊者名簿の正確性は、本人が画面を確認して承認することで担保することが可能であり、直筆での記入を求める必要性は大きくない。また、自治体の中には、紙媒体の宿泊者名簿の提出を求めるケースもあるため、作成・備え付け・提出を電子で一貫して行うことができない。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	旅館業法に基づき、宿泊施設の営業者は宿泊者の氏名や住所、職業等を記載した「宿泊者名簿」を作成・備え付けなければならない。また、情報通信機器を用いた名簿の作成・備え付けは禁止されている。また、宿泊者名簿については、従来事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の活用に関する法律の規定に基づき書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができるとされている。令和2年10月12日「旅館業法に関するFAQ」が改正され、宿泊者名簿について、宿泊者の自筆での記載が必須ではないことが明確化されています。また、令和2年10月12日に自治体に対し、当該改正内容及び宿泊者名簿について電磁的記録による保存及び提出が可能であることの周知を行いました。	旅館業法第6条 旅館業法に関するFAQ 従来事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の活用に関する法律第3条 厚生労働省の所管する法令の整理に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の活用に関する省令別表第1	その他	制度の現状に記載のとおり		
385	令和2年12月4日	令和3年4月16日	宿泊施設におけるフレキシブル環境の実現	各保健所の見解を統一させた。互換機(フロント)が有人である必要がない宿舎全館の保健所に通知徹底すること。有人である必要を求めない宿舎を明確化し、制度の透明性を高めるべきである。	2017年の旅館業法改正により、玄関機(フロント)における対面による宿泊者の確認義務についての見直しが行われた。具体的には営業者が設置したビデオカメラにより、鮮明な画像で宿泊者の本人確認(出入状況の確認を省時実現)とする等の要件を満たし、玄関機(フロント)の設置が免除されたこととなった。しかしながら、各地の保健所において、有人でなければ玄関機の許可を考へない場合もみられ、行政機関の現場において制度改正が十分に浸透しているとは言いがたい状況にある。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	旅館業における衛生等管理要項においてICTによる玄関機(フロント)の代替の要件を明示しており、従来から一定の要件を満たしたIC設備による代替が可能である。令和2年10月12日、自治体に対し、再度、ICTによる玄関機(フロント)の代替が可能である旨周知を行いました。また、令和2年10月12日付の通知において、自治体におけるICTによる玄関機(フロント)の代替の状況等について調査を行いました。当該調査結果によると、ICTによる玄関機(フロント)の代替を認めている自治体が全体の9割以上であり、ほとんどの自治体で、ICTによる玄関機(フロント)の代替が認められていた。令和2年11月13日に今回の調査結果や最新のIC設備の状況も踏まえ、各自治体の状況に応じ、引き続き適切に旅館業法の運用を検討していただくようお願いを行いました。	旅館業法施行規則第4条の2 旅館業法施行規則の施行について 旅館業における衛生等管理要項	その他	制度の現状に記載のとおり	
386	令和2年12月4日	令和3年4月16日	次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備	データ利用者が不適切な情報の取扱いした場合の罰則を厳格化する等、患者個人の権利利益の保護に適切に対応することを前提として、通常のオプトアウトを可能とする。患者に対する通知要件の緩和が予定されている。また、現状規制が存在しない匿名加工医療情報に関する標準的なフォーマットを新たに制定すべきである。	次世代医療基盤法の施行により、患者の検査や治療、保健指導に関する情報を活用した医療サービスの高度化・効率化や健康・医療に関する革新的な研究開発、新産業の創出等の効果が期待されている。とりわけ今回のコロナ対策においては、日本の医療サービスを支えるために、病歴の継続、新たな診療方針の決定、今後の予測等に活用する必要がある。しかしながら、医療データの取得・活用に関し、以下のような問題点が存在する。 ① 丁寧なオプトアウトによるデータ提供にあり、初期受診時の書面通知が前提とされるため、医療従事者の負担増へつながり、医療機関から認定事業者へのデータ提供が進まない可能性がある。 ② 認定事業者の増加が見込まれるなか、匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットについて規制は存在しないが、標準的なフォーマットの形式が存在しないために、複数の認定事業者からデータを提供された利用者に関する情報の比較・分析が難しくなる可能性がある。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	①医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号、以下「次世代医療基盤法」という。)第30条で定める本人への通知については、同法第4条第1項に基づき定められた基本方針において、「本人に対するあらかじめの通知については、本人に直接知られるもの(性別、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法)に於ける限り、具体的な方法については、医療情報取扱事業者の事業の性質及び医療情報の取扱状況に応じて適切に対応することが求められるが、医療機関等の場合は、法施行前か通知している患者をのぞき法施行後最初の受診時に書面により行うことを基本とする。」となっている。 ②匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットについて規制は存在しません。	①次世代医療基盤法第30条、同法基本方針3(2) ②なし	①対応 ②現行制度下で対応可能	①本人に対する通知の具体的な方法については、基本方針を踏まえ、医療機関等と認定事業者との契約に基づき、認定事業者が確認した内容に沿って医療機関等が通知を実施する取扱いとなっております。このように、現場の実情に応じて柔軟に運用することが可能であることについて、認定事業者と連携して医療機関等に周知してまいります。 ②認定事業者によって取り扱われる医療情報は、個々の認定事業者の事業運営に関する職務に応じて異なります。加えて、匿名加工医療情報の提供について、利用者のニーズも様々であり、統一したフォーマットを作成することは、個々の利用者のニーズに応じたオーダーメイドのサービスを阻害するおそれがあります。 一方、認定事業者相互間で医療情報を取り扱う上で、それらを一括した匿名加工医療情報を利活用者に提供することも可能です。このため、複数の認定事業者がまた匿名加工医療情報の提供に対する利用者のニーズに応えられるよう、認定事業者相互間の連携を働きかけてまいります。	△
387	令和2年12月4日	令和3年4月16日	デジタルヘルスケア製品に対する新たな認定制度の創設	アプリケーション等のデジタル技術を活用したヘルスケア関連製品は、患者の診断・治療支援や重症化予防だけでなく、コロナ等の感染症拡大時における国民の健康維持・増進にも寄与することが期待されている。しかし、直接的な治療効果を持たない製品は、非医療機器として販売することになり、薬機法および不具合品類及び不具合示立法の規制により、重症化等での効果・効用を謳うことが認められず、非医療機器のみに、健康の維持・増進や予防に寄与するエビデンスを有する製品も存在するが、多量多様ヘルスケアサービスが存在するため、利用者が各製品の品質や有効性を判断し、適切な製品を選択する事は容易ではない。経済産業省で、主に国庫負担が中小企業・個人向けの特約安心ヘルスケアサービスと認定されるようヘルスケアサービスガイドライン等のあり方を検討し、業界団体のガイドラインや認定制度が本方針に基づくことを自己宣言した場合にリスクマーカー付与される仕組みを整理している。	ヘルスケア製品は中小企業・個人向けの特約安心ヘルスケアサービスと認定されるようヘルスケアサービスガイドライン等のあり方を検討し、業界団体のガイドラインや認定制度が本方針に基づくことを自己宣言した場合にリスクマーカー付与される仕組みを整理している。また、プログラムの目的だけでなく製品の品質や有効性のエビデンスを示すことは利用者自身が判断する一助となり、公益性・客観性に係る信頼を醸成する製品を選択できるようにするために、業界団体等が適切でなく配分が基準等の策定段階から開始し構築する仕組みが不可欠である。	(一社)日本経済団体連合会	消費者庁 厚生労働省 経済産業省	【厚労省】 プログラムの医療機器への該当性については、当該プログラムが医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)(第2条第4項)に規定する医療機器の範囲に該当するかどうかで判断を行っています。 【経産省】 利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる環境の仕組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価できる環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する事業者の属する業界団体等が策定するガイドラインや認定制度のあり方を提示する「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の指針をまとめている。本指針を策定し自己宣言していることを見える化するために経済産業省ヘルスケア産業課からリスクマーカーを付与しています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	現行制度下で対応可能	【厚労省】 医薬品医療機器等法では、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的としたプログラムを医療機器プログラムとしています。医療機器に該当しないプログラムについて、上記に抵触しない範囲でそのプログラムの目的を標榜することは差し支えありません。なお、プログラムの開発については、規制改革推進会議での議論を踏まえ、現在、薬機法対応となる判断基準の明確化・精微化について検討を行っています。 【経産省】 事業者が、本方針に基づく自己宣言をいただいた場合には経済産業省ヘルスケア産業課からリスクマーカーの付与をいたします。また令和2年度ヘルスケアサービス社会実装事業補助金において、ガイドライン策定の支援を行っています。また、業界団体等において基準やガイドライン等の策定を検討会や委員会等を開催する場合には、オブザーバーとして参画するなど積極的に業界団体等と連携して対応していきます。	△
388	令和2年12月4日	令和3年4月16日	健康保険事業や関連事業以外にも、上の認定事業者だけでなく、ライフコース全体にわたる健康・医療情報を円滑に連結する仕組みの整備	健康保険事業や関連事業以外にも、上の認定事業者だけでなく、ライフコース全体にわたる健康・医療情報を円滑に連結する仕組みの整備	健康保険等番号・番号が個人単位化されたことにより、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又は当該事業に関連する事業の進捗以外の目的での非承認実態を禁止(告知承認制)しています。この際、保健者や健康保険機関等が健康保険各法に基づく事務を行う場合のみならず、それ以外の者が健康保険事業又は当該事業に関連する事務を遂行する場合についても、告知承認制の対象外としています。この「健康保険事業又は当該事業に関連する事務の進捗以外の目的での非承認実態を禁止(告知承認制)の対象外とする」旨の通知を令和2年11月13日に国民が受け取る際の意向に沿って、健康保険各法の理念に照らして告知承認制の対象外とする旨を通知し、次世代医療基盤法の認定事業者が匿名加工医療情報作成事業者を行う場合や、大学、研究機関等が医師の同意並びに疾病の予防、診療及び治療の方法に関する研究等を行う場合等も含まれる旨を厚生労働省令に規定しています。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険事業等番号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又は当該事業に関連する事業の進捗以外の目的での非承認実態を禁止(告知承認制)しています。この際、保健者や健康保険機関等が健康保険各法に基づく事務を行う場合のみならず、それ以外の者が健康保険事業又は当該事業に関連する事務を遂行する場合についても、告知承認制の対象外としています。この「健康保険事業又は当該事業に関連する事務の進捗以外の目的での非承認実態を禁止(告知承認制)の対象外とする」旨の通知を令和2年11月13日に国民が受け取る際の意向に沿って、健康保険各法の理念に照らして告知承認制の対象外とする旨を通知し、次世代医療基盤法の認定事業者が匿名加工医療情報作成事業者を行う場合や、大学、研究機関等が医師の同意並びに疾病の予防、診療及び治療の方法に関する研究等を行う場合等も含まれる旨を厚生労働省令に規定しています。	健康保険法等	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載のとおり、次世代医療基盤法の認定事業者が匿名加工医療情報作成事業者を行う場合や、大学、研究機関等が医師の同意並びに疾病の予防、診療及び治療の方法に関する研究等を行う場合等については、告知承認制の対象外としていることとあり、引き続き、制度の円滑な運用に努めてまいります。	









規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
407	令和2年12月4日	令和3年1月14日	電気主任技術者の配置要件の緩和	太陽光を含む発電設備においては、設備ごとに電気主任技術者を選任することが義務付けられている。間接技術者は原則として1設備1名の選任が求められる。他事業種・設備と兼任する場合には、管理対象施設の電圧が7000V以下であること、業務終了後直ちに閉鎖期間内の移動監視責任があること等の制約が設けられている。政府においては、スマート保安実現による保安力の維持・向上と生産性向上との両立を掲げ、企業においても設備の状態を遠隔で監視・監視するSCADA(Supervisory Control And Data Acquisition、産業監視制御システム)等の遠隔監視システムを導入しつつある。専務の間に同システムが異常を感知して電気主任技術者に向けることで、現場責任者への適切な指示と安全性の担保が可能である。また、電気主任技術者が必要となる電圧・電圧の点検や故障部品の交換・修繕等の電気業務の発生は、概ね年間30日以下にとどまり、この点においても電気主任技術者が常駐する必要性は低い。 こうした状況にもかかわらず、電気主任技術者の選任義務があることで、企業にとっては遠隔監視システム導入と二重のコストを支払ふ必要が生じている。加えて電気主任技術者の高齢化・人材不足による人員費高騰も相まって、発電設備の運営コストを押し上げ、太陽光発電設備の普及促進も阻害する恐れが生じている。 なお、適正な保安体制の例として、以下が考えられる。 ① 遠隔監視システムやWEBカメラ等により、発電設備における発電量データや運転状況を一元的に把握・管理出来る体制を有していること ② 一元管理を行う責任者として、第一種もしくは第二種電気主任技術者を配置していること ③ 2時間以内に管理対象設備に到着できる適切な知識・経験を有した人員(第三種電気主任技術者、電気工事士等)を配置していること ④ 管理対象設備において、電気事業法に則った適切なメンテナンス行為が可能であること ⑤ その他、電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第7条に準ずること	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	電気主任技術者の兼任については、 ・発電所の電圧が7000V以下で、かつ2000kW未満であること。 ・兼任する発電所は6か所までであること(選任事業場を含む)。 ・電気主任技術者が常勤勤務する事業場又は住所から、2時間以内の距離にある発電所であること。 等といった要件が課せられている。 また、類似した制度で、接続による選任があり、この場合、 ・発電所の電圧が7000V未満であること。 ・発電所の数は6か所までであること。 ・接続事業場において、保安と一体的に確保する組織を構築していること。 ・保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を確保していること。 ・あらかじめ定められた期間で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。 ・発電所を遠隔監視装置等により常時監視し、異常があれば直ちに保安組織に通報する体制を構築していること。 ・夜間、休日であっても、常に適切な措置を講じることができること。 ・統括事業場から発電所まで2時間以内の距離にある発電所であること。 等といった要件が課せられている。	主任技術者制度の緩和及び運用(内訳)	検討に着手	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要である。太陽光発電設備におけるSCADA(産業監視制御システム)等の遠隔監視システムの活用による電気主任技術者の兼任要件については、産業構造審議会・保安・消費生活用製品安全分科会・電力安全分科会・電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、令和2年度中に当該システムの実施を調査し、安全レベルの確保に資する上、所要の改正を目的とする。		
408	令和2年12月4日	令和3年1月14日	自家用電気工作物の月次点検・開診・保安教育の遠隔化	保安上支障がないものとして外部委託が認められている自家用電気工作物については、遠隔での月次点検や開診・保安教育を認める旨を明示するとともに、そのための明確な要件を告示等で定めるべきである。 自家用電気工作物の点検や開診・保安教育の実施方法については、現行法で明示されていないため、遠隔での点検の可否が不明確であり、従来より電気主任技術者の現場訪問による点検が実施できない。経済産業省告示では、信頼性の高い需要設備(つまりは月1回以上の点検が求められているが、常時遠隔監視システムと当該工作物の電力使用状況・電圧・電圧低下をはじめとする点検項目を把握する技術はすでに実用化されていることにも、開診・保安教育についてもオンライン会議システムを活用した遠隔化が可能である。電気主任技術者の高齢化・人手不足、さらには現場でのコロナ感染のリスクも踏まえれば、遠隔監視可能な点検のための現場を訪問する必要性は低い。 (要請の実現により)保安業務におけるコロナの感染リスクを低下させるとともに、新技術を用いた保安事業の効率化、生産性向上を実現することができる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、電気設備の保安の監督のために電気主任技術者の選任を義務づけています。 「外部委託承認制度」は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、電気保安法人又は電気管理技術者等と保安管理業務に係る委託契約を結び、かつ、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得る場合、主任技術者の選任が免除される制度です。自家用電気工作物のうち、約9割が外部委託承認制度が利用されています(外部委託承認制度が適用可能な自家用電気工作物は受電電圧7000V未満の需要設備又は出力2000Wの発電所)。 電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっております。また、保安教育の実施方法については、法令で規制しておりません。	主任技術者制度の緩和及び運用(内訳)	検討に着手	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要である。自家用電気工作物における遠隔監視技術等の活用による定期点検のあり方については、産業構造審議会・保安・消費生活用製品安全分科会・電力安全分科会・電気保安制度ワーキンググループにおいて議論を進めており、遠隔監視システムによる現場点検の代替について令和2年度中に所要の改正を目的とする。		
409	令和2年12月4日	令和3年1月14日	産業廃棄物処理業者の実地確認の緩和	①書類や設備等、オンライン会議システムを活用した確認可能な項目については、実地確認に加えて遠隔での確認も可能とする。②同一施設を利用しているグループ会社については、一括した遠隔検査を可能にするべきである。 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、中間処理事業者を含む事業者は、その産業廃棄物の処分等を委託した場合、委託者である産業廃棄物処理事業者に対して、法人ごとに産業廃棄物の処理状況を実地で確認することが求められている。このため、事業者の移動や対面での確認の機会が多くなり、コロナの感染リスクが増加している。 (要請の実現により)実地確認のための移動や対面での点検が抑制され、コロナの感染リスクが低下する。また、現場確認にかかる時間の短縮が期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	産業廃棄物処理法第3条第1項においては、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら責任において適正に処理しなければならないとされています。 事業者は、その排出した産業廃棄物を自ら処理する代わりに、適正に処理する能力を有する他者に委託することによって、その処理責任を負うことができます。 また、産業廃棄物処理法第7項において、事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項及び第12条第7項	現行制度下で対応可能	産業廃棄物処理法第12条第7項では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 排出事業者責任の観点から処理状況の確認は極めて重要であり、実地確認は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 また、委託業者が排出した産業廃棄物の処理状況を確認し、適正に処理する能力を有する他者に委託することによって、その処理責任を負うことができます。 このため、産業廃棄物処理法上、御提案のように新型コロナウイルスの感染防止対策に配慮した形で処理状況の確認をしていただくことは可能です。 なお、別途提案者にお伺いした実地確認を求めるとされた都道府県・政令市では、条例又は条例で実地確認を行わなければならないことを規定していますが、これらの自治体の考え方を確認したところ、新型コロナウイルスの感染拡大下でなお実地確認を求めている事例は確認されませんでした。また、グループ会社による一括した遠隔確認を認めないとの見解も確認されませんでした。		
410	令和2年12月4日	令和3年1月14日	「一般高圧ガス保安規則第35条第1項」(保安五)第一種貯蔵所については、地方公共団体による完成検査の検査項目と内容が分かる検査書のデータと、事業者自らが行う定期点検等の試験結果を電磁的に提出する方法で、完成検査を行える旨を告示すべきである。	高圧ガス保安法における「第一種貯蔵所」は、一般高圧ガス保安規則の定めにより、設置工事は変更工事に目標での完成検査を受ける必要があり、現地の検査が行われている。地方公共団体の職員、設置者(管理者)、工事業者ら多くの関係者が現場に集まるため、「密」な状態で実施され、コロナの感染リスクが高い。シリンダーキヤビネットを多数設置する第一種貯蔵所では、変更工事の頻度が高く、工事の度に現場での検査をするため、コロナの感染リスクが高い。例えば、100本以上のシリンダーキヤビネットがある貯蔵所では、シリンダーキヤビネットを1本増しただけでも検査が必要となる。この完成検査の内容は、検査を外部から依頼で確認するものがあり、専員などによる検査を行うことが可能である。 (要請の実現により)「密」な状態の発生を回避し、コロナの感染リスクを抑制できる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	シリンダーキヤビネットの設置工事又は変更工事終了後、法第20条に基づき、都道府県知事が行う完成検査を受け、技術上適合していると認められる必要がある。また、この完成検査の方法については、技術上の基準の適合状況を確認するためのもので、完成検査の方法は各省令の別表で、保安検査の方法は告示で指定する高圧ガス保安協会規格(KHHS)又は省令別表で定められており、	高圧ガス保安法	現行制度下で対応可能	令和2年10月、高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査の方法の見直しに関する省令等改定(下記参照)を行いました。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/ohsrare/2020/10/20201030_kouatsuu_1.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/ohsrare/2020/10/20201030_kouatsuu_1.html</a> これにより、従来自前で実行できていた検査項目について、カメラ等、目視と同程度の以上の情報が得られる方法を活用した検査の実施が可能となっております。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
415	令和2年12月4日	令和3年4月16日	雇用型テレワークガイドラインの見直し	テレワークの一層の普及・定着を図る観点から、同ガイドラインを以下のとおり見直すことである。 ①労働時間の把握方法として、電子メール等による始業・終業時刻の報告(自己申告)を適切すること ②オンライン相談を通じた健康状態の確認や業務の進捗状況の把握の方法など、労務管理全般に焦点を当てて記述を適宜すること ③テレワーク時の就業に関する企業の業務効果も招くおそれがある「時間外・休日・深夜労働」の原則禁止上の記述を削除すること	コロナをめぐる問題を契機として、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークが急速に普及している。テレワークの導入・実施時における労務双方の参考資料として「情報通信技術を活用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」が存在するが、同ガイドラインは、テレワークの時間外・休日・深夜労働の原則禁止上例を示すなど、新しい生活様式としてのテレワークを促進する内容とは言い難い。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	① テレワークを行う際の労働時間の適正な把握については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」において、労働時間を記録する原則的な方法としてパソコンの使用時間の記録等の客観的な記録による事が挙げられており、これを併用し自己申告による労働時間の把握を行う場合においても、同ガイドラインを踏まえた措置を講ずる必要があるとされている。 ② 現在の「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」という。)においては、労働基準法や労働安全衛生法などの労働基準関係法令の適用及び留意点等について示しているところである。 ③ 現在のテレワークガイドラインの記載は、テレワーク時の長時間労働等を防ぐために考えられるいち手法として、労使の共通理解の下で、時間外、休日、深夜労働を原則として禁止することと有効である旨を記載しているものであり、必ずしもテレワークにおいて深夜労働を原則禁止するより使用者に求めているものではない。	情報通信技術を活用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン	対応	ポストコロナ・ウィズコロナにおける「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応し、良質なテレワークの促進・普及を図るよう、令和3年3月、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省)について、以下の内容を盛り込んだ「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を改定した。 「労働者の自己申告による把握も含めた労働時間の把握方法を明確化。」 「これまで記載の薄かった労務管理全般に関する事項を充実。」 「時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズに関する調査結果を踏まえつつ、長時間労働対策として示している手法において、所定労働時間内の労働を促進を行うことと原則禁止と調整をかねかねない表現の見直し。」
416	令和2年12月4日	令和3年5月24日	時間単位の年次有給休暇の取得制限の撤廃	多様で柔軟な働き方を推進する観点から、時間単位年次有給休暇取得制限を撤廃すべきである。併せて、年5日の年次有給休暇の取得方法であった、時間単位年次有給休暇の取得を撤廃し、時間単位年次有給休暇の取得に柔軟にすることを認めることである。	コロナをめぐる問題を契機として、在宅勤務が急速に普及するとともに、仕事と休暇の組み合わせによる「ワーケーション」を推進する動きもみられる。こうした新しい働き方は、仕事と家庭、仕事と学習が組み合わさり、業務を一時中断する機会が多くなるなど、時間単位年次有給休暇の活用が促進される。しかしながら、取得日数の上限が年5日と定められているため、個人負担が限定的であり、制度として十分な活用が期待される。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法第39条第4項より、労使協定を締結した場合に、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として考えることができるとされている。	労働基準法第39条第4項	検討を予定	時間単位年次有給休暇については、「規制改革案実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)において、取得日数など利用の実態を調査する等の把握把握を行った上で、年次の時間単位取得の有効な活用を在り方として検討する予定とされていることと踏まえ、現在、現状把握を行っているところであり、今後、把握の結果を踏まえ、有効な活用の在り方について検討してまいります。
417	令和2年12月4日	令和3年5月24日	年次有給休暇の取替義務の緩和	右のような休業から復帰する労働者については、休業開始日から年度末まで、勤務可能な数に比べて残った日数での年次有給休暇の取得を可能とするべきである。また、年度末から1有給の余剰に引換えて突然休業を開始する労働者や退職する労働者については、5日間の有給を確保できない場合も法連通とならなければならないことと明確化するべきである。	2019年4月より、一定の労働者を対象に時季を指定して年5日の年次有給休暇を取得させることが使用者に義務付けられた。年次有給休暇は算入日を起算日として付与日数が算出され、原則として業務上の帰属や産前産後、育児・介護休業等に付与する必要がある。 このため、休業中の労働者が事業年度の後半に復帰して5日間の年次有給休暇を取得した場合、実質的な労働日数に占める有給休暇の日数が過大となる。また、退職者についても、本人の退職通知から退職日までの間に5日間の年次有給休暇を、実質的に労働日数に占める有給休暇の日数が過大となり、業務の効率化や生産性の向上に悪影響を及ぼす。事業運営に影響が生じる場合がある。 加えて、基準日から1年間の途中において休業を開始する労働者については、休業発生時期を事前に予測することができず、休業開始前5日間の年次有給休暇を確保することが困難な場合がある。計画的に有給休暇を活用する企業においては、一斉付与時期に取得できないこれらの労働者における年次の取得に苦慮するケースもみられる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	平成31年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対し、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられています。	労働基準法第39条第1項～第3項、第7項	その他	年次有給休暇は、原則として、労働者が帰休する時季に与えることとされているところである。しかしながら、同様の休業や請求することへのための理由から、取得が困難な現状を踏まえ、労使が参加する労働政策審議会でも議論いただいた上で、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得できない場合も、この範囲については柔軟に考えようとする。 なお、労働基準監督署の監督指導においては、年次有給休暇の時季指定を求め、法違反が認められた場合には、たちまち連携するのではなく、まずはその修正に向けて、法令遵守のための方法等について助言指導することにより、改善を図っていただくこととしている。
418	令和2年12月4日	令和3年5月24日	フレックスタイム制の適用の柔軟化	フレックスタイム制の趣旨を損なわない範囲で、フレックスタイム制と1箇月単位の変形労働時間制とを併用できるようにすべきである。一例として、前月までに当月の各日の適当労働時間制を規定していること、月の労働日の適当フレックスタイム制を適用することとを条件として制度の併用を可能とし、1箇月単位の変形労働時間制が適用される日においては、始業・終業時刻を使用者が指定することを認める。時間外労働の制限については、各労働時間制における月間の労働時間を適用日数により按分することが考えられる。	労働基準法は、労働時間の弾力的な運用を可能とする観点から「変形労働時間制」を設けている。同制度には「1箇月単位の変形労働時間制」「フレックスタイム制」「1年単位の変形労働時間制」等が存在し、各企業は事業内容や就業実態に応じて各制度を使い分けている。 しかしながら、複数の変形労働時間制を同一労働者に同時に適用することは認められていない。例えば、現場業務で1箇月単位の変形労働時間制(変形労働時間制)を併用している企業において、フレックスタイム制の適用労働者が1箇月のうち複数日程度現場業務に従事する場合、当該月すべて変形労働時間制が適用されることとなる。このため、オピーク運動やテレワーク等の柔軟な働き方がより多くの従業員に適用するにあり得なくなっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定められた総労働時間の範囲内で、労働者が日々々の始業・終業時刻を柔軟に調整できるものである。また、1箇月単位の変形労働時間制は、1月以内の期間を平均して、法定労働時間を超えない範囲で、特定の日・週において法定労働時間を超えることができる制度であり、本制度を採用するに当たっては、就業規則等において、変形期間における各日の始業・終業時刻を予め定めることが必要であり、また、労働基準法第32条の2、第3条の3	労働基準法第32条の2、第3条の3	その他	変形労働時間制とフレックスタイム制は、いずれも、それぞれの制度の趣旨に基づき、一定の期間の範囲内で、1日時間制(8時間)と1週間労働時間制(40時間)について、弾力的な設定を認めているものであり、特定の範囲内に双方の制度を兼用して適用することは想定しておらず、 なお、フレックスタイム制による時季指定も、就業規則等において原則的な始業・終業時刻を定めた上で、日々の変形労働時間制と併用して実施することとを条件としており、労働者からの申し出のしやすさにより、始業・終業時刻が決定するようになっていることが可能である。 また、テレワークの活用に当たっては、出勤して通常業務を行う日と、在宅などでテレワークを行う日と、異なる始業・終業時刻を定めることも可能であるので、これについて取りを踏まえながら柔軟な働き方を進めたいと考えております。
419	令和2年12月4日	令和3年5月24日	労働法制における「事業場」の考え方の見直し	現行法制における「事業場単位」の考え方を「事業場単位」に変更すべきである。	働き方改革を推進すべくテレワークをはじめ各種人事制度の検討・環境整備が本自主導で進められている。それに伴い就業規則や36協定についても、多くの企業が、事業場からの意見を聞きつつ本自主導で管理を行っていることから、この現行労働時間等設定定章法に規定される労働時間等設定改善委員会においては、全部の事業場を通じて環境整備を行うことが認められており、「会社単位」での環境整備が一層である。加えて、労働者がそれぞれ別の場所で行ったテレワークの稼働状況が、労働災害発生時の届出についても「事業場単位」の考え方を堅持する立場に則していない。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	各企業の業務運営は、企業内の一定の「組織」(例えば支店、営業所、店舗など)を単位として行われるが、個々の労働者の就業状況や労働条件は、従事する業務の運営に関連するところから、各「組織」の状況に応じて決定され、「組織」ごとに異なるのが一般的と考えられる。 また、労働基準法の適用単位が問題となるのは、例えば協定、変形労働時間制に係る協定など、労使協定の締結及び適用の場合であるが、これらの労使協定は、個々の労働者の就業状況を踏まえて締結しなければ、労働者の労働条件の低下や不当な長時間労働などにつながる可能性がある。 この点も踏まえ、現行労働基準法は「組織」を単位とし、またその協定の締結や適用の単位は、労働安全衛生法の適用単位も、労働基準法における考え方と同一である。 ※事業所と工場など離れた施設にある場合でも、1つの「組織」として、業務上一体となっており、労務管理上その区分が行われていない場合は、労働基準法の適用単位は、これを一括して「事業場」とする。 なお、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づく労働時間等の設定改善などは、本社の方針決定に基づき、企業全体として取り組んでいただくことが有効な場合もあることから、企業単位での環境改善委員会の設置も可能としており、また現行の労基法においても、本自主導で全社的な労働条件の改善などを指示することは差し支えないものである。	労働基準法第32条の2、第3条の3 労働安全衛生規則第9条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の2	検討を予定	実態の法施行の場面においては、労働基準監督署は、労働者が勤務する「事業場」に赴き、その労働者の労務管理を直接行う者(労働者が属する「組織」の使用人)から実情を確認し、必要な指導を行っている。このように労働現場の現場で個々の労働者の労働条件や就業実態について丁寧な確認を行うことが、必ずしも企業本社では必ずしも実現できない。事業所の個々の労働者の就業実態の把握につながら、企業全体の労働条件の向上にもつながっていくと考えられる。また、労働災害発生時の届出についても、上記の考え方が共通である。 そのうえ、複数の事業場を有する企業の36協定及び就業規則については、(1)本社とそれ以外の事業場に係る協定の内容が同一であるか、(2)か、労働基準法等がある場合は、(3)本社とそれ以外の事業場に別して掲げられることと可能である。今後、36協定について、労働者の協定当事者が各事業場の労働者の選挙権を有する者である場合も、電子申請による一括して届け出ることも可能とする予定であり、事業場単位での管理を基本としつつ、企業における届出事務の簡素化に取り組みたい。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
420	令和2年12月4日	令和3年5月24日	労働者への通知・労働者からの同意取得・職種出しのペーパー化	現行の労働契約承継法においては、労働者への承継通知ならびに労働者からの異議申し出を書面で行わなければならない。しかし、事実上は対象労働者が多く、労使双方にとって書面形式が負担になっている。厚生労働省は、書面形式の必要性について、「個別の労働者に対して成案に送達する方法で提供するとともに、事後にトラブルが生じて労働者の地位が不安定になることを防止するため」としているが、中立的個人認証、セキュリティ確保措置、バックアップ等の措置を講じれば、電子的方法においても労働者保護を図ることが可能である。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(労働契約承継法)より、労働者等への通知および労働者からの異議申し出については、書面で行う必要がある。	労働契約承継法第2条、第4条、第5条	検討を予定	厚生労働省は、電子化を推進する観点から、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があることも考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるように配慮しながら、相手方に成案に到達する方法で提供するとともに事後に紛争が生じて労働者の地位が不安定になることを防止するという法の趣旨を踏まえ、電子化を可能とすることに向け検討を行い、必要な措置を講じます。令和3年度に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します。		
421	令和2年12月4日	令和3年5月24日	情報通信機器を用いた直接指導の実施に係る留意事項の簡素化	コロナ禍において、対面による直接指導に制約がある中、迅速に直接指導を行い、労働者の健康確保につなげるために、異なる要件緩和が必要である。具体的には、「原則として対面によって行うことが望ましい」とする基本的な考え方を削除し、事業者の判断によって対面、情報通信機器いずれでも可とする中立的な記述とすべきである。加えて、情報通信機器を用いた直接指導が可能となる場合について、以下のとおり要件を定めているが、すべて廃棄すべきである。 ① 直接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である ② 直接指導を実施する医師が、契約(雇用契約を含む)により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している ③ 直接指導を実施する医師が、過去1年以上、対象労働者が所属する事業場を訪問したことがある ④ 直接指導を実施する医師が、過去1年以上、当該労働者に直接対面により指導等を実施したことがある	情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による直接指導の実施について(平成27年9月15日付基発0915第5号)によって、一定の要件のもと情報通信機器を用いた直接指導が可能となっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の8第1項及び第66条の10第3項より、厚生労働省令で定めることにより、医師による直接指導を行うことが廃止されている。 「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による直接指導の実施について(平成27年9月15日基発0915第5号)において、基本的な考え方で「原則として対面によって行うことが望ましい」とするとともに、直接指導を実施する医師の要件として「①～④のいずれかに該当しなければならない旨」を記している。	労働安全衛生法第66条の8、第66条の10	対応	オンラインの直接指導の実施要件については、オンラインにより直接指導を実施する場合には、対面で実施する場合と比べて、労働者の様子を観察することで得られる情報が限られるため、直接実施した医師が、オンラインによっても必要な指導や就業上の措置に関する判断を適切に実施することができるよう、労使や専門家の意見を取り、オンラインでの直接指導の実施要件を取りまとめたものです。 留意事項について、従業員の健康確保を確保し、労使や専門家の意見を取り、検討を行い、令和2年11月19日付けで追速を改正しました。  <概要> ※1 「原則として対面によって行うことが望ましい」とする基本的な考え方を削除し、事業者の判断によって対面、情報通信機器いずれでも可とする中立的な記述とすべき」との要望について ⇒ 「原則として直接対面によって行うことが望ましい」と、「一方、情報通信機器を用いて直接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況であれば、直ちに法違反となるものではない」とを削除し、中立的な記載とした。  ※2 「情報通信機器を用いた直接指導が可能となる場合について、以下のとおり要件を定めているが、すべて廃棄すべき(①～④は略)」との要望について ⇒ ①～④のいずれかに該当しなければならない旨の記載を、①～④のいずれかに該当することが望ましい旨の記載とし、要件を充実しました。	
422	令和2年12月4日	令和3年5月24日	特別教育のオンライン化(三重県)に向けた更なる要件緩和	コロナ禍において三密を避けるためには、eラーニング等の活用に向けたさらなる規制緩和が必要である。具体的には、学校の履修記録管理システムを実施し、規程以上の得点取得を修了の要件(規定以下の場合)は、合格時まで修習等システムを使用して、各特別教育を履修に定める期間以上実施したことが同等の水準を担保できるものとするべきである。	労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づく特別教育の実施については、「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について(保安発の28第1号)」において、eラーニングを活用した受講が可能となった。 しかし前述では、実際の履修・閲覧時期を受講者自身で操作できる場合は対象外となるほか、履修・閲覧中に受講者が自由に離席できる場合、監視者を配置することが必要とされている。そのため、結果的受講者を一か所に集合させ、監視のもと教育を行わなければならない。eラーニングの特性を活かした教育が実施できない。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号、以下「法」という。)第59条第1項においては、事業者は、危険又は有害な業務で厚生労働省令に定めるもの(以下「業務」という。)に労働者をつかせるときには、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育(以下「特別教育」という。)を行わなければならないこととされています。特別教育の科目・範囲・時間については、業務ごとに各告示定められており、学校教育及び技術教育によることとされています。	労働安全衛生法第59条	対応	労働安全衛生法の規定に基づく特別教育は、動力プールの念置の取付けの業務やアーケ射撃の業務等の危険有害な業務に労働者を知らせる場合に実施する安全確保の知識や作業の方法の知識等に関するものである。当該業務に関する安全のための教育であり、労働者の志願に関わる重要なものです。 前述の通り「インターネット等を介したeラーニング」により行われる特別教育の当面の考え方等については、受講者の受講状況を把握することが可能で、各特別教育規程に定める教育時間以上の当該学科教育が行われたことが担保できるのであれば、受講者を一か所に集合させ監視の下で教育を行うことを求めるものではありません。 このため、受講者を一か所に集合させず、例えば、ビデオ会議ツール等を用い、リアルタイムで講義が受講状況を把握しながら、教育を行う場合には、講師のほかに監視者を配置する必要はありません。 また、動画の再生記録やPCの操作記録等に基づき事業者又は事業者が受講状況を把握することができ、各特別教育規程で定める教育時間以上教育が行われたことが担保できる場合には、eラーニングにより自宅等で特別教育を実施できます。 このため、eラーニング等の履修、閲覧のほか、重ねて理解度テスト等を設けることなく、eラーニングにより特別教育を行っていただくことが可能です。 令和3年1月25日に上記の内容を記載した追速を改めて発出しています。	
423	令和2年12月4日	令和3年5月24日	新たな特定化学物質に係る作業主任者の選任義務化の延期	1年度程度の義務化を延期すべきである。	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第148号)等によって、2022年9月31日までの間に、溶接・レーザー加工(塩化ビニル)に係る業務の作業主任者を選任しなければならないこととなった。そのため、多くの溶接作業従事者を持つ主任者の選任が必要になり、資格取得のための教育を受講しなければならない。しかし、溶接の確保は緊急的な体制の整備は困難であり、開催回数が不足して到底間に合わない。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	溶接・レーザー加工及び塩化ビニルに係る作業または業務について、令和4年4月1日より、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。	労働安全衛生法施行令(令和2年政令第148号)及び特定化学物質作業禁止規則(昭和47年労働省令第39号)	検討を予定	労働者の健康障害防止のため、法令の施行時期を遅らせることは避けるべきとの考えの下で、コロナウイルスの感染状況も踏まえ、講義等の実施に遅れは認めず、具体的には、令和2年4月22日制度改正の公布後、現在、教育機関(登録教育機関)に対し、次年度に向けて新しい生活様式としての受講者受入増を要請し、教育機関においては、開催回数を増やすなどの努力を要請しています。 経過措置期間(令和4年3月31日)中に、講習実施状況、各教育機関の充足状況等を定期的に確認しつつ、必要があれば、再度教育機関に対し、受講者受け入れの増加を要請するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ、必要に応じ、御指摘の義務化の延期(経過措置期間の延期)等も検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
424	令和2年12月4日	令和3年5月24日	工事所の労働災害防止協議会等における会議の緩和	WEB会議で開催する場合でも、1次以降が会議内容を逐次1分以下に3回と共有するなどして、全員が参加した状態と同等になるとみなすことが可能であれば、出席者を1次下請までとするなど、会議の開催要件を緩和すべきである。	労働安全衛生規則第635条1に基づいて実施する工事所の労働災害防止協議会等における会議については、密を避けるために、WEB会議による実施が望まれるが、すべての関係責任者が参加する協議組織という要件があるため、効果的なWEB会議を開催できない。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>数回にわたる請負契約によって、同一の場所いくつかの請負人が入り替って作業を行う場合には、同じ場所作業の請負人相互間で作業に関する連絡調整が不十分である等により労働災害が発生する可能性があります。</p> <p>このため、労働安全衛生法第30条第1項第1号において協議組織の設置及び運営が規定されており、その具体的な要件を労働安全衛生規則第635条第1項に規定しています。</p> <p>【参照条文】 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係責任者の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。 二 一五(略) 二～四(略) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) 第635条 特定元方事業者(法第15条第1項の特定元方事業者をいう。以下同じ。)、は法第30条第1項第1号の協議組織の設置及び運営については、次に定めるところによらなければならない。 一 特定元方事業者及びすべての関係責任者が参加する協議組織を設置すること。 二 当該協議組織の会議を定期的に開催すること。 2(略)</p>	労働安全衛生法第30条第1項 労働安全衛生規則第635条第1項	現行制度下で対応可能	設置については、安衛則第635条第1項第1号において「すべての関係責任者が参加すること、運営については第2号において「会議を定期的に開催すること」としていますが、同条は会議の具体的な開催方法について規制しているものではありません。 したがって、協議組織の会議の具体的な開催方法については、密を避けるために出席者を1次下請までとするなどとし、WEB会議方式で開催することは、現行の制度でも可能です。	
425	令和2年12月4日	令和3年1月14日	テレワーク推進と連動した自衛消防組織の見直し	「自衛消防活動中核要員」の最低配置人数の範囲を拡大し、テレワーク前提とした自衛消防組織のあり方について改めて検討すべきである。また、各自治体の条例において、密を避けるための自衛消防活動中核要員がテレワーク中など参加しづらい状況が生じ、加えて、施設・設備の遠隔監視やスプリンクラー設備等の自動消火設備等の技術発展により、これら設備適切に配備している建物において、従来と同等の自衛消防組織を定める必要性は高くない。	企業の本社・支店・営業所等の建物(防火対象物)においては、消防法のもと、災害発生時に自衛消防活動の中心的役割を担う「自衛消防活動中核要員」を置くことが義務付けられている。同要員については、施行規則において消防設備の消火業務、情報収集・設備監視、避難誘導、救出・搬送といった活動ごとに最低2人以上の要員を置くことが求められており、さらに自治体の条例において、延べ面積・収容人数に応じた人数の配置が求められている。コロナ拡大の影響を受けテレワークが急速に進むなか、延べ面積と収容人数の乖離が進むとともに、災害発生時に自衛消防活動中核要員がテレワーク中など参加しづらい状況が生じ、加えて、施設・設備の遠隔監視やスプリンクラー設備等の自動消火設備等の技術発展により、これら設備適切に配備している建物において、従来と同等の自衛消防組織を定める必要性は高くない。	(一社)日本経済団体連合会	経済省	<p>御指摘の「自衛消防活動中核要員」については、消防法上の規制はございません。 東京都条例において規定されているものであり、消防法上の規制はございません。 なお、「自衛消防活動中核要員」の制度を適用している東京消防庁に相談したところ、必ずしも当該要員は常駐するものではなく、必要な消防体制が確保されていれば、テレワークの普及を前提とした柔軟な体制とすることは可能と考えております。 (消防法施行規則第4条の2の1に定める「自衛消防組織」の要員についても、常駐を要するものでなく、必要な消防体制が確保されていれば、テレワークの普及を前提とした柔軟な体制とすることが可能です。)</p>	消防法施行規則第4条の2の1	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
426	令和2年12月4日	令和3年1月14日	シェアオフィス等へのニーズに対応するための建築基準の見直し	シェアオフィス等へのニーズに対応するための建築基準の見直し ① 第一種低層住宅専用地域等における建築許可基準の明確化 ② 避難経路の重複区間距離に関する規定の適用除外 ③ 既存建築物においてシェアオフィス等への用途変更に対応し空間的の小対応を行う際、一定区間の避難経路が一方向のみになるとき、採光・換気規定を満足しない場合に、特に関心事項等においてリビングや寝室に加え、回廊スペースに必要な窓を設ける設計が難しい場合が多い。また、既存住戸において同基準を満足した上で、例えば浴室に転用できないような事情で浴室を合用し取り替えずすべきである。	テレワークが拡大するなか、ミーティング時の情報管理や適音性能等、テレワークには環境上の課題があり、居住エリアに近接した場所にシェアオフィス、小規模会議スペース等を整備するニーズが高まっていると予測される。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	<p>①建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の用途や規模等が定められています。用途規制上、「事務所」として判断されるシェアオフィス等の施設については、第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域及び第一種中高層住宅専用地域において、原則、建築することは出来ませんが、特定行政庁が第一種低層住宅専用地域等における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め許した場合には、建築することが可能です。</p> <p>②建築基準法第48条の建築基準法施行令第12条第3項</p> <p>③避難経路の重複区間距離に関する規定の適用除外 以上の用途規制が設けられることが決まる建築物の場合、建築基準法施行令第12条第3項において、居室の各部分から各直達区間に至る通常の歩行距離のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さ、建築基準法施行令第120条に規定する歩行距離の数の2分の1をこえてはならないことになっています。 ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りはございません。</p>	建築基準法第48条 建築基準法施行令第12条第3項	現行制度下で対応可能	①制度の現状欄に記載のとおりです。 ②避難経路の重複区間距離に関する規定の適用除外 火災発生時に上向きとなる方向への避難経路を確保することが重要ですので、一定規模以上の建築物については、2以上の直達通路を設置し、居室から各階段への歩行距離の重複区間の長さ制限を設けており、安全面での規制を緩和するという点については、慎重な検討が必要だと考えています。 なお、居室から各階段への歩行距離の重複区間を確保せずに、避難上有効なバルコニー、屋外通路等に避難することができる場合には、当該居室に、当該重複区間の長さについては適用を除外することができます。また、内装の強化により歩行距離の制限が緩和される場合もありますので、これらの規定を活用いただき、火災時の安全確保を図りつつ、シェアオフィス等を計画していただきたいと考えています。	
427	令和2年12月4日	令和3年1月14日	在宅ワークスペースにおける採光・換気規定の適用除外	住戸内のワークスペースも同様に、窓の採光・換気に関する規定を適用外とすべきである。特に適用外とするのが困難である場合は、例えば浴室に転用できないような事情で浴室を合用し取り替えずすべきである。	テレワークの普及により、住宅における在宅ワークスペースの整備へのニーズが高まっている。在宅ワークスペースは「居室」(建築基準法第28条)であり、採光・換気規定を満足しない場合に、特にマンション等においてリビングや寝室に加え、回廊スペースに必要な窓を設ける設計が難しい場合が多い。また、既存住戸において同基準を満足した上で、例えば浴室に転用できないような事情で浴室を合用し取り替えずすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	<p>①建築基準法第2条第4号において居室とは、「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」と定義されています。 ②建築基準法第28条において住宅の居室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積にして、七分の一以上となければならないとされています。 ③建築基準法第28条において居室には、一定の技術的基準に従って換気設備を設けた場合を除いて、換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上となければならないとされています。 ④建築基準法第28条の2において、居室を有する建築物にあっては、ホルムアルデヒド及びクロルビリスの室内基準を一定値以下に抑制するための、建築材料及び換気設備に関する技術的基準に適合しなければならないとされています。 なお、ふすま、障子等の随時開放することができるもので仕切られた二室は、②③の規定の適用については、一室とみなします。</p>	建築基準法	現行制度下で対応可能	①リビングや寝室など既存の居室に、パーティションを設置して当該ワークスペースを設ける場合は、すでに居室に該当しているため、採光・換気規定を満たしているものと考えられます。また、ふすま、障子、引き戸など随時開放することができるもので仕切るなどして隣接する2室を1室とみなし、採光・換気規定を満たすことができる場合があります。 ②特に換気については、シックハウス対策のためにも重要であると考えられ、ご指摘の採光・換気規定など衛生関係規制の適用除外については慎重な検討が必要であると考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
428	令和2年12月4日	令和3年1月14日	ゆとりある空間の実現に向けた容積率規制の見直し	特に以下の機会においては、スペース拡大の必要性が高い一方、道路・水道等のインフラへの負荷は小さいことから、容積率算定の基礎となる延べ面積の算入対象を外すべきである。 ①感染症対策にとどまらず、自然災害が起こった際の一時滞在施設としても、建物内に十分な空間を確保する必要性が高まっている。また、テレワークの普及とともに、共同住宅をシェアオフィス等に転用するニーズも増えたと予想されるが、シェアオフィス類と共同住宅とで、容積率算定における共用部分の床面積の扱いが異なっており、円滑な用途変更の妨げとなっている。そのため、オフィスのエントランス・ロビー、共用廊下へ供する部分の床面積は、共同住宅の共用廊下・階段の用に供する部分(建築基準法52条6項)と同様、算入対象外とすべきである。 ② 感染症対策に資する管理上必要なスペース(手指消毒場所、検温スペース等)、給食・清潔なトイレ室、同乗務室、同ロッカールーム、同用貴重・物品保管庫等)の用途に供する部分の床面積は、感染症対策分、蓄電池設置部分(建築基準法施行令2条4号)と同様、算入対象外とすべきである。 ③ 既存建築物の庇・オーニング等の軒下部分について、屋内的用途とされる活用のない場合、その部分が容積対象となるケースがあり、屋外空間の積極活用の妨げとなっている。屋外客席の用途に供する部分等の床面積を算入対象外とすべきである。 ④ 建築物の管理棟室において、感染症リスクを低減するとともに労働環境を改善するため、管理棟室のうち居室に該当する部分(防災センター、管理室、守衛室、待合室等)の延床面積のうち、一定割合を算入対象外とすべきである。	コロナ対策の観点から、建築物内において、これまでよりゆとりある空間を確保することが重要である。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第52条の容積率制は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の供給能力については処理能力とのバランスを保つことを目的として行われており、もって市街地環境の悪化の防止を図るものとする。	建築基準法第52条、建築基準法施行令第2条第1項第4号、昭和61年4月30日建設省指第115号(床面積の算定について)	対応不可	容積率規制の制度趣旨を踏まえ、ご提案の内容は、周辺市街地への影響を否定できず、対応することは困難です。	
429	令和2年12月4日	令和3年5月24日	オンライン教育のさらなる普及及び過剰指導制度の恒久的な措置	個別最適化された学びのために、以下を柔軟かつ恒久的に講ずるべきである。 ① 遠隔授業における要件の見直し(受償側にも教員を配置する要件、同席双方の接続等の確保)現在、遠隔授業は受償側に教師がいることが必須要件である。生徒が自宅からICTで学ぶ行為については、受け手側に教師が不在であるが、この場合であっても授業に参加しているものと認められるようにすべきである。また、「同時双方」であることが必須要件であるが、生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けることを確保するため、授業の内容に応じ「同時双方」以外のオンライン上の教育コンテンツを活用した場合についても一定な授業に参加しているものとして認められるようにすべきである。 ② 遠隔授業における単位取得数の取組緩和(高校における遠隔授業による単位上限緩和)高校の場合は、「高等学校が、対面により行われる通常の教育効果を有するのと認めるとき」に遠隔授業が可とされているが、その単位には上限(36単位)が設定されている。遠隔授業における単位取得数の算定については、柔軟な対応を行うべきである。 ③ 配備された教育用端末を家庭学習に活用できる取り扱いとするガイドラインの策定現在、教育用端末の自宅への持ち帰り可否は、各都道府県教育委員会の判断に委ねられている。生徒が自宅において、配備された端末を利用し、遠隔授業への参加とともに家庭学習での利用も可能とすべきである。 ④ オンラインでの学びに対する著作権等の整理授業目的の公共送信補償金制度は、2020年度は特例措置として創設となったが、デジタル教科書の普及促進も踏まえ、2020年度以降も合理的な補償負担にするための必要な支援を行うべきである。	学校教育におけるICT環境整備は、2020年度の補正予算で前倒しとなり、また、遠隔教育に関する措置は、コロナによる緊急経済対策に組み込まれた。しかし、今後も、感染症や大規模災害等、急がれ困難になり、教育課程の実施に支障が生じる可能性がある。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	【①、②について】 遠隔授業の要件について 学校教育においては、校長の指揮監督の下、児童生徒の教育をつかさどる教師が、子供たち一人一人の学びの様子・体調や理解度を確認・判断し、子供たちの学び合いの取組を促し、個々の子供たちの理解を高め、学びの進捗を促すことが重要であり、児童生徒の理解や急病等の不測のリスクに対応する安全管理の観点からも、教室において遠隔・オンラインを活用した授業を行う場合、受償側に教師がいることが必要です。ただし、病気療養や不登校の児童生徒が自宅や病室等の学校外において遠隔・オンラインによる学習活動を行った場合は、出席扱いとすることを認めており、こうした場合には、受償側に教師が立ち会う必要はないと見なしております。 また、受償側に教師がいる条件の下では、必ずしも同時双方であることが求められるのではなく、オンデマンドの動画教材等を取り入れることも可能です。 (高校における遠隔授業の単位について) 高等学校においては、受償側にその授業に係る教科の免許状を持った教員がなくても、遠隔にて授業を行うことができることになっており、その遠隔授業により取得する単位数は36単位までとされております。 (感染症や災害の発生等の非常時に心を待てる学校に急がれない児童生徒の学習指導について) 臨時休業や出席停止等により、心を待てる学校に急がれない児童生徒に対して、教師による学習指導を行った場合 ・児童生徒が自宅等で行った学習の状況や成果は、学校における学習評価に反映できると ・自宅等における学習が一定の要件を満たしており、再指導予定と校長が判断した場合、再度学校における指導を取り戻すことが可能であると 一定の方法(※)によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、「オンライン」として扱います。 【③について】 ※①同時双方型のオンラインを活用した学習指導 ②課題の配付・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド配信)を採用して行う学習指導を含む。 【④について】 新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴ってのオンライン技術の活用について(令和2年4月7日規制改革推進会議決定)及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、文部科学省において、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討しており、令和3年度の概算要求等に盛り込んでいるところです。	【①、②について】 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方については、中央教育審議会や教育再生実行会議等において、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育を使いこなし(ハイブリッド化)を基本的な考えとして、取組を進めていく必要性が示されたところです。 また、令和3年9月には、現在文部科学省と民間関係府省庁等が中心となり、遠隔・オンライン教育の効果的な活用による質の高い教育の実現に向けて、「教育現場におけるオンライン教育の活用」が取りまとめられました。 まずは、義務教育段階における一人一台端末の実現をはじめとするICT環境の整備を緊急に進めつつ、教師と児童生徒、児童生徒同士の関わり合いの重要性や、義務教育段階から高等学校教育段階までの児童生徒の発達段階の違い、新型コロナウイルス感染症への対応における成果や課題を踏まえ、初等中等教育段階における遠隔・オンライン教育の充実に向け、必要な取組を進めてまいります。 なお、高等学校における遠隔授業の単位認定については、いただいたご意見等も踏まえ、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととしているところです。(令和3年3月26日付2次文科初第181号初等中等教育局長通知) 【③について】 今後、平常時の持ち帰りも含めた方針を検討・整理します。 【④について】 「新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴ってのオンライン技術の活用について(令和2年4月7日規制改革推進会議決定)及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)」に基づき、文部科学省において、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討しており、令和3年度の概算要求等に盛り込んでいるところです。			



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
434	令和2年12月4日	令和3年4月16日	離職票の電子化	以下の仕組みを導入し、離職票を電子化すべきである。 ① 事業主が従業員に際してハローワークに雇用後援促進資格喪失届を届出後ハローワークによる喪失が確認された後(決裁後)、離職に関わる情報(賃金・離職日・離職理由等)をマイナンバーにマイナンバーと紐付けて登録する。登録完了時、マイナンバーの本人が通知した連絡先(メール)へ、電話番号、住所等)を通じて電子手当(失業給付)の手続や離職の発行が可能となることを元従業員に通知する。 ② 元従業員がハローワークに被後援者番号やマイナンバー、もしくはマイナンバーが記載された書類と本人証明書類(運転免許証等)を提示することで本人確認および離職情報との紐付けを行い、基本手当の受給手続を可能とする。原則電子化ペーパーレスとするが、元従業員が従前の発行を求める場合は、企業や働き手の利便性も考慮しハローワークでの本人への発行も可能とする。	離職に関わる行政手続については、事業主がハローワークへ雇用後援促進資格喪失届を申請する手続は電子化されたが、交付された離職票情報は事業主が届出時に、メールに添付して送らなければならない。しかし、ハローワークにおいては、すでに全国で共有可能なデータベースを有しており、これを活用し離職票を電子化すれば、電子申請による離職票の交付後、事業主による離職票送付手続は廃止することが可能と考えられる。これにより、届出等コストの削減、デューワーの推進、遅延リスクの削減につながる。ハローワークにおいてより業務のデジタル化による効率化および行政コスト削減につながる。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	離職票は離職者に交付されるものであるが、事業主が資格喪失届に離職票を添えて提出した場合は、雇用保険法施行規則	検討を予定	離職証明書が電子申請で提出された場合に、マイナンバーに利用者登録を行っている離職者にお知らせ機能を活用してハローワークから離職票を送付するとの可能性について、実務的及び法務的な検討を行い、今年度中に結論を得た上で、実現可能な場合は、必要な予算案、システム改修を経て、令和6年度からの運用開始を目指して参ります。		
435	令和2年12月4日	令和3年1月14日	バーチャル株主総会の利用促進	企業がより安心してインターネットを活用した方策を採用でき、株主との対話を図れるよう、ハイブリッド型(バーチャル株主総会(参加型・出席型両方)にあって、①映像送信なしの音声送信のみによる開催が認められること、②通信回線不安定の観点から、会社は、オンラインでの株主の参加社(人数)を合理的な範囲に制限できると、③役員が総会当日にオンラインで出席する場合、役員としての職務を要するに当たっては、当該役員は株主総会に法的に出席しているものといえること、総会における議事進行を要するに当たっては、議事録が整備されている限り、総会議長がオンラインによる出席でも議事を進行できると、④コロナ対応に関する会社と個人株主等との間の各種連絡(例えば、入場の手配や身分証明等)について、総会等の開催以外のインターネット等の手段によることが認められること、⑤リアル出席株主のプライバシー権や肖像権保護等の観点から、会社は、オフライン参加の株主にに対し、総会の録音・録画・転載を禁止できると、⑥年次総会での政府のガイド等が明かされるべきである。 また、ハイブリッド出席型(バーチャル株主総会)に関しては、上記に加え、①債権者の承認なく議事を進行することや、②債権者に通知義務が発生した場合でも、企業としての各種判断を経て採られたシステムであれば十分であること、③本人や代理人以外の第三者による不正アクセスの危険性について、会社が本人確認のための合理的な方策をとっていれば十分であること、④連年間のリアル出席株主数及びハイブリッド出席型の導入によりオンライン出席に移行する予定がある前年から合理的に認められるリアル出席株主数の取組期間(出席型)を短縮してはならないこと、また、総会開催前においては、企業としての各種判断を経て採られたシステムであれば十分であること、⑤本人や代理人以外の第三者による不正アクセスの危険性について、会社が本人確認のための合理的な方策をとっていれば十分であること、⑥連年間のリアル出席株主数及びハイブリッド出席型の導入によりオンライン出席に移行する予定がある前年から合理的に認められるリアル出席株主数の取組期間(出席型)を短縮してはならないこと、また、総会開催前においては、企業としての各種判断を経て採られたシステムであれば十分であること、⑦本人や代理人以外の第三者による不正アクセスの危険性について、会社が本人確認のための合理的な方策をとっていれば十分であること、⑧年次総会での政府のガイド等が明かされるべきである。 なお、ハイブリッド出席型(バーチャル株主総会)の延長としてのバーチャルオンライン型株主総会(役員・株主がすべてオンライン出席する株主総会)に関しては、その有用性、許容性はあると考えられる。そこで、実務的な観点からオンライン型が導入されているメリカのデラウェア州の方式を参考にしつつ、そもそも株主総会とは何であるかを明確にするといった会議体としての株主総会の在り方(例えば、決議事項の整理、株主提案の整理、説明責任や議決権の行使の仕方等)に関して併せて再度検討を行う必要がある。 その上で、バーチャルオンライン型株主総会の実現については、(1)株主総会への出席と権利の行使は権利の効力の関係、(2)賛同・勧誘の取扱い、(3)通信設備があった場合の効力、について検討することや中立的な要となる必要があると考える。	2020年2月に、経済産業省から「ハイブリッド型(バーチャル株主総会)の実施ガイド」が公表され、その中では、株主総会のライブ配信を行うハイブリッド参加型(バーチャル株主総会)や、リアルの会場の設けつつ株主のオンライン出席も認めるハイブリッド出席型(バーチャル株主総会)の開催にあつては、上記の留意点等も示された。コロナ禍の2020年6月の定時株主総会においては、ハイブリッド型(バーチャル株主総会)の実施も含め、各社、株主等の意思を踏まえて様々な方策が取られたが、今後もコロナの影響が続くことが予想される中、リアル出席を併用しつつ、インターネットを使って株主の総会へのアクセスリテラシーを高め、企業が取り得る有効かつ現実的な選択策がある。また、このような方策は、DXを進め、中核、感染症拡大時であるか否かを問わず、特選でより居る株主と移動に不自由のある株主にとって合理的である。	(一社)日本経済団体連合会	法務省 経済産業省	①ハイブリッド型(バーチャル株主総会)について 会社法上、ハイブリッド型(バーチャル株主総会)を開催することは可能である。2020年2月にハイブリッド型(バーチャル株主総会)を実施する際の法的・実務的な留意点を示した「ハイブリッド型(バーチャル株主総会)の実施ガイド」を公表している。 ②バーチャルオンライン型株主総会について 会社法上、株主総会の開催に関しては、株主総会の場所を定めなければならないこととされています(会社法第298条第1項第1号)。同号の場所とは、一般に、議決権を有する株主が株主総会に出席するために入場することができる場所を意味するものと解されており、実際に開催する株主総会の場合が、バーチャル空間でのみ行方での株主総会、いわゆるバーチャルオンライン型の株主総会を許容することであるかどうかについては、解釈上難い面があると考えられます。	①なし ②会社法第298条第1項第1号	①株主総会プロセスにおける手続的・実務的な留意点の活用(在り方)など新たな株主総会の在り方について2020年8月から関係省庁で検討を行っているところである。具体的には、以下のとおりです。 ②株主総会プロセスにおける企業と株主による対話の充実に向けて、ハイブリッド型(バーチャル株主総会)の実施の促進のため、実務ガイドなどからなる案を御提案。 ③バーチャルオンライン型株主総会については、2021年の株主総会に向けて、バーチャルオンライン型株主総会を開催できるよう、2021年の通常国会に関連法案を提出する予定です。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
436	令和2年12月4日	令和3年1月14日	株主総会資料のWEB拡充の継続	コロナの影響が長年以降にも継続するおそれがあることに加え、将来に向けて株主総会資料のアクセスの促進を必要とする考えを踏まえ、本年の臨時株主総会において認められたWEB開示によるみだし提供の拡充を恒久化すべきである。	2020年の定時株主総会においては、コロナの影響により計算書類等の作成・監査等に遅れが生じる可能性があることを考慮し、株主総会資料としての単体計算書類等に関してWEB開示によるみだし提供を行うことを臨時の措置がなされた。	(一社)日本経済団体連合会	法務省 経済産業省	<p>限行の会社法上、株主総会資料は書面により株主に提供することが原則とされていますが、会社法施行規則及び会社計算規則において、その一部(株主総会参考書類及び事業報告に添付すべき項目の一部や連結計算書類)について、招集通知の発出時から株主総会後3か月が経過するまでの間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす制度(ウェブ開示によるみだし提供制度)が設けられています(会社法施行規則第94条、第133条第3項から第7項まで、会社計算規則第133条第4項から第8項まで、第134条第4項から第7項まで)。</p> <p>令和2年6月の定時株主総会の集中開催を前に、新型コロナウイルスの影響により、決算・監査業務に遅延が生じているとの指摘がなされたことから、緊急措置として、ウェブ開示によるみだし提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書類等をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行いました(令和2年法務省令第37号、令和2年6月15日公布・施行)。当該改正省令は、施行の日から6か月を経過した日に効力を失うこととされており、同年11月15日に失効しました。</p>	会社法施行規則第94条、第133条第3項から第7項まで、会社計算規則第133条第4項から第8項まで、第134条第4項から第7項まで	対応	令和3年3月及び6月に開催される株主総会についても、前定の手続きを経た上で、ウェブ開示によるみだし提供制度の対象を拡大する一定の措置などを講ずる予定としており、そのための会社法施行規則及び会社計算規則の改正案を令和2年12月4日からパブリックコメントの手続きに付けています。		
437	令和2年12月4日	令和3年1月14日	コロナ拡大下での株主総会基準日の柔軟な取り扱い	感染症拡大は極めてやむを得ない事情により、その権利の行使時が基準日から3箇月後になるなどとなる可能性がある。また、「基準日から三箇月以内に行ってもよい」と規定されるべきである。また、株主総会開催の旨を、法の合理的な解釈であるスクリーン通過等によって明らかにすべきである。	コロナ等の感染拡大の下では、3月末決算期の会社が、当初予定の6月に定時株主総会を開催することが困難であることが、今後想定される(なお、ここでは分かりやすくするために3月末決算期の会社を想定しているが、本要請は決算期に限るものではない)。株主総会を2回開く、いわゆる継続会で対応した会社もあったが、決算確定と役員選任等のタイミングがずれ等の問題がある。また、上場会社は、3月末時点の株主が、期末の剰余金配当を受領でき、定時株主総会の議決権を行使できるという前提により、市場における株式取引がなされ、株価も形成されているため、感染症拡大等により、期末の剰余金配当や定時株主総会の開催時期が7月以降になる場合も、3月末時点の株主に権利行使を認めるのが合理的である。会社法124条2項では、「基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行うことができる権利(基準日から三箇月以内に行うものに限る。)の内容を定めなければならない。」とされている。	(一社)日本経済団体連合会	法務省 経済産業省	<p>株主総会における議決権や配当の受領等の株主の権利については基準日を定めるときは、当該権利は基準日から三箇月以内に行うものに限ることとされています(会社法第124条第2項)。</p>	会社法第124条第2項	対応不可	権利行使時点の実際の株主と権利行使をする株主との乖離があまりに大きいことは望ましくないため、基準日における株主が行うことができる権利が基準日から3箇月以内に行うものに限ることとされています。また、株主総会における議決権行使に係る基準日と株主総会の日の間隔が最大で3箇月となることは、他国との制度と比較しても長く、いかなるコンプライアンス上の問題を生ずるものがあるとも承知しています。これを踏まえ、基準日から権利行使までの期間について、3箇月を超えることができる場合があると解釈することは難しく考えられます。		
438	令和2年12月4日	令和3年1月14日	電子帳簿保存法の抜本的な見直し	(同法は)感染症下における新しい生活様式を実現する妨げとなっていないことから、この機会に見直しすべきである。なお、取引のデジタル化をさらに推進するため、電子帳簿保存法の改正とあわせて、提案される数量が多い領収書について、電子的交付を担保するための法制上の措置を検討すべきである。帳簿の管理と関連するスクリーン保存についても、適正事務処理要件、タイムスタンプ要件等、無暗号性を求められる電子帳簿保存法の各要件のため、社内整備等のソフト面、機器等のハード面の双方でハードルが高く、企業において導入が進んでいない。経済活動の全面的かつ即時的デジタル化が喫緊的ではないことを踏まえ、こちらについても要件の合理化が不可欠である。一定の基準により、内部統制が確立されている企業に対しては、個別の要件を免除するなどの措置も検討する必要がある。電子帳簿保存法については、個別規定の修正に留まらず、抜本的な見直しを要する。	企業はバックオフィスの効率化を図る観点から、あらゆる書類の作成及び授受のデジタル化を推進している。しかし、国税関係帳簿書類の保存を電子的に行う場合、検査要件をはじめ書面での保存に比べ電子帳簿保存法の厳格な要件を満たすことができず、結局、紙での保存を強いられるケースもある。	(一社)日本経済団体連合会	法務省 財務省	<p>【法務省】 民法第486条では、弁済者が、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる規定があります。ここでいう「受取証書」は、基本的には書面が想定されていると考えられますが、本法は任意規定であるため、弁済及び弁済債権者において、書面に代えて電磁的記録を提供する旨の合意をすることは可能であると考えられます。</p> <p>【財務省】 国税関係帳簿書類については、電子計算機を使用して作成する場合であって、財務省長の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要な所定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存が可能となります。</p> <p>また、国税関係書類のうち、決算関係書類以外の書類については、財務省長の承認を受けたときは、適正事務処理要件等の所定の要件の下で、スクリーン上での記録された電磁的記録の保存が可能となります。</p>	【法務省】 民法第486条	【財務省】 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」といいます。)	【法務省】 民法第486条の規定が設けられたのは、弁済者に、弁済と引換えに弁済の証拠となる受取証書を得させ、二重請求の危険を防止してあります。受取証書の電子化の必要性が高まっていることを受けて、書面に代えて電磁的記録を提供することを認めることとした場合に、電子化に対応することが困難な弁済者・受領者に過度な負担を課することにならない等の、必要な検討を進める予定です。	【財務省】 電子帳簿保存法については、令和2年12月1日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱において、ご提案いただいたような内容を含む、抜本的な見直しを行うこととしております。上記の見直しを含んだ令和3年度税制改正法案を令和3年通常国会に提出する予定です。	
439	令和2年12月4日	令和3年1月14日	給与明細等、源泉徴収票の電子化に向けた本人同意の厳止	業務の効率化やペーパーレス化のみならず、感染症の拡大防止に向けて、本人同意を廃止し、給与明細等の電子化を促進すべきである。	所得税法では、給与明細等、源泉徴収票を電磁的方法で従業員に交付する場合には、従業員一人ひとりの「同意」を必須としている。しかし、コロナ拡大の下では、給与明細等を適切なタイミングで書面にて交付することは困難である。郵送対応はコストおよび作業工数増となるほか、担当者の出勤が必要でテレワークの阻害となる。一部の従業員が電子化に同意しない場合は、書面と電子明細が併存するため、さらに煩雑な作業となる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	<p>給与等の支払者がその支払を受ける者に対し給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書を電磁的方法により提供する場合に、あらかじめ、その者から承諾を得なければならないこととされています。</p>	所得税法第226条第4項、第231条第2項、所得税法施行令第333条、第336条、所得税法施行規則第65条の2、第100条第4項	その他	<p>現行制度上、給与等の支払者は、従業員に対し給与明細や源泉徴収票の書面交付に代えて、電子交付することが可能となっています。ただし、従業員にも様々なニーズがあると考えられることから、電子交付については本人の同意が必要とされています。</p> <p>業務の効率化やペーパーレスを進める観点から、様々な手続の電子化を進めていくことは重要ではあるものの、ご提案のように、本人同意を廃止し源泉徴収票等を原則電子化することについては、従業員の理解や様々な関係者のご意見も踏まえて慎重に検討する必要があると考えられます。</p> <p>なお、税制改正については、今迄税制調査会における税制改正プロセスの中で議論されるものであると承知しております。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
440	令和2年12月4日	令和3年4月16日	健康保険証の配付における事業主経由の省略	事業主と保険者の双方が合意した場合、保険者から被保険者に対して、健康保険証本体を直接交付することを認めるべきである。	健康保険証の交付については、施行規則において、保険者(健康保険組合・全国健康保険協会)はまず事業主に交付し、事業主から被保険者(従業員)に交付することが求められている。しかし、簡易書留郵便等を利用して本人確認を行えば、保険者から被保険者に直接に届けることは可能である。また、健康保険証の交付の前提となる被保険者の資格の届出は事業主から保険者に対して行われていることから、保険者から被保険者に健康保険証を交付した事実さえ保険者から事業主に情報共有されれば、事業主として健康保険証の配布状況を一元的に把握することは十分に可能であり、健康保険証本体が事業主を経由する必然性は乏しい。事業主の人事等担当者は健康保険証交付のために出社を余儀なくされている場合があり、テレワークの推進を阻害しているのみならず、コロナ禍において交付遅延のリスクも生じている。	(一社)日本経済団体連合会 厚生労働省	健康保険の被保険者については、健康保険法施行規則第47条第3項及び第4項の規定により、保険者から被保険者を使用する事業主に交付し、事業主は、これを被保険者に交付することとされています。	健康保険法施行規則第47条第3項及び第4項	検討を予定	要望はいただいた事業主と保険者の合意による保険者から被保険者に対する被保険者証の直接交付については、必要となる事務経費や事務負担も踏まえ、事業主及び保険者の意見を伺いながら検討を進めてまいります。		
441	令和2年12月4日	令和3年5月24日	オンライン診療・服薬指導の恒久化・普及促進	今次の緩和措置の事例を踏まえ、患者の安全性や医療の質的確保、財源への影響に関する検証を行って、初診も含むオンライン診療・服薬指導の恒久化に取り組みたい。また、医療機関側の設備の不足からオンライン診療・服薬指導が実施できる医療機関の数は限られており、地域間の偏在も大きいことから、政府においては、オンライン診療の更なる普及促進策を打ち出すべきである。	今般、コロナ拡大防止策として、オンライン診療、オンライン服薬指導、薬剤の配送に関して、初診対面原則の特時的緩和および診療報酬上の取扱いの見直しが行われた。本対応の期間は、感染症が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、感染拡大の状況、実効性確保の観点等から検証・見直しを行うこととする。ICTの発達により、オンラインの場合でも対面と同程度のコミュニケーションが可能になりつつあり、医師・薬剤師・患者間の情報の不足からオンライン診療・服薬指導が実施できる医療機関の数は限られており、地域間の偏在も大きいことから、政府においては、オンライン診療の更なる普及促進策を打ち出すべきである。	(一社)日本経済団体連合会 厚生労働省	オンライン診療(遠隔診療)については、近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに加え、オンライン診療で「最低限遵守する事項」と「推奨される事項」を示した、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を平成30年3月に発出し、当該指針に基づき制度を運用してきた。今般、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況を鑑み、簡易かつ特約的対応として、医師の責任の下で、初診から電話やオンラインによる診断や処方を行うことを令和2年4月より可能としたこととする。また、厚生労働省では、従前よりオンライン診療を含む遠隔医療に必要な設備整備に対する支援を実施しています。	オンライン診療の適切な実施に関する指針(令和2年7月1日付付表発第31第7号)オンライン診療の適切な実施に関する指針の改定についての所見)	検討を着手	オンライン診療については、安全性と信頼性をベースに、初診も含め、原則解禁することを、10月8日3大臣(田村厚生労働大臣・平井情報通信技術(IT)担当大臣・河野行政改革担当大臣)で意図合わせを行いました。これについては、安全性と信頼性を担保する観点から、普段からかかっている医師によるオンライン診療を原則認めることが重要であると考え、制度の運用に当たっては、具体的な考え方を示し、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会において検討を進めているところです。また、オンライン診療を含む遠隔医療に必要な設備整備に対する支援については、引き続き必要な支援に努めてまいります。		
442	令和2年12月4日	令和3年4月16日	オンライン特定保健指導の活用拡大	グループ支援におけるオンライン面談の導入を認めるとともに、オンライン面談で獲得可能なポイントについても、対面による面談に相当するものとするべきである。	特定健康診査(健康診断)の結果により、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された40歳から74歳までの受診者に対して、保健師・管理栄養士等から、生活習慣の見直しについて特定保健指導を実施することが被験者に義務づけられている。特定保健指導における面談の実施にあたっては、1対1の個別支援において情報通信技術による遠隔面談(オンライン面談)を認めるものも、その効果は電話支援と同等とみなされ、対面による個別支援に比べて差られるポイントが高い。具体的には、積極的支援における対面での個別支援が20〜120分間、電話支援および情報通信技術を活用した継続が15〜60分間とされている。加えて、被験者に対して実施するグループ支援においては、オンライン面談に関するルールが存在しない。	(一社)日本経済団体連合会 厚生労働省	情報通信機器を用いた初回面談を行う場合は、個別支援に比べて実施することができることとしております。また、情報通信機器を用いた継続支援を行った場合は、電話支援のポイントを算定することとしております。特定保健指導については、令和3年2月1日より、ビデオ通話可能な情報通信技術を活用した初回面談におけるグループ支援が実施可能となり、また、情報通信技術を活用した継続支援について、対面で行う場合と同等のポイントを算定することとしております。	なし	対応	情報通信技術を活用した特定保健指導の実施については、令和3年2月1日付付表第001第11号「発表001第1号」(情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について)のとおり、ビデオ通話が可能の情報通信技術を活用した初回面談におけるグループ支援の実施が可能となりました。また、情報通信技術を活用した継続支援について、対面で行う場合と同等のポイントを算定することとなりました。		
443	令和2年12月4日	令和3年5月24日	薬局外からのオンライン服薬指導の実現	調剤を行った薬局と同程度の通信環境およびセキュリティが確保されていることと併せて、当該薬局の薬剤師が、当該薬局においてオンラインで服薬指導を行うことができよう。薬局外場所の条件を緩和すべきである。	オンライン服薬指導が特時的措置として導入されたものの、薬剤師が服薬指導を行うことができるのは、その調剤を行った薬局内の場所とするのが義務付けられている。そのため、かかりつけ薬剤師が当該薬局に存在しないテレワーク中や、薬局が閉まっている夜間・休日等においては、患者が指導を受ける適切なタイミングでオンライン服薬指導を実施し、薬局(勤務先)外においても、薬剤師が服薬履歴や処方内容、服薬状況等を閲覧・管理し、服薬指導が行えるようになれば、薬剤師の感染拡大防止および労働環境の改善につながることも、患者にとっても薬剤師との相談・意見交換が容易になることで、利便性や服薬アドヒアランス(患者による治療方針への積極的参加)の向上につながることも期待される。	(一社)日本経済団体連合会 厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の1第1項及び第2項において、薬剤師がオンライン服薬指導を行う場合においても、薬局内の場所で行うこととされています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の1第1項及び第2項	対応不可	薬局における調剤と服薬指導は、薬剤師が患者の状況等を把握したうえで処方内容の確認や疑義照会を行うこと、確認された処方に従い薬剤の調製を行うこと、調剤した薬剤を患者に交付し必要な情報提供や指導を行うことの一連の行為の中で行われるものであり、一体として考える必要があります。また、服薬指導は患者のプライバシーに配慮し、薬剤師(薬剤師用端末)等、患者の患者の氏名を把握しながら対応することが求められるほか、薬局において患者の薬剤服用履歴が一元的に管理されている現状を踏まえ、薬局外での対応は困難と考えられています。		
444	令和2年12月4日	令和3年5月24日	電磁的方法による遠隔での治療説明および同意取得の促進	非対面でも被験者の同意が速やかに得られるよう、電磁的方法による遠隔での治療説明および同意取得が可能とするべきである。具体的には、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」において、同意取得における「文書」については電磁的記録、(記)文書に代り、また、は署名名については電磁的な署名あるいは電磁的な捺印を認めることを求める。併せて、「記録・同意文書(説明文書)の保管」に関して、電磁的媒体による保管を認めるべきである。上記の実施方法については、ガイドライン等で明確に周知する必要がある。	医薬品の開発に不可欠な治療においては、その開発・実施段階に応じて数十名から最大数万名の規模で実施されている。被験者の同意については、「文書」により適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないことが規定されている。しかしながら、治療責任医師等と被験者となるべき者は、説明時に直ちに書式のやり取りが可能となら、対面による説明および署名を行うことが遠隔となっており、スピード感のある医薬品の開発を阻害している。とりわけ今回のコロナによる緊急事態宣言のように都道府県境を越えた移動の自粛等が求められた際には、被験者の治療実施医療機関への訪問自体が困難となり、被験者の募集にも支障をきたしている。	(一社)日本経済団体連合会 厚生労働省	現行の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCP省令)において、電磁的方法による同意取得も可能である。既に、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCP省令)において、第1条の中で「当該に関する全ての情報は、正当な報告、解説及び検証が可能のように記録し、取扱い、及び保存すること。本規則は、その媒体にかかわらず、本ガイドラインで規定する全ての記録に適用される。」と記載しており、GCP省令第41条、第50条〜第53条に規定される同意取得及びそれに必要な文書(同意文書、説明文書)の記録の保管についても適用されています。	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第41条、第50条〜第53条	実行制度で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
450	令和2年12月18日	令和3年1月27日	日本年金機構控除額等申告書提出のネット提出にしたい	毎年、この時期に日本年金機構から扶養親族等申告書の提出徴収の書類が郵送されてきます。申告書が入っていますので、必要事項を記入し、添付封筒に入れ、切手(提出責任)ははり、郵送します。税金に関係するもので必ず提出します。記入は書きと同じであれば名前を書いて郵送するだけです。今、国税調査が行われていますが、同様にネット留書にする。	ネット留書にすれば、返信用申告書、返信用切手が不要になる。日本年金機構は返送された申告書の事務処理が不要になると思います。	個人	厚生労働省	一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際所得が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を提出することにより、配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。なお、令和2年分以降の扶養親族等申告書については、提出の有無によって所得控除の適用はなくなり、配偶者控除等に該当しない場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。この扶養親族等申告書については、電子申請による手続きを可能としています。	所得税法第203条の	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
451	令和2年12月18日	令和3年1月27日	契約電子化(ハンコ電子化)サービスの相互乗り入れ	契約電子化(ハンコ電子化)サービスの電子署名、タイムスタンプの仕様共通化し、サービス間の相互乗り入れを可能とする。(取引先と異なる電子署名サービスを選択して対応できるように)具体的には取引先のmDS原則のような、一定の条件を満たすクラウドサービスの提供者を「信頼トラスサービス提供者」として認定するなどの制度を始める、ツールをバリエーション化する。	クラウドサイン、BtoBプラットフォーム、DocuSign、GMO、ContractHub、AdobeSign等々電子契約サービスが乱立しており、取引先との間で電子契約を依頼する場合、お互いに異なる電子契約サービスを利用しているケースも増加している。この場合、どちらの電子契約サービスを利用するか判断も必要になり、法解釈の違いにより互いにできず振の契約書が増える懸念も発生している。	個人	経済産業省 法務省	電子署名については、電子署名法第4条第1項に基づき、同法第6条第1項の要件を満たす特定認証業務を主務大臣が認定する制度があります。(各省HPに掲載の認定認証業務の一覧： <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosoku/joho_isusin/top/ninshou-law/d-nintei.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosoku/joho_isusin/top/ninshou-law/d-nintei.html</a> 、 <a href="https://www.moj.go.jp/MLN/j_min32.html">https://www.moj.go.jp/MLN/j_min32.html</a> 、 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig-srvlist.html">http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig-srvlist.html</a> ) タイムスタンプについては、日本データ通信協会において、同協会が定める審査基準に適合した時刻記帳業務又は時刻認証業務を実施する者を認定する「タイムスタンプ信頼・安心認定制度」があります。本制度は総務省が2004年に策定した「タイムスタンプに係る指針-ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のための～」( <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000485112.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000485112.pdf</a> )を踏襲したものとされています。(日本データ通信協会HPに掲載の認定事業者の一覧： <a href="https://www.dctyo.or.jp/ib/contents_list/index.html">https://www.dctyo.or.jp/ib/contents_list/index.html</a> )	(電子署名) 電子署名及び認証業務に関する法律	(電子署名) 現行制度下で対応可能 (タイムスタンプ)対応	「電子署名については、引き続き左記の国による認定制度の周知を図って参ります。 タイムスタンプについては、既に左記の長期による認定制度が存在するところですが、2019年1月より実施の「プラットフォームサービスに関する研究開発プラットフォーム検討ワーキンググループ」において、国による信頼性の付与がないことや国際的な通用性の懸念等からタイムスタンプの国による認定制度の新設が提案されたことを受け、総務省で2020年3月からタイムスタンプ認定制度に関する検討会を開催し、今年度中の国による認定制度の整備に向けた議論を行っています。 (総務省HPに掲載の検討ページ： <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosoku/kenkyu/timestamp/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosoku/kenkyu/timestamp/index.html</a> )	
452	令和2年12月18日	令和3年4月26日	各種公的資格の資格証明書の一本化	各種資格証明(免許証)を一本化したかった。マイナンバーの紐付けし、どこでもスマホに検索できるようにしたい。また、資格の申請、更新、講習等の手続きを一本化して欲しい。更に、その情報の資格保有者に加え、国民で利用可能にしたい。	仕事柄、各種公的資格を有しているのですが、資格証(免許証)がバラバラなので、管理に困っています。マイナンバーカードやスマホに一本化して欲しい。また、資格の申請、更新、講習等の手続きを様々な法令に及び、関係者もまごまごとは理解しているが、利用者から見ての窓口と申請フォームを一本化することは難しいはず。更に、教育機関の卒業証明や成績証明、各種民間資格(英検、TOEIC、簿記検定等)にも参加してもらえるプラットフォームとしてほしい。これらデジタル資格証(免許証)は、セキュリティを考慮した上で官民にて活用を可能とする必要も必要です。これらによって、各種資格保有者によって保有資格管理の効率が向上するとともに、資格保有者を活用する側にとっても、その資格の有効性や真正性を簡単に担保することが可能となるでしょう。更に、資格保有者の同意を得た上で、自然災害発生時や大規模な感染症発生時時に、行政機関より資格保有者に対してピンポイントでの迅速な協力要請が可能となるものと思われます。(自然災害発生時:重機操作資格保有者等、大規模感染症発生時:看護師・保健師等)	個人	デジタル庁 総務省 財務省 厚生労働省	各種免許・国家資格等の保有者に関する情報は、個別の資格ごとに各資格管理者において管理している状況です。	マイナンバーの利用及び情報連携について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第8条第1項、第19条第3項	その他	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとして、当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行って、各種免許・国家資格等のデジタル化を進めてまいります。	
453	令和2年12月18日	令和3年1月27日	不動産登記の義務化と不要不動産(土地)の国・自治体への返納	不動産登記を義務化し、マイナンバーと紐付けることにより、不動産所有・管理関係を明確にする。併せて、所有者が不要とする不動産(土地)の国・自治体への返納を可能とする。	東日本大震災後の復興事業で明らかになったよう、不動産所有者が不明確であることが、復興事業の遅れとコスト増大に明らかにつながっています。これから増える各種大規模自然災害に対し、復興事業を迅速的に実施できるようにするため、不動産所有者を明確にすることが必要で、そのために不動産登記義務化が必要となります。その際はマイナンバー若しくは法人番号を紐づけることとし、海外在住者の場合は別途、必要な措置をとるとします。また、問題となる可能性のある、外国人による不動産所有の実態把握も重要なものとなります。これにより、前述の復興事業の迅速化のみでなく、固定資産税や民間の不動産管理費の徴収等、官民での活用によって債権者の権利保護も効果的かつ効果的なものとなります。一方、不動産登記の義務化と併せ、登記費用を下げること、不動産登記をしない者に対して不動産(土地)の国・自治体への返納制度を整える必要があります。	個人	法務省 財務省	【法務省】 御指摘のとおり、近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が置らに判明せず、又は判明してもその所在が不明で連絡がつかない所有者不明土地が急増し、公共事業の実施や取壊の取などにおいて、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じており、こうした問題は東日本大震災後の復興事業などにおいて顕在化したものと承知しております。こうした所有者不明土地等問題の抜本的な解決を目指すためには、民事基本法において、相続等による所有者不明土地等の発生を防止するための仕組みや、土地の適正かつ円滑な利用を促進するための仕組みを整備する必要があります。	民法・不動産登記法等	検討(着手)	【法務省】 所有者不明の土地など引き取り手のない不動産に関する問題が顕在化している中、国有財産行政における対応としては、行政目的のない不動産について寄附を受けていくことが考えられます。ただし、寄附を受けた不動産は、普通財産として売却などを目的とする必要があり、国全体の負担となる管理コストの増大防止や所有者が土地の適切な管理を怠るというモラルハザードの防止といった点を考慮すれば、寄附を受けることが可能な財産については一定の要件を設ける必要があります。こうした点を踏まれば、国が普通財産として寄附を受ける財産としては、一定の資産価値があり、管理コストの増大防止の観点から売却等が容易な不動産であるとともに、モラルハザード防止の観点から適切な管理が行われているものである必要があります。具体的には、相続等の権利要件を満たすものであって、管理コストの増大が懸念される建物や、処分が容易な土地と懸念される地区計画等による建築物の敷地面積の最低限度を下回る土地でないなど、売却等の容易性を確保するための追加条件を満たすもの、相対的価値がないことその他の権利に関する登記を了するなど適切な管理がなされていること、遺失や盗取に所在する場合や事故などの事情により正常な取引が行われない不動産に隣接する場合など周辺環境に問題があるものでないこと、相対的価値を有する土地を寄附の対象とすることが考えられます。いずれにしても、引き取り手のない不動産に関する問題への国有財産行政としての対応については、政府全体の検討と歩調を合わせて検討を進めてまいります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
459	令和2年12月18日	令和3年1月27日	年金手帳を紙で所持することの是非	年金手帳を紙で所持することに意味があるのでしょうか？マイナンバーカードを紐付けすれば、年金手帳を無くして再発行のために窓口に行かなくても済むのでは？	<p>当方、まだ40代ですが年金手帳を無くしていることに基づき再発行に行きました。受付を済ませた後、年金手帳を発行して頂きましたが、その方が言ったことが勘違いでした。現在は、年金手帳に年金記録が書き込まれることはありませんので、ネットの方で加入記録を確認してください。アクセスキーをつけておきましたから結局、紙ベースで持っている意味なしし、基礎年金番号がマイナンバーカードに紐づいていたら、わざわざ年金手帳を行かなくても済むのでは？ご検討お願い致します。</p>	個人	総務省 厚生労働省	<p>年金手帳については新たに国民年金の被保険者となった方等に対して、基礎年金番号をお知らせするために送付しています。</p> <p>また、現在、大部分の年金受給権者・被保険者の方は日本年金機構にマイナンバーが登録されており、マイナンバーが登録されている方は、ほとんど全ての手続きがマイナンバーを記載いただくことにより可能です。</p> <p>なお、年金手帳の再交付手続きは、郵送や電子申請により提出することが可能です。</p>	対応	<p>国民年金手帳については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）により、令和4年4月1日以降は廃止され、代替措置として同日以降は、必要な情報のみを記載した基礎年金番号通知書の送付に切り替える予定です。</p> <p>「制度の現状」に記載のとおり、基礎年金番号とマイナンバーが紐づいている方は、ほとんど全ての年金関係のお手続きがマイナンバーを記載いただくことにより可能ですので、その旨を適切に周知まいります。</p>	
460	令和2年12月18日	令和3年1月27日	あはき法、医師同意書の撤廃について。	<p>現在、はりきゅう治療の健康保険適用の際に、医師の同意書が必須となっています。世間相場の治療代では約5,000円～です。料金が高く治療を継続することに躊躇する方もいます。同意書を医師から買うという作業が一つの時間的に無駄なハードルになっている事実があります。その為、同意書が撤廃されれば鍼灸師が鍼灸院等への対応が早くなる。</p> <p>②鍼灸師の社会的待遇が上がる。同意書が撤廃されれば開業鍼灸師の年収は確実に多くなり、様々な消費が増加する。それにより税収増も可能となる。</p> <p>③現状の現実な厚生医療費削減に貢献が可能。はりきゅう治療は非薬物による物理療法です。整形外科や内科などで処方される薬品や手術等の医療費削減に貢献する。④このはりきゅう治療の法令制定は昭和22年。現在に至るまで70年以上が経過しています。この70年以上の間にはりきゅう治療の研究が進み、治療効果も科学的に解明されてきています。戦後間もない時期に制定された法律を現在の状況下にあるあはき法を踏襲してはめめるには早急な思いをします。令和の時代になり今の官内閣にこの法令を改正されることを国民の一人として、また鍼灸師として希望致します。</p>	個人	厚生労働省	<p>患者があん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの施術を受けてその施術につき、医療保険各法における療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医からの同意書の交付を受ける必要があります。</p> <p>また、保険医からの同意書の交付を受けてあん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きマッサージ等の施術を受ける場合、1ヶ月を超えて引き続きあん摩マッサージ指圧の施術を受ける場合、同時にはり及びきゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり及びきゅうの施術を受ける場合については、患者は診察を受けた上で、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。</p>	対応不可	<p>あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの施術については、健康保険法上、療養費の支給対象となり得るものですが、この療養費は、保険者がやむを得ないときに保険医療機関等による療養の給付に代えて支給されるものです。</p> <p>あん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費は、筋痛症・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされています。</p> <p>また、はり、きゅうの施術に係る療養費は、神経痛、リウマチ、関節症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症の6疾病、及び16疾病以外の疾病であって慢性的な疼痛を主とし医師による適当な治療手段がないものが支給対象とされています。具体的には、6疾病については医師の同意を受けた治療を行った場合には療養費の支給対象として差し支えないとされています。6疾病以外の慢性的な疼痛を主とする疾病については、医師による適当な治療手段のないものである場合に判断して支給の要否を決定することとされています。</p> <p>支給対象に当たるとはどうかについては、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の審査基準等について（平成16年10月1日付「後援省庁1001002年）」で示されています。これらの支給対象に当たるとはどうかを判断するため、医師の同意・再同意は非常に重要であり、また、限られた保険財政の中で施術を必要とする患者が適切に施術を受けられるようにすることが必要です。</p> <p>以上のことから、医師の同意書・再同意書の撤廃というご意見につきましては、対応は困難であります。</p>		
461	令和2年12月18日	令和3年4月26日	電子証明の統一について	現在電子申請や電子入札を取入れられているが、省庁間各地方自治体によって統一されていないので、統一していただきたい。	電子申請等が認知されないのは、高額な手数料や電子申請の制度が統一されていないのが原因と思われる。電子申請の義務化を図るなら、国が率先的に統一刷付方法（刷付料金を表示できる）を定めること、1法人1枚は無料配布し、書面より移行しやすいう方法を取るべきかと思えます。	個人	デジタル庁	<p>地方公共団体が提供する行政手続きに係るオンライン申請について、マイポータルでは、手続の検索、電子申請を利用できるようになっています。こちらは手続に関する手続きははじめた。地方公共団体へのさまざまな申請や届出を地域別に検索し、その手続きの詳細を確認申請することができます。現在、関係省と協力し、子育て、介護、被災者支援等の手続について、標準格式のプロセストを推進、様式の統一化に向けて対応しております。</p> <p>各府省が行う物品・役務の調達に係る電子入札については、電子調達システムが担っています。電子調達システムは所有共通システムであり、1つの電子証明書で調達ポータルに登録することで、電子調達システムにおいて、全ての所有の電子入札を行うことが可能です。</p>	対応中	<p>制度の現状のとおりです。</p>	
462	令和2年12月18日	令和3年1月27日	在留資格申請窓口の市役所への設置	市町村等の窓口で在留期間更新申請可能な場合は受け取りをできるようにしてほしい。	入国管理局関係窓口は設置箇所が少なく、県庁所在地あるいは地域によっては利便性の高い場所に設置されている。さらに、窓口数の制限から東京や神奈川に行った地域では待ち時間が半日に達することも多く、加えて、別途、地域の市町村で住民登録やマイナンバーの更新等の関連する行政手続きが必要となる。市町村で申請を受け付けるようにすることで申請の受領窓口を分散することができ、窓口が一元化されればすべてがワンストップとまではいかなくても同じ建屋内で一日で回って処理ができる。現状、市町村が入国管理局が所轄する申請を代理で受領できない「縦割り」が実現を阻んでいるが、河野大臣が世に問うているように日本の人口構成に高度技術移民を受け入れていく機会を想定して、移民に対する利便性向上と行政効率や受付の効率化、さらに適正な在留資格管理の観点からも掛け合わせなければならないと考える。住民登録・在留資格はデータとして一元的なもので納税状況なども含めて市町村と入国管理局がより連携するべきもの。	個人	法務省	<p>在留申請及び申請の結果として交付される在留カードの受領は、原則として、申請をする外国人自らが行うこととされています。また、在留申請や在留カードの受領については、受入機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うことができます。また、在留申請や在留カードの受領については、受入機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うこととされています。また、在留申請や在留カードの受領については、受入機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うこととされています。また、在留申請や在留カードの受領については、受入機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うこととされています。</p>	対応不可	<p>出入国管理及び難民認定法第16条の9の3第1項第3号において、在留申請及び在留カードの受領については、外国人自ら地方出入国在留管理官へ出席して行うことが義務付けられています。</p> <p>また、在留申請や在留カードの受領については、受入機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うことができます。また、在留申請や在留カードの受領については、受入機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うこととされています。また、在留申請や在留カードの受領については、受入機関の職員や行政書士等が申請人に代わって行うこととされています。</p>	
463	令和2年12月18日	令和3年1月27日	パスポート発行申請時における戸籍簿本提出の廃止	パスポート発行申請時には戸籍簿本等の提出が求められる。関係省庁で関係情報を直接照会できるような環境を強化し、ワンストップ化を進めたい。在外大使館でのパスポート発行においても戸籍簿本の提出が不要あるいはその場で原本を照会できるような取り計らいをお願いしたい。	提案を実現する過程において在外邦人の情報連携等が進み、コロナ禍等緊急時に効果があると考えます。また現状、在外邦人は現状、出国時にマイナンバーの情報が求められることになっているのが、様々な制度とマイナンバーを結びつける必要がある時、一元化によって実現が容易になると期待している。	個人	内閣府 外務省 法務省	<p>旅券は渡航者の国籍及び身元を証明する文書であり、戸籍簿本は、申請者の国籍保持及び身元確認のために不可欠な文書です。</p>	旅券法第3条等	検討に着手	<p>戸籍簿本は旅券（パスポート）の発給に当たり不可欠な文書ですが、令和4年度中に旅券のオンラインによる申請を可能とし、令和5年度以降に整備が予定されている法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、令和6年度から戸籍簿本原本の提出を省略することを検討します。</p>



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要		
469	令和2年12月18日	令和3年1月27日		1. 受信料制度を廃止し、スカパーの様な視聴契約による視聴料制度に変更する。 2. NHK総合CH及びNHK総合サブCHについては、その報道内容は全国民の知る権利にかかわることを考慮し従前の料金を決定する。 3. NHK総合チャンネル及びNHK総合サブチャンネルのみの視聴契約を可能とする（実用スカーパーと同一ようなものにする）こととする。チャンネルごと契約もあれば、地域を指定したパッケージ契約もあってもよいこととする。もちろんNHKの放送全てを視聴したい場合は「パッケージ」もあってもよいこととする。 4. 視聴契約の無いチャンネルについては、チャンネルごとにより視聴できないようにする。	現在の制度は、電波受信機器（アンテナ）があり、かつテレビがあれば、NHKの番組を視聴するしなにかかわらず受信料を払わなくてはなりません。私の場合、テレビやST、55プレミアムは1か月に1時間視聴できないが、全く視聴しない月もあります。NHK総合チャンネル及びNHK総合サブチャンネルの必要性は認めませんが、災害報道や緊急放送などが、その他のチャンネルの必要性は全く感じられません。他の事業者との公平性も考えれば、簡単な表現で言うところのNHKのスカパー化は絶対に必要です。現在は受信料を払わない人に対処するための受信料徴収員が必要ですが、私の提案が実現されれば受信料徴収員は不要となります。補記：NHKのラジオ放送が無料で視聴できることには、なんの異議もありません。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方が公共放送を視聴できることとは、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじまないものであると考えます。			
470	令和2年12月18日	令和3年11月4日		日本の国際免許証（国外運転免許証）は国内の自動車運転免許証の日本語で記載されている記載事項を英語表記に翻訳したものを「翻訳証明」に過ぎず、一年毎に手数料を払って申請しなければならない。国内免許証を英語表記にするには、余白がなくてできないという問題を克服する必要があります。また有効期間が1年となっているのも問題が不明であり国内の自動車運転免許証の更新期間に合わせていることは可能と考えます。	現在日本の国際免許証（国外運転免許証）の有効期間は申請・発行から1年となっています。日本の国際免許証は、日本語で記載されている国内の免許証の記載事項を英語表記に翻訳したものを「翻訳証明」に過ぎず、一年毎に手数料を払い申請しなければならない。国内免許証が3年または5年更新であるのに対し、一年に一度自動車運転免許センターに足を運ばなければならないのは負担です。国際免許証と同等ながらも更新証明を発行するのは行政および警察行政の退職者にお小遣いを与えているのに過ぎず、無駄な行政の最たるものと考え提案させていただきます。	個人	警視庁	我が国で発行する国外運転免許証の有効期間については、道路交通に関する条約に基づき、発給の日から起算して1年間としております。また、国内運転免許証の記載事項（氏名、住所等）及び様式については、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行規則（昭和35年政令第60号）において定められております。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第38条及び第107条の8	道路交通法施行規則（昭和35年政令第60号）第19条及び別記様式第14	道路交通法施行規則（昭和35年法律第105号）第17条及び別記様式第10	対応不可	国外運転免許証の有効期間は、道路交通に関する条約に基づき定められており、英語併記であるか否かにかかわらず、現状では延長は困難です。一方、国内運転免許証の英語併記については、国民の様々な御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けて積極的推進しながら、今後必要に応じて検討してまいります。英語併記された国内運転免許証が外国で身分証として通用するかは関係国の制度によることとなります。	
471	令和2年12月18日	令和3年1月27日		たばこ税・酒税の手持品課税の申告が書面のみであり電子化未対応となっています。また、都道府県に申請している企業では複数の税務署及び複数の地方自治体に対して提出しております。これを可能限り提出先を絞ったうえで電子申告に対応してほしい。また、たばこ税の地方自治体の納付については電子納付が未対応であり銀行持ち込みとなっています。	上記の申告について市販及び公的ソフトは存在せず書面提出のみで作業量が多くなるとも申告納付に莫大の人件費と旅行手数料を支払っています。また、たばこ税の地方自治体に対して申告納付が未対応であり、ソフト削減は企業の利益になり税収の納付原資になります。ぜひとも電子申告・電子納付を開始してほしい。	個人	総務省 財務省	手持品課税は、税率が改正される製造たばこ・酒類に対して、税率の改正日午前0時時点で流通段階にある在庫に対して、新旧税率の差額を調整する措置です。	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則 -所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第七号）附則 -地方税法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第三号）附則 情報連携推進を活用した行政の推進に関する法律、国税徴収法に係る情報連携推進を活用した行政の推進に関する法律	（地方自治体）に対する電子申告、電子納付 （地方自治体）に対する電子申告、電子納付 （その他）対応	【総務省】 たばこ税の手持品課税の申告については、法令上、製造たばこの貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事及び市町村長に申告書を提出することとされています。また、たばこ税の手持品課税の申告については、納税者の方の事務負担を軽減する観点から、法令上、貯蔵場所等の所在地の所轄税務署長、都道府県知事又は市町村長のいずれかに申告書を提出すればよいこととされています。なお、たばこ税における電子申告及び電子納付については、ニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。 【財務省】 たばこ税・酒税の手持品課税の申告については、法令上、製造たばこや酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告書を提出することとされています。また、たばこ税の手持品課税の申告については、納税者の方の事務負担を軽減する観点から、法令上、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長、都道府県知事又は市町村長のいずれかに申告書を提出すればよいこととされています。なお、令和3年1月より、たばこ税・酒税の手持品課税の申告についても、国税電子申告・納税システム（e-tax）を利用して申告書を提出することが可能となっています。			
472	令和2年12月18日	令和3年12月2日		医薬品卸売販売業の医薬品の保管（貯蔵）申請につきまして、在庫管理システムや、輸送システムを運用し、卸売販売業の製品トレーサビリティや温度等の管理が出来る物流センターでは複数社による医薬品卸売販売業の共同保管・保管を許可して頂きたいです。現在物流センター（事務所）での保管（貯蔵）申請時に必要となっている保管申請書は、自費で提出する必要があるため、共同保管の許可（保管場所申請書の廃止）として頂けると、保管効率、作業効率（生産性）が上がり製薬企業も物流コストを抑制でき、医薬品費抑制に繋がります。	又、卸売販売業の共同保管の許可（保管場所申請書の廃止）がございましたら、卸企業同士も共同保管（共同物流センター化）が可能となり、病院・薬局等への共同配送（共配）も可能になります。現在日本の新薬メーカー、ジェネリックメーカーの多くの出荷先は物流センター（日本に複数ある）物流センターであり、同一製品が各都道府県の物流センターにそれぞれ出荷されているが、卸の共同保管が可能となれば、工場から直接共同保管する都道府県物流センターへ納品が可能となります。輸送車両の削減、メーカー物流センターでの作業削減、配送車両の削減が出来、医薬品費の削減、月当初物量増加抑制等々に繋がると考えられます。（製品の荷動きを各都道府県の共同物流センターへ戻す、又、卸の物流センターの集約等がカギと見られます。）今は、卸企業（卸）物流センターが管轄するエリアは広範囲ですが、卸企業の出荷場所が同一地点となり、管轄するエリアは小範囲に抑えられ、サービスの向上（例えば、緊急出荷時のリードタイム短縮や、複数（朝発・昼発・夜便）の増加等々）、配送の効率化、許容の基大気汚染時の早期対応（カブリ一帯々のメイトが考えられます。既に日本が運用している高齢化社会の中での医療費削減（コスト削減）、又、昔々の物流業界のドライバー、作業員問題等の課題、ホワイト物流推進、GDP推進、持続可能な成長（SDGs）…等々課題が山積している中で、製・販・配が一連となり協力し合う事によりサプライチェーン全体のムダが省け、少しでも課題を解決できるのではないかと考えております。何卒ご検討の程宜しくお願い致します。	個人	厚生労働省	卸売販売業の許可については、各都道府県等により個別の条例に応じてその実状を踏まえて行われおりますので、厚生労働省から一顧に判断することは困難ですが、卸売販売業者が共同で設置する発送センターについては、当該複数の卸売販売業者の事業部に係る管理者一人が業務することが認められており、卸売販売業者が保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう適切に医薬品が管理することができる範囲において現行制度下で卸売販売業者が共同で発送センターを設置することは可能です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第46条 医薬品に関する規制 平成12月28日付行先第117号厚生省薬務局長通知	事実確認	制度の現状に記載のとおりです。			



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
478	令和2年12月18日	令和3年9月9日	有機食品の表示について	ヨーロッパですでに有機認証され、それを証明できる商品は、日本に輸入して販売した場合、日本で有機JASを取り直さずに販売できるようなことではないか。	ヨーロッパですでに有機認証をされている商品を日本へ輸入して販売する際、日本で有機JASを取り直す必要はないか。	個人	農林水産省	<p>我が国においては、現在、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、JAS法に基づき、有機JAS認証制度を構築しており、その認証品に有機と表示することができます。</p> <p>日本の有機JAS制度のように、EUをはじめとする諸外国においても、「有機」の認証制度を有し、認証が有機の各表示の条件となっています。このため、有機食品として他国へ輸出する場合には原則として、輸出先国ごとに当該国における有機認証制度の下での有機認証を受ける必要があります。</p> <p>日EU間においては、政府間で有機農産物及び有機畜産物加工食品については、有機同等性を相互承認しているため、EU加盟国で生産又は流通させたEU認証品については、改めて有機JAS認証を取附しなくても、日本へ有機食品として輸出することができます(注：有機畜産物及び有機加工食品については、現在日EU間で相互承認されていません)。ただし、その際、有機JAS認証を取附している輸入業者が、輸入した有機食品についてEU認証付与した認証機関が発行する証明書を確認した上で、EU認証品に有機JASマークを貼付し、日本国内で流通することが必要となります。</p>	<p>日本農林規格等に関する法律(昭和26年法律第179号)第1条及び第6条</p> <p>日本農林規格等に関する法律施行令(昭和26年政令第291号)第17条</p> <p>有機畜産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1609号)</p> <p>有機加工食品の日本農林規格(平成17年日本農林水産省告示第1608号)</p> <p>有機畜産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1608号)</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>ヨーロッパですでに有機認証をされている商品(有機農産物及び有機畜産物加工食品)を日本へ輸入して販売する場合、日EU間では有機同等性を相互承認しているため、EU認証品について、改めて日本において有機JAS認証を取附する必要はありません(有機畜産物と有機畜産物を含む有機加工食品については現行品では対象ではありません)。</p> <p>ただし、輸入に際しては、輸入業者が有機JAS認証を取附していることと輸入に当たり、輸入業者がEUの認証機関が発行した証明書を確認することが必要となります。</p>	
479	令和2年12月18日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの交付方法の拡大	マイナンバーカードの交付方法に制限を加えて欲しい。あるいは休日の窓口交付を事前予約無しにして欲しい。	現在、マイナンバーカードの交付方法は住民票所在地の役所の窓口で受領となっている。交付通知書を受け取ってから平日の日中、あるいは交付通知書を受け取った後に予約した休日に出向いた本人が窓口に出向いて受け取ることになっている。会社員であれば、平日の日中に役所の窓口に出向くことは無理です。また平日の窓口交付は予約無しの、休日の窓口交付は予約が必要なのか? あるいは休日の窓口交付が平日の窓口交付と同じに予約無しの、自分は遠くに住んでいても申請したいと思っています。	個人	総務省	<p>各市区町村において、住民にとってマイナンバーカードの申請や受け取りがしやすいよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請交付などの取組を実施しています。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等)</p>	<p>対応</p>	<p>マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。</p>	
480	令和2年12月18日	令和3年1月27日	GoTo事業 事業者登録の届出について	GoTo事業 事業者登録の届出について	申請をオンライン化してあるが押印が求められる書類がある。その書類については、書類をオンラインでダウンロードし、それにデータで入力、その後プリントアウトして押印し、それを写真またはPDF化してアップロードして申請、という流れになっている。写真対面で一気にテレワーク化が話題になった際に笑えない笑えない形になったハンコに執着する話そのものである。求められているのは実印ではなく印鑑証明書も不要であり、なぜ押印が必要なのか? ○押印手紙を省却することでデータの作業で完結し、申請そのものおおよそ申請の受理手続きも短時間で完了し、のべ作業時間の短縮につながる。○写真またはPDFにするためだけに紙に押印することは、データ化したら数分後ですら不要となるゴミを作っているも同然であり、紙資源の無駄であり、経費削減およびゴミ削減につながる。	個人	国土交通省	<p>地域連携少子高齢化促進の登録申請に必要な「GoToトラベル事業者加算申請書」において代表者印を求めたいところですが、国で代金が足りないと登録申請することも可能で、第三者が申請する場合もあり、押印によって本人の同意書の同意の有無を確認確保しております。</p>	なし	<p>検討に着手</p>	<p>押印の省略のため、様式の変更やHPの改修等の準備中です。</p>	
481	令和2年12月18日	令和3年7月20日	「危険物又は有害物事前連絡表」について	港湾貨物運送事業者労働災害防止協会が定める様式「危険物又は有害物事前連絡表」の申請を現状の用紙申告からシステム化に移行して欲しい。	厚生労働省所管の特別民間法人である港湾貨物運送事業者労働災害防止協会が制定した港湾貨物運送事業者労働災害防止規程の第29条において、「協会は、荷主、船主、元請事業者等に対し、荷役される荷が危険物又は有害物であるときは、その種類、性状、数量、荷姿、取扱い上の注意事項等を、協会が定める様式「危険物又は有害物事前連絡表」により、荷役作業を行う日の5日前までに通報するよう要請しなければならない」とされ、現在申請は用紙ベースで、担当者の連絡申請に関してはすでにシステム化が行われているのになぜ本申請はシステム化されないのでしょうか。押印のため人手が必要でなければ、申請者側の負担が減り、現状かかっている移動時間もなくなるため、その分の労力を別の業務に充てることができます。	個人	厚生労働省	<p>危険物又は有害物の荷による労働災害を防止するため、港湾貨物運送事業者労働災害防止協会の策定した港湾貨物運送事業者労働災害防止規程(紙面)、荷主等より港湾貨物運送事業者労働災害防止協会の各支店等への窓口に来所の上、提出していただいております。</p>	<p>労働災害防止関係法第37条</p> <p>港湾貨物運送事業者労働災害防止規程第29条</p>	<p>対応(システム化について検討を予定)</p>	<p>荷主等の利便性の向上を図るため、メールやファックスでの受付も可能とする対応を4月1日から行っています。</p> <p>なお「危険物又は有害物事前連絡表」のシステム化については、受付体制、必要経費や通関等のシステムとの関係も踏まえ、今後、検討することを予定しています。</p>	
482	令和2年12月18日	令和3年6月16日	非正規の5年任期の報復について	非正規の5年任期の報復について	私の勤めている会社の事務職員の半数近くが非正規職員となっているが現在、多くの非正規職員はともて優秀で、安価な給与で会社のために貢献していただいている。雇用期間5年を越えたと正規採用しなくてはならないが、5年で解雇しているのが現状です。多くの非正規職員は正規採用を望んでいない人が多く、この優秀な人材を引続き採用しないのは、費用削減を越えしても非正規正社員職で採用できるような制度の見直しをお願いしたい。人材の引き留めにもなるのではないかと考える。	個人	厚生労働省	<p>労働契約法第18条において、同一の使用人との間で締結された二以上の有期労働契約の連続期間が5年を超えれば、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労働が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしなければならない。使用者は当該申込みを承諾したものとみなすことが規定されています。</p> <p>また、両法においては、解雇後継の給与や退職後の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となることと規定されています。</p>	<p>労働契約法第18条</p>	<p>対応不可</p>	<p>労働契約法第18条の規定による無期転換ルール(以下、単に「無期転換ルール」と言います)においては、有期労働契約が仮更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に近い状態となっている労働者が多い等の指摘があったことをふまえ、こうした有期労働契約の適用的な利用を防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。</p> <p>厚生労働省としては、無期転換によって、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、メリットについては十分に理解いただいていた上で、雇止めをする事実上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただきたいと考えています。</p> <p>なお、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないと考えられ、労働契約法第19条に基づき、そのような雇止めの認められない場合があることにも留意ください。</p> <p>また、無期転換ルールによる無期転換は労働者からの申込みがあった場合に可能となるものであり、通常契約期間が5年を超えたらとって勝手に無期転換するものではないと。また、無期転換後の給与や待遇の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となることに留意ください。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
483	令和2年12月18日	令和3年1月27日	官公庁・学校宛請求書の登録印押印禁止およびデジタル化	以前勤務していた会社では、官公庁や学校法人等に国公立から業務を請け負うことがありましたが、その代金の請求書には代表取締役の登録印を押印することが求められていました。通常発行する請求書は角印(登録印ではない)を経理部長の責任で押印するが一般的で、最近では電子帳簿化に伴いPDF送付で済むケースも増えています。代表取締役の登録印は契約書などの重要書類のためのもので社内手続きに手間と時間がかかり、少額請求書に全て押印することも効率が低いです。デジタル化が無理なら、せめて日常請求書に使うハンコでよしとしていただくと良いと思います。	日本全国の事務手続きの効率化のため、証憑類が確かなものである証はデジタル署名などで揃えるものと思います。	個人	財務省 文部科学省	【財務省】 官公庁への代金の請求方法(請求書への押印の要否、使用する印の種類等)については、会計法令上定められていません。 【文部科学省】 企業から学校に対して提出される書面・押印申請の要否については、国による定めはありません。	なし	【財務省】 現行制度下で対応可能 【文部科学省】 対応	【財務省】 官公庁への代金の請求方法(請求書への押印の要否、使用する印の種類等)については、会計法令上定められていません。そのため、請求書への押印の有無や電子化も各府省の判断で可能となっております。 【文部科学省】 学校における書面・押印手続の見直しについては、義務教育学校等に対して、各学校や地域における実情を踏まえつつデジタル化に向けた取組を進めていただくよう周知したところです。 また、国立大学法人等に対しては、規制改革実施計画を踏まえ、書面・押印手続の見直しについて、必要な措置を講じるよう周知したところです。
484	令和2年12月18日	【財務省】 令和5年4月26日 【法務省】 令和3年1月27日	マイナンバーのコンビニ利用サービスの全自治体義務化	マイナンバーを使ったコンビニでのサービスが自治体によって異なり、住んでる地域によって利益差が生じているので、どこに住んでももらえるようにしてほしい。住民票や戸籍簿本発行など。	私が住んでる自治体で、マイナンバーを使ったコンビニサービス(住民票発行)が使えない。隣の自治体では利用可能。地元市長が使えるように条例提案したが、議会が何のメリットがあるのか、わざわざ条例が必要かと拒否されて。調べて、こういう自治体が出てくるのを防いでほしい。	個人	財務省 法務省	【財務省】 マイナンバーカードを取得済みの方であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で、1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっております。 【法務省】 コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされています。なお、令和2年12月現在64.3%の市区町村で導入されていますが、このうち41.9%の市区町村において、本籍地以外でのコンビニ交付が可能となっております。	【財務省】 なし 【法務省】 戸籍法施行規則第7条の2	【財務省】 対応不可 【法務省】 現行制度で対応可能	【財務省】 コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。 【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。
485	令和2年12月18日	令和3年1月27日	非課税証明書の発行手続書の統一と告知	所得のない家族の非課税証明書は、扶養家族手当や健康保険の家族加入の申請に必要ですが、自治体によって、申告受領の条件・申告可能な場所・申告方法・申告後証明書の発行されるまでの期間等対応が異なり、親身主や健康保険組合が不明な案内がでけない状態が続いています。また、役所の窓口の職員も慣れない場合が多く、申告書の準備不足を痛感することが多発しています。手続きを統一し周知すること、どこでも申請できるように交付が行われるようにしてください。	私の妻が仕事を辞め、無収入になったので、被扶養者講習を提出し、扶養手当、健康保険証交付を受けようとしたところ、非課税証明書が必要とのことでした。 新都区役所の出張所では、「本庁に行くと健康保険の申請をして非課税であることを証明しないと発行できない」と言われ、本庁に行かないで健康保険を申し込むと、詳しい職員が出て来て、結局は何もなくても発行してもらえることが分かりました(出張所でもOKとのこと)。 非課税証明書に関しては、多くの自治体で、HPでも他の情報も提供しておらず、初めてもらう人は情報のない中で申請です。勤め先の健康保険組合に尋ねたところ、自治体によって、申告受領の条件・申告可能な場所・申告方法・申告後証明書が発行されるまでの期間等対応が異なるため、統一された形で組合員に案内も出来ず、「役所の指示に従い……という案内もなさそうなんです。専断、私業のようには、適切な指示が得られず、非課税を調べようがあるそうなんです。所得のない家族で非課税証明書を申請する人が年間1000万人いるとして、そのうち数百万人が関連した指示や情報によって、何らかの影響を受けている可能性があります。改善をお願いします。	個人	財務省	非課税証明書は勤務先や他の行政機関等の各種手続きにおいて個人住民税の課税情報を活用する場合に求められるものですが、その発行手続はそれぞれ市町村がこうしたニーズを踏まえ自主に行っているものであり、地方自治法の規定に基づき標準ではありません。 なお、これまで利用者の便の改善や給付の受給資格の検証に用いるために非課税証明書をより確認していた事務のうち、マイナンバーを活用した情報提供ネットワークシステムを通じて国を統一した非課税証明書の取得が不要となっている事務もあります。	事業協議	制度の現状欄に記載のとおり、非課税証明書の発行手続に関する国の規制はありません。	
486	令和2年12月18日	令和3年1月27日	NHK放送のスクランブル化	受信料支払いを行っている世帯のNHK放送のスクランブル化促進。	受信料があるというだけで視聴していないにも関わらず受信料を支払うのは契約自由の原則に反している。管理権限が押し進められている携帯電話の通話料の値下げも国民にとって大変ありがたい事であるが、携帯電話はあくまで個人が必須である認識し、個人の意思によって契約しており高いと感じるのだから毎月9000円を強制課税している。NHKは勝手に受信料に映るようになり、「視聴できる状態のだから受信料を払え」と強制的に徴収している。現代のデジタル放送であれば受信料未払い世帯をスクランブル化は容易であり、視聴したい世帯は受信料を支払えば良いだけのことであり、公共放送という観点で必要だと主張する方もいるがそうであれば国家放送で税金と徴収して頂きたい。利権やしがらみがあるのは仕方ないことであるが、せめて筋が通った政策をお願いします。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信料を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第44条第1項	対応不可	料金を支払う方が受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあくまで日本全国において受信できるように進めて良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものだと考えます。
487	令和2年12月18日	令和3年4月26日	海外帰国者のマイナンバーカードの再発行の手続きの簡便化	2年前海外に仕事で赴任した際、マイナンバーカードは失効した。今回帰国し、カードを復活させようとしたら、その手続きは1からやらねばならず、2-3ヶ月かかるという。カードの番号は一生間して、ソフトの内容をアップデートするだけなのに、番号を譲り渡してから申請するのは、あまりにデジタル対応していない。また、デジタル審査が、マイナンバーカードは各条件に該当している個人データを取り出す際のようになると言っているが、それなら失効したカードをアクティベートするだけで、1分で復活できるはず。民間の発想からすれば、別件ではあるが、そもそもマイナンバーカードに1つのパスワードを要求すること自体デジタル化から遠のいているし、それを聞いただけカードを作る勘働が働ける。役人の発想を変えよ！		個人	デジタル庁 総務省	国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用については、令和3年5月までに開始するとしておまわります。	改正行政手続法に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第11条第8項	対応	「制度の現状」に記載のとおりです。
488	令和2年12月18日	令和3年1月27日	電力の再販規制の見直し	電気自動車の普及を見越して、充電スポットでの充電において、使用電力に応じた課金体系が取られるように、現行の法律で規制されている部分を見直ししてほしい	現在、電気自動車の充電において、料金設定がおかしくなっている。課金の方法が、最低で1分単位の利用時間によって支払う事になっているが、これが、充電器や車両の性能によって、充電料が大きく(2倍以上)異なってしまう。わりがわり、ガソリン車にも入ると、ガソリンは、1しでいらと、金額がきているが、これが、ガソリンを入れている間の時間で、課金されてしまう。ガソリンスタンドによって、ガソリンを入れるホースが、太かったり、細かったりして、1分間に入られる量が異なる。料金は同じ状態となっている。つまり、同じ金額を支払っても、走る距離が大きく異なる。これは、計量法の規定から、矛盾していると思う。電力の再販ができるようにして、実際に使用した電力量で課金できるようにして、電気自動車普及促進、インフラ整備・環境問題に寄与できる	個人	経済産業省	電力量計は計量法第2条第2項第4号に規定される特定計量器であり、同法第16条では、計量器でないものや検定に合格した特定計量器でないものを取引又は証明に使用することはできないとされていることから、取引または証明におけるkWhの計量はあっては、検定に合格した電力量計を使用することが求められます。 ・現行制度においても、電気自動車の充電について、計量法の検定に合格した特定計量器を設置し、電力量計に基づく精算を行うことは可能です。 ・なお、昨年、電気事業法を改正し、電気自動車の充電器等で計量した電力量を取引に使用することについて、事例に届出を行った上で、計量器の精度や消費者保護の確保等の基準を満たす取引について、計量法に基づき検定等を不要とする制度を創設しました。(令和4年4月に施行予定) ・現在、施行に向けその詳細な基準の検討を行っているところです。	計量法第16条	現行制度下で対応可能	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
489	令和2年12月18日	令和3年1月27日	押印/署名の廃止	自動車の審査等は、道路運送車両法から自動車技術総合機構が審査事務規定に基づき実施している。そこで求められる押印/署名を廃止していただきたい。今回の河野大臣の発言から、国土交通省が定めた自動車審査に関する適法においては、押印/署名の廃止がされるものと考えられるが、省庁のみに限定されるのではなく、当該行政事務を行う独立行政法人にも関わると考えるため。	コロナの影響が収まらない中で、会社に行き押印や署名するために、日数がかかることおよび感染リスクを取ることにに対して、誰も利益をえず、不利益しか生まない。また、法令に基づかない押印や署名を現状要求しているものであり、修正すべきものと考えられる。実現に当たっては、許認可等取得期間の短縮、事務を行う検査官等の業務の軽減を願えるものとする。	個人	国土交通省	独立行政法人自動車技術総合機構が行う自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査の際に提出を求めるとしている「審査事務規程」に基づいて、押印又は署名を求めているものがございました。	独立行政法人自動車技術総合機構法(平成15年法律第218号)第13条	対応	「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」を踏まえ、押印や署名について見直しを行い、これを不要とする審査事務規程の改正を行っており、令和2年12月15日及び25日より施行しております。
490	令和2年12月18日	令和3年4月26日	マイナンバーカード普及のために	現在マイナンバーカード申請後、出来上がったカードを地元の役所へ受け取りに行く仕組みとなっている。受付時間帯が9:00から17:00のみであり、日曜日は受け取り事務へ受け取りに行く仕組みとなっており、マイナンバーカードを普及させるためには、受け取りの日にち・時間帯を拡充する必要がある。	マイナンバーカード普及には、マイナンバーカードと目先の得をちらつかせて普及を図ると、国民の事務手続きの利便性を第一に考えるべきである。	個人	総務省	各市町村において、住民にとってマイナンバーカードの申請と受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や省庁の臨設庁窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を交付し、後日カードを送る出張申請受付などの取組を実施しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等	対応	マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施を、拡大について自治体と連携するとともに、実施に資する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。
491	令和2年12月18日	令和3年1月27日	山林・原野・田畑の国への寄付	親から相続した土地が大分県国東市にあります。私は北九州市在住です。相続した土地はほぼつからなくなり、国に寄付したいので、寄付を可能にして、国として土地を有効活用する。また、北海道等のように中国東部や外国資本を買収されて日本の国土がなくなるのを防止する。	ネットと同様の内容を財務省に質問している人がいます。その回答が「寄付の申出があった場合、土地等については、国有財産法第14条及び同法施行令第9条の規定により、各省各庁が国の行政目的に供するために取得しようとする場合は、財務大臣と協議の上、取得手続をすることとなります。なお、行政目的で使用する予定のない土地等の寄付については、維持・管理コスト(国民負担)が増大する可能性等が考えられるため、これを受け入れておりません。」です。私の土地の所有は森林地帯かと思いますが、財務省の回答です。	個人	内閣官房財務省	【内閣官房】 外国資本による土地買収について、骨太方針2020において、「安全保障等の観点から、関係国省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」とされたことを踏まえ、内閣官房において検討を進めています。  【財務省】 国の行政目的に供する土地については、その土地を所管する各省各庁が管理することとなるため、行政目的に供するための寄付の受け入れについては、当該各省各庁に個別にご相談いただくこととなります。なお、国の行政目的で使用する予定のない土地については、原則として財務大臣が管理することとなりますが、行政目的で使用する予定のない土地等の寄付については、維持・管理コスト(国民負担)が増大する可能性等が考えられるため、これを受け入れておりません。	国有財産法第5条、第6条	検討に着手	【内閣官房】 現在、内閣官房において、骨太方針2020を踏まえ、安全保障上重要な土地の利用・管理等の在り方について課題を精査し、検討を進めているところです。  【財務省】 所有権不明の土地など引き取り手のない不動産に関する問題が顕在化している中、国有財産行政における対応としては、行政目的のない不動産について寄附を受けていくことが考えられます。ただし、寄附を受けた不動産は、普通財産として売却などを行うべきとなる旨に留意する必要がありますが、国民全体の負担となる管理コストの増大防止や所有者が土地の適切な管理を怠るといったモラルハザードの防止といった点を考慮すれば、寄附を受けることが可能な財産については一定の要件を設ける必要があります。この点を踏まえれば、国が普通財産として寄附を受け取る財産としては、一定の資産価値があり、管理コストの増大防止の観点から売却等が普通な不動産であるとともに、モラルハザード防止の観点から適切な管理が行われているものである必要があります。  具体的には、 ・相続税の納付の要件を満たすものであって、管理コストの増大が懸念される建物や、処分が容易でないと思慮される地区計画等による建築物の敷地面積の最低限度を下回る土地でないなど、売却等の容易性を確保するための追加的な要件とする ・樹木等の枯壊がないことや所有権に関する登記を了するなど適切な管理がなされていること ・屋上や地下に所在する場合や事故などの事情により正常な取引が行われない不動産に隣接する場合など などの条件を満たすような土地を寄附の対象とすることが考えられます。いずれにしても、引き取り手のない不動産に関する問題への国有財産行政としての対応については、政府全体の検討と歩調を合わせ検討を進めてまいります。
492	令和2年12月18日	令和3年4月14日	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は年であり、更新に役所に行く必要がない。役所に行っていることは、パスワードの入力のみである。マイナンバーカード自体の有効期限は10年で更新手続きはスマホなどでネットで可能であるので、電子証明書更新もネットで出来るはず。	今日、マイナンバーカードの電子証明書の更新に役所に行った。やそこには、パスワードの入力のみである。マイナンバーカードでさえ、スマホで出来るのに、わざわざ役所まで対応するのは、マイナンバー所有者(国民)、対応者(地方自治体職員)の時間などの無駄である。	個人	総務省	マイナンバーカードの更新は発行から10日目の誕生日まで、電子証明書の有効期限は、発行から5日目の誕生日までとなっております。更新の頻度が異なります。電子証明書の発行・更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な業務となっております。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条、電子署名等に関する法律第2条	対応	マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する旨の負担軽減のため有効期間が10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10日目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5日目の誕生日までとしている。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なるものもある。  電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進捗等を踏まえて、引き続き検討していきます。  なお、実行負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにしたところです。	
493	令和2年12月18日	令和3年11月4日	運転免許証のデジタル化について	マイナンバーカード関連システム(総務省)と運転免許関連システム(警察庁)の一部統合について提案します。	今後、運転免許証がデジタル化されマイナンバーカードと一体化されると全てでなくてもいいが一部データを共有しなければならぬことが想定されます。そこで、マイナンバーカード関連システム(総務省)と運転免許関連システム(警察庁)の一部統合について提案します。決して、被割りで警察庁と総務省が別々にシステム構築をすることがないように内閣府の方で監視・調整をお願いします。	個人	警察庁 総務省	番号496の回答をご参照ください。			
494	令和2年12月18日	令和3年1月27日	年金の扶養親族等申告書の届出の簡素化又はネット化	年金の扶養親族等申告書は大多数が前同様を選択して交付(切手も貼って)である。マイナンバーを印してあるので、ネット化可能のほずである。	年金の扶養親族等申告書は毎年ほとんどすべての年金受給者が送付(84円切手を貼って)している。ネット申請も可能であろうし、変更なしなら来送付でも可能であるはずである。民間ならば切手で不要になっているのが当たり前だが、84円*年金受給者は、日本郵政の収入になるのが、目的なのであるから。	個人	厚生労働省	一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税(源泉徴収)されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書提出することにより、配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。なお、令和2年分以降の扶養親族等申告書については、提出の有無によって所得税率の違いはなくなりますが、配偶者控除等に該当しない場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。この扶養親族等申告書については、電子申請による手続きを可能としています。	所得税法第203条の6	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
495	令和2年12月18日	令和3年1月27日	公園の電子化と建築確認申請のリンクについて	法務省では公園の座標化、電子化を進めていると思いますが、そのスピードが遅く、現場の利便性にほとんど役に立っていません。また、国土交通省管轄の緑地申請は、現状として、公園と建築確認申請の土地の面積が同一でない事が多く、場合によっては建築主が勝手に隣地を自分の土地のように申請しても行政にチェック機能はなく、建物が建った後に実際は容積率や建ぺい率オーバーしている建物がまだ立っているという事です。これは、不動産の違法性担保の阻害要因となり、不動産の流通の支障となっています。違法性担保のスピードも遅く、経済的なダメージは計り知れません。本来なら30年前には対応できたはずの事項です。日本のGDPの成長が止まっているのは行政の責任が大きいと自覚していただきたいです。	個人	法務省 国土交通省	現在、全国の法務省・地方務務局においては、都市部人口集中地区(DID)の地漏混地域などを中心に、登記所備付地図作成作業を計画的に実施しています。  建築基準法第4条第4項において建築主事は、申請に係る建築物の計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したとき、確認済証を交付しなければならないとしています。 建築基準法第9条第1項において特定行政庁は、建築基準法令第6条に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築等に對して、当該建築物の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるとしています。	不動産登記法第14条第1項 建築基準法第6条 建築基準法第9条第1項	一部、現行制度下で対応可能	建築基準法上、建築確認については、申請に係る建築物の計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定等に建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事等の確認を受けるものであり、その敷地の私法上の権利関係については、確認の前届です。 なお、容積率や建ぺい率に関する建築基準法違反については、その建築物や敷地の実態に応じて、特定行政庁は、是正のための必要な措置を命ずることができます。		
496	令和2年12月18日	令和3年11月4日	マイナンバーカードと運転免許証の一体化の推進について	警察庁(運転免許関係)と総務省(マイナンバーカード関係)の無駄のないシステム統合へのお願い。	警察庁(運転免許関係)と総務省(マイナンバーカード関係)が、それぞれ縦割りで別の新システムの構築や刷新をすることのないよう内閣府でしっかりと監視・調整していただき、免許関連システムは開発中ならマイナンバーカードとの一体化も視野に入れて新システムを構築していただき、決して国民の負担を無視することのないようお願いします。	個人	警察庁 総務省	マイナンバーカードは運転免許証と一体化されていません。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条等 道路交差法(昭和35年法律第105号)第92条等	検討に着手	現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化等をしたいと考えています。システム連携の在り方については、今後、関係機関と調整していきたいと考えています。	
497	令和2年12月18日	令和3年1月27日	市区町村が保育園入園希望者へ要求する就労証明書フォーマットの統一について	市区町村が保護者経由で記入を求めている就労証明書のフォーマット統一	社員数1000名を超える会社で、市区町村等から求められる証明書の記入をしています。特に保育園入園書類の一つである就労証明書は件数が非常に多く、市区町村によって異なる内容では証明向きの、フォーマットや記入方法が異なるため、非常に面倒で市区町村に何度も問い合わせし対応しています。市区町村ごとではなく、最も負担が軽い統一できないのでしょうか？ そうすれば会社にあらかじめそのフォーマットに対して自動入力できるシステムを構築できます。それにより、企業と役所の両方が楽になります。	個人	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とする必要です(同第1条の5第1号、同第2条第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とする必要です(同第1条の5第1号、同第2条第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とする必要です(同第1条の5第1号、同第2条第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とする必要です(同第1条の5第1号、同第2条第2号)。	子ども子育て支援法施行規則第2条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号	検討に着手	就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを創出し、標準的な様式について、その活用状況を調査し、異なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。 令和元年8月に公表した大都市圏向け標準的様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理し、必要となる普及のための検討を進めてまいります。 また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるよう、市区町村にExcel等による様式の提供及びオンライン申請のできる環境の整備を促すとともに、引き続き「びびりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。	
498	令和2年12月18日	令和3年1月27日	パスポート申請のオンライン化	パスポート申請をオンラインでできると、更新してもパスポート番号が変わらないように欲しい。	今時、手書きの申請書で申請しなくても、オンラインでできるといいと思います。戸籍簿本などは、マイナンバーを元に、役所間でやり取りできるのでは？ 番号の件は、特に海外に住むと、銀行やクレジットカードにパスポート番号が登録されているので、パスポート番号が変わると手続きが大変です。在外日本人の一大切な身分証明書がパスポートです。	個人	内閣府 法務省 外務省	1 旅券法上、旅券(パスポート)の発給申請に当たっては、申請者が、国内においては旅券事務所、国外においては領事館に出願の上、必要書類を提出することを原則としています。 2 国際民間航空機関(ICAO)が定める国際基準では、旅券の安全対策のため、旅券は冊子ごとに異なる番号とすることが求められています。	1 旅券法第3条等 2 なし	1 検討に着手 2 対応不可	1 デジタルバリエーション計画等を踏まえ、令和4年度中にオンラインによる申請を可能とするよう検討しています。その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナンバーなどの既存インフラの利用、申請時の出願回数削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努めます。 2 国際民間航空機関(ICAO)が定める国際基準では、旅券の安全対策の観点から、旅券は冊子ごとに異なる番号とすることが求められており、国際社会の運用において、我が国が異なる対応を行うことは困難です。	
499	令和2年12月18日	【総務省】 令和5年4月26日 【法務省】 令和3年1月27日	マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアから戸籍証明書を取得する際に、居住者が本籍地の市町村でなければ、登録、また後日、コンビニへ行かなければならぬ、非常に手間で、コンビニ交付の意味が無く、これでは戸籍のコンビニ交付は普及しない。最初の登録も無くして欲しい。また、戸籍は必要であればよか、無くしてほしいです。	戸籍のコンビニ交付が今以上に普及し、システム経費も削減される。	個人	総務省 法務省	【総務省】 マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で、1,150万市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。  【法務省】 戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の機構です。	【総務省】 なし 【法務省】 なし	【総務省】 対応不可 【法務省】 対応不可	【総務省】 コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しているところですが、ご提案の戸籍事務の取扱については、法務省の回答のとおりです。  【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりであるため、御意見には応じかねます。		
500	令和2年12月18日	令和3年1月27日	放課後児童クラブと小学校の一体化について	放課後児童クラブは、小学校の余剰教室を活用する方針があるが、数少ないと聞いているが、減らしているとは驚かす。なげ、小学校に余剰教室はないと言われるからである。	目的が異なるからという理由で、放課後児童クラブは厚生労働省、小学校は文部科学省となっているが、場所は小学校敷地内が多く、放課後を充てるものであり、所管が一掃になれば、コスト削減も兼ね、より効率的に進む。	個人	文部科学省 厚生労働省	番号299の回答をご参照ください。				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
507	令和2年12月18日	令和3年1月27日	死亡届の迅速な処理(デジタル化)	1.死亡届を役所に届け出したら、すみやかに全国の役所に情報が伝わるシステムを作る。 2.死亡届の届出人はご不要にする。	私は葬儀ですが、現状は例えば、地方出身で東京在住の人が東京で亡くなり、東京の死亡死亡届を提出し、葬式も終わり、葬儀が地方に帰り、各種手続きをしよう、地方の役所に出向く、また死亡届に付いていないという事例が多々あります。	個人	内閣官房総務省	(1)について 本籍地の市町村長は、届書を受領し、又はその送付を受けたときは、受領した後に、遅滞なく戸籍の記載をしなければなりません(戸籍法施行規則第24条)。 また、市町村長が戸籍に関する届書等を受領した場合には、その書類が法令に定める要件を具備しているを審査して、実態を判断することとなりますが、本籍地以外の市町村において届出がされた場合、この審査の後に、本籍地の市町村に届書が送付されることとなります。 (2)について 届書には、届出する者の署名、押印をしなければならぬものとされております(戸籍法第29条)。届出人が印を有しない場合は、署名するだけで足りるとされております(戸籍法施行規則第62条)	戸籍法第29条 戸籍法施行規則第62条	対応	(1)について 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)に基づいて、法務省において新たなシステムを構築した後は、市町村において、他の市町村の戸籍データを参照することができるようになり、戸籍の届出において戸籍証明書の添付が不要となります(改正後の戸籍法第120条の4ほか)。 (2)について 戸籍法上、押印を要することとされている規定について、押印を要しないことと改正を行う予定です。	
508	令和2年12月18日	令和3年1月27日	派遣法について	現在の派遣法では、結果的に3年で契約満了で終了するケースが多く、特にコロナ禍でより失業者を増加させている可能性があります。会社側と派遣社員が合意であれば、両部署での継続を3年にくらぶ可能にしていくという、柔軟な部分を追加してほしいと考えます。	3年のくくりは、30歳以下の派遣社員には有効だと思いますが、それ以上の年齢では、派遣業者との永久契約も若年対象で事業から入れ、結果3年で、契約満了となり、別の派遣社員と交代されてしまうというケースが現場では多く起こっていると見受けられます。この3年のために、仕事内容変更せずに、契約先部署のみ変更したりなど、会社側にもその負担をかけ、双方が合意であれば、このような法律のために、望んでいないのに、認めねばならない方が多くないでしょうか。 予知で死ぬコロナ禍で、このようなことでより多くの失業者を生みだすために、早急にこの法律に柔軟性を持たせる変更も必要だと考えます。	個人	厚生労働省	労働者派遣法第35条の3は、派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならないとしています。	労働者派遣法第35条の3	対応不可	労働者派遣法第35条の3の趣旨は、労働者派遣が強制的かつ一時的な就業形態であることから常用化等を防止すること、労働者が同一の派遣先に固定されることによるキャリアアップの阻害を防止することにあり、同法の規定は60歳以上の方を除き年齢にかかわらず適用されます。 また、上限の3年に達する派遣労働者については、派遣元事業主に對し、派遣先における直接雇用の依頼や新たな派遣先の提供等の雇用安定措置の義務が生じます。 派遣元事業主において希望の取組を適切に実施し、対象の方の希望に応じた措置が講じられるよう、対応してまいります。	
509	令和2年12月18日	令和3年4月26日	マイナンバーカードについて	マイナンバーカード各種有効期限の統一	WEB申し込みから地方自治体に取りに行くのはまだ許せるが、各種有効期限がバラバラ、パスワードも何個もありそれを覚えていく国民がいると思いませんか？ 本気でマイナンバーを使う社会を考えているならもう少し少くして欲しい。	個人	総務省	公的個人認証の電子証明書有効期限は、暗号技術などの進展も考慮し、安全性・信頼性を維持するために、発日から5日目の誕生日までとしております。そのため、マイナンバーカードの有効期限と異なっているものです。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第5条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条等	対応不可	「制度の現状」に記載のとおりです。	
510	令和2年12月18日	令和3年1月27日	年金の扶養親族等申告書のデジタル化	日本年金機構から送られてくる扶養親族申告書をインターネットで申告可能なデジタル化してほしい。	現在は変更なしでも、送付されてくる用紙に提出日と氏名を記入するだけで送付しなければなりません。何年でも申請書負担です。 令和3年度から導入するため日本年金機構の事務処理時間が増加、経費の大幅増になると考えられます。人員費削減、用紙、印刷代金の削減、郵送代金の削減等で相応効果も期待できます。	個人	厚生労働省	一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者がいる等の条件を満たした場合は、扶養親族等申告書を提出することにより、配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。 なお、令和3年分以降の扶養親族等申告書については、提出の有無によって所得控除率の違いはなくなりますが、配偶者控除等に該当しない場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。 この扶養親族等申告書については、電子申請による手続きを可能としています。	所得税法第203条の2	実行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
511	令和2年12月18日	令和3年1月27日	迷惑電子メールの規制について	迷惑電子メール全般の規制法の制定 迷惑電子メールやセキュリティに対応する窓口の一元管理 「プロバイダー接続事業者経由のみ」 受信者(個人、法人)直接提供のもの	〇2年ほど前から迷惑メールを25件ほど受信して非常に不快な思いをしたことがあります。私の場合は、プロバイダーの提供するWebメールの通報機能により、ヘッダー(送信経路記録)情報を提供しました。 最近、迷惑メールの対応はどのようにされているのかをネットにいろいろ調べたところ、「広告・宣伝」に限った法律はありましたが、それ以外の詐欺メールやウイルス拡散メール、標榜型メールなどについてはありませんでした。 また、自分の「プロバイダー」の迷惑メール用「窓口」によるほかの事業者や行政機関とも積極的に協議を行ってきましてありますので、民間事業者でも企業努力はなされているのかもしれないところですが、迷惑電子メール全般の規制法の制定及び迷惑電子メールやセキュリティに対応する窓口の一元管理を行うことにより、日本経済の生産性や行政の効率性、社会の利便性を高めることができると考えられます。 (迷惑メール・セキュリティ関連法) 〇サイバーセキュリティ基本法の制定 〇特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 〇不正アクセス行為の禁止等に関する法律	個人	警察庁 消費者庁 総務省 経済産業省	広告宣伝メールについては特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の規制の対象であり、御指摘の(それ以外)のメールについても、個別具體の事例に応じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、刑法等が適用されることとなり、ご提案の迷惑電子メールについては、適切な規制の対象となっていると考えられます。 これらの電子メールについては迷惑メール相談センターやフィッシング対策協議会、都道府県警察等が、その他セキュリティについてはJPCERTコーディネーションセンターや情報処理推進機構等が対応窓口を運営しており、これにより、利便性を確保しつつ、専門的な相談に対する適切な対応を実施しております。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第31条、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、刑法	実行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
512	令和2年12月18日	令和3年1月27日	診療データ(患者のカルテ、録々の検査結果など)を一括(集中して)管理保管すること	・診療データはもとより患者のものであるように鑑みて、次のことを実現する。 1. 診療データを完全に電子化し、日本中の病院等の情報を一括(集中)管理する。 2. 診療データとは次のものを想定している。 ・診察の記録やそれに基づく医師所見の記録。 ・レントゲン、MRI、CTなどの画像データ(画像のデータを含む) ・上記のほか、全ての検査結果データ ・その他いろいろ	理由1: 病院をかわる時に、なぜ紹介状が必要なのか、その根拠が不透明なので、廃止したい。(紹介状に記載されている内容をすべて使っていない) 理由2: 新たに診察する医師が紹介状に書いてあることに影響され、診断するリスクを無くせる。また、検査のやり直しを無くすることができる。 理由3: 死亡者の個人情報保護上の規制には詳しくないが、遺体検視に保存されている一部の情報が一括(集中)管理されて、かつ、検案からアクセスでそれら身元不明の死体の身元確認にも活用できているのではないか。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、令和3年3月から稼働予定のオンライン資格確認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。	なし	対応	令和3年3月から特定健診情報と、令和3年10月からレセプトに基づく薬剤情報を、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させる予定です。さらに、確認出来る情報を拡大し、レセプトに基づく手術等の情報を確認出来る仕組みも、令和4年度を目途に稼働させることを目指しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
513	令和2年12月18日	令和3年1月27日	厚生労働省 職業訓練校在学中のハローワークの求人紹介について	現状では職業訓練校在学中のハローワークにいかない、一般のハローワーク求人に応募できない。(インターネットサービスはあるが、過去の確認だけで新規の紹介は受けられない) 毎日新しい求人が出される中、希望の案件がでるたび頻りにハローワークに向かうのは、立地の悪さや育児など個人の事情でないケースもあり、非効率であり、本来できたはずの活動ができないケースもある。郵送やメール、FAXなどの手段がある中、「本人が出向く」必要はない。社会的に不利な立場に置かれた失業者を救済するという、職業訓練校本来の目的を達成するためにぜひ改正していただきたい。	個人	厚生労働省	ポリテックセンターでは、ポリテックセンターが事業主から受理した求人について訓練受講生等へ紹介するとともに、ハローワークが事業主から受理したポリテックセンターが実施する職業訓練受講分野の求人についてハローワークから情報提供を受け、ポリテックセンター内での掲示や訓練受講生等への回覧・配布などにより、訓練受講生等の早期再就職を支援しています。ハローワークの窓口で職業相談・紹介を希望しない方については、ハローワークインターネットサービスに掲載している求人 directly 応募することも可能な場合があります(事業主の意向によります)。		現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
514	令和2年12月18日	令和3年1月27日	児童手当申請簡素化について	現在では市町村から該当世帯へ郵送で申請書等が送られて来て直接窓口で押印した申請書、保護証の写しを持参しなければ受付してもらえないので、まず押印の廃止。マイナンバーが国民に付与されているのでインターネットにてマイナンバーを使用した申請。	個人	内閣府	押印欄については、市町村の判断により削除することが可能であり、健康保険証の写しについても、令和2年6月より、市町村がマイナンバーを活用した情報連携を行うことで、添付を省略することが可能となっています。平成29年7月より、マイナンバー(政府が運営するオンラインサービス)における子育てワンストップサービス(くひりサービス)を活用することで、市町村に対してオンラインで児童手当の各種手続を行うことが可能となっています。	(添付書類省略について) 児童手当法施行規則第11条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。なお、押印欄については、従来より市町村の判断により削除することが可能ですが、令和2年12月に、国が内閣府令で定める様式例についても、欄を削除する改正を行いました。		
515	令和2年12月18日	令和3年11月4日	運転免許証の各種手続について	運転免許証は「新規取得・期限切れ一住民票の住所地」「更新・再交付・限定解除・免許証の住所地」でしか手続がとれない。今後、マイナンバーカードと一体化されると、マイナンバーカードの住所地、つまり住民票の住所地でしか免許証の写しを持参しなければ受付してもらえないので、まず押印の廃止。マイナンバーが国民に付与されているのでインターネットにてマイナンバーを使用した申請。	個人	警察庁	マイナンバーカードは運転免許証と一体化されていません。なお、運転免許の取得や運転免許証の更新等の手続は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請することとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条等	検討中	現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、原住都道府県外における迅速な更新を可能にすることを考えております。		
516	令和2年12月18日	令和3年4月16日	idecoの最低掛付けの緩和	idecoは最低掛付け金五千円が設定されており、60歳満期まで引き出せないためリスクが高く、所得が低い人にとっては負担が高く、事実上、富裕層優遇の制度です。idecoは個人の年金であるため、財産分与の対象になりません。誰しも離婚のリスクはあるので、夫婦間で公平に老後資金を形成するから、夫婦ともに同時にidecoで資産を作らなければなりません。また、原則60歳まで解約できず、資金引き出せないで、解約できる掛付け金があるという点も夫婦間で1万円以上増えます。脱税のリスクがあるといえ、一般家庭で月額1万円の支出は大変です。また、原則60歳まで解約できないということは、病気、事故などのリスクに限らず、若い世代の出産育児など、突発的な資金需要に対応できません。また、原則60歳まで解約できないということは、病気、事故などのリスクに限らず、若い世代の出産育児など、突発的な資金需要に対応できません。また、原則60歳まで解約できないということは、病気、事故などのリスクに限らず、若い世代の出産育児など、突発的な資金需要に対応できません。また、原則60歳まで解約できないということは、病気、事故などのリスクに限らず、若い世代の出産育児など、突発的な資金需要に対応できません。	個人	厚生労働省	idecoの最低掛付け額は、国民年金基金連合会の定める個人型年金額約73条第2項において月額5000円以上と定められています。また、idecoにおける脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。・脱税対策免除者である・障害給付金の受給権者でない・遺言の掛付け出願額が3年以上又は資産額が政府で定める額以下・最後の年金型又は個人型確定拠出年金の資産額が2年以上以内・企業型確定拠出年金の脱退一時金の支給を受けていない	確定拠出年金法附則第3条、確定拠出年金法施行令第6条	対応不可	【最低掛金額について】 DeCoの最低掛金額は、手数料の水準等を勘案して国民年金基金連合会において規約策定委員会の議決を経て設定されたものであることから、見直しには慎重な検討が必要です。【脱退一時金の支給要件の緩和について】 確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中途引き出しは認められていません。脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や税制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。		
517	令和2年12月18日	令和3年4月14日	実印の印鑑登録について	東京23区在住ですが、各区ごとに印鑑登録が行われていて隣の区へ引越ししただけでも一旦登録解除し、新たに印鑑登録しなければなりません。それをデータベース化してほしいとのこと	個人	総務省	印鑑証明の事務については、制度化された明期以降、市区町村固有の事務として実施されており、各市区町村の条例等を根拠として行われているものです。総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口が正確かつ迅速に処理されるために市区町村長が連携を要請して「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発生しています。		対応不可	印鑑登録は、当該市区町村が備える住民基本台帳に登録されている者が登録の対象となっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録原票も各市区町村ごとに管理されているため、他の市区町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。		
518	令和2年12月18日	令和3年8月10日	原則として教育・研究機関における押印を権力廃止すること	1) 遠方の建屋に押印のために移動するなどの時間と労力を削減できなくなり、教育・研究の質的向上が期待できません。2) 保護者や学生とのやり取りに必要な書類の電子化を推進することが可能になり、教員のワークライフバランスの向上が期待できます。	個人	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 各学校の手続における書面・押印申請の要否については、国による定めはありません。 【厚生労働省 保育課】 保育所内での書類の押印について、国による定めはありません。		対応	【文部科学省】 学校における書面・押印手続の見直しについては、義務教育諸学校等に対して、各学校や地域における実情を踏まえつつデジタル化に向けた取組を進めていただくよう周知したところです。また、国立大学法人等に対しては、規制改革実施計画を踏まえ、書面・押印手続の見直しについて、必要な措置を講じるよう周知したところです。今後、学校における各種手続のオンライン化が推進されるよう、周知等を通じて促してまいります。 【厚生労働省 保育課】 保育所等については、保育士の業務負担軽減を図るため、保護者との連絡を含めた、ICT化等のシステム導入費用に対する支援を行っています。今後も、保育現場におけるICT化が進むよう、周知と支援に取り組みまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果					
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
519	令和2年12月18日	令和3年1月27日		<p>企業の人事のものです。お子様がいらっしゃる方で保育園への入園を希望される方や数社から選ばれる方から、市区町村や保育園に提出する「就労証明書」や「復職証明書」の提出が求められます。</p> <p>市区町村によってフォーマットがバラバラ フォーマットのデータがPDFしかない 電子印を認めてくれない市区町村がある といった状況です。 こちらも事務処理コストが非常にかかっています。 一部、マイナンバーで自動化されていますが、できるものとできないものがあり、あまり活用できません</p>	<p>1)認可保育園に提出するフォーマットは全国統一 2)社印の電子印は全国的に可しくしたい 3)WEBで申請できるのが好ましいですが、せめてPDFでなくエクセルワードのデータで準備してほしい ①企業側の人数負担が軽減されます。記入項目は最も多い市区町村に合わせていただければいいです。フォーマットが統一されれば企業側が効率的な方法を見出すと思います。 ②③紙代、郵送費用が削減されます。環境にも効果があります。 ②③等まずは簡単なことから進めていただきたいです。</p>	個人	内閣府 厚生労働省	<p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第1条第2項第2号)。</p> <p>また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とする必要です(同第1条第5第1号、同附則第2条)。</p> <p>以上で書類の指定等はおろそかにしてしまっていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成28年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市区町村に活用を促してきています。令和元年5月以降まで、令和2年4月1日入所からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。</p> <p>押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体で文書の真正を担保する観点から押印を求めていることと承知しています。</p>		<p>子ども子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条</p>	検討し着手	<p>就労証明書の作成手続の負担軽減を図ると、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、子ども子育て支援法を踏まえ、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。</p> <p>令和元年8月に公表した大都市向け標準的様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、現在実施中の取組において活用状況を把握し、活用が進むための必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。</p> <p>また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるよう、市区町村にExcel等による様式の提供及びオンライン申請のできる環境を整備するとともに、引き続き「ついでサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。</p> <p>押印については、規制改革実行計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要に關する関係府全体の機能方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、また、電子押印での代替が可能とするよう、市町村に対し通知等を出しているところです。引き続き市町村に促して対応してまいります。</p>	
520	令和2年12月18日	令和3年4月14日		<p>マイナンバーカード発給時に作成したは、今年、電子証明書の有効期間5年を経過し、更新の必要があります。しかし、この時期に、政府による普及政策により新規作成者増加し、更新者と相まって、窓口が大変混雑しています。窓口での更新に要する時間は5～8時間かかります。更新の予約が取れず2日間に5時間、3時間かかっています。5年後にはこの人たちが又同じ時期に更新します。この証明書の更新をしなければ単なる身分証明書です。所得税のe-TAX、戸籍の電子請求、全てのものが使用不可となります。今年だけでも、2～3年自動延長してほしいのでしょうか？</p>		個人	総務省	<p>電子証明書の有効期間は、発行から5回目の誕生日までとなっております。</p>		対応	<p>電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から前日の誕生日までとしております。今後、有効期限を遡るカードや電子証明書が更新されていることが込まれる中で、カードをお持ちの方が、円滑に更新を行っていただけるよう、丁寧な周知に取り組みをまいります。</p> <p>発行済の廃棄や窓口混雑解消といった観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようにいたします。</p> <p>電子証明書の更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まつつ、引き続き検討していきます。</p>		
521	令和2年12月18日	令和3年1月27日		<p>運行管理者や整備管理者の選任・解任届の手続きに必要な届出書類(届)です。届が社内での選任・解任及びの管理の届から着た控えを持っておくに越したことはありませんが、業務ではありません。しかし、選任・解任届が変更申請の際、なぜか保が義務ではないはずの届出書の控えの提出を求められます。また、届出書が何にもかもかわらず、事業許可を得る際に事前にその控えを求められることさえあります。極めて不合理です。</p>	<p>不合理、非生産的な運用は、資源の無駄であり、オンライン届出に切り替えれば、窓口への提出、郵送が不要になり、事業者の負担が圧倒的に軽減されます。</p>	個人	国土交通省	<p>運行管理者及び整備管理者の選任・解任届の届については、事業許可及び変更申請の許可を取得する際に提出する必要はありません。また、運行管理者及び整備管理者の選任・解任届を提出する際には、現時点では、オンラインで申請していただくことができます。</p>	道路運送法第5条・第15条、貨物自動車運送事業法第6条・第18条等	事業承認	<p>運行管理者及び整備管理者の選任届及び解任届の控えについては、許可申請や変更申請の際に提出する必要はありませんが、ご指摘を踏まえ、改めて地方運輸局等に対してその旨周知徹底してまいります。また、ご指摘に係るオンライン申請の導入に当たっては、デジタル庁を中心とした計画等を踏まえ、導入に係る経費等や虚偽の申請に対する対策、オンライン申請における本人確認等の手続の信頼性を踏まえた事業者のニーズ等を総合的に勘案しつつ、検討を行ってまいります。</p>		
522	令和2年12月18日	令和3年1月27日		<p>自動車事故報告書は、なぜ同じものを複数枚取用しなければならないのでしょうか。届とどう違うと、運輸支局・運輸局・国土交通省・事業者控えの4冊という意味のようですが、PCで作成したものを印刷しているだけです。なぜ同じものを複数枚取用する必要があるのでしょうか。また、事業者がPCで作成したものを印刷して、運輸支局CPICに入力しているようですが、このような無駄なついでで送られるので、法的、常識的にも非生産的だと思わないのでしょうか。</p>	<p>不合理、非生産的な運用は、資源の無駄であり、オンライン届出に切り替えれば、窓口への提出、郵送が不要になり、事業者の負担が圧倒的に軽減されます。</p>	個人	国土交通省	<p>バス・タクシー・トラック事業者の皆様には、省令に基づき、自動車事故報告に該当する重大事故等が発生した場合、自動車の使用の本地地を管する運輸支局に、3通の自動車事故報告書を出していただいております。</p>	自動車事故報告規則(昭和29年運輸省令第104号)	検討を予定	<p>規制改革推進会議における審議・対面の見直しに関する実施事項も踏まえ、事故報告書をオンラインで提出できる仕組みについて速やかに検討を開始し、令和3年度までに結論を得ます。</p>		
523	令和2年12月18日	令和3年4月14日		<p>引越しが多いとそれに伴って自治体間の印鑑登録する必要があるのではありませんか。引越が一括管理できるようにするには印鑑登録を廃止し、マイナンバーカードの電子証明書で済ませるべきではないでしょうか。法的にも非生産的だと思わないのでしょうか。</p>	<p>仕事柄、引越しが多く印鑑登録を引越しのたびにし直すのが面倒くさい。各自治体の印鑑登録カードのコレクターをしたいと思っている国民は少ないと思われる。そこで、印鑑登録は届が一括で管理し、マイナンバーカードに情報を書き込み、読み出す方式にすべき。そうすることで、自治体によって対応が異なる印鑑登録書の取得をコンビニのマルチコピー機での取得が可能になる。マイナンバーカード1枚ですべてを済ませたい。三文判も登録できる状態で、何れもかやめたし放題。ICカードリーダーがないは随意契約でも構わないので、全家庭・全事業所に簡便配布すべき。</p>	個人	総務省	<p>印鑑登録の事務については、制度化された明治期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。</p> <p>総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために印鑑登録事務処理要領を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。</p>		対応不可	<p>現在においても、重要な契約及び高取引における本人確認の手段として印鑑登録が活用されている事例もあると承知しており、こうした行為の指図において印鑑登録証明書を利用するについては各行為の主体に委ねられているものと承知しています。</p> <p>また、印鑑登録は、当該市町村が購入した住民基本台帳に記録されている者が登録の対象となっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録原簿も各市町村ごとに管理されているため、他の市町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
524	令和2年12月18日	令和3年1月27日	精神障害者自立支援・障害者手帳の全国一律化	引越しをするたびにその都道府県のシステムに慣れ、手続きをし、結果待ちをするのが時間の無駄。 全国一律で自立支援、障害者手帳を一律化するとともに指定薬局・医療機関の変更をオンラインでできるようなりにしてほしい。	各自治体の債事情は国長が動かすものではない。引越しをするたびに各都道府県の手続きをこなすのは、コネクションするものではない。 全国一律で自立支援、障害者手帳を一律化するとともに指定薬局・医療機関の変更をオンラインでできるようなりにしてほしい。	個人	厚生労働省	引越しの際に住所変更が生じた場合には、 ○自立支援医療受給者証(精神通院医療)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、 ○精神障害者保健福祉手帳については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、 ○居住地の市町村を経由して都道府県に申請いただき、都道府県が交付することとなっております。 また、指定医療機関(薬局含む)の変更は、上記同様居住地の市町村を経由して都道府県に申請いただき、都道府県が自立支援医療受給者証を交付することとなっております。 なお、自立支援医療受給者証及び精神障害者保健福祉手帳は更新申請が必要となりますので、居住地の市町村でお手続きが必要となります。	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	検討(一部対応不可)	制度の現状に記載した通り、引越しの際に住所変更が生じた場合には変更申請をしていただく必要があり、オンライン申請手続きを検討し、申請者の負担を軽減できるように進めてまいります。※ ※デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)により、「障害者等が行う行政手帳については、更なる負担軽減を図るため、内閣府、内閣府及び厚生労働省は、マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充に向けて検討を行い、2021年度(令和3年度)以降、順次対応する。」とされている。	△
525	令和2年12月18日	令和3年1月27日	自動車購入の必要書類について	自動車購入に対して、現状、普通車だと印鑑証明や実印、軽自動車に関しては住民票が来た必要な書類です。もう、車は一般に普及して免許を持っている人は誰でも購入出来るようになりました。購入のみ、印鑑証明、実印は不要にして欲しいです。こういった提出書類をもう無くして行った方がいいと思います。もう自動車購入に対して運転出来る証明として運転免許証の提示で購入出来るようにしてほしいです。	車を購入する為、実印、印鑑証明、住民票を無くしたら車の購入数が増えると思います。手続に購入出来るので、車業界に取っても良い事だと思います。 購入者も、わざわざ、役所に証明を取りに行く手間も減ります。車の購入などで、運転免許の確認及びコピーとマイナンバーで個人の住所を確認すれば良いと思います。もし、上記の書類で手数料が必要であれば、別途、車を購入する税金等でカバーして行けば良いと考えます。	個人	国土交通省	軽自動車等を除く(自動車(以下「登録自動車」と言います。))については、高い財産価値を有する自動車である自動車の取引の安全を確保するため、「登録」により所有権の公証を行うこととしております。 登録自動車の新車登録申請にあたっては、厳格な本人確認を行う必要が高く、かつ、広く一般の国民が行う手続きであることから、簡便かつ確度が高いものとして、印鑑証明書の交付とともに実印を押印することとしております。 また、検査対象軽自動車の新規検査の申請にあたっては、「使用者の住所を証するに足りる書面」として、住民票等を確認しております。	自動車登録令(昭和28年法令第209号)第15条第1項、第16条第1項、 道路運送車両法施行規則(昭和42年運輸省令第74号)第36条第1項	検討を予定	登録自動車の登録申請における印鑑証明書や実印については、厳格な本人確認ができることを前提とすつ、より申請者負担の低い方法について、検討してまいります。 また、検査対象軽自動車の新規検査の申請における住民票以外の書面による確認については、手続き先の軽自動車検査協会において取り扱う情報の範囲等に留意しつつ、前向きに検討を進めてまいります。	
526	令和2年12月18日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの事で	マイナンバーカードで使える制度は金銭で一律に押しつけてほしい	私はマイナンバー制度が始まってからかなり早い段階でカードを作成しました。作った理由は証明代わりというのがあります。一冊はコンビニで住民票などを取り寄せることが出て便利になるからという隙れ込みを察したからです。しかし、発給はコンビニで住民票を取ることではできませんでした。そして先日マイナンバーカードの付付が失効して長かったので再度利用できるように役所へ行って更新した際についてみましたが今も対応していないのです。私の住んでいる車は次々更新のですが、マイナンバーカードでこういうことができます、という一言を見たときは車が使えない私のような人のメリットが大きいと期待していました。だから初期の頃からできますよ、と言われていたことがまだに対応していないことがわかりました。東京など一部の都市ではできららというのはニュースで見ましたが、普及するのあればちやんとどの票も差がないように一斉対応してほしいからです。たぶんマイナンバーができてからもう3、5年たつと思うのですがコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付できないのは特別な理由でもあるのでしょうか？	個人	総務省 デジタル庁	マイナンバーカードを取得済みの者で、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,450万人が利用できる状況となっています。	なし	対応	コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。	
527	令和2年12月18日	令和3年1月27日	戸籍謄本、戸籍抄本の書類について	戸籍謄本、戸籍抄本についてのご要望になります。現状、戸籍謄本、戸籍抄本は、本籍地の役所迄行き、直接取りに行くか、もしくは、本籍地にある役所に郵送等を取り寄せて戸籍関係の書類を送ってもらう流れです。戸籍関係の書類は本籍地が遠くても身近に住んでいる役所等で取得出来るようにしてほしいです。	理由は、戸籍謄本、戸籍抄本などの戸籍関係の書類が身近な役所で取れるようになれば、書類を取るのに時間も掛かりません。取り寄せて、本籍地の役所に問い合わせで1週間程度掛かります。身近で取れば、かなりの時間短縮につながります。もちろん、他の人が取れると問題なのでマイナンバーなど個人を特定するカードは必要だと思います。戸籍関係の書類の発行手数料は100~200円程度多少少いとしても、速くの役所に取りに行った方が郵送費などを考えれば安いです。早期の実施に向けて、是非、実行して欲しいです。以上、宜しくお願い致します。	個人	法務省	戸籍謄抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。なお、コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和2年12月現在643の市区町村で導入されています。	戸籍法施行規則第79条第2項	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍を取得することができるようになります。	
528	令和2年12月18日	令和3年1月27日	ふるさと納税のワンストップ特例申請について	ふるさと納税のワンストップ特例申請について	ワンストップの付いたカードのコンビニで取って紙に貼付するなど、息の省減である。何のためのワンストップなのか。	個人	総務省	ふるさと納税に係るワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要がある。	・地方税法附則第7条第1項及び第9項 ・地方税法附則第7条第4項及び第11項 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 ・総務省関係法令に係る関係法令中に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律附則第7条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条及び第9条	銀行制度下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続については、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっておりますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と協議してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
529	令和2年12月18日	令和3年1月27日	隣接する学校に給食を提供する場合における用途地域の適用除外を設ける特例の新設	学校給食の提供方式には、(1)センター方式、(2)親子方式、(3)単独校方式とあり、このうち(1)センター方式並びに(2)親子方式の共同調理場は、建築基準法において工場に該当する。工場は、その敷地内に付いた区分により用途地域による建築制限を受ける。 一方で、市街化区域内の学校は、住居地域ないし住居専用地域に立地する場合が多い。私が勤務する自治体では、小学校に隣接する幼稚園において、保護者の負担軽減を図る目的のため、給食の提供を開始することとし、当該小学校で調理した給食を当該幼稚園に提供することを希望したが、建築基準法による用途地域の建築制限を受けることが判明し、国土交通大臣の承認を受けるか、建築審査会の同意を得ることにより違法となるもの、手続きが煩雑であることから、専用車両を購入し、片道100mをかけた市街化調整区域の共同調理場から給食を輸送することとなった。 当該小学校における給食調理量は、10年間で大幅に減少しており、当該幼稚園に給食を提供するにしても、その減少幅の半分に満たない割合の増加に繋がるとから、非合理的な環境であると判断する所見。 また、本件の類似事例は、かつて規制法委員会と地方分権改革推進委員会方式において取り上げられ、国から現行規定で対応可能である旨が示されていることは承知しているが、(1)手続きが煩雑である点と、(2)規制が非合理的に厳格な点が問題なのであることから、本枠組をもって改めて検討していただくことを希望する。	個人	国土交通省	都市計画において定められる用途地域においては、それぞれ住居の環境の保護等のため、建築することができる建築物の用途について制限が行われております。ただし、特定行政庁が個別に当該用途地域における環境を害するおそれがないと認め建築審査会の同意を得て許可した場合等にはは立地可能となります(特例許可) なお、平成30年に建築基準法が改正され、一定の基準を満たす共同給食調理工場については、特例許可を行うにあたって建築審査会の同意を得ることが不要となることができると、手続きが合理化されております。	建築基準法第46条、別表第二 建築基準法施行令第130条第2項	現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、一定の基準を満たす共同給食調理工場に係る特例許可手続きについては合理化されております。		
530	令和2年12月18日	令和3年2月18日	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約の進捗率の向上	保険会社グループ内の共通・重複業務について、保険持株会社による一括の一元的な業務執行を可能としていたが、 - 保険会社グループが国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくためには、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行う必要がある。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理による生産性向上や、委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の柔軟性向上も具する。なお、2017年4月に施行された改正銀行法においては、銀行持株会社への共通・重複業務の集約等が認められている。 - 例えば、保険専業代理店の教育・管理業務に關し、グループ内の複数の保険会社が同一の代理店に保険専業を委託している場合、各々の保険会社が代理店に対する教育・管理を重複して実施することによる非効率が生じ得る。銀行法の下では、グループ内の特定の保険会社へ、委託先の保険会社の管理業務を管理を一元化することは可能だが、委託元である複数の保険会社において、委託先の保険会社の管理業務が重複して行われることは現実的ではない。また、代理店に対する教育・管理業務は「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限定され、代理店に対する教育・管理業務を「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られる(前法第271条の1第1項)。一定の前置業務報告を除き、グループ共通の教育・管理業務の執行については認められていないため、代理店に対する教育・管理業務を保険持株会社に集約することはできず、柔軟かつ効率的な業務運営の障害となっている。 - 共通・重複業務の例 (1)保険専業代理店の教育・管理業務、(2)資産運用業務、(3)契約審査・法令改正対応等の法務業務、(4)社員の福利厚生や施設等の総務業務等	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています。また保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には当該業務の約款を遵守する等の措置を講ずる必要とされています。	保険法第271条の2第1項	検討を予定	保険持株会社による共通重複業務については、「銀行制度等ワーキンググループ報告」(令和2年12月22日)において、経営の効率化・合理化を図る観点などから、新たに認められることが踏まえ、保険会社・保険会社グループのガバナンスやその他の業務のあり方にも留意しつつ、検討してまいります。		
531	令和2年12月18日	令和3年4月16日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き「融資先審査規制」を中心としたルールの本格的な見直しを推進し、かつその実効性を確保することが必要不可欠である。 また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金払戻防止措置」(非公開情報利用制限)における問題等も、および、融資先審査規制前との対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払特約一時払実老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という重要な個人情報を集中的に取り扱っており、また、本人個人の融資先審査業務に対して多大な影響力を有することから、保険法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 この点のルールは、銀行等による保険募集が戦略的に解禁されていた際に、銀行等の預金・決済業務と融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備された必要不可欠な制度である。 なお、生命保険は保険期間が長期に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じても事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先審査業務等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 制度導入のこれらの理由は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用に「ご協力」いただくよう願っています。 特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金払戻防止措置」「非公開情報利用制限」における問題等も、および、融資先審査規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払特約一時払実老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命 生命保険相互 会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 - 非公開情報保護措置 - 融資先審査規制 - ターゲティング規制 - 担当区分離規制 - 預金との誤認防止措置	保険法施行規則第272条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等々を改正し、 - 融資先審査規制の対象商品から一時払特約実老保険を除外するほか、 - 預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
532	令和3年12月18日	令和3年4月16日	法人である生命保険専業人等(以下「法人生命代理店等」)による、その役員・使用人その他の当該法人生命代理店等と密接な関係性を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の規制枠組みを維持する上、その対象に派遣労働者を含めたい。	法人生命代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係性を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、規制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が恣意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 現行制度は、過去、突如に圧力募集被害が発生した事実を踏まえ、一定の保険契約について、法人生命代理店等(法人役員が密接な関係性を有する者)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約等に関する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止し、従業員による保険募集行為を禁止し、公正な競争を確保する観点から、法人生命代理店等(以下「法人生命代理店等」)による、その役員・使用人その他の当該法人生命代理店等と密接な関係性を有する者に対する生命保険募集に係るルールである。従業員等自身が職務上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、なお、生命保険は、その保険期間が長期に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じても事後に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生命代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当該制度については、これらの事情も踏まえた見直しが必要である。 ただし、現行制度の保護対象は、法人生命代理店等の役員・使用人とされており、法人生命代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していることを踏まえれば、派遣労働者も当該制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命 生命保険相互 会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係性を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を禁止されています。	保険法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項(平成24年 平成10年大蔵省告示第239号 保険会社向け総論的監督指針4-4-2(1))	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
533	令和2年12月18日	令和3年2月18日	保険会社の外国の子会社等の傘下の子会社等に関する業務範囲規制の緩和	保険会社の外国の子会社等(子会社、特定子法人等)および特定関連法人等を以下(同じ)の傘下の子会社等に係る業務範囲規制を緩和いただきたい。	・保険会社には、子会社対象会社以外の会社も子会社とすることに制約が設けられている。 ・保険会社が、子会社対象会社である海外の保険会社や金融機関等の買収時、当該海外保険会社等の傘下に子会社対象会社ではない子会社が存在する場合、当該子会社は業務範囲規制に抵触する。 ・子会社対象会社以外の子会社は5年以内に処分する必要があるため、買収時に傘下子会社の調査に時間を要するうえ、子会社の処分に関する条件を付ける場合や、他の保険会社と統合する場合に不利な状況となり、海外の成長の取り込み等を通じた顧客利益への貢献の障害となっている。 ・子会社に係る業務範囲規制は、保険会社本体の健全性維持理由とされているが、海外の子会社のさらに傘下、かつ当該国の法令が許容している会社であれば、日本の保険会社の健全性に対するリスクは軽微と思われる。 ・加えて、本年7月閣議決定の成長戦略では、保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和を検討することとされている。 ・つまりは、外国の子会社の傘下の子会社については、当該国の法令に則している場合、現地監督当局が容認する場合や親会社である本邦保険会社の資産規模に比して小さい場合、リスクベースで判断し問題ない場合は、個別の認可を得て期間を定めず子会社対象会社以外の会社であっても保有することができるよう、業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。 ・なお、保険業法は子会社のみについて規定しているが、保険会社向けの総合的な監督指針が特定子法人等、特定関連法人等にまで対象を拡大しており、同様に緩和を認めていただきたい。	一般社団法人 法人生命 保険協会	金融庁	保険会社は保険業法に列挙されている会社(以下、「子会社対象会社」)以外を子会社等とすることはできません。ただし、子会社対象会社以外の会社を子会社等とする外国の保険会社等を子会社とする場合は、5年を経過する日までに、子会社対象会社以外の子会社等が子会社等となるよう所要の措置を講じれば足りるとする例外規定が設けられています。	保険業法第106条、保険会社向けの総合的な監督指針第2-2-1(3)(3)、同2-2-4(1)(5)	検討を予定	保険会社の外国の子会社等の傘下の子会社等に係る業務範囲規制については、「銀行制度等ワーキンググループ」において検討されています。	
534	令和2年12月18日	令和3年6月10日	保険会社がオペレーティング・リースの媒介業務を営むことの明確化	保険会社がオペレーティング・リースの媒介業務を営むことに関する業務範囲規制を緩和いただきたい。	・保険会社本体におけるリース業務としては、保険業法上、ファイナンスリースの取扱いおよびその代理・媒介が認められている。 ・現状、取引先にオペレーティング・リースへのニーズがある場合は、グループ内外のリース会社を紹介している。保険会社担当者は、具体的な商品、サービスやコストの説明を行っていないため、取引先が実際にリース会社と直接した際、商品がニーズに合致しないケースがある。 ・保険会社本体でもオペレーティング・リースの媒介業務を営むことができれば、融資やファイナンスと組み合わせる最適な資金計画を提案できると考えられる。 ・オペレーティング・リースは、保険業法上、金融関連業務会社に認められている業務であり、保険会社の本業との親和性も高い。媒介であれば、リース物件を自身で保有しないため、付添うリスクは限定的である。	一般社団法人 法人生命 保険協会	金融庁	保険会社の営むことができる業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性、余剰能力の活用に資するものかつ一定の条件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。	保険業法第97条～第100条、保険会社向けの総合的な監督指針第2-13	検討を着手	オペレーティング・リースの媒介について、銀行法上認められているファイナンスリース及びその代理・媒介とは異なり、オペレーティング・リースは単なる賃貸に近い性質の業務であり、具体的な商品・サービスの説明等を行うことによる契約仲介責任など、保険業とは異なるリスクを抱える可能性も考えられます。他方、取引先企業に対する経営支援等の観点から行われるものに関しては、保険業との機能的な親近性を認める余地も考えられ、金融監督指針「銀行制度等ワーキンググループ報告」(令和2年12月22日)の内容も踏まえつつ、明確化について引き続き検討してまいります。	
535	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定拠出年金における支給要件の緩和	確定拠出年金における支給要件の緩和	・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額(1,5万円以下)である場合および国民年金の保険料免除者であって通算拠出期間が短い(3年以上)でまたは資産残高が額(2万円以下)の場合、受給可能。 ・確定拠出年金における既述一時金の支給要件は極めて制限されており、同じ高齢期の所得の確保を図る目的で設けられた確定拠出企業年金については広く中途給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金確保からの企画移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。 ・また、上記2)に該当する外国籍の方の帰国時の措置は、2022年5月に施行される予定であるが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国内に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかる場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや国外から日本に對して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時において既述一時金を受け取りたいという強いニーズがあるため、まずはこの点について措置することも考えられる。	一般社団法人 法人生命 保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金制度における既述一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 企業型年金加入者、企業型年金適用指図書、個人型年金加入者及び個人型年金適用指図書でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日の属する月の翌月から6月以内	確定拠出年金法第95条第2項	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達時の中途引き出しは認められていません。既述一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や税制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。	
536	令和2年12月18日	令和3年4月16日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった場合や合併等により、中小企業退職金共済の給付手続を継続し、中小企業退職金共済から確定給付企業年金へ移行することとすることを認めること。	・現状、中小企業者において、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始前での従業員の老後の所得確保の役割も果たしている。 ・その一方で、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業者が認められなければ、厚生労働省の承認・認可が前提となることから、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めらるものである。 ・また、後述の所得確保に向けて多様な選択肢を与えるように上記要件に限定することなく、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めらるものである。	一般社団法人 法人生命 保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、事業主が中小企業退職金共済法の4 中小企業退職金共済法の4 中小企業退職金共済法の4 中小企業退職金共済法の4	検討を予定	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、平成30年5月1日に施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律による改正により、加入者の老後所得確保のため、合併等が行われた場合に認められるよう措置を講じたことと併せて、合併等が行われた場合等に限り資産移換を認めることについては、中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の発展に資すること等を目的とした退職金制度である一方、企業年金制度は、公的年金の給付と併せて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした年金制度であり、それぞれ異なる制度の趣旨や目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基づき規制の優遇措置が講じられていることとも踏まえ、慎重に検討を進めていく予定です。		
537	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	・規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要)の範囲を拡大する場合において、中小企業者における届出申請期間の過半規定の導入のち加入者の保護の観点から問題がないと考えられる変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続きの簡素化(例えば、規約変更理由書、労務合意に添った労働協約書の提出を一律不要とする、厚生前に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること。	・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならない。届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は多くても、800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、令和2年7月末時点で、2,000件以上存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が滞ることが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考え、これまで事務負担の簡素化が図られてきたが、本類型の運営を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。	一般社団法人 法人生命 保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金規約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を仰なければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める軽微な変更は該当しない変更については、厚生労働大臣の承認が必要ですが、確定給付企業年金規約については、確定給付企業年金法等により、一定の事項の記載を義務付けています。	確定給付企業年金法第6条、第6条、第7条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第14			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
538	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定給付企業年金の企業型へからの移行要件の弾力化	確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となるべき者が、確定拠出年金への移行に係る同意をした場合において移換相当額を一時で受取ることを可能とする。それにより、移換加入者となるべき者の半数超が移換相当額を一時で受取ることを希望しても、確定拠出年金への移行を可能とすること。	・移換相当額を一時で受取ることを希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となるべき者の半数以上が確定拠出年金への移行に同意すれば、制度移行を可能とすべきである。 ・現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となるべき者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となるべき者は、制度の移行自体に同意しない限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時的に受取ることができるとされている。 ・これにより、移換加入者となるべき者の半数超が移換相当額を一時で受取ることを希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生する。 ・本要請の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。	一般社団法人生命保険協会 厚生労働省	確定給付企業年金の実施事業主等が確定給付企業年金の一部を減額し、企業型確定給付年金に移行する場合、確定給付企業年金の加入者のうち企業型確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の2分の1以上の同意が必要であり、不同意者について、企業型確定拠出年金に移換する積立金相当の額を一時的に支払うことができます。	確定給付企業年金法第54条の2	対応不可	現行の規定は、企業型確定拠出年金への移換対象者のうち、企業型確定拠出年金へ資産を移換することに同意しなかった者に対して、法的に資産が移換されることの不利益性を考慮して例外的に一時金として支給を認められているものであることから、資産の移換を同意した者に対する一時金の支給を認めることは当該一時金の性質を大きく変えるものであり適当です。		
539	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定拠出年金における運用商品の掛金受入れの一時停止の導入	・修正確定拠出年金法(平成30年5月施行分)により、事業主等による運用商品の入れ替えについて、商品選択者の一定割合(3分の2)以上の同意があれば除外が可能となるよう要件が緩和されている。 ・一方、運用商品提供会社による加入者等の同意を要しない運用商品の除外については、確定拠出年金法施行規則第20条の2(2)に次のとおり規定されており、運用商品自体が消失するような場合に限られている。 ①投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取り消しを受けた場合 ②運用の方法に係る契約の相手方が破産した場合 ③投資信託の受益証券について、投資信託契約に基づく償還が行われた場合 しかしながら、運用商品自体が消失しない場合においても、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社の健全性維持の観点等から、運用商品の提供を継続することに支障が生じる場合があるため、運用商品の除外までは行わないもの、新たな掛金の受け入れ等を一時的に停止する措置を求めるとする。 ・また、修正確定拠出年金法における長期継続的な資産運用に臨み、新たな掛金の受け入れ等の一時的な停止に限ることにより、その影響を抑制することが可能となる。 ・本要請は、確定拠出年金制度を安定的に維持・発展させていくために有用と考える。	・修正確定拠出年金法(平成30年5月施行分)により、事業主等による運用商品の入れ替えについて、商品選択者の一定割合(3分の2)以上の同意があれば除外が可能となるよう要件が緩和されている。 ・一方、運用商品提供会社による加入者等の同意を要しない運用商品の除外については、確定拠出年金法施行規則第20条の2(2)に次のとおり規定されており、運用商品自体が消失するような場合に限られている。 ①投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取り消しを受けた場合 ②運用の方法に係る契約の相手方が破産した場合 ③投資信託の受益証券について、投資信託契約に基づく償還が行われた場合 しかしながら、運用商品自体が消失しない場合においても、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社の健全性維持の観点等から、運用商品の提供を継続することに支障が生じる場合があるため、運用商品の除外までは行わないもの、新たな掛金の受け入れ等を一時的に停止する措置を求めるとする。 ・また、修正確定拠出年金法における長期継続的な資産運用に臨み、新たな掛金の受け入れ等の一時的な停止に限ることにより、その影響を抑制することが可能となる。 ・本要請は、確定拠出年金制度を安定的に維持・発展させていくために有用と考える。	一般社団法人生命保険協会 厚生労働省	企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外する際は、規約に定める手続により、除外しようとする商品の指図を行っている旨(責任が明らかでない限り)の3分の2以上の同意を得ることが原則必要となりますが、例外(以下)の場合は当該同意を要しないこととされています。 ・投資証券等を発行する投資法人が登録の取消を受けた場合 ・運用の方法に係る契約の相手方が破産した場合 ・投資信託の受益証券について投資信託契約の規約に基づき償還契約期間を変更して償還が行われた場合	確定拠出年金法第26条第1項、確定拠出年金法施行規則第20条の2	検討着手	平成28年の法改正において、商品除外の要件を「除外しようとする運用商品を選択している加入者等全員が同意が必要から」3分の2以上の同意が必要に「措置を講じたこと」です。また、商品除外にあたって、過去分の現貨化を伴わない閉鎖型とするか、過去分も含めた現貨化とするかを明確にした上で、除外の同意手続を行うことを前提に、過去分の現貨化を伴わない将来のみを除外する方法を追加することを検討しています。		
540	令和2年12月18日	令和3年9月10日	確定給付企業年金の非継続基準の見直し	・確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において、非継続基準に概ねし「積立比率に応じた方法」により特例掛金を算定する場合において、その算定方法を継続基準による掛金を考慮した額とすること。 ・算定の措置としては、非継続基準の振出しに伴い実施する積立比率に応じた方法に基づき特例掛金の算定率に、(1)：非継続基準による掛金額と(2)：(1)と同一年度の継続基準による掛金額(例えば特例掛金額とリスコ対応掛金額の合計額)との「文比べ」を行って当該上回るのみを特例掛金として拠出させることとする。	・先般2018年6月の省令改正は、非継続基準の振出しに伴い実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特例掛金の計算において、翌事業年度出の場合と翌々事業年度出の場合の算定率の均衡を図る意義深いものとする。 ・一方、改正後の算定率は、標準掛金及び特別金に付ても年度間で継続基準を高たすべく積立水準が回復することが見込まれる場合であっても、特例掛金の拠出が必要となること等起り得る。 ・これは、非継続基準に対しては継続基準に対しては積立不足となる部分を、非継続基準と継続基準の両基準が重複して拠出される対象としていることと原因がある。 ・本提案は、非継続基準による掛金と継続基準による掛金を重複して拠出されなくなったとして、非継続基準と継続基準のそれぞれで求める拠出は確保でき、受給者保護は図られることから、見直しを求めるものである。	一般社団法人生命保険協会 厚生労働省	事業主は、毎事業年度の決算において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、その不足額を基準として、積立比率に応じた額を、掛金として拠出しなければならないとされており、当該算定は翌事業年度及び翌々事業年度の掛金の額に適用して拠出することとされています。 ・掛金を翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合には、当該事業年度までに発生した債務を分離して償却することを可能としています。 ・掛金を翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合には、当該事業年度までに発生した債務に翌事業年度中の最低積立基準額や掛金の算則による積立金の削減を加味した債務を分別して償却することを可能としています。	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条	対応不可	積立比率方式による非継続基準の特例掛金の算定方法については、平成28年の改正により、翌々事業年度における拠出の際に債権に当該「翌々事業年度中の掛金収入から」翌々事業年度中の積立不足額の増加見込額に変更することで精緻化を図った経緯があります。 ・拠出する事業年度における他の掛金との増額は、積立不足の発生時点と拠出時点のタイムラグに伴って積立不足額の変動を掛金収入のみで考慮するものとは相違すると考えられ、平成28年の改正前に生じた問題を再発することにならぬことから、慎重な検討が必要です。		
541	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定給付企業年金の最低積立基準に定める予定利率	【提案の具体的内容】 ・確定給付企業年金における最低積立基準額の算定に用いる予定利率の低下の影響を抑制するため、最低積立基準額の算定に用いる予定利率を労働年金に基づき弾力的な設定を可能とする措置を講じる。 【具体的措置の例示】 ・予定利率の設定基準は労働年金に準じて制度毎に弾力的な設定を可能とするが、異なるべき懸念として、必ずしも、現行の「(1)がその上回る場合は当該上回るのみを特例掛金として拠出させることとする」 ・「マイナスイテラリ」の導入から始まる金利政策の一環としての導入、予定利率が過度に低水準で推移することが予想される期間は金利が低下する前の期間に設定された予定利率を据え置くことなど	・最低積立基準額の算定に用いる予定利率は30年国債の応募者利回りをもとに定められるが、マイナスイテラリの導入により国債の利回りが低下したため、最低積立基準額が大幅に増加している。 ・継続基準で適正な掛金計算用の予定利率を設定・算定される掛金を拠出することで健全な財政運営が評価される制度であっても、昨ら「(1)がその上回る場合は当該上回るのみを特例掛金として拠出させることとする」が、非継続基準では確保できないとされ、予測せ掛金拠出を求められる可能性が高まっている。 ・このような構造が、確定給付企業年金制度の持続可能性の低下を招くと考えられる。 ・受給権を毀損しないよう定めるべき根拠を示したうえで、労働年金に基づき予定利率を弾力的に設定できるようにすることには、確定給付企業年金制度の持続可能性を高めると考える。	一般社団法人生命保険協会 厚生労働省	最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付額の予想額の積直しで算定することとされており、最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、当該事業年度の末日の属する前年5年間に発行された国債(期間30年のものに限る。)の利回りを動かし厚生労働大臣が定める率とされており、30年国債の応募者利回りの5年平均が使用されています。	確定給付企業年金法第54条の2	対応不可	非継続基準の予定利率については、確定給付企業年金制度終了後に制度終了時の加入者等が金融市場において自ら長期国債の利回りや安定的に運用すること、将来、これまでの加入者期間に係る給付を確保できるようにするため、国債の利回りや長期国債の運用を示すこととされています。 ・そのため、労使合意に基づいて確定給付企業年金制度ごとに弾力的に利率を設定することを認めるのは困難であり、予定利率に基づいて給付額の積立に弾力的に利率を設定することを認めるには、慎重に検討する必要があります。 ・なお、年ごとの長期国債の低金利環境の影響を踏まえ、労働年金に基づき、非継続基準の予定利率の調整幅を30年国債の応募者利回り(0.8-1.2を乗算する方法から30年国債の応募者利回り)に0.5%を加減した率を用いる方法に改正しており、確定給付企業年金の持続性に配慮していることとす。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
542	令和2年12月18日	令和3年4月16日	定年延長等に伴う確定給付企業年金の受給開始時期の変更を内容とする規約変更において、受給権喪失の届出を踏まえた一定の要件を満たす場合において、規約変更時の同意手続きの簡素化を可能とする	・定年延長等に伴う確定給付企業年金の受給開始時期の変更を内容とする規約変更において、受給権喪失の届出を踏まえた一定の要件を満たす場合において、規約変更時の同意手続きの簡素化を可能とする ・具体的には、給付が下らない等の場合において、不同意申出方式による減額同意等を可能とするよう、規約変更の申請書類を柔軟化する。	・確定給付企業年金の規約において、定年を延長する場合、多くのケースにおいて給付減額に該当することから、労働組合や加入者等の積極的な同意手続きが必要となるが、高年齢期雇用の拡大を推進する面からも、簡素な同意手続きとすることが考えられる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営悪化などを理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能です。ただし、給付の額を減額する規約変更を行う場合には、減額の対象者からの3分の2以上の同意を取得する必要があります。 また、加入者の給付の額を減額する場合には、加入者の3分の1以上で組織される労働組合があるときその組合同意が必要となり、受給権者の給付の額を減額する場合には、減額前の規約に基づく最低積立基準額を一時金として支払う措置を設ける必要があります。 減額の判断は、加入者や受給権者の給付の現在価値と最低積立基準額が規約変更前後で減少する場合等が挙げられます。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条、平成14年3月29日厚労省032002号「確定給付企業年金制度について」第2	検討に着手	定年延長等に伴う規約の変更手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において様々な意見が示されていることも踏まえ、引き続き検討します。
543	令和2年12月18日	令和3年4月16日	リスク分担型企業年金の取扱いの柔軟化	・リスク分担型企業年金について、制度普及の阻害となる事項について柔軟な取扱いを可能とする ・具体的な措置としては、確定給付企業年金からリスク分担型企業年金へ制度移行する場合、制度移行前の確定給付企業年金での最低積立基準額を上限として一括拠出を可能とすることが考えられる。	・確定給付企業年金からリスク分担型企業年金へ制度移行する際に、将来の財政状況が良好（積立金額と掛金収入現価の合計が過剰予測給付現価と財政高化リスク相当額の2分の1の合計を上回る場合）である場合であっても、積立金額が移行前の最低積立基準額より小さな場合、リスク分担型企業年金では最低積立基準額が積立金額と同額となるため、移行後の最低積立基準額が減少すると判定され、加入者等から減額同意が必要となる。このことは、事業主がリスク分担型企業年金の導入を躊躇する要因のひとつであると考えられる。 ・リスク分担型企業年金は、新たなタイプの企業年金として、企業年金の普及に資する制度と期待される一方、2017年1月の導入以降、採用件数は13年に比べて減少している（2020年9月1日時点）。 ・本案の実現により、移行前後の最低積立基準額が一致することから減額同意が必要となくなるため、リスク分担型企業年金の更なる普及が期待される。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への移行時に、制度変更前後で最低積立基準額が減少する者がある場合には、給付減額となります。	確定給付企業年金法施行規則第5条、平成14年3月29日厚労省032002号「確定給付企業年金制度について」	検討に着手	リスク分担型企業年金における給付減額の取扱いについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も改めて引き続き検討します。
544	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定給付企業年金の年金支給義務を柔軟化する仕組みの導入	・確定給付企業年金の申請書類等について、請求書一式について、電子媒体での提出を可能とする。なお、規約申請・届出時に必要な同意書については、電子証明書つきPDFファイル等も可とする。 ・本案の実現により、申請書類の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。	・確定給付企業年金では、経理的に年金での受給の増加によるリスクの増大、「長期金利（割引率）の低下によるPBO増大」等により事業主の維持コストが増大する可能性がある。 ・また、加入者（受給者）にとっては、長寿リスクに備える手段として企業年金の終身受取やつぎ年金としての有期年金等が考えられる。現行の確定給付企業年金では、終身年金を導入している企業は少なく、有期年金を導入している企業は増加しているが、終身年金の導入や有期年金の選択が促進されることも想定される。 （参考） 財政省では既に年金（パート）でDB制度を財務諸表からオフバランスする動きが進んでおり、その市場規模は英国で2007年～2017年上半期の累計で約11.2兆円、米国で2013年～2018年上半期の累計で約3.2兆円規模に達している。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、事業主等が確定給付企業年金を終了するまでは給付に関する支払義務を負っています。	確定給付企業年金法第80条	検討を予定	閉鎖DBの（パート）等のような年金支払義務を社外に移転させる仕組みについては、受給権の保護、ガバナンスの確保等の幅広い観点を考慮しつつ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、慎重に検討いたします。
545	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定給付企業年金の申請書類等の電子化・押印省略	・確定給付企業年金の申請書類等の電子化・押印省略 ・本案の実現により、申請書類の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。	・厚生局に提出する申請書類は原本・紙媒体での申請が義務付けられており、送付等に時間を要する。 ・また、申出書等については、原簿の申請書様式に押印が設けられており、事業主等の押印が求められているため、押印漏れがあった場合は、事業主等による再度の押印をするための事務負担が発生している。 この点、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、「各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書類の作成、提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での提出により、国民や事業者等が申請書類の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。また、押印漏れがあった場合における不備対応が不安定なことから業務負担軽減と、押印自体が不要と判断されるようなデジタル化によるデジタルワーク利用推進等の事業者等の生産性向上が期待される。」	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、確定給付企業年金規約を変更する等の手続きにあたっては、事業主等が厚生局宛てに提出する申請・届出書類について、事業主等の押印を求めています。	確定給付企業年金法第97条、確定給付企業年金法施行規則第1号、様式第2号、平成14年3月29日厚労省032002号「確定給付企業年金の規約の承認及び届出の承認等について」、平成22年4月29日厚労省032002号「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等に関する事務処理の改善について」	検討に着手	・申請・届出書類一式を電子媒体での提出することにつきましては、現在でもe-Govによる電子申請による手続きがありますが、政府全体の方針を踏まえつつ、今後の対応を検討します。 ・押印の有効につきましては、「押印を求めない手続の見直し等のための厚生労働省関係府省庁の一部を改正する省令1号（令和2年厚生労働省令第20号）」により、厚生局宛てに提出する申請・届出書類の事業主等の押印を不要とするように改正しております。 なお、日本年金数人の押印につきましては、法律事項であり、政府全体の方針を踏まえつつ、今後の対応を検討します。
546	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定拠出年金における申請・届出手続きの電子化	・確定拠出年金において、厚生局に提出する申請・届出書類について、請求書一式について、電子媒体での提出を可能とする ・確定拠出年金の規約申請書「同意書」の取扱いの柔軟化 ・本案の実現により、申請書類の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。	・厚生局に提出する申請書類は原本・紙媒体での申請が義務付けられており、送付等に時間を要する。 ・また、この申請書類に添付する「規約申請書」「同意書」「労働組合の現況について」等は政府上で定められた様式の中に「印」項目があり、必ず押印が必要であることから、さらなる申請書での時間を要する。 これを解消するため、上記書類の電子化を可能とすることで、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定拠出年金制度では、確定拠出年金の企業年金に係る企業年金規約を申請する等の手続きにあたっては、事業主等が厚生局宛てに提出する申請・届出書類について、事業主等の押印を求めています。	確定拠出年金法第3条、確定拠出年金法施行規則（様式）第1号から第5号まで、平成14年3月29日厚労省032002号「確定給付企業年金の規約の承認及び届出の承認等に関する事務処理の改善について」	検討に着手	・申請・届出書類一式を電子媒体での提出することにつきましては、現在でもe-Govによる電子申請による手続きがありますが、政府全体の方針を踏まえつつ、今後の対応を検討します。 ・押印の有効につきましては、「押印を求めない手続の見直し等のための厚生労働省関係府省庁の一部を改正する省令1号（令和2年厚生労働省令第20号）」により、厚生局宛てに提出する申請・届出書類の事業主等の押印を不要とするように改正しております。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
547	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定拠出年金運営管理業務の登録申請書の提出に際しては、役員委員の氏名を記載することとなっているが、確定拠出年金運営管理業務を担う役員委員の氏名を記載する取扱いに変更すること。それにより、役員の変更に関する届出について、確定拠出年金運営管理業務を担う役員に変更があった場合にのみ、変更の届出を行う取扱いに変更すること。	令和2年6月5日に施行された法改正において、従来、確定拠出年金法第89条第1項第3号に規定された「役員」の氏名及び住所が「役員」の氏名に改正され、登録事項の削減が図られた。登録する役員は、確定拠出年金運営管理業務を担う役員に限定し、専業性を図ることで、変更の届出に関する煩雑さを削減することが可能となり、登録事項の削減とあわせて、事務の削減が期待される。	一般社団法人生命保険協会	金融庁 厚生労働省	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員を記載する必要があり。また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第89条第1項、第91条第1項第5号、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する法令第2条	対応不可	役員を限定することについては、登録申請者の役員のうち登録拒否事由に該当する者がいないかを宣言する必要があることから、対応することは困難です。		
548	令和2年12月18日	令和3年1月27日	雇用保険給付金申請時の添付書類省略化	雇用保険の給付金(育児・介護・高齢者の初申請)における提出書類を省略し、テレワークで申請手続きを完了できるようにしたい。	雇用保険の給付金を請求する際は、各種の支給申請書に加え、支給申請書の内容や届込口座を確認できる書類等も添付申請する必要があり、行政で把握可能と思われる年齢等の情報を確認するための書類も含まれている。これらの書類の添付に当たっては、従業員から収集した書類を人事担当者で複合機でPDF化する必要があるため、テレワークで申請手続きを完了することができない。 そのため、年齢確認書類等の添付を不要とすることや、PDF化が必要な添付書類をなくすることで、テレワークで申請手続きが完了できるようにしたい。 また、テレワークの場には不要とされたもの、申請にあたり本人の意思確認のために署名、押印が必要な「記載内容に関する確認書・申請書に関する同意書」(を専業主が作成し保管する必要がある。これについても署名、押印以外の方法(例えば、証拠となる電子メールの添付)を可能としていただきたい)。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	電子申請の際に添付したファイルの形式については、PDF形式以外にも以下の形式に対応しております。 ①Word形式(拡張子: doc) ②一太郎形式(拡張子: jtd) ③Excel形式(拡張子: xls) ④JPG形式(拡張子: jpg)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
549	令和2年12月18日	令和3年1月27日	同一法人の雇用保険手続に関する提出の統一化	同一法人の雇用保険手続については、事業単位でなく法人単位で提出を統一することを可能としていただきたい。	通常の助成金は事業所ごとに申請することとなっているが、例えば、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて新設された小学校休業等対応助成金は事業所単位でなく法人単位での提出を要されており、雇用調整助成金についても法人全体での要件判断・申請も可との見解が得られたところである。 これらでの事業所ごとの手続は事業所ごとで大きく異なることから、労働局(雇用)より対応も異なることから、事業者側の事務の統一・システム化を担っていた必要がある。 今回、雇用保険の助成金に関して、事業所単位でなく法人単位で本社事務労働局への申請が認められたことから、助成金だけでなく雇用保険にかかる手続全体についても法人単位で提出を統一し、同一の労働局に提出可能としていただきたい。 なお、事業者が集中する東京において各種手続の提出が集中する可能性があるが、地方に電子センターを設置する等により対応可能と思われる。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	小学校休業等対応助成金の申請など一部の手続については法人単位での申請としているものもあり、雇用保険に係る手続については、制度の適用に当たり、被保険者や離職者の勤務形態等を正確に把握する必要のあることから、雇用管理単位である事業所ごとに手続を行っていただくこととしており、雇用調整助成金等の雇用関係助成金についても原則として事業所単位の申請としているところである。		その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
550	令和2年12月18日	令和3年4月16日	「70歳到達期」の提出基準の統一	70歳到達期(厚生年金保険被保険者資格喪失期)70歳以上被用者該当)の提出基準を統一いただきたい。	70歳到達日以前から事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の事業所に使用される被保険者について、70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる場合は、事業主は70歳到達期を提出する必要がある。 この点、「70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる場合」の解釈については、年金事務所の担当者より、例えば、(1)資格取得と同様に考え、70歳到達月の報酬額を標準報酬月額と見做すこと、(2)従前の標準報酬額と見做すこと、(3)臨時決定と同様に考え、70歳到達時に前月の賃金の算出がなかった場合のみ見做すこと、というように、見解が異なる。 また、70歳到達日の報酬額を70歳到達した当月の給与とするか翌月の給与とするかについても、年金事務所の担当者により見解が異なる。 年金事務所担当者により見解が異なることで、事業者による事務の集約化・システム化の障害となることから、取扱いを統一し徹底いただくとともに、事業者にもその内容を周知いただきたい。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	厚生年金保険の被保険者が、同一の適用事業所に引き続き使用されることにより厚生年金保険法施行規則第10条の4の要件(以下70歳以上の使用される者の要件という。)に該当するに至ったとき(当該者の標準報酬月額に相当する額が70歳以上の使用される者の要件に該当するに至った日の前日における標準報酬月額と同額である場合に限る。)は、70歳以上被用者該当期及び70歳到達時の被保険者資格喪失期の提出を省略することができます。 70歳以上の使用される者の要件に該当するに至ったときの標準報酬月額に相当する額(以下標準報酬月額相当額)としては、厚生年金保険の被保険者の資格取得に関する届出の方法に準じて算出するため、(1)に記載のある資格取得と同様の考えとなります。 また、標準報酬月額相当額となる標準報酬月額については、70歳到達日現在の報酬額に基づいて算出することとなります。		その他	今後、年金事務所において、正確な説明を徹底してまいります。	
551	令和2年12月18日	令和3年6月16日	企業業務型数量労働制の適用要件の緩和	労務が企業実態に適する形で対象業務の内容を決定できる制度に改正していただく等、企業業務型数量労働制の適用要件を緩和していただきたい。	企業業務型数量労働制は、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査および分析の業務に従事する労働者が、当該業務の遂行の手段および時間配分の決定等について制限されることがなく、能動的に能力発揮をすることを企図して創設された制度である。当該制度は、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するうえで活用されるべき制度であり、テレワーク活用促進との相乗効果も期待できる。 地方、労務管理実態においては、企業業務型数量労働制の適用対象となる業務が必ずしも明確でなかったり、個人として行っていたりする場合、対象業務と前記業務とが混在していることもあるため、両制度が十分に活用されていない現状も懸念される。 については、対象業務と非対象業務の詳細を定めるだけでなく、個別企業における集団的労務自治を尊重し、労務が企業実態に適する形で対象業務の内容を決定できる制度に改正していただきたい。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	企業業務型数量労働制については、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査および分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関して労働者が具体的な指示をしないこととする業務」を対象業務としているところである。	第1項	検討を予定	数量労働制については、制度の適用実態を把握するために、総務大臣承認のもと一般統計として数量労働制実態調査を実施しており、現在は回収した調査票の集計等を行っているところです。 制度改正については、まずは調査結果を踏まえて、しっかりと制度の在り方について労働政策審議会が議論していただくと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける編成方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
552	令和2年12月18日	令和3年1月27日	国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存の承認申請手続きの省略	<p>国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存を行なう場合は、一律全ての法人に対し、電磁的記録による備付けを開始する3ヶ月前までに、申請書の提出が義務付けられているが、例えば簿籍の場合、申請対象となる会計システムだけでなく、周辺の各業務システム等とのデータ連携状況を網羅的に詳細に説明した資料を作成・添付しなければならない従って、大規模法人の提出書類は膨大な傾向等申請手続きの負担が高く、また3ヶ月前までに申請しなければならないことから電磁的記録による保存の導入の機軸が低まっている。</p> <p>定期的に法人税調査が行われ、また税務に関するコーポレート・ガバナンスの確認を受け確認結果が良好な大規模法人については、一定の信頼性の担保がされていると考えられる。</p> <p>よって、税務に関するコーポレート・ガバナンスの確認要件が良好な大規模法人等については、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存を行なう場合は、電磁的記録による保存実施後の法人税調査において、帳簿書類の保存の状況を確認することで代替していただきたい。</p> <p>要望の実現により、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存の導入が推進される。</p>	<p>一般社団法人生命保険協会</p>	財務省	<p>国税関係帳簿書類については、電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要な所定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存が可能となります。</p>	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の制約に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）」等	対応	<p>電子帳簿保存法については、令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、税務署長の事前承認の廃止を含む抜本的な見直しを行うこととしております。上記の見直しを含んだ令和3年度税制改正法案を令和3年通常国会に提出する予定です。</p>		
553	令和2年12月18日	令和3年1月27日	退職所得の受給に関する申告書の押印の廃止	<p>退職所得の受給に関する申告書の押印を廃止し、もしくは押印のない申告書でも取扱いしていただくこと。また、押印がなかった場合においても、申告書の提出が可能なようにしたい。</p> <p>この点、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、「各所管省、所管する行政手続のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の作成・提出等を求めるものであるもの、また、又は対面での手続を求めるものであるものについて、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やマニュアル化を行うこととしている。</p> <p>よって、退職所得の受給に関する申告書の押印を廃止し、もしくは押印のない申告書でも取扱いしていただくこと。また、押印がなかった場合における不備対応が必要となり、事業者および申告者の事務負担が軽減され、生産性の向上に資する。</p>	<p>一般社団法人生命保険協会</p>	財務省	<p>退職所得の受給に関する申告書の提出については、国税通則法第124条第2項により、その税務書類を提出する者等が押印しなければならないこととされています。</p>	国税通則法等	対応	<p>税務書類への押印については、政府全体の方針を踏まえ、令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めるものを廃止、原則、押印義務を廃止することとされています。上記の内容を含んだ令和3年度税制改正法案を令和3年通常国会に提出する予定です。</p>		
554	令和2年12月18日	令和3年1月27日	「退職所得の受給に関する申告書」の電磁的方法による提出可能要件の緩和	<p>確定給付企業年金を実施する事業主・基金が受託会社等に退職所得の受給に関する申告書（以下「申告書」）を提出する場合、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p> <p>「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p> <p>「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p> <p>「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p>	<p>現在、申告書の提出は、所得税法基本通達201-1に定める「通報書」の提出が可能となる場合を除き、原則として紙書類の提出を要する。</p> <p>「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p> <p>「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p> <p>「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p>	<p>一般社団法人生命保険協会</p>	財務省	<p>【前段部（提案内容1ポイント目）】 退職手当等の支払を受ける居住者は、「退職所得の受給に関する申告書」（以下「申告書」といいます。）をその支払者に提出することで、当該退職手当等に係る源泉徴収税額の計算において、勤続年数に応じた退職所得控除の適用を受けることができます。また、同一年中に複数の支払者から退職手当等を受給する居住者は、後に支払を受ける退職手当等の支払者に提出する申告書に、先に支払を受けた退職手当等に関する情報（支給額、勤続年数、源泉徴収額等）の一切を記載する必要があります。これは、後に退職手当等の支払をする者において源泉徴収すべき税額を適切に算出するために必要な手続となっています。なお、所得税法基本通達においては、一の勤務先を退職することにより以上の支払者から退職手当等の支払を受ける居住者については、後に支払を受ける退職手当等の支払者に対して提出する申告書に代えて、先の退職手当等の支払者から後の退職手当等の支払者に対して、源泉徴収税額の算出に必要な事項（当該居住者の支払者から支払われた退職手当等の支給額、勤続年数、源泉徴収額等）の一切を記載した「通報書」を提出することで差し支えのないものとして取り扱っております。</p> <p>【後段部（提案内容2ポイント目）】 「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p>	<p>【前段部】 所得税法第201条、第203条、所得税基本通達201-1 【後段部】 源泉徴収等の実施に関する法律、法人税法及び地方税法の附則に関する法律の施行に関する省令（昭和46年省令第1号）</p>	<p>【前段部（提案内容1ポイント目）】 上記のとおり、先順位位の退職手当等の支払者が「通報書」を作成し、それを後順位位の退職手当等の支払者に対して提出している場合には、退職手当等の受給者は、当該後順位位の支払者に対しては、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなくて差し支えがないこととしております。これは、後順位位の退職手当等の支払者が源泉徴収税額を計算するに当たって必要となる情報が当該通報書に全て記載されているためであり、それにより適正に源泉徴収税額を算出することができるため、当該受給者の負担を軽減し、その取扱いを認めるのであります。このように整理し読みますと、ご提案の場合のように、一の勤務先を退職することにより、勤務先からの退職手当等と確定給付企業年金に係る一時金を併せて受け取るような場合でも、かつ、それぞれが退職手当等の支払者間で源泉徴収すべき税額を算出するための情報を密に取得することが可能となっているような場合にあっては、いずれかの支払者に対して退職所得の受給に関する申告書の提出がなされておらず、かつ、支払者間で「通報書」を通じて適正な源泉徴収税額を算出できる状態にあるのであれば、その方法によることで差し支えありません。</p> <p>【後段部（提案内容2ポイント目）】 「申告書」を提出する場合は、確定給付企業年金の支払項目に関わらず、受給者から事業主・基金に提出された申告書をもとに事業主・基金が作成した通報書による代替を可とする。</p>		
555	令和2年12月18日	令和3年4月26日	民間事業者による行政情報の有効な利活用推進	<p>行政が保有する国民の生年・住所情報等について、顧客本人の事前同意を前提に、民間事業者による有効な活用を推進していただくこと。</p> <p>「例えば具体的には、個人番号をとして、もしくは公的個人認証を前提に、行政が保有する生年・住所情報等の有効活用を促進し、民間事業者による有効な活用を推進していただくこと。」</p>	<p>生命保険は契約締結後から保険金の支払まで、一般的に長期にわたり契約管理を行っており、顧客の異動（死亡・住所変更等）については顧客の申し出に基づき必要な手続を行っている。生命保険会社全体で、年間約60万の死亡保険金請求（もしくは支払）約1,000万の住所変更手続を行っている（2017年度基準）。</p> <p>現状、保険会社が被保険者の死亡事実を能動的に把握できていないため、死亡保険金の請求・受取には顧客からの申し出が必要であるところ、高齢者人口・単身高齢者等の増加が懸念され、顧客同意の上で保険会社が能動的に死亡事実を把握し、顧客からの申し出なくとも請求案内が可能となれば、国民の利便性向上に資する。</p> <p>また、契約時、顧客から保険会社に対する住所変更の連絡が必要であるところ、保険会社が能動的に最新住所情報を把握し、顧客に通知できれば、お客さまは保険会社へ住所変更を連絡する手間が不要となり、国民の利便性向上に資する。</p> <p>なお、「マイナンバー」制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて「課題の整理」(「マイナンバー」制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG第2回資料)においても、本人同意に基づく基本4情報等の提供や官民連携基盤の整備が検討課題とされ、「課題」について検討を進め、年内に、新たな工程を策定して、できる限りの実行に移していくとされている。</p> <p>そこで、改めて行政が保有する国民の生年・住所情報等について、顧客本人の事前同意を前提に、民間事業者による有効な利活用の推進を要する。WGにおける検討も踏まえ、今後の対応方針や検討スケジュール等をご意見を伺ったさせていただきます。</p>	<p>一般社団法人生命保険協会</p>	総務省 デジタル庁	<p>令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を促すための関係法律の整備に関する法律」により、個人番号等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む匿名情報提供事業者の提供を受けることができることとされています。</p>	改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項等	対応	<p>最新の住所等の基本情報の提供に際しては、施行に向けて準備を進めております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
556	令和2年12月18日	令和3年4月26日	行政機関からの照会に係る事務手続の電子化	行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化いただきたい。	行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約110万件の税務関連照会、約30万件の福祉関連照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるとも考えられる。 具体的には、例えば有償共通のプラットフォームを通してデータ連携を行うなどにより照会手続が電子化できれば、行政機関における印刷・紙コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真正手を差し合ふべき者に対する支援が早期化するなど国民の利便も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りが実現することができるとも考えられる。 『デジタル・ガバメント実行計画(2018年7月20日デジタル・ガバメント関係議決案)』において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした取組へと移行していくこととされ、現在「金融機関×行政機関の情報連携検討会」および「課題検討WG」にて具体的な検討が進められているところ、WGでの議論も踏まえ、早期のデジタル化実現を要望する。	一般社団法人生命保険協会	デジタル庁 金融庁 総務省 厚生労働省	行政機関と金融機関との間で行われる預貯金等の照会・回答業務における課題を整理し、対応策を示すために、内閣府専任推進技術師(総合職)受入、金融庁を事務局として、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」を設置の上、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性の取りまとめ」を公表しました。その中で、目指すべき姿象として、預貯金等の照会・回答業務について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として「預貯金等の照会・回答業務をデジタル化すること」とし、また、デジタル化の取組を普及させることにより、省力化・迅速化を実現することとしております。	税務等照会：国税徴収法第141条、国税徴収法第142条、国税徴収法第143条、国税徴収法第144条、国税徴収法第145条、国税徴収法第146条、国税徴収法第147条の2、第148条の3、地方税法第26条、福祉事務所法第26条、生活保護法第22条	対応	「課題検討ワーキンググループ」において、銀行等や生命保険会社に係る照会・回答業務を中心に実務的・技術的な事項について議論・検討を行い、令和3年6月に「課題検討ワーキンググループにおける検討結果」を公表しました。その中で、これまでの検討結果として、標準フォーマット等や本人特定の精度や費用対効果の考え方について整理しています。 更なる預貯金等照会・回答のデジタル化促進に向け、「課題検討ワーキンググループ」等において引き続き議論・検討を行ってまいります。	
557	令和2年12月18日	令和3年3月19日	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の電子化の早期実現	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の全自治体統一の書式・フォーマットによる電子化の早期実現	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、自治体ごとに異なる書式・フォーマットで、紙媒体で送付されている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。 事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を把握し、期限までに納税している。しかしながら、紙媒体で送付されているため、テレワークでの対応が難しく、また自治体ごとの書式・フォーマットが統一されていないため、内容の解説システムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国に大規模の不動産資産を保有する民間事業者の負担が大きい。 総務省にて、納税通知書や課税明細書を全国統一フォーマットの7で電子的に送付される仕組みを構築することについて検討中である。『情報セキュリティ基本法』(令和2年7月)において、令和2年度以降、取次増として「地方公共団体における実情を把握しつつ、申請手続の完全オンライン化及びオンライン利用の普及に向け取り組むこと」とされているが、実現されるまでには相当の時間を要すると考えられる。 そこで、電子化に向けた固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の全自治体統一の書式・フォーマットによる電子化の早期実現を要望する。 要望の実現により、事業者の事務負担が軽減、生産性が向上するとともに、事業者のテレワークの推進にも資する。	一般社団法人生命保険協会	総務省	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、自治体ごとに異なる書式・フォーマットで、紙媒体で送付されている。	地方税法施行規則第14条	検討を着手	令和4年6月31日に策定した「税務システム標準仕様書【第20版】」において、固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は機密シールドや機密印字項目を定めており、標準システムへの移行後は書式の統一化が望まれています。 令和4年5月1日の総務大臣通知「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」において、地方団体に對して、「地方税の区分通知書(課税明細書等の添付書類を含む)」については、納税義務者である事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合に、各地方団体の対応は、事業者等からの取組の公表等によって当該データを提供することについては、積極的に検討いただきたい旨、周知し、さらに、上記の仕様書の公表時には、地方団体に對し、「標準仕様書【第20版】」に基づく最終仕様システムにおいては、【第10版】と同様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機密判読可能なデータで出力可能とされていること等を周知しています。 また、地方税関係通知(課税明細書等の添付書類を含む。)のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方における電子化の推進に関する検討会」の2回、実務者ワーキンググループを設け、令和4年3月から検討を行いました。実務者ワーキンググループのとりまとめを9月に策定し、このとりまとめを踏まえた議論を、同月から検討会本体においても行い、とりまとめを1月に策定しました。今後も電子化に向けて具体的に検討してまいります。	
558	令和2年12月18日	令和3年3月16日	住所照会の申請方法の電子化	確定拠出年金の運営管理機関や確定給付企業年金の受託機関については、全国一律に電子的かつ簡便な申請による住所照会を可能とすること。	確定拠出年金や確定給付企業年金において、制度加入者であった方へ郵便物を送付した際に、郵便物が不着となる場合があり、その場合には、各市区町村の役所に住所照会のための住民票の取寄せを文書・郵便で行っている。その際には、各市区町村の役所で、取寄せ方法や必要書類が異なることも、照会の精度、遅延・見落とし等の本人確認書類の送付が求められる。これらを効率化する観点から、例えば、現在、確定給付企業年金の専業主・基金や企業型確定拠出年金の専業主で認められている住所照会による住所照会を運営管理機関や受託機関でも可能にする等、全国一律の電子的かつ簡便な申請による住所照会を可能とすることを要望するものである。	一般社団法人生命保険協会	総務省 厚生労働省	確定給付企業年金実施専業主・基金や企業型確定拠出年金実施専業主は、これから情報収集事務の委託を受けることができることとなっている企業年金連合会が住民基本台帳法別表第一に規定されていることから、住所照会の照会が可能となっています。	検討を予定	個人情報保護の観点から、住民基本台帳法による情報提供を受けられることできる行政機関や利用事業者は住民基本台帳法で具体的に規定されており、変更を検討する場合は地方公共団体の意見を踏まえることや第三者的機関の審査を受ける必要があるため、利用可能者の拡大については、上記の個人情報保護の観点から、十分な検討が必要とする。		
559	令和2年12月18日	令和3年4月27日	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォーマットの統一および電子化の早期実現	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォーマットの統一および電子化の早期実現	事業者は、毎年5月頃、全国から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)(以下、通知)を確認し、納期までに納税しているが、通知の書式・フォーマットが統一されていないため(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、自治体の裁量により変更されている)、内容の解説システムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に全国各自治体で大量の従業員が勤労し定期的に給与を振り出す事業者の負担は大きい。 2016年度から正本の電子的通知が可能となっており、総務省において、正本の電子的通知に対応していない自治体に対し「取組みを求めたい」としているほか、電子的通知の実現に向けて検討いただいているものと認識しているが、各自治体で対応していただけない限り事業者にとっての効用は甚だ少ない。 また「規制改革実施計画」(令和2年7月)においては、地方公共団体における書式・様式に関する「地方公共団体における実情を把握しつつ、申請手続の完全オンライン化及びオンライン利用の普及に向け取り組む(令和2年度以降、取次増)」地方公共団体のデジタル化に關し、「法令所管省庁は、プラットフォームの統一を推進するところを前提に、申請項目や書式・書名などを合わせ、地方公共団体と事業者との間のインターフェイスを標準化する取組を推進すべきである。この場合に、標準化が進まないときは、インターフェイスに関して、一定の法的拘束力のある基準の策定についても取り組むべき(令和2年度検討開始、結論を得られたものから速やかに措置)」とされている。 そこで改めて、通知の書式・フォーマットの統一および電子化を要望する。	一般社団法人生命保険協会	総務省	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、基本的には、地方税法施行規則において定められた統一の様式による通知がなされていますが、御指摘のように市区町村間で紙質や印字色など細かな差異が生じている場合があります。 同通知は、平成28年度課税分から電子化が実現していますが、御指摘のとおり一部に電子的正本送付に未対応の市区町村が残っていることから、これまでも早期の対応に向けた取組を進めてきたところですが、なお、電子的通知については、様式は統一されていません。	地方税法、地方税法施行規則	対応	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、令和3年度税制改正大綱において、令和6年度課税分より、特別徴収義務者を対象として、変更を検討する場合は地方公共団体の意見を踏まえることとなりしました。 こうした状況も踏まえ、正本の電子的送付に未対応の市区町村に対しては、引き続き速やかに対応に向けた取組を進めていただよう求めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
560	令和2年12月18日	令和3年1月27日	個人住民税の利子割納入申告書・利子割特別徴収額計算書	個人住民税の利子割納入申告書・利子割特別徴収額計算書については、自治体毎に異なった書式・フォームで提供されている。また、データでの提供を行っていない自治体は少なく、手書きを前提とした紙媒体で提供している自治体が多いためである。 特別徴収義務者である生命保険会社においては、毎月、財形蓄積契約に係る生命保険等の差益一時払保険等の利子について利子割納入申告書・利子割特別徴収額計算書を出し、納入している生命保険会社では、毎月約50件に対応している。しかし、大半が紙媒体で提供されているため、テレワークでの対応ができません。また、各自治体への納付書を本社が集約して対応している生命保険会社も存在する中で、自治体ごとに書式・フォームが統一されていないため、それぞれの書式・フォームごとに手書きでの記載が求められ、手間と時間を費やしている。なお、紙媒体でのみ提供している自治体については、急遽書類の必要となった場合には、当該自治体から郵送してもらう必要があり、毎月納期期限がある中で、作業の時間が制約されている。 そこで、2021年10月以降、eTAXでの電子納入が予定されているところはあるが、電子化に向けて対応を進めていく中で、全自治体統一の書式・フォームが整った場合には、電子化に先立ち、書面での納入の場において使用する個人住民税の利子割納入申告書・利子割特別徴収額計算書の書式・フォームの統一と全自治体における入力可能なエクセル等の形式での提供および申告書への社印押印の省略を要する。 要望の実現により、事業者の事務負担が軽減、生産性が向上するとともに、テレワークの推進にも資する	一般社団法人生命保険協会	総務省	令和3年10月以降、地方税共通納税システムにおいて新たに個人住民税の利子割・配当前・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者はeTAXを通じて共通のフォーマットにより電子で申告及び納入を行うことが可能となります。 また、道府県民税利子割納入申告書（特別徴収額計算書と一体となっている場合があります）については、令和3年度以降大幅に削減して（従前申告の押印を省く）とされている自治体については、押印を省きたいこととされたことを踏まえ、令和3年4月以降、押印を省略する予定となっています。	地方税法第71条の1第1項、第2項、地方税法施行規則第3条の7第1項	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。		
561	令和2年12月18日	令和3年1月27日	車検付き車輦の輸出・名義変更	車検付き車輦を輸出する場合、名義変更（印所有者→新所有者）後に、続けて輸出抹消の手続きを行います。当社は、当該車輦に限り、日本の公道を走行することはなく、直接輸出するのですが、名義変更手続きが煩雑で、どうしても管轄の陸運支局へ向う必要があり、弊社の本社登記住所が江東区であるため、管轄支局は立派なもので、品川支局の方が距離的にはかなり近く（定住区車で約1時間、品川支20分）、弊社としては品川支局で輸出抹消手続きをさせて頂きたいと思っております。輸出抹消まで一貫して処理するのに、管轄支局での手続きが義務付けられる必要はないと思っております。	名義変更処理があったとしても、同時に一時抹消又は輸出抹消が行われるのであれば、全国どの支局でも受け付けてくれるようにしてほしいと思います。 陸運支局の管轄は、行政単位で分かれていますが、場所によっては管轄支局外の局の方が近いケースは多いと思います。不便を感じている業者は、時間・コスト削減に繋がらないと思います。	株式会社JPC	国土交通省	高い財政的価値を有する動産である自動車については、その取引の安全を確保するため、「登録」により所有権の公証を行うこととしております。 その上で、国土交通省では運輸支局等を全国に設置した上で、当該自動車の使用の末期の位置を管轄する運輸支局等を登録申請先とするとし、業務を円滑に行えるよう管轄区域内の車両数等の業務規模に応じて、職員や設備を配置してまいります。 なお、ご要望にある「名義変更と輸出抹消の同時申請」の場合には、登録登録後に当該車両が運行されることはないものの、登録申請に伴う業務量も配置には反映されております。	自動車登録令(昭和26年令第20号)第21条第1項第1号、自動車登録規則(昭和26年運輸省令第7号)第30条第1項	検討を予定	ご指摘をいただきました自動車の登録に関する申請の方法については、「自動車保有関係手続きのワンストップ化（OSS）」を利用するオンライン申請による利便性向上等も兼ね、引き続き、申請者の負担軽減及び業務の効率化に繋がるとも検討してまいります。	
562	令和2年12月18日	令和3年1月16日	銀行等による保険販売に関する弊害防止措置の維持	銀行等による保険販売に際し、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者の利益を害することを防止するた、保険募集に当たり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 「銀行等による営業資金等の借入れに関する制約等」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	・保険業法等では、銀行等が保険募集を行って、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者の利益を害することを防止するた、保険募集に当たり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等による営業資金等の借入れに関する制約等」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が定められています。 ・非公開情報提供禁止 ・融資先販売規制 ・タレント規制 ・借入金管理規制 ・預金との預託禁止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係府省庁等へ改訂し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との預託禁止措置について、実効性確保のための措置を講じている見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
563	令和2年12月18日	令和3年1月27日	租税協約届出書のデジタル化の依頼	大企業事務担当者の要望が多い中で、向に言うと同様を受ける居住者のサインが必要となります。それゆえに電子（デジタル）には馴染みがないといわれています。	単にサインをもらうために郵便のやり取りにたよる得ない状況となっておりです	名古屋国税局刈谷税務署	財務省	租税協約による源泉徴収額の軽減又は免除を受けようとする者は、租税協約に関する届出書を書面により作成し、源泉徴収義務者を経由して、その源泉徴収義務者の所轄税務長官に提出することになっております。	租税協約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に際する令(令和4年大蔵省・自治省令第1号)	対応	租税協約に関する届出書の提出手続については、令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正大綱」において、電子提出の見直しを行うこととしております。 上記の見直しは令和3年度税制改正に係る一連のプロセスにおいて対応する予定です。	
564	令和2年12月18日	令和3年4月16日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する生命保険の募集を行うことと禁止している（いわゆる「構成員契約ルール」）。 ・雇用関係に基づく（圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険が持つ長期性・再加入困難性に備へると、被害者を事後に救済することが困難な場合も想定されることより、保険契約者等の保護のため規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人（雇用関係）に基づく、使用者の使用人に対する立場の差はさらに高まっており、同ルールの存置が必要状況にあると考えられる。 上記状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集の一部は保険商品を禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省令第238号、保険会社向け総務的監査指針Ⅱ-4-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。		
565	令和2年12月18日	令和3年11月4日	外国籍の免許取得について	日本国内に居る外国籍の方が免許取得する際、車検によって対応できる車種にはばつきがある為解消して欲しい。 他国の運転免許センターで試験が出来るようにするか、またはe-サービスを使ってどの県でも同じようなサービスを受けられるように。	免許の試験は住民票がある県での運転免許センターでしか受けられないが、どの県でも対応言語が揃えられれば、免許の取得率も上がり、それに伴った経済活動も向上ののでは無いでしょうか？	民間企業	警察庁	現行の運転免許取得手続では、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、かつ、当該公安委員会が行う運転免許試験を受けなければならないこととされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第89条	対応	警察庁では、外国人の運転免許の取得に関する環境を整備するための、外国語による学科試験の問題例等を作成し、都道府県警察等に配布しています。 また、都道府県警察では、学科試験等の運転免許の取得手続に関して、外国人の居住実態や要望等を踏まえた、多言語化を進めています。 引き続き、これらの取組により、運転免許試験手続等の多言語化に取り組みまいります。	







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
581	令和2年12月18日	令和3年7月7日	増改策等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和	①信託会社が増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、営業所等の他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②信託契約代理店が増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要とされていた。また、③②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を兼ねている場合において、増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要とされていた。この見直しにより、事務負担の軽減につながる。	信託会社ならびに信託契約代理店は、増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を兼ね、営業所等の他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合については届出が必要とされている。一方、銀行及び銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合については届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成30年6月1日より、届出不要と規制が緩和されている。銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに対して十分な必要性が認められないことが挙げられている」。	一般社団法人 信託金融庁協会	信託会社及び信託契約代理店は、増改策その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を兼ね、営業所の位置を変更場合には届出が必要とされています。	信託業法28条、信託業法第71条、兼営法第2条	検討を予定	信託会社及び信託契約代理店の営業所の所在地については、登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督措置に係る観点から、監督当局が届出を求めていることである。また、管理型信託会社及び信託契約代理店の登録簿は、内閣府大田が管理しており、適正な登録簿の管理のあり方と事務コストの軽減といった観点を確認しつつ、引き続き検討を致します。		
582	令和2年12月18日	令和3年8月1日	顧客資産にかかわる業者の分別管理方法のうち、金銭債権の要件が元本補填付に限定されている電子申込型電子募集取次業者等以外の第一種金融商品取引業者及び投資運用業者に、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭債権での分別管理も認められること	顧客資産にかかわる業者の分別管理方法のうち、金銭債権の要件が元本補填付に限定されている電子申込型電子募集取次業者等以外の第一種金融商品取引業者及び投資運用業者に、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭債権での分別管理も認められている。	顧客や利用者から金銭の預託を受ける業者には、顧客資産の分別管理が義務付けられており、その管理方法として金銭債権も認められている。上記のうち、殆どを意味している元本補填契約のない金銭債権での管理が認められているが、電子申込型電子募集取次業者等以外の第一種金融商品取引業者及び投資運用業者にかかわる分別管理を目的とした債権については、依然として「元本補填付」であることが求められている。預金保険制度の対象である元本補填付債権は、合同運用を前提とした定型の取扱いが一時的で、委託者の属性や健全対取扱いの特長を考慮して個別に契約条件を定める必要がある債権には不向きな点が多い。特にマイナス金利環境下では元本補填付債権の取扱いが難しく、顧客資産保護の意識が高い業者であっても債権保全を断念し銀行預金で分別管理を行っているケースが多い。第一種金融商品取引業者は顧客資産の分別管理にかかわる元本補填の要件が異なり、制度が複雑化している。第一種金融商品取引業者向けの顧客分別区分(区分管理)債権のように運用財産を安全資産に限定することにより、元本補填のない債権も十分に担保が確保できる。取扱い可能とされていた。この見直しにより、投資家保護の堅牢性向上が見込まれる他、多様な金融商品取引等にかかわる分別管理方法の差異を解消できる。さらに、上記を通じて個人投資家の安心感が醸成されることにより、貯蓄から投資への動きが期待できる。	一般社団法人 信託金融庁協会	組合や信託等のプールを利用するスキームでは、当該プールではなく、販売業者が顧客から金銭の預託を受ける必要性があり、これを第一種金融商品取引業者を行う金融商品取引業者に限定することは必ずしも妥当ではないという観点から、本規定は、第一種金融商品取引業者を行う法人が、信託受託者および集団投資スキーム等での募集・取扱いに際して金銭の預託を受けを行う方法について、①募集金額の総額が5000万円以内である第二種金融商品取引業者を行う法人であり、②当該金銭が金融商品取引法第42条の4に規定する方法(第一種金融商品取引業者への預託・銀行預金等・本種債付金銭債権)に準ずる方法により分別管理される、といった特定の要件の下、「金融商品取引業」の定義から除外するものである。	金融商品取引業者等に関する内閣府令第129条第9号	検討を予定	第二種金融商品取引業者によるソーシャルレンディングの取扱いの広がりにより第二種金融商品取引業者が金銭の預託を受ける場面に変化が生じていることや、昨今の経済状況の変化を踏まえつつ、他の金融商品取引業者の金銭債権義務を参考にしながら検討を行います。		
583	令和2年12月18日	令和3年8月1日	電子募集取次業者の適用除外者に関する内閣府令第193条第1項第5号、金融商品取引法第154条の4(2)	「投資型クラウドファンディングに係る制度整備」として平成26年の金融商品取引法改正で導入された電子募集取次業者の規定において、私募投資債権(以下、私募債権)や合同運用指定金銭債権が適用除外されておらず、それら所有権証券についてインターネット小売販売業務を行う場合、同業務は電子申込型電子募集取次業務に該当する。電子申込型電子募集取次業務を行う場合、例えば、クラウド・オフ確保措置(金融商品取引業者等に関する内閣府令第170条の2第2項第6号)や親子・法人等の発行する有価証券の取扱い(同第1項第14号、第154条第8号)等の規制が適用されるが、それぞれが困難である。特に、私募債権に関しては、主として法人向け商品であるにも関わらず、主として個人向け商品である公募投資債権よりも強い投資家保護規制がかかる結果となっており、規制の公平性が定している。	「投資型クラウドファンディングに係る制度整備」として平成26年の金融商品取引法改正で導入された電子募集取次業務の規定において、私募投資債権(以下、私募債権)や合同運用指定金銭債権が適用除外されておらず、それら所有権証券についてインターネット小売販売業務を行う場合、同業務は電子申込型電子募集取次業務に該当する。電子申込型電子募集取次業務を行う場合、例えば、クラウド・オフ確保措置(金融商品取引業者等に関する内閣府令第170条の2第2項第6号)や親子・法人等の発行する有価証券の取扱い(同第1項第14号、第154条第8号)等の規制が適用されるが、それぞれが困難である。特に、私募債権に関しては、主として法人向け商品であるにも関わらず、主として個人向け商品である公募投資債権よりも強い投資家保護規制がかかる結果となっており、規制の公平性が定している。	一般社団法人 信託金融庁協会	〈クラウド・オフ確保措置について〉 投資者保護の観点から、電子募集取次業務のうちインターネット上で申込みまで完了する電子申込型電子募集取次業務についてクラウド・オフ確保措置が認められておらず、これは、電子申込型電子募集取次業務に際して取り扱われる有価証券については、インターネットを通じて投資が行われることが想定されるため、当該証券を当該業務において取扱うことは禁止されています(公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとも認められることと内閣府大田の承認を受けたときを除く)。	金融商品取引法第29条の2第1項第6号、第33条の第1項第5号、金融商品取引法第154条の4(2)	検討を予定	〈クラウド・オフ確保措置について〉 インターネットによる投資型クラウドファンディングを蓄用した発行者や取次業者によって行われる許諾的な行為から投資者(特に個人投資家)を保護する必要性を鑑み、取り扱う有価証券の種類によりクラウド・オフ規定の適用除外を設けることは困難です。また、投資者の属性に応じて、本クラウド・オフ規定の適用除外とすることが考えられないかと検討をいたします。		
584	令和2年12月18日	令和3年4月16日	従来型確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への移行時、制度変更前後で最低積立基準額が減少する者が発生しなくなるために必要な年金の一括届出を認め、給付減額を伴わない制度変更を可能としたい。	リスク分担型企業年金への移行において年金の一括届出を認めれば、移行前の非継続標準の財政状態によらず、給付減額を伴わない形でリスク分担型企業年金への移行ができる。これは受給権保護に資するものと考えられる。なお、確定給付企業年金から確定拠出年金へ移行する際には、移行部分の最低積立基準額相当の移換が求められるが、不確実性がある年金一括届出することにより、移行後制度における給付が確保されている。	リスク分担型企業年金への移行において年金の一括届出を認めれば、移行前の非継続標準の財政状態によらず、給付減額を伴わない形でリスク分担型企業年金への移行ができる。これは受給権保護に資するものと考えられる。なお、確定給付企業年金から確定拠出年金へ移行する際には、移行部分の最低積立基準額相当の移換が求められるが、不確実性がある年金一括届出することにより、移行後制度における給付が確保されている。	一般社団法人 信託金融庁協会	親子・法人等の発行する有価証券の取扱い(禁止措置について) 利益相反の防止のため、原則、電子申込型電子募集取次業務を行う者が、その親子法人等の発行する有価証券を当該業務において取扱うことは禁止されています(公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとも認められることと内閣府大田の承認を受けたときを除く)。	確定給付企業年金法施行規則第53条、平成16年12月29日政令第32900号等(確定給付企業年金制)について。	検討を着手	リスク分担型企業年金における給付減額の取扱いについては、社会保障確保資金企業年金・個人年金部会における議論も踏まえつつ検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討を致します。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
591	令和2年12月18日	令和3年4月16日	確定拠出年金における信託商品の終了手続の簡便化	<p>現行法において、投資信託の償還については確定拠出年金法施行規則第20条の2第3号に、同意取得手続きが不要の旨が明記されているが、施行令第16条第2項に規定する信託においては、投資信託と性質上類似しているにもかかわらず、同施行規則で明確に同意の手続きが不要であることが示されていないため、確定拠出年金法第26条の手続きが必要であると解釈することもできる。</p> <p>各運用の方法において、それぞれの根拠法に基づき規定に則り終了する場合、確定拠出年金の加入者同意にかかわらず商品除外が適用できることとしていただきたい。</p> <p>なお、信託法で定められた終了に係る規定に基づき、「年金投資基金信託約款」に終了事由を規定している。</p> <p>(例) 第163条第1項第1号「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき」 第163条第1項第9号「信託行為において定められた事由が生じたとき」</p>	<p>一般社団法人 信託基金協会</p> <p>厚生労働省</p>	<p>運用商品を除外しようとする者は、当該商品を選択して運用指図している者の3分の2以上の同意を得なければならず、投資信託においては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定により信託契約期間を変更して償還（繰上償還）された場合は、当該商品を選択して運用指図している者の同意なく除外することが可能です。</p>	<p>確定拠出年金法第26条第1項、確定拠出年金法施行規則第20条の2第3号</p>	<p>検討に着手</p>	<p>投資信託と類似した性質の信託会社が販売する運用商品の償還についても、投資信託と同様に、運営管理機関自身の判断によることなく、当該運用商品の提供を停止せざるを得ないため、省令の規定を整備する方向で今後の対応を検討します。</p>			
592	令和2年12月18日	令和3年1月27日	老朽化建物の解体等の手続の一体化	<p>(1)解体等に関する行政窓口の一本化、検査機関の窓口の一本化。 (2)法務局に登録される建物図面は、広域圏程度しか分らない土地用途調査士の図面だけではなく、建築士による詳細図面（アスペクトなどの物質の施工場所の記載があるもの）の交付を義務付けるとともに、新築時において、建築確認書と、解体等の際に手続きが必要となる物質の名称と使用箇所の記載義務を併せて、同時に、建物登記上は地籍調査課士の独自の例外として、設計した建築士の付録業務として認める。 (3)建物登記において、詳細図面はPDFデータとしての提出を義務付け、原本が紛失されても、データは読取できるようにする。</p>	<p>昭和40年代以降に建築された鉄筋コンクリートの建築物が、大量に老朽化を遂げている。そのため、解体による再建築や、解体しないでリノベーションなどの大規模工事（以下、あわせて「解体等」という。）を行うことにより、社会的な資産としての活用が求められている。そのため、解体等を行うにあたり、アスペクトや断面図、PCBなどが残されているかを、図面などによって確認し、適正に処理しなければならぬが、これらの図面情報が残されていないケースが往々にして存在している。そのため、建物の実地調査が必要となるものの、物質ごとに検査機関が異なり、しかも総合的に一括して行う行政窓口がないため、解体等が容易に行えない事態となっている。すなわち、建築にあるアスペクトなどの物質ごとに、規制する法律が異なり、その法律を所管する官庁も異なる上に、物質ごとに建物を検査する機関も異なるため、多大な負担となっているのである。もちろん、建築確認書類だけが存在しても、それがすべて十分とは言えない。しかしながら、図面類の無きのみによっても取壊れての環境リスクを減らすため、社会的な財産を保全する公益的観点からも、建物に関する図面類については、国として保管を行うべきである。よって、3点について提案する。ただし、提案事項のほかに、老朽化建物の放置がないようにする施策が求められる。建物の維持管理や解体に関する最低限の維持制度の創設を検討するべきである。</p>	個人	法務省	<p>建物の表題登記、建物の合体による登記などを申請する際には、申請情報と併せて建物図面を登記所に提出すべきこととされています。建物図面は、建物の位置及び形状を明らかにする機能でその提供を求められているものであり、図面図には、建物の敷地並びにその隣接の位置及び形状、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番などを記録することとされています。</p>	<p>不動産登記令第7条第1項第4号、自治体条例第12項、第13項等不動産登記規則第3条第2号、第4条第3項及び第8条各項</p>	<p>対応不可</p>	<p>建物の表題登記等においては、所有者等の客体である建物の位置及び形状を公示し明らかにするため、必要となる建物図面等の交付を求めているところ、御提案のような「アスペクト等の物質の施工場所」を記載した図面の交付等を義務づけることについては、上記趣旨とは異なるほか、登記の申請人に過度な負担を課することとなり、適切でないと考えます。また、登記手続の適正を確保するため、これらの登記の申請手続の処理等の業務については、登記手続に必要な専門知識を有する土地家屋調査士が行う必要があります。</p>	
593	令和2年9月24日	令和3年7月7日	医療診療の際の医療費の支払い方法について	<p>病院での医療費支払いにおけるキャッシュレス化の推進</p>	<p>現在、病院での医療費支払いの際、現金で支払うことが求められますが、事務手続きの効率化等の観点からキャッシュレス化を可能にすることが望ましいと思えます。</p>	個人	厚生労働省 経済産業省	<p>現在でも医療機関によるキャッシュレスの導入は可能です。政府の統計に基づくと、患者から医療機関へ向けた支払いのうち、クレジットカード決済額は約7.3%（2018年時点）となっています。キャッシュレス化の推進に向けた取り組みは、医療機関の半数以上負担を課題とする指摘もあります。</p>	なし	<p>検討に着手</p>	<p>医療機関におけるキャッシュレス化については、産学官が構成される「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」において、医療機関の普及促進や課題の解決に向けて「医療機関におけるキャッシュレス普及検討プロジェクト」が行われたところです。関係団体とも協力しながら議論を進めます。</p>	
594	令和2年12月18日	令和3年4月26日	住民登録はオンラインで手続きできるようにしたい。 裁判の訴状を裁判所に提出する際に、郵送での提出もできるようにしたい。 また、送付の裁判所に提出した書類が、全国一律で同じものを使うようにデジタル庁が主導して開発するべき。目的の司法システムを利便性の観点から全国一律に開発しているのか意味が分かりません。フォーマットを統一するという趣意は出ていますが、全国で一つのフォーマットで十分でなく、いくつものフォーマットを開発するのは税金の無駄遣い。	<p>住民登録はオンラインで手続きできるようにしたい。 裁判の訴状を裁判所に提出する際に、郵送での提出もできるようにしたい。 また、送付の裁判所に提出した書類が、全国一律で同じものを使うようにデジタル庁が主導して開発するべき。目的の司法システムを利便性の観点から全国一律に開発しているのか意味が分かりません。フォーマットを統一するという趣意は出ていますが、全国で一つのフォーマットで十分でなく、いくつものフォーマットを開発するのは税金の無駄遣い。</p>	<p>住民登録を届けなかった場合は、違法行為となり資料が隠されることを多くの国民はよく知っていません。窓口に関心しなくても、期限内に届け出ないと資料を取られることは教えずに、自治体のホームページにも書いていません。期限が過ぎてから届出ると、「事件」として裁判所に移され、裁判官が一方的に違法と判断して、裁判所から資料の支払を求めると裁判官が自ら支払います。オンラインや郵送で届出ることが可能であれば、自治体の手続も減り、資料を請求する為の裁判も減りますので、税金の節約になります。</p> <p>裁判の手続きは、紙ベースなので、全てのモノを紙面にプリントしてから、裁判所に提出する必要はありません。韓国ではオンラインで訴状の提出ができるそうです。また、送付の裁判所に提出した書類は多岐にわたるため、公正な社会の実現の足かせになると思います。裁判所としても裁判所の移送などの手続きも不要になればコストも削減できます。いずれ訴状のチェックなども可能にするには要するコスト削減及び手続きの迅速化を達成できます。</p> <p>私はプロگرامマーとして働いていたことありますが、民間企業であれば、各企業ごとにカスタマイズされたソフトを開発することには意味があります。日本の自治体などが全国一律の行政システムを自治体ごとに関与するのは全く意味がなく、税金の無駄遣いです。全国統一ソフトを用いるべきです。全国統一ソフトの開発はデジタル庁で行えばよいのです。余った予算は自治体ごとの地方振興事業に使えます。</p>	個人	総務省 法務省 内閣府	<p>①【総務省】住民を異にする場合には、住民基本台帳法に基づき、転出しようとする市町村に転出届を、転入しようとする市町村に転入届を提出する必要があります。この点、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正等により、令和5年2月6日から、オンラインによる転居・住所変更の連絡が行えるようになり、これにより、マイナンバー等を基にオンラインでの転出届が可能な転出地市町村に転居する必要がなくなるとともに、転出地市町村から転入地市町村に、新たな住所等の情報が事前通知されることで、地方公共団体の状況に応じて転入届の事前準備が行われることとなります。</p> <p>②【法務省】現行法下においては、裁判所に対して訴状を提出する場合には、裁判所に対して紙の書類を持参又は郵送する方法により提出されています。また、当事者が口頭弁論の期日に出席するに当たって、テレビ会議等を利用することは認められていません（ただし、弁論準備手続の期日等については、現行法上も、一定の要件の下で、テレビ会議等を利用した手続が認められています。）。</p> <p>③【内閣府】デジタル手法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体は情報通信技術を利用して行われる手続に係る情報システムの整備及び情報通信技術を活用した行政の推進を図るための必要な施策を講じることが努力義務となっています。</p> <p>なお、地方公共団体の情報システムについては、地方公共団体が個別に整備しています。</p>	<p>①住民基本台帳法第24条、第24条の2</p> <p>②【法務省】第133条第1項</p> <p>③【内閣府】情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手法）第15条第4項</p>	<p>①対応</p> <p>②検討に着手</p> <p>③【内閣府】検討に着手</p>	<p>①【総務省】令和5年2月6日に開始したオンラインによる転居・住所変更の連絡（転入・転出）の取組を推進することで、住民の利便性向上等に取り組みを参ります。</p> <p>②【法務省】民事裁判手続のIT化については、令和2年6月から、その実現に向けて、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において調査準備が進められているところ、訴状等のオンライン提出やITを活用した口頭弁論の期日の実現等についても、関係会において引き続き議論がされる予定です。政府の方針では、民事裁判手続のIT化を実現するため、令和4年度の法改正に取り組むこととされています。法務省は、利用者の目線に立った民事裁判手続のIT化を早期に実現することができるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>③【内閣府】○地方公共団体のデジタルガバナメントの推進に当たっては、単なる手続オンライン化にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったバックオフィスを含む一連の業務をエンタープライズで、デジタルで処理することが必要です。</p> <p>○そのため、デジタルガバナメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）等に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち当たった業務改革（BPR）の推進を前向きに、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化やオンライン化の推進等に取り組みます。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
595	令和2年12月18日	令和3年1月27日	海上無線通信士の資格の取り扱い	総務省の三級海上無線通信士試験に合格したが、この資格だけでは乗船できないといわれた。国土交通省の海技免許が必要で、その受検には乗船履歴が必要と。船にのるのだから国土交通省が無線の資格を試験すればよいのではないかと素直に思う。あるいは総務省の資格でそのまま乗船出来るようにするとか。	まさに縦割り行政、二重規制だと感じる。一回で済ませてもらい。	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 電波の安全かつ効率的な利用を図るため、電波法において無線局の無線設備の操作は原則として一定の知識・技能を有する資格を持つ無線従事者であることを定めています。 第三級海上無線通信士試験は、GMDSS(海上遭難安全通信システム)などの船舶等に施設される無線 設備を操作するために必要とされる知識・技能を試験するものです。 【国土交通省】 無線通信士として業務を行うためには、無線通信に関する国際的規則(無線通信規則)に規定する要件と、船舶の資格に関する国際基準(1978年の船舶の訓練及び資格証明並びに航海の基準に関する国際条約(STCW条約))に規定する要件を満たすことが求められています。このため、我が国では、GMDSS(海上遭難安全通信システム)に対応した無線設備等を有する日本船舶において運航又は運送の業務を行うには、海技士(電子通信)の資格に係る海技試験に合格し、国土交通大臣が交付する海技免許を有することとなります。国土交通省が所管している、船舶職員及び小型船舶小艇船舶操縦者は、船舶の航行の安全を図るに資する目的とし、総務省の無線従事者の免許を有する者に対し、海技試験(電子通信)において、海上で業務を行うために必要な海事技能(海上経路、海事知識、身体適性)の確保をとり、無線設備の操作に必要な知識及び技能を判定している第三級海上無線通信士試験とは異なる試験内容となっています。	【総務省】 電波法第39条 電波法施行令第3条 【総務省】 対応不可 【国土交通省】 船舶職員及び小型船舶操縦法第13条 【国土交通省】 対応不可	【総務省】 無線従事者試験は船舶に施設される無線設備の操作に必要なとされる技能の試験です。 【国土交通省】 海上交通大臣から海技免許を交付することとなります。海技士(電子通信)と第三級海上無線通信士とは、資格の名称が類似しているものの、国土交通大臣が交付している海技免許はSTCW条約に対応したものであり、無線通信規則に定める証明書とは別個のものであり、また、当該免許を交付するために国土交通省が実施している海技試験は、総務省の海上無線通信士試験とは、その目的や内容が異なります。		
596	令和2年12月18日	令和3年11月1日	市井への真のブロードバンドネット普及によるデジタル化社会の実現	市民の都(一部市の割合はここでは書きませんが)が住居とする賃貸アパートマンション(中古マンション)では、どのような固定回線ネット接続が契約可能か、広帯域や不動産紹介の時点では現状詳しく知る事ができません。イーモバイル、フレッツが広まる時代においては、高帯域かつ定期的なBB(ブロードバンド)ネットは携帯電話を補完し、気料で必要なネット接続維持するために不可欠であることから、中古売買、賃貸契約などの住宅契約においてネット接続等、後継機種取扱い最迅速、最小速度、秘密番号化速度、密着号化解除速度など)必須の告知情報となるように希望する。	携帯電話の値下げに加え、各家庭に安定して高速通信可能(100Mbps～Gbps)な固定回線インターネット回線が(従来の固定電話+αの費用で)整備されつつあり、各各々へのデジタルトランスフォーメーション(DX)の普及に繋がっており、この流れは停滞させるべきではありません。この[各家庭に安定な高速ロード(バンド)接続]が実現すれば、スマホも家庭内では固定回線接続で通信し、電波使用量を削減できます。しかし、現在、中古マンションや、賃貸住宅の広告では、当該物件でどのようなデジタル回線を契約可能か、物件情報に詳しく記載されていません。また、ネット接続をうたう物件でも、実際は旧型の低速なCATVの回線を使用した方式に限定されたケースが多々あります。さらに、フレッツが導入された住宅でも、配線方式がDSL接続方式という形式であったり、建物内には、途中で切断される全く使用されていないLAN配線方式のケーブルの残骸が放置されるなど、さらなる光配線方式への切り替えを阻害している様子が見受けられることでもあります。 結論として、賃貸住宅の管理業者、中古住宅の売り主、仲介業者、取り扱いは物件のネット接続環境の調査を適切に行い、新築契約への告知だけでなく、既存入居者がより有利で現実的なあるネット配線方式へ統一に移行できるような努力をすることが必要でしょう(初期調査は国土開発相か)。また一部接続方針が強制される既存集合住宅では指定される接続方式の競争の実態が正しいか(消費者庁)、今後の標準となるべき光配線方式の機軸に向けた調査報告の指示(総務省、デジタル庁)をはかる必要があると申しします。	個人	総務省 国土交通省	宅地建物取引業法において、宅地建物取引業者は、取引の相手方に対して、その者が売買・交換により取得し、また取得しようとする宅地又は建物に関し、売買、交換、賃借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引業法第35条第1項で定められた事項について、少なくとも同法第35条第1項各号に掲げる事項について、書面を交付して説明をせねばならないこととなっています。	宅地建物取引業法第35条第1項	対応不可	宅地建物取引業法第35条は、宅地建物に係る権利関係や法令上の制限等の宅地建物の利用に当たって重要な事項や、利用者の生命身体財産の安全に関し、重要な事項等について、取引の相手方の判断に重要な影響を及ぼすと考えられることから、少なくとも説明しなげなければならない事項として規定しているものです。ネット接続環境については、取引の相手方の判断に重要な影響を及ぼさしケースも考えられることを踏まえ、宅地建物取引業法において、ネット接続環境について、必須の告知事項として説明義務を課すことは理窟であると考えられています。 なお、取引業務においては、ネット接続環境について、情報提供がなれることも承認しております。	
597	令和2年12月18日	令和3年5月24日	無人航空機飛行に関する関係手続のオンライン/ワンストップ化の実現	無人航空機の飛行に際して必要な申請手続のオンライン/ワンストップ化の実現	無人航空機の飛行にあたっては、飛行場所や飛行方法に応じて多種多様な法令や自治体の条例等を遵守する必要があります。現在、航空法に基づき飛行許可申請については、DIPS(Drone/UAS Information Platform System、ドローン情報基盤システム)においてオンラインによる効率的な申請が可能となっているものの、無人航空機の飛行をより安全にするその他の関係する法令・条例を網羅的に把握して必要な申請手続を行わなければならない。結果的に、申請者に煩雑な事務負担が発生しており、無人航空機の円滑・迅速な利用を妨げている。法令・条例ごとに求められる申請書類の中には重複する内容も存在しており、ワンストップ化によるメリットが大きい。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 警視庁 国土交通省 国土交通省 国土交通省	航空法第132条、第132条の2、重要施設等の周辺地域の上空を飛行し、かつ無人人間の飛行の安全に關する法律第19条、河川法第24条、道路交通法第7条、林業法第31条、港務法第12条	検討を予定	無人航空機の飛行について、特定の施設等の上空を飛行させようとする場合に、航空法以外の法令に基づき必要となる手続を明確化するとともに、ワンストップで手続きを確認・実施できる仕組みを構築できるよう、関係省庁による連携を進めます。		
598	令和2年12月18日	令和3年1月27日	土地情報の一括確認	土地の情報について、税務・農務・林務・都市計画・法務等に分かれている情報を一括でオンラインで確認したい。	現在、土地の情報(時価の把握や相続税の申告・課税費の申告)をすするに複数部署を回って別個に書類を取得するとなれば、農務がつかっているかについては市町村の農務部門、都市計画区域内であるかは都道府県の都市計画部門、所有件前合や面積を調べるためには法務局、固定資産評価証明を調べるには市町村の税務課、全面積がセットパックが必要であるを調べるためには都道府県の建築事務所等をまわり、紙ベースでの提供を受けなければならない。また、かつての農地や山林・原野等については位置そのものが不明になっているものも多く(調べたあたりためには林務や農務等から専用の地図の写しを個別対応で参照させてもらう等の作業が必要である(個人情報等の問題もあり対応に苦労するケースも多))、これらについて一括でオンラインで調べることができれば一般市民、各種企業、不動産・土木・建設事業者の利便性が大幅に高まると思われる。現在オンラインの情報源としては所有権等については法務局の登記情報サービスがあり、農地については位置が分かれば全国農地ナビがある。法務局の登記情報サービスについては、かつては土壌日等の試用もあったようであるが現在は停止されており土日にも調べることができない。農地ナビについては、各地の農業委員会からの情報提供により運営されているようであるが、情報がアップコンパートされていない(またはそもそも提供されていない)農地が多い市町村など、かなり情報にバラつきがあるのが現状である。	小口亮平 税理士事務所	内閣官房 総務省 法務省 農林水産省 国土交通省	ご提案いただいた土地の情報について、例示して挙げさせていただいている情報のオンライン化の状況は以下のとおりです。 (税務) ・固定資産評価情報に記録されている事項の証明書の交付は、固定資産税の納税義務者等から申請があったときに交付されており、現状、守秘義務等の観点からオンラインでの提供は行っておりません。 ・相続税等の申告における土地等の評価額の算出に当たって必要となる財産評価基準書(路線価図など)については、既にオンライン化が完了しているところであり、今後、民間企業に提供いたします。 (農務) 全国農地ナビについては、農地の集積・集約化や、新規参入希望者の参考となるよう、全国一元的な全国クラウドシステムとして平成27年4月に整備しました。 これにより、だれでも、いつでも、無料で、全国から希望する農地を一筆ごとに探索が可能となったところであります。 (林業) 民有林については、森林法第5条に基づき地域森林計画の樹立に必要な資料として、都道府県が自治体等に、森林計画を作成していただきます。 この資料については、R2.3現在で2都道府県でWEB上で公開しており(二次利用できない形式も含む)、オープンデータ化が進んでいるところであります。なお、WEB上で公開していない都道府県においても、民間企業等からの申し出に応じて情報提供がなされているところあります。 (都市計画等) ある土地が都市計画区域内か否かがあるかについては、地方公共団体がそれぞれ所管しており、管理、把握を行っているところであり、国土交通省ではそのような情報の取りまとめ、把握はしておりません。 「敷地がセトリックを要する道に面しているか否かについては、各特定行政庁が管理、把握を行っているところあります。なお、国土交通省は当該情報の取りまとめ等はしておりませんが、特定行政庁の判断で、建築基準法の道路種別をH用で公開しているところもあります。また、地方公共団体が実施するセトリックが必要な道路等の情報整理に関する費用に対して支出を行っております。 (法務) 不動産登記制度においては、登記手数料等を納付してオンラインにより登記事項証明書等の交付請求を行うこと(https://www.toukei.go.jp/online/gp/)や、登記情報サービス(https://www.toukei.or.jp/)を用いて登記簿に記載された情報の検索を行うことができます。	【総務省】 地方税法第352条(登記簿情報)・土庫評価委員会(係る土地の評価についての基本的事項)に関する法令(財務省) 【林業】 森林法第5条【農林水産省】 【法務】 不動産登記法第19条、不動産登記規則第194条第3項及び電算簿簿籍による登記簿の提供に関する法律第1条【法務省】	その他	制度の現状に記載した通り、時価の把握や相続税の申告・課税費の申告に当たり必要とされる、各省庁等が保有する土地情報については、各省庁等が個々の業務に応じて収集・管理・提供しており、オンラインで提供されている情報もあれば、一部は守秘義務等の観点から公開されていない情報もあるのが現状です。他方で、内閣官房IT総合推進室では、行政が保有する情報をオープンデータとして公開する取組を推進しております。官室としては、守秘義務等の観点からオープンデータとして公開できないものを除き、引き続き、土地の情報に限らず行政が保有する情報のオープンデータの取組についてオープンアップを行い、政府のデータを積極的に活用可能なオープンカタログサイト(DATA.GOV,行政公開情報)での公開を推進し、オンラインにて一括で確認できる取組を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
599	令和2年12月18日	令和3年2月16日	古物営業法・監禁法の本人確認	端的に、マイナンバーカードを明記したい	マイナンバーとマイナンバーカードを混同し「禁止されている」として本人確認書類として取り扱えない事業者がまだあるが、さらに、今月からは保険証の裏面に記載される情報の変更から取り扱いに混乱が生じている。施行規則等で「マイナンバーカード」を明示すれば混乱は避けられるものと思われるので、対応してもらいたい。	個人	警察庁	<p>マイナンバーカードは、公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても、本人確認書類として取り扱うことが可能であるとされている。</p> <p>古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第1号に規定された確認については、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第1項</p> <p>古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第1号に規定された確認については、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第1項</p> <p>高信営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)以下「風俗適正化法」という。第36条の2第1項において、接待飲食等営業を含む風俗営業等は、当該営業に関し寄に接する業務に従事させようとする者の生年月日(中国籍等については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等)に関する内閣府令(昭和60年総理府令第1号)第26条で定める書類により確認しなければならないとされている。</p>	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第1号	(古物関係) 施行制度下で対応可能 (風俗適正化関係) 対応不可	マイナンバーカードが古物営業法施行規則上の「相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料」に当たることは明らかであるため、現状において、同規則を改正する必要はあるとは考えていませんが、警察庁では、事業者団体に対し、マイナンバーカードを本人確認書類として取り扱うことが可能であることなどについて周知を行っており、引き続き、必要に応じてこうした取組を実施してまいります。また、風俗適正化法においては、本人確認に係る制度としては接待飲食等営業を含む風俗営業等による書類による確認があるところ、風俗営業等に関し寄に接する業務に従事させようとする者の国籍を確認しなければならず、マイナンバーカードではこれを確認することができないため、マイナンバーカードを明示して規定することは困難であると考えています。	
600	令和3年1月27日	令和3年2月16日	育児休業手当の支給期間について	育児休業手当の支給期間について、育児休業期間に合わせて決定するように改善していただけないか。	現状では、原則1歳までとなっております。育児休業期間については1年を超えるケースもあり、休業期間中に再度申請する必要があります。育児に加入して再度受給所不足を繰り越して勤務先へ申請しやすくなるのは負担が大きいです。育児休業期間に連動して支給期間を決定するよう制度にしてください。育児中に事務負担がかかることは育児者の心理的負担にもなります。少しでも安心して育児をおこなえる仕様にしてください。	個人	厚生労働省	<p>雇用保険の育児休業給付は子を養育するために休業した労働者の雇用と生活の安定を図るため、原則子が誕生までの間(支給期間)に限り、保育所に入園が困難な場合等に限り、休業を予定していた配偶者の死亡等のむを得ない理由が生じた場合に限って延長することができるとしております。このため、延長にあつては当該理由の確認できる書類を公共職業安定所に提出いただくことが必要です。また、当該延長については事業主を理由で行う事も可能としております。また、当該延長については雇用調整助成金を活用することも可能であり、移居期間、待ち時間の節減等、申請者の事務負担に配慮した手続としております。</p>	雇用保険法第6条の7	施行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
601	令和3年1月27日	令和3年2月16日	特別児童扶養手当(所得状況届)の電子申請について	地方自治体の公務員です。特別児童扶養手当の受給者は、毎所得状況届の提出が必要で、その手続きを対面で行うよう大阪府は準備していますが、マイナンバーを使って電子申請ができるよう提案します。	大阪府はマイナンバーを扱うための対面による手続きを指導してきました。しかし今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各自治体が郵送でも受付を可とした。その結果当市では対象799名中88名が郵送受付を利用しました。郵送受付が利用したこと、従来の手続きが難しい点も考慮して、郵送対応による反響はあったものの、紙媒体を郵送でやり取りする事務量も郵送代は、前年よりも多くなりました。また文書のやり取りに必要とするため所得状況届の手続き案内(市)→郵送申込書→同意書送達(受給者)、所得状況届を郵送で送付(市)→必要書類受領後、市へ送付(受給者)、手続き完了まで1週間程度かかります。この児童扶養手当のようにマイナンバーを活用できれば、即日で手続きが可能となり、受給者の負担が減ること、また自治体は事務負担、郵送代を軽減できる点より、今回所得状況届の電子申請を提案します。郵送 個人は来店時を持っていない人が多いので、全ての人が最初から借りられる訳ではないですし、問題の解決になれません。ネットショップ作成サービスでは、非公開メニュー内で登録者情報の入力が必要になっている事が大半です。ショップと消費者で重大なトラブルが発生した時のみ、場合によっては3項目の情報が当事者同士にのみ公開される等の方向が望ましいです。以上、コロナ過の経験を少しでも踏まえご検討いただければ幸いです。	個人	内閣府 内閣府 厚生労働省	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条に基づき、受給者は、所得状況届の提出をしなければならないことになっております。提出にあつては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による受付を行う等、柔軟な対応を各市町村の窓口にお願いをしているところであります。</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条	検討に着手	令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバナンス実行計画」において、オンライン申請について障害者等への配慮等を行うこととされている。各市町村で特別児童扶養手当の所得状況届のオンラインによる受付が可能となるよう検討しております。	
602	令和3年1月27日	令和3年3月9日	「特定商取引法に基づく表記」について改善を求めます	個人が運営するネットショップの場合において、以下の3項目の記載義務を免除、および簡略化を認めたいです。現状 1.事業者名(個人の場合、戸籍に載っている氏名を記載) 2.所在地(個人の場合、戸籍に載っている居住所を記載) 3.連絡先(プライバシーの電話番号を記載) 提案 例は、個人が「BASE」や「STORE」などのネットショップ作成サービスを使用した場合、以下のような表記が可能になるとも助かります。 1.事業者名…ネットショップ名やブランド名での記載 2.所在地…記載を免除 3.連絡先…記載を免除(ただしネットショップ作成サービス内のお問合せ機能からの連絡が可能)	1.時代に合っていない改善を求めたい項目(以下3項目)は、20余年前に通信販売というやり方が出てきた時代に即したものと考えます。現時点では「個人対個人」が取引もメジャーになっています。個人がネットショップ開設を考えた際、この3項目は高いハードルです。2.リスクが高い ネットショップを開設すると重要な個人情報を全世界に公開する必要があります。Googleマップなどで検索すれば自宅の外観なども見ることが可能且つ公開されている情報を悪用する危険性があります。3.疑問 運営SNS等を使う上では個人情報は書き込まないよう指導されます。しかしネットショップを開設するのなら一語にせず、どのような個人情報提供の観点においても疑問を感じます。現状「個人対個人」の場合、販売側と消費者側の優劣のバランスがあまりにも偏っていると考えます。個人は来店時を持っていない人が多いので、全ての人が最初から借りられる訳ではないですし、問題の解決になれません。ネットショップ作成サービスでは、非公開メニュー内で登録者情報の入力が必要になっている事が大半です。ショップと消費者で重大なトラブルが発生した時のみ、場合によっては3項目の情報が当事者同士にのみ公開される等の方向が望ましいです。以上、コロナ過の経験を少しでも踏まえご検討いただければ幸いです。	個人	消費者庁 経済産業省	<p>特定商取引法では、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売又は役務の提供条件について広告をする際のルール等を定めています。このうち、特定商取引法第11条第1項において、当該広告には「販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示しなければならない」と規定されています。なお、消費者からの請求によって、広告表示事項を記載した書又は電子メール等を「速滞なく」提供することと広告に表示し、かつ、家賃に連動した場合「速滞なく」提供せよとするような措置を講じている場合には、事業者の氏名(名称)、住所、電話番号の表示を省略することも可能です。</p>	特定商取引法第11条	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
603	令和3年1月27日	【総務省】令和3年4月26日 【警察庁・法務省】令和3年11月4日	運転免許と戸籍	戸籍の変更を役所で行っても、運転免許のカードに反映されず、別途役所で戸籍の変更を行わなければならないのは、非常に非効率である。	住民データを全国一律で共通化するべきである。	個人	警察庁 総務省 法務省	<p>【警察庁・法務省】 運転免許を受けた者が、本籍に変更をじたときは、市区町村における手続とは別に、その者の住所地を管轄する都府県公安委員会へ届出でて、記録を届けなければならない。</p> <p>【総務省】 現在、マイナンバーカードと運転免許証は一体化されておりません。</p>		検討を予定	<p>【警察庁・法務省】 現住、運転免許証の情報をマイナンバーカードのチップに記録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化等をしたと考えております。未曽有の変更の手続をワンストップ化するとの可否も含めて、システム連携の在り方等の具体的な部分については、今後、関係機関と調整していきたいと考えています。</p> <p>【総務省】 関係省庁と連携の上、対応して参りたいと考えています。</p>	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
616	令和3年1月27日	令和3年2月18日	対面手続の削減を通じたデジタル時代の行政を実現するための抵当証券の郵送交付について	<p>抵当証券の交付については、依然として、法令に抵触を持たないまま当事者出頭主義による。抵当証券は債権を担保する抵当権を一体として表裏するものであり、その権利の行使、移転及びその他の処分には、その抵当証券の占有が必要とされる(前掲提案に対する回答)ものであることから、その交付を受けなければ、これを流通に付すことができない。</p> <p>地方、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大を経て半年が経過した。ポストコロナ時代の新たな日常が模索されており、不必要な外出を削減するため、押印や対面手続の原則廃止がうたわれているところである。削減した共同宣言の趣旨を今もって踏まえ、債権者となる投資家の正当な利益を損なうことなく、この新たな日常に合わせた行政の在り方を考えるためにも、抵当証券の郵送交付を認めたいと喫緊の課題である。</p> <p>同時に、抵当証券の郵送交付により、債権流動化に必要な証券原本の取得期間短縮、またこれによる投資促進、出頭に要する旅費コスト削減が図られる。</p> <p>これらの事項の変化にもかかわらず、これを一切顧みることなく従来の書面手続を繰り返す急進的な姿勢は厳に戒められるべきである。</p> <p>なお、前掲提案に対する回答において、法務省は「抵当証券の交付を受ける者が正当な受領権者……であるかどうかを……確認するとともに……登記簿別情報や手形その他の債権証券を抵当証券交付の際に申請人に開示しなくてはならない」としている。これは、登記簿別情報と本人限定受取郵便において通知している以上、この主張は甚だ不当である旨、意のため付言する。</p>	個人	法務省	<p>抵当証券交付の申請は、申請人が登記所に来庁することなく、送付の方法によることが可能ですが、登記官が抵当証券の交付をするときは、抵当証券交付の申請の受付の際に申請人に交付した受領証と引換えに抵当証券を交付することとしているのは、抵当証券の交付を受ける者が正当な受領権者、すなわち、申請人であるからかを各債権者の所長によって確認するとともに、当該受領証に提出したる書面として記載されている登記簿別情報や手形その他の債権証券を抵当証券交付の際に申請人に開示しない(送付するものであると考えられます)。</p> <p>この点、抵当証券は、債権とそれを担保する抵当権を一体として表裏するものであり、その権利の行使、移転及びその他の処分には、その抵当証券の占有が必要とされるという抵当証券の効力(抵当証券法(昭和6年法律第15号)第14条)に鑑みず、抵当証券の送付による交付の可否については、慎重に検討を行う必要があります。</p>	該当法令等	<p>抵当証券法施行細則第48条</p>	<p>その他</p>	<p>対応の概要</p>	
617	令和3年1月27日	令和3年2月18日	運転免許更新	<p>今の、コロナ流行のおり仕事などで東京・大阪など他府県に出ているに運転免許更新に地所票の更新をする場合ゴール免許ではないと、住所の証が必要と必要先地の住所の免許センターに必要事項の確認など、いろいろな制約が生じます。運転免許が持てれば日本全国でも運転できるのに更新業務に制約があるのは被割りの最たるものと思います。</p>	個人	警察庁	<p>運転免許の更新については、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定により、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請することとされています。運転免許保有者の利便の向上を図るため、優良運転者に対しては、住所地を管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会を経由して行うことができることとされています。</p> <p>また、地方公共団体による手数料の徴収については、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、条例の定めるところにより行うこととされています。</p>	<p>道路交通法第101条第1項及び第101条の2第1項</p> <p>地方自治法第228条の1項及び第231条の1第1項</p>	<p>検討を予定(半資料)については「対応不可」</p>	<p>運転免許の更新については、運転免許保有者の利便性向上のため、更新手続のオンライン化等の観点も踏まえ、その運用について今後検討していきたいと考へております。</p> <p>なお、制度の現状について記載のとおり、更新の際の手数料の徴収については、各都道府県の条例により定められていることから、警察庁において具体的な対応をお示しすることは困難です。</p>		
618	令和3年1月27日	令和3年2月18日	役所等での法人の代表者事項証明書(住民票や不動産の評価証明書)を取得する際に、3か月以内の代表者事項証明書更新の必要となく、3か月以内の更新を求められること(ORコード)による)。	<p>法人が、区役所等で各種証明書(住民票や不動産の評価証明書)を取得する際に、3か月以内の代表者事項証明書更新の必要となく、3か月以内の更新を求められること(ORコード)による)。</p> <p>役所の請求と法務局の法人データを照合し、法人の代表者事項証明書や履歴事項証明書などの特定用途のQRコードを用いて、即、代表者の確認が可能となります。つきましては、代表者事項証明書等にORコードの記載があれば、3か月以内の更新は不要と考えます。</p>	個人	法務省	<p>登記事項証明書の添付が必要な事項につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携によって、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、その添付を省略することが可能となります。</p> <p>なお、QRコードは会社・法人を特定するための情報が格納されているだけであり、当該QRコードによって当該会社・法人の登記簿を参照することはありません。</p>	<p>登記事項証明書</p>	<p>登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。</p>			
619	令和3年1月27日	令和3年2月18日	税理士法の改正を行っていた。税理士が関与する税務申告で書面による申告の場合には、税理士が代表者の署名押印が必要である。また、国税通則法が改正されたため、押印が必要である。よって、これらの改正をお願いします。	<p>◎税法と国税通則法、税理士法との関係</p> <p>法人税法、地方税法、地方税法、復興財源確保法には、代表者と経理責任者の申告書への署名押印が義務付けられていますが、平成30年度税制改正でこれが廃止されました。</p> <p>所得税の源泉徴収や相続税などは、もともと署名押印の規定はありません。ただし、国税通則法第124条に記名押印の定めがあるため、これに従っています。</p> <p>ところが、税理士法第33条をみると、税理士が代理責任を受けて税務申告書を作成するときは、税理士の署名押印は必須とされています。また、国税通則法第124条に記名押印の定めがあります。</p> <p>◎外国人署名捺印及無効証明二層スル法律との関係</p> <p>押印すべき者が外国人である場合は、この法律において、押印は不要で署名のみでOKとされています。</p> <p>◎行政手続オンライン化法による電子申告の場合との関係</p> <p>行政手続オンライン化法では、法令上署名押印を求められていないとしても、電子申告であれば、識別番号の取得や電子署名がその署名押印の代替行為になるとしています。</p> <p>従って、税理士が関与する税務申告であっても、電子申告をする場合には、申告書面への署名押印は不要になります。また、大企業の電子申告義務が毎年から令和4年4月1日開始年度年度以降については、大企業については、行政手続オンライン化法に拠る電子申告の規定は適用されないとされたため、税理士に委任するとしても、代表者等の電子署名は遅くとも法律が存在し、行政改革・簡素化にはなっていません。</p>	個人	財務省	<p>税理士が税務代理をする場合において、租税の課税標準等に関する申告書を作成して税務官公署に提出するときは、その税理士及び本人がその申告書等に署名押印しなければならないこととされています。申告書等の税務書類には、国税通則法第124条第2項により、その税務書類を提出する者等が押印しなければならないこととされています。</p>	<p>税理士法33条</p> <p>国税通則法第124条</p>	<p>対応</p>	<p>税務書類への押印については、政府全体の方針を踏まえ、令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大局」において、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めないものを除き、原則、押印義務を廃止することとされています。</p> <p>上記を踏まえ、税理士法33条及び国税通則法第124条の見直しを含む、「所得税法等の一部を改正する法律案(令和3年1月28日に国会へ提出)しました。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
620	令和3年1月27日	令和3年2月16日	住民税の給与所得者移動届出書の記載内容	各市町村が所持しているはずの情報に記載する内容が多すぎる。給与支払者情報「所在地」(名称)「法人番号」(押印)「特別徴収義務者指定番号」(一会社を照合するだけならこのうち3つもあれば十分ではないでしょうか)給与所得者「整理番号」「氏名」「生年月日」「個人番号」「住所」(個人を照合するだけならこのうち2つもあれば十分ではないでしょうか)「特別徴収税額」「徴収済額」「未徴収税額」(自治体の所持している情報で把握できるはず)です。記載不要にしてほしい。	記載・チェック時間の削減。用紙に記載すべき内容が減るため、記載スペースが大きく入りやすくなる。文字が大きく出来ると思われるので、高齢者が記載するのが楽になる。	個人	総務省	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書については、一般的に御指摘のように、給与支払者(特別徴収義務者)の情報として、「所在地」「名称」「法人番号」「押印」等を、給与所得者の情報として、「氏名」「生年月日」「個人番号」「住所」等を求めているものです。	地方税法、地方税法施行規則	検討に着手	御指摘の情報については、同一会社の中で複数の特別徴収義務者が指定されている場合があることや、同姓同名の特別徴収義務者の存在の可能性、郵送のタイムラグによる提出から手続までのタイムラグ等の可能性を踏まえると、現状記載をお願いしている情報については、事務の振りや企業側と自治体側の認識誤りを防ぐために、必要な情報と認識しています。なお、当該届出書について、来年度以降は、異動者の押印欄は廃止する予定であるほか、記載内容についても項目の見直しを予定しています。
621	令和3年1月27日	令和3年2月16日	戸籍資料のコピーに手数料の取扱いについて	先日マイナンバーカードを利用してコンビニで戸籍抄本を取得しようとした。申請をする上、本籍地と現住所の市町村が異なる場合は利用登録申請が必要とのことでした。申請を完了し、本籍地と現住所が同一の場合のみコンビニにて請求ができ、異なる場合は本籍地の市役所の窓口に行く。郵送の方法がないとのことでした。マイナンバーカードで市役所に行かなくとも済む、と考えていたため、この不便さに大変落胆しております。	すべての市町村において、どこでコンビニでも戸籍資料を取得できるようにする。現代社会において、半数以上の人が本籍地と現住所が異なると思います。(根拠となる資料はございません)にもかかわらず、戸籍資料は本籍地のみで入手可能であったり、本籍地と住所が異なる場合は入手ができないといった状況は大変不便だと考えております。	個人	総務省 法務省	戸籍抄本等の交付請求については、コンビニ等で専用端末から請求する方法が認められておりますが、コンビニ等での請求を可能にするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年2月現在600の市区町村で導入され、そのうち425の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。市町村が各種証明書をコンビニエンスストアで交付するために必要な経費については、特別交付税措置を講じており、市町村の導入を支援しています。	戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍を取得することができるようになり、引き続き、特別交付税措置等の財政措置を通じて、市町村のコンビニ交付サービスの導入を支援してまいります。
622	令和3年1月27日	令和3年4月14日	介護報酬の費用の算定の簡便化について	介護事業者が行う介護報酬請求(事別)に当たって、現在の請求内容(各種の算定方法)が多岐に渡り非常に煩雑であるため、思い切った請求内容の一元化を図るべきである。	上記請求事務のために多岐にわたる多様な事務があるため、本来簡便すべき利用者に対するサービス向上や、現在最も優先すべき感染症防止対応に係るべき全ての業務を効率的に運用しきれない。請求事務に係るコストについても簡便化が図られた場合には明らかに低減が見込まれるものと思われる。	個人	厚生労働省	介護報酬においては、介護事業者による質の高い、きめ細かなサービス提供を促すため、基本的なサービス提供に係る費用を基本報酬に併記し、介護事業者のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて評価する仕組みとして算定を設けています。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号) 介護認定サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)等	検討を予定	令和3年度介護報酬改定においては、一部の加算について基本報酬への組み込みや廃止等を行ったところであり、次期改定に向けては、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」(令和2年12月23日社会保険審議会介護給付費分科会)において「今後の課題」として、報酬体系の簡素化があげられていることも踏まえ、社会保険審議会介護給付費分科会において、関係者の御意見を伺いながら検討してまいります。
623	令和3年1月27日	令和3年2月16日	消防機関へ通報する火災報知設備の通報方法について	現在、消防機関へ通報する火災報知設備の通報方法については、NTTの固定電話回線からのみになっており、これをNTT及び他通信会社のひかり回線やIP回線も利用可能とするべき。	火災報知・通報装置の必要性については論を待たないが、各企業(事務所)の無駄なコストについては行政としても思いやりの心をもつべきである。標記の通報方法(方式)について現在、NTT固定回線のみであるため、無駄に費用がかかっている。デジタル化を向上させて、ひかり回線やIP回線にも対応できるように消防側の機器の改修を早急に取り組んでほしい。	個人	総務省	火災通報装置の電話回線については、火災通報装置の機能を支障を生ずるおそれない電話回線を使用することとされており、アナログ電話回線のほか、光回線などのIP電話回線(「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないものを除く。)を使用することができるとされています。	消防法施行規則第25条 消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の標準の運用上の留意事項(平成28年8月3日付消防予算第240号)	現行制度で対応可能	現行制度においても、光回線などのIP電話回線(「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないものを除く。)については、火災通報装置へ接続可能です。今後も新たな回線に対応できるように、必要な検討を進めていきます。
624	令和3年1月27日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの性別表記	マイナンバーカードの性別表記を無くして欲しい。	第一、プライバシーの保護になります。障害者手帳も同じカードに記入するから性別を無くした上、名前(本名、通称)を2つかける様にしてほしいと思います。性別欄の記入も減り、コストも申込書を作る方の苦勞も削減できると思います。	個人	総務省 デジタル庁	「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための事務の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	マイナンバーカードの裏面記載事項については、御提案の件も含め、本人確認のためのカードのあり方として重要な事項であり、関係省庁とともに、丁寧に検討を進めていくべき課題と捉えています。
625	令和3年1月27日	令和3年2月16日	法務局にて法人の登記事項証明書や印鑑証明書を提出する際、窓口の場で収入印紙を貼入し、申請用紙に貼ることが求められている現状があるが、これを簡便に同額の手数料を徴収すれば印紙の管理や発行や販売に伴う経費が削減でき、利用者の利便性が上がる。	最近ではインターネットネットによる申請も可能だが、窓口申請の場合、印紙を貼入し貼るという必要性が全く不明である。印紙販売業者(全法務省労働組合等)の既得権益かどうかは分かりませんが、利用者からすれば手数料として現金納付すればいいだけで、手数料の支払→自己印紙を貼入し、貼り付ける必要性が不明である。課税文書そのものの必要性のないものとの仕分けが必要であり、手数料の現金支払のみで良い場合もあるはずと考え、印紙税法の改善が必要であれば、即期改正すべき事柄と思う。	個人	法務省	会社・法人に係る登記事項証明書や印鑑証明書(以下「登記事項証明書等」という。)を登記所の窓口で請求する場合には、申請書に必要な事項を記載し、所定の手数料額に相当する収入印紙を貼付して、登記所の窓口で提出する必要があります。	商業登記法第10条、第12条、第13条 商業登記規則第19条、第22条、第28条、第30条	検討を予定	登記事項証明書等の交付事務に係る登記手数料の納付については、収入印紙に代わるキャッシュレス決済の導入について、関係法令や利用者の利便性向上の観点等も踏まえ、費用対効果も考慮しつつ、検討を行ってまいります。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
637	令和3年1月27日	令和3年2月18日	国税の税務調査手続きにおけるデジタル化について	<p>税務調査手続きにe-Taxを利用する。</p> <p>1 法令手続きの電子化 国税の税務調査に着手する前に行われる事前通知については、国税当局の担当者から口頭で説明されるが、項目が多すぎて正確に聞き取って理解することが難しい。文書で交付した方が納税者及び税務代理人としても正確に理解でき、また、税務当局にて、定型例の説明項目が多岐、電子交付が可能になれば、交付及び説明の時間が大幅に省減されることが期待できる。</p> <p>2 証拠資料の電子提出 国税の税務調査において、国税当局は、確定申告の根拠資料(会計帳簿、取引帳簿、計算明細資料等)を紙やPDFで提出を求めているのが現状である。提出枚数が多い場合は、納税者側に大きな負担が掛かっており、負担軽減のためには電子データによる提出が望ましい。</p> <p>しかし、電子データによる提出は、納税者側又は国税当局側のセキュリティ上の制約により断念されている場合も多い。国税当局のセキュリティレベルでは、納税者情報をメール、クラウドサービス等のインターネット接続環境を通じて受け渡すを行うことが禁止されており、国税当局が管理するUSBメモリによるデータ受渡しは原則となっている。しかし、納税者側のセキュリティレベルで外部の記憶媒体(USBメモリ、光ディスク等)を接続できない、データによる提出ができないこととなる。</p> <p>税務調査において納税者が提出する証拠資料をe-Taxで電子提出できるようにすれば、上記のような制約は生じず、両側に一斉の受け渡しができるものと考えられる。特に、大規模法人の税務調査においては提出する資料の量も多いため、一法人当たり少なくとも10GB以上の容量を確保した方が望ましい。</p>	個人	財務省	<p>1. 国税当局が行う税務調査に際し、国税通則法では、実地の調査を行う場合には、原則として、納税者等に、実地の調査を行う旨、調査を開始する日時・場所、調査の目的等をあらかじめ通知(事前通知)することとされています。</p> <p>また、実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められる場合には、納税者等に、調査結果の内容を説明することとされています。</p> <p>これら手続については、法令上、その方法について特段の規定はありませんが、多くの場合、電話又は対面により口頭で通知・説明を行い、法令上規定されている通知事項や更正決定等をすべきと認められた金額等が納税者(調査対象者)等に確実に伝わらう意思があります。</p> <p>なお、実地の調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、更正決定等をすべきと認められない旨の通知を書面により行うことが法令で定められています。</p> <p>2. 税務調査は、多くの場合、税務職員が納税者(法人等)の管理・支配する場所(事務所等)等に臨場して実施しており、確定申告の種別となる証拠資料について、紙や国税当局が管理するUSBメモリによるデータ受け渡し(受領データは暗号化)の方法等により提出を求めています。また、臨場時以外では、郵送によるほかPDF AXIにより提出を求めることもあります。</p> <p>なお、国税当局では、納税者の管理の複雑な情報を取り除き、情報流出等に細心の注意を払っているところです。インターネットを利用したメール、クラウドサービス等については、情報セキュリティが適切に確保されていない場合、誤送信や不正アクセスによる情報流出リスクがあることから、納税者の管理の複雑な情報の取り扱いを制限しており、証拠資料の受け渡しには利用しておりません。</p>	<p>1. 事前通知事項には、調査日時・場所のように、納税者等の都合を明瞭に上で決める必要があるものや、調査の対象となる帳簿書類等のように、納税者が作成している帳簿等を確認しながら通知する方が納税者等における調査の準備に資するものもあつたと考えられます。</p> <p>また、調査結果の内容の説明に当たっては、問題となった事項や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税者等の理解が得られるよう十分な説明を行うとともに、質問等があつた場合には分かりやすく回答する必要があります。</p> <p>このように、当該手続については、同一かつ一方的に行うことが必ずしも適当でないこともあり、電話又は口頭により納税者等の状況を伺いながら、内容が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な説明に努めています。</p> <p>2. 納税者の管理の利便性向上のため、税務調査で提出を求めた証拠資料をe-Taxで電子提出できるようにすることについては、既に検討を進めており、早ければ令和3年度中の利用開始を目指しております。利用可能となりましたら、皆様にお知らせしたいと考えております。</p>				
638	令和3年1月27日	令和4年7月20日	認可保育園の入園にお申す際、市役所に「就労証明書」を提出する際に、10月から保育園に入ることになりましたが、今度は保育園に対して「就労証明書」を提出するよう言われました。就労証明書を提出することになったので、保育園は市役所から取り寄せよう運用を要してほしいです。市役所は千葉県市川市です。	就労証明書提出の重複を避けることで、提出者の負担を減らすため	個人	厚生労働省	<p>法令上、保育所への就労証明書の提出を求める規定はありません。</p>	なし	その他	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。法令上市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては、提出先の市町村において適切に管理されているものと承知しております。市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては市町村にご照会いただくようお願いいたします。</p>		
639	令和3年1月27日	令和3年2月18日	再入国関連書類提出確認書の電子処理	<p>9月1日以降日本を出発し、再入国に関する受審書の申請及び受理書はメールで実施できるが、受理書受領のために出向(必要はありませんが、9月31日以前に日本を出発した在外資格のある外国人は再入国関連書類提出確認書の受領のため、滞在国の日本大使館が総領事館に向く必要があり、これも受理書同様、メールでの返信で確認書を依頼できるようにしてほしい。</p> <p>私の案内はアメリカ人で、現在、マサチューセッツ州東部(クワンシー地方(マサチューセッツ州最西部に出張)の介護中)です。8月初旬に日本出国時はみな再入国許可用紙のみの送受の混雑で、年末帰国のための再入国関連書類提出確認書をポス্টに総領事館で受領する必要があります。しかしながら、介護中であるため、また、米国出発72時間以内のPCR検査及び陰性証明受領のみでも負担となりますが、その上、再帰約3週間必要なポスティング受領を行うことは莫大の負担となり、本人も再費を要していたため、これをメールでの受領に早急に変更していただきたい。</p> <p>現在の処理方法は、遠方に住む者にとって時間的、経済的に多大な負担となります。</p> <p>9月1日以降出国用の受理書がメールで知照することができ、9月31日以降出国用の確認書受領もメールで可能と考えますが、ポスティングの押印が確実なものであるならば、正しく押印の弊害ではないでしょうか。時代は電子印紙へと移行していますので、何卒、ご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、追加情報として、米国出国72時間以内でのPCR検査となりますが、米国内陸を乗り継いで帰国の場合(コネチカット州(ハートフォード空港からシカゴ経由で帰国)で冬季の雪等のため欠航時、空港で足止めの際、2時間を越えしてしまう可能性が考えられ、申請時とすればこのような状況の措置についても考慮されることが明瞭になっていないと非常に不安なため、ポスティング総領事館へ問い合わせたところ、厚生労働省管轄という口頭で、電話応対の態度も非常に高圧的な口調に変化いたしました。</p>	個人	外務省	<p>「再入国関連書類提出確認書」につきましては、令和2年11月1日をもって廃止しました。</p>	なし	対応	<p>令和2年7月29日以降、入国拒否対象地域から在留資格を有する外国人が日本に再入国する際には、当該外国人が同年9月31日までに有効な再入国許可(みなし再入国許可を含む)をもって日本を出国していた場合には、各在外公館に「再入国関連書類提出確認書」を発行していましたが、令和2年11月1日をもってこの手続を自廃止しました。</p>		
640	令和3年1月27日	令和3年2月18日	障害者手帳の交付	<p>色覚障害でも障害者手帳を交付してもらえます。</p>	個人	厚生労働省	<p>身体障害者福祉法においては、身体機能が日常生活が著しい制限を受ける一定以上の障害が存在し、かつその障害が継続していることという考え方に基づき「身体障害」の認定を行い、身体障害者手帳を交付しております。身体障害の認定においては、疾病等の原因を問わず、認定基準に該当する場合には身体障害者手帳交付の対象となります。</p> <p>なお、発達障害については精神障害者保健福祉手帳や療育手帳で交付できる可能性がありますので、最寄りの自治体に確認ください。</p>	<p>身体障害者福祉法(昭和45年法律第23号)身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者手帳)について平成15年厚生第0110001号精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)療育手帳制度について昭和48年厚生省発表第156号)</p>	その他	<p>現在の身体障害認定基準については、必要に応じ適宜見直し等を行っているところですが、その見直しについては、医学的見解、障害種別間のバランス、関連施策への影響を含め慎重に検討しております。いただいた内容について、ご要望として頂戴いたします。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
641	令和3年1月27日	令和3年3月9日	国外送金を行う資金移動業者は、マイナンバーを確認したうえで、当該根拠法令等によりマイナンバーを破棄しなければならない件	内閣税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る課税の提出等に関する法律(以下「法」という。第3条では、大要「資金移動業者は、海外への為替取引(海外ATMでの現金引出を含む)を行う者のマイナンバーを確認しなければならない」と定めている。そして確認したマイナンバーは、法第4条により国外送金等課税に記載することとなっている。しかしながら、法施行令第9条によれば、国外送金等課税は、百万円以下の為替取引には適用しない旨が規定されている。そのため、百万円を超える為替取引を扱う事業者のみが、法3条の確認の時点以降にマイナンバーを利用する可能性がある。このため、マイナンバー法第9条第3項、第20条及び個人情報保護法第18条の規定により、百万円以下の為替取引のみを扱う事業者はマイナンバーを確実に収集する必要がある。また、資金決済に関する法律施行令第2条により資金移動業者は元来百万円以下の取引しか行わないことは明らかである。したがって、資金移動業者はマイナンバーを確認後直ちにそれを破棄しなければならないこととなる。このように、顧客と取引を開始する際にマイナンバーを顧客に提出させる一方で、確認した直ちにそれを破棄しなければならないという規制は、マイナンバーを扱うための特別な設備や態勢を整備した上で倉庫無状な事業者が課税に課税されるものである。加えて、間接に海外現金引き出しができる電子カードを発行する預金取扱金融機関においては、電子カードを海外で利用する者に対してマイナンバーを提出が義務付けられている。規制のイコールフットリングの観点からも合理的に説明がつかないのではないか。	個人	内閣府 個人情報保護委員会 財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国外送金等をする者は、その国外送金等が本人口座を通じて行われる場合を除き、その者の氏名、住所、個人番号及び送金原因等を記載した告知書を、その国外送金等をする際、金融機関の営業所等の長に対して提出しなければならない。</li> <li>・上記の告知書の提出者は、提出先の金融機関の営業所等の長に対し本人確認書類を提示しなければならない。また、上記の告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、告知書に記載されている事項を本人確認書類により確認しなければならない。</li> <li>・金融機関は、その顧客がその金融機関の営業所等を通じてする100万円超の国外送金等に係る為替取引を行った場合には、その顧客の氏名、住所及び個人番号、国外送金額や送金原因等を記載した国外送金等課税を翌月末日まで、税務当局に提出しなければならない。</li> <li>・資金移動業者の登録を受けた者は、資金移動業者を営むことができます。資金移動業者とは、銀行等以外の者が100万円以下の資金の移動に係る為替取引を業として営むことをいいます。</li> </ul>	内閣税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る課税の提出等に関する法律第3条、第4条	事実確認	<p>資金移動業者は、原則として株式会社のみその登録が可能とされていますが、法人が、国外送金に係る告知書などの取引の原簿記録を取得した場合には、法人税法上、原則7年間の建替残存が必要とされています。したがって、国外送金にかかる告知書を直ちに破棄しなければならない現状とは異なります。</p> <p>(注) 国外送金に係る告知書については、国外送金等の虚偽が確実に検出されるようにすることで、国税当局がそれを事後的に把握し、適正な課税の確保を図るという目的のため、送金額の水準にかかわらず、本人確認を求めています。</p>		
642	令和3年1月27日	令和3年2月18日	健康保険関連の税押印化	協会けんぽに提出する書類の押印廃止	手続オンライン化の促進 企業側のizzoプラットフォームの軽減 国民負担の軽減	個人	厚生労働省	必要な省令改正等を行い、原則として届出される方の押印は廃止しております。	健康保険法施行規則	対応	制度の現状欄に記載の通りです。	
643	令和3年1月27日	令和3年3月9日	児童手当給付の仕方について	児童手当は国民の所得額が多岐に変動されるため、所得額に関係なく夫婦どちらかに支給先を固定し頂きたい。	児童手当給付の申請については、毎年、夫婦の所得額を確認しなければならない。更に、所得の差幅があった場合、改めて所得証明や住民票の取り直し、夫の所得先へ前送等、支給先の変更手続を2週間以内しなければならない等、無駄が多い。実際に手続が煩雑に合わず、1ヶ月分の児童手当も二人分が支給されなかった事案がある。所得額に関係なく、夫婦どちらかに支給先を固定して頂きたい。夫は実業家で専業主婦、私は北海道在住で、子供の転居の日からも改めて2週間ばかり煩雑です。	個人	内閣府	児童手当は、制度の目的や趣旨を踏まえ、児童の「主たる生計維持者」に支給することとされています。また、その判断に当たっては、まず父等等の所得の状況や考慮し、原則として所得の高い方が「生計を維持する制度の高い者」に該当することになります。申請に当たっては、必ずしも無条件によらず、実施機関によって住居や住所による手続も可能となっており、また、マイナンバーによる情報連携を活用することで、添付書類の提出は省略できることとなっています。なお、申請できなかったことにつきやむを得ない理由(主に災害、急病等を想定)がある場合は、やむを得ない理由が止んだ後15日以内に申請することで、遡って支給することとなっております。	児童手当法第1条、第2条、第4条、第9条	対応不可	児童手当は効果的な支給を行うため、所得制限を設けていることから、所得制限の確認は必須と考えます。また、制度の目的や趣旨を踏まえ、所得額に関係なく、夫婦どちらかに支給先を固定することも困難と考えます。申請期間が異なる等の手続の負担については、引き続きオンライン化の推進等により軽減を図ってまいります。	
644	令和3年1月27日	令和3年3月9日	マイナンバー普及対策	消防団の報酬をマイナンバーに紐付けし個人の口座に振り込みするようになります。	消防団の報酬が幹事の遣や風俗等に使用されている事案が全国であります。消防団になったら、マイナンバーに記録し消防保険を付けます。更に個人の口座に報酬を振り込むにすれば報酬は助くことができます。	個人	内閣官房 総務省	<p>【内閣官房】 マイナンバー法においては、社会保障、税、災害対策の各分野の行政分野のうち、マイナンバー法で利用を認められている事柄に限り、マイナンバーの利用が可能となっております。</p> <p>【総務省】 消防団員に対する報酬の支給方法については、消防補助法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められています。報酬はその性格上本人に直接支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給するよう、これまで複数回にわたる各都道府県知事及び各市町村長に宛て消防庁より通知を发出しております。</p>	<p>【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第2項、第9条</p> <p>【総務省】 その他</p>	<p>【内閣官房】 貴僚にご意見ありとご報告です。マイナンバーが広範に利用されれば、マイナンバーと紐づいた個人情報が増えたり、不正使用されたりしたときのプライバシー侵害は深刻となります。そこで、マイナンバー制度においては、マイナンバーの利用を社会保障、税、災害対策の3分野を対象とし、マイナンバーを利用できる場合をマイナンバー法で定め、その範囲内においてのみ、マイナンバーの利用が可能としています。何とぞご理解いただけると幸いです。</p> <p>【総務省】 その他</p>	<p>【内閣官房】 制度の現状欄に記載の通りです。</p>	
645	令和3年1月27日	令和3年3月18日	外国人労働者に関する条件・審査に関して	現在、海外からの労働者はビザ取得には、資産、特殊技能及び一定以上の日本語能力が必要とされています。しかしながら受け入れ側に英語ができれば、実用レベルで簡単なテスト出来、滞在中心日本語を学んでもらう方法があると思います。海外では日本語が不慣れな人ばかりです。特に私生活の様々なサービス業は、道端まで外国人労働者の受け入れ事業に私達は大きな事業所です。私達は単に観光観光推進には必要と様々な地域・地域です。私達は単に観光観光推進には必要と様々な地域・地域です。法令の改正に時間がかかるならば、特例またはケースバイケースでビザ給付審査をして頂ける様な、早急な対策のご検討をお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。	私は鳥根県大田市温泉津町で外湯を経営しています。全国各地からの幅広い年齢層の入湯客の他に、コロナ前は海外から(欧州系)のお客様も、典型的な高齢・過疎の地方都市の為、働き手が少なく、また優秀な人材の確保が難しく、事業継続を危ぶまれています。特に私生活の様々なサービス業は、道端まで外国人労働者の受け入れ事業に私達は大きな事業所です。私達は単に観光観光推進には必要と様々な地域・地域です。私達は単に観光観光推進には必要と様々な地域・地域です。法令の改正に時間がかかるならば、特例またはケースバイケースでビザ給付審査をして頂ける様な、早急な対策のご検討をお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。	個人	法務省 厚生労働省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められた在留資格のいずれかをもって在留することとなります。就労活動ができる在留資格は、別表第一の「二」及び五の表に定められています(身分・地位に関する別表第二の在留資格を除く。)。二、及び五の表に定められている在留資格については出入国管理及び難民認定法第七十七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)において定められています。	<p>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七十七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)</p>	<p>実行制度下で対応可能</p>	我が国の外国人労働者の受け入れの基本的考え方は、専門的・技術的分野の外国人については種別的に受け入れることとしており、就労活動ができる在留資格の許可基準については、出入国管理及び難民認定法第七十七条第一項第二号の基準を定める省令において定められており、業務内容は当該基準に適合するものであるが、本件において就労が可能な。別提案の事案において外国人が行う業務としてどのようなものが想定されているかは不明ですが、大半の在留資格では日本語能力は要件として課していません。就労できる在留資格における許可要件としては、学歴要件(大卒若しくはこれと同等以上の教育を受ける等)又は10年以上の実務経験等を求めているものがあります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
647	令和3年1月27日	令和3年4月26日	マイナンバーの取扱いについて	現行、マイナンバーの取得や保管等の取扱いの制限が厳格過ぎて普及が阻害されている。通常の個人情報水準にする方が望ましい。	電子化にマイナンバーが寄与するものと思うものの、各種の制限が、普及の妨げになっていると感じる。視認性がある番号とされている割には、マイナンバーの安全管理措置が厳しく、官民だけでなく本人も扱いを敬遠しているように感じる。マイナンバーが使用できないことから、マイナンバー同様のマイカーIDが使用されることは、制度上問題があるように感じる。暗証番号の初期化は自治体窓口に行かなくてもできるようにした方が望ましい。	個人	総務省 デジタル庁	マイナンバーカードの暗証番号の初期化は、自治体窓口だけでなく、市町村からの委託を受けた郵便局においても行うことができます。また、署名用電子証明書のパスワードは、これに加えて、お近くのコンビニエンスストア等でも初期化・再設定することができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第33条第2項	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載のとおりです。	
648	令和3年1月27日	令和3年2月18日	年末調整の申請（税金関連）に関するお問い合わせ	会社における年末調整の手続きに、紙の提出物が必要ないように制度を見直していただきたい。	会社における年末調整の手続きの際に紙の提出物が不要になれば、オンラインでの手続き完了が可能になり、出社が不要になる。紙の提出物が減るとは、テレワークの推進に繋がります。新型コロナウイルスの感染防止対策にもなる。	個人	財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する控除申告書等申告書などについては、給与等の支払者が、納税者の所得税務署長の承認を受けている場合は、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となっています。※ 令和3年度の税制改正大綱において、「所得税務署長の承認を不要とする措置が明記されています。	所得税法第198条第2項、第7項	対応	左記のとおり、年末調整の際に給与等の支払者に提出する控除申告書については、電磁的方法により提供を受けることが可能となっています。また、控除申告書に添付又は提出の際に提示することとされている控除証明書等のうち、「生命保険料控除証明書」、「地震保険料控除証明書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」、「住宅借入金等に関する場合の所得控除の特別控除証明書」についても、控除申告書を電磁的方法により提供する際には併せて電磁的方法により提出することが可能となっています。なお、年末調整に関する各種申告書等を電磁的方法により提供できるかどうかは、個々の会社の状況により異なると思われるので、必要に応じてお勤めの会社にご確認ください。	
649	令和3年1月27日	令和3年2月18日	未払年金請求手続きの添付書類の再確認一覽図の利用許可	未払年金請求における法定相続情報一覽図の利用許可	法務省に管轄の法定相続情報一覽図は相続の負担軽減の為に定められた制度であります。請求、住民票の更新として作成されます。厚生労働省は、年金未払い請求において、法定相続情報一覽図は相続手続き以外に利用することができないとされており、未払年金等の請求書類として利用不可とし、請求、住民票を要求しています。未払年金請求、相続手続き等あり、専断手続き後に追加し、請求者へ送付を控えています。地方自治体の書類発行手数料確保という観点により、発行書類が少なければ、人員を別の部署に回せることなどの無駄であり、改正すべきです。他省制度は利用しないという観点も行政の負担であります。国民年金法施行規則において、受給者の死亡の当時における受給権者及び請求者の相互の身分関係を明らかにすることができる書類との規定のみで請求住民票とは記載されていません。	個人	厚生労働省	令和2年10月26日から、年金手続のうち、遺族年金、未支給年金及び死亡一時金等の被相続人の死亡に起因する手続の際に、被相続人(死亡者)と相続人(請求者)の相互の身分関係を明らかにすることができる書類として不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)に規定する法定相続情報一覽図の写しを活用できるよう厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第17号)により、関係法令の改正を行いました。国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第25条第2項では、未支給年金の請求の際に提出する請求書には「受給権者の死亡の当時における受給権者及び請求者の相互の身分関係を明らかにすることができる書類」を添付しなければならないとされており、令和2年10月26日から、当該書類として法定相続情報一覽図の写しを使用いただけることになりました。	国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)	対応	左記のとおり、令和2年10月26日から未支給年金の請求の際に、法定相続情報一覽図の写しも添付書類として活用いただけることとなりました。	
650	令和3年1月27日	令和3年2月18日	技術士補の登録について	技術士法「第三章 技術士等の登録」の「第三十二条 2」で「技術士補となる資格を有する者が技術士補となるには、その補助しようとする技術士を定め、登録を受けなければならない。」(一部略)とありますが、補助しようとする技術士を定めるのは不要と考えます。	※「補助しようとする技術士が「技術士補となる資格を有する者」と離れた場所で勤務している」、派遣・請負先の現場で勤務している派遣・請負元会社の技術士を指定し、その名義貸しのような状態が見受けられ、勤務形態や指揮命令系統等の実態とあてはまらないように思います。また、所属会社に帰られないような勤務形態にそっくりと考えます。※「補助しようとする技術士を受め、登録を受けなければならない」の箇所を廃止することで、登録手続きの中間や登録書類の簡略化が図れます。また、「補助しようとする技術士」について、技術士登録内容(技術士登録番号、勤務会社の名称・住所)を調べる手順が省けます。「補助しようとする技術士」の登録内容が古い状態で未更新の場合は、そのままで技術士補を登録できます。勤務会社の名称・住所を更新する必要があります。※現状として、技術士補を登録した人が再就職・転職・移籍などで勤務先を変えた場合、「登録変更届出書」で「補助しようとする技術士」の「変更前」および「変更後」について、技術士登録番号・氏名・会社名・会社住所を記述する必要があります。届出すれば、新旧技術士の技術士登録番号等の調査や変更手続き(書類作成・郵送)の中間コストが省けます。以上、ご検討頂けますと幸いです。	個人	文部科学省	技術士補の登録を申請するにあたって、技術士補となる資格を有する者は、補助しようとする技術士の氏名及び当該技術士の事務所(名称や所在地等)を明記する必要があります。また、登録を受けた事項に変更が生じた場合、遅滞なく届出なければなりません。補助しようとする技術士の変更や当該技術士の事務所(名称・所在地)の変更は登録事項変更事由の1つであり、登録事項変更届出書及び必要書類を、指定試験機関公益団法人日本技術士会に提出する必要があります。	技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第2項、第30条	検討を予定	次期技術士分科会において、技術士補制度を活用するに当たっての制約について調査を行った上で、当該制約を解消する方針の是非について議論することとしております。この度いただきましたご提案につきまして、も議論の一つとして蓄積を行ってまいります。	
651	令和3年1月27日	令和3年2月18日	離婚時の子供の苗字変更手続について	離婚時の子供の苗字変更手続について	私の両親が離婚した際に、父の苗字から母の苗字へ早急に変更したい気持ちがあったのを母が急がしました。しかし、母は大家庭的な家庭裁判所の手続きを取らなければならませんでした。母は離婚の手続きをするだけでも、とても疲れていたと思います。このインターネット中心の世の中であらゆる離婚手続きが一通で子供の苗字変更が済ませられないのか、理由が分らない場合は、別紙でも良いので、一度の機会(離婚した日のうち)に済まそうにしたいです。離婚している友人が数名いますが、同じように子どもの苗字変更の面倒さについて言っていました。是非、改善をお願いします。	個人	法務省	子が父又は母と氏が異なる場合に、子の氏を父又は母の氏に変更するには、家庭裁判所の許可を得た上で、入籍届を出す必要があります(民法第791条第1項、戸籍法第98条第1項)。	民法第791条第1項、戸籍法第98条第1項	対応不可	子の氏の変更のための家庭裁判所の許可は、氏の変更に当たり、父母のその他の関係者との利害調整を行うために必要なものです。そして、子の氏を変更するための入籍届については、家庭裁判所の許可を得た上で届出する必要があります。届出のみで手続を可能とすることは困難です。	







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
665	令和3年1月27日	令和3年2月16日	食品衛生責任者各種講習会のオンライン化の推進	食品衛生責任者講習会のオンライン化の普及・促進 防火・防災管理者講習のオンライン化 建築士定期講習のオンライン化	一部地方公共団体では、食品衛生責任者講習会については、従来の集合型の研修ではなく、Eラーニング方式による開催を行っており、他の講習会についても、動画や書面を活用して事業所などになら新たな知識を習得できる方法にすべくある。定期型に指定された自修・研修などへ出向いて受講しなればならない講習会は事業所にとって負担感が大きく、大人数で集合することによる感染リスクもあるため、いち早く対応すべきである。 〔注〕食品衛生責任者講習会 食品衛生法に基づき、食品衛生事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)にて、食品衛生責任者は、「都道府県知事、指定都市市長及び中核市長(以下「知事等」といふ。)が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めることとなっており、食品衛生責任者本人が、毎年、指定された日時・場所で開催講習会を受講しなければならない。 〔注〕防火・防災管理者講習 大規模・高層の建物の管理権限者に対して、地震等の災害による被害を軽減するため、必要な知識および技術を有する者の中から防火管理者を定め、防火管理業務を行わせることが義務付けられており、消防法上、防火管理者となるには登録講習機関による講習を受ける必要があるとされている。防火講習講習は5年ごとに義務づけられている講習も含め、申込時から消防署の窓口を訪ねる必要があり、2日間にわたり講習会を受講しなければならない。 〔注〕建築士定期講習 建築士法では、建築士事務所に属する一級、二級、木造建築士は、3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う建築士定期講習の課程を修了することとされている。未受講により懲戒処分を受けると、国土交通省ホームページにおいて氏名や登録番号等が公表されるとともに、処分段階は建築士名簿に記載される。	日本商工会議所	総務省 厚生労働省 国土交通省	【総務省】 消防法施行令第3条第1項(1)号 消防法施行令第47条第1項(1)号 【厚生労働省】 食品衛生法第30条の2 一級衛生管理の基準 【国土交通省】 建築士法施行規則第17条 【厚生労働省】 食品衛生責任者講習会については、通知(令和元年11月7日付け生食発1107第1号)において、従来の集合型に加えEラーニングその他の方法の併用についてお知らせしているところですが、引き続き通知を改定してまいります。 【国土交通省】 建築士の定期講習は登録講習機関(1機関)において行われており、令和2年10月26日付通知により、オンライン等での実施が可能である旨、周知したところであります。	【総務省】 現在、防火・防災管理講習のオンライン化については講習の主体となる都道府県、消防本部及び登録講習機関において検討が進められています。 特に、登録講習機関においては、既に受講申請の電子化を導入しており、現在、再講習についてオンライン化に向けた検討を行っていることと、令和3年度(実施年度)上記登録講習機関での検討や他の講習におけるオンライン化の状況を確認して、オンライン講習の課題を洗い出し、導入に向け検討を行っていきます。 【厚生労働省】 食品衛生責任者の講習会については、通知(令和元年11月7日付け生食発1107第1号)において、従来の集合型に加えEラーニングその他の方法の併用についてお知らせしているところですが、引き続き通知を改定してまいります。 【国土交通省】 建築士の定期講習は登録講習機関(1機関)において行われており、令和2年10月26日付通知により、オンライン等での実施が可能である旨、周知したところであります。		
666	令和3年1月27日	令和3年2月16日	新規加入時、預金口座のある金融機関に事前申込みを要する「金融機関口座確認印」の廃止 掛金月額変更申込書、掛金前払申込書など加入後手続きの負担軽減	「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」「小規模企業共済」に係る手続は全て紙であり、電子申請ができない。商工会議所など委託団体で新規加入を行う際、掛金を引き落とす口座のある金融機関で、「掛金口座確認印」の廃止 掛金月額変更申込書、掛金前払申込書など加入後手続きのオンライン化	中小企業倒産防止共済と小規模企業共済に係る手続は全て紙であり、電子申請に対応していません。中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済に加入を希望される方(以下「申込者」)は、委託機関(金融機関、商工会議所等)からお申込みいただきます。商工会議所等で受け付ける場合、事前に申込者に「掛金口座確認印」を金融機関に出したうえで、金融機関は申込者の口座を確認して口座振替設定手続を行った後、「掛金口座確認印」を委託機関に提出していただき、委託機関は申込者の口座を確認して口座振替設定手続を行った後、「掛金口座確認印」を委託機関に提出していただき、委託機関は申込者の口座を確認して口座振替設定手続を行った後、「掛金口座確認印」の廃止と申請手続のオンライン化を図るべきである。	日本商工会議所	経済産業省	掛計に着手	中小規模では、オンライン利用率の上げの基本計画(令和2年12月4日)に基づき、掛金月額変更の申込手続をオンライン化し、掛金の口座振替手続きは令和7年度中にオンラインによる手続きが可能となるように検討を進めています。 【金融機関負担軽減】については、掛金の口座振替手続きのオンライン化の検討に合わせ検討を進めてまいります。 また、「掛金前払申込書」については、オンライン利用率の上げの基本計画にある業務に合わせて、オンライン化の実現に向けて進めています。		
667	令和3年1月27日	令和3年2月16日	税理士の2カ所事務所の設置禁止要件の緩和	税理士の2カ所事務所の設置禁止要件の緩和	「税理士がその職務をテレワークなど在宅勤務とする際、税理士法第40条第3項の「2カ所事務所の設置禁止」に抵触する恐れがあるため、見直しをすべきである。	日本商工会議所	財務省	税理士法第40条第3項	税理士法第40条第3項において、税理士は税理士事務所を2か所以上設けてはならないこととされていますが、例えば、副業税理士が随時的に仕事を自宅に持ち帰り副業業務を執行したり、自宅への来客に対して一時的に業務相談に応じる等の行為を行ったとしても、自宅が外部に対する表示の有無等の客観的事実により副業業務を営むと認められず、同様の状況とはならないものと考えられます。 また、「掛金月額変更申込書」、「掛金前払申込書」については、申込者から委託機関へ提出していたにもかかわらず、提出しなかったとされています。	制度の現状欄に記載のとおり、現行法においても在宅勤務が可能と考えられます。	
668	令和3年1月27日	令和3年11月4日	道路占用許可基準の緩和の恒久化 道路占用許可の申請主体の制限緩和 道路占用許可の手続のオンライン化・ワンストップ化	道路占用許可基準の緩和の恒久化 道路占用許可の申請主体の制限緩和 道路占用許可の手続のオンライン化・ワンストップ化	国土交通省は、新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、路上利用の占用許可基準を緩和して、テイクアウト販売、テラスにおける飲食提供等を時限的(2021年3月31日まで)に認めているが、地域活性化に資する本措置について、制度の恒久化を検討すべきである。 更に、占用許可は元来施設者や民間団体が申請することとなっているが、本制度の一律の活用を促すためにも、個別店舗による申請を認めるように要件を緩和すべきである。 道路占用に当たっては、道路管理者である行政と警察への窓口申請手続のほか、食品営業の場合は保健所への相談・確認が必須となっており、手続が煩雑と認識されている。事業者の負担軽減のため、オンライン化・ワンストップ化の取り組みを進めるべきである。 また、地域によっては、道路使用の際に警察へ提出する誓約書の提出が申請者だけで良いケースがあれば、2週間ことなごで道路の誓約書の提出が必要となるほか、一部の地域では商業および申請者による申請に大きな負担となっている。また、負担が軽減しない手続方法を指摘して示し、事業者の負担軽減を進めるべきである。	日本商工会議所	警察庁 厚生労働省 国土交通省	【警察庁】 道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度であり、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないこととされています。 また、道路使用許可に係る行為が道路法(昭和27年法律第180号)第24条第1項又は第3項の適用を受けるものである場合は、当該道路使用許可に係る申請書の提出は、当該地域の管理者を經由して行うことが必要とされています。 【厚生労働省】 営業許可については、食品衛生法第55条により、営業を営む場合は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等に申請を行うこととされています。 施設の使用については、食品衛生法第54条により条例で規制しに必要基準を定めることとしています。 【国土交通省】 現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の経営を支援するための時限的な特例措置として、地方公共団体(地域住民、団体等)が一体となって取り組む道路飲食店等のイノベーション事業などの路上利用に伴う道路占用許可を当面、いわゆる無条件の基準等によって弾力的な判断を行うこととされています。 また、本年度の道路法改正において、歩行者等の道路空間を確保するため、オープンテラス等の歩行者の利便の増進に資する施設等について、占用許可基準の特例を適用する恒久的な制度として「歩行者利便増進法(道路法改正)を創設して行われます(令和2年11月29日施行)。 このほか、本制度の活用にあたっては、道路占用許可に係る申請書の提出が道路交通法第77条第1項第1号の適用を受けるものである場合には、当該道路占用許可に係る申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を經由して行うことができるとされています。	【警察庁】 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのQチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを使用して、住所変更等の手続のワンストップ化等もしたいと考えています。本種変更の手続のワンストップ化することの可否も含めて、システム連携の在り方については、今後、関係機関と調整してまいりたいと考えています。 【厚生労働省】 食品衛生法第54条(都道府県は、公衆衛生に与える影響が深い営業(食肉処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参照して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。)ことが規定され、この厚生労働省令で定める基準(食品衛生法施行規則別表10)には、常態に関する規定は設けられておらず、 営業許可申請に関する電子申請システム(食品衛生申請等システム)を構築し、令和3年6月1日から運用しております。 【国土交通省】 「道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項及び第78条第2項第3号」 【警察庁】 検討を予定 【厚生労働省】 食品衛生法第54条(食品衛生法の基準) 食品衛生法施行規則別表10 【国土交通省】 道路交通法第3条第1項、第3項、第22条第2項第3号		
669	令和3年1月27日	令和3年2月16日	乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和	乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和	事業者が乗合バスの許可を受ける際には、路線、停留所、運賃等を記載した事業計画を事前に運輸局へ申請しなればならない。申請された内容については、路線・運賃期間が設けられているが、いずれも長期間を要するため、市場や社会情勢に即した柔軟な路線変更や運賃設定等を必要としている。(乗客処理期間) 事業者による変更認可(路線変更)：2カ月、上限運賃料金の認可(3カ月) 利用者のニーズや需要の変化に即応する必要があることから、乗合バス事業者の運行計画・運賃等について、柔軟な変更を可能とするよう許可申請手続の要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	○道路運送法第5条(許可申請)、同法第9条(運賃料)、同法第15条(事業計画承認)、同法第18条の3(運行計画) ○道路運送法施行規則第9条、10条(運行計画)、同規則第15条の4(運行計画届出) ○一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス)の許可申請等については、多くの申請を処理するにあたって必要な業務(新着許可)は、3カ月を定め、申請ごと審査し、許可等を行っております。 一般路線バスは、地域住民の日常生活との関連も極めて密接な公共性の高い事業であること、また、事業者が、基本的に一定の地理的範囲内いくつかの路線を設けて運行することにより利便性が高められるネットワーク型事業であり、突発として地情的急変による運賃及び路線の変更が可能な事業者であることから、公共料金のバス運賃、料金を路線バス事業者が決定する等の事業者側が適切に運賃決定能力があるかどうか、大数の旅客を運送するなどの安全が確保されているか、不測に高い運賃料金の設定が定めていないかを審査する必要があり、許認可処分にあたってその審査に少なくとも一定の期間を定めております。 また、一般路線バスについては、事業者の側から申請したバス路線の変更が認められることや利用者のニーズを踏まえた弾力的な設定が可能となるよう、ダイヤ変更や区間の範囲内での乗降運賃変更を届出制としていることとあり、高運賃バス及び定期観光バスについても、運行計画や運賃設定について届出制としていることとあります。	道路運送法に基づき事業計画の変更等の認可申請については、事業者によるサービスの円滑・確保な提供、利用者の安全・利益の確保等を考慮して、法令上の要件の該当性を確認するため、必要な乗客処理期間を設定して適切に審査し、許可等を行っております。また、事業者の側から申請したバス路線の変更にかたは柔軟なバス運賃の提供が可能なよう、一般路線バスをダイヤ変更や乗降運賃の変更により届出制としています。加えて、輸送需要の急激な増大に高運賃バス(定期観光バス)については、柔軟な運賃設定が認められるよう上限料金の届出制を導入するとともに、路線変更やダイヤ変更等が可能となるよう運行計画について届出制としていることとあります。利用者のニーズや需要の変化に即応した事業者によるサービスの提供が図られるよう、これらの制度について、適切に運用してまいります。		





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
680	令和3年7月27日	令和3年2月16日	出張美容・出張美容業務の申請の簡素化	出張美容・出張美容業務の申請の簡素化	理容所や美容所に行けない特別な事情(疾病、骨折、認知症、障害、要介護状態にある等)がある者については、出張による理容サービスの提供が認められている。出張サービスを行う者には、また、出張場所を管理する保健所に事前の申請を求められるケースが多く、申請に必要な書類については自治体ごとに異なっている。出張簿、免許証の他、健康診断書、結核・皮膚疾患等の伝染性疾患の診断書等、入手に手間や費用を要する書類を求めている自治体もあるが、一方で、申請書類を全く求めている自治体もある。このため、業務マニュアル等を通じて、一定の衛生措置を確保できる場においては、出張美容の申請に関する書類を大幅に簡素化すべきである。 (注)出張美容の申請書類の例(埼玉県)：出張美容師、役員等の消毒方法の概要を記載した書類、免許証の原本と写し、健康診断書、結核・皮膚疾患等の伝染性疾患の診断書(品川区、大塚前一部地域)：理容師・美容師の資格があれば、届出等の手続は不要	日本商工会議所	厚生労働省	「出張美容・出張美容に関する衛生管理要領」(平成19年10月4日付け健康第1004002号厚生労働省健康局長通知)において、出張美容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例又は要綱等を制定することを求めている。申請に必要な書類については、定めていません。	「出張美容・出張美容に関する衛生管理要領」(平成19年10月4日付け健康第1004002号厚生労働省健康局長通知)	現行制度下で対応可能	左記の取り扱ひのとおり、申請に必要な書類については、定めていません。なお、各地方自治体の出張美容・出張美容に関する条例等の制定状況については、令和元年度全国生活衛生・食品衛生関係主要部長会議等において自治体と共有しています。さらに、令和2年度の国会議員の国会議員には、申請に必要な書類について改めて精査することにつき、自治体に助言する予定です。	
681	令和3年7月27日	令和3年2月16日	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃	法人設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による届出前の定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっている。他方、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、共同会社の原始定款については届出前の認証は不要とされていることから、公証人による定款認証の形骸化しているの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃すべきである。なお、既に公証人による定款認証の廃止が実現しない場合においても、その手数料(5万円)については、創業者によって大きな負担となっているため、その積算費を徹底的に検証した上で、早期に引き下ろすべきである。	日本商工会議所	法務省	株式会社及び一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。 ・公証人の行う定款認証の手数料は5万円とされています。	会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条、公証人手数料令第35条	対応不可	公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する基本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうかや、記載内容の会社法等への適合性を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしている。このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人についてその設立の適正さを確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考えられます。定款認証については、法的ノウハウとしてその機能が果たされるよう、利便性向上や代位的課題への対応のための取組を不作為に行っており、最急の取組としては、平成30年11月以降、定款認証に際し設立される株式会社等の実質的支配者についての申告を公証人から求めることと、また、平成31年3月29日以降、電子定款等を利用した完全オンラインにより定款認証を行うことが可能にあり、令和2年5月11日からは、電子定款等の利用可能範囲を拡大しています。その手数料に関しては、公証人は、嘱託人から受ける手数料のみを収入としているところ、公証人が受ける手数料は、事務内給与や当業者の受ける利益を基礎として、物価の状況等も考慮して政令(公証人手数料(令和2年政令第24号))で定められています。そして、上記制度の果たしている役割や現行の物価水準が現行手数料を定めた平成5年から約4.5%上昇していることを踏まえると、手数料額は適当であると考えられますが、今後も不測に見直しを要するを検討してまいります。	
682	令和3年7月27日	令和4年12月14日	企画業務型数量労働制の対象業務の拡大	企画業務型数量労働制の対象業務の拡大	経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化、更にはコロナ禍を契機としたテレワークの普及等に伴い、同制度の対象業務が限定的であり、ホトホトカラーの業務の複合化等に対応できないといった課題が生じていることから、対象業務の拡大を早期に実施すべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	企画業務型数量労働制については、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」である。当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に、使用者が具体的な指示をしないこととする業務を対象業務としてとらえる。	労働基準法第38条の4第1項	検討し着手	数量労働制を含めた労働時間制度のあり方については、労働省による検討会が、実証調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえた検討を行い、令和4年7月に報告書が取りまとめられました。現在、労働政策審議会労働条件分科会において報告書の内容を踏まえた議論が行われています。数量労働制を含めた労働時間制度のあり方に関する調査や労使双方から有益な制度として活用されるよう、引き続き丁寧な検討を進めてまいります。	◎
683	令和3年7月27日	令和4年12月14日	高度プロフェッショナル制度の普及・定着促進	高度プロフェッショナル制度の普及・定着促進	労働基準法第41条の2に規定されている「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間ではなく成果で評価する柔軟かつ創造的な働き方であり、労働者の意欲や能力が十分に発揮されることにつながるから、働き方改革や生産性向上にも資する制度である。本制度の対象労働者は、労働基準法で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定の対象外となるが、健康管理時間に基づく健康確保措置等を講ずることが義務付けられていることから、対象労働者の健康確保に留意された制度になっている。更に、本制度の適用にあたっては、対象労働者の同意が必要であるとともに、同意の撤回に関する手続も規定されている。本制度は昨年4月に施行されたが、本年9月末時点で22件・858人の制度導入にまで至っている。本制度は、対象業務や対象労働者、資金額等、多岐にわたる要件が課されていることから、本制度の目的や内容、手続き等について、労使がよく理解し、適切に導入すること期待されている効果は発揮されるよう、一層の認知拡大をすべきである。また、「働き方改革関連法」の附則第12条では、施行後5年を目途として必要に応じた措置を講ずるとしているが、本制度は新たに創設された働き方であることから、期待されている効果が発揮されるよう、制度導入が少数にとどまる要因を逐一分析し、必要と認められる場合には関係者の真摯な協議を経て、要件・手続等について適切かつ速やかに見直ししていくべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	高度プロフェッショナル制度は、高度専門職の方に対し、健康をしっかりと確保した上で、仕事の進め方や働く時間等を自ら決定し、その意欲や能力を有効に発揮することを認める制度として設けられました。同制度は、高度の専門的知識を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労働政策委員会の建議及び労働者本人の同意を前提として、年間104日以上の日曜保障措置や健康管理時間の状況に合わせた健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。	労働基準法第41条の2	検討を予定	高度プロフェッショナル制度については、制度が適正に運用されるよう、都府県労働局に高度プロフェッショナル制に関する専用相談窓口を設けているところですが、フリーレント等を活用して導入の流れや対象について分かりやすく説明する等、今後も制度の導入を検討する企業に対し、相談・支援に丁寧に取り組んでまいります。また、事業等の実施を踏まえて、労使と十分に話し合った上で同制度を導入していただくことが重要であり、真正に必要な方と同制度を有効に活用していただくことを考えております。働き方改革関連法の附則第12条において、施行後5年を目途として、現行制度等と比べて労使双方が納得し、労使双方が納得して導入すること、制度の適正な運用を確保しつつ、引き続き、運用実態の把握を図ってまいります。	◎
684	令和3年7月27日	令和5年1月20日	災害発生など緊急時における「年次有給休暇の取得義務化」の適用除外	労働基準法第33条の適用拡大	労働基準法第33条は、突発的な事故への対応を含め、事前に予測できない災害その他避けられない事由(「ユーザー」の攻撃によるシステムダウンへの対応や大規模ITインフラへの対応)については、労働時間の延長の対象となる事を規定しており、「事前の労働の上乗せ制」の下においても、本規定は適用されることになっている。しかし、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内の日で休暇を取得させる必要がある「年次有給休暇の取得義務化」には本規定が適用されず、仮に最終月に緊急事態が発生し、5日うちの1日でも取得ができずに違反となった場合には、罰則が科せられてしまう恐れがある。災害対応等におけるITインフラの緊急対応に準ずる対応等やむを得ない場合には、「年次有給休暇の取得義務化」についても本規定を適用すべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	使用者は、その雇入の日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10日間の年次有給休暇を有さなければならないとしております。また、2014年1月1日から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられています。	労働基準法第39条	現行制度下で対応可能	年次有給休暇は、労働者の心身の疲労の回復や、ゆとりのある生活の実現に資する観点から設けられていた制度であり、その取得促進の観点から、使用者が年5日の年次有給休暇を時季指定することを義務づけているのですが、労働者に付与される10日の年次有給休暇の取得されるよう、計画的に取得を進めていただくようお願いしております。計画的に取得を進めていただくためには、例えば、基準日による年次有給休暇取得の計画を作成して取得時季の調整を行う消し方、基準日より一定期間が経過したタイミング(半年後など)で年次有給休暇の請求・取得日数を日単位とされている労働者に対して使用者から時季指定を行っていたり、または前掲の付与日制度(計画年度)を活用していただき、就業規則による規定と労協協定の締結により取得時季に計画的に付与していただく労使連携の働き方等も有効です。取得を進めていただくための方法については、引き続き周知に努めてまいります。なお、一般的には、別質問のような場合には、大規模災害等の発生という事情に照らして柔軟に対応することになるものと考えているところです。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
685	令和3年1月27日	令和3年2月18日	特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大および在留申請手続の簡素化	特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大および在留申請手続の簡素化	特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行って十分な人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、特定技能1号は14分野、特定技能2号は1号の14分野のうち建設、造船・船用工業の2分野が受入れ対象分野となっている。 政府は昨年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の骨子について」において、当該分野を所管する行政機関から有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計、業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば、法務省は制度の運用状況等を踏まえつつ関係行政機関と協議し、受入れ分野の追加について十分な検討を行う旨を定めている。 当所が本年7月～8月にかけて中小企業に対して実施した「多様な人材の活躍に関する調査」で、特定技能外国人材を既に雇用している企業および受入れに関心がある企業等に対して、政府が実施すべき取り組みについて尋ねたところ、34.0%の企業が外国人材の受入れ対象分野の拡大を希望しており、昨年7月～8月に全国15箇工場の工場所に対して実施した「外国人材の受入れに関するアンケート」では、特定技能1号の追加希望分野・業種として下記が挙げられている。 本制度により外国人材を受入れた後も、生産性向上や国内人材の就業促進に係る取り組みを継続して行っていくことが不可欠であることは言うまでもないが、構造的な問題である深刻な人手不足に適切に対応するために、法務省出入国在留管理庁および関係省庁は人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、受入れ対象分野の追加に関する検討を行うべきである。 また、法務省出入国在留管理庁は、外国人材の受入れに係る在留申請手続について、出来るだけ簡素化するとともに、オンライン申請の利用を促進された。 【各地農工農協所から追加希望がある分野例】 ○林業 ○建設業（とび作業、防水施工作業等） ○印刷業 ○ビルメンテナンス業 ○製造業（金属製品、紙加工品、ゴム製品、飲食料品、自動車部品、繊維、陶磁器等） ○建設業 ○運輸業（トラック、タクシー、水運業） ○畜産業 ○卸売業（飲食料品、鮮魚） ○小売業（コンビニ、スーパー） ○農業物販理業	日本農工農協所	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	特定技能の分野追加に当たっては、分野を所管する行政機関から、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってほしい。当該分野の存続・発展のために外国人材の受入れが必要であることを具体的に示された後、法務省等の制度関係機関において検討を行うこととなります。	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日閣議決定） 外国人材の受入れ、共生のための総合的対応策（令和2年度版） 令和2年7月17日、関係閣僚会議決定	移行制度下で対応可能	【法務省】 法務省としては、分野を所管する行政機関から分野追加の申入れがあれば、関係機関と協議し、十分な検討を行ってまいります。 【厚生労働省】 【ビルメンテナンス業】 ビルメンテナンス業は、ビルクリーニング業務のほか、持水清掃、排水清掃、空気環境測定業等、多岐にわたるため、業種のビルメンテナンス業がどの業務を希望するのが明らかではありませんが、厚生労働省としては、業界団体からの要望や人手不足の状況等を踏まえ、必要に応じて分野追加の検討をまいります。 【農林水産省】 【卸売業（飲食料品、鮮魚）】 卸売業（飲食料品、鮮魚）においては、保管施設内でのピッキング業務や配送業務等の一部の業務において人手不足の状況であり、一定の日本語能力を有する外国人材の雇用には関心があるものの、業界団体からの要望は上がってきておりません。農林水産省としては、引き続き関係業界の意向を把握し必要な対応を行ってまいります。 【林業】 林業に就労する外国人材については、現在、外国人技能実習1号によるものなどその数は少なく、特定技能としての受入れを行政機関では見込んでおらず、林野庁としては、まずは外国人技能実習制度での受入れが可能となるよう、その評価試験としても活用可能な技能検定制に林業分野を追加する業界団体の取組を引き続き支援していくこととしています。 【経済産業省】 【印刷業】 印刷業においては、新型コロナウイルス感染症拡大による足下の雇用情勢も見極めつつ、業界団体とも連携して、分野追加の必要性を検討してまいります。 【製造業（建設業を含む）】 製造業（建設業を含む）においては、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢への影響が見られることから、引続きその状況を注視するとともに、業界団体と連携して分野追加の必要性を慎重に検討してまいります。 【小売業（コンビニ、スーパー）】 小売業（コンビニ、スーパー）においては、従来から人手不足が深刻な状況が続いていたことから、デジタル投資による省人化の取組状況や新型コロナウイルス感染症拡大による足下の雇用情勢も見極めつつ、業界団体とも連携して分野追加について検討しております。 【国土交通省】 【建設業（とび作業、防水施工作業等）】 建設分野の取組は現在18職種あり、「とび作業」も含まれております（職種「とび」）。 防水施工作業については、当所において、全国団体である（一社）全国防水工事業協会に継続的にヒアリングしており、関係会からは、特定技能外国人材の受入れについて前向きに検討していると聞いており、国土交通省としては、関係会より特定技能外国人材の受入れを希望する意向が明確に示されれば、法務省と調整する予定です。 【運輸業（トラック運送業、タクシー業、内航海運業）】 トラック運送業においては、運転以外の様々な作業内容や輸送品目ごとの実情も踏まえ、外国人材の受入れについて業界内で議論を深めていくと聞いており、国土交通省としても、業界内での検討状況を注視しつつ、適宜助言等の対応をまいります。 タクシー業においては、労働力確保策の一環として、外国人材の受入れについて議論を深めていくと聞いており、国土交通省としても、業界内での検討状況を注視しつつ、適宜助言等の対応をまいります。 内航海運業においては、国内人材確保・定着に向けた取組等が進められているところであり、国土交通省としても、業界内での状況を注視しつつ、適宜助言等の対応をまいります。 【倉庫業】 倉庫業界においては、外国人材の受入れを含む多様な人材の活用可能性について業界内で議論してきていると承知しており、国土交通省としても、業界内での検討状況を注視しつつ、適宜助言等の対応をまいります。 【環境省】 【農業物販理業】 農業物販理業については、業界団体である公益社団法人全国産業資源循環連合会において、外国人技能実習制度の対象職種への追加を目指していること承知しており、環境省としては、特定技能の分野追加について、業界内での検討状況を注視し、技能実習制度の対象職種への追加に係る状況を踏まえつつ、今後検討してまいります。	
686	令和3年1月27日	令和3年2月18日	在留資格「特定活動」の許可要件の緩和	在留資格「特定活動」の許可要件の緩和	「常勤雇用（正社員・契約社員）」日本の大学を卒業・大学院を修了「一定以上の日本語能力」「日本人と同等以上の報酬」「日本語を用いたコミュニケーションを必要とする業務」「大学で学んだことを活かせる業務」であることなどを要件とする在留資格「特定活動」（令和元年5月30日公布）施行、留学生の就職支援に係る4年計画について、求める日本語能力が高すぎることから、日本国内で就職したい日本の大学を卒業した外国人留学生の採用に支障が出ている事例が発生している。 移行、「日本語能力試験N1またはB1ビジネス日本語能力テストが480点以上であること」とする要件について、例えば日本語能力試験N程度の日本語能力に緩和すべきである。	日本農工農協所	法務省	番号163の回答をご参照ください				
687	令和3年1月27日	令和3年2月18日	離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し	離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し	離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制は、派遣を悪用した労働条件の引き下げを予防するためのものである。しかし、この規制により、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内は、在職していた企業で派遣労働者として働くことができない。 このような状況は、就業希望者のニーズに、就業機会そのものを阻害していることから、同規制は緩和・廃止すべきである。	日本農工農協所	厚生労働省	労働者派遣法第40条の9は、派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、派遣先は離職の日から1年を経過する日まで期間は、雇用の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要がある者として厚生労働省令で定める者（60歳以上の定年退職者を除き、派遣先において当該派遣労働者の業務の提供を受けてはならないこととされています。	労働者派遣法第40条の9は、一度離職した労働者を再度派遣労働者として受け入れることは離職の事由にかかわらず本来も雇用関係が断絶した労働者に置き換えていたものといえることから、離職の事由を限定せず禁止するものとしたいものである。 この点については「労働者派遣法に関する議論の中間整理」（令和2年7月14日労働力需給制度部会）において、「当該規制の措置は少ないものの、その離職前の状況は、雇用形態が正社員以外が多く、勤務年数が長年が多く、離職理由は自己都合又は雇用期間満了による離職が多かった。こうした状況を踏まえ、当面、現行制度を維持することが適当であるが、労使からの意見も踏まえ、必要な情報の収集を図りながら、今後改めて制度の見直し方について検討することが適当」とされたところである。 この整理に基づき対応してまいります。	検討を予定		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
693	令和3年2月15日	令和3年3月26日	NHKの受信契約について	NHKを受信契約に付随して、NHKを受信料を支払わなければならないとある。かつて、NHKは正真正正な情報であり、受信料を支払う明確な理由があった。しかし、現在は情報の入りにNHKを見ることが無くなった。そもそもテレビすら見なくなったにも関わらず、契約義務だけが形骸化して残っているのは大問題だ。現在、テレビを所持していても携帯電話やパソコンの所持だけで契約を迫られる。他のテレビ局同様スクランブル放送をすべきなのだ。	NHKの受信契約には問題がある。放送法には、受信できる機器を持っていれば、NHKに受信料を支払わなければならないとある。かつて、NHKは正真正正な情報であり、受信料を支払う明確な理由があった。しかし、現在は情報の入りにNHKを見ることが無くなった。そもそもテレビすら見なくなったにも関わらず、契約義務だけが形骸化して残っているのは大問題だ。現在、テレビを所持していても携帯電話やパソコンの所持だけで契約を迫られる。他のテレビ局同様スクランブル放送をすべきなのだ。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのが前提であることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあく日本全国において受信できるように置かれていく中で良い放送番組による国内放送を行うという公共放送の基本的役割にないものであると考えます。	
694	令和3年2月15日	令和3年3月9日	印鑑禁止（実業遺言書）	本人のサインでなく、本人から無印で、勝手に押印すれば、詐欺に使用される為(特に認知症患者)	日本の場合、多数の犯罪事例(親族の財産詐取)が行われているが、同様の事(特に日本の場合は長男)による犯罪が多い。特に、認知症になる途端持っているらしい、認知症になった高齢者を狙い、「この文章を写す様」に、意図的な多数の方法で、高齢者の意思を奪った状態を作り上げ、更に実家に来る、親の印鑑の場所を知っている為、何時でも、本人の許可なく、印鑑を取り出して、押すことが出来る。また、委任状なども、親の字を真似て、作成しておいて、勿論その際にはいつもの様に、印鑑を勝手に使用するらしいです。これは、友人達が経験した事です。裁判では、強要しているに子など無いため、立証出来ずに、裁判で負けてしまい、詐欺を連続する息子が勝利してしまっています。日本は、かなり欧米の進んだ立法法律から遅れているそうです。多くの人達が日本人が、寺迄この様な被害にあっている、未だに被害を繰り返しているそうです。以上の事例から、遺言書の印鑑押印は必要ありません。	個人	法務省	遺言については、大きく、自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言の3つの作成方式があり、いずれの方式においても証書に遺言者本人の署名及び押印が必要とされています。	民法第988条、第989条、第970条	事実確認	遺言書の作成に当たっては、遺言者本人の真意に基づいて遺言がされることが重要です。民法では、普通方式の遺言として、自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言の3つの方式を定めていますが、いずれについても本人の真意に基づいて遺言されたものであることを担保するために、証書に本人の署名及び押印を必要としています。このように、現行制度下、遺言書の作成に当たっては、押印のみならず、署名(サイン)もなければならず、これにより、親族等が本人になりすまして遺言書を偽造することを防止することとなります。このほかにも、自筆証書遺言においては全文を本人が自筆しなければならないとすると、公正証書遺言及び秘密証書遺言においては、公証人が関与すること等によって、本人の真意に基づいて遺言が作成されることを担保しています。また、これらの方式に比べて遺言書であっても、遺言者が、認知症等によって遺言の内容・効果を理解する能力を失ったときには、当該遺言は無効となります。	
695	令和3年2月15日	令和3年3月9日	防火設備と消防設備の所轄・法律が別になっているのはおかしい	防火扉と火災報知設備は連携して動作しているのに、報知器は消防設備(消防法)、防火扉は防火設備(建築基準法)と別区分になっている。	築40年以上の賃貸マンションに住んでいます。防火扉の劣化に伴い、1年以上前から何度も、火災でもないのに、防火扉が勝手に開閉し、深夜・早朝に警報が鳴ることに悩まされています。しかし、管理会社は対応してくれず、消防署に連絡しても、防火扉は管轄外ということで、管理会社に指導ができない、と消防設備と防火設備の管轄と法律を一つにまとめるべきです。	個人	総務省 国土交通省	自動火災報知設備は、火災の発生を早期に感知し、火災が発生した旨を建物の関係者に早期に報知することで、避難や初期消火等を有効に行うことを目的として設置されています。また、建築基準法で規定される防火扉と連動している場合があり、この場合は、自動火災報知設備が火災を感知した旨の信号を防火扉に送信し、防火扉が作動する仕組みとなっています。自動火災報知設備の設置経緯によっては、火災でないにもかかわらず自動火災報知設備の感知器が作動する場合がありますが、このような場合は、原因に応じて適切な感知器の設置等の対策を実施するよう消防本部等から指導を行うこととなります。なお、建築基準法違反については、特定行政庁から指導を行うこととなりますが、建築基準法違反のうち、防火扉の不備等の防火に関する規定に関する違反については、消防庁が赤十字マニュアル(立入検査マニュアル)において、消防本部等から特定行政庁に通知することとしています。また、火災の予防に危険であることと認められる場合や消火、避難その他の消防の活動に支障となると認められる場合等においては、消防長・消防署長は、消防法の規定に基づき、改修等の必要な措置を命ずることができることとされています。	消防法第5条 消防法第17条の4 自動火災報知設備の非火災対策の推進上の留意事項について(通知)昭和44年11月8日付け消防予第148号 立入検査マニュアル及び違反処理マニュアルにおいて、消防本部等から特定行政庁に通知することとしています。また、火災の予防に危険であることと認められる場合や消火、避難その他の消防の活動に支障となると認められる場合等においては、消防長・消防署長は、消防法の規定に基づき、改修等の必要な措置を命ずることができることとされています。	現行制度下で対応可能	自動火災報知設備の設置環境によっては、火災でないにもかかわらず自動火災報知設備の感知器が作動する場合がありますが、このような場合は、原因に応じて適切な感知器の設置等の対策を実施するよう消防本部等から指導を行うこととなります。なお、建築基準法違反については、特定行政庁から指導を行うこととなりますが、建築基準法違反のうち、防火扉の不備等の防火に関する規定に関する違反については、消防庁が赤十字マニュアル(立入検査マニュアル)において、消防本部等から特定行政庁に通知することとしています。また、火災の予防に危険であることと認められる場合や消火、避難その他の消防の活動に支障となると認められる場合等においては、消防長・消防署長は、消防法の規定に基づき、改修等の必要な措置を命ずることができることとされています。ご提案の事案については、消防本部等において適切に指導することも、必要に応じて特定行政庁と連携することで、適切な対応が可能であると見られます。引き続き、適切な指導及び特定行政庁との連携がなされるよう、消防本部等に働きかけてまいります。	
696	令和3年2月15日	令和3年3月9日	タクシー運賃について	タクシー運賃は国の公定幅運賃の範囲で決めることになっています。公定幅運賃の範囲を拡大するほど業態に対応していたらいいと思えます。	航空運賃LCCなど多様な運賃が認められています。タクシー協会は待遇改善のため料金を申請しようと考えていますが、利用者が減少すれば何にもなりません。それならば歩合給を主とした賃金体系を改める時だと思います。大学生を採用、初年から高収入と募集していますが、生運賃で考えればそうでもないでしょう。地方法定経営が悪い、人が集まらない、四捨地方タクシーがなくなったりあります。駅前で待機させるが、電話注文で待つだけで、料金を命で考える時だと思います。国や昭和40年代頃低賃労働者を雇うと企業としてタクシー参入を許可した。今タクシーは運賃、賃金体系、地域との台数も考える時だと思います。運賃幅がひろければ公共交通機関として利用されると思っています。	個人	国土交通省	タクシーの運賃については、標準的な経営を行っている事業者の原価を基礎として総括原価を算出し、これに見合ように運賃水準(運賃幅)を設定しております。	通達「一般乗用旅客自動車運賃事業の運賃及び料金に関する制度について」 通達「一般乗用旅客自動車運賃事業の運賃及び料金に関する制度について」 通達「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」	検討を予定	利用者の多様なニーズに応え、更なる利便性の向上を図るため、2020年11月に運賃料金の変動制度(つまり乗車したところであり、今後、本制度の運用状況や利用者のニーズ等を踏まえながら、運賃の変動制度を導入することができない、業界とも検討を促してまいります。	
697	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国立研究開発法人への個人から寄附申込の承認手続きを簡便化して欲しい。現在の手続きは1申込書に押印郵送 2本人から許可書を郵送 3届出 4領収書郵送 国立研究開発法人への寄附の申込、承認申請が存在しないので、国立研究開発法人でも必要不可欠ではない承認手続きは廃止すべきである。ただし、寄附金の用途を限定した使途特定寄附金などがあるため完全廃止が難しい場合は、せめてペーパーレス化はして欲しい。	個人にとって申込用紙をダウンロード・印刷・記入・押印・郵送というプロセスは敷居が高いため、これを撤廃することにより個人から研究機関への寄附の活性化が見込まれる。特に、広く寄附を募る余力のない研究機関にとって、効果が高い。また、個人が教育目的の助産寄附をするだけでなく、法人から許可を得るのに4〜5週間かかる。この手続きを廃止すれば、法人にとってむしろの寄附、許認可等取寄情報の届出ることが出来るので、寄附金が多くなる研究のために有効に役立つ、日本の科学技術の発展に繋がる。	個人	内閣府 総務省 文科科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	国立研究開発法人への寄附金の受付方法について、寄附申込書の押印郵送を求める規制の種類はなく、ホームページ上におけるオンライン手続きなどの簡便な手続きで寄附を受け付けている法人もある状況です。	現行制度下で対応可能	寄附手続きの簡便化に向け、オンライン手続きのみで手続きを完了させた方法等の好事例をまとめ、2021年年度末までに国立研究開発法人に展開し、一層の簡便化を促します。			





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	制度の現状	所管省庁の検討結果	当該法令等	対応の分類	対応の概要	ワーキンググループにおける取組方針
708	令和3年2月15日	令和4年10月12日	ドローンに関する航空法の規制・安全周知に関して徹底して欲しい	現在ドローンの国の法律や規制について国土交通省のサイト <a href="https://www.mit.go.jp/koku/koku10/000003.html">https://www.mit.go.jp/koku/koku10/000003.html</a> で掲載されていますが、マニュアルや規制の記載場所がわかりにくい、バラバラ、新着情報が更新されない、読者の内容理解(ロードマップ)、内閣府の各型無人機に関する関係省庁連絡会議と連携があまりありません。ドローンは様々な分野で検討が進められているにもかかわらず安全管理・法規制に関して周知徹底がされていないのが現状です。このままでは死亡事故が多発します。法規制の周知徹底のためのサイトの見直しと情報掲載の改革をお願いします	私は愛媛で、えひめドローン安全協議会という任意団体の事務局を運営しておりますが、未だにドローンの許可はどうかとこればかり、どうやらドローンを飛ばすはよくなるから、どこでも飛ばせば早く入るから、などの問合せが多くなります。国土交通省に関し合わせた愛媛の方が当会を紹介されたこともあるそうです。将来的な許可に向け、安全なチェックリスト、本道にドローンに関する知識を持つ者が許可を得ることのできるような仕組み(民間学校に短期講座)がほしいと思っています。また、ドローンに関する知識が乏しいパイロットが多い飛行資格を得るためのオンライン講習なども実施してもらいたい。十分な知識技術が無く立ち回る学校を統制して欲しい。そのためにはまず、現状の簡易なだけのサイトは速やかに改善すべきだと思います。	個人	内閣府 国土交通省	【内閣府・国土交通省】 現在、国土交通省のホームページ( <a href="https://www.mit.go.jp/koku/koku10/000003.html">https://www.mit.go.jp/koku/koku10/000003.html</a> )では、無人航空機の飛行ルール、飛行についての許可・承認手続、飛行実績等を掲載し、利用者に向けた情報の通知等を行っています。 また、2022年4月より、内閣府のホームページにおいて、ドローン情報共有プラットフォーム( <a href="https://www.cas.go.jp/aisaku/dronepatform/index.html">https://www.cas.go.jp/aisaku/dronepatform/index.html</a> )を構築し、ドローンの多様な分野における利活用の促進を図ることを目的に、ドローンに関する国の関連部署や自治体と主な取組等を掲載しています。	【内閣府・国土交通省】 いただいたご意見も踏まえ、効果的に情報発信が観点から、2022年6月に国土交通省のホームページをリニューアルしたほか、継続的に掲載内容の更新を行っております。引き続き、分かりやすいホームページの作成、情報の周知等に努めます。 なお、ドローン情報共有プラットフォームについても、引き続き、情報の更新を行ってまいります。				
709	令和3年2月15日	令和3年3月9日	法人税の別表様式e-tax別表・所得税のPDF添付の不具合改善	・法人税の税額控除関連の別表6 関連について、同じ内容の別表の名前が変更されているため混乱の要因になるのでやめてほしい ・前年と同内容の別表が毎年5-9月の間e-tax対応不可となるのは非効率なのでやめてほしい ・取り下げ等の所定式でないもe-tax対応で提出できる仕組みを作してほしい ・所得等の発生年度繰越控除から繰り越す通知の添付が原本確認しか受け付けられないのは効率的でないのでPDF添付できるようにしてほしい(その際別表作成の別明細書も同時)・所得税のe-tax作成コーナーで外注委託を公募するが3年くらいは仕様が変わるからその間は効率なので基本部分は変えなくてほしい	税理士事務所等で勤務して通常業務で非常に非効率に思える部分です。改善すればオンラインでの行政手続の推進にもつながり、役所としても効率がいいのではないのでしょうか？3年ごとに新しい仕様にするのは税金の無駄だと思います。	個人	財務省	・法人税の税額控除関連の別表については、税額控除制度ごとに定められているものであり、名称によって別表の内容が異なっております。 なお、これらの別表については、毎年度の税制改正を踏まえて改正を行っております。 ・法人税の確定申告書別表のe-Tax対応については、システム改修に期間を要することから3年(5月、9月、1月)に分けて、システムリリースしているため、時期によっては電子データ(XML形式)による提出ができない別表があります。 ・法令に基づく税額控除の申請及び届出のうち、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による提出の入力フォームが用意されていないものは令和3年1月より国税電子申告・納税システム(e-Tax)でイメージデータの送信による提出が可能となっております。 ・所得税等の確定申告書とe-Taxで提出する場合において、医療費通知を用いた医療費控除の適用を受ける際は、医療費通知(データ)を申告書データとともに送信する必要があります。 ・所得税等の確定申告書とe-Taxで提出する場合において、医療費通知を用いた医療費控除の適用を受ける際は、医療費通知(データ)を申告書データとともに送信する必要があります。 この点、税制改正に伴い、令和4年1月以後の確定申告では、e-Taxにより医療費通知の記載事項を入力して送信することで、医療費通知(書面)の添付などによる提出が必要となります。 なお、申告書とe-Taxで受領する際、税法に基づき申告書等に添付するべきとされている事項については、データでの入力が可能であり、申告書等に添付すべきとされている明細書についても、申告書と同一ファイル形式で作成又はイメージデータ(PDFファイル)を申告書等データと併せて送信することが可能となります。 ・国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーは、例年、税制改正の内容や毎年実施している利用者アンケート及び国税庁ホームページに掲載されるご意見等に基づき、利用者の皆さまの利用状況(ニーズ等)を踏まえ、確定申告期に向けて開発を進めています。 システム改修の場面においては、前年までの操作性を考慮しつつも、上記の点を踏まえ、仕様を大きく変更せざるを得ない場合があります。 今後とも、確定申告書作成コーナー利用者の方の利便性向上等のため、開発を進めますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	・法人税法施行規則 ・所得税法施行令47条 ・別表 ・検討に着手 ・その他 活用した行政の推進等に関する省令5条	・制度の現状欄に記載のとおりです。 e-Taxでは、各別表の入力内容について、整合性が取れているかなどチェックを実施しております。 各別表について、税制改正による改修対象となるかどうかを確定するためには、整合性チェックの有無など、幅広い範囲の確認が必要となるため、一定の期間を要します。 そのため、過去の使用実績に反し、従前の高い確定申告書別表から順にシステム改修を行っており、時期によっては電子データ(XML形式)での提出ができない別表がありますが、e-Taxでの作成できない別表については、平成31年4月1日以後発生事業年度等分からは、e-Taxにおいてイメージデータ(PDF形式)による提出が可能となっております。 ・法令に基づく税額控除の申請及び届出についても、今後、国税電子申告・納税システム(e-Tax)でイメージデータの送信による提出が可能であるような必要な様子をみてまいります。 ・制度の現状欄に記載のとおりです。			
710	令和3年2月15日	令和3年6月16日	コロナ禍における大学非正規雇用の5年雇止めルール一時凍結	コロナ禍において、大学や附属病院で非正規雇用で検査や研究、またその補助業務に携わる方々の役割の重要性が高まっている。5年雇止め(6ヶ月クレンジング)を取る場合、代替の人を入れる、また6ヶ月間の別の職場へ携行する事で感染リスクを飛躍的に上昇してしまっている状況のリスクも高まる。この凍結を遂行すれば、今後数年は年雇止めを大学に限りは認めず、外雇費が極大に増加しているというクレンジングアップし、非正規雇用者による不安にさらされてしまった。研究機関や大学病院はコロナ禍に打てる最前線の一つで、そこをルールで凍結できただけで効率よく守れるため是非実施してもらいたい。	大学の資金が安定的な運営費交付金から競争的資金になった事により、年ごとの資金が不確実になったため、現在大学の事務、研究、また別府医政院などの検査に携わる人も非正規雇員の比率が著しく高まっている。多くの非正規雇員が、こうした背景を理解し、常勤職への変更を申し出る事なく、5年雇止めルールを遵守されている。多くの方が、平時では5年で雇い止めにした場合、6ヶ月のクレンジング期間を長期間の休職に充当していただいている。しかし、現在のコロナ禍において、研究機関や附属病院の検査、事務、情報に関するすべての非正規雇員が感染拡大防止のためのルールを遵守し、県外移動などもせずに責任ある仕事を遂行していただいている。こうした方が6ヶ月間のクレンジングで外部の仕事に携わり、再度復帰される場合、感染を研究所や院内に持ち込むリスクは高く、またクレンジングアップの検査や研究の停止はコロナ禍において大きな損失である。そこで、コロナ禍の現在だけで6ヶ月雇い止めのルールを各大学に凍結する。すなわちクレンジングアップ期間を設けずに契約期間が延長できるようにすることを要請してもらいたい。この要請により、今冬に来ることが恐れられているインフルエンザとコロナの感染拡大に對抗する最前線の要請が可能となる。喫緊の課題であるため、最優先課題として検討していただきたい。	個人	厚生労働省	労働契約法第18条において、同一の使用者との間で継続した二以上の有期労働契約の連続期間が五年を超え労働者が、当該使用者と対し、既に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労働が提供される期間のある労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすことと規定されています。 また、同条においては、無期転換後の給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となることが規定されています。	労働契約法第18条	労働契約法第18条	労働契約法第18条の規定による無期転換ルール(以下、単に「無期転換ルール」と言います)は、労働者が5年で雇止めすることと定めた規定ではなく、有期労働契約が変更更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に切り替わるとして労働者がいる者の指図がつけこまざる。こうした有期労働契約の適用的な雇用防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。 厚生労働省としては、無期転換によって、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に資する観点から、メリットについても十分に留意していただくとともに、雇止めをする際の労働者の必要十分な情報に提供し、納得が得られるよう、御対応いただきたいと思います。 また、無期転換ルールによる無期転換は労働者からの申込みがあった場合に可能となるものであり、法定契約期間が5年を超えたらからといって無期転換されるものではないこと、また、無期転換後の給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となることが留意ください。		
711	令和3年2月15日	令和5年1月20日	行政に無駄の一端の改善について	行政には無駄が多い。例えば、この時期になると毎年、日本年金機構の年金の扶養控除の申請である。昨と変更がなくてほとんど機械的作業をこなす必要のない申告が必要。このような類はWebで簡単に出来るし、パソコンで申請すれば、事務員の負担も考えられるので、進め、改善してほしい。また、毎月月の健康保険の収入額の申請も書類の提出がほとんど必要なくなることであり、マイナンバーカードを有効に利用すれば申告しなくても自動的に処理できるのではないかと思う。このような事例が他にも多々あると思うので検討をお願いします。	日本年金機構の扶養控除の申請では約5000万家族×郵便代金168円の経費と、それに伴う無駄な作業が省かれる。健康保険の収入額の申請では確定申告内容とオンラインで納め約5000万家族×郵便代金168円の経費と、それに伴う無駄な作業が省かれる。	個人	厚生労働省	【扶養親族等申告書】 一定額以上の老齢年金を受給している方は、日本年金機構から年金を支払う際に所得税が源泉徴収されます。控除対象となる額を超過した場合は、扶養親族等申告書を出すことにより、配偶者控除等の所得控除を行った上で所得税額を計算し、源泉徴収を行うことができます。 なお、令和2年分以降の扶養親族等申告書については、提出の有無に関わらず所得税の支払いがなくなりました。健康保険控除に該当しない場合は、健康保険等申告書の提出は不要です。 この扶養親族等申告書については、電子申請による手続が可能となっています。 【健康保険等の収入額の確認】 健康保険制度における一部負担金について、標準報酬月額が一定以上の70歳以上の被保険者及び扶養者のうち、被保険者等の収入が一定の基準に満たないものについては、被保険者の申請により、負担割合を3割から2割に軽減していることとなります。 この場合における健康保険等の収入については、所得税法上の各種所得の金額(退職所得の金額を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を算出した額とされており、これには、確定申告書などの申請では確認できない所得(非課税限度額未満の公的年金収入等)がその対象となる場合がある。本人の申請に基づいて収入額の確認を行うとともに、収入額を明確できる書類の提出を求めていることとなります。 なお、マイナンバーカード情報の提出により、一部添付書類が不要となる場合もあります。	【扶養親族等申告書】 所得税法第203条の 執行制度下で 行政手続	【扶養親族等申告書】 執行制度下で 行政手続	【扶養親族等申告書】 執行制度下で 行政手続	【扶養親族等申告書】 執行制度下で 行政手続	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
712	令和3年2月15日	令和3年3月9日	相続 未払い年金手続き	母が死亡し未払い年金の申請手続きは行ったが、相続人確認の書類として法務局届出の相続情報一覧表はため、課本を出して下らない言われた。行政、税務署、金融機関でも認められているのが認められた証明書が認められない	経済的、社会的効果は示せません 国の制度に対する不平不満の僅かは解消できる	個人	厚生労働省	令和2年10月26日から、年金手続のうち、遺族年金、未支給年金及び死亡一時金等の被相続人の死亡に起因する手続の際に、被相続人(死亡者)と相続人(請求者)の相互の身分関係等明らかにすることができる書類として、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)に規定する法定相続情報一覧図の写しを活用できるよう厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第17号)により、関係法令の改正を行いました。		対応	左記のとおり、令和2年10月26日から、未支給年金の請求を行う際は、戸籍簿本に代えて法定相続情報一覧図の写しを添付書類として活用していただけることとなりました。	
713	令和3年2月15日	令和3年3月9日	銀行印とマイナンバーカードについて	押印廃止の流れだが、銀行印についても廃止し、銀行印の代わりに、マイナンバーカードを銀行窓口へ提出することと出金できるシステムにすれば、普及が進まないマイナンバーカードも取得率が偏発的に向上するのではないかと考える。	現状はメリットがないと考える人が多いマイナンバーカードに利便性を与えることで、普及とデジタル化も進むのではないかと。	個人	金融庁	顧客に銀行印の使用を求める銀行法等による規制はありません。	なし	その他	口座開設等の手続における銀行印の使用については、「制度の現状」欄の通り、法令等の規制によるものではなく、各金融機関の経営判断によるものとなっており、実際にオンライン上で銀行印等を伴わずに各種手続を行っている例も承知しております。 一方で、金融分野における手続の電子化を促すために設置した「金融業界における書画・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、例えば、全国銀行協会が書画・押印・対面手続の見直しに取り組みを発表しているところ、金融庁としてもこうした金融機関における書画・押印・対面手続の見直しが進むよう促してまいります。また、マイナンバーカードの活用については、議員がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、政府において、マイナンバーカードの普及と取組を進めることとを踏まえ、各金融機関において、その普及に協力することを金融機関に要請しています。	
714	令和3年2月15日	令和3年3月9日	ごみ袋の全国統一と各地方の処理施設の一斉更新	ごみ袋を全国で統一する事は出来ませんか。引つ組を継続してある方は直ぐ集まりますが、各自自治体でごみ袋の規格が、異なるのが困ります。	日常生活で、ごみの分別収集は地方自治の観点から、基礎的自治体又はそれらが広域連合として統合を設立し行い、それぞれが独自の方式でごみの分別、収集、処理、再利用を実施してあります。各自治体の財政事情も異なり、基準が統一されていません。さうすることで、旧式のごみ処理施設を政府や都道府県が財政支援し、更新する事で、全国統一したごみ処理が実施でき、自然環境へのダメージを最小限にする事が可能になると思いますが、如何ですか。	個人	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第6条の2では、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」とい。)を定めなければならない。また、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならないとされています。		対応不可及び第6条の2	一般廃棄物の処理に関する事実は、住民の日常生活にも最も密着した行政サービスの一つであり、市町村はその地域の実情に即し、ごみの区分や排出方法を含む一般廃棄物処理計画を定めることで、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理を確保し、並びに公害確保を推進することを通じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的である生活環境の保全及び公害等の向上を推進することができます。そのため、各市町村による一般廃棄物処理計画に基づく、その地域の実情に即した一般廃棄物の処理が必要であると考えます。	
715	令和3年2月15日	令和5年4月26日	マイナンバーカードへのメールアドレスの割り付け	現在、マイナンバーカードへの健康保険証と自動車免許証の機能付加と銀行口座割り付けを計画されているようですが、それに加えてメールアドレスの割り付けもしたほうがよいのではないのでしょうか。連絡はいつまでも郵送に頼っている手前額と金が掛かってしまうがありません。	行政業務の効率化と利便性の向上。	個人	総務省 デジタル庁	マイナンバーカードを使用してログインし、健康保険証利用の申込や金融受取口座の登録の際に利用するマイナンバーの利用者登録において、メールアドレスを登録することとなっているものと承知しております。	なし	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載のとおりです。	
716	令和3年2月15日	令和3年11月4日	住民票がある所ではなく自動車免許取得できない問題について	住民票がある場所ではなく自動車免許をとれないものを都道府県でも取れるようにしたいです。	学生は大学がある場所、地元へ帰ったりなど移動が多いと思います。長期期間中などでしか、免許は取りにくいに免許が取れるのが本籍地のみだと、通う大学の県のみだと免許取りたくも取れなかつたりますのど県で取れるようにしてほしいです。 今コロナなどでオンライン授業で学校に通学しなくても授業を受け、会社員の方も通勤しなくていい方がいい、時間がある。若者の免許取得のしやすさにもなります。 コロナの感染予防で免許取りたい方もおられると思います。東京に住居はあるが、今オンラインで通勤通学しなくて良くなり地方に住み出している方も居ると聞きました。どうかお願いします！	個人	警察庁	運転免許を受けようとする方は、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき、その方の住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、運転免許試験を受けていただく必要があります。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第89条第1項	対応不可	運転免許試験、免許の有効期間の更新、免許の交付・再交付、免許の取消し・効力の停止等の許に際する一律の事務については、その責任の所在を明確にし、運転免許や運転者の管理を的確に行うために、原則として、住所地を管轄する都道府県公安委員会で行うこととしており、運転免許試験や免許証の交付に関する事務一環については、住所地以外の都道府県公安委員会で行うことができるようにすることは困難です。 なお、「住所」とは、本籍地のことではなく、一般に、その方の生活の本拠となっている「住所」の所在する場所を指します。	
717	令和3年2月15日	【総務省】 令和5年4月26日 【文部科学省】 令和4年10月12日	マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードの普及促進の方法の一つとして、小中高大学の学生証や出展の有無の確認などとしても利用できるような連携させ、カードも学校に申請させ、学校から配布できる方法をとるべきである。	マイポイントや自治体が発行する商品券で、子供のカードまで作らうとする親はあまり少ないのではないかと推察する。	個人	総務省 文部科学省	【総務省】 マイナンバーカードの空き領域を活用し、大学等が学生証としてマイナンバーカードを利用することは可能であり、既にそのような事例も存在します。 【文部科学省】 初等中等教育段階について、出席有無の確認の具体的方法等については、各学校の判断に委ねられているところですが、高等教育段階については、マイナンバーカードの普及促進の方法の一つとして、大学の学生証や出展の有無の確認などとしても利用できるように連携させることを禁止する法令等は存在せず、各大学において、各大学及び学生等の実情に応じて、その実施について判断しています。	【総務省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第18条 【文部科学省】 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(2019年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定) 【総務省】 現行制度下で対応可能 【文部科学省】 検討に着手	【総務省】 「制度の現状」の記載のとおりです。 【文部科学省】 マイナンバーカードの普及促進策として、学校を含む各種機関について、市区町村と連携した出席申請受付の積極的な受入れ等について関係団体に対して協力を要請(令和3年2月初令第41号)とともに、デジタル庁等からの依頼を踏まえ、マイナンバーカードに関するリフレットなどについての情報提供を行っております(令和4年7月事務連絡)。 また、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(2019年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定)において、大学等における職員証・学生証へのマイナンバーカードの活用を推進することとし、内閣府・文部科学省において、2019年度から大学関係等への取組を行ってまいりました。加えて、国立大学に対し、マイナンバーカードの活用等による事務システムの効率化等を検証するモデル事業を実施しており、こうした取組も活かしながら、引き続き大学におけるマイナンバーカードの活用を促進してまいります。		







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
732	令和3年2月15日	令和3年3月9日	ハローワークのデジタル化	現在の手順 1.必ず窓口に向く。 2.紹介状を紙で発行してもらう。 3.経の紹介状・履歴書・職歴書を企業へ郵送という手順となっている。 (企業によっては上記の電子データを送付可となっている) 提案手順 1.初回のみ窓口登録。 2.その後WEB登録すれば、紹介状はハローワークHPから電子データとして発行。 また行政・自治体等が必ず紙を郵送でないと応募自体を受け付けないというWEBまたはメール送付を可能としたい。	仕事を求める人がハローワークへ行かなくとも良くなる。ハローワークも業務量・人員削減可能。 ※ Hancock をなくすことも前提であるが、紙をなくさないでデジタル化ではないと史料。	個人	厚生労働省	求職受理は、求職者本人の希望条件、職業適性、職業能力等を的確に把握するとともに、それに基づいて今後の求職活動の進め方について説明を行う等の職業相談が同時に行われるものであり、これらを的確に行うため、初回登録時には原則、求職者の職業面状による方法を行っております。 現在は、ハローワークインターネットサービスにおいて求職情報を仮登録後、ハローワークに来所の上え相談窓口において本登録することで、求職登録を可能としているところです。また、ハローワークの窓口で職業紹介希望しない方については、ハローワークインターネットサービスに掲載している求職者(事業主の意向により)直接応募することも可能な場合があります。	なし	検討/着手	ハローワークの職業紹介業務にかかるオンライン化対応については、令和3年度以降、順次予定しております。	
733	令和3年2月15日	令和3年3月9日	税務提出書類の押印廃止について	納税証明書の交付請求をはじめ、税務署へ提出書類を多くの書類に押印を求められるが、これを廃止し、又は本人の署名による代用を認めてもらいたい。	納税証明書を取得する際に本人確認書類を持参して本人が署名したうえで、なお押印を求められるが、意味がない。	個人	財務省	納税証明書交付請求書等の書類類には、国税通則法第124条第2項により、その税務書類を提出する者が押印しなければならないこととされています。	国税通則法第123条第1項、第124条 国税通則法施行規則第16条	対応	税務書類への押印については、政府全体の方針を踏まえ、令和2年12月2日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めているものを除き、原則、押印義務を廃止することとされています。 上記を踏まえ、国税通則法第124条の見直しを含む、「所得税法等の一部を改正する法律案」を令和3年1月26日に国会へ提出しました。	
734	令和3年2月15日	令和3年3月26日	自動車税の納付住所/車検証の所有者住所の要請手続きが別々	一つの住所変更手続きで自動車税の納付住所/車検証の所有者住所が同時に変更される。個人にとってもそして行政にとっても便利、且つ簡率的だと思います。	毎年5月頃の自動車税納付時、住所変更が変わった人はその変更届を出せという趣旨で変更用の票が同封されています。でも一方その票書には運輸支局等で自動車検査証(車検証)の「住所変更登録」は変更されません。(つまり別の手続きをせよ)と言う趣旨の記述があります。 一つの住所変更手続きで両者が同時に変更されると便利で効率的だと思います。 事実、私の自動車の車検証は昨年にも旧住所のままですが、その理由として個人としては変更しなくても納税の不便は感じないからです。でも一方、そのまま異なった住所のまま、ずっと良いとは思えず、どこかで誰かが「たぶんどこかの行政部局(?)が何かがあった時には余計な調査をしないさやならざる筈とも思います。	個人	財務省 国土交通省	自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、自動車種別税の納税等)が必要となり、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、自動車(軽自動車等を除く。)は、所有権の公証及び使用実態の把握のため、「登録」を受けなければ、運行してはならないこととされており。 さらに、登録された事項の正確性を保持するため、既に登録されている所有者の住所のほか、自動車に係る型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは各符号又は使用の本拠の位置に変更があったときには、その変更の事由があった日から15日以内に、「変更登録」を行うこととされており。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条、第9条、第12条	実行制度下で対応可能	「私の自動車の車検証は旧年間旧住所のまま」とのことですが、「変更登録」は、住所等の自動車登録ファイルに登録されている事項の正確性を保持するための手続きであり、例えば、自動車のリコールに伴う修理案内の送付、発見された盗難自動車の返却といった手続きを確実・円滑に行うことができるよう、所有者の住所を正確に把握しておくことが必要となります。 以上とおり、自動車の検査・運用に関しては、道路運送車両法の規定により、所定の手続きが必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	
735	令和3年2月15日	令和3年4月14日	健康保険料、市民税、介護保険料、固定資産税、自動車税の納付は全てインターネット納付が出来る様にして欲しい。又、一部はインターネットで納付出来るがインターネットを活用すると手数料が付加されて高くなるのはおかしい事です。	私は高齢者です。インターネット納付は窓口に行く必要がないので外出の手間が無くなるのでコスト削減、業務効率化されて楽です。現在、インターネット納付出来るものも出来ませんが、役所に行く行列や待ち時間も負担です。コンビニで納付も困難の時があります。お支払い負担が無くなるし、家でインターネット納付は手数料が付加されるので無理して外出して納付する時があります。手数料は掛け字に減額してインターネット納付を推奨して下さい。早く納付手続きを全てインターネット化して欲しいです。		個人	財務省 厚生労働省	【総務省】 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムにおいて、主として法人向けの税目については、eTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じて電子納税が可能となっており、その利用の際の納税者が負担する手数料については無料となっております。 【厚生労働省】 介護保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律上、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務について、収入の確保及び被保険者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、私人に委託することが可能とされており、市町村ごとにインターネットバンキング等を利用した支払方法とすること可能となっております。	【総務省】 地方税法第747条の5の2 地方税法施行令第57条の5の2 【厚生労働省】 介護保険法第144条の2 国民健康保険法第90条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第114条	【総務省】 対応 【厚生労働省】 実行制度下で対応可能	【総務省】 令和4年度税制改正において、共通納税システムの対象税目を全ての税目に拡大していますので、令和5年度以後の納付分から、準備が整った地方団体が課税する分については、インターネット等を利用して電子納税が可能となります。 【厚生労働省】 現行制度において、市町村ごとに、被保険者の利便性や事務の効率化などを勘案し、インターネットバンキング等を利用した支払方法とすることは可能です。支払方法、手数料等については、お住まいの市町村に御相談ください。	
736	令和3年2月15日	令和3年3月9日	婚姻届における証人の廃止	婚姻届において必要とされる証人を廃止する。	婚姻する者(夫と妻になる者)の意思確認の役割を果たしていない。事実上形骸化している。	個人	法務省	婚姻の届出は、当事者双方及び成年の二人以上が署名した書面、又はこれらの者から口頭で、しなければならぬとされています。	民法739条2項	対応不可	婚姻の届出は、それにより身分関係の変動が生じる重要な行為であるため、当事者の婚姻意思が確実なことを担保する目的から、証人が必要とされており、この規律については、その目的のために、引き続き必要なものと考えられていますので、御提案のような制度変更を行う予定はないと考えております。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
747	令和3年2月15日	令和3年4月16日	建設業退職金制度	<p>一日一括給付作業は、ほとんどの業者は数ヶ月ごとまとめて取り付けているので、ネット上で入金して振り分けなどの電子化が望まれます。</p> <p>また、約半年に一度は手帳の更新があるので、その手間も省けるようになり、雑務が減る。</p> <p>証明手続きに関しては、都道府県や国土交通省は郵送での審査を推進しているのに、茨城県では未だに対面でしか証明書を発行してない。</p> <p>新型コロナウイルス以前では、証明書を受け取ったあとに経営事項審査を受ける流れであったが、遠い地域に住んでいる方が配られ、作業に従事したら一日一紙手取りするといふシステムを、電子化して手帳を無くしたい。</p> <p>経営事項審査に必要な加入証明書の発行を電子化で欲しい。</p>	<p>個人</p> <p>厚生労働省</p>	<p>1 掛金の納付方法について 掛金については、共済証を手機に貼付する方法で納付したいところですが、令和2年10月よりペーパー納付または口座振替の方法による電子申請方式を試行的に実施しており、令和3年3月より本格的な実施を予定しています。</p> <p>2 加入・履行証明書の発行手帳について 加入・履行証明書の発行に当たっては、各支部が把握している手帳更新数及び共済証紙購入額等のみでは、制度の履行状況が適切であるか判断することが困難であるため、引き続き支払簿の提出等、審査への協力をいただきたいと思います。</p> <p>3 加入・履行証明書の発行に際しては、費用対効果の観点も踏まえつつ、検討して参ります。</p> <p>なお、現時点において、各支部において郵送による手帳が可能となっております。</p>	<p>1 対応</p> <p>2 検討を予定</p> <p>3 検討を予定</p>	<p>1 掛金の納付方法について 令和3年3月より電子申請方式の本格的な実施を予定しています。</p> <p>2 加入・履行証明書の発行手帳について 加入・履行証明書の発行に当たっては、各支部の把握している手帳更新数及び共済証紙購入額等のみでは、制度の履行状況が適切であるか判断することが困難であるため、引き続き支払簿の提出等、審査への協力をいただきたいと思います。</p> <p>3 加入・履行証明書の発行に際しては、費用対効果の観点も踏まえつつ、検討して参ります。</p> <p>なお、現時点において、各支部において郵送による手帳が可能となっております。</p>				
748	令和3年2月15日	令和3年11月4日	マイナンバーカード	<p>運転免許証の有効期限については目に見えないマイナンバーカードと運免許証の一体化の推進について</p>	<p>個人</p> <p>警察庁 総務省</p>	<p>運転免許証の券面に、有効期限の末日が記載されています。</p>		<p>現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向で検討を進めており、一体化したカードを指して、住所変更の手帳のフロントカバー等もしたいと考えています。システム連携の在り方や有効期限の末日の確認方法等については、今後、関係機関と調整していきたいと考えています。</p>				
749	令和3年2月15日	令和3年4月26日	住所変更手続き簡素化	<p>住所関係の住所変更は、窓口・出入りから現在の住所を代理人で入力すれば郵送やネットでいいのではなか。</p>	<p>個人</p> <p>デジタル庁 総務省</p>	<p>住所の異動の際に必要な転出届、転入届の提出に係るオンライン・デジタル化の取組として、2023年2月6日から、マイポータルを通じ、全ての市区町村でオンラインによる転出届の提出を転出元市区町村に、来庁や窓口の振替を転入元市区町村にそれぞれに付した。また、同日から、マイナンバーカードの交付を受け持っている者が転出届をオンラインで提出した場合等において、転出元の市区町村は転入先の市区町村に転出届の情報を事前に通知することになり、転入先の市区町村は、その情報とマイポータルを通じて提供された転入や住所の連絡を用いて転入届の受理のための必要な準備を行うことも可能となったことです。本サービスを利用することで、届出人は転出元の市区町村への来庁が原則不要となります。転入先の市区町村は、転出届申請情報の事前通知や来庁予定の連絡を通じ、届出人の来庁時の手帳の効率化が期待されることとなります。</p>	<p>デジタル庁 総務省</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>				
750	令和3年2月15日	令和3年3月9日	労働基準監督官の権限追加付与について	<p>働き方改革で労働関係法令が改正や制定されました。しかし、これらの労働関係法令を管轄監督できる労働基準監督官は司法官等特種で行使できる司法官等職、最低賃金法、労働安全衛生法、しん防法、賃金支払振替法、資金の支払振替法等に関する法律などの法律だけでは、働き方改革の柱の一つである労働法(総務)、障害者雇用促進法(総務)は確保外です。この状況では、非正規雇用・会計年度採用非常勤職員や障害者雇用枠で働く者は、法律(私)であっても、労働基準監督官の司法権行使対象(等)が限られて、罰法とならず、労働力を低賃金で雇われても規制と取締りがないので、公平公正な待遇とはならず非正規雇用・会計年度採用非常勤職員や障害者雇用枠は浮かれず、労働力搾取・心理的経済的虐待の現状は、変わりません。</p> <p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の定め同一労働同一賃金、障害者の雇用の促進等に関する法律は、労働基準監督官の司法権行使ができません。この立法労働基準監督官の司法権行使対象として頂きたい。</p> <p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の定め同一労働同一賃金、障害者の雇用の促進等に関する法律は、労働基準監督官の司法権行使対象となるようにして頂き、公平公正な雇用環境となる為にあつた取組を期待する法律は、変わりません。</p> <p>最後に終身雇用非功労賃制度は、崩壊しました。コナドナで新しい働き方が叫ばれる中、働き方改革もあり、人生労働生産性が高い人材が必要とされています。正規(正社員)雇用にとどまらず安心して働ける環境作り、不適な待遇の場合は、労働基準監督官が介入し必要であれば司法権行使ができる環境を作ってください。現行労働関係法令は罰法で抜け道が多すぎます。罰則も無い。</p>	<p>個人</p> <p>厚生労働省</p>	<p>【短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律について】 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「パートタイム・有期雇用労働法」といいます。))については、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、事業主に対して必要な助言、指導等を行っております。また、事業主と労働者の間で紛争が生じた場合には、行政ADR(裁判内紛争解決手帳)の仕組みを利用いただくことも可能です。</p> <p>【障害者雇用促進法について】 障害者雇用促進法の施行について、例えば法定雇用率未達成の事業主に対しては、ハローワーク等において、事業主への求人・求職者支援とあわせて実施しています。なお、改善が見られない場合には企業名の公表といった措置を講じているところです。</p> <p>また、差別禁止・合理的配慮の提供に際する内容については、都道府県労働局・ハローワークによる助言、指導及び助言の対象となっているところです。</p>	<p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律</p> <p>障害者雇用促進法</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>【短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律について】 パートタイム・有期雇用労働法については、引き続き、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、行政指導等を通じて適度な履行確保を図ってまいります。</p> <p>【障害者雇用促進法について】 引き続きハローワーク等を通じた助言、指導も含め、障害者雇用促進法の周知・達成目標に努めてまいります。</p>			
751	令和3年2月15日	令和3年7月20日	提案事務組合委託を前提とした規定や手帳の廃止、労働保険特別加入40万円以下保険料分割の要件から「事務組合」の事務委託要件を撤す、納付はクレジットカードか口座振替のみとする、超勤手帳一式を多行に渡る手帳や申請書一式を電子化(GTaxとeGov、Qbizの連携、PDF化)、システム構築に、労働保険料手帳申請書を廃止する、取組推進の労働保険料手帳事業への加入勧奨は、法律等や関係庁との連携システムを構築、各地方労働局直接採用者に従事させ、「委託事業」を無くす。	<p>現状、多種多様な企業が増える現在、労災保険特別加入制度が目玉され、対象企業拡大が検討されているが、もう一つの問題として、規制制度が「事務組合」に事務委託した場合に加入が限られていることである。</p> <p>企業しつかりのキャッシュフロー状況の40万円以下分割納付を希望したい場合にも、「事務組合への事務委託」要件を撤す、納付はクレジットカードか口座振替のみとする。</p> <p>超勤手帳一式を多行に渡る手帳や申請書一式を電子化(GTaxとeGov、Qbizの連携、PDF化)、システム構築に、労働保険料手帳申請書を廃止する。</p> <p>取組推進の労働保険料手帳事業への加入勧奨は、法律等や関係庁との連携システムを構築、各地方労働局直接採用者に従事させ、「委託事業」を無くす。</p>	<p>個人</p> <p>内閣府 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省</p>	<p>中小事業主等が特別加入するためには雇用する労働者について保険関係が成立していること及び労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること2つの要件を満たす。所管の都道府県労働局の承認を受けることが必要となります。</p> <p>また、継続事業の事業主が労働保険料の分割納付(概算保険料の延納)をするためには、納付すべき概算保険料の額が40万円以上である場合又は事務処理を労働保険事務組合に委託している場合であっても、概算保険料申請書を提出する際に延納の申請をすることが必要となります。</p>	<p>労働者災害補償保険法 労働保険の保険料法 労働者に関する法律 第18条</p>	<p>段階対応不可 段階別対応不可</p>	<p>労働保険事務組合制度は、中小等細事業の事業主における事務処理の負担の軽減を図り、かつ、労働保険の適用の促進及び適正な労働保険料徴収の確保を図るため、事業主が行うべき労働保険事務について労働保険事務組合に委託できる制度です。中小事業主等の特別加入の要件等については、労働保険の適用の促進等の制度実質を有する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することにより、中小事業主が特別加入するためにはあらかじめその労働者を労災保険特別加入させる必要が生じ、中小事業の労働保険への適用促進を図ることを目的としております。今後も現行制度に即り、適正な処理を行ってまいります。また、労働保険料の分割納付(概算保険料の延納)制度については、多額の概算保険料を納付しなければならない事業主の納付を容易にするために認められている制度であるところ、延滞額(40万円)に満たない中小等細事業においても延納制度を利用できるようにするために、適正な労働保険料徴収に向け取組を行うことを予定されている労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託している場合には、概算保険料の額が40万円以下かつ延納を認めないものとす。今後現行制度に即り、適正な処理を行うとともに、引き続き、口座振替の活用促進に向け取り組んでまいります。</p> <p>取組の進捗については、設立された事務組合については、2020年11月、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで申請することが可能となっており、2021年2月、法定登録と設立登記申請を合わせた法定登記に係る行政機関への各手帳をオンライン・ワンストップで行うことができるようになりました。また、その間に2020年度発行する手帳が完了しました。本年7月末開始においては、マイポータルから法人設立に関連する各手帳を共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができるとなりました。</p> <p>労働保険料手帳事業の事務組合への事務委託に係る法律等や日本年金機構との情報連携については、すでに進んでいるところであり、委託事業である労働保険料手帳事業一括推進と併せて、効果的に労働保険料手帳事業一括対策を進められるよう取り組んでいるところです。</p>			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
752	令和3年2月15日	令和3年4月16日	●資格有効期間延長-研修のCD化●	<p>宅建、管理業務等法的業務の資格を保有してす。</p> <p>●宅建、管理業務資格の更新に際する有効期間の無期限化、または、最大延長化(期間付)にする。</p> <p>●更新時研修の簡易化、現住所、テキスト、研修CDは研修申込場所にて、全て内部管理し、受取る。</p> <p>●研修は、テキストとCDで自己責任をもって実施する。</p> <p>●主任者証は、各々の業務内容に即し監視し、使用制限等の罰則を科す。</p>	<p>【期間延長化】</p> <p>●研修申込の金額が高いと思います。(GD化にすると講師の講義回数が減り安価になる)</p> <p>●簡易化、現住所の確認で主任者証等は発行可能と思います。</p> <p>【研修のCD化】</p> <p>●研修申込場所では、簡易且、現住所の形式的確認、研修日程、研修料支払の確保等のみです。</p> <p>●研修は仕事とつづかせることが出来る。</p> <p>●忙しい時、研修休憩の時、20分以上の間合せ、確認を、顧客や自社にすることがある。</p> <p>●疲労のため研修中、寝ている受講者がいる。</p> <p>●仕事上、希望する研修日程を確保できない。</p> <p>●早めに、自己都合により研修を実施できる。</p> <p>●CD化されているので、複数、研修内容を見ることが可能。</p> <p>以上です。</p>	個人	国土交通省	<p>【宅地建物取引士】</p> <p>宅地建物取引士法(昭和72年法律第176号)により、宅地建物取引士の有効期間は5年とされており、宅地建物取引士証の有効期間の更新を受けようとする者は、宅地建物取引士の登録をしている都道府県知事が指定する講習(法定講習)を受講しなければならないとされており。</p> <p>【管理業務主任者】</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)により、管理業務主任者証の有効期間は5年とされており、管理業務主任者証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録講習機関が行う講習を受講しなければならないとされており。</p> <p>また、登録講習機関は、公正かつ一定の基準に適合する方法により講習事務を行わなければならないとされており、従来より対面方法による講習が実施されております。</p>	<p>【宅地建物取引士】</p> <p>宅地建物取引士法(昭和72年法律第176号)第22条の2第2項、第3項</p> <p>【管理業務主任者】</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律(昭和55年建設省告示第1798号)第60条第2項、第3項第1条第2項</p>	対応不可	<p>【宅地建物取引士】</p> <p>宅地建物取引士は、宅地建物取引の専門家として、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこと。宅地建物取引士法第14条の17の規定に基づき、宅地建物取引士証に有効期限を定め、更新時に講習の受講を義務づけることにより資質の維持・向上を図っているところですが、ご提案いただきました宅地建物取引士の有効期間の無期限化等については、宅地建物取引士の資質の低下に繋がり、一般消費者に不利益をもたらす恐れや紛争事案への発展も懸念されることから慎重な検討を要するものと考えます。</p> <p>また、法定講習については、各都道府県が指定する者が、国が定める講習の実施要領に従って実施した実態に基づき実施しているところですが、講習の実施要領において、座学講習以外の方法を排除しているものではないと見受けられます。</p> <p>宅地建物取引士による違反行為等に対しては、都道府県知事の登録からの削除も含め、法に基づく適切な指導・監督等を行っているところであります。</p> <p>【管理業務主任者】</p> <p>管理業務主任者については、マンションの管理について新たな知識を補充する必要があることから管理業務主任者証に有効期限を定め、更新時に講習の受講を義務づけ資質の維持・向上を図り、さらに、マンションの管理の適正化について一定の知識を有する管理業務主任者をマンション管理業者に設置することで、管理業者の資質を確保しているところであります。</p> <p>ご提案いただきました管理業務主任者の有効期間の無期限化等は管理業務主任者及び管理業者の資質の低下に繋がり、ひいては消費者(管理組合)の不利益をもたらす恐れがあることから慎重な検討を要するものと考えます。</p> <p>また、登録講習機関が実施する講習の方法については、今後、IT等を活用した対面方法と同等の効果を得られる講習の実施について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>管理業務主任者による違反行為等に対しては、管理業務主任者登録簿からの登録の取消も含め、法に基づく適切な指導・監督等を行っているところであります。</p>
753	令和3年2月15日	令和3年3月9日	電子署名法の、真正推定効果の範囲に、リモート署名も含むことの明確化	<p>【具体的要望内容】</p> <p>●電子署名法第3条における、真正推定効果の範囲に、リモート署名も含むことの明確化。</p> <p>【制度の現状】</p> <p>●リモート署名とは、現状行われている電子署名のやり方(ローカル署名(署名鍵をICカード等に格納して利用者の手元で管理する方式の電子署名)と異なる、認証照との利用を署名鍵又は公開鍵の受渡とを利用者に代わり第三者署名事業者が行う)の総称。</p> <p>●電子契約サービス等において、リモート署名の利用拡大が期待されること。どのような署名を意味せば本人による電子署名(電子署名法第3条)だと法的に許容できるのか、制度的な整理が明確ではない。</p>	<p>【要望理由】</p> <p>●現状の電子署名法においては、署名鍵がICカード等に格納され、利用者が手元で管理することを想定。サービス提供事業者のサービスに利用者の署名鍵を格納・保管し、利用者がサービスにログインした上で自らの署名鍵で当該事業者のサービスを行う。いわゆるリモート署名については、現状の電子署名法上での署名鍵が位置づけられていると必ずしも明らかでない状況。</p> <p>●一定のネットワーク環境があれば、署名を遠くから電子署名ができるようになるという利便性向上に加え、ICカードの紛失等のリスクが無く、電子契約等の場面での利用拡大が期待されるもの。本気である真正推定効果が認められなければ、ビジネスとして進捗するメリットを損ねず、利用拡大の実現は難しい。</p> <p>したがって、真正推定効果の範囲に、リモート署名も含むことの明確化すべきである。</p>	都府県関係会	総務省 法務省 経済産業省	<p>令和2年5月12日の規制改革推進会議第10回成長戦略ワーキンググループにおいて、「日本トラステクノロジ」(株)代表取締役社長が4月30日(公)公表した「リモート署名がイノベーション、署名鍵の保管や運用等に際してリモート署名事業者が参照すべきセキュリティ(基準等)を示したものである。取引の安定性の確保の観点から主事者において遠くからその内容の精査を行うほか当該ガイドラインの運用状況等を注視していくことが必要であるもの、当該ガイドラインに示された基準が電子署名法第3条の要件を満たす場合に、同条の規定が働くことは、否定されるものではない」との見解を示しています。</p>	電子署名及び認証業務に関する法律第3条	現行制度下で対応可能	左記の見解について引き続き周知を図り参ります。
754	令和3年2月15日	令和3年3月9日	電子署名法の整備について	<p>【具体的要望内容】</p> <p>●クラウド上の電子契約が抱える法的リスクが軽減されるよう、電子署名法を整理して頂きたい。</p> <p>【制度の現状】</p> <p>●電子署名の付された電磁的記録が事業者の署名や押印の付された文書と同等で通用するには、電子署名法第3条において、本人による電子署名であることを証明する方法として必要なサービス提供者を適正に管理することとの記載がある。</p> <p>●「当事者型」の電子署名においては、「符号および物件」の保管に苦慮しているのが実態であり、同法第3条の要件充足のハードルが高いと考えられている。</p>	<p>【左記整理】</p> <p>●「当事者型」の電子署名においては、同法4条以下に記載の通り、判例等により強い効力を持つべき態では、主事者の認定を受けた電子認証機関(「認定認証事業者」)から電子証明書発行を受けなければならないこと等、事業者に対する厳格な法規制が電子署名普及の障壁。</p> <p>【要望理由】</p> <p>●「当事者型」の電子署名を行う場合、日本の電子署名法において有効性が認められるためには、①認定認証事業者から電子証明書の発行を受けること、②符号及び物件の保管責任がかかること等、障壁が多くあり、利用普及が進んでいない。</p> <p>●クラウド上で電子署名を行う場合、日本の電子署名法において有効性が認められるためには、①認定認証事業者から電子証明書の発行を受けること、②符号及び物件の保管責任がかかること等、障壁が多くあり、利用普及が進んでいない。</p> <p>●日本国内においてもクラウド型の電子契約サービスを提供する事業者が増えている一方で、上述のような電子契約・署名が抱える法的リスクをユーザーが懸念して利用を控えるケースも多し、ユーザーが安心かつ安心して利用できることを前提に、実務において電子契約・署名を更に活用できるよう、電子署名法の要件充足におけるハードルを緩やかにする等、同法を実施の際に内容を改定して頂きたい。</p> <p>●クラウドサービス取引等において電子署名へのニーズが高まっていることから、電子署名を活用した実務を課外課に開水率にて安全に行えるよう、電磁的に作成される署名、文書にも広く法的効力を認めていくことを盛り込んだ電子署名法の改定を要する。</p>	都府県関係会	総務省 法務省 経済産業省	<p>いわゆる「立金入型」の電子署名を行う電子契約サービスについては、令和2年9月4日に「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&amp;A(電子署名法第3条関係)」において電子署名法第3条における位置づけ等を示しているところ。</p>	電子署名及び認証業務に関する法律第3条	対応不可	<p>「クロスボーダー取引等において電子署名へのニーズが高まっていることから、電子署名を活用した実務を課外課と同水準にて安全に行えるようとの御提案ですが、欧州における電子署名を含むトラスサービスについての一括法(dAS)においても、立金入型の電子署名は手書き署名(handwritten signature)と同等とは認められていないとの認識であり、課外課と同水準にて安全に行えるようにするのであれば、「同法第3条の要件充足のハードル」は下げるべきではないものと考えます。</p> <p>左記のQ&amp;Aについて引き続き周知を図り参ります。</p>
755	令和3年2月15日	令和3年7月20日	電子契約サービスの利用による約定締結の実現	<p>【具体的要望内容】</p> <p>●銀行に定められている銀行業務全般において電子メールを活用した電子契約サービスの契約行為の導入における法的整備を行っていただきたい。</p> <p>●「電子契約サービスの相手方ではない第三者(電子サービス提供者)による電子署名の法的有効性を認めいただきたい。</p>	<p>【制度の現状】</p> <p>●銀行に定められている銀行業務全般において電子メールを活用した電子契約サービスの契約行為の導入における法的整備は十分ではない。</p> <p>【要望理由】</p> <p>●コロナ環境下において非対面化の促進はもはや社会的要請となっている。</p> <p>●クロスボーダー取引等において電子署名へのニーズが高まっていることから、電子署名を活用した実務を課外課に開水率にて安全に行えるよう、電磁的に作成される署名、文書にも広く法的効力を認めていくことを盛り込んだ電子署名法の改定を要する。</p>	都府県関係会	金融庁 総務省 法務省 経済産業省	<p>【前段：金融庁】</p> <p>銀行法の規定においては、契約方法について限定を行っていません。したがって、電子メールを活用した契約の締結を妨げるものではありません。</p> <p>【後段：総務省・経済産業省・法務省】</p> <p>いわゆる「立金入型」の電子署名を行う電子契約サービスについては、令和2年9月4日に「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&amp;A(電子署名法第3条関係)」において電子署名法第3条における位置づけ等を示しているところであり、その法的有効性を否定していません。</p>	【前段】 電子署名及び認証業務に関する法律第3条	【前段】 現行制度下で対応可能	<p>【前段】</p> <p>銀行法の規定においては、契約方法について限定を行っていません。したがって、電子メールを活用した契約の締結を妨げるものではありません。</p> <p>【後段】</p> <p>銀行の制度下で対応可能</p> <p>左記のQ&amp;Aについて引き続き周知を図り参ります。</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
756	令和3年3月15日	令和5年4月26日 令和3年3月26日	【総務省】 ペーパーレス化・印刷レス化に向けた様々な取組に関する各種要望	【具体的要望内容】 1. 紙媒体による手続の廃止 (1) 国税通則法に「税務書類には次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める名称が押印しなければならない」との規定があるが、押印のみならず電子的方法による提出も容認いただきたい。 (2) 電子データによる各種証明書の発行を義務化して欲しい。また、公的機関から金融機関に対してデータを提供する仕組みについてもご検討いただきたい。 2. 納税の電子化推進 納税の手続きにおいて、紙媒体を前提とした処理が残存している。 3. 監査人定めの預高証明書等の電子化 監査人定めの預高証明書発行は、紙媒体による依頼・回答が主体となっている。 【要望理由】 お客様等の利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印刷レス化を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク等は押印が不可能といった課題が顕在化、金融機関に対する社会的要請が高まっている状況。かかる状況下において、法令による定めやこれまでの高價等がペーパーレス化・印刷レス化の進展の阻害要因となっている。	【制度の現状】 1. 紙媒体による手続の廃止 (1) 「財務・マル債」東期における税務関係書(申告書等)への押印が必須。 (2) 登記事項証明書や印鑑証明書等は紙媒体しか取得出来ない。 2. 納税の電子化推進 納税の手続きにおいて、紙媒体を前提とした処理が残存している。 3. 監査人定めの預高証明書等の電子化 監査人定めの預高証明書発行は、紙媒体による依頼・回答が主体となっている。 【要望理由】 お客様等の利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印刷レス化を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク等は押印が不可能といった課題が顕在化、金融機関に対する社会的要請が高まっている状況。かかる状況下において、法令による定めやこれまでの高價等がペーパーレス化・印刷レス化の進展の阻害要因となっている。	総務省 金融庁 総務省 法務省 財務省	1.(1) 【財務省】 非課税貯蓄申告書等の税務書類は、国税通則法第124条第2項により、その税務書類を提出する者等が押印しなければならないこととされています。 1.(2) 【総務省】 住民票の写しについては、紙媒体のみ提供しています。 【財務省】 不動産及び法人の登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書は、紙媒体のみ提供しています。また、登記情報提供サービスを利用すれば、インターネット上で登記記録に登録された情報を閲覧することができます。 2.(1) 【総務省】 既に電子決済サービスを開始している自治体もあると認識していますが、行政の手続におけるキャッシュレス化の推進については、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、支払件数が年間1万件以上のものについて、オンラインでの手数料納付について検討が進められています。 2.(2)(3) 【財務省】 ① 電子納付については、モバイル納付やインターネットバンキングを利用する方法により、ほぼ全ての項目について利用可能となっております。 2.(2)(3) 【財務省】 ② 国税の還付手続きにおける送金通知書については、金融機関振込と国庫金送金通知書の二つがあり、申告者が選択可能となっております。なお、これらの送金通知書を廃止すると、還付請求に際して送付金の振込先の記載が無い場合、還付事務に支障をきたすことになります。 2.(2)(3) 【財務省】 ③ 国税の口座振替に係る納付書は、全体の約97%をDVD(約7%)又はe-Tax(約22%)により集約して電子化しており、残りの約3%を紙の納付書で金融機関へ送付しています。 3. 【金融庁】 預高確認手続は、監査人が監査意見を述べるために利用する手続の一つです。日本公認会計士協会が公表している業務指針である監査基準委員会報告書505において、確認に関する監査手続を立案、実施する方法が定められています。	1.(1) 【財務省】 非課税貯蓄申告書等の税務書類は、国税通則法第124条第2項により、その税務書類を提出する者等が押印しなければならないこととされています。 1.(2) 【総務省】 住民票の写しについては、紙媒体のみ提供しています。 【財務省】 不動産登記法第119条、商業登記法第110条及び第112条、電気通信事業法による登記情報の提供に関する法律第4条 2.(1) 【総務省】 住民基本台帳法 2.(2) 【財務省】 国税通則法第34条、国税通則法施行規則第1条の3 2.(2)(3) 【財務省】 2.(2) 制度の現状に記載のとおりです。 2.(3) 紙の納付書を送行しているのは、個別に期限延長を行った分や消費税中間分のうち数件の少ない期間に係る分であり、集約処理には相当のコスト(媒体代・送達等)が必要になるところから、更なる集約化については、費用対効果の観点も踏まえて慎重な検討が必要となります。 なお、データ交換に対応していない消費税中間分については、すでに一部の金融機関にご利用いただいているe-Taxを活用したオンラインでのデータ交換による対応が考えられます。 このため、多くの金融機関にe-Taxを活用したデータ交換を導入いただくことを前提とする集約化に向けた検討を進めまいります。 3. 【金融庁】 ○ 預高確認手続については、監査人の財務諸表に対する監査意見の形成のために重要な手続きであると認識しており、非対面手続が紙媒体で行われており、その件数が多い。 ○ 金融機関、取引先企業、監査先企業、監査法人、など関係者が多いこと等から、依頼者である監査人と確認担当者である取引先企業・金融機関等の双方に多大な事務負担を要しているとの懸念があることと承知しております。 ○ 上記の課題を解決するため、預高確認手続については、「大手監査法人の共同出資による会計監査確認センター合同会社」が設立されており、上記の懸念も、すでに複数の企業が預高確認手続の電子化を可能にするサービスを提供しているほか、金融機関においても、電子的な手続きが可能となるよう関係者と議論がされていることと承知しております。 ○ こうした現状を踏まえ、金融庁においては預高確認手続に係る現状や課題等を把握するために関係者へのヒアリング等を行っているほか、日本公認会計士協会や全国銀行協会の取組みを後押しするために必要な意見交換を行っています。	1.(1) 【財務省】 登記事項証明書は、登記記録に登録された内容を公示することにより、国民の不動産に関する権利の保全や商号、会社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的として、印鑑証明書は、押印との照合という画一的な処理により、各個人本人の意思を確かめつつ迅速に確認することを目的としています。 そのため、登記事項証明書や印鑑証明書には、認証文を付した上で作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印することにより、画紙に専用の地紙線を用いるなどして、偽造・改ざんを防止し、その信頼性を担保することで、上記目的を確保しているところです。 しかしながら、電子データによる登記事項証明書等を発行する観点から、登記事項証明書の信頼性を担保し、現実取引の安全等を阻害することがないよう、実効的な改ざん防止策等について、費用対効果も踏まえ、慎重かつ厳格に検討する必要があります。 なお、現段階においても、登記情報提供サービスにより、オンラインで登記記録に登録された最新の情報を確認することが可能です。また、商業登記電子証明書を利用することで、代表権の有無や法人の実在性を確認することができます。 2.(1) 【総務省】 制度の現状に記載のとおり 2.(2) 【財務省】 ① (1) 国税の納付については、令和7年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指すこととしています。 なお、令和4年からスマートフォンアプリを利用した納付手続を前段とする等の取組みを行っており、納付者の負担を考慮すると、このような納税者の利便性向上のための取組みを進め、キャッシュレス納付の普及を図ってまいりたいと考えております。 2.(2)(3) 【財務省】 2.(2) 制度の現状に記載のとおりです。 2.(3) 紙の納付書を送行しているのは、個別に期限延長を行った分や消費税中間分のうち数件の少ない期間に係る分であり、集約処理には相当のコスト(媒体代・送達等)が必要になるところから、更なる集約化については、費用対効果の観点も踏まえて慎重な検討が必要となります。 なお、データ交換に対応していない消費税中間分については、すでに一部の金融機関にご利用いただいているe-Taxを活用したオンラインでのデータ交換による対応が考えられます。 このため、多くの金融機関にe-Taxを活用したデータ交換を導入いただくことを前提とする集約化に向けた検討を進めまいります。		
757	令和3年3月15日	令和3年3月9日	金融債権譲渡時における第三者対抗要件具備方法の電子化	【制度的要望内容】 ・ 確定日付の電子化。 【要望理由】 取引先企業において宅勤務が主流となっている中、対抗要件具備の為に出勤させるを得ない状況に陥るケースもあり、金融機関の業務効率化を阻害するものと考え、契約書の電子化と併せ、検討すべき課題と考える。 また、確定日付について規定されている民法第118条(明治31年)に公示されたものであることから、公布当時から現在までの約100年を遡り、現在の技術に即した法制度を整備していただきたい。	【制度的現状(現行規制の概要等)】 ・ 金融債権譲渡にかかる第三者対抗要件具備方法として、確定日付ある書類による債務者宛通知、承認が挙げられる。 ・ 確定日付の認定については、民法第118条(1)項を号に規定され、このうち第2号の公証人による私証書書の確定日付の付与および同条6号の内容証明郵便が実務上最も頻りに利用されている。 【要望理由】 取引先企業において宅勤務が主流となっている中、対抗要件具備の為に出勤させるを得ない状況に陥るケースもあり、金融機関の業務効率化を阻害するものと考え、契約書の電子化と併せ、検討すべき課題と考える。 また、確定日付について規定されている民法第118条(明治31年)に公示されたものであることから、公布当時から現在までの約100年を遡り、現在の技術に即した法制度を整備していただきたい。	法務省	民法第467条第2項は、債務者に対する債権譲渡の通知又は債務者による承諾について、確定日付のある書面によってなければ、債権者以外の第三者に対抗することができない旨を定めています。 借民法第94条第2項は、受託者に対する受益者の譲渡の通知又は委託者による承諾について、確定日付のある書面によってなければ、委託者以外の第三者に対抗することができない旨を定めています。 確定日付については、民法第118条第1項において、公証人又は公証人受託者において、手続留面に印章を捺押することによる確定日付の付与(同条第1項第2号)や、内容証明郵便の認印による確定日付の付与(同条第1項第6号)に加え、電磁的記録に対するいわゆる電子確定日付の付与(同条第2項)について定めています。	民法第467条第2項 民法第94条第2項 民法第118条第1項第2号、第6号 民法第118条第2項、第3号 民法第118条第1項第2号、第6号 民法第118条第2項、第3号 民法第118条第1項第2号、第6号	電子確定日付については、全国どこからでも、登記・供託・オンライン申請システムを併せてオンラインによる申請を行うことが可能となります。 確定日付の付与については、全国の所有公証人職場を電子確定日付センターに指定しており、同センターにおいては、大量の電子確定日付付与の申請についても、お客様をお待たせすることなく、迅速かつ集中的な処理が可能となっております。 内容証明郵便についても、日本郵便株式会社の電子内容証明サービスを提供しているほか、金融機関においても、電子的な手続きが可能となるよう関係者と議論がされていることと承知しております。 ○ こうした現状を踏まえ、金融庁においては預高確認手続に係る現状や課題等を把握するために関係者へのヒアリング等を行っているほか、日本公認会計士協会や全国銀行協会の取組みを後押しするために必要な意見交換を行っています。		
758	令和3年2月15日	令和3年4月16日	コロナ禍の非対面保険募集の推進を目的に保険事前同意取得規制及び保険募集時の事前同意取得規制の緩和	【制度的要望内容】 ・ 「非公開無情報提供規制」の緩和 ・ 「告知」の規制 ・ 「知りながら規制」	【要望理由】 「告知」の規制は、銀行が保険を販売する場合のみ課されているものであり、他業種での保険販売時には適用されないなど、妥当性に欠ける(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・ 近年、コロナの長期化が予想される中、保険の重要性を改めて考える顧客も多く、保護性ニーズは一層高まっている。銀行としても、こうした顧客ニーズに対して、タイムリーに最適な商品・サービスを 提供することは社会的使命であり、フィードバックリーディング・パートナー(FD)の観点からも重要である。 ・ 脱したから、コロナ下、対面で面談すること自体にリスクを感じる顧客も少なくなく、従来の対面ではなく、非対面での保険募集を希望する顧客も多存在。 銀行でも、顧客本位の営業を実現するべく、保険ニーズのあるお客さまへの非対面でのアプローチを検討しているが、上記規制もあり、スムーズな保険募集の実施が困難。 また、特にネット完結のフローを構築する際において、各種規制を担保する開発費で、大きなハードルとなっている状況。 ・ 非対面での募集フローを構築することで、対面と同様に顧客ニーズに対応したく、例えば書面の交付に代えて、電磁的方法による提示(リモート面談時における共有画面での表示を含む)パソコンやタブレットでの画面表示や電子メール送信(電子媒体での提供)も可能とする事は検討していただきたい事項として挙げらる。	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・ 非公開無情報提供措置 ・ 告知先発規制 ・ ターニング規制 ・ 損害者分離規制 ・ 預金との誤認防止措置	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものでも、 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係機関等へ意見交換。 ・ 告知先発規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・ 預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日付から施行しています。 銀行等による保険募集の状況については、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が感じられた場合に検討してまいります。 保険募集時(保険会社が発行する保険契約書等に情報提供が必要な事項については、「契約記録」、「外資債権」と及び「債権契約」等に係る一部の事項を提示する画面)について、電磁的方法を併せて電磁的方法による提供が可能となります。 ・ 電磁的方法による提供が可能な方法とする とする「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向け約款の監査指針」等の改正を行っています(令和3年1月21日公布・施行)。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
759	令和3年2月15日	令和3年8月18日	店頭デリバティブ取引の電磁的方法の改正	【具体的要望内容】 ・店頭デリバティブ取引の書面を、例えば、より簡便な方法での顧客の承認取得の場、および電子メールによる送達、オンラインシステムへのアップロード等により交付したと認められるように、金融商品取引法における書面の交付の電磁的方法を改正したい。	【制度の現状(現行規制の概要等)】 顧客との店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を締結する際、原則、顧客に対し契約締結および契約締結後書面を直接交付し、又は電磁的方法で交付している。 顧客へ電子媒体で書面を交付する場合には、事前に顧客の承諾を得て、内閣府令で定められた電磁的方法に則る必要がある。 電磁的方法の要件は、Web上など非対面で大量の顧客に対して一元的に書面を交付することが想定されたルールになっており、店頭デリバティブ取引の書面の交付に電磁的方法の導入は難しい。 【要望理由】 新型コロナウイルスの影響により店頭デリバティブ取引は顧客の注目が集り、非対面での取引が増加、画面はオンライン上で実施できるものの、書面の交付は電磁的方法上、直接手交や郵送による送付が必要。しかしながら、国内外において、直接往訪が難しい場合や、郵送自体が滞ってしまう場合などがあり、円滑な契約締結に支障をきたした。加えて、自宅勤務の社会的浸透があり、顧客の担当者が会社のオフィスにいない機会が増加していることから、手交・郵送のよりに交付先として物理的な場所を限定されない電磁的方法が望まれる。	都銀懇話会	金融庁	現行規制上、顧客から承諾を得て、電子メールを送付する方法やウェブサイト上の顧客ごとのページにおいて閲覧に供する方法等で、電磁的に契約締結前交付書面や契約締結時交付書面を交付することが可能となっております。	金融商品取引法第37条の3第2項、金融商品取引法等に関する内閣府令第56条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
760	令和3年2月15日	令和3年3月24日	契約締結前交付書面(含 他の情報提供書面)の電磁的交付	【具体的要望内容】 ・契約締結前交付書面の交付を含む保険契約の締結前に書面で行うことが必要とされている情報提供については、以下3点より充足をすすめることで可能な解釈を明確にする。 ①電子メール送達等の電子媒体による情報提供(および前書面の交付)のしと電話等により顧客さまに電メールで交付する(口言、通知することでお客さまが受領したこと)を確認すること	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・契約締結前の情報提供義務について、電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供が認められているものの、監督指針において、電話による場合には、「郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法が考慮される」とされ、電子メールやテレビ電話等を用いたリモートの対面交付についての解釈が明確でない。 ・特定保険契約の契約締結前交付書面においては、契約締結前交付方法として、「法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供(かつ行うこと)でない限り、電子メールによる提供も認められている。 【要望理由】 ・コロナ禍により、社会全体のデジタル化が一層進展しテレビ電話等の利用など、お客さまとの画面接触も多様化する中、保険募集に掛かる書面のデジタル化についてもお客さま、社会全体から求められているため。	都銀懇話会	金融庁	保険業法施行規則及び具体的な方法については保険会社向けの総合的な監督指針において、保険会社又は保険募集人は、電話の方法で情報提供を行う場合、郵便等の方法により書面を交付する、郵便により情報提供を行う場合、郵便等の方法により顧客へ送付する必要があること等が示されています。 なお、関連する内容として、保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者等の承諾を得たうえで書面の交付に代えて、電磁的方法によることができること(令和3年1月9日以前)。	保険業法施行規則第227条の2、第234条の2の2 監督指針B-4-2(2)	対応	「保険会社向けの総合的な監督指針において、電話、郵便の方法による情報提供を行う場合、電子メール等を含む電磁的方法による情報提供が可能である旨を明確にし、併せて電磁的方法の方法としてテレビ会議システムを利用する場合は顧客への説明及び了知の方法を併示する改正を行っております。」 なお、保険募集時に保険会社等が保険契約者等に情報提供が必要な事項については、「火災保険」、「外貨建保険」及び「転換契約」等に係る一部の事項を従来する書面について、顧客の承諾を得たうえで電磁的方法による提供を可能とすること。 電磁的方法による情報提供が可能な方法を追加すること。 とする「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」の改正を行っております(いずれの改正も令和3年1月21日公布・施行)。	
761	令和3年2月15日	令和3年7月7日	電磁的同意取得による信託代理店商品のリモート販売促進	【具体的要望内容】 ・金融商品取引等に関する内閣府令第155条を運用し(1)同等の規定を信託業法にも設けることにより、電磁的同意取得による信託代理店商品のリモート販売を一層推進したい。	【要望理由】 【制度の現状(現行規制の概要等)】 「第一種金融商品取引業者等との親子法人等との間の非公開情報の受領・提供」に関する内閣府令第155条に基き、信託業法においても当該取組を行う業者の同意を電磁的方法により得ることができると、お客さまの利便性向上を図るため。	都銀懇話会	金融庁	信託契約代理店が取り扱う個人の非公開情報の受領・提供をするにあたり顧客の同意を得る場合、現行の規制においても電磁的方法による同意取得は可能です。		現行制度下で対応可能	信託契約代理店が取り扱う個人の非公開情報の受領・提供をするにあたり顧客の同意を得る場合、現行の規制においても電磁的方法による同意取得は可能です。	
762	令和3年2月15日	令和3年8月18日	委託関係の金融商品取引業者等及び登録金融機関間の顧客情報提供同意を、電磁的方法で可能とする法令改正	【具体的要望内容】 ・書面による同意に代えて、顧客の承諾を得、顧客の同意を電磁的方法により得る方法(金融業等府令155条参照)を、金融商品取引業者等及び親法人等もしくは(子)法人等の間における非公開情報の授受(金融業等府令153条1項7号・154条4号)の場合のみならず、委託関係にある登録金融機関と金融商品取引業者等との間における顧客の財産に関する特別な情報の授受(金融業等府令123条1項18号・24号)の場合についても認め法令改正を要望。	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・委託関係にある登録金融機関と金融商品取引業者等との間で顧客の財産に関する特別な情報の授受を行う場合には、金融業法上、書面同意を取得する必要がある(金融業等府令123条1項18号・24号)。この場合、F規制における非公開情報の授受規制の場合と異なり、文書上、書面同意に代わる電磁的方法による同意取得が認められていない(金融業等府令155条は同153条1項7号・154条4号のみを適用対象としているため)。 【要望理由】 ・足許のコロナ禍及びその後の業務の在り方の見直し求められるなか、金融商品販売において非対面チャネル(オンライン)完結での取引の拡充が求められており、かつ、投資家のUI・UX及び発行体や金融機関の業務効率化の観点から、顧客の同意意思があるにも関わらず書面での同意が必要となることは、非効率かつ生産性向上の阻害要因となるため。	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関(銀行)が、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、顧客情報を委託金融商品取引業者(証券会社)に提供すること、または委託金融商品取引業者から取得した顧客情報を利用して有価証券の売買等の勧誘を行うことは禁止されております。	金融商品取引業者等登録金融機関等に関する内閣府令第123条(1項18号及び第24号)	検討を予定	金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)における「新型コロナウイルスの中で加速化するデジタル化への対応を踏まえ、手続のデジタル化を促進させる観点から、中堅・中小企業や個人も含め、現行制度において電子メールを含む電磁的方法による同意取得が未整備となっている部分について対応を行うほか、電磁的方法による同意取得時に必要となる事前承諾を徹底することが適当である。」との提言を踏まえ、引き続き、検討を進めてまいります。	
763	令和3年2月15日	令和3年7月7日	大口信用供与等規制に関する適用範囲の見直し	【具体的要望内容】 ・コールロンの中でも、銀行資金繰りに与える影響が大きい「オーバーナイト取引」について、限度超過の事申請を事後報告にする。もしくは、政府等が緊急事態宣言を発動する際は「事前申請」の義務を免除する。また、市場流動性維持のための機動的対応が可能となる例外規定の制定をお願いしたい。	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・20年4月の大口信用供与等規制の改訂により、インターバンク市場のコールローン取引が本規制の対象となった。また、本規制では、銀行間エクスポージャーについて、ストレス状況下の市場の安定性を確保を目的とした信用供与等限度額の超過を認めているが、事前申請が必要。 【要望理由】 ・今年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、コール市場取引預高は過去最高で推移、増加幅の大半は、ON取引の増加であった。銀行資金繰りの重要な調整機能を担うコール市場では、ストレス状況下でも円滑な取引が行われることが必要。特に、市場流動性の確保を目的とするON取引については、事後の調整機能として利用されることが想定され、ストレス状況下において機動的に利用できるようにすることが重要。 ・今後、新型コロナウイルスなどの感染症の拡大や自然災害等によるストレス状況が再び発生した場合、信用供与等限度額設定により、下記の影響が発生しうると考えられることから上記要望に至ったもの。 ・ストレス状況下、資金需要のある参加者に対して、資金の出し手が信用供与等限度額を超えて資金放出しようとする場合、資金の出し手が事前申請することになる。資金の出し手が、人員体制縮小等により業務縮小している場合、資金放出自体を見送り、緊急的な資金需要に応えられないリスクが発生する可能性が高くなる。 ・また、事後申請時は、信用供与等限度額ベースに銀行間エクスポージャーを決定するようになると、資金需要のある参加者に機動的・直接的に資金提供できない状況になる可能性があること。	都銀懇話会	金融庁	2020年4月1日に施行された銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令において、財務諸表のコールローン測定に計上される資金繰り金を借用の供与又は出資とする取扱いを開始しました。 なお、銀行法施行令で定めるものを得ない理由がある場合は、内閣府令大臣の承認を受けたときは、大口信用供与規制の適用を免れることができます。	銀行法第13条第1項、銀行法施行令第4条、第5項第1号、銀行法施行規則第14条第1項第1号	対応不可	大口信用供与規制は、特定の者やグループに過度に集中した信用供与等を行うことによる銀行の健全性への影響については借付高率の維持への取組を促す観点から設けられている規制であることに基づき、一律に事前申請無しの借付高率等限度額の超過を認める例外規定の制定は困難ですが、柔軟な制度の運用に努めたいと考えておりますので、幅広く御相談ください。	







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
776	令和3年2月15日	令和3年7月7日	銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行による「人材派遣業」が「その他の付随業務」に該当することを明確化する。</li> <li>労働力人口の趨勢的な減少に伴い、企業にとって人手不足対策は中長期的な経営課題。銀行も、取引先の経営支援等を行う過程で、人材に関する相談を受けることが多い。</li> <li>足許では「人材紹介業務」について「その他付随業務」にあることを明確化頂いたことを受け、地方銀行を中心に、銀行本体や子会社を通じた人材紹介を通じて、人手不足や人材難の企業への支援が本格化しているところ。</li> <li>一方、企業と人材のミスマッチ削減につながる「紹介予定派遣」等、現行の業務範囲の下では進むことが困難な「派遣」のニーズも大きい。そのため、「人材紹介業務」と同様、「人材派遣業務」についてもあわせて「その他付随業務」に含めることを要望するもの。</li> <li>また、子会社形態で同業務を提供する場合は、「従属業務を専ら営む会社」においては「人材派遣業務」を含むことが可能であるが、収入依存度低額（銀行グループからの収入割合が90%以上必要）があるため社会的な課題として増加する取引先の人材ニーズに十分に応えられない可能性がある。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働力人口の趨勢的な減少に伴い、企業にとって人手不足対策は中長期的な経営課題。銀行も、取引先の経営支援等を行う過程で、人材に関する相談を受けることが多い。</li> <li>足許では「人材紹介業務」について「その他付随業務」にあることを明確化頂いたことを受け、地方銀行を中心に、銀行本体や子会社を通じた人材紹介を通じて、人手不足や人材難の企業への支援が本格化しているところ。</li> <li>一方、企業と人材のミスマッチ削減につながる「紹介予定派遣」等、現行の業務範囲の下では進むことが困難な「派遣」のニーズも大きい。そのため、「人材紹介業務」と同様、「人材派遣業務」についてもあわせて「その他付随業務」に含めることを要望するもの。</li> <li>また、子会社形態で同業務を提供する場合は、「従属業務を専ら営む会社」においては「人材派遣業務」を含むことが可能であるが、収入依存度低額（銀行グループからの収入割合が90%以上必要）があるため社会的な課題として増加する取引先の人材ニーズに十分に応えられない可能性がある。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>要望 (a)</p> <p>銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、余剰能力の活用に資するかといった一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。</p> <p>要望 (b)</p> <p>銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに準ずる者からの収入の合計が総収入の90%以上（システム管理やITM保守業務等を営む会社の場合は40%以上）、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。</p>	<p>要望 (a)</p> <p>主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)</p> <p>要望 (b)</p> <p>平成14年3月29日金融庁告示第34号</p>	<p>業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。</p> <p>2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したと、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。</p>		
777	令和3年2月15日	令和3年7月7日	商業銀行によるセキュリティトラスト業務への追加	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業銀行の付随業務として、信託業法や業法法の規定に限らず、セキュリティトラスト業務を含むこと</li> <li>セキュリティトラスト業務は実質的に「インジケートローン」であり、インジケートローンの普及や機能的な投資家の資金活用とまっとうな市場活性化への効果の効効となっている状況。</li> <li>「信託」という用語が使われてはいないものの、実務的にはセキュリティトラストと通ずる業務と存在しているの理解であり、現在商業銀行がインジケートローンに当たる担保付融資の付付の範囲に広まる業務内容であることから、セキュリティトラスト業務は銀行業の付随業務を兼ねて商業銀行で業務を提供することについて容認したい。</li> <li>本件によるメリットとしては、短期的には顔印後インジケートを行なう場合の事業者側の費用負担の軽減、実行後の債権譲渡の際のアンダリジャー・投資家双方の費用負担の軽減が想定されるが、中長期的には担保付債権の流動性を高めることによる機関投資家からの資金流入を促して当該セキュリティトラストの普及に寄与し、上述の本邦金融市場全体の活性化への動きに資することが期待できる。本件は単なるコスト削減ではなく、かかると大きな期待を念頭にいた上で要望するもの。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種外債における担保付インジケートローンは、セキュリティトラストを導入することで債権売買に伴う担保関連手続きを削減している。一方でプロジェクトファイナンスなどを始めとする本邦の担保付インジケートローンは、セキュリティトラストが導入されていないため、債権譲渡に伴う担保に関する手間と費用がかかると、両立は機能的な効果の低いインジケートローンの普及や機能的な投資家の資金活用とまっとうな市場活性化への効果の効効となっている状況。</li> <li>「信託」という用語が使われてはいないものの、実務的にはセキュリティトラストと通ずる業務と存在しているの理解であり、現在商業銀行がインジケートローンに当たる担保付融資の付付の範囲に広まる業務内容であることから、セキュリティトラスト業務は銀行業の付随業務を兼ねて商業銀行で業務を提供することについて容認したい。</li> <li>本件によるメリットとしては、短期的には顔印後インジケートを行なう場合の事業者側の費用負担の軽減、実行後の債権譲渡の際のアンダリジャー・投資家双方の費用負担の軽減が想定されるが、中長期的には担保付債権の流動性を高めることによる機関投資家からの資金流入を促して当該セキュリティトラストの普及に寄与し、上述の本邦金融市場全体の活性化への動きに資することが期待できる。本件は単なるコスト削減ではなく、かかると大きな期待を念頭にいた上で要望するもの。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行は、金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、同条第1項に規定する信託業務を営むことができます。</p>	<p>銀行法施行規則第13条</p> <p>金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1条</p>	<p>銀行制度下で対応可能</p>	<p>セキュリティトラスト業務については、現行制度でも、金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、銀行において営むことができます。</p>	
778	令和3年2月15日	令和3年4月16日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等による助産・債権担保融資（ABL）に係る保証業務に限定し（例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の償還を受け付けし、その償還の範囲に限定して「貸倒の担保確保（分擔格）等」融資取扱銀行・債務保証を行う場合等）、取扱いを許す。</li> <li>【制度の現状】</li> <li>銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社として認めている。</li> <li>銀行及び銀行持株会社の子会社は、債権保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLが普及し始めており、経済産業省（ABL研究報告書）では潜在市場は78兆円とされている（24年1月末残高は約1兆円）。</li> <li>米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされ、我が国においては大企業向け融資に占める割合は約1割程度にとどまっている（平成28年1月1日現在）。</li> <li>ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となる財産の換換・処分」が追加され、助産担保の「管理・換換プロセス」内訳化することが可能となった。</li> <li>各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性強化ノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に業務を集中的にすることで、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社として認めます。（銀行法第16条の2、第24条の23、同法施行規則第17条の1、第18条の10）</p> <p>貸付金担保の「担保等」に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社（他の事業者の行う資金の貸付その他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他の当該財産に關し必要となる事務を行う会社）が認められています。（銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号）</p>	<p>銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号</p>	<p>銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号</p>	<p>銀行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止されています。このため、当該規制の趣意については、事業性融資についてグループ会社より保証が行われる場合の銀行法を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等について慎重に検討する必要があります。</p>	
779	令和3年2月15日	令和3年4月16日	取引先支援の観点又はグループ間における業務の媒介が促進されることの明確化	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第三者の媒介がその他の付随業務として許容される監督指針」に明記頂きたい。</li> <li>【制度の現状（現行規制の概要等）】</li> <li>「第三者業務の代理店等について」は、他の金融機関の一定の業務の代理店については付随業務として許容されているが（銀行法第10条第2項第9号、同9号の2）、銀行法施行規則第13条、同13条の2）、それ以外の第三者の業務の媒介については許容されていないとされている。これは、銀行取引先への必要とする取引先への支援に資するものからすると、主として取引先への総合的な監督指針V-3-2(4)のいわゆる実質的な総合的に考慮して個別具体的に判断する趣意はない。</li> </ul>	<p>【制度の現状（現行規制の概要等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え、「媒介の付随業務」も明確でないことも相まって、第三者との協業検討においても、余剰能力活用範囲内での広告出稿や簡単な顧客紹介レベルを超えてごまかみ込んだ活動ができるがについては基本的には保守的に考えざるをえず、例えばオープンAPIを通じた「オープン・パートナー」についても必ずしも従前と異なっていない。</li> <li>【要望理由】</li> <li>業界プレーヤーでは、購買データなどに基づき第三者のサービスの広告を出しレコメンドを行い、それを主たる収入源として、金融サービスを安価にあるいは無料で提供するといったビジネスモデルが確立されている。</li> <li>要望内容が実現された場合、例えば、銀行のAPIの露出機能により、各種口座カードポインの利用履歴等を分析することにより、取引先の購買傾向を分析することが可能となり、API連携先の間で相互に業務の媒介（先方は金融サービス仲介ライセンスを取得する前提）をすることができるようになることが期待される。これは、銀行取引先の支援に資するものからするとAPIを利用する個人顧客にとっても自らの消費活動に結びつけることでAPIの活用を促すことが可能となり顧客満足度の向上に資するものであるし、オープンAPI・ベンチャーの促進にもつながるものである。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、余剰能力の活用に資するかといった一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2</p>	<p>対応不可</p>	<p>ご指摘の「第三者の業務の媒介」には多種多様なものが含まれると、それらが一括に「その他の付随業務」に該当するとは考えられせん。なお、ある業務が「その他の付随業務」に該当するか否かを判断するために参考となる要素は、既に監督指針において明確化しているところ。個別具体的な第三者の業務の媒介が「その他の付随業務」に該当するか否かについても、その要件に照らして判断頂くこととなります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおいて取組む方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
780	令和3年2月15日	令和3年4月16日	銀行による「寄付型」および「購入型」クラウドファンディングの運営の許容	【具体的要望内容】 ・銀行の付随業務として「寄付型」および「購入型」クラウドファンディングの運営を解禁あるいは取扱いが可能であることを明確化して頂きたい。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行による「寄付型」および「購入型」クラウドファンディングの運営の許容 【制度的現状(現行規制の概要等)】 銀行による「寄付型」および「購入型」クラウドファンディングの運営の許容 ①銀行が「寄付型」および「購入型」クラウドファンディングの運営を行うことは含まれておらず、従って、銀行が当該業務を行うことは認められていない。	【要望理由】 ・企業・個人が創業者の上では、預金取扱金融機関が提供しづらいイキティ性資金の活用が有効であるが、地域活性化ファンド等の既存の枠組みでは提供できない顧客ニーズに対応するサービスを提供することで、より幅広い企業・個人に新事業の創出の機会を提供することにつながるものと考えられる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下、「寄付型」および「購入型」クラウドファンディングの利用により、実際の店舗での新商品販売が困難となった地域企業等がウェブサイトにて商品開発資金を募るなど、クラウドファンディング市場の裾野を広げることはウズコロナ時代における事業継続にも一定の効果があるものと思料。 ・銀行に本業務を継続することで想定されること①(銀行による優遇的地位の活用や利益相対が懸念されること)②銀行の顧客である預金者が本業務により提供されるサービスを阻害すること③運営事業者である銀行が先主(資金調達者)と誤認されることについては、例えば、「①主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2「その他の付随業務」等の取扱いが示されている「金融の地域活性化」として禁止禁止法上の地盤となる行為の禁止防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備」を適切に実施すること②誤認を防止するための十分な説明を行うこと③銀行は運営事業者であり、あくまで取引の場を提供する立場にあることを明示することにより対応可能であると考えられる。	都銀 懇話会	金融庁	銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な proximity やリスクの両性質、余力の活用に関する一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。	銀行法第10条～第12条 主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-2	対応不可	ご指摘の「寄付型」及び「購入型」クラウドファンディングには多種多様なものが含まれると、個別具体的な業務が「その他の付随業務」に該当するか否かについては、ケースバイケースであり、左記の要件に照らして判断頂くべきことであるため、監督指針での明確化は困難です。		
781	令和3年2月15日	令和3年7月7日	持株会社の子会社で行う健康保険組合向けの保険指導業務の解禁	【具体的要望内容】 ・持株会社の子会社においていない場合など、顧客(健康保険組合)からの委託に基づき、組合員に対し保険指導業務を行えるようにしてもらいたい。 【制度的現状(現行規制の概要等)】 ・持株会社の子会社で行う健康保険組合向け業務、保険指導業務については、金融関連業務を定めた銀行法施行規則第17条の第2項第31号の「健康、福祉又は保険に関する調査、分析又は助言を行う業務」に該当する業務と捉えられるが、当該業務は、「保険専門関連業務」(銀行法第10条第2項第4号)に該当するものであり、銀行法第2条の第3第1項第10号口により、持株会社の下に保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社がある場合しか行うことができないものとされ、現状業務として行えない。 ・現在、持株会社の子会社にて健康保険組合からの委託業務に基づき、組合員の健康診断結果等を匿名データとして受領し、データベース化することを支援。 ・健康保険組合からは、データベース化した健康に関する統計データに基づき、組合員に対する保険指導ニーズがあるものの、現状の規制下では持株会社の子会社では対応できない。	【要望理由】 ・持株会社の子会社で行う健康保険組合向け業務、保険指導業務については、金融関連業務を定めた銀行法施行規則第17条の第2項第31号の「健康、福祉又は保険に関する調査、分析又は助言を行う業務」に該当する業務と捉えられるが、当該業務は、「保険専門関連業務」(銀行法第10条第2項第4号)に該当するものであり、銀行法第2条の第3第1項第10号口により、持株会社の下に保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社がある場合しか行うことができないものとされ、現状業務として行えない。 ・現在、持株会社の子会社にて健康保険組合からの委託業務に基づき、組合員の健康診断結果等を匿名データとして受領し、データベース化することを支援。 ・健康保険組合からは、データベース化した健康に関する統計データに基づき、組合員に対する保険指導ニーズがあるものの、現状の規制下では持株会社の子会社では対応できない。	都銀 懇話会	金融庁	銀行法施行規則第17条の第3第2項第31号その他の保険専門関連業務を営む会社は、銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社を保有する場合に保有することができます。	銀行法第33条の第2項第1項第9号、銀行法施行規則第17条の第3第2項第31号	検討を予定	「保険専門関連業務」は、専ら保険業に付随し、又は関連する業務であり、これを営む会社を、保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社を保有していない銀行持株会社が保有することを認めることについては、慎重に検討する必要があります。		
782	令和3年2月15日	令和3年8月16日	店舗等事業用不動産に係る賃貸業務規制の緩和	【具体的要望内容】 ・公共的な主体等からの要請に限らず、グループ会社以外の第三者への賃貸を解禁。それにより不動産投資(建設+改修等)の許容。 【制度的現状】 ・事業用不動産の賃貸等を行う場合、(その他の付随業務)の範囲にあたるかどうかの判断基準が定められており、賃貸等の規模が当該不動産を利用し行われる関係業務の規模に比べて過大なものとなっていないこと等の規制があり、事業用不動産グループ会社以外の第三者に賃貸すること等によるスペース有効活用に対する制約は大きい。	【要望理由】 ① 超低金利の一層の深まりが検討される等、経営環境も一段と厳しさを増す中、お客さまニーズの多様化やデジタル化等の進展、営業時間や休日限定、複数銀行による共同運営等の店舗に関する規制緩和や賃上げの抑制、異業種や銀行との親しい共済店舗、従来店舗にない新しい様々な先進的店舗の展開を想定している状況。 ② 然る状況下、店舗統廃合やそれに伴う移転・建設等店舗再編による事業用不動産を巡る動きが活発化しつつあり、引き続き一助事業法人同様の柔軟な賃貸を行えない状況に変わり無く、主に以下2点の異業種活用と並びに課題となっている。 ① 例えば、デジタル化等の進展を見据えた親和性の高い異業種との関係による店舗リニューアルとそれによるお客さま利便性・サービス向上や収益の向上。 ② 業種店舗等の関係による地域の賑わい・街づくり(景観)への貢献。 ③ 特に建設時に店舗面積に加えて、①②③を前掲にそれ以外のスペースの賃貸が可能となることで、①②の効果を最大とそれによる先進的店舗の展開加速が可能。 ④ 現行規制では、上記の通り複数組合や働き方改革等により発生する余剰スペースあるいは土地・建物に対して取り得る方法が極めて限定的であり、我々銀行はもとより地域・顧客にとっても必ずしも有効活用出来ない、不動産賃貸そのものを規制せずとも自己資本に即した投資規制などにより銀行の健全性確保(他業リスク排除)は可能と考えられ、柔軟な不動産活用により、顧客利便性の向上や地域活性化に繋がって参りたい。	都銀 懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年5月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差支え支えないこととしてまいりました。	主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。		
783	令和3年2月15日	令和3年8月16日	新しい店舗の在り方やコミュニティ化推進のための、銀行保有不動産の賃貸要件緩和	【具体的要望内容】 ① その他の付随業務における不動産賃貸規制に際して、公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が柔軟に可能となるよう規制を緩和。容積未消化物件の建築を促す場合についても、規模による制限を撤廃し、第三者別に賃貸できるような規制を緩和。 ② 即ち、当局から「第三者賃貸が認められる」として「銀行が保有する物件」を予め示しておくことで「第三者向け性」を高め、それに該当しない限りは、前掲申請なしに公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が実施可能となるよう規制を緩和。 ・例) 賃貸先が公停泊に反したり、銀行の公共性に反するものではない限りは可能 ・例) 銀行が不動産を新規・大規模に取得し賃貸業務を展開するのではなく、構造改革・建築費の過剰で発生する余剰・付随スペースについては可能 ・例) 公共要請がなくとも、賃貸先が学童保育や高齢者支援施設など公共性が明らかである等。	【制度的現状】 ・事業用不動産の賃貸等を行う場合、「その他の付随業務」の範囲にあたるかどうかの判断基準が定められており、「銀行が保有する物件」を予め示しておくことで「第三者向け性」を高め、それに該当しない限りは、前掲申請なしに公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が実施可能となるよう規制を緩和。 ・例) 賃貸先が公停泊に反したり、銀行の公共性に反するものではない限りは可能 ・例) 銀行が不動産を新規・大規模に取得し賃貸業務を展開するのではなく、構造改革・建築費の過剰で発生する余剰・付随スペースについては可能 ・例) 公共要請がなくとも、賃貸先が学童保育や高齢者支援施設など公共性が明らかである等。	【要望理由】 ・銀行のデジタル化・サービス強化による顧客ニーズの変化や銀行来店者数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル化時代に相応しい新しい店舗構築に注力している。そのなかで既存店舗の統廃合やそれに伴う移転・新設など、店舗を巡る動きが活発になることが想定される。 ・このような展望を踏まえ、現状、売却・処分できない「過剰不動産」に加え、業務効率化・店舗軽量化等により発生した「現物の余剰スペース」や、老朽化店舗等の賃貸に際して発生した「余剰スペース」についても、公共要請等の有無に関らず、第三者への賃貸が可能となれば、地域のにぎわい・創出・地域創生に繋がる他、店舗維持コスト削減にも資するもの。 ・また、容積未消化の自己所有ビル建築にあたって、自己利用部分の面積に制限されず、余剰部の第三者への賃貸が可能となることで、銀行が抱える築古物件の建築費が進み、地域のにぎわい・創出・地域創生に繋がるもの。	都銀 懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年5月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差支え支えないこととしてまいりました。	主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
784	令和3年2月15日	令和3年8月16日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産売買の媒介、貸借の媒介、代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。</li> <li>不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第30条の第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。</li> </ul> <p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都銀、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の運営等に関する法律」により、信託業務の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の信託業金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業種により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなり、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、信託業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また、融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。</li> <li>都銀等は都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。</li> <li>① 国土交通省が構想する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。</li> <li>② 今後想定されるREIT救済において、都銀による支援体制の1つとなる可能性あり。個人投資家を含むREITウケイティ投資家の保護に繋がる。</li> <li>③ 都銀顧客には不動産売買ニーズ及び情報が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り(上場REITの資産運用会社からの賃貸不動産賃借提供ニーズなど)</li> <li>④ 都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行は、一部の信託業金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1項 金融機関の信託業務の運営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の運営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
785	令和3年2月15日	令和3年7月7日	中間持株会社による共通・重複業務の実施	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傘下の子会社の経営管理業務を共通・重複業務の範囲に含め、中間持株会社が共通・重複業務を実施することを可能とする。</li> </ul> <p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傘下の子会社の経営管理業務を共通・重複業務の範囲に含め、中間持株会社が共通・重複業務を実施することができない。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方銀行を中心として、持株会社を活用した銀行間の統合の動きは今後も継続して見られる。</li> <li>そうした中で、各銀行グループにおける経営管理機能の一本化は、営業効率・情報・リスク特長・経営戦略等に広く及び、中間持株会社を活用した経営統合も想定されること。経営統合によるスケールメリットを活かした経費削減・業務効率化を進めるべく、中間持株会社においても共通・重複業務の実施を可能とすることを要望するもの。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行持株会社による共通・重複業務は、当該銀行持株会社グループの経営管理業務が課されているグループの頂点である銀行持株会社が営む場合に限られています。	銀行法第52条の21、第52条の21の2	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会(銀行制度等ワーキンググループ)において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のう法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府等の検討を進めてまいります。	
786	令和3年2月15日	令和3年7月7日	銀行持株会社によるグループ外企業の外部委託先管理	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合においても、銀行持株会社が委託業務の範囲を越えて他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務を付与することを希望。</li> </ul> <p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行持株会社グループに属する以上の企業が、当該グループの特定の子会社(共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる銀行)については委託業務の範囲を越えて他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務が免除され、代わって、当該銀行グループの銀行持株会社が、当該業務を負うことが可能。</li> <li>他方、銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合は、当該業務を銀行持株会社が代わって負うことは出来ない。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ITの進展や利用客ニーズの多様化を踏まえ、利用者利便や生産性の向上等のために、自主主義にとらわれず、IT企業等の特約のプレイヤーと連携・協働することは不可避の状況。特にIT分野については、ASBやクラウドの利用等、従来の外部委託とは異なる形態となり、外部委託管理の高度化を進めていく必要。</li> <li>また、地域銀行グループの統合・再編等を通じ、銀行持株会社を頂点とした金融グループの創設は今後も見込まれる。グループ共通で提供サービス、利用するシステムソフト等については、銀行持株会社グループ内の複数銀行等がそれぞれ委託管理するよりも、例えば、委託契約上銀行持株会社が委託先の管理を委託企業に代わって行うことを明確化する等の措置を前提とし、委託先の管理を、経営管理をその業務の本旨とする持株企業に一元的に担うこと、委託先に対する指令命令系統が一元化されることも、外部委託管理に係るリスクを銀行持株会社に集中することで、より実効的な委託管理が可能になるとも期待。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	銀行がその業務を第三者に委託する場合、当該銀行には委託元として、委託先に対する管理義務が課されることとなりますが、銀行持株会社グループに属する以上の会社が当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる当該銀行持株会社に属する銀行については、委託先に対する管理義務は免除されます。	銀行法第12条の2第2項、第3項	対応不可	銀行法第12条の2第3項第1号の規定は、通常の第三者への業務委託とは異なり、銀行持株会社グループ内で共通・重複業務を委託する場合であれば、当該グループ全体の経営管理を行う銀行持株会社が適切にその委託先を管理することが期待されるため、一定の要件を満たすことを前提に、例外として許容するものとする。他方、当該グループ外の委託の際には、一元的に銀行持株会社が業務の委託先を管理できることは限らないことから、直ちに措置することは困難です。	
787	令和3年2月15日	令和3年7月7日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制を緩和。</li> <li>① 有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し))の解禁。</li> <li>② 信託業務の一部(エスコロ口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。</li> </ul> <p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行の海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められていない。</li> <li>他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを含むことが認められていない。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外では、競合するグローバル・バンキングが、ローン・債券取組みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券会社との共同期間、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれていない状況。代表的日系企業の社債発行においても、外銀銀行が引受を行うケースも出ている。</li> <li>ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が厳格されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることと鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融競争における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考ええる。</li> <li>現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。</li> <li>例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施と海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を最小化した上での対応も可能。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>【要望①】</p> <p>銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。</p> <p>【要望②】</p> <p>銀行は、金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、同条第1項に規定する信託業務を営むことができます。</p>	<p>【要望①】</p> <p>銀行法第10条第2項、第11条</p> <p>【要望②】</p> <p>銀行法第12条、金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1条</p>	<p>【要望①】</p> <p>銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であっても、銀行の海外支店において現地法令が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。</p> <p>【要望②】</p> <p>銀行制度下で対応可能</p>		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
792	令和3年2月15日	令和3年8月16日	発行体向けクロスマーケティングの緩和	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行が、証券会社の発行体向け証券営業に係る行為の一部を代行することを、①市場競争にシナジスの対称拡大、又は②金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対称拡大(例えば、引受の媒介)によって許容。</li> </ul> <p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券営業に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いと認められていない。(発行体向けクロスマーケティングの禁止)</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業活動分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピードラーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロスマーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。</li> <li>証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的サービスの説明</li> <li>上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと</li> <li>上記商品・サービス等の具体的な条件の提示</li> <li>ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロスマーケティングは禁止されていないこと</li> <li>鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考える。</li> <li>また、平成29年7月、第4回法制審議会法制(企業統治等関係)部会にて、社債の管理のとり方に関して議論が行われ、銀行券としては法務省から提案された新たな社債管理機能に対する賛同の旨を表明したところである。他方、地方、特に地方自治体においては、発行体・投資家の間の一層の拡大に向けた制度改正の余地があるも限られており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、銀行間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが許容と考える。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼営することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点については、これまでも証券会社との共同店舗、共同防衛が認められ、また、証券件介業務を兼営するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われていました。さらに、平成21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼営することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して発行体が行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅴ-2-6において明確化されています。</p>	金融商品取引法第33条第1項(特例) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針ⅤⅡ-2-6 銀行法第12条	対応不可	<p>金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「銀行の役員職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体向けクロスマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹引受規制(証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社など)に關し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止)及び引受証券の売切規制(証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」との提言が示されたところであり、今後引き続きワーキンググループにおいて慎重に検討していく課題です。</p>
793	令和3年2月15日	令和3年8月16日	バックファイナンス規制の緩和	<p>【制度的現状(銀行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループの証券会社にて有価証券の引受人となった場合、引受リスクの軽減や公正な価格形成の観点から、引受人となった日から6か月を経過するまでの間、金融商品取引業者は親子法人等が当該有価証券の購入代金につき顧客に借用の供与をしていることとなりながら、当該顧客に当該有価証券を売却することができず、また銀行は当該有価証券の購入代金に係る買付その他の借用の供与を行うこととを約して、当該顧客に対し当該有価証券にかかる金融商品仲介業務を行うことができない。</li> </ul> <p>【具体的要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制が金融グループにおいて一体での適用・調整ニーズへの対応を乏しくしていることから、規制の緩和を要望。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本規制はこれまで調達を希望する顧客の資金使途が有価証券の購入に止まり購入申込みを受けた場合を対象としたものであり、他の資金使途に対しては適用外である場合があること、結果として具体的な資金使途を説明するための準備負担を課すことになっている。</li> <li>また、6か月という比較的長期の間、当該銀行での有価証券の購入にかかる資金調達が不可となるため、弾力的な資金運用の妨げとなっていると考え。</li> <li>結果として、調達を希望する顧客は必要に応じて別グループでの銀行・証券を使用することに繋がり、顧客の手間及びコスト増加が懸念される状況となっていることが理由として挙げられる。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者が当該顧客にその有価証券を売却することや、登録金融機関がその親子法人等又は子法人等が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、借用供与を約束してその顧客に当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うことを禁止しております。</p>	金融商品取引業者に関する内閣府令第153条第1項第5号、第154条第1項第5号	対応不可	<p>金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「銀行の役員職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体向けクロスマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹引受規制(証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社など)に關し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止)及び引受証券の売切規制(証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」との提言が示された。本提言の趣旨を踏まえ、ファイアウォール規制における情報提供規制以外の諸規制の一つであるバックファイナンス規制は、金融商品取引業者による引受有価証券の売却を親子法人等または子法人等が支援するための当該有価証券の買入代金の買付その他の借用の供与を行うことを規制するものであることから、本規制の緩和についても利益相反防止等の観点から慎重に検討していく必要があります。</p>
794	令和3年2月15日	令和3年8月16日	一般債引き受けに関する弊害防止措置の緩和	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>間接規制の禁止若しくは、一部緩和(制限期間の短縮化等)</li> </ul> <p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般債引き受けに関する弊害防止措置</li> <li>有価証券(除く国債、地方債、政府保証債)の引受人となった日から6ヶ月間、当該金融商品取引業者の親子法人等又は子法人等との当該有価証券売買を制限する。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の取引公正性を図ることによる経済発展、投資家保護を目的とした規制だが、法定以降の一般債市場拡大・流動性向上に伴い、制度複雑、若しくは一定の緩和余地を有し思料。</li> <li>PO1方式による規模が拡大し、発行体と投資家間の透明性が高まっている市場環境下であること、また、銀行およびその関連金融商品取引業者は「アーム・レングス・ルール」を適用していることに加え、第三号との通常の取引と異なる条件で金融商品取引が行われることは考え難い。</li> <li>金融法第15条第4項では、目録登録交付期間は6ヶ月から3ヶ月に改定されており、有価証券のプライマリとセカンダリ市場の区別は3ヶ月間と規定している。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づき金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第5号の規定は、金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、親子法人等または子法人等に当該有価証券を売却することを禁止しております。</p>	金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第5号	対応不可	<p>金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「銀行の役員職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体向けクロスマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹引受規制(証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社など)に關し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止)及び引受証券の売切規制(証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」との提言が示されたところであり、今後引き続きワーキンググループにおいて慎重に検討していく課題です。</p>
795	令和3年2月15日	令和3年4月16日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行が事業性融資を行っている企業の代表者もしくは個人事業主又は従業員50人以下の企業・個人事業主の役員・従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。</li> <li>事業性融資を申込中の顧客に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。</li> <li>銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らずなら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品や全面解禁商品を募集することの禁止。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>右規制の撤廃。若しくは認知度の低い募集に係る上記規制の撤廃。又は、第三号分の保険商品の保険募集制限先規制、タイミング規制及び知りながら規制の撤廃。</li> </ul>	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができずフィナンシャル・リテラシー(FD)に反する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①銀行の募集取引に無関係に一般企業も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害</li> <li>②顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客に齎る可能性(例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。</li> </ul> </li> <li>既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。</li> <li>形式的な弊害防止措置を行うことで、これを回避しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかり、実務上の負担大。</li> <li>加えて、顧客にとっても、事業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスとワンストップで享受可能。</li> </ul>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先販売規制</li> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先販売規制</li> <li>・タイミング規制</li> <li>・担当者分限規制</li> <li>・積金との誤認防止措置</li> </ul>	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討予定	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先販売規制を撤廃するほか、</li> <li>・積金との誤認防止措置について、差別化を図るための措置を講じる</li> </ul> <p>等の取組みを行ったところであり、平成23年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き審議会に諮るため、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
808	令和3年2月15日	令和3年3月26日		<p>【具体的要望内容】</p> <p>「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」との取引に対する証拠金規制の適用を廃止すること</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>本邦証券金融規制において「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」との取引に対する証拠金規制の域外適用の廃止</p> <p>「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」の具体的な判断基準は設けられておらず「個別事案ごとに実態に応じて実質的に判断されるべき」と各金融機関の判断に委ねられている状況。</p>	<p>【要望理由】</p> <p>本邦金融機関が主に取引を行う地域の大企業は証拠金規制を導入済であることから、主要な海外のインターバンク先とは本邦の上連規制に関わらず既に証拠金受付けを行っている。また、本邦金融機関の域外に対するデリバティブ取引ポートフォリオの多くは当該インターバンクに集中している。一方で海外の事業法人については現地の証拠金規制対象となるケースは稀であり、本邦規制上の「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」に該当するからによって証拠金受取客が確定する。後述するように当該取引は本邦金融機関に相当の負債が生じないが、そもそも海外の事業法人に対する取引ポートフォリオはインターバンクと比べて小さいことから、規制対象としても実質的な影響は殆ど生じない。これを踏まえれば「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」との取引を証拠金規制対象とする実質的な効果は乏しいと考えられるため。</p> <p>現状「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」の具体的な判断基準が設けられておらず、各金融機関はこの判定に苦慮しているほか、同一取引先に対して各金融機関が異なる判定を行うことにより、取引先が混乱を来すケースもある。また、判定のためには取引先に対してデリバティブ取引状況を調査・セアリングする必要があるが、十分な回答を得られない場合、已む無く保守的に証拠金受取の対象と判定せざるを得ないこともある。しかし、現地の証拠金規制上義務対象となっていない事業法人が本邦金融機関との取引のためだけに証拠金受取体制を整えることは現実的ではなく、最終的には取引回避につながってしまうため。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>本邦における店頭デリバティブ取引では外国の金融機関等とのクロスボーダー取引が多く行われている一方で、外国の金融機関等は本邦において金融商品取引業者等の登録を行っていないことが一般的となっている。</p> <p>金融商品取引法第40条第2号、 金融商品取引業者等に関する法律第123条第12項、第13項</p>	<p>「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」との取引を証拠金規制の対象とする実質的な効果は乏しいとご指摘については、 本邦における店頭デリバティブ取引についてはクロスボーダー取引が多く行われていることや、その相手方の多くが「金融商品取引業者以外の方」であることに鑑み、システムリスクを抑制するためにはこれらの者も証拠金規制の対象とする必要があること、 「想定元本の合計額が3000億円以上」という要件を設けることにより、想定元本の合計額が比較的小規模の者が対象となるように調整を図っていることを踏まえ、一定規模以上の想定元本額を有する「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」を証拠金規制の適用対象とする現行制度は、必要性及び規制の程度の観点から適切なものと考えられます。</p> <p>また、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」に関する判断基準に関しては、「業として行う者」とは、一般に、「対公索性のある行為で「反復継続性」をもって行う者を指すことなどを、ハブリンクメントを通じてお示ししております。</p> <p>取引の相手方が「証拠金規制の対象となる」外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者に該当するかどうかについては、相手方からの自己申告の内容、自社の取引規模その他の合理的に入手可能な範囲の資料等に基づいて、個別事案ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、当該資料等に基づいて、当該相手方が「証拠金規制の対象に該当しない」と判断した場合には、当該相手方と非清算店頭デリバティブ取引について証拠金の時価の合計額の出資や預託等の対象外としても、証拠金規制に関する「措置を講じていない」と認められる状況(東等府令第123条第1項第2号の10、第21号の11)には該当しないと考えられます。</p> <p>したがって、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」との取引に対する証拠金規制の適用を廃止すべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。</p>	対応不可		
809	令和3年2月15日	令和3年3月9日	FVAヘッジ取引のマーケットリスク相当額の資本繰戻適用除外	<p>【具体的要望内容】</p> <p>FVAヘッジ取引に対するマーケットリスク相当額の資本繰戻適用除外</p>	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>自己資本比率規制におけるデリバティブの価格調整の資本繰戻のうち、CVA(信用評価調整)に対してはCVAリスク相当額が資本繰戻されている。現行規制のCVAリスク相当額においては信用スプレッド変動に対するCDS等のヘッジ取引のみが資本繰戻削減に有効である。一方、金利・為替変動に対するヘッジ取引については資本繰戻削減効果はないものの、マーケットリスク相当額の資本繰戻の適用除外の取り扱いとなっている。</p> <p>FVAファンディング評価調整に対しては、現行規制より2023年末からのパーゼル目録移行のいずれにおいても資本繰戻のルールが整備されておらず、ルール自体が存在しない。一方、CVAに対するヘッジと異なり、FVAヘッジ取引についてはマーケットリスク相当額の資本繰戻の適用除外となっていないため、資本繰戻を適用する必要がある。従って、ヘッジ対象ヘッジ取引の資本繰戻の扱いが対象であり、ヘッジ実行に必要な資力が確保されなくなる。</p> <p>【要望理由】</p> <p>規制上のルールが不備であることにより、本来不要な資本繰戻を行わなければならないことは本邦金融機関の国際競争力を低下させることとなるため、 ・CVAリスク相当額に対する金利・為替のヘッジ取引が資本繰戻適用除外の取り扱いとなっていることと整合的ではないため。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>平成十八年金融庁告示第十九号「銀行法第104条の二の規定」に基づき、銀行等の保有する資産のうち、自己資本の劣後性が確保するための基礎的資料(第1条、第22条、第24条、第45条)</p>	<p>銀行がCVAの変動を低減するためのヘッジ取引を行う場合には、当該ヘッジ取引に対するマーケットリスク相当額の資本繰戻を適用除外とする旨の規定が置かれていないため、告示第11条等に規定される、マーケットリスク相当額の計測対象とすることが求められます。</p>	検討を予定		
810	令和3年2月15日	令和3年3月26日	投資法人法制の具置しに係る所要の措置	<p>【具体的要望内容】</p> <p>投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲拡大(遠隔・空港・鉄道・船舶・送電網・ハイパライン等)。</p> <p>【制度の現状】</p> <p>投資法人が投資可能なインフラ資産は「再生可能エネルギー発電設備、および「公共施設等運営権」に限定。</p>	<p>【要望理由】</p> <p>令和7年4月に社会インフラ整備への長期資金活用を更に加速させるとインフラファンド市場が設けられたが、本邦上場インフラファンド市場への参加プレイヤーは限られて、競争力に乏しい。一方、アジア圏のB2B(非担増)によるオフバランスニーズや、投資家のマインスイケリ環境下で比較的高い利回りが見込めるインフラファンド市場への投資ニーズ等、並みの市場拡大が期待されている。所から、投資法が規定するインフラ資産(①再生可能エネルギー発電設備等公共施設等運営権)は今なお限定されており、投資法人の市場参加(インフラ市場拡大)の足踏となっていることから、日本取引所の有価証券上場規制に規定されるインフラ資産等(①同②道路・空港・鉄道・船舶・送電網・ハイパライン等)までの対象資産拡大が必要。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などを政府で限定列挙されています。</p>	<p>投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を投資法人の投資対象とすることについての具体的なニーズが存在することを確認し、資産としての独立性や流動性、投資適性などを総合的に踏まえていく必要があります。</p> <p>このため、提案の内容についても、まずは具体的なニーズ等について、関係者から幅広い意見を聴取した上で、議論を踏まえて対応していく必要があると考えております。</p>	検討を予定		
811	令和3年2月15日	令和3年3月18日	コミットメントライン契約の適用対象のさらなる拡大	<p>【具体的要望内容】</p> <p>コミットメントライン契約(特定融資契約)の適用対象を拡大し、地方公共団体、地方公営、独立行政法人等をその範囲に定める。</p>	<p>【制度の現状】</p> <p>コミットメントライン契約(特定融資契約)に係る手数料は、借主が、①大会社(資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社)、②中堅企業(資本金が5億円を超える株式会社)、③特定債権等受取業者、④資産の流動性に係る法律第2条第3項に規定される特定目的会社等である場合に限定して、利息制限法及び出資法のみならず利息規定の適用が除外される。</p> <p>【要望理由】</p> <p>借入者が特定融資契約法の適用対象外の場合、結果的にコミットメントラインでの借入がなされなかった場合や借入額が少額となった場合、借入平準に利息及びコミットメントの合計金額の割合が15%超となるおそれがあることから、コミットメントラインの設定ニーズがあっても、機能性のある融資手段としての設定が困難となってしまう弊害がある。</p> <p>間接法の適用対象範囲を拡大することについては、金融機関は特定融資契約法によって実質的に高金利が得られることから、借り手の法的知識が不十分であることに乗じて優越的地位を濫用し借り手に特定融資契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため慎重に検討する必要があるが、地方公共団体等が金融・法的知識を有する者については、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>特定融資契約に関する法律において、借主の対象範囲は大会社、資本金が5億円を超える株式会社、特定融資契約10億円を超える株式会社等である場合に限定されています。</p>	<p>特定融資契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある借主が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。</p>	検討を予定		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおいての取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
812	令和3年2月15日	令和3年8月16日	資金業登録の無い企業(事業法人等)のシンジケートローンへの参加を認めたい。 若しくは、資金業法第2条第1項第2号の対象に外国で日本の銀行法又は資金業法に相当する法律により貸付を業として行う規定があるものも含まれることにより、日本に支店を有しない外国銀行が資金業法の登録を行わずとも本シンジケートローンに参加することが可能を明確化。 尚、外国金融機関による本邦内での貸付を全方向的に緩和するのではなく、資金業法の目的に加え、一部(シロン組成時及び債権譲渡時)の貸付許可	【制度的要望内容】 ・資金業登録の無い企業(事業法人等)のシンジケートローンへの参加を認めたい。 ・若しくは、資金業法第2条第1項第2号の対象に外国で日本の銀行法又は資金業法に相当する法律により貸付を業として行う規定があるものも含まれることにより、日本に支店を有しない外国銀行が資金業法の登録を行わずとも本シンジケートローンに参加することが可能を明確化。 ・尚、外国金融機関による本邦内での貸付を全方向的に緩和するのではなく、資金業法の目的に加え、一部(シロン組成時及び債権譲渡時)の貸付許可まで拡大することを希望している。	【制度の現状】 ・資金業法は、「資金業」、すなわち、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介として行うもの」を規制。原則、資金業登録のない者は「金銭の貸付け等を行うことができない。シンジケートローンに基づく貸付も含まれるものと解される。 ・資金業を営もうとする場合には、内閣府大臣又は監督官の承認を得る必要がある。2年毎に更新する必要がある(資金業法第3条)。外国銀行から国内の事業者に対して行われる貸付についても、資金業法第2条第1項第2号の「他の法律」に外国法は含まれないと考えられること、同様に適用されると考えられる。 【要望理由】 ・国内に事業所・事業所のない外国法人による資金業登録が制度上予定されていない現行資金業法の下で海外の金融機関等による国内法人向けの貸付が必要以上に制限されている。 ・昨今のグローバル化により本邦企業による海外企業の大規模買収が増加する中、米ドル等の外資性のファイナンスニーズが高まっているが、日本市場で構成するシンジケートローンに本邦に及店を有しない外国銀行を招聘できないことにより本邦企業の資金調達に阻害を主として生じている。 ・本邦企業が国際的影響を及ぼし海外市場での資金調達を志向する場合には、本邦市場が海外市場との市場間競争において劣位に立つこととなり、本邦金融市場の国際競争力強化のために上述の規制緩和が望まれる。	都銀懇話会	金融庁	資金業法において「資金業」を営もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は内閣府大臣の、1の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は都道府県知事の登録を受けなければならないとされております(資金業法第3条第1項)。また、貸付けを業として行うこと他の法令に特別の規定のある者が行うものは資金業法の対象外とされており(同法第2条第1項第2号)。	資金業法第2条第1項第2号 資金業法第3条第1項	検討中着手	日本国内に営業所・事業所のない外国銀行がシンジケートローンに参加して行う国内法人への貸付については、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	
813	令和3年2月15日	令和3年3月9日	本邦シロン案における連帯債権活用による債権譲渡取引の効率化	【制度的要望内容】 ・2020年4月施行の新民法432条における、「数人が連帯して」という部分、同一法人が連帯して債権を有することが可能とする解釈へと変更していただきたい。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・海外クレジット・トラスト等が用いられ、グローバル市場が発達している一方、国内法では債権譲渡の際には貸付債権の譲渡に加え、債権譲渡の要する対価、債権譲渡の対価(債権内容変更対価)を要し、登録料等の支出、各種債権の取扱いに労力が必要。実効性推進の実質的障害となっている。 ・前か年度2020年4月1日施行新民法432条において、連帯債権として概念が新たに認められた。	※左欄様式 【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・連帯債権活用のハードルは、新民法432条が債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は債権者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するものと規定している。シロン案件では参加シロン者の一行がエージェンシーを兼ねている場合が殆どであり、その場合は、シロンとして貸付債権を保有するシロンファイエーエージェンシーとして同貸付債権の連帯債権を保有するエンティティが同一法人となるため、パラレルデットを発生させることができない。 ・上記の問題点は、シロンエージェンシーに設立したSPCに設立して保有する貸付債権は自分で保有し、エージェンシーとして保有する連帯債権は設立したSPCに設立した対象となること、この場合はSPCの設立費用やランニングコストといった追加コストが発生することとなり、流動性実施時の効率的効果も薄くなる。 ・同一法人が連帯して債権を有することが可能となれば、シロン組成時に参加シロン者の一行がエージェンシーを兼ねる場合であっても、SPC設立等を要せずに連帯債権を発生させることが可能。比較的低コストで連帯債権を使用できることにより、本邦シロン案件において使用可能。連帯債権活用による債権譲渡時の効率的効果及び担保権変更手続の事務負担軽減効果は相応に大きい。	都銀懇話会	法務省	民法第432条は、債権の目的が性質上可分である場合において、法令の規定又は債権者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために金または一部の履行を請求することができる。債権者は、全ての債権者のために各債権者に対し履行を行うことができる旨を規定している。尚、平成28年5月1日成立し、令和2年4月1日に施行された民法改正法(平成29年法律第44号)によって新設されたものです。	民法第432条	対応不可	同一人が連帯して複数の債権を有することが可能かどうかは解釈に委ねられています。現時点ではこの点について学説等における解釈も確立していないため、法務省としての解釈を示すのは困難です。	
814	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和の検討対応	【制度的要望内容】 ・本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和の検討対応	【制度的要望内容】 ・本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和の検討対応	都銀懇話会	財務省	株式会社国際協力銀行(以下、JBIC)は、株式会社国際協力銀行法第11条第3号に基づき、日本企業が海外において行う事業に対する支援が可能となっています。そして、同法第12条第2項第2号に基づき、JBICは、銀行等が、(1)中堅・中小企業に対する海外事業のための必要な資金の貸付け、(2)我が国の法人等に対する海外企業とのM&A等のために必要な資金の貸付け、(3)我が国の法人等の海外における社会実業に関する事業に対する資金の貸付け、を行う場合、銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うことが可能となっています。 上記に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本企業の海外事業の遂行が難しく(困難となったこと)に認知するため、令和2年7月、業務の特例として、大企業を含む我が国の法人等、出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けが可能となりました。	株式会社国際協力銀行法第11条第3号 銀行制度下で対応可能	中堅・中小企業と異なり、自ら融資申請を行う能力があり、JBICとの接点が多い大企業については、JBICは株式会社国際協力銀行法第11条第3号に基づき、ツーステップローンを用いるまでもなく、直接支援を行うことにより、適切にその海外子会社の資金ニーズに対応しています。		
815	令和3年2月15日	令和3年3月9日	保証付IDFにおける保証会社を借債者への読み替えによる保証要件の緩和対応	【制度的要望内容】 ・保証付IDFにおける保証会社を借債者への読み替えによる保証要件の緩和対応	【制度的要望内容】 ・保証付IDFにおける保証会社を借債者への読み替えによる保証要件の緩和対応	都銀懇話会	金融庁	平成十八年金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実に適当と認められるかどうかを判断するための基準」 1(保証) 標準的手法採用が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。 三(信用) 保証若しくはクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いるためには、必要と認められる場合には(省略)場合を勘定し、信用リスク削減効果の提供が中立的なものであること。 【要望理由】 ・企業において、財務内容の健全化及びキャッシュフローの最適化は重要な課題のひとつであり、債権の流動化を行うことで、売掛債権のオフバランスの達成及び債権の早期償還によるキャッシュフローの改善が可能となる。 ・債権の流動化において借債者の劣位等を対象とした債権を信用補充として活用することにより、貸付債権が認められないようなリスクタイプの可能性を広げ債権流動化を拡大できる。	銀行法第11条第3号 銀行法第11条第3号 銀行法第11条第3号 銀行法第11条第3号	保証付を予定	信用リスク削減効果の適格要件を充足するか否かの判定において信用保証の免責事項をどのように取り扱うかについては、内部格付手法と標準的手法の差異等も踏まえて、明確化する余地がないか検討してまいります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
820	令和3年2月15日	令和3年3月18日	銀行持株会社の子証券会社の業務負担軽減措置（銀行系証券会社の川下連結規制の適用免除措置）	【具体的要望内容】 ・パーゼルグループの連結自己資本比率規制の適用を受ける銀行持株会社等を親会社と持つ証券会社については、金商法上の川下連結規制（※1）の適用を免除（※2）。 （※1）総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者（特別金融商品取引業者）およびその子法人等に係る連結規制・監査 （※2）金融商品取引法57条の25の適用除外規定を追加することが考えられる。	【制度の現状】 ・銀行持株会社（以下、FG）を頂点とする金融グループは、連結ベースでの連結自己資本比率規制の対象となっており、当該グループに属する銀行系証券会社は、当該規制に基づき、自己資本比率規制の適用を受けている。 それに加え、銀行系証券会社は、金融商品取引法（以下、金商法）上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算を実施しそれに基づく連結自己資本比率規制の対象となっており、規制対応の負担を重層的に課せられている。 【要望理由】 ・独立系証券会社は、金商法上最終指定親会社（独立系証券会社を子会社とする持株会社）を頂点とする連結自己資本規制を受け一方、傘下の証券会社としては、川下連結規制の適用が免除される規定となっている。 連結の中立性（シベル・フレミング・ウォール）の観点から、銀行系証券会社についても、独立系証券会社同様に、川下連結規制の適用を免除していただきたい。 また、二重に規制が課されていることに伴う規制対応コストの軽減の観点からもお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁	子法人等を有する特別金融商品取引業者に対しては、当該特別金融商品取引業者及び子法人等の業務及び財産の状況を連結して記載した事業報告書の提出や、説明書類の閲覧、連結自己資本比率規制の届出等の業務が課されています（川下連結）。 また、最終指定親会社にして連結規制・監査（川下連結）が課されている場合には、その子会社である対象金融商品取引業者については、上記業務の適用が除外されています。なお、銀行・保険会社系の証券会社グループについては、グループの業務や財産の状況に照し、他の法令に基づいて適切な監査を受けていると認められる場合には、最終指定親会社の指定を行わないことができるとされています。	金融商品取引法57条の3～57条の5、第57条の25	対応不可	特別金融商品取引業者が金商法に基づいて届出を行う連結自己資本比率規制等と、銀行法や保険業法等他の法令に基づき行われる連結自己資本比率等では、元来規制の考え方が異なっていることから、それら異なる二つのものを一方のみで代替することは困難であるため、特別金融商品取引業者においては、従前どりの届出が必要と考えられます。
821	令和3年2月15日	令和3年3月18日	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた子証券会社の業務負担軽減措置	【具体的要望内容】 ・金融商品取引法（以下、金商法）上の証券連結規制（財務報告）のうち、川下連結規制では認められていないIFRSの適用を、川下連結規制適用会社にも許容し、また、IFRS適用にあたり、厳格な要件を課すことが無いようにご留意頂きたい。 【制度の現状】 証券会社の川下連結規制に用いる会計基準は、日本基準のみが認められており、IFRS適用は不可。	【要望理由】 ・銀行・銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた課題の一つとして、グループ会社の決算関連業務負担の増大がある。 ・銀行系証券会社が子会社を持つ場合、金商法上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算および連結自己資本比率規制が必要となる状況である。 ・川下連結規制に用いる会計基準に関しては、銀行法上、日本基準のみが認められており、金商法上IFRS適用は不可。 ・現行法のまま銀行系証券会社の親会社である銀行持株会社（以下、FG）がIFRSを任意適用した場合、証券会社では、FGグループの連結IFRS、証券サブ連結（＝川下連結）は日本基準となり、二重の連結決算が必要となり、業務負担の増大が大きい。（※） ・銀行系証券会社の業務負担軽減のため、川下連結規制における財務報告においては、IFRSの適用も許容していただきたい。 また、IFRSの適用を許容する場合、次の点にご留意頂きたい。有価証券報告書提出義務がない銀行系証券会社は、金商法上連結財務諸表の監査を受けず、川下連結規制上は、非監査の連結財務諸表をIFRSベースで計算が行われる（現在の日本基準も同様）したがって、川下連結規制上、IFRSの適用を認容するにあたっては、「連結財務諸表等規則上の特定条件等を適用する」といった、厳しい要件を課すことが無いようご留意頂きたい。 （※）IFRSの子銀行の場合は、FGが任意適用した場合には、子銀行もIFRSを任意適用することを前提として、子銀行の連結自己資本比率規制をIFRSベースで算定することが可能。	都銀懇話会	金融庁	特別金融商品取引業者が提出する事業報告書（連結）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（日本基準）に従って作成することとされています。	金融商品取引法等に関する内閣府令第208条の12第208条の13別添付表第17号の4、特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務に関する報告書に照し当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であると判断するたのめを定めるための基準を定める令（金融庁告示第12号）	検討着手	銀行法施行規則等の改正（平成29年11月）により、銀行/銀行持株会社における各種開示・報告等についてIFRS対応が可能となった中、IFRSの任意適用企業の拡大促進及び業務負担軽減の観点等も踏まえ、改正について検討したいと考えております。
822	令和3年2月15日	令和3年3月18日	海外金融機関発行のカードをATMで出金した場合に徴収するATM利用手数料は、利息制限法適用令第2条で定める「利息とみなされる現金自動支払機その他の機械の利用料の額」に制されるものではないこと明確化していただきたい。	【具体的要望内容】 ・訪日外国人が海外金融機関発行のカードをATMで出金した場合に徴収するATM利用手数料は、利息制限法適用令第2条で定める「利息とみなされる現金自動支払機その他の機械の利用料の額」に制されるものではないこと明確化していただきたい。 【制度の現状（銀行規制の概要等）】 ・利息制限法により、債権者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機の利用料は、政令で定める範囲内でない限り、利息とみなされる。 【要望理由】 ・観光リピーター等による訪日外国人増加を見据え、主要行等では、政府の要請等も受け、海外金融機関が発行するカードでも現金自動機(ATM)から現金を引き出せるサービスを開始。 一方、当該カードの保有者である非居住者が出金した際に当該者の海外金融機関の預金残高が不足する場合、当該海外金融機関において当該貸付や貸付等が行われる事態もあり、たまた、かかる貸付行為はあくまで当事者間の取引であって、訴訟は、当該貸付を通知せず、約定条件も不明。 この場合、当該海外金融機関に対しては、資金集約や利息制限法が適用されるものと理解（平成27年7月14日付金融庁貸金業法施行の一部を改正する政令（貸付）の施行）を、ATM利用手数料が政令で定める範囲（1万円以下）を超え、1万円を超える額（220円）を超える場合には、当該手数料は利息とみなされ、約定金利とあわせて計算した利率が利息制限法の上限を超えるときは、その超過部分が無効となるものと理解。 しかし、これらの趣意の趣意人はあくまで貸付当事者である海外金融機関であって、訴訟取引に連累せず、約定内容についても不明であることにより、海外金融機関が発行するカードの利用手数料は、利息制限法施行令で定める利息とみなされない額に制限されるものではないと考えるのが合理的と考えられる。	都銀懇話会	金融庁 法務省	利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料は、4年、同法施行令第2条	対応不可	訪日外国人が海外金融機関発行のカードをATMで出金した場合に徴収するATM利用手数料が利息制限法の適用を受けるか否かは、ATM設置している金融機関と海外金融機関との契約内容や具体的な金銭の流れ等に応じて個別に判断されるべきものであり、一律に見解を示すことは困難です。		
823	令和3年2月15日	令和3年3月18日	口座番号のAPI連携を受けエンドユーザーに表示すること、電子決済等代行業に該当しないものとする	【具体的要望内容】 ・口座番号を銀行法217条2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい	【制度の現状（銀行規制の概要等）】 ・銀行法217条2号では、電子決済等代行業の定義の一つとして、「(総)預金者等の委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。」を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(略)。」と定められている。 この旨、金融庁ITプラットフォーム回答(2018年5月30日)25番では、口座番号が「口座に係る情報」に含まれる旨の考え方が示されている。 また、事業者がAPI接続により銀行から「口座に係る情報」を取得しこれを預金者であるエンドユーザーに表示する場合は、その表示行為の趣旨や目的に関わらず原則として銀行法217条2号に該当する旨が示されている。 【要望理由】 ・家計簿事業者や会計ソフト事業者による預金取引その他の銀行取引情報の利活用のみならず、その他の銀行保有情報についても利活用のニーズは高い。 ・利活用の際は、履歴情報や運用情報、本人確認情報を銀行からAPI連携を受け、APIの方により本人確認を完了させるとともに、銀行から取得した各種情報を入力補助(例えば入力)といったニーズがある。 このように入力補助への利用情報のラインナップとして、口座番号のニーズは強い。具体的には、取引の引落口座や事業者からの入金口座の間に銀行からのAPI連携を行い、口座番号をAPI入力、エンドユーザーの入力ミスによる口座番号連打に起因するトラブルを防止するといったニーズがある。 ・制度の現状を前提とする限り、このような口座番号の連携であっても電子決済等代行業の登録が必要という点に在り、口座番号は静的な口座の識別子であって、そのためにスクレイピングを行うことは考え難く、性質としては履歴情報に近いものであると懸念する。	都銀懇話会	金融庁	銀行法において、電子決済等代行業（預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業）について、業規制（登録制）が課されています。これは、 ①決済に関する銀行システムに接続するため、乗者のセキュリティに問題があった場合には、銀行システムのみ安全性を有するおそれがあること ②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を預かるため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正資金取引、利用者が被害を被るおそれがあること といった理由により、オープンAPI/バージョンを推進しつつ利用者保護を確保する観点から整備されたものであります。	銀行法第2条第17項第2号	対応不可	高齢者を含む多様な利用者の口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外することにより、利用者保護の観点から適当ではないと考えられます。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
824	令和3年2月15日	令和3年7月20日	資金移動業者等へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	【制度的要望内容】 ・オープンAPIに係る体制整備義務の導入 ・アカウント型決済サービス事業者(第二種及び第三種資金移動業者、第三者前払支払手段)に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。 ・公正取引委員会は、競争政策の観点から、アカウント型決済サービス事業者によるアカウント解放の状況と課題を調査されたい。	【制度的現状】 ・平成29年銀行法一部改正法に基づき、オープンAPIの推進に係る措置として、銀行に対し、以下のオープンAPIに係る体制整備義務が導入された。 ① 電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表の義務付け(改正附則10条) ② 電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表を義務付けたことと、その基準を満たす電子決済等代行業者に対して不当に差別的な取扱いを行うことを禁止(法29条の610第11) ③ オープンAPIのシステム整備を含む総務省の努力義務の導入(改正附則11条) ④ 資金移動業者、前払支払手段発行者は、このような義務はない。 【要望理由】 ・資金移動業者や前払支払手段発行者についてはこのような義務は導入されておらず、逆にユーザーの思い込みを目的として、他の決済サービス事業者や金融機関との相互運用性が意図的に確保されていない。そのため、相互運用性が確保されないままキャッシュレス手段が乱立し、他の金融機関のアプリ等から資金移動業者に対して決済取得が行ったり、乱立した資金移動業者や前払支払手段発行者のアカウント障害を他の金融機関が参照系APIで取得して累計アプリ等に一覧表示することができない状況となっている。 ・アカウント型決済サービス事業者(第二種及び第三種資金移動業者、第三者前払支払手段)に対して銀行と同様のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。それはオープンAPI/バージョンの生産の観点のみならず、現在キャッシュレス普及及び阻害要因となっている乱立したキャッシュレス手段の相互運用性の確保にも資する。 ・銀行は、資金移動業者や前払支払手段発行者から接続・アクセスが制度及び競争政策によって事実上義務付けられているが、銀行等から資金移動業者や前払支払手段発行者への接続・アクセスが制度及び競争政策上確保されていない一方運行上は制度・競争政策の不均等・不公平の差を生じつつある。	都銀懇話会 金融庁 公正取引委員会	銀行法においては、 ①電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)について、業務制(登録制)が整備されていることと、 ②銀行に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の策定・公表義務、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表義務(銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号、以下「改正法」といいます。))の公布日(平成29年6月8日)から起算して9か月を経過する日までの時限措置)が課せられている。 他方で、資金移動業者や前払支払手段発行者に係る規制を準備している資金決済法においては、電子決済等代行業に相当するようオープンAPIに係る規制はなく、資金移動業者や前払支払手段発行者に対し、上述の銀行に対する義務や努力義務に相当するような規制は課されていない。	銀行法第52条の61の11、銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)附則第10条、第11条	対応不可	【提案の具体的内容の前段について】 決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性や銀行システムと接続する電子決済等代行業の安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていることを受け、その健全かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業務規制が設けられたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続先となる銀行に対して、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、「制度の現状」欄に記載した規制を課すこととされました。 こうした銀行に対する規制は、オープンAPI/バージョンを推進しつつ利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業に係る規制の導入に伴い必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。 【提案の具体的内容の後段について】 公正取引委員会は従来から、競争環境の整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行ってきているところ、引き続き当該分野についてもその傾向を注視して参ります。		
825	令和3年2月15日	令和3年7月20日	電子決済等代行業者へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	【制度的要望内容】 ・電子決済等代行業者に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を認めざるべき。 ・自らのオープンAPIのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けること(オープンAPIの義務) ・公正取引委員会は、公正かつ健全な競争の観点から、電子決済等代行業者によるオープンAPIの解放の状況や阻害の懸念を調査し、必要な対応を検討してほしい。	【制度的現状】 ・平成29年銀行法一部改正法に基づき、銀行に対し、以下のオープンAPIに係る体制整備義務が導入。 ① 電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表の義務付け(改正附則10条) ② 電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表を義務付けたことと、その基準を満たす電子決済等代行業者に対して不当に差別的な取扱いを行うことを禁止(法29条の610第11) ③ オープンAPIのシステム整備を含む総務省の努力義務の導入(改正附則11条) ④ 資金移動業者や前払支払手段発行者は、このような義務はない。 【要望理由】 ・電子決済等代行業者にはこのような義務は導入されておらず、電子決済等代行業者は銀行のオープンAPIに不当に差別的な取扱いを受けること(アクセスが可能な一方、銀行からの電子決済等代行業者が必ずデータへのアクセスについては、銀行の同意・届出を受けて、正当な理由を以て、データへのアクセスが可能)。 ・電子決済等代行業者に対しては銀行と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を認めざるべき。自らのデータへのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けるべき。 ・改正銀行法の趣旨であるオープンAPI/バージョンは、金融データ×非金融データの組み合わせ・結合によるオープンAPIの活発化を期待したもの。非金融データを有する電子決済等代行業者から金融データへのアクセスを可能とする一方で、金融データを有する銀行側から非金融データへのアクセスについて制限を認めることは、銀行を情報面から不当に不利な立場にする。	都銀懇話会 金融庁 公正取引委員会	銀行法においては、 ①電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)について、業務制(登録制)が整備されていることと、 ②銀行に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の策定・公表義務、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表義務(銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号、以下「改正法」といいます。))の公布日(平成29年6月8日)から起算して9か月を経過する日までの時限措置)が課せられている。 他方で、電子決済等代行業者に対しては、上述の銀行に対する義務や努力義務に相当するような規制は課されていない。	銀行法第52条の61の11、銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)附則第10条、第11条	対応不可	【提案の具体的内容の前段について】 決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性や銀行システムと接続する電子決済等代行業の安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていることを受け、その健全かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業務規制が設けられたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続先となる銀行に対して、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、「制度の現状」欄に記載した規制を課すこととされました。 こうした銀行に対する規制は、オープンAPI/バージョンを推進しつつ利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業に係る規制の導入に伴い必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。 【提案の具体的内容の後段について】 公正取引委員会は従来から、競争環境の整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行ってきているところ、引き続き当該分野についてもその傾向を注視して参ります。		
826	令和3年2月15日	令和3年7月7日	預金受入に係る主要な預金等の金利率の明示方法の合理化	【制度的要望内容】 ・「主要な預金等の金利率の明示」における「明示」の解釈として、店頭において常時顧客に対して金利率を表示することでは求める旨を明確化すること。 ・さらに、店頭で明確化されるタブレット端末等で金利率を提示しつつも閲覧できない状態を整えては、金利率情報の「明示」の義務を果たさずとなる。 【制度的現状(規制制の概要等)】 銀行法施行規則第十三条の三第三項第一号では、銀行が預金の受入を行うにあたり主要な預金等の金利率の明示が義務付けられている。	【要望理由】 ・預金者にとって「主要な預金等の金利率」は重要な情報であり、その明示方法は、利用者リテラシーの向上やITの進展、店舗のデジタル化の要請等によって必ずしも定期的なものでないといえる。今日においては、例えば、主要な預金等の金利率をウェブページに表示したり、顧客の要望に応じて、紙媒体や営業用タブレット端末で顧客に示すことができる体制を整備することも考えられる。 一方、明示方法としては、上述の経緯よりこれらの方法は認められたいとする解釈が一時的、その「明示」が求められる状況下、引き続き、店頭に金利率ディスプレイの設置や張り紙などを行い、金利率の明示が求められる状況。 デジタル化の進展により、店頭でのタブレット端末等をはじめ、金利率情報や顧客が確認できる手段は多様化、新しい店舗の在り方を考える上で、時代に即した明示方法を柔軟に採用できるような要望するもの。これにより、金利率表示にかかわる取組の負担・維持・管理費用の削減(紙で金利率表示している場合には、紙資源の利用削減を達した環境への配慮)のほか、金利率表示を用いたスペースを活用した金利率以外の有用な情報提供による顧客の利便性向上も期待できる。	都銀懇話会 金融庁	銀行は、預金又は定期預金等の受入に関し、主要な預金等の金利率を明示することが求められている。	銀行法第12条の2、銀行法施行規則13条の3	銀行制度下で対応可能	「明示」の解釈として、店頭において常時顧客に対して金利率を表示することでも求められるものではなく、顧客から求めがあった際に主要な預金等の金利率を当該顧客と分かりやすい方法で速やかに明示することができる体制を整えていることでも、「明示」されていると評価することは可能と考えます。		
827	令和3年2月15日	令和3年7月7日	法定の営業時間外における臨時休業に係る届出に係る届出の簡便化	【制度的要望内容】 ・休日や平日における法定の営業時間外に営業する営業所において、臨時休業する場合は、ホームページ等での告知を行うことと併せて、臨時休業・業務再開に係る届出、および店頭掲示については不要とする。	【制度的現状】 ・金融庁ホームページ「広く共有することが有効な相談事例の公表」(銀行法関係)において、休日(土日祝日)から翌年1月9日)に営業を行う営業所について、休日(臨時休業)する場合は、(銀行法施行規則17条第2項)に掲げる届出(臨時休業等)を提出し、かつ、ホームページ等での告知を行うこととされている。 ・なお、休日や平日における法定の営業時間(9:00-15:00)外に新たに営業を行うことした場合、営業時間変更届出は不要である。 【要望理由】 ・休日(臨時休業)する営業所等、金融機関が各営業所所在地における顧客ニーズに即した柔軟な営業体制に係る取組を進めている中で、休日や平日における法定の営業時間外においても、臨時休業の届出を求められることは、そうした取組を阻害することになりかねず、結果として、顧客利便性を損なうことになりかねない。 ・利用者のウェブ上で届出の取次大規模に発生し、窓口にも必要不可欠な業務に集中し、金融・社会インフラとしての責務である金融サービスの提供を継続するため、多くの金融機関において休日や平日における法定の営業時間外の営業を臨時休業するにあたり、届出等が必要となっている状況(業務再開)についても同様。 ・臨時休業を行う場合、重要なお知らせ、法令の定めが不明かつ、顧客の届出を拒否しないよう適切な方法で届出を促すことと認識。適切な届出方法や範囲も、法定営業日の臨時休業と同等の規格な対応をホームページ上で定めるのではなく、休業する業務や影響を受ける顧客の範囲、休業又は短縮する時間や曜日、代替的な取引方法の有無等、個々の具体的な事業に即して届出を判断する仕組みとすることが相応しいのではないか。	都銀懇話会 金融庁	銀行の休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月31日～1月3日)と定められています。なお、 ・営業所在地における一般の休日(当日で当該営業所の休日として当該金融庁長官が告示した日)。 ・銀行の営業所の設置場所の特殊事情の制約により、休日として業務の健全かつ適切な運営を妨げられおそれないものとして金融庁長官が承認した日を営業所の休日とすることがあります。 銀行の営業時間は、午前9時～午後3時と定められています。なお、①延長は可能であること、②一定の要件に該当する場合は営業時間の変更が可能であること、なども定められています。 銀行は、原則として、営業所において臨時にその業務の全部または一部を休止するときは、直ちにその旨を、①理由を付して内閣府大臣に届出(2.公告)、③当該営業所の店頭に表示する必要があります。なお、公告の方法は、インターネットを利用した電子公告を利用することができます。	銀行法第16条、銀行法施行規則13条第2項	検討を予定	銀行の営業所の臨時休業に係る届出は、銀行が臨時にその機能を停止せざるを得ない場合や再開した場合に当該がその旨を把握し、各地域における金融機能が維持された状態にかかわらず事前に届出するための措置であり、この趣旨や、顧客利便性への影響及び営業時間の休業を踏まえて、法定の営業時間外に休業する業務の臨時休業を行う場合の届出方法の手続きについては、その旨をの検討を行います。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
828	令和3年2月15日	令和3年7月7日	子法人等・関連法人等新規取得時等の重要な行政手続きの簡素化	【具体的要望内容】 ・重要な行政手続きについて、添付書類の簡素化、一本化等簡素化。	【制度の現状】 ・銀行が登録金融機関である場合に、子法人等・関連法人等を新たに保有あるいは、その子法人等・関連法人等が子法人等・関連法人等でない場合に、銀行法、金融商品取引法、日本証券業協会定款に基づく複数の届出が求められる。 ・銀行持株会社グループの証券会社が親・兄弟銀行を所屬銀行とする銀行代理業者であった場合には、銀行持株会社、証券会社、銀行、銀行代理業者として、銀行法、金融商品取引法等に基づき、子法人等・関連法人等の異動について、複数の届出が求められる。 【要望理由】 ・重要な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き遅れの防止。	都銀懇話会 金融庁	金融庁	銀行法第52条の39、第53条第1項、第3項 銀行法施行規則第35条第1項第4号、第19号、同条第3項第10号、第11号 金融商品取引法第50条第1項第1号 金融商品取引法第50条第3号、第200条第4号	検討を予定	各業法に基づく届出は、各業法の趣旨に照らし、監督上、必要なものと届出を求められているものでありますが、その要否については引き続き検討してまいります。 なお、各業法等に基づく届出内容に重複がある場合については、手続きの簡素化の観点から、運用上の課題として引き続き検討してまいります。		
829	令和3年2月15日	令和3年3月9日	指名債権及び信託受益権譲渡時の第三者対抗要件具備条件の緩和	【具体的要望内容】 ・電子認証を用いた譲渡人と譲受人間の合意とそれに対する債務者又は受益者の承諾に対して時刻証明証券発行者が発行する認定タイムスタンプをプラットフォーム上に登録することで、第三者対抗要件を具備することであることとする。	【制度の現状】 ・指名債権及び信託受益権の譲渡時における債務者又は受益者以外の第三者に対応するためには、確定日付のある証書による通知又は承諾が必要。 ・確定日付の認定については、民法施行法5条1項各号に規定され、このうち同条2号の公証人による私署証書への確定日付の付与および同条9号の内容証明郵便が実務上最も頻繁に利用されている。 【要望理由】 ・確定日付の取得のために、書類の作成押印並びに代表者事項証明書及び印鑑証明書の準備などのオフラインでのコスト負担があること、更に公証人から確定日付の印章を取得するためには、9時から17時の間に持ち込む必要があり、指名債権や信託受益権の流動性を大いに阻害しており、 ・確定日付について規定されている民法施行法は、1898年(明治31年)に公布されたものであることから、公布当時から現在まで約120年を経過しており、現在の技術水準に合わせて法制を整備していただきたい。	都銀懇話会 法務省	法務省	民法第467条第2項は、債務者に対する債権譲渡の通知又は債務者による承諾について、確定日付のある証書によってしなければならない。債務者以外の第三者に対抗することができない旨を定めています。 信託法第94条第2項は、受益者に対する受益権の譲渡の通知又は受益者による承諾について、確定日付のある証書によってしなければならない。受益者以外の第三者に対抗することができない旨を定めています。 確定日付については、民法施行法第5条が、登記所又は公証人役場において、私署証書に印章を押捺することによる確定日付の付与(同条第1項第2号)や、内容証明郵便の認証による確定日付の付与(同条第1項第9号)について定めており、タイムスタンプが付された私署証書は、同条が規定する確定日付のある証書には含まれません。	民法第467条第2項 信託法第94条第2項 民法施行法第5条	対応不可	確定日付には、債権が二重に譲渡された場合の譲受人間の関係が確定日付のある証書による通知・承諾の先後によって決まるという極めて重要な効果が付与されており、後日紛争になった場合の証拠価値の保全、事後的な検証可能性の確保という観点から、高度の信用性、制度としての安定性・持続性を確保していることが不可欠の前提となっています。 現在、確定日付ある証書として扱われる主なものは、官公署等により行われている日付の記載・情報の付与です(民法施行法第5条)。 このように確定日付の付与が官公署等によりなされているのは、高度の信用性、制度としての安定性・持続性という確定日付に付する重要な要件をいすれも失っているからと考えられます。 民間団体によって認定される民間の事業者(いわゆる時刻認証証券発行者)に、このような要件が備わっているかどうかは、今後のタイムスタンプに関する制度の在り方についての検討の進捗も視野の一つ、慎重に検討する必要があります。 なお、債権譲渡時及び信託受益権譲渡時の第三者対抗要件については、令和3年2月5日、一定の要件を満たす情報システムを利用して行われた債権譲渡の通知等による確定日付のある証書による通知等とみなす特例措置の創設を主務省庁が強化法の一部を改正する等の法律案が国会に提出されています。	
830	令和3年2月15日	令和3年3月9日	商品先物取引法に おける二年ごとの外務員登録更新の緩和	【制度的現状】 商品先物取引法(以下「取引法」といいます。)第200条第1項及び第7項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の了解を受けなければならない。一度登録を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)としています。法第200条第1項の規定により、主務大臣は、法第200条第1項の規定に該当しない限りは登録を行わなければならない。	【制度的現状】 商品先物取引業者は、商品先物取引法第190条第2項の規定に基づき、主務大臣の許可を受けてから6年ごとにその更新を受けなければ、効力を失うとされている。 【要望理由】 ・商品先物取引業者が適格提出している書類(届出事項)6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との重複がある。 ・許可を受けてから次期許可更新までの6年間の間にも、商品先物取引業者の問題があった場合には、許可取り消しとなれることが法第236条に規定されている。 ・許可申請時提出書類はその変更があれば届出がされており、また、主務大臣による商品先物取引業者の処分規定があることから、6年ごとの許可更新を徹底していただきたい。	都銀懇話会 農林水産省 経済産業省	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号、以下「法」といいます。)第200条第1項及び第7項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の了解を受けなければならない。一度登録を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)としています。法第200条第1項の規定により、主務大臣は、法第200条第1項の規定に該当しない限りは登録を行わなければならない。	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から行われております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
831	令和3年2月15日	令和3年3月9日	商品先物取引法に おける二年ごとの外務員登録更新の緩和	【制度的現状】 商品先物取引業者は、商品先物取引法第190条第2項の規定に基づき、主務大臣の許可を受けてから6年ごとにその更新を受けなければ、効力を失うとされている。 【要望理由】 ・商品先物取引業者が適格提出している書類(届出事項)6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との重複がある。 ・許可を受けてから次期許可更新までの6年間の間にも、商品先物取引業者の問題があった場合には、許可取り消しとなれることが法第236条に規定されている。 ・許可申請時提出書類はその変更があれば届出がされており、また、主務大臣による商品先物取引業者の処分規定があることから、6年ごとの許可更新を徹底していただきたい。	【制度的現状(銀行規制の概要等)】 ・商品先物取引業者は、商品先物取引法第190条第2項の規定に基づき、主務大臣の許可を受けてから6年ごとにその更新を受けなければ、効力を失うとされている。 【要望理由】 ・2019年10月15日銀行法施行規則改正により、投資専門子会社を通じた地域活性化事業会社の保有につき対象会社の範囲が拡充されるとともに、事業承継会社の保有が新たに認められ、投資専門子会社を通じた出資の活用による地域活性化や、円滑な事業承継の促進が期待されていること。 ・投資専門子会社を通じた出資の結果、出資対象会社が子会社、子法人等・関連法人等に該当することとなった場合、銀行若しくは銀行持株会社には、届出義務が生じる(銀行法第59条第1項、同第3項)が、当該出資対象会社が多数の子会社を保有する場合等において、上記届出に付与負担が銀行もしくは銀行持株会社及び当該出資対象会社の双方に対して相応に生じることとなる。 ・投資専門子会社による事業承継会社等の株式取得に際しては、株式の処分を行うまでの期間が銀行法によって規定されており(事業再生会社法10条、インキュベーション会社法15条、地域活性化事業会社法10条、事業承継会社法5条)、当該投資専門子会社による株式取得の会社との目的(事業承継、創業支援、地域活性化、事業承継)達成を目指す一時的な支配であると言える。 ・投資専門子会社自体は銀行法に基づき出資の対象となっており、銀行又は銀行持株会社の健全運営を確保する観点で、十分な管理が可能であるものと考えられる。	都銀懇話会 農林水産省 経済産業省	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号、以下「法」といいます。)第190条第1項及び第2項の規定により、商品先物取引業者を行うためには主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の許可を受けなければならない。一度許可を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)としています。主務大臣は、法第190条各号に掲げる基準等に適合していると認めらるる限りは、許可(許可の更新)をしてはなりません。	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第190条第2項	検討を予定	商品先物取引業者許可の更新制度については、商品先物取引業者の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から行われております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
832	令和3年2月15日	令和3年7月7日	投資専門子会社の投資先に係る届出手続きの緩和	【具体的要望内容】 ・銀行又は銀行持株会社の子会社・子法人等・関連法人等に該当することとなった、投資専門子会社の出資対象会社に対しては、届出義務(銀行法第59条)を課さない。 【制度的現状(銀行規制の概要等)】 ・銀行及び銀行持株会社は、いわゆる投資専門子会社を通じて、事業承継会社等の株式を5%以上(銀行法第59条)を保有することができ、当該出資先が銀行又は銀行持株会社の子会社・子法人等・関連法人等に該当し、届出義務が生じ、当該出資先についても銀行及び銀行持株会社の届出義務(銀行法第59条)の対象とされている。	【要望理由】 ・2019年10月15日銀行法施行規則改正により、投資専門子会社を通じた地域活性化事業会社の保有につき対象会社の範囲が拡充されるとともに、事業承継会社の保有が新たに認められ、投資専門子会社を通じた出資の活用による地域活性化や、円滑な事業承継の促進が期待されていること。 ・投資専門子会社を通じた出資の結果、出資対象会社が子会社、子法人等・関連法人等に該当することとなった場合、銀行若しくは銀行持株会社には、届出義務が生じる(銀行法第59条第1項、同第3項)が、当該出資対象会社が多数の子会社を保有する場合等において、上記届出に付与負担が銀行もしくは銀行持株会社及び当該出資対象会社の双方に対して相応に生じることとなる。 ・投資専門子会社による事業承継会社等の株式取得に際しては、株式の処分を行うまでの期間が銀行法によって規定されており(事業再生会社法10条、インキュベーション会社法15条、地域活性化事業会社法10条、事業承継会社法5条)、当該投資専門子会社による株式取得の会社との目的(事業承継、創業支援、地域活性化、事業承継)達成を目指す一時的な支配であると言える。 ・投資専門子会社自体は銀行法に基づき出資の対象となっており、銀行又は銀行持株会社の健全運営を確保する観点で、十分な管理が可能であるものと考えられる。	都銀懇話会 金融庁	金融庁	銀行法第59条第1項、第3項、銀行法施行規則第35条第1項、第19号、同条第3項第10号、第11号	その他	業務規則範囲や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したとこと、今後、施行に向け関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類
833	令和3年2月15日	令和3年1月4日	国際運転免許証の発行にかかると見込みの負担が大変大きい。以下の対策①～③のように、国内免許証への英注併記、国際免許証の発行業務の改善化、マイナンバー運用を通じて、国民の効用を高め、警察の非税業務の軽減を図っていた。	<p>＜現状の問題＞ 外国でレンタカー等運転するために国際運転免許証が必要になるが、その手続き、費用、有効期間(1年間)のいずれについても、主要国と比べて日本国民は不利な立場に置かれている。</p> <p>＜対策1＞ 英語圏で発行されている運転免許証は、基本的には国外でもそのまま適用するため、実質的に国際免許を取得しないで国外で運転している例が多い。日本の運転免許証は文字・和暦で表記され、取扱いが難しく、取扱いが難しい形を取って他国で、海外で適用できるように国内運転免許カードにも主要項目をアルファベット併記すれば良い。</p> <p>＜対策2＞ 米国の場合、国際免許証の発行は役所ではなく、AAAという民間団体等が行っていて、申請費用は\$20、全米どこでも申請でき、即日その場で交付される。郵送による申請・発行も可能である。日本では、都道府県単位の運転免許センターまたは各地地管轄する警察署等について出向いて申請する必要がある。申請手数料は330円と米とほぼ同等であるが、都道府県単位の収入保証をわざわざ購入しなければならない。警察署で申請した場合は、郵送による交付を依頼することもできるが、手続を行った警察署の交通安全協会が1000円で申し込む必要がある。こうした利権構造を撤廃して、国際免許の発行事務そのものをJAF等に民間開放すればよい。</p> <p>＜対策3＞ 警察庁もこれら運転免許証のデジタル化に取り組みようなので、国内免許の申請時・更新時し英文併記項目を追加すればよい。マイナンバーと紐づけることによって、住民票などと同様に国際免許もコンビニで印刷できるようになれば、国民の効用は格段に高まるだろう。</p>	個人	警察庁 総務省	<p>国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年政令第40号)において定められている。</p> <p>また、我が国は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、以下「条約」といふ。)に加盟しており、運転免許の国際免許、小型特殊自動車免許及び普通免許を除く、条約を有する条約の申請により、都道府県公安委員会において、条約附属書10の様式に合致した国際運転免許証(対応の概要欄において「国際運転免許証」として)を交付している。</p>	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条及び第97条の7 道路交通法施行規則(昭和35年政令第40号)第19条及び別記様式第14</p>	<p>統計予定</p>	<p>国外運転免許証は、申請者の受けている運転免許の種類や効力の状況を踏まえ、適切に管理する必要があるため、都道府県公安委員会において発給することが適当であると考えています。</p> <p>なお、国内運転免許証の英語併記や国外運転免許証の発給に関する利便性の向上については、国民の皆様の様々な御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。</p>
834	令和3年2月15日	令和3年3月26日	建設業に関り技術実習生が入寮により、入寮者の数が増え、企業に入社後、工事事業所ごとに出入りする。元請け会社に入寮時と同様の書類の上の承認書がある。入寮時に入寮および労働許可がおりており、このような二重のチェックを一本化していただきたい。	<p>国土交通省管轄のゼネコが運営する工事事業所によつては、入寮に適切な書類が出ているにもかかわらず、入場できなかったり、承認期間が3か月かかり、その期間、技術実習生は入れぬとすると外国人労働者による不安な労働環境にある。</p> <p>また、実用している企業も承認期間が長期になるとその間、受け入れぬとすると、それ以外の日本企業に有利な労働者の一人当たりの作業時間、時間外労働増え、同時に工事現場に入場できない、技術実習生ははじめとする外国人労働者に資金を払わなければならない、負担となっている。</p> <p>提案が実現した場合、外国人技術実習生制度をはじめ特定技能外国人制度を導入する企業が増え、建設業における人手不足の労働者への供給力が上がることが期待できる。また、それ以外の日本国民の一人当たりの作業時間、時間外労働が減ること全体の建設業の時間的労働環境が他の産業と同じような水準に向上することが期待できる。</p> <p>※特に二次下請け以降の企業に対して上記の問題点が顕著にみられる。</p>	民間企業	法務省 国土交通省 厚生労働省	<p>○建設業においては、①報酬が日給制や時給制で支払われるケースが多く、季節や仕事の繁忙により報酬が変動することや、立上りなどに労務所が要約し、十分に管理の目が行き届かないことなどの実態があり、特に外国人材に対しては適正な労務環境確保への配慮が必要である。</p> <p>○こうした事情を踏まえ、特定技能制度等の労務制においては、建設分野独自の措置として、法務省(出入国管理)に係る審査と並行して、雇用条件や従事させる業務、安全衛生教育の実施等を記載した(受入企業が策定する)計画の審査・認定を行う仕組みを設けています。また、認定された計画と照らし適正な労が行われていることを継続的に確認し、必要に応じて指導指書・指導等を発出することで、特定技能外国人の適正な就業環境の確保と国内人材にも有利な建設従事者の適切な取組を促すこととしています。</p> <p>○他方、建設業の特徴として、特定技能外国人等の外国人建設従事者は、様々な現場で働くことになったり、現場管理に責任を有する元請企業においても、外国人建設従事者の管理に関する一定の関与が期待されます。これを踏まえ、関係者を受け持つ事業の適正化を進め、外国人建設従事者の適正な受入れの仕組みを整える観点から、特定技能制度及び建設従事者受入企業に関する適正な下請規制(ガイドライン)を策定し、元請企業においても、下請企業である外国人建設従事者の受入企業に対する指導等の取組みを講ずることとしています。</p> <p>○元請企業は、本ガイドラインに基づき下請指導を行っており、下請企業が現場に外国人建設従事者を新規入場させる場合には、現場ごとに外国人建設従事者等建設現場入場届出書の提出を受け、国土交通省に認定された計画の内容に基づいた就業となっているか、在留情報に誤りがないか等について確認することとしています。</p>	<p>○外国人建設従事者受入企業に関する在留(平成28年度国土交通省(前第22号)) ○出入国管理及び難民認定法第7条第1項～第2条の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一併特</p>	<p>対応不可</p>	<p>制度現状問題点として、外国人建設従事者の適正な就業環境の観点から、現場管理に責任を有する元請企業による現場入場届出書の確認等の取組みは必要不可欠であり、廃止は困難です。なお、今後、現場入場届出書等の書類に配慮すべき事項や元請企業において確認すべき事項を明確にし、建設キャリアアップシステムに反映することにより、書類の削減・ペーパーレス化を図っていく予定です。</p> <p>今後とも、受入企業と外国人建設従事者の双方が安心できる雇用環境を整備してまいります。</p>
835	令和3年2月15日	令和3年7月7日	病院が自分で救急車を所有している場合は、転院搬送だけでなく、その病院の救急車が現場へ出動することによって格別におい。現在、救急車士の定数などについては関係者間で検討中と承知しておりますが、それだけでなく、病院救急車の保有や日本の救急車制度の段階的見直しにも目を向けて検討して頂き、より良い救急医療を構築して頂きたいです。	<p>現在では独自の救急車を所有している病院も増えてきていると同時に病院に属する救急車も増えてきていますが、この救急車と救急車士が活用されている場合は転院搬送やゲートとしての出動だけであり、むしろその活用の仕方はあるのではないかと考えます。転院搬送やゲートとしての出動だけでなく、例えば、救急車が来た現場から救急車を自分で所利している病院が近ければ、その病院から救急車士が乗来たり(あるいはその病院の医師も乗来)救急車が自動車のほかがいかがでしょうか。増加している急患需要に対して、消防機関に属する救急車の負担軽減や現場到着時間の短縮、早期の医療介入、病院独自で所有している救急車の活用と病院に属する救急車士の活用などが見込めるとは思いますがいかがでしょうか。</p>	個人	救急車 厚生労働省	<p>○消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条(第1号)において、救急業務を消防の任務と位置づけるとともに、救急業務実施基準(昭和39年3月8日付自消第6号消防庁長官通知)第15条において、救急業務の対象となる傷病者を消防機関が認知した際には、消防機関の救急隊が出動することとしています。</p> <p>○なお、同18条において、救急隊員又は救急隊員は、傷病者の状態に応じて医師を要請するよう求めることとしていることから、消防機関が必要と認められる場合は、消防機関の救急隊の出動と並行して、救急隊等が医師を要請し、早期の医療介入を行うことがあります。</p> <p>○救急車士については、救急車士法第44条第2項において、救急自動車等以外の場所においてその業務を行ってはならないと、病院又は診療所への搬送のため救急車等を救急用自動車等に兼ねるまでの間ににおいて救急車出動を行うことが必要と認められる場合はこの限りではないとされています。</p> <p>なお、第40回通商委員会において救急車士法が改正され、重度傷病者が病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間においても、救急車士ははその業務を行うことができることとなりました(令和3年10月1日施行)。</p>	<p>救急車士法第2条第2項</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>○制度の現状に記載のとおり、救急隊等の医師要請に伴う医療機関が所有する救急自動車の活用については、必要に応じて、現在行われていることです。</p> <p>○厚生労働省では、左記の救急車士法の規定のほか、ご指摘のよう(「病院)救急車と救急車士が活用されている場合は転院搬送やゲートとしての出動が行われた限りでは、法令上は、ご指摘のよう(「救急車士が乗来)救急車が現場へ出動することによって、救急車士が乗来たり(あるいはその病院の医師も乗来)救急車が自動車のほかがいかがでしょうか。増加している急患需要に対して、消防機関に属する救急車の負担軽減や現場到着時間の短縮、早期の医療介入、病院独自で所有している救急車の活用と病院に属する救急車士の活用などが見込めるとは思いますがいかがでしょうか。</p>
837	令和3年2月15日	令和5年8月24日	行政手続の書面・押印・対面の抜本的見直しおよびデジタル化早期実現	<p>ウ、オンライン手続の利用率向上に向けた取り組みの推進</p>	日本商工会議所	デジタル庁 内閣府 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	<p>【デジタル庁】 行政手続のオンライン化に関しては、デジタル手続法において、国の行政手続を最初から最後までデジタルで完結させるための基本原則を明確化しており、各府省庁による国の行政手続のオンライン化実施を原則としております。</p> <p>また、利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化となるよう、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)」において、「利用者中心の行政サービスを実現する上で、デジタル化は抜本的でなく、あくまでも段階的・段階的に行うことが重要である」と明記しているところです。</p> <p>【内閣府】 現行改定実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、各府省は、オンライン利用率を大幅に引き上げる取組を開始している事業(年間申請件数が10万件以上の行政手続 245種類を含む)について、デジタル原則や規制改革推進会議が採択する考え方を踏まえ、短期間でPOCを固めてオンライン利用率を大幅に引き上げる事業者を採択するなどして、エンタープライズレベルでのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図ることとしています。</p> <p>【厚生労働省】 【厚生労働省】 【36協定関係について】 デジタル(ガバナメント)推進の観点から、特に36協定層等の電子申請率を向上させるため、令和3年4月から36協定層を含む労働基準法等に基づき届出などの電子申請について、電子署名、電子証明書を不要にしたほか、令和4年度には36協定の電子申請様式上におけるエラーメッセージの取除き等を行う等、方針を講じているところです。</p> <p>その結果、令和4年1月から12月における36協定の電子申請率は21.62%となっており、同手続の電子申請率が1%増であった平成30年の高期間から大幅に増加しております。</p> <p>【農林水産省】 Go Toトラベルキャンペーンにつきましては、令和5年1月末を最後に、全ての地域・事業者において終了しております。</p> <p>【国土交通省】 Go Toトラベルキャンペーンにつきましては、現在停止中であり、再開の予定はございません。</p>	<p>【デジタル庁】 デジタル手続法第2条第2項</p> <p>【厚生労働省】 なし</p> <p>【厚生労働省】 なし</p> <p>【厚生労働省】 【36協定関係について】 農林水産省 その他 【農林水産省】 【国土交通省】 その他</p>	<p>【デジタル庁】 【デジタル庁】 【内閣府】 【厚生労働省】 【厚生労働省】 【36協定関係について】 【農林水産省】 【国土交通省】 その他</p>	<p>【デジタル庁】 ご意見ありがとうございます。引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。</p> <p>【内閣府】 左記規制改革実施計画のフォローアップを以下のとおり実施済みです。 <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei/kaikaku/kisei/publication/opinion/230224_general01.pdf">https://www8.cao.go.jp/kisei/kaikaku/kisei/publication/opinion/230224_general01.pdf</a></p> <p>【厚生労働省】 【厚生労働省】 【36協定関係について】 農林水産省 その他 【農林水産省】 【国土交通省】 その他</p> <p>今後同様の事業を実施する際、ご意見を踏まえて企画していきたいと考えております。</p> <p>今後同様の事業を実施する際、ご意見を踏まえて企画していきたいと考えております。</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
838	令和3年3月4日	令和4年10月12日	大学入学資格の改正	大学入学資格には高校卒業程度の学位が求められる。18歳未満の者は事実上、入学が困難であるが、これを改め、大学入学資格ではなく、大学卒業要件(高校卒業程度)と同じ所定の単位取得を求めるものとし、高校と大学のダブルスクールなど、柔軟な学び方を認める。	現在の日本の教育は、年齢により横並びで授業が行われており、学力が優秀か否かにかかわらず、毎年連続している。子ども達の教育を進めるためには、年齢ではなく、各子どもの能力に合わせて進めざるべきである。現在の大学入学資格に求めている要件では事実上18歳未満には困難である。優秀な子どもにも18歳未満で高校を卒業していただく。大学入学を認め、より良い設備で大学を卒業できる制度を用意したい。大学入学後も優秀な人材には大学在学中に通信制の高校に通ったり等で高校卒業程度の単位取得を可能とさせ、より若い段階で高等教育の機会を与えることにより次のような効果を得ることができる。子ども達の教育期間の短縮化、低コスト化につながる。良き労働者であり続けられる者を増やすことにつながる。	個人	文部科学省	平成6年より、特定の分野について特に優れた資質を有する生徒が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる年制入学(いわゆる飛び入学)制度が導入されている。また、大学の責任ある授業運営、履修科目登録単位数の上限設定及び厳格な成績評価を前提として、一定の場合には、例外的に三年以上四年未満の在学中で卒業を認めることができる早期卒業制度が平成17年度より創設されています。	○学校教育法(昭和22年法律第26号)第89条、第90条 ○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第151条~第153条	対応	制度の現状に記載のとおりです。	△
839	令和3年3月4日	令和4年7月20日	診療情報並びに処方箋のDBIによる一元管理	現在病院にかかると個々の病院が各々色々な検査をし断片及び処方箋を出しているが、これをDBを構築し一元管理する。これにより診療情報並びに処方箋のDBIによる一元管理が可能となり、且つ患者のみならず患者による多診察・他院によるなりすまし診療(いわゆる「社会保険費の不正な圧入」)にも繋げられる。	現状は一旦病院にかかっても、同じ病気で他の病院にかかると以前の情報が分からないため検査を再度行う事になる。現在「お薬手帳」があるが、これの提示は任意であるため提示があっても薬の処方によって異なるかもしれない。再度初めからこれらの検査をすることになる。しかも手帳の提示も任意であるため患者の自己判断で別の病院にかかると、薬まで異なる場合がある場合もある。特に外国人が診療する場合人物の見分けや言葉の問題でこのような問題が起きる可能性が高くとられる。現在社会保険費の拡大が大きな問題になっており費用の圧縮並びに効率化のためぜひ早急に実施されるべきだと思料する。10年ほど前台湾に行った際これを行うことが新聞で読んだことがあったが日本でもまだできていないのは理解出来ない。まさに現政権の試金石だと思う。頑張ってください。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認等システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを令和3年10月から稼働させており、月間から特定健診等情報及び薬剤情報について確認することが可能となっています。	なし	対応	レセプトに基づく透明等の情報については令和4年夏を目途に稼働させることとしています。また、令和5年1月に運用開始予定のオンライン資格確認等システムを基礎とした電子処方箋の仕組みにより、複数の医療機関・薬局間でのリアルタイムの処方・調剤情報の共有が可能となり、重複投薬等の抑制につながります。	
840	令和3年3月4日	令和3年3月26日	下水道の「設置後定期的水質点検」「定期点検」の半二回の点検が必要	下水道が整備されていない地域は、生活雑排等を処理するために浄化槽を個人で設置し、その維持管理も個人に任せられています。維持管理の一つとして、浄化槽の水質検査は、浄化槽法で決められており、わずか1年間に1回点検が必要であり、わずか1年間に1回点検から受けることとなっております。このように状況を理解いただき、水質検査を1回1回するなどの調整をいただき、少しでも浄化槽設置者の負担軽減が望めますよう、浄化槽法の改正も併せてご検討よろしくお願い申し上げます。	浄化槽設置者は、1年間に別々の機関で2回の水質検査を行い、費用負担、検査日調整、立ち合い等が設置者には大きな負担となっております。一方、下水道の利用者は、公的な運営により、毎月の使用料が必要ですが、下水道整備が進んでいない地方の浄化槽設置者とは、維持管理費に大きな差があります。水質検査の減額により、経費の都市間と地方の格差が少しでも軽減が図れると思料しますので、よろしくお願いたします。	個人	環境省	浄化槽は微生物を活用して汚水を処理する施設であり、家庭ごとで使用状況が異なる中で、本来の機能を発揮するためには、適正な維持管理を行う必要があります。このため、浄化槽管理者は浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃(浄化槽法第10条第1項)を義務付けられています。家庭用の小型浄化槽の場合、保守点検及び清掃は4ヶ月1回以上実施する必要があります。また、浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃により浄化槽が適正に機能を発揮していることを確認し、ひいては公共用水域等の水質の保全を図るため、水質検査の実施(浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項)を義務付けられており、当該水質検査では、保守点検では測定しない放流水の水質(BOD)や、残留汚濁濃度等も求めて検査対象となっています。水質検査は浄化槽の設置後に1回(7条検査)、その後は1年に1回(11条検査)定期的に実施する必要があります。保守点検や清掃が適切にされていることの確認は、適切かつ公正に実施することができる者によって行われる必要があることから、指定検査機関が行うこととされています。	浄化槽法第7条第1項、第10条第1項、第11条第1項、環境省関係浄化槽法施行規則第6条	関係不可	制度の現状欄に記載のとおり、水質検査は浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃といった維持管理が適切に実施され浄化槽が適正に機能を発揮しているかどうかについて、水質検査を適正かつ公正に実施することができる第三者である指定検査機関が確認するものです。経費削減による水質検査の保守点検及び浄化槽の清掃といった維持管理を委託しているような場合でも、当該維持管理が適切に行われているか定期的に指定検査機関が確認することで公共用水域等の水質の保全を図るため、浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に基づき、指定検査機関による水質検査を受検したく必要があります。なお、保守点検、清掃、水質検査をワンストップで受け付けるなど、浄化槽管理者の事務負担軽減を図る取組を進めている自治体もあり、環境省としても、これらの自治体の取組について情報提供しているところです。	
841	令和3年3月4日	令和5年7月12日	電子証明書およびマイナンバーカードの取り扱い問題	行政において、個人に対する電子証明書及びマイナンバーカードの取り扱いを一本化して欲しい。現在、総務省及び地方自治体の本立となっており、個人が強い、余分な負担が掛かっている。また、マイナンバーカードの更新の際の写真は免許証と同サイズにして欲しい。	10月の有効期限に合わせ総務省から電子証明書およびマイナンバーカードの現在の登録内容を印字した更新案内通知があった。これにはマイナンバーカードの更新のために写真が必要とあった為、写真を撮って管轄の横浜市港北区役所に行った。担当部署の受付で予約を取っていると聞かれたが、総務省の案内通知には予約が必要とは一切なく、押し問答の結果、電子証明書の期限の更新はしてもらえた。帰宅後、通知に合ったマイナンバーカードの更新にて全て完了であった。郵送で更新の手続きしようとしてマイナンバーカードを見る有効期限は更に5年後になっていた。別途、更新とマイナンバーカードの有効期限は別であり、今回も必要なかったのである。しかし、総務省の通知には一切、そんな事のお知らせもなく、更新が必要で、それには写真が必要としか記載がなかった。記載内容が不備過ぎる。また、後日、6月初に横浜市からの更新通知が見つかり、そこには予約が必要との記載があった。余りにも通知が早く、正しい情報であった。しかし、総務省と横浜市の間から通知があり、記載内容が異なっており確認をした。こんな二重に通知を出すこと自体がおかしい。更に、運転免許証の更新手続きも同日にしたが、必要となる写真サイズが異なり、800円の余分な費用が必要となった。免許証もマイナンバーカードも同サイズなのに、必要となるサイズが違うのは業界利益優先としか考えられない。統一が必須だ。	個人	総務省	行政改革の番号325の回答をご参照ください。				
842	令和3年3月4日	令和3年3月26日	日本年金機構への提出書類のデジタル化	日本年金機構に毎年提出する扶養家族等申告書の提出を、インターネットで回答できるように改善して欲しい。	現在、年金機構から送られてくる通知封書に同封された料金後納でもない返信用封筒に、切手を貼って郵便で書類を返信していますが、今年の調査調査のようにインターネットで回答ができるように改善していただきたい。	個人	厚生労働省	番号450、494、510の回答をご参照ください				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
848	令和3年3月4日	令和4年5月13日	調剤薬局のありかたについて	調剤薬局が多すぎて非効率ではないか、と懸念。普通の人はスーパーやドラッグストアには必ず行き、その中に調剤部門を取り込んで、今より抱える薬剤師や薬剤師数を多く配置する形を【主流】にしてはどうか。	薬局の在庫管理や物流、今後増えそうな薬の宅配の面において、今のような、コンビニや歯医者の数より多いのに社会への貢献度が低く感じられる非効率的な調剤薬局の存在を自然な状態にできるのではないかと考えます。ただし、そのおかげで一局集中となり待ち時間が減る意味はありますが、抱える薬剤師の数が減ることで薬剤師は今より十分に確保すれば在宅やオンライン診療指導、薬の宅配、地域への貢献などできること、すべきことが明確になる気がします。取っている薬剤師を集めるイメージです。薬剤師はある意味サービス業の面が大きいと思いますので、スーパーやドラッグストア(もちろん、すでに調剤OTD両方ある店も多ですが)との協力はよいと思います。今の 調剤薬局数×調剤併設ドラッグストア(スーパー)数 を 逆の力関係にするイメージです。ある程度薬剤師数が確保されると、いろいろなことができるようになると思います。会社ごとの能力や競争力も高まり、差別化でき、患者さんやお客さんからみて貢献度合いがわかりやすくなる気がします。いろいろなやるやうに、十分な規制改革とデジタル化をお願いします。	個人	厚生労働省	令和4年2月から、今後の薬剤師・薬局業務のあり方について、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において検討を開始したところであり、薬局の求められる機能が果たされるよう、引き続き検討を行います。	なし	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおりです。	
849	令和3年3月4日	令和3年11月4日	運転免許証の更新手続きの一部オンライン化	運転免許センター(および警察署)での更新申請と更新手数料の支払いを事前にオンラインで行えるようにしてほしい。	新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、免許センター内の収入証紙売りさばきによる多量の人混みが現状で列を伴って収入証紙を購入し、記入台に備え付けられたホールペーパーや欄を使用して申請書を作成するという行為は合理的ではありません。あらかじめインターネットで事前申請やQR決済等での支払い、ビデオによる講習を済ませ免許センターでは検閲と簡易な免許証の変更だけを行うようにしたほうが時間的な負担の軽減、感染リスクの低減、人件コストの削減が期待できるはずです。	個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手続きでは、検閲検査等講習を受けていただき、新しい運転免許証を交付する必要がありますが、運転免許センター等にお越しいただいています。また、地方公共団体による手数料の徴収については、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、条例の定めるところにより行うこととされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項、第5項及び第9項 道路交通法施行規則(昭和33年政令第60号)第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第20条第1項及び第21条の2第1項	検討に着手 手数料については対応不可	運転免許証の更新手続きについては、優良運転者の更新講習のオンライン化等について、検討を進めています。制度の現状欄に記載のとおり、更新の際の手数料の徴収については、各都道府県の条例により定められていることから、警察庁において具体的な対応をお示しすることは困難です。	
850	令和3年3月4日	令和3年3月26日	派遣社員の3年縛りの撤廃	派遣社員が同じ職場で3年しか働かないという縛りを撤して、たとえコロナで状況が大変な時に任期満了だからと強めにせられては生活が立たなくなりますが、企業側と働く職員の両者が希望する場合は続けられるようにしてほしい。宜しくお願ひします。	3年縛りがなくなれば、企業側はまた新しい派遣さんに仕事を説明しなくても済みます。在宅勤務がまだまだ続く中、説明する人も時間も減ります。また、密接して説明など出来ません。このコロナの現状が続く限り、企業側にとっても、私たち派遣にとっても縛りはマイナスでしかありません。期限を決めたいのなら、せめて10年まで延ばしていただけないでしょうか、どうか宜しくお願い致します。	個人	厚生労働省	労働者派遣法第35条の3は、派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場における組織単位ごとの業務について、三年を超えたる期間継続して同一の派遣労働者にかかる労働者派遣を行ってはならないとしています。	労働者派遣法第35条の3	対応不可	労働者派遣法第35条の3の趣旨は、労働者派遣が臨時的かつ一時的な就業形態であることから常用代替を防止すること、労働者が同一の派遣先に固定されることによるキャリアアップの阻害を防止することにあります。上掲の3年に達する派遣労働者については、派遣元事業主に對し、派遣先における直接雇用の依頼や新たな派遣先の提供等の雇用安定措置の義務が生じます。個人雇用の期間制限については「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」(令和2年7月14日労働政策審議会職業安定分科会労働力需給抑制部会)において、「当面、現行制度を維持することが適当であるが、常用代替禁止という制度議論を踏まえつつ、これらの意見も踏まえ、必要な情報の収集を図りながら、今後改めて制度の在り方について検討することが適当であるとされています。制度の在り方の検討とともに、派遣元事業主において希望の聴取に実施し、対象の方の希望に応じた措置が講じられるよう、対応してまいります。	
851	令和3年3月4日	令和3年3月26日	老齢年金請求手続き	65歳を迎えるにあたって日本年金機構から手続きのために返信用用紙が送られて来たが、今からでも手続き出来るようにすべき。	機構側事務処理の簡素化と経理簡便(利用者側)利便性向上(確定申告さネットでのハガキでしか出来ないのは時代錯誤も甚だしい)2切手代の削減(ハガキネット交付の認知が途がない)ただ事務がIT化に対応できていなく、する気がないのだけ	個人	厚生労働省	60歳代前半に特別支給の老齢厚生年金を受け取られていた方は、65歳に達したとき、特別支給の老齢厚生年金の支給は終了となり、新たに老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受け取る権利が発生します。この老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受け取るためには、そのための請求手続きが必要となります。日本年金機構においては、この老齢厚生年金・老齢基礎年金の請求手続きに遅れないようにするとともに、簡便な手続きを行っていたりするため、受給者の旁に於いて、65歳の誕生日に到着するよう、簡便な年金請求書(65歳はがき)を送付しています。この老齢厚生年金・老齢基礎年金の請求手続きについては、日本年金機構から送付された簡便な年金請求書(65歳はがき)を送付した日(以外に、電子申請による手続きについても可能)としています。	老齢年金保険法第33条・第44条、厚生年金保険法施行規則第20条の2 国民年金法第16条・第26条、国民年金法施行規則第16条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
852	令和3年3月4日	【総務省】 令和5年4月26日 【警察庁】 令和3年11月4日	マイナンバーカードと銀行口座の早期連結について	マイナンバーカードのICデータに銀行口座の登録ができるようにしてほしい。	コンビニで住民票を発行する際の手数料や、今後、運転免許証と一体化して免許証の更新手数料等がマイナンバーカードの登録銀行口座から即時引き落としが可能となれば、利便性の向上につながるかと考えます。1日も早く銀行口座のマイナンバーカードへ登録の実現をよろしくお願い致します。	個人	警察庁 総務省 デジタル庁	【警察庁】 運転免許証の更新等は、都道府県の自治事務であり、手数料の徴収方法については、各都道府県においてそれぞれ定められています。 【総務省】 現在、マイナンバーカードでは決済に関する情報を管理することはできません。	【警察庁】 その他 【総務省】 検討に着手	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおり、運転免許証の更新等に係る手数料の徴収方法については道路交通法(昭和35年法律第105号)第4項に規定されている方法に限定されているほか、各都道府県において定めるべき事項であると考えています。 【総務省】 マイナンバーカードの空欄域を利用した決済に関する情報の管理に関して、民間事業者において実証事業が行われていますが、いずれにしても、様々なご意見を踏まえながら、関係省庁と連携して、マイナンバーカードの利便性向上に引き続き取り組んでまいります。		
853	令和3年3月4日	令和3年11月4日	運転免許証の英語表記	運転免許証に英語表記を加える	英語表記を加えると単なる翻訳である国際免許証がなくても海外のほとんどの国でレンタカーを借りたり運転できます。有料でもよいので英語表記を入れてください。毎年、国際免許の更新のために時期とお金を使うのは無駄です。運転免許証には発行数がなぜか集計されていますが、実数はわかりませんが、毎年多数の日本人が海外に渡って運転しているはずです。以前タイに住んでいたためタイの運転免許を持っていますが、英語が併記(もちろん無料)されているので、その免許を使ってほとんどの国でレンタカーを借りて運転できます。	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年政令第60号)において定められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第38条 道路交通法施行規則(昭和35年政令第60号)第19条及び別記様式第14	検討を予定	国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様様々な御意見、御要望、マイナンバーカードとの一体性に向けた議論等踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。英語併記された国内運転免許証が外国で身分証明として適用するか否か民間外務の制度によることとなります。	
854	令和3年3月4日	令和3年7月7日	健康保険加入・喪失についての複数機関との関わり	健康保険加入・喪失時の公共職業安定所 区役所 健康保険組合(事業所)への証明書等書類を一元化する	配偶者の健康保険の被扶養者であったものが、失業保険受給にあたり、国民健康保険加入の手続きについて、健康保険組合は、雇用保険受給資格者証の写が必要。区役所の健康保険課は、資格喪失証明書が必要。公共職業安定所は、最初の失業認定日でなければ、雇用保険受給資格者証は、発行しなかったため、数ヶ月間無保険状態となり、医療機関の受給が出来なかった。書類を一元化し、申し込めば、公共職業安定所が、即日証明書を発行すれば、無保険状態は大幅に解消される。また、紙の使用削減、人件費の削減、資格取得までの時間の短縮が見込まれる。	個人	厚生労働省	健康保険の被扶養者であった方が、国民健康保険に加入する際の手続きとしては、まず、被保険者が事業主を理由して健康保険の被扶養者に被扶養者異動届を提出し、これを受けて、当該被保険者において被扶養者となり手続きが完了します。その後、当該被保険者から発行された資格喪失証明書をもって国民健康保険に加入いただいているところで、この際、被保険者が被扶養者を外した前日までは健康保険の被扶養者として、それ以降は国民健康保険の被扶養者となるため、無保険となる期間が生じないこととされています。	健康保険法第3条等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通り、健康保険の被扶養者から外れる場合は、被保険者が健康保険資格喪失証明書を交付し、その証明書をもち、国民健康保険へ加入いただくことで無保険となる期間が生じないよう制度となっております。今回指摘いただいた状況については、個別事務の取扱状況が不明であるため、加入の保険者へ相談いただきまますようお願いいたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
855	令和3年3月4日	令和4年10月12日	記念論集収録の個別著作物の研究目的での複製提供緩和について	現在、著作権法の規定により、国立国会図書館を含む全ての図書館では、雑誌の記事が最新号以外は複製提供可能であるのに対し、記念論集に収録される個々の論文については、1つの著作物であるとして、半分以上コピーを認めない。 新型コロナウイルスで外出や入館を制限されている今、記念論集収録の論文を複製提供されないのは、既に中国に取去られてしまった、日本の学術研究、特に地方在住者にとって、大きな障害である。著作権法を一部改正し、刊行後数年(3年)を経た雑誌の論文の複製提供を、研究目的に限って可能にしたい。	現在、著作権法の規定により、国立国会図書館を含む全ての図書館では、雑誌の記事が最新号以外は複製提供可能であるのに対し、記念論集に収録される個々の論文については、1つの著作物であるとして、半分以上コピーを認めない。 新型コロナウイルスで外出や入館を制限されている今、記念論集収録の論文を複製提供されないのは、既に中国に取去られてしまった、日本の学術研究、特に地方在住者にとって、大きな障害である。著作権法を一部改正し、刊行後数年(3年)を経た雑誌の論文の複製提供を、研究目的に限って可能にしたい。	個人	文部科学省	図書館資料については、その閲覧や貸出しについては、基本的には全部の利用が可能です。その複製については、著作権法第31条第1項(第一号)により、図書館等においては、利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部を一入につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製することが可能となります。 雑誌等の定期刊行物(発行後相当期間経過後のものに限る)については、例外として、全部分を複製して良いこととなっています。 また、令和3年改正により、著作物の全部の複製物の提供が権利者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものについて政令で規定し、「全部」の複製を可能とすることをしています。	著作権法第31条	検討/着手	著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第2号)において、著作物の全部の複製物の提供が権利者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものについて政令で規定し、「全部」の複製を可能とすることをしています。 改正法によって、権利者の利益を不当に害しないと明記されているのは、図書館資料の複製により、当該図書館の販売市場に影響を及ぼす恐れがあるためです。このことを踏まえて、全部の複製を可能とする具体的な対象については、現在、関係者の意見を伺いながら検討しているところです。
856	令和3年3月4日	令和3年3月26日	相続の手続きの簡素化	出生から最後まで各役所で自分で探して必要な分の初等費用を払うのは負担が重く、初めての区役所一箇所でも相続に必要な書類やたくさん人の遺言書等わかるようにして欲しい。	時間が掛かる事、平時で無いため冷静な判断や気付かない事がある。相続について知らない事が多い事、お金も掛かる事、実現したらスムーズに無駄無く安心して相続にとりかかれたいです。最低でも初めに行った区役所で全て対応出来るようにして下さい。宜しくお願いいたします。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係省庁とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を整理し、遺族が行う手続を簡素化し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、依頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の統合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができると、地方公共団体に申し渡す取組、遺族への支援を行うこととしています。	該当なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)を投資することを支援するためのツール(おくやみコーナー設置費、自治体実務等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、提供を開始いたしました。 引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進するとともに、将来的にマイナンバー等を活用し、マイナンバーを用いてオンラインで死亡に関する手続が完結する仕組みの構築に向けた検討も、遺族の負担軽減に向けた取組も行ってまいります。 この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。
857	令和3年3月4日	令和3年4月16日	消防点検結果報告書のオンライン化について	消防点検結果報告書のオンライン電子化 消防点検結果報告書をオンラインで検閲消防署へ提出できるようにしていただきたいです。	現在、消防点検関係の業務に専任していますが、毎年数多くの物件の報告書をそれぞれの消防署に紙で提出しなければならず昨今のオンライン化の流れに逆行している気がします。 人員が不足している中で、消防署へ提出に行く時間を減らせば他の業務へリソースを振り分けることで生産性の向上へ資すると考えています。 ご検討のほど、よろしくお願いたします。	個人	総務省	建物関係者は、当該建物に設置が求められた消防用設備等について定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされています。 また、消防庁では、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行い、「消防関係法令」に基づく審査料、押印、複製押印の取扱い及び手続のオンライン化について(速報)(令和2年消防第82号)により、各消防本部に電子メールや電子申請システム等による受付を促しています。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 消防関係法令に基づく審査料、押印、複製押印の取扱い及び手続のオンライン化について(速報)(令和2年消防第82号)	実行制度下で対応可能	消防庁では、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止を行い、「消防関係法令に基づく審査料、押印、複製押印の取扱い及び手続のオンライン化について(速報)(令和2年消防第82号)」により、各消防本部に電子メールや電子申請システム等による受付を促しています。 なお、消防庁においては、消防用設備等の点検結果報告書を含む火災予防分野における各種手続について、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、2021年度(令和3年度)までに、マイナンバー(マイナンバー)を活用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、2022年度(令和4年度)以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することとしています。
858	令和3年3月4日	令和3年3月26日	自然由来汚染土の基準値を緩和する	河野大臣にお届けください。 15年ほど前に廃棄に反対し自然エネルギーを進めようとしていた講演を聞いて以来、河野大臣を信頼しています。 ヒ素、フッ素、ホウ素、鉛等について、人が汚染したわけではなく自然のままの状態でも基準値を越えていることが多くあり、自然由来の汚染土が汚染土に分類されます。基準値を超えた土は汚染土として扱われ、毒物の低減に力を入れなければならないため、多大なコストがかかるのが現状です。設備投資のために金がかかりすぎるなど、日本の競争力が低下しています。こんな状態では不健康な環境を後世に引き継いでいくことができません。	自然由来汚染土の基準値をもっとゆるくし、海洋埋め立てに使用している基準値にそろえるべきです。これにより、自然由来汚染土の処理にかかる社会的コストが激減し社会的コストが激減するとともに、健康被害も発生しないでしょう。自然由来の土壌にどの程度の重金属が含まれているか、種類でもはどのように扱っているか、健康被害を心配するな、健康と関係ない汚染土や埋め立て等に基準値を超えた土を使用することが禁止されているのはなぜか、検討の上で基準値を再設定すべきです。 たとえば食品のひき肉の含有量は17mg/kgです。汚染土ヒ素の含有量の基準値は150mg/kgです。汚染土の基準値は、毎日70年間土を食べた場合を心配していますが、食品と比べる場合を求めるとはいくらなんでも厳しすぎると思います。	個人	環境省	土壌汚染対策法では、汚染の由来が自然由来であるかどうかに関わらず、区域の指定に係る基準として一律の基準(土壌汚染基準及び土壌含有基準)が設定されています。 土壌汚染対策法では、汚染の由来が自然由来であるかどうかに関わらず、区域の指定に係る基準として一律の基準(土壌汚染基準及び土壌含有基準)が設定されています。 特定有害物質による汚染が専ら自然由来であると認められることにより区域指定された土地については、一定の要件を満たす場合に区域内における移行法及び汚染土壌の搬出及び処理に関する規制の一部が緩和されています。	土壌汚染対策法の案、第11条、第16条、第22条 土壌汚染対策法施行令第5条 土壌汚染対策法施行令第31条、第33条、第34条の4 汚染土壌処理業に関する省令第5条	対応不可	土壌汚染対策法では、汚染の由来が自然由来であるかどうかに関わらず、区域の指定に係る基準として一律の基準(土壌汚染基準及び土壌含有基準)が設定されています。 特定有害物質による汚染が専ら自然由来であると認められることにより区域指定された土地については、一定の要件を満たす場合に区域内における移行法及び汚染土壌の搬出及び処理に関する規制の一部が緩和されています。
859	令和3年3月4日	令和3年3月26日	電波利用料について	携帯電話の電波利用料を下げ、放送局の電波利用料を上げるべきだと思います。	携帯電話の通話料の値下げが提案されていますが、携帯電話の電波利用料が放送局に比べるかに高額であり、電波利用料値下げは通話費用削減の手助けになるとも思います。放送局が戦後75年も経ち特別扱いされる事はおかしいと思います。広告費とインターネットが中心で放送を越えているという事実があり、国費はテレビ放送よりインターネットに移していき、携帯電話の通話料の値下げは国費に助成する方が通話料の重要度を考え負担軽減の為、電波利用料を放送会社を減らして欲しいと思います。	個人	総務省	電波利用料は、電波調整等の電波利用の公益事業に要する費用を、電波の利用の度合い等に応じて、各免許人公平に負担しています。 なお、現行の電波利用料の料額算定に当たっては、携帯電話における国民への電波利用の普及に係る観点や、国民の生命・財産の保護に寄与する観点から、その負担割合が軽減されています。	電波法第103条の2	検討を予定	電波利用料は、電波調整等の電波利用の公益事業に要する費用を、電波の利用の度合い等に応じて、各免許人公平に負担しています。 なお、現行の電波利用料の料額算定に当たっては、携帯電話における国民への電波利用の普及に係る観点や、国民の生命・財産の保護に寄与する観点から、その負担割合が軽減されています。



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
865	令和3年3月4日	令和3年3月26日	日刊新聞紙法の株式譲渡制限の撤廃	日刊新聞紙法の株式譲渡制限を定めた規制を撤廃し、国内外の資本参入認競争原理を導入する。	現行の閉鎖的株式譲渡制限はより正確で公正な新聞社の競争原理が働かず、読者・国民に適切・的確・公正な報道が阻害されている。 閉鎖的グループの情報社会で、日本国内の新聞社を外部・外国資本から守る規制は、国民に正確な情報提供を助成が新聞社において働かず国民に不利益を与えている。 したがって、株式譲渡制限の撤廃を提案する。 1. 日本国内の新聞社が国内外の資本からの買収等を受けても、読者・国民はその新聞の内容により詳細に購読するための全く支障がない。 2. 新聞各社は民間企業であり、記事の内容で優劣がつかない購読料を含め競争を促すことができる。 3. 新聞社が閉鎖的でも国内の情報提供媒体は新聞だけでなく、むしろ新聞を読まない人の増加があり国民生活に何ら支障はない。 4. 規制改革とは相違するかもしれないが、上記の理由から新聞を軽減税率の対象としているのは極めて異質。撤廃を提案する。 これらから規制撤廃により読者・国民により正確・的確・公正な情報が提供され、国民生活・活動に有益なものとなる。	個人	法務省	一定の題号を用い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社については、定款をもって株式譲渡人、その株式会社の事業に関係のある者に限ることができるとされており、この場合には、株主が株式会社の事業に関係のない者であることとなっており、その株式を株式会社の事業に関係のある者に譲渡しなければならない旨をあわせて定めることとされています(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律第1条)。	日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律第1条	事業承認	日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律第1条に規定する事項を定款に定めるかどうかは、当該日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社に委ねられており、同法は、当該株式会社に同法に規定する事項を定款に定めることを義務付けるものではありません。	
866	令和3年3月4日	令和3年11月4日	運転免許証のデジタル化について	マイナンバーカード関連システム(総務省)と運転免許関連システム(警察庁)の一部統合について提案します。	今後、運転免許証がデジタル化されマイナンバーカードと一体化したと定めてはならないが一部データを共有しなければならぬことが想定されます。そこで、マイナンバーカード関連システム(総務省)と運転免許関連システム(警察庁)の一部統合について提案します。決して、縦割りで警察庁と総務省が別々にシステムの構築をすることがないように内閣府の方で監視・調整をお願いします。	個人	警察庁 総務省	番号498の回答をご参照ください。				
867	令和3年3月4日	令和3年11月4日	国際運転免許のムダ	国際運転免許の有効期限(現状)年の延長と取得手順の軽減 海外でレンタカーを運転するため、国際運転免許を取得しておりますが、有効期限が1年しかないこと、さらに窓口が平日しか開いていないため、取得に多大なる労力がかかることと国内での運転免許の喪失 書類提出の窓口がないので免許の有効期限まで延長することにまつた問題はないと考えます。	国際運転免許の取得に関する無駄と感じることとその改善案を列記します。ぜひ改革をお願いします。 1)国際運転免許の有効期限が1年しかないため、年1度の旅行のために毎年取得しなくてはならない。国際運転免許の有効期限まで有効にしてほしい。 2)国際運転免許を取得するため、免許センターに向かうのが、土日休日のため、平日休んで行かなければならないのが非常に無駄になっている。 3)国際運転免許の取得を申請する際、更新時に簡単な手続きでできるようにしてほしい。 4)将来的には、日本の国際運転免許がそのまま海外でも使えるようになるとうれしい。 今回、この提案のために調べた国際的な条約であることが分かった。 条約であれば、それが有効な必要最小限の手間で、最長の有効期限にまで延長していただきたい。 ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	個人	警察庁	国際運転免許の有効期限は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)において、発給の日から起算して1年と定められています。 国際運転免許申請窓口の閉庁日や場所は、都道府県により異なります。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の9 道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)第1条及び附随書10	対応不可	国際運転免許の有効期限は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)において定められており、現状では延長は困難です。 頂いた御意見は、交付にあたっての利便性向上策につきまして、参考にさせていただきます。	
868	令和3年3月4日	令和3年7月7日	動物検査のペーパーレス、簡略化	明らかにならぬ感があるので、改善検討をお願いします。 40日以上前に申請 輸出検査証明書のコピー(出国時に受取った紙を帰国時まで保管し、再入国時に提出) 届出受理書(オンライン申請した内容をプリントアウトして持参)	海外在住一時帰国の際はペーパーレスを運んで帰りますが、申請が40日以上前と決められており、一般的に飛行機を確定する時期と比べて早過ぎる。 しかも申請後は日程を急に変更は可能だが、前に変更は不可というルールによりとても不便。 また、オンライン管理なら明らかに必要な紙を渡されたらプリントアウトして当日持って来てほしい。無駄が目にきます。 ペーパーレスをお願いします。	個人	農林水産省	40日以上前の届出について 犬又は猫の輸入予定の40日前までの届出については、犬等の輸出入検査規則第1条及び家畜伝染病予防法施行規則第47条の3(犬)のみに規定されています。動物検疫所では、輸入の届出の受付後、犬又は猫の届出状況を確認し、係留期間を判断しています。係留検査が必要な場合において、発航に、犬又は猫の届出状況の確認と係留検査のための調整に40日間程度要した事例もあることから、輸入予定の40日前までに届出を提出していただく必要があります。ただし、40日前までの届出が困難な事情があると動物検疫所長が認められる場合には、40日前を過ぎた届出であっても認めることとしています。 輸出検査証明書の写しの提出について 日本から輸出した犬又は猫を輸入する際に、輸出国政府機関発行の狂犬病(犬はレプスとラ症)にかかっている旨の証明書に付随し、日本輸出時に動物検疫所が発行した有効な狂犬病予防接種等がされていることの証明書(輸出検査証明書という。)が必要な場合は、犬等の輸出入検査規則第4条に基づき、輸入時に輸出検査証明書の写しの提出が必要です。 届出受理書について 犬等の輸入の届出を受けた動物検疫所は、輸入後の係留検査場所等のスムーズな輸入検疫体制の確保を明らかにするために、輸入者に対し届出受理書を送付しています。動物検疫所に届出していない犬等が到着し、係留検査場所が確保が出来ないといった混乱を避けるために、動物検疫所は航空会社等に対し、届出受理書を送付していない犬等は搭乗させないよう依頼しています。そのため、輸入者には、航空機等へ犬等を搭乗させる時に航空会社等へ届出受理書を送付するよう案内されています。	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) 狂犬病予防法施行令(昭和25年政令第239号) 犬等の輸出入検査規則(平成11年農林水産省令第68号)	現行制度下で対応可能	40日以上前の届出について 実際に、輸入の届出の受付後、犬又は猫の届出状況の確認と係留検査のための調整に40日間程度要した事例もあることから、輸入予定の40日前までに届出を行っていただく必要があります。 輸入予定の40日前を過ぎた届出であっても、犬又は猫の届出内容に問題がなく係留期間が12時間以内であり、輸入検査の円滑な実施に支障がない場合は、届出の状況に応じて可能な限り認めさせていただきます。また、やむを得ない事情により到着日より前届出する場合も同様に対応します。 輸出検査証明書の写しの提出について 届出受理書について 航空会社等に対して、必ずしも印刷した届出受理書を持参いただく必要はなく、スマートフォン等で提示いただいても問題ありません。	
869	令和3年3月4日	令和3年3月26日	雇用保険被保険者証再発行デジタル化	転職の際、雇用保険被保険者証が必要になります。しかしこれはハローワークに発行してもらう必要のある書類で、2度目の転職の場合は再発行が必要で、再発行手続きはハローワークに「即日印刷した雇用保険被保険者証再発行交付申請書」を提出する必要があります。 転職のときに、企業とハローワークでやり取りして解決してもらえない仕組みを作ってほしいです。	転職を複数行う人は今後増えると思われる、僕のように不便な思いをする人が多く出てくると思います。煩雑で膨大な手続きを省くため、システム導入の投資をお願いします。	個人	厚生労働省	雇用保険法施行規則第6条第7項において、過去に雇用保険被保険者証の交付を受けた方が、新たに雇用保険の被保険者となったときは、その被保険者証を事業主に提示しなければならないこととなっています。	雇用保険法施行規則第6条第7項	現行制度下で対応可能	雇用保険被保険者証は、被保険者資格を取得する都度、ハローワークから事業主を通じて交付しております。なお、雇用保険被保険者証の再発行申請は、電子申請で行うことが可能となっています。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
875	令和3年3月4日	令和3年3月26日	「第1種電気工事士」と「第2種電気工事士」の資格試験統合の提案	電気工事士法が定める「第1種電気工事士の試験合格者」と「第2種電気工事士の試験合格者」の区別は、簡単に言えば、電気工事が行える建物か、自家用電圧装置の有る建物か、無電圧の場所の扱いだけで、行える作業自体はほぼ同じです。また「第2種電気工事士」が1日間の講習を受けると、自家用の電圧装置の有る建物も作業ができるようになります。また「第2種電気工事士」が1日間の講習を受けることで、自家用の電圧装置の有る建物も作業ができるようになります。また「第2種電気工事士」が1日間の講習を受けることで、自家用の電圧装置の有る建物も作業ができるようになります。また「第2種電気工事士」が1日間の講習を受けることで、自家用の電圧装置の有る建物も作業ができるようになります。	電気工事士法が定める「第1種電気工事士の試験合格者」と「第2種電気工事士の試験合格者」の区別は、簡単に言えば、電気工事が行える建物か、自家用電圧装置の有る建物か、無電圧の場所の扱いだけで、行える作業自体はほぼ同じです。また「第2種電気工事士」が1日間の講習を受けると、自家用の電圧装置の有る建物も作業ができるようになります。また「第2種電気工事士」が1日間の講習を受けることで、自家用の電圧装置の有る建物も作業ができるようになります。また「第2種電気工事士」が1日間の講習を受けることで、自家用の電圧装置の有る建物も作業ができるようになります。	個人	経済産業省	【電気工事士法】 【電気工事士等】第6条 【電気工事士免許】 第4条第3項第1号 【認定電気工事従事者認定証】 第4条第2項第4号 【電気工事士試験】 第6条	対応不可	第一種電気工事又は第二種電気工事士が従事できる電気工事の作業は、電圧600V以下(低圧)で受電する一般家庭や小規模店舗等の配線等であり、一般用電気工作物における低圧のみです。また、第一種電気工事士のみ従事できる電気工事の作業は、電圧600V超(高圧)で受電する中小ビルや工場等の高圧受電設備や、高圧から低圧に変電した後の配線等であり、自家用電気工作物における高圧及び低圧の両方です。このため、第一種電気工事士試験は自家用電気工作物における高圧及び低圧の両方の保安に関して必要な知識及び技能を有する者として認定する必要があるため、別々の試験とせざるを得ません。なお、自家用電気工作物における低圧部の電気工事の作業は、自家用電気工作物に係る一定の知識と技能を有する第二種電気工事士が従事しても保安の確保は可能であることから、第二種電気工事士免許の取得に加えて、業務経験又は講習の修了により資格を付与する認定制度を設けています。		
876	令和3年3月4日	令和3年3月26日	車中型自動車免許で運転可能な自動車、車中型自動車免許を、車中型自動車免許と併用することによって、免許の取得が容易になることによる提案	2007年の道路交通法改正までは、普通免許で、「車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満」まで可能でした。このため、社会に普及しているトラックのサイズを、「車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満」で区切る必要がなくなっています。また、車中型自動車免許は、現在、「車両総重量5トン未満、最大積載量1.5トン未満」まで可能ですが、これを0.5トンずつ緩和することによって、免許の取得が容易になることによる提案	2007年の道路交通法改正までは、普通免許で、「車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満」まで可能でした。このため、社会に普及しているトラックのサイズを、「車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満」で区切る必要がなくなっています。また、車中型自動車免許は、現在、「車両総重量5トン未満、最大積載量1.5トン未満」まで可能ですが、これを0.5トンずつ緩和することによって、免許の取得が容易になることによる提案	個人	警察庁	番号151の回答をご参照ください				
877	令和3年3月4日	令和3年3月26日	現在、マスメディア集中排除原則という規制により、放送事業者は、原則として、県域ごとに区切られています。これを緩和し、総合通信用の管轄域で区切ることを提案致します。	現在、マスメディア集中排除原則という規制により、放送事業者は、原則として、県域ごとに区切られています。これを緩和し、総合通信用の管轄域で区切ることを提案致します。	現在、マスメディア集中排除原則という規制により、放送事業者は、原則として、県域ごとに区切られています。これを緩和し、総合通信用の管轄域で区切ることを提案致します。	個人	総務省	いわゆる「マスメディア集中排除原則」においては、「放送事業者を県域ごとに区切る」規制は存在いたしません。放送法第3条においては、放送番組編集の自由を規定しています。		(郵務)事業承認(後発)対応不可	ご指摘の「マスメディア集中排除原則」においては、「制度の現状」欄のとおり、また、放送事業者は、放送上、自らの責任において放送番組を編成する仕組みとなっており、総務省としても、放送事業者における自主自律による取組を尊重します。	
878	令和3年3月4日	令和3年3月26日	技術士試験申込書業務登録証明書の証明印について	技術士試験申込書業務登録証明書の証明印について	証明印の省略またはデジタル化による申込書類準備期間の短縮/証明印のデジタル化による勤務先企業および(公社)日本技術士会のOICT投資の促進	個人	総務省 文部科学省	業務経験証明書は、技術士第二次試験の受験申込み時に御提出いただく書類であり、指定試験機関公益社団法人日本技術士会がの形式で定めています。当社は、当該証明書を、受験申込者が受験資格を満たす業務経験を有しているかを確認しています。当該証明書には、受験申込者の業務経歴及びその期間を証明する者に押印を求めらるる場合があります。ただし、過去の技術士第二次試験受験者等、所定の書類を提出することで、受験資格を満たす業務経験を有している確認が済んでいることから、押印は省略可能となります。	技術士法施行規則(昭和9年総務府令第1号)第12条第1項第3号から第5号	対応	先般文部科学省は技術士法施行規則を改正し、別記様式第2の2(監督要件証明書)及び第2の3(監督内容証明書)における押印を廃止したところであります。当該改正の趣旨を踏まえて、指定試験機関公益社団法人日本技術士会が様式を定める業務経験証明書においても、令和3年度技術士第二次試験受験申込書から押印を廃止します。	
879	令和3年3月4日	令和3年3月26日	日本年金機構の年金受給者現況届の電子申請について	年金受給者現況届の電子申請について	1. 年金受給者が切手代83円を負担しなければならぬ理由は無い。本来年金は勤労者一人一人が積立たもので、管理の拙さ(消えた年金)や運用の失敗などを、われわれ受給者が負わなければならないのは理不存である。またや一民間企業(日本郵政株式会社)に任せておけるわけでもない。僅か切手代83円が、年金受給者の数々の心労に比べたら莫大となる事は明白な。機構から受給者側には大量送達の手配があるならば、個人から機構側には郵配も充分な負担させるのは、無神経とわらざるを得ない。2. マイナンバーカードでのマイナンバーログインすれば、「ねんきんネット」のユーザID、パスワードを入力するだけで、ねんきんネットにログインできる。そのデジタル化を促す。ねんきんネットにログインできる。そのデジタル化を促す。	1. 年金受給者が切手代83円を負担しなければならぬ理由は無い。本来年金は勤労者一人一人が積立たもので、管理の拙さ(消えた年金)や運用の失敗などを、われわれ受給者が負わなければならないのは理不存である。またや一民間企業(日本郵政株式会社)に任せておけるわけでもない。僅か切手代83円が、年金受給者の数々の心労に比べたら莫大となる事は明白な。機構から受給者側には大量送達の手配があるならば、個人から機構側には郵配も充分な負担させるのは、無神経とわらざるを得ない。2. マイナンバーカードでのマイナンバーログインすれば、「ねんきんネット」のユーザID、パスワードを入力するだけで、ねんきんネットにログインできる。そのデジタル化を促す。ねんきんネットにログインできる。そのデジタル化を促す。	個人	厚生労働省	年金を継続して支給するためには、受給者の生存を確認する必要がありますが、国内に居住する受給者については、原則として、日本年金機構がマイナンバーが登録されており、住民基本台帳ネットワークシステムによる確認である。現況届の提出は不要としています。大部分の受給者は日本年金機構にマイナンバーが登録されていることから、現状において、大部分の受給者は現況届の提出が不要であることである。また、マイナンバーの登録のない国内に居住する受給者には、現況届の提出とあわせてマイナンバーの登録をお願いして、現況届の提出とあわせてマイナンバーの登録を行ったことにより、翌年度以降の現況届の提出が不要となります。	国民年金法施行規則第18条、第18条の2、第19条第3項、第20条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
886	令和3年3月4日	令和4年5月13日	登録販売者制度や酒販売に対する営業規制	登録販売者や薬剤師がいる間は薬が自由に販売できるように規制緩和をお願い致します。それと併せて、薬剤師や登録販売者がいない場合でもオンラインの活用により薬を買い易くすることが可能になるようデジタルの活用を検討していただきたいです。	登録販売者として働く人が増えます。薬や医薬品の向上となります。薬の販売チャンネルが増えることで国民のセルフメディケーション意識向上や医療費の削減にもつながると考えます。さらに、薬販売もできる視覚障害者や遠方薬を販売するカフェなど今までになかったイノベーションが起こると考えられます。	個人	厚生労働省	「登録販売者や薬剤師がいる間は薬が自由に販売できるように」というご提案の意味がどこから明かされておられますか。薬局開設や医薬品品の販売の許可を受けたのであれば、薬として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが可能です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。登録販売者の責任において販売することを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供体制のあり方については、現在検討しているところです。		
887	令和3年3月4日	令和3年3月26日	車庫証明の電子申請	車庫証明書だけが電子申請できるようにしてください。	証明書を取るのが、警察署に2回も行かなくてはならず、個人で申請するのは時間の無駄です。スタッフは郵送でも可能ではないでしょうか。	個人	警察庁 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定により、道路運送車両法（昭和25年法律第168号）第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分（使用の本場の位置の変更に係るものに限る。）又は同法第13条に規定する処分（使用の本場の位置の変更を伴う場合に限る。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）を提出しなければならないこととされており、同法第14条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされていますが、証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続や自動車譲渡に係る手続と一括して、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっています。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項	検討<着手	現状に記載のとおり、自動車保有関係手続のOSSを利用することで、自動車の登録手続、保管場所証明書手続、自動車譲渡に係る手続について、オンラインで一括して申請を行うことが可能です。また、保管場所標章の交付については、申請者の負担軽減を図るため、郵送による対応が可能か検討してまいります。		
888	令和3年3月4日	令和3年11月4日	運転免許証への英語表記の追加	現在、運転免許証は日本語のみの記載です。そのため、海外でレンタカーなどを利用する際は国際運転免許証が必要になり、利用費、警察ともに事務負担があります。多くの国では、英語表記があれば、国際運転免許証は必要ありません。	運転免許証に、英語を追加し、日英併記してもらいたい。	個人	警察庁	番号853の回答をご参照ください。					
889	令和3年3月4日	令和4年10月12日	宅地建物取引士の登録申請、宅地建物取引士証の交付、更新及び法定講習	(1)宅地建物取引士の登録は、試験を受験した都道府県の知事の登録を受けることができることとなっているため、試験に合格した後速方に転居した場合など、登録申請及び登録後の宅地建物取引士証（以下「宅建士証」という。）の交付申請（その前掲についての実務講習及び法定講習の受講）を試験の受験地である遠方の都道府県で行わなければならないため、時間、交通費その他の経費が過剰にかかるとして、宅地建物取引士試験の試験日、内容等は全国共通であるため、過去の試験受験地に限定せず登録できるようにしたい。申請者の負担（時間、コスト等）が軽減される。 (2)宅建士証の交付と更新の際講習が義務づけられている登録を受けた都道府県知事が指定する法定講習について、現行は事実上登録を受けた都道府県まで出向いて受講しなければならない。しかし、各都道府県で同様の法定講習を開催されていること、難易、どの都道府県が開催した法定講習の受講でもよいことになれば、宅建士証更新のための法定講習受講費の負担（時間、コスト等）が軽減される。	(1)宅地建物取引士の登録については、試験を受験した都道府県の知事の登録を受けることができることとなっているため、試験に合格した後速方に転居した場合など、登録申請及び登録後の宅地建物取引士証（以下「宅建士証」という。）の交付申請（その前掲についての実務講習及び法定講習の受講）を試験の受験地である遠方の都道府県で行わなければならないため、時間、交通費その他の経費が過剰にかかるとして、宅地建物取引士試験の試験日、内容等は全国共通であるため、過去の試験受験地に限定せず登録できるようにしたい。申請者の負担（時間、コスト等）が軽減される。 (2)宅建士証の交付と更新の際講習が義務づけられている登録を受けた都道府県知事が指定する法定講習について、現行は事実上登録を受けた都道府県まで出向いて受講しなければならない。しかし、各都道府県で同様の法定講習を開催されていること、難易、どの都道府県が開催した法定講習の受講でもよいことになれば、宅建士証更新のための法定講習受講費の負担（時間、コスト等）が軽減される。	個人	国土交通省	(1)宅地建物取引士の登録を受けようとする者は、その合格した宅地建物取引士資格試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。登録を受けた場合、都道府県知事が備付る宅地建物取引士資格登録簿に登録された者の姓名を記載することとされている。 (2)都道府県知事の登録を受けた宅地建物取引士は、都道府県ごとに備付けられる宅地建物取引士資格簿に登録され、登録簿に記載されることにより、都道府県知事は宅地建物取引士資格者及び宅地建物取引士を監督することとする。宅地建物取引士証の交付を受けた宅地建物取引士が、宅地建物取引士証の更新を受けようとする場合、登録をしている都道府県知事が指定する講習を受講しなければならないこととされている。	(1)宅地建物取引業法第16条、第18条 (2)宅地建物取引業法第19条の2、第22条の3 (3)宅建士法第2条の2	(1)対応不可 (2)対応不可	(1)宅地建物取引士資格者試験は、都道府県ごとに実施され、試験に合格した場合、試験を行った都道府県知事の登録を受けようとする者が登録されていることとされており、年齢20人以上の受験者を有する当該試験について、行政手続の効率化の観点から、各都道府県において一貫して試験から宅建士証の交付までの手続を行うこととされています。 なお、登録を受けた後につきましては、登録を受けた他の都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該業務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができよう。宅地建物取引業法第19条の2、第22条の3の規定により、宅建士証の更新を受けようとする者は必要に応じて登録の移転の申請により登録の移転の申請により勤務先の都道府県において講習を受けることができるよう措置を講じていることとされている。 (2)登録を受けている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該業務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができよう。宅地建物取引業法第19条の2、第22条の3の規定により、宅建士証の更新を受けようとする者は必要に応じて登録の移転の申請により勤務先の都道府県において講習を受けることができるよう措置を講じていることとされている。 なお、令和4年3月15日付の都道府県知事連絡において、「指定を行うとする講習機関との協議の上、他の都道府県知事が指定した講習を都道府県知事が指定することについては、宅地建物取引業法上差し支えなく、各都道府県知事の判断に基づき指定ができる旨を周知しております。		
890	令和3年3月4日	令和4年11月11日	障害年金支給決定の迅速化	障害年金の請求の書類審査を開始してから、1-2週間以内に支給決定を、迅速な判断をするために、電子申請を行うこととできる。審査をスピードアップしたPDFの添付が可能とする。	私は精神疾患を患う障害者です。障害年金の支給申請をしましたが、回答が6か月も待たされています。申請しているのは、おむねにまつているから申請しているのに、半年も待たせる金銭的・社会的に本当に困ります。審査は現状では、通常でもか月程度かかります。私の場合は精神障害者福祉センターで働くのが今年の秋は職程になりそうなので、判断が遅れているのかとは思っています。年金保障の「審査状況把握専用ダイヤル」に問い合わせたところ、複数の医師が審査を進めている、という理由で審査書の遅れの理由として、審査書を送りつけて、健診の医師で一度に審査して、1-2週間以内に支給決定することは可能かと思えます。迅速化することにより、困っている人達が救済されます。それをしてごかつたのは年金機構、厚生労働省の恩恵だと思います。	個人	厚生労働省	障害年金の支給決定に当たっては、初診日に国民年金又は厚生年金の被保険者であるかどうか、年金保険料の納付要件を満たしているかどうか、障害年金の等級に該当する障害状態であるかどうかを審査する必要がある。これらの要件の審査に当たっては、被保険者の記録を照視して、資格要件に該当しているかどうかを審査することとなる。一人一人から提出された診断書や診断書証明書の取組項目を確認することにより、障害等級に該当しているかどうか、初診日についての要件であるかを医学的に審査している。障害年金の審査は、上記のようなお一人一人の状況や状況に応じた審査を行う必要があることから、速く、障害年金の支給決定に係る審査はさらさらの軽減の取組を進めることとされている。 なお、障害年金の請求については、電子申請による手続を可能としています。	国民年金法第30条、国民年金法施行規則第15条、厚生年金保険法第47条、厚生年金保険法施行規則第44条等	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、障害年金の支給決定に当たっては、請求者お一人一人ごとに、心身の状況が障害等級に該当しているかどうか、初診日についての時点が、国民年金又は厚生年金の被保険者であるかどうか、保険料納付要件を満たしているかどうかを審査する必要がある。審査に3か月程度の期間が必要である。なお、年金機構では、請求書を送り付けたら障害年金の支給決定を本人にお知らせするまでの期間の目標（サービススタンダード）を3ヶ月と設定しているところですが、令和3年度においては、約95%の請求についてサービススタンダードを達成しています。		
891	令和3年3月4日	令和5年4月14日	運転免許証更新作業のオンライン化の要望	運転免許証更新手続きに、オンライン更新も選択に加えたいです。ゴールド免許講習は来校にオンラインの選択も加わるとのニュースをみたのですが、結局は手続きに出席がなければならぬことに変わりはありません。更新がなければ、初回更新者も兼ね、オンラインで更新すればいいです。新しい生活様式で過ごさなければならぬ状況下、どうか体の弱い者が以上より更新を継続し続けることなど、感染の危険なく運転免許証の更新が出来ますように、よろしくお願ひ申し上げます。オンラインでのシステムが作られるまではこのまま、免許更新の再延長措置の続行をお願いします。オンラインでの免許更新の際の携行の手続きが、最悪の場合、そのまま書き出されるようなご配慮もお願いいたします。	私は、アレルギーや喘息、化学物質過敏症という病気があり、全ての薬が使えない体質です。移動が難しく、ましてやドライブ先などでは使える薬もないが心配しています。釣魚にも行かないので、日々の買い物なども宅配をお願いします。仕事など外に出ての夫からの感染も防ぐため、夫は別棟で暮らし、ガラス戸越しに会話する毎日です。私達母子だけで、やはり持病を抱えおられる方、高齢者や持病を抱えた家族がいる方、妊婦の方、そんな方々は、人の集まる中に居ない時期滞在しなければならないことは、心より避けたいと思っております。また、そんな方々は、コロナ以前の普段から、感染の危険の多い公共交通機関は、あまり利用出来ないのが事実です。私も、感染予防と化学物質過敏症の両面から、自家用車しか移動手段はありません。ですので、感染出来ないという理由で今回免許更新が出来ないようになるとなれば、もう移動手段はなくなり、運転免許の更新は、大変な作業だと思っておりますが、国の命をかけてくれるものではないと思えます。新しい生活様式で過ごさなければならぬ状況下、どうか体の弱い者が以上より更新を継続し続けることなど、感染の危険なく運転免許証の更新が出来ますように、よろしくお願ひ申し上げます。オンラインでのシステムが作られるまではこのまま、免許更新の再延長措置の続行をお願いします。オンラインでの免許更新の際の携行の手続きが、最悪の場合、そのまま書き出されるようなご配慮もお願いいたします。	個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手続では、視力、聴力、運動能力の適性検査や講習を受けていただく上で、運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センターへお越しいただいております。	道路交通法（昭和35年法律第169号）第101条の3 第1項、第5項及び第6項、第101条の3 道路交通法施行規則（昭和35年政令第80号）第26条	<講習のオンライン化について> 対応 <その手の手続のオンライン化について> 対応不可	運転免許証の更新時における講習のオンライン化について、警察庁では、優良運転者一般運転者の更新免許証の更新に係るその他の手続の実施方法については、本人確認や適性検査の確実な実施という観点から、慎重な検討を要するものと考えています。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
896	令和3年3月4日	令和3年4月16日	社会保険と国民健康保険について	社会保険と国民健康保険の切り替え、厚生年金と国民年金の切り替えをシームレスにしてほしい	短期派遣労働等で働いていると社会保険や厚生年金に短期で加入することになり、国民健康保険や国民年金との切り替えが煩雑になる。 その結果、健康保険証が手元に戻くまでの間に医療機関に掛かると1割負担になる。また、その後、差額清算に医療機関を訪れたり、月を跨ぐと手続きが煩雑になる。 特に持病を抱えている等のハンディキャップがある労働者等、正規雇用で働きづらい労働者は派遣労働等の非正規雇いで働く人も多く、健康等より医療機関に掛かる確率が多いため困らざるを得ない。上記のような問題がある。 よって、保険や年金の切り替えがシームレスにできるような改革を望みます。	個人	厚生労働省	【社会保険と国民健康保険の切り替えについて】 健康保険の適用事業所に就職する際の健康保険の手続きとしては、保険者において新たに資格を取得した被保険者を把握する必要があることから、事業主から保険者に、被保険者の資格取得に関する事項の届出を行うこととしています。 企業退職時の国民健康保険への加入については、企業退職者が必ずしも国民健康保険に加入するとは限らず、退職後、本人の手続なしに国民健康保険へ自動で加入するようになった場合、二重加入等の被保険者の不利益を生むおそれがあることから、原則届出に基づいた手続きが必要だとしています。 なお、健康保険については、資格取得後、被保険者証が交付されるまでの間に療養を受ける必要があると認められる場合には、当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者からの届出に基づき、被保険者資格証明書を交付することされており、資格証明書により療養の給付を受けることが可能です。 【厚生年金と国民年金の切り替えについて】 番号740の回答をご参照ください。	社会保険と国民健康保険の切り替えについて 国民健康保険の切り替えについて 国民健康保険法第4条等	社会保険と国民健康保険の切り替えについて 制度の現状欄に記載の通りです。		
897	令和3年3月4日	令和3年7月7日	今後の農業経営に関する提言	日本の農業人口は減少の一途、このままでは遠い将来、誰も農業する人がなくなってしまう、という状況もあり得ます。 これに歯止めをかける提言です。その進捗とは、農業の法人化そのものであり、全面的な法人化を進める、ということですが、	今の日本の農業は個人経営が大半です。 この個人経営の弱点は (1) 各個人で必要な設備(トラクター、耕運機、ハウス施設、肥料など)を全て自分で準備するため、費用負担が大 (2) 各個人ではせいぜい3人(年寄り夫婦と長男)で農業できればいい方で、最悪、1人で実施。つまり、孤独感、あるいは、嫌悪感が強くなる (3) 長男に嫁さんが見つからない、女性も農業の家に嫁ぐことには抵抗感がある (4) 年を重ねるごとに農業従事自体が負担になっている (5) その結果、後継者がいない といったことが挙げられる。 これは個人で農業を実施することには無理なことを証明しているようなものです。 しかしながら、日本の農業経営の火を消すことはできません。 各個人が難しければ、団体で農業経営をします。 沢山の人が集まると、農地、人を効果的に、計画的に農業にいたいただくことで、連帯感も生じ、何よりもやる気も高まります。 【企業経営のメリット】 (1) 各家庭の資金を手放さないようにできる (2) いつまでも農業経営が継続される (3) 若い人、中年、老人それぞれに合った仕事分担ができる (4) 即売場の売場と一緒に農業をする事で販路も確保できる (5) 農業している方に嫁ぐ女性が増える・・・農家に嫁ぐ意識は薄れ、会社人に嫁ぐ気持になるため (6) 農業経営に必要な設備費用が各個人から分散できる これまで、議論はされるが、実現できていない。それは、各個人の財産という意識が強いためでもあります。この意識改革を長い年月をかけて推進してゆくとが重要ですし、これが実現できるか否かが日本の農業将来が見えてきます。是非とも検討をお願いします。	個人	農林水産省	-農業経営の法人化には、経営管理の高度化、雇用を選じた人材確保、円滑な経営継承などといったメリットがあることから、農林水産省では農業経営の法人化を推進しています。 -農業経営の法人化の推進については、農業経営法人化総合支援事業により、平成30年度から都道府県レベルに設置している農業経営相談所を通じて、農業経営の法人化も含め、農業経営者が抱える農業経営の諸課題に対して、税理士や中小企業診断士等の専門家チームによる伴走型支援を行っております。 -また、農業法人に対しては、制度資金における借入限度額の拡大や農業法人投資育成制度を通じた出資、補助事業の採択時の優遇等を講じているところです。 -さらには、農業経営の法人化に関する「レポートを農林水産省のホームページ上に掲載するなど、法人化のメリット等について周知し、個人の農業者の法人化を推進しています。	なし	事業確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
898	令和3年3月4日	令和3年3月26日	給与明細の電子交付に伴う本人承諾の廃止について	現在、所得税法により、給与明細書を電子交付する際は、従業員から個別の承諾を得る必要があるととされていますが、この取扱いを廃止して欲しい。	個別承諾を必須とする中、その流れに逆行する規定であると思われるため、社会的にペーパレス化、オンライン化が推奨される中、その流れに逆行する規定であると思われるため。	個人	財務省	番号439の回答をご参照ください。				
899	令和3年3月4日	令和3年3月26日	食品営業許可書送付希望について	1.デジタル及びオンライン申請 2.金融機関などでの支払い 3.郵送可能な手続き	先日、最寄りの保健所より食品営業許可書の期限が切れるので更新の手続きを欲しいとのハガキを頂きました。そこで、保健所が必要とする書類と更新料を保健所まで持参しました。保健所での手続きは10分程で終わりました。しかし、再発行の許可書は1か月後に再度保健所まで取りに来るよう言われました。再発行許可書を送付して頂く事は出来ないのかと聞くと、対応された方は対面でしたとおっしゃいます。なぜ対面渡ししか取れないのか尋ねると、「大切な物だから」との回答でした。当方の管轄の保健所まで「非対面」の申請を付けていきます。確かに許可書は大切な書類だと思いますが、郵送不可能な書類とは思われません。最寄りはデジタル化に伴ってどのような許可書などもオンラインで申請でデジタル発行ですが、せめて許可書の郵送も可能金融機関支払などの規制緩和を欲してご提案させて頂きました。	個人	厚生労働省	食品衛生法第51条及び食品衛生法施行令第45条に規定する公衆衛生に与える影響が著しい営業を営むとする者は、食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行規則第67条第1項の規定により、営業所所在地を管轄する都道府県(保健所を設置する市又は特別区)においては、保健所設置市長又は特別区長)の許可を受けなければならないこととされています。	食品衛生法第51条(営業施設の基準) 食品衛生法第52条(営業の許可) 食品衛生法施行令第45条(営業の指定) 食品衛生法施行規則第67条(営業許可の申請)	その他	食品衛生法第52条第1項に基づき、公衆衛生に与える影響が著しい営業を営むとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。 営業の許可に関する事項については自治事務であり、厚生労働省において、いわゆる「許可書」の交付等の詳細について規制していません。 なお、営業の許可の申請については、改正法の一部が令和3年6月1日に施行されることを踏まえ、電子申請システム(食品衛生申請等システム)が構築されております。	
900	令和3年3月4日	令和4年7月20日	ワクチン接種の問診表は各市町村でバラバラです。各市町村境界付近の診療所で所在市町村でない隣町住民が接種を希望した場合、遠くの市民館にもつらくなるよう感じられます。なんとかして欲しいです。	様式を各市町村共通にすれば良いと思います。	個人	厚生労働省	定期的予防接種に係る予診票の様式については、定期接種実施要領において全国共通の参考様式を示しています。	予防接種法	対応不可	定期的予防接種の実施は予防接種法第5条第1項に規定されていますが、当該事務は地方自治法上の自治事務に位置づけられています。各市町村が地域の実情を踏まえて、定期接種実施要領の様式を参考に、各々で様式を定めており、国が強制的に統一の様式を使用させることは地方自治の観点から困難です。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
906	令和3年3月4日	令和3年3月26日	建築基準法の緩和	建築基準法が厳しすぎて、地方公共団体が公園に10m <sup>2</sup> 以下の建物を建築する場合でも1件、その通知作業だけで、50万円以上かかります。10m <sup>2</sup> 以下の建物は、新規でも、その設置場所だけをチェックする簡易型にすればよいと思います。また、都市公園内は、そもそも3%しか建物を設置できないので、特に簡便にするよう明文化されればよいと思います。	小さな建物が必要な建物を作るのと同じ申請をするのは業務の無駄である。小さな建物は簡易な申請として、設置位置などの通知、申請のみにし、簡単にすればよいと思う。	個人	国土交通省	建築基準法第18条第2項において、第6条第1項の規定によつて建築等しようとする建築物の建築主が、国、都道府県又は建築主を置く市町村である場合には、原則当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主に通知しなければならないとしております。	建築基準法第18条第2項	一部、現行制度下で対応可能	お示しの建築物がどうしても分かりませんが、公園内に設ける建築物であっても、地震時等の利用者の安全を確保する等の理由から建築基準法を遵守する必要があり、法で定める手続が必要となります。 ただし、防火地域及び準防火地域外において、10平方メートル以内の建築物を建築しようとする場合、その計画が増築等に該当するときは、その計画を建築主に通知する必要がなくなるよう、平成30年に建築基準法を改正したところです。 なお、計画通知にかかる手数料は特定行政庁で個別に定められておりますが、お示しのような小規模な建築物に対して、50万円以上の手数料を定めている例は把握していません。	
907	令和3年3月4日	令和3年7月7日	漁師の漁獲物自由取引について	漁師が漁獲したものを通業組合を運営しないネット販売などの取引をある程度自由化して欲しい	漁業において、漁師がネットなどで直売するのは通業組合またはぼよれんの大きな枠組みでのみ取り扱ひとなり、漁師個人による自由な取引が認められていません。通業組合は売上から半分の手数料つまり1万円の水揚げ高に対して5000円程の手数料を取ります。しかしその漁獲物をネット等で地直送したいなどは各漁師が検討して、買いたいお客様がいても、組合がネット販売を売りたくない生産者、買いたい消費者がいるにも関わらずです。通業組合の取りまとめの長はたいがい70歳くらいで漁業一筋の親父ですから、都市部でばかりノウハウを得られるネット販売事業はまるきり解らない方が多いです。しかしこれが実現すれば日本の新鮮な海産物を都市部の人に格安でお届けできるし、漁師にとっても利益になるので、これを自由化することで、ネット販売などの地方活性化とともに地方にもノウハウが流れ、様々な産業の活性化に繋がると想います。余該ではありますが自分の地域の漁師は自分達が最後の漁師になりそうほど過疎化が進んでいます。取引がある程度自由化することで、漁師をやる若者が増える可能性を少しでも広げたいと考えています。これには自分達の組合だけでは、北海道全域については全国のぼよれんレベルで検討が必要と考えています。しかし、ぼよれんなどはこういった既得権を改正する動きについては要望を開き入れない傾向にあります。是非とも宜しくお願いいたします。	個人	農林水産省	水産業協同組合法においては、組合員が漁獲を過ぎずに漁獲物をネット販売等て直売すること(いわゆる系外出荷)を制限するような規定はありませんが、漁師が組合員に対して販売事業の利用を強制し、系外出荷をすること制限する行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)上の不正な取引方法に該当し違法となる恐れがあります。このため、従来から「漁獲等向けの総合的な監督指針(備用事業及び水産事業のみに係るものを除く。)(平成26年5月29日付22水漁第34号水産庁長官通知)」において、系外出荷の制限なしと独占禁止法に定める不正な取引行為に該当する行為を行わないよう定めるとともに、令和3年4月14日付けで同旨の通知文書を水産庁長官名で都道府県及び都道府県漁業協同連合会等て発出したところです。また、独占禁止法上の不正な取引方法に当たる行為などに関する相談窓口(https://www.contactus.maff.go.jp/foa/form/keisai/taisetsutorihiki/madoguchi.html)を同日付けで水産庁に設置しています。	水産業協同組合法(昭和22年法律第54号)等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりとなっておりますが、さらに、規制改革実施計画(令和3年6月18日付け閣議決定)に基づき、公正取引委員会を連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を令和3年度上期に作成する予定としております。	
908	令和3年3月4日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの受け取りについて	3歳のこどももいますが、現状は、マイナンバーカードの受け取りに、親だけじゃなく本人同行が必要とつています。3歳児を連れて、平日の区役所に行くことは、共働き夫婦にとって、手前出の忙しなにもでもありません。代理人が一括して家族分のマイナンバーカードを受け取れるように変更する方が良いと思います。	上記に記入した以外では、マイナンバーカード取得の手間が減ると想います。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時及び交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。再発行については、廃棄及び再発行申請時第2条第18号に「都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する旨に記載され、同法第3条第2項第6号において、資格要件として医師、歯科医師又は獣医師であることが認められる」として、両条第3項において相対的な禁事由が規定されている。また、麻薬及び向精神薬取締法の目的を踏まえ、麻薬施用者の実態を把握し、監督を行う観点から、同法第5条において免許の有効期間が定められている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第11条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項等)	対応	「制度の現状」に記載のとおりです。	
909	令和3年3月4日	令和3年5月24日	麻薬施用者免許の廃止	麻薬取扱者免許のうち麻薬施用者免許については医師免許、歯科医師免許又は獣医師免許に付帯させる。	免許の有効期間は、免許の日からその目的とする年の翌年4月の12月31日まで(最長3年間)である。医師についてはその大半が麻薬施用者免許を持っているが、審判申請は病院等の事務で行っている。また、住所変更や業務所変更がある場合の記載事項変更届はそのほとんどが1日以内に申請できず、理由書をつけて提出している。また、すべてに個人印まで必要となる。医師一人当たり3年ごとの申請手数料4000円程度かかると、大病院であればその額は数十万、数百万規模にのぼる。申請先の保健所や免許発行にかかる人員費削減につながる。	個人	厚生労働省	麻薬は疼痛の軽減等のために医療上極めて高い価値を有する一方、濫用されることにより施用者自身の精神及び身体への障害のほか、事故や犯罪の発生など社会に対して危害をもたらすおそれがある。このため、麻薬は国際条約において適正な流通を求められていることを踏まえ、我が国では、麻薬及び向精神薬取締法で、麻薬の流通を医療等の正当な目的に限定し、その取扱い関係者について免許・登録制度とするとともに、両者が行う取扱い行為についても許可や業別に関する記録及び届出等を必要とした上で、適正な流通以外の麻薬の取扱いを禁止している。再発行については、麻薬及び向精神薬取締法第2条第18号に「都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する旨に記載され、同法第3条第2項第6号において、資格要件として医師、歯科医師又は獣医師であることが認められる」として、両条第3項において相対的な禁事由が規定されている。また、麻薬及び向精神薬取締法の目的を踏まえ、麻薬施用者の実態を把握し、監督を行う観点から、同法第5条において免許の有効期間が定められている。	麻薬及び向精神薬取締法第2条	対応不可	制度の現状で述べたとおり、麻薬の特性を踏まえ、麻薬の不正な流通や濫用を防止するため、処方制限や処方者の記録義務を課すことにより、通常の医薬品よりも厳格な流通等を実施している。このため、医師等であっても、麻薬の濫用を防止し、その取扱いに関する観点から、免許制度を設けているものである。ご提案にある廃止することは困難と考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループ(ワーキング)における取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
910	令和3年3月4日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの受け取り	マイナンバーカードの未成年者受け取りの要件が厳しく、中学生のマイナンバー受取ができません。 1) 役所平日8時～17時のみで学校を休まないといけない。 2) 中学生は自分で受け取りに行けるのだが保護者同伴で仕事も休まないといけない。 3) 住居票、戸籍が本人の確認書類として利用できず、未成年の確認書類が揃っていない。 4) 日曜AMのみ区役所庁内にはマイナンバー受取の場合は5時間待ち。 5) 10万人規模の区役所のマイナンバーをバイトを3、4人でやっている。	マイナンバーの申請を簡素化しても受取が通常の通学、通勤をしている一般人について、区役所での受け取りが大変困難であり、受取を断念せざるを得ない。普及させたい国策と反比例している。 コンビニ受取 本人限定受取郵便 など受け取り以外の受け取りを選ぶようにする。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取組を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとなります。 その上で、各市町村において、住民にとってカードの申請や受け取りがしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを届達する出張申請受取などの取組を実施しています。 また、病氣、身体の不調等やむを得ない理由により、申請者が市町村の庁舎等に向うことが困難であると認められるときには、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただくことで、代理人に対して交付することが可能となっております。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第4項等	対応	マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。 また、代理交付の仕組を活用しやすくなるよう、小中学生や高校生であることやむを得ない理由に該当することなど、活用できるケースの拡充・明確化などを内容とする見直しを行いました。引き続き、カードを円滑に取得するための課題に取り組み、環境整備を進めてまいります。	
911	令和3年3月4日	令和3年3月26日	全市区町村の戸籍のオンライン化	全市区町村の戸籍をオンラインで架け、この全市区町村でも全国どこに本籍地があっても戸籍簿本を取扱できるようにする。	全国には相続登記が懸る土地が多く存在し、そのひとつの足かせが戸籍簿本が市区町村ごとに管理されているため、本籍を移動している場合には、当該市区町村に請求しなければならず、それが遠方の場合には、郵送に請求することになるが、相続人が多数に及ぶ場合には、戸籍簿本の取付代行で多大なる時間と労力を要することになり、結果相続手続きを遅くしてしまう原因となっていると見受けられます。そこで、最速の取組として必要な戸籍簿本を取扱できるようにすれば、相続登記の促進に繋がります。空き家問題の一つの解決策になるのではないかと考えます。	個人	法務省	戸籍簿抄本等の交付請求は本籍地の市区町村に行う必要があります。	戸籍法第108条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から取組まれて5年を超えない範囲において法令で定める日から、いずれの市区町村において、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の簿抄本を取扱することができるようになります。	
912	令和3年3月4日	令和4年7月20日	予防接種の居住地以外での接種について	現在、居住地外で定期予防接種を受けられる場合(入浴・入所・里帰り出来た)は、住民票所在自治体が依頼書発行し、後日、必要書類を届く限り扱いとなる。 住民にとっては煩雑であり、各自治体事務量が増加している現状。 県庁から各自治体へ、住民票が有る(病院・施設入所・里がえり出来た)住民と同居し、依頼書発行や後日払い戻しは不要とし、円滑に予防接種が受けられるよう希望します。	病気の予を持て、里帰り先産の親・施設入所高齢者にとって、事務手続きが不要となり利便性が上がり、自治体にとっては事務量削減ができます。	個人	厚生労働省	厚生労働省としては、里帰り出産等で居住地を離れている方が接種を受けられるよう、具体的な対応例として、 ・居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う ・居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する という方法のほか、 ・居住地以外の医療機関と委託契約を行う といった方法を自治体別に通知しています。	予防接種法	対応不可	当該事務は地方自治法の自治事務に位置づけられており、国庫費用等についても各地域の実情に合わせて設定いただいていることから、一時的に居住地を離れている方へ係る取扱いを国が強制的に統一することは地方自治の観点から困難です。	
913	令和3年3月4日	令和3年11月4日	交通事故における刑事罰と行政処分との二重罰	交通事故の刑事罰と行政処分は別個に公安委員会が行政処分はこれとは別個で扱い、刑事罰部分に免許停止等の何らかの行政処分を受けることがある。道路交通法の目的は第一に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する損害の防止に資することを目的とする。また、犯罪主義の原則に基づき罰則を定める旨の趣意等がある。このことから、二重罰に当たる目的である道路の危険防止、交通の円滑の防止を資する事に向かい立っていない。似たような時間がかかっていることにより、現行の刑事罰と行政処分の二重罰が無駄であるといふのが現在の交通事情ではないか。刑・行政処分が行政処分いずれかを受けた場合、それ以上の処罰は行わないことにより被害者の生活を再開しなが被害者に對して、道路交通法の目的が達成されるものと考えます。また、これにより同じ事件を裁判所と公安委員会が数多く無くなることにより多くの交通事故の処理が進み、行政のスムーズ化を図る事ができ、それにより行政にかかる費用を削減する事が可能と考えられる。		個人	警察庁 法務省	【警察庁】 運転免許の行政処分は、道路交通法(昭和35年法律第106号)等の規定に基づいて都道府県公安委員会が行うものである。また、免許停止、事後取消し、事後停止、自動車等の運転禁止、免許取り消し及び免許の仮停止等の処分があります。 【法務省】 交通事故に関する刑事罰については、例えば、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律は、自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合を過失運転致死傷罪とし、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処することとしています。	道路交通法(昭和35年法律第106号)第30条、第103条及び第107条の9、107条第2項、道路交通法施行令(昭和35年政令第27号)第33条の2、第33条の3、第33条の4、第33条及び第40条 自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条等	事実確認	【警察庁】 運転免許の行政処分は、将来における道路交通上の危険を防止するという行政上の目的を達成するために行われるものであり、刑事処分とは、その目的、手続等本質的にその性格が異なることから、両者の関係は相互に独立した処分です。 【法務省】 交通事故を起こした者に対し、そのことを理由として刑事罰を科すとともに行政処分を行うことについて、判例では、「運転免許の効力の停止処分は、道路交通法に定められた公安委員会が行う行政処分であって、刑罰ではないものであるから、被告人が運転免許停止処分を受けた後、さらに同一事実に基づき刑事罰を科す有罪判決を言い渡されたとしても、憲法39条に違反するものではない。」(裁判昭和39年10月16日集刑152号103頁)、二重処罰に当たらないとされています。 なお、刑事罰の目的・趣意については、一罰に、懲罰、すなわち、犯罪を行ったことに対する報いとして科すものであると考え方や、犯罪を予防するために科すものであると考え方があります。	
914	令和3年3月4日	令和3年3月26日	外務省への届出・証明について	外務省に届出をする際、証明書を送付する必要があります。その際、POPITA(電子送付システム)を利用した証明書(大学の証明書等)も、受付対象にはなりません。そのため、POPITA(電子送付システム)を利用した証明書(大学の証明書等)も、受付対象にはなりません。	現在、外務省では、POPITA(電子送付システム)を利用した証明書(大学の証明書等)は、受け付けてもらえません。そのため、出身大学に郵送や窓口で証明書発行申請をする必要があります。特別に対応いただいています。 そこで、POPITA(電子送付システム)を利用した証明書(大学の証明書等)も、外務省の受付対象にすることで、コーナーや大学の窓口が軽減されます。 最近は大卒者も増加しているため、電子印を積極的に導入しており、証明書の発行もコンビニ手続きがベターになっています。無駄な時間を減らす意味でも、電子印を積極的に活用する意味でも、上記を提案します。	個人	外務省	公印証明は、公文書上の印影の真正および書類の原本性を証明しています。POPITA証明書の場合、コピーでPOPITAマークも捺印されるため、発行者(学校側等)に対し発行番号を元に照合すれば発給事務は確認できますが、照印証明書を提示しても原本であるかの判別がつかれない現状にあり、提示される証明書の原本性を確認・保証し得ないため、現在POPITAの取扱いを控えています。	なし	検討を予定	POPITA証明に対し、今後どのような手法をもって証明書の原本性を確保し、印影の真正性を確認して行くかにつき検討・追求してまいります。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
924	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制を緩和方向で提案する銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業の経営改善や地方創生の支援へのニーズが高まっている。業務範囲規制の見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスの提供が可能とされる。金融と非金融のニーズへの対応が促進されるが、特にコロナを背景に、地方創生に一段と積極的に取り組むことが可能となる。地方銀行が、地域における金融インフラの提供や地域経済の持続的発展への貢献と、いっしょに歩み寄ってきた観点から、銀行に課せられている業務範囲規制の緩和が必要とされる。</li> <li>○具体的には、取引先企業や公団から、事業承継・事業再生、地域活性化の観点からの再開発再開発事業、コンパクトシティ形成事業に係る不動産取引を併せてほしいといったニーズが数多く寄せられている。また、地域活性化プロジェクトにおいて、コンサルティングやコンサルティング・アドバイザーとして、物販(在庫保有含む)や加工・加工、物流など異なる事業運営に積極的に関与してほしいとの要望も寄せられている。</li> <li>○さらに、業務範囲に制約がなくなれば、例えば、観光客を呼び込む施策を立案・実行する旅行代理店業務を行うことや、業界の付加価値向上に向けて、ITを活用した生産管理、IoTやビッグデータの導入支援や、生産工程管理の最適化の取得支援等に、銀行グループとして取り組んでいくことも考えられる。</li> <li>○銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課せられている一方、銀行を保有する事業会社グループ(同規模は定めておらず、競争条件の公平性を確保していない)事業会社グループに対し、事業的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要が急務と考える。</li> <li>○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他家リスクの排除、が指摘される。</li> <li>①については、銀行法(利益相反管理の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。</li> <li>②については、銀行法(利益相反管理の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。</li> <li>③については、銀行法(利益相反管理の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。</li> <li>④については、銀行法(利益相反管理の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。</li> </ul>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体又は銀行若しくは銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第10条～第12条、第16条の2、第52条の23	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。	
925	令和3年3月4日	令和3年7月7日	従属業務を含む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和	従属業務を含む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要項項目「1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」のうち、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の撤廃の検討に時間を要する場合、従属業務を含むグループ会社の一層の活用が可能となるよう、収入依存度規制を50%以上と緩和していただきたい。</li> <li>○従属(従属(注1)を含む)銀行の子会社・兄弟会社には収入依存度規制(銀行グループからの収入が総収入の50%以上であること等(注2))が課されており、柔軟な事業運営を阻害している。</li> <li>(注1)事業用不動産の賃貸・保守点検等管理、広告宣伝、労働者派遣、事務用品購入・管理、システム管理、ATM保守等。</li> <li>(注2)2017年4月の修正により、システム保守やATM保守などが従属収入に算入されることとなり、収入の合計が総収入の40%以上へ引き下げられている。</li> <li>○収入依存規制の背景は、「従属業務は銀行業からみれば他業であるため、新規にこれを銀行グループ内で営むことは健全な経営の観点から適切でない」という趣旨によるものである。新規にこれを銀行グループ内で営むことは健全な経営の観点から適切でないこととされている。</li> <li>○銀行経営の健全性確保のための規制としては、別途、自己資本比率規制などの制衡規制が存在している。事業会社を頂点とするグループについては、グループ内に銀行を保有している事業範囲に制衡はないが、そうしたグループにおいて他業リスクが顕在化した事業は承認しておらず、財務規制があれば収入依存規制は必要ないと考える。</li> <li>○収入依存規制の撤廃と緩和は、銀行の子会社・兄弟会社による銀行グループへのより柔軟なサービス提供が可能となり、グループとして金融と非金融を組み合わせた取引先支援に積極的に取り組むことが可能となる。例えば、以下のような支援により、積極的に取り組むと考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティングと併せて、システム開発、プログラム作成・販売を行うことにより、取引先のデジタル化を支援できると考えられる。</li> <li>・多くの取引先中小企業は人手不足に直面している。取引先中小企業の総務・経理業務を委託することにより、企業が「業界一層」を力と支援できると考えられる。</li> <li>・人材派遣を行うことにより、取引先中小企業の人材確保を支援することができると考えられる(後掲「9. 歩調」)。</li> </ul> </li> <li>○昨年年度要請に対し、並行して各銀行における抜本的なシステム改革も無い中、直ちに提案に対応することは困難との回答がされている。現状は、現行規制の範囲内において、取引先支援に取り組んでいくものの、業務範囲について細かな制約がある中、新たなビジネスに挑戦することは困難な状況である。</li> </ul>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上(システム管理やATM保守業務等を含む場合は40%以上)、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上と定められています。	銀行法第16条の2第11項、第52条の23第10項、平成14年3月29日金融庁告示第3号	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。	
926	令和3年3月4日	令和3年8月18日	不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁 ②事業承継・相続に係る不動産の売買 ③事業再生に係る不動産の売買 ④担保不動産の売却 ⑤地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要項項目「1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」の検討に時間を要する場合、銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。</li> <li>○現状、地方銀行は取引先不動産仲介に関する実用型としたニーズが寄せられる際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたいとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のプラットフォームを構築し提供可能となる。</li> <li>○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を蓄積しており、地域の不動産業者と連携し、賃貸仲介等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。</li> <li>○かつしは、グループ内不動産業務を営む銀行に対しては、取引先の不動産業者から不動産仲介業務を依頼していることと認め、これを指すれば、銀行グループで本業務を営むこと(リスク)の問題はないと考える。</li> <li>○昨年、金融庁は「検討を予定し、早期に検討を進めていただきたい。」の旨を、銀行業統一協会の各会派の代表者に対しては、他業業態の趣旨の観点からも問題ないと考えられる。</li> <li>(a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先銀行に対し、不動産の売買(経営者名義の事業用不動産の売却・贈与)を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業再生支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。</li> <li>(b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に連動した不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の促進が期待される。</li> <li>(c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやハウスモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関するニーズが顕著となっている。銀行が売却先を紹介することができれば、顧客の利便性が高まる。</li> <li>(d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が規制されている地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント募集や取引先への紹介を行うことが期待される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。</li> </ul>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体又は銀行若しくは銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他家禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
927	令和3年3月4日	令和3年8月18日	不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁 ②信託事業金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。	信託事業金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要項項目「3. ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託事業金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。</li> <li>○2002年の金融機関の信託業務の業態に関する法律の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められ、信託事業金融機関が定める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除外された。同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。</li> <li>○制度上、信託事業金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行のみ不動産関連業務の取扱いが認められていないことと考える。</li> <li>○2002年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていると考えられ、信託事業金融機関に不動産業務を扱っている意義はない。また、銀行間のイコールファイティングの観点から規制の不公平が生じている。</li> <li>○また、大規模な都市圏地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に際して地域間格差が生じている。</li> </ul>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託事業金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の業態に関する法律第1条第3項、金融機関の信託業務の業態に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の業態に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他家禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
928	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行業高度化等会社への出資に係る手続きの簡素化(認可から届出へ変更)	銀行または銀行持株会社が、基準議決権数(5%-15%)を超えて銀行業高度化等会社に出資する場合の認可から届出へ変更する。	○2017年4月より、金融庁の認可を条件として、銀行が、銀行業高度化等会社(注1)に対し、基準議決権数(5%-15%)(注2)を超えて出資することが可能となった。 (注1)情報通信技術その他の技術を活用した銀行の基盤銀行業の高度化もしくは銀行の利用者の利便の向上に資する業務のために出資する旨を定めた業務を営む会社。 (注2)基準議決権数は、銀行とその子会社の合算で5%、銀行持株会社とその子会社の合算で15%。 ○認可審査にあたり、銀行業の高度化や利用者利便の向上に資すると考えられる根拠等についての個別具体的な説明が求められ、認可を得るまでに相当の時間がかかっている。 ○銀行の子会社・兄弟会社の高地方について、銀行業高度化等会社への出資に係る手続きが認可から届出となれば、銀行グループが地方創生や地域のデジタル化に資する業務に迅速に取り組むことが可能となる。 ○金融庁が認可審査において、①出資が金融債権の場合で銀行等の財産・債権が良好であると見込まれること、②優越的地位の濫用の牽いおそれがないこと、③利益相反取引の牽いおそれがないこと、を認許するとしている。 ○①については、財務健全性が一定水準(例えば、銀行業高度化等会社としようとする会社の総資産に損失を全てカバーできる水準)以上で銀行・銀行持株会社に認定すれば、個別の検証は必要ないと考える。②③については、銀行法(利益相反管理体制の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられている。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行又は銀行持株会社は、銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可申請において、銀行又は銀行持株会社グループの財務の健全性及び銀行業高度化等会社の業務内容等に関し、審査を受ける必要がある。	銀行法施行規則第17条の5の2第2項、第34条の19の2第2項	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられた。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。	
929	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行の特例子会社に関する規制緩和	銀行の特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の認可を受けた会社)は、銀行の子会社の業務範囲内でデジタル人材等の業務を行っている。しかし、銀行業におけるIT技術の進展やペーパーレス化により、特例子会社で実施する業務は減少傾向にある。 ○銀行の特例子会社を銀行法の業務範囲規制の対象外とすれば、例えば、製薬、農業、花の栽培など、取り組める業務の範囲が広がるため、地域の障害者雇用の維持・拡大につながるものと考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁より銀行の経営の健全性を維持する観点から課せられている業務範囲規制も重要との回答が示されているが、健全性維持の観点からは財務規制で十分である。障害者雇用の維持・拡大は、皆一線で積極的に取り組むべき社会的課題であり、本規制緩和の意義はSDGs推進の面からも非常に大きいと考える。	○銀行の特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の認可を受けた会社)は、銀行の子会社の業務範囲内でデジタル人材等の業務を行っている。しかし、銀行業におけるIT技術の進展やペーパーレス化により、特例子会社で実施する業務は減少傾向にある。 ○銀行の特例子会社を銀行法の業務範囲規制の対象外とすれば、例えば、製薬、農業、花の栽培など、取り組める業務の範囲が広がるため、地域の障害者雇用の維持・拡大につながるものと考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁より銀行の経営の健全性を維持する観点から課せられている業務範囲規制も重要との回答が示されているが、健全性維持の観点からは財務規制で十分である。障害者雇用の維持・拡大は、皆一線で積極的に取り組むべき社会的課題であり、本規制緩和の意義はSDGs推進の面からも非常に大きいと考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られている。	銀行法第16条の2第1項	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられた。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。	
930	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の簡素化(認可から届出へ変更)	銀行持株会社が、グループに属する5%以上の会社と共通する業務を実施する場合の認可から届出へ変更する。	○2017年4月より、銀行持株会社は内閣府大匠の認可を得たうえで、グループ内の銀行を含む2以上の会社と共通する業務であって、持株会社が実施することがグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する業務(共通・重複業務)を営むことが可能となった。 ○共通・重複業務の内容は、システムの設計・運用・保守、権利厚志に関する事務等であり、その多くが銀行法施行規則第17条の3第1項の従属業務または同条第2項の金融関連業務と重複している。 ○銀行が従属業務または金融関連業務を営む会社を子会社とする際の手続きは届出となっている。従属業務・金融関連業務を銀行の子会社で営む場合と銀行持株会社で営む場合で、グループ全体の健全性に与える影響に差はないと考える。 ○本件は、グループ内で共通・重複する業務に限って銀行持株会社に集約して効率化を図るものであり、銀行持株会社によるグループの経営管理が確かならざるは考えられない。 ○これらの点から、銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きも届出として問題ないと考える。 ○昨年度要望に対し、金融庁より認可制から届出制とすることを前記に検討を行う旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行持株会社は、銀行持株会社グループの経営管理及びそれに附属する業務のほか、内閣府大匠の認可を得ずに、当該グループに属する以上の会社(銀行を含む場合も)に共通する業務であって、当該業務を当該銀行持株会社において行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるもの(共通・重複業務)を、当該会社と行わなければならない。	銀行法第52条の21の2	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられた。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。	
931	令和3年3月4日	令和3年7月7日	事業承継会社に關する5%-15%ルールの例外措置の緩和	事業承継会社に関する5%-15%ルールの例外措置について、銀行本体からの出資を可能とする。	○2019年10月より、事業承継会社の議決権につき、銀行の投資専門子会社経由で100%まで出資することが可能となった(認可不要期間あり)。 ○投資専門子会社の設立・維持には、相当のコスト、労力、人材が必要である。5%-15%ルールの例外措置が銀行本体からの出資に充てられれば、投資専門子会社を保有していない銀行による取引先事業承継支援が可能となるほか、出資もめったにストップでの事業承継支援が可能となる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	いわゆる事業承継会社(事業再生会社のうち銀行法施行規則第17条の2第7項第9号に該当する会社)の議決権については、銀行又は銀行持株会社は投資専門子会社を通じて取得・保有することが認められています。	銀行法第16条の2第1項第12号の2、第16条の3第7項、銀行法施行規則第17条の2第7項、第11項	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられた。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。	
932	令和3年3月4日	令和3年7月7日	事業承継会社に關する5%-15%ルールの例外措置の緩和	投資専門子会社による事業承継会社の議決権の5%-15%超の保有可能年数を5年から10年に延長する。	○投資専門子会社による事業承継会社の議決権の5%-15%超の保有可能年数は5年とされている。 ○事業承継は事業再生と同様、事業転換の意思やバリエーションの再構築等を年々行うものもあり、その支援期間は5年を超えることがある。例えば、オーナー経営者が不在となった中小企業について、後継者を育成し、成長の軌道に乗せるには5年では足りない。また、株式の売買・譲渡やM&Aなど出口戦略にも時間を要する。 ○事業再生会社については、10年間、5%-15%超の議決権保有が認められており、事業承継会社に関する例外措置との平仄がとれていない。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	いわゆる事業承継会社(事業再生会社のうち銀行法施行規則第17条の2第7項第9号に該当する会社)の議決権については、銀行又は銀行持株会社は、その取得の日から5年を経過する日までに関与することが認められています。	銀行法第16条の2第1項第12号の2、第16条の3第7項、銀行法施行規則第17条の2第7項、第11項	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられた。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
933	令和3年3月4日	令和3年7月7日	①事業承継会社に関する5%・15%ルールの例外措置の緩和 ②事業承継会社の非上場要件の撤廃	事業承継会社の非上場要件を撤廃し、上場会社の議決権の5%・15%超の保有を可能とする。 ○投資専門子会社による事業承継会社の議決権の5%・15%超の保有につき、事業承継会社は非上場会社であることが要件とされている。 ○上場会社はISDにより非上場化し、事業承継を行うケースにおいて、銀行に対し、投資専門子会社から買収用特別目的会社(SPO)に買収資金の原資を出資してほしいとのニーズが寄せられているものの、要件があるため、現状は対応できていない。 ○例外措置の対象となる事業承継会社の要件を緩和し、最終的に非上場会社となる場合に限定して、上場会社向けの事業承継支援を可能としたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	いわゆる事業承継会社(事業再生会社のうち銀行法施行規則第17条の2第7項第9号に該当する会社)については、金融商品取引所に上場されている株式会社又は金融商品取引法第67条の1第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社である必要があります。	銀行法第16条の2第1項第12号の2、第16条の4第7項、銀行法施行規則第17条の2第7項、第11項	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。		
934	令和3年3月4日	令和3年7月7日	投資専門子会社の投資「専門」要件の撤廃	投資専門子会社経由の5%・15%ルールの特例措置につき、投資「専門」ではない子会社(他の業務を併営している子会社)からの出資も対象とする。 ○事業承継会社やベンチャービジネス会社等の議決権は、投資専門子会社経由のみ5%・15%超の保有が認められている。 ○投資専門子会社は、銀行法施行規則において、資金供給業務およびこれに附帯する業務を専ら営む会社と定義されており、他の業務を営むことができない。 ○コンソリデーション業務や人材紹介・人材派遣業務の併営が可能となれば、投資専門子会社の機能強化につながるほか、事業承継等の取引先の経営課題に係る多様なニーズにワンストップで対応することが可能となる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	投資専門会社は、銀行法施行規則第17条の3第2項第12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社である必要があります。	銀行法第16条の2第1項第12号、銀行法施行規則第17条の2第13項	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。		
	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和	収入依存度規制の制約なく、銀行グループで人材派遣業務を営めるようになる。 ○少子高齢化が進む中、地域における人材不足は深刻化しており、地方銀行が取引先の経営支援等を行う過程で、人材に関する数多くの相談が寄せられている。 ○2018年3月、銀行本体および金融関連業務子会社・兄弟会社が、「その他の付随業務」として、取引先企業に対する人材紹介業務を営めることが明確化された。一方、人材派遣業務については、認められていない。 ○人材に関する支援が求められる取引先の業務、取引先が求める人材や雇用形態は様々である。最近、特に、雇用のミスマッチを回避しつつ安定的な直接雇用につながりやすい「紹介予定派遣」(注)のニーズが強い。 (注)派遣先への職業紹介を予定して派遣(派遣期間は最長で6か月)をすもの(労働者派遣法第4条第4号)。派遣先が、派遣労働者を受け入れるため、派遣先派遣労働者の希望があれば、派遣先が派遣労働者を直接雇用する。 ○人材派遣については、従属業務子会社・兄弟会社での対応が認められているものの、収入依存度規制が課せられているため、最近のニーズ急増に対応しきれなくなっている。 ○人材派遣業務が銀行法上のその他の付随業務にあたることを明確化する。あるいは、収入依存度規制を大幅に緩和し、銀行グループとして、収入依存度規制の制約なく人材派遣業務を営むことが可能にしたい。 ○これにより、人材紹介と人材派遣を使い分けた提案が可能となり、取引先の人材に関する様々な課題の解決を支援できる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、制御能力の活用に関するといった一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定されています。 また、銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに関する者からの収入の合計が総収入の50%以上(システム管理やATM保守業務等を営む会社の場合は40%以上)、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。	平成14年3月29日 金融庁告示第34号	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。		
936	令和3年3月4日	令和3年8月18日	1銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。 ○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改装等に際し、事業に必要とされるより広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華等の好立地に所在し、建物も補修や駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃貸したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の増築に際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地価活性化の観点から土地の有効活用を促さざるべきとの提案も受けること多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件(「賃貸等を行うことを得ない場合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等)を自ら掌握しなければならぬ。このため、殆どの銀行が賃貸を躊躇っており、上記のようなニーズや提案に対応しきれないのが実情である。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的役割を有していると考えられる主体」(以下、公共的主体)からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体からの要請がなければ、銀行が賃貸を躊躇していることを指摘したり、奨励をせられるまでに長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由な賃貸ができるよう、監督指針を見直す。 ○銀行が、自ら保有し、退廃化した不動産を賃貸することが、休業禁止の趣旨(本業専念による効率性の発揮、地乗り以上の増損に反するとは考えにくい)、また、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態様を確保し、戦略的価値の活用も期待されている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することによる問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、(仮)の創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなげられない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能とっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差し支えないこととした。しかし、	主要方向向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中・地域金融機関向けの総合的な監督指針4-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、休業を営むことによるリスクの連鎖、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった休業禁止の趣旨を踏まえ、銀行法等、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
937	令和3年3月4日	令和3年3月18日	銀行持株会社による保有不動産の買戻の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の買戻の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の買戻の解禁は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか他の業務を営むことができない。○現状、銀行持株会社が保有する不動産は、持株会社に買戻されることは認められていない。○銀行が保有する不動産を賃貸できる範囲(「その他の付随業務」の範囲)と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の買戻を認めることが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に買戻し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に貢献できると考えられる。○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不動産の賃貸を実施することが許容されている。買戻スペースに限定すれば(「その他付随業務」と同程度に限定)、買戻先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かには考えられない。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の買戻については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の業務と一定の要件のもと行うことが可能となっております。また平成24年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの変換に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差支えないこととしたましました。	主要業務向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中・小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の買戻に係る要件については、他業を営むことによるリスクの選別、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
938	令和3年3月4日	令和3年4月1日	銀行がオペレーティングリースの媒介業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあることの明確化	銀行によるオペレーティングリースの媒介業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあることを明確化する。	○銀行本体におけるリース業務としては、銀行法上、ファイナンスリースの取扱いおよびその代理・媒介が認められている。○現状、取引先がオペレーティングリースへのニーズがある場合には、グループ内でのリース会社を紹介している。銀行担当者は、具体的な商品・サービスやコストの説明を行なうため、取引先が実際にリース会社と面談した際、商品がニーズに合っていないと判断が生じている。○銀行本体がオペレーティングリースの媒介業務を営むことができれば、取引先に対し、融資やファイナンスリースと組み合わせて最適な資金計画を提案できる。○オペレーティングリースは、銀行法上、金融機関連業協会に認められている業務であり、銀行の本業(融資や取引先の経営支援)との親和性を高い。買戻であれば、リース物件を自身で確保しないため、付随するリスクは限定される。○許年度重要事に対し、金融庁より「引き続き検討していく」旨の回答が示されており、早期の実現に向けた検討をお願いしたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、抑制能力の活用に関する一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。	銀行法第10条～第12条 主要業務向けの総合的な監督指針V-3-2 中・小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2	検討を予定	オペレーティングリースの媒介について、取引先企業に対する経営支援等の観点から行われるものに関しては、銀行業務との機能的な親和性を認める余地も考えられます。地方、銀行法上認められているファイナンスリース及びその代理・媒介とは異なり、オペレーティングリースは物件の賃貸業に近しい賃貸の業務であり、具体的な商品・サービス等の説明等を行うことによる契約仲介責任など、銀行業務とは異質なリスクを抱える可能性がおりますので、明確化については引き続き検討してまいります。	
939	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行が自ら開発したシステムを販売・媒介することの明確化	銀行が、システムの販売・媒介を行うことが、銀行法上の「その他の付随業務」にあることを明確化する。	○銀行が自ら開発した優れたシステムを販売・媒介することは、売り手・買い手双方にとって有益である。○取引先の経営支援の一環として、銀行が自身の業務管理等のシステムを販売・媒介できれば、取引先の事務効率化、生産性向上につながる。また、銀行が開発し、自ら利用しているシステムの販売・媒介は、銀行業務に付随するものとして、抑制能力の活用にも資する。○特に、システムベンダー等と共同開発したシステムにつき、販売の媒介を行う場合に銀行が抱えるリスクは極めて限定的と考えられる。○許年度重要事に対し、金融庁より「引き続き検討していく」旨の回答が示されており、早期の実現に向けて検討を加速していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、抑制能力の活用に関する一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。	銀行法第10条～第12条 主要業務向けの総合的な監督指針V-3-2 中・小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2	その他	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキンググループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府案の検討を進めてまいります。	
940	令和3年3月4日	令和3年3月13日	税・公金の電子納付の推進	(a)「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 (b)納付に必要な情報を格納したQRコードの納付書への付与を推進する。	○税・公金の多くは、書面の納付書により納付されており、納付者、収納機関(国・地方自治体)、銀行にとって多大なコスト負担となっている。 一 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」の開催レポート(2019年3月14日)によると、電子納付の利用は約32%に留まる。また、同一サイトによると、税・公金収納に係る金融機関全体の支払額は年間約22億円にのぼる。 一 書面による税・公金の納付は、地方銀行全体で年間約1億3千万件にのぼる。 (a)「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 ○2019年10月の「地方税共通納税システムの稼働」により、全ての地公体に対して地方法人二税等の電子納付を行える仕組みが実現した。利用可能税目が拡大(固定資産税や自動車税等)されれば、利用者利便の向上に資する。 一 「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日閣議決定)において、「地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、(中略)納付者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を確るとされている。」 ○地方税における電子化の推進に関する検討会(金銀協、経団連、税務省、地方税共同機構等)で構成)において検討が進められていることと並行して、早期の実現に向けて検討を進めてほしい。 ○納付に必要な情報を格納したQRコードの納付書への付与を推進する。 ○銀行の納付書に、納付に必要な情報を格納した全国共通のQRコードが印刷できれば、以下のように納付者の利便性向上、収納機関(国・地方自治体)の業務効率化、コスト削減につながる。 ・納付者 すべての金融機関・支店であらゆる税・公金の納付を可能にするための第一歩となる(現在は指定金融機関、収納代理金融機関のみで受付可能)。また、スマートフォンでQRコードを読み取って納付するサービスが提供できれば納付方法が多様化する(非対面納付が可能になる)。 ・収納機関(国・地方自治体) 銀行から請求書を一括で受領できるようになれば、消込作業にかかるコストを大幅に削減できる。納付方法の多様化により、徴収率の向上が見込める。 ・銀行 消込情報の収納機関への一歩差付けに伴い、収納機関(国・地方自治体)の会計規則等が改正されれば、書面の納付書の生きた取込作業が不要になる。	一般社団法人全国地方銀行協会	税務省	(a)(b) 地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、主として法人向けの税金である。法人住民税、法人事業税、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)及び事業所別法人税等(法人住民税)とされている。また、令和3年度税制改正大綱において、固定資産税等の課税税目については、令和5年度以後の課税分が地方税共通納税システムの対象税目に加えられることとした。	(a)地方税法第74条の2 地方税法施行令第57条の5の2 b)なし	(a)対応 (b)検討し着手	a) 対応済み。 b) 地方税については、地方税統一QRコードを活用した収納を令和5年4月から開始します。	
941	令和3年3月4日	令和3年3月26日	外国為替及び国際貿易法に基づき、罰等が日銀に提出する支払又は支払の受領に関する報告書に併せて、原則、オンラインによる提出に関する報告書の提出を簡素化・自動化する。	外国為替及び国際貿易法に基づき、罰等が日銀に提出する支払又は支払の受領に関する報告書に併せて、原則、オンラインによる提出に関する報告書の提出を簡素化・自動化する。	○3千万円超の外国への支払又は外国からの支払の受領した場合、「支払又は支払の受領に関する報告書」を日銀に提出する必要がある。その提出方法は、銀行を経由した書面によるものと、銀行を経由しないオンラインによる方法がある。○書面による方法を廃止し、オンラインによる提出に一本化することで、ペーパーレス化による日銀・銀行の書面取扱いの軽減につながる。提出と日銀からの返答が可能な、迅速で正確な報告が可能となる。○また、本報告書に記載する国際収支項目番号が細分化され、適切な番号を特定することが困難である。報告書の提出方法の見直しと併せて、当該番号の簡素化・システム化を行っていただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	財務省	銀行等を經由する支払等に係る報告を書面で行う場合は、報告者は当該支払等をした日から10日以内に、当該支払等に係る為替取引を伴う銀行等に対し報告書を提出する必要がある。地方、日本銀行が提供する「日本銀行外為決済システム」を用いた、オンラインで報告する場合は、当該支払等をした日から20日以内に、直接、日本銀行に対して行うこととなります。ただし、令和2年2月29日以降、新型コロナウイルス感染症に起因するやむを得ない事情により、報告義務の全部又は一部を履行することができない場合は、履行することができなくなった後、迅速な当該報告義務を履行することとしている。 「国際収支項目番号」は、取引内容に決められており、該当する国際収支項目番号を報告書の国際収支項目番号欄に記入する必要がある。	外国為替及び国際貿易法第55条 外為為替の取引等に関する省令第3条	検討を予定	これまで財務省では、2018年に支払又は支払の受領に関する報告書をオンラインで提出する場合における提出期限の延長措置や報告書フォーマットのダウンロード化(エクセル形式)など、オンライン利用の向上に努めてまいりました。また、2022年1月以降は、日本銀行外為決済システムを電子化し、利用開始時に伴う送信用プログラムのインストールを不要とするなど、オンライン報告の更なる簡素化を予定しています。今後も引き続きオンライン利用の向上に努めてまいります。財務省は外国為替及び外為貿易法第55条の第1項に基づき国際収支報告を作成することが求められており、同法第15条(国際通貨基金)で定められた国際基準に即って作成されている。支払又は支払の受領に関する報告書における国際収支項目(番号)は、この国際収支統計作成のために必要な分類となっています。また、同報告書は同法第1条に基づき取引の実態把握の目的にも使用されています。国際収支項目(番号)については、即時見直しを行っており、今後も国際基準との適合性や報告負担を踏まえ、不順の見直しを行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
942	令和3年3月4日	令和3年3月26日	税務署からの書面の口座振替依頼の電子化	税務署からの納税に係る口座振替依頼書の提出期限までに税務署等に提出することにおいて、電子形式で送付して、(注)納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより納税(申告所得、消費税等)を納付する手続き、事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。〇また、申請期限を過ぎた口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されており、各営業店において閉店管理、口座振替処理、税務署への振替結果報告等の事務負担が生じている。	〇口座の振替納税(注)については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することにおいて、電子形式で送付して、(注)納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより納税(申告所得、消費税等)を納付する手続き、事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。〇また、申請期限を過ぎた口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されており、各営業店において閉店管理、口座振替処理、税務署への振替結果報告等の事務負担が生じている。	一般社団法人全国銀行協会	財務省	国の口座振替に係る納付書は、全体の約97%を税務署から集約してDVD(約7%)又はe-Tax(約22%)により電子化しており、残りの約3%を書面の納付書で金融機関に送付しています。	なし	検討を予定	紙の納付書を送付しているのは、個別に期限延長を行った分や消費税中間分のうち件数の少ない期限に係る分です。 個別に期限延長を行った分については、提出日や口座振替日が各々であり、集約処理に相当のコスト(媒体作成・運送等)が必要になることから、更なる集約化については、費用対効果の観点も踏まえて慎重な検討が必要になります。
943	令和3年3月4日	令和3年3月26日	利子補給事業における各種申請書等への捺印の廃止等	利子補給事業における各種申請書等への捺印の廃止等。また、申請書類等の郵送を廃止し、電子化する。	〇環境省の「地域ESG融資促進利子補給事業」、経済産業省の「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」等の利子補給事業においては、指定金融機関の公募申請から個別案件の利子補給申請、各種報告等まで取印が必要な書類が多数ある。また、これらの書類は郵送および電子メールによる提出が求められている。 〇政府において、行政手続における書類規制・捺印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、その一環として、利子補給事業における各種申請書類等の取印を廃止していただきたい。電子メールによる提出のみでよいこととする。行政、銀行双方のペーパーレス化、事務効率化につながる。 〇また、利子補給事業によって、申請書類の様式が異なっており、内容確認等に時間がかかっている。作成負担を軽減する観点から、類似の申請書類の様式を統一していただきたい。	一般社団法人全国銀行協会 内閣府 経済産業省 環境省	財務省	【経済産業省】省エネルギー設備投資に係る利子補給金においては、指定金融機関公募への申請書類、交付申請書、実績報告書等について、取印を廃止の上、郵送及びメールでの提出を求めています。 【環境省】環境金融の拡大に向けた利子補給事業【地域ESG融資促進利子補給事業】においては、指定金融機関公募への申請書類、交付申請書、実績報告書等について、取印を廃止の上、郵送及びメールでの提出を求めています。	なし	【経済産業省】 検討し着手 【環境省】 検討し着手	【内閣府】 政府は書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、役所に行かずともあらゆる手続ができる社会の実現に取り組みしています(令和2年12月22日付「当国の規制改革の実施事項」)。 【経済産業省】 省エネルギー設備投資に係る利子補給金については、R3年度の事業の新規受付より電子申請化に移行するべくシステムを構築し、交付申請等における押印についても廃止する方向で検討を行っています。 【環境省】 環境金融の拡大に向けた利子補給事業【地域ESG融資促進利子補給事業】については、R3年度の事業の受付より電子申請化に移行するため申請手続きの見直しと、交付申請等における押印についても廃止する方向で検討を行っています。
944	令和3年3月4日	令和3年4月16日	銀行の保険窓口に係る弊害防止措置(融資先売預め、担当者分離規制、タイムロック規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止または緩和	銀行の保険窓口に係る弊害防止措置(融資先売預め、担当者分離規制、タイムロック規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止または緩和する。	〇現状、銀行窓口に係る圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを断絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 〇例えば、法人の経営者からは、万が一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを種々な法人向け保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売している。この声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応えることから、弊害防止措置により、できない状況にある。 〇昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」としている。保険窓口に係る状況は次のような変化が生じており、弊害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・デューティ)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・銀行の保険トップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じえないチャネルからの申込みが増加している。 a) 融資先(従業員50人以下)の従業員を融資先売預め規制の対象外とする b) 融資先(従業員50人以下)の従業員を融資先売預め規制の対象外とする c) 特別地域金融機関の小型規制を緩和する d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する e) 非公開情報保護措置は、銀行が個別業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用することを禁止している。本規制は、銀行のみを対象としており(例は証券会社は除外)、含意性が高い。運用を禁止する必要がある場合、または保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外としていただきたい。	一般社団法人全国銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先売預め規制 ・タイムロック規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同条234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等々を改正し、 ・融資先売預め規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
945	令和3年3月4日	令和3年4月16日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止。特に、生命保険募集人としての関係(役員員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。	〇生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すべきでないこととなっている。本規制は顧客の利益を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 〇銀行から役員員の出向している法人や、役員員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役員員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受けた企業等が人手不足の対応や地方自治体への関係の観点から、人材に応じるというケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役員員に対して生命保険募集はできない。 〇加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を把握する必要がある。本規制は、銀行のみを対象としており(例は証券会社は除外)、含意性が高い。運用を禁止する必要がある場合、または保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外としていただきたい。 〇保険窓口に係る圧力販売については、独占禁止法の規定が存在しているほか、要項目「21. 銀行の保険窓口に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた悪化を招く恐れは、本規制は不要である。 〇仮に本規制を廃止すると人権侵害の発生、生命保険募集人としての関係(役員員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。生命保険募集人としての関係(役員員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。 〇昨年年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人全国銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力販売等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係(役員を有する法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除外禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第9号 平成10年大蔵省告示第229号 保険業法施行規則第4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
946	令和3年3月4日	令和3年8月16日	保証期間の情報授受規制の緩和	銀行グループ内の銀行・証券会社間で顧客情報を共有するには、あらかじめ書面による顧客の同意の必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益保護による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○1については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、保証期間の情報共有について、事前の書面同意を必要とするとは、過剰規制と考える。 ○2③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利用の防止を目的としており、これは書面同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利用を防止するため、別途、銀行法(利益相反管理体制の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)、金融商品取引法(優越的地位を不当に利用した金融商品取引の禁止)の観点から、顧客の利益が不当に害されないよう(情報管理・体制整備)による防止措置が講じられ、その有効性を高めるために当局によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社での情報授受が実施されれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた非対面取引へのニーズに対応できるほか、銀行グループによる総合的な顧客サービスを提供する上で適切なツールが提供できる。 ○金融審議会(市場制度ワーキンググループ)において、主な検討課題として金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方が挙げられており、前向きな検討を期待する。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合は、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る必要があります。	金融商品取引業者等に関する内閣府第153条第1項第7号、第164条第1項第4号	その他	個人顧客の情報授受規制については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告(令和3年6月18日公表)において「中堅・中小企業や個人顧客に関するファイアウォール規制の取扱いについては、仮に見直しの場合における銀行の優越的地位の濫用等に係る懸念が指摘された一方、コロナ後の経済社会を見直し、今後ニーズが拡大して対応が重要な課題となることが見込まれる事業承継の円滑化の観点から取扱いを緩和すべき」との指摘もある。この点については、ファイアウォール規制の存在が適切で事業承継別に影響を与え得る要因となっている具体的な事例を踏まえて検討を行う必要があるほか、検討に当たっては、こうした主体は上場企業等と比較して相対的に銀行に対して強い立場に置かれていることを踏まつつ、必要に応じて適切な審判上の対策も併せて検討する必要がある。との提言が示されており、今後引き続きワーキンググループにおいて検討していく課題である。 なお、手帳の普及については、金融審議会市場制度ワーキンググループ第三次報告(令和3年6月18日公表)における「新型コロナウイルスの中で加速化するデジタル化への対応を踏まえ、手帳のデジタル化を促進させる観点から、中堅・中小企業や個人も、銀行制度においてデジタル化による電通の方法による同意取得が実用化・標準化となっている部分について対応を行うほか、電通の方法による同意取得時に必要となる事前承諾を推進することが適当である」との提言を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。	
947	令和3年3月4日	令和3年3月26日	成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引の場合、銀行による取引時確認を厳格に求める。または、被後見人等の取引時確認を厳格に求めない人認定期間等の緩和、転送不要郵便による追加承認を必要とする。また、被後見人等の取引時確認を厳格に求めない人認定期間等の緩和、転送不要郵便による追加承認を必要とする。	○成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人(以下、成年後見人等)が、被後見人名義の口座開設を行う際、銀行は成年後見人等に対し、被後見人等の本人確認書類の提示を求めている。 ○被後見人等の取引時確認を厳格に求めない人認定期間等について、銀行は成年後見人等からの苦情が寄せられるケースがある。 ○成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所は被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認が完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としも問題ないとする。 ○成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所は被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認が完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としも問題ないとする。 ○成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所は被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認が完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としも問題ないとする。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	成年後見人等が被後見人等の銀行口座開設を行う場合に、銀行は、成年後見人等及び被後見人等の両方について、本人特定事項の確認を行わなければならない。 被後見人等の本人特定事項の確認を一人本人確認書類(一を限り発行又は発給された写真付きのものを除く。)の提示により行う場合、転送不要郵便等による取引関係文書の送付等が必要である。		対応不可	マネー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が真に顧客のものであるか、あるいは実態には代理人として行動するものかであるが不明確な場合が多いため、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号、以下「犯罪移転防止法」という。)は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が属する顧客等及び代理人自身の本人特定事項の確認を行うと義務付けられている。特定取引以外の別時点で行われた後見人等の選任手続をもって、取引時確認に代わることはできません。 また、犯罪移転防止法は、実態に取引による財産の移転の効果が属する本人の本人特定事項の確認を、代理人からの本人確認書類(一を限り発行又は発給された写真付きのものを除く。)の提示を受けなければならず、銀行は、犯罪移転防止法を利用して、取引時確認を行うことが難しくなるほか、顧客等の住居に宛てて行われる転送不要郵便による取引関係文書の送付等を義務付けている。したがって、上記の場合に転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を不要とするべき旨の提案を受け入れることは困難です。 なお、FATF勧告(マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準)は、代理人と顧客本人の間者について顧客管理措置を行うことを求めているほか、FATFの第三次対日相互審査においては「専断が付けられない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補充措置をとること」の指摘を受けたところである。
948	令和3年3月4日	令和3年5月24日	税金・公金・公共料金の収納における取引記録の保存(7年)を不要とする	税金・公金・公共料金の収納における取引記録の保存(7年)を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、この二つの義務は重複している。 ○税金の収納業務等金融機関がいない場合、顧客に取引記録の作成に協力していたが負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない(現場の混乱を招いている)。 ○税金・公金・公共料金の支払いが電子決済済みでマネー・ローンダリングは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法に義務付ける必要はないと考える。 ○昨年度要望に対し、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入であっても、当該商品が犯罪に関する収益であることがないとは言いえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納は取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による取引に民間関係の保存を必要とする理由を明確に示していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、特定業務(特定事業者が行う業務)を行った場合には、少額取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。		対応不可	国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払いについては、これらの取引が犯罪による収益であるおそれがないと見えず、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に際する事後の調査・リスクを軽減する必要がある。 また、国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払いについては、見られない犯罪の抽出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存がされている。届出の作成も必要とする考えが示されています。 FATF勧告(マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準)においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に対応することができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているところである。 したがって、税金・公金・公共料金の収納業務を不要とするべき旨の提案を受け入れることは困難であると考えられます。 またコンシエンシアス・アジアにおける収納代行業務については、現時点、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)上の規制は行われていないところですが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実施把握等に努めることが重要と考えています。
949	令和3年3月4日	令和3年3月26日	取締役会に決定権限のある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」に関し、支店規模や「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」の弾力性を高める	○会社法上、「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」は、取締役会が取締役に決定権限を委任することができない事項となっている。 ○支店、市街地再開発事業、市役所庁舎建設に伴う仮移転や、店舗の老朽化による建て替えのための移転、近隣店舗間士店の店舗内設備など、「重要な業務執行」とは言い難い高額の設置、変更等も、全て取締役会で決定しなければならない。 ○店舗の規模や設置、変更、廃止の理由を踏まえ、「重要な業務執行」の範囲に含みながらも「付随上問題ない」と考えられるケースについて、取締役会が取締役に決定権限を委任することで、本来の役割である中長期的な課題・経営戦略等に係る議論により多くの時間を割くことができるようになることと考えられる。	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省	取締役会は、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定を取締役に委任することではないこととされています(会社法第362条第4項第4号)。	会社法第362条第4項第4号	対応不可	株式会社支店は、本店に従属するといえ、本店から離れて独自の営業活動をし、対外的にも支店として取引を行い得る人物、物的形態を備えた、全体的な経営活動上、全体的な責任を負う「仮一時的移転等」である場合でも、その場所がどのような会社の営業活動の中心となる場所であれば、会社法第362条第4項第4号の「支店」の「変更」に該当し、その決定を取締役に委任することです。取締役会の決議による会社法第362条第4項第4号は、このような株式会社支店の重要性に照らせば、その設置、変更及び廃止の決定は、重要な業務執行の決定であることから、慎重な決定を求めるとともに代表取締役の専断を防止するために、取締役会における取締役の決定によるものでなければならぬこととするものであり、これを取締役会に委任することができないものとすることは難しいと考えられます。	
950	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	○銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 ○2011年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている(会社法上は、2005年の改正により措置された)。このため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行(例えば、銀行持株会社単下の銀行)。 ○会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書(大会社の場合)を公告するのみで、中間事業年度や連結の決算公告を求めない。 ○銀行は、別途、銀行法に基づき、中間事業年度および事業年度ごとに、連結決算の情報を含むディスクロージャー誌を公表義務に供しており、十分な情報開示を行っている。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに中間貸借対照表及び貸借対照表等を作成し、それらを公告する必要があります。なお、有価証券報告書の提出が義務付けられている銀行における中間貸借対照表等の作成・公告等については、金融商品取引法の規制に該当することとなります。	銀行法第20条	対応不可	本規制は、銀行が、銀行業として公共性の高い業務を行い、顧客等をはじめ多数の関係者との取引を継続しつつ債務の申立てや債務整理を行う主体であることに加え、またそのことを踏まえれば、中間貸借対照表等の作成及び公告を廃止することは困難です。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ 日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループ において 実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
955	令和3年3月4日	令和5年1月20日	確定拠出年金運営 管理機関に関する 届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機 関の登録を受ける場合の(a)役員 の兼職状況、(b)主要株主の商号・住 所・特種割合、(c)役員電話番号 の届出を廃止する。	○銀行が確定拠出年金運営管理機 関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請 書は、記載事項に変更があった場合、3週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確 認する必要がある。多大な事務負担となっている。 ○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないと考える。 (a) 役員の種類状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認する こと、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 (b) 主要株主の商号・住所・特種割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。 (c) 役員電話番号 登録申請に添付する役員の種類別に電話番号の記載が必要になっているが、確定拠出年金運営管理機関にふさわ しい者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の名前の届出で足り、電話番号は不要と考える。 ○上記届出を廃止する。または、「No.16 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」によ り、重複した届出等を削減していただきたい。 ○昨年度要望に対し、厚生労働省より届出事項の省略・廃止については、監査上の必要性を考慮しつつ、検討する」旨 の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	一般社団 法人全国 地方銀行 協会	金融庁 厚生労働省	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の名前や当該銀行の役員の仕事 状況等を記載する必要があります。 また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ること規定されてい ます。	確定拠出年金法第9 条第1項、第92条第1 項、確定拠出年金運 営管理機関に関する 命令第2条、第3条	(主要株主の 商号・住所・特 種割合) 対応 (役員の種類 番号の届出) 検討し着手 (役員の種類 状況) 対応不可	主要株主の商号・住所・特種割合については、令和4年5月1日より登録事項から削除しております。役員 の電話番号については、廃止について検討中 なお、確定拠出年金運営管理機関の役員兼職状況については、年金関連業務を担う者としての適格性を 判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第5項第5号に該当する者でないかを確認することとしていま す。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消の日から9年 を経過しないものが役員にない法人からの登録を拒否するものであり、銀行法に基づく確認とはその内容が 異なることから、ご提案に対応することは困難です。	
956	令和3年3月4日	令和3年7月7日	信託契約代理業を 営む営業所・事務所 の所在地変更届の 廃止	信託契約代理業を営む営業所・事 務所の所在地に変更があった場合 の届出を廃止する。	○銀行が信託契約代理業の登録を受ける場合、内閣総理大臣に信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地等を 記載した申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更があった場合、届出は30日以内に更新の届出を 行わなければならない。 ○銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届 出を承認することで所在地の変更の確認が可能である。 ○信託契約代理店が、営業所・事務所を所在地を離れた「信託契約代理業務に関する報告書」を、事業年度ごとに 内閣総理大臣に提出していることにも鑑みても、本件届出は不要と考える。 ○本届出を廃止する。または、「No.16 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」によ り、重複した届出等を削減していただきたい。	一般社団 法人全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行は、営業所の位置の変更等をしよるとは、金融庁又は財務局に対し、その旨を届け出ることが 義務付けられています。また、当該届出を行わなかった場合は、100万円以下の過料に処されることになって います。 信託契約代理店は、登録申請時の届出事項(営業所や事務所の所在地を含む)に変更があったときは、そ の日から30日以内に、財務局に対し、その旨を届け出ることが義務付けられています。また、当該届出を行 わなかった場合は、30万円以下の過料に処されることになっています。	銀行法第8条第1項 信託法第71条第1項	対応不可	銀行業と信託契約代理業は異なる業態であり、それぞれ別の法令において、届出の届出先、時期、罰則規 定が異なっています。 銀行業と信託契約代理業を兼業している者を前提にして、いずれか一方の届出を廃止することは困難で す。	
957	令和3年3月4日	令和3年7月7日	銀行営業所の臨時 休業・業務再開に 関する届出の廃止	(a) 臨時休業・業務再開時の公告・ 店頭掲示を廃止する。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時 休業・業務再開の届出等を廃止す る。	○やむを得ない理由により銀行の営業所を臨時休業する場合、および当該営業所において業務を再開する場合、銀行 は金融庁に対して、事前にその旨を届け出るとともに、公告および店頭掲示をする必要がある。 (a) 臨時休業・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 ○現状、銀行営業所の臨時休業・業務再開については、ホームページ等の対外リリースが徹底されており、公告・店頭 掲示を行わなくても十分顧客に周知できている。 ○事前に、業務再開については、店舗が閉鎖していることが明らかでもかわらず、再開した日から1か月を経過す る日まで、公告・店頭掲示を継続しなければならず、過剰な規制であると考えられる。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。 ○2019年10月の銀行法施行規則改正により、業務再開等より役員等への生命に重大な危険を生じさせるおそれがある 場合は、臨時休業・業務再開の届出・店頭掲示(以下、届出等)が不要となったが、感染症の感染拡大に伴う臨 時休業等の場合はその対象とならない。 ○例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、営業所を臨時休業するケースにおいては、緊急時に感染防 止に取り組みが必要であり、事前の届出等が困難なケースも想定される。 ○銀行の営業所の営業時間や休日に関する規制緩和が進む中、本届出等の必要性は薄れていると考える。	一般社団 法人全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行の休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月31日～1月3日)と定められています。なお、 営業所所在地における一部の休日には、当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日、 銀行の営業所の設置場所の特殊事情等の事情により、休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げ るおそれがないものとして金融庁長官が承認した日 を営業所の休日とすることができます。 銀行の営業時間は、午前9時～午後3時と定められています。なお、①延長は可能であること、②一定の要 件に該当する場合には営業時間の変更が可能であること、など定められています。 銀行は、原則として、営業所において臨時にその業務の全部または一部を休止するときは、直ちにその旨 を、①理由を付して内閣総理大臣に届出、②公告、③当該営業所の店頭に掲示する必要があります。なお、 公告の方法は、インターネットを利用した電子公告を利用することができます。	銀行法第16条第1項	検討を予定	銀行の営業所の臨時休業に係る届出は、銀行が臨時にその機能を停止せざるを得ない場合や再開した 場合に当該がその旨を把握し、各店舗における金融機能が確保された状態にあるか否かを事前に確認 するために設けられているものです。また、公告・店頭掲示については、利用者への影響の観点から設けら れるものです。 これらの届出を廃止しつつ、公告・店頭掲示の要否及び感染症等を原因として臨時休業する場合の届出 等の手続について、その要否の検討を行います。	
958	令和3年3月4日	令和3年7月7日	業務報告書等の廃 止	銀行法に基づき提出している業務 報告書等を廃止する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書 等)を金融庁へ提出している。 ○昨年度要望に対し、金融庁より業務報告書については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の 一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難との回答が示されたが、業務報告書等の記載事項の多くは、銀行 が別途作成している有価証券報告書、事業報告、フィスクローザー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なもの があればオフサイト・モニタリングで確保可能であり、業務報告書等を廃止しても問題ないと考えられる。 ○直ちに業務報告書等を廃止することと併せて、以下の改善点を検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする。 (b) 業務報告書等の項目を削減する。「第1事業状況書」を削除する(事業報告の有価証券報告書等で兼ね代替可能であるため)、決算状況表と重複する事項 「自己資本比率の状況表」を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書についての同一事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を 省略することができる。とされたものの、添付する書類が多岐にわたるため、添付書類の準備前を省略し記載する必要があるなど 事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするなど、参照する書類の名称(事業報告、有価証券報告書等)を記載 するのみでよいこと(参照箇所に記載を不要)を明確化する。	一般社団 法人全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成すると ともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して 記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされてい ます。	銀行法第19条	検討を予定	銀行法に基づく業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つ であるため、当該報告書等自体の廃止は困難であるが、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化 等を認める余地がないか慎重に検討を行います。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
969	令和3年3月4日	令和3年4月16日	生命保険の募集に係る構成員規約規制の見直し	生命保険の募集に係る構成員規約規制の見直し	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない。特定の生命保険商品のみが設けられた規制であり、妥当性を欠いている。また、外形的な基準により顧客の能動的な参加加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広くあることから、代理店における調査・管理負荷のみならず、対象者が極めて広範囲になることから顧客の理解が到底得られるものではない。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集を禁止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除外されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大臣告示第238号、保険会社向けの約款の監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加困難性等に鑑み続けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。
970	令和3年3月4日	令和3年4月16日	共済代理店の範囲の定義(生協法における信用金庫を追加)	生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加	2008年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性は当然、基本サービスや福利厚生の変更の向上につながる考えられる。利益第一主義ではない地域の相互扶助と経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分庫提携事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同法施行令第2条、同法施行規則第17条、同法施行規程第5条	検討を予定	協同組織金融機関(以下、「信用金庫等」という。)のうち労働金庫については消費生活協同組合をその会員とすることができるため、共済代理店になることができる者として規定されましたが、更に信用金庫等に拡大することは、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き、関係団体等も含めた慎重な検討が必要です。
971	令和3年3月4日	令和3年4月16日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の整備	保険販売業務に係る非公開情報保護措置を強化	信用金庫などの金融機関が保険募集を行うに当たり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。この規制は信用金庫が保険募集を行う際のみ適用される規制であり、顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用に関する留意事項を定める必要はないと考えられる。また、信用金庫には、それぞれの顧客の状況や意向を踏まえた資産活用や保険などに寄与する多様な金融商品・サービスの提供が求められているが、こうした適切な規制により顧客本位の高度な金融サービスの実現を阻害する要因とならない。高齢社会における、国民の安定的な資産形成に向けたコンサルティング機能を十分に発揮するために、本措置を強化いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先売断規制</li> <li>・タコソブ規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との誤認防止措置</li> </ul>	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等改正し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との誤認防止措置について、差別性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
972	令和3年3月4日	令和3年4月16日	信用金庫がオンライン上で金融商品・サービスを提供する際の環境整備	信用金庫におけるオンライン上の保険販売においても、弊害防止措置に関する留意事項を踏まえつつ、利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしたい	施行を控えている「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」では、多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービス仲介業」が創設されたが、インターネット上の観点から、例えば信用金庫におけるオンライン上の金融商品販売においても、保険商品の弊害防止措置等による保護な手続を削減すると、顧客に対して利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公開情報保護措置</li> <li>・融資先売断規制</li> <li>・タコソブ規制</li> <li>・担当区分規制</li> <li>・預金との誤認防止措置</li> </ul>	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等改正し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</li> <li>・預金との誤認防止措置について、差別性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</li> </ul> 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
973	令和3年3月4日	令和3年4月16日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	確定拠出年金の脱退要件について、一定の条件(例えばペナルティ課税)のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	2017年1月から、原則として20歳以上の国民が確定拠出年金制度に加入可能となった。それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、企業型確定拠出年金制度においては、個人別管理資産の額が一定額(現行1万円)以下の企業型確定拠出年金加入資格喪失者と保険料免除者以外には脱退一時金を受け取ることができないこととなった。加入者の中には不測の事態が生じても原則として資産を売却しなくてはならないことにより不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同じく、一定の条件(例えばペナルティ課税)のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・【企業型確定拠出年金】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない</li> <li>・年金資産が15,000円以下</li> <li>・最後に企業年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内</li> </ul> </li> <li>・【個人型確定拠出年金】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料免除者である</li> <li>・遺言給付金の受給権者でない</li> <li>・遺言の附条件期間が5年以下又は資産額が政令で定める額以下</li> <li>・最後の企業型又は個人型確定拠出年金の資格喪失から2年以内</li> <li>・企業型確定拠出年金の脱退一時金の支給を受けられない</li> </ul> </li> </ul>	確定拠出年金法附則第2条第2項、第3条第1項、確定拠出年金法施行令第59条第2項、60条第2項	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中途引出しは認められていません。脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や規制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。
974	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制(事業主掛金を超えはならない)の規制をできる限り早期に撤廃していただきたい。	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制(事業主掛金を超えはならない)の規制をできる限り早期に撤廃していただきたい。	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、(1)事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、(2)事業主掛金を超えてはならないとしている。事業主掛金が少額の加入者については、上記(1)の限度額にゆとりがあったとしても、上記(2)の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができない。また、2017年1月から、個人型確定拠出年金(DeCo)の同時加入も認められたが、DeCoのD口座管理手数料を加入者が負担するなどのデメリットがあることから、マッチング拠出が可能な企業型確定拠出年金加入者は、これを活用した方がメリットが大きい。については、自助努力により更なる老後資産形成の観点から、上記(2)の規制を撤廃するよう検討願いたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないよう企業年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第3項の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業型確定拠出年金は事業主が主体となり従業員のために実施するものであるという観点と、個人の働き方によらない、老後の所得確保に向けて自助努力を支援する観点から、制度の利用状況等も踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。
975	令和3年3月4日	令和3年4月16日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の登録事項として、「役員の実態状況」を削除していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、役員の実態状況について、主務大臣に届け出ることとされているが、以下の観点を踏まえ、当該項目を登録事項から除外していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫の常務に就任する役員等の兼職・兼業については、信用金庫法で制限が設けられ、内閣総理大臣の認可を受けることになっている。こうした認可を経て、兼業・兼職が行われていることを踏まえ、信用金庫の役員等においては、確定拠出年金運営管理機関の登録拒否事項に係る法人との兼職はなにもと志料されない。</li> <li>・なお、政府では、「骨太の方針(2020年7月1日閣議決定)において「行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンストップ化を根本的に進め、一掃所務は、……原則として届出や申請の不要化、申請書類の可能な限りの簡減……等を加速するとしている。このような流れの中で、行政に届出を行っている事項については、官庁間で情報共有し、重複した届出は行わなくて良いものなど、金融機関を含む事業者の負担軽減に向けた取組みをスピード感をもって進めていただきたい。</li> </ul>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けるときは、申請書に役員の氏名や当該銀行の役員の実態状況、主要株主の番号・住所・持ち株割合等を記載する必要があります。また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第99条第1項、第92条第1項、確定拠出年金法施行令第2条	対応不可	役員の実態状況については、監督上の必要性から、対応することは困難です。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
976	令和3年3月4日	令和3年4月16日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に係る届出期限の延長	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内の主務大臣に届け出ることとなっているが、特に非常勤役員の変更時における書類提出の準備（住民票の取り寄せ等）には対応の時間を要することなどが増え、届出期限を延長していただきたい。 なお、2016年の銀行法改正に合わせて、信用金庫代理業者の登録事項の変更（信用金庫法第89条第5項で準用する銀行法第92条の39）および信託契約代理店の登録事項の変更（信託業法第12条）にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されており、確定拠出年金運営管理機関の届出についても、少なくとも、これと同様の取扱いとしていただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内の主務大臣に届け出ることとなっているが、特に非常勤役員の変更時における書類提出の準備（住民票の取り寄せ等）には対応の時間を要することなどが増え、届出期限を延長していただきたい。 なお、2016年の銀行法改正に合わせて、信用金庫代理業者の登録事項の変更（信用金庫法第89条第5項で準用する銀行法第92条の39）および信託契約代理店の登録事項の変更（信託業法第12条）にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されており、確定拠出年金運営管理機関の届出についても、少なくとも、これと同様の取扱いとしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは2週間以内その旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	信託業法第92条第1項	対応不可	確定拠出年金運営管理機関の登録事項は、監督上速やかに確認の必要があることから、対応することは困難です。	
977	令和3年3月4日	令和3年4月16日	信託契約代理店登録申請における役員住民票抄本提出に係る要件の緩和	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地の記載を不要としたい。	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に規定する機密情報に該当し、金融機関にとって適格な信頼な事務処理が求められる、相応の負担が生じていることから、監督上の必要性等を考慮のうえ、本籍地の記載を不要としたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信託契約代理店の登録申請時には、信託業法第68条第2項第4項、信託業法施行規則第71条第1項第1号及び第2号において、住民票の抄本を添付することとしています。 また、信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(5)及び10-2-3において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第68条第2項第4号 信託業法施行規則第71条第1項第1号、第2号 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2(5)、10-2-3	対応不可	信託契約代理店の登録審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するにあり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	
978	令和3年3月4日	令和3年7月7日	自己信託の登録事項変更に関する届出期限の延長	自己信託（信託業法第50条の2）の登録を完了した者は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内の届出期限を延長していただきたい。 なお、2016年の銀行法改正に合わせて、信用金庫代理業者の登録事項の変更（信用金庫法第89条第5項で準用する銀行法第92条の39）および信託契約代理店の登録事項の変更（信託業法第12条）にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されており、自己信託に係る届出についても、少なくとも、これと同様の取扱いとしていただきたい。	自己信託（信託業法第50条の2）の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内の届出期限を延長していただきたい。 なお、2016年の銀行法改正に合わせて、信用金庫代理業者の登録事項の変更（信用金庫法第89条第5項で準用する銀行法第92条の39）および信託契約代理店の登録事項の変更（信託業法第12条）にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されており、自己信託に係る届出についても、少なくとも、これと同様の取扱いとしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項に基づき、2週間以内に、その旨を届け出ることがあります。	信託業法第50条の2第12項 信託業法第12条第2項	検討を予定	登録申請事項に変更があった場合の2週間以内の届出は、自己信託登録者を選時適時に監督する観点から必要となります。届出期限については、その実態の突進も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	
979	令和3年3月4日	令和3年5月24日	消費生活協同組合の範囲の見直し	信用組合が消費生活協同組合となることを可能とすることを検討したい。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条において、消費生活協同組合として労働金庫と認められているもの、信用組合は認められておられません。信用組合は、労働金庫と同様に、相互扶助を理念とする協同組織金融機関であり、共済について適切な事業を行うことが可能です。 つきましては、借入金の利便性の向上や、基本サービスや権利関係のさらなる向上を図るためにも、信用組合が消費生活協同組合となることを可能とするようご検討をお願いするものです。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	消費生活協同組合法においては、消費生活協同組合の組織の代理又は媒介の業務を行える消費生活協同組合として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めています。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則17条、同施行規程第5条	検討を予定	協同組織金融機関（以下、「信用組合等」という。）のうち労働金庫については消費生活協同組合をその会員とすることができるため、消費生活協同組合となることができる旨を規定されていますが、更に信用組合等に拡大することは、消費生活協同組合の実情や共済を取り組む状況等を踏まえつつ、引き続き、関係団体等も含めた慎重な検討が必要です。	
980	令和3年3月4日	令和3年3月26日	海外における警察証明の取得の不便解消	海外で警察証明が必要な場合、大使館で金指の指紋をインク漬けで紙に付けて日本に送っている。以前に申請し、2回目に申請しても同様の手続きである。取得までに最低1ヶ月かかる。また用途が公的な用途しか認められなく、海外の企業に提出する際、発行してもえらいこともあり、他の国に比べて著しく利便性が低い。 警察そのデータベース化してあるのだから、指紋を取る必要はない。 警察のデータベース化してあるのだから、指紋を取る必要はない。 警察のデータベース化してあるのだから、指紋を取る必要はない。 警察のデータベース化してあるのだから、指紋を取る必要はない。	以前、海外の大使館に、海外就職の際、就職先企業から警察証明（無犯罪証明）を要求されて申請した際、「一般的には永住権等申請などの公的申請にしか発行しない」申請から発行までに最低1ヶ月、通常2ヶ月かかる」と言われた。通常就職の際、そのような長期間、企業が待ってられるわけがなく、また国民の権利として自らの無犯罪の証明を申請しても用途が限られるのは、他の国では無いと事。通常一週間程度では警察に行けば即日発行してもらえ書類なのに、日本は国内でも最低7日、海外では上記の期間があり、他の国に比べると著しく不便である。 また今年ヨーロッパにおける永住権を申請するために再度警察証明申請した際も、1度目と同様、指紋を全てインク漬けし、紙で日本に送り、日本からわざわざ郵送した指紋を送りつけるために、3ヶ月もかかった。申請期間に間に合わず、そのためにコロナのなかにも関わらず、ヨーロッパから3月出国しなければならず、実感があらうらなうなりました。 海外では警察で即日発行され、本人の署名や指紋を証明できるものが日本で時間がかかるのか？なぜ用途が限定されるのか？ 海外における申請でわざわざ指紋を送り3ヶ月かかるシステムなどとならないか？ 海外では海外での日本人の活躍チャンスが広がっています。他の国のシステムと比較しても最近進歩的。	個人	警察庁 外務省	【警察庁】 在外公館に犯罪経歴証明書の申請が行われ、外務本省から警察庁に指紋原紙等が送付された場合に、指紋原紙等が警察庁に送付されてから2週間程度で外務本省に対して申請者に係る犯罪経歴証明書を送付しています。 【外務省】 犯罪経歴証明書は、在外公館でその申請を受け付けた後、外務本省を経由し、日本の警察庁へ指紋採取原紙を転送しています。その後警察庁での処理、証明書の発給を経て、受理した在外公館へ送り送られてきますが、その申請書・証明書は重要な個人情報を含んでいるため、その送達には外取引のうけが用いる送付経路を確保する必要があります。一定の時間を要しています。 また、機密を含む個人情報（指紋）を取り扱う証明書の性質上、御本人に承認いただいて申告された事実を明らかにしていただくこと、その都度指紋の提供をいただくことが必要となっております。	なし	検討を予定	【警察庁】 警察庁では外務省からの要請を受けて犯罪経歴証明書の発給業務を行っているところ、現状においても申請者に係る指紋の照合等は、必要最小限の期間で行っています。 なお、在外公館と外務本省の間における指紋原紙や犯罪経歴証明書の送付手続の効率化等については、関係省庁における検討状況を踏まえて、必要な連携について検討してまいります。 【外務省】 指紋採取のための出張を含め関係省庁とも連携の上、検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
981	令和3年3月4日	令和3年3月26日	電動スクーターの規制緩和	電動スクーター等の100%アシスト可能な乗り物の公道での利用を許可してほしい。	自転車等の速度であれば、公道を走行しても問題ないはず。にもかかわらず、公道での利用には、ナンバープレートなどの設置が義務付けられているため、利用までの手間から普及が進んでいない。シェアリングや混雑緩和など、多くの可能性があるため、出せる速度を法的に制限するなどして、自転車のように使用できるようにしてほしい。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	【警察庁】 【二輪の自動車又は原動機付自転車】は、当該車両の大きさ等に応じ、道路交通法(昭和35年法律第105号)上、自動車(大型特殊自動車、小型特殊自動車、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車)又は原動機付自転車に該当します。これらの自動車又は原動機付自転車を選択しようとする者は、当該車両の種類に応じた運転免許を受けなければならないとされています。また、乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車を選択してはならないとされています。 【総務省】 電動スクーターについては、地方税法上、当該車両が道路運送車両法における原動機付自転車に該当する場合には軽自動車税種別割が課せられることとなり、当該車両の課税については、徴収の確保を期するため、各市町村条例により取り付けることとされています。 【国土交通省】 道路運送車両の保安基準は、自動車及び原動機付自転車の安全・環境基準として、最低限の基準を定めたものです。保安基準においては、自動車等の大きさ、構造等によって差別を分限し、それぞれに分限について最低速度等の走行性能等に応じて基準を定めています。例えば最高速度のヤマトール毎時未達の二輪自動車又は原動機付自転車については、方向指示器の装備の基準等を適用しないこととしています。	【警察庁】 ○道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の4第1項及び第2項、第94条第1項及び第2項並びに第95条第1項及び第2項 【総務省】 ○地方税法(昭和25年7月31日 法律第226号) 【国土交通省】 ○道路運送車両法(昭和29年1月1日法律第185号) ○道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第47号)	【警察庁】 【総務省】 【国土交通省】	【警察庁】 警察庁においては、昨年7月から開催している有識者検討会において、電動キックボードをはじめとする多様な交通主体に係る交通ルール等の在り方について既存のルールの変更も視野に幅広く検討を進めているところです。また、令和3年4月から、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の規定に基づき、一定の区域において、一定の要件を満たす電動キックボードについて運転時における乗車用ヘルメットの着用を任意(ただし、強く推奨)とするための規制の特例措置を設けることを予定しております。 【総務省】 制度の現状に即載のとおり、当該車両が原動機付自転車に該当する場合においては、徴収の確保を期するため、課税を取り付けることとされています。 【国土交通省】 道路運送車両の保安基準は、最高速度20キロメートル毎時未満の原動機付自転車について、昨年9月に保安基準の改正を行い、番号灯(夜間)にその後に取り付けた市町村(特別区を含む。)の条例で付す付番を定めている課税の番号等を確認できるもの)の装備を不要としました。	◎	
982	令和3年3月4日	令和3年3月26日	保育園の入園手続きについて	・マイナンバーカードの提示が確認できる書類の提出を求められまし。行政での手続きでは、職員の方でマイナンバーを確認できるようにして欲しい。 ・窓口に出した書類とはほぼ同じ内容を保育園でも書かされた大変なので、提出書類のコピーもしくはデータを保育園に共有していただきたいです。あるいは、全てコピーを取り保護本人が保育園に提出するのでも構いません。 ・ゆくゆくは手続きをオンラインでもできるようにしていただきたいです。	役所の窓口も保育園も同じ情報を求めているのに、似たような書類を何枚も書くのは時間と労力の無駄です。役所と保育園で書類の統一をお願いします。また、これらの情報をデータ書類のスキャンで共有すれば、コピー用紙の削減に繋がります。また、これらの情報をデータ書類のスキャンで共有すれば、コピー用紙の削減に繋がります。また、これらの情報をデータ書類のスキャンで共有すれば、コピー用紙の削減に繋がります。	個人	内閣府 厚生労働省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、他人の個人番号を告知する取りまし行為を阻む観点から、本人からマイナンバーの提供を受けるときは、その者が本人であることを確認するため、マイナンバーカードの提示を受けることが義務付けられています。 ・保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「びびりサービス」において行うことが可能です。また、法令上、保護者が保育所へ提出する書類についての規定はありません。	【警察庁】 【総務省】 【国土交通省】	【警察庁】 【総務省】 【国土交通省】	制度の現状欄に記載のとおり、本人からマイナンバーの提供を受けるときは、その者が本人であることを確認するため、マイナンバーカードの提示を受けること等の措置をとることが義務付けられています。オンライン申請のできる環境を整備を促すとともに、引き続き「びびりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。また、令和4年度にデジタル化で実施する仕組みが普及していくよう、引き続き保育所等入所に係る手続き等のデジタル化に向けた検討を進め、更なる活用を促進してまいります。	◎	
983	令和3年3月4日	令和3年3月26日	マイナンバーカード多様化	マイナンバーカード、パスポートや介護保険証や高齢者合証や母子手帳もお薬手帳も年金も年金手帳や資格証明書(国家試験)やパスポートなど紐付け。	都道府県や市町村が発行している証はすべてペーパーレスする。申請の簡略化。	個人	内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	デジタル・ガバナンス実行計画(令和2年12月25日改定(閣議決定))において、「マイナンバーカードと各種カード、準同等の一体化等については、別添2の工程表に沿って引き続き進める。」こととされておりま	【地方税法附則第7条第1項及び第8項 【地方税法附則第7条第4項及び第11項 【情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 【総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第1項及び第2項	【警察庁】 【総務省】 【国土交通省】	【警察庁】 【総務省】 【国土交通省】	デジタル・ガバナンス実行計画(令和2年12月25日改定(閣議決定))の別添2「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に基づき、関係省庁においてマイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等の取り組みを進めてまいります。	◎
984	令和3年3月4日	令和3年3月16日	寄附金税額控除に係る申告特例申請書の押印廃止等	寄附金税額控除に係る申告特例申請書の押印廃止およびマイナンバーカード等の写しの添付廃止	押印及びマイナンバーカード等の写しを添付する意味があるのか疑問	個人	総務省	ふるさと納税に係るワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われております。	【地方税法附則第7条第1項及び第8項 【地方税法附則第7条第4項及び第11項 【情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 【総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第1項及び第2項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条第2号 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条 【地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	【警察庁】 【総務省】 【国土交通省】	【警察庁】 【総務省】 【国土交通省】	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続については、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に併し廃止されています。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
985	令和3年3月24日	令和3年7月7日		以下のような条件に当てはまらない人は日雇い派遣が出来ないのは不平等です。 1.60才以上の方 2.雇用保険の適用を受けない学生 3.年収200万円以上の方で職業として日雇派遣に従事する方 4.世帯年収が500万円以上の主たる生計者以外の方 派遣法の日雇い派遣の基準と早期派遣による緩和を希望します。	所得制限はなく、原則は労働者の意思による選択制を希望します。その際は派遣会社、労働者、労働基準監督署の3者での合意を取ります。以下のような順に行い最終的に決定をします。 1.労働基準監督署、派遣会社 2.労働基準監督署、労働者 3.労働基準監督署、派遣会社、労働者 雇用保険は最初から強制ではなく労働者の労働時間が20時間を超えたら自動的に加入し、20時間を切ったら自然に外れるようにした方がよいです。 現行法は日雇い派遣の間ばかりを見て、他の部分は全く見てません。 所得制限をするのではなく、どう定かも大事だと思います。 不安定な部分ばかり見ているのではなく、労働者本人が自身に合う職場を探す場としても使えますし、使い次第で就労後のミスマッチを防止出来るとは思います。 原則禁止にするなら、労働基準監督署からローワークが日雇い派遣を行い、職業訓練や実習を提供する場に就いて欲しいです。 給付金と日雇い派遣の給与の両方で生活も出来ます。 私自身もアルバイトする程ではない状態で置きました。 不安定と言いつつも、そんな私にとっては日雇い派遣は希望の光でした。 一生懸命働いてこんな私でもクレジットや少額ローンも組めました。 日雇い派遣がなかったら、欲しいものややりたいことも出来ませんでした。 案外引継ごもりになっていたと思います。 現在、私自身体調が良い時と悪い時があり、20時間働くのが極めて困難です。出井智尚さんという方がブログに私達の声を載せてくれています。 <a href="https://ameblo.jp/monokauri/service/entry-12365348270.html">https://ameblo.jp/monokauri/service/entry-12365348270.html</a>	個人	厚生労働省	派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはいけないこととされています。 ① 専任の知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務）について派遣する場合 ② 雇用機会確保が特に困難な労働者等（※）を派遣する場合 （※）80歳以上の者、雇用保険の適用を受けない学生、副業として従事する者、主たる生計者以外の者	労働者派遣法第35条の第1項、労働者派遣法施行令第4条第1項、第2項	対応不可	労働者派遣法において日雇労働者についての労働者派遣を行うことが禁止されている趣旨は、日雇派遣は、短期の雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方が必要な雇用管理がなされず、労働災害の発生等の問題があるためです。 御指摘のような短期の就業ニーズに関しては、労働者派遣ではなく直接雇用の形で対応することが可能です。また、令和2年7月14日労働政策審議会労働力供給制度部会において、日雇派遣の「年収要件については、当面、現行制度を維持することが適当であるが、必要な情報の収集を限りながら、副業等の場合の雇用機会の拡大という観点と派遣労働者の保護という観点の双方に留意しつつ、今後改めて年収要件を含めた日雇派遣の例外の在り方について検討することが適当」とされており、日雇派遣の在り方については今後も引き続き検討してまいります。	
986	令和3年3月24日	令和3年12月2日	車庫証明書類	証拠を買って盗件として出す書類はわざわざ警察署に出向く必要があるオンライン化した方がよい	警察署に出向くにあらず駐車場を見つけて許可が出るまで日数がかかるし書類に印鑑が必要だし印鑑証明が必要なままに行政の対応がとれます。今日、市役所に一回、警察署に二回も平日に行かなければならなかった	個人	警察庁 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）又は同法第13条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）を免れようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）を提出しなければならないこととされており、また、自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされていますが、証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続と自動車運転に係る手続と一括して、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）により、電子申請することが可能となっています。 なお、自動車の保管場所証明書の申請において印鑑証明書は不要ですが、自動車の登録の申請においては、その所有権を公示するため義務的な人確認が必要不可欠なことから、自動車登録（令和2年政令第26号）第15条第1項及び第16条第1項の規定により、申請書への実印の押印とともに、印鑑に関する証明書の添付を必要としています。ただし、OSSにより申請する場合には、押印及び印鑑に関する証明書の添付を必要としない。マイナンバーカードの署名用電子証明書機能で本人確認を行うことで、電子申請することが可能となっています。	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項、自動車登録令（昭和28年法律第185号）第15条第1項及び第16条第1項	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、自動車保有関係手続のOSSを利用することで、自動車の登録手続、保管場所証明書手続、自動車運転に係る手続について、オンラインで一括して申請を行うことが可能です。この場合、自動車の登録の申請における押印及び印鑑に関する証明書の添付が省略可能となります。また、保管場所標章の交付については、申請者の負担軽減を図るため、郵送による対応が可能が検討してまいります。	
987	令和3年3月24日	令和4年7月20日	公立単立の精神科病院のオンライン診療の充実	公立単立の精神科病院のオンライン診療の充実、患者のため、遠方に移住した場合のオンライン診療の継続 また、検査目的のオンライン診療の継続を認める主治医が海外に研修中やリクアした場合は主治医の後任の医師によるオンライン診療の継続を認める	精神科医療においては長（継続して同じ主治医の医師又は同じ病院の主治医と医療情報を共有する医師と継続して診療を行う患者の治療にとって強く有益であり、患者の回復に役立つため）精神科医療の分野では長（継続して同じ主治医の医師からの診療において、オンライン診療が患者にとって有利にならないため）他の医療分野と違い精神科医療にはその病院の主治医の言葉や発音が患者にとって有益にあり患者の回復に繋がるため）言葉や発音、一言、一言の言葉が大きな試みとなる治療のためオンライン診療における主治医、同じ病院の継続が重要となるため	個人	厚生労働省	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って、適切な診療を行う限りにおいては、患者が遠方に移住した場合にオンライン診療を継続することについて、制限するものではありません。なお、オンライン診療は対面診療と組み合わせる必要があります。	なし	現行制度下で対応可能	左記のとおり	
988	令和3年3月24日	令和3年12月2日	自動車免許の取得から試験にかかわる試験の導入	自動車免許センターにおいて、試験を受けるための予約方法が従来通り（神奈川県は他、他の都道府県が遠方場合は）です。他の都道府県が遠方場合は申し込み、キャンセルや当日キャンセルになることも、他の都道府県者を入れるはず。可能になるかと思えます。デジタル化して、高齢者が困難するということがあります。しかも、教習センターでの受験の中で、ネット環境になっていない高齢者の割合はかなりの小さいと考えます。そのような高齢者に対応するとしても、平行して実書予約を減らす、教習所のデバイスで予約できるようにする、教習所センターに予約専用デバイス（た）たのパソコンですがおおく、等により対応できるはずはです。	ネット予約に切り替えれば、迅速な行政サービスの提供を実現できます。更に、試験を受ける人数の増加、業務を処理するコスト、ネット予約に切り替えた場合のランニングコストを考慮すれば、ネット予約に切り替えた方が経済的といえます。従来の申し込み、先送という受験者のコストも削減できます。デジタル化して、高齢者が困難するということがあります。しかも、教習センターでの受験の中で、ネット環境になっていない高齢者の割合はかなりの小さいと考えます。そのような高齢者に対応するとしても、平行して実書予約を減らす、教習所のデバイスで予約できるようにする、教習所センターに予約専用デバイス（た）たのパソコンですがおおく、等により対応できるはずはです。	個人	警察庁	現在でも、一部の都道府県では、運転免許試験等の事務の円滑な実施を図るためにインターネット予約機能を整備していることと承知しています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条	検討に着手	現在、警察庁では、全国の都道府県で、国民がインターネット経由で各種運転免許手続のオンライン予約を行うことができる仕組みの検討を進めています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
989	令和3年3月24日	令和3年4月16日	オンライン授業の普及による教育の効率化	著作権法35条を改正し、特定教科書の複製権を配置する際は、学校の教育現場とは無関係の一般人が作成した場合であっても著作権者が侵害されない様にする必要と提案いたします。 また改正により、カリスマ塾講師や、YouTubeに解説動画をアップロードして一攫千金を狙う等様々な方が解説動画の作成に参入することが予想され、オンライン授業は同時に普及します。	著作権法35条を改正し、特定教科書の複製権を配置する際は、学校の教育現場とは無関係の一般人が作成した場合であっても著作権者が侵害されない様にする必要と提案いたします。 また改正により、カリスマ塾講師や、YouTubeに解説動画をアップロードして一攫千金を狙う等様々な方が解説動画の作成に参入することが予想され、オンライン授業は同時に普及します。	個人	文部科学省	学校等におけるIoTを活用した教育の推進を図るため、平成30年の著作権法改正により、授業の過程における著作物の公衆送信について、授業は個別の許諾が必要であったものを、設置者が文化庁の指定管理機関（一般社団法人授業目的公衆送信権管理協会(SAOTRAS)）に一括して複製権を支払うことにより、無許諾で可能とする「授業目的公衆送信権留保制度」が創設されました。令和3年度から、年間包括料金（公衆送信の回数は無制限）としては児童生徒、学生等1人当たり年間で小学校20円、中学校180円、高等学校420円、大学720円といった幅幅金額を教育機関の設置者がSAOTRASに支払うことで、授業の過程において必要と図る度、原則として著作権者等の許諾を得ること様々な著作物の利用が可能となつていす。 著作権法35条では、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性に鑑み、特に非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信が可能としているところですが、御指摘のように、各教員が安心して著作物の利用ができるよう著作権法35条の射程を明らかにすることは重要であり、この点については、権利者団体と教育関係者が共同して設置するフォーラムにおいて著作権法35条に基づいた著作物の利用の考え方や具体例を整理した「改正著作権法35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を策定し、令和2年12月に公表しています。（参照：https://forum.sartas.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf）	著作権法35条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
990	令和3年3月24日	令和3年4月16日	収録動画配信型オンライン授業の普及による一斉教育からの脱却	国語、数学、物理、化学、社会等の科目については、録画された動画講義を用意しておき、生徒が自分のペースで学習できる環境を整える。こうすることで一斉授業が生じてしまふ落ちこぼれや浮きこぼれを防ぎ、一人一人が自分の能力に合わせた授業を受けられる教育制度に改善する。 余剰教員の削減により、最大で年5兆円の予算をカットすることが可能。	国語、数学、物理、化学、社会等の科目については、録画された動画講義を用意しておき、生徒が自分のペースで学習できる環境を整える。この動画はネットで誰でも自由に見られるようにしておく。学校でも自習室で視聴できる環境を整備する。 動画で講師を務めるのは、全国の小中高校の先生等の中で最も評判の良いものを使う定額システムで一定水準の点数を取った生徒は、この動画による自習ができる。定額システムで一定水準に達しなかった生徒は、学校の先生の授業を受けることを義務付ける。一定水準の点数を取った生徒も、学校の先生の授業を受ける選択を取れる。 自分のレベルにあった授業を受けられるため、効率的に学ぶことが可能。多くの授業を収録動画に代替できるため、教員の削減が可能。各教科の教員が他の学年も担当できるようになるため、概ね半分～2/3の教員を削減することができる。 最大年5兆円のコスト削減が期待される(1学年100万人×12学年÷40人クラス×8教科×年収500万円×2/3(教師が9学年を担当)) 本提案は、私が管理している以下のサイトに詳細を説明しています http://build-better-world.com/education/20160813130437.html	全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	文部科学省	学校教育においては、SIGAスクール構想により整備されるIoT環境を活かし、各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達段階に応じて、オンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒等に寄り添い、真の個性教育が行われることが重要であり、教育現場におけるオンライン教育の活用について、取組を進めているところですが、一方で、こうした取組を進めるに当たっては、学校がこれからの社会でなくてはならない必要性が増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の個性を育み、かつ、それらに必要な適切な指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接接点を持つことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことも併せて踏まえる必要があります。		対応	教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、両方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より良い教育を行うために最適な対応が取れるよう、最終的には、学習の遅れや見逃される児童生徒にはより重点的な指導を行うなど、学習進度の遅い児童生徒には主体的な発見的学習に取り組み機会を提供したりするなど、オンラインを活用した授業の好事例を示すなど、学校現場の創意工夫が可能となるようします。 また、各教科がその分野における強みを生かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでいても、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組めます。	
991	令和3年3月24日	令和3年4月7日	雇用保険について	今の制度では企業した際にやらなければならない手続きが多いと思います	まず勤めていた会社から離職票が届くのに時間がかかります。 離職票が届いたら、雇用保険の申請を提出しての発送になるので、決められているような10日以内に届くとはなりません。 これはまだいいだけで、14日以内に必要書類を揃えてからでなくてはなりません。 これらの手続きを終わらせて、ローワークの待機期間を待ちようか（転職活動）に取りかかれます。この期間は無駄であると思います。 幸い転職がうまく行っても就職前にローワークへ申請しなくてはならないこともあり、様々な仕事や用件の合間をぬって時間を作らねばなりません。 自宅でインターネットを使い簡便化できるところはしてもらえたら転職するのにハードルが下がるとはいいかと思いますが、	個人	厚生労働省	離職票の交付は、当該被保険者でなくった方が当該離職の期票用として、事業主を通じて行うことができるとなっております。 国民健康保険については、市町村の判断で手続きをオンライン化することが可能となっております。	雇用保険法施行規則第17条第2項	現行制度下で対応可能	離職票は会社から提出された離職証明書を元につくられますが、手元で離職票が届いてなくても、仮の受給資格決定の手続きを行うことができる場合がございますので、詳細は本人住居所在地を管轄するハローワークにご相談ください（なお、離職票が届き次第、管轄ハローワークへの提出が必要となります）。 その際には給付に必要な離職前の平均賃金の算出が必要ですが、賃金支払月が離職日より後であるケースなど必要な手続きが完了するまで時間が必要な場合がございます。 また、転職活動については待機期間に行えないものではありません。 なお、国民年金加入の情報は離職後でもこの退職年日のわかるものがあれば手続きができます。 現在、電子申請による手続きの利便性向上に向け取り組んでいるところであり、引き続き取り組んでまいります。 国民健康保険については、市町村の判断で手続きをオンライン化することが可能となっております。	
992	令和3年3月24日	令和3年4月16日	マイナンバーカードを使ったコンビニエンスストアでの住民票	マイナンバーカードを用いることにより、コンビニエンスストア等のマルチプリント機で住民票を取ることができるとされているが、市町村によって住民票を取ることができない市町村もあるが取ることでないため取らせたいという思いを統一してほしい。	仕事の休みが休日もない場合などすぐ欲しいに市民所等が開閉しているため、市民所などが遠方のため取りに行かなくてはならない場合があるためではないかと考えたため。	個人	総務省 財務省	番号84の回答をご参照ください。				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
998	令和3年3月24日	令和3年4月16日	ふるさと納税ワンストップ申請の簡便化	ワンストップ申請時の申請者の捺印禁止 ワンストップ申請のインターネット申請化	行政側でのメリットはほぼない可能性があるが、ワンストップ申請書の申請者捺印は不要だと考えられる。サインで代替可能であり、現状行政で進めているペーパー申請活動と同様にやめて頂きたいと思う。 これによりさらなるコスト削減が活性化される可能性がある。 さらに現在ワンストップ申請は紙で実施しているが、インターネットシステムが完成すればさらに申請した方が便利で、これによりさらなるコスト削減が期待される。また、行政の稼働率が上がることで想定されるコスト削減にもつながる。	日本行政書士会連合会	総務省	ふるさと納税に係るワンストップ特別申請を画面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーに関する番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の取手申請書に添付する必要がある。 また、申請特別申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特別制度の申請を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われております。	地方税法附則第7条第1項及び第9項 地方税法附則第7条第4項及び第11項 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	対応可能 対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続については、画面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能とされていますが、その実施には関係事業者の協力が必須であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申請特別申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
999	令和3年3月24日	令和3年12月2日	運転免許の英文併記制度廃止	運転免許の英文併記制度廃止 国際免許の申請、更新をオンライン化できると、さらに利便性が向上します。	海外で運転するため国際運転免許証は、現在も台紙に写真のエンボス加工された前時代的なもので、実際に現場で見ても本物なのかと疑われる始末。紙だから偽造も容易です。 さらに有効期間が1年と短く、更新のための手続きが非常に煩雑です。 現行の運転免許証をデジタル化する際に英文併記してもらえば、国際免許証が簡素化できたり、海外でパスポートと合わせてどよ、での活用が期待できます。 なお、国際免許証の更新手続きをオンラインで実現できれば、そのために備関する必要がなくなり助かります。 世界で活躍する日本人を支援できる制度改革になります。	個人	警視庁	国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式、国際運転免許証の交付については、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)において定められています。 国際運転免許証の有効期間は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)において、発給の日から起算して1年間と定められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条、第107条の2第3項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条及び別添第14条第1項第2号の2 道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号)第1条及び附属書10	検討を予定	国内運転免許証の英語併記、国際運転免許証の申請のオンライン化については、国民の様々な御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。 国際運転免許証の有効期間は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、以下「ジュネーブ条約」という。)において定められており、現状では延長は困難です。 我が国が発給する国際運転免許証は、ジュネーブ条約締結国において、当該免許で運転することができるとしては自動車等を運転運転することができ、国際運転免許証の様式や有効期間については、ジュネーブ条約において定められており、仮に国内運転免許証に英語併記をしたとしても、国際運転免許証としての効力を有するものではありません。	
1000	令和3年3月24日	令和3年4月26日	マイナンバーカード受け取りの手続きについて	1.郵便による受領の手続きの完全非対面化 2.受け取り日時の予約方法を電話以外に取得する 3.マイナンバーカードの対応も検討していただきたい。 2は電話のみならずインターネット経由での予約対応化を求めるものである。	マイナンバーカードの受領にあたって、郵便受取を希望する場合でも情報登録のためにわざわざ市区町村役場への来庁が必要なのは、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止に矛盾する手続きを行っているように見え、政府・地方自治体の安心・安全とお客様をお考えのものではないものである。また、職員・来庁者の両者に感染リスクが及び、とても不安に思う。もしも市区町村役場がクラスターの発生原因となった場合、行政機能の停止も危惧がわく。 以上の懸念が実際に移された場合に期待できる効果 1.対応する職員・来庁者への感染拡大リスクの減少 2.電話しなくても受け取れるかがわからない状況が解消され、予定が立てやすくなる 3.市区町村役場がクラスターの発生源になる可能性が減少し、行政機能の冗長化が図られる	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面とオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、申請者の個人情報を取り扱う市町村の職員が、申請者や申請者との間で申請受付口を設置、企業や地域の公共施設などに職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条第1項	対応	マイナンバーカードの申請環境の整備、円滑に交付するための体制の確保が図られるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費による支援を行い、また、先進的な取組について情報提供するなど、自治体の取組を後押ししております。	
1001	令和3年3月24日	令和3年5月24日	厚生労働省の生活保護書類の簡素化	生活保護の要否意見書について、高圧な職員の生活保護書類に別して半年毎に紙の書類が送られてきます。基本的に治癒せず内傷が必要な方に半年毎に書類を必要としないと考えます。書類も簡素化してほしいと考えています。書類も簡素化してほしいと考えています。書類も簡素化してほしいと考えています。書類も簡素化してほしいと考えています。	医師及び監督官庁職員の仕事を減らすに本当の仕事に時間を割くことが出来ること。コストとしては、現在生活保護費が200万円とした場合、給付印刷代が2円、10人ごと給付が94円、一人あたり9円4角に比べて、年間940万円1億です。これを半額に削減すると5000万円削減で億単位の削減になります。ペーパーレスにして、電子化するのとらにコスト削減します。医師 監査する職員の仕事を減減できます。また、書類の保管場所も減ります。よろしくお願いたします。	個人	厚生労働省	生活保護制度は、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとする。	生活保護法	検討を予定	生活保護の医療扶助は、被扶養者が必要最低限度の医療を適切に受けられるよう、医師等からの要否意見書により医療扶助継続の要否を十分検討することであり、本対応は必要なものであると考えます。 なお、現在、医療扶助については、オンライン資格確認の導入に向けた検討を行っていますが、こうした動きも踏まえつつ、要否意見書について事務負担の軽減や効率化観点から、検討を行うとしております。	
1002	令和3年3月24日	令和3年4月16日	オンライン登記事項証明書	オンライン登記事項証明書を取得した所、法務局(権限第8種)で取得するために、受け取り時に住所・氏名・申請書等を記入するよう書かれた。このことで印刷がなくなるように願っています。	申請時のWEB画面の印刷を省いたことへの対応です。 コロナ時代でできるだけ施設内にいなくて良いようにすべきです。 WEBや携帯画面で受け取り用画面を表示できるようにすべき。 カードで印刷がなくなるように願っています。 個人の印刷証明ができるので、コンビニ発行できるはずですが。	個人	法務省	(前段) オンラインにより交付請求された証明書や登記簿を登記所から受け取る場合、法務局の窓口担当者には、①証明書を受け取る者の氏名及び住所、②申請番号、③証明書の合計の請求通数の情報を確認することになっており、請求人は、上記①から③までの情報が記載された以下1から3までの書類のいずれかを窓口で提出していただく必要があります。 1.「かんたん証明書請求」のSheet 照会内容確認(電子納付情報表示)の画面を印刷し、請求に係る証明書の合計の通数を記載したものを 2.「申請用受付ソフト」の「電子納付」の画面を印刷し、請求に係る証明書の合計の通数を記載したものを 3.上記1及び2の画面に上記1から3までの情報を請求人が記載した画面 (後段) 不動産登記法第119条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、第1491条、第1492条、第1493条、第1494条、第1495条、第1496条、第1497条、第1498条、第1499条、第1500条、第1501条、第1502条、第1503条、第1504条、第1505条、第1506条、第1507条、第1508条、第1509条、第1510条、第1511条、第1512条、第1513条、第1514条、第1515条、第1516条、第1517条、第1518条、第1519条、第1520条、第1521条、第1522条、第1523条、第1524条、第1525条、第1526条、第1527条、第1528条、第1529条、第1530条、第1531条、第1532条、第1533条、第1534条、第1535条、第1536条、第1537条、第1538条、第1539条、第1540条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、第1545条、第1546条、第1547条、第1548条、第1549条、第1550条、第1551条、第1552条、第1553条、第1554条、第1555条、第1556条、第1557条、第1558条、第1559条、第1560条、第1561条、第1562条、第1563条、第1564条、第1565条、第1566条、第1567条、第1568条、第1569条、第1570条、第1571条、第1572条、第1573条、第15				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1003	令和3年3月24日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの電子証明書更新について	マイナンバーカードに付帯されている電子証明書の更新手続きは直ぐに電子証明書を利用出来るようになる。現在は電子証明書の更新作業のため、24時間以内は電子証明書を利用出来ない。	マイナンバーカードに付帯されている電子証明書の有効期限が迫っていたため、市役所に更新手続きに行きました。窓口手続きの問題はありませんが、「電子証明書の更新作業のため、24時間以内は電子証明書を利用出来ない」と書かれていた。直ぐに使えるのなら更新手続きを後日行うなど、日程を改めて市役所に行きました。目に見えない効果は得られるかはわかりませんが、リアルタイムに出来ない不思議さを感じています。	個人	総務省	電子証明書の更新作業のために、更新手続き後に電子証明書を利用できない場合があります。	なし	対応不可	「制度の現状」に記載のとおりです。	
1004	令和3年3月24日	令和3年5月24日	年金支給申請の複雑な手続きについて	公的高齢年金の支給申請手続きにおいて、地域の年金事務所に書類提出は、関係の多くの書類が必要です。簡易化として、マイナンバーカードによる連携申請が出来ますがとても中途半端な事務処理状況になっています。本来のデジタル化が活かされていません。入り口だけで情報が紙文化のままです。その作業に申請者まで、多くの時間を消費されています。申請時に窓口で、デジタル連携したはずの各役所間の情報をその場で受け確認し、ダウンロード後、紙に印刷して後方事務を行なっており、窓口対応時間も無駄な時間を使っています。	年金事務所でのマイナンバーカードでデジタル連携を後方事務も含めて、紙ではなく、電子情報で処理して、時間削減やコスト削減を認めてもらいたい。折衷のデジタル活用が、表面的な部分だけで、本来のトータル的活用が従前の事務処理に疎外されており、総合的に合理化してもらいたい。これは、上長承認、関係部承認などの印鑑文化も影響していると思われます。紙は紙での照会や保管を必要としても、窓口での申請者まで巻き込まず役所の処理で済ませれば、窓口混雑や予約取りの大変さが改善出来ます。まだまだ少ないマイナンバーカードの活用も、今出ていることでもこんな状態なので、今後の活用拡大には、各役所間の後方事務も加味したシステム改善につながることに期待しています。	個人	厚生労働省	マイナンバーを活用した年金関係の情報連携については、日本年金機構から地方公共団体等への情報照会は今和元年7月から限次本格運用に移行しており、各種手続きの際の課税証明書などの添付書類の省略が可能となっています。また、お客様から提出された届書のうち、国民年金や厚生年金の適用や徴収に係る届書については、画像化して内部処理を行っています。また、高齢年金の請求に係る届書については、現時点においては、画像化した内部処理は行っていません。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	検討を予定	「マイナンバー」を利用した情報連携は、従来必要であった添付書類を省略し、国民の利便性を高め、行政の効率化を目指すために重要であり、各制度を所管する府省と協力しながら、引き続き、情報連携の効果が最大限発揮されるよう取り組んでまいります。また、高齢年金の請求に係る届書についても、画像化、既済情報を活用した内部処理が行えるよう、検討を進めてまいります。	
1005	令和3年3月24日	令和3年4月16日	NHKのスクランブル配信について	NHKの配信を全テレビ購入者必須ではなく、スクランブル配信による各世帯へのみの配信にすることを提案いたしました。	現在、NHKはテレビ購入者は全員受信料の徴収が義務となっており、NHKを見ない層とNHK側で裁判沙汰になったり、未払いの徴収トラブル等が起きたりと問題が多発しています。NHKの公共放送としての役割は薄れています。NHKの公共放送としての役割は薄れています。NHKが希望者との自由契約によるスクランブル配信を実現することでそういった問題や徴収トラブルの解決が見込まれます。NHKを市場競争の場に置くことによるサービスと品質の向上、テレビ業界の発展につながる可能性もあります。ご検討よろしくお願いします。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじまないものであると考えます。	
1006	令和3年3月24日	令和3年5月24日	育児退園の全国一律廃止	第二子以降の子の産に伴う育児取得中に、保育園に所属する第一子及び以上の子は、保育園を退園させられる制度が存在する。行政によって、*産休から育児に移った時点で退園。下の子の1歳未満で退園。3歳以上であれば退園。また、企業等の育児制度が整い、2年3年と育児が取得できるため実際公務員は3年間の育児取得が可能。4月などの企業側にも都合の良いタイミング(年終・賞与等)に合わせて復帰が可能な中、育児退園だけが理由で年度途中での退園を求められる場面が多い。2016年には埼玉で育児退園制度に対する父母の裁判の事例もあるが、全国的に未だ解決していない。少し時間は経っているが、育児退園制度の廃止を一齐に推進する事で、政府の少子化問題対策ならびに待機児童問題解決への本気と期待から行政へ指示を行う事を提案する。	少子化問題が叫ばれて久しいが、未だ抜本的な対策は打って加減するばかりである。ただ、独身やDINKSと言った選択は世の中にも必要である。その中で少しでも子供を増やすのであれば、1人目を産んだ夫婦に対して2人目、3人目を産みたいと思わせる支援が必要である。現在も育児手当や保育料などの面でその支援は行われている。しかし、ある程度計画的な夫婦であれば第一子保育中に既に第二子の産み分けは既にあり、他に収入の制約がある中で、育児退園という処置を求められるのを望まない。	個人	内閣府 厚生労働省	保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえて、市町村が児童福祉法の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用することが可能である。	子ども子育て支援法第19条第1項第2号、同法第3号子ども子育て支援法施行規則第1条の5	その他	保護者が育児休業を取得することになった場合を始め保育の必要性認定について、引き続き適切な取扱いを市町村へ周知してまいります。	
1007	令和3年3月24日	令和3年4月16日	NHKの受信料の支払いについて	現在、NHKの支払いは義務化されていますが、それを任意の支払いにだけ見ようとするだけでないでしょうか。もしくは、テレビのない家庭は受信料を取らないように変更できませんか	私は現在大学生で、私の家にはテレビはありません。しかし、NHKの集金の方にそれを説明した際、携帯電話をお持ちですか？と聞かれ、携帯でもNHKを見ることはできるで支払い義務があります。と説明されました。では、携帯電話を持っていない場合、携帯電話はスマートフォンやタブレットでも必須のものであり、携帯電話を持っていないNHKを見ようとするだけでないでしょうか。もしくは、NHKの支払いは義務化認められてから、集金の説明の方たちが我々の前で自宅を訪れます。チャームを鳴らして、少し遅れると大声で〜さん、とアパーのドアの前で叫ばれ非常に迷惑であり、それを悪びれず、謝罪しませぬ。受信料はその事柄を聞いてから取れば良いのではないのでしょうか。観れる環境にあるのだから支払い義務があります。では納得すら出来ません。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが公共放送を視聴できることとするのは、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじまないものであると考えます。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループ向けに検討要請項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1013	令和3年3月24日	令和4年7月20日	看護免許等の国家資格のICカード化及び各種資格登録簿のデータベース化とそのリンク	現在、医師免許や看護師免許の証は紙(書状形式)であり、各種申請や就業の際に原本提示が必要であるなど問題がある。そこで、所管している省庁にてICカード化し、各資格の登録簿とリンクさせることで、医療従事者がオンライン上で名義変更や住所変更を行う際に、システム構築して頂き、また、例えば看護師の番号を就業先に伝えれば、企業先が看護師の番号を照会することで本人確認(有資格者かどうか)を確認できるように、現在の免許証(紙・コピー提示)という煩雑な手続きを省略することが可能と考え、マイナンバーカードに業種別の番号があるが、カード所持のリスクを考慮すると、別個のICカード化が望まれる。	医療従事者が就業や転職の際に、免許証を持参あるいはコピーを提出することは手間であり、また、紙媒体であるため対応した機器や引継ぎで各種資格が変更になった際に厚労省に申請しなければならぬ上発行までに時間がかかるなど紙媒体であることに弊害がある。運転免許証のように顔写真入りICカード化し、それを厚労省が有している各種資格の登録簿とリンクさせることで、オンライン上で名義変更や住所変更が可能となる。さらに、従来の「届ける」ための紙類・職種の有無を把握する制度ではなく、上記のICカードと各種登録簿とのリンクにより資格保有者自ら(厚労省)に就業や職種の状況を申請する形式となれば、医療従事者数の全国での就業率・職種別数の把握が容易になる。医療従事者も公的身分証として持ち歩くことも可能であり、厚労省も名義変更や住所変更などの有資格者の情報更新の手間が省けるメリットがある。医療機関においても免許証番号を厚労省の登録簿データベースに照会することで、就業希望者が本当に有資格者なのかを確認することができる。マイナンバーカードとの統合(融合)の案も出ているが、1つのカードに多くの情報を結びつけると持ち歩くに躊躇し、結果として身分証としての機能が弱まる。各種職業団体の「看護協会」が加入により発行しているICカードでは公的な身分証明とはならず、現在の紙ベース免許証では管理や発行に手間や費用がかかる為、生誕免許である医療系資格の免許のIC化と看護師登録簿番号の有効活用が望まれる。	個人	厚生労働省	身分法で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。	医師法等	検討を予定	デジタル・ガバナメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにするとされており、ご提案に沿った検討がなされる予定となっております。 なお、別個のICカードの発行については同様の効果がある証明書を重複して発行する必要性はないものと存じます。	
1014	令和3年3月24日	令和3年6月16日	36協定を遵守する企業にやめさせてほしい	公務員を除く一般企業で、正社員でもないパートにまで就業禁止をするのはおかしい。各職場での就業の制限はある程度仕方ないと思えます。しかし、本人が退職後、休日に自分の経済状況により副業をする選択を認めてほしい。	副業・兼業については、希望する方が近年増加傾向にある一方、「労働時間の管理・把握が困難」等を理由に副業・兼業を認めない企業が一定程度存在していました。	個人	厚生労働省	労働基準法第38条第1項	現行制度下で対応可能	副業・兼業の場合の労働時間管理及び健康管理について、令和2年9月1日に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定し、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的に労働者の自由とされており、裁判断を要すれば、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが適当であることや、労働者の申告等による副業先での労働時間の把握などのルールを明確化しました。 引き続き丁寧な周知を行い、企業も労働者も安心して副業・兼業を行うことができる環境を整備してまいります。		
1015	令和3年3月24日	【総務省】 令和5年4月26日 【警察庁】 令和3年12月2日	免許更新とマイナンバー更新の期間統一	免許更新は30日前から、マイナンバー更新は90日前から、どちらか誕生日日から、更新期日を統一してほしい。	どちらも90日前だと統一して便利です。	個人	警察庁 総務省	【警察庁】 運転免許法第82条の2及び第101条 【総務省】 個人番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する法令第29条第1項	【警察庁】 検討を予定 【総務省】 現行制度下で対応可能	【警察庁】 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化を実現したいと考えています。一体化に伴う更新手続の在り方等の具体的な部分については、今後、関係機関と調整していきたいと考えています。 【総務省】 現在、マイナンバーカードの更新期間を変更する予定はございません。		
1016	令和3年3月24日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの有効期限は10年間ですが(年齢にもよるが)、電子証明書有効期限については5年です。電子証明書有効期限の更新は、直接各市町村の窓口で直接行わなければならない。横浜南側については、事前に申請しに行わなければならないのですが、予約が一杯で更新することができません。(1)なぜ電子証明書有効期限は5年間なのですか？マイナンバーカードの有効期限10年間と同じではないのですか？(2)電子証明書有効期限の更新は、ネットで行うことが可能にしたい。	マイナンバーカードを利用して電子化を進める方針の国策に反するこの改善だと思いませんか？マイナンバーカードをカードリーダーで読み込み、郵送し送られてくるマイナンバーカードの有効期限のお知らせの予約IDと電子証明書のパスワードをネットでも取り寄るだけで済むと思いませんか？	個人	総務省	番号492、508の回答をご参照ください。					
1017	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本年金機構の障害者年金の手続きについて、非課税で負担なく済ませたい	年金機構に提出するための、障害者年金手続きを申請するために、数カ所の医療機関を回らなくてはならず、さらに、証明書類もろわなくてはならない。それであれば障害者になった最終的な病院での書類だけを集めて欲しい。非課税に労働者年金を請求する場合は、初診時の医療機関の証明を待てるのが難しい場合があります。このような場合にどうなるか。運用の柔軟性を認めて、第三者証明書と初診日についての参考資料を提出し、初診日を合理的に推定できる場合は、初診日認定を行えることとしています。	障害者年金では、障害の原因となる障害が発生する前に、年金保険料を一定期間納付していることを支給要件としているため、障害の初診日を特定するために、初診日証明書類の提出を求めています。障害年金における初診日の確認は、通常、初診時の医療機関の証明により行いますが、過去に遡及して障害年金を請求する場合には、初診時の医療機関の証明を待てるのが難しい場合があります。このような場合にどうなるか。運用の柔軟性を認めて、第三者証明書と初診日についての参考資料を提出し、初診日を合理的に推定できる場合は、初診日認定を行えることとしています。	個人	厚生労働省	国民年金法施行規則第44条 現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1018	令和3年3月24日	令和3年4月16日	教員免許は本当に必要か	現在の教員免許制度を廃止し、一定の研修や実習を経ることで、誰もが教員採用試験を受けられるような制度を提案します。	現在の教員免許制度では、大学で所定の単位を取得した者に教員免許が付与されるが、このことが教員としての資質を保障するかどうか、必ずしもそうとは言えず、逆に教員免許を持たないものでも十分にその資質を備えた人材は存在する。学力層の低い大学でも教員免許は取得可能であり、事実上教員としての資質を備えているかは、免許の有無ではなく、各自治体で行われる教員採用試験によって審査されている。このことを考えれば、現代において教員免許の存在は、教員としての資質を担保するという本来の意味をあまり果たしておらず、むしろ教員免許の取得に必要な単位を取ってなかったが、大学生活の後半で教員を志すようになったような優秀な学生や、教員への転職を希望する者が教員免許を持っていない経歴豊富な社会人などが教員になることを妨げる要因となっている。現在の教員免許制度を改めもしくは廃止すれば、教員の質の低下(減少)やそれに伴う資質の低下、教員の年齢バランスのいびつさ(30代と20代が極端に多い)などが少しでも改善できる可能性がある。また、例えばシステムエンジニア経験者が各自省庁においても教員として採用されれば、情報教育の質も大々上がらう。各々の専門知識の採用にあっても、学校独自で採用試験を実施し、各校の特色に合う人材を自由度高く採用できるうらやまはどうか。ただ、この提案は教員免許を持たない優秀な人材が教員を志望するという前提であり、この前提が崩れないように、教員と健全な労働環境であり、魅力的な仕事であるという認知を得られるよう、学校及び教員が担うべき業務の精選をより一層大膽に進めることも非常に重要である。	個人	文部科学省	教員免許制度は、公教育を担う教師の資質の確保・向上とその証明を目的とする制度であり、原則として、原則として指導を行った際には、指導する学校種や教科が定められた教員免許状を有することが必要であるとしており、一方で、教科に関する専門的な知識・技能を有する社会人等に対して都道府県教育委員会が特別免許状を発することができる。都道府県教育委員会には、当該制度を活用して公立学校教員採用試験において免許状を有しない社会人等を対象とした社会人特別選考を実施し、採用と併せて免許状の授与を行っているところもあります。	教育職員免許法	現行制度下で対応可能	教師には教壇に対する責任感、探究力、教職と生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)や専門性としての豊富な知識・技能、社会的な人間力などの資質能力が求められます。普通免許状の取得に必要な教職課程での学習に際して、教科に関する専門的知識に留まらない生徒指導や特別な支援を要する児童生徒への理解への多岐にわたる専門性を身に付けており、我が国の教師は国際的に高い評価を受けています。一方で、専門的な知識・技能を有する社会人等の活用を促進することも重要であると考えており、各教育委員会に対して、専門的知識・技能を有する者が免許状を有しない社会人を対象とした社会人特別選考の実施や特別免許状の活用等の取組を促しているところです。また、「令和の日本型学校教育」に目指す「教員・研修等の在り方」について中央教育審議会に対して諮問を行い、その中で質の高い教員集団の在り方について検討を行うこととしています。今後、中央教育審議会での議論も踏まえ、教師の養成・採用・研修等の在り方についても、既存の在り方にとわれなく、基本的なところまで進捗を促し、実現を得られたらものから順次取り組んでまいります。	
1019	令和3年3月24日	令和3年4月16日	自動車のナンバープレートについて	住民票の異動と共に、車検証の住所も変更できるようにする	自動車の住所変更は、2週間以内に行わなければならないと法律で定められているが、4月や10月などの定期異動時期は陸運支局が混雑し、変更提出に時間を要するため。	個人	国土交通省	自動車の所有者の方が引越した場合には、自動車検査証に記載される所有者の住所の変更のみならず、自動車の運行に必要なその他の各種行政手続(保管場所証明、自動車種別の納税)も必要となります。これら各種手続については、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成26年法律第15号)第6条第1項	検討に着手	現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、引越した場合も含め、OSSを利用することによって、各種手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。また、OSSの更新も利便性向上のため、令和4年度中にマイナンバーカードに搭載されている基本4情報(住所及び公的個人情報システム連携ID)と情報連携し、住民票カードの入居や住民票の提出を不要とするシステム改修を行うべく関係機関等と調整しているところです。	
1020	令和3年3月24日	令和3年4月16日	ナンバープレートの陸運支局名を表示する	陸運支局名の表示をやめ、当該登録する陸運支局が変更になっても、ナンバープレートの変更が必要ないようにする	陸運支局が管轄する住所を跨ぐ異動については、ナンバープレートの変更が要求されているが、ナンバープレートを変更し自行が不安定である。ナンバープレートを変更せず、マイナンバーカードと連動することで、陸運支局の窓口職員を別件業務に転用でき、また、住民の利便性が向上される。また、自動車の登録住所変更は、法律に要求されたものであるが、これを煩わしいと感じて、変更届をしない住民の自動車についても、実態と照した登録状況になる。	個人	国土交通省	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、自動車は、その使用の本質の位置を管轄する運輸支局等を表示する文字を會同「自動車登録番号」が記載された「自動車登録番号」(ナンバープレート)を表示しなければ、運行してはならないこととされており、また、運輸支局等の管轄を跨ぐ形で使用の本質の位置の変更の場合には、変更登録に合わせて「自動車登録番号の変更」が行われ、自動車には変更後の自動車登録番号が記載された自動車登録番号を表示することとなります。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第19条第1項、第14条第1項、第4条第1項、第22条、第19条	対応不可	自動車登録番号は、当該自動車を特定する情報を外観上容易に確認できるように表示するもので、犯罪捜査をはじめ、行政・民間向けに活用されている。また、自動車登録番号は、交通の安全の確保及び利用者の保護を図るという観点から、自動車運転代行業者を営もうとする者について必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車運転代行業者を営もうとする者、一定の罰則を有していないことや暴力団等ではないこと、適切な損害賠償準備を講じていること等について、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととされています。また、自動車運転代行業者が、いわゆる白タク行為をした場合においては、都道府県知事は、自動車運転代行業者に対して業務に關し必要な措置をとるべきことを指示し、又は都道府県公安委員会に対して業務停止命令を発令することができることとされており、都道府県公安委員会は、都道府県知事から要請があったときは、自動車運転代行業者に対して業務停止命令を出すことができるとされています。	
1021	令和3年3月24日	令和3年4月16日	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の改正	1申請時に、税務署への開業届の写しを要する(現状は、義務化されていないため、納税遅れが横行し、法定必要経費を無視した不当な減税による低価格設定事業者が急増し、運転代行業の健全化適正化が進まない) 2社会保険・雇用保険・労働保険の法制追加義務を明文化 3と2については、要件を法人格に限定すれば足りるが、それを法で定められるか勉強不足です。タクシー業の登録を単独明記(兼業で定めると、現状では運送業が適用される)が要件が高すぎる為ほとんど機能しない。他1台の車の運転行為に(監督・運送業務に限る)運転代行業者の違法行為は法単独で罰せられるようにする(行方は「国・表示は県・県認定は警察と1台の車両に3つの機関が関係してしまっている)業法の改正により、国には生命の安全安心の担保、国・県には適切な税徴収、業界の健全化適正化が進められ、業界には労働環境の改善、反社会勢力への資金提供の禁止など、1石3鳥以上の効果があると思います。	1申請時に、税務署への開業届の写しを要する(現状は、義務化されていないため、納税遅れが横行し、法定必要経費を無視した不当な減税による低価格設定事業者が急増し、運転代行業の健全化適正化が進まない) 2社会保険・雇用保険・労働保険の法制追加義務を明文化 3と2については、要件を法人格に限定すれば足りるが、それを法で定められるか勉強不足です。タクシー業の登録を単独明記(兼業で定めると、現状では運送業が適用される)が要件が高すぎる為ほとんど機能しない。他1台の車の運転行為に(監督・運送業務に限る)運転代行業者の違法行為は法単独で罰せられるようにする(行方は「国・表示は県・県認定は警察と1台の車両に3つの機関が関係してしまっている)業法の改正により、国には生命の安全安心の担保、国・県には適切な税徴収、業界の健全化適正化が進められ、業界には労働環境の改善、反社会勢力への資金提供の禁止など、1石3鳥以上の効果があると思います。	個人	警察庁 国土交通省	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律は、交通の安全の確保及び利用者の保護を図るという観点から、自動車運転代行業者を営もうとする者について必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車運転代行業者を営もうとする者、一定の罰則を有していないことや暴力団等ではないこと、適切な損害賠償準備を講じていること等について、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととされています。また、自動車運転代行業者が、いわゆる白タク行為をした場合においては、都道府県知事は、自動車運転代行業者に対して業務に關し必要な措置をとるべきことを指示し、又は都道府県公安委員会に対して業務停止命令を発令することができることとされており、都道府県公安委員会は、都道府県知事から要請があったときは、自動車運転代行業者に対して業務停止命令を出すことができるとされています。	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(令和3年法律第57号)第6条(認定手続及び認定証)、第22条(罰則)、第28条(罰則)及び第31条(罰則)	現行制度下で対応可能	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律は、交通の安全の確保及び利用者の保護の観点から必要最低限の規制を行うものであり、認定要件についても、自動車運転代行業の実情に鑑み、交通の安全及び利用者の保護を図るための適正な基準を期待できない者を排除するために必要十分と考えられるものが掲げられているところです。一方、自動車運転代行業においては、労働保険等に適正に加入していない事業者が存在し、労務法令を遵守して適正に労働保険等に加入している事業者と競争上不利になるという状況が生じていると聞いております。このため、関係者と連携し、自動車運転代行業者に対する立入検査や集団指導のほか、業界団体が主催する講習会などの様々な機会を通じて、必要に応じて労働保険制度等の周知徹底を図ることにより、事業者間の公平で健全な競争が確保されるよう努めてまいります。また、自動車運転代行業者によるいわゆる白タク行為については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に於いて、業務に關し必要な措置をとるべきことを指示し業務停止命令に関する規定が設けられており、これらに違反した者に対する罰則も設けられております。引き続き、関係機関が密に連携し、現行法を適切に運用すること等により、自動車運転代行業の業務の適正化に努めてまいります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1027	令和3年3月24日	令和3年12月2日	運転免許証 英語(ローマ字)併記	マイナンバーカードと運転免許証が統一される方向は大賛成。 国外で自動車運転する場合、別途通称「国際運転免許証」を交付申請することが必要。申請のために、証明写真を取り、運転免許センターに向く必要がある。別途手数料も必要。有効期限も年々、かつ通称を必要としている。交付申請に必要な時間、費用、センター職員の配置などのコストを考えると、節約効果は公私ともに大きい。お隣の韓国では既に英語併記が実施されていると聞きます。	グローバル化が進けられない現在、日本国外で自動車を運転する機会がますます増えてきている。国外で自動車を運転する場合、別途通称「国際運転免許証」を交付申請することが必要。申請のために、証明写真を取り、運転免許センターに向く必要がある。別途手数料も必要。有効期限も年々、かつ通称を必要としている。交付申請に必要な時間、費用、センター職員の配置などのコストを考えると、節約効果は公私ともに大きい。お隣の韓国では既に英語併記が実施されていると聞きます。	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条及び別記様式第14	検討を予定 国際運転免許証の有効期限については「年内不可」	国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様様々な御意見、御要望、マイナンバーカードと一体化に向けた議論等も踏まえながら、今後必要に応じて検討していきたいですが、英語併記された国内運転免許証が外国で身分証明として活用するか否かは同外国の制度によることとなります。 我が国が発給する国際運転免許証は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、以下「ジュネーブ条約」といふ。)締結国間において、当該免許で運転することができるとされている自動車等を原則運転することができますが、国際運転免許証の様式や有効期限については、ジュネーブ条約において定められており、仮に国内運転免許証に英語併記をしたとしても、国際運転免許証としての効力を有するものではありません。		
1028	令和3年3月24日	令和3年4月16日	相続人であること及び相続人がいないことの証明	個人が亡くなった場合に、誰が相続人なのか又は相続人が存在しないかの特定、証明を行政が行い、証明書等を発行する。	【現状】 親を、相続人の認定をする場合、個人が、亡くなった人の出世から死亡までの全ての戸籍及び相続人の特定するまでの全ての戸籍を全国の自治体から取り寄せて、その証明をすることとなっています。これは、相続関係者にとって大変な労になっています。 【解決案】 行政側で個人をマイナンバーで特定して、AIによって、戸籍台帳データを処理すればことだと思います。 【利点】 相続の煩雑さが大きく解消され、空き家、不明不動産の解消、防止につながると思います。	個人	内閣官房 法務省	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。	戸籍法第10条第1項	対応	令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになること。さらに、法定相続人の特定に関する遺族等の負担軽減策について、内閣官房において、法務省と検討を行うこととしています。 なお、法務省では、平成29年5月から法定相続情報証明制度を開始しており、当該手続では、相続人、被相続人に係る必要な戸籍関係書類一式を収集した上で、それらを法定相続情報一覽表を作成して登記所に提出すれば、登記官がその法定相続情報一覽表が戸籍簿及び相続に関する法令に適合しているかを確認、照合した上で、その法定相続情報一覽表の写しを作成、捺印し、証明書として相続人に必要な通数を無償で発行しています。この法定相続情報一覽表の写しは、相続手続を行う機関において相続関係を証する書面として活用されており、これにより各種相続手続の際に相続人が戸籍関係書類一式をその都度収集・提出する手間を省力化し、手続の負担を軽減する取組を行っています。		
1029	令和3年3月24日	令和3年4月14日	マイナンバーカードの電子署名の更新について	電子署名なのに、住所所在市役所に行き更新するのは、おかしな感じがしませんか？	ネットやマイナンバーアプリで簡単に更新が出来る様にして欲しいです。	個人	総務省	番号492の回答をご参照ください。					
1030	令和3年3月24日	令和3年4月26日	外国人永住者の在留カードについて	在留カードの更新も運転免許証と同じで、マイナンバーカードと一体化が必要なのではないでしょうか？又はオンライン手続きにはできないでしょうか？	東京入管はアクセスが悪く混雑しています。行けば1日かかります。平日しか手続きができない為、かなり不便です。地方はさらに不便だと思います。ご検討、宜しくお願い致します。	個人	総務省 法務省	【総務省】 マイナンバーカードと在留カードは現時点では一体化されておりません。 【法務省】 在留カードの有効期間更新申請は、現状では、地方出入国在留管理官署の窓口における書面提出のみで行われています。	【総務省】 なし 【法務省】 出入国管理及び難民認定法第19条の11	【総務省】 検討に着手 【法務省】 検討に着手	【総務省】 在留カードとマイナンバーカードの一体化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月閣議決定)」に基づき、法務省と連携を取りながら必要な措置について検討を進めています。 【法務省】 在留カードの有効期間更新申請について、令和7年度末までにオンライン化することについて検討を行っています。また、在留カードとマイナンバーカードの一体化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月閣議決定)」に基づき、総務省と連携を取りながら必要な措置について検討を進めています。		
1031	令和3年3月24日	令和3年4月16日	統一資格審査申請のワンストップ化について	統一資格審査申請において、添付が必要な書類に「登記事項証明書」「納税証明書」があるが、いちいち法務局、税務署で書類を取得して添付する必要がある。マイナンバーでもよめて管理できるはずなので、審査機関から直接必要な照会をするようにし、ワンストップ化して欲しい。	ワンストップ化により、企業の手間が減り、必要な時間短縮とコストダウンにつながる。審査側の手間が増えるように見えるが、コンビニー化、ネット利用でプログラムすれば簡単であろう。マイナンバーにひも付するだけで済みますから、こんなこともできなければ、質のためのマイナンバー付身かわかりません。	個人	総務省	全省庁統一資格審査においては、企業の確認、納税がされていることの確認のため、登記事項証明書、納税証明書の提出を求めています。	なし	対応に着手	登記事項証明書及び納税証明書の添付については、利用者の皆様のご意見を踏まえ、利用者コスト削減の一環として他省で保持している情報とAPI連携等を行い提出を省略化できるようにシステム改修又は検討に着手しております。登記事項証明書については、現在、システム改修に着手しており、令和3年度中に添付書類、納税証明については、令和3年度に検討を行い令和4度からシステム改修に着手し、令和4年度中には添付省略を実現する予定としております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1032	令和3年3月24日	令和3年4月16日	年金受給について	亡くなった後の様々な手続きを地方でなるべくまとめた場所で行えるようにしてほしい	地方に居住しています。父が亡くなった時、年金の手続きをあたり市役所が必要な書類を受けたり、さらに車で30分くらいの場所まで行き手続きをしました。まだ入っている家屋はフットワーク軽いですがお年寄りだけの家だと地方には足もたないし大変です。給付所得者の場合徴収する時は簡単に徴収されるのに受け取りの時だけ手取りがかかるのはいかぬものかと。今後高齢者が多くなる中是非改善して頂きたい。一々所でできるとか、地方でも配慮して頂きたいと思います。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係省庁とともに、「死亡・相続プロセスの効率化」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きを整理し、遺族が行う手続きを簡便し、②故人の生前情報をデジタル化し、③死後、依頼できる第三者により相続してあることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続きに活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、④死後・相続に関する手続きの総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的・法的な支援を必要とする手続が完了する仕組みの構築に向けた検討も併し、遺族の負担軽減に向けた取組も行っています。	該当なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続きを一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続きの負担を軽減する、「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)を設置することを支援するためのツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、提供を開始しました。引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進するとともに、将来的にマイナンバーカード等を活用し、マイナンバーカードを用いてオンラインで死亡に関する手続きが完了する仕組みの構築に向けた検討も併し、遺族の負担軽減に向けた取組も行っています。この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
1033	令和3年3月24日	令和3年4月26日	マイナンバーカードおよび電子証明書有効期限	マイナンバーカードの有効期限と電子証明書の有効期限を統一してほしい。	マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10日目の誕生日。一方、電子証明書の有効期限は発行日から6日目の誕生日になっています。なぜ、同じにしないのでしょうか？5日目の10日目に統一すべきではないでしょうか？更新手続きが煩雑で、更新が難しいです。また、カード発行と電子証明書発行の所管部門が違っていると、ごいっしょ発行はないのかもしれない。	個人	総務省	番号500の回答をご参照ください。				
1034	令和3年3月24日	令和3年4月16日	マイナンバーと健康保険	デジタル化を進める上で、マイナンバーカードと健康保険の両者は必要だと思います。高齢の親や祖父母、若い時の病歴、怪我歴、手術歴、投薬歴、アレルギー等、本人が認知や意識不明になってきたり、あるいは事故や犯罪を、関係者や同意者、入院手続き等、きちんとした回答をする事が出来ない。入院、退院、病院が変わる度々、同じように書類手続きがおおすぎる。家族も毎週負担ですが、現場の医療従事者の負担はもっと大変かと思っています。生まれた時から健康カード管理体制で、いっしょで、事故や病気なども分かるようにするべきだと思います。	実際に親の入院退院手術の繰返して、何度も実感したから。	個人	厚生労働省	番号704の回答をご参照ください				
1035	令和3年3月24日	令和3年4月16日	登記簿本はホームページ上の確認が良いのか？	登記簿は既に法務局のホームページで確認できます。そのコピーも電子文書でDLできます。このようにホームページは公開されているので、ネット上から記載事項を確認出来れば、それで良いのかもしれない。ネットからのDLに認証を与える仕組みを、相対的な工数の削減にしたいと思います。	会社を経営している、携帯電話の契約変更一つにも登記簿本を提示求められます。しかも発行3ヶ月以内という期限付きの紙文書です。こういったことは官民問わずあります。法務局のホームページ上の確認できるのに、法務局で実際に発行された紙文書でないでダメということに大変不便を感じます。法務局の窓口の職員は派遣会社からのパートさんで、相談も権限もありません。印鑑証明は画像の照会という役割があると思いますが、登記簿はただのデータです。地方の法務局長の認証だけを取ると、わざわざ足を運ばせるというのは、官の権威主義の名残ではないでしょうか？	個人	法務省	商業法人登記手続においては、登記事項証明書の請求をオンラインで行うことができます。同一都道府県商業登記法第10条、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	商業登記法第10条、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	その他	登記事項証明書は、オンラインで交付を請求することができるため、法務局の窓口を訪問し申請書を提出することなく請求・取得することができます。また、登記事項証明書は、登記簿に記載された内容を公示し、証明することにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資するものですが、登記官が証明をしたデータの不正な編集やデータ取得者が行うことにより、その機能が損なわれることとなります。そのため、インターネット上で登記簿情報を閲覧することができるサービス(登記簿情報提供サービス)に、登記官が証明を付し証明書として提供することは困難です。なお、行政機関へのオンライン申請等をする場合において、登記事項証明書を添付する代わりに、登記情報提供サービスより取得した会番号を利用することができる場合もあります。	
1036	令和3年3月24日	令和3年5月24日	療育手帳の法制化	療育手帳は法令でなく、通知による規定しか存在しない唯一の障害者手帳である(療育手帳、療育手帳制度)について(昭和四四年九月二七日(発布第一五六号)、療育手帳制度の整理について(昭和四四年九月二七日(発布第一七五号))、身体障害者手帳、身体障害者福祉法、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者保健福祉法に関する法律)これによって不利益が生じる場合がある以上、療育手帳を法制化し、判定基準や等級の合理的な統一を図ることが求められる。	上記のように、法的に位置付けのない療育手帳の運用主体は都道府県であり、これによって療育手帳は都道府県独自の制度となっている。都道府県を跨る居住地の移動のあった者には、新たな居住地で再度の検査が必要となる場合がある。また、居住地域の検査結果であるにもかかわらず等級が変更になるなど、障害者福祉の地域格差とも言われる状況がおおよそ半世紀放置されている。これは、他の障害者手帳ではまず起こり得ないことであり、療育手帳のみ異質な存在であるといえる。都道府県が所管している以上、療育手帳が転居の際に等級変更の不安を感じる設計となっており、これは憲法第22条で規定することの居住・移転の自由を、知的障害を有する者に対して認められている権利であると考えられる。以上のとおり、療育手帳を法制化し、身体障害者手帳にあるような厳密な区分が画一によって設定されることが望まれる。それによって、全国において等級や判定基準が統一され、転居の際に等級が変更となる、再度の検査が必要となるなどの不利益を生じさせにくくすることが望まれる。	個人	厚生労働省	療育手帳制度について(昭和四四年九月二七日(発布第一五六号))、療育手帳制度の整理について(昭和四四年九月二七日(発布第一七五号))、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者保健福祉法に関する法律)これによって不利益が生じる場合がある以上、療育手帳を法制化し、判定基準や等級の合理的な統一を図ることが求められる。	療育手帳制度について(昭和四四年九月二七日(発布第一五六号))、療育手帳制度の整理について(昭和四四年九月二七日(発布第一七五号))、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者保健福祉法に関する法律)これによって不利益が生じる場合がある以上、療育手帳を法制化し、判定基準や等級の合理的な統一を図ることが求められる。	その他	統一的な判定基準の作成を検討する調査研究を実施しております。・知的障害の認定基準に関する調査研究(平成30年度障害者総合福祉推進事業)・療育手帳の判定基準及び判定業務のあり方に関する調査研究(令和元年度障害者総合福祉推進事業)・療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究(令和二年年度、障害者総合福祉推進事業)なお、「転居に伴う療育手帳の取り扱いは留意事項について(平成五年六月二二日児障四二号厚生省児童家庭部障害福祉課長通知)」を発生し、転居の場合における取扱いについて自治体へ周知しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1037	令和3年3月24日	令和3年5月24日	フグ処理者免許の全国統一	安政政権下の規制改革推進会議で、フグ産業界の環境により事業が紹介されたが、放置されたままである。課題、都道府県別のフグ処理者免許を全国統一する。目的は、(1)フグ食安全リスクの都道府県格差を無くす(食の安全規制改革)、(2)消費者の都道府県間での転居・職場移動等を可能にする(商業活動規制改革)。	理由 (1)フグ食の安全リスクが都道府県間で異なる。一食の安全リスクと商業活動の障害。 (2)フグ処理者の知識と技能が都道府県間で異なる。原因：都道府県間で免許認定方式が異なる。一食の安全リスクと商業活動の障害。 (3)フグ処理者が、全国統一で、最新の「食の安全」知識-最新フグ水産学知識を保有するか否かの、間知識保有の有無を確認する制度の欠如。海水環境の変化等によるフグ生態変化、両性具有個体や交雑種の出現等。一食の安全リスク。 (4)中国や韓国からの輸入フグに対するフグ処理者の個別知識・技能の欠如。特に養殖フグの飼料に混ぜる薬物(一食の安全)リスク。 (5)フグ処理者免許が都道府県と異なり、統一の更新制度がない。一食の安全リスク。 (6)フグ輸出不可。海外への輸入品が日本のフグ食品安全を認めない。理由：都道府県間でのフグ取扱規制格差に対し、日本のフグ処理者統一法規制の欠如。 (7)フグ産種別や飼育処理のリスクが都道府県で全国に一気に拡散する。一食の安全リスク (8)産廃処理。以上の事業を承知して、食品衛生法改正で、改革に取り組んだが、結果は旧規制の修正に終わった。多数のフグ中毒事故が発生した場所。処理当事者と行政責任が法的に争われる可能性が高い。外国人中毒の場合、国際問題化する可能性がある。フグ取扱い特別措置法制定が必要である。	個人	厚生労働省	ふぐに係る規制については、従前、厚生労働省通知に基づき、都道府県等が条例等によりふぐに係る規制を定め、運用してきましたが、平成30年6月に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の施行に伴い、ふぐ処理者の認定に係る制度への国の関与を明確にし、ふぐ処理者の知識及び技能の水準の整備が平準化に資することを目的として、国内関係者の対応、都道府県等の現状等を踏まえつつ、実効性のある仕組みを検討しました。 具体的には、令和元年10月にふぐ処理者の認定基準を取りまとめ、さらに、令和2年5月に都道府県等において定めるべき事項を指針として整理し、関係条例等の見直しを都道府県等に通知しました。また、ふぐの取扱いについては、都道府県知事等が認めるふぐ処理者に処理させるか又はふぐ処理者の立会いの下に行わせなければならない、と令和2年6月1日に施行された食品衛生法施行規則に規定しました。これらにより、都道府県等間のふぐ処理者の資格差を縮減するとともに、ふぐ処理者の認定基準を輸出要件として提示し、ふぐの輸出解禁協議を進めています。 なお、ふぐ処理者については、現在、都道府県等が地域の現状を踏まえて条例等を整備し、監視指導を実施していること及びふぐ処理者が確保したふぐによる食中毒がほとんど発生していないことを考慮の上、ふぐ処理者を認定する際の基準の平準化を進めているところです。	食品衛生法第50条の2第1項 食品衛生法施行規則第66条の2及び別表17	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。 厚生労働省は、令和3年度を目標として、都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間でのふぐ処理者の受入状況について調査を行い、公表する予定としており、これも踏まえ、引き続き都道府県等間の格差是正、輸出解禁協議等を進めています。	
1038	令和3年3月24日	令和3年4月16日	大型ドローン事業の新規参入規制の緩和	ドローンは市場や技術が急速に発展しつつあり、新規参入が相次いでいる成長分野であるが、わが国の航空機製造事業法施行規則によって、大型の総重量150kgを超えるドローンの製造事業は経済産業大臣の許可が必要とされている。本邦は航空法による機体の安全を規制するだけではなく、事業参入は規制すべきではなく、世間にも例はない。我が国がドローン産業活性化を阻害するこの規制は可及的速やかに撤廃すべきである。	ドローンによる物流の合理化は、「空の産業革命」においても大きな効果が期待されている分野であり、官民でこれまで実証実験、国家戦略特区などにより推進してきたところである。これまでは比較的技術的に容易な小型機による配達事業の可能性が急激と一部ではすでに社会実装され始めている。一方、重量物を運ぶ輸送用の大型機の開発は技術的にも課題が大きいと考えられるが、すでに航空法が阻害を表明しており、既に150kgを超える大型機の開発は実証実験も始まっている。世界的にも大型物流ドローンの開発は競争状態にあり、欧州政府が本年発表した新しい規制案では総重量600kgまでドローンの範囲とすることを示している。わが国の大型ドローンの参入規制は、開発業者にとっては事業リスクであり、また、投資機会損失は事業の発展を阻害する一因と評価する。特に海外企業にとっては参入の大きな障壁と見做し、投資意欲を妨げる要素である。これが撤廃されれば大型ドローン事業への新規参入および開発は加速される可能性が高い。 大型ドローンの技術は制御「空飛ぶ車」と呼ばれる。小型垂直離着陸航空機の基礎をなすものであり、欧米政府は次世代航空機の世界を開く重要な技術と位置付けている。「空飛ぶ車」は我が国ではすでに7社が、世界では約200社が研究開発を進めている。しかも、わが国の航空機製造事業法では、この事業についても参入規制の対象としている。わが国の次世代航空機産業の発展のためにも、まずは大型ドローン参入規制は撤廃すべきである。	個人	経済産業省	航空機製造事業法では生産技術の向上等を目的として、高い技術が必要とする大型の無人航空機を含む、航空機等の製造事業については、法第2条の2に基づき経済産業大臣の許可を必要としています。また、航空機製造事業法施行令第1条において、許可を必要とする無人航空機を総重量150kg以上のものと規定しています。	航空機製造事業法第2条の2 航空機製造事業法施行令第1条	検討を予定	航空機製造事業法において、総重量150kg以上の無人航空機の製造事業について許可を必要としているのは、総重量が重くなるほど高度な技術が必要となり、製造事業者が機体製造の技術を持っているか等の確認の観点から許可制としているものです。 規制が必要となる高度な航空機制御技術等を要する無人航空機の重量が概ね200kg以上である実態や、今後の軽量化の可能性なども勘案し、平成28年に施行令第1条において総重量150kg以上と規定しました。 検討、御指摘のような社会実装に向けた実証実験をはじめとする、無人航空機の製造事業への新規参入や機体の開発が加速していく可能性があること認識しております。 今後、具体的な政策ニーズや、機体の製造技術の発展状況等を見極めながら、必要な規制の在り方を検討してまいります。	
1039	令和3年3月24日	令和3年4月16日	多重国籍の容認	今、コロナ禍を通して日本国籍を持つ市民と持たない市民の扱いが大きく異なることが明確になった。 https://note.com/okaya10y/n/nd1e6eb890a0 昨今、日本も多様化が進み、両親あるいは片方が外国籍の子などが存在するが人生における様々な事情から日本国籍を持たない選択をせざるを得ないことも多い。日本の習慣において、この選択は不要に不利を生み、人道的にも非常に不利な制度となっていることが明らかになったことから、多重国籍制による解決策を探りたい。 多重国籍に容認姿勢として他国籍の登録を義務付けることで多重国籍者の管理が容易にできると、入出国においても多重国籍前回の管理が可能である。 また、生まれ多重国籍者以外に産地を広げると日本人人口減少局面において、日本国籍保有者を増やすため、日本国籍取得のハードルを下げつつ、日本語能力要件を緩和し(誰でも日本文化の精神に受け入れられる)、多重国籍者は複数の国から利益を得るフリーライダーとしての批判もあるが、同時に複数国家に対して義務を負うことになし、年金や保険等も受益の範囲が広がる。 策定リスクのある国家との多重国籍者についても警報機能の行使などにおいて国籍を理由に拘束等をかけられない実態上、多重国籍を認め、登録を義務付ける方が有効な管理実現につながる。	今、コロナ禍を通して日本国籍を持つ市民と持たない市民の扱いが大きく異なることが明確になった。 https://note.com/okaya10y/n/nd1e6eb890a0 昨今、日本も多様化が進み、両親あるいは片方が外国籍の子などが存在するが人生における様々な事情から日本国籍を持たない選択をせざるを得ないことも多い。日本の習慣において、この選択は不要に不利を生み、人道的にも非常に不利な制度となっていることが明らかになったことから、多重国籍制による解決策を探りたい。 多重国籍に容認姿勢として他国籍の登録を義務付けることで多重国籍者の管理が容易にできると、入出国においても多重国籍前回の管理が可能である。 また、生まれ多重国籍者以外に産地を広げると日本人人口減少局面において、日本国籍保有者を増やすため、日本国籍取得のハードルを下げつつ、日本語能力要件を緩和し(誰でも日本文化の精神に受け入れられる)、多重国籍者は複数の国から利益を得るフリーライダーとしての批判もあるが、同時に複数国家に対して義務を負うことになし、年金や保険等も受益の範囲が広がる。 策定リスクのある国家との多重国籍者についても警報機能の行使などにおいて国籍を理由に拘束等をかけられない実態上、多重国籍を認め、登録を義務付ける方が有効な管理実現につながる。	個人	法務省	日本の国籍法は、基本的に国籍唯一の原則を理念としており、無国籍及び重国籍の発生はできる限り防止し、解消を図るよう努めるとされています。 国籍法上、重国籍である者は、原則として、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択する義務があります(第14条第1項)(民法の改正による成年年齢の引下げに伴い、令和4年4月1日以降は、重国籍となった時が18歳に達する以前であるとき22歳である、その時が18歳に達した後であるときはその時から2年以内となります)。	国籍法	国籍法	重国籍者は、同時に二以上の国家に所属することから、各国のそれぞれに対する外交保護権の衝突により国際的難題が生じるおそれがあります。また、所属する各国から課せられる兵役、納税等の義務が衝突し、不利の事態を招くおそれがあります。さらに、重国籍者は各国内に個人として登録されることができるとため、各国内において別人と精算するなど、身分関係に混乱が生じおそれがあります。このような理由から、日本の国籍法では「人はいずれかの国籍を有し、かつ、一機のみを国籍を有すべきである」という国籍唯一の原則の立場を採っており、現行の制度は適正なものであると考えます。	
1040	令和3年3月24日	令和3年4月16日	海外製無線機器の国内使用について	海外製の無線機器を国内で使用する場合においては、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(別府第66第11月21日政令第37号)に縛られ、改めて技術基準適合証明を取得しなければなりません。海外製の携帯電話、Bluetooth、Wi-Fi等の機器を輸入し、販売、使用する際の障壁となっており、事業と重複して国内の本規制の改定、撤廃を希望します。具体的には海外で取得された規格を国内でも認め、本邦で使用できるように希望します。	海外製無線機器の国内使用については、特に規制改革が行き届いていないと感じる部分であり、ぜひこの機会に再考頂きたいところです。 規格の規格として、OE-FCOCなどの規格取得しているものの、技術基準適合証明(以下技術)を取得していないものは国内で使用することが出来ません。特定の無線機に限りても良いので、これらの規格を技術と認めるとして本問題は解決することを望みます。 現在実装のための特許承認という制度がありますが、そもそも特例で承認できるならば、普通に承認しても良いはずで、その意義については疑問に思うところです。 無線における規制の意義については、大きく二つあると理解しています。一つは帯域外不要輻射、もう一つはスプリング制です。海外の規格も同等の測定をしている関係から、積極的に代替を採用すべきと考えます。 日本は人口が膨れているなどの特殊性を持ち出されかねませんが、特に小電力においてはその影響は軽微と考えます。 本規制があることで海外製IoT機器の選択の幅が狭まり、国内での価格が高止まりするなどの弊害が発生しております。本規制を改定、撤廃することで、実験、教育用途に簡便に採用することが出来、国内科学技術の一歩の発展が期待できると考えます。	個人	総務省	日本のみならず、世界各国では、当該国内で利用できる無線機器について技術基準を定めた上、当該国の法律に基づき機器の適合性を証明し、その旨をマークによって表示することで、利用可能とするという制度を定めています。米国ではFCCマーク、欧州ではCEマークとなりますが、それぞれの場合において、当該国の技術基準に適合することを確認するなど当該国の制度に従った手続を経て、表示を行う必要があります。例えば、日本において技術基準適合性が証明され、それが他国の基準と一致した機器であったとしても、当該国の制度に基づき求められる手続等を行わない限り、当該国で利用可能とはなりません。これは、無線通信に関する電波の質や電波の干渉や電磁的干渉や電磁的干渉が各国内と異なることや通信妨害や混信等を防いだり、他国の法制度に依存せずに、自国の規律を定め、管理を行うことが必要であるためです。 なお、総務省は、先進的な海外製品の流通を促進するため、日本で技術基準が定められていない無線機器であっても、外国認証(FCC ID、CEマーク)があり、180日以内の短期間の実験等の目的に限りその使用を認める特例措置を設けていますが、これは、制度利用者や、用途、周波数等の他の条件が本制度の対象範囲であることを行って出ると一定の管理の下、混信の危険を回避するための取組を確保した上で実施する特例措置として位置づけられているものです。	電波法 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1041	令和3年3月24日	令和3年5月24日	必要書類から戸籍簿本を除外してほしい	年金手続き(加給年金)で配偶者との続柄を確認するために戸籍簿本が必要な書類に含まれているが、住民票で確認が可能な内容であれば、戸籍簿本は免除してほしい。	本籍地が離れた場所にあると簿本の取得手続きが大変である。	個人	厚生労働省	厚生年金の被保険者期間が20年以上の場合であって、老齢厚生年金の受給権が発生した時点等において自らによって生計維持されていた65歳未満の配偶者等がいる場合には、老齢厚生年金等に加給年金額が算入されます。 この場合の配偶者等であるかどうかの確認は、親族的身分関係を公証する戸籍簿本又は戸籍簿本によって行っています。	厚生年金保険法第44条、第50条の2 厚生年金徴収法施行規則第30条第2項、第44条第2項	対応不可	加給年金額の加算に当たっては、老齢厚生年金の受給権が発生した時点等での請求者と配偶者等との身分関係(婚姻関係など)の確認が必要となりますが、戸籍簿本又は戸籍簿本が婚姻関係などの親族的身分関係を公証する書類とされているのに対して、住民票は居住関係を公証する書類とされていることであるため、請求者と配偶者等との身分関係(婚姻関係など)の確認については、戸籍簿本又は戸籍簿本より行う必要があるとご考へです。	
1042	令和3年3月24日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの普及とそための方策	1 マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票をよめる際の窓口の手数料より安くする(又は無料)など持つことへのメリットを見える化する 2 そのための全市町村の早期のコンビニ対応化 3 市町村でであろう住民票システムを統一化(住民票システムの更なる利活用) 4 住所登録の転入・転出事務の同時化 ※マイナンバーカードはID・パスポートよりも指紋や血管・網膜認証にすべし	マイナンバーカードの導入を国が促しても、国民個人が取得しなければ普及率は高まっていかない。普及率を高めるためには持つことのメリットを最大限アピールして持つ方が得と思わせる。 住民票のシステムは各市町村がそれぞれシステムを運用している(と思われる)ので様式が違ふ。またそのための経費も永遠に必要。せめて住民票システムも運用しているものでそちらへ統合(統一化)した方が不要な経費を削減できる。住民票に個別市町村の特色がない。 進めていくと「高齢者はうんぬん」とかいう人がいるが、住所の移動が多い働き盛り・若い世代がメリット大きいので、高齢者持っていないでも問題は無い。 住民票システムでの精度カバーしているか詳細はわからないが、戸籍の内容の一部を住民票システムに取り込めれば戸籍が不要になることになり受け入れは大改革になると思う。	個人	総務省	1, 2 マイナンバーカードを取得済みの方であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書を取得することができます。令和5年4月1日時点で1,150万市町村、1億1,850万人が利用できる状況となっています。また、多くの市町村において、窓口より交付手数料を低くしているものと承知しています。 3 地方公共団体の住民記録システムについては、地方公共団体情報システム機構に関する法律(令和3年法律第40号)により、令和7年度度までに、国が定める標準化基準に適合する標準準拠システムに移行することとされています。 4 住民基本台帳制度は、「各人の生活の本拠(民法第22条)である『住所』、すなわち、『住民の居住関係』を公証する仕組みであり(住民基本台帳法)。住民基本台帳により、住民が正確に記録されて初めて、選挙や保険給付、投票の様々な行政事務の適正な執行が確保され、住民の意思に基づく地方公共団体の組織・運営が可能となるものです。 また、国民健康保険等の被保険者の資格の喪失の届出などの各種届出は、行政事務ごとに住民の市町村に対する届出が重複し、不統一とならぬよう、住民基本台帳の法により、届出届に統一された経緯があります。 この点、転入・転出手続に関しては、転出地・転入地間で、転出証明書情報(マイナンバーカードの交付を受けている者の場合)又は転出証明書(マイナンバーカードの交付を受けていない者の場合)を引き継ぎ、転入手続が処理されているところ。マイナンバーカードの交付を受けている者については、デジタル社会の形を築くための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第7号)による住民基本台帳法の改正等により、令和5年2月6日から、オンラインによる転出届・転入予定の連絡(転入手続)が行えるようになることとなり、転出証明書情報が事前通知され、転入・転入手続の時間短縮化等が実現され、住民の利便性の向上及び市町村の事務の効率化が図られています。	1 なし 2 なし 3 地方公共団体情報システム機構に関する法律 22条、第24条、第24条の2	1 対応 2 対応 3 対応 4 対応不可	1, 2 コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。 3 「制度の現状」に記載のとおりです。 4 左記「制度の現状」に記載のとおり、住民にとって正確に住民基本台帳に記録する必要があり、転入届において、各種資格喪失の届出を統一した経緯があります。 また、前に、転入届をもって転出届が効くもののみならずこととした場合には、マイナンバーカードの交付を受けていない者については、転出証明書もマイナンバーカードもないため、本人からの申告に基づいて住民基本台帳で前住所地等を確認するといった作業が必要になり、市町村の窓口の負担がかかって増加するとも、窓口における住民の待ち時間の増加につながる可能性があることも、転出届、いつまでも転入届が出られなかった場合には、実態とは異なる住民になっているリスクも、転出届に住民票が残り続けることとなるといった実務上の問題も発生するため、対応は困難であると考えております。 政府としては、令和3年2月6日に開始したオンラインによる転出届・転入予定の連絡(転入手続)の取組を内閣に推進することで、住民の利便性の向上や市町村の事務の効率化に取り組んでまいります。	
1043	令和3年3月24日	令和3年4月16日	確定申告医療費控除の領収書保管を廃止	確定申告医療費控除の領収書保管期間5年ですが、保管義務廃止を提案します。	確定申告医療費控除の申告に領収書添付が不要になったのは良いのですが、保管期間が5年の義務が国民に強い	個人	財務省	税務署長は、確定申告の誤りを訂正することで5年間、医療費控除の適用を受けた者に対し、医療費の徴収等の提示又は提出を求めることができることとされており、本規定により、医療費控除の適正性を確保しています。	所得税法120⑤	検討を予定	医療費の徴収等の管理については、医療費控除の適正性の確保を維持しつつ、納税者の負担軽減に資する方策について検討していきたいと考えています。	
1044	令和3年3月24日	令和3年12月2日	国際免許の合理化	国内免許証の英語併記による国際免許手続の廃止	海外に国内免許証を持っていないのは英語併記がないからと承知しています。我が国の国際免許は国内免許記載の英訳以上の効力を持たないにも関わらず、写真購入させられ、発行手数料数千円支払って有効期間はわずか1年。返却まで求められる。無駄です。国内免許の姓名と生年月日を英語併記し、生年月日は西暦表記すれば、国内免許は海外でも認識可能となり、この無駄なコストは行政と国民双方にとってなくなります。ご検討ください。	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14	検討を予定 (国際運転免許証の有効期間については「内閣不審問答」)	国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様の様々な御意見、御要望、マイナンバーカードと一体化に向けた議論も踏まえながら、今後必要に応じて精査してまいります。英語併記された国内運転免許証が外国で身分証明等として適用するか否かは同外国の制度によることとなります。 我が国が発給する国際運転免許証は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、以下「ジュネーブ条約」といいます。)締結国間において、当該条約で締結することができるとされている自動車等を相手国に運転することができ、国際運転免許証の様式と有効期間については、ジュネーブ条約において定められており、仮に国内運転免許証に英語併記をたしても、国際運転免許証としての効力を有するものではありません。	
1045	令和3年3月24日	令和3年4月16日	借書借事業への宅配事業者参入	郵便の土曜日配達禁止を補完するために宅配事業者参入を認める。	郵政民営化は、郵便事業を民営化することで国民の利便性を高めることが期待されたが、今回の普通郵便物の土曜日配達禁止する郵政改正法案は事実上、この期待を裏切る結果となること懸念される。借書借事業への宅配事業者参入を認めることで、国民の利便性が損なわれることのない配達をお願ひしたく、提案するものである。	個人	総務省	宅配事業者を含む借書借事業を営もうとする者は、民間事業者による借書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第6条又は第29条の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて借書借事業を営むことができます。	民間事業者による借書の送達に関する法律第6条又は第29条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1046	令和3年3月24日	令和3年4月16日	新規化学物質登録の一元化	現在新規化学物質の登録は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、と物質安全確保法の2つに分かれているため一元化をお願いします。	一元化する事で申請、管理が容易になり、申請遅れ防止も期待できる。化審法が環境面、安衛法が健康被害の点から趣旨が異なることは私個人としては理解しているが、複雑であり特に国外からみて理解が難しいとの声がある。	個人	厚生労働省 経済産業省 環境省	番号340の回答をご参照ください。				









規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1069	令和3年3月24日	令和3年4月16日	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の定める手続きについて	性別変更手続きの要件について次に掲げるものを廃止すべきです。 ①精神科医2名以上により性同一性障害と診断されていること ②精神科医2名による、性同一性障害の診断書2通の提出 ③性別適合手術を受けること	当該法律の性別変更手続きの要件には、精神科医2名による、性同一性障害の診断書2通の提出と、性別適合手術を受けることが、あります。しかし、当該診断書の取得には平均1年以上かかるし、性別適合手術の費用は100万円以上かかるため、速やかに性別変更ができません。また、当該診断書の提出は、性同一性障害に含まれないトランスジェンダーの方もおり、その人々にとって重たくなっています。	個人	法務省	性別の変更の審判を受ける場合、①20歳以上であること、②親に帰属をしていないこと、③親に未成年の子がいないこと、④生殖機能がなくなっていること、⑤性染色体の検査結果が性的性別一致であることを、⑥その身体について他の性別に係る身体の性器に関する部分に近似的な外観を醸成していることが必要とされています。 また、審判を受けるに当たっては、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第2条に定める性同一性障害者として扱われる必要があり、診断の一環として、2人以上の医師の診断書を提出する必要があるとされています。	該当法令等 5条	対応不可	引き続き、国民の間における様々な意見に耳を傾けながら、国会における議論を踏まえた上で、改正可否も含めて慎重に検討を行いたいと考えております。	
1070	令和3年3月24日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの交付手続きについて	マイナンバーカードの交付手続きについて、以下、提案内容です。 1 パスワードは本人もしくは法定代理人が人を見せず設定する。 2 マイナンバーカードはその場で持ち帰る。	マイナンバーカードの再交付手続きに行きましたが、その場で持ち帰ることができず、後日郵送とのことでした。世田谷区です。 また、パスワードについても、紙の申請書に記入してしました。 紙のマイナンバーに対してその暗証番号になるか確認されている書類がマスクの処理もされず紙の状態でも保管されていることに不安もあります。業務としても非常に効率が悪いです。 おそろい、パスワードを設定するのに何人もの職員が確認していると思われる。セキュリティ上も問題があると思われまます。 マイナンバーを普及させるためにも、手続きは簡略化し、慣用のあるものとしていただきたいです。	個人	総務省	1 申請時に来庁して本人確認を行う場合は、カードがU-1ISから住所市区町村に到着した際に、住所地区町村の職員が暗証番号を設定する必要があることから、暗証番号設定依頼書を提出していただいております。 なお、申請を郵送又はオンライン上で行い、カード交付時に来庁して本人確認を行う場合は、申請者本人またはその法定代理人が来庁時に直接暗証番号を設定することになります。 2 マイナンバーカードについては、申請から交付までの間、申請内容の審査やカードの作成、発送などを代行する必要があり、一定の期間を要することについて御理解をいただきますようお願いいたします。	該当法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条第1項、特定個人情報保護に関する法律第22条第33条第2項等	対応不可	「制度の現状」に記載のとおりです。	
1071	令和3年3月24日	令和3年12月2日	電動バイクの免許不要化	電動バイクを免許なくても乗れるようにしてほしい。	原付バイクなどと差別化を図り、自転車と原付の代わりの移動手段として普及させたい。ただバイク車検など整備も必要。	個人	警察庁	現行法では原動機付自転車と運転する場合には原動機付自転車免許等が、普通自動車と運転する場合には普通自動車二輪車免許等が、大型自動車と運転する場合には大型自動車二輪車免許がそれぞれ必要とされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号、第84条及び第85条第1項及び第2項 道路交通法施行規則(昭和35年政令第69号)第1条の2及び第2条	対応不可	運転免許制度は、自動車等の運転を一般的に禁止し、一定の資格を有する者に限って当該禁止を解除する、すなわち自動車等の運転を許可する制度であり、道路交通の危険を防止し、交通の秩序を維持することを目的としています。 提案事項における「電動(バイク)には、用いられる原動機が電動機である大型自動車二輪車、普通自動車二輪車及び原動機付自転車(以下大型自動車二輪車等という。))を指していると思われるところ、大型自動車二輪車等が道路交通の危険や障害を生じさせるおそれは、用いられる原動機が内燃機関であるが電動機であるかによって異なるとは言えず、車に原動機が電動機であることのみをもって運転免許を不要とすることは適当ではないと考えます。	
1072	令和3年3月24日	令和3年7月1日	出生児の手続きについて	新生児の手続きで、児童手当、健康保険申込み、出産一時金、出生届など、一括で行えるようにしてほしいです。	必要書類が重複していたり、手続きが面倒。また申請忘れなども多い。	個人	内閣府 法務省 厚生労働省	新生児の健康保険加入手続きについては、加入する制度が国民健康保険である場合、住民登録の手続と併せて行うこととなります。なお、被用者保険へ加入する場合は、事業主との手続の一環として、事業主を經由して保険者に対して手続を行うこととなります。 また、出産育児一時金については、保険者が被保険者に対して行う給付であることから、保険者に対する申請が必要です。なお、出産育児一時金の支給手続については、まとまった出産費用を事前に用意していないでも安心して出産ができるよう、被保険者と医療機関との間で代理契約を締結することにより、医療機関が被保険者に代わって請求と受取りを行う直接支払制度を可能としているところです。	健康保険法施行規則第56条等	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1073	令和3年3月24日	令和3年12月2日	道路交通法違反に罰金支払方法について	道路交通法違反による罰金の支払方法について、コンビニエンスストアやオンラインでの支払いなどもできるようにしてほしい。現状では銀行の窓口での支払いに限定されている。	平日の日中に仕事をしている者にとって、銀行の窓口へ行くことは困難である。銀行へ行くためには休職などを取得する必要があるが、罰金以上の負担を連発者に課していることになる。	個人	警察庁 法務省	【警察庁】 従来、法令上、反則金の納付及び振納付(以下「納付等」という。))は、納付書により、日本銀行(国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。))に対して行わなければならないとされてきましたが、納付書の利便性の向上や金融機関の事務負担の軽減の観点から納付方法の多様化を求める必要が生じたこと等を踏まえ、令和3年6月より、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等が法令上可能となりました。 現在、上記のような振込みによる反則金の納付等も、一部の県で実験的に実施しているところです。 【法務省】 罰金の納付については、現金での支払の場合、検察庁に直接持参するか、徴収事務規程により定められた「納付書(徴収証書)」により直接日本銀行(本店、支店、代理店及び輸入代理店を含む。))に納付することとされています。	【警察庁】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第128条第1項 【警察庁】 道路交通法施行令(令和30年政令第270号)第52条第2項等 【法務省】 財政法第2条第1項、徴収事務規程第14条等	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおり、令和3年6月から、一部の県において、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等が可能となりました。今後、更なる支払手段等の拡充に向け、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していくこととしています。 【法務省】 罰金の納付方法の可否については、機械的な個人情報を取り扱うことや、適切な裁判執行の観点等から慎重に検討を進めております。		
1074	令和3年3月24日	令和3年4月26日	住民基本台帳非開示申請について	家族から暴力を受けたため、住民基本台帳を非開示しています。ただこれは毎年更新する必要があり、また申請時に毎回警察に行ってハコを置っていくのは大変です。毎年、申請のために会社を休み警察に話をしハンコ置ってから非開示に行き申請を出しています。非開示に非効率的と思っております。暴力がいつなくなるかなど判断のしようがありません。こちらから非開示以上の申請がない限り非開示を継続するか、ネットでマイナンバーカードで更新出来るようにしてほしい。よろしくお願ひします。	毎日、平日に会社を休み警察と市役所のはごもなければならぬ、健康なうちが良いが、病気になったらそんな事出来ない。そもそも住民台帳の内容を本人以外に公開すること自体がセキュリティ上危険な事だと思えます。一度でも暴力やストーカー被害に遭った人は絶対にこの住所を知られたくないのです。安全な生活を守るため、ぜひお願いします。	個人	総務省	DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに異化し得ることから、期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしています。これは、支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で定められている在籍者の住所等の交付制限の特例的な取扱いを認めるものであることから、一定の期間を定めて、状況を確認し、適切に対応していくこととされています。	住民基本台帳法	検討を予定	DV等被害者支援措置の延長の申出のオンライン化については、まずは実務に携わる市区町村の意見などを聞きながら、現状確認の方法など、課題を整理した上で、具体的な手続を検討する必要があると認識しています。引き続き、DV等被害者の支援が適切に行われるよう、取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1075	令和3年3月24日	令和3年4月14日	マイナンバーの再交付手続きについての改善案	問題点 自身のマイナンバーカードが今年で5回目の誕生日を迎え、期限満了になったので、再交付をオンライン手続きで行いました。しかし交付時は、市役所での受け取りが必要になっており、市役所(昼間市役所)で受け取るだけでも120分待つことになりました。 解決策 オンライン申請で再発行手続きを行う場合は、マイナンバーカードの期限が切れる前にマイナンバーカードの電子証明書を併せてオンライン申請後に、住民票に搭載されている住所(郵送カード)を交付できるようなるべきだと思います。	政策効果 市役所に行く必要もなく、待ち時間も必要なくなる。 紙の書類で申請する方の待機時間を短縮できる。 受け取り時をオンライン化することで密になりにくい環境作りができる。	個人	総務省	番号492の回答をご参照ください。					
1076	令和3年3月24日	令和3年12月2日	青切符(交通反則告知書)の指紋の押印について	交通違反時に警官が発行する、青切符(交通反則告知書)について、指紋の押印を求められます。指紋の押印は、何か犯人扱いの様で、その指紋を犯罪者リストに登録されているのではないかと疑問に思っています。指紋の押印は、必ず指紋の押印を取られます。	指紋を押ししようとする時代に、未だに指紋を所持していないと、サインではなく指紋の押印を強要する理由が不明です。 指紋の押印は、何か犯人扱いの様で、その指紋を犯罪者リストに登録されているのではないかと疑問に思っています。指紋の押印は、必ず指紋の押印を取られます。	個人	警察庁 法務省	交通反則切符における「供述書(甲)」欄への押(指)印は任意であり、強制するものではありません。			「交通反則切符における供述書作成上の留意事項について(通告)」(令和3年9月7日付警察庁丁交指発第83号)により、警察庁から各都道府県警察に対して、 ○交通取締りに際して、警官官印に、仮にも押印等が違反者の法的義務であるという誤解を相手方にもたらすおそれがないよう指導すること。 ○違反告知の郵留等任意であることについて、ウェブサイトに掲載するなど、適切な周知を図ること を指示しています。 引き続き、都道府県警察に対して適切な対応について指導してまいります。		
1077	令和3年3月24日	令和4年7月20日	保育園の申込に關しての改善	■保護者が揃える書類を電子化 ツラリマの申込は、就労証明書、給与明細の提出が必要です。 ・保護者の時間短縮(※平均して2日間はかかる) ・書類の不備の軽減(※手書きから一歩進捗により情報の正確性が増す) ・保護者及び企業の負担軽減(※保護者は書留コピーの作業、企業は各個人の情報を確認し書類化する手間が削減) 2. 社会的な視点 ・マイナンバーカードの意義の向上(※利用価値、取得率の向上) ・不正防止、ミスの削減 ・能力の低い保護者の児童救済(※=書類手配がネックで保育園の申し込みを諦める家庭) ■保育園の当選、落選の最速化 【経済的な視点】 ・市役所の保育課職員の時間削減(※都市部であれば毎年数千の申し込みがあるため、10.1月以上) 2. 社会的な視点 ・最速による待機児童の減少 ・保育園の選択肢拡大(※居住地の地域だけでなく、通勤途中、会社のある地域も選択肢として選べるなど) 【補足】 現状ではキャリアアップ(所得が高い方)は保育園に落ちる確率が高いが、経済的にはキャリアウーマンこそ保育園を希望したほうが経済合理性が高い	■保護者が揃える書類を電子化 1. 経済的な視点 ・保護者の時間短縮(※平均して2日間はかかる) ・書類の不備の軽減(※手書きから一歩進捗により情報の正確性が増す) ・保護者及び企業の負担軽減(※保護者は書留コピーの作業、企業は各個人の情報を確認し書類化する手間が削減) 2. 社会的な視点 ・マイナンバーカードの意義の向上(※利用価値、取得率の向上) ・不正防止、ミスの削減 ・能力の低い保護者の児童救済(※=書類手配がネックで保育園の申し込みを諦める家庭) ■保育園の当選、落選の最速化 【経済的な視点】 ・市役所の保育課職員の時間削減(※都市部であれば毎年数千の申し込みがあるため、10.1月以上) 2. 社会的な視点 ・最速による待機児童の減少 ・保育園の選択肢拡大(※居住地の地域だけでなく、通勤途中、会社のある地域も選択肢として選べるなど) 【補足】 現状ではキャリアアップ(所得が高い方)は保育園に落ちる確率が高いが、経済的にはキャリアウーマンこそ保育園を希望したほうが経済合理性が高い	個人	個人 内閣府 厚生労働省	■保護者が揃える書類を電子化 利用者が必要な市区町村と施設・事業者が存在する市区町村間で調整のうえ、保育所の広域利用が可能でず。	子ども子育て支援法第20条第1項	対応	■保護者が揃える書類を電子化 オンライン申請のできる環境を整備する市区町村に対してするとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能なことと進捗を行っています。 また、令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、引き続き保育所等入所に係る手続き等のデジタル化に向けた検討を働き、更なる活用を促進してまいります。 ■保育園の当選、落選の最速化 利用者が、居住地以外の保育所の利用を希望する場合を含め、地域の事情に応じた適切な利用調整が行われるよう、引き続き周知してまいります。		
1078	令和3年3月24日	令和3年4月16日	建築基準法と消防法の取扱いについての見直し	非常照明は建築基準法であるが誘導灯は消防法、防火シャッターは建築基準法であるが感知器は消防法、防火区画でスプリンクラーがあれば緩和を受けるがその詳細は消防法の取扱いについておのり不燃な建築基準法の避難規定はすべて消防法で取り扱ってきである。また、消防法は経路確認避難経路のようなものを設け、そこで判断できるようにする。	実際に火災が生じたときは建築部局ではなく消防部局が救助及び消火活動を行う。しかし、避難経路を確保するための非常照明は建築基準法、誘導灯は消防法となり、同じような内容であっても建築部局と消防部局に重複しないといかない。防火シャッターはシャッターと感知器のセットで機能するのにそれぞれ扱う法律が異なり非効率である。これを統一し、消防法の避難規定は消防法で扱うようにするのが自然である。また、消防同意においても各消防の担当により判断が異なる。建築基準法の避難規定は消防法で扱うようにするのが自然である。また、消防同意においても各消防の担当により判断が異なる。消防同意に時間がかかり過ぎであり、建築確認の民間開放してもここがネックとなっている。建築主事ではなく消防主事責任を創設し、民間消防同意機関を作ること建築確認期間の短縮及び消防着職員の削減が可能である。	個人	総務省 国土交通省	建築物の防火対策については、建築基準法で敷地、構造等の最低基準を定めるとともに、消防法で初期消火や避難等のための設備の設置や訓練の実施等について定めています。 建築基準法の規定により非常用の照明装置が設置される場合は、消防法の規定において階段等の誘導灯の設置を不要とするなど合理化を図っています。また、建築基準法で定める防火シャッターと連動する感知器の基準等については、消防法の基準を引用することで、整合を図っています。 消防同意とは、建築基準法第93条及び消防法第7条に基づき、建築物の新築等の計画段階で、防火の専門業者である消防機関が事前に火災予防、消火活動等の観点からチェックを行い、防火に関する規定に違反しないことも、建築確認に併せて行われる。この防火に関する規定への適合の判断は、個々の建築物の立地条件や構造、形態等を踏まえて個別に行われるものである。 また、消防同意の期間は、消防法第7条により、建築基準法第6条第1項第4号に係る確認の場合にあっては、同意を求めた日から3日以内、その他の確認等の場合にあっては7日以内であることが規定されています。なお、消防同意は建築確認申請における内部行為として、建築主事の行う建築確認においては建築基準法第4条第4項に定められる建築確認の期間内、指定確認検査機関が行う建築確認においては建築主事と指定確認検査機関との間の契約による期間内で完了しています。	建築基準法第93条 消防法第7条 消防法施行規則第26条の2 建築確認手続き等に関する省令第263号 消防法第7条 消防法施行規則第26条の2 建築確認手続き等に関する省令第263号 消防法第7条 消防法施行規則第26条の2 建築確認手続き等に関する省令第263号	銀行制度下で対応可能	建築物の防火対策については、建築基準法で敷地、構造等の最低基準を定めるとともに、消防法で初期消火や避難等のための設備の設置や訓練の実施等について定めています。 建築基準法の規定により非常用の照明装置が設置される場合は、消防法の規定において階段等の誘導灯の設置を不要とするなど合理化を図っています。また、建築基準法で定める防火シャッターと連動する感知器の基準等については、消防法の基準を引用することで、整合を図っています。 引き続き、建築基準法と消防法とで基準の合理化や規定の整合が確保されるよう、関係省庁間で適切に連携、調整を図ってまいります。 消防同意は、個々の建築物の立地条件や構造形態等を踏まえて防火に関する規定への適合を判断することにより、建築物の火災予防上の安全性を確保するものであることに加え、消防機関が消防同意を通じて把握する建物情報は、建築工事中でも火災発生時における消防活動時の方針の決定や、隊員の安全管理上不可欠なものであることから、民間で行うことは適切ではないと考えられています。 また、消防同意の期間は、消防法において、建築物の規模等によって日以内または7日以内と規定されていますが、これは審査に必要とされる最低限の日数に制限されているものであり、消防機関が任意に決定することではないものとす。 なお、消防同意は、建築確認事務における内部行為として、建築確認の期間内で行われているものであり、建築主の負担の軽減等の観点から、消防庁において、国土交通省住宅局と調整の上、建築主事等が行う建築確認審査と消防機関が行う消防同意審査を並行して行う取組の導入に向けた通知を発出し、建築確認事務全体の審査期間の短縮を図っています。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1084	令和3年3月24日	令和3年4月16日	銀行等による保険販売に関する取組の強化及び実効性確保	銀行等による保険販売については、消費者保護や公正競争条件の確保の観点から弊害防止措置が図られているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険一時払養老保険を対象商品に既すことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金のとの誤認防止措置)についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「返金金が振込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「振込まれた商品が生命保険であることなども「理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金のとの誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	銀行等による保険販売には弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を踏まえてきたにも関わらず、2012年4月に「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険一時払養老保険が除外された。しかし、2006年9月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している事業主を含む一般消費者約1000名を対象としたモニターアンケート(全10回・直近2018年8月実施)では、いずれにおいても一時払終身保険一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行の取引を考えずやむを得ず加入した」等の回答が多数あった。また、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声を多数寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然発生していること明らかに、一時払終身保険一時払養老保険を対象商品に既すことも含めた「融資先販売規制」を強化していく。また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金のとの誤認防止措置)についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「返金金が振込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「振込まれた商品が生命保険であることなども「理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金のとの誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が図られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タレント規制 ・担当区分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から図られているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等へ改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
1085	令和3年3月24日	令和3年7月7日	健康保険組合に対する行政監督等における書面対応の強化の見直し	【業務遂行上負担となっている書面・押印手続きを削減する制度】IoTを活用して業務を効率化するために、行政手続におけるデジタル化を全面的に推進するとともに、非合理的な行政指導等を是正していただく。	厚生労働省地方厚生(支)局が健康保険組合に対して実施する行政監督においては、電子様式で提出されたものについて全て紙に出力して編綴・保管するよう求められる。又はハココン処理を行っている処理処理について、月が変わる毎に年度の当初から紙を納めとして出力し、編綴・保管していただく求められる等、非合理的な行政指導がなされている。また、行政手続におけるデジタル化を全面的に推進するとともに、非合理的な行政指導等を是正していただく。	健康保険組合連合会	厚生労働省	現在、健康保険組合に対する実地指導監督については、主に紙媒体による確認により実施しています。	通知等(平成13年3月22日付け保発第76号厚生労働省保発局長通知等)	対応	健康保険組合に対する実地指導監督については、健康保険組合の文書保存体制を踏まえて行う必要があること、令和22年11月から運用を開始した電子申請システムにより、今後は、電子申請手続の増加及び電子文書による文書保存のことも認識しています。この認識のもと、令和3年度において、電子文書の確認手法にかかるとの課題を把握するための移行電子監査を実施し、その結果より、早ければ令和4年度から順次、電子文書についても確認を行うための移行を予定しています。なお、健康保険組合を申請者として届け出る各種届出・報告のうち、償目的に押印を求めている手続については、「保険者を申請者として届け出る手続における保険者の押印について」(令和3年3月31日付け保発第001第1号厚生労働省保発局長通知)により、押印を不要としたこととす。	
1086	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方自治体の医療費助成事業に支基金への委託と委託者等情報のマイナンバー情報連携システムへの提供	地方自治体の医療費助成事業について、全ての受給者に受給者証を交付し、現物給付とするとともに、支基金への委託を行うとともに、各保険者等へ表面で照会を行う事務が生じており、それを回答する健康組合には非効率的な業務となっている。地方自治体の医療費助成事業については、全ての受給者に受給者証を交付し、現物給付とするとともに、支基金への委託を拡大することにより地方自治体、保険者、医療機関の業務効率化と患者の利便性、デジタルの促進に資する。なお、地方自治体が交付する特定疾患医療受給者証及び各受給者証等の情報をマイナンバー情報連携システムに取り入れることが可能になれば、関係各機関のより一層の業務効率化に資する。	地方自治体における医療費助成事業については、支基金への委託が任意とされており、償還払いの場合、地方自治体は受給者へ償還払いを行うため、受給者に給付申請書への書面、押印の手続きを求めるとともに、支基金への委託を行うとともに、各保険者等へ表面で照会を行う事務が生じており、それを回答する健康組合には非効率的な業務となっている。地方自治体の医療費助成事業については、全ての受給者に受給者証を交付し、現物給付とするとともに、支基金への委託を拡大することにより地方自治体、保険者、医療機関の業務効率化と患者の利便性、デジタルの促進に資する。なお、地方自治体が交付する特定疾患医療受給者証及び各受給者証等の情報をマイナンバー情報連携システムに取り入れることが可能になれば、関係各機関のより一層の業務効率化に資する。	健康保険組合連合会	厚生労働省 内閣府 総務省	各自自治体が行う医療費助成事業における審査支払業務の支基金への委託は、支基金と各公費負担者の自由な契約に基づいて実施されているところである。	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 健康保険法施行令第41条第1項第2号等	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり。	△
1087	令和3年3月24日	令和3年7月7日	保険医療機関の返戻再請求に係る書面シートの取扱い	・オンライン請求医療機関からの再請求時における書面シートの請求 ・電子媒体請求医療機関からの再請求時における電子媒体再請求を可能としたこと ・(特に)資料医療機関(電子媒体請求72%)	厚生労働省総務課長通知により医療機関に返戻された請求(シート)にかかる書面での再請求を認める等の内容が、支基金改革における業務効率化のための書面シートの削減の施策を妨げているため。 ○参考 厚生労働省総務課長通知(平成22年7月30日保総発0730第2号) 「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理機能等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(抜粋) <通知要旨> (2) 電子情報処理機能による診療(調剤)報酬の請求に関する方法 ※オンラインによる場合 (2) 返戻請求に係る再請求分がある場合は、保険医療機関等の選択により、電子情報処理機能を使用するか、また、(特に)審査支払機関が返戻した現行の紙シートに就いて出力した紙シートに請求命令に定める診療(調剤)報酬請求書を添えて提出すること (2) 見次システムによる診療(調剤)報酬の請求の届出 ※電子媒体による場合 (2) (4)返戻請求に係る再請求分がある場合は、(特に)審査支払機関が返戻した出力した紙シートに請求命令に定める診療(調剤)報酬請求書を添えて提出すること	健康保険組合連合会	厚生労働省	提案理由に記載してある、「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理機能等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成22年7月30日通知 保総発0730第2号)のとおりです。	保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理機能等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて(平成22年7月30日通知 保総発0730第2号)	対応	審査支払機関の在り方に関する検討会において、令和3年3月29日に報告書を取りまとめました。 オンライン請求を行っている医療機関等による返戻再請求に関する取組としては、シート・添付・分割サービス開始時期に合わせ、令和3年10月から、審査支払機関が行っている、オンライン請求医療機関等への紙媒体による返戻を廃止し、オンラインによる返戻のみとする。+加えて、令和4年度中には、紙媒体で返戻されたシートに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等については、再請求をオンラインによるものとする。 ※ただし、医療機関・保険業者等の事務に混乱が生じることのないよう、令和4年度なるべく早期に、シート撤廃開始による負担軽減の状況やシステムへの影響等を把握し、令和4年度中の対応の実施時期、方法を判断することとしています。 医療機関・保険業者等において混乱が生じることのないよう環境を整備し、両者歩調を合わせて紙媒体を減らしていくことを進めてまいります。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1088	令和3年3月24日	令和3年6月16日	電子カルテ、特定健診情報等のデジタル化の推進	電子カルテ、調剤の電子処方、特定健診結果の電子化等の早期のデジタル化について、国の政策により行っていただきたい。医療機関、保険者、審査支払機関の連携の強化等の請求及び審査支払の業務効率化を図るため、標準化された運動性のある記録条件を確保し、労務負担を軽減し、他のデジタル化についても、国が個人情報保護に係る法整備を検討しつつ主体的に進めるべきと考えたい。	令和3年3月から順次開始されるオンライン資格確認、医療費・薬剤費情報、特定健診情報の提供等の開始について、これらの円滑な開始と定着推進を図るためには、電子カルテ、調剤の電子処方、特定健診結果の電子化等の早期のデジタル化が求められる。これらは国民全体に普及される取り組みであることから、保険者の一方的な負担において行われざるを得なく、国の施策として行って頂くことを考えている。その他のデジタル化についても、国が個人情報保護に係る法整備を検討しつつ主体的に進めるべきと考えたい。	健康保険組合連合会	内閣府 個人情報保護委員会 厚生労働省	【特定健康診査に関する記録について】 特定健康診査に関する記録については、保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号）等10条の規定により、電磁的方法（電子的方式、電磁的又はその他の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、保存し、複製し、改ざんしないこととされています。また、保険者が特定健康診査の実施を外部に委託した場合においても、当該委託先（委託先）は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成25年3月28日厚生労働省令第92号）第1の4（1）の規定により、特定健康診査に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出することとされています。」 【PHRIについて】 「PHRIにも対応したデータ・システムの集中改革プラン」に基づき、PHRIの対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要法令上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、適用することとしております。 【電子カルテについて】 電子カルテは、医療機関の業務の効率化及び医療従事者間の円滑な連携を図るなどの効果があり、400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は年々上昇しています。また、厚生労働省としては、医療機関間の連携の基盤として、電子カルテ情報やその交換方式の標準化を進めることが重要と認識しています。 【標準化された運動性のある記録条件仕様について】 レセプトの記録条件仕様については、標準化されています。	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号） 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成25年3月28日厚生労働省令第92号）第1の4（1）の規定により、特定健康診査に関する記録を電磁的方法により作成することとされています。」 【PHRIについて】 制度の現状に係る記載のとおりです。 【電子カルテについて】 厚生労働省においては、「健康・医療・介護情報活用検討会」及び「医療等情報利活用ワーキンググループ」において、アプリケーションと連携が容易なHL7/FHIRの規格を用いてAPIで接続する仕組みを提案・検証することを検討することとされています。このような方向性に基づき、電子カルテへの実装等について、医療情報連携を活用して支援することを念め検討してまいります。 【電子処方について】 電子処方箋の仕組みについては、単に処方・調剤業務の効率化にとどまらず、被保険者全体が利益を受ける仕組みとして電子処方箋および処方・調剤情報を管理するシステムを構築する予定です。 【標準化された運動性のある記録条件仕様について】 記録条件仕様の運動性については、レセプト以外の記録条件仕様も標準化されたい、必要に応じて検討してまいります。	一部検討予定	
1089	令和3年3月24日	令和3年7月7日	健康保険法における現金給付等の給付窓口とマイナンバーの紐づけ	健康保険法に基づき現金給付等を保険者が加算に給付する場合において、得意先（マイナンバー）に口座を紐づけられた場合は、当該口座口座に入金することができたい。	これにより患者等が書面による還付申請を行う手続きの簡略化及び押印の廃止に繋がるため。また地方自治体や税務署においても還付額の調整のための証明書の提出を求める業務負担が軽減するため。	健康保険組合連合会	内閣府 厚生労働省	健康保険法第102条等	検討に着手	現金給付の払込口座とマイナンバーの紐づけについては、第204回国会に提出されているデジタル改革関連法案等を踏まえ、被保険者が希望する場合にはマイナンバーと紐づいた口座へ給付を行うことが可能となるよう、必要な検討を進めたいと考えています。	
1090	令和3年3月24日	令和3年7月7日	未道整復療養費等申請書のオンライン化	現在整備されているオンライン環境を活用して、未道整復療養費等申請書のオンライン化を図っていただきたい。保険者を取り巻くネットワークシステムには「社会保険・税手続のオンラインプラットフォーム」として「健康保険・税手続のオンラインプラットフォーム」が存在します。社会保険・税手続のオンラインプラットフォームでは、専業主婦の行政手続を電子申請するためのシステムで有り、現状、被保険者からの申請がほとんどはの画面としていますが、行政手続の窓口として、当該サービスの利用が最も有効であり、負担の面においても軽減が図れると思料します。	現状において未道整復療養費は受領委任のため、施所者が作成した保険者へ請求するための療養費支給申請書を作成し、請求内容を確認し、施所の事前に同意した署名（押印）を行うため、書面による申請となっている。（受領委任制度） 各保険者等はそれぞれでデータ化を行い審査を実施しているが、各都道府県に設置された審査委員会が審査を行われており、非効率な状況となっている事。また制度上対応で患者に署名を求めるとは施所者にも業務上の負担が生じる。 署名に代わる患者が請求内容を確認できる受領委任の仕組みを早期に構築し、申請をオンライン化にすることで、現在各保険者でそれぞれに行っている審査支払業務を一元管理することが可能となること。さらに対応で行われている審査委員会の業務効率化に繋がることと期待される。 なお、健康保険法78条において療養費は現金給付であり、健康保険法施行規則66条により被保険者の申請に基づき支給されるものであり、通知により患者の同意に基づき取り行っている受領委任とはなっていない。このように療養費は一途の申請方法があるほか、医療費全体からすれば割合は小さくはなっていないため、療養費のオンライン化のため、今後新たなオンラインの仕組みを構築することは保険者等にとっては大きな負担となるため、受け入れ難いことを承知させていただきます。	健康保険組合連合会	厚生労働省	なし	検討に着手	電子化については、社会保障審議会医療部会未道整復療養費専門委員会において引き続き議論を行うこととしており、その議論や保険者及び施所団体等の意見を踏まえ、検討していきます。	
1091	令和3年3月24日	令和3年6月16日	納税証明書を全国どこでも取得可能にすること	現在、関係国の納税証明書の取得には、紙申請の他、e-taxによる電子申請の方法があるが、窓口で受ける場合は、取扱法人等の所在地を管轄する税務署でのみ交付が可能とされている。これを全国どの税務署でも交付が可能となるよう改善してほしい。	行政書士は各種許認可の申請を主な業務としているが、各種申請には添付書類として、納税証明書の添付を要求されることが多い。この場合、依頼者が納税証明書を取得することになるが、依頼者は全国に展開している事業者もあり、仮にe-taxで申請しても、緊急を要する場合には郵送では間に合わないため、直接窓口に出向かなければならず、遠方にある場合には、時間・労力ともに負担が大きい。現在はネットワークが発達しており、国の納税管理も進んでいるのであるから、システムを少々変更すれば全国どこでも税務署の窓口でも交付が可能だと考えます。国民の利便向上にもつながると考えます。	日本行政書士会連合会	財務省	車載通税法	対応	令和3年7月から、マイナンバーカードをお持ちであれば、e-Taxにより新たに国税の納税証明書を電子ファイル(XML形式)を請求していただくことができます。また、書面により郵送で受け取ることもできます。	
1092	令和3年3月24日	令和3年6月16日	一般貨物自動車運送事業等申請書の電子化	改正概要では一般貨物自動車運送事業の許可及び認可において、運輸局長及び運輸支局長の審査で、運行管理及び整備管理体制等の審査を要する案件について、標準処理期間を1ヶ月延長するとされ、一般貨物自動車運送事業の経営許可申請においては、施行前3～4ヶ月であったものが施行後3～5ヶ月に変更された。また、事業の継続発行のための経済的基礎の審査の規格化について、人員費、燃料油費、修繕費等の計上期間を(2ヶ月分→6ヶ月分)、車両費、建物費、土地代の計上期間を(6ヶ月分→19年分)へ大幅に変更されており、申請中、売上の全額確保はできなかつた。また、環境の証として申請時及び申請期間中の指定された期日の2回、銀行残高の残高証明書の提出を求められており、申請書の経済的負担は大きく、実質的な参入障壁となっている。そこで、標準処理期間を短縮することにより、申請書の経済的負担を軽減していただきたく、お願いいたします。	改正概要では一般貨物自動車運送事業の許可及び認可において、運輸局長及び運輸支局長の審査で、運行管理及び整備管理体制等の審査を要する案件について、標準処理期間を1ヶ月延長するとされ、一般貨物自動車運送事業の経営許可申請においては、施行前3～4ヶ月であったものが施行後3～5ヶ月に変更された。また、事業の継続発行のための経済的基礎の審査の規格化について、人員費、燃料油費、修繕費等の計上期間を(2ヶ月分→6ヶ月分)、車両費、建物費、土地代の計上期間を(6ヶ月分→19年分)へ大幅に変更されており、申請中、売上の全額確保はできなかつた。また、環境の証として申請時及び申請期間中の指定された期日の2回、銀行残高の残高証明書の提出を求められており、申請書の経済的負担は大きく、実質的な参入障壁となっている。そこで、標準処理期間を短縮することにより、申請書の経済的負担を軽減していただきたく、お願いいたします。	日本行政書士会連合会	国土交通省	「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）」 「貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第2号）」 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請書の取組について」（平成15年2月14日国土交通省第7号）」 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請書の取組について」（平成15年2月14日国土交通省第80号）」	対応不可	上記（左記）のとおり、平成30年の貨物自動車運送事業法の改正により各種許認可基準が明確化されたことに基づき、審査事項の見直しを行いました。特に、一部規制に係る見直し期間の延長については、貨物自動車運送事業を行うために必要な経済的基礎が事業開始前から万全であることを確認する目的で実施したところであります。また、各審査における標準処理期間の見直しについては、改正法の施行により貨物自動車運送事業の許認可に係る審査事項が大幅に増える一方、引続き適切な審査を行う観点から実施したところであります。今後も引き続き、迅速かつ適切な審査に取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1093	令和3年3月24日	令和3年5月24日	公共工事における書式のムダについて	公共工事の発注機関による次の提出書類及びデータにおいて、主幹内容が多岐にわたるため、官公庁、自治体、外郭団体において統一し、労働時間・経費は印刷物の排出を削減していただきたい。	無償公共工事においては、どんなに小さな工事でもおおよそ表紙5ページ以上の書類を作成し、提出を求められます。官公庁、自治体、NPO等の外郭団体において、それぞれに違いがあり、更に変更もあり、現場ではほぼ書類作成に追われ残業が膨らみ続けます。内容も発注者はとり担当業者によって異なる指示があり、作成しなおしは常時となります。様式を探すところから始まります。内容も発注者はとり担当業者によって異なる指示があり、作成しなおしは常時となります。この時間を節約して、品質管理・安全管理・労働環境の改善に予算や手間を割く方が、よほど良い仕事ができます。工事の発注は実績が求められることが多いために、同類工事を請けることが多く、同じような書類を作成します。せめて様式が統一され、DLページが固定されていれば、どれほど良いことでしょうか！	個人	内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	建設分野では、公共建築工事で用いる標準的な書式として、公共建築工事標準書式を定め、ホームページで公開するとともに、公共建築工事の設計図書(公共建築工事標準書式)で同書式を規定し、書式の統一化を図っています。  土木分野では、工事書類について業団体との意見交換等により削減や簡素化、集約化を進めています。 また、標準書式を定め、HPにて公表しています。 電子化・紙削減については、受注者から提供される書類の削減の取組も実施しています。 なお、各省庁/自治体/外郭団体等の工事において標準書式を使用するかは、各自治体の判断に依っています。	その他	行政への入札・契約に関する手続については令和2年12月までに行政手続コスト20%以上削減するとの目標を掲げ、以下の取組を行うこととしている(規制改革実施計画(令和2年7月閣議決定))。 ① 行政手続コスト削減目標の達成 ② パワーアップ推進を図るとともに、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)の削減を実現する。財務諸表についても、関係機関と削減に向けた検討を進め、必要な措置を講じる。 ③ 競争事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンストップの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。 ④ 上記に加え、地方公共団体の競争入札参加資格申請書について、標準書式の取りまとめとともに、地方公共団体の電子申請システムへの反映等が行われるよう必要な施策を講じる。 このほか、昨年12月からは、建設業許可等に係る手続のオンライン化に関して、事業者等から広く利用されるものとなるよう、オンライン利用率を大幅に引き上げる目標を掲げた取組みを始めています。  建設分野では、制度の現状に記載した取組を継続します。  土木分野では、今後も受発注者の業務負担軽減のため、引き続き工事書類簡素化や集約化を進めたいと共に、標準書式等の公表を続けていきます。		
1094	令和3年3月4日	令和3年4月16日	【必見】札付保費用の勤務証明書統一化	各市町村に提出している、在籍証明(勤務証明)の必要記入事項を統一することで、全篇一律の在籍証明(勤務証明)フォーマットを作成する。各市町村でバラバラのフォーマットのため、記入しづらく、かつ作成に手間がかかっている。	内閣府や厚生労働省から、各自治体への要請を行っている認識ではありますが、遅々として進んでいないのが現状だと思います。この様式の統一化は80%が統一してOKではなく、100%になって初めて成功したといえるでしょう。ここまで進んでいない主な原因としては、各自治体によって保育施設へ入所させる判断基準が異なる点にあると考えられます。(この判断基準が違う時点で公正公平な行政サービスを受けられる権利が阻害されているという大きな課題については前報) この主な理由で進んでいないのであれば、次は小さく兼ねるの考えの全、全国の判断基準をまずすべて洗い出します。その次に、判断基準について総合的に判断して合理的でないものがあればこの時点で削除します。最後に残ったすべての判断基準を網羅できるだけの様式に作り直し、再発行したいと思います。様式が統一されれば、許認可等のスピードが上がることになります。	個人	内閣府 厚生労働省	番号519の回答をご参照ください。				
1095	令和3年3月4日	令和4年5月19日	保育所の申し込みに関する証明書の書式について	地域により書式が異なるため、保育所の申請や継続利用に必要な証明書を企業で作成のうえ社員が保育所を通して役所に提出しているが、書式がバラバラのため作成に時間がかかる。印刷も必要とされている。	ロープワークの紹介等については、賛同給付など企業が電子申請可能であるが、同様、証明書についても電子申請ができるように書式を統一してほしい。 または、マイナンバーで照合することで証明書類をなくすることはできないか。 上記に加え、企業と社員の負担が軽減し、政府の負担もスケーラビリティになる。また、地域による書式のくづつきもなくなる。保育所への入所後もスピーディーになり、社員の復職も早まることで、育児給付のコストも減らすことができ、会社は人材を確保でき、社員は給付を早く得ることができる。	個人	内閣府 厚生労働省	番号355の回答をご参照ください。				
1096	令和3年3月24日	令和3年4月16日	法令、施行規則、官公庁運営等指示などで、書面が必要なものを電子記録簿・電子記録簿の代用を進めること。	【制度的現状(現行規制の概要等)】 ・現行、様々な法令、政省令、施行規則において手続には書面を要するものと定めがあることにより企業・個人の行動が制約されている。 【背景理由】 ・Withコロナでの企業間/個人取引において、緊急事態宣言が再度発令されるような行動制約下では特に問題を有した取引がネックとなる。特に急激取引においては電磁的記録を用いた手続を整備することで災害下においても企業/個人へ迅速な振替が可能となる。	都銀懇話会	内閣府 内閣府	デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成24年法律第151号))では、国に対して、民間手続におけるデジタル化の促進のための環境整備を行う義務を課すこととしております。  情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (民間手続における情報通信技術の活用促進のための環境整備等) 第15条 国は、民間手続における情報通信技術の活用を促進するため、契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその担当事務の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認めるときは、民間手続(当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。)が電子情報処理技術を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成24年法律第151号)第15条	企業間/個人取引における書面・押印の義務付けについては、経済界からの要望を踏まえ規制改革推進会議において見直し検討を行い、見直しされたこととなった案件のうち法律で義務付けられているものについては、今後、電子化を可能とする改正法案を国会で提出し、引き続き、法令等で義務付けられている書面・押印についてはご要望の声を踏まえ見直しを図ってまいります。			
1097	令和3年4月23日	令和3年5月24日	不動産賃貸借契約におけるハンコレス、ペーパーレス、対面説明レス	不動産賃貸借契約において、押印なしでも、契約ができるように規制を改めて下さい。不動産賃貸借契約書が、紙の書面である必要なく、電子的に契約ができるようにして下さい。また、住宅に関する重要事項説明も、対面で受ける必要をなくしてください。	コロナ下の7月に、社事の都合により、地元から東京に引っ越しをし、東京のマンションの一室にて賃貸借契約を締結しました。その際、不動産賃貸借契約書の押印と宅建業法上の重要事項説明のためだけに、一度、東京を強いられた。また、地元に戻ることとなり、大きな不動産の賃貸契約ならぬ、マンションの賃貸において、オンラインでの契約ができないのはおかしな気がします。 不動産賃貸借契約書への押印と、宅建士の方からの重要事項説明を受けた。 宅建士の方からの重要事項説明も、かなり形骸化しており、そもそも規制緩和が必要な時期ではないでしょうか。 なお、私自身、宅建士試験は合格していますが、現行法は、口頭での説明や書類の交付に拘り過ぎたと思います。 関連法令の改正を行い、不動産業を成長産業に育てて下さい。	個人	国土交通省	宅地又は建物の賃借の契約締結時の重要事項説明については、テレビ会議等を用いて双方でのやりとりを行うこと、重要事項説明書を事前送付すること等の条件を満たすことにより、平成29年10月以降、オンラインで手続を対面で行うのと同等に取り扱っていただくことができます。 この際も、宅地建物取引士が記名押印した重要事項説明書等の書面(紙)による交付が必須となっており、また、第204回国会において成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、宅地又は建物の賃借の契約締結に際して交付すべき重要事項説明書等について、宅地建物取引士による押印を廃止するとともに、契約の相手方の承諾を得て、電子的方法による交付を可能とする等の宅地建物取引業法の改正を行うこととしております。	宅地建物取引業法第35条、第37条	制度の現状欄に記載のとおり、オンラインでの重要事項説明は現行制度にて実施可能となっております。また、賃貸借契約締結時の押印廃止・電磁的方法による重要事項説明書の交付を可能とすべく、第204回通常国会で成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において宅地建物取引業法を改正したところ。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1098	令和3年4月23日	令和3年5月24日	戸籍簿等の発行について	戸籍附票、戸籍簿本など本籍地のあり役所で行かなくてもいいのはおかし！各市町村の役所が繁がって、遠方に住んでいる、住んでいない所の役所から発行できるようにならないでしょうか？	手元に届くまでに時間がかかることにより、済ませたいことが1日で済まない。他所に提出する書類も、戸籍簿本などが届くまで待たなければならない。本籍地がある役所へ、郵送で請求する場合も、ゆうちょ銀行で定期小為替など購入する手間がある。そして郵送の個人情報とか、公務員の職務怠慢とか思えない。	個人	法務省	戸籍簿抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を運営する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年4月現在656の市区町村で導入され、そのうち430の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
1099	令和3年4月23日	令和3年5月24日	戸籍簿本、抄本コンビニ取得改訂について	マイナンバーによる戸籍簿本、抄本コンビニ取得ですが、戸籍、住民票と同じ自治体住所がないとコンビニ取得できません。すなわち住民票が戸籍のある自治体になっても取得できるようにする。	マイナンバーによる戸籍簿本取得に申請者本人住民票住所が関係がない。急に戸籍簿本取得が必要になったとき、郵送による申請は10日間かかる。委任状による窓口申請にも戸籍がある自治体に行きにくいとしても、委任状を代理人宛郵送しなくてはならず、郵送による書類やり取りに結局10日間程度かかる。例として長期手続きで学歴証明を提出する必要がある場合、女性の方の場合、苗字が変わっているため、戸籍抄本が必要となる場合がある。ほかにも過去の苗字と現在の苗字が異なる場合の個人証明にもよります。	個人	法務省	戸籍簿抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を運営する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年4月現在656の市区町村で導入され、そのうち430の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
1100	令和3年4月23日	令和3年4月28日	マイナンバーカードの受け取りについて	マイナンバーカードの受け取りで、今回は子供(高3、中1)のも一緒に手続きしました。受け取りには本人が来ないと行けないと言われて、学生で平日は学校、土日は塾、部活等...受け取り時間までに帰宅することが無理です。長期休みの期間しか受け取りできません。委任状でもできないのでしょうか？入籍中や帰国に入れている方は委任状で対応しているのなら、できるのではないのでしょうか？度々手間はかかるのだからと思います。急ぎが必要というわけではありませんが私も、休みの日などを利用していため、前案を対応してほしいです。	休みの日を利用して、マイナンバーカードの受け取り予約をしました。子供の一緒に手続きしたので、受け取りも代理でできるのだと思っていました。入籍している方や、帰国に入れている方は委任状での対応ができるのに、学生には対応できないのがおかしと思います。委任状対応等で難解者が受け取り可能にして欲しいです。結局受け取りには予約も必要で、この日の時間、ポイントで子供を連れて行く、部活や塾等でおかか費の負担を受け取りたい場合は、もちろんきちんと確認が必要だと思います。)	個人	総務省	番号908の回答をご参照ください。				
1101	令和3年4月23日	令和3年5月24日	小為替、印紙のコンビニ扱い	定期小為替、収入印紙・収入証紙は郵便局の取り扱いです。これをコンビニでも取り扱ってほしい。	定期小為替は郵便局、収入印紙と証紙はゆうちょと分けられています。また平日のみの扱いです。仕事をしている人間にとっては時間制約があり、郵便局が開いている時間には間に合わない。コンビニ扱いになれば時間的にはかなり利便性が向上する。	個人	金融庁 総務省	(為替) 現在、ゆうちょ銀行及び日本郵便の為替の取扱いについては、銀行法(昭和56年法律第59号)に基づき行われており、取扱場所が制限されているものではございません。 (収入印紙) 郵便切手類販売所等に関する法律(第2条)において、「日本郵便株式会社は、(簡)印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる」と規定されています。 (収入証紙) 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入によることができるとされており。	(為替) 銀行法(昭和56年法律第59号) 銀行制度下で対応可能	(為替) 制度の現状に記載のとおりです。なお、ゆうちょ銀行及び日本郵便の為替の取扱いについては、両社において判断されるものでございます。 (収入印紙) 収入印紙は、「郵便切手類販売所等に関する法律」に基づき、日本郵便株式会社からの委託によってコンビニで売りさばくことが可能になっています。現在、両社は主にコンビニチェーンの各店舗と委託契約を結んでおり、実際に多くのコンビニで収入印紙の購入が可能になっています。 (収入証紙) 証紙による収入の方法に関しては、条例の定めるところによるものであり、その証紙を取り扱うことができる者の範囲について、地方自治法及びその関係法令において制限はありません。証紙を取り扱うことができる者の範囲については、各地方公共団体において、それぞれの実情に即して判断いただくべきものと考えます。		
1102	令和3年4月23日	令和3年5月24日	当該サービスは、登記所に整備されているデータ(不動産情報・登記簿、地価等)を、有料でダウンロードできるシステムですが、登記所開庁時間しかダウンロードできない。土地家屋調査士業務を行っているのですが、毎朝開庁時間しかダウンロードできないのが理屈で、クライアントサービス向のためにも、24時間ダウンロードできるようにしてほしい。	1. 法務局サーバーに入っている情報をダウンロードするだけなのに、法務局の開庁時間しかダウンロードできないのはナンセンス。 2. クラウドへのサービスが向上すれば、就業時間以降就業時間以降又は又は、土日作業し、早々にクライアントに情報を提供できるのに、法務局の開庁時間まで待たなくてはならないのは、不合理。 3. 当該サービスを活用する上で、土地家屋調査士は年会費も支払っているのに、24時間活用できないのは、どこかの大使館のメールよりひどい。	個人	法務省	登記情報提供サービスの利用時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	検討を予定	登記情報提供サービスの利用時間の拡大につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、適切に対応を検討してまいります。		
1103	令和3年4月23日	令和3年3月19日	保険証にお薬手帳のデータを読み込ませようとしています。保険証にマイコードを付けてそこに処方箋を登録して頂く。	薬局で毎回「お薬手帳をお持ちですか？」と聞かれ、毎回持っていないからシールをもらうけどそのシールも無くから、いろいろ無駄なやり取りだなと思えてきたので投稿しました。処方箋の読み出しはマイコードで管理して頂く。薬局の種類ごとにマイコードを割り当て、処方箋の読み出しにしたいデータを読み込ませれば、医者も薬剤師もその人がどのような薬を使ったか、また使えないかを診察前から判断でき、病院を移った時でも一から情報を判断する必要がなくなると思います。	個人	厚生労働省	お薬手帳については既に電子化されており、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付厚生総発1127第4号)において、医療機関・薬局や、電子版お薬手帳の運営事業者が留意すべき事項を示しています。また、マイコードを介して閲覧できる薬剤情報等は、事業者の対応が必要ですが、API連携を通して電子版お薬手帳上で表示することが可能となっています。令和5年1月から開始された社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人国民健康保険中央会を運営主体とする電子処方箋管理サービスにおける処方情報・薬剤情報もAPI連携が可能になっています。	対応	制度の現状に記載のとおりです。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1104	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保育園入園・学童入所のための保育証明書発行	保育園入園・学童入所のための保育証明書発行について定式化・オンライン化のお願い	保育園入園・学童入所のために行政に保護者が提出する保育証明書を企業で担当しておりますが、全て紙での発行+押印が必要+各自治体でフォーマットが違い、企業の大変な負担となっています。(また自治体側でも全て紙でチェック・処理していますので同時に負担となっているかと) google formを使用するなど、いれでもオンライン化はできませんです。	個人	内閣府 厚生労働省	番号216の回答をご参照ください。				
1105	令和3年4月23日	令和3年5月24日	取締役(理事等)の自己破産についての法改正	会社(特定非営利活動法人を含む)の取締役の自己破産についての法改正を願っております。民法と商法で違うので民法に合わせて民法を定めて欲しい。特定非営利活動法人の理事については民法でも適用にしたい。また、一度、委任契約が終了してしまうもの、再度会社から取締役を選任されたい。取締役になることができるので。	会社と取締役との委任関係を規定している民法では、自己破産が委任契約の終了事由として規定されており、自己破産をする方が会社の取締役をしている場合には、退任することになってしまいます。さらに以前は、民法によって自己破産を申し立てて免責が確定するまでの間は取締役になることができないと規定されていました。しかし、2006年に新会社法が施行され、民法の規定が削除されたことで、自己破産を申し立てて免責が確定するまでの間であっても取締役になることができるようになりました。そのため、一度、委任契約が終了してしまうもの、再度会社から取締役を選任されたい。取締役になることができるので。	個人	内閣府 法務省	株式会社と取締役との関係は、委任に関する規定に従うこととされています(会社法第330条)。また、委任者が破産手続開始の決定を受けたときは、委任は終了することとされています(民法第653条第2項)。したがって、取締役が破産開始の決定を受けたときは、株式会社と取締役との間の委任契約は終了することとなり、取締役は退任することとなります。ただし、会社法において破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないことは取締役の欠格事由とはされていませんので(会社法第331条参照)、破産手続開始の決定を受けたことにより取締役を退任した者であっても復権を得ていない者であっても、改めて株主総会の決議によって取締役を選任されれば、取締役となることができます。なお、特定非営利活動法人においては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は役員となることはできません。理事を退任することにより、復権を得るまでは理事となることはできません。	会社法第330条、第331条、民法第653条第2項、特定非営利活動促進法第208条第1項	対応不可	株主総会の決議により選任された取締役は、株式会社と委任契約を締結するものと解されているため、株式会社と取締役との関係は、委任に関する規定に従うこととされています(会社法第330条)。民法においては、委任者が破産手続開始の決定を受けたときは、委任は終了することとされており、取締役が破産手続開始の決定を受けたときは、取締役を退任することとなります。他方で、会社法は、破産者に再度の経済的再生の機会を与えるだけ早期に与えることが国民経済上有益であるとの観点から、民法制定時の民法の規定と異なり、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は取締役となることができないこととはしていません。したがって、破産手続開始の決定を受けて取締役を退任した者が、復権を得る前に取締役となることは可能です。他方で、そのような者を取締役とすることについては、改めて株主総会の判断にまかせることが期待されることから、そのような者を取締役とするためには、株主総会の決議により再度選任することを要するものとしていきます。	
1106	令和3年4月23日	令和3年4月26日	子供のマイナンバーカード	子供のマイナンバーカード	子供は委任状を書くことができない。市役所は通常平日の日中しかやっておらず、保育園に通っている場合など、親子のスケジュールが合わない場合もある。	個人	総務省	番号908の回答をご参照ください。				
1107	令和3年4月23日	令和3年5月24日	NHKスクランブル放送化	現在のNHKの放送をスクランブル化にし、受信希望者のみ放送を視聴する様にする。	現在のNHKの放送受信設備を設置した段階で契約が発生するやうな在り方は時代錯誤で不公平かつ非合理的。徴収に当たる経費の削減、度重なる設備に対する契約呼び掛けによるコストも大きく、視聴者の契約のハードルも高くなるとともに、視聴者に負担をかけ、放送事業者の良質な放送、政治との距離が離れてしまう事が懸念されると思います。国民の生活がなかなか滞りなく、拡大する収益と、沢山子会社化された巨大組織となったNHKの在り方を令和の時代に必要としない国民の声を聞いてほしいと思います。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるようにでき、良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にもよるものであると考えます。	
1108	令和3年4月23日	令和3年5月16日	非居住日本人(帰国予定者の口座開設)	海外在住の非居住日本人が日本への完全帰国の際、海外で取ったお金を日本の自分の名義の口座へ送金できるように、条件付き口座開設を認めて頂きたいです。	私は20歳の時に韓国に去り約15年韓国に在住している非居住の日本人です。私はこれまで高売をしていないのですが、近年日本への完全帰国を考えています。ここで一つ問題があります。今まで韓国で取ったお金(韓国の税法に基づき税金を納めた後のお金)日本に持ち帰りたいのですが、非居住の日本人は日本での口座開設ができないため現金で持ち帰る以外方法がありません。約2億円のお金を現金で持ち帰るには無理があります。私のように海外で取ったお金を日本完全帰国の際に口座送金出来ずに困っている人が必ずいるはずですが、少額高売が認められれば日本でも日本でも暮らせます。海外で高売をしていらないコンテクションがある在外日本人の帰国をより簡単にすれば、人口増加にも消費増進にも必ず良い効果があると思います。そこで条件付きの口座開設を許可して頂きたいです。	個人	金融庁	各金融機関が銀行口座開設を行うか否かといった審査の考え方やどのような銀行口座を開設するかについては、金融庁が「規制」として定めているものではなく、各金融機関が経営判断に基づき内部規程を定めて対応しているものです。なお、現地で取ったお金を日本に持ち帰る方法としては、例えば、日本への帰国後、現地の銀行口座から日本で開設した銀行口座へ送金する方法も考えられますが、各銀行によって取扱いが異なる可能性があります。また、金融庁の「金融サービス利用者相談室」においては、金融機関の対応に関するご相談等について、お話を伺った上で、論点の整理などのアドバイスを行っておりますので、同相談室にご相談いただくことも可能です(あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。)	なし	事実確認	制度の現状(附)に記載のとおりです。	
1109	令和3年4月23日	令和3年5月24日	不動産取引に関する裁判所規制の廃止	1. 国交省と法務省の連携を取り直し、不動産業者が代理・媒介をするときは、宅地建物取引士による売買契約の締結や代理についても、付随業務として扱えるようするべきである。2. 国交省と法務省の連携を取り直し、遺産分割協議書や不動産売買契約書を作成した行政書士も、付随業務として登記の相談や代理が扱えるようにするべきである。	不動産取引にあたり、国土交通省は宅地建物取引士の資格制度を所管し、契約にあたり重要事項説明などをさせることを義務化している。一方、法務省は司法書士の資格制度を所管し、売買登記代理の独占をさせている。国民は、不動産売買にあたり不動産業者に多額の代理・媒介手数料を支払う。宅地建物取引士に重要事項説明等を依頼しているにも関わらず、住宅購入の際、登記の場面だけ司法書士に別途10万円もの費用が必要となっている。司法書士の規制は、登記申請書の書き方の相違からも宅地建物取引士に許さない制度であり、省庁の連携によって、国民の負担となっている。一方、不動産業者が代理・媒介をするときは、宅地建物取引士によって売買登記も付随業務として扱えるようにするべきである。一方、総務省が所管する行政書士は、遺産分割協議書や売買契約書の作成を独占業務としているが、登記や重要事項説明には関与できない。司法書士においては、登記申請に添付する遺産分割協議書などは作成できるが、登記申請と関係のない協議書や契約書の作成は認められていない。法務省の規制の緩和によって、登記申請の部分のみを司法書士に独占させているが、国民にとっては無駄な支出となるので、行政書士についても遺産分割協議書や売買契約書を作成したときは、登記の相談や代理業務を認めらるべきである。	個人	法務省 総務省	司法書士は、不動産登記手続の代理及び相談を行うことを業とすることができ、それ以外の者がこれを業として行った場合は、司法書士法に抵触することとなります。	司法書士法第3条、第6条、第79条	対応不可	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律の専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理及び相談を行うことは司法書士の独占業務とされています。これは、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の業務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1110	令和3年4月23日	令和3年5月24日	在職証明書の発行	毎年保育園へ在職証明書を、両親とも紙ベースで提出しておりますが、記入している情報はすでに行政で把握されている情報と重複しており、また、給付情報など本人に知られたくない情報が収集されおしまいで止まらず、Web上で記載内容に相違ないかの確認のみに変更しても無意味な労力に感じます。書類の必要性が無いように感じます。	・会社の人事部はこの発行義務のない書類の作成が不要となり特定の時期に集中する作業が無くなる為、残業解消できる ・保育では収集作業がなくなり、保育に割く時間が増加 ・個人情報の保護コストへ解消	個人	内閣府 厚生労働省	保育所等を利用している子どもの保護者は、法令上、毎年、市町村に対し、保育の必要性認定の事由に該当していることの確認と利用者負担額の決定の必要性の観点から、認定を受けている理由となる事項を証明する書類を添付して提出を行うこととされています。 一部の証明書類については市町村が公正かつ適正な給付費の支給に支障がないと認めるときは省略することが可能となっております。例えば、マイナンバーによる情報連携により、利用者負担額の算定のために必要な情報の取扱いにより、該証明書の添付等が考えられます。 なお、施設型給付費等の支給を受けて保育所等を利用する場合には、保育の必要性認定を受けることが必要です。就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める期間以上労働することを常態とすることを要します。 一方で、法令上、保育所等への就労証明書の提出を求める規定はありません。	子ども子育て支援法第20条第1項、同第2条 子ども子育て支援法施行規則第9条	対応	制度の現状に記載のとおり、マイナンバーによる情報連携で市町村は税情報等取得することができます。このように制度上は、税情報の取得は可能である旨、引続き市町村に対して電頭しております。 また、法令上市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては、提出先の市町村において適切に管理しているものと承知しております。市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては市町村にご指示ください。	
1111	令和3年4月23日	令和3年5月24日	外国人歯科技工士の就労ビザ	ただでさえ歯科技工士は、きつい仕事で、国家資格にも関わらず、離職する人が増えています。少なくとも日本の歯科技工士を卒業し、日本の歯科技工士の免許を取得した人だけでも良いのでビザの許可を降ろして欲しいです。私は歯科医師ですが、歯科技工士は保険診療の点数と諸費用のバランスが非常に悪いのです。ものによってはせつかく作って赤字になってしまうことがあります。 そういう状況の中、技工士不足による納期の延長が今実際起きています。歯科医に選ばれる方は同じ曜日に選ばれるような方が多いです。(休みの曜日が決まっているなど)。今までは1週間前納められた歯科技工物も中1日、中8日と納期が遅れています。歯科技工士は技工士不足によるものだと説明を受けました。専任、兼務などクワリヤーも以前には上落しているような実態があります。技術専門の歯科技工士が不足しているのみならず、(お盆)ならなかったりめめめが多い 聞いた話ではありますが、あまりにも技工所も人手が足りない為、無資格のものをもフルにけいさいているか？話も聞きます。余命の責任なども職責を弁はしない、実際患者の口の中に入るものを無資格のものも製作している状況が起きているのです。 であれば、歯科技工士などのテクニシャンであれば最低限日本の資格を取っているものであれば無資格の日本語を喋れるものよりは有意だと考えます。		個人	法務省 厚生労働省	在留資格「医療」については、医療関係の業務に従事する専門家を受け入れるために設けられており、その基準は「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」において定められており、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令が、現状、この中に歯科技工士は位置づけられておりません。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	検討を予定	「歯科技工士の養成・確保に関する検討報告書」(令和2年3月31日)において、「歯科技工士養成施設の留学生の国家試験に合格後、歯科技工士として就労しつつ修得が可能となるよう、関係省庁とともに在留資格について留意し検討する。」としており、今後関係省庁と連携し、対応を検討する予定です。	
1112	令和3年4月23日	令和3年6月16日	自動車保有関係手続きのワンストップサービスについて	現在、新車のほか移転登録等、中間登録にもOSSが利用できるようになりました。しかし、中間登録については活用されていないのが現状です。そこで、2つ提案いたします。 1つ目は、車庫証明についてです。現在、OSSを利用するには、車庫証明から電子申請しなくてはいけません。中間登録において、車庫証明は紙で警察署に提出するが前提です。ディーラーで中古車の購入も、当然ですが、紙での申請を案内されます。紙で車庫証明を取得する手間が煩悩に感じている以上、OSSは浸透しません。さらに、ディーラーがユーザーに代わり自ら書類作成を行い、警察署に提出する行為は、行政書士第1家の2に規制している恐れもあります。(報酬を要しているか、現状認識していますが)遠征業務の普及のためにも、OSSの普及は急務だと思います。移行期間として、紙で取得した車庫証明もOSSのみに使用できれば、OSSが普及するきっかけになると思います。 2つ目は、OSSの申請環境についてです。OSSがWindowsに限定されているのは、一般ユーザーのOSS活用の足枷になっています。ネットワークなどが普及し、ディーラーを介さず取り出すことも増えています。自宅にパソコンがない人も増えています。スマホとタブレットでまかなえるからです。比較的安価なタブレットで済むのにパソコンは購入しません。スマホとタブレットのOSはiOSかAndroidが主流です。Windowsに限定されている現状では、タブレットで申請はできません。スマホ、タブレットでの申請ができれば一般ユーザーの活用も期待できます。		個人	警察庁 国土交通省 総務省	<自動車保有関係証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続や自動車種別に係る手続と一括して、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっております。> <申請環境について> 現行OSSにおいては、OSはWindows8.1、Windows10、ブラウザはInternet Explorer11に対応しております。	なし	検討を予定	<自動車保有関係証明について> 行政手続のデジタル化の推進にあたっては、手続・サービスを最初から最後まで一貫してデジタルで完結させることを目指し、取組を進めることが必要と認識しております。一方、ご提案の「最初だけ又は「途中から」の電子申請を電子化する仕組み、デジタル完結に至るまでの段階において、申請者の利便性向上に資する方策の一つとして重要と考えています。このため、ニーズの把握を把握した上で、ご提案の仕組みを念め、法体系による申請から電子申請に移行する取組の推進を前提とし、申請者の更なる利便性向上に資する方策について検討してまいります。また、ご指摘いただいた行政書士法の遵守についても重要であると認識しており、OSSの場合も含めて、引き続き適切に対応してまいります。	
1113	令和3年4月23日	令和3年5月24日	法科大学院制度の改革	法科大学院を廃止し、司法試験受験資格から法科大学院卒業または予備試験合格の二者を撤廃し、いつで誰でも司法試験を受験できるように改めると。	司法試験は法科大学院を修了した者又は予備試験を合格した者に対し、修了又は合格から5年間に限り受験を認めている。しかし、同制度は受験時に時間と金銭の浪費を強いものであるから、改められるべきである。 現状、予備試験合格率が約4%と低く、在籍司法試験を受けたい者は法科大学院入を希望せざるを得ない。しかし、受験資格を類に合格率の劣しくない法科大学院に進学せず、3年間の時間と学費の浪費を強いことは受験生の人生を思い遣っているに等しい。加えて、全体として入った卒業生を出ていない法科大学院に対し、補助金を支給することは税金の無駄である。 また、5年間の受験資格の制限も不合理な規制である。法科大学院の教育の効果が薄れることが根拠のことだが、たかだか5年で消える教育しかできない教育機関になぜ受験資格付与の特権的地位を与え続けるのか疑問である。また、この期間制限のために、学費等のランニングコストを抱えた法科大学院を修了し、修了後に就職等の進路選択をすることが無い。この制約が撤廃され、一度受験して合格すれば、司法試験を受けるという選択も可能になる。司法試験制度がその可能性を潰している。 いずれにせよ、法曹として不適格な人間は司法試験において不合格とすれば足りるにも拘らず、法科大学院や予備試験で有期の資格取得を必要以上に阻害を及ぼすことは否定的である。 上記提案が実現した場合、幅広い世代・層の人が司法試験を受験でき、法科大学院設置当初の目的である多様な法曹人材の活躍が実現できる。さらに、法科大学院廃止に伴う補助金カットで税金の無駄も省くことができると考える。		個人	法務省 文部科学省	現行の司法試験は、「法科大学院の課程を修了した者」と「司法試験予備試験に合格した者」に、司法試験受験資格を認めています。	司法試験法第4条第1項	対応不可	司法試験の受験資格の撤廃は、我が国の法曹養成制度の在り方に関わる重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。 なお、令和元年6月に、法科大学院教育の充実と法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を図るために、法科大学院改革、司法試験制度改革と内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和5年司法試験からは、法科大学院の課程に在学する者であって、当該法科大学院を設ける大学の学長が所定の要件を満たすことにより認定をしたものについても、司法試験の受験資格が認められることとなります。法務省としては、文部科学省と連携しながら、まずは、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、今回の改革を着実に進めていくこととしております。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1114	令和3年4月23日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの形態について	現在マイナンバーカードにマイナンバーが記載されています。こちらについて、マイナンバーの記載や利用時に番号の参照をすることはやめて、利用はすべて記載されたものによるものにしてほしいと思います。	2020/10/17に配付された河野大臣の配信中、マイナンバーカードを診察券や保険証のように利用できるようなといった事も考えているといった河野大臣の発言がございました。現状の手続きでは、手書き等にてマイナンバーと書類に記入する方式が取られていますが、これによりマイナンバーの誤り機会が多くなります。また、上記の河野大臣の発言が実現された場合、マイナンバーを他人に誤って確認してもらえないという自体が多くなり、より流出機会が多くなるように思います。そのため、マイナンバーをマイナンバーカードに記載せず、利用の際はすべてIC読み取りを行うことで、マイナンバーそのものの流出機会を減らせるのではないかと考えました。マイナンバーは機械的に処理して参照する際には必要だと思いますが、機械的に処理するため、マイナンバーそのものを本人も含め把握しておく必要はないのではないかと考えました。	個人	総務省 デジタル庁	「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主たる事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	マイナンバーカードの形態記載事項については、御提案の件も含め、本人確認のためのカードのあり方として重要な事項であり、関係省庁とともに、丁寧に検討を進めていけば課題と考えています。	
1115	令和3年4月23日	令和3年7月7日	引越した際の自動車ナンバープレートの変更	引越した際の自動車のナンバープレートの変更が道路運送車両法で定められているが、住所変更と車庫の提出だけでよく、ナンバープレート変更は不要とする。また、住所変更を明確に求めるため、住所変更申請時にシールなどを減らしてナンバーに貼るようにするなどすればよい。	自動車用ナンバープレートの主たる目的は個々の車両を識別であると考え、その目的を達成している限り住所引越しの際にナンバープレートの変更を求められるのは理不相当である。また、引越すたびに平日しかやっていない配達員に仕事を休んで行かないか、大変不便である。世の中には自分と同じような人が多くいると考え、そういった人が多数な行政手続きの手間や時間を大幅に減らすことが可能である。また行政としても書類手続きのみとなり窓口業務を減らすことが可能である。	個人	国土交通省	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、自動車は、その「使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示する文字」を含む「自動車登録番号」が記載された「自動車登録番号標」(ナンバープレート)を表示しなければ、運行してはならないこととされています。また、運輸支局等の管轄を跨ぐ形での使用の本拠の位置の変更の場合には、変更登録に合わせて「自動車登録番号の変更」が行われ、自動車には変更後の自動車登録番号が記載された自動車登録番号標を表示することとなります。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項、第15条第1項、第14条第1項及び第2項、第19条	対応不可	自動車登録番号標は、当該自動車特定する情報を外観上容易に確認できるように表示するもので、犯罪捜査をはじめ、行政・民間問わず広く活用されていることです。その中で、運輸支局等の表示については、当該自動車の使用の本拠の位置を明らかにするもので、各種地域規制の取扱い等のために必要な情報となっております。このように理由から、自動車登録に関しては、法令の規定により、所定の手続きが必要となりますことと、ご理解いただけますようお願いいたします。なお、国土交通省では、引越に伴う変更登録の申請の負担軽減のため、個人がオンラインにより変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次の車検時まで猶予する特例を、令和4年1月に開始する予定です。	
1116	令和3年4月23日	令和3年5月24日	カルテについて	健康保険証にICチップで、個人の病歴、手術歴、飲んでいる薬、持病など、データ化し、どこ、どの病院にいても、先生が変わってもわかるように、カルテ化する	お薬手帳お持ちですか？ 忘れる 大きな病院紹介されていく。 また、同じ検査し、同じと聞かれる。 同じ検査費用を払うことになる。 なんか、病院同士で、共有できないのかな？ かかりつけ医？必要かもしれないけど、転勤で引越したら、 すると、その本拠に引っ越してもという、考え方の、かかりつけ医だから、管理したら、いいと思いました。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認等システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。	なし	対応	特定健診情報は早くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを構築させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年度を目途に構築させることとしています。	
1117	令和3年4月23日	令和3年5月24日	危険物保安講習の収入証紙の廃止	危険物取扱者の資格を持つ人は、定期的に保安講習を受ける必要あり、その保安講習の費用は100円の支払方法が、各都道府県の収入証紙のみです 収入証紙を貰うには、平日役所にいかなくともコンビニにもあります、大変不便です。せめて銀行振込やカード払いを導入すべき、そもそも、この保安講習自体、参加しても効果の無いものになっていると感じる、完全に天下り先の既得権になっていると思う、保安講習を無くすか簡素化することを進めべき。	収入証紙の貼付という効率的悪い支払方法を、キャッシュレスにすることで、決済コストの削減。 平日に役所で購入という極めて不便な購入方法の廃止。 保安講習そのものを無くすか簡素化すれば、保安講習の該当者の業務負担を低減することに繋がります。 講習を管轄する天下り先への委託費用の削減。	個人	総務省	危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、3年に一度、都道府県知事が実施する講習を受けることが義務付けられています。 この講習に係る手数料の支払い方法は、実施主体である各都道府県が定めるところにより運用されており、銀行振込を付けている都道府県もあります。	消防法第13条の22(講習の受講義務)	現行制度下で対応可能	危険物保安講習については、新型コロナウイルス感染症対策や受講者の利便性向上等の観点から、各都道府県でのオンラインによる実施を推進しているところであり、その中で、必要に応じた手数料支払い方法の見直しについても呼びかけてまいります。	
1118	令和3年4月23日	令和3年4月26日	マイナンバーカードを用いた医療情報のパーソナライズ化	自立支援医療(精神)など、公費医療費をマイナンバーカード上で管理、更新したくよう検討をお願いした。	健康保険証のマイナンバー化に引き続き、このような公費医療についてもマイナンバーカードの提示にて資格確認・更新が行えるようにしていただきたい。 特に、私は自立支援医療(精神)を受ける主婦が、注意欠陥・多動性障害によるものであり、このような毎月原簿を持ち、そのようなものであり、忘れてしまうことが多くある。原簿がカード状のものではなく、A4の紙であるため、持ち歩くことができないのが原因である。また、更新を忘れてしまうことも危惧されているが、デジタル化することにより、更新をマイポータルのお知らせからリマインドし、手続きできるようになるとうんと更新漏れを減らせることができる。経済的効果は計り知れないかもしれないが、私のような「ディマンプ」を持った人間が使う資格が、よりユーザフレンドリーになると、とてもありがたいの一言を言いたいです。	個人	厚生労働省 総務省 デジタル庁	自立支援医療受給者証(精神医療)の発行・更新については、居住地の市町村を経由して都道府県に申請いただき、都道府県が交付することとなっております。 受給者の方は、受診の際、医療機関等の受付において、受給者証を提示することが一般的です。	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等	一部検討を予定	【公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードの一体化について】 公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードの一体化については、医療DXの取組の中で、その実現を図ってまいります。	◎
1119	令和3年4月23日	令和3年5月24日	地方公務員共済組合におけるマイナンバーを使った情報連携の推進	「事務が煩雑になるから」という理由で地方公務員共済組合がマイナンバーを使った情報連携をせずに所得証明等の紙での提出を求めている。	所得証明書を手に入れる手順が省ける。証明書発行手数料を負担する必要がなくなる。	個人	総務省	情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、地方公務員共済組合に対する様々な事務手続において課税証明書などの書類の提出を省略することが可能となります。(年金関係以外の情報連携については令和3年7月、各省関係の情報連携については令和元年10月から開始されています。) 総務省においては、地方公務員共済組合に対して、情報連携についての積極的にその活用を推進を図ることを文書で要請しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第18条第2号又は第8号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。引き続き積極的な活用を地方公務員共済組合に対して要請してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1120	令和3年4月23日	令和3年5月24日	NHKスクランブル放送化	NHK放送をスクランブル化し、観た人のみが契約をし視聴できる仕組みに変える。	現在契約をしない世帯が国の約20%います。NHK側はこの契約していない世帯にも契約を押し進め、全世界が契約し支払いを行うことで金銭的負担を減らす方法を考えているそうですが、果たしてそれが正しいのか疑問に思います。 <a href="https://www.nhk.or.jp/fair-conver/24shuyouou/01/02-01-00.html">https://www.nhk.or.jp/fair-conver/24shuyouou/01/02-01-00.html</a> について、どこでも、誰にでも分けへたでな提供を受ける役割を担っている。そのためスクランブル放送は一見合理的に見えるが「遠く者論」と説明されていますが、契約をしない人は観ないというを選択していると思います。あくまで公平に提供を受ける役割をもって放送している。それはそれでいいですが、NHKを観る契約するが観ない契約しないを強制するものではないと思います。 視聴は個人の自由です。観ないと言われて観るものではなく、観たい人が観るもの。観ない人は契約しない、観る人は契約して観る。個人の自由ではないでしょうか。 これを決めてしまう契約の自由に戻すと思います。 またいろんな番組を作るにはお金がかかると思いますが、もっと平均年収を下げたらいいのではないかと思います。健全でいい自分たちの給料はそのままで収入を増やそうと甘すぎます。 N国が参議院議員選挙で議席を獲得したのも国民の意見からによる結果ではないでしょうか。 今一度公共放送のあり方と、契約の自由を考えてくださいますようお願いいたします。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にじまなものであると考えます。
1121	令和3年4月23日	令和3年5月24日	関税局及び税務署の書類提出方法の電子化の拡大	関税局及び税務署の書類提出方法の電子化の拡大	印刷に不向きなデータ量の多いもの等、一々CD-ROMにコピーして提出しなくてはならず、郵送も含めるとコストや手間も高麗にならない。 紙の日数も増えるE-mail又はtaxと異なる期間のレスポンスもないため、非効率的である。 民間ではそもそもFAXを備えていないところも多く、FAXメインの通信方法は前時代的すぎる。 外国の税務当局は、日本よりずっと電子化が進んでいると聞いているので、他国の制度を参照しては如何か。	個人	財務省	行政改革の番号315の回答をご参照ください。 規制改革の番号637の回答をご参照ください。			
1122	令和3年4月23日	令和3年5月24日	海外在留邦人のパスポート申請、切替及び受領について	日本国内並びに海外在留邦人のパスポート申請及び切替のデジタル化並びに郵送での受領を提案します。必要な書類はオンラインで記入、送付すればパスポート受領までの時間短縮もつながら大変良いと思います。パソコンが使えない方用に視覚的な方法も併せておき、利用者にとっても大変便利になると思います。更に海外在留邦人にはパスポート申請の際に戸籍謄本の提出停止を提案します。	英国に永住して20年になりますが、10年毎に電車で片道2時間かけてロンドンまで申請に行き、後日同じ往復4時間かけて受領に行く時間と交通費が膨大です。全てデジタル化すれば大使館館員、検印、郵送料等のコスト削減につながる筈です。こちらで教諭をして学校の休み以外に休暇が取れないのに突如に大使館まで向かなければならないのは非常に非効率的です。特に現在のコロナ禍にパスポートの為に自身の命をリスクにさらす必要はないはずですが、こちらは連日2万人の感染者が出ており、各所でローカルロックダウンが起きています。オンラインロックダウンが執行されるまで一切を控えています。コロナを理由に大使館から前に立寄らねば、来月2月の期間内に切替出来る学校の休みはあと2回しかなく控えています。日本の身寄りには2歳で4週間前日に留校まで半身不随になった父と、80歳で父のフルタイム介護者となった母のみで、今回期間内に切替出来なければ誰か日本から戸籍謄本を郵送して送ってくれるか当方も付きます。それらを引き換え英国にパスポート申請及び切替までオンラインです。本人確認は住所確認用-免許証等を携帯で撮影して送るだけで完了します。パスポート写真も携帯で自撮りしてパソコンに読み取り機能に高たいたいのほのほで撮り直すよう指示が出ます。変更も写真へ郵送されるので利用者は大変便利です。日本国内でも手数料を減らして申請、受領に両向に入れば大変良い筈です。それが経済にマイナス効果も高麗にならないと思いますので、是非とも前向きな検討を切にお申し上げ下さい。	個人	外務省	【旅券申請時のデジタル化】 旅券法上、旅券（パスポート）の発給申請に当たっては、申請者が、国内においては旅券事務所、国外においては領事館に出頭の上、必要な書類を提出することを原則としています。  【戸籍謄抄本の有無】 旅券は旅券者の国籍及び身元を証明する文書であり、戸籍謄抄本は、申請者の国籍保持及び身元確認のために不可欠な文書です。	旅券法第3条等	検討に着手	対応の概要につきましては番号463及び498の回答をご参照ください。
1123	令和3年4月23日	令和3年5月24日	◆車検期間見直し改正をお願い	ご苦労様です。改革に關しての要望をお願いします。全ての車の車検期間を2年から3~4年への延長改正をお願いします。国産での議案で、かなり前に車検期間の見直し案もあつたかと思いますが取り消されてしまつたかと思つています。現在は各自動車メーカーの各種車検期間は性能・安全性ともに進化しており車検期間も延長しても良い時代かと思つています。自動車保有者への経費削減策も考慮した改革をお願い致します。	国会での議案で、かなり前に車検期間の見直し案もあつたかと思いますが取り消されてしまつた各自動車メーカーの各種車検期間は性能・安全性ともに進化している。自動車保有者への経費削減策も考慮してほしい。	個人	国土交通省	番号77の回答をご参照ください。			
1124	令和3年4月23日	令和3年5月24日	再エネの拡大のための送電線の利用制限の見直し	再エネの拡大には送電線を流せる電力の容量を拡大する必要があるが、そのために新たな送電線を建設するより、現在の容量を効率的に再エネの電力を流すことができます。 現在の送電線の運用状況を調査し、送電線の容量を拡大することができると見えています。天候がよい時などは送電線の制限容量を拡大することで再エネ、特に太陽光の電気をたくさん流すことができます。天候に応じたフレキシブルな送電線容量の設定をお願いします。	現在の送電線の容量の限界は、種類別の送電線事故を想定して設定されているので、事故別の送電線の利用率も平均以下である。だいたい熱的な送電線の運用限界容量の半分以下である。 また、天候がよい時などは送電線の制限容量を拡大することができる。天候がよい時などは送電線の制限容量を拡大することで再エネ、特に太陽光の電気をたくさん流すことができます。天候に応じたフレキシブルな送電線容量の設定をお願いします。	個人	経済産業省	送電線の運用容量については、送配電等業務指針に基づき、熱容量・系統安定度・電圧安定性・周波数維持から定まる系統運用上の各種定値のうち、最小の値を設定しています。 また、N-1電制(着設備故障時にルーレンシステムで瞬電圧制限を行うこと送電線の運用容量拡大する取組み)について、2018年10月から一部実施(先行適用)しています。	送配電等業務指針	検討を予定	N-1電制については、2022年中に本格適用に向けて、費用精算項目等の検討を進めています。 また、気象条件等により送電線の運用容量を動的に制御、取り扱う手法(Dynamic Line Rating:DLR)は既存系統を有効活用し、インテグレーションを接続の低減に貢献するものと考えられることから、今後検討を行います。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1125	令和3年4月23日	令和3年5月24日	一般社団法人設立の電子定款について	一般社団法人の設立時に電子定款による証明の制度？手法があるのですが公証人役場への定款の定款の提出が紙から電子に変わったのかと思ってましたが、公証人役場と事前の打ち合わせや、電子定款のためのコーディングや購入(住基カード読み取り)やWordの文章をPDFで作成するためにAcrobatで制作する。尚ほそれぞれのPDF提出など余計に複雑なシステムになってます。これおかしくないですか？それと公証人役場の存在意義と本人確認等は簡単に出来るはずなので公証人役場を廃止できないのか疑問です。チェック機能はAIで充分だと思います。	一般社団法人の設立の簡便化はより多くの企業を促進しより多くの雇用を生むと思います。一個人のイノベーションが今後の日本人のより良い暮らしに役立ってはくれます。もちろん失敗も、悪いことをする人もいいますがそれは守りでもあつたはずですので、まず関口を広く取ってほしい。後は申請期間に任せればよいと思います。日本にはなかった法律もあるから、今ペーパーレスと脱ハンコの施策を進められておられますので是非この手続きの手間を減らして頂きたいです。また、公証人役場の方々は大下りの職場などではないでしょうか？AIで充分に確保すると思います。企業の関口を広げる事の経済効果は計り知れないですし、公証人役場などの人件費などかなりの経費削減に繋がるとも思います。	個人	法務省	(1) 電子定款の認証を行う際、嘱託人が認証を受けようとする情報に付与する電子署名に使用することが出来る電子証明書及び認証を受けようとする情報の形式は省令及び法律で告示により定められています。 (2) 株式会社及び一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。	①指定公証人の行う電磁的記録に関する省令第9号第9条第1項及び同条第2項 ②会社法第26条、第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条、第13条、第152条、第155条	①検討を予定 ②対応不可	①電子定款の認証手續における利用者の利便性向上に向けた取組については、利用者のニーズ等も踏まえ、今後検討していきたいと考えています。 事前打合せについては、申請内容に不備があった場合、取下げ・再申請を行う必要があるため、内容の適法性等を事前確認するための付与の手段であり、もしも電磁的記録により行うことが可能です。また、電子定款等により定款の認証を受ける場合には、認証済みの電磁的記録についてオンラインでダウンロードすることが可能となっており、申請から完了までオンラインで行うことができます。 ②公証人は、定款認証を行っているが、適宜公正証書、任意後見契約の公正証書、離婚公正証書、保証書意思表明公正証書等の作成をはじめとする公証サービスも、経済的弱者を含め、国民に広く提供する役割を果たしているものであり、公証制度は必要制度であると考えられます。 なお、公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する基本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうか、記載内容の会社法等への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしており、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与しているほか、定款認証の際に、マネーロンダリングや口座資金対等の国際基準を定めている政府指令であるATP(金融自動作業部会)の勧告を踏まえて、平成30年11月から、株式会社等の実質的支配者となるべき者を申告させる制度を導入するなど、現代的な課題にも対応する取組を行っており、重要な制度であると考えられます。	
1126	令和3年4月23日	令和4年5月13日	毒物薬受書の押印廃止について	現在、医薬用外毒物、劇物を販売する際、譲受書に譲受人からの押印が必要です。保健所の補助員は、シヤチハタ等のゴム印でもOKとの見解をいただいています。この押印を廃止し、サインで要件を満たすよう変更いただきたい。	全国の毒物薬販売業者が同じように苦しんでいると思います。サインでいいのかな、なぜハンコを押さなければならぬのかという苦情からの問い合わせに、「法律で決まっていますから」と答えます。しかも、意味のない漢でも見えるゴム印、三文判、サインの方がよほど本人確認に有効ではないでしょうか。全国の毒物薬販売業者及び受領者の手間の軽減、本人認証としては、本人の顔、三文判よりサインの方が精度が上がるとも思います。	個人	厚生労働省	毒物及び劇物取締法第14条第2項の規定により、毒物劇物業者が毒物劇物を毒物劇物業者以外の方へ譲渡する場合に、譲受する毒物劇物業者以外の者から譲受書(押印した書面)を受領する必要があるが、同法第14条第3項の規定により、書面の受領に代え、電磁的方法による受領も認められており、その場合は押印不要です。	毒物及び劇物取締法第十四条、毒物及び劇物取締法施行規則第十二条の二、第十二条の二の二	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1127	令和3年4月23日	令和3年4月14日	印鑑登録、証明発行時に行政区画ごとの登録が必要なものの統一化及び代理人申請の委任状のフォーマット化、本人確認の厳格化。	印鑑登録、証明発行時に行政区画ごとに登録が必要なものの統一化及び代理人申請の委任状のフォーマット化、本人確認の厳格化。	世田谷区にて代理人にて印鑑登録、証明発行を試みたところ、委任状は自筆でなくては行けない(定型文もなし)、本人の確認は委任者の筆跡との差異のみ確認、以前住んでいたところの登録カードは使えないといった、人的リソースの浪費が4割になる(窓口担当2倍、申請者2倍)と書うた。役所側の窓口の人員が倍の時間を要するという生産性の数値がないことが大問題。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、制度化された明期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口事務が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を制定し、市町村に技術的助言として通知を发出しています。		対応不可	制度の現状に記載の通り。	
1128	令和3年4月23日	令和3年5月24日	電子カルテについて	電子カルテの統一規格が必要	現在の電子カルテは統一規格が無いので病院でデータを集めているだけで、データ駆動時に即しているとは思えません。(入力されているデータも、手書きの画像ファイルが多い) 病院のレセプト入力から審査の結果が出るまで2か月かかるクラウドを利用すれば即時審査が可能で、不正確、非効率なのでクラウド化、オンライン化を切望します。 全国の医療機関がベンダーに膨大なレセプト(維持費含む)を徴上げられているのも問題です。	個人	厚生労働省	厚生労働省としては、医療機関間の連携の基盤として、電子カルテ情報やその情報の交換方式の標準化を進めることが重要と認識しております。この点について、令和元年11月に内閣官庁健康・医療戦略室の検討会を開催し、次世代の国際的な情報交換方式の普及及び一つの方向性である旨が示されております。	なし	対応	厚生労働省において昨年度開始した「健康・医療・介護情報利用検討会」においては、データ交換に係る厚生労働省標準規格について、次世代の国際的な情報交換方式(HL7/FHIR)の規格を用いることや、医療現場で有用な情報から標準化を段階的に推進することを検討することがとされています。	
1129	令和3年4月23日	令和3年7月7日	レセプト審査について	レセプト審査のクラウド利用による全国統一化	現在のレセプト審査は ・各地域の医師が集まり、お手盛りでやっている ・担当者の異分で担当審査内容が変化する ・病院のレセプト入力から審査の結果が出るまで2か月かかるクラウドを利用すれば即時審査が可能で、不正確、非効率なのでクラウド化、オンライン化を切望します。 全国の医療機関がベンダーに膨大なレセプト(維持費含む)を徴上げられているのも問題です。	個人	厚生労働省	・診療報酬の審査、支払については、保険者からの委任により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が実施しています。 ・審査支払機関は、審査委員会を設け、省令に基づき、審査を実施しており、審査委員会は、レセプトが請求された月の月末までに審査することとされています。 なお、審査委員会は、診療担当者や代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者により構成され、審査委員の合議により審査決定しております。 ・保険診療報酬等から審査支払機関への診療報酬の請求については、各月分について、翌月10日までにしなければならないこととされています。 ・保険診療報酬等への支払については、保険者との契約により原則として請求月の翌月20日(支払基金においては21日)までに行われています。 ・保険診療報酬等から審査支払機関へのレセプト提出や審査支払機関から保険者へのレセプト送付は、原則オンラインで実施しています。	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第46条 社会保険診療報酬支払基金審査委員会及び社会保険診療報酬支払基金審査委員会規程(昭和29年厚生省令第56号) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第29条 原簿の給付及び公費負担関係に関する費用の請求に関する省令(昭和31年省令第36号)第2条	対応可 対応不可	各審査支払機関の審査委員はレセプトに記載されている事項につき、専門的知識と臨床経験に基づき審査判断しており、審査委員の合議により審査決定されていますが、レセプト審査の標準化・効率化は重要な課題と認識しており、このような課題に対応するため、令和3年3月に「審査支払機能に関する改革工程」によりまとめたことですが、審査結果の不合理な差戻の解消や整合的かつ効率的なシステムの実現等の改革を着実に進めております。 審査に要する時間については、保険診療報酬等から、毎月10日までに提出されたレセプトは、月末までに審査決定の上、翌月20日頃に支払が行われているものであり、審査に2か月を要しているものではないこと、クラウド化、オンライン化により即時審査が可能になるものではないことをご理解ください。	
1131	令和3年4月23日	令和3年12月2日	交通違反反則金のオンライン納付	交通違反反則金のオンライン納付	交通違反反則金は現状では銀行窓口で納付が必要があるが、これをネットバンキングやクレジットカードなどで納付できるようにすると、利便性が大幅に向上し、反則金の納付率も向上すると考えられる。	個人	警察庁	従来、法令上、反則金の納付及び振替(以下「納付等」という。)は、納付書により、日本銀行(国の歳入の受入れを担う預金店を含む。)に対して行われなければならないとされてきましたが、納付者の利便性の向上や金融機関の事務負担の軽減の観点から納付方法の多様化を求める必要が生じたこと等を踏まえ、令和3年4月より、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等が法令上可能となりました。 現在、上記のような振込みによる反則金の納付等も、一部の県で順次実施しているところですが、	道路交通法(昭和33年法律第105号)第129条第1項 道路交通法施行令(昭和33年省令第70号)第52条第2項等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、令和3年6月から、一部の県において、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付が可能となりました。今後、更なる支払手段の拡大に向け、必要なシステム開発の方向性、スケジュール等について実質的に進捗していることとされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1132	令和3年4月23日	令和3年12月2日	交通違反時のIC免許証の利用	交通違反キップを警察側が作成する際のリーダーでIC免許証の内容を確認取る。	交通違反キップを作成する際に、現状では警察は免許証の記載内容を手書きで転記しているが、これはIC免許証を活用することで、大勢の検問業務につながることに、転記ミスも減らすことが可能であり、後述IC免許証の判別もすることができるようにできると考えられる。	個人	警察庁	現在、一部の都府では、交通違反取扱い現場において、IC免許証を読み取る携帯端末装置を使用しています。	現行制度下で対応可能	交通違反取扱い時のIC免許証の利用については現状に記載のとおりです。今後、更なる利用の拡大に向け、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していくこととしています。		
1133	令和3年4月23日	令和3年7月7日	ナンバープレートの変更について	単身赴任先でのナンバープレート変更の条件の簡略化	単身赴任の連続で、住民票の登録地に居住しておりません。毎回、免許証は居所の住所に変更しています。コロナの影響で、所有している車両のナンバープレートを、居所のものに変更したいと思いつつに相談に行きました。結果として、居所の公的領収書が無いと変更できないと言われました。私の居所は会社が法人契約をしているため、そのようなエビデンスを提出することができません。免許証記載の住所で、ナンバープレートが取得できればいいと思いますが、難しいですね。	個人	国土交通省	本件は、自動車の変更登録申請における、自動車の「使用の本拠の位置」を証する書面についてのご提案とご理解いたします。 具体的に「使用の本拠の位置」を証する書面としては、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第14号）第4条から第7条（第13条第4項）において準用する場合を含む。まで及び第13条第3項の規定の適用地域内である場合には、「自動車の保管場所の確保を証する書面」（自動車保管場所証明書）を、適用地域外である場合には、「住民票」（住所地と「使用の本拠の位置」が異なる場合には、住民票に代えて、籍籍的に拠点を有することが確認できる書面（電気・都市ガス・水道・固定電話料金の領収書の写し等）を提出いただくこととなります。	現行制度下で対応可能	ご提案のケースは、「制度の現状」欄にある「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の適用地域外の場合と理解いたしますが、「使用の本拠の位置を証する書面」として提出いただいた、「電気・都市ガス・水道・固定電話料金の領収書の写し」では籍籍的に拠点を有することが確認できない場合においては、その他の書面による証明についても柔軟に対応しております。ご提案にある「会社名義で社員の住所を契約している」場合においては、具体的に、例えば、「会社名義で電気・都市ガス・水道・固定電話料金の領収書の写し」と会社が本人に住所を提供していることが分かる書面、等でも確認することができます。詳しくは、自動車登録窓口までお問い合わせください。念のため、今回の件につきましては、改めて自動車登録窓口へお知らせすることとなります。 なお、ご提案いただいている「免許証」につきましては、あくまで保有者が運転免許を受けたいことを証する書面であることから、自動車の「使用の本拠の位置を証する書面」には該当いたしません。		
1134	令和3年4月23日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの使用不可期間先延滞止めについて	「マイナンバーカードの備考欄を、運転免許証のように裏面にして余白を有効にする仕組み」を先行手続中、以前のマイナンバーカードを使用可能にしておくことを提案します。	住民基本台帳カードからマイナンバーカードに切り替え、マイナンバーカードのみを写真付きの本人確認書類として使用しています。運転免許証、パスポートは未所持です。この際車庫内停泊で入籍し、住所変更になりましたが、備考欄がいつまで書く場所がないというだけでマイナンバーの作り直しになりました。これから手続きするとか月かかるそうです。顔写真付きの本人確認書類のみ、本人確認として受ける場面が増えているにもかかわらず、そういった場合、何も使えるものはありません。居所で、マイナンバーカードと住民票のセットでは本人確認書類にならないのかと尋ねたところ、「提出先による、戸田市では受け付けないと言われました。国字が受け付けただけで、翌年日付住所も同じなのに、本人確認書類として使用出来ないのであれば、今後マイナンバーカードが変更できずでも変更期間がなくなります。運転免許証のように更新ではなく作り直しで、そのために市役所に取に行くと手間は、マイナンバーカード普及の妨げになりますし、結局運転免許証が一番効率的ではないですか？今後保険証としても使えるようになるのに、使用不可期間が発生するのはおかしな感じがします。備考欄は、2回転記しただけでいいになりましたので、備考欄を大きく頂くか、既にカードを持っている人が作り直す場合には、代わりになるものを発行する、もしくは旧カードが使えようにして頂けませんか、そもそも更新ではなく作り直しにしようと思っております。マイナンバーカードを普及させるのであれば、運転免許証と同じくらいの効力と手続きの簡略化を望みます。	個人	総務省	住所などのマイナンバーカードの登録事項に変更を生じた場合には、当該変更内容を裏面に追記欄に記載します。追記欄への記載により余白がなくなった場合には、次に当該登録事項に変更が生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかにマイナンバーカードの再交付申請を行っていただくことが考えられます。また、表面の追記欄については、各自自治体において、その時に印字するなどの対応を行っているところでです。	番号法第14条第4項、番号法第2条第1項、第2項、番号法第2条第7項	事業承認	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合には、当該マイナンバーカードを提示して、新たなマイナンバーカードの交付を求めることができます。この際、裏面に有するマイナンバーカードは、新たなマイナンバーカードを受け取る際に返還することとなります。	
1135	令和3年4月23日	令和3年5月24日	京都市における旅館業の届け付け要件撤廃について	京都市に一種質しの簡易宿所を複数経営しております。また、弊社は運営代行業者でもあります。このコロナ禍で、借入と返済することなく泊まれる宿ということで日本人観光客の皆様に町営を利用した一泊一食の宿のニーズが広がっております。しかし、現行の規制では宿泊の800㎡以内に24時間常駐する人員を配置せねばならず、非常にコストがかかります。感染症対策やスタッフの労働環境のため、現行の規制は非常に不備があり、若くはコスト削減が必要があるように思えません。	現状の京都市においては古い町家が空き家になった際、コストの面から大家さんは家を解体し、駐車場にするかアパートを建てるという選択肢になっており、仮に上記規制が撤廃されれば京都市における宿泊施設転用も視野に入ってきます。宿泊施設にする事ができれば地元の仕事や不動産業者など、様々な業種に経済的効果をもたらすと共に、空き家の解消にも効果があります。しかしながら昨年のインバウンドの盛り上がりに伴う町家を利用した簡易宿所の運営に際して、一部周辺住民からのクレームが起きます。簡易運転免許証が一善効率的ではないですか？今後保険証としても使えるようになるのに、使用不可期間が発生するのはおかしな感じがします。ITの活用や警備会社と提携するなど、いくらでも方法があると思います。実際に大坂市の特区長官自治では遠隔でのセルフチェックインが認められており、大きいトラブルはありません。仮に一律質しの施設の1か月の売上高が30万円だとすると、1000坪のアルバイトを24時間雇用すると1日24000円、30日で72万円のコストがかかります。環境施設を運営する場合は、さらにもう1名追加せねばならず、仮に2人で兼職した場合は月に144万円のコストがかかります。こちらを警備会社と提携すれば1月10万円以下になります。また、チェックインをセルフ化する事により、お客様によりお喜び頂けるかと思えます。どう考えても現実とかけ離れており、早急に改善を求めます。	個人	厚生労働省	番号385の回答をご参照ください。				
1136	令和3年4月23日	令和3年5月24日	アマチュア無線局免許状の廃止	アマチュア無線局免許状の更新や変更手続きは現在電子申請が出来るようになり非常に利便性が良いですが、手続き後の免許状交付は紙ベースのものを郵送で送付しています。これを申請者が、電子申請のページから直接印刷できるようにすれば郵送料も郵送手続きも簡略化出来ると思われます。	せっかく電子申請で利便性を良くしているのに、最後に人手と費用のかかる紙ベースのものを郵送するという行為は無駄と思われる。電子申請をするものはプリンターも持っていると思われず。	個人	総務省	電波法第14条に基づき、総務大臣は免許を与えたときは、書面により免許状を交付しています。	電波法第14条、無線局免許手続規則第21条	検討を予定	無線局の免許状などの処分通知については、免許人のニーズ、関連する法令やオンライン化の費用対効果等を踏まえつつ、検討を進めて参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1137	令和3年4月23日	令和3年12月2日	運転免許証の携帯義務	道路交通法で運転時に免許証を携帯し、警察官の求めに応じて提示する義務を定めていますが、免許のコピー、スマホで撮影した画像で良いと思います。 また、運転中に携帯資格があること、本人であることが確認できればいいことで、改善を要求します。	紙からデータへの移行、新しい時代への対応です！	個人	警察庁	道路交通法(昭和35年法律第105号)において、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは当該自動車に係る運転免許証を携帯してなければなりません。また、免許を受けた者は、警察官から一定の場合に免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければなりませんとされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条	対応不可	運転免許制度は、自動車等の運転を一般的に禁止し、一定の資格を有する者に限って当該禁止を解除する。すなわち自動車等の運転を許可する制度であり、道路交通の危険を防止し、交通の秩序を維持することを目的としています。しかしながら、多くの車両が走行している道路などにおいては、それぞれの運転者が免許を受けた者であるかどうかを外観から判別することは事実上不可能であるため、運転者に常に運転免許証を携帯させ、一定の場合にこれを警察官に提示させる義務を課しています。さらに、これらに照準して担保することによって、運転免許制度の実効性を確保しています。 交通指導訓練等を行う警察官は、運転者が携帯する運転免許証が真正なものであることを確認するため、当該運転免許証の現物を確認する必要があります(現行の運転免許証には偽造防止のためにICチップ等の対策が施されています。)。運転免許証のコピーをスマートフォンで撮影した画像では、当該運転免許証が真正なものであるかどうかを確認することが極めて困難であるため、これを提示することによって運転者の義務を果たしたとみなすことはできません。	
1138	令和3年4月23日	令和3年5月24日	ワンストップ特例制度の申請における押印について	ふるさと納税制度において、寄付先の自治体及び以内の場合、各自治体に申請を行うことで確定申告を行うこと(確定申告控除の特例)が適用される。ワンストップ特例制度)があります。この制度の適用を受けるためには、各自治体に申請を出す必要があります。また、この申請には寄付先自治体の押印が必要になっています。これらの押印を廃止し、その旨を各自治体に通知することを検討いたします。	現在、ワンストップ特例の申請には押印が必要、との通知が総務省から各自治体にはなされておらず、結果すべての自治体にて押印が必要になっています。(少なくとも、私は押印が不要な自治体を探し上げておりました。) 押印が必要なために、申請を電子化することが出来ず、申請書の提出には郵送が必要となり、時間がかかり、郵送もかかる事象となっております。 また、当該申請書を翌年1月10日までに必ず各自治体に送付する必要があるため、年末ぎりぎりにはふるさと納税を実施した場合、申請書送付までの時間的余裕がありません。 押印が不要となれば、郵送費用がからなくなり、大きな社会的コスト削減につながります。 電子的に受け付けることにより、申請書送付の期日に必ず余裕を生むことができます。 自治体としても、電子的に受け付けることにより、申請書の送付、受け付け書類の処理といった、ふるさと納税に関する事務負担を軽減することにつながります。	個人	総務省	ワンストップ特例制度の申告申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含め、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われております。	地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度下で対応可能	ワンストップ特例制度に係る申告申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行により廃止されています。	
1139	令和3年4月23日	令和3年12月2日	猟銃の所持許可の規制緩和の要望	北海道の砂川では、猟友会のメンバーが市の要請を受けて熊を猟銃で射撃したところ、住宅地に近い場所であった理由で猟銃の所持許可が取り消されるという事件が発生した。その結果、日本各地の猟友会が激怒し、危険な動物の駆除が必要と、市民の安全が大きな脅かされている。そこで、危険な動物を駆除するための猟銃の所持や使用の許可については、居住者の安全に危害を及ぼさない限り、猟銃を所持し、住宅地に近い場所でも発射した場合でも許可を取り消すことのないよう要望する。また免許の取得も、VR教育などを用いたオンライン講習等で容易にできるよう、要望する。	この提案が実現すると、熊などの危険な動物が出現した時に即座に対応することができるようになり、多くの人命が救われ、また農家の経済的な損失も大幅に削減することができるようになる。実際に、この無意味に厳しい規制のおかげで、人死にがでてもおかしくない状況になっていると、新聞紙で報道されている。またVRを用いた試験や講習を導入することで、コロナウイルスの影響下でも効率的に許可ができるようになり、大幅なコストカットとリスクの低減ができる。	個人	警察庁 環境省	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、以下「鳥獣保護管理法」という。)第38条第2項の規定により、危険を防止し、公共の安全を維持するため、住居集落地域等における銃猟が禁止されていること。住居集落地域等における銃猟が行われた場合には、鳥獣保護管理法違反とならぬが、銃刀法(昭和35年法律第96号、以下「銃刀法」という。)第10条第2項の規定により、銃刀法違反となり、その結果、銃刀法第11条第1項の規定により、猟銃の所持許可の取消しの対象となります。 一方で、熊が住宅街等に現れ、ハンターが警察官より先に現場に臨場する事態も想定されること。当該ハンターの判断により、緊急避難(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項)の措置として熊等を猟銃を使用して射撃することは妨げられないと考えています。 猟銃の所持許可を受理しようとする者については、銃刀法第9条の3に規定する「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(猟銃等講習会)」及び銃刀法第9条の5に規定する射撃教育を受ける必要があります。現在、これらは対面の方式で行われています。	銃刀法第9条の3 同法第9条の5 同法第10条第2項 同法第11条第1項 鳥獣保護管理法第38条第2項 刑法第37条第1項	その他	〇熊に、熊が住宅街等に現れ、ハンターが警察官よりも先に現場に臨場する事態も想定されること。当該ハンターの判断により、緊急避難(刑法第37条第1項)の措置として熊等を猟銃を使用して射撃することは妨げられません。 〇警察庁においては、今後も事業発生時に適切な対応が行われるよう、引き続き都道府県警察を指導してまいります。 〇猟銃による事故防止を図るためには、実地の訓練を用いた講習が必要であり、射撃教育においては、講師の監督の下で実銃に銃射していること。完全な形でオンラインによる講習等を実施することは困難ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り人の接触機会を減らす運用をしております。	
1140	令和3年4月23日	令和3年5月24日	ふるさと納税のワンストップ申請について	ワンストップ申請を提出した後、同じ市町村に届けた場合、申告書特例申請事項の変更届を寄付先自治体へ翌年1月10日までに郵送する必要があります。ふるさと納税を提出した自治体へ提出していただく必要はない。	コスト削減	個人	総務省	ワンストップ特例申請制度を利用する寄附者は当該申請事項に変更があったときは申告特例対象年の翌年の1月10日までに、寄附先団体に同一の旨を届ける必要がある。	地方税法附則第7条第4項及び第11項	対応不可	寄附先団体は、地方税法の規定に基づき、寄附者の住所地団体において正確な税額控除に係る課税情報が行われるよう、寄附情報を整理(寄附者の住所地や寄附額の確認等)した上で、住所地団体に対し当該寄附情報を通知しなければなりません。 変更届が提出されない場合、寄附先団体は、引越しが行われた事実を知る術がなく、結果的に旧住所地団体に対し当該寄附情報を通知することとなりますが、旧住所地団体は寄附者に対する課税権を有していないため、税額控除を行うことは出来ません。 一方で、ご指摘の転居(転入)により、新住所地在税額控除計算を行うおうちでも、当該届届には、税額控除に係る寄附情報が記載されておらず、また、前述したように寄附先団体から新住所地団体に寄附情報が通知されないことから、いずれにしても、新住所地においては、適正な課税を実施することが出来ません。 また、転入に際しては、寄附者が自身の寄附情報についても併せて申請を行うとする場合であったとしても、新住所地団体は実際の寄附を受け付けていないことから、寄附情報の確認を寄附先団体に関心させること等により実施させるを得ず、新たな事務負担となることが想定されます。 これらのことから、引越しを行う場合であっても、寄附先団体に対し変更届を提出してもらうことが必要と考えています。 以上、ご理解をいただければ幸いです。	
1141	令和3年4月23日	令和3年5月24日	厚生労働大臣指定試験機関 安全衛生技術試験協会の申し込み方法改善のお願い	インターネット申し込み導入とクレジット決済の導入	営業所の時間が限られているので申し込み書を手に入れる事がまず困難、取り寄せるにもお金がかかる。 申し込みが銀行窓口でなければならぬ。 サラリーマンではこの時点で受給のハードルが高すぎる。 これが欠陥に削減できれば、成長部門に人材を回すことができ、経済成長に資することは間違いありません。 不親切であると言わざるを得ません。	個人	厚生労働省	番号276の回答をご参照ください。				
1142	令和3年4月23日	令和3年5月24日	年末調整のペーパーレス化	確定申告のペーパーレス化の前提として、年末調整のペーパーレス化が必要で、保険会社からの書類などを全て保管させ、年末調整用の帳簿に記録させる銀行の仕組みは、余りに非効率です。給与事務の大きな負担になっており、業務負担が大きい。 (主税局、国税庁)	企業、地方自治体の人事・給与部門にとって、紙ベースでの作業が求められる年末調整は大変な負担になっているとの。これが欠陥に削減できれば、成長部門に人材を回すことができ、経済成長に資することは間違いありません。	個人	財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除申告書などについては、給与等の支払者がある一定の条件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが出来ます。また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合も、添付書類である控除証明書等についても電磁的方法により提供することが可能となっています。	所得税法第198条第2項、所得税法施行令第319条の2	対応	左記のとおり、年末調整の際に給与等の支払者に提出する控除申告書については、電磁的方法(データ)により提供を受けようとしている場合があります。 また、控除申告書に添付又は提出の際に提示することとされている控除証明書等のうち、「生命保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」「住宅借入金等がある場合の所得控除の特例控除証明書」についても、控除申告書を電磁的方法により提供する際には電磁的方法により提供することが可能となっています。 なお、年末調整に関する各種申告書等を電磁的方法により提供できるかどうかは、個々の会社の状況により異なると思われ、必要に応じてお勤めの会社にご確認ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1143	令和3年4月22日	令和3年7月7日	行政機関統合書面利用について	住民票の写しを交付する際に、利用目的を明確にする。法的に目的の狭い交付先へ送付し、利用目的の先細から使用可能フラグでも立て、使用されたいのではないか。	自動車等の登録変更の際には、住民票、印鑑証明、登記簿謄本などを書面でも提出する必要がある。行政機関の連携が図られ、法的に目的の狭い交付先へ送付し、利用目的の先細から使用可能フラグでも立て、使用されたいのではないか。	個人	総務省 国土交通省	自動車の登録制度では、所有者の公証及び使用実態の把握を行うため、申請の際には、本人確認、住所確認等のために、印鑑に関する証明書、住民票、登記簿謄本等の証明書の提出を求めています。なお、自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明、自動車事故の補償）が必要となっており、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料納付をインターネット上で、一括で行うことが可能となっております。また、OSSにおいては、マイナンバーカードや商業登記簿電子証明書の電子証明書機能を活用し、本人確認を行っており、これにより印鑑証明書や登記簿謄本の提出が省略可能となっております。	自動車登録令(昭和26年法令第25号)第14条第1項第1号及び第16条第1項、情報通信省令第11号(平成14年法律第151号)第6条第1項、第11条	対応	OSSのさらなる利便性向上のため、令和4年度中に、マイナンバーカードの電子証明書機能を活用して地方公共団体間でのシステム連携(シス)と情報連携することにより、住民票コードの記入や住民票の提出を不要とするシステム改修を行うべく関係機関等と調整しているところです。	
1144	令和3年4月22日	令和3年5月24日	登記情報連携システムの活用範囲拡大について	現在デジタル手続法を根拠に、行政手続きに際して交付を求められている登記事項証明書を、法務省の構築した登記情報連携システムを各府省から閲覧参照することで、交付を省略する取り組みが検討されています。この登記情報連携システムは、法務省が「法令上の権限がある手続」についてのみ利用を許可する方針で構築されていますが、各府省の所管事項において、法令上の権限がない場合でも、登記事項を参照する必要がある場合は十分に活用範囲を法令上の権限を超えて、各府省が必要とし、法務省が認められる範囲で参照できるように拡大すべきと考えます。	私は某省庁の職員ですが、法務省より示された登記事項連携システムの活用範囲があまりに限定的で、国家公務員の業務上の経費を削減できる可能性を逸してしまっていることが残念です。ご留意していただきたいと思います。もちろん、今回の登記事項連携システムの開発趣旨が、国民の行政手続きの簡便化であることは理解しておりますが、提案の内容で述べたとおり、登記事項は各府省やその出先機関で参照する機会が多く、国家機関全体で共有メリットが大きいと考えられます。現状、国の出先機関で法人や不動産に関する様々な調査を行う機会があるかと存じますが、それぞれの国の権限は、法務省で管理している登記事項を参照するために、それぞれの機関内の決裁をとり、法務局の窓口申請書を持参して登記事項証明書を発行しています。登記事項連携システムを活用すれば、申請書の文書作成にかかる時間、決裁にかかる期間、法務局への郵送費用または窓口へ赴く際の交通費、それぞれを削減することができます。郵送費用や交通費を削減することによってメリットが大きいと思います。国の機関として、文書作成や決裁、郵送であれば送達されるまでの調査にかかるタイムロスも削減することができると、迅速な調査に繋がります。これは当該調査について受益者となり得る国民の利益と捉えます。以上の理由から、法務省の登記事項連携システムの活用範囲は、「法令上の権限がある手続」についてのみ限定すべきではなく、各府省が必要と認め、法務省が承認した範囲内限り、利用できるように拡大すべきと考えます。	個人	法務省	登記事項証明書の交付が法令上規定されている手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、その交付を省略することが可能となっております。	検討を予定	登記情報連携の範囲を登記事項証明書の交付について法令上の権限がない手続に拡大することについては、引き続き検討を進めてまいります。		
1145	令和3年4月22日	令和3年5月24日	戸籍簿本の取得に関する変更について	義父母の戸籍簿本を取得する場合、手帳だけでなくその総持手帳も取得できるように変更してほしい。	去年、夫の父親がなくなった時、義母と一緒に役所に行き書類を集めようとした際、「嫁」では義父の戸籍が取れず「ごな」と思ったことがありました。その中、一人の方が多分お父さんで、夫の親がなくなった場合、嫁が書類取得に動かなければいけなくなります。なのに現状では嫁ではなくてごな(義父のもの)と一緒に生活している義母の戸籍も取れません。自分の母親は義母の養子になっていたのがなくなった時にもらった戸籍で分かったのですが、その理由は母より父が死に終わったからだと思います。こっぴどおかしいと思いませんか？	個人	法務省	戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属又は直系卑属は、請求の理由を明らかにすることなく、当該戸籍簿本の交付請求をすることができず。一方、配偶者の父の戸籍簿本等を交付請求する場合には、請求の理由を明らかにするが、又は委任状を添付の上、交付請求を行う必要があります。	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の2第2項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、御要望に応じることは困難です。	
1146	令和3年4月22日	令和3年5月24日	進学、転職のための学歴や職歴の証明について	進学、転職のための学歴や職歴の証明について、文科省や厚労省で発行した印と併せて証明書を使用できるようにできないか。	妻が中学校で美術科の講師として働いており、教員採用試験の申請や、講師任用の申請など、その都度学歴や職歴を求められ、住生しております。卒業した大学、今まで勤めていたデザイン会社社員や職員していた専門学校など全てにその都度、卒業証明書や在職証明書の発行を依頼し、添付しなければならぬとのこと。しかも教育委員会でも県や市ごとに書式が違っており、その都度全て手書きしなければならぬとのこと。このような作業を何度も繰り返しております。学歴などは文科省で証明できるようにあればありがたいです。職歴などは社会保険と紐づいているので厚労省で証明できるようにすると、遠かに楽になると思います。遠慮の情報は変更しようがないのに、その都度個別に証明書を発行させることは、無駄とも考えます。余計な事務作業に手を取られないようになれば、人員の流動性も高まると思います。	個人	文部科学省	該当なし	該当なし	検討に着手	種別欄における卒業証明や成績簿等のデジタル化に向けた導入事例・導入方法に関する調査研究を令和3年度に実施する予定であり、その調査の結果を踏まえて、新たな卒業証明等の在り方について検討を行っている。	
1147	令和3年4月22日	令和3年5月24日	旧司法試験の復活	法科大学院の修了を要件とする新司法試験制度を廃止し、誰でも受験できる旧司法試験を復活してほしい。	司法試験受験者が拡大し、法曹の水準が上昇することで、経済成長に繋がります。	個人	法務省 文部科学省	現行の司法試験法は、「法科大学院の課程を修了した者」と司法試験予備試験に合格した者に、司法試験の受験資格を認めています。	司法試験法第4条第1項	対応不可	司法試験の受験資格の廃棄は、我が国の法曹養成制度の在り方に関わる重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えます。なお、令和元年6月に、法科大学院教育の充実と法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を図るために、法科大学院改革・司法試験制度改革を内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和5年司法試験からは、法科大学院の課程に在学する者であっても、当該法科大学院を設置する大学の学長が所定の要件を満たすことについて認定をしたものについても、司法試験の受験資格が認められることとなります。法務省としては、文部科学省と連携しながら、まずは、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、今回の改革を着実に進めていくとしております。	
1148	令和3年4月22日	令和3年4月26日	戸籍簿抄本を取得する場合は、直系の親族が求められ、同時に住民票の写しを請求する場合は、別世帯であることを理由に委任状取得を求められ、再度委任状を準備して再来庁する必要がある。	戸籍簿抄本を取得する場合は、直系親族の請求から委任状は不要で取得できるが、同時に住民票の写しが必要であれば委任状は不要で取得できるようになるのをお待ちしています。何れも役所に出向き担当時間を取られるので断念になってしまっています。また、委任状についてもそれが書いてあるにもかかわらず交付の可否を判断されるので断念しているように思えます。ご考慮のほどお願いいたします。	個人	総務省 法務省	本人等以外の者の住民票の写しの請求にあつては、住民基本台帳法第12条第4項の規定により、本人等の代理人である場合は、本人等の代理人であることを明らかにする職務の指示等を行う必要があり、当該職務の具体的な内容は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第12条の規定により、委任状を提出する方法とされています。なお、委任状を示すことができない等得ない場合には、同条の規定により、市町村の長で、親族や本人と同一世帯である者が別世帯の者に係る請求については、口頭で説明を行い、これに対して確認させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができると認められた場合には、必ずしも委任状の提出を求めず、このように確約した書類で代替することも考えられます。	住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第12条	対応不可	本人等以外の申請者が本人等から与えられた代理権を示す必要があるため、委任状を不要とすることは困難と考えられます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1149	令和3年4月23日	令和3年5月24日	政府管掌社会保険年金 保険料徴収納付事務の高度化	1. 企業に在籍する従業員等の年金等を年金ネットに連動しオンラインで確認できるように。 2. 社会保険事務所との書面のやり取りがまだEMAILで可能にできない理由を教えてください。電子申請は設計が非常に不親切ではないか。	現行社会保険料納付書(請求書)に毎月総額記載がされているのみで、各月納付額が、企業集計額と大きく異なる場合に、その原因を調べる努力、時間が、たいそう負担になっている。どこの世界に、請求書合計しか分からない請求書がありますか？ 請求額の個人明細額があつて合計額が出るのでしょうか。 社会保険事務所に関わらせても、各人の毎月の明細額が出るような仕組みにはなっていないとの返事で閉口しています。 少なくとも、現在個人情報としての各月の年金総額は個人では知悉できるで、プライバシーに配慮しつつも、所属事業主と上記目的の、データ連動し確認できればこの問題はクリアできます。(できれば、個人別、別月 金額が確認できるのが好ましい) また、onlineで納付書の内訳(納付額、請求額の計算方法)を開示されます様を望みます。 社会保険への信頼を(減った年金問題)取り戻すため、可能な限り情報をOPENにし、国民がより信頼を置くよう、改善を求めます。	個人	厚生労働省	1. 社会保険料については、納付義務者である事業主に対して、納付すべき社会保険料の合計額を告知しております。 標準報酬月額の変動があつたこと等により、納入告知額が前月の告知額と比較して変動する場合には、その数値理由、金額を確認できる資料を添付して対応いたします。 金額の確認をご希望の場合には、管轄の年金事務所へお問い合わせください。 2. 外部へのFAX送信については、誤送信防止の観点から原則禁止とし、事業所等からのお問合せ等については、電話や書面によってご対応いただいていることですが、業務上やむを得ない場合には、個人番号等の記載がある等の書面、FAXによる書面の送受も可能です。 インターネットメールについては、情報セキュリティの観点から、事業所等からのお問合せ等には対応しておりません。 また、電子申請については、電子申請でご利用いただく届書作成プログラムの更新や、Q&AIDを利用した電子申請での対象手続拡大等、申請者の利便性向上に努めているところです。	厚生年金保険法第82条	検討に着手	事業所が納付する社会保険料に係る増減内訳書その他の各種文書については、電子的に送付することを検討するなど、引き続き申請者等の利便性向上に努めてまいります。
1150	令和3年4月23日	令和3年6月1日	登記のオンライン申請 登録免許税の再使用証明申出書 同時にオンラインで提出できる方法について	登記申請をオンラインで取下げた場合 登録免許税の再使用証明申出書 同時にオンラインで提出できる方法について	登録免許税法施行令第32条第1項は申出書の提出方法について「登記等の申請の取下げの申出と同時に当該領収証書又は印紙を再使用しない旨を記載した書類を登録簿に提出しなければならない」と規定している。しかしながら、現在取下げは、オンラインして、再使用証明申出書は、別途書面提出する形である。登記申請をオンラインで取下げた場合、再使用証明申出書を別途書類(紙の書面)で提出しなければならないとすれば、電子署名したPDFファイル等で再使用証明申出書をオンラインで提出することで不都合が生じるとは考えられない。電子署名したPDFファイル等で再使用証明申出書をオンラインで提出することが認められれば登記申請の迅速な再申請が可能となり、更には行政手続のデジタル化の要請に資するのではないかと考える。また、登録免許税の還付請求についてについても同様の扱いを求める。	個人	法務省	不動産登記や商業・法人登記等の申請は、オンライン又は書面により行うことができます。オンラインによる申請は、登録免許税法第31条第2項、第3項、第6項 登録免許税法施行令第18条第2項、第3項 登録免許税法施行令第32条第1項 不動産登記法第18条第2項 商業登記法第17条第1項及び第3項 不動産登記や商業・法人登記等の申請をした場合に、登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付したときは、当該申請を取り下げることとなった際に、当該収入印紙や領収証書を再使用したい旨の申出をすることができ、登録免許税法第18条第2項、当該申請は、当該登記の申請の取下げの申出と同時に領収証書又は収入印紙を再使用したい旨を記載した書類を提出する必要があります(登録免許税法施行令第32条第1項)。	領収証書及び収入印紙の再使用の申出のオンライン化については、ニーズ等の調査を行った上で検討すべしであり、直ちに対応することは困難です。 なお、今後、行政手続のオンライン化の促進についての検討が進められているところ、オンラインによる登記申請手続についても、登録免許税の電子納付の手続の拡充等を念めて検討を行い、申請者にとってより利用しやすいものとなるよう、利便性の向上に努めてまいります。		
1151	令和3年4月23日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの受け取りにつきまして	こんにちは、マイナンバーカードを受け取りに行こうと思ったのですが、日曜日も受け取り出来ない状態になっております。 当方、業務を個人で運営しており、日曜日も休みがありません。 代理の受け取りも医師の診断書が必要な方のみとなっております。月1回でも日曜に受け取りできるようにするか、代理の方の受け取り条件を緩和していただけないでしょうか。 マイナンバーカード推進されても受け取りができないのは行政の怠慢だと思います。 よろしくお願いたします。	こんにちは、マイナンバーカードを受け取りに行こうと思ったのですが、日曜日も受け取り出来ない状態となっております。 当方、業務を個人で運営しており、日曜日も休みがありません。 平日の休みを取る＝業務を閉めるということで、地域に根ざした業務のため私の業務時間や皆さんにも迷惑がかかります。 また代理の受け取りも医師の診断書が必要な方のみとなっております。月1回でも日曜に受け取りできるようにするか、代理の方の受け取り条件を緩和していただけないでしょうか。 マイナンバーカード推進されても受け取りができないのは行政の怠慢だと思います。 よろしくお願いたします。	個人	総務省	○特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、基本的には、地方税法施行規則において定められた統一の様式による通知がなされていますが、御指摘のように市区町村間で紙質や印字色など細かな差異が生じている場合があります。 通知は、平成28年度課税分から電子化が実現していますが、一部に電子的正本送付に未対応の市区町村が残っていることから、これまでも早期の対応に向けた取組を求めてまいりました。 なお、電子的通知については、様式は統一されています。 ○給与支払報告書の提出はすでにeLAXを通じて統一フォーマットにより電子的に行うことが可能です。 小規模な特別徴収義務者においては、まだ給与支払報告書の電子的提出に対応していない場合もいくつかあり、一部の市区町村においては、特別徴収義務者の利便性を鑑み、あらかじめ紙の様式を送付している例があるものと承知しています。	番号008の回答をご参照ください。		
1152	令和3年4月23日	令和3年5月24日	企業における住民税の管理について	市町村による住民税の決定通知書(特別徴収義務者用)・給与支払報告書の様式、サイズ等の統一もしくは電子化	毎年、各市町村から送られてくる上記決定通知書に関して、送付のタイミングや書類のサイズ・紙の質等がバラバラで、管理担当者のように管理するのは大変だと思います。いずれの方法にしても手間がかかります。 企業の規模が大きいほど管理する市町村数も増えるのも、標準化できないかと考えています。特に紙の質やサイズの違い、またカラー印刷であることなど、ここに差別化を必要とする必要は思いません。最低限統一できれば各市町村のコストも削減できる可能性があります。企業の労務管理者の負担も減少できると思います。どこに言ってもいいかわからず、漠然とした内容で申し訳ありませんが、ご検討をお願いいたします。	個人	総務省	○特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法が改正され、令和6年度課税分より、特別徴収義務者が決まる場合、市町村は、電子的に正本を送付することが義務づけられることとなりました。こうした状況は踏まえ、正本の電子的送付に未対応の市区町村に対しては、引き続き速やかに対応に向けた取組を進めていただくよう求めています。 ○給与支払報告書に係る手続については、すでにeLAXを利用することで複数の市区町村に提出する場合であってもオンラインで手続が完了する仕組みが実現しています。	対応		
1153	令和3年4月23日	令和3年5月24日	労働者の紹介業の手数料の高さが課題を抽出	紹介企業による労働者への拘束の禁止 労働者の紹介業の手数料の高さが課題を抽出 労働者紹介料の上限(10%)の設定による転職市場の流動化	紹介企業による労働者への拘束の禁止 転職をする際に、普通は転職サイトに登録し、そこから応募⇒採用試験⇒入社と進むが、1度転職サイトを使用すると当該企業は他の紹介企業は使用できなくなる。例えば、転職サイトに不備があつたとしても、企業の規模が大きいほど管理する市町村数も増えるのも、標準化できないかと考えています。特に紙の質やサイズの違い、またカラー印刷であることなど、ここに差別化を必要とする必要は思いません。最低限統一できれば各市町村のコストも削減できる可能性があります。企業の労務管理者の負担も減少できると思います。どこに言ってもいいかわからず、漠然とした内容で申し訳ありませんが、ご検討をお願いいたします。	個人	厚生労働省	求職者や求人者が職業紹介事業者を利用するは自由であり、また制度上、求人企業が職業紹介事業者を使用した場合に他の職業紹介事業者を使用できない等の制限はありません。 有料職業紹介事業者の紹介手数料については、(1)職業紹介に必要不可欠な経費等を勘案して厚生労働省令で定める経費及び(2)の紹介手数料を徴収する場合、あらかじめ厚生労働省に届出した手数料表に基づき手数料を徴収する場合に求人者が徴収することが認められています。	求職者や求人者が職業紹介事業者を利用するは自由であり、また制度上、求人企業が職業紹介事業者を使用した場合に他の職業紹介事業者を使用できない等の制限はありません。 職業紹介手数料の水準については、労働市場の需給の状況や求人者の内訳に応じて決定されるものであり、過度な職業紹介事業者が安定してサービスを提供する観点からも、紹介手数料の上限を一律に設定することには慎重な検討が必要と考えております。 厚生労働省としては、「人材サービス総合サイト」において、職業紹介事業者に手数料等の情報開示を義務づけ、求人者や求職者による職業紹介事業者の選択に資するよう、さらなる開示を促してまいりたいと考えております。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1159	令和3年4月23日	令和3年5月24日	美容室で顔射りが出来ない件について	①理容店では顔射りが出来るが、美容室では出来ない。昔から理容と美容を区別する際に、理容の生き残りのために区分けされたと記憶している。理容は、主に男性向け、女性向け、としているが、今の時代、男性も美容室に行き、女性もプラティクルフェーシングが必要。美容室でも顔射りが出来るようにして欲しい。理容業界(団体)を守るための規制である。	理容、美容の区分けは要らない。	個人	厚生労働省	理容師と美容師の区別が利用者の男女の別で分けていたものではありません。また、理容師法の運用に関する件(昭和23年12月8日付け衛発382号厚生省公衆衛生局長通知)において、美容師の顔射りについて示されており、禁止されているものではありません。	理容師法の運用に関する件(昭和23年12月8日付け衛発382号厚生省公衆衛生局長通知)	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1160	令和3年4月23日	令和3年7月7日	不動産取引、土地取引のマイナンバー登録義務化	アパート、マンションを借りる際の問題、固定資産税(房产税)、空家問題や地産地消と呼ばれる詐欺事件の背景には、マイナンバーと紐づいていない事で、本人認証が出来ない事にあります。 不動産、土地取引の際に、マイナンバー登録を義務化すべきです	1. アパートやマンションの賃貸の場合、社会的弱者、つまり高齢者、外国人、貧困層、借居問題の短い借居、無条件で賃貸が断られます。家賃未納で返却できない危険性があるからです。従って、外国人や高齢者は、賃貸を断られる差別を受けています。マイナンバー登録を義務化して、未納の際の財産差し押さえを可能にすれば、解決できます 2. 賃貸の際に、審査未納で返却できないために、審査の何れも自分の取返しが必要で、高い保証料を取られて、賃貸の際は、二期間が原則で、賃貸の際に必要な事前の費用を増大させ、賃貸市場の有効活用を妨げています。 マイナンバー登録義務化で、これらが不要になります。 3. 具体的には、マイナンバーと紐づいていない土地、不動産の場合、「善意の第三者」に対して、対応できない法理に変更で、詐欺の森林、空家や閉鎖して野放しの不動産を、事前に数社の公表をした後で、マイナンバー登録した後で、開発可能にすれば、不透明による社会的機会損失を数十兆円生み出している。土地、森林、空家を、開発するインセンティブになります これらの解決のために、土地取引、不動産取引に、マイナンバー登録義務化をすべきです	個人	内閣府 国土交通省	マイナンバーは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定めるところにより、行政事務を処理する者が効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を図る目的で、社会保険・税・災害対策の各分野において利用することとされており、	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第1条、第9条)	対応不可	マイナンバーは、制度の現状に記載の通り、行政事務を処理する者が、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を図る目的で、社会保険・税・災害対策の各分野において利用することとされており、したがって、今回提案頂いた内容については、マイナンバー制度の趣旨・目的を鑑み、対応は困難です。	
1161	令和3年4月23日	令和3年5月24日	登記・供託オンライン申請システムの利用時間を24時間受付にしたいと思っています。 https://www.todai-kyotaku-online.mj.go.jp/の時刻に事務局が運行する必要はもうありませんが、手続きをすすめる自体は受け付けていたことかたがたで、また明朝朝がないとならなくなってしまっている残り残念でした。	いま(21:19)日中やりにかけていた登記の申請手続きをしようと思ったら時間外で処理が進みませんでした。 https://www.todai-kyotaku-online.mj.go.jp/この時刻に事務局が運行する必要はもうありませんが、手続きをすすめる自体は受け付けていたことかたがたで、また明朝朝がないとならなくなってしまっている残り残念でした。	個人	法務省	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までです。申請データの作成等、通信に關わる以外の作業については、オフラインにより24時間行うことができます。	なし	検討を予定	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に必要な費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応の可否を検討してまいります。		
1162	令和3年4月23日	令和3年7月7日	農業振興地域制度及び農地転用許可制度の条件緩和について	1.農家が自ら名義の土地に農業に係る施設を設置するときの条件緩和 2.農業振興地域への「編入」手続きがいらぬのではないか？ 3.許可申請書の事務手続きおよび期間の簡素化、短縮化 長期的理由については、上記のとおりである。	1.農家が自ら名義の土地に農業に係る施設を設置するときの条件緩和 2.農業振興地域への「編入」手続きがいらぬのではないか？ 3.許可申請書の事務手続きおよび期間の簡素化、短縮化 長期的理由については、上記のとおりである。	個人	農林水産省	1 農用地区域内に農業施設を設置する場合は、農地転用の許可が不要です。また、農用地区域内農地は原則として農地転用の許可ができませんが、農用地利用計画において指定された用途に供するため転用する場合は、農地転用の許可が可能です。 2 農業振興地域の指定及び農用地区域への編入要件は、農地転用等において定められており、要件を満たす場合には、指定又は編入を行うこととされています。 3 農用地区域内の土地に農業施設を設置する場合は、用途区分が農業用施設用地である土地に施設を設置する必要があることから、用途区分が農業用施設用地以外の土地に施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。 農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)及び農地法関係事務処理要領の制度について(平成21年12月11日付21陸農第4608号)21農林第1599号農林水産省総務局長・農林振興局長通知)に定められているところです。	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第10条第5項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条の2第1項第1号 農地法第4条第6項及び第5条第2項 農地法施行規則第26条第5号、第26条第7号、第27条第2号各号及び第27条第2項各号 農地法関係事務処理要領の制度について(別添1第1項の(1)のイ及び2のイ)	1 対応不可 一部事実確認 2 対応不可 3 検討に着手	1 農用地区域内の用途区分は、農用地区域内において、農用地と農業用施設用地が交錯・混在することを避け、効率的に農業生産基盤整備及び農地転用を促進するために設定しているものであり、両者を分けて扱う必要があります。 なお、1haを超えない用途区分の変更については、軽微な変更として簡易な処理で手続が可能となっています。 また、農地転用許可基準においては、 ① 農業施設については代替性の検討を求めないこと。 ② 一家のうちの一部を転用する場合に、土地の分掌を行うことは求めないこと から、事実協議です。 2 農業に関する公共投資その他農業振興に関する施設は、計画的かつ集中的に実施する必要があることから、農林水産省所管の国庫補助事業の多くは農業振興地域(農業生産基盤整備事業は農用地区域)を対象として実施しています。 なお、補助事業の採択要件は、それぞれ事業によって異なることから、補助事業の活用可否については個別に協議する必要があります。 3 農用地区域の用途区分が農業用施設用地以外の土地に設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更する必要があります。 また、農用地区域の用途区分が農業用施設用地以外の土地に農業施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。 農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)及び農地法関係事務処理要領の制度について(平成21年12月11日付21陸農第4608号)21農林第1599号農林水産省総務局長・農林振興局長通知)に定められているところです。 また、許可申請書の添付書類は、農地法施行規則に定められており、かつ、「農地法関係事務処理要領の制度について」において、具体的な取扱いを示しているところですが、特に、「その他参考となるべき書類」については、許可申請の審査をするに当たって、特に必要な書類を一律に求めることは適当ではないと考えています。 なお、農業施設の設定に係る添付書類の見直しについては、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、不要な添付書類が求められることがないよう見直しを検討し、令和3年度中に地方公共団体及び農業委員会に通知することとされているところであり、今年度中に必要な措置を行うこととされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1163	令和3年4月23日	令和4年11月11日	各都道府県で異なる自動車登録関係書類の統一	自動車登録に必要な各書類が各都道府県で書式が異なっており、法人自動車登録関係書類の統一 自動車登録に必要な各書類が各都道府県で書式が異なっており、法人自動車登録関係書類の統一 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり ⇒車庫証明提出書 Q) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと	個人	警察庁 総務省 国土交通省	【警察庁】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【総務省】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【国土交通省】 ○自動車登録用委任状 委任状につきましては、民間同士で取り交わす書面となりますので、所要の事項(委任者・受任者・委任内容・対象自動車、発行日)が記載されていれば、特定の様式でなければならぬということはありません。その上で、申請者の方が使いやすいよう、全国統一の標準的な様式の例を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/common/001128782.pdf ○法人事業所所在地証明書類 法人の住所を証する見届る書類につきましては、本店以外で商業登記簿抄本又は登記事項証明書で証明できない場合において、「公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる保証証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金納収書のいずれか、発行されたから9ヶ月以内のもの」として、「自動車登録等実施規程」に定め、全国統一の取扱いとするとともに、当該実施要領を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/doshu/content/001388551.pdf なお、当該実施要領にも取扱いの基本として、例示として、上記の書類では証明できない場合においては、その他の書類による証明についても柔軟に対応しております。	【警察庁】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【総務省】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【国土交通省】 ○自動車登録用委任状 委任状につきましては、民間同士で取り交わす書面となりますので、所要の事項(委任者・受任者・委任内容・対象自動車、発行日)が記載されていれば、特定の様式でなければならぬということはありません。その上で、申請者の方が使いやすいよう、全国統一の標準的な様式の例を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/common/001128782.pdf ○法人事業所所在地証明書類 法人の住所を証する見届る書類につきましては、本店以外で商業登記簿抄本又は登記事項証明書で証明できない場合において、「公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる保証証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金納収書のいずれか、発行されたから9ヶ月以内のもの」として、「自動車登録等実施規程」に定め、全国統一の取扱いとするとともに、当該実施要領を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/doshu/content/001388551.pdf なお、当該実施要領にも取扱いの基本として、例示として、上記の書類では証明できない場合においては、その他の書類による証明についても柔軟に対応しております。	【警察庁】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【総務省】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【国土交通省】 ○自動車登録用委任状 委任状につきましては、民間同士で取り交わす書面となりますので、所要の事項(委任者・受任者・委任内容・対象自動車、発行日)が記載されていれば、特定の様式でなければならぬということはありません。その上で、申請者の方が使いやすいよう、全国統一の標準的な様式の例を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/common/001128782.pdf ○法人事業所所在地証明書類 法人の住所を証する見届る書類につきましては、本店以外で商業登記簿抄本又は登記事項証明書で証明できない場合において、「公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる保証証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金納収書のいずれか、発行されたから9ヶ月以内のもの」として、「自動車登録等実施規程」に定め、全国統一の取扱いとするとともに、当該実施要領を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/doshu/content/001388551.pdf なお、当該実施要領にも取扱いの基本として、例示として、上記の書類では証明できない場合においては、その他の書類による証明についても柔軟に対応しております。	【警察庁】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【総務省】 自動車検申書/納税通知書 ⇒自動車登録用委任状 ⇒各県管で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時において持参しか受け付けない(=郵送不可) 所轄警署口担当者が必要な対応が異なる等であった官機体費 ⇒法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書/納税通知書 ⇒地方対応はここは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を極める御願に、コスト増減や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと 【国土交通省】 ○自動車登録用委任状 委任状につきましては、民間同士で取り交わす書面となりますので、所要の事項(委任者・受任者・委任内容・対象自動車、発行日)が記載されていれば、特定の様式でなければならぬということはありません。その上で、申請者の方が使いやすいよう、全国統一の標準的な様式の例を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/common/001128782.pdf ○法人事業所所在地証明書類 法人の住所を証する見届る書類につきましては、本店以外で商業登記簿抄本又は登記事項証明書で証明できない場合において、「公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる保証証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金納収書のいずれか、発行されたから9ヶ月以内のもの」として、「自動車登録等実施規程」に定め、全国統一の取扱いとするとともに、当該実施要領を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/doshu/content/001388551.pdf なお、当該実施要領にも取扱いの基本として、例示として、上記の書類では証明できない場合においては、その他の書類による証明についても柔軟に対応しております。	
1164	令和3年4月23日	令和3年5月24日	常駐・専任配置原則の徹底関係	労働者派遣事業におけるマッチング等業務を派遣元事業所に実施しなればならない規制の撤廃(又は行政法令でもリモートで当該業務が実施可能な規制の緩和) 労働者派遣事業においては、派遣労働者に対する派遣労働者と派遣元のマッチング(就業条件の明示)等の業務については、派遣元事業所において行われなければならないことと派遣事業者は一般的に解釈している。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)には、派遣元事業所においてこれを行うべきの明確な定めはないが、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」(令和2年6月 厚生労働省職業安定局)において、「労働者派遣法に基づいて派遣を行うべき派遣元事業所」は、就業条件の明示等の事務の処理機能も有する事業所である旨の記載がある(10頁)こととの関係で、就業条件の明示等の業務は派遣元事業所で行う必要があると解釈されている。 なお、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」には、「労働者派遣事業の内容となる業務処理を行っている場所又は施設が事業所に該当しない」と認められる場合も想定しつつ、「そのよなことは通常考えられない」との記載も存在している。この前段部分からすれば、リモートで就業条件の明示等の業務を行うことも想定していると考えられなくないが、後段ではそれを否定している形になっている。 このため、派遣事業者において当該業務に従事する職員は、リモートで当該業務を処理できず、コロナ禍にあっても常駐的に出勤が強いられる状態。 以上のことから、法令改正によりマッチング(就業条件の明示)等の業務がリモートでも実施可能である旨を明確にする、又は現行法令でもリモートで当該業務が可能である解釈を明確化し、それと考慮する各種記録を見直すことが必要。	一般社団法人 日本新経連	厚生労働省	事業主において許可等の必要があるのは、「事業所」のうち「労働者派遣事業を行う派遣元事業所」にあたる場合です。 「事業所」とは、労働者の勤務の場所又は施設のうち、事業活動が行われる場所のことであり、相当の独立性を有するものをいいます。具体的には雇用保険の適用事業所に関する考え方と同一であり、①場所の独立性(または事業所に独立していること)、②経営(又は業務)の独立性である程度の独立性を有すること(すなわち、人事、経理、経営(又は業務)上の指導監督、労働の指揮等においてある程度の独立性を有すること、③一定期間継続し、施設としての持続性を有すること)という要件に該当するかによって判断されます。 さらに「労働者派遣事業を行う事業所」とは、実質的に労働者派遣事業の内容となる業務処理の一部又は全部を行っている事業所をいい、具体的には①法第34条の就業条件の明示、②派遣労働者に係る労働契約の締結、③派遣労働者となる者たる者の登録、④派遣労働者に係る雇用管理の実施等の事務の処理機能も有しているもの、が該当します。	令和3年2月4日に「派遣労働者等に関するテレワークに関するQ&A」(厚生労働省HP)を更新し、派遣元事業主の事業所に所属する内勤社員が自宅において実施するテレワークは、当該事業所に所属する内勤社員が自宅において実施するものであるため、内勤社員が自宅において実施するテレワークにより、労働者派遣事業の業務処理を行っていること、実質的には、事業所に所属する場所(自宅)で業務を行っているものとして取り扱い、当該自宅は事業所にあたらない旨を示しています。 また、労働者派遣事業関係業務取扱要領中「そのよなことは通常考えられない」との記述は、削除いたしました。		
1165	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険会社における監査報告の署名(自署)手続きの緩和	保険会社については、保険業法施行規則第17条の第1項の規定に基づき、別紙様式第1号から第1号の8に監査報告の署名(自署)が作成される監査報告において、会社法のコール・フライングの観点から、会計監査人や監査役等の記名押印や電子署名による手続きを認めて欲しい。	一般社団法人 日本損害保険協会	金融庁	保険業法施行規則に規定する保険会社に関する各種監査報告書の様式において、押印欄及び署名欄が別紙様式第1号~別紙様式第1号の8	保険業法施行規則別紙様式第1号~別紙様式第1号の8	対応	各種監査報告書について電磁的記録による作成が可能となるよう、当該様式中の押印欄及び自署欄を削除する様式改正を行います。(4月23日にパブリックコメントを開始しています。)	
1166	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険会社は、年度末決算対応の一環として年一「連結決算状況調査」を金融庁に提出しているが、提出に当たり非効率な作業が生じていることから、以下の簡素化を要望する。 (1)本表の「事業区分」について、「損害保険」「生命保険」「再保険」のいずれかの選択が必要となるが、このうち保険会社を子会社とする際の認可申請・届出時に「保険業法第106条第1項第3号」に該当する「保険業を行う外国の会社」として届出を行った会社については、「保険業を行う外国の会社」として報告できるようにする。 (2)本表の「海外子会社等が支店展開している場合における関係の支店数」について、記載削除する。	①海外の保険会社については、一律で保険業法第106条第1項第3号に該当する「保険業を行う外国の会社」として認可申請・届出を行っており、それ以上の細分は必要ないため、区分の選別は重複ロードが生じる。 ②海外子会社の関係支店数については、極めて小規模な支店を有する認可を行うため一定の選別ロードが生じているが、監査上把握しおる必要性は低いと考えられるため。	一般社団法人 日本損害保険協会	金融庁	保険会社は、保険業法第21条の2第1項に基づき、金融庁に当該保険会社の業務又は財産の状況に関する参考となる各種報告資料の提出を求められています。 保険会社は、保険業法第21条の2第1項に基づき、金融庁に当該保険会社の業務又は財産の状況に関する参考となる各種報告資料の提出を求められています。	保険業法第21条の2第1項	その他	保険業法第21条の2第1項に基づく報告は、監査上必要と認められる場合にのみ徴求するものであり、その内容は非表示とおしますが、随時必要な要件に応じて見直しを行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1167	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険会社の子会社の本店所在地変更する場合、金融庁への事後届出が必要となるが、当該届出書の「変更に係る費用」については、確認ロードが欠けていることから、記載不要を要する。	保険会社の子会社が本店の所在地を変更する場合、金融庁への事後届出が必要となるが、当該届出書の「変更に係る費用」については、確認ロードが欠けていることから、記載不要を要する。	本店所在地の変更には一定の費用が発生する場合は多いが、保険会社の財務に大きな影響を与えるほどの費用が発生することは考えにくく、監督上控除して対応の必要性が低いと考えられるため、なお、参考情報として、保険持株会社がその子会社の本店所在地の変更を行う場合には、変更に係る費用については記載不要となっている。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	○保険業法第127条第1項第9号、保険業法施行規則第35条第1項第6号の2に基づき、子会社が本店の所在地を変更した場合の届出提出をお願いしているところですが、法令上、移転費用についての報告を明示的に求めるものではありません。○地方、保険会社向け総合的な監督指針別様式30において、「子会社の本店の所在地変更届出」の様式の中に、「変更にかかる費用」の項目が存在しており、現状ではこの様式に基づき、各社から移転費用についての報告をいただいているところです。	なし	検討を予定	ご要望頂いた内容に基づき、届出の様式から当該項目を削除する方向で様式の修正を検討してまいります。	
1168	令和3年4月23日	令和3年7月7日	保険会社の子会社は、保険業法上、親会社（保険持株会社）の子会社でもあるため、保険会社と親会社とを兼ねて親会社として届出の一本化と保険持株会社としての届出の一本化	保険会社の子会社は、保険業法上、親会社（保険持株会社）の子会社でもあるため、保険会社と親会社とを兼ねて親会社として届出の一本化と保険持株会社としての届出の一本化を行なっていることから、両内容の届出を一本化するなどの簡素化を検討したい。	近年特に海外子会社の数が増え、保険会社の事務負担が大きくなっている。現状、保険持株会社と保険会社の子会社にかかる届出の中には保険業法の該当条文が異なる場合は全く同じ内容の届出書を2通作成しているものもある。事業者の行政手続コストの削減に資するため、届出漏れや漏れの防止もにつながるから、一つの届出で内容の把握が可能な事項については、他方の届出を不要とする。もしくは一方からの届出が地方の届出を兼ねる書式などの対応を検討いただきたい。○具体的な項目として「子会社の新規親会社」「子会社でない新たな親会社」「組織の移行・株式の転換等により他の会社を子会社とした場合」「名称変更」「本店所在地変更」「合併・解散・業務の全部譲渡」。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	子会社に関する一部の届出事項については、保険会社及び保険持株会社のそれぞれの業態において、届出事項となっております。	保険業法第127条第1項第9号、第271条の2第2項第4号乃至第8号	現行制度下で対応可能	具体的な項目として列挙いただいた子会社に関する届出について、保険会社及び保険持株会社が同一子会社について届出を行うこととなる場合には、 ・保険会社及び保険持株会社の連名であること。 ・保険会社及び保険持株会社が届出を行う根拠となる条文が併記されていること。 といった要件を満たせば、一枚の届出で提出していただいても差し支えありません。	
1169	令和3年4月23日	令和3年7月7日	保険業法施行規則表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））の法定開示事項の見直し	保険業法施行規則表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））の法定開示事項の見直しによる法定開示事項の追加・削除を検討したい。	一般消費者の観点に立つと、再保険信用リスクに関する情報として、「出資を行った再保険者の数」や「再保険料の上位5社の割合」はやや解釈ににくい情報であり、別途定めている「出再保険料の格付ごとの割合」や「未収再保険金の額」が必要十分と考えるため、様々な決算上の調整を踏まえて、集計を行う必要があり、保険会社にとっても事務負担が大きい。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるもの（※）を記載した説明書類を作成し、法令で定める場所に備え置き、公表の閲覧に供しなければならないこととされています。 ※保険業法施行規則では、保険会社が保険契約を再保険に付した場合における①再保険を引受けた主要な保険会社等の数、②再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合、を記載することとされています。	保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））	検討を予定	保険会社が保険契約を再保険に付した場合における①再保険を引受けた主要な保険会社等の数、②再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合、について、出資に関するリスクの集中度を把握するための有用な情報として、公表への閲覧を求めたいものです。 項目の見直しについては、それぞれの項目の縦覧の趣旨に照らし、慎重に検討を行う必要があります。	
1170	令和3年4月23日	令和3年7月7日	ディスクロージャー法における法定の開示項目が、有価証券報告書等における開示項目と共通する場合は、(1)ディスクロージャー法における開示項目の省略又は方法の簡素化	ディスクロージャー法における法定の開示項目が、有価証券報告書等における開示項目と共通する場合は、(1)ディスクロージャー法における開示項目の省略又は方法の簡素化	ディスクロージャー法の記載内容として、例えば、事業概況・リスク管理体制・財産状況・コーポレートガバナンスの概要など、有価証券報告書等の開示項目と共通するものも多い。このような共通する開示項目については、ディスクロージャー法上、省費又は簡素化を行うことで、企業負担の軽減を図ることができる。現状においても、企業は、写真や図表等を加工し工夫を凝らして分かりやすい開示に努めているところ、負担軽減がなされれば、より充実した開示を行うことが可能になると考えられるため、要するもの。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、法令で定める場所に備え置き、公表の閲覧に供しなければならないこととされています。	保険業法第111条、保険業法施行規則第9条の2、金融商品取引法第24条、企業内規等の開示に関する内閣府令15条	検討を予定	単に有価証券報告書等と対象項目が共通することのみをもってディスクロージャー法の縦覧項目の省略や簡素化を行った場合、ディスクロージャー法の利用者にとっては開覧時の利便性の低下につながる可能性があります。 項目の見直しについては、それぞれの項目の縦覧の趣旨に照らし、慎重に検討を行う必要があります。	
1171	令和3年4月23日	令和3年7月7日	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、平成28年5月より施行されている。法改正に異い交付が義務付けられる重要事項説明書（クーリング・オフ説明書を含む。）については、電磁的方法による交付が認められているところ、現行ではその方法はメール・ダウンロード・CD-ROMの3つに限定されているため、この電磁的方法の多様化を要する。	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、平成28年5月より施行されている。法改正に異い交付が義務付けられる重要事項説明書（クーリング・オフ説明書を含む。）については、電磁的方法による交付が認められているところ、現行ではその方法はメール・ダウンロード・CD-ROMの3つに限定されているため、この電磁的方法の多様化を要する。	業界として改正法を踏まえた業務を行っているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考ええる。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信（ダウンロード方式）ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなど創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができると考える。 本件は昨年度に続き要請するものであるが、スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、昨事務年度の所管省庁回答（*）に沿って、クーリング・オフ説明書も含め、速やかに対応が行われることを希望する。 （*）保険募集時における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後アプリケーション手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。（令和3年1月20日以前）。	保険業法第309条、保険業法施行規則第27条の2、第2条の2第8号	検討を予定	保険募集時に保険会社等が保険契約者等に情報提供が必要な事項については、「家族保険」、「外貨建保険」及び「転換契約」等に係る一部の事項を説明する書面について、顧客の承諾を得たうえで電磁的方法による提供を可能とすると、 ・電磁的方法による提供が可能となる方法を追加すること。 とする「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正を行ってまいります。（令和3年1月20日施行）。 なお、保険契約の申込みの撤回又は解除に関する事項を記載した書面の交付に代えて、申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する場合における、当該電磁的方法の多様化については、申込者等の保護の観点から、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1172	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を」と、令和3年度中期経営方針(別冊)の(4)「2」に掲げられている「会計基準の高度化のためのIFRS17等の導入に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業績報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出など)において、IFRS任意適用が可能となるような制度整備を行う。	保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提したものはなっていない。 このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表IFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業績報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 上記の理由から、本件は今年度には提案できない。 令和2(2020)年6月にIFRS17が最終化され発効時期が令和5(2023)年に決定したため、これに向けた検討を要している。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	連結業績報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされている。	保険業法施行規則第59条、第60条の3、第105条の10、第210条の1002	検討に着手	国際会計基準審議会において2020年6月にIFRS17号(保険契約に関する国際財務報告基準)が公表され、2023年1月1日より発効予定であることを踏まえ、これに遅れない事業年度より連結業績報告書等においてIFRSの任意適用が円滑に進むよう、制度面の検討を進める予定である。	
1173	令和3年4月23日	令和3年5月24日	無人航空機飛行に関する関係手続のオンライン・ワンストップ化の実現	無人航空機の飛行のためにドローンを使用する場合、複雑な事務負担が生じていることから、航空の安全などの広範な防災発生に迅速かつ的確な措置がとれるよう、地方自治体等関係機関のオンライン・ワンストップ化の実現を要望する。	無人航空機の飛行にあたっては、飛行場所や飛行方法に応じて多種多様な法令や自治体の条例等を遵守する必要がある。現在、航空法に基づく飛行申請については、「DPS(Drone/UAS Information Platform System、ドローン情報基盤システム)」においてオンラインによる効率的な手続が可能となっているものの、無人航空機を飛行せよとする者はその他関係する法令・条例を網羅的に把握して必要な申請手続を行わなければならない。結果的に、申請者に煩雑な事務負担が発生しており、迅速な措置が困難なケースがある。法令・条例ごとに求められる申請事項の中には重複する内容も存在しており、ワンストップ化によるメリットが大きい。 そこで、無人航空機の飛行に際して必要な手続を特区等に限定する省庁・自治体等を跨いで一元的に案内・実施できるオンライン・ワンストップサービスについて、地味・細期間を慎んでデジタル・ガバメントを新行できる中央政府が推進し実施すべきである。 本サービスが実現することで災害直後の迅速な調査が可能となり、早期に被災者の安心と安全が確保できると考える。	一般社団法人日本損害保険協会	内閣官房 内閣府 警察庁 国土交通省 環境省	無人航空機の飛行については、航空法に基づき、飛行形態に応じて許可・承認が必要とされており、また、特定の種類の空を飛行する場合には、航空法上の手続きに加え、手続や配慮を求められる場合がある。	航空法第132条、第132条の2、第132条の3、第132条の4、第132条の5、第132条の6、第132条の7、第132条の8、第132条の9、第132条の10、第132条の11、第132条の12、第132条の13、第132条の14、第132条の15、第132条の16、第132条の17、第132条の18、第132条の19、第132条の20、第132条の21、第132条の22、第132条の23、第132条の24、第132条の25、第132条の26、第132条の27、第132条の28、第132条の29、第132条の30、第132条の31、第132条の32、第132条の33、第132条の34、第132条の35、第132条の36、第132条の37、第132条の38、第132条の39、第132条の40、第132条の41、第132条の42、第132条の43、第132条の44、第132条の45、第132条の46、第132条の47、第132条の48、第132条の49、第132条の50、第132条の51、第132条の52、第132条の53、第132条の54、第132条の55、第132条の56、第132条の57、第132条の58、第132条の59、第132条の60、第132条の61、第132条の62、第132条の63、第132条の64、第132条の65、第132条の66、第132条の67、第132条の68、第132条の69、第132条の70、第132条の71、第132条の72、第132条の73、第132条の74、第132条の75、第132条の76、第132条の77、第132条の78、第132条の79、第132条の80、第132条の81、第132条の82、第132条の83、第132条の84、第132条の85、第132条の86、第132条の87、第132条の88、第132条の89、第132条の90、第132条の91、第132条の92、第132条の93、第132条の94、第132条の95、第132条の96、第132条の97、第132条の98、第132条の99、第132条の100、第132条の101、第132条の102、第132条の103、第132条の104、第132条の105、第132条の106、第132条の107、第132条の108、第132条の109、第132条の110、第132条の111、第132条の112、第132条の113、第132条の114、第132条の115、第132条の116、第132条の117、第132条の118、第132条の119、第132条の120、第132条の121、第132条の122、第132条の123、第132条の124、第132条の125、第132条の126、第132条の127、第132条の128、第132条の129、第132条の130、第132条の131、第132条の132、第132条の133、第132条の134、第132条の135、第132条の136、第132条の137、第132条の138、第132条の139、第132条の140、第132条の141、第132条の142、第132条の143、第132条の144、第132条の145、第132条の146、第132条の147、第132条の148、第132条の149、第132条の150、第132条の151、第132条の152、第132条の153、第132条の154、第132条の155、第132条の156、第132条の157、第132条の158、第132条の159、第132条の160、第132条の161、第132条の162、第132条の163、第132条の164、第132条の165、第132条の166、第132条の167、第132条の168、第132条の169、第132条の170、第132条の171、第132条の172、第132条の173、第132条の174、第132条の175、第132条の176、第132条の177、第132条の178、第132条の179、第132条の180、第132条の181、第132条の182、第132条の183、第132条の184、第132条の185、第132条の186、第132条の187、第132条の188、第132条の189、第132条の190、第132条の191、第132条の192、第132条の193、第132条の194、第132条の195、第132条の196、第132条の197、第132条の198、第132条の199、第132条の200、第132条の201、第132条の202、第132条の203、第132条の204、第132条の205、第132条の206、第132条の207、第132条の208、第132条の209、第132条の210、第132条の211、第132条の212、第132条の213、第132条の214、第132条の215、第132条の216、第132条の217、第132条の218、第132条の219、第132条の220、第132条の221、第132条の222、第132条の223、第132条の224、第132条の225、第132条の226、第132条の227、第132条の228、第132条の229、第132条の230、第132条の231、第132条の232、第132条の233、第132条の234、第132条の235、第132条の236、第132条の237、第132条の238、第132条の239、第132条の240、第132条の241、第132条の242、第132条の243、第132条の244、第132条の245、第132条の246、第132条の247、第132条の248、第132条の249、第132条の250、第132条の251、第132条の252、第132条の253、第132条の254、第132条の255、第132条の256、第132条の257、第132条の258、第132条の259、第132条の260、第132条の261、第132条の262、第132条の263、第132条の264、第132条の265、第132条の266、第132条の267、第132条の268、第132条の269、第132条の270、第132条の271、第132条の272、第132条の273、第132条の274、第132条の275、第132条の276、第132条の277、第132条の278、第132条の279、第132条の280、第132条の281、第132条の282、第132条の283、第132条の284、第132条の285、第132条の286、第132条の287、第132条の288、第132条の289、第132条の290、第132条の291、第132条の292、第132条の293、第132条の294、第132条の295、第132条の296、第132条の297、第132条の298、第132条の299、第132条の300、第132条の301、第132条の302、第132条の303、第132条の304、第132条の305、第132条の306、第132条の307、第132条の308、第132条の309、第132条の310、第132条の311、第132条の312、第132条の313、第132条の314、第132条の315、第132条の316、第132条の317、第132条の318、第132条の319、第132条の320、第132条の321、第132条の322、第132条の323、第132条の324、第132条の325、第132条の326、第132条の327、第132条の328、第132条の329、第132条の330、第132条の331、第132条の332、第132条の333、第132条の334、第132条の335、第132条の336、第132条の337、第132条の338、第132条の339、第132条の340、第132条の341、第132条の342、第132条の343、第132条の344、第132条の345、第132条の346、第132条の347、第132条の348、第132条の349、第132条の350、第132条の351、第132条の352、第132条の353、第132条の354、第132条の355、第132条の356、第132条の357、第132条の358、第132条の359、第132条の360、第132条の361、第132条の362、第132条の363、第132条の364、第132条の365、第132条の366、第132条の367、第132条の368、第132条の369、第132条の370、第132条の371、第132条の372、第132条の373、第132条の374、第132条の375、第132条の376、第132条の377、第132条の378、第132条の379、第132条の380、第132条の381、第132条の382、第132条の383、第132条の384、第132条の385、第132条の386、第132条の387、第132条の388、第132条の389、第132条の390、第132条の391、第132条の392、第132条の393、第132条の394、第132条の395、第132条の396、第132条の397、第132条の398、第132条の399、第132条の400、第132条の401、第132条の402、第132条の403、第132条の404、第132条の405、第132条の406、第132条の407、第132条の408、第132条の409、第132条の410、第132条の411、第132条の412、第132条の413、第132条の414、第132条の415、第132条の416、第132条の417、第132条の418、第132条の419、第132条の420、第132条の421、第132条の422、第132条の423、第132条の424、第132条の425、第132条の426、第132条の427、第132条の428、第132条の429、第132条の430、第132条の431、第132条の432、第132条の433、第132条の434、第132条の435、第132条の436、第132条の437、第132条の438、第132条の439、第132条の440、第132条の441、第132条の442、第132条の443、第132条の444、第132条の445、第132条の446、第132条の447、第132条の448、第132条の449、第132条の450、第132条の451、第132条の452、第132条の453、第132条の454、第132条の455、第132条の456、第132条の457、第132条の458、第132条の459、第132条の460、第132条の461、第132条の462、第132条の463、第132条の464、第132条の465、第132条の466、第132条の467、第132条の468、第132条の469、第132条の470、第132条の471、第132条の472、第132条の473、第132条の474、第132条の475、第132条の476、第132条の477、第132条の478、第132条の479、第132条の480、第132条の481、第132条の482、第132条の483、第132条の484、第132条の485、第132条の486、第132条の487、第132条の488、第132条の489、第132条の490、第132条の491、第132条の492、第132条の493、第132条の494、第132条の495、第132条の496、第132条の497、第132条の498、第132条の499、第132条の500、第132条の501、第132条の502、第132条の503、第132条の504、第132条の505、第132条の506、第132条の507、第132条の508、第132条の509、第132条の510、第132条の511、第132条の512、第132条の513、第132条の514、第132条の515、第132条の516、第132条の517、第132条の518、第132条の519、第132条の520、第132条の521、第132条の522、第132条の523、第132条の524、第132条の525、第132条の526、第132条の527、第132条の528、第132条の529、第132条の530、第132条の531、第132条の532、第132条の533、第132条の534、第132条の535、第132条の536、第132条の537、第132条の538、第132条の539、第132条の540、第132条の541、第132条の542、第132条の543、第132条の544、第132条の545、第132条の546、第132条の547、第132条の548、第132条の549、第132条の550、第132条の551、第132条の552、第132条の553、第132条の554、第132条の555、第132条の556、第132条の557、第132条の558、第132条の559、第132条の560、第132条の561、第132条の562、第132条の563、第132条の564、第132条の565、第132条の566、第132条の567、第132条の568、第132条の569、第132条の570、第132条の571、第132条の572、第132条の573、第132条の574、第132条の575、第132条の576、第132条の577、第132条の578、第132条の579、第132条の580、第132条の581、第132条の582、第132条の583、第132条の584、第132条の585、第132条の586、第132条の587、第132条の588、第132条の589、第132条の590、第132条の591、第132条の592、第132条の593、第132条の594、第132条の595、第132条の596、第132条の597、第132条の598、第132条の599、第132条の600、第132条の601、第132条の602、第132条の603、第132条の604、第132条の605、第132条の606、第132条の607、第132条の608、第132条の609、第132条の610、第132条の611、第132条の612、第132条の613、第132条の614、第132条の615、第132条の616、第132条の617、第132条の618、第132条の619、第132条の620、第132条の621、第132条の622、第132条の623、第132条の624、第132条の625、第132条の626、第132条の627、第132条の628、第132条の629、第132条の630、第132条の631、第132条の632、第132条の633、第132条の634、第132条の635、第132条の636、第132条の637、第132条の638、第132条の639、第132条の640、第132条の641、第132条の642、第132条の643、第132条の644、第132条の645、第132条の646、第132条の647、第132条の648、第132条の649、第132条の650、第132条の651、第132条の652、第132条の653、第132条の654、第132条の655、第132条の656、第132条の657、第132条の658、第132条の659、第132条の660、第132条の661、第132条の662、第132条の663、第132条の664、第132条の665、第132条の666、第132条の667、第132条の668、第132条の669、第132条の670、第132条の671、第132条の672、第132条の673、第132条の674、第132条の675、第132条の676、第132条の677、第132条の678、第132条の679、第132条の680、第132条の681、第132条の682、第132条の683、第132条の684、第132条の685、第132条の686、第132条の687、第132条の688、第132条の689、第132条の690、第132条の691、第132条の692、第132条の693、第132条の694、第132条の695、第132条の696、第132条の697、第132条の698、第132条の699、第132条の700、第132条の701、第132条の702、第132条の703、第132条の704、第132条の705、第132条の706、第132条の707、第132条の708、第132条の709、第132条の710、第132条の711、第132条の712、第132条の713、第132条の714、第132条の715、第132条の716、第132条の717、第132条の718、第132条の719、第132条の720、第132条の721、第132条の722、第132条の723、第132条の724、第132条の725、第132条の726、第132条の727、第132条の728、第132条の729、第132条の730、第132条の731、第132条の732、第132条の733、第132条の734、第132条の735、第132条の736、第132条の737、第132条の738、第132条の739、第132条の740、第132条の741、第132条の742、第132条の743、第132条の744、第132条の745、第132条の746、第132条の747、第132条の748、第132条の749、第132条の750、第132条の751、第132条の752、第132条の753、第132条の754、第132条の755、第132条の756、第132条の757、第132条の758、第132条の759、第132条の760、第132条の761、第132条の762、第132条の763、第132条の764、第132条の765、第132条の766、第132条の767、第132条の768、第132条の769、第132条の770、第132条の771、第132条の772、第132条の773、第132条の774、第132条の775、第132条の776、第132条の777、第132条の778、第132条の779、第132条の780、第132条の781、第132条の782、第132条の783、第132条の784、第132条の785、第132条の786、第132条の787、第132条の788、第132条の789、第132条の790、第132条の791、第132条の792、第132条の793、第132条の794、第132条の795、第132条の796、第132条の797、第132条の798、第132条の799、第132条の800、第132条の801、第132条の802、第132条の803、第132条の804、第132条の805、第132条の806、第132条の807、第132条の808、第132条の809、第132条の810、第132条の811、第132条の812、第132条の813、第132条の814、第132条の815、第132条の816、第132条の817、第132条の818、第132条の819、第132条の820、第132条の821、第132条の822、第132条の823、第132条の824、第132条の825、第132条の826、第132条の827、第132条の828、第132条の829、第132条の830、第132条の831、第132条の832、第132条の833、第132条の834、第132条の835、第132条の836、第132条の837、第132条の838、第132条の839、第132条の840、第132条の841、第132条の842、第132条の843、第132条の844、第132条の845、第132条の846、第132条の847、第132条の848、第132条の849、第132条の850、第132条の851、第132条の852、第132条の853、第132条の854、第132条の855、第132条の856、第132条の857、第132条の858、第132条の859、第132条の860、第132条の861、第132条の862、第132条の863、第132条の864、第132条の865、第132条の866、第132条の867、第132条の868、第132条の869、第132条の870、第132条の871、第132条の872、第132条の873、第132条の874、第132条の875、第132条の876、第132条の877、第132条の878、第132条の879、第132条の880、第132条の881、第132条の882、第132条の883、第132条の884、第132条の885、第132条の886、第132条の887、第132条の888、第132条の889、第132条の890、第132条の891、第132条の892、第132条の893、第132条の894、第132条の895、第132条の896、第132条の897、第132条の898、第132条の899、第132条の900、第132条の901、第132条の902、第132条の903、第132条の904、第132条の905、第132条の906、第132条の907、第132条の908、第132条の909、第132条の910、第132条の911、第132条の912、第132条の913、第132条の914、第132条の915、第132条の916、第132条の917、第132条の918、第132条の919、第132条の920、第132条の921、第132条の922、第132条の923、第132条の924、第132条の925、第132条の926、第132条の927、第132条の928、第132条の929、第132条の930、第132条の931、第132条の932、第132条の933、第132条の934、第132条の935、第132条の936、第132条の937、第132条の938、第132条の939、第132条の940、第132条の941、第132条の942、第132条の943、第132条の944、第132条の945、第132条の946、第132条の947、第132条の948、第132条の949、第132条の950、第132条の951、第132条の952、第132条の953、第132条の954、第132条の955、第132条の956、第132条の957、第132条の958、第132条の959、第132条の960、第132条の961、第132条の962、第132条の963、第132条の964、第132条の965、第132条の966、第132条の967、第132条の968、第132条の969、第132条の970、第132条の971、第132条の972、第132条の973、第132条の974、第132条の975、第132条の976、第132条の977、第132条の978、第132条の979、第132条の980、第132条の981、第132条の982、第132条の983、第132条の984、第132条の985、第132条の986、第132条の987、第132条の988、第132条の989、第132条の990、第132条の991、第132条の992、第132条の993、第132条の994、第132条の995、第132条の996、第132条の997、第132条の998、第132条の999、第132条の1000、第132条の1001、第132条の1002、第132条の1003、第132条の1004、第132条の1005、第132条の1006、第132条の1007、第132条の1008、第132条の1009、第132条の1010、第132条の1011、第132条の1012、第132条の1013、第132条の1014、第132条の1015、第132条の1016、第132条の1017、第132条の1018、第132条の1019、第132条の1020、第132条の1021、第132条の1022、第132条の1023、第132条の1024、第132条の1025、第132条の1026、第132条の1027、第132条の1028、第132条の1029、第132条の1030、第132条の1031、第132条の1032、第132条の1033、第132条の1034、第132条の1035、第132条の1036、第132条の1037、第132条の1038、第132条の1039、第132条の1040、第132条の1041、第132条の1042、第132条の1043、第132条の1044、第132条の1045、第132条の1046、第132条の1047、第132条の1048、第132条の1049、第132条の1050、第132条の1051、第132条の1052、第132条の1053、第132条の1054、第132条の1055、第132条の1056、第132条の1057、第132条の1058、第132条の1059、第132条の1060、第132条の1061、第132条の1062、第132条の1063、第132条の1064、第132条の1065、第132条の1066、第132条の1067、第132条の1068、第132条の1069、第132条の1070、第132条の1071、第132条の1072、第132条の1073、第132条の1074、第132条の1075、第132条の1076、第132条の1077、第132条の1078、第132条の1079、第132条の1080、第132条の1081、第132条の1082、第132条の1083、第132条の1084、第132条の1085、第132条の1086、第132条の1087、第132条の1088、第132条の1089、第132条の1090、第132条の1091、第132条の1092、第132条の1093、第132条の1094、第132条の1095、第132条の1096、第132条の1097、第132条の1098、第132条の1099、第132条の1100、第132条の1101、第132条の1102、第132条の1103、第132条の1104、第132条の1105、第132条の1106、第132条の1107、第132条の1108、第132条の1109、第132条			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1177	令和3年4月23日	令和4年11月11日	DeCoの拠出限度額の統一	DeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に問わず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者について同一率額(月額2万円(統一))とする。	現在厚生労働省にて検討されている企業年金(企業型DC・DB)加入者のDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、(企業型、DBの有無に限らず)第2号被保険者全体で月額2万円に統一することを要する。上記により、第1号被保険者は月額6万円、第2号および第3号被保険者は月額2万円となり、普及促進を行うの上有益と考える。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	厚生労働省	DeCoの拠出については、確定拠出年金法施行令において、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に応じて、拠出限度額を規定しています。また、令和3年度税改正において、企業年金(企業型・DB)に加入する者のDeCoの拠出限度額の上限を2万円に統一することが認められ、2024年12月から施行することになりました。	確定拠出年金法第69条、確定拠出年金法施行令第36条	検討を予定	拠出限度額の見直しについては、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、公的年金制度等とのバランスや税制の観点も含め関係者で慎重に検討します。	
1178	令和3年4月23日	令和3年9月10日	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金の上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額(事業主掛金の額を上限)とす」3行の規定を撤廃する。	企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の積立および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者が掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないという企業型年金規約に定めるよう法規に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業型確定拠出年金は事業主が主体となり従業員のために実施するものであるという観点と、個人の働き方によらない、老後の所得確保に向けた自助努力を支援する観点から、制度の利用状況等も踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。	
1179	令和3年4月23日	令和3年9月10日	DeCoにおける掛金払込方法の多様化	従来のDeCoの加入申込の電子化を見据え、DeCoの掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等に拡大する。	DeCoの掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には補填が必要となる。手続きのペーパーレス化及び更なる普及促進の実現のためには、払込方法の多様化が必要であると考える。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	厚生労働省	個人型確定拠出年金の掛金払込は、銀行口座振替もしくは厚生年金適用事業所の事業主を介して行うこととなります。	確定拠出年金法第70条	対応不可	ご提案については、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会と関係団体間において検討した結果、クレジットカード払いを実施することに伴う手数料等を考慮して、当面見送られたものと承知しています。	
1180	令和3年4月23日	令和3年7月7日	健康保険関係書類の押印廃止・ペーパーレス	企業が従業員の雇用・採用・退職等にかかる対応を行うに当たり必要な届出について、書類の署名は押印を不要とするか、電子申請の利便性を検討したい。	新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がっており、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えられている。上記取組を進めため、e-Gov/GBizにおける次の点について、改善を検討願う。 【e-Gov、GBizについて】 ・汎用の電子申請システムでは対応できず、社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する。 ・添付ファイルのアップロードに時間を要する。 ・電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。 ・セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となり、テレワークでの申請手続きができない。等 電子申請は2020年11月より健保組合で対応予定であり、準備中の健保組合もある。一方、GBizでは、対象様式が限定されており、次の5つの申請が対応予定である。 ＜参考＞(1)資格取得(2)資格喪失届(3)月額算定基礎届(4)月額変更届(5)賞与支払届 関連書類。	一般社団法人日本損害保険協会 財務省 厚生労働省 経済産業省	財務省	【健康保険関係書類に係る押印について】 国民年金基金連合会及び日本年金機構に対する申請・届出様式の押印については、令和2年12月25日より原則廃止とし、各保険者が定める申請・届出様式の押印についても、同日、廃止するよう要請をしたところです。 【電子申請について】 ・健康保険関連の雇用・採用・退職等の手続きのうち健康保険組合への手続きについては、マイナンバーカードを通じて申請を伝えるよう環境を整備し、当該環境を導入している健保組合において令和2年11月より、電子による申請が可能となりました。 ・日本年金機構への手続きについては、e-Gov上により電子申請が可能となっております。 【e-Gov、GBizIDについて】 ・「汎用の電子システムでは対応できない」とのご指摘につきましては、e-Govのクライアントアプリケーションでは多数の申請を行う場合に対応しにくいのご指摘と理解しておりますが、昨年11月のe-Govリニューアルで、アカウントの新規導入、マイページ、後払いの導入など、クラウドアプリケーションを軸とした申請のUIの改善を行っており、多数の申請を頂く場合でもより申請しやすくなりました。また、社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する点につきましては昨年11月のe-Govのリニューアルに際して、開発の初期段階から民間ノウハウベンダーとの対話を行い、御意見を取り入れ、より社内システムの連携等システム開発をしやすAPIの提供を開始しております。また、ユーザーの開発期間も考慮し早期に仕様書を公開(2019年8月)しております。 ・「添付ファイルのアップロードに時間を要する。」ことにつきましては、接続環境等にも影響されるところですが、システム面の整備と合わせて、日本年金機構に提出する届書については、添付書類の添付自体を不要とする等の取り組みを進めてきたところです。 ・「電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。」ことにつきましては、日本年金機構への提出分については、事業所からの修正手続きは通常の届書と違い、修正の理由がそれぞれ異なるなど、個別に内容審査を要するため、現在は電子申請の対象外としています。電子申請の対象とするに当たっては、審査の手法等について慎重に検討を行うことが必要であると考えています。 ・「セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となりテレワークでの申請手続きができない」とにつきましては、各社において必要となる情報セキュリティ管理の中で、適切に運用がなされるものと認識しています。 ・健康保険組合の電子申請様式につきましては、健康保険関係書類の電子申請が可能な手続きのうち、14手続でGBizIDの認証を用いた電子申請が可能となっております。	現行制度下で対応可能	【健康保険関係書類に係る押印について】 制度の現状に記載のとおり、対応を行っています。 【電子申請について】 電子申請等の利便性向上につきましては、引き続き関係機関と連携の上、必要となる検討を進めていきます。 【e-Gov、GBizIDについて】 GBizの対象手続きの拡大等につきましては、引き続き関係機関と連携の上、必要となる検討を進めていきます。		
1181	令和3年4月23日	令和3年5月24日	企業が税務署に提出する次の書類について、次の対応を検討願う。 ・e-Tax申請時の件数上限を撤廃した仕組みの構築 ・光ディスク(電子媒体)で提出する際は、社印を省略可とするルールへの変更 (備考) ・支払調書 ・支払調書合計表 ・源泉徴収票 ・源泉徴収票合計表 ・法定調書合計表 ・源泉所得徴収及び復興特別所得税の戻納額還付請求書 ・住民税 給与支払報告書	新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がっており、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えられている。 既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みを設けていただいているが、一回の申請件数に上限があり、利用できない状況である。一方、光ディスク(電子媒体)で提出する場合、併せて送付する書類に社印を押印する必要があり、テレワークで対応できない。	一般社団法人日本損害保険協会 財務省	財務省	e-Taxについては、システムの性能面を考慮し安定運用の観点から、一回の申請件数に上限を設けており、上限件数以上の申請をする場合には、複数回に分けて提出する必要があります。 また、法定調書関係書類に関しては、国税庁税法改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以前に提出する書類については適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。 ※「住民税、給与支払報告書」については、税務署へ提出する書類ではありません。	国税庁令第124条等 所得税法225-228の4等 国税庁税法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条等	対応	令和4年1月以降、支払調書については、クラウドサービス等を利用した新たな方法によって、提出することができるようになる予定です。 ・当該仕組みを利用することにより、件数制限なく電子的に提出することが可能となりますので、クラウドサービス等を利用した提出をご検討ください。 ・なお、新たな方法で提出を行うためには、国税庁長官の認定を受けたクラウドサービス等を利用する必要がありますなど、一定の要件があります。具体的な手続き方法等については、6月末までに国税庁ホームページに掲載予定です。 ・押印に関しては、左記「制度の現状」とおり、既に国税庁ホームページにおいて、押印欄を削除したものを掲載しています。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1185	令和3年4月23日	令和3年5月24日	ソルベンシーマージン比率(SMR)の算出に使用する「保険の種類」のリスク係数を「保険の種類」に「ペット保険」を追加するなど、実態に合った合理的なリスク係数を採用できるようにしていただきたい。また、今後導入予定の経済価値ソルベンシー比率(ESR)においても同様。	近年、ペット保険のマーケットが急激に拡大しており2019年度の正味収入保険料は704億円(対前年度比28.5増(損保協会委員会社の合計)と他の保険種類に比べ伸び率が大きい分野である。SMRの算出は大蔵省告示第50号(平成28年2月29日)別表第3(「保険の種類」)ごとのリスク係数を適用することとなるが、そこではペット保険固有のリスク係数が設定されていないため「その他」のリスク係数を適用している。その他のリスク係数は、損害車のボテリテアの大きな企業向け商品等を対象したものであり、自然災害等の影響を受けづらい損害車のボテリテアが小さいペット保険の商品特性を踏まえたものではない。このことにより、リスク実態と大きく乖離した低いSMRとなっており不合理な現実に影響(※)が特にペット保険専門会社にとって切実な問題になっている。本邦は、ペット保険専門会社が2019年9月に金融行政セミナー制度に提案しており、金融庁からは「各種の情勢等の変化を踏まえ見直すことが適当と判断された場合には必要な見直しを実施する」、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議で示される方向性も踏まえリスク係数の合理性について適切な検討を行う」旨の回答を得ている。また、その後に開催された同有識者会議の報告書も承認認識されている。現行制度において、ペット保険のリスク実態に見合ったリスク係数の早期導入を要望する。また、今後のESR導入時における検討についても同様である。(※)例: 会社の健全性について一般消費者に誤解・心配を与え、資本の有効活用を支援が生じる。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	本邦のソルベンシーマージン基準は、保険会社の経営の健全性を判断するために、保険金等の支払能力の充実に適当であるかどうかの基準として、保険業法第130条に基づき定められています。ご指摘の大蔵省告示第50号(平成28年2月29日)別表第3については、損害保険会社の一般保険リスク相当額の計算において使用される保険種類の区分及びリスク係数を定めるものであり、リスクの同質性及びリスク係数の算出における統計的信頼性のバランス等を総合的に勘案した上で設定されています。	保険業法第130条 保険業法施行規則第87条 金融監督庁大蔵省告示第50号(平成28年2月29日)別表第3 月31日金融庁告示第24号 大蔵省告示第50号(平成28年2月29日)等	その他	左記「制度の現状」とおり、現行制度においては、本邦のソルベンシーマージン基準における損害保険会社の一般保険リスク相当額の計算に用いるため、該当法令によって「保険種類の区分」及び「リスク係数」が定められております。これらは、各種の情勢等の変化を踏まえ、見直すことが適当と判断された場合には、必要な見直しを実施することとしています。 なお、本邦のソルベンシーマージン基準については、2020年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」において、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じて保険会社の財務状況を的確に把握する枠組みへ、2025年を目標として見直す方向で検討を進めるべき旨が提言されました。 今後、本報告書で示された方向性も踏まえ、ペット保険に係るリスク係数の合理性についても、ソルベンシーマージン基準の見直しに関して適切な検討を行ってまいります。		
1186	令和3年4月23日	令和3年8月18日	同一人・信保規制の対象である「保証」の範囲と変更	2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において「保険子会社に対する各種のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて使用リスクの側面が強いことも踏まえ今後の運用の実態等も踏まえて問題がないことが確認された場合には、適用除外としていただくことが適当と考えられる」とされたことを受け株式については2012年7月に同一人・信保規制から除外された。海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を特用除外し、格付機関より親会社と同水準の格付の適用を受けており、高格付は特に再保険事業の展開において他社対抗上競争力の源泉となっている。さらに、一般的に海外子会社に対する債務保証は再保険本の実態を正確かつ効果的な運営の実現にも資する取組みでありこれはグローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑み、親会社保証が与信確保に資する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態はグローバルな親会社と日本本土の不正を招く恐れがあるため当該規制を緩和して頂きたい。具体的には、前記報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態とこの間の実態および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については別な方法により緩和することを要望する。上記理由から、昨年度一昨年度に続き変更する。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社の同一人に対する①貸付金の額、②債務の保証の額及び③リース業務に係る運用資産の額を合計した額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の2第2項、施行規則第48条の2第1項第1号、第2項第1号	検討を予定	保険会社の同一人・信保規制の対象から保険子会社の債務の保証を除外することについては、実務上の必要性を踏まえ、連結ベース・単体ベースのリスク管理・財務規制全体の中で、そのあり方を考慮し、慎重に検討する必要があります。		
1187	令和3年4月23日	令和3年5月24日	預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現	○預金の差押は、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○預金の差押は、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○預金の差押は、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○預金の差押は、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。	一般社団法人全国銀行協会 内閣府 金融庁 財務省 財務省 厚生労働省	内閣府 金融庁 財務省 財務省 厚生労働省	預金の差押は、第三債務者である金融機関に債権差押通知書を送達することにより行うこととされています(「国税徴収法第42条」項)。 なお、預金の債権差押通知書は、郵便もしくは信書による送達又は交付送達により送達することとされています(「国税徴収法第12条」)。	国税徴収法第62条第1項 国税徴収法第12条 地方税法第48条第1項等(各科目の規定に「国税徴収法に規定する債権差押通知書」の例による)等あり。	検討を予定	預金の差押通知書の送達については、制度面・運用面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討してまいります。 なお、現在の預貯金照会事務のデジタル化に向けた取組とも連携を検討してまいります。		
1188	令和3年4月23日	令和3年5月24日	健康保険法に基づく「マイナンバー情報連携業務」所得情報報告書の活用	健康保険法に基づく被扶養者の認定業務等のために、認定を希望する者は確定申告書の写し等を書面により保険者へ提出しているのが現状である。マイナンバー情報連携業務に所得情報報告書を活用することが可能となれば、認定対象者における事務負担の軽減、及び保険者の事務効率化・適正化に繋がると期待している。	健康保険組合連合会	内閣府 財務省 厚生労働省	各自自治体が行う医療費助成事業における審査支払業務の支払基金への委託は、支払基金と各公費負担者の自由な契約に基づいて実施されているところである。	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 健康保険法施行令第41条第1項第2号等	対応不可	制度の現状欄に記載の通りです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1189	令和3年3月4日	令和3年5月24日	「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	<p>以下取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。</p> <p>(a) 受験料の支払い 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) (b) 入学料の支払い 大学等の施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) (c) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合)</p>	<p>○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネーローディングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しない整理されているため、マネーローディングに利用されるおそれが極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過度な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。</p> <p>(a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金・授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることからマネーローディングに利用されるおそれは極めて低い。本人控帳簿の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期間に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。</p> <p>(b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いも「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象とっていない。専修学校の取引には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネーローディングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネーローディングに利用されるリスクは同じであるとする。</p> <p>(c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われない場合、入学金・授業料と同時に支払われる取引の対象となるが、同時に支払われない場合は対象とならない。入学金・授業料と同時に支払われる場合はマネーローディングに利用されるリスクは顕著ではないと考える。支払先や支払目的が同じであるのに、同時支払い可否が対応が異なることは顧客の理解を得られない。</p> <p>(d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象とっていないことは顧客の理解を得られない。幼稚園の設置には都道府県の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネーローディングに利用されるおそれは極めて低い。</p> <p>(e) 小学校の入学金・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、小学校あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られない。</p> <p>関、独立行政法人、地方公共団体が設置している大学等であれば、大学等の取引は「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。○(d)については、昨年度要望に対し、監査庁・金融庁より「2020年度内経緯予定」との留意が示されており、早期に検討を進めていただきたい。</p>	一般社団法人 金融庁 文部科学省 地方銀行協会	金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けていますが、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条等に規定する小学校等に対する入学金・授業料その他これらに類するもの支払いに係る取引並びに国又は地方公共団体に対する食品の納付又は納入及び公共料金の支払いに係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成25年法律第27号)第4条、第6条及び第7条	(c) (d) 検討予定 (a) (b) (e) 検討予定	簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについて、マネーローディングやゼロ資金供与リスクのほか、現行の制度を踏まえたニーズを考慮しつつ、(c)及び(d)について引き続き検討するとともに、(a)、(b)及び(e)についても、検討を予定しております。(令和2年度内検討開始、令和3年度内経緯予定)なお、(a)のうち、国又は地方公共団体が設置する大学等への支払いについては、国又は地方公共団体に對する金品の納付又は納入として、簡素な顧客管理が許容される取引に該当することとなるため、現状においても取引時確認を行う必要はありません。		
1190	令和3年5月28日	令和3年4月14日	身内が亡くなった時の手続きについて。	先日、義父が亡くなりました。昨日死亡手続きを行うために義務と横浜市所に行きました。葬儀館では、手引書のおくやみ読で説明を受けた後、1階3ヶ所(健康保険、障害者手帳、後期高齢者)3階1ヶ所(健康保険と取組(住居税、固定資産税)の合計)を回り、それぞれ受付で印鑑を押印から手続きを行いました。前日、年金事務所(遺族年金)と葬儀事務所(葬)も手続したもので、1日中で済ませます。高齢者が一人で手続きするのは大変です。おそらく、荷物の市川南側ではないでしょうか? マイナンバーカードで一元化し、ワンストップで手続き出来れば、非常に助かります。楽にと考えます。	相続手続き改善、縦割り打破、ハンコ廃止	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣府は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、連携が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、依頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手順に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の取扱いについて、地方公共団体が情報・経済的・支弁を失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。」	該当なし	対応	デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくやみコーナー」の設置支援としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行っていき、将来的にマイナンバーカードを活用し、オンライン上で死亡に関する手続が実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。	
1191	令和3年5月26日	令和3年12月2日	安全運転管理者制度について	安全運転管理者は年一回講習受講が法律で義務化されています。これは都道府県ごとの規制の制度であったため、次第に大規模に転換した場合、大抵でも講習を受けなければならないという状況に陥ります。講習費用は講習料の半額に引き下げ、講習は警察OBの交通安全協会に委託され、10時から17時までで一日、受講費用は6400円がかりです。	受講費用と時間が削減されます	個人	警察庁	安全運転管理者制度では、自動車の使用者は、一定数以上の自動車の使用の本拠ごとに、一定の要件を満たす者のうちから、当該使用者の業務に就する運転者に対して安全運転者教育等を行う安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者」といいます。)を選任しなければならないことと、都道府県公安委員会から安全運転管理者等に対し「安全運転管理者に対する講習(以下「講習」といいます。))を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受講させなければならないことと規定されています。安全運転管理者等は、事業所等における自動車の安全運転の確保のため、おおむね一年に一度受講することとされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条の3第1項、第2項、第3項、第8項 同法第108条の第1項第1号	検討を予定	現在、講習の要否については安全運転管理者等本人が同一年に講習を受けているかどうかではなく、事業所等において同一年に安全運転管理者等に講習を受けさせているかどうかにより判断されております。御提案を踏まえ、同一年に講習を受けた方が異なる都道府県の事業所等で安全運転管理者として選任された場合における講習の実否について検討を進めてまいります。	
1192	令和3年5月26日	令和4年11月11日	不動産特定共同事業に関する印押印の廃止	不動産特定共同事業においては、契約前説明書と契約時説明書を交付するに際して、紙で交付する場合は、業務管理者の押印義務を定めている。(不動産特定共同事業法24条2項、同法5条2項)ところが、電子取引の普及に伴い、国土交通省の解釈のみによって、PDFなどの電子文書で交付する場合は、電子署名などだけでなく、紙に業務管理者の長を捺印しているだけで良いこととされた。紙に業務管理者の長を捺印しているだけで良いこととされた。電子署名だけでは不十分である。署名は業務管理者が特定されていなければならない。紙の文書においても、署名で足りるはずであり、押印義務は廃止するべきである。	不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面を作成するときは、業務管理者の署名が押印が必要である。	個人	金融庁 国土交通省	不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面を作成するときは、業務管理者の署名が押印が必要である。	不動産特定共同事業法第24条第2項及び第5条第2項	対応	令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、同法の施行日(令和3年5月1日)以降は、不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面への業務管理者の押印は不要となります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1184	令和3年5月28日	令和3年6月16日	農地法について、都道府県において申請書の簡略化のお願い	農地法、3条、4条、5条等の申請を行う際、都道府県により、考え方が違っており、申請料がある農業委員会、上位である都道府県の意見により申請時の書類添付等大きな差があるように見える。ちなみに、神奈川県は、申請時の書類が簡略化され、3条、4条、5条の申請内容も簡略化されているが、山梨県は、申請時の内容が厳しく簡略化できず申請できないなど、東京都も簡略化されている。農地法は、改正がされて全国的農業委員会のあり方も変化しているが、また、古く考え方で申請内容等が古く残っている無効がある。	提案理由となるかわからないが、農地法、農業委員会法等、改正され、農業分野も少子高齢化に向け、農地を守る。現状の土地の利用実態に合わせたり、耕作放棄地や休耕農地を解消するために農業をしたい人たちに農地が購入出来るようになるのではないかと考えている。条件で20haの農地を持っていないと購入や転借等ができなかったり、現状が宅地、駐車場等で地目が農地の場合など、申請手続きの際、条件によってできない。添付書類がやたらと多くなり行政書士等の費用がかさむ等の問題が起きている。しかし、神奈川県や東京都は、この申請や条件が厳しく申請等が簡略化されて周辺の土地の実態に合った申請もスムーズにできる。山梨県の場合は、古い考えが残っている農地証明の書類も厳しく、土地の実態が明らかに農地でないのに申請が厳しく(住居はあくまで認めている方が多くなる)。こうした問題を行政改革により、首都圏のような簡略化した統一した申請や条件、実態にあった土地利用が簡単にできれば対象となる住居の軽減、費用の削減につながる。固定資産税等にも反映されたいと考えます。少子高齢化が進み、移住農地付きで購入でき、農業をやりたい方に関われば農業分野にしたい方だと思います。	個人	農林水産省	農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請の記載事項及び添付書類については、農地法施行規則及び農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付21経産管第4606号・21農産第1599号農林水産省経営局長・農林振興局長通知)において規定しています。	農地法第3条、第4条及び第5条 農地法施行令第1条 農地法施行規則第10条、第11条、第20条及び第57条の2 「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙1の第1及び第4	検討を予定	現在、政府全体として、書面等の行政手続きについてオンライン化を進めているところであり、農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請手続きについても、令和4年度から「農林水産省共通申請サービス(MMAP+地頭)」を活用したオンライン申請が可能となるよう詳細を検討しているところです。ご提案の申請書の簡略化につきましては、この中で検討してまいります。	
1186	令和3年5月28日	令和3年6月16日	精神科専門医法科でビデオ通話を導入してもらいたい	離島地域又は医療サービスが不足している地域の精神科医療の提供を目的とします。リモートにより精神科医が診断を行い、処方箋の送達、薬物の運送、遠隔・変更、及び投薬量の、増減の管理等の精神科専門療法に基づき処方箋を処方し、国民生活医療費等のオンライン申請、診察料のオンライン決済、デジタル処方箋を発行し遠隔の薬局で処方箋を受け取る、一時的な医療を提供すること、より高度な精神科医療を提供できる。精神科治療は長期にわたるため、特別な医療行為は対面して話を通してもいいと思う。そのため、リモートによる診察が可能かと思われず。	現在、療養の治療のため精神科に定期的に通院しています。コロナ禍の際に電話で簡易的に診察ができて、ものすごく精神的負担が減りました。コロナのためではなく、平常時でも電話かリモートによる診断、薬局の郵送等でできたらいいです。離島地域に住んでいることもあり、専門的医療を受けることが難しいです。コロナで難しくなると思う一方で、離島地域の場合、精神科の診療はものすごく遠隔のストスが強めるので遠くへやすかったです。離島地域のため、業務面で精神科医療を受けることができません。月に一度や月に一度になる場合があります。リモートによってスムーズに診断業務の管理を行なってもらえれば、より高度な精神科医療を享受することが可能になります。自助、互助だけでなく遠隔地域、離島地域の精神科診療を高度にすることは難しいです。公費で、離島の場合、都道府県から補助金が提供されますが、精神科治療の質は向上させることが難しいです。離島に住む私としては、精神科医療の恩恵をもっと身近に感じたいです。精神科病に悩んでいるという、地域の目がありました。2010年代は選ばない「社会背景」がありました。現在は改善されています。国が掲げている自殺防止基本法の理念に近づいていっています。そのためには、コロナ禍の中、いかに精神科サービスを効率よく提供できるか、という観点も重要だと考えます。	個人	厚生労働省	○ 情報連携機器を用いて実施するオンライン診療は、離島やへき地など医師の不足する地域において有効なものと考えられており、保険診療についても評価を行っています。 ○ 令和2年度診療報酬改定において、離島を含めた医療資源の少ない地域等において、オンライン診療がより柔軟に活用できるよう、診療報酬の要件について見直しとされています。 ○ また、新型コロナウイルスの感染が拡大している際、診療報酬上の臨時増徴取組として、より対面診療において適切に在宅診療法を算定していた患者に対して、電話や情報連携機器を用いた診療を実施した場合は、147点を算定できることとしています。	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時増徴取組について(その13)(令和2年5月21日付厚生労働省医務局長(事務連絡))	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	△
1197	令和3年5月28日	令和3年6月16日	住宅建設費負担軽減法による住宅建設費負担軽減の届出に、所管国交省	住宅ローン担保履行法に基づき6ヶ月間に亘って(届出)は認められる報告義務に代わって、認可事業者等が申請に代わって、事業者を介して届出を都度とする合理的な意味はない。(事業主側)が(仮想的)届出業務の情報も充分活用されているという。その情報の活用やそれによる成果などは今後(情報開示)されれば良いのではないかと。	8ヶ月毎に届出をする事柄に関して、認可事業者(証明書郵送)一建築業者(届出・届出先)一集約(届付)一国ごととなっているが、全部の認可事業者から直接データを集約すれば同じ効果と時間短縮が期待できる。郵送費、紙文通費、人件費もほぼ必要ない。携行する職人の事務時間と人件費だけでも大幅に軽減できる。前に1人、国ごとに1人で充分管理できる内容。認可事業者が集約データに直接入力(データ)輸出すれば、集約作業についても人員はゼロ。[別件]認可法人の保険執行に関して、は正提案や問題提起をしないかどうかという点も、可能であれば窓口を揃えてくれないかと。	民間会社	国土交通省	住宅購入者等の利益の保護を図るためには、建築業者及び宅地建物取引業者の届出確保責任が確実に履行されることが重要であることから、特定宅建届出確保責任の履行の確保に関する法律(平成19年法律第66号)では、建築業者及び宅地建物取引業者は、買付確保措置(保証金の供託又は保険加入)の実施状況について、引続き当該住宅の買付確保に必要と認められる場合、届出先(国土交通省)へ届け出ること、その内容を所管行政が保証することなどを通じて、買付確保措置の確実かつ適切な実施を確保しています。 また、基準日における届出の受理状況につきましては、国土交通省HPにおいて公表しています。	特定宅建届出確保責任に関する法律	対応	届出義務については、制度の現状欄に記載の通りです。 なお、届出方法については、デジタルガバナンス実行計画(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、届出を行政担当者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ると、特定宅建届出確保責任の履行の確保に関する法律に基づく新築住宅の買付確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、2023年度(令和5年度)を目途にオンラインによる届出が可能とする予定です。 また、令和3年6月29日に公表された「住宅の買付確保」及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)により、基準日については3月31日の年1回とすることとしております。 基準日における届出の受理状況につきましては、制度の現状欄に記載の通りです。 なお、住宅建費負担軽減法については、国土交通省住宅住宅生産課の所掌となっております。	
1198	令和3年5月28日	令和3年12月2日	車庫証明の取得方法変更	車庫証明を1台ごと取得する方法から、土地毎に駐車可能台数を設定して取得し車庫IDを発行する形に、車庫の購入、入替の際はその可能台数内であれば車庫IDに紐づけて登録申請するより追加、入れ替えを簡便に行えるようにする。 土地毎の取得に比べることで以下が実現 申請者は1台ごとの許可取得が不要になり、手間と時間が大幅に削減 また、証明取得および登録申請においてオンライン化することでより簡便にする。	現行の車庫証明を1台ごと取得する方法では以下の点に問題がある。 1.台ごとに許可を取得する取得者の手間 1.台ごとに調査期間を持たない証明が発行されない 1.台ごとに調査期間を短縮する(取組の無い)1台分の駐車スペースがある土地を、10台申請がある場合、もしくは入れ替えがあることで調査を繰り返している(無駄) にもかかわらず、同じ土地に複数台登録できよう(実態として車庫用地でにはほかの車によってつかわれているにも関わらず、同じ土地に複数台登録している事例がある) 土地毎の取得に比べることで以下が実現 申請者は1台ごとの許可取得が不要になり、手間と時間が大幅に削減 また、証明取得および登録申請においてオンライン化することでより簡便にする。	個人	警察庁	自動車保管場所の確保に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和42年法律第186号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更)にも関する。又は当該法律第18条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に係る。)を交付しようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付したときは、保管場所確保を交付しなければならぬこととされていますが、「自動車保管場所確保手続のワンストップ化(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査受審、保管場所証明、自動車運転免許の換領)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	【車庫ID】対応不可 【オンライン化】現行制度下で対応可能	御指摘の方法が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、入れ替える自動車と旧自動車とは、旧自動車の大きさ及び形状等が異なることにより、保管場所や周囲の道路等との関係が必ずしも同一とはなりません。また、旧自動車の保管場所の周囲の状況、大きさ及び形状等が変更されている可能性や車庫に確保する場所を特定できなくなるおそれがあることから、自動車1台ごとに保管場所の審査を行う必要があると考えられています。 なお、審査においては、複数の自動車について同一の保管場所が確保されていることを証明することのないよう努めているところですが、引き続き適切な審査に努めています。 また、制度の現状欄に記載のとおり、自動車保有関係手続については、OSSを利用することによって、各種手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。		
1199	令和3年5月28日	令和3年7月7日	パスポートの申請について	パスポートの申請時に提出書類として戸籍簿本があるが、これはマイナンバーカードがあれば不要ではないかと。	戸籍簿本を取りに行くのが大変。	個人	法務省 外務省	旅券は渡航者の国籍及び身元を証明する文書であり、戸籍簿本は、申請者の国籍保持及び身元確認のために不可欠な文書です。	旅券第3条等	検討に着手	戸籍簿本は旅券(パスポート)の発給に当たり不可欠な文書ですが、令和4年度中にマイナンバーカード上の旅券のオンラインによる申請を可能とし、令和4年度までに法務省が構築する戸籍簿連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍簿本を添付の省略を検討いたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1200	令和3年5月28日	令和3年7月7日	年5日以上の年次有給休暇の取得の合理的推進	昨年度から、年5日以上の年次有給休暇の取得が義務付けられました。年5日超有給休暇を取得するのは労働者を守る理由がよいことですが、そこに落とし穴も存在します。それは、「時間休は計算されないルール」です。常勤職員は昼から休むとか昼まで休むは3日で計算できますが、6時間の時間給パート職員の方は午前だけ休むとか午後だけ休むの3時間間欠となります。午前中は休んで午後から来ますといまじい人(特に子育て真っ最中のパート勤務している主婦)にとって不利益を生んでいます。法令改正でなく、取扱通知だけですこでも改善できるように思います。	昨年度から、年5日以上の年次有給休暇の取得が義務付けられました。年5日超有給休暇を取得するのは労働者を守る理由がよいことですが、そこに落とし穴も存在します。それは、「時間休は計算されないルール」です。常勤職員は昼から休むとか昼まで休むは3日で計算できますが、6時間の時間給パート職員の方は午前だけ休むとか午後だけ休むの3時間間欠となります。午前中は休んで午後から来ますといまじい人(特に子育て真っ最中のパート勤務している主婦)にとって不利益を生んでいます。法令改正でなく、取扱通知だけですこでも改善できるように思います。	個人	厚生労働省	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により労働基準法(昭和22年法律第49号)が改正され、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。なお、時間単位の年次有給休暇については、使用者による時季指定の対象とはならず、労働者が自ら請求し取得した場合にも、その時限が5日から控除することはできません。	労働基準法第39条第7項、第8項	その他	時間単位年休については、「規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)」において、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の方針について検討するとされており、今後、有効な活用の在り方について検討してまいります。		
1201	令和3年5月28日	令和3年6月10日	建築確認申請書類に完全デジタル申請化	建築確認申請等の書類に加え、申請書面の建築士名義にも押印が必要ですが、それを全て廃止する。また、申請において正副と副、ペーパーでの申請が必要ですが、それをデジタル申請のみとし、デジタルペーパーでのデータ取得も可能にする	デジタル化を阻む要因として、各局面への押印が必要となることが挙げられます。これを廃止することにより、デジタル申請への足掛かりとなります。申請を書類図面共に完全デジタル化することにより、以下が可能になります。申請の移動、印刷による、複製、複製の削減。デジタルペーパーにより、過去物件資料保存の完全デジタル化可能。	個人	国土交通省	建築基準法で規定する、民間主体から提出される申請書類の押印は令和2年度に廃止しました。また、確認申請については電子申請が可能であり、申請書類のデータの保存も可能です。	建築基準法第6条、建築基準法施行規則第1条の3、デジタル手続法第6条等	移行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1202	令和3年5月27日	令和3年6月18日	行政書士及び司法書士に関する職印の押印義務の廃止	行政書士は、紙の文書(領収証を含む。)を作成した場合、職印の押印義務が定められている。ところが、電子文書の場合は、これらの規制は全く無い。そこで、次の2点を提案する。1. 職印の押印義務を廃止する。2. 職印の提出義務を行政書士会連合会が判断し受けるのではなく、省令改正により廃止する。	行政書士法施行規則第9条第2項及び第10条及び司法書士法施行規則第28条第1項及び第29条第1項によって、行政書士と司法書士が紙の文書(領収証含む。)を作成した場合、職印を用いた記名押印義務が定められている。ところが、紙の領収証については、領収証は押印がランダムで変更されないという。しかも、特に行政書士の場合、この規制は紙の文書に限られ、PDFなどの電子文書については、電子署名などの押印義務は存在しない。そこで、省令による紙の文書への押印義務については、廃止することを提案する。次に、行政書士法施行規則第11条及び司法書士法施行規則第2条によって、職印を定めることとされているが、この規定に定める行政書士会連合会の会則によって、職印の届出が義務づけられている。しかしながら、行政による印鑑証明が発行されなくても、したる意味もないので、商業登記法第2条に定める代表者印の届出についても見直しはされていることを踏まえて、総務省の省令改正によって届出義務を廃止するべきである。	個人	総務省 法務省	【総務省】行政書士法施行規則(昭和26年総務庁令第5号)第9条第2項の規定により、「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない」とこととされており、同規則第11条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない」とこととされています。また、日本行政書士会連合会規則第81条第2項の規定により、行政書士は、単位会の会員となった後、直ちに、職印を押した印鑑紙に氏名を自署して単位会に提出しなければならない」とこととされています。【法務省】司法書士法施行規則第29条第1項により、司法書士は、その作成した書類(司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務)に関するものを除く)の末尾又は欄外に記名し、職印を押さなければならない」とこととされています。また、同条第2項により、司法書士は、その作成した電磁的記録に職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名を行わなければならない」とこととされています。	【総務省】行政書士法施行規則第9条第2項、第11条 【法務省】司法書士法施行規則第28条第1項及び第2項	【総務省】その他 【法務省】対応不可	【総務省】行政書士の職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正担保及び行政書士が作成した書類であることの真正担保について、一定の機能を果たしております。実際に、個々の行政書士の業務依頼等関係先から連署連判行政書士側に、専断に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼が行われ、向会し「証明書」を発行しているところであり、職印は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しています。制度変更のことについては、こうした現行制度の意を踏まえ、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や他の士業の対応状況を十分に踏まえた上で判断してまいります。	【法務省】司法書士の職印は、登記の申請等の代理を兼とすることができる代理人であることを証する上で信頼性の高い資料として活用されており、このような規制を維持することには、なお合理性があるものと考えます。例えば、不動産登記法第29条第4項第1号では、登記の申請の代理を兼とすることができる代理人による申請の特有的な取扱いを定めていますが、この特例を充てるためには、不動産登記規則第72条第3項により登記の申請の代理を兼とすることができる代理人であることを証する情報を提供する必要があります。そして、その場合、司法書士が発する職印に関する証明を提供することにより、登記の申請の代理を兼とすることができる代理人であることを推察し反することができず、登記の申請の代理を兼とすることができる代理人であることを推察し反することができず、上記のとおり合理性があるものと考えられます。	
1203	令和3年5月28日	令和3年6月16日	建築業法の専任技術者の常駐義務を緩和	建築業法の許可をうけるには専任技術者の登録が必要ですが、建築業法では、常駐での常駐が義務となっており、請負契約の真正な履行が目的ですが、一人数少ない人数の業者の場合、常駐での常駐義務があるとこの現場を請負いできません。建築業法の規模に応じての義務を緩和してほしいと思います。	東日本大震災以降、営業所常駐の専任技術者を除く監理技術者や主任技術者については、いろいろと緩和されてきました。しかし、営業所常駐の専任技術者は相変わらず、営業所から10km以内の現場しかゆくことができません。請負金額500万円以下であればよいといふと、管轄官庁に問い合わせたところ、目的が契約関係ですと、常駐義務があるとのことでした。これによると、管轄区で建設業の許可を得た一人親方は、八王子市での仕事を請け負うことができません。契約関係の問題が起きて、メールや携帯電話いつでも対応可能なことにす。所轄官庁に聞く、別にもう一人雇うしかないこと。それでは一人親方にはなりません。一人親方を認める以上その現場の場を合法的には受けるのではないかとも思います。建築業法は発注者の保護を目的としていますので、せめて発注者が認める場合は常駐義務を緩和できるとの文言があてかへるべきと思いますが、それもあります。また、専任技術者の要件は、一般の法律家などでは取付できないことになっていきます。同様に、3人の事業所も、せつかい掛けいでも営業所を離れられないと10kmを超える現場ですと実質2人しか掛けられません。そして、労災保険、雇用保険、健康保険など、一人親方や家族経営の事業所の形態は建築現場の安全管理や施工体系を複雑にしています。実際は、法的には違法ですが、メールや携帯での対応ができるので、現場に出かけているというのが実情だと思います。とにかく、法を守るのと機会の損失となつて、専任技術者の常駐の項目は修正を希望します。	個人	国土交通省	建設業法においては、建設工事の請負契約の適正化を限り、発注者を保護することを目的に、請負契約締結の拠点となる営業所毎に専任の技術者を置くことを求めています。○ また、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、営業所専任技術者が当該建設工事の現場における主任技術者を兼務することも可能としています。○ 営業所専任技術者については、昨年4月に通知を発生し、業務時間内において常時連絡を取ることができ、本店や営業所等で電話に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境にある場合には、テレワークによる職務を行うことも可能としたこととです。	建設業法第7条第2項	検討を予定	営業所専任技術者や建設工事の現場における主任技術者等が掛り割に削減しながら、ICT技術の進展も踏まえ、業界も連携して、テレワークの導入による業務の効率化について、検討してまいります。	◎	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける実現方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1208	令和3年7月20日	令和3年9月10日	バイクの登録手続きについて	現在、125cc以下と超える二輪車において登録手続きの窓口が市役所と運輸支局に分かれているため、125ccを超える登録も市役所、車検は運輸支局に分けるべきだ。	新車の場合、登録のためだけに、都道府県に数か所しかない運輸支局に向かうのは大変不便である。そこで、新車の場合自動車メーカーから発行される完成検査終了証を市役所に提出すれば、ナンバープレートを交付出来る。そうすれば、効率的に登録作業を行うことができる。	個人	総務省 財務省 国土交通省	ご提案は、「二輪の軽自動車(エンジンの総排気量が125cc超～250cc以下のもの)に係る使用の届出等の手続きに関するもの」と理解いたします。 道路運送車両法においては、車両が保安基準に適合するよう、車両の大きさ・出力に基づく区分に応じ、段階的に、自動車の検査や点検・整備等の各種措置を講ずることとしております。 その中で、「二輪の軽自動車」については、より大径の「二輪の小型自動車(エンジンの総排気量が250cc以下のもの)」や四輪車のような「自動車の検査」までではないものの、より小径の「高動付自転車(エンジンの総排気量が125cc以下の二輪車等」と異なり、国土交通省において、保安基準に適合していない場合に「使用者への整備命令」や「自動車メーカーによるリコール」等の措置を講じております。 これらの「高動付自転車」については、車両の検査について一元的に把握する必要があるため、運輸支局等へ届出手続きを行っていただくこととしております。	道路運送車両法(昭和26年法律第189号)第97条の第3項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、「使用者への整備命令」や「自動車メーカーによるリコール」等の二輪の軽自動車に係る措置を全国に統一し、統一かつ効率的に実施するためには、車両の使用の実態について国土交通省で一元的に管理する必要があります。 そのため、運輸支局等における届出手続きが必要となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	
1209	令和3年7月20日	令和3年6月16日	永住許可申請に関して	永住許可申請を厳格化するのではなく、逆に緩和してほしい。 現在の仕組みが外国人を人間扱いして、また永住外国人の場合は入国審査時の指紋採取も免除してほしい。	過去に安倍前政権は「永住権取得までの在留期間を世界最短」として発言したそうですが、現実では全くそんな事は無く、また永住許可が下りる場合は審査が厳格化され天下が一方の事です。 <a href="https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL19H9Z10C16A400000/">https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL19H9Z10C16A400000/</a> <a href="https://continentalimmigration.com/government/residency/approval/rate/">https://continentalimmigration.com/government/residency/approval/rate/</a> 優秀な外国人を世界中で取り合っている中で日本はその流れに逆行しており、また審査内容も外国人を一切尊重しておらず、現在では家の中の写真まで要件として求めています。 これをされたら嫌うだろうと逆に積極的にいっているとか感じられません。 日本で家を購入して普通に家賃で暮らしているのに、それでも永住許可申請が却下される方も大勢いるそうです。審査内容が不明で、また結果が出るまで一年かかるものかと思えます。 ど等更新の度に様々な書類を要求され、また入管まで行く手間もかかり、その上ど等更新の費用もかかります。 そんなお金があるなら子供たちのために使いたいです。 無難な書類をやすやすとこなさず、税金を専断して規制を緩和して頂きたいです。 また永住許可を取得出来たとしても、入国の際には毎回の指紋の採取を求められます。 合法滞在者にまで入国の度に指紋を採取している国が一体どこだけあるのでしょうか。 以上、宜しくお願いします。	個人	法務省	日本再興戦略2016(平成28年2月2日閣議決定)において、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を5年から大幅に短縮する世界最速進の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することが盛り込まれたことを受け、平成29年4月26日に「永住許可に関するガイドライン」の改定を行っており、高度外国人材に係る永住許可申請に要する在留期間については、それまでの5年から大幅に短縮し、最終1年で永住許可を取得可能となっております。また、永住許可申請に係る必要書類につきましては、出入国在留管理庁のホームページにおいて公開しておりますが、家の中の写真は必要書類としておりません。なお、永住許可申請の標準在留期間については4か月間となっています(出入国在留管理庁ホームページにおいて案内しております)。 また、出入国管理及び難民認定法第6条第2項において、本邦に上陸しようとする外国人はその者が上陸しようとする出入国港において、上陸の申請をし、上陸のための審査を受けなければならない旨規定されており、同条を3項において、上陸のための申請を行う外国人は、同条各号のいずれにも該当しない限り、入国審査官に対し個人識別情報(指紋、写真等)を提供しなければならないと規定されています。同項の規定により、1永住者の在留資格で本邦に在留している方であっても、上陸のための審査の際に個人識別情報を提供する必要があります。	(前段) 出入国管理及び難民認定法第22条(後段) 出入国管理(前段) その他(後段) 対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、平成29年に永住許可に要する本邦在留期間については高度外国人材を対象に緩和するなど、永住許可の在り方については、随時見直しを実施しており、今後必要に応じて検討を行ってまいります。 なお、必要書類については、昨年11月以降も随時ホームページに記載を明文化し、届を提出すべきかわかりやすく整理して公開するようになっているところですが、わかりやすい案内ができるよう、随時内容を更新してまいります。 また、出入国在留管理庁としては、指紋、顔写真を個人識別情報と見なし、当庁の保有する要注人物リポートの用途を限定するにとどまり、上陸を拒否し、海外個人の法を適用してはなりません。「永住者」の在留資格で在留している方であっても、こうした取組により本邦への上陸を拒否されることもあり得ます。以上のことから、「永住者の在留資格で在留している方であっても上陸のための申請の際に個人識別情報の提供が必要となります。		
1210	令和3年5月28日	令和3年6月16日	鍼灸師の資格に関して	鍼灸師は現状はり師ときゅう師に分かれているが、それを統合して一つの資格にしたい。	はり師ときゅう師は二つの資格に分かれていますが、鍼灸学校を卒業する事で国家試験の受験資格が得られ、国家試験を合格すればそれぞれの資格が得られます。しかし実際は国家試験の問題も最後の10問以外は共通で、問間に受験が出来ればほぼ同時に合格するという稀有な資格になっています。(時々はり師のみ、またはきゅう師のみ合格する。が出ていますが...)。 資格が別々に分かれているため受験料や登録料がそれぞれ必要で、また管理する厚労省でも資格が分かれている事により余計な手間が生まれているのではないのでしょうか。 以厚労働省のウェブサイトにも同等で書かれている事があるのですが、その時の運営ははり師ときゅう師は業務内容が全く異なるため、別の資格として存続するのが妥当と考えます。この事でした。 しかし、それを行ったら医師免許や看護師免許も外科と内科で分けるべきではないでしょうか。 現職継続しないお医者さんの割合も少ないです。 これらの資格を統合する事で余計な手続きや費用を減らせば、他の資格でも統合するためのモデルケースになるのではないのでしょうか。 ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。	個人	厚生労働省	はり師は一定の経穴又は皮膚の一定点にはりをもって施術を行うものであり、きゅう師は「もぐさ」等を使った経穴に熱刺激を有する施術を行うものであって施術内容は同一ではありません。 また、教育内容については、「鍼師はり師」「鍼灸師きゅう師」「鍼灸師きゅう師」「社会はり師」「社会きゅう師」と個別の区分を設け、はり師を取得するためには88単位以上、きゅう師を取得するためには86単位以上、はり師及びきゅう師を同時に取得する際には84単位以上の履修を必要と、国家試験出題基準においても両師に個別の区分を設けていることから別の資格として取扱うことが妥当と考えられます。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に係る学校施設等認定規則	制度の現状欄に記載のとおり、	対応不可	
1211	令和3年5月28日	令和3年6月16日	税理士試験の科目合格を活かせる道を作るべき	税理士が行っている「相続税・贈与税」と「消費税及び地方消費税」について、税理士試験の「相続税」や「消費税」の試験に合格している者が出来る様にするべき。	税理士登録者の半数が試験免除者であり、大学院制度や公認会計士並びに弁護士、税務審判官を使って税理士する者が殆どであり、税理士試験の受験者数が著しく減少している。難しい試験ですが、それ相応の勉強しなければ合格どころか試験を受ける事もない事。 こういった試験に合格した者は科目合格するまでの道のりは長く、試験免除者が税理士となる事務所で労働する事になる。すなわち、相続税や消費税の合格者が労働者となり、その最終確認者が相続税や消費税の試験に合格しておらず、試験免除者として労働者として申告、同様の税法の試験があるの、特に細かい知識が必要とされる消費税や、特殊な事柄になる相続税、贈与税については、税理士登録とは別として、試験合格者に納税に際して代理資格を付与すべきである。専門的な知識を有する者が納税者の直接的な相談役になれず、科目合格していない者(税務関係)で報告をおこなっている現状はおかしい。この更新制(公認会計士と税理士で税理士登録)で争っているが、公認会計士の割合がそれになっている筈。現在の制度では、税務を勉強して税理士に登録しよる者(注)は稀であり、相続税や消費税に合格していない税理士登録者は、相続税や消費税の試験を受けさせる機会を設けて合格しなければ代理申告が出来ないようすべきである。	個人	財務省	税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することと目的として行われるものであり、当該試験に合格した場合、税理士となる資格を有することとなります。 また、教育内容については、「基礎はり師」「基礎きゅう師」「基礎きゅう師」「臨床きゅう師」「社会はり師」「社会きゅう師」と個別の区分を設け、はり師を取得するためには88単位以上、きゅう師を取得するためには86単位以上、はり師及びきゅう師を同時に取得する際には84単位以上の履修を必要と、国家試験出題基準に於いても両師に個別の区分を設けていることから別の資格として取扱うことが妥当と考えられます。	税理士法第3条、8条 税理士法施行令第8条	税理士試験に合格するためには、税法に属する科目のうち選択する3科目及び会計学に属する2科目の免状に開いた検討会においても、例えば、金融銀行協会が書面・押印・対面手続の見直しに取り組みを率先して進め、金融庁として行った金融機関における書面・押印・対面手続の見直し(ききも)促してまいります。		
1212	令和3年5月28日	令和3年6月16日	銀行口座の廃止届に印は不要	銀行口座の廃止届に印は不要、提出する様式に印は不要	先日、銀行金融機構の整理をしてい、しばらく使っていない銀行の通帳を廃棄、マイナンバーカードも持たずして郵便局に通帳を持っていき、口座廃止の手続きしようとしたところ、様式に印を押しすよう言われました。口座開設ならまだしも、口座を廃止するに印は不要であり、本人確認できるものを提示できればよいのでは。	個人	金融庁	銀行口座の解約時に印を求めめる銀行法等による規制はありません。	なし	その他	銀行口座解約の手続における押印については、「制度の現状」欄の通り、法令等の規制によるものではなく、各金融機関の経営判断によるものとなっております。 一方で、金融分野における手続の電子化を促すために設置した「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、例えば、金融銀行協会が書面・押印・対面手続の見直しに取り組みを率先して進め、金融庁として行った金融機関における書面・押印・対面手続の見直し(ききも)促してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1213	令和3年5月26日	令和3年6月16日	公立保育所等から企業への社員情報証明依頼において、電子証明を可能とすることを義務化すること	<p>園においては、デジタルガバメントの推進のため「押印についてののみ」を示すなど、押印の取扱いを積極的に進めていると受け止めています。</p> <p>しかし、企業の人事館では官-民の手続きの内、社員を通じて保育所や福祉事務所等から大量に求められる「社員の就業状況の証明依頼」への対応のため、押印手続きがなはず、結果人事館員のテレワーク能ができない等の課題に直面しています。</p> <p>【提案の効果】                      たしかに、証明書においては、押印の機能の内、本人確認の機能が重要であることは理解いたします。                      ついては、保育所や福祉事務所等から企業へ社員情報の証明を求めるときには押印を入れて電子証明によるもの受け入れを義務とすることを提案いたします。</p>	<p>【主な就業状況証明書の発行依頼者】                      ・地方自治体                      ・地方自治体の福祉事務所                      ・地方自治体のこども課                      ・公立の保育園、幼稚園                      ・放課後児童クラブ</p> <p>【提案の効果】                      ・官民双方の事務効率化                      ・テレワーク阻害要因の除去</p>	個人	内閣府 厚生労働省	番号519番の回答をご参照ください。				
1214	令和3年5月26日	令和3年4月26日	すべての国家資格試験等の申し込みを電子化して頂きたい	<p>早急に各種の国家試験受験申込方法を電子化(ネットでの受験申込)をして頂きたい。</p>	<p>私が知る限りでは、「行政書士試験」の申し込みはネットで受験申し込みが可能であり、受験料の支払いも各種クレジットカードにより可能である。                      よって、他の国家試験受験申し込みも電子化を行う事は、可能であり、問題は無いと考えます。                      また、国家試験の受験申し込みの電子化を行っていただければ、受験申込者の負担も軽減し、事務処理を行う側の事務処理も簡便になると思います。</p>	個人	デジタル庁 総務省 警察庁 金融庁 消費者庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	国家資格試験については、個別の資格ごとに法令等により試験実施者、試験申し込み手続き等が定められている所。	「マイナンバーの利用及び情報連携について」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項、第19条第6項	その他	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしております。 当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、各種免許・国家資格等の手続きのデジタル化を進めてまいります。	
1215	令和3年5月26日	令和3年6月16日	戸籍などの各種証明を各市区町村に郵送で請求する場合の交付手数料納付方法の多様化について	<p>戸籍や住民票等の証明を各市区町村に郵送で請求する場合、各証明の交付手数料の納付方法は、ほぼ全ての市区町村でゆうちょ銀行の定額小為替を用いることとされている。これを定額小為替以外の方法によっても納付できるようにしてほしい。</p>	<p>住民票等の証明の交付手数料の納付方法は少額であり、郵送で請求する場合は請求書と同時できる定額小為替が便利である。                      特に郵政民営化前は、定額小為替の発行手数料は1枚10円と割安であったため、市区町村および請求者ともに定額小為替を利用するメリットが大きかった。各市区町村が定額小為替に限定しているのはこの名残と考えられる。                      しかし、民営化後は市区町村における交付手数料は1枚100円となり割安感はない。また、定額小為替の入手法はゆうちょ銀行窓口へ行かなければならず、収入印紙のように購入窓口の種類が多いわけでもなく、購入日時もゆうちょ銀行窓口が望んでいる平日の時間に限定されている。                      さらに、現金納付方法としては電子マネーを含む様々な方法が考えられるようになってきた。                      そうすると、定額小為替のみ納入方法とすることは、現代においては便利とまではいえない(一部現金書留を扱う自治体もあるが、手数料や窓口対応を考慮すると利便性が高いとは言えない)。また、ゆうちょ銀行以外の民間企業の参入により、新たなサービスの開発も見込まれる。                      よって、郵送における証明交付手数料の納付方法について定額小為替以外の方法を検討・採用するよう国より各地方自治体へ要請してもらいたい。</p>	個人	法務省	番号308番の回答をご参照ください。				
1216	令和3年5月26日	令和3年4月26日	マイナンバー書き換えの円滑化要望	<p>引越したに伴う転籍時にマイナンバーカード書換を円滑に行えるように改善をお願いします。</p>	<p>転入先でマイナンバーカードの変更を依頼した際に、「翌日以降でなければマイナンバーカードの変更はできない」と言われました。                      当該自治体は役所本庁以外での転入手続きはできず、また、マイナンバーカードについても同様に本庁のみの取り扱いでした。                      しかし居住地より本庁までは車で往復1時間の位置であり、翌日以降に再度1時間の交通コストをかける必要はなりません。                      理由として総務省のシステムミスとありますが、マイナンバーカードを保有していないければこのような無用なコストをかける事はありませんでした。                      総務省はマイナンバーカードを普及させたいのでしょうか、それとも衰退させたいのでしょうか。                      転勤が多いとマイナンバーカードを持っている場合、最低2日(14日以内)に必須)用意しなければマイナンバーカードの効力が失効することになります。</p>	個人	総務省	転入手続とそれに伴うマイナンバーカードの記載事項の変更手続は、同日に行うことを想定しております。また、支所においてもカードの交付事務を行うために必要な機器等の経費について、自治体に対して国費による支援をしております。	対応	「制度の現状」で記載のとおりです。		







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1231	令和3年5月27日	令和3年8月16日	入札参加資格申請について	都道府県・市町村への入札参加資格申請について申請方法の簡略化、ペーパーレス化、申請様式・添付書類の統一を提案いたします。	国の省庁への入札参加資格申請については、インターネット一元受付や統一資格審査申請などのシステムから入札参加を希望する各庁を逐一一括で行うことができ、申請様式はシステムから出力され、必要な添付書類も一括で提出することで申請ができます。しかし都道府県・市町村への入札参加資格申請については、独自のシステムを導入し、国の省庁への申請と同じような方式をとっている自治体も一部ありますが、大半の自治体では記載すべき情報は共通しているものの、申請様式は統一されておらず、その様式がいちいち異なるシステムと変わらざるを得ない状況です。また申請書の自治体により必要な添付書類も異なるため、入札への参加を希望する自治体数分の工数が必要であり、非効率的な申請方式であることは否めません。例えば都道府県ごとで申請様式を統一できれば、47通りで済むため入札への参加を希望する業者にとっては業務の効率化、省資源化(ペーパーレス)にもなり、また申請を受け付ける自治体にとっても担当職員の仕事効率化、省力化にもつながりお互いがWin-Winのものではないでしょうか。ぜひ前向きにご検討いただければと思います。	株式会社 計画情報 研究所	総務省	地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促していきます。	
1232	令和3年5月26日	令和4年11月11日	国民年金保険料の支払い方法の拡充	・国民年金保険料の支払い方法に、ペイペイ等の電子マネーを導入するべき。 また、遺精保険料については、現金のみでしか支払うことができなく、とても不便であるため、クレジットカードが納付や電子マネー納付を導入すべき。 ・地方自治体や公共料金では、既に導入している事例もあることから、広範めとして無難というわけがなく、ただ国の意図である。キャッシュレス化を推し進めるものなら、国のお課元から改善すべきである。	上記のとおり、現状は支払い方法が限定されており、とても不便。 支払い方法を拡充することにより、より納付しやすい環境が整い、納付率にも好影響を与えるだろう。 ・キャッシュレス化を政府として推し進めるのなら、国のお課元から改善すべきである。	個人	厚生労働省	国民年金保険料の納付につきましては、金融機関やコンビニエンスストア店舗での納付書を用いた現金による納付、ページ番号を用いたインターネットバンキングでの納付、金融機関の口座引き落としやクレジットカード納付申込の方法がありますが、ご指摘のとおり、電子マネーでの納付や遺精保険料のクレジットカード納付には現在対応しておりません。	国民年金法第92条から第95条の3まで 国民年金法施行令第6条の13 国民年金法施行規則第71条、第71条の2、第72条の4	対応	現在、令和5年2月を目標として、国民年金保険料を収めやすい環境の整備に向け、日本年金機構と連携してスマホアプリ決済により国民年金保険料の納付を可能とする仕組みを開発する予定です。	
1233	令和3年5月26日	令和3年6月16日	社会保険	社会保険などの加入状況や教育訓練給付制度などの対象確認をマイナンバーからネット上で確認できるように整備してほしい。	子どもを連れてハローワークに行く労力、密を避けるいろいろなリスク問題になると思います。	個人	厚生労働省	マイナポータルを通じて、雇用保険の被保険者情報について、被保険者番号・資格取得年月日・事業所名称・職種等年毎を確認できます。各給付の情報についても、基本手当の日額・所定給付日数など、教育訓練給付金の受給額・受給年月日などを確認できます。 また、教育訓練給付の支給要件照会とはハローワークにて行うことができますが、本人による手続の他に、代理人や郵送のいずれかの方法によっても行うことができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項	対応	制度の現状欄に記載の内容に加え、教育訓練給付の支給要件を満たした方に、マイナポータルを通じて制度の利用が可能であることお知らせできるよう、システムの改修を進めているところです。	
1234	令和3年5月26日	令和3年6月16日	国有地である街区公園内への自動販売機の設置	国有地内にある街区公園に広島市が地元町内会住民のために昭和62年集会所を建設し、地元運営委員会が管理している、利用者の利便性の向上のために集会所玄関前にジュースなどの自動販売機を設置するため、広島市へ相談したところ、都市公園法、公園条例で自動販売機を置くことは制限があるとのこととで、断られた。 集会所利用促進、サービス向上の取り組みをしているところであり、公園の利用制限の緩和をお願いしたい。	1私は、広島市南区仁保村木(にほうそぎ)町内会の総務担当理事です。 2公園の概要 所在 広島市南区仁保3-2-8(集会所所在地) 面積 約4,000m <sup>2</sup> (80m、70m) 種別 街区公園 3広島市の説明 公園部局は、公園内の自販機設置について (1)公園内で行商、募金、出店その他これらに類する行為は 許可できない。 (2)大規模公園で複数の運動施設があり、当該地区以外から多くの来園者があり、自販機の利用が見込まれる場合は許可する。 (3)公園内に管理事務所があり、管理者が常駐していること (4)街区公園は、狭い範囲に住んでいる人が使う公園であり、自販機の設置は認められない。 4広島市の説明に対する疑問 (1)時代離れた規制にあまっています。 (2)集会所・公園利用者の利便向上のために設置しようとしているのに、利益追求行為と混同している。 (3)多くの利用者があり、自販機の利用が見込まれる、と書いているが、それは設置、町内会が考えることで、不許可を前提に述べていると思われる。 (4)公園内に管理事務所があることを条件にしているが、ほとんどの自販機は道路脇に24時間設置され、防犯機能がついている。なお、当集会所には、住み込みの管理人がいる。 (5)狭い範囲を対象にした公園では、何故、不許可なのか。 利用者が少ないからとすれば、その責任は設置者が負うことで公園管理者が負うことではない。	仁保村木町内会	国土交通省	都市公園に設けられる自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号に定める公園施設(売店)に該当し得ると考えられます。 また、同法第5条第1項は、公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない旨を定めておりますが、同項は自動販売機の設置を妨げるものではなく、個別の公園施設の設置・管理許可については、公園管理者の判断によるものです。 都市公園法第2条第2項第7号、都市公園法第5条第1項	実行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける実現方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1252	令和3年5月28日	令和3年7月7日	指定難病の更新手続きについて	毎年の更新の文書による手続き及び、更新の必要書類(住民票の写し)の取り寄せの必要性について	指定難病の認定手続きにおいて、カルテ等の開示の承諾書を出させているにも関わらず、主治医による診断書の提出は求められます。治療の内容は保険点数で把握出来る筈ですが、診断書は厚生労働省管轄の指定医がほぼ担当していることから、電子カルテの時代に紙で提出させる必要も無いと思えます。また、役場での住民票の写し、納税証明書及び保険証のコピーまで本人または家族に、毎年、申請の度に請求する必要性に疑問を感じます。住民票の写し等は役所間で照会出来るシステムが作れないかがずっと疑問でした。私たちが多くは交通弱者、感染後者の患者です。以上の手続きが改善され、毎年感染症の流行時期の秋の申請が軽減して欲しいです。	個人	総務省 厚生労働省		難病の医療費助成認定については、法律上、1年ごとに医療受給資格の更新が必要であり、難病指定医/協方難病指定医のいずれかに診断書を作成していただく必要があります。診断書とともに、住民票の写し、等、必要な書類を居住地の都道府県に申請し、その申請に基づき、都道府県等が支給認定を行うことになっています。このように、都道府県等が支給認定を行なっているため、申請方法や必要書類の提出方法については、自治体によって異なる場合があります。	難病の患者に対する医療等に関する法律	検討に着手	難病の医療費助成認定に係る診断書については、「2022年度(令和4年度)中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とする」ことで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。その後、2023年度(令和5年度)中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実現に向けて検討する。【※1】こととされており、オンライン申請手続きについて検討し、申請者の負担軽減等を進めてまいります。また、住民票等については、自己負担上限額の設定に必要となることから、公費負担医療の適正な給付を行うため、毎年度の提出を期して対応する。当該書類の一部については、住民基本台帳ネットワークシステムを用いた自治体内における庁内連携や自治体間でのマイナンバー制度における情報連携により省略することが可能です。引き続き、当該情報連携の活用について自治体に周知する等、申請者の負担軽減等を進めてまいります。 ※1:デジタル・ガバナンス実行計画(令和2年12月25日閣議決定)別編により、「(財)2022年度(令和4年度)中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とする」ことで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。その後、2023年度(令和5年度)中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実現に向けて検討する。」とされている。
1253	令和3年5月28日	令和3年6月16日	借書の取り扱いは	借書の取り扱いは郵便局以外の運送業者にも扱える様にして下さい。	現在、通信販売で購入した商品やDMの中には主従関係にあたらぬ借書というものが状況次第では同梱されています。この動きはネット通販が増えれば加速していくのは間違いありません。しかし現実には責任の無いアルバイトが宅配する郵便局より社員が責任を持って配達するクロネコヤマトの方が配品の少なさ、スピードや信頼性が高いのが現実です。借書を郵便局でしか扱えないのを撤廃し、要件を満たした会社が借書を入れる様になれば、時給制で生産性の低い郵便局だけではなく競争が生まれ、価格も下げられ、今までとは形勢もスピードも変わってネット社会に適合する形になると思います。郵便局の存在は意義が在り、特に地方や離島での意義はとも重いとしますが、ネット社会が現実化すれば地方や離島で働く選択が生まれ雇用も生まれます。そうすれば運送業の存在は重要を超えて死活問題になります。借書を郵便局だけの存在は完全に社会に対して足かせになっています。	個人	総務省	番号1045の回答をご参照ください。				
1254	令和3年5月28日	令和3年7月7日	病院のキャッシュレス導入推進	クレジットカード利用できない病院が多いのでキャッシュレス推進してほしい。	時代にあっていない病院という場所病舎の受け渡しはリスクが高い(他の病気の人が支払って病院においでをお金をおとりしてしまっている)	個人	厚生労働省	番号593の回答をご参照ください。				
1255	令和3年5月28日	令和3年7月7日	医薬品の適合性書面調査	医薬品の適合性書面調査において、非臨床項目の実施、ADME試験を対象としない(調査を行わない)	承認申請段階では国際的な医薬品の臨床試験の実施基準に基づきヒトに対する効果がすでに試験されているので、動物・細胞等での効果や薬物動態等の一部の非臨床試験の適合性書面調査の結果が承認判断の材料にならないと考えられる。承認申請段階で実験ノート等の原資料を調査する制度を取っているのは知りうる限り世界で日本だけである。本制度は規制強化での年々上乗せですが、この制度で日本独自の原資料に大変な利益をもたらした事例も何れも有り得ない。さらに実験ノート等の該当資料が国外にある場合、書面調査を行うことが事実上免除されている。つまり、適合性書面調査の対象となるのは資料が国内にあるほとんどの場合内資系企業であり、外資系企業は免除され不公平である。また、信頼性基準を高める試験を実施するためには、試験条件を完全に再現できるような詳細な記録し、データも厳格に記録し、関係資料を保管するためにコスト・時間がかりかかる。そのため臨床試験で効果が示された段階で、信頼性基準で該当の非臨床試験の再試験を行うこともある。又、信頼性基準は日本固有の規制のため、国外からの導入品については信頼性基準を満たさない製品も臨床に認められ、導入と並進や取り扱い、信頼性基準で再試験を行うこともある。本提案が実現した場合、特に内資系企業においてコストの削減効果が期待される。特に非臨床に携わる基礎研究者の労力を削減し、その時間をより創造的な作業に使うことが期待される。又、本制度は海外の方に度々違和感を持たれるが、改めて広く意味で内資系製薬産業の競争力を阻害してきたように感じる。本提案実現によりそのような懸念がなくなる。	個人	厚生労働省		承認申請時に添付される試験データの作成・収集に当たっては、「厚生労働大臣の定める基準」に従うことが薬機法第14条第3項に規定されていることから、この基準に適合しているか否かを適合性書面調査として確認しています。また、承認申請時に添付される試験データには、品質、非臨床、臨床と様々な種類がありますが、当該条項では全ての試験データに対して基準への適合が求められています。	薬機法第14条第3項 薬機法施行規則第43条	令和2年8月31日付付薬審発0831第4号付生労働省医薬・生活衛生局長医薬品審査管理課長通知	海外主要国の規制当局(米国FDA、欧州EMAなど)に対して、提案事項にある試験データに係る信頼性の基盤や、その基盤への適合を確認するための調査内容などについての調査を行い、その結果を踏まえ、問題解決に向けた検討を行う。
1256	令和3年5月28日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの交付手続きの簡便化について	現行、マイナンバーカードを取得する際には、申請時若しくは交付時に原則本人が役所へ行き本人確認が必要であるが、15歳未満の者の場合は、学校等で平日の時間を確保することが難しい。このため、住民票、戸籍簿本等で親等の法定代理人であることが確認できる場合は、法定代理人が本人及び申請者の本人確認書類を持参すれば交付できるよう手続きを簡便化する。	現行、マイナンバーカードを取得する際には、申請時若しくは交付時に原則本人が役所へ行き本人確認が必要であるが、15歳未満の者の場合は、学校等で平日の時間を確保することが難しい。さらに制度上、15歳未満の者に対してマイナンバーを交付する際には、法定代理人等が同行する必要があるとなっているが、親等の法定代理人が共働きの場合など、平日に子供と暇を合わせて取得することは困難である。一部の休日日に交付手続きができる日が設けられているが、それだけでは、予約が殺到するなど、対応できないのが現状である。また、本人確認できない一番大きいデメリットは、マイナンバーカードの悪用であるが、親子等の関係など悪用がない場合も多い。交付時に15歳未満の本人確認を行う代わりに交付されたマイナンバーカードの保管は親等の法定代理人であり、その状況を考えたと想定される悪用等のデメリットは、15歳未満の者に本人確認の有無に関わらず変わらないと考える。このため、住民票、戸籍簿本等で親等の法定代理人であることが確認できる場合は、法定代理人が本人及び申請者の本人確認書類を持参すれば交付できるよう手続きを簡便化する。以上のように交付手続きを簡便化すれば、マイポイント等のキャンペーンを行っていてもなお、申請件数が伸び悩んでいる状況も改善するのではないかと考える。	個人	総務省	番号910の回答をご参照ください。				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1263	令和3年5月26日	令和3年6月16日	マイナンバーカードによる生活保護の自動給付	マイナンバーカードにすべての口座等の資産を紐づけることを条件に、公務員の恣意的な判断をすることなく、自動的に給付を可能とする。	日本の生活保護申請は、手続者が保護で非常に時期がかかり、命の危険に晒している人を救うことができていない。すべての口座を紐づけることにより資産状況を把握でき、不正支給が根絶できる。また、公務員の恣意的な給付抑制を防ぎ、生活保護の適切な支給により、本当に必要な人の命を守ることが可能となる。最低限の生活が保障されることにより、基本的な権利が守られる。	個人	内閣官房 厚生労働省	生活保護法7条において、保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとされていますが、要保護者が急迫した状況にある場合には、申請がなくとも保護を行うことができます。 また、同法第8条においては、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基として、そのうち、その者の数額又は物品を満たすことのできない不足分を補う程度において行われるとされています。	生活保護法第7条等	対応不可	生活保護は権利であることから、生活保護法上、保護が申請に基づき行われることが原則とされています。また、生活保護受給者に限定して預貯金口座へのマイナンバー付番を義務付けるなど、生活保護受給について、資産、収入に関わらない条件を課すことについては、慎重な検討が必要です。	
1264	令和3年5月26日	令和3年7月7日	食品衛生法改正による食品関連事業者等の負担軽減に関する提案	令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者は、現在の食品衛生法(平成30年6月15日公布)の基準で、許可が切れるまで営業を行うことになる。つまり、食品衛生法改正から数年間は、現在の食品衛生法に基づく営業許可を持つ事業者と、改正食品衛生法に基づく営業許可を持つ事業者が併存することとなる。現在の食品衛生法と改正食品衛生法で基準やできることが異なるため、事業者から「なぜうちの店はダメで、あの店はいいのかわからない」という問い合わせが必至である。例えば、私が所属している福岡県の移動営業では、水のタンクの容量は具体的な数値を定めず「適量」に設定できる食品の種類や数が制限されている。しかし、改正食品衛生法および県の条例では、タンク容量によっては食品の種類や数の制限が緩和される予定である。令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者は、改正食品衛生法等の基準を満たす設備を用意しても、次の更新まで厳しい制限の下で営業しなくてはならず、もしくは新規で許可を取り直す必要があり、不合理である。食品衛生監視員による、店舗営業の取得開始やHACCPの説明に追われる中、上記の問い合わせやそれに伴うクレームの処理に追われるなど、業務量の増大が予想される。以上のことから、令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者が、改正食品衛生法および関連法令の基準を満たし、変更届を提出した場合は、新基準での運用が可能になるよう改正していただきたい。	令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者は、現在の食品衛生法(平成30年6月15日公布)の基準で、許可が切れるまで営業を行うことになる。つまり、食品衛生法改正から数年間は、現在の食品衛生法に基づく営業許可を持つ事業者と、改正食品衛生法に基づく営業許可を持つ事業者が併存することとなる。現在の食品衛生法と改正食品衛生法で基準やできることが異なるため、事業者から「なぜうちの店はダメで、あの店はいいのかわからない」という問い合わせが必至である。例えば、私が所属している福岡県の移動営業では、水のタンクの容量は具体的な数値を定めず「適量」に設定できる食品の種類や数が制限されている。しかし、改正食品衛生法および県の条例では、タンク容量によっては食品の種類や数の制限が緩和される予定である。令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者は、改正食品衛生法等の基準を満たす設備を用意しても、次の更新まで厳しい制限の下で営業しなくてはならず、もしくは新規で許可を取り直す必要があり、不合理である。食品衛生監視員による、店舗営業の取得開始やHACCPの説明に追われる中、上記の問い合わせやそれに伴うクレームの処理に追われるなど、業務量の増大が予想される。以上のことから、令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者が、改正食品衛生法および関連法令の基準を満たし、変更届を提出した場合は、新基準での運用が可能になるよう改正していただきたい。	個人	厚生労働省	令和3年6月1日時点で、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号、以下「改正法」といふ)による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第23号、以下「旧法」といふ)第22条に基づき営業許可を取得して営業を営んでいた事業者であつて、改正後も許可業種である事業者(以下「既存許可事業者」といふ)については、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号、以下「改正政令」といふ)、附則第2条に基づき、既存の許可の有効期間満了までは、なお従前の例により引き続き営業することができることとされています。 この経過措置規定の趣旨は、既存許可事業者について、たまたに許可を再度取り直すことを不要とし、その義務を拡大し、専ら専らするといふものであり、本規定により、経過措置期間中は、旧法第52条に基づく営業施設の基準を遵守しなければならない。また、既存の許可により一時的に停止した営業行為、取扱の範囲内で営業を行うことができるとされています。	食品衛生法(昭和22年法律第23号)第55条 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第71条	対応不可	既存許可事業者は、改正政令附則第2条に基づく経過措置期間中は、旧法第52条に基づく営業施設の基準を遵守しなければならない。このことから、新法第55条に基づく営業施設の基準で営業を行うためには、旧法に基づく申請をし、営業許可を受けなければならない。この手続きを食品衛生法施行規則第71条に基づく変更届の提出に代えることはできません。 このため、既存許可事業者から、新法第55条に基づく営業施設の基準で営業することを希望する旨の相談があつた場合には、改正政令附則第2条の趣旨を丁寧に説明いただき、必要に応じて、新法第55条に基づく営業許可を取得するよう指導をお願いします。	
1265	令和3年5月26日	令和3年7月20日	NHKのペーパービュー化を望みます	国民から受送料を強制徴収する公共放送NHKは、報道以外はすべて受託者負担のペーパービュー(見た人だけ契約する有料化)にすべきです。報道に関しては、原価制代金を明確にすべきで、それができないのであれば、すべてペーパービューにするしかないと思います。	公共方法における国民の負担軽減は世界の潮流であり、イギリスでも英国放送協会(BBC)の受送料廃止が検討されている。 歴代のNHK会長は再三に渡る総務相の要請に対し、「番組の質が下がる」と受送料の大幅な値下げを拒否し続ける一方で、国家公務員の平均年収が80万円にもかかわらず、「公共放送NHK職員」の平均年収は1800万円。内部留保は3000億円以上。国民から受送料を強制徴収するならば、収支両面でも運営が成り立たなければならない。ましてや受送料で製作したコンテンツがNHKエコーファクトリーという会社で移譲し、二次的公益を阻害して還元せず、職員への過剰な福利厚生に充当するのは、まったく国民の理解を得られない。直ちにNHKのペーパービュー化を望む。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受送料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることは、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にないまいものであると考えます。	
1266	令和3年5月26日	令和3年7月7日	看護師資格を持つ者に対する救急救命士資格の取得の特例について	現在、看護師資格を取得していても救急救命士資格を取るためには、一から専門教育を受け資格試験を受験しなければならぬ状態になっている。看護師は救急救命士の上位資格と見做されるものであるため、簡易な出直しは追加講習によって救命士資格を取得できるように提案を講じていただきたい。	私は、現在、消防員として消防機関で勤務し、救急救命士の養成計画に携わっています。職員の中には看護師資格を有する者もいるのですが、消防吏員で救急業務に就く者は救急救命士の資格が必要で、看護師資格はあまり意味がありません。そのため、看護師資格のみを持つ職員は、改めて一から救急救命士資格取得課程を9ヶ月受講し、国家試験を受けなければならず、極めて不都合な状況となっています。また、看護師資格を持つ職員の知識技能は、救急救命士の資格と同等もしくはそれ以上であり、この資格の厳格すぎる規制状況をぜひ何らかの方法で簡素化し、もしくは、特例的な届け出などにより解決していただきたいと考えています。速記となりますが、命には時間的・金銭的の浪費が可能な時期があったことを申し添えます。何卒、迅速なご検討をよろしくお願い申し上げます。	個人	総務省 厚生労働省	看護師とは、傷病者若しくはよく病に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいいます。(保健師助産師看護師法第5条) また、救急救命士は、救助着法の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができます。(救急救命士法第43条第1項) 以上のことから、看護師資格を持つ方は、救急救命士資格を持たずとも、診療の補助として救急救命処置を実施することが可能です。 消防法その他の法令においては、ご提案中の消防員で救急業務に就く者は救急救命士の資格が必要という規制を設けておらず、ご提案者の所属組織等における内部的なルールである可能性が考えられます。 なお、救急救命士は、重度傷病者が医療機関に到着するまでの間に救急救命処置を施すことを業とする者(救急救命士法第2条)であり、その点を踏まえて、看護師と別格の資格として設けられていることから、「看護師資格を持つ職員の知識技能は、救急救命士の資格と同等もしくはそれ以上」との判断はできず、ご提案の特例等を設けることは考えておりません。	保健師助産師看護師法第5条、第31条第1項 救急救命士法第2条、第43条第1項	現行制度下で対応可能 事実確認	制度の現状欄に記載の通りです。	
1267	令和3年5月26日	令和3年6月16日	電波オークションの導入	日本も他国のように電波オークションを導入すべき。国産の大切な財産である電波は特定企業が独占している現状は異常である。競争が起こることによって、スマホも危機感をもつようになり良質なユーザーシステムが根付くと思ふ。	電波オークションにより国産の電波使用料が入ってくるメリットがある。また新しいメディア企業が誕生することにより多様性のある議論も増え国民にとってもメリットが大きい。	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開始しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、種別別の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1272	令和3年5月28日	令和3年4月16日	e-Govの電子証明について	電子申請に関して、せっかく自宅パソコンから申請できるのなら、マイナンバーカードで本人確認できるようにできると助かります。	わざわざ、電子証明を取るのに別で申請、課金されるのは、これこそ縦割りの象徴だと思います。申請料など、具体的には決まっていますが、折角のマイナンバーカードが本人証明にならないのは、損失だと思います。電子認証取得の期間、料金がともに無駄だと感じます。	個人	総務省	e-Gov電子申請では、マイナンバーカードの署名用電子証明書の利用が可能です。		対応	e-Gov電子申請では、マイナンバーカードの署名用電子証明書の利用ができます。そのため、マイナンバーカードをお持ちの場合は、他の電子証明書を取得せずにマイナンバーカードの署名用電子証明書をお使いいただくことが、e-Gov電子申請の機能としては可能です。ただし、各事務の電子証明書の署名や、どの電子証明書を利用可能とするかは、各事務が所管している行政機関で決定しているため、これら事務所管の行政機関とも連携し、マイナンバーカードの署名用電子証明書により電子署名可能となる手続が増えるよう、取り組んでまいります。 なお、e-Govは上記のとおり、マイナンバーカードの署名用電子証明書には対応しておりますが、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による本人確認には現時点では対応していません。今後実現に向け検討してまいりたいと考えております。	
1273	令和3年5月28日	令和3年4月26日	資格試験、国家試験のオンライン化	国家試験など、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになるとうい。国家試験など、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになるとうい。	国家試験など、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになるとうい。国家試験など、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになるとうい。気象予報士や登録販売士などの試験を集合ではなく、受験場所を選ばないものへ変更すれば受験しやすく、年に何回も受験することが可能になると思う。さまざまな検定試験も、実技やその他の資格試験もオンライン化できるものはほとんどオンラインで受験が可能になるとよい。一年に一回しかチャンスがないから、風邪でも受験場所まで行く、などのリスクも解消できる。	個人	デジタル庁 総務省 警察庁 金融庁 厚労省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	国家資格試験については、個別の資格ごとに法令等により試験実施者、試験申込み手続き等が定められている。	(マイナンバーの利用及び情報連携について) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第5条第1項、第19条第8項	その他	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしています。 当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、各種免許・国家資格等の手続きのデジタル化を進めてまいります。	
1274	令和3年5月28日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの利便性向上	海外転出時にマイナンバーカードの返納の手続きが必要とされ、マイナンバーカードは失効する。しかし、マイナンバー(個人番号)を把握する手段として、マイナンバーカードに国外への転出により返納をした旨を記載され、返納される。国外からマイナンバー(個人番号)を使用することになるが、国外転出前のマイナンバーカードで、返納することができます。再度カードを申請する必要があるので、転出前のカードのデータを書き換えて返送してもらう。もしくは、海外居住者にもカードを失効させずに保有させるようにする。	マイナンバーカードは、普及すれば社会のデジタルトランスフォーメーションに大きく貢献することが見込まれるが、手続きが面倒である等の理由により、普及が進んでいない。転勤等により海外に一時的に居住する日本人は増えており、そのような日本人にとっても使いやすいうカードとすることが、マイナンバーカードをより普及させることに繋がる。	個人	総務省	国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用については、令和6年5月までに開始することとしております。これに合わせて、国外転出者が一時帰国すること、カードの受取りを希望する在外公館において、必要な本人確認等を経て、カードの交付等を受けられる仕組みを設けることを考えております。	改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項	検討を予定	制度の現状のとおりです。	
1275	令和3年5月28日	令和3年4月14日	転居の手続きと同時に印鑑登録が自動的に移動するようにしてほしい	現在、転居すると転居先の市区町村で印鑑登録の申し込みをしなければならず、転居の手続きを移動した印鑑登録も自動的に移動するようにしてほしい。	国民の手間も行政の手間も少なくて済む。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、制度化された明期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。		対応不可	印鑑登録は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者が登録の対象となっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録原票も各市町村ごとに管理されているため、他の市町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。なお、同一市町村内での転居時には、再度登録を行う必要は無いものと承知しています。	
1276	令和3年5月28日	令和3年4月16日	電波オークションの実施促進を要望します	今年のノーベル経済学賞に電波オークション制度が受賞されました。世界の国では、電波周波数は公共で国の物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われています。これにより、国の収入も増え、一部が軌道に乗る。これを模倣して、世界でも、オークションが実施されていないのは日本だけです。日本のメディアは、自分たちに都合が悪いため、これを阻んでいます。菅政権では、河野大臣以下、改革に力を入れていますので、是非この時も、対応して頂きたいと要望します。	社会的効果 世界の国では、電波周波数は国の公共物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われている。世界中で、オークションが実施されていないのは日本だけである。日本では、一部が軌道に乗る。これを模倣して、世界でも、オークションが実施されていないのは日本だけである。日本のメディアには、すべてが左よりの偏向報道と報道しない自由を行い、報道の公正中立性が担保されていない。これは、国民の知る権利と中立公正な情報が提供されていることとなる。実施により、既存メディアの力を弱められ、報道の多様性活性化が生まれる。 経済的効果 現状、既存の放送局は、収益に対し相対的に電波使用料である。電波オークションを実施することで、国の収入が確実に増え、適切な競争原理により、放送局に多様性や活性化が生まれる。入札という形は、既存メディアに対し相対的に国の立場が優位になるので、将来的にも電波使用料値上げの反対意見が出ずらくなり、値上げしやすくなる。	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性及び迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高額し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、リット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各県における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1277	令和3年5月28日	令和3年6月16日	緊急走行時ETC通行について	現在、緊急車両のETC利用については、道路管理者の発行者業務用プレートと呼ばれるETCの発行を依頼し、発行道路管理者の管理する道路のみ（一部他社のカードに情報を書き込む場合あり）に使用は限られている。ところが、実際には道路公団、現NEXCOの子会社が一元的に発行しており、発行されるカードで全国各道路の通行が可能である。そのカードを、一律全国での利用が可能な制度とし、円滑な緊急走行につなげていただきたい。	現在は、特に道路管理者が複数あるような都市部において、道路管理者の異なる道路を通行する場合、カードの差し替えなどの対応をするなどの対応が必要な場合や、E-ETC緊急走行であってもETC通行ができない状態となるなどの影響がある。それぞれの道路管理者の仕組みによる、相互乗り入れができないためである。これにより、管轄する行政機関（特に警察、消防）に影響を及ぼしている。一方で、道路（トール）等は、道路管理者内々の申し合わせなどで、相互の道路乗り入れも柔軟に対応している。にも関わらず、国土省や総務省も理解していないながら、解決に至らない。警察、消防、その他には自衛隊までも、新たなETC通行制度をしっかりと運用すれば、より良い対応が可能である。早期に検討いただきたい。	個人	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省	高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他の理由で定める車両はこの限りではないとされており、同法施行において、災害救助、消防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされている。	道路整備特別措置法	検討が着手	当該告示に該当する場合の通行方法等については、管理会社が異なる高速道路を相互に通行する場合には、一部のETCカードより相互に利用が可能となるよう、検討が着手しているが高速道路会社から聞いているところですが、国土交通省としても、高速道路会社と連携し、適切な運用の見直しに向けて必要な対応を行ってまいります。	
1279	令和3年3月4日	令和3年4月26日	民間企業からの報告・届出内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みの構築	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間で制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。	○現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 確定拠出年金運営管理機関は、役員の実職状況や主要株主の所持・住所・持株割合に変更があった都度、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出等を行っており、銀行が指定拠出年金運営管理機関となっている場合、重複した行政手続きとなっている（No.33）参照。 銀行の信託契約代理業を営む営業所に所在地変更があった場合、内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、営業所の位置変更について内閣総理大臣への届出を行っており、重複して内閣総理大臣に届出を行っている（No.34）参照。 ○民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。	一般社団法人 全国 地方 労働協会	デジタル庁 金融庁 厚生労働省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、各府省庁は、書面の提出を定めることとなっている法令に基づく国の行政手続については、当該書面の提出のデジタル化に取り組みほか、特に法人が行う行政手続については、Gトピコネットを活用した法人手続における添付書類の提出の不着化や、府省庁や民間企業も各データ連携によるサービスの実現向上を模索することとしています。	なし	検討を予定	制度の現状欄で記載した通り、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向けて取り組んでまいります。	
1280	令和3年6月10日	令和3年7月7日	nhk受償料の徴収について	放送法を改正し受償料の徴収はbbsシステムでできない緊急時は解除する方式の採用。	放送法規定の時に比べて公共放送の理念及び受信技術が要求が押し、受信機を投資してもbbsが受信できないしbbsは資金が豊富なことが確認と確立した。2徴収の費用が節約できその分受償料が安くできるまでは番組の買戻にこだわる。3情報の広達もnhkだけでは、nhkはなれの情報の多様化で信頼感も別問題としてnhkだけが真実を伝えているという信頼を国民に考えさせるきっかけになります。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受償できる受信設備を設置した者はNHKと受償契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに受償料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	その他	具体的な受償料の支払方法については、NHKが定める日本放送協会放送受償規約等に基づいて行われることから、まずはNHKにおいて検討すべきであると考えます。	
1281	令和3年6月10日	令和4年12月14日	遺族厚生年金の男女格差是正について	現在の遺族年金は夫が妻が死亡後、収入が全く同じ場合で最大月給10分の差があります。支給額を平等に近づけていただきたいと考えています。	現在の制度では妻を主たる生活者とする家庭で夫が主夫として働いていた場合、妻に先立たれた後に技能をつけるなどして社会に出ることが困難であると感じます。また、男女平等参画社会を推進する前提に立って、全く同年収であっても男女の違いのみで支給額に差をつけるのは弊害に差別であるとも感じられます。	個人	厚生労働省	遺族年金制度は、家計の担い手が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うものです。このうち遺族基礎年金については、社会保障・税一体改革において、平成26年4月から支給対象を父子家庭に拡大しており、男女差は解消されています。一方、遺族厚生年金については、養育する子がいる場合は母子家庭では母（妻）に、父子家庭では子に遺族厚生年金が支給されるため事実上、男女差はありませんが、養育する子がいない場合には男女差があります。具体的には、妻が受給する場合には年齢要件はありませんが、夫が受給する場合には、妻の死亡時に本人が65歳以上であることが支給要件となっています。また、夫の死亡時に65歳未満の子のいない妻に対しては、遺族厚生年金に加えて中高齢給付金（遺族基礎年金の3/4）が加算されます。なお、遺族厚生年金の給付額は、死亡した方のそれぞれの標準報酬を基礎として算出されるため、男女の賃金差（標準報酬の差）を反映し、給付額に差が生じている可能性も考えられます。	厚生年金保険法第五十九、六十二条	検討を予定	男女が共に共済することが一般化する中、遺族厚生年金制度についても社会の変化にあわせて見直すことが必要であると社会保障審議会年金部会でも指摘されており、検討を進めてまいります。	
1282	令和3年6月10日	令和3年7月7日	建設業法における配属技術者の所属の問題	建設業法上、配属技術者になれるのは当該会社に在籍の正社員でなければならず、出向者は認めない（除く親会社が持株会社等の場合）ことになっているが、大企業・総合企業など100%資本関係のある企業内において（建設業法以外においては）人事異動による出向は通常の社員異動と同様に扱われるのと同様に、業務が広く分散してあっても業務一体系の企業の場合、出向も認めるべき。	不動産に関連する各種事業を行っている大手不動産系の会社に在籍しており親会社から出向で経営を所管している親会社についてです。当企業集団では建設業免許をもって事業を行っている企業だけでも数社あり、主にBtoC、BtoB、BtoI、あるいは、工事対象、エリア別等に分けて効率的に経営管理を行っています。コロナ禍において然りですが事業の再編・再建を考えると、普通の事業なら業績が厳しい状況でも一旦は好調な業績やエリヤへ異動（出向など）で経営資源を流動的に投入しが、建設業の技術者に限っては出向ではなく、建設業のコアである配属技術者になれないため、実質建設業としては建設業の流動性の低下を懸念しています。建設業では幅広い企業などが多く規制を設けることは理解しますが、大企業における異動・担当変更（＝出向）は、それとは明らかに別物で、逆に企業集団としての経営資源の流動性で多くの人の雇用を維持しているのは明らかなので、配属技術者の流動性確保、雇用の安定のため、企業集団内の異動については出向でも可なりとすべきだと思います。	民間企業	国土交通省	建設業法第26条において、建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者を置かなければならないとされています。建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者を置かなければならないとされています。建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者を置かなければならないとされています。建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者を置かなければならないとされています。	建設業法第26条	対応	建設工事の発注者は、建設業者の有する技術力を振り所に依頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を行っていることから、適正な施工を確保するため、監理技術者等の現場配属技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者である必要があります。一方で、建設業者が会社分割、子会社化等により企業集団を形成し一体となって経営を行うことにより、経営資源の適化や経営の合理化を図っている例があることから、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正（平成29年5月31日付国土建第119号））により、所定の要件を満たす企業集団については、親会社間での出向社員に対して、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱い、監理技術者等として配置することができるとしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1283	令和3年6月10日	令和5年4月26日	印鑑登録証明の発行について	印鑑登録証明書の発行には登録カードが必要であるが、本人が本人確認書類を持参している場合は、登録カードを持参せずとも発行できるようにしてほしい。もしくは登録カードそのものをなくしていただきたい。	登録カードは日常から持参しているわけではない。忘れた場合、取りに戻るか、もしは手元に当該印鑑があれば登録し直してカードを作り直す方法がなく、作り直しの場合は手数料も取られる。マイナンバーカードのように常時携帯するものではないため、持参忘れの可能性も高く、取りに戻るにしろ作り直しし、金銭的にも時間的にもコストがかかる。	個人	総務省	印鑑登録証明書の発行は、各市町村の条例に基づいて行われております。	各市町村における条例	現行制度下で対応可能	印鑑登録証明書の交付を受ける場合には、市区町村の窓口で、印鑑登録証を添えて書面で申請することが一般的です。これについては、市区町村が条例等を制定し、マイナンバーカードに印鑑登録の機能を搭載することにより、マイナンバーカードに印鑑登録証として利用することが可能となっております。また、マイナンバーカードに記録されている電子証明書を活用して、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書をコンビニで受け取ることもありますが、この仕組みを応用し、市区町村の庁舎や窓口の端末を連携して印鑑登録証明書の交付を受けることも可能となっております。マイナンバーカードを用いることで、市区町村の窓口業務を簡素化することは重要であると考えており、総務省としても、これらの活用事例を周知する等を通じ、市区町村における活用を促してまいります。	
1284	令和3年6月10日	令和3年7月7日	日本スポーツ振興センターの災害一時預かり事業(幼稚園型II)の子を日本スポーツ振興センターに加入させてください	日本スポーツ振興センターの災害一時預かり事業(幼稚園型II)の子を日本スポーツ振興センターに加入させてください	日本スポーツ振興センターの災害一時預かり事業(幼稚園型II)の子を日本スポーツ振興センターに加入させてください	民間法人	文部科学省	災害一時預かり事業の対象となる保育所等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条号に規定する施設とされています。一時預かり事業については、預かる場所の安全基準や預かりが一時であることなどの理由から、現在、災害一時預かり制度の対象となっております。	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第9号、同法附則第8条	検討を予定	一時預かり事業(幼稚園型II)の利用者を災害一時預かり制度の対象に含められるかについて、文部科学省及び厚生労働省で検討を行ってきたいと考えています。	
1285	令和3年6月10日	令和4年12月14日	医療における電子サインの解禁	医療において、ペーパーレス化推進のため、電子サインを解禁していただきたいです。	現在の制度では、紙の各種同意書に患者等が自筆でサインすることが必須となっています。ただし、その紙の保管に関しては、タイムスタンプを付与してサインすれば、紙の原本は破棄が可能で、スキャンしたデータを原本として扱うことができます。また、初めから電子サインで問題ないのではないかと考えます。電子サインを解禁していただく、医療機関でペーパーレス化が進み、事務員の再配置が可能となる為、新型コロナウイルス対応で検温、発症患者等の人員の負担を軽減することができます。また、医療機関の紙のコスト削減に繋がります。	個人	厚生労働省	ご指摘の同意書がどの制度に基づくものか不明ですが、一般的に、民間事業者等が行う書面の保存における情報漏洩の技術的利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)に基づいたものは、医療現場における同意書については、紙の署名を電子署名に替えることができます。そのため、各医療機関の判断により、電子署名を取り入れている場合と承知しています。	なし	その他	制度の現状のとおりです。	◎
1286	令和3年6月10日	令和4年7月20日	医療従事者・国家資格者の免許照査の発行を機能的に拡大しHPKI	医師、薬剤師等の資格者の免許照査は卒業証書と同サイズのものとなっています。災害時などで身分を証明するべく、また受け入れ側も確認の方法がありません。免許照査は自宅にしまひ込んであり、普段持ち歩くことはありません。携帯用の証明書の発行がなければ、災害時等での証明が適切になり、かつ効率化が図れます。いまだ、災害時においてなりすましによる無免許医療行為の報道があります。東京都市内の医療従事者の多くは他の県や遠隔地に住所があります。避難所や救護所への医療者派遣を円滑に行うためにも必要な対応だと思います。また、地方の過疎地においても同様です。墨田区では医療者証の発行を行っているとのこと。自治体の財政等によって差異が生じていますが、そもそも、医療者証を持っていない解決すれば解決する問題です。また、災害時で進められているHPKIを電子的な証明書のみではなく、一般的な証明書としての使用ができるようにすることも可能だと思います。つまり、通常時の証明書ベースにして、必要な従事者のみHPKIの情報を上乗せする形で進められることを期待します。	医師、薬剤師等の資格者の免許照査は卒業証書と同サイズのものとなっています。災害時などで身分を証明するべく、また受け入れ側も確認の方法がありません。免許照査は自宅にしまひ込んであり、普段持ち歩くことはありません。携帯用の証明書の発行がなければ、災害時等での証明が適切になり、かつ効率化が図れます。いまだ、災害時においてなりすましによる無免許医療行為の報道があります。東京都市内の医療従事者の多くは他の県や遠隔地に住所があります。避難所や救護所への医療者派遣を円滑に行うためにも必要な対応だと思います。また、地方の過疎地においても同様です。墨田区では医療者証の発行を行っているとのこと。自治体の財政等によって差異が生じていますが、そもそも、医療者証を持っていない解決すれば解決する問題です。また、災害時で進められているHPKIを電子的な証明書のみではなく、一般的な証明書としての使用ができるようにすることも可能だと思います。つまり、通常時の証明書ベースにして、必要な従事者のみHPKIの情報を上乗せする形で進められることを期待します。	個人	厚生労働省	身分で規定している免許照査の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許照査を交付しております。他方、診療録等の電子的記録やネットワーク利用が進展する中、医師等のなりすましや診療データの改ざんといったリスクへの対応が必要であり、厚生労働省では公的資格の検証機能を有する電子署名や電子認証を行う基盤として医療情報基盤分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及・普及及び法制整備を行っています。厚生労働省において基盤の設置要件等を作成しており、現在(2022年3月31日)は日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センターにおいて、医師等の資格確認を行うためのHPKIカードを発行しています。このカードは海面上でカード保有者の顔写真や国家資格の保有者であることが確認でき、緊急時や災害時にも迅速に本人確認と保有国家資格確認を有していることを提示することができます。	検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において、資格所持有者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにするとされており、ご提案に沿った対応がなされる予定となっております。また、HPKIの利用環境整備は非常に重要であり、その普及・定着を進める必要があると認識しています。今後医療のデジタル化が進化する中、HPKIの更なる普及に資する必要な事業を進めてまいります。		
1287	令和3年6月10日	令和5年4月26日	マイナンバーカード受取の記入書類は1紙に	オンラインで申請したマイナンバーカードも受け取るために、(1)オンラインで申請したことに関連しているという確認書(2)受取の窓口での受付票(3)通知カードの送納票を記入した。上記は1枚で済むことではないかと思う。受付票に、オンラインで申請したことに関連しない、というチェック欄を設けて、通知カードを送納するというチェック欄を設ければいいのではないかと。	窓口の人的・物的資源の有効利用。	個人	総務省	(1)(2)の文書については、総務省で定められたのではなく、自治体で独自で設けた文書であると思われる。(3)の文書については、総務省が定めた事務処理要領で定められた様式であり、通知カードの送納の際に記入することとされています。	なし	対応不可	(1)と(2)の文書は自治体で独自に設けたものであり、各自治体において事務手続きに効率化に取り組んでいたことが重要と考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1288	令和3年6月10日	令和3年7月7日	解体工事における特定建設作業履「リサイクル層」の提出	コロナ禍の中、一時は郵送での提出を受け付けてくれた。郵送でも受理可能なという事が証明された。市町村により、現在また郵送での提出が可能ならぬ市区町村と持参しないと受理できないという市区町村があります。	PDFでの提出が可能になれば効率的になるかと思えます。最低でも郵送での提出が可能になれば、長々のような中小企業は大幅な時間短縮につながるのですが…	民間企業	国土交通省	一定の規模以上の建築物・工作物の新設工事並びに解体工事等を行う場合、発注者は特定行政庁の再資源化率に関する法律第10条	建設工事に係る資材の再資源化率に関する法律第10条	現行制度下で対応可能	建設リサイクル法に基づく届出については、法律上、郵送又は電子による申請を否定しておらず、一部特定行政庁では郵送又は電子受付を実施しております。本事案は、特定行政庁の自治事務であり、受付窓口となる特定行政庁に対し電子受付等の更なる実施を働きかけてまいります。		
1289	令和3年6月10日	令和3年7月7日	自動車運転免許更新の際の視力検査を眼科医でも可能に	警察署における免許更新での視力検査を、眼科医の証明で代替できないでよいか。	毎回の更新時、警察署での検査は土日夜間不可など、場所も日時もかなり制限されます。特に、検査官が行う視力検査でかなり時間を要し混雑します。コロナ禍のあり、簡便化できないでしょうか。例えば、眼科医の視力検査結果を警察署に提出…は、考えられませんが、できれば電子申請も…、視力検査を健康保険の対象に指定すれば、さらなる簡便化はならないかと思えます。身体機能・認知機能の確認は検査官が視認する必要が高いのですが、視力なら検査精度からも眼科医の証明の方が合理的です。警察署での所要時間の短縮を考えると、視力以外も…かと思えます。まずは視力の眼科検査可の実現をお考えください。できれば幸いです。	個人	警察庁 厚生労働省	現行の運転免許証の更新手続では、視力検査や講習等を受けていただく必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	道路交通法昭和25年法律第105号 第10条第1項、第5項及び第6項		対応不可	運転免許証の更新手続においては、多数の申請者の手続を短時間で行う必要がありますが、その中で、各申請者が提出する診断書が、医師が作成した真正な診断書であることを確認するために一定の時間が必須であり、かつ窓口の待機業務等に支障を来すおそれがあると思っております。なお、公的医療保険制度においては、疾病に対する治療を保険給付の対象としており、運転免許証の更新時の視力検査は疾病に対する治療に当たらないため、保険給付の対象とはできません。	
1290	令和3年6月10日	令和3年7月7日	マイナンバーカードによるふるさと納税オンライン申請	ふるさと納税のワンストップ特別制度の申請書類について、マイナンバーカードによるオンライン申請に対応し、審査等の削減および申請手続の効率化を図ること。	ワンストップ特別申請については、紙による申請となっており、書類の郵送による時間ロスおよび切手代等のコストがかかっている。マイナンバーカードによるオンライン申請を可能とすることにより、本人確認ができ納税額の控除が不要となり、申請手続の簡便化および効率化によりコスト削減を行う。	個人	総務省	ふるさと納税にかかると納税のワンストップ特別申請をオンラインで行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。	地方税法附則第7条第1項及び第8項 地方税法附則第7条第4項及び第11項 情報連携技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 給付者関係法令に係る情報連携技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条	現行制度下で対応可能	マイナンバーの照会を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報連携技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインで行うことが可能となっておりますが、その実施には関係事業者の協力が必須であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。		
1291	令和3年6月10日	令和3年7月7日	スクランブルによる受信料徴収の厳格化	スクランブルを導入することにより、受信料徴収が厳格化される。	NHKの受信料徴収にあたり、訪問員が繰り返し足を運ぶなどコストが年間300億円もかかるなど、無駄が非常に多い。スクランブルを導入することにより、受信料徴収が厳格化され不公平感が解消される。緊急災害時にはスクランブルを解除し、かかた経費については放送に反対する。公共放送のう部分と、民間放送とを結合する部分を明確に分け、肥大化しているNHK業務について見直しを行うことにより、真に必要な公共放送の在り方を国民に問うべきである。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためため日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割に即じないものであると考えます。		
1292	令和3年6月10日	令和3年7月7日	年末調整電子化	年末調整の手書きから電子化への移行による個人、企業、省庁のリリース負担を軽減する。PDR入力フォームで悩んでいる項目をデジタル化し、支払者の法人番号と従業員番号を申請者が入力すれば一元化可能。法人のアクセス制限も法人番号で行えば可能。この足踏んでいるのは省庁のサービスに外傷がアツクさせられるかどうかですね。100%の安全性を確保しようとするのは千倍遅くても一歩も前に進めない。	確定申告ではe-taxが行われているのに年末調整は相変わらず手書きで重い主に提出しております。年末調整は相変わらず手書きで重い主に提出しております。データを入力して国税庁に送るまでの費用の増減もあるのですが、納税者としては無駄にしか思えません。PDRに入力した後のPDRのサポートも混雑していたので早くこのことに違和感がありますが、未だ多くの国民は電子申請に慣れていないです。押印文化を相まって情報後進国になっているように思っています。過去、国の訂期時はHW中心の調達にあり、設備してインターネットを閲覧するだけで満足していたJapanのような施策では何にも上りませんでした。現代ではスマホにより情報の電子化がやっとな個人レベルまで浸透してきたと思えます。経理、総務関連の仕事をしている方には気の毒ですが、この分野は情報化が進み易いのではないのでしょうか。脅威が一層急激に増えるのを電子化でカバーするリリースや費用が他に回るとは思いません。恐らく一番足引っ張っているのはセキュリティです。100%の安全性とは何でしょうか？HUAWEIの情報採取など事実かどうかは知りませんが、疑ったからキリがありません。是非、実態を解明したいと思えます。最後にこういった思いを投稿できる窓口がある事を嬉しく思います。	個人	財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、捺印書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となります。	所得税法第198条第2項、所得税法施行令第319条の2	対応	左記のとおり、年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書など年末調整の書類については、電磁的方法（行）により提供することが可能となっております。また、控除申告書に添付又は提出の書類に提出することとされている控除証明書等のうち、「生命保険料控除証明書」、「地震保険料控除証明書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」、「住宅借入金等がある場合の所得控除の特別控除証明書」についても、控除申告書を電磁的方法により提供する際には併せて電磁的方法により提供することが可能となっております。これに伴い国税庁では、従業員の方が年末調整の書類をパソコンやスマートフォンで電子的に作成することである「年末調整控除申告書作成ツール」を「年調ソフト」を令和2年10月から公開しております。なお、年末調整の書類や交付書類を電磁的方法により提供できるかどうかは、個々の会社の状況により異なると思われますので、必要に応じてお勤めの会社にご確認ください。		







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1307	令和3年6月10日	令和3年7月7日	太陽光設置規制緩和	農地にも太陽光を設置できる様に する。 傾斜地と太陽光設置可能農地を区 分する。 政府が全量買取し、蓄電池が必要 な、政府が準備する。	灌余地は農地が1層高い。 不安定電源を、安定電源にする必要がある。	個人	農林水産省 経済産業省	(農林水産省) 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を 区分し、必要な利用については農地上の農地に転用する仕組みとしています。  このため、農地に太陽光発電設備を設置する場合においても、農用地区域内農地や第1種農地といった生 産性の高い農地については転用を認めず、前掲地にあり原則許可が可能となる第3種農地や、市街 地となる第2種農地に誘導することとしています。  なお、農地の区分については、周辺の市街地の状況等に応じて時々刻々変更するものであることから、 転用許可申請時点において、農地転用許可権者が判断することとなります。  (経済産業省) 再エネ特措法においては、法律に基づき、電気事業者(一般送配電事業者)に対し、FIT認定を受けた太陽 光発電設備を用いて発電された再生エネルギーの買取りが義務付けられています。一部のエリアにおいて、下 げ調整力不足時に出力制御が行われる場合もありますが、その際には予め定められた「優先給電ルール」 によって、再生エネルギーの出力制御を行う前に、一般送配電事業者が系統用の大容量の蓄電池の充電や揚 水運転を行うこととしています。	(農林水産省) 農地法第4条・第5条 (経済産業省) 再エネ特措法	現行制度下で 対応可能	(農林水産省) 新制度の取扱い記載のとおり、現行制度においても農地の区分に応じて太陽光発電設備の設置の可否は異 なり、生産性の高い優良農地においては原則設置を認めない一方で、市街地が進展している農地等 では設置が可能となっています。  また、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であることから、農林水産省としても、優良農 地の確保を前提としつつ、農業の利便が見込まれない荒廃農地を活用することにより、再生可能エネル ギーの導入を促進していくこととしております。 このため、 ① 既に森林の採相を呈している荒廃農地の非農地判断については、農地台帳からの迅速な除外を周知取 組むとともに、市町村長が職権で一括して法務局へ地主変更の申出を行っている事例を横断調査すること を、 ② 営農型太陽光発電の促進に向け、荒廃農地を再生する場合には、ハネル下部農地の減収2割未満の 基準を緩和し、 ③ 農山漁村再生可能エネルギー法の転用の特例の対象となる荒廃農地の要件を、再生利用可能な第1 種農地であっても、耕作を確保することができ、今後耕作の見込みがないものであれば対象とする など、優良農地の確保に支障がないことを前提に必要な措置を講じていくこととします。①②は措置済み、 ③は令和3年7月に措置予定)  (経済産業省) 制度の取扱い記載のとおり、再エネ特措法に基づき、一般送配電事業者に対し、FIT認定を受けた太陽 光発電設備を用いて発電された再生エネルギーの買取りが義務付けられています。また、一部のエリアにお いて、下げ調整力不足時に出力制御が行われる場合もありますが、その際には予め定められた「優先給電 ルール」によって、再生エネルギーの出力制御を行う前に、一般送配電事業者が系統用の大容量の蓄電池の充 電や揚水運転を行うこととしております。 一般送配電事業者が、蓄電池を含む調整力を調達できる制度・市場整備等の、出力制御量の抑制に向け た取組を進めます。
1308	令和3年6月10日	令和3年7月7日	NHKのスクランブル化について	NHKの公共放送にスクランブルをか け、NHKを見ない自由、NHKと契約 しない自由を担保してほしい。	NHK徴収担当者、テレビラボ、DMなどにかかる費用の削減になります。また、視聴者が明確にわかることから、公共放 送の必要性についても、今一度再確認できます。再確認により、NHKの民営化部分と、公共放送として本当に必要な内 容だけの放送局(国営、無料)に分けて全体的な効率化によるコストダウンも可能と思います。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義 務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払うのみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国におい て受信できるように豊かな良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじま ないものと考えます。
1309	令和3年6月10日	令和3年7月20日	確定拠出年金の書面配布の廃止	私の所属する企業で確定拠出年金 に加盟しておりますが運用団体が あるJISATより、取引状況の明確が 前述で届きます。オンラインで確認 できるので、書面は受けない旨を伝 えたところ、法令上の理由から郵 送は止められないとのことでした。 オンラインで確認する旨を個人が選 択すれば、郵送は止められるように 法令を改正すべきと考えます。	オンライン化によって、JISATのような確定拠出年金の運用団体の書面作成コストや、郵送コストの削減が見込まれ ています。確定拠出年金を運用している企業は多岐にわたることから、コスト削減規模も大きなものになると 思います。	個人	厚生労働省	企業型記録関連運営管理機関(RK)等は、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等の通知について、 加入者等の承諾があれば、書面による通知に代えて、電磁的方法により提供することを法令上は可能とし ています。	確定拠出年金法第27 条、確定拠出年金法 施行規則第1条	現行制度下で 対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
1310	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ふるさと納税ワンストップ申請のデジタル化	ふるさと納税ワンストップで証明書 をデジタル化(証明書類のJPEG提 出対応、郵送の廃止)してほしい。 紙ベースで求められる際に、郵送と なっており、自治体ごとに事務手続 が煩雑。	As Ie-自治体、国民双方の手続き時間短縮ができていない、国民目線では、切手購入、証明書の印刷を各自自治体ご とに求められ、自治体や商品の数が増えるほど煩雑になる。  To Be-デジタル化、統一化を自治体ごとばらばらで廃止と手続き効率化により、国民の無駄な手続き時間と行政の 無駄の削減により、シームレスな運用が可能。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーに ついて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。	地方税法附則第7条 第1項及び第8項 地方税法附則第7条 第4項及び第11項 情報通信技術を活用 した行政の推進等に 関する法律第16条 第1項 地方自治法第101条 第1項 行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第1条 第2条 行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律施行規 則第3条	現行制度下で 対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用 した行政の推進等に関する法律」に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンライン上で行うこ とが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調 整してまいります。
1311	令和3年6月10日	令和3年7月20日	産前休暇の延長について	妊婦の産前休暇において、妊婦が わかった時点で休暇を取れるような 制度が欲しいと考えます。 その場合、現在の産前休暇まで働 くという選択をする人もいると思い ますので、給料減額や支給がなしと なってしまう方がないかと考 えています。	出産の際に仕事を退職する人もいの中で、その期間も働くという選択とその期間は早めに休みをとるという選択のど ちらも選べれば、出産で仕事を退職する人も減るのではないかと考えました。 働くという選択をする人と待遇は異なると思いますが、選択後があれば精神的に多少余裕が持てるのではないかと 考えます。	個人	厚生労働省	産前休業は、出産予定日の6週間前(双子の場合は14週間前)から、請求すれば取得できます。出産当日 は産前休業に含まれます。	労働基準法第65条	対応不可	労働基準法に基づく産前休業の期間は、医学的にみて妊娠末期には胎児の成長が確し、母体の負担が 大きいことを考慮し、母体保護上必要な期間として定めているものであり、妊婦の希望により早期に休 息を取得することが可能なよう産前休業の期間を拡大することは困難です。 なお、産前6週間(双子以上の場合14週間)より前であっても、妊娠中の女性労働者がそれぞれの症状 に応じて、医師等から休業等の指示を受けた場合には、事業主はこれらの指導事項を守るようにしな ければならないという母性保護責務の観点から、母子健康手帳(妊婦健康診断)に基づいた妊婦 の組合わせにより、妊娠中の女性労働者の母性を保護しているものです。 その他、妊娠中の女性労働者も、要件を満たしていれば法的にみれば年次有給休暇を取得することが 可能です(労働基準法第39条)。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1312	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ペーパーレス化及び電子証明書の導入(資格更新に係る証明書)	経済産業省中小企業庁における中小企業診断士資格更新時のものです。理論改定更新研修を修了した際に発行される「修了証明書」をペーパーレス化、電子証明書に移行できないでしょうか。	担当官様にご提案いたしました。本来、現地現場で実施される資格更新に係る研修を、本年度よりリモートネットワーク・オンラインで研修開催/受講が時限的に認められるようになりました。これに伴い、受講完了後に発行される修了証明書を電子化する手段で対応できないかと相談したところ、当方が証拠力を確保している電子証明書のフォーマットを用いたとしても証拠力という回答がありました。当方では専任のスタッフが年間約1,000名の受講者分の1,000枚の証書印刷、押印、発送が行われており、受講者数は年々増加の勢いです。担当官様のご意見は受講履歴のデータ改定です。また、中小企業診断士一人お一人の資格更新作業の際に、従前の修了確認方法が紙(証)を基本としているのをごくお思い切つて変更することが難しいという回答でした。今後の計画、検討の余地もないこととです。これを思い切つてデジタル化に推進できないでしょうか。上記では通常の事務的現場で取組となりませんが、実際に受講者(エンドユーザー)側からも同様の改善要求を研修実施機関である当社が受けています。彼彼らも紙だからこそ修了証書の紛失、再発行も頻出しています。再発行の際にも郵送費が発生しています。これらも改善したいと考えています。	株式会社あきない総合研究所	経済産業省	現在、中小企業診断士資格の更新手続きにつきましては、紙の申請書を提出いただき、中小企業庁にて処理を行っております。本申請の際に添付書類として理論改定更新研修修了書を添付していただいております。	中小企業診断士の登録及び加算に関する規則(平成29年通産省令第2号)	検討に着手	中小企業診断士資格に関する手続きにつきましては、2021年度から電子化の検討を開始しており、2021年度内に一定の結論を得る予定となっております。	
1313	令和3年6月10日	令和3年7月7日	森林の土地の所有者届出制度を効率的に実施するための規制緩和	森林の土地の所有者届出制度を効率的に実施するための規制緩和。また、森林法や関係法令は廃止してほし。各市町の判断で効率的に目的達成できるようにしてほしい。	3か月に一度、資産税を管轄する部署を通じ、法務局からの「登記上の所有者が変更されたという情報」を得ることができるので、わざわざ別途で申請してもらう必要を感じません。もしあるとすれば「不動産登記をしない人は届出してください」程度でよいか、登記が自動化されるので実質届出不要になるのではないかと思います。また、届出時に添付しなければならない書類(地図、登記の全部事項証明書等)を用意するためにお金がかかるケースがあります(場所がわからないため公図を取得する等)。地図については県の森林総合事務所の手数料無料で森林計画図を申請する方もありますが、建物はある程度は、発行には数日かかります。届出を1日で済ませたい。市役所に複数届出することとなる。届出者にとって負担などがあります。資料の不足については、私どもの森林計画図については、私の(市の)森林担当課が全面の写しを交付してもらっているもので、わざわざ添付してもらわなくても必要な部分のコピーで検索すれば済みます。詳細については、届出者(土地)の用紙に森林計画図の写しを添付していただくのが理想です。その写しを用意する時間やコストがとんでもない。届出者に負担を減らすようになった経緯があります。(今は届出者と関係業者がそのコストを負担している状態です。)届出に添付しなければならないと施行規則に書いてあるためやっています。我が市は森林が多く、この業務が職員2人の業務の3分の1を占めるくらいのボリュームがあります。廃止せず、効率化できれば、その時間を他の森林整備促進業務に充てられます。	個人	農林水産省	森林法第10条の7の2第1項において、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届けなければならないとされています。また、森林法施行規則第7条第1項において、届出は、地域森林計画の対象となっている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となった日から80日以内に届出書を(届出書)を市町村の長に提出しなければならないとされています。届出書には、当該土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面を添えなければならないとされています。さらに「森林の土地の所有者届出制度(市町村事務課でマニュアル)」(平成24年10月14日付24林整計第123号林野計野計課長通知3024-4)において、「土地の位置を示す地図」は、具体的には、当該森林の土地の位置が把握されるものであればよく、登記簿附地図、公図、地籍測量図や土地所有図の写し、市町村、民間企業等が作成した地図の写しのほか、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したものであればよいとされています。	森林法第10条の7の2第1項 森林法施行規則第7条第1項、第2項	届出制度下で対応可能	不動産登記は、土地や建物の権利関係などの状況が備にでもわかるようにすることで取引の安全と円滑を図る役割を果たすことを目的としています。そのような制度趣旨の下、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」による不動産登記法の改正により、相続登記が義務化され、その取得を知った日から3年以内に登記申請を行うことが義務付けられることとされたところです。一方、森林の土地の所有者届出制度については、適切に伐採後の造林が行われていない場合の造林命令など、行政が適時適切に指導を実施するために森林の土地の所有者を迅速に把握することが必要であることから、その土地の所有者となった日から80日以内に市町村の長へ届出を行うこととされています(森林法第10条の7の2第1項及び森林法施行規則第7条第1項)。このため、引き続き、森林の土地の所有者となった者に本制度に基づき届出を行っていただく必要があります。また、森林の土地の所有者届出制度では、届出に係る地図を用いて確実に当該土地を特定するため、届出書に記載する当該土地の地番等の情報のみならず、「土地の位置を示す地図」を添付することとしています(森林法施行規則第7条第2項第1号)。「地図の取扱い」(登記簿の取扱い)、「土地の位置を示す地図」は、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したものでも該当することとしており、届出者等の負担軽減のため、柔軟な対応を可能とすることをしております。	
1314	令和3年6月10日	令和4年11月11日	栄養士免許申請の統一化(様式、申請)	栄養士免許申請を統一してほしい。	私は管理栄養士養成施設で栄養士免許および管理栄養士免許の申請を担当している。まず、前段として栄養士免許は各都道府県が発行するが栄養士免許の効力に変わりはない。以上の前提を踏まえた上で下記に提案理由を述べていく。現状、栄養士免許の申請は養成施設がそれぞれ、申請者の居住地がある都道府県へ養成施設が一括申請をすることになっており、居住地が大学の所在地と異なる都道府県にあれば、たとえ一人でも養成施設が一括申請しなければならず、関東にある大学であればかなりの多くの都道府県に一括申請しなければならぬのである。これだけでも相当な負担があるに違いない。現状、栄養士免許申請書類の様式は各都道府県で異なっており、一括申請の復雑化、養成施設への負担増につながっている。また、様式が各都道府県で異なるのは不公平ではないか。二つとして、大学の所在地がある都道府県に一括で申請することを可能にしてほしい。以上のことについて急ぎ改善していただきたい。	個人	厚生労働省	栄養士免許申請を行う際、栄養士法施行に基づき、住所地の都道府県知事に申請書等を提出することとなります。管理栄養士養成施設に所属する学生の栄養士免許申請については、国家試験受験に際する学生の利便性を考慮して、養成施設にとりまとめて申請していただいております。栄養士免許の様式については、厚生労働省が所管する法令等では定めておらず、都道府県によって定められています。	栄養士法施行令第1条第1項	検討を予定	一つ目について 栄養士免許の申請については、栄養士法施行令に定める各都道府県知事のほかに、都道府県で任意に登録している事項もあることや、様式変更に伴い各自治体で使用するシステムの改修が必要となる場合もあることから、まず一律の様式を統一することは困難です。二つ目について 養成施設に所在する都道府県に対して養成施設が一括で申請することを可能とした場合、養成施設数の多い自治体において申請者数の増加による新たな負担が生じます。御提案の実現には、自治体との協議や調整が必要となるほか、自治体における予算、人員の拡充が必要となることから、直に対応することは困難です。	
1315	令和3年6月10日	令和3年4月14日	印鑑登録の廃止	印鑑登録の廃止	現在、印鑑登録を行うためには平日に休暇を取得する、或いは大変混雑する休日でも手続きを行うことが必要であり、加えて、転居の際には改めて手続きを必要とする必要がある。一般社会生活に必要とされることと比べると大きな社会的コストかつ制約要素である、廃止してほしいと考える。印鑑登録を廃止すること、取付などの場合にはマイナンバーと紐づけることで、デジタルトランスフォーメーションの観点からも、社会的コストの大幅な低減が期待される。また、マイナンバーカードによる電子署名関連のシステム導入・運用に際し、関係業界への経済効果も期待される。	個人	総務省	印鑑証明の廃止については、制度化された明後期以降、市町村間での事務として実施されており、各市町村の条例等を廃止して行われるものです。総務省は、印鑑登録及び証明に関する意思が正確かつ迅速に処理されるために印鑑登録事務推進要綱を作成し、市町村に技術的助成として通知を出しています。		対応可	現在においても、重要な契約及び審査における本人確認の手段として印鑑登録が活用されている事例も数多くあり、こうした方の確認において印鑑登録証明書を利用する方については各行の主体に委ねられていると承知しています。	
1316	令和3年6月10日	令和3年7月7日	マイナンバーによる金融機関口座情報の管理	マイナンバーによる金融機関口座情報の管理	定額給付金の給付に際して、申請給付が滞延し、マイナンバーで金融機関の貯金口座を管理する提案がされていたと聞きます。マイナンバーを利用して各個人の預貯金口座を連携させ、速やかな給付や税金の還付を行うことは、非常に有効かと思う。しかし、利用等としては預貯金口座番号を届出する機会に不足がある一方、管理する側への正確性やセキュリティ更新など幅広い新たな事務を発生することになります。金融機関も併せて支店数増加における口座番号変更の際の業務負担や一定期間の読み替えも必要となることと口座番号を管理することは非常に非効率だと思います。すでに、金融機関口座とマイナンバーを紐づける制度が導入されていることから、マイナンバーは金融機関(銀行)と紐づけることとし、取付などの場合にはマイナンバーと紐づけることで、金融機関に連携することによって、口座に入金等を可能とする。これにより、行政機関は個人の口座番号を管理することなく給付等が実現可能となる。同一金融機関に複数の口座を保有している方の場合には、金融機関に代表者を届出するなどの方法によることで、利用者が利便性を向上すると思われる。	個人	内閣府 金融庁	公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに登録し、行政機関等が当該口座情報の提供をめることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理することと可能とする「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和3年5月12日に国会で成立し、同年5月19日に公布されました。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	対応	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、今後、より多くの国民に口座情報を登録しただけのよう、制度のメリットや様々な登録方法について、分かりやすい周知・広報を実施してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1317	令和3年6月10日	令和3年7月7日	IT導入補助金申請における納税証明書添付	IT導入補助金申請において納税証明書の提出が求められていたが、紙での納税証明書の提出が求められることは、紙での納税証明書の提出が求められることと重複する。また、紙での納税証明書の提出が求められることは、紙での納税証明書の提出が求められることと重複する。また、紙での納税証明書の提出が求められることは、紙での納税証明書の提出が求められることと重複する。	IT導入補助金は、交付申請時の添付書類として、納税証明書の提出が求められる。紙での納税証明書の提出が求められることは、紙での納税証明書の提出が求められることと重複する。また、紙での納税証明書の提出が求められることは、紙での納税証明書の提出が求められることと重複する。	個人	経済産業省	なし	なし	検討(着手)	国府庁によれば、本年7月以降、紙で発行されている納税証明書と同一取扱いとなる電子納税証明書(PDFファイル)を発行が出来るようになることでの、当該証明書をIT導入補助金が規定する添付書類とする事が可能ではないかと考えております。7月以降、電子納税証明書(PDFファイル)の記載項目の確認・検証等を行いながら対応を検討しています。	
1318	令和3年6月10日	令和3年7月7日	電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則	法律ではなく、二種業協会の規則で、正会員は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけた。金融商品取引法第9条に定める行為を行ってばならないと定められている。顧客が、このような規制を設ける理由はない。また、規制制定時の金融商品の取扱いについては、二種業協会のルールが適用される。また、二種業協会の規則は、金融取引法に抵触するものではない。また、二種業協会の規則は、金融取引法に抵触するものではない。また、二種業協会の規則は、金融取引法に抵触するものではない。	金融商品取引法第9条に定める行為を行ってばならないと定められている。顧客が、このような規制を設ける理由はない。また、規制制定時の金融商品の取扱いについては、二種業協会のルールが適用される。また、二種業協会の規則は、金融取引法に抵触するものではない。また、二種業協会の規則は、金融取引法に抵触するものではない。	個人	金融庁	第二種金融商品取引業協会 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則第9条	第二種金融商品取引業協会 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則第9条	対応不可	投資型クラウドファンディングに係る制度整備については、「金融商品取引法 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成28年12月25日)において、投資型クラウドファンディングが許容的な行為に悪用され、ひいては投資型クラウドファンディング全体に対する信頼感が失墜するおそれがある。投資家保護のための必要な措置を講ずることについて提言がなされております。また、同報告書では、投資者が安心して投資できる環境を整備する上で、当局による規制・監督のみに依存するのではなく、自主規制機関による適切な機能の発揮を組み合わせることが重要であるとされております。第二種金融商品取引業協会の規則についても、投資家保護の観点から必要な措置として、検討が行われていることと承知しておりますが、今後の制度の整備については、状況の変化等を踏まえず、検討を行っていくことになると承知しております。	
1319	令和3年6月10日	令和3年7月7日	精神障害者保護福祉手帳及び自立支援医療受給者証の申請	精神障害者保護福祉手帳及び自立支援医療受給者証の申請は、本人が市町村の保健センターまで提出し、その場で審査官が記入し提出される。申請が不備な場合は、本人が再び窓口まで提出し、受取らなければならない。この現状は障害者にとって大きな負担となっている。また、主治医の診断書は本人の障害状況が詳しく記入されているにも関わらず、申請後2ヶ月程度も審査期間を要する。同じ窓口にて、また、主治医の診断書が必要な申請の精神障害者保護福祉手帳と自立支援医療受給者証を一本化し、電子申請及びマイナンバーと紐づけが可能になれば精神障害者の負担は大きく軽減される。精神障害者保護福祉手帳及び自立支援医療受給者証の一本化を希望している。また、電子申請の検討を併せてお願いしたい。受付窓口で申請者の記入申請を個別対応をしなければならない職員が負担軽減、ひいては人権ならびに人員費の削減を望んでいる。申請受付一人にかかる時間は15分から20分、当市の手帳受給者は約6,000人である。(岡山県岡山市)	精神障害者保護福祉手帳及び自立支援医療受給者証を申請もしくは更新する場合、本人が市町村の保健センターまで提出し、その場で審査官が記入し提出される。申請が不備な場合は、本人が再び窓口まで提出し、受取らなければならない。この現状は障害者にとって大きな負担となっている。また、主治医の診断書は本人の障害状況が詳しく記入されているにも関わらず、申請後2ヶ月程度も審査期間を要する。同じ窓口にて、また、主治医の診断書が必要な申請の精神障害者保護福祉手帳と自立支援医療受給者証を一本化し、電子申請及びマイナンバーと紐づけが可能になれば精神障害者の負担は大きく軽減される。精神障害者保護福祉手帳及び自立支援医療受給者証の一本化を希望している。また、電子申請の検討を併せてお願いしたい。受付窓口で申請者の記入申請を個別対応をしなければならない職員が負担軽減、ひいては人権ならびに人員費の削減を望んでいる。申請受付一人にかかる時間は15分から20分、当市の手帳受給者は約6,000人である。(岡山県岡山市)	個人	内閣府 経済産業省 厚生労働省 国土交通省	番号71, 230, 524の回答を参照ください				
1320	令和3年6月10日	令和4年11月11日	高等学校への求人票のデータ提供の要望	各企業が高等学校へ郵送、持参、fax、メールにて求人票を記入された求人票のデータ提供を、パソコンからExcelファイル(PDFファイル)一括ダウンロードできるようにしてほしい。	ほとんどの都道府県では協定により高卒求人の日程が決まっており、求人解禁日の7月1日からの数日間で数百〜数千枚の求人票が高等学校に届く。パソコンから求人票のデータ提供を、パソコンからExcelファイル(PDFファイル)一括ダウンロードできるようにしてほしい。	個人	文部科学省 厚生労働省	なし	なし	規制後(下)対応可能	「高卒就職情報WEB提供サービス」では事業主が公開を希望する求人の情報を検索し、求人票をPDF形式で閲覧することができ、就業場所の都道府県などの検索条件を指定し、該当する求人の一覧をCSVもしくはPDF形式でダウンロードすることが可能となっております。当該サービスを利用する際には、身分証明書等を行う市長計等における電子署名等の個人認証等が必要と検討する必要があります。上記を踏まえ、公認会計士の登録事務を行う日本公認会計士協会に、登録事務の効率化を検討するよう促しております。	△
1321	令和3年6月10日	令和3年7月7日	公認会計士開業登録の簡素化・システム化	現在、公認会計士開業登録には17種類の書類の提出が必要とされています(参考: https://www.hajise.or.jp/app/kaikei/o/action/intLink)。うち13種類は開業登録をするすべての人が提出を求められており、登録費(2万円)がかかる。登録費の際の書類の提出にかかる労力を削減すると、提出書類の簡素化を図るべきではないかと考え、また、紙での申請に代わって、電子申請が可能になるように、簡素化の申請を取りやめるべきかと考えます。	現在、提出が求められる書類は以下の17点です。 (1)公認会計士開業申請書 (2)登録免許税収収証書(6万円) (3)履歴書 (4)写真 (5)公認会計士試験合格証書の写し (6)業務補習修了証書の写し (7)登録補修等の報告書受審番号通知書の写し (8)身分(身元)証明書(原本) (9)住居長(原本) (10)宣誓 (11)納税証明書(原本) (12)会計士種登録のまつ消に関する届出書(1/2, 2/2) (13)開業届送金届出書 (14)入金届出書(1/2, 2/2) (15)開業登録等に係る関係連絡 (16)入金受領通知書 (17)開業届送金届出書 これらの書類を手工に記入する労力、および登録費の際の書類の提出にかかる労力は小さくないと考えます。特に、以下の点が削減に効果的かと考えます。 (A)本人・専任委員の印を電子署名で代替することにより、書類の提出は回避できる点(本人・専任委員の届出書と本会員の届出書の提出が求められる点。 (B)web上のシステムに情報を入力後、画面に出力し送付している書類がある点(直接システムに情報を連携できないのでよい) (C)内容の重複がある点(例えば、(6)の業務補習修了証書は、(5)の公認会計士試験合格証書の写しを提出可能な個人しか取得することができません。(8)において(5)の合格証書番号が記載されています。これらの書類の簡素化もしくはシステム化を実現することにより、公認会計士開業登録をより簡便とする人、および公認会計士協会の負担が軽減されると考えます。	個人	金融庁	公認会計士法第19条、公認会計士等登録規則第4条	公認会計士法第19条、公認会計士等登録規則第4条	検討を予定	(A/B)については、ご指摘を踏まえ検討します。 (C)については、公認会計士等登録規則第4条第2項第5号及び第7号で規定する業務補習修了証書及び公認会計士試験合格証書により、申請者が登録要件を満たすこと、申請者の同一性の確保等の観点から求められているので、 (8)(9)については、一般論として、公認会計士の登録事務においては、本人確認や、真正性の担保及び改ざん防止等の観点から、市長計等における電子署名等の個人認証等が必要とされます。電子申請については、身分証明書等を行う市長計等における電子署名等の個人認証等が必要と検討する必要があります。上記を踏まえ、公認会計士の登録事務を行う日本公認会計士協会に、登録事務の効率化を検討するよう促しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1322	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ふるさと納税のワンストップ納税の押印廃止	ふるさと納税のワンストップ納税の書類に押印の欄があるが、これは不要ではないか	せいかQRコードや先進的なシステムで稼働しているのに、押印だけは残っている。そもそも書類の必要性が不明だが、押印はなぜ必要なのか不明。そもそも書類で良いとするのが合理的なのではないか？	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を画面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び番号確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。また、申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書をめめた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	・地方税法附則第7条第1項及び第9項 ・地方税法附則第7条第4項及び第11項 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 ・総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第1条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条 ・地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書付した上でオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	ワーキンググループにおける取組方針
1323	令和3年6月10日	令和3年7月20日	保険医登録業の異動移動手続き	現在、保険医登録業は都道府県ごとの番号で管理されているため、県をまたいだ事業移動の際に、手続きが必要です。全県一律の番号にし、手続きを簡素化すべきと考えます。その場合、医師免許証交付時に同時に申請できると良いです。また、オンラインでの登録、税ハンコも同時に進めるべきと考えます。	問題点 1. 前勤務先転出時に、新しい赴任先への異動手続きし、手続き完了後に新赴任先へ保険医登録業が届くが、混雑時には4ヶ月程度かかることもある。 2. 新しい赴任地で勤務開始する際に、保険医登録業が無い状態で勤務することとなる。 3. 数か月ごとに異動がある場合、医師が転出後に保険医登録業が届く。その後、転出の手続きをするため、勤務実態に合わない。 4. 申請様式が古く、Excelデータを切り取りできるようにフォーマットになっておらず、手間がかかるうえ、間違いが生じやすい。 5. 保険医登録や異動手続きを行う際に、医師免許証を持っている者であれば、申請できなかったことはないため、別申請し、都道府県ごとに異動手続きをする意味がないと感じる。	個人	厚生労働省	保険医登録業及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第30号)により、都道府県をまたぐ異動等があった場合でも、保険医の従事する保険医登録業の所在地が、異動後も同一の地方厚生(支)局の管轄下である場合には、届出を不要とする改正を行いました。 また、当該届出に際し、押印は求められません。	保険医登録業及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令	その他	管轄する地方厚生(支)局をまたぐ都道府県への変更が生じた場合には、行政処分の手続局を変更する必要があります。引き続き届出が必要と考えます。 オンライン化については、政府指針に基づき、引き続き検討を進めます。	
1324	令和3年6月10日	令和3年7月7日	借書配達の民間企業参入推進について	様々な規制があり、借書の配達事業は日本郵便が独占している特殊なサービスで、一般消費者が自由にサービスを選べるように民間事業者の参入を推進してほしい。	先に述べたとおり日本郵便が独占している状態である借書の取り扱いは規制を緩和してほしい。 一般消費者への借書の取扱いが、ヤマト運輸など一般の宅配事業者で発送する際に、別にする必要がある等、利用者にも不便がある。 郵便事業は従上し続けられており、他の業者を消費者が選択できることでサービスの向上につながる。郵便局の窓口の空いている時間を限られるため利用しづらい。 特に、郵便物に荷物の記録ができるようになる場合、料金が高くなりがちで、宅配便のように荷物の追跡と一体化した借書の発送サービスがない。 一般消費者の参入でサービス向上が期待できる。 借書の定義が曖昧でどこまで発送可能なものか消費者に区別しづらい。 定義を細分化し、民間事業者でも発送可能なものを広げる等すれば、参入しやすく利便性が向上する。	個人	総務省	番号1045の回答をご参照ください。				
1325	令和3年6月10日	令和3年7月7日	宅地建物取引業の更新手続き(都知事免許)のデジタル化	現在、宅地建物取引業者の免許更新手続き(5年に1度)は、申請書類を2部作成の上、都庁内の窓口で行うことになっています。申請は全て紙を使います。今回申請に要した紙はA4で30枚×2部です。申請書類があれば指摘を受け、一旦持ち帰り、再度申請に行きます。混雑していれば1時間以上待たされることもあります。また、申請書類の中心に、会社印本、納税証明書、登記簿、住民票、実印、実印の写し、写真等があり、これらを取得するために地方自治体、東京法務局、税務署等へ行く。書類申請・押印・捺印はすべて手作業で、書類作成に2日、申請に2日要しました。これらの移動、待た時間も加えると数十時間をゆうに超えます。無駄ではないですか？	上記で概要は述べましたが、今回特に問題を感じたのが事務所の写真撮影です。宅建免許の新規申請時と変更時(事務所移転等)、更新時に都庁上記申請を行わなければなりません。しかも新規申請と更新も全く書類の再提出を求められます。私の場合、昨年事務所移転をしたので、移転先事務所の写真撮影して、変更手続きを行いました。(ビル外観、入り口、郵便ポスト、ビル入り口から事務所までの経路エレベーターや廊下など、事務所内の写真4方向、免許証の拡大写真、入り口事務所名の拡大写真、郵便ポストの拡大写真、接客スペースの写真)昨年と変更がないため、前回の写真撮影をそのまま提出したところ、そこを指摘され、撮影をおこなうように指示されました。再度撮影を行い、パソコンにダウンロードし、ソフトアプリに貼りつけた後、Excelに各写真名を並べ、印刷をする。このような作業が必要となります。極めて無駄な作業です。また、各機関で取得する書類をオンラインで各行政が統合されていれば、わざわざ出かける必要はオンラインで申請していただくだけで、事務室をつながり提出の必要はありません。昨年私が申請に行ったとき10数人の待ち人数がありました。これらの人が作業、申請に要した時間を企業活動にかけられたら、生産性が向上するのは疑い余地がありません。各行政もそうです。都庁(住宅局)の申請室には、案内の女性が2人いて、申請書に対するインク(顔章)を付けています。電子申請すれば、窓口待ちも、もっと生産的なことを行えます。都庁職員もそうです。昨日は窓口で7名が対応業務を行っていました。無駄の極みです。	個人	国土交通省	宅地建物取引業免許等に係る申請手続書類に関して、法令上、電子的な申請の規制はありませんが、現状で書面提出による申請を求められています。	宅地建物取引業法第48条	その他	東京都知事免許の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業免許申請の更新手続きのデジタル化については、東京都で判断するものです。	
1326	令和3年6月10日	令和4年11月1日	確定拠出型年金の申し込み書類のオンライン化の提案	確定拠出型年金の申し込みを金融機関のWebサイトで行くと、書類の申し込みが本人・押印・捺印を求められます。これを完全にオンライン化するべきだと思います。	確定拠出型年金の申し込みを完全にオンライン化することで、利便性向上による加入者増が期待できます。一方でやっつけられている書類も削減でき、資力の圧縮も可能だと思います。	個人	厚生労働省	2021年1月より、個人型確定拠出年金(DeCo)の加入申込み等について、これまでは紙による手続のみとなっていたが、オンラインで行うことが可能となりました。運営管理機関とともに、従来の紙による手続に加えてオンライン手続に対応するか等を選択しました。紙による手続きについては原則押印不要となっております。	確定拠出年金法第62条、確定拠出年金法施行規則第39条	現行制度下で対応可能	制度の現状確認に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1327	令和3年6月10日	令和3年7月7日	子供の転園手続き書類・手順の簡略化と明確なルール設定	別の県や区への転園の際、色々な手続きが一つの窓口で済むようなアプリやサイトの設立や、マイナンバーで管理できる個人アカウント等、様々な手続きの状況や区担当と本人が共有できるものがあればいいと思います。あらかじめ本人確認のできる転園区役所で行わなければならない手続きが多すぎると思います。	東京都豊島区から横浜市都筑区への転園を予定しており、子供の転園手続きを行いました。引越す前に保育園に入れることを確認したかったのですが、豊島区経由で色々な書類を郵送しなければいけませんでした。1)そもそもどんな書類が必要なのか特にどっちの区様式というのが、どちらの区の保育園に問い合わせても「豊島区に確認してください」「都筑区に確認してください」といわれてしまったので、なかなか前に進みませんでした。区によってルールが違ふため、区担当との連絡が取れていないのか、利用する側として理解が難しくなりました。2)様式は違ふと、記載する内容がどの書類にもほぼ同じでした。区内・区外への引越しというだけで色々な書類の用紙が変わってくるのはとても不便でした。3)自己都合で、引越しのタイミングが9月先延ばしとなってしまったので、一度転園の申請を取り下げ、改めて申請する必要がありました。自己都合とはいえ、転園することには変更はないので、一旦子供をウェーティングリストに載せるなどの対応があってもいいのではないかと思います。2ヶ月後にまた就労証明書を夫婦揃って職場に準備してもらい、同じ書類を提出したら今度は何もない作業をするようになったこととても不便でした。家族での引越しはいろいろな手続きが必要となります。区内・区外への転園など、大きな手続きが終わっているのに、同じ書類や様式を統一簡略化できないものでしょうか。仕事もしているため、頻繁なお休みをとって諸々の手続きを行うというのも難しいです。	個人	内閣官房 内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める期間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。また、就労を理由に認定を受ける場合には、証明する書類として「就労証明書を求める市区町村が異なることから、就労証明書の様式については、平成28年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市町村の過半数、大都市の約6割が標準的様式を活用しています。なお、保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「びったりサービス」において行うことが可能です。	子ども子育て支援法 施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	保育所等入所に係る手続きについては、オンライン申請のできる環境の整備を市町村に促すとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。また、マイナンバーを活用した情報連携により、申請時に必要な情報を市町村が取得できる場合は、提出書類等を省略できるため、そうした情報連携の活用についても引き続き市町村に促してまいります。	
1328	令和3年6月10日	令和3年7月20日	遺族年金の女性差別について	遺族年金は妻が主たる生計者でも夫が55歳未満の場合は遺族年金を受けられません。明らかな性別差別があります。夫が亡くなった妻は何れも残さないこととなります。家内がドラマになる時代です。時代は変わりました。是非に是正してください。	女性活躍を掲げるならば早急に是正してください	個人	厚生労働省	遺族厚生年金については、養育する子がいる場合は母子家庭では母(妻)に、父子家庭では子に遺族厚生年金が支給されるため事案上、男女差はありませんが、養育する子がない場合には男女差があります。具体的には、妻が支給される場合には年齢要件はありませんが、夫が支給される場合には、妻の死亡時に本人が55歳以上であることが支給要件となっています。また、夫の死亡時に40歳から65歳までの子のない妻に対しては、遺族厚生年金に加えて中高齢寡婦加算(遺族基礎年金の3/4)が加算されます。	厚生年金保険法第五十九、六十二条	検討を予定	男女が共に就労することが一般化する中、遺族厚生年金制度についても社会の変化にあわせて見直すことが必要であると社会保障審議会年金部会でも指摘されており、検討を進めてまいります。	
1329	令和3年6月10日	令和3年7月7日	国家資格免許状(仮)の身分証明書としての活用について	現在発行されている写真付き国家資格免許状(仮)の身分証明書としての活用について	私自身、無職従事者免許証を持っているのですが住所の記載がなく、国が発行している証明書であるのに身分の証明に単体で用いることが出来ません。写真付きであるにもかかわらず、例えば行政機関(市庁等)においても一点確認は不可と言われました。万が一必ずいつかは必要になるこの免許状が不要となることはあまり無いと予想されるよう改善をお願いします。現在ではあまり活用用途がなく、ただのカードでしかありません。是非とも検討、よろしくお願いします。	個人	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	現状において、全ての国家資格証が全て行政機関等において身分証明書として必ずしも認められている訳ではない状況です。	検討を予定	令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の別添マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の基本的な改訂に向けて(国・地方デジタル化計画)では、(3.3 各種免許・国家資格等・運転免許持証等の他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の構築)を行うことにより国家資格のデジタル化を推進することとされています。当該プロジェクトの検討等を通して、提案事項への対応等について検討してまいります。		
1330	令和3年6月10日	令和3年4月14日	住民基本台帳事務における支援措置の延長手続簡素化	住民基本台帳事務における支援措置は、1年ごとに延長の手続きが必要になります。延長の手続きは不要の自動更新にするか、電話で状況の変化が無いことを確認するだけでも延長の継続にする等、毎年0からの申請手続きなどの負担がかかる現状を簡素化して欲しい。	1.毎年加害者の住所・氏名・生年月日を書類に記載するのが精神的に負担(ワラッシュ/シックス)する 2.毎年加害状況を情報更新するのが精神的に負担 3.加害者もしくは本人が死すまで、支援措置が必要となることはあまり無いと予想される 4.行政の負担が減る(延長手続書類の郵送の手間とコスト・延長手続対応) 5.警察の負担が減る(延長手続対応) 6.被害の申・出事項に変化がある場合にのみ、手続きが必要と定めれば、支援措置を受けたい人間であれば積極的に手続きを行うと予想される 7.延長手続書類を郵送する代わりに、情報に更新があった際に提出する書類や、加害があった場合どうしたら良いか相談窓口の連絡先電話番号等が記載されたパンフレットが1年1回送られてくる方が良いと思う	個人	総務省	DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとさまざまに異なり得ることから、期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしています。	対応不可	支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、一定の期間を区切つて、状況等を確認し、適切に対応していくことが必要と考えられています。		
1331	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電子カルテとマイナンバーカード	マイナンバーカードの健康保険証のデータの読み取りも良い事です。私がかかっている診療所の医師は72歳で、私は「私より先に死なないで」と冗談で言っています。この診療所もカルテが電子化されました。この際、マイナンバーカードに保険証機能が付く事であり、前回の医師にかかっても「カルテが見られるように出来ませんか?」そんな難しい話でもないと思います。政府や後序も自治体もデジタル化するのですから、それも考えて欲しいです。当然「医療情報」もです。早くお願い致します。遠隔診療・遠隔検診が無くなら社会保障費の削減につながると思います。	マイナンバーカードの健康保険証のデータの読み取りも良い事です。私がかかっている診療所の医師は72歳で、私は「私より先に死なないで」と冗談で言っています。この診療所もカルテが電子化されました。この際、マイナンバーカードに保険証機能が付く事であり、前回の医師にかかっても「カルテが見られるように出来ませんか?」そんな難しい話でもないと思います。政府や後序も自治体もデジタル化するのですから、それも考えて欲しいです。当然「医療情報」もです。早くお願い致します。遠隔診療・遠隔検診が無くなら社会保障費の削減につながると思います。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン・資格確認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。	対応	特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年度を自主に稼働させることとしています。		
1332	令和3年6月28日	令和3年7月20日	交通違反の反則金支払いをキャッシュレスで	交通違反の反則金支払いについて、現状平日昼間に金融機関窓口にて支払う必要があるが、これをその場でキャッシュレス支払い、あるいはスマホ等での支払いにしてほしい。	平日昼間に在宅している家族がおらず、支払いのためにだけに有給休暇を取得する必要があり負担が大い。窓口としても受け取る手間がかかり、また自腹での食糧確保となるためエー・マンエーが発生しやすい。時間制限のない支払い手法、人手をかけたない支払い手法の実現を望みます。	個人	警察庁	番号1131の回答をご参照ください。				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1337	令和3年6月28日	令和3年7月20日	地方自治体における証明書発行手数料及び戸籍取得に関する取組	住民票、固定資産に関する証明書等の交付手数料の全面統一、及び戸籍所在地外における戸籍簿本籍の取得可能を提案した。	<p>&lt;理由&gt; 超高齢社会の現状下、死後の各種手続きが非常に負担なものとなっている。実質的に手続きを理解し、通行させるのは生産年齢の者となることが多いが、仕事や家事等でゆとりをもちないのが現状である。一名が数名分の死後手続きを行うケースが増加しており、遺族の死後の精神的苦痛の軽減、手続きに必要な戸籍簿の取り寄せなどで負担を負担する。遠方者等は各市町村の中等で申請書、手数料等を揃へ、申請書作成、小為替・返信用封筒を整えて郵送請求を行うことになり、さらに連絡が強い。若者介護も増加し、高齢者が高齢者の手続きを行うケースも多く、負担はさらに大きい。情報機器、経済的格差によりもともと電子申請に困難、後援でも余地があるわけではない。将来的にはマイナンバーカードによりオンライン化が行われることが望ましいが、デジタルデバイドが生じる懸念を危惧する。</p> <p>&lt;効果&gt; 相続登記等の先延ばしの解消が期待できる。 死後手続きが簡便化し、簡素化することで多くの人が抱える不安感の緩和及び負担の軽減に繋がる。 少子高齢化、コミュニティ希薄化等による預られた者への負担が多少でも軽減する。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 地方公共団体における手数料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第228条に基づき、条例で定めることとされています。一方で、手数料については全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成十二年政令第十六号）に定められています。</p> <p>【法務省】 戸籍簿抄本等の交付請求は本籍地の市区町村に行う必要があります。</p>	<p>【総務省】 住民票の写し及び固定資産税に係る証明書の交付については、普通地方公共団体が特定の者のためにする事務であることから、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第227条に基づき、各地方公共団体が手数料を徴収することができます。また、手数料については第228条に基づき、各地方公共団体の条例で定めることが基本とされているため、各地方公共団体によって発行手数料が異なっています。ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>【法務省】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄本を取得することができるようになります。</p>		
1338	令和3年6月28日	令和3年7月20日	海上保安庁車両の緊急自動車化	特殊救護隊等、一部の乗務も持たない任務に使用される海上保安庁の車両を緊急自動車として登録	<p>消防、警察用車両については任務の性質上、使用される車両については緊急自動車として登録され、緊急走行での臨場が可能です。 しかし、海上保安庁特殊救護隊においては陸上から出動する際には、緊急自動車として登録されていないため、緊急走行が必須とする理由もありません。また、特殊救護隊は感測システムが備わっており、多数の救護隊員にまたがって感測が拡大した場合の社会的影響を考慮すると、乗務上の必要性が乏しいに直接対面や感測対面の乗務をわざわざ行うことは感測システムをある程度あるべきであり、それを行ってオンライン会議を行えば感測隊員に直接対面する必要性が乏しいと考えられます。 緊急性の高い任務に取組む車両については「緊急自動車」として登録されることを提案します。 人命を守るための活動は組織の連携を超え、協力して実施するべきことと考えています。 国民の生命の保護に寄与するものとしてご提案いたします。</p>	個人	警察庁 国土交通省	<p>緊急自動車については、一定の場合に車両の通行区分及び通行方法の原則の例外が認められており、緊急走行が及ぼす一般交通への危険性との均衡を考慮した上で、緊急自動車の指定等がされることとなっております。</p> <p>具体的な要件については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に規定されておりますが、現状、海上保安庁が使用する車両については対象とされておりません。</p>	<p>道路交通法施行令第13条第1項各号</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>海上保安庁における救助活動の場は主として海上であり、海難発生時には巡視船艇や航空機を活用するほか、特に特殊救護隊（羽田空港に配置）や機動救護士（全国9カ所の空港に配置）については、主に航空機機内での救助活動を展開していることから、海上保安庁が使用する車両については、緊急車両の指定は受けておりません。 なお、車両による出動を要する場合、必要に応じて、道路交通法施行令第13条第2項に基づき、緊急自動車である警察用自動車に誘導を依頼し対応しておりますので、現行の制度により対応が可能と考えております。</p>	
1339	令和3年6月28日	令和3年7月20日	感染防止対策加算の廃止	感染防止対策加算の廃止	<p>現在の新型コロナウイルス流行下においてオンライン会議の位置づけや必要性は大きく変化している。学会の単位認定など個人の出席記録を必要とする分野であってもオンライン会議を通して確認できる現在の状況下において、直接対面を必須とする理由は乏しい。また、直接対面による感染リスクが低く、直接対面の際により複数の救護隊員にまたがって感測が拡大した場合の社会的影響を考慮すると、乗務上の必要性が乏しいに直接対面や感測対面の乗務をわざわざ行うことは感測システムをある程度あるべきであり、それを行ってオンライン会議を行えば感測隊員に直接対面する必要性が乏しいと考えられます。 令和2年10月の段階では、問い合わせに対しては「厚生労働省からすべてオンライン会議で考えられる」という明確な回答はなく、「新型コロナウイルスで開催が困難な場合は算定される可能性もある」という説もあるが、詳細な判断基準が不明であり、組織直接対面で開催できるべき状況となっている。 医療におけるICT活用の推進と云う点からも、多施設での会議における直接対面業務は遅やかに廃止することを提案する。</p>	個人	厚生労働省	<p>感染防止対策加算について、施設基準上定期的に院内感染防止対策に関するカンファレンスを行うこととされています。 当該カンファレンスにおいて、要件を満たした場合、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能機器を用いて実施することが出来ることとされています。 ただし、4箇中1箇以上直接対面するカンファレンスを行っていることとされています。</p>	<p>基本診療費の施設基準算定にその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日厚労省第003号の通知）</p>	<p>検討を予定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、対応を検討します。</p>	△
1340	令和3年6月28日	令和4年5月19日	「難病法」による医療費助成の手続き	特定医療費（指定難病）受給者の有効期間を複数年（例えば5年）としてほしい。	<p>現在、「難病法」により、受給者証の有効期間は、1年以内とすることとなっています。 このため、毎年、更新手続きがあり、その際に医師の記載する臨床検査個人票（意見書）が必要となります。 難病のため、病状が寛治する可能性が低い、もしくは薬等の効果によって症状を抑えているので、医療費助成は継続し必要と思慮されますが、毎年、医師が意見書を作成するに、多大な労力がかかっています。 長期間労働が困難となっている医師や病棟の事務員の働き方改革（業務削減）のため、受給者証の有効期間は複数年とし、更新時期には多数の患者さんが病院窓口に来られて、3箇になりやすい状況です。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証をお持ちの場合は、医療費助成の有効期間は自動で1年間延長されております。このことから、複数年とすることも実現可能と思慮されます。 ご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>	個人	厚生労働省	<p>難病の医療費助成認定については、法律上、1年ごとに医療費受給者証の更新が必要であり、難病指定医（協働指定医）のいずれかに診断書を作成していただく必要があります。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律</p>	<p>対応不可</p>	<p>指定難病に係る医療費助成は、難病患者の経済的負担を軽減するという福祉的な目的に加え、患者数の少ない疾病について症例を収集し、難病に関する調査研究を推進するという目的を併せ持つものです。 また、医療費助成の認定に当たっては、診断にむけて自己負担限度額を設定する際に、毎年の所得水準を把握する必要があるほか、収集した症例を調査研究に活用して、病状に変化がないことをもめた毎年の患者データを継続的に収集することが必要であるため、毎年の申請をいただいている、制度の趣旨を踏襲したときも考えております。 一方で、医療関係者の事務については、関係審議会（※）において、臨床調査個人票の項目の簡素化等により負担軽減を図ることが適当であると指摘がなされており、引き続き、できる限り手続きが簡素化・効率的な取扱いとすることは困難です。 ※ 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患部会 の支援の在り方に関する専門委員会（合同開催）</p>	
1341	令和3年6月28日	令和3年7月20日	救急車の往復高速料金を無料化の件について（追加案）	自衛隊車両の通行も無料の対象に追加してください	<p>自衛隊車両は、高速道路を突発で通行している。やむを得ず通行している。と昔から聞いており、10月30日に提案された「救急車の往復高速料金を無料化」を聞いて、自衛隊車両にも対象の幅を広げていただきたいと思っています。 有事・緊急・災害派遣等の場合へは早く移動するためお願いいたします。</p>	個人	国土交通省 防衛省	<p>【国土交通省】 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。</p> <p>同政令に基づいて、「料金を徴収しない車両を定める告示」において、災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のもの等が指定されているところです。災害派遣等に従事する自衛隊車両については、料金を徴収していません。</p> <p>【防衛省】 災害派遣等に従事する自衛隊車両は上記告示の「災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両に該当し、防衛活動等に従事する自衛隊車両については同告示の「緊急」の取扱いを有する公費を行ったが使用する車両」に該当するため、高速道路等の有料道路通行時には利用料金を徴収しないこととされています。</p>	<p>道路整備特別措置法</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1347	令和3年6月28日	令和3年7月20日	医療費控除について	確定申告における医療費控除については、国政庁から既に示されている通り、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で所定要件を満たしているものを使用することが可能であるとされています。しかしながら厚労省から同じ旨の通知がなされなかったため、医療保険者はその使用が可能であると大々的に公表できない状況が散見しております。むしろ使用可能な旨と書かんばつが対応がなされている状況です。取組書によっては所定要件を満たしている医療費通知であっても受付不可との対応がなされる事例も散見されます。同じものを指して方や対応可能という、方や対応不可というのの理に合いません。つまりましては、厚労省から各医療保険者へ所定要件を満たしている医療費通知は確定申告における医療費控除に使用可能である旨をご通知いただきたくご検討を伏してお願い申し上げます。併せて、所定要件を満たしている医療費通知を確実に受け付けていただけるよう各税務署へ再度ご通知いただきたくお願いいたします。	個人	財務省 厚生労働省	平成29年以後の確定申告から、医療費控除の適用を受ける場合は、医療費領収書の提出に代えて、医療費控除の明細書を作成し、当該明細書を確定申告書に添付して提出いただくこととなっています。その上で、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合には、当該医療費通知を確定申告書に添付すること、医療費控除の明細書の記載を簡略化することができることになっております。 こうした取扱いについて、厚生労働省では、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(平成29年5月31日付保発033(第1)号)及び「医療費通知を活用した医療費控除の簡便化(Q&A)の送付について」(平成29年7月3日付厚生労働省保険局保険課事務連絡)等を発出し、医療保険者が交付する医療費通知のうち、一定の要件を満たすもの(※)については、医療費控除の申告に活用できることを医療保険者等関係団体へ周知しているところです。 (※)「被保険者又はその被扶養者の氏名」等の6項目の標準項目について、記載があるもの。	所法70、所法120、所令262、所規47の2	現行制度下で対応可能	制度の現状にも記載のとおり、医療費通知を確定申告書に添付することで医療費控除の明細書の記載を簡略化できることについては、従来から確定申告の手引きや各種リーフレット等により周知徹底を図っているところである。		
1348	令和3年6月28日	令和3年7月20日	各市区町村から企業に届く住民税特別徴収通知書について	各市区町村から企業に届く住民税特別徴収通知書は、市区町村ごとに様式も表記も、送付方法もばらばらで、各企業の労働担当は非常に煩わしいです。 例えば庄重シールが張っている市区町村、貼っていない、縦長、横長などバラバラです。 また、市区町村ごとにばらばらの様式を合わせて、税務署などがある場合は各市区町村の発送代行会社に依頼すれば、紙や印刷、発送コストなどがかなり節約できるような取組をしますので行政改革をお願いします。	1各企業の住民税納付に関する手続きの効率化 2行政コストの削減→より少ない税金での国の運営づくりのため	個人	総務省	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、地方税法施行規則において統一の様式が定められており、基本的にはこのフォーマットによる通知がなされていますが、各市区町村において行っているシール貼付や圧着等の取組方式の違い等により、結果として、御指摘のようにより納税の大きさ等に差異が生じている場合があるところです。	地方税法、地方税法施行規則	対応	特別徴収税額通知(納税義務者用通知)については、eTAXを用いた電子化に向けて地方税法を改正し、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(社員)に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者(企業)が求めた場合、市区町村に電子的送付への対応を義務づけたところである。 電子化が実現することで、同一の様式で通知を受け取ることが可能となり、各企業の事務効率化や行政コストの削減につながることを期待されます。	
1349	令和3年6月28日	令和3年8月18日	交通事故証明書の電子化	紙を受け取って記入して郵便用で申し込みをする Web上で完成出来るようにする	紙を配る場所、郵便局で手続きを調べる手間、行く手間が多いに接触が要する 利用者のコストもかかると、印刷や手続きの案内も減らさずのことであれば検討して欲しい	個人	警察庁	自動車安全運転センターでは、交通事故証明書の電子交付を行っていません	自動車安全運転センター 法(昭和60年法律第57号)第29条第1項第5号	検討を予定	自動車安全運転センターでは、交通事故証明書の電子交付について、令和4年度分から、交付件数の多い損害保険会社に対し、電子交付を可能とするシステムの運用開始を予定しています。 個人申請者への電子交付については、利用者のニーズや利便性、本人確認の方法や証明書の真正性の確保方法等の検討を行ってまいります。	
1350	令和3年6月28日	令和3年8月18日	運転免許証の写真を安全協会と警察署の写真店に限られていると	警察署に行つて、運転免許証の更新手続きをする際、警察署は印にある簡易証明写真館で写真は受け付けず、必ず安全協会かもう一つ警察署横に構える写真店で撮った写真しか受け付けません。以前は交通安全協会が撮った写真しか受け付けていませんでしたが、民間写真店を警察署横に設けるように10年前位からなっています。 最近、unionが撮った写真も綺麗に撮れるようになり、背景が青緑であれば、全く問題ないと思えます。これを町の写真店で印刷紙に焼き付けてもらえば交通安全協会が撮った写真(2千円以上)と遜色ないと思われず。	交通安全協会は、警察署OBが殆どトップで以前から各種印刷の販売や運転免許書の写真、交通安全規制の本を販売しています OBの勧誘も分らないわけではありませんが、各種料金が高く、原価が犠牲になっています。 ぜひ、運転免許書の写真を規定の大きさ、背景色であれば受け付けてもらえるようにしてほしい。	個人	警察庁	運転免許証における申請用写真については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)で大きさ等が定められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第17条第5号第9号及び第29条第3項	現行制度下で対応可能	運転免許証における申請用写真については、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本としており、都道府県警察において、個人識別に支障が生じないと判断された場合には、御持参いただいた写真を受け付けているものと承知しています。	
1351	令和3年6月28日	令和3年7月12日	行政のクレジット支払いについて	地方公共団体のクレジットカード決済についての取組は進捗しているが、地方公共団体(自治体)では導入できていません。 業務の効率化、スピード化のために法人カードなどの導入を分かりやすく整理していただきたい。	行政がIoTやネット活用を推奨していますが、財務処理の非柔軟性より行政自身がネット活用が進んでいないと感じます。クレジット決済などは大事な税金を取り扱うため慎重に対応する必要がありますが、IoT・ネット活用で新しい生活環境・働き方を行政自身が率先して取組むためにも、クレジットについて分かり易い整理が必要であると考えます。 特に中小企業が新しい仕事の仕方に対応するためにも、また自治体が中小企業向け各種補助金制度を作つてゆく為にも、自治体が率先して先端技術の導入が必要であると思います。 現状、ネット金振り・ネット口座を導入する場合クレジットカード決済ができない(導入していない)、市中業者に手数料料上乗せして代金がアカウントを取引してもつたり、任意団体(任意組合など)を設立してそこでアカウント取得し行政で運用していることがあり、大変手間と時間がかかってしまつたり、また、前入金相談など基本窓口不足を運ばなければならず、テレビ電話などで申請書類を見ながらの対応なども出でておられます。 業務の効率化、スピード化、サービス向上のためにも、クレジット決済導入を分かり易く整理していただければと思います。	魚津市議会議員	総務省	行政改革の番号690の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける実現方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1352	令和3年6月28日	令和3年7月20日	障害者手帳	障害者手帳も、マイナンバーカードに登録すべきだと思う。	マイナンバーカードは、国民の税金なども管理していると思いますが、障害者手帳を持っても、マイナンバーカードと紐づけされていないのはなぜでしょうか？ 運転免許証も、マイナンバーカードに紐付けるとききました。 行政で発行して障害者手帳は放置でしょうか？	個人	内閣府 厚生労働省 総務省	番号112の回答をご参照ください。				
1353	令和3年6月28日	令和4年7月15日	麻薬処方箋・処方箋・死亡診断書への押印中止	医師が麻薬を処方する際、また麻薬でなくても処方する際、死亡診断書を発行する際、押印が必須となっている。これらを廃止して頂きたい。	処方箋、麻薬処方箋、死亡診断書を押印する際はいわゆるシチヤハタが多用され、現場では医師以外のスタッフがスタッフして印鑑を用いて押印することも多い。押印の必要性が乏しく、またこれを廃止することで、現場の事務作業が軽減され、さらには、遠隔医療や医療連携など電子媒体での医療運用への障壁が一つ減るものと思われる。	個人	厚生労働省	処方箋の記載事項については、医師法施行規則第21条に「医師は、患者に交付する処方せんには、(中略)記名押印又は署名しなければならない。」と定められており、交付の際に必ずしも押印が必要なものではなく、署名した上で交付することも可能である。 麻薬処方せんについては、麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項に「麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、(中略)記名押印又は署名しなければならない。」と定められており、交付の際に必ずしも押印が必要なものではなく、署名した上で交付することも可能である。 死亡診断書については、「死因を定める手続の意思決定等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」により、医師法施行規則第22条及び第4号書式(死亡診断書)には当該書類を交付する医師の署名をすることになったところである。	医師法施行規則第21条 麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項 医師法施行規則第22条	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載した通りです。	
1354	令和3年6月28日	令和3年7月20日	営業自動車(タクシー等)保険料をネット保険で可能にしてコスト削減につなげたい	現在営業用自動車10台以上の保険料はフリー契約でネット保険では保てません。コロナ禍で体力の弱った会社にとって保険料負担は厳しいものがあります。現在の規定を改め、フリー契約をネット保険でも可能にすれば、ペーパーレスとなり、保険料約1割もなり、その溜った原資を従業員の福利厚生に回すこともできます。	フリー契約をネットで保てれば、保険料は補償内容が同一であれば、保険料は個別契約(ノンフリー)よりも前安くなります。法人タクシー会社が毎年負担する保険料は先払込するほど安くしかかかっていません。補償内容を揃えれば、保険料は安くもなりますが等級時の補償に支障をきたす恐れがあります。等級の危険に法人を何となく巻き延びる所は、コスト削減しかありません。早急に改革していただきたいと思います。	個人	金融庁	フリー契約をインターネットで取り扱うことは、保険業法において禁止されておられません。	保険業法	現行制度下で対応可能	フリー契約をインターネットで取り扱うことは、保険業法において禁止されておられません。	
1355	令和3年6月28日	令和3年7月20日	育児休暇給付金の条件変更希望	休暇開始前の2年間に12ヶ月以上働いていないと給付が受けられないようになってしまっていますが、それを考え直して欲しいです。年子を出産した場合は、年子を出産した場合、給付を受けられない可能性が高いと思います。	私は第1子の産休を機に7年間働いた職場を退職しました。その後、育児が落ち着いた頃に転職活動を行い、無事採用されました。しかし採用された先先に第2子の妊娠が発覚しました。新しい職場では働き続け無事に産休まで働きました。第1子の産休開始が2018年10月で、転職し働きはじめたのは2019年9月、約11ヶ月は実質働いていません。第2子の産休は2020年3月開始、育児休暇は8月からです。今の育児休暇の制度ですと、休暇前2年間のうち実働12ヶ月以上ないと給付を受けられません。私の場合は、その期間に前職を含めて約10ヶ月働いたところです。しかし、前職では7年間雇用保険料は払い、現職でも払っています。なのに期間の縛りによって給付を受けられないのが家計にとってかなりの痛手です。またまだ出産を機に通職する女性も多いと思います。年子を出産した方の中には私と同じように給付を受けられない方も多いのではないかと思います。制度なので何らかの縛りがなくてはならないし、どのようにもギリギリ受け取れないものもあるとは思いますが、育児休暇給付金を受け取ったのに結果的に貰えなかった人も私の周りには多いです。もともとにはお返しを返さなくていいのに、働かざるを得ない期間によって給付が変わらず、育児休暇を十分に使わずに履修を考えた方がいい人もいると思うので、意見を提出させていただきます。具体的にはどのようにするかという点では自分では考えられないのですが、休暇前2年間とするのではなくて「雇用保険料を遡算何年納めた」として欲しいなと思います。	個人	厚生労働省	雇用保険の受給資格については、当該保険事由が発生した時点における収入の状況や保険料の納付状況に基づき給付の可否等を判断することから、育児休業給付を交付するためには、原則として、育児休業開始日から遡って過去2年間に被保険者期間が12ヶ月以上あることが必要です。ただし、長期にわたり被保険者であったにもかかわらず、たまたま前年度受給対象期間にやむを得ない事情により賃金の支払いを受け取っていない場合に、育児休業給付の支給を受けられないことを避けるために、当該2年間の間に、疾病又は負傷、出産等やむを得ない事情により引き続き3日以上賃金の支払いを受け取らなかった期間があるときは、その期間を2年間に加算した期間(最長4年間)に被保険者期間が12ヶ月以上あれば、育児休業給付を受け取ることがあります。	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の29	対応不可	雇用保険制度では、被保険者である期間に一定の事情により賃金を受けられない状況に対して、制度の現行に配慮のとおり、受給要件の緩和の措置を設けており、今般の事例では、第2子の産休期間はその対象となり得るものと考えられます。一方で、退職した場合には、雇用保険の後被保険者ではなくなるので、前述の制度の対象とはなりません。	
1356	令和3年6月28日	令和3年7月20日	自衛隊車両の高速道路利用について	救急車の高速道路を無料化するべきとの意見が有りますが、 <a href="https://www.nhk.or.jp/news/html/2020/03/04/10012688171000.html">https://www.nhk.or.jp/news/html/2020/03/04/10012688171000.html</a> (NHK報道) 自衛隊車両も無料化するべきかと考えております。	私はネクスコ西日本の従業員です。高速道路で無料化する(緊急車両)は赤色灯やサイレンを鳴らしている車両であります。現実の問題「緊急車両」が料金所に来たら本当に緊急かどうかを調べません。(停車させられない)勝手に自衛隊の車両は赤色灯やサイレンが付けられませんが、緊急車両とする事が出来ません。高速道路を無料にするための方法として「公務証明」する方法がありますが、突如に災害が発生した時に、その書類を急いで用意するのは無理です。経済的社会的効果について、地震を筆頭とする大規模災害で、いち早く自衛隊車両が到着する事のメリットは説明の必要がないと思われそうですので前案として頂きます。	個人	国土交通省 防衛省	【国土交通省】 (1)自衛隊車両の高速道路料金無料化について 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他の指定する車両とされており、道路整備特別措置法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 同令に基づいて、「料金を徴収しない車両を定める告示」において、災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のもの等が指定されているところ等。災害派遣等に従事する自衛隊車両については、料金を徴収していません。 (2)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 現在、道路交通法に規定する緊急自動車として通行する自衛隊車両については、料金所での証明書提出は不要で、そのまま通行いただいております。ただし、緊急自動車以外の自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を確認するため、行動従事者証明書をご提出いただいておりますが、防衛省と高速道路株式会社では、緊急やむを得ない証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を郵送いただく、後日証明書を郵送いただく取扱いを定めております。なお、防衛省と高速道路株式会社の間では、緊急やむを得ず証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を提出いただく、後日証明書を郵送いただく取扱いを定めております。 【防衛省】 (1)自衛隊車両の高速道路料金無料化について 道路交通法施行令に規定する緊急自動車に指定されている自衛隊車両を緊急の業務のために運転するときは、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつければならないため、当該車両はこれらの機材を装備しております。また、緊急自動車に指定されていない車両であっても、災害派遣等に従事する自衛隊車両は上掲告示の「災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両」に該当し、防衛省が従事する自衛隊車両については同告示の「緊急を要する公務を行つたが従事する車両」に該当するため、高速道路等の料率適用通行時には利用料金を徴収しないこととされています。 (2)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 国土交通省の記載のとおりです。	(1)現行制度下で対応可能 (2)検討を予定	(1)制度の現状欄に記載のとおりです。 (2)緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1357	令和3年6月28日	令和3年7月20日	療育手帳について	各自治体(各市町村)によって判定基準がバラバラです。又、検査方法もバラバラです。未就学児でも10での判断も必要だと思えます。住んでいる場所によって同じような判定を待たなくても判定が異なるのはおかしいと思えます。福祉国家として国で統一するべきだと思います。	夫を自殺で失いました。娘が自死の疑い。対人関係にストレスを抱えていて、常に過敏不眠症でした。発達障害などの言葉が世間には浸透していない頃の時代生まれの為、何も診断はされていませんが、おそろい発達障害か。知的障害を持ってたのだと思えます。その為娘には発達障害の検査をさせました。結果自閉症スペクトラムと診断されました。10も実年齢より3歳低い値です。日常生活はほぼ自立が必要ですが私はいつまで娘を養育するかわかりません。私が亡く後、娘が就職などで困った時、父親と同じ道を選んでほしくないで手帳申請をしました。その手帳申請の際、疑問に思ったのが税種理由です。自殺してしまう人が1人でも減る世の中になってもいいと思います。	個人	厚生労働省	番号1038の回答をご参照ください。					
1358	令和3年6月28日	令和3年8月1日	住居表示変更に伴う各種手続きの簡素化	自治体による住居表示変更に伴う各種手続きの簡素化	区役所による住居表示変更のため、区役所で行う変更手続きがありますが、同じ区役所であるにもかかわらず、また、役所の都合による住居表示変更であるにもかかわらず、仕事を休んで時間が無い中、本庁舎や出先機関に回されて非常に腹立たしいです。インターネットやワンストップをすすめるべきです。	個人	内閣官房総務省	現状、住居表示変更に伴い、各種手続きを行わなければならない状況です。	なし	対応	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき、内閣官房庁舎では、引越しワンス・ストップサービスに取り組んでおり、様々な場面で必要であった住所変更手続きが、当事者が可能な限り負担を感じることなく処理され、かつ、その回数が最少化されることにより、新しい生活を円滑に開始することができる社会を実現することを旨とするを旨としています。ご要望いただいた事項についても、そういった施策の活用も含めて対応を検討してまいります。		
1359	令和3年6月28日	令和3年7月20日	児童手当現況届の件	現況届に健康保険証の写しを添付しての提出を求められているが、これをマイナンバーからの確認に変えることで簡素化してほしい	手続きに要する書類を減らすことで、出し側受け側ともに手間を減らせる。紙の書類を減らせるのがエコにもなる。	個人	内閣府	実施主体において、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。	児童手当法施行規則第11条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載の通り、すでに情報連携等による添付書類の省略が可能となっていますので、引き続き市区町村に対して情報連携の活用を促進してまいります。なお、令和4年6月からは、市区町村が公費でマイナンバー制度による情報連携を含む、)で受給者の現況を確認できる場合には、市区町村の判断により、添付書類だけでなく、現況届自体も省略可能とする予定で		
1360	令和3年6月28日	令和3年7月20日	健康保険の被扶養者所得確認の簡素化	毎年、金額入りの課税証明書(課税0円の場合は0円のもの)の提出を求められているが、これをマイナンバー制度を使い、確認を簡素化できないか。現行のマイナンバー制度で禁止されているのであれば、法改正での対応を提案)	健康保険の被扶養者の所得の確認が毎年行われている。役所に発行する課税証明書を取得した上で、それを添付し手続きを行っており、不正受給防止という目的に対して、手帳を減らすことがエコにもなる。	個人	内閣官房厚生労働省	健康保険の被扶養者認定において、被扶養者の課税(非課税)情報については、マイナンバー法に基づく情報連携の対象とされており、保険者の判断により添付書類の省略が可能です。なお、被扶養者の年間収入については、今後1年間の収入を基に各保険者が判断することとしており、各保険者において、給与明細書により把握した過去3ヶ月の収入や、課税(非課税)証明書により把握した過去1年間の収入をもとに、認定が行われています。	健康保険法施行規則第50条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の注第5号で定める事務及び情報等を定める命令第1条第2号	現行制度下で対応可能	制度の現状記載のとおり、健康保険の被扶養者認定において、被扶養者の課税(非課税)情報については、マイナンバー法に基づく情報連携の対象とされており、保険者の判断により添付書類の省略が可能です。		
1361	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電子帳簿保存法と適格請求書保存方式の整合性を図る	電子帳簿保存法と適格請求書保存方式の矛盾点を解消し、各企業で電子化を推進している要因を排除し、電子化・効率化・管理にかかわる省力化を推進する。	電子帳簿保存法が改正され、ICカードやクレジットカードの明細が簿記として認められるようになりましたが、2023年から始まる適格請求書保存方式では消費税額が軽減税率。通常のものの記載がないと仕入税額控除が受けられないことになっております。その為、弊社では電子保存化を推進する中で、ICカードやクレジットカードの明細には税額の記載等、消費税法で求められる記載内容を満たさないとはいないと思っております。また、ICカードやクレジットカードの明細を簿記で行う場合は、ユーザーが改ざんできないシステムで経費精算等を行う必要がありますが、改ざんできないシステムとは具体的に何か、具体例を示したり、国税庁の認可した経費精算システムしか認めない等、具体的なアクションに繋がる情報を明確にしたいです。	民間企業	財務省	電子帳簿保存法においては、取引先から紙で受領した領収書等を電磁的記録で保存する場合(以下「スキマ帳簿保存」という)、取引情報の伝送を電子的に行った場合などについて、その電磁的記録の保存要件等を規定しています。ICカードやクレジットカードを利用し、利用明細等が電子的に発行される場合には、令和2年度税制改正によって、一定のクラウド会計・経費精算システムの利用によってその保存要件については、消費税法において、仕入税額控除の要件として保存が求められる「請求書等」には、消費税の納税計算を行うために必要な「税率毎に区分して合計した対価の額」が「軽減税率の対象品目である旨」等の記載が求められています(現行制度も適格請求書保存方式への移行後も同様です)。そのため、こうした記載のない書類(電磁的記録については、仕入税額控除の要件となる「請求書等」として認められていません。	消費税法第20条第7項、第8項 電子計算機を使用して作成する電磁的記録の簿記の保存方法等に関する法律別表第8条第1項	その他	ご指摘のICカードやクレジットカードの明細は、現状では一般的に、左記のとおり、仕入税額控除の要件となる「請求書等」の記載事項を満たしておりません。このような、適切な消費税額の区分が出来ない状態では、納税者による消費税の申告・納税額の計算が複雑なものとも考えます。なお、電子帳簿保存法は、各税法の規定に基づいて保存すべき関係簿記書類を電子的に保存する方法を定めているに過ぎません。左記システムについて、具体的には、例えば、他者であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスにおいて取引情報をやりとり・保存し、利用者側では訂正削除できない、又は訂正削除の履歴(バージョン管理)が全て残るクラウドシステムであれば、通常、当該電子計算機処理システムの要件を満たしているものと考えられます。なお、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会において、市販のソフトウェア等の機能仕様を確認し、当該要件を満たしているかを判断したのみにて認証する「電子取引ソフトウェアの要件認証制度」が行われており、認証を受けた製品については公益社団法人日本文書情報マネジメント協会及び国税庁のホームページに公開されています。		







規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける実現方針	
								該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1379	令和3年6月28日	令和3年7月20日	戸籍簿本の取得を戸籍法第10条の2第1項第2号の取得を本籍地から転居後に変更したい。	現在の住所の市区町村と本籍地の市区町村が異なる場合の戸籍簿本(戸籍簿抄本含む)の取得を本籍地に限らず、どの市区町村でも取得出来る様に変更して頂きたい。	本籍地は、自由に選択できるが、自身の出自を示すものとも考えられるので、本人やその周囲にとっては思い入れがある場合があるので、住所地とは異なるケースがままあるものと考えられる。一時的な転居の際も本籍地は変更しないことと併せて考えられる。 戸籍簿本を取得する必要があるケースは限られるが、郵送では時間と手間がかかる。市区町村の様の連携、システム統一等により実現出来れば、マイナンバー制度と合わせて運用可能と思われる。利用方法は多岐にわたると考えられるので、本年のみの制度変更によるシステム化が望ましいと思われるが、市区町村の機種の連携を実現する事で、他の行政手続きへも波及するので、行政の負担軽減と、国民の事務手続き負担軽減に繋がると考えている。	個人	法務省	番号911の回答をご参照ください。				
1380	令和3年6月28日	令和3年8月18日	自動車保管場所申請のオンライン化	現在OSSサービスの対象外の中古車引越の際に必要車庫証明申請書のオンライン化	OSS対象外の自動車保管場所申請のオンラインによる申請。 現状では申請に2度警察署へ出向く必要があるため負担となっている。オンライン化ができれば出向く時間が短縮されるか経済活動に充てられる。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)(又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。))を交付しようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標識を交付しなければならないこととされていますが、「自動車保有関係年次のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続き(検査登録、保管場所証明、自動車建設税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	事業承認	御提案の、中古車の購入や引越しを行った際の自動車の保管場所証明の手続きについても、自動車保有関係年次のOSSを利用することにより、自動車の運行に必要な他の行政手続きと共に、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。		
1381	令和3年6月28日	令和3年8月18日	自動車の車庫証明書について	クルマの買い替えにあたって、そのつづ車庫証明の手書き申請を3枚以上用意して、提出し、さらにその内容の確認のために警察署もしくは近隣の警察署まで行って提出する必要があるが、提出する手間も時間もかかるので、その費用もふくめたい。	私の住む軽井沢町では、住宅用の土地所有が300坪単位、建ぺい率が20%と決まっております。車庫のスペースは土地の8割におよぶ。この建築基準が定まっている地域では、自己所有の土地と車庫においては、最初のクルマ購入時に提出すれば、買い替えのときには、免除されて良いかと思えます。集合住宅や賃貸住宅、貸車庫においては、実態の存在にもかかわらず、車庫証明が必要だとおはしますが、その場合のみ検証のうえではないでしょうか。	個人	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)(又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。))を交付しようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標識を交付しなければならないこととされていますが、「自動車保有関係年次のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続き(検査登録、保管場所証明、自動車建設税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	自動車保有関係年次のOSS(第145号)第4条第1項	対応不可	入れ替える自動車と自動車とは、それぞれ大きさ及び形状等が異なることにより、保管場所や周囲の道路等の関係が必ずしも同一とは見えません。また、旧自動車の保管場所の面積の状況、大きさ及び形状等が変更されている可能性や申請に係る場所を特定できないおそれがあることから、自動車1台ごとに保管場所の審査を行う必要があると考えております。	
1382	令和3年6月28日	令和3年7月20日	土地改良法による市町村災害復旧の現況について	土地改良法第96条の4及び第97条第8項の規定により、市町村による土地改良事業災害復旧は議会の議決が必要となっているが、議決について削除する。	近年の災害復旧は大規模化しているため個人での対応は難しくなっており地方自治体の役割が益々求められているが、土地改良法では市町村のみ災害復旧のときは市町村議決による議決を求めている。そのため、市町村議決を廃止しては災害復旧が早期の復旧が困難となる。一方、国庫の災害復旧については議決が必要な緊急工事計画を定めれば良いと定めている地方自治体との差が生じている。土地改良法の緊急工事計画を廃止しては復旧が早くなるが、今後、被災人口の高齢化が進んでくる地方自治体による復旧はますます必要となり、資料供給の点からも早期の復旧が必要となる中で、復旧のメインとなる地方自治体だけに議決を求めることは、スピード感を持って取り組めないため規制改革を求める。	個人	農林水産省	1. 土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながるから、緊急工事計画を定めることで、住民の代表者(市町村議会議員)の議決を経ないで議決を求めているところ(第96条の4)において読み替えて準用する第87条の5)。 2. 一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一助的に被災町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができることとされており、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされています。(法第87条の5及び法第91条第4項において準用する第90条第7項)。	土地改良法(昭和24年法律第185号)第96条の第1項	検討に着手	地方分権改革に関する提案募集制度において、同内容のご提案をいただいていることから、同過程を経て、対応方針を検討いたします。(令和3年12月下旬に対応方針の決定予定)	
1383	令和3年6月28日	令和3年7月20日	美容師と理容師の統合	以前は、男性は理容師、女性は美容師という概念がありました。今や男性、女性関係なく(美容師にも理容師にも)なっています。私は、美容師ですが、女性のお客は、お化粧をするという名目があれば、理容師が出来ます。ですので理容師の時をミラーを使って閣下をそります。美容師は男性の眉毛のカミソリでの処理ができません。ですので、今や男性も眉毛も身だしなみの一つで、美容師から理容師に変わらざるを得ない。理容師と美容師の統合をお願いします。統合することによって、理容師さんのほうも活性化されてくるはずで、もはや、おしやれ身だしなみに関係は無いとお思います。	男性も女性も身だしなみ、おしやれの価値が高くなってきたからです。男性のお客から言われるからです。	個人	厚生労働省	番号11の回答をご参照ください。				
1384	令和3年6月28日	令和3年7月20日	労働組合会計の公認会計士監査義務の緩和について	現在、労働組合(以下「労働組合」)の会計を公認会計士・監査法人の監査を受けなければならないこととなっているが、中小規模の労働組合においては、会社法の会計参加のうえに、簡易な仕組みも利用できようとする。	公認会計士・監査法人に法定監査として会計監査を依頼すると最低額で数十万円の報酬を要求され、規模の小さい労働組合では、取入る組合員のほとんどを監査にさらされることとなる。この義務付けは、労働委員会における資格審査において、労働組合の規約上、このような義務を規定しているかを審査することのみで担っており、小規模組合では、おそろしく保守的でないところがほとんどではないかと考えられる。会社法を正確・透明にしようとする小規模労働組合にとってはむしろ障害で、税理士も担当できる会社法の会計参加制度の方が望ましい。	個人	厚生労働省	労働組合法第5条第2項は「労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。」とし、同項第7号は、全ての理事、役員、主要な職務者の氏名、現在の経歴状況と委任会計報告について、組合員によって変更された職業上の資格がある会計監査人の検査を受け、報告が正確であることの証明書とともに当該報告を組合員に公表することを規約に定めることと規定しています。また、ここでいう「職業上の資格がある会計監査人」とは、公認会計士法上の公認会計士などが該当するとされています。	労働組合法第5条	対応不可	労働組合法第5条第2項第7号の規定が設けられた趣旨としては、組合財政は労働組合存立の根本であり、組合員の組合財政に対する信頼感がなければ、自由にして民主的な労働組合の発達を期することができなくなるためです。したがって、会計報告が正確であるという証明には信頼性が求められることから、法律上職業的に監査の資格があることとされている方が監査を行う必要があります。一方、当該必要の監査事項は、あくまでも労働組合が労働委員会委員の推薦など労働組合法上の議事に参加したり、労働委員会による不当労働行為の救済を受けるために必要な労働組合資格審査の要件として定められたものですが、労働組合法上の労働組合に該当するか否かは、これらとは別に、同法2条に適合するかどうかによって判断されます。そのため、当該必要の監査事項を満たしていない規約を有する労働組合が、既に労働組合法上の労働組合と認められないというだけでなく、こうした労働組合が労働組合法上の保護を一切受けられないというわけではないことに留意ください。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1390	令和3年6月28日	令和3年3月13日	保険証をIC化し障がい者手続の機能を付けよう	保険証(介護保険、医療保険、後期高齢者医療保険等)をIC化し、デジタル管理できるようにした上で、必要人に障がい者手続の機能を付加してはどうでしょうか。	私は、特養の介護施設で働いています。高齢者を受け入れる際に、各種の保険証を確認するのですが、介護保険や医療保険等で似たような名前が複数あり分かりにくいので介護保険被保険者証や介護保険負担割合証等たくさんあります。そこで、各種保険証をつのカードにまとめ、IC化することで、ご利用者では紛失のリスクを軽減し、施設では作業力アップすることで確認作業の簡素化ができると思います。また、保険に関する各種手続も端末でできるようにすることで、ペーパーレス化ができ、コスト削減にもなると思います。さらに、これはある障害者の方の友人から聞いた話ではありますが、障がい者手続(身体・精神)のカラーや書式が地域ごとで異なるため、旅行先でこの手続はうちの地域では見当たりませんが「この手続は偽物で使えません」と言われたことがあったそうです。このような事では正当な理由で手続を交付されている方、割引サービスを受ける権利を否定していることになりませんか、やはり、IC化し全国統一化と同時に、保険証と一緒に管理できる体制が必要と感じています。保険証や障がい者手続をデジタル化(ICカード化)することで、サービス提供者の誤認も防ぎ、手続も簡素化が図れると考えます。	個人	厚生労働省	【介護保険被保険者証について】 介護保険の被保険者証や負担割合証等については、根拠法令等に基づき、それぞれの証を発行しております。  【障害者手続について】 障害者手続については、平成31年4月からカード型の様式での交付が可能となるよう、所要の改正を行いました。また、交付主体である自治体の判断において、ICチップや磁束ストライプを記載することは差し支えない旨を周知しております。	介護保険法施行規則第26条等 身体障害者手続の様式等について(通知) (平成31年3月28日第0329第3号)	【介護保険被保険者証について】 被保険者証の在り方等について検討を行っているところであり、保険者等の関係者の意見を聞きながら、引き続き検討してまいります。  【障害者手続について】 障害者手続のマイナンバーカードを用いた情報連携の一層の推進については、システム面などの環境整備や当事者や関係団体の方々の意見も踏まえ、今後とも検討していく必要があるものと考えております。  【全般】 マイナンバーカードを活用した厚労省所管の各種カード等のデジタル化等に向けた検討及び取組を引き続き推進してまいります。		
1391	令和3年6月28日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの有効活用方法として、市役所等から送られてくる納付書類(税金、料金)を電子化し、パソコン、スマートフォンで確認し、電子決済、コンビニ印刷、現金納付等ができるようにする。(納付書の電子化及びコンビニでの印刷・納付)	市役所から送られてくる納付書は、全納、前納、後納、毎月と非常に複雑であり、同封されてくる書類を紐むことが面倒である。仮に全納した場合は、他の納付が不要となるが、手元に残っているため、納付してしまおうとすることがある。これを電子化すれば、全納した場合は、納付済みとなり、納付できないようにしてしまえば、誤ることもなく、かつ、市役所としても送付などの事務を減らすことができる。 マイナンバーカードと紐づけし、パソコンやスマートフォンを活用することで、電子決済することができる。また、コンビニのマルチコピー機を活用することで、市役所に行かず、時間的にも制約なく、納付書を印刷、コンビニで決済することができる。市役所に行く身辺でかつ手軽に納付することも可能であり、たかが納付書1枚もらうために、休んだり、待たされたりすることなくなる。 自身の未納も確認したいと確認することが可能となる。 市役所から送られてくる通知も簡易で済むことも税務の節約につながるものと思われる。 また、電子的に送れるようになれば、連日自宅まで行かなくていい。通知書の送付自体も減らせると思われる。 相互に隔り、手間、時間(休暇、手続き、事務)の節約につながる。 印刷だけでなく、そもそも紙を無くす方法を構築してもらいたい。 また、マイナンバーカードの活用の範囲を税、社会保障などと制限するのではなく、行政だけでなく民間でも幅広い活用ができるようの美えていただきたい。	個人	総務省	マイナンバーカードを取得済みの方で、居住地の市町村及び本籍地の市町村がコンビニエンスストアにおける各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや各種税証明書を取得することができます。	なし	対応	コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。引き続き、様々な意見を踏まえながら、関係省庁と連携して、マイナンバーカードの利便性向上に取り組んでまいります。		
1392	令和3年6月28日	令和3年7月20日	法務局オンライン申請及び建設業経営について	24時間365日オンライン申請を出来るようにして下さい。 経営に於いては、毎年申請する書類の参考資料が多すぎます。	月～金のAM8:30～PM9:00迄では、窓口に行かなくてもいいからです。オンライン申請の便利化半減です。 建設業においては、参考資料が多すぎるとオンライン申請が出来ないというのが、ペーパーレス及び押印不要から希望しています。紐ベースでの提出資料をなんとかして下さい。それと、カードリーダーも不要にして下さい。 ランニングコストが抑えられます。	イーホーム株式会社	法務省 国土交通省	(法務局) ①登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までです。 ただし、申請データの作成等、送信に関わる以外の作業については、オフラインより24時間行うことができます。 ②法務局からICカードで電子署名用電子証明書の交付を受ける場合、登記・供託オンライン申請システムでは電子申請を行う際に、ICカードを読み込んで電子署名をすることができます。  (建設業) 経営事項審査制度は、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が、必ず受けなければならない審査です。 この審査は多くの公共発注機関における競争参加資格審査に活用されており、十分な審査精度を確保するために必要な確認資料を求めています。	(法務局)なし (建設業)建設業法第27条の3	(法務局) ①登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時期等も考慮して、対応の可否を検討してまいります。 ②制度の現状の通り、登記・供託オンライン申請システムでは電子申請を行う際に、当該システムが提供する申請用総合ソフト及びPDF署名プラグインによりICカードを読み込んで電子署名をすることができます。申請用総合ソフト及びPDF署名プラグインにおいては、ICカードを用いずとも、電子証明書ファイルにより電子署名をすることも可能であり、御提案の内容は、電子証明書の発行主体による発行の方法にもよるものと考えます。また、当局においても、電子署名の方法等については、引き続き利用者の利便性の向上の観点から更なる改善を検討してまいります。  (建設業)対応 (建設業) 経営事項審査の電子申請を可能とするシステムの構築を進めており、令和5年1月より運用を開始する予定です。 またシステム構築においては、他のシステムとバックヤードで連携することで、消費税納税証明書や技術者の資格情報等、現在紙で添付を求めている資料の一部を省略できる仕組みの導入についても併せて検討しております。		
1393	令和3年6月28日	令和3年7月20日	海外でのパスポート申請	・ネットを使用した申請を可能にしてほしい。大使館、領事館で近くにない。 ・戸籍抄本・原本の取り寄せを在外公館を通して行うようにしてほしい。日本に代理人がいない人には取得の手段がほしい。	・ネットを使用した申請を可能にしてほしい。大使館、領事館で近くにない。申請、取換の2回訪問の必要がなくなる。 ・戸籍抄本・原本の取り寄せを在外公館を通して行うように欲しい。日本に代理人がいない人には取得の手段がほしい。	個人	法務省 外務省	行政改革の番号655をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける実現方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1394	令和3年6月28日	令和3年7月20日	オンライン(電子)申請において、現状の資格者代理人の規制を相互開放する	1. 会社・法人登記申請を行政書士ができる制度にする。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省選定を出して、当該申請を行う書士と司法書士の共通業務とする。 3. 政府が推進するデジタル社会の実現のため、上記の代理権はオンライン(電子)申請に限定する。 4. 司法書士会からの反対がある場合には、行政書士の業務のうち、遺言作成や定款作成を司法書士に開示し、資格間で業務の相互乗り入れを可能とする。(現状では、遺言書の作成や、定款作成を司法書士が行うことは、行政書士法及び弁護士法となる)	■ メリット1 オンライン申請の増加・登記コストの削減。 「資格者代理人」が増えれば、オンライン申請が促進され、審査に要する法務局の窓口削減に繋がる。 ■ メリット2 現状、法務局の整理係により、多くの県で会社登記の申請先が県庁所在地の法務局1つのみになってしまっている。そのため、遠方の会社には、登記にこれまでより多くの時間・交通費がかかっている。もちろん、近隣の資格者に気軽に依頼できればいいが、現状は、まだまだ資格者の数が少なく、支払う報酬も安価とはいえない。 そこで、資格者の数を増やすことで、国民の選択権を増やし、かつ資格者間での競争によるサービスの質の向上に繋がる。 ■ メリット3 司法書士が許認可制度を知らなかったために生じている依頼者(国民)の不利益が回避される。(不利益の例) ・司法書士が選定業の許可制度を知らずに登記をしたために、後日、増資が必要になり、費用と手間が余計にかかってしまった。 ・司法書士が外国人の経営する関連の会社の登記をしたが、ビザがスムーズに取れず、期間と費用が無駄になった。 上記の問題は、行政書士が登記まで受任できていれば回避できたものである。 ■ 司法書士側から反対があった場合は、行政書士の業務の一部を司法書士に開放(相互乗り入れ)することで、バランスを取って解決する。	個人	財務省 法務省	司法書士法第3条第1項第1号及び第5号において、司法書士は、登記手続の代理及び相談を行うことを業とすることができる旨規定し、同法第73条において、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触する旨規定している。 行政書士法第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類…その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」、また同法第19条第1項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定している。	司法書士法第3条第1項第1号及び第5号、同法第73条、行政書士法第1条の2、第19条第1項	対応不可	(提案1～3について) 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相場の法的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の業務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。  (提案4について) 官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは行政書士法第1条の2に規定する行政書士の独占業務とされていることから、行政書士の業務を行うために必要な知識及び能力の担保がされていない者について、当該書類の作成業務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。	
1395	令和3年6月28日	令和3年7月20日	子の出生時手続の簡素化	子が生まれた際の手続き、具体的には、出生届提出、保険証作成手続、児童手当申請、子ども医療費申請を一度で済ませるようになる。出生届の提出により、児童手当も子ども医療費も、自動的に手続完了する。	現在の手続は、●14日以内に原則開票いづれかが役所へ赴き出生届提出、◆あわせて児童手当申請、●出生児の氏名、続柄が入った住民票を入手間(一世帯の者でない)と手続不可)、◆私の企業健保では、住民票を添付して扶養家族増申請、保険証作成依頼、◆出来上がった保険証を持って、再度役所へ赴き、子ども医療費の交付申請、●出生児の保険証、子ども医療費証を、役所へ提出、ここまでは、出生届提出から30日以内に完了する必要がある、30日を過ぎた場合、例えば出生届が産後90日に入り、発生する産後費(10万円/日)について、家計が支払いする必要や、専任で働かざるを得ない。 子どもが生まれた後、母親は少なくとも週間程度は入院しており、父親は仕事や、休みがたれても上の子の育児、家事をこなす。その状況下で、10日間(約1週間)の休暇、開票いづれかが、何日も直接、平日日中、役所へ赴く必要がある現在の手続は、我が家以外にも産後の母親にかなりの負担を伴っているものと思われる。 出生届が、子どもが生まれた報告の意であれば、その報告を以って、児童手当も子ども医療費も保険証も必要ですな、交付手続も完了する、として取って代わって、よか。 特に産後は、子どもと共に、家庭に、集中させていただきたいのです。	個人	内閣府 内閣府 法務省 厚生労働省	子ども医療費については、自治体が独自に行っている助成制度によるものと承認しています。 【健康保険加入手続きについて】 新生児の健康保険加入手続きについては、加入する制度が国民健康保険である場合、住民登録の手続と併せて行うこととなります。なお、被用者保険へ加入する場合は、事業主との手続の一環として、事業主を経由して保険者に対して手続を行うこととなります。 また、産後期間において健康保険証を授けず、療養の給付を受けることができなかった場合で、保険者がやむを得ない認められる場合は、療養費として償還払いを受けることができます。 【児童手当】 児童手当は、児童を養育する者に支給するものであり、住所地の市区町村では、申請(認定請求)に基づき、申請者が児童を監理していることや、児童と生計が同一であること等を確認しています。また配偶者等がいる場合には、その者の所得等も確認した上で、主に児童の生計を維持している者を受給者として認定しています。 児童手当は、申請を行った日の属する月の翌月から支給されることになっていますが、出生日が月末の場合や災害、急病等のやむを得ない理由により月内に申請ができなかった場合には、出生日ややむを得ない理由が止んだ日(以下、「出生日等」といいます。)、から15日以内に申請をすれば、出生日等の属する月の翌月から支給されます。 【出生届出】 出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは、3か月以内)にしなければならず、出生届提出後、届出によって行うことができることとされています。 なお、届出が止んだ日(以下、「出生日等」といいます。)、から15日以内に申請をすれば、出生日等の属する月の翌月から支給されます。	【子育てに関連する手続全般について】【健康保険加入手続きについて】 政府としては、国民が行政手続を行う際の負担を軽減するため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(※)を基本として、行政手続のオンライン化を推進しています。 (※ デジタル3原則 ①デジタルファースト・個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。②ワンストップ・一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。③コネクテッド・ワンストップ・民間サービス)。 【子育てに関連する手続については、2017年(平成29年度)に、マイポータルを活用して地方公共団体における子育ての手続に関するサービス検索及びオンライン申請ができる子育てワンストップサービスを開始したところです。引き続き、窓口に出向かずとも子育てに関するサービス申請がオンラインで完結する仕組み等の実現により、子育て世代における利便性向上や手続に係る負担の軽減のための施策に取り組んでまいります。 【児童手当】 児童手当は、児童を養育する者に支給するものであり、出生届だけでなく、申請により受給資格の審査に必要な情報を確認しています。 届出から地方自治体に対して、住民基本台帳担当部署等の関係部署と連携し努めるよう周知しているところであり、市区町村においては、出生届の受付の際等に児童手当の手続を案内いただいているものと承知しています。 なお、児童手当の申請については、郵送による申請や、内閣府が運営しているマイナポータル等を利用したオンライン申請により、直接窓口に来ていただくことなく手続が可能となっています。 【出生届出】 制度の現状に記載のとおりです。			
1396	令和3年7月20日	令和3年8月18日	戸籍簿本のコンビニ取得	父の死去後の整理のため、戸籍簿本が必要となりました。我が県上自衛隊で頻りに転動するため、取り寄せて非常に煩雑に感じます。せっかくマイナンバーカードを作っても、戸籍簿本については定額小為替を買って、往復郵便で手続きすることに苦痛を感じます。理想はマイナンバーカードで全国どこでもコンビニ取得可能にしたいです。前段階で、各市町村への料金納付は電子マネーやクレジットカードにすべきです。せめてマイナンバーカード作ってもメリットが中途半端にしか感じません。もう一歩踏み込んで下さい!	通常郵送での戸籍簿本の手続きは1週間程度かかります。申請期間に不都合があれば、その期間がかります。これがマイナンバーカードで全国どこでも取得できれば、1時間もかかりません。マイナンバーカードの主旨が利用者のメリットがあるのなら、ぜひ追加すべき機能だと思います。	個人	法務省	番号306、1099の回答をご参照ください。				
1397	令和3年7月20日	令和3年8月18日	年末調整書類の原本送付の廃止	年末調整のオンラインでの完結化(文書送付の廃止)提案	確定申告はオンライン化が進みましたが、企業での年末調整書類(特に控除対象がある場合)は所定の書式での原本送付原則が未だに守られています。 (各種控除であれば)保険会社名(企業番号)と保険証番号、住宅借入金控除であれば、マイナンバー紐づけ設備発付の申請番号のほらが、帳簿書類による申請よりも申請の一連性、セキュリティもより優れています。(改ざんの困難性は書類よりきちんと設計されたシステムの方が高いのは現在のITでの常識です)	個人	財務省	番号1142、1292の回答をご参照ください				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1402	令和3年7月20日	令和3年8月18日	農地の目家変更について	水田をもうやっていないので原野にしたいという話をしたところ、町の農政及び農業委員会でもどうもできないの、農の土木までしかも執行、出先機関は不可いかならないけないという不従事があるので解消できないものでしょうか。	町の農政、農業委員会申請すれば変更できるような簡単にしてほしい、手間である。	個人	農林水産省	農地法に基づく農地転用許可制度では、農地を農地以外のものにする場合には、都道府県知事又は指定市町村長による農地転用の許可が必要です。当該農地転用許可を交付しようとする者は、市町村の農業委員会を経由して都道府県知事又は指定市町村長に申請書を提出する仕組みとなっています。	農地法第4条第2項 農地法第5条第3項	現行制度下で対応可能	農地を転用する場合には、農地法に基づく農地転用許可が必要となりますが、現行でも市町村の農業委員会に農地転用許可申請書を提出する仕組みとなっています。	
1403	令和3年7月20日	令和3年9月18日	特別養護老人ホームの嘱託医制度について	特別養護老人ホームは介護施設でありながら、医療施設としての登録も義務づけされています。そのため医師をさがして委託費を払って契約し、嘱託医として登録します。しかし利用者のなかには、入居前からの医療機関をかりつけとして継続したいという希望の方もいらっしゃいます。医師との対応が難しい方もいます。そのため、嘱託医と別にかかりつけ医をお願しようとする診療報酬上は特異に注視しても医療点数としてが年末期以外は算定できないようになっているため、医療機関としてはなかなか、取られるか、別途、施設からの契約料を要求されたりします。	特養への医療の制限を撤廃してほしい。 (嘱託医制度の廃止、医療機関との自由契約、診療報酬上の請求制の撤廃)	個人	厚生労働省	「介護老人福祉施設(特養)」は、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとされており、配置医師の医療行為は、介護保険と医療保険とで調整の上、評価されています。 ・外部医師(配置医師以外の医師)については、i)緊急の場合、ii)配置医師の専門外の傷病の場合のほか、iii)末期の悪性腫瘍の看取り、iv)在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合には入所者を診ることができることとされています。	指定介護老人福祉施設 の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第49号)第1項第1号 特別養護老人ホームの構造及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第49号)第12条第1項第1号 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保健医療0331002号)	対応不可	特別養護老人ホームに配置を求められる医師は、入所者の健康管理や療養上の指導を通じて、日常的に健康状況を把握し、その健康を保つ重要な役割を果たしているところであり、その役割については検討していません。 また、上記のとおり、特別養護老人ホームにおいては、配置医師により健康管理や療養上の指導が提供されることとなっており、これについて介護保険と医療保険との調整の上昇を行っているところであり、施設外の医師による医療行為は、一定の場合に限り診療報酬の算定が可能とすることで、入所者の必要な医療ニーズに対応しているところであります。 なお、特別養護老人ホームにおける医療提供体制については、必要に応じて見直しを行ってまいります。	◎
1404	令和3年7月20日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの郵送対応化	マイナンバーカードを申請受理後、用意できたら書き留め郵便にて発送する。 現在 ・マイナンバーカード申請、約1ヶ月後に市役所から受け取り用書類一式が届く。受け取り希望日の1週間前までに予約をし、郵送書類と本人確認書類、印鑑などを持って本人(代理人不可)が申請した日時に市役所に行き受け取り手続きを受けて取る。 改善案 ・マイナンバーカード申請、約1ヶ月後に市役所からマイナンバーカードが書き留め郵便で届く。	現在マイナンバーカードの受け取りは、わざわざ遠方の役所まで取りに行かなければいけない、1週間前までに申す予約が必要、本人確認書類など持参する物がいっぱい、本人が受け取りに行かなければならない。 (一部理由を除いて代理人不可) 受付は平日と一部土日のみ。 となっており、私自身(年間にマイナンバーカード申請をしたが、現在も忙しく取りに行っていない)現時点でのマイナンバーカード普及率が低いのは受け取りの際の対応が面倒、というのがあると強く感じる。 マイナンバーができた際に郵送で送られてきた健康保険証等も毎年郵送で送られてくる。 現在マイナンバーカードは郵送する事ができないのか？ 本人確認が必要ならクレジットカードのように書き留め郵便にしたらいいのではないのか？ そもそもマイナンバーを発行した際、マイナンバーカードとして郵送したら普及率を上げるのにも困ったのではないのか？ と思ったため提案させていただきました。 (見当違いな事を言ったらごめんなさい) 想定される効果 市役所職員と本人の拘束時間の短縮、書類送付などのコスト削減、予約受付処理などの手間が減る。 普及率アップ(申請後の対応が簡易化された分かつたよう宣伝する必要はあると思います)	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				
1405	令和3年7月20日	令和3年8月18日	警備業の個人法人の各種資格証に関する	資格証の住所変更	現在、資格証を取得した警察署のみでしか手続き出来ない為、転勤や支社引っ越し時は委任状を添えて、近隣支社に請求なければならぬ。 例:北海道では、帯広署で申請したなら、同じ十勝管内の広尾署では出来ない、運転免許証と同じで良いと思う。	個人	警察庁	「資格証の住所変更」として提案されていますが、住所変更に伴って手続きを必要とするのは合格証明書であるため、この件については提案されているものと思われず。 なお、合格証明書に関する制度の現状については次のとおりです。 合格証明書の交付申請については、受審員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第14条第1項及び第2項において、合格証明書交付申請者の住所地と管轄する公安委員会に提出する場合においては当該合格証明書交付申請者の住所地の所轄警察署長を經由して、合格証明書交付申請者が警備員である場合におけるその方が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に提出する場合もあっては当該営業所の所在地の所轄警察署長を經由して、提出することとされています。 書換えの申請については規則第15条第1項及び第5項において、再交付の申請については規則第15条第3項及び第5項において、「当該公安委員会」にすることと定められており、いずれの申請についても、規則第14条2項の規定により理由なくべき警察署を經由して、合格証明書の交付を受けた都道府県公安委員会に申請することとされています。	警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第15条及び別記様式第6号、第14条並びに第15条	検討を予定	合格証明書に記載の住所の変更に伴う手続きの利便性向上に向けた警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)改正について検討を予定です。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1411	令和3年7月20日	令和3年8月16日	消防署に関する各手続きの押印の省略	消防署に提出する書類の消防設備等点検結果報告書、消防施設設置届等多岐に渡る書類に必要とされている押印を失くす。	現在、消防署に提出する書類のほとんどが押印をしていないと受け付けられない。問題点は大きく2つ。 1つは、現在のコロナ禍において消防点検業者が密着して押印の依頼、消防署への直接の提出、といった押印が無ければ前向きな対応が対面でのやり取りがなされている。消防署でのクラスターの発生を抑制する為、押印の省略が必要と考える。 2つ目は、消防点検実施の食糧的ハードルを高くしている点。現在ほとんどの消防点検業者が専門的知識の有無を理由として消防署への関係書類の提出を行っていないが、その手間費として点検料金、工事料金に上乗せしている。消防署へ直接出向く必要が無ければ料金の引き下げにも繋がりが、消防点検実施物件削減にもつながる。 以上が押印省略をお願いする理由。 尚、令和2年5月15日にコロナウイルス感染拡大を受けた消防庁通知で押印の省略と電子申請の推進を訴える通知が出たが、強制力を持たず各地の消防でほとんど実行されていない実態がある。	個人	総務省	消防法第1条の3の3 消防法施行規則第31条の6 「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号) また、消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号)等により、消防法令に規定する申請書類等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、各消防本部に電子メールや電子申請システム等による交付を促しています。	消防法第1条の3の3 消防法施行規則第31条の6 「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号) また、消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号)等により、消防法令に規定する申請書類等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、電子メールや電子申請システム等による申請等の交付を促しています。	現行制度下で対応可能	消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号)等により、消防法令に規定する申請書類等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、電子メールや電子申請システム等による申請等の交付を促しています。		
1412	令和3年7月20日	令和3年1月20日	障害児に関する各種手続きの紐付け	・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・福祉医療費助成 ・児童手当 上記、障害児に関する手続きの紐付けを行い、更新手続きに必要な書類(委任状など)を1枚にする。また、紐付けすることで引っ越しによる住所変更なども一度に行えるようにする。マイナンバーは記録し、更新時毎年記載しなくても良いようにする。	出雲市に住んでいます。療育手帳(重度)を所持している7歳の子供と定型発達症の3歳の子供を育てています。 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・福祉医療費助成 ・児童手当 上記の書類の更新手続きが手間だと感じています。毎年ほぼ同時期に各手当の更新書類が届きますが、紐付けされていないので、各手続きごとに署名・押印を行わなければならないまま、同じ内容を何度も書くことになり、面倒だと感じています。 また、書類によってはマイナンバーの記載を求められる場合もありますが、翌年に記録が残らないのか毎年書かされる。特別児童扶養手当については更新書類の内容が分かりにくく窓口で確認しないと分からないときがありました。平日に窓口に行くことは難しく、また障害児や幼児と同伴しないといけない場合があります。また、引っ越しを2度行いました(県外1回、市外1回)引っ越しの際に、各書類ごとに変更手続きを行わなければならないでした。障害児と児童発達支援センター、窓口での手続きなども面倒を覚えています。そのため各書類の情報を紐付け、なるべく手続きは簡単にしたいと思っています。	個人	内閣府 厚生労働省	【特別児童扶養手当、障害児福祉手当について】 ・手当の支給を受けている方は、毎年、都道府県等に所得状況届を提出することになっています。また、住所変更したときは、都道府県等に住所変更届出書を提出することになっています。 ・マイナンバーについては、申請時や住所変更等の機会において、支給者の方から提供いただくことを想定し、各種様式に記載していますが、確認は手続きの都度、申請書類に記載いただく必要はありません。また、押印欄については、令和2年12月に既に削除する改正を行っております。 ・申請については、郵送による申請が可能となっています。また、自治体の判断により、内閣府が運営しているマイポータル等を利用したオンライン申請を可能とすることで、直接窓口に来ていただくなくても手続きが可能となっています。 【児童手当】 ・手続書類について、国が内閣府で定める様式例においては、初回の認定請求時のみマイナンバーの記載を求めるとしており、毎年月の更新時では記載を求めておりません。また、押印欄については、令和2年12月に既に削除する改正を行っております。なお、各市区町村において、必要があるときは、様式に所定の記入欄を追加することができるとなっています。 ・申請については、郵送による申請や、内閣府が運営しているマイポータル等を利用したオンライン申請により、直接窓口に来ていただくなくても手続きが可能となっています。さらに、市区町村がマイナンバー制度による情報連携を活用することにより、認定請求や状況届の添付書類(所得証明書等)を省略することができるとなっています。	【特別児童扶養手当、障害児福祉手当について】 いただきましたことは、所得状況届のことと推察いたします。所得状況届については、制度の現状に記載のとおり、押印の廃止を行うとともに、自治体がマイポータル等を利用したオンライン申請を可能としやすいよう様式を定め、手続きの簡素化に努めています。なお、手当は住所地の各自治体が認定する仕組みとなっているため、住所変更の際は必要な手続きを行う必要がございますことをご理解いただけますようお願いいたします。	【特別児童扶養手当】 対応一部対応不可	【児童手当】 現行制度下で対応可能	【児童手当】 ・制度の現状に記載の通り、押印の廃止やオンライン申請の活用、情報連携等による添付書類の省略などが可能となっており、引き続き市区町村に対して、手続の簡素化を促進してまいります。 なお、令和4年6月からは、市区町村が公簿や情報連携等で支給者の現況を確認できる場合には、市区町村の判断により、添付書類だけでなく、現況届自体も省略可能とする予定です。	
1413	令和3年7月20日	令和3年8月16日	重度判定児の療育手帳の更新時期の延長	重度判定の場合は3年後など更新時期を延長する	療育手帳重度判定を持つ7歳の子供を育てています。 3歳のおきに療育手帳を初めて取得し、それから毎年更新しています。 3歳のおきに更新になりました。 正直、重度を取得したあとに中度・軽度へ変更になることはほぼないと思っています。 3歳以降も児童相談所の方から更新更新を勧められ、毎年更新していますが、変わらない判定のために学校を休ませ、仕事を休み判定に出向く覚悟を覚えています。 重度判定の場合は更新頻度を延長していただければ幸いです。	個人	厚生労働省	療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の運用方法を定めて実施されています。交付後の更新期間及び延長については各自治体に判断頂いております。	療育手帳制度について令和四年九月十七日(児童第一五六)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1414	令和3年7月20日	令和3年8月16日	障害者受給サービス受給者証のオンライン化	障害児の利用する放課後等デイサービスの利用に必要な「受給者証」をオンライン化(アプリなど)する	出雲市に住んでいます。子供が放課後等デイサービスを利用しており、受給者証を出雲市から頂いています。 放課後等デイサービスなどの福祉サービスの利用変更があるたびに、受給者証を利用しているすべての施設に提出しなければならず、一冊を共有するため、記載してもらって次の施設へ持っていく、記載してもらって次の施設へ持っていくを繰り返しています。手間はかかります。 もしこの記載の必要が突如はないのであれば、このルールを廃止していただきたいです。今後も継続しなければならぬのなら、オンライン化するなどで1冊を回すような手間はかからないかと思っています。	個人	厚生労働省	障害者受給者証の提出は、放課後等デイサービス事業所が市町村に障害者受給者証を請求する上で、障害者受給者証の交付期間等を確認する必要があります。そのためお断りしています。ただし、現状に当たっては、必ずしも受給者が事業所に持参する必要はなく、例えば、お子様が通所時に提出したり、返送の際に提出したりする等の方法も可能です。	児童福祉法 第21条の3の第1項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	△	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおいて実現方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1415	令和3年7月20日	令和3年8月18日	待機児童対策	・公立幼稚園は全て、保育園として活用すること。 全ての保育園に対し、3歳児以上は教育機能も併せ持つこと。 ・ゆきゆきは、3歳児以上は遠隔を義務化すること。(虐待に気づけるため)	厚労省による保育園と、文科省による幼稚園の存在は、特に待機児童緩和の最たるものだと思います。公立の幼稚園については、待機児童が問題となっている現状もあるなかで、定員割れしているところも多く存在が聞かれています。 園庭のない保育園に遠隔している子供たちが多く、広い園庭のある公立幼稚園(しかも定員割れしていたり)の存在は非常に問題がある。 敷く敷からすると、未就学の段階で、親が働いているから教育機能を持つとされる幼稚園に通えないは非常に子供に対して心苦しい。 幼保一体化し、働く親の子供も、教育機能を持つ園に通わせることができるようにし、待機児童問題を解消してほしい。 資格も統一し一線、二線などレベル分けなどもあり得ると思うが、幼稚園教諭資格と保育士資格を分けず、等しく子供たちの保育、教育ができるようにしてほしい。	個人	内閣府 厚生労働省 文部科学省	番号69、309の回答をご参照ください					
1416	令和3年7月20日	令和3年8月18日	看護師、保健師免許について	保健師、看護師の免許(賞状形式)、運転免許証と同じサイズにしてほしい。	【サイズ】 賞状くらいのサイズで、持ち運びが困難です。大きいので郵送費も高いです。また、持ち運びの際に汚れてしまったり、破れたり、遠目でも見えるので個人情報漏れリスクが高いです。 ※運転免許証と同じサイズをお願いします。 【文字】 わざわざ筆跡されていますが、正直不要です。おかげで免許更新の際には提出して5ヶ月後に新しい免許が届きました。勿論その際は無免許のような状態です。 更新も大変です。印刷も綺麗にします。免許更新の時間かかります。 【改善後】 ペーパーレスによる運賃負担の軽減、無免許期間の短縮、身分証として持ち歩ける。小さいことですが、ご対応いただけると思います。	個人	厚生労働省	身分で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付して頂きます。		検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月26日閣議決定)においては、運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在野カードの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の構築が挙げられており、当該プロジェクトの検討等を通じて、マイナンバーカード等を活用した国家資格等の手続きのオンライン化や電子的な方法で資格情報の提供が可能となる仕組み等について、今後、検討してまいります。		
1417	令和3年7月20日	令和3年8月18日	工業の2か所事務所禁止について	個人の工業については複数事務所が禁止されていますが、複数事務所開設が可能になるようにしてほしいという声がある。	税理士・弁護士等の工業は複数事務所が禁止されており、また、法人化しても各拠点に社員の常駐義務があります。過当競争防止と税理士等の品位の維持と非税理士等の抑制が主な趣旨かと思いますが、 1. 税理士法人等では複数事務所が認められているため、過当競争防止の趣旨はすでに意味がありません。 2. 技術進歩により遠隔でも監視・監督が可能となったため、非税理士等の抑制や品位の保持は可能と考えます。 であるため、複数事務所開設を認めるように検討いただければと思います。	個人	(弁護士)法務省 (税理士)財務省	【弁護士】 弁護士は、いかなる名義をもってしても、2箇以上の法律事務所を設けることはできないこととされています。 【税理士】 税理士法第40条第3項の「税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない」の規定の趣旨は、税理士の業務遂行の安定性一か所に限定することで法律関係を明確にすることや、税理士以外の者による税理士業務の防止に資することとされています。 なお、上記のとおり、本規定では、税理士は税理士事務所を二以上設けてはならないこととされていますが、例えば副業税理士が自宅等でテレワークによる税理士業務を行ったとしても、その自宅等が外部に対する表示の有無等の客観的事案により税理士事務所と判断される状態であれば、両項の違反に当たらないものと考えられます(令和2年4月15日に日本税理士会連合会が在宅勤務に関するFAQとして公表しております。)	(弁護士)法務省 (税理士)財務省	対応不可	【弁護士】 第20条第3項本文が複数事務所の設置を禁止する趣旨は、①弁護士間の過当競争を防止し、弁護士を品位を保持すること、②非弁護士の濫用となることを防止すること、③弁護士の指導・連絡・監督機能を確保することにあると解されていること(公判例「条解弁護士法5版」日本弁護士連合会調査室編纂)を踏まえ、この趣旨を踏まえ、本規定の見直しについては慎重に検討する必要があると考えられます。		
1418	令和3年7月20日	令和3年12月2日	就労証明書の書式統一およびデータ化について	提案内容と被りますが、人事担当者は、毎年この書類を作成するだけで、膨大な時間を消費しています。全国統一の書式にして、エクセルデータで提供されれば、同じ従業員について、年度は1から作ります時間は削減できます。待機児童削減や、出生数の増加を国として支援するのであれば、それと反比例して増える人事部門のコストや工数削減についても同時に検討して頂きたいです。それによって、テレワークが難しい人事部門についても、少なくとも就労証明書の為だけに出勤する必要性がなくなるかと考えます。	「勤務していることの証明」という同じ目的を達す為の書類ですので、全国統一の書式およびエクセルデータでの提供を是非実現して頂きたいです。	個人	内閣府 厚生労働省	<保育所について> 保育の人事申請の同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第1条第2項第2号)。また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める期間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。法令上で書類の指定等はないが、市町村がそれぞれに定めています。就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書と求める市町村が多いため、各市町村に活用を促すについては、平成29年に標準の様式、令和元年に次都市向け標準の様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月発表時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市町村の半数が、次都市の標準の様式を採用しています。 押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正性を担保する観点から押印を求めていることと承知しています。 <放課後児童クラブ(学童)について> 放課後児童クラブに関しては、利用にあたり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けされておりません。	子ども子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同附則第2条	対応	<保育所について> 就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタル化で実施する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。 その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用を促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性的認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式(認定書)」(標準的様式(簡易版))として、また、利用の際のために「標準的様式(請求書)」(標準的様式(請求書))の改定版を「標準的様式(詳細版)」として、令和3年7月にお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくようお願いしています。 また、企業等において就労証明書を電子的に配布できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促してまいります。 また、令和2年12月26日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求めずする手続の見直し」のたの厚生労働省関係事務の一部を修正する各の運用「活用状況調査結果の改正」について、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式等の中で民間や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に対応し、自治体に対して周知してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1419	令和3年7月20日	令和3年8月18日	出産に関する手当等の申請の一元化と書類作成ツールの	<p>出産手当金や社会保険料の免除、育児手当など出産に関わる補助の申請を一元化し簡単にできるインターネットサイトを作りたい。電子申請の他に、文書作成ツールが良い。</p> <p>名義、住所、出産予定日など基本的な情報を入力すると、申請可能な制度が一覧で出る。それぞれの申請書には基本情報が入力されていて、個別に必要な情報はそれぞれに入力する。電子申請、文書を作成してプリントアウト、押印書類のスクリーンショットでの申請がそれぞれできる。</p>	<p>出産手当金や社会保険料の免除など出産に関わる補助が多いのはありがたいが、その申請先が、年金、健康保険、ハローワークと複数で手間がかかる。それぞれ別の申請書には重複する項目も多い。申請書のフォーマットを探すのにも一苦労です。そもそも受けられる支援を見逃すこともありそうです。</p> <p>小規模事業者にはその申請のハードルが高く、出産予定者本人が申請担当者となり悪影響が起れるようになる。</p> <p>e-Taxの様に申請もできるし、プリントアウトもできるサービスがあると、町工場の工具で悪影響が起れるようになる。</p>	個人	厚生労働省	健康保険制度における出産手当金、育児休業中の社会保険料免除、雇用保険制度における育児休業給付金については、各関係法令等に基づき、それぞれ健康保険の保険者（全国健康保険協会又は各健康保険組合）、日本年金機構（保険者が健康保険組合の場合は健康保険組合）、ハローワークに対して申請手続が必要である。	健康保険法施行規則第97条、第105条等	対応不可	行政手続については、押印廃止が進められているほか、本年6月に取りまとめられた規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）においては、厚生年金保険及び雇用保険関係手続におけるオンライン利用の引き上げや社会保険関係手続における電子申請の促進、マイナンバーカードやICカードを用いた情報連携の普及等が明記されたところであり、引き続き、制度の利便性向上や手続に係る負担の軽減のための施策に取り組みまいります。	
1420	令和3年7月20日	令和3年8月14日	死亡届等の手続き	<p>先日、父がなくなり市役所にて各手続きを行ったのですが、死亡届、国民健康保険納付金の変更届、葬祭給付金申請、介護保険資格喪失届、住民票の抹消届け・世帯主変更などないといけない手続きをすべて別の窓口で行いました。受付一つ一つで内部ですべてを処理していただくことはできないのでしょうか。</p>	<p>窓口と手続処理を同じ人が行うため、どうしても人が足りなくなり待ちが長くなってしまいます。それぞれを分業して効率よく行えば、待ち時間も減りますし人員も有効に使えるのではないのでしょうか。</p>	個人	デジタル庁	<p>「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」において、内閣官房は、関係省庁とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、連携が行う手続を削減し、②収入の生前情報をデジタル化し、死後、信託できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるよう、地方公共団体に「地方自治体設置・運営のための支援を行うこと」としています。</p> <p>単体実行計画に基づき、内閣官房情報連携（IT）総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いつつながら手続の負担を軽減する「おくりこみコーナー」（死亡に関する総合窓口）の設置を支援するため、ツール（おくりこみコーナー設置自体は支援対象外）を整備し、その活用方法を案内し「おくりこみコーナー」設置ガイドライン（仮定）を策定・提供しており、現在もデジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。</p>	該当なし	対応	デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくりこみコーナー」の設置支援としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行っていくほか、将来的にマイナンバー利用等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続が実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。	
1421	令和3年7月20日	令和3年4月26日	マイナンバーカード入手の煩雑さ解消	<p>マイナンバーカード申請がWebから出来るもの、申請から個人番号通知書交付まで2ヶ月を用い、さらに受け取りは区役所で行く必要がある、受け取りも手数料が必要という事で、煩雑さを減らなから予約サイトに行ってみると、2ヶ月先まで待たなければならない、申請から4ヶ月を待てる、やっと受け取りとなるようだ。タイムラグや対面での受け取りに煩雑さを感じざるを得ない。</p>		個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				
1422	令和3年7月20日	令和3年8月18日	消防関係各手続の電子申請の採用	<p>現在紙を使っている消防署への直接提出が基本の消防設備点検報告書が初動と、消防設備設置報告書、使用開始届、変更届等の各書類のPDFファイル、メールを使用した電子申請の採用</p>	<p>理由1 現在のコロナ禍において、消防署に出向いての書類のやり取りは感染拡大防止、緊急インフラの安全保障の観点から不必要、消防署でマスターが発生すればその地域の最急医療を含む消防署機能の麻痺に繋がる。消防隊員の不特定多数の来客とのやり取りは可能な限り無くすべき。</p> <p>理由2 消防設備点検結果報告書といった消防署に提出の義務付けられた書類の手続きはその専門性から消防設備点検検査者が建物所有者に代わって代行する事が多いが、その際の品質は結局、建物所有者が最終的に責任を負う形での実施であり、これが消防設備点検の料金の平均価格を引き上げている。本来法令で義務付けられている消防点検を未実施の物件が複数相次いで存在する状況となっている。火災の危険から人命を未然に守る消防点検の実施のハードルを下げる事ができる点で、電子申請を採用した消防関係手続の必要性が必要。</p> <p>尚、新型コロナウイルス感染拡大を受けて令和2年5月15日に消防庁から出された「消防関係手続の押印の省略と電子申請の推進」の通知は強制力を持っており、ほとんどの消防署で実施されている実態がある。強制力を持った消防署の手続きの根本的な改革が早急に進められるべき。</p>	個人	総務省	<p>建物関係者は、当該建物に設置が求められた消防用設備等について定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされています。</p> <p>また、消防庁では、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行い、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」（令和2年12月25日付「消防関係第812号消防庁次長通知」）により、各消防本部に電子メールで電子申請システム等による受付を促しています。</p>	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」（令和2年12月25日付「消防関係第812号」）	現行制度下で対応可能	消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第123号）等により、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について」（令和2年12月25日付「消防関係第812号消防庁次長通知」）により、電子メールや電子申請システム等による申請等の受付促しています。あわせて、消防用設備等の点検結果報告書を含む火災予防分野における各種手続について、申請窓口の一元化や申請書の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、2021年度（令和3年度）に、マイポータル（ポータル）サービスと利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、2022年度（令和4年度）以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することとしています。	
1423	令和3年7月20日	令和3年8月18日	協会けんぽの申請が郵送のみで、かつ先方からの回答遅延も郵送のみになっています。オンライン申請やオンライン通知等を導入していただきたく存じます。	<p>郵送の煩雑さ、通知の遅延、手当金がいつ支給されるか分からない不安からの解消</p>		個人	厚生労働省	<p>加入者・事業者の利便性の向上や負担軽減の観点から、窓口での申請を原則とせず、郵送による申請の促進を図っております。また、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービスセンター：10日（書類不備による返戻期間、就業担当医師等への問い合わせを除く。）」を定めて業務を行っております。</p>	なし	検討を予定	<p>現金給付の申請受付から支給については、標準期間内（10日間）（書類不備による返戻期間、就業担当医師等への問い合わせを除く。）」に実を揃えています。なお、医師等への問い合わせが必要であり標準期間内に支払が実現できない場合は、その旨を郵送でご連絡してまいります。また、申請者から電話で申請の状況について、お問い合わせがあった場合は、随時、状況をお伝えいたします。</p> <p>「運転免許の更新に関する手続の効率化の実施方法については、本人確認や適性検査の確実な実施と、運転免許の更新に必要となる人員を確保していることと承知しております。</p>	
1424	令和3年7月20日	令和3年4月14日	免許更新をマイナンバーを使用してオンラインで可能にする。	<p>免許更新にかかる無駄なコスト削減。特に高齢警察官の人員削減、無駄な資料の削減。コロナ、インフルエンザ感染防止。誕生日が休である49歳に、リウマチの痛み・密になる空間に集まらなければならない。職人の利便性向上、従来時に定められた時間内に決められた場所に行くのは非効率。休日や免許更新でキャンセルできない。</p>		個人	警察庁	<p>現行の運転免許の更新手続では、講習や視力・聴力・運動能力の適性検査を受けていただいた上で、運転免許証を交付する必要があります。運転免許センター等にお越しください。</p> <p>警察官の配置状況については、運転免許の更新業務を行う各道府県警察において、運転免許の更新業務に必要な人員を確保していることと承知しております。</p>	道路交通法(昭和35年法律第106号)第101条第1項、第101条の3	<講習のオンライン化について>対応	<p>運転免許の更新における講習のオンライン化について、警察庁では、優良運転者・一般運転者の更新講習のオンライン化に向けた取組を進めています。</p> <p>「運転免許の更新に関する手続の効率化の実施方法については、本人確認や適性検査の確実な実施と、運転免許の更新に必要となる人員を確保していることと承知しております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1425	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特許庁商標登録手続きについて	私、上野で小さな会社を経営しています。1月9日に番号の商標登録を出願しました。2020年の支払い、出願から10ヶ月後、今度は登録査定のお知らせがきて、さらに2820円支払い申請しました。こんな無駄なことはやめていただきたい。データ化していれば1時間もかからず、簡便であると思います。民間の会社ならとくに潰れていきます。	紙ベースの出願をやめて、さらには印紙もやめる。出願フォーマットを作成し、データベースにしたら、即データを照合して判断できると思われま。今の人員の半分以下でデータ処理ができると思われま。間違いないです。印紙を扱う人もいなくなります。	GFプランニング株式会社	経済産業省	商標登録出願は書類のみならず、電子出願が可能であり、2020年には84%の出願が電子出願によってされています。商標登録出願又は商標登録に係る手数料及び登録料についても、特許印紙に加え、現金納付、(電子)電子納付、口座振替及びクレジットカードによる納付が可能です。(参照)電子出願ソフトウェアサイト <a href="https://www.patfopo.gov.jp/site/index.html">https://www.patfopo.gov.jp/site/index.html</a>	工業所有権に関する手続等の特別に関する法律第3条、第15条の2、第15条の3、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合には、特許印紙に関する法令	事業継続	左記のとおり、電子出願及び特許印紙以外による手数料等の納付は可能です。なお、商標登録出願は、出願後に審査の順番待ち期間及び商標の審査があるため、最初の審査結果通知までに、平均10か月(2020年度)要しています。	
1426	令和3年7月20日	令和3年8月18日	食品等輸入届出書の押印もなしは原本提出廃止の件	食品を輸入する際、押印した食品等輸入届出書の原本を検疫所の食品監視課に提出する必要があります。この書類、押印不要にするか、押印後の原本提出を不要にするか、どちらかとしてFAXでの受付が可能にしたいと思っています。	安全な食品を輸入するためのシステムであることは重々承知しておりますので、届出書を出すこと自体には全く問題ないのですが、原本、輸入する際の到着簿は輸入者の事務所から届れたところにあります。精込年月日、到着年月日、輸入年月日、届出年月日、保管者庫コード等、到着しないといけない項目がありますので、事前に準備することができます。届に持ち込めない場合は郵送させていただきます。準備が出来たら原本をわざわざ空運しないし、急ぎだから空輸で入れても、郵送を要求されましたらそのために1~2日遅延が埋れます。押印不要なし押印は必要だが原本は不要、と書き添えてあれば、検疫所にFAXすれば奉返りせず。押印者の情報の取崩、文書費の取崩、発送料金の取崩、発送後の取崩の心配もありません。郵送のために使用される車両の排気ガスを減らすことも繋がります。また、検疫所員の労力も、郵便物の開封作業をする手間が省け、開封後のゴミも出ることがあります。私どもが食品等輸入届出書を出すことができれば、ロスタイムを無くす事が可能になります。是非ご検討をお願いいたします。	民間企業 厚生労働省	令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検疫所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」といふ。)を求めている輸入食品にかかる手続(食品等輸入届出書を含む。))について、押印等を不要としております。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。「食品衛生法に基づく輸入手続」 <a href="https://www.mhw.go.jp/stf/seisakunituite/bunya/0000144562.html">https://www.mhw.go.jp/stf/seisakunituite/bunya/0000144562.html</a>	なし	対応	令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検疫所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」といふ。)を求めている輸入食品にかかる手続(食品等輸入届出書を含む。))について、押印等を不要としております。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。「食品衛生法に基づく輸入手続」 <a href="https://www.mhw.go.jp/stf/seisakunituite/bunya/0000144562.html">https://www.mhw.go.jp/stf/seisakunituite/bunya/0000144562.html</a>		
1427	令和3年7月20日	令和3年8月18日	厚生年金保険「養育期間標準報酬月額特例申出書」提出(原本及び特別申出書)の添付書類の省略と個人番号の利用の提案	厚生年金保険「養育期間標準報酬月額特例申出書」提出(原本及び特別申出書)の添付書類(「印」本)は、統制と子の生年月日の確認のため、「住民票」は、申出者と子の同居確認のための(年金課員の中心)からであるが、これについては、すべて個人番号の記載で確認可能な事項であるため、手続きの際の添付書類提出を廃止して欲しい。特に住民票は、「育児休業終了」の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要と取替日の規定があり、標準報酬額で仕事と子育ての両立を開始したばかりの親(父)が、添付書類を入手するために時間と金銭(原本と住民票の手数料)を支払って、届けなければならないのは、国の政策である子育て支援とマイナンバーの普及の観点からしても、大変不合理である。	届出の添付書類の理由は、「戸籍簿(印)本」は、統制と子の生年月日の確認のため、「住民票」は、申出者と子の同居確認のための(年金課員の中心)からであるが、これについては、すべて個人番号の記載で確認可能な事項であるため、手続きの際の添付書類提出を廃止して欲しい。特に住民票は、「育児休業終了」の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要と取替日の規定があり、標準報酬額で仕事と子育ての両立を開始したばかりの親(父)が、添付書類を入手するために時間と金銭(原本と住民票の手数料)を支払って、届けなければならないのは、国の政策である子育て支援とマイナンバーの普及の観点からしても、大変不合理である。	あいた社 労働者 労働者 労働者	内閣府 厚生労働省	被保険者からの申出を受けた事業主又は被保険者であった者が厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書(を日本年金機構へ)提出する場合、申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるものとして「戸籍簿本(印)」を、申出者と子が同居していることを確認できるものとして「住民票」の添付が必要となっています。	厚生年金保険法第二十六条 厚生年金保険法施行規則第十條の二	検討に着手	「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に「申出者」と「養育される子の個人番号」を記入いただいた場合は、日本年金機構において個人番号を活用して住民票情報を入力することで、「住民票」の添付が省略できる取組を検討しています。	
1428	令和3年7月20日	令和3年8月18日	収入証紙での納付の廃止	北海道道務事務所において納税証明書の交付申請における手数料納付が北海道収入証紙または郵便小金にて行っております。道務事務所内(札幌市北区北22条西2丁目)に北海道収入証紙発給機が設置されていますが、15時30分閉まってしまふため、その時間以降は発給機が閉じていても申請できない状況です。課税は現金での納付がOKなのに、北海道は現金での納付は認めないのに違和感を感じますし、不便感も感じます。是非とも廃止をお願いいたします。	手数料納付を現金もしくはカード決済にしたいだけだと思えます。北海道収入証紙の廃止すれば、収入証紙を売割くためだけのうらな。そして営業時間8時から15時30分と道務事務所の窓口受付時間とも合わないような、銀行の出張所も廃止出来ず。そもそも、収入印紙でもない北海道収入証紙という存在意義もわかりかねます。収入証紙止になれば証紙の印刷、保管コスト等削減できますし、住民サービスアップにもつながると思われま。法務局でも登記印紙から収入印紙に変わっているのだから。	個人	総務省	行政改革の番号617の回答をご参照ください				
1429	令和3年7月20日	令和3年8月18日	安全運転管理者講習について	現在、1年に1回安全運転管理者講習を受講しなければなりません。この講習にも関わらず、face to faceで受講しないと受講出来ません。受講時間も6時間半になります。受講費は参加費が100名を越え、大変高くなりました。資料費を支払い、WEB形式でも可能な内容です。是非、取り入れることを検討頂たく存じます。	オンライン形式の受講により、受講者の移動コスト削減が可能になる。安全運転管理指導員もオンラインで実施することで、内容を吟味するようになる。大きな変化は不要になる。	個人	警察庁	番号1388の回答をご参照ください				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1430	令和3年7月20日	令和3年8月18日	遺産分割協議書書式について	贈が亡くなり、相続税と不動産の登記手続きをします。まず相続税の申告をするにあたり、手引書を見ながら遺産分割協議書を作成しました。その後、不動産相続登記をしようとした時、相続税の申告で作った遺産分割協議書では対応ができません。新たに異なる形式で作成する必要があります。遠隔地に住む親族に二重署名を依頼して高押印をもらうという大変な作業でした。相続という一つの事象に対し、何故同じような書類をつくらなければならないのでしょうか。共通化を求めています。	上記に合っています。	個人	法務省 財務省	相続財産である不動産に関して共同相続人が遺産分割の協議(民法第907条第1項)をし、その協議結果に基づいて当該不動産の相続登記をする場合には、遺産分割協議の際に作成した遺産分割協議書を、当該登記申請の添付情報として提供する必要がある。	不動産登記法第63条 第7条 第1項第5号 民法第907条	事実確認	相続登記の申請に必要な遺産分割協議書には、遺産分割の対象となる不動産を具体的に記載していただく必要があります。例えば、不動産の所在地や地番又は部屋番号等を登記記録のとおり正確に記載していただく必要があります。また、どの不動産をどなたが相続されるのかについても明確に記載していただく必要があります。 法務省ホームページや国税庁ホームページに掲載されている遺産分割協議書のひな型を確認しましたが、いずれも相続登記の申請が困難になるような内容は見受けられませんでした。 どのような理由により御指摘のような状況になったのかが分かりませんが、上記のホームページに掲載されている例により作成されているものであれば、一般的にその形式等については備はないものと考えられます。 なお、相続登記の申請の際に遺産分割協議書を提供する場合には、原本とその複写したものを両方提供し、原本の還付請求(不動産登記規則第55条)をしていただくことができ、原本をお返しすることができなくなります。	
1431	令和3年7月20日	令和3年8月18日	労災の給付を受ける際の手続きについて	「労災申請時に提出した書類で病院に不十分な内容には捺印を押し、どこへも受給者へ送付しておく。病院や薬局それぞれに別途必要の内容と合わせて各所に送付できるようにすれば効率的で負担も減ります」というシートのデジタル化	数年前、労災の給付を受け助けていただいたのですが事務効率で疑問を感じました(既に改善されていたら申し訳ありません)。 当時に提出した書類が手書きで労災申請だけでなく病院、薬局等に提出する書類にも事故の説明等同じ内容を何度も書く必要は少なからずとも無かったと思います。手書きで同じ内容を書いていくと煩雑にしてしまい、又文字がぼやけたりしてしまいますが本来全く同じであるべき内容です。また病院間で同じ内容が最終的に労災に届きつつも異なる内容の書類だと感じます。ですから提案のようにして共有が必要な情報は各所に同じものが記されるようにして各所で異なる内容についての部分のみが病院等から労災に提出されるようにすれば効率的だと思います。 薬局でデジタル化されて手書きで保険請求するが手間が労災を受け付けていないと言われる何か困って労災を扱っている薬局にたどり着きました。同じ市内の旧厚生省は電子カルテ等も押し進めてきた訳ですし同じシステムで事務処理ができるようデジタル化して効率的にしたいけれど薬局も増え患者も薬局(や病院も?)動かしづらいです。病院も患者も手書き書類を提出しているというところではデジタル化の進捗も遅いように感じています。大々やらずにデジタル化したものが使えるようにするなど省内の厚生部と連携して同様のシステムづくりをしていただきたいです。	個人	厚生労働省	(1点目) 法令においては、労災保険給付の支給を受けようとする者は、その給付種別ごとに労働者の氏名、生年月日及び住所、「事業の名称及び事業場の所在地」、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」等を記載した請求書、所轄労働基準監督署長に提出しなければならぬとされております。 (2点目) 労働者の方が業務又は通勤が原因で負傷した病気にかかったときは、労災病院や労災保険指定医療機関(薬局等)以下、「指定医療機関等」といいます。)において、自己負担なく治療や薬剤の支給を受けることができます。 指定医療機関等から申し出る診療費等の請求については、現在、オンラインによる請求が可能となっております。	労働者災害補償保険 法施行規則	(1点目) 対応不可 (2点目) 現行制度で対応可能	(1点目) 労災保険給付の請求が労働基準監督署にされた場合、その請求書ごとに審査を行い、支給又は不支給の決定をしているところです。 例えば、休業補償給付の請求を行う場合は、請求書を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。また、本来、原本文書に捺印が必要である内容を、どこに一度で流用する等の取扱いが、本人作成の真正性の確認との面があり、業務において非常に困難があるところです。 (2点目) 厚生労働省としては、指定医療機関等を増やしていくとともに、労災レセプトのオンライン化のさらなる普及促進に努めてまいります。	
1432	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特定建築物定期検査報告書について	現在、不特定多数の利用する建築物について毎年定期検査を行い換気設備、排煙設備、非常照明設備、防犯設備、エレベーター等を検査。検査し決定が政府に提出が義務付けられているが、消防法、特定建築物衛生管理者による検査所への提出は日毎に費用がかかるため結果を提出しており、同じような書類を提出しています。なので統一化を促して欲しい。建築物定期検査は上記の者がいる建築物は不要、又は廃止してほしいと希望しています。	上記のような建築物に関する規制が縦割りのせいでも重複する部分が多数あり、提出先や書式も違うため同じような書類を提出しています。 1本化するが役割分担されているのであれば統括したものは必要だと思います。 2点検するものもそれぞれ国家資格が必要となっているものなので依頼すると、費用がかかります。	個人	総務省 国土交通省 厚生労働省	建築物定期検査法第12条第3項 「建築物(昇降機を除く。)の定期検査報告書における検査及び点検点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果を定める令(平成28年5月10日国土交通省告示第283号) 防火設備の定期検査報告書における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果を定める令(平成28年5月2日国土交通省告示第22号) また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、特定建築物の所有者、占有者等に対して、建築物衛生管理基準に基づいて維持管理を行うことを義務付けておりますが、毎年、換気設備等の定期検査結果を保健所に提出することは求められていません。 また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、特定建築物の所有者、占有者等に対して、建築物衛生管理基準に基づいて維持管理を行うことを義務付けておりますが、毎年、換気設備等の定期検査結果を保健所に提出することは求められていません。	建築物定期検査法第12条第3項 「建築物(昇降機を除く。)の定期検査報告書における検査及び点検点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果を定める令(平成28年5月10日国土交通省告示第283号) 防火設備の定期検査報告書における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果を定める令(平成28年5月2日国土交通省告示第22号) また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、特定建築物の所有者、占有者等に対して、建築物衛生管理基準に基づいて維持管理を行うことを義務付けておりますが、毎年、換気設備等の定期検査結果を保健所に提出することは求められていません。	事実確認	制度の現況欄に記載のとおりです。	
1433	令和3年7月20日	令和3年8月18日	産業廃棄物処理業の更新届出について	窓口申請届出の廃止	産業廃棄物処理業の更新申請時に窓口に対面申請の廃止を希望している。 申請金が銀行振込のために、その場で受け取れないといけない。 申請金を入金し、発行済の領収書を受け取り、申請書や労力をかけている必要があると思う。 窓口では必要書類の確認等などと言っているが郵送及び電話での対応でできる申請はたくさんある。	個人	環境省	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請については、制度上、窓口での申請に限られるものではなく、電子申請、郵送にて申請を行うことも可能となっており、各地方公共団体において適切に対応いただくよう「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可申請における対応について(通知)」(令和2年4月27日付け環境省・資源循環局環境規制課長通知)において周知しております。 また、申請に係る手数料の納付を収入証紙によることは、地方自治法第231条の2第1項の規定により条例で定めることによりもものであるため、各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくものであります。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第201号) 地方自治法(昭和22年法律第231条)第1項	現行制度で対応可能	制度の現況欄に記載のとおりです。	
1434	令和3年7月20日	令和3年8月18日	療育手帳制度の全国共通化	身体障害者手帳と同様、知的障害者に対する手帳である。いわゆる「療育手帳」制度があるが、身体障害者手帳と異なり裏付けとなる法的根拠がなく、結果として各自治体独自の施策に近い状態となっている。このことから、以下の弊害がある。 1.そもそも自治体が発行するものであることから手帳の名称が自治体によって異なり、療育手帳と言わず「愛の手帳」「みどりの手帳」など統一が取れない。 2.身体障害者手帳と同様程度によって等級が分かれているが、等級自体が自治体によって異なるため、他都道府県への移転など等級の異質性がない。 3.一般に身体障害者手帳と同等の扱いを受けられる場合が多いが、上記の法的根拠がない状態では身分証明と認められない場合がある。また自治体によって物理的に様々な形態があるため、逆に確認しやすいことから身分証明の取付け内になっている可能性がある。 4.制度の裏付けが弱いせいか療育手帳の認知度が低いと考える。	現在、知的障害者に対し発行される障害者手帳である。いわゆる「療育手帳」制度があるが、身体障害者手帳と異なり裏付けとなる法的根拠がなく、結果として各自治体独自の施策に近い状態となっている。このことから、以下の弊害がある。 1.そもそも自治体が発行するものであることから手帳の名称が自治体によって異なり、療育手帳と言わず「愛の手帳」「みどりの手帳」など統一が取れない。 2.身体障害者手帳と同様程度によって等級が分かれているが、等級自体が自治体によって異なるため、他都道府県への移転など等級の異質性がない。 3.一般に身体障害者手帳と同等の扱いを受けられる場合が多いが、上記の法的根拠がない状態では身分証明と認められない場合がある。また自治体によって物理的に様々な形態があるため、逆に確認しやすいことから身分証明の取付け内になっている可能性がある。 4.制度の裏付けが弱いせいか療育手帳の認知度が低いと考える。	個人	厚生労働省	番号1038の回答をご参照ください				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1440	令和3年7月20日	令和3年4月14日	免許証の完全電子化	免許証に埋め込まれているICチップを活用し、更新・記載事項変更・指定除除などを電子的にのみ処理し、紙ベースの申請、物理的な記載事項の書き換え(スタンプによる備考欄追加)を廃止して欲しい。現状、旧来の物理的な書き換え(備考欄にスタンプを押す)は、更新の際に紙での書き換え(スタンプ)の書き換えと併用されているので、電子化によって単純に手間が増えているだけ。	問題点 免許証のICチップが十分に活用されておらず旧来の運用が残っているためむしろ手間が増えている 例 免許証に住所などが記載されているが、引っ越しすると裏面の備考欄にスタンプを押してやがてスペースがなくなるなど新規免許証を発行する羽目になります。これではICチップが入っている意味がないので電子的な運用にしてほしい。 → 最新住所のみの印字や、または住所は印字せずアプリなどで誰でも読み取れるようにするなど。 → 物理的な免許証の書き換え(スタンプを押す)は1分程度で完了したのに、ICチップを書き換えるから1時間待たなければならない。本来転倒。	個人	警察庁	令和4年に改正された道路交通法において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第96条の2第1項及び第3項、第101条の4の2第2項及び第5項	対応	道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号、以下本欄において、「法」といいます。)(の規定により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました(令和6年度末までに施行予定)。法においては、マイナンバーカードのICチップに有効期間、免許の種類、免許の条件等の免許に関する情報を記録するという方法で電子化を行うことができています。 法に基づいて一体化されたマイナンバーカードのみを所持することを選択した場合には、こうした記録は全て電磁的な方法により行われることとなります。	
1441	令和3年7月20日	令和4年1月13日	道路運送法における旅客自動車運送事業の認可制度について、(1)より多様なサービスを受け入れられるように認可要件を緩和してほしい。(2)地域によってはタクシー業の保護のため、新規登録もできないが、新規登録を可能または別の特別として認可してほしい。	ラグジュアリーホテルの運営を行っているが、地域のタクシー会社では高級車での送迎対応は一定の収益見込みがない限り対応困難であり、お客様の期待する送迎サービスを提供する所がない。 ホテルが所有する高級車では無料送迎で、かつ限定的な場所への送迎のみが許容されている。 ホテル自身が新規に旅客自動車運送事業を始めるには、車両を5台以上を所有する必要があるなど、行いたい事業規模にそぐわない案件がある。 そもそもホテルが立地する地域では新規の一般乗用旅客自動車運送事業登録は受け付けられていない。 ラグジュアリーな送迎サービスとして、高級車を使って、有料で、任意の場所まで送迎できるようなサービスを行いたい。が、現業には高級なタクシー会社に収益を貢献した乗客送迎を受けてもらわなければならない。 海外のリッチなお客様が期待するサービスと現地のタクシー会社とはサービス面で異なるため、言語対応もできない。 需要が実現した場合、海外のリッチなお客様の集客増加が見込め、地域の国際的な知名度・人気向上につながる。 新しいサービスによる旅行業の売上などで地域・産業の活性化が望める。 地域のタクシー会社のサービスでは実現できないサービスを行うため、既存タクシー会社とは競合しない。	民間企業	国土交通省	「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)(の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国土交通省72号)において、最低車両数等の審査基準が定められており、新たに許可等を行う場合は当該処理方針に適合する必要があります。 また、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年6月26日法律第64号)第14条の2に基づき、供給過剰となっている一部の地域では新規許可が禁止されています。	〇一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)(の申請に対する処理方針(平成13年8月29日付け国土交通省72号)第29日付け国土交通省72号) 〇特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)	田行制度で対応可能	一般乗用旅客自動車運送事業については、運転者の労働条件の悪化やサービスの質の低下を解消するための新規参入・増車に関する規制や、輸送の安全確保を目的として、運行管理や整備管理を的確に実施できる体制を維持する上で十分な事業規模を確保するための最低車両台数等の基準を設けているところである。 地方、当該事業には、タクシー以外に、高級車による送迎や対面送迎が可能ハイヤー(タクシーと異なる)が、当該事業には、タクシー以外にも存在しています。規制改革事項の明確化も必要となりますが、御提案にあるようなサービスについては、既存のハイヤーをホテルの送迎に御活用頂くことで対応可能となる場合もあると考えられています。		
1442	令和3年7月20日	令和3年8月16日	車検の検査までの期間の延長	現在、2年ごとの車検が通期になっていますが、現在の車検では必ずしも車検が少なくなく、車検、バイクとも、車検までの期間を、4年へ延長を検討してください。	現在の車は色々な規制によって、もたら壊れにくい構造になっており、2年で壊れるようなものもなくなってきている。消耗品の点検など、タイヤやタイミングベルト、ブレーキパッドなど、定期的に行う方が良いものもあるが、壊れにくいものも増えているので、4年に延長し、中間に消耗品のみの2年での中間チェック検査は取らないで行うようにすればいい。	個人	国土交通省	番号457の回答をご参照ください				
1443	令和3年7月20日	令和3年4月14日	免許更新講習のオンライン化	免許試験場での免許更新講習のオンライン化	感染防止の観点から免許更新講習をオンライン化してほしい。 免許試験場は、建物が多く換気設備も費用で、教室も狭いため、3密の温床になっていて、更新に行くのが恐怖である。目の検査も掛かりつけ医での検査証明書等で、代替するなど、で対応してほしい。 国・教習所での運転免許の学科教習のオンライン化を検討しているとのことなので、こちらのオンライン化も何卒検討願いたい。	個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手続きでは、講習や視力・聴力・運動能力の適性検査を受けていた上で、運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しただいていただきます。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項、第5項及び第6項、第101条の3 道路交通法施行規則(昭和35年運輸省令第80号)第29条	講習のオンライン化について 運転免許証の更新における講習のオンライン化について、警察庁では、優良運転者・一般運転者の更新講習のオンライン化に向けた取組を進めています。 運転免許証の更新に係るその他の手続の実施方法については、本人確認や適性検査の確実な実施について観点から、慎重な検討を進めるものと考えています。 また、運転免許証の更新手続きにおいては、多数の申請者の手続を短時間で行う必要があるところ、適性検査を医師の診断書で代替可能な場合、医師が作成した真正な診断書であることを確認するために一定の期間が必要となり、かえって窓口での円滑な業務に支障を来すおそれがあることから、ご提案の事項については慎重な検討を要すると考えています。		
1444	令和3年7月20日	令和3年11月4日	運転免許証の海外対応と国際免許証の廃止	現在海外で自動車運転する場合、国際免許証の取得が必要である。国際免許証は運転免許証の裏面に他ならず、1年一回の更新も現在の免許更新制度と同期でおらず、利用者へ負担となっています。そこで運転免許証に実用者(外国人)と同じような制度を設け、海外でレンタカーや警察等も確認できるようにすれば、国際免許証は必要ないと考えます	【背景】 この国際免許証制度は「1949年9月19日の道路交通に関する条約」という国際条約に基づいた法律に準拠しているようだが、実に70年前に制定された法律であり、現在のように海外渡航が一般的なとなった世の中では、見直しが必要であると考えます。 私はアメリカに住居していますが、CAの運転免許は欧州等非英語圏の国に行っても通用します。日本のように英字表記がないために海外で通用しないというのは、限られた語種にすぎず <a href="https://www.roa.gov/policies/application/license_renewal/pdf_foreignIDP.pdf">https://www.roa.gov/policies/application/license_renewal/pdf_foreignIDP.pdf</a> 【想定される経済効果】 この提案が実現した場合、まず免許証より大きくはるる紙の国際免許証を発行する必要がなくなり、利用者及び発行者はすべて、申請、材料、人的コストなど発行にかかるコストを減らす事ができます。 現在、東京都では2,350円の費用負担が求められますが、どのよう費用内訳的な不透明です。利用者にとって不便な時間、労力、コストを強めています <a href="https://www.keihicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai01.html">https://www.keihicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai01.html</a> また1年に一回の更新も海外によく行く利用者にとっては大きな負担であり、単純に免許証の有効期間に合わせる事によって、利用者の負担軽減ならびに東京都公安委員会等地方自治体の管理コストも軽減ははずです	個人	警察庁	番号236の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1445	令和3年7月20日	令和3年8月18日		育児・介護休業法における短時間勤務等の措置に関して、現在は3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置を義務付けられているが、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については努力義務であるため、多くの親は子が3歳になったからフルタイムで働くことになる。すると養育の延長時を伸ばす必要があるが9時まで預けられなくなる保育園は少なく、子を持つ親は長時間預かる保育園への希望が集中する。待機児童増加に繋がる。待機児童削減には、ただ保育園を増やせばいいのではなく、待機の延長を義務付けるか、親が希望した場合、短時間勤務の延長を小学校就学の始期まで義務づけて欲しい。	義務化された制度が実れば、企業は変わるし、変わるを得ないと思う。義務化された制度が実れば、子供がいて働けやすい環境が望んで子育てしながら働く女性が増加、働き方改革、待機児童対策、少子化対策につながると思うから	個人	厚生労働省	事業主は3歳未満の子を養育する労働者で、育児休業をしていないものについて、育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。また、その3歳から小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児のための短時間勤務等の措置を講じるように努めなければならない	育児・介護休業法第23条、第24条	対応不可	育児のための短時間勤務の措置は、子がある程度心身が発達するまでの時期はこの養育に特に手厚いからと、この時期について短時間勤務の措置義務の対象としたものです。育児・介護休業法では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務等の措置を講じることを努力義務として定めるほか、労働者からの請求があった場合に時間外労働や深夜業の制約を講じることができることとされており、これらの制度を通じて仕事と育児の両立を支援しております。（なお、短時間勤務制度の対象となる子の年齢の引き上げに関しては、事業の負担と制度利用が女性に偏っている現状も考慮し、慎重な検討が必要と考えております。）	
1446	令和3年7月20日	令和3年4月26日	マイナンバーカード引き取り	マイナンバーカードはWeb申請できるが、引き取りは役場窓口平日の短時間のみ、一分土曜日しかも予約制で渋谷区では週間先まで予約が取れない、そんなシステムに税金をかける、引き取りだけなのに事前予約すべきなのを、書類も簡単でも導入し、利便性がある。24時間web申請させるならもっと24時間受け取りにくいという意味がない。	マイナンバーを普及させて利便性あげるなら、もっと基本的な部分を見直すべき。それができればもっと申請数増えたら、役場の業務も軽減されるはず。	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				
1447	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ハローワークの紹介状について	民間企業の人事の管理職としております。弊社でもテレワークが推奨される中において、ハローワーク求人に関連する業務について、頭を悩ませております。紹介状は原本での取りのため、原則として郵送の受付をしなければならず、結果はAで返信しなければならぬと、出社を以ての作業が求められています。週1、2日の社内でとめて、対応しなくては、応募者を持たせるといなり、問い合わせの電話対応が増えるなど、たいへん非効率です。オンライン化した方が求職者も企業も便利だと思います。テレワークを推奨する時世において、出社せざるを得ないフローを行政が求める状況の解消をご検討頂きたいです。	全てオンライン化することで、応募者の手間と費用（履歴書の印刷代、写真代、郵送料）の軽減になり、1日でも早く仕事を発つたい人には応募のスピード化も見込めます。再雇用・企業は業務効率化や転職事故や社内紛争のリスク軽減、コスト削減になります。ハローワーク側の事務処理のデジタル化による処理スピード向上、FAXの送信待ちや報告の行き違いの防止になります。紙を使ったやり取りが必要ない連絡が増えます。ハローワークご担当者との「送った」「届いた」の無駄なやり取りや、企業によっては履歴書の送付作業も手間と労力が少なくて済みます。送付をあらかじめ確認し、問い合わせのやり取りや、その後の対応などは無駄なストレスでしかありません。「企業はメールや企業が使用するフォームからの応募の際に、ハローワーク名と紹介状番号を入力して応募するよう応募者に案内して応募受付、ハローワーク側は専用フォームを設けて、企業が紹介番号と応募者名、連絡結果とでの理由の回答を受け付。」これだけのことが何故できないのでしょうか？	個人	厚生労働省	ハローワークの職業紹介業務におけるオンライン化は順次進められており、現行は、ハローワークインターネットサービス上でマイページを開いたことにより、求人申込み、紹介状の交付や報告結果のハローワークへの連絡もオンラインで可能です。なお、職業紹介の際に交付する紹介状については、窓口での手交のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での交付等取組に対応しています。		対応	制度の現状欄に記載の取組に加え、令和3年9月に、ハローワークインターネットサービスにおいて求職申込み、応募、職業紹介・紹介状の交付に加え応募書類の送付倉庫の実施がオンラインで可能となる予定です。	
1448	令和3年7月20日	令和3年8月10日	訪問介護事業者における介護保険と障害福祉サービス（居宅介護支援・訪問・行動援護等）を介護資格を持つスタッフが、高齢者と障害者（児）に差別してサービス提供できる制度になっている。しかし、その都道府県への設立申請は介護保険法と障害福祉サービスでは厚生の部課に異なるものをする必要がある。さらに、運営上の関係連等へのセブテブや施設改善加算の申請などは、同じような書類の作成が必要となっており、小規模で多い訪問介護事業者には負担である。このあたりの規制の行政を整理していただけないか。少くとも書類の共通統一化（設立と運営、変更の両方）または、どちらか一方のみの書類で両者の運営ができるようお願いしたい。	人は誰でも、運悪く、障害者にもなれば、年を取り要介護者ともなりうるが、医療・介護・障害福祉の3つの制度をうまく利用できると基本的な人権も満たされたい。具体的な例としては、90%以上が申請している「施設改善加算」の申請は、ほぼ同じ内容の書類を毎年、県の介護保険課と障害福祉課に提出する。さらに、ヘルパーの勤務実績を、介護保険と障害福祉で何時何分働いたかを出勤簿につけて、それぞれ別の資金を計算しないと年度末に出す「実績報告書」の作成が別々になってくる。また、「従業員等の体制及び勤務形態一覧表」も介護保険と障害福祉で、それぞれどうのようになっているか明確でない。今年10月には、厚生労働省から市役所経由で、介護保険のみが特化した新たな全国統一版の「一覧表」が送られてきたが、障害福祉は受けることができない。まさに縦割りの行政である。（厚生労働省 老健局 介護保険課 総務課 発信 subject 介護保険最新情報vol.878の送付について、9/30）上記に限らず、報酬引換の一部の共通部分を共有化・統一化した書類にするなどで、介護・障害福祉事業者の事務負担を軽減でき、利用者へのサービス向上とサービス向上に資する。こうした業務作成が軽減されるメリットが生まれる。また、これらの介護保険と障害福祉の制度自体があまりに細分化・複雑化しているので、県や市レベルの行政の担当者の意見や判断もかなりばらつきが多く複雑なこともある。簡素化により、行政側のコスト削減と向上の両方が見込める。	民間企業	厚生労働省	・介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプ等）サービス、ショートステイの指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅サービスの指定を受ける場合については、一方の指定申請の際に提出した事項について、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしています。申請できる書類の詳細については、以下Q&Aをご覧ください。 「介護保険最新情報」052「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）」（令和3年9月28日）問123 「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（vol.1）」（平成30年3月30日）問2	介護保険法施行規則第114条第4項、第119条第4項、第121条第5項	現行制度下で対応可能	今後につきましても、引き続き現場の文書負担軽減について努めてまいります。	△	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1449	令和3年7月20日	令和3年8月18日	海外大学に在籍する日本人研究者・大学院生による調査票情報の利が事実上不可能となっているので、アクセスの改善を願いたい。	(1) 政府統計の二次利用に關し、海外の大学に所属する研究者・大学院生による調査票情報の利が事実上不可能となっているので、アクセスの改善を願いたい。 (2) 政府の管理する行政データ(例: 厚生労働省の匿名シレブ情報)の二次利用に關し、海外の大学に所属する研究者・大学院生による利が事実上不可能となっているので、アクセスの改善を願いたい。	(1) 2019年の統計法の制度改正により、政府統計の調査票情報の研究目的での利用可能性が拡張された。しかし、統計法第33条の2による調査票情報の学術目的での利用対象を「学校教育法に定める」大学が行う調査研究、大学等に所属する教員が行う調査研究に限定していることから、海外の大学等の研究機関に所属する日本人の研究者、大学院生による利用が事実上不可能となっている。メモリ力をはじめとする先進国、トピコなどの新興国、また多くの発展途上国において、政府統計のマイクロデータは国際公共財として外題の研究者にも広く提供されており、国際的な研究競争の競争多岐の短差が縮み出され、研究成果は政策立案の材料として広く社会に還元されている。情報セキュリティの観点から日本政府がデータの国への持ち出しに一定の制限をかけたこととある程度理解できるが、情報セキュリティの観点から日本社会に関する知見の深化・社会還元というベネフィットを比較して、海外を拠点とする研究者を排除するのは過剰な規制ではないか。秘匿性の高い調査票情報の提供にあたっては、オンライン施設が設置されたことと見ている。海外所属の日本人研究者・大学院生には一時的にオンライン施設の利用を前提としてデータを提供するなど、規制の緩和を検討いただけないだろうか。 (2) 厚生労働省の匿名シレブ情報等、政府の管理する行政データの二次利用に關しても、同時に「学校教育法に定める」大学との利用制限がかかっているために、海外大学所属の日本人大学院生が利用促進に必要と感ずることからできない状況となっている。これについても同様の規制緩和をご検討願いたい。	個人	脱税者 厚生労働省	統計法第33条の2 第16条第18条の2	執行制度下で対応可能	(1)について ○調査票情報の提供先については、統計データの保護の観点から国内に限定しておりますのでその点はご留意いただければと存じます。海外在住の研究者が来日し、国内のオンライン施設で調査票情報を利用することは可能です。 ○また、大学院生については、競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかとされているような場合であれば調査票情報を利用することは可能です。 (2)について ○匿名シレブ情報の提供先については学校教育法第1条に規定する大学・大学院としており、海外大学・大学院が提供先となることはできません。海外大学所属の大学院生・大学院生であっても、科研究等の補助金等(※1)を充て、利用目的が国民保健の向上に資するものであれば、個人としての申請は可能です。この場合においても、情報保護の観点から、利用者は日本国内に限定されていますが、適切な利用場所の確保など、日本国内において適切な安全管理措置を講じることができない提供先者については、オンラインリサーチセンターをご利用頂くことも可能としております。 (※1)補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2(同法第238条第1項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号)第16条第5項に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する補助金等。	
1450	令和3年7月20日	令和3年8月18日	放課後児童健全育成事業(学童保育)において、毎年度の更新申込に際して、昨年度提出した情報を今年も提出するケースがかなりあります。	放課後児童健全育成事業(学童保育)において、毎年度の更新申込に際して、昨年度提出した情報を今年も提出するケースがかなりあります。	放課後児童健全育成事業の年度更新申込手続きは、毎年度同じ事業者に対して昨年度提出したものとほぼ同じものを提出しているのが現状です。また、毎年度初めに小学校を念めて児童の登録に当たるのを保護者が主に手書き等で作成して提出しておりますが、基本的にはデータベース(児童の登録)は事業者側で作成管理するべきものだと考えられます。また、今年から放課後児童健全育成事業所までの経路を示した地図も、現在の地図情報(オンライン)情報化により、正しく、自宅から放課後児童健全育成事業所までの経路を示した地図も、現在の地図情報(オンライン)情報化により、正しく、自宅から放課後児童健全育成事業所までの経路を示した地図の提出は速やかに廃止するようお願いいたします。	個人	厚生労働省	なし	執行制度下で対応可能	制度の現状に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1451	令和3年7月20日	令和3年4月14日	住民票の写しの記載事項の省略について	住民票の写しの記載事項について、従前の住所の記載省略が認められていない。各種手帳において、住民票の写しの提出が求められた際、従前の住所に関する情報が必要とされる場面は稀であるにもかかわらず、省略できない事項とされている。記載事項証明書で対応できるものの、認知度が不十分であることから、相手方からは住民票の写しの提出を求められている。記載事項証明書という相手方への説明が煩雑になるため、住民票の写しの提出を求めているケースが多いものと思慮する。個人情報に対する意識の高まりにより、必要以上の情報は渡したくないという声は多く、インターネット上の質問サイトでも、「前住所の記載のない住民票の写しを欲しい」という声がよく見られる。	住民票の写しの提出が求められた際、従前の住所に関する情報が必要とされる場面は稀であるにもかかわらず、省略できない事項とされている。記載事項証明書で対応できるものの、認知度が不十分であることから、相手方からは住民票の写しの提出を求められている。記載事項証明書という相手方への説明が煩雑になるため、住民票の写しの提出を求めているケースが多いものと思慮する。個人情報に対する意識の高まりにより、必要以上の情報は渡したくないという声は多く、インターネット上の質問サイトでも、「前住所の記載のない住民票の写しを欲しい」という声がよく見られる。	個人	総務省	住民基本台帳法第12条	現行制度下で対応可能	各種手帳において、住民票の写しの提出を求めらるどうか、また、住民票記載事項証明書の提出で代替可能については、当該手帳の実施主体において判断されるものであると考えております。			
1452	令和3年7月20日	令和3年4月14日	キーボードなどの規制(原付やミニカーなどの)	曖昧な中華製品が横行し、完全にアウトのものも多々徘徊している。【警察庁】電動アシスト付き自転車も同様。(完全電動が検出されている)各都道府県の警察庁において規制があまりない。【消費者庁】原付やミニカーなどについては、内閣府でしか規制されていない。	既製品なのか公道走行可(原付やミニカー)なのか曖昧な商品が法規制に対するグレー帯もしくはブラックな表現で売られている。電動アシスト付き自転車も同様。(完全電動が検出されている)各都道府県の警察庁において規制があまりない。【消費者庁】原付やミニカーなどについては、内閣府でしか規制されていない。	個人	警察庁 消費者庁 国土交通省	【警察庁】電動キックボードを始めとする低速・小型の電動モビリティ(いわゆる電動キックボード等。以下対応の概要欄において「電動キックボード」といいます。)は、その定格出力等に応じて、道路交通法(昭和35年法律第105号、以下本欄及び対応の概要欄において、「法」といいます。)上の自動車又は原動機付自転車に該当します。また、アシスト比率等が、道路交通法施行規則(昭和35年政令第60号、以下本欄において、「府令」といいます。)第1条の3で定める基準を満たす原動機を用いる自転車は、補助補助機付自転車(以下対応の概要欄において「電動アシスト自転車」といいます。)に該当し、自転車の交通方法に使うこととされています。なお、アシスト比率が府令で定める基準に該当しないものは、その定格出力等に応じて、法上の自動車又は原動機付自転車に該当します。【消費者庁】不適合品種及び不当表示防止法(以下「商品表示法」という。)においては、一般消費者に商品・サービスの品質等の内容について、実際のものと著しく異なる表示を禁止しています。【国土交通省】原動機を有する車両について、道路交通法第2条では、寸法や出力に応じて自動車又は原動機付自転車に区分し、それに応じて適切に規制を行っています。	【警察庁】道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号、第10号及び第11号の2。【消費者庁】消費表示法第5条第1号。【国土交通省】道路交通法第2条、第3条等。	【警察庁】現行制度下で対応可能	【消費者庁】現行制度下で対応可能	【国土交通省】現行制度下で対応可能	△
1453	令和3年11月16日	令和3年7月20日	薬剤師本人によるインフルエンザ予防ワクチンの自己注射	現在薬品の専門家である薬剤師であつて、インフルエンザ予防ワクチンの接種のために病院へいかなければならない。諸外国では、薬剤師がインフルエンザ予防ワクチンを一般市民に接種しているところがある。薬剤師による自己注射を認めるだけでも、看護師・医師の業務軽減につながる。自己注射にあつたては、手続の簡便さと業務の軽減を兼ねる。いずれば米国のように一般へ接種できるようになれば、看護師・医師の冬季の大幅な業務軽減となるほか、手軽に大勢の人にワクチンが接種できる環境の構築が図れる。	医療従事者(医師・薬剤師・看護師)の業務軽減	個人	厚生労働省			事実確認	事実確認(提案内容について、規制自体が存在しないなど事実確認でもある)		
1454	令和3年7月20日	令和3年4月26日	マイナンバーカード普及について	私の自治体では、マイナンバーカードにて住民票や印鑑証明書がコンビニ印刷可能ですが、対応していない自治体は窓口に行かないと取れないのは、非常に不便だと思慮する。普及には、もとの便利さを活用してほしいものです。	全自治体にて取得可能にする。印鑑も不要なら、問題ないかと思う。高齢者への配ではあります。それは何らかの期星(登録電話)に電話をすとかか	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。					
1455	令和3年7月20日	令和3年8月18日	海外への債権の送付に際して、郵便の独占の廃止	債権には、契約書・請求書なども含まれるが総務省はガイドラインを出しているが、日本国内から海外へ債権を送る手段として現在の「郵便」による独占を廃止し、民間の配送サービスで債権を海外に送られるようにする。	ビジネス文書のなかで、契約書や請求書、外国政府への報告書・申請書など、原本を海外に送ることは業務上想定される行為である。上記のようなビジネス文書は債権と規定されることから郵便法の規定により、配達サービスとして郵便しか利用することができない。現在のコロナの混乱下では、郵便が海外向けの配達サービスも欠陥に陥り、停止しており、郵便法ができたため大変困っている。民間業者の文字・配達サービスは継続していることも多く、そちらを使用したい。郵便法の独占規定により、民間業者を使用することができない。郵便が、業務の独占権を行使されているにも関わらず、その業務が遂行できない状況は、国民の行動を制し制約している。したがって、海外向けの債権の送付に際して、郵便の独占を廃止し、民間サービスも併用できるようにしてほしい。	個人	総務省 トイコン会社	郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項は、「(会社(契約より会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。))以外の者は、何人も、他人の債権(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事業を通知する文書(以下「同じ」)の送達を要してはならない。))と規定していますが、民間事業者による債権の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条により、両者各号の送達については、郵便法第4条第2項の規定は適用されません。したがって、海外向けの債権の送達については、民間事業者による債権の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条により、両者各号の送達については、郵便法第4条第2項の規定は適用されません。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各国における国際郵便物の受入停止と日本を発着する航空便の減便などにより十分な輸送力が確保できないことから、日本郵便株式会社において、一部の国・地域を「国際郵便」について、その引受けを一時停止しています。日本郵便に対しては、国際郵便サービスを含める状況について報告を求め、総務省として国際郵便ができる限り提供されるよう努めています。	民間事業者による債権の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1456	令和3年7月20日	令和3年8月26日	海外居住時のマイナンバーカードの取扱いについて	海外転勤の場合に、マイナンバーカードを居住地の市町村に送納し受け取れないという扱いを改善していただきたい	海外転勤する機会が多い仕事に就いております。以前、海外転勤の際、マイナンバーカードを一旦返却し失効させるよう求められました。そして、帰国し、ふたたび国内勤務となった際には、手数料1000円余りを支払ってマイナンバーカードを再発行してもらう必要がありました。住民票と紐付けで発行されているカードなので、住民票がなくなれば失効させるのは当然ということなのでしょうが、海外に転勤しても、日本国籍を喪失するわけでも、住所がなくなるわけでもないのですから、例えば、海外での居住地を管轄する大使館の取扱いにするなどして、マイナンバーカードを海外転勤の度に失効させるという仕組みを改めていただけないでしょうか。マイナンバーカードの普及を国民に求めているわりには、あまりにも不便な仕組みだと思います。	個人	総務省	国内転出者によるマイナンバーカードの継続利用については、令和6年度以降に開始することとしております。これに合わせて、国内転出者が一時帰国することなく、カードの受取りを希望する在外公館において、必要な本人確認等を経て、カードの交付等を受けられる仕組みを設けることを考えております。	改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第8項	対応	制度の現状のとおりです。	
1457	令和3年7月20日	令和3年8月18日	車の車検を3年周期にしたらどうか	日本車は優秀なので、10年間は3年車検で実施したらどうか、10年を超えたら2年車検にすれば、車の費用も抑えられ、車も買ってもらえらると思われ	日本車は優秀なので、10年間は3年車検で実施したらどうか、10年を超えたら2年車検にすれば、車の費用も抑えられ、車も買ってもらえらると思われ	個人	国土交通省	番号96の回答をご参照ください				
1458	令和3年7月20日	令和3年4月14日	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限更新をオンライン化	マイナンバーカードは必ず誰もが年に1回、電子証明書の有効期限を更新する必要がありますが、わざわざ市役所などに行って窓口にて更新手続きをしなくてはなりません。それを自宅でもインターネットでできるようにするというのが理想的です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理由</li> <li>-市役所や役場へわざわざ行かなければならず非常に面倒。</li> <li>-平日しか手続きができない。</li> <li>-未成年者の場合は親権者も同行しなければならない。</li> <li>-足が不自由な人や自家用車がない人などは交通費がかかる。</li> <li>-代理人による手続きは可能だが、署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書、照会書等回答書を持参し、その照会書に照会書と照会し、照会書等の回答書も委任状も兼ねなく記入し、専用の封筒に封緘した状態で窓口を持って行かなくてはならない。</li> <li>-役所側も窓口対応の人員を割かなければならない。労務もかかる。他の重要な職務に専念できない懸念がある。</li> <li>-役所で行われる手続きはパスワードの確認と本人確認が必要であり、パスワードでも対応できるも推奨される。</li> <li>-マイカード所持者は例外なく、5年に1回はこの手続きをしなければならない。</li> <li>■効果</li> <li>-役所に行かなくても手続きができて、便利。</li> <li>-平日でも手続きが可能。</li> <li>-未成年者の場合、親権者の同行が必要になるので親権者の負担が軽減される。</li> <li>-高齢者や障害者、代行人への負担の軽減。</li> <li>-市役所役場の職員の窓口業務削減に伴う負担軽減効果。</li> </ul>	個人	総務省	番号292の回答をご参照ください。				
1459	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特定技能外国人受入れ制度について	特定技能外国人を受け入れ雇用する際に、受入会社は、各分野の協議会に入会し、特定技能外国人についても入会することが義務付けられています。費用も高額であり、天下りや収入、その他既得権益のための制約もなっているものと思われる。人手不足を解消するための特定技能外国人制度であれば、出入国管理員への申請もすべて完了すべきであります。	特定技能外国人の採用により、各協議会への入会が必要となっておりますが、受入会社に対する費用も高額であり、外国人を人手不足のために採用し、日本人と同等の給与を支払い、協議会の費用、特定技能外国人の費用を負担するのは、日本人を雇用する以上の固定費が必要になります。本業転倒のリスクも高くなります。協議会への入会も必須とするのであれば、費用の減額又は免除、そもそも協議会への入会をなくして、人手不足の解消をする、何が目的なのかを強固して、運用していただきたい。	民間企業	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省	特定技能制度における分野別の協議会は、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発等を行う機能を有するものとして、各分野所管省庁が設置しているものです。なお、特定産業分野のいずれの協議会においても入会費等の名目で受入機関から費用を徴収していません。	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について(平成30年12月25日閣議決定)	(分野別協議会の廃止)対応不可 分野別協議会による費用徴収 事実確認	特定技能制度における分野別の協議会については、制度の現状欄に記載したような意義を有することから、協議会自体を廃止等することは困難です。政府としては引き続き、協議会の活用も含め、制度の適切な運用について努めてまいります。なお、分野別協議会による費用徴収については、制度の現状欄に記載のとおりです。	
1460	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者手帳の簡素化、デジタル化、アプリ化	障害者手帳はデジタル化を含め、カードサイズに変更する。もしくはマイナンバーカードの障害者版を配布する。	私は障害者です。障害者手帳(という一枚の紙)の運用時のサイズは、一般的なクレジットカードサイズよりやや大きく、財布やバスケースでの持ち運びが難しい。バスや電車や劇場のチケット購入時・乗降車時など障害者割引を受ける際、身分証明の際、周囲も混雑し手帳が嵩がれているときに提示するなど、障害者の状況によっては、「障害者=めんどくさいやつ」というイメージを広げてしまうのではないかと、周りに障害者だと思われるのは、かなりのプレッシャーを感じる人も多いでしょう。理想を言えば、Suicaや定期券、その他カード利用のケースなどに最前から障害者として利用できる仕組みがあればよいが、せめてカードサイズを減らさなければいけません。平時の活動が行えるものではないか。今の四つ折りの紙とハンコ、という偽造し放題とも思える紙を廃止するだけでも、いらかのコスト削減、セキュリティ対策にもなる。また、この紙を発行、更新するだけに、更新手続きでの検査診断書の費用が発生するのでも、無駄な消費を感じます。障害者であるという適時の証明、手帳による物理的な障壁は、小さくても総活躍へのハードルであると感じています。少しでも障害で利便性のある形に変わっていただきたいと思っています。ご検討いただければ幸いです。	個人	総務省 厚生労働省	番号112の回答をご参照ください				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1461	令和3年7月20日	令和3年8月16日	【デジタル化推進】資金の口座振込み等への労働者の同意を必要としないよう改正する、又は簡便的方法による申出又は同意が可能となるよう改正する。	現在、弊社では資金支払用の銀行口座登録し、職員が用紙に口座情報等を記入の上、押印して窓口まで提出する形で申請受付を行っております。この方法について、業務効率化及びなりすまし防止の観点から改善すべく、マイクロソフト社のアプリケーションを組合わせ、オンラインフォームへ入力による申請とメールによる承認が可能なフローを開発し、実験環境を構築しました。ところが、資金の支払方法に関しては労働基準局長名の当該通知により、「口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。」「(2)指定する金融機関口座番号及び預金又は貯金の種類及び口座番号(以下略)」があるため、このフローの導入は迅速に実施するものではないかと懸念しております。そこで、資金の支払に関しては口座振込みが一般に浸透していること、各種申請のペーパーレス化により環境保全やレワークの推進が期待できること等を鑑み、当該通知の改正をご提案させていただきます。	個人	厚生労働省	資金の口座振込みについては、労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)第7条の2において、使用者は、労働者の同意を得た場合には、資金の支払について、当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金の振込みなどによることができることとされています。また、ご指摘の通知において、「口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること」とし、口座振込み等を実施する使用者に対しては、迅速に基づき指導することとしています。	労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第24条 労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)第7条の2	検討を予定	通知を改正し、口座振込み等における労働者の申出又は同意の方法は、書面に限定しないこととする方向で検討してまいります。		
1462	令和3年7月20日	令和3年8月16日	法人設立の際の届け出書類の件(税務署・社会保険事務所)	私は税理士ですが、お客様が法人を設立した際、税務署、市、県、社会保険事務所が法人の定款、登記簿原本を各自がどのように改善してほしいと考えています。	現在は、法人を設立した際、税務署、市、県、社会保険事務所法人の設立届等を出しますが、その際必ず定款・登記簿原本の提出を求められます。原本の提出を求められます。せっかく法人番号なるものを作ったのだから、法人の設立後の登記簿原本・定款等は、各事業所がとることができるようになるはずですが、すべては、国が厳格していることなので、法人番号ができる前の法人ならばまだしも新規で設立した法人ならば、このような書類の提出は省かれるべきであると、会社の社長、税務署、市、県、社会保険事務所すべてにとって業務が短期できるはずですが、これがないとすれば、国の業務の怠慢であり、法人番号自体が無駄である証拠であると考えます。	税理士事務所	内閣府 内閣府 法務省 財務省	法務局における法人設立登記及び税務署における法人の設立届出書はそれぞれ提出する必要があります。なお、平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署に提出する法人の設立届出書等において、登記事項証明書の添付が不要とされています。	会社法第911条 法人税法148条 法人税法施行規則第85条	対応	届出手続については、設立登記後の届出手続については、2020年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月から、定款認証と設立登記申請を合わせた法人設立に係る行政機関への全手続をオンライン・ワンストップで行うことができようになりました。本ケースと同様に、マイナンバーから法人設立に関連する各手続で共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本ケースによって行うことができるようになりました。	
1463	令和3年7月20日	令和3年4月14日	1. マイナンバーカード(以降、カード)の「電子証明書」の更新手続きをPC、スマホで申請できるの「電子証明書」の更新は紙の申請書(押印あり)で市区町村窓口において行うことになっており、仕事をしていない場合、更新が必要であり、とても不便。PC、スマホで申請・更新が完了すればカード書き換えがスムーズに進むと思える。2. マイナンバーカードの更新は、申請書が揃ってセキョウイデ上の不安がある。なぜ他人に認証番号を見せる必要があるのか(納得できない)。3. マイナンバーカードの更新は、申請書が揃ってセキョウイデ上の不安がある。なぜ他人に認証番号を見せる必要があるのか(納得できない)。4. マイナンバーカードの更新は、申請書が揃ってセキョウイデ上の不安がある。なぜ他人に認証番号を見せる必要があるのか(納得できない)。5. 役所窓口での紙の申請が無ければ、大量の分厚い通知書送付も不要になり、窓口対応が無くなり役所・申請者共、手間が省け大きなコスト削減になる。	1. 現在、カード自体の更新はPC、スマホで申請できるのに「電子証明書」の更新は紙の申請書(押印あり)で市区町村窓口において行うことになっており、仕事をしていない場合、更新が必要であり、とても不便。PC、スマホで申請・更新が完了すればカード書き換えがスムーズに進むと思える。2. マイナンバーカードの更新は、申請書が揃ってセキョウイデ上の不安がある。なぜ他人に認証番号を見せる必要があるのか(納得できない)。3. マイナンバーカードの更新は、申請書が揃ってセキョウイデ上の不安がある。なぜ他人に認証番号を見せる必要があるのか(納得できない)。4. マイナンバーカードの更新は、申請書が揃ってセキョウイデ上の不安がある。なぜ他人に認証番号を見せる必要があるのか(納得できない)。5. 役所窓口での紙の申請が無ければ、大量の分厚い通知書送付も不要になり、窓口対応が無くなり役所・申請者共、手間が省け大きなコスト削減になる。	個人	総務省	番号292の回答をご参照ください。					
1464	令和3年7月20日	令和3年8月16日	法人番号と会社法人等番号の統一	現在、法務局管轄の会社法人等番号と国税庁管轄の法人番号は、1桁のみ異なり他の1桁が共通していることから、統一することにより、国民に個人特定作業の煩雑性向上を図ることを提案致します。この場合、会社法人等番号は法律で決定されたものであるため、法人番号を会社法人等番号に合わせることで妥当と見做されます。	国民において、特定の企業を特定するという作業は日常一般的に行われており、国税庁における監査、特許庁による知的財産権の登録、そして法務局による登記設定や、民間における取引先調査等の際、材料の1つとなるのが企業のオンライン番号となる番号です。しかし、この番号に該当するものとして、会社法人等番号と法人番号があるところ、両者はほぼ同じ数字を用いており、国税庁が自己の利便性のみを理由に法人番号というものを設定しております。国民が監査等の目的性は無論は認められませんが、そのために、あえて桁付け足して管理し、それを民間にも別途管理させるという方法には合理性に疑問があります。法律で決まっている、法人を特定するための番号が既にあるにも関わらず、なぜ同様の目的のために別の番号を設定するのでしょうか、統一して国民の利便性を高めるべきではないかと考えられます。また、世間一般にはこのような番号に似ている個人もいると思われ、だからこそ、そのおなじみ分りやすい名称にとどめるべきです。両者の名称を類似しており、混乱を生じることが同じに相当していることから、このような混乱を回避し、市民に分りやすい公的情報の確立を促すべくと見做されます。	個人	法務省 財務省	法人番号は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。))に基づき、①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人、④①～③以外で一定の要件を満たす法人又は団体に対し指定され、各務及び所在とともに、公表されます。また、法人番号の精査については、政府令に定められています。法人番号には、番号法の基本理念である、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割と新たな価値の創出の目的があることから、マイナンバー(個人番号)と異なる番号の精査連携や民間企業での取引先情報管理などに利用されています。他方、会社法人等番号は、特定の会社、外国会社、その他の個人を識別するための番号であり、登記簿に記載されているものです。会社法人等番号は、登記情報の検索や登記情報参照及び登記申請手続の場面において、利用者の利便性向上に寄与しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 法人番号指定等に関する省令 商業登記法	事実確認	法人番号と会社法人等番号については、制度の現状に記載のとおり、利用目的が異なる番号です。法人番号は、社会的インフラとして官民問わず幅広い分野での利用が期待されており、法人番号の活用が進むことで、行政の効率化、企業の実務負担軽減につながります。引き続き、法人番号が多くの方々に認知・活用されたいただけるよう周知・広報に努めてまいります。	
1465	令和3年7月20日	令和3年12月2日	各市町村の就労証明書	一般企業の人事担当者です。各市町村により提供される就労証明書のテンプレートと全国統一でないのでしょうか？ 社員が子供を保育園に入れたら、就労証明書の作成を依頼していただきます。各市町村により、フォーマットが違い、コピー手書きで対応しているのが実情です。女性が多くの会社での、毎月30日以内の依頼があり、コピーの11・12月は150枚以上依頼が来ます。	会社として社員には職務的な仕事に注力して欲しいと考えています。しかし、現状はこの子育て世帯の就業の妨げが後れ、各市町村の特有な書き方、必要な情報に、各市町村にお問い合わせをさせていただいております。育児中のお母さんが復職するにあたり、手続きがスムーズにいかず負担に感じたり、コロナ禍で在宅を推奨したい中、手書きの手続きをするため一部の社員には毎日出勤を命じられなく、河野大臣のお力をお貸しいただけたらと思った次第です。	個人	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われること多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。また、必要理由(認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とする)は、必要理由(同第1条の5第1号、同附則第2条)。法令上で書類の指定等はないとありますが、市町村がそれぞれに定めています。就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成6年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的様式を活用しています。	子ども子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同附則第2条、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する意向としております。その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式(標準的様式(簡易版))」として、また、利用調整のために「標準的様式(より多くの項目を求める)大都市向け標準的様式(決定版)」標準的様式(詳細版)」として、令和3年7月にお示ししました。これらの様式について、令和4年4月入所分から活用いただくよう働きかけています。また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページにおいて電子様式等で配布すること、電子申請取組の整備を進めることについても併せて、市区町村に対して促しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1466	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税	ふるさと納税のオンライン化を進めてください。 現在オンラインで申請できる自治体もありますが、最後にオンラインで申請したことを記載して捺印を押して送達しなければいけません。ふるさと納税が行政主導か自治体主導か把握してませんが、ぜひ自治体の不必要なハンコもどんどん廃止していただくようお願いいたします。	ふるさと納税がもっと手軽に色々な人に使ってもらうため、送達の費用負担を軽減し、どなたでも簡単に複数の一言、オンライン化にすることで、利用する人も手間が省けます。地方自治体も手間が省けます。 最後にもう一度言いますが、オンラインで申請できてもハンコ押しで送達するでは、オンライン化の意味は全くありません。	個人	総務省	地方税法附則第7条第1項及び第9項 地方税法附則第7条第4項及び第11項 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)等に基づき、電子署名、電子証明書を利用した上でオンラインにより行うことが可能となっておりますが、その実施には関係事業者の協力が不可欠であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名、電子証明書を利用した上でオンラインにより行うことが可能となっておりますが、その実施には関係事業者の協力が不可欠であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	現行制度下で対応可能		
1467	令和3年7月20日	令和3年8月18日	処方箋薬局からの郵送を認めてほしい	風邪ではない疾病で薬を処方され、薬局で受け取る際に風邪症状の方との接触が避けられない。 オンライン診療ができたのだから、郵送を早急に認めてほしい。 病院は感染症対策を丁寧に行っている。発熱外来も感染対策が徹底されているが、薬局の顧客との接触防止は全くできていないので、薬局の出る手紙など取扱いに注意が必要となる。 薬剤師は手袋をした手で風邪の方を取り扱った同じ手袋のまま次の患者と現金や薬のやり取りをしている。 オープンなところで会話もしている。 薬剤師の感染も避けられない。 コロナでない風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまいう中で、薬局の手渡しを早急に廃止してほしい。 コロナでない風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまいう中で、薬局の手渡しを早急に廃止してほしい。 COVID-19以外の風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまいう中で、薬局の手渡しを早急に廃止してほしい。 COVID-19以外の風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまいう中で、薬局の手渡しを早急に廃止してほしい。	風邪ではない疾病で薬を処方され、薬局で受け取る際に風邪症状の方との接触が避けられない。 オンライン診療ができたのだから、郵送を早急に認めてほしい。 病院は感染症対策を丁寧に行っている。発熱外来も感染対策が徹底されているが、薬局の顧客との接触防止は全くできていないので、薬局の出る手紙など取扱いに注意が必要となる。 薬剤師は手袋をした手で風邪の方を取り扱った同じ手袋のまま次の患者と現金や薬のやり取りをしている。 オープンなところで会話もしている。 薬剤師の感染も避けられない。 コロナでない風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまいう中で、薬局の手渡しを早急に廃止してほしい。 COVID-19以外の風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまいう中で、薬局の手渡しを早急に廃止してほしい。	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の特例的取扱いについては、(令和2年4月10日付事務連絡)により、実施可能となっております。また、オンライン服薬指導については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第52号)が、令和2年9月1日から一定のルールの下に施行されています。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の特例的取扱いについては、(令和2年4月10日付事務連絡)により、実施可能となっております。また、オンライン服薬指導については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第52号)が、令和2年9月1日から一定のルールの下に施行されています。	制度の現状欄に記載のとおり、電話等による服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施可能となっております。電話等による服薬指導を受けた後、薬局からの配達により自宅等で薬剤を受け取ることが可能です。この際、医療機関等から薬局へ直接FAX等で送付された処方箋を原本とみなして調剤等を行うことができることとしております。	事実確認	
1468	令和3年7月20日	令和3年8月18日	マイナンバーカードと在留カードの統合	外国人の個人番号カード交付申請も最近増えていますが、在留期限の更新のタイミングで失効するケースが多い。手続きの煩雑さも大きな原因の一つ。在留カードと個人番号カードについてそれぞれを市町村で手続きする必要がなくなり、個人番号カードの発行回数も必然的に増加するはず。 在留カードについても、二つのカードへの実名記載も一つで済み、在留期限の更新後のカードの受け取りも一度で済む。入国管理局と自治体で別々にしかも在留カードについては両方で手続きが省けることになり、マイナンバーカードの保有率上昇にもつながる。利用者にとっても、仕事などを休んでからの手続きを減らすことが可能。	外国人の個人番号カード交付申請も最近増えていますが、在留期限の更新のタイミングで失効するケースが多い。手続きの煩雑さも大きな原因の一つ。在留カードと個人番号カードについてそれぞれを市町村で手続きする必要がなくなり、個人番号カードの発行回数も必然的に増加するはず。 在留カードについても、二つのカードへの実名記載も一つで済み、在留期限の更新後のカードの受け取りも一度で済む。入国管理局と自治体で別々にしかも在留カードについては両方で手続きが省けることになり、マイナンバーカードの保有率上昇にもつながる。利用者にとっても、仕事などを休んでからの手続きを減らすことが可能。	個人	総務省	(在留カードについて) 出入国管理及び難民認定法(昭和25年法律第319号)第19条の2 (個人番号カードについて) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条	出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く。)に対し、在留カードを交付しています。 在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。	在留カードとマイナンバーカードの一体化については、2025年度(令和7年度)から交付を開始することができるよう、必要な措置について検討を進めています。	検討に着手	
1469	令和3年7月20日	令和3年8月18日	選択的夫婦別姓	結婚して名字が変わる時に(主に)女性は大変な手続きの煩わしさがありません。 女性の社会参画を促すなら女性を家系長に結びつける男系システムは排除してほしいです。 戸籍自体が女性を家に結びつけるシステムだと思えます。 結婚しても元々一人の自立した人間として社会に存在したいです。 女性を誰かの所有物の様に扱うシステムは時代錯誤で不愉快です。	選択的夫婦別姓の速やかな導入を求めます。	個人	内閣府 法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、妻又は妻の氏を称する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入すること等を内容とする「民法の一部を改正する法律案(案)」を答申したことを受け、法務省は、平成8年及び平成22年この答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまで至りませんでした。 いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。	その他		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1470	令和3年7月20日	令和3年8月18日	個人医療情報データベースの構築	個人の医療機関受診情報、投薬情報、レントゲン等の医療情報がインターネット上で一元管理できるようにデータベース化したいただきたい。ただし、個人情報等と致知的な内容があることで受診医療機関に情報開示するかは決定は本人が行えるようにする。	北海道千歳市で、向陽台病院に高血圧、糖尿病、高コレステロール血症で通院していましたが、病院の都合で月曜日、金曜日の午後が休診になりました。このため通院に支障をきたすようになったので、農家のファミリークリニックに病院を替えました。ファミリークリニックから向陽台病院に手紙で、カルテを引き継ぐよう依頼が来て、向陽台病院で引き継ぎ用紙ができたので、私(患者)に取りに来るようにとの電話がありました。郵送してくださいと申し上げたところ、切手代がかかることでした。また、いつもそうしているとのことでした。病院同士の連絡がうまくいって患者を扱うか、理解できません。私は皮膚科や整形外科にもかかっているのでも、それらの医療情報も医者としては必要なものではないかと思えます。また、コロナ蔓延のため医師の疲労は高まっていると思うので、是非効率化を図っていただきたい。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認等システム等を活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。	該当法令等	対応	特定診療情報については、医療機関等で確認出来る仕組みが令和3年7月から稼働しています。今後、レセプトに基づく薬剤情報については同年10月から、レセプトに基づく手術情報については来年度を目途に稼働させることとしています。	
1471	令和3年7月20日	令和3年8月18日	農地中間管理機構が、中間管理権を取得した農地については、農業者の費用負担と同意を伴うことなく土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)を行うことがあつてはならないこと	農地中間管理機構が、中間管理権を取得した農地については、農業者の費用負担と同意を伴うことなく土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)を行うことがあつてはならないこと	本町においては、基盤整備率が周辺の自治体と比べても低い水準である。また、町は「町の基幹産業は農業」と定めているが耕作放棄は高齢化や収入の向上が見込めないことから、他産業への就農などにより減少し、また中山間地であることから、耕作放棄地が増えている状況である。これを解消するためには、基盤整備の実施により耕作条件の向上による就農者の増加や、他地区からの呼び込みなどが必要であるが、田舎であるゆえに、相続登記が進まず、また所有者が不明である農地が多数あることから基盤整備が進まない状況である。そんな中、農地中間管理機構関連農地整備事業により同意・負担なく事業が行えるという制度があるものの、実質的に同意が必要となるならば、制度としては中途半端ではないかと思えます。この事業を、実質的に同意が必要ないようになれば、今まで進まなかった基盤整備が進むことになり、耕作面積の増加、農業生産能力の向上、新規就農者の増加、収入の増加などが考えられることから、制度の見直しを検討いただきたい。	個人	農林水産省	農地中間管理機構関連農地整備事業は農地中間管理機構が借り受けた農地について、一定の事業実施要件の下で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、基盤整備を実施できる事業です。他方で、本事業で行う換地処分については、財産権の支取を伴うため、通常の基盤整備事業と同様に、関係権利者の同意が必要となり、こうした場合に相続未登記農地や所有者不明農地があることで、同意が得られず、基盤整備が進まないということがあります。	土地改良法	対応	農本県に限らず、基盤整備事業による換地計画では、工事前の土地(従前地)と工事後の土地(換地)に係る借主の権利関係の変更、すなわち財産権の変動を伴うものであるため、その実施に際しては、借主の権利者の合意を得た上で事業を実施することにより、換地計画の決定及び換地処分による登記をスムーズに行うことができるよう取組んでいます。なお、提案事項に記載いただいたような所有者不明の土地に対する同意については、令和5年4月までに改正民法の施行予定となることにより、施行後は、所有者不明の土地について、利害関係人の申立てにより、裁判所が選任した所有者不明土地管理人の同意を得ることによって、基盤整備ができるようになるなど、仕組みが異なります。先しはなりますが、この新しい仕組みの活用を検討し、必要な事前調整をお願いします。	
1472	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税のワンストップ特例制度の申請書の押印廃止	ふるさと納税をしました。ワンストップ特例制度の申請書に、押印して返送しろとの指示がありました。明日からでも、押印不要の返送を希望してはならないか? 役場の担当者も、これだけの中で、押印は止まると言われているが、不要なのを確認しているが、途中で方針変更が面倒なので、放置していると思えません。これから、早急にする。ないはずですので、早急に、廃止をお願いします。	無私な押印を、隠れて国民に要求している部分のが、解消される	個人	総務省	ワンストップ特例制度の申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含め、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	地方税法施行規則等	現行制度下で対応可能	ワンストップ特例制度に係る申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
1473	令和3年7月20日	令和3年8月18日	証拠開示のデジタル化	刑事事件の証拠開示において、検察官が、証拠の電子データを格納したデジタルストレージにアクセスし、開示に交付する運用を開始することを求める。	証拠を開示するための被告人の経済的負担が極めて大きい(数百万円かかる例)がある。証拠の入手自体が困難である。被告人の防御が困難となり、訴訟の進行も遅れる。証拠のデジタル化を促進する中を参考とされた。https://www.change-discovery.org/ にお提案者であること、この「証拠開示のデジタル化を実現する会」は無関係です。	個人	法務省	我が国の刑事訴訟法上、弁護人の報酬や準備の費用など弁護に係る費用については、国選弁護制度の例を照らしては、弁護士である被告人・被告人において負担すべきものとされており、それを前提とした運用が行われている。	なし	対応不可	我が国の刑事訴訟法上、弁護人の報酬や準備の費用など弁護に係る費用については、国選弁護制度の例を照らしては、弁護士である被告人・被告人において負担すべきものとされており、それを前提とした運用が行われている。なお、規制改革実施計画に依り、現在、法務省においては、刑事手続における証拠開示に際し、必要な情報セキュリティ対策を前提として、上記運用の下で、紙媒体の証拠を電磁的記録媒体に換装することも可能となつており、当該換装作業で示された方針を尊重し、両面併用にて、利便性を高める取組を進めています。また、法務省においては、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、捜査・公判に関する書類を電子データにより作成・管理し、オンラインにより照会すること等に関する検討を行っており、検察官から弁護人に開示される証拠の閲覧・検索等における情報通信技術の活用もその検討対象としている。	
1474	令和3年7月20日	令和3年8月18日	商工会と商工会議所について	法律を改正し、商工会と商工会議所が正式に合併出来るようにすべきである。https://www.shokokai.jp/somu/main/kaigishi_hkaku.htm	平成の大合併を経て、市部であるにも関わらず商工会を有する所が増えた。商工会と商工会議所同士の合併は有るが、組織種を超えての合併は出来ない。新市の統合を図る為にも、両種の合併は重要である。	個人	経済産業省	商工会同士及び商工会議所同士の合併については、商工会法及び商工会議所法において合併に係る権利義務の承継が規定されていますが、商工会と商工会議所の合併については、そのような法的措置は取られていません。ただし、商工会議所と商工会の合併についての法律上の規定はありませんが、例えば、市町村合併に伴い、一つの団体が解散し、もう一つの団体が、解散した団体の地盤を新たな区域とするための定款変更を行うことで、事実上、合併と同様の体制見直しが行われている例があります。	商工会法第44条、52条、商工会議所法第46条、第60条	その他	合併についての法的措置については、日本商工会議所と全国商工会連合会の共同の検討会において、地域の状況の違いにより、両団体に求められる役割等が異なるため、「両団体の合併に係る法律整備を行うことについては、慎重であるべき」という内容の報告書が作成されている旨を承知しております。また、「両団体の報告書では、両団体の合併において、「相互の支援機能を補完しながら地域経済の向上に資する」、「相互の強みを活かす」等事業連携を積極的に推進する」との方針が示されています。また、当該報告書で示された方針を尊重し、両団体の合併において、利便性を高める取組を進めています。なお、商工会議所と商工会の合併については法律上の規定はありませんが、例えば、市町村合併に伴い、一つの団体が解散し、もう一つの団体が、解散した団体の地盤を新たな区域とするための定款変更を行うことで、事実上、合併と同様の体制見直しが行われている例があります。<参考>中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会「全国商工会連合会と日本商工会議所」平成30年に「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会」を開催し、同年12月に中間報告を取りまとめています。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1480	令和3年7月20日	令和3年8月16日	教員免許更新講習の廃止、社会科系免許の統合	<p>小中高校の教諭の免許状の更新講習は、形式的に過ぎ、教員に負担をかけるだけである。また、免許取得後、社会人となっている一般人の教員採用の際に更新講習を受けていないことが望まれることもあり、教員免許更新講習制度は形式的で意味がないので、廃止を求め、現在教員免許保有者は永久に有効とする。また、中予「社会」の教員免許保有者は、高校の「地理歴史」科目も、教えられるように制度改正すべき。社会科等で科目も免許を取らせるのは負担であり、現実的には「社会科」として高校「地理」科目も一体運用されている。</p>	<p>小中高校の教諭の免許状の更新講習は、形式的に過ぎ、教員に負担をかけるだけである。また、免許取得後、社会人となっている一般人の教員採用の際に更新講習を受けていないことが望まれることもあり、教員免許更新講習制度は形式的で意味がないので、廃止を求め、現在教員免許保有者は永久に有効とする。また、中予「社会」の教員免許保有者は、高校の「地理歴史」科目も、教えられるように制度改正すべき。社会科等で科目も免許を取らせるのは負担であり、現実的には「社会科」として高校「地理」科目も一体運用されている。</p>	個人	文部科学省	<p>【教員免許更新制について】 教員免許更新制は、教員として必要な資力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年度から導入した制度であり、概して以下のとおりです。 ○2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。 ○平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状)：有効期間なし。 ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。 ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、失効にはならない(「休職」状態となる)が免許状更新講習を受講したでなければ教員職員になることはできない。 ○平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状)：有効期間10年更新手続を行わないうまま有効期間を経過すると失効する。</p> <p>【社会科の免許状について】 教員免許状の科目については学習指導要領に対応して、教育職員免許法(昭和24年法律第14号)第4条第6項において、中学校は「社会」、高等学校は「地理歴史」、「公民」について授与するものと規定されており、教育職員免許法第3条の規定により、教員は各相当の免許状を有する者でなければなりません。</p>	教育職員免許法	<p>【教員免許更新制について】 教員免許更新制とは、教職や管理職等の負担が軽減され、教師の確保が図られているが、設立できるような根本的な検討が必要であると考えられています。これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った「令和の日本型学校教育」を指す教師の養成・採用・研修等の在り方について、の諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を待たされたことと求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を指す教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会にて4月30日以降議論が行われているところです。</p> <p>【社会科の免許状について】 高等学校の免許状については中学校の免許状における教授内容とは範囲が異なり、より専門的な事項について担当するものです。また、その教授内容の専門性に相当する免許状として高等学校では「地理歴史」や「公民」の教員免許状が授与されることとなっております。そのため、中学校の「社会」の免許状とは異なる免許状となっており、中学校の「社会」の免許状が高等学校の「地理歴史」、「公民」の授与を担当することはできません。 一方、教員免許制度については令和3年3月12日に中央教育審議会に対して行った「令和の日本型学校教育」を指す教師の養成・採用・研修等の在り方について、の諮問の中で、幼児期から高等学校段階までを見据えて一貫した教育を行えるようにするという観点にも留意しつつ、学校種に対応した免許状の区分などの在り方も含め検討を行うこととされているため、その結論を待って検討を行ってまいります。</p>	【教員免許更新制について】 【社会科の免許状について】	
1481	令和3年7月20日	令和3年8月16日	各自自治体への入札参加申請について	<p>それぞれの自治体により申請書類が違うため、中小等細企業には手間がかかり大変。 国が統一した書式で対応すれば、統一して対応できるため助かる。</p>	<p>コスト、時間短縮、効率アップが見込める。</p>	民間企業	総務省	番号1231の回答をご参照ください				
1482	令和3年7月20日	令和4年5月19日	病院薬剤部間における医薬品「種差」を可能にすること	<p>医薬品は販売業者から購入、調剤薬局からの購入は可能であるが、病院薬剤部間からの購入は可能にできない。証明等は全て共通であったため、証明等は全て共通であることができないことと改訂したい。ちなみに調剤薬局間の譲渡は可能となっている。</p>	<p>病院薬剤部間からの販売や譲渡ができないため、一度購入した薬剤は入院患者の処方もしくは外来院内処方患者で消費できない。 院外処方箋が推奨されるようになり、希少疾患などで入院された患者のために薬品を購入しても、入院中は定期的に処方され消費できるが、退院後に院外処方箋になるため、病院に在庫が残ってしまうことがしばしば見られるようになってくる。 院内在庫として残った希少疾患用薬品は期限切れを迎え廃棄されることを待つこととなり、ただのゴミとみなす事が多い。 環境の調剤や希少薬品は高価である事がおおく病院経営にももたらす経済的負担となることと考える。 希少薬品が適切に薬品管理できている病院からの調剤薬局や近隣病院への薬品譲渡、販売の規定策定を求めている。</p>	個人	厚生労働省	<p>医薬品医療機器等法において、医薬品については、薬品開発者又は医薬品の販売業の許可を受けた者の同意を得た上で供給することとされているため、原則として医療機関間で譲渡することは認められません。</p>	<p>医薬品、医療機器等の安全性の確保等に関する法律第24条 医薬品第7条第6項</p>	<p>仮に、医療機関が医薬品の融通を行うにあたっては、医療提供に必要な範囲での販売・譲渡を行った方が必要であると考えられ、そのための課題について整理が必要とする。</p>		
1483	令和3年7月20日	令和3年8月16日	生命保険料等の控除証明書の様式統一について	<p>年末調整や確定申告時の保険料控除で使う保険料控除証明書の様式が各保険会社ごとにバラバラで、用紙のサイズ等もめまろ一性がなかったため、証明等は全て共通であることができないことと改訂したい。ちなみに調剤薬局間の譲渡は可能となっている。</p>	<p>マイナンバーや保険会社から電子データを提供することにより年末調整の事務負担が軽減されるとされていますが、そもそもパソコンを持っていない、対応できないなどのために紙での提出は今後も避けることができないと考えられる。 年末調整事務の中でも保険料控除については、記入する当事者だけではなく確認を行う事務担当者も、会社ごとによりバラバラの様式のとこを見ればよいので混乱する。 また会社ごとに様式が異なるため、事務担当者が独自にマニュアルを作成して指示したくともすることができない。 税務署が行うべき事務手続きを民間に代行させるのであれば、国としてもやりやすくなる方法を推進していただきたい。</p>	個人	財務省	<p>年末調整や確定申告の際に、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとする場合には、年末調整を行う給与支払者に対して提出する保険料控除申告書又は税務署に提出する確定申告書に、その年の年中に支払った保険料の金額を記載することとされています。 また、これらの申告書を書面でも提出する場合には、原則として、その年中に支払った保険料の金額等を証する書類(保険料控除証明書)を給与支払者又は税務署に対して提出又は提示することとされています。</p>	<p>所得税法第120条第1項第11号、同条第9項第1号、第19条第1項第2項、所得税法施行令第262条第1項第4号、第291条第1項第3号～第8号、所得税法施行規則第45条第3項、第47条の2第1項、第2項、第75条第1項、第76条</p>	<p>保険料控除証明書に記載すべき事項は法令で規定されていますが、その様式(フォーマット)は規定されていません。 このため、各保険会社は、その記載すべき事項を満たす形で保険料控除証明書を発行しています。 各保険会社が発行する保険料控除証明書を統一した様式(フォーマット)とするためには、各保険会社のシステム改善等が必要であり、追加的な費用が生じることが懸念されます。 国府庁としては、年末調整や確定申告に関するウェブサイトによる説明が分かりやすいものとなるよう努めてまいります。 なお、マイナンバーを活用して年末調整又は確定申告をする場合には、保険料控除証明書の記載事項が申告書に自動入力され手続きが簡便化されますので、この制度の周知・広報にも努めてまいります。</p>		
1484	令和3年7月20日	令和3年4月26日	死亡届の窓口一本化	<p>先日私の父親が他界しましたが、その後の役所の手続きが多すぎます。 各窓口を回って処理していかなければならず時間も掛かりました。 一度ひとりの担当で済ませたい。役所での電話予約して行ってくださいとのこと。 電話しても込み合ってつながらない。</p>	<p>これだけ個人情報を取っている時代なのに、役所は個人番号だけで仕事ができない。 必要書類を揃えて窓口についで提出するだけで、すべての処理が終わるようにはほしい。 またかかる期間にも処理しなければならないが、多量な処理を短時間で済ませたい。非常に不便に感じます。</p>	個人	デジタル庁 厚生労働省	<p>「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官庁は、関係省庁とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、連携が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死亡、債務で第三者により相続人であることがオンラインで確認された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が「精神的・経済的に大きな支障をきたすことなく、必要な支援を行うことができるよう、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこと」としています。 当該実行計画に基づき、内閣官庁情報通信(IT)総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支障をきたすことなく必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくやみコーナー)設置・提供を支援する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくやみコーナー)設置・提供を支援し、現在もデジタル庁において当該ツール及びおくやみコーナーの提供を継続しているところです。 なお、提案の具体的な内容における「一歩ひとりの担当で済ませたい。役所では処理できないので年金事務所へ電話予約して行ってくださいとのこと。電話しても込み合ってつながらない。」部分に関しては、厚労省より回答をお願いいたします。</p>	該当なし	<p>デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくやみコーナー」の設置支援としてのツールやガイドライン提供の取組組みを引き継ぎ行っていきほか、将来的にマイナンバー庁等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続が実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1485	令和3年7月20日	令和3年8月18日	「国立支援等助成金(小学校休業等助成金)申請書類に個人の押印が必要な件」	押印廃止を進めている最中ですが、「国立支援等助成金(小学校休業等助成金)申請書類の裏面に「必ず署名・押印してください」と書かれています。押印が必要なため、オプスに届く書類を校内メールで送らなければいけないそうです(現在、部門全体が基本在宅です)。押印を廃止し、すべてデジタルで完了できるように、PDFでの申請のみに変更してください。	コスト削減、労働削減のため、押印廃止を進めている中の、政府への申請書が必要署名・押印してくださいと書かれているので、方針と矛盾しています。押印を廃止しても、何も問題なく、コスト・労働負担が削減できると考えます。	個人	厚生労働省	令和2年12月28日に押印不要な様式に改正しています。 なお、小学校休業等対応助成金は令和2年度をもって終了しました。	なし	対応	令和2年12月28日に押印不要な様式に改正しています。	
1486	令和3年7月20日	令和3年4月14日	死亡時の手続きの煩雑さの軽減	死亡時の手続きが煩雑になりつつあり、あちこちの部署をまわらなくてはならない。 死亡届けだけで手続きが全て終わるようになってほしい。 不審があっても混乱しているときに大変な作業です。 一度とわたり方の手続きをしなければならぬか検討してみてください。	不幸で混乱している遺族の負担を軽減させたい。 プロでなく、遺族本人がやってみるに大変なもの。 辛いときに更に難しくなります。	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するなど」、③死亡・相続に関する手続の統合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的・支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるよう、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。 当該実行計画に基づき、内閣官房情報通信(IT)総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な手続を一体的に案内し、申請書の作成補助などを行いつつながら手続の負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール「おくやみコーナー」設置自治体支援プログラムを策定し、その活用方法を案内し、おくやみコーナー設置がイテラティブに策定・提供しており、現在もデジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。	該当なし	対応	デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくやみコーナー」の設置支援策としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行っていき、将来的にマイナンバー等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続が実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。	
1487	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税のワンストップ特例制度の改正	ふるさと納税の税金控除の申請をもっと簡素化してほしい。 ふるさと納税後スマートフォンでマイナンバー等の本人確認をアップロードした後、申請書に名前住所電話番号を記載し印刷して送り出す。 二度手間ではないかワンストップなんですか？ マイナンバーカードの裏面の画像アップロードするのに何枚紙の書類に判子ついで送り送らないと申請出来ないのか納得できません。	ふるさと納税のワンストップ特例制度ですが、ワンストップならスマートフォン等でマイナンバーカード本人確認のアップロード出来れば申請書に捺印して各自自治体へ送り出す作業を軽減してほしい。 マイナンバーカードを持っていない方や画像アップロード出来る環境の無い方は従来通り書類に捺印でいいと思えます。 マイナンバーカードを持つことは書類の簡素化につながるメリットがあるということではないでしょうか？ マイナンバーカード所持者は紙の書類のやりとりを無くす等差別化を図らなくマイナンバーカードを持ちたいと思う人は増えないと思います。 紙の書類や判子捺印はマイナンバーカード活用で今後どんどん減らして簡素化して欲しいです。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を画面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。 また、単自特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	地方税法附則第7条第1項及び第9項 地方税法附則第7条第4項及び第11項 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 地方自治法第106条第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第3条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	対応不可	マイナンバーの確認を含む本制度に依る申請手続きについては、画面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を行った上でオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必須であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、単自特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
1488	令和3年7月20日	令和3年8月18日	育児休暇制度	育児休暇を延長する場合は、保育園未入園通知書が必要だが、最大3年まで育児休暇が取得できるので、延長する場合は、会社と本人が延長するかどうか行なってほしい。 1年目は給料の80%2年目は60%と決めているが、市が発行する未入園通知書を軽減してほしい。入る人もないのに、未入園通知書欲しいに応募する人が多くて、大変です。	未入園通知書が無いため、会社と本人が何年取るかを決めて、1年目は給料の何%、2年目は何%と支給してほしいと思います。 最大3年までは育児休暇が取得できるので、市が発行する未入園通知書を、無くしてほしい。育児休暇制度で、支給されるお金も当てに入る気もないのに申し込む人を減らしてほしい	個人	厚生労働省	育児休業制度は労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業であり、子が1歳に到達する時点で、保育所へ入所を希望しているが入所できない場合には1歳6か月まで(1歳6か月到達時でも同じ状況であれば2歳まで)延長が可能です。	育児・介護休業法第5条	対応不可	制度の現状値(とおり)育児休業は原則として1歳に満たない子を養育するための休業であり、1歳到達日以後の期間については雇用の継続のために特に必要があるとは認められない場合があります。 厚生労働省令では、この特に必要な場合として、保育所へ入所を希望しているが入所できない場合を定めており、この事情を証明するために、市町村からの保育が行われない旨の通知が必要となっております。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1483	令和3年7月20日	令和5年4月26日	郵便預金口座等一本化	郵便局の預金口座を1人一口座とし、マイナンバーカード、免許証、健康保険証、国民年金、徴収、地方税等の租税公課の送付金振込、納税振替口座を届け付オンラインで一本化する。法人についても法人一口座とし、商業登記と紐付ける。外国人についても長期滞在者等は一人一口座とし、外国人登録証等と紐付ける。未成年の口座は委任状等不要で関係の親族が入金できるものとする。当該口座への入金にかかる贈与税に付いては他より軽減される。預金公課が発生した場合には預金口座から自動的に租税公課分の預金が引き落とされることとする。不足が生じた場合は引き落とし予約をして次により、入金あり次回引き落としができるようになる。	<p>提案理由</p> <p>デジタル化、IT化の推進のため。</p> <p>経済的効果</p> <p>定期預金等の支給をスピーディに行うことができる。</p> <p>郵貯金の残高の把握が容易となり、休職等の把握が容易となり、郵便局の事務が軽減される。</p> <p>租税公課の自動的な送付金振込、納税振替口座とすることにより、税務署等の送付金口座確認及び納付金取扱いの事務を削減することができる。</p> <p>金融機関の日本銀行支店の業務を削減することができる。納税に付いては預金の積立やや余剰のある資金繰りを促進することにより、租税公課の納付を失くすことが減少し、収入が減少した際のセーフティネットとして機能することも期待される。また、当該預金口座が要計口座として認識されれば当該預金口座以外への資金を余剰資金として、消費や投資を促進する心理的な要因となることも期待される。</p> <p>社会的效果</p> <p>住民登録等と郵便が連動することにより、マスク等の配布をスピーディに行うことができる。</p> <p>預金公課が発生した場合には預金口座から自動的に租税公課分の預金が引き落とされることとする。不足が生じた場合は引き落とし予約をして次により、入金あり次回引き落としができるようになる。</p>	個人	<p>【デジタル庁】</p> <p>「給付金給付等を効率的に行えるよう、郵便預金口座を活用し、マイナンバー等と紐付ける」部分について</p> <p>郵便預金口座を1人1口座、マイナンバーと紐付け、給付金等の支給の迅速化を図ることについては、第20回国会(衆議院)において公的給付の受給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律(以下、公金受取口座登録法という。)が成立しており、本法により創設される預金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取のために預金口座をマイナンバーとともに国に登録してもいい、その口座情報と災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給等に利用できるようにするものである。これにより、給付金の振り振替の簡便化と給付の迅速化が可能となる。</p> <p>なお、本法における預金口座の登録については、ご提案のように郵便預金口座に限定するものではない。</p> <p>【金融庁・総務省】</p> <p>【未成年者口座の部分】</p> <p>未成年者口座に限り、法令等での委任状を取得することを定めておらず、ゆうちょ銀行では、親権者等が子の口座の入金などをとする場合は、手続きの請求者が当該子の親権者等であることを確認することでも、委任状なしに行うことが可能である。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【郵便】</p> <p>選挙関連法の一部を改正する法律(令和4年法律第30号、右欄において、「法」といいます。)において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>①マイナンバーカードと健康保険証の一体化について</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証利用のプレ運用を実施しており、令和3年10月までに本格運用を開始することとしています。</p> <p>②(高齢者受給)送付金振込、納付の口座を郵便預金口座に一本化し、自動引き落とし(引落し予約)とする点について</p> <p>国民年金保険料については口座振替(自動引き落とし)による納付が可能です。口座振替の口座と送付金振込の口座は、手続き上別々の口座を指定することも可能となっております。また、郵便預金口座以外の銀行等の口座を指定することも可能です。</p> <p>【法務省】</p> <p>「出入国管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く。)に対し、在留カードを交付いたします。なお、外国人登録証明書は、平成24年7月に、外国人登録法が廃止となったことに伴い廃止されました。</p> <p>・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>「給付金給付等を効率的に行えるよう、郵便預金口座を活用し、マイナンバー等と紐付ける」部分について</p> <p>郵便預金口座を1人1口座、マイナンバーと紐付け、給付金等の支給の迅速化を図ることについては、第20回国会(衆議院)において公的給付の受給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律(以下、公金受取口座登録法という。)が成立しており、本法により創設される預金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取のために預金口座をマイナンバーとともに国に登録してもいい、その口座情報と災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給等に利用できるようにするものである。これにより、給付金の振り振替の簡便化と給付の迅速化が可能となる。</p> <p>なお、本法における預金口座の登録については、ご提案のように郵便預金口座に限定するものではない。</p> <p>【金融庁・総務省】</p> <p>【未成年者口座の部分】</p> <p>未成年者口座に限り、法令等での委任状を取得することを定めておらず、ゆうちょ銀行では、親権者等が子の口座の入金などをとする場合は、手続きの請求者が当該子の親権者等であることを確認することでも、委任状なしに行うことが可能である。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【郵便】</p> <p>選挙関連法の一部を改正する法律(令和4年法律第30号、右欄において、「法」といいます。)において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>①マイナンバーカードと健康保険証の一体化について</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証利用のプレ運用を実施しており、令和3年10月までに本格運用を開始することとしています。</p> <p>②(高齢者受給)送付金振込、納付の口座を郵便預金口座に一本化し、自動引き落とし(引落し予約)とする点について</p> <p>国民年金保険料については口座振替(自動引き落とし)による納付が可能です。口座振替の口座と送付金振込の口座は、手続き上別々の口座を指定することも可能となっております。また、郵便預金口座以外の銀行等の口座を指定することも可能です。</p> <p>【法務省】</p> <p>「出入国管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く。)に対し、在留カードを交付いたします。なお、外国人登録証明書は、平成24年7月に、外国人登録法が廃止となったことに伴い廃止されました。</p> <p>・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>「給付金給付等を効率的に行えるよう、郵便預金口座を活用し、マイナンバー等と紐付ける」部分について</p> <p>郵便預金口座を1人1口座、マイナンバーと紐付け、給付金等の支給の迅速化を図ることについては、第20回国会(衆議院)において公的給付の受給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律(以下、公金受取口座登録法という。)が成立しており、本法により創設される預金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取のために預金口座をマイナンバーとともに国に登録してもいい、その口座情報と災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給等に利用できるようにするものである。これにより、給付金の振り振替の簡便化と給付の迅速化が可能となる。</p> <p>なお、本法における預金口座の登録については、ご提案のように郵便預金口座に限定するものではない。</p> <p>【金融庁・総務省】</p> <p>【未成年者口座の部分】</p> <p>未成年者口座に限り、法令等での委任状を取得することを定めておらず、ゆうちょ銀行では、親権者等が子の口座の入金などをとする場合は、手続きの請求者が当該子の親権者等であることを確認することでも、委任状なしに行うことが可能である。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【郵便】</p> <p>選挙関連法の一部を改正する法律(令和4年法律第30号、右欄において、「法」といいます。)において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>①マイナンバーカードと健康保険証の一体化について</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証利用のプレ運用を実施しており、令和3年10月までに本格運用を開始することとしています。</p> <p>②(高齢者受給)送付金振込、納付の口座を郵便預金口座に一本化し、自動引き落とし(引落し予約)とする点について</p> <p>国民年金保険料については口座振替(自動引き落とし)による納付が可能です。口座振替の口座と送付金振込の口座は、手続き上別々の口座を指定することも可能となっております。また、郵便預金口座以外の銀行等の口座を指定することも可能です。</p> <p>【法務省】</p> <p>「出入国管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く。)に対し、在留カードを交付いたします。なお、外国人登録証明書は、平成24年7月に、外国人登録法が廃止となったことに伴い廃止されました。</p> <p>・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>「給付金給付等を効率的に行えるよう、郵便預金口座を活用し、マイナンバー等と紐付ける」部分について</p> <p>郵便預金口座を1人1口座、マイナンバーと紐付け、給付金等の支給の迅速化を図ることについては、第20回国会(衆議院)において公的給付の受給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律(以下、公金受取口座登録法という。)が成立しており、本法により創設される預金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取のために預金口座をマイナンバーとともに国に登録してもいい、その口座情報と災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給等に利用できるようにするものである。これにより、給付金の振り振替の簡便化と給付の迅速化が可能となる。</p> <p>なお、本法における預金口座の登録については、ご提案のように郵便預金口座に限定するものではない。</p> <p>【金融庁・総務省】</p> <p>【未成年者口座の部分】</p> <p>未成年者口座に限り、法令等での委任状を取得することを定めておらず、ゆうちょ銀行では、親権者等が子の口座の入金などをとする場合は、手続きの請求者が当該子の親権者等であることを確認することでも、委任状なしに行うことが可能である。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【郵便】</p> <p>選挙関連法の一部を改正する法律(令和4年法律第30号、右欄において、「法」といいます。)において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>①マイナンバーカードと健康保険証の一体化について</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証利用のプレ運用を実施しており、令和3年10月までに本格運用を開始することとしています。</p> <p>②(高齢者受給)送付金振込、納付の口座を郵便預金口座に一本化し、自動引き落とし(引落し予約)とする点について</p> <p>国民年金保険料については口座振替(自動引き落とし)による納付が可能です。口座振替の口座と送付金振込の口座は、手続き上別々の口座を指定することも可能となっております。また、郵便預金口座以外の銀行等の口座を指定することも可能です。</p> <p>【法務省】</p> <p>「出入国管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く。)に対し、在留カードを交付いたします。なお、外国人登録証明書は、平成24年7月に、外国人登録法が廃止となったことに伴い廃止されました。</p> <p>・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。</p>		
1484	令和3年3月4日	令和5年4月26日	マイナンバーカードに付帯されているICチップにより、各人の各場所が必要な情報を読み取れるようになる。	<p>ICチップは変化が少なく、マイナンバーカードの保管は安善な環境に置かれる可能性少ないと思われる。長く使えるマイナンバーカードの信頼性の確保が迅速になる事で利用者の待ち時間削減、公務員の作業時間削減により公務員数の削減に繋がり、コストカット出来る</p>	個人	<p>【総務省】</p> <p>マイナンバーカードのICチップには、運転免許証の情報は登録されていません。</p> <p>【法務省】</p> <p>マイナンバーカードのICチップには、戸籍に関する情報は登録されていません。</p> <p>【総務省】</p> <p>マイナンバーカードのICチップには、住民票そのものの情報は登録されておきませんが、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の情報が格納されています。</p>	<p>【総務省】</p> <p>マイナンバーカードに付帯されているICチップにより、各人の各場所が必要な情報を読み取れるようになる。</p> <p>例、県庁、市役所一住民票、戸籍情報、選挙一運転免許情報、読み取りには戸籍の暗証番号を入力出来るようにセキュリティを堅固に保つ</p>	<p>【総務省】</p> <p>マイナンバーカードに付帯されているICチップにより、各人の各場所が必要な情報を読み取れるようになる。</p> <p>例、県庁、市役所一住民票、戸籍情報、選挙一運転免許情報、読み取りには戸籍の暗証番号を入力出来るようにセキュリティを堅固に保つ</p>	<p>【総務省】</p> <p>マイナンバーカードに付帯されているICチップにより、各人の各場所が必要な情報を読み取れるようになる。</p> <p>例、県庁、市役所一住民票、戸籍情報、選挙一運転免許情報、読み取りには戸籍の暗証番号を入力出来るようにセキュリティを堅固に保つ</p>			
1485	令和3年2月15日	令和5年4月26日	一時保育利用や、保育園入園申請、おおよび、幼稚園入園申請(公立私立問わず)、デジタル申請可能にしてほしい。	<p>【韓国で子育て経験からの知見】</p> <p>以下の内容は韓国の保育利用申請についてです。</p> <p>【日本でも保育園や幼稚園を利用したい】があり、その申請方法の利便性がありにも差があまりすぎず、これは日本も見習うべきだと思ひ、提案。</p> <p>・政府による「子ども愛育ポータル」という出産育児にかかわる総合ポータルを運営(HPサイトとスマホアプリあり)</p> <p>・子育て関連の各種行政サービスは、このポータルを通して申請可能(外国人は別あり)</p> <p>・一時保育は自身の申請または、100円/月、それ以上は40円/月</p> <p>・(一時保育)</p> <p>一時保育の利用は予約空き状況などがリアルタイムで表示され、1か月先の予約まで可能。予約時間は30分のみ。</p> <p>・定員は各所限3人。</p> <p>・申し込みの有無は、園の方針により異なるが、急を要するときは当日いきなりの一時的保育も柔軟に対応。</p> <p>・全国一律で、予約は前日21:30まで、当日予約は電話受付付けで空きがあれば可能。</p> <p>・一時保育料は自身の申請または、100円/月、それ以上は40円/月</p> <p>・(こども家庭庁)</p> <p>・全国一律、ポータルサイトに希望する園が所定で「待機」をかけることが可能</p> <p>・自分の待機数(ポイント)がリアルタイムで表示</p> <p>・待機をかけるのは妊婦中から可能</p> <p>・1か月ごとに、待機のステータスが更新</p> <p>・園の空き状況、職員数、人数や勤務年数、年齢層など詳細にデータ開示。</p> <p>・(幼稚園)幼稚園は日本同様、管轄が保育園とは別でポータルも別</p> <p>・全国一律、同時期に申請</p> <p>・希望する公立園はか所、申請可能。抽選で選抜。</p>	個人	<p>【内閣府】</p> <p>保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「びびりサービス」において行うことが可能です。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>幼稚園の入園については、設置する自治体や各園の募集要項等に基づき保護者が自治体・各園に申請し、自治体・各園において事前面談や抽選の結果を踏まえた入園の可否を決定するのが一般的であるとされており、</p> <p>【こども家庭庁】</p> <p>一時保育の利用の申請等の方法は、実施主体である市町村において適切に定めるものであり、オンラインによる申請や利用前日の申請を園において受け付けているというはありません。</p> <p>なお、厚生労働省では、市町村に対し、一時保育の利用予約手続きをICT化するために必要なシステム導入経費を補助しています。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>保育所入所に係る手続きについては、オンライン申請のできる環境の整備を市町村に対し促すとともに、引き続き「びびりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。</p> <p>また、マイナンバーを活用した情報連携により、申請に必要な情報を市町村から取得できる場合は、提出書類等を省略できるため、そうした情報連携の活用について引き続き市町村に促してまいります。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>幼稚園の入園について</p> <p>&lt;デジタル化について&gt;</p> <p>幼稚園の空き状況が、入園申請手続きを政府のサイト(びびりサービス)を通じて行えるような仕組みを設計したり、園改善のためのICT環境整備を行う場合は補助を行うたりするなど、政府としてもデジタル化を促進している。</p> <p>こども家庭庁</p> <p>一時保育の申請等の方法は、実施主体である市町村において適切に定めるものであり、オンラインによる申請や利用前日の申請を園において受け付けているというはありません。</p> <p>なお、厚生労働省では、市町村に対し、一時保育の利用予約手続きをICT化するために必要なシステム導入経費を補助しています。</p>	<p>【総務省】</p> <p>マイナンバーカードに付帯されているICチップに登録されている基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の情報が格納されています。</p> <p>【法務省】</p> <p>マイナンバーカードに付帯されているICチップに登録されている情報は、住民基本台帳に由来する情報であり、本人以外の親族の身分情報も登録・証明する戸籍は及びその制度の運用が異なっておりますが、マイナンバーカードのICチップの空き領域への戸籍に関する情報の登録については、今後、関係機関等と調整してまいりたいと考えています。</p> <p>【総務省】</p> <p>マイナンバーカードのICチップに登録されている基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の情報が格納されています。</p> <p>【内閣府】</p> <p>保育所入所に係る手続きについては、オンライン申請のできる環境の整備を市町村に対し促すとともに、引き続き「びびりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。</p> <p>また、マイナンバーを活用した情報連携により、申請に必要な情報を市町村から取得できる場合は、提出書類等を省略できるため、そうした情報連携の活用について引き続き市町村に促してまいります。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>幼稚園の入園について</p> <p>&lt;デジタル化について&gt;</p> <p>幼稚園の空き状況が、入園申請手続きを政府のサイト(びびりサービス)を通じて行えるような仕組みを設計したり、園改善のためのICT環境整備を行う場合は補助を行うたりするなど、政府としてもデジタル化を促進している。</p> <p>こども家庭庁</p> <p>一時保育の申請等の方法は、実施主体である市町村において適切に定めるものであり、オンラインによる申請や利用前日の申請を園において受け付けているというはありません。</p> <p>なお、厚生労働省では、市町村に対し、一時保育の利用予約手続きをICT化するために必要なシステム導入経費を補助しています。</p>				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1501	令和2年12月4日	令和3年4月26日	マイナンバー法における性別の取扱いについて	マイナンバーカードの性別欄があることに抵触があり、受け入れ遅延に際しても何故も取り返すことも可能か、考慮しております。これは、法改正を行い、性別については、従来、一定の配慮を要する人限定で、任意または、非表示または、性自認に基づく性別表記を認めてくれるよう要望致します。	今後、大多数の人がマイナンバーカードを取得する地点で、性別表記に苦しみ、マイナンバーカード取得を拒否し続けるのは、得策ではなく、孤立しかねない。それほどこまで当事者、トランスジェンダーを苦しめるマイナンバーカード、マイナンバー法は、如何なものか、多様性の時代です。改正求めます。	民間団体	総務省 デジタル庁	「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	マイナンバーカードの券記載事項については、御提案の件も含め、本人確認のためのカードのあり方として重要な事項であり、関係省庁とともに、丁寧に検討を進めていべき課題と考えています。	
1502	令和2年12月4日	令和3年1月27日	印鑑の廃止について	印鑑の廃止	裁判所にて、民事訴訟の訴状、準備書面、答弁書の作成、判決の受取などに関して、印鑑が必要だが、100均で買える印鑑でもいけて、なんの意味があるのか分からない。本人確認の意味を含めながら免許の写しなどにする方が効率が良いため、市役所においても、書類の受け取りや、申請において印鑑を求められるが、なぜ必要なのかいえない。	個人	内閣府 総務省 法務省	(前段) 民事訴訟法には、訴状等について押印を必要とする規定はありません(なお、最高裁判所の定める規則(民事訴訟規則第2条第1項)において、裁判所に提出する書面には押印すべきものと規定されています。) (後段) 地方公共団体において押印を求めている手続には、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続がある。また、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、増収・必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。	(前段) なし (後段) 対応	(前段) その他 (後段) 対応	(前段) 民事訴訟法には、訴状等について押印を必要とする規定はなく、この点については、最高裁判所の定める規則によって規定されています。したがって、御指摘の点につきましては、法務省からお答えすることは困難です。 (後段) 「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月17日付総務省自治行政局長通知)において、 「この法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられること 地方公共団体が独自に実施する手続については、国の取組に準じた対応を実施することが考えられることをし、各地方公共団体に對し、押印規制の見直しに積極的に対応していただくようお願いしています。また、地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考として、推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を令和2年12月18日に公表しました。 なお、内閣府からの対応方針の照会に対し、各府省からは、「国民や事業者等」に押印を求めている行政手続の9割以上について、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済み)。	
1503	令和2年12月18日	【総務省】 令和3年4月26日 【法務省・財務省】 令和3年2月18日	申請にあつたの証明書等	国の管理する法人番号などで、国・県・市町村それぞれの納税証明、履歴事項証明、許可証など申請業務に携わること、当事者が一括で履歴請求ができるような提案を行います。	県や市町村の補助金や入札登録の際に提出を求められる納税証明書や履歴事項全部証明書などはそれぞれ所管する事務が違いため、県事務所、役務署、法務局と出向して手続を行う手間とそれぞれ手数料がかかります。(地方ではそれぞれの事務所に行くのに30分以上かかります。)書類その場で書きを求められるものもあり、手数料も一回一回収入印紙を購入して納付する形式なので、その都度現金、印紙が必要なものコストが発生します。すべて法人番号などで一元管理される効果としては、各事業所に出向いて申請することが減ると、双方の業務効率化が可能になりコストの削減が見込まれます。また各所管官庁や地方自治体も同じものを閲覧が可能になれば、重複申請や効率的な補助金申請などが可能になると考えられます。	個人	総務省 法務省 財務省	【法務省】 登記事項証明書の添付が必要な国の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携によって、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、その添付を廃止することが可能となっております。 【財務省】 納税証明書の請求については、税務署窓口での請求のほか、マイナンバーカードをお持ちであれば、自宅等からオンラインで請求していただくことができます。この場合、電子ファイル(XML形式)で受け取ることができるほか、書面により郵送で受け取ることもできます。手数料についても6370円と書面での請求と比べて30円安価です(郵送の場合、別途送料が必要となります)。 【総務省】 納税証明書の発行については、一部の地方団体では、郵送で申請して受け取ることが可能となっています。また、一部の地方団体では、マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニで発行することが可能となっています。	【法務省】 なし 【財務省】 国税通則法 【総務省】 地方税法	【法務省】 納税に着手 【財務省】 対応 【総務省】 納税に着手	【法務省】 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による添付の省減の状況を確認し、各種手続の業務等に異なる調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。 【財務省】 納税証明書の添付を必要とする入札、契約に係る競争参加資格申請について、法人番号等を活用した行政機関間の情報連携による納税証明書の添付の省減を検討しています。具体的には、対象となる手続について、税務署に納税証明書を請求することや自宅等からオンラインで入札、契約に係る競争参加資格申請を行うことができることとなります。 【総務省】 納税証明書等の地方税関係通知のデジタル化については、学歴経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」の下に、実務者ワーキンググループを設け、令和4年を目処に検討を行います。実務者ワーキンググループのとりまとめを9月に策定し、このとりまとめを踏まえた議論を、同月から検討会本体においても行い、とりまとめを11月に策定しました。今後も納税証明書等の電子化に向けて具体的に検討してまいります。	
1504	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選択的夫婦別姓を認めるべき	男女の権利が平等であるなら、姓名の選択の権利も平等であるべきです。 国会議員のイメージは、今だに男尊女卑で煙草も平気で吸いながら、高きだけ女性の地位向上、国民の健康をうたう政治家のイメージです。 姓が変わるから仕事を辞めたり結婚を覚悟せざるを得ない、いっては何卒も産むことも控えることとなります。少子化対策のために選択的夫婦別姓を認めるべきです。今まで選択的夫婦別姓を認めるのはおかしい。	男女の平等が少し進む。女性が結婚しても仕事を続けやすいので、女性の社会参加が守られる。結婚して、男性側、女性側、男女別姓、があつてこそ平等。日本特有の悪しき風習で、欧米の明るく開かれた社会を目指すならほとんどお金をかけずに、女性の対応度が上がる改革です。死闘を超えて、すくでも改正してほしい。	個人	内閣府 法務省	民法第750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければならない。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入すること等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を審議したことを受け、法務省は、平成8年及び平成22年にこの審議を踏まえた改正法案を準備しましたが、改定法案の提出は非現実的であると判断し、いずれにいたしましても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考え、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の期間等を注視しながら、対応を検討していかなくてはならないと考えています。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1515	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家試験・資格の統合	<p>・電気主任技術者(電気事業法・経済産業省)、電気通信主任技術者(電気通信事業法・総務省)、施工管理技士(建設業法・国土交通省)について、業務・工事管理の分野において重なりが大きい。</p> <p>・上記により、事業者は建設業の免許取得・更新のため資格取得者を雇用する必要がありますが、こうした複数の免許を取得することは難しく、人材確保に多くの労務を要しています。</p> <p>・資格試験の多くは電気、電子工学、関係法規など重なりがあることが相互の資格で業務の効率化ができればより改正を願っています。不足する知識は民間講習等で補完と考えられます。</p>	<p>私は、建設会社で主に総務系を担当し現在は人事部長兼研修担当をしています。これまで免許更新等で政府の地方出先機関と調整することを30年とまいました。</p> <p>・提案理由は、「提案の具体的内容」のとおりであり、それぞれ異なる国家資格試験を合格するための研修を社内で進めまいし、研修内容の重なりが大きい(近年退職・欠勤を今年を期に発生させていた)ことにより、上記により、事業者は建設業の免許取得・更新のため資格取得者を雇用する必要がありますが、こうした複数の免許を取得することは難しく、人材確保に多くの労務を要しています。</p> <p>・健全な産業の発展のため、ぜひとも申し上げた3技術資格に限らず国家試験の見直しをお願いいたします。電気工事士(経済産業省)に受けては、取崩したにもかかわらず厚生労働省の免許(講習(労働安全衛生法))をうけなければならぬ不便になります。こちらも統合が必要と考えられます。</p> <p>・報道等では国家公務員の官費はその大きな責任とともに、日産業務の理屈にあると理解しています。民間会社もそうで、官給があるとの理由で行って来た労務費があります。ぜひとも着手・後輩のため業務の整理統合をお願いいたします。</p>	個人		<p>(総務省) 電気通信事業法では、電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督するため、電気通信主任技術者資格証書の交付を受けている者のうち電気通信主任技術者を委任することを義務付けています。</p> <p>同資格者は電気通信主任技術者試験に合格した者等が交付を受けられますが、既取得資格にかかわらず一定の学歴や実務経験を有する者が同試験を受ける場合には、申請により、一部の試験科目の試験を免除する制度もあります。</p> <p>(経済産業省) 電気事業法では、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督のため、電気主任技術者を委任することを義務付けています。</p> <p>その委任要件となる電気主任技術者の資格については、電気主任技術者試験合格により取得可能です。その他、学歴及び実務の経験等により取得することが可能です。</p> <p>(国土交通省) 建設業法に基づく技術検定は、建設工事を適正に実施するための施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う、監理技術者等となるための資格です。</p>	<p>電気通信事業法第45条及び第46条 電気通信主任技術者 建設業法第45条及び第46条 建設業法施行規則第3条の3</p>	<p>(総務省) その他 (経済産業省) 国土交通省</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(経済産業省) 今回、元建設会社の人事関係者の方より、建設業法の免許取得・更新のための資格取得者確保の困難から、資格試験の統合の調査を頂きましたが、当該免許取得・更新のためにはどのような資格が必要であるかは電気事業法で定めているものではありません。</p> <p>また、電気事業法に基づく電気主任技術者試験については、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うために必要な知識を問うために実施しているものであり、ほとんどの受験者は、建設関係の必要性から資格を取得しようとするものと考えられます。このため、根拠とする法律の目的が異なる施工管理技術検定や電気通信主任技術者試験と統合することは、電気主任技術者が必要としない知識を要求し、不要な規制強化に繋がると、適当ではありません。</p> <p>(国土交通省) 技術検定の受験資格において、特定の資格所持者については、試験の一部免除や、受験資格として要する実務経験年数の短縮が可能となっております。</p> <p>また、建設業法上求められる資格要件としては、主任技術者や監理技術者等になる場合に、一例として施工管理技士の資格が必要となりますが、業種によっては、他の法令に基づく(国家資格等)一部の資格は業務経験要件付で条件を満たすことができるよう措置しております。</p> <p>例えば、電気事業法に基づく電気主任技術者や、電気通信事業法に基づく電気通信主任技術者や、資格取得後5年間の実務経験を有する者は、該当する建設業法における主任技術者資格を満たします。</p>	
1516	令和3年8月6日	令和3年9月10日	【総務省・警察庁】 【厚生労働省】 マイナンバー普及促進の提案	<p>マイナンバーが普及しないのは、マイナンバーの裏面にマイナンバーが印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記述され、カード表面に印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記述され、カード表面に印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記述され、カード表面に印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記述され、カード表面に印刷されているからです。</p>	<p>マイナンバーが普及しないのは、マイナンバーの裏面にマイナンバーが印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記述され、カード表面に印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記述され、カード表面に印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記述され、カード表面に印刷されているからです。</p>	個人		<p>【警察庁】 道路運送法の一部を改正する法律(令和4年法律第22号、以下本欄及び右欄において、「法」といいます)において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。法においては、マイナンバーカードのICチップに免許証の有効期限、免許の種類、免許の条件等の免許情報を記録する方法により一体化を行うこととされています。</p> <p>【総務省】 「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他法令で定める事項が記載された、本人の氏名が表示され、かつ、これらの事項その他事項を法定で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。</p> <p>【厚生労働省】 【マイナンバーカードの健康保険証利用について】 マイナンバーカードの健康保険証利用は、令和3年10月までに本格運用を開始することとされています。マイナンバーカードによる健康保険の資格確認は、マイナンバーカードのICチップ上の電子証明書を用いて、健康保険等において、健康保険に関わる必要な情報のみ確認できる仕組みとなっております。</p>	<p>【警察庁】 法による改正後の道路運送法(昭和25年法律第105号)第94条の2第1項、第2項及び第3項(検閲等)</p> <p>【警察庁】 対応</p> <p>【総務省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(法第26号総務省令第85号)</p> <p>【厚生労働省】 健康保険法第3条等</p>	<p>【警察庁】 マイナンバーカードと運転免許証を一体化する場合において、警察がマイナンバーを扱うことはありません。また、警察が警察の端末で読み取ることのできる情報は、警察によって記録された免許情報に限られます。</p> <p>【総務省】 マイナンバーカードの表面記載事項については、御提案の件も含め、本人確認のためのカードのあり方として必要な事項であり、関係省庁とともに、丁寧に検討を進めていくべき課題と考えています。</p> <p>【厚生労働省】 【マイナンバーカードの健康保険証利用について】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>		
1517	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選挙をスマホとマイナンバーを使った制度として効率化と正確性の確保を行う	<p>選挙を、マイナンバーとスマホで本人確認して、スマホから投票出来るようにすれば、投票への敷居が下がって投票率が上がると思えます。</p> <p>情報提供を対しては、市町村に1箇所以上、情報提供用の投票所を設けられ、そこで、顔認証を行って投票をさせれば、不正が起こればいい。</p>	<p>現在の選挙システムでは、投票所へ足を運ぶことの面倒、投票率が低い、という理由が大いと考えられるので、その敷居を下げることで、より民意を反映した正しい選挙が行えと同時に、電子での投票内情が記録出来ることで、集計が迅速正確に行えるようになります。人でも大幅に削減出来ることから、選挙コストの削減も可能となる。</p>	個人	内閣官房総務省	<p>マイナンバーカードを用いた投票以外の場所における投票は、現行制度において実施されていません。</p>		<p>検討を予定</p>	<p>投票所以外の場所における投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持と、選挙の公正確保等との観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。</p>	
1518	令和3年8月6日	令和3年9月26日	常設保育園の保育事業者の規制緩和	<p>(1)認定こども園および常設保育園の園児の2割程度は保育事業者が提供する。小規模保育の整備と併せて認定こども園と併設できるように規制緩和していただきたい。</p> <p>(2)認定こども園および常設保育園の施設全体の子育て支援員の加配を物理的に認めていただきたい。</p>	<p>このままでは、モラルハザードが起きます。</p> <p>1)大規模園がタコ足のように、次々に小規模保育をひらいて地域の常設園を脅かすことになるでしょう。しかも、施設への投資も少ないので、利益が尽きないところは、すぐに引き払い、儲かるところへ転々と転移することになります。中長期的に、安定的な保育環境がダメになり、不安定な保育が続く。利益追求型のデタラシさを思います。</p> <p>2)個人個人の保育士が常設より資金が高く、規制が緩い小規模保育を行うことで、常設保育士の数が、さらに減少するのではないかと思われ、小規模保育に目を向けるのは断念が強く、常設保育士ばかりではないという事です。</p> <p>3)小規模保育は支援員が割増、小規模保育は支援員10割で実施可能なので、0〜2歳児の安全性に不安がある。常設以外では十分な保育士が確保できない。常設には、しっかりとした設備やマニュアルルーティンがあり、安全性を担保しているのだから、むしろ、主として常設保育士がいない分、管理が確かならなり、危険です。</p> <p>速回しな政策を続けるよりも、敷地の問題として、シンプルで有効性が高い対策をすべきです。</p> <p>4)認定こども園、種別園の取組みから保育事業者の権利について園児に説明する必要があります。</p> <p>子育て支援員の加配を認めることで、コロナ後の失業対策にもなるでしょう。いつまでも効果の無い議論に振り回されるのはおやめになっては、いかがでしょうか。</p> <p>私たちは、勝ち組で保育を楽しみたいのです。</p> <p>あまりいい代わりはないです。</p> <p>大人の不確確な顔は子供たちにも良くないです。</p>	個人	こども家庭庁	<p>【保育所】 基準省において、配置すべき保育士の数を児童の年齢別に定めています。</p> <p>【幼保連携型認定こども園】 幼保連携型認定こども園における配置基準となる必要となる者の員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師とあって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数を指します。</p>	<p>保育所及び幼保連携型認定こども園の設備や運営等に関する基準は、児童の身体的、精神的、社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するための最低基準として設定されているものであり、質の担保の観点から、最低基準を引き下げることは困難である。</p>			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおいての取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1519	令和3年8月6日	令和3年9月10日	海外居留民の旅券更新に係る対面主義の緩和	海外居留民の旅券更新に際して、対面主義が取られている。具体的には、本人が領事館に出向して手続する事となっている。コロナ禍による移動制限等で遠隔地の領事館に出向の困難である場合を、相当の事情が認められる場合、対面主義を緩和し、オンライン面談、電送、郵送を組み合わせて更新できるよう規定を設けて下される場合とされている。	当方カナダマニトバ州ウィニペグ在住の日本国民。カナダ永住権を取得、現在ウィニペグ市公務員として日本を含む海外からの留学生に対する各種支援・企画業務に従事。日本旅券更新期間は2021/1/1旅券更新前管轄アルバータ州カルガリー領事館でウィニペグには領事館なし。カナダでは新規COVID-19罹患者が急増中で、一旦は解除された州間移動時の隔離規制が何層も高まる分らない状況。そうすると、カルガリーに旅券更新に向かう場合、出発前ウィニペグでPCR検査陽性、カルガリーで二週間の隔離、ウィニペグに戻って二週間の隔離、が求められる公費大。一方、旅券更新のために1ヶ月も仕事を休む事は極めて困難。職場の理解も得難い。本人確認からオンライン面談でも可能と思われる事を、相当の事情が認められる場合、旅券更新に際して、旅券更新の対面主義を緩和し、オンライン面談、電送、郵送を組み合わせて更新できるよう規定を設けて下されることを強く要望している。	個人	外務省	一般旅券の発給申請は、一般旅券発給申請書、写真、戸籍謄本等の関係資料を、国外においては最寄りの在外公館に出頭の上、提出して行うことになっており、代理の方による代理提出も可能となっております。(旅券法第3条第1項及び第4項) 旅券の交付は、「申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する」と規定されており、原則として交付時に申請者本人の出頭が必要とされております。(旅券法第6条第1項) なお、「病気、身体の障害等によりやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人選していないことが明らかであるときは、当該申請者の出頭を求めなく、当該申請者が確実に受領できると思われる適当な方法により一般旅券を交付することができる」と規定されており(旅券法第8条第2項)、この場合は、職員の出頭、又は、申請者が指定した者の出頭を求めて交付することとされております。(旅券法施行規則第7条第3項)	旅券法、旅券法施行令及び旅券法施行規則	対応可能	旅券の発給申請を行う場合、原則として、申請時と交付時の計2回、申請窓口に出頭いただく必要がありますが、申請書の提出に当たっては代理の方による代理提出も可能となっております。(旅券法第3条第4項) また、現行の旅券法上、原則申請者本人の出頭を求めた上で交付しますが、申請者本人の出頭が困難な場合等や申請者本人が高齢・持病がある等の場合は申請者が指定した代理の方へ交付することができます。ただし、旅券の信頼性を維持する等の観点からも郵送による旅券の交付はできませんので、何卒御理解願います。 外務省では、申請者の利便性向上等を図るため、2022年度(令和4年度)から、オンラインによる申請を可能とする計画です。 現在、制度設計に取り組みしておりますところ、頂いた御提案事項も考慮させていただきます。	
1520	令和3年8月6日	令和3年9月10日	保育士の都道府県受給資格の緩和	現在、保育士資格試験は、保育と無関係の専門学校、短大卒や、大学2年以上在学中に65単位取得すれば受給資格がある。高校卒業生にも受給資格を認めるべきと考え。	多くの自治体で保育士が不足しているのに、保育士試験を受験するハードルが高すぎる。例えば【自動車整備士の専門学校を卒業した人】は受験できるが、【高卒で非ベンチャーとして働いてきた人】【高卒で小児科クリニックで看護助手として働いてきた人】は受験できない。保育士試験は、保育と無関係の学校に2年通えば、誰でも受験できる。それにも関わらず高卒は受験資格すらないのは、合理性があるとは思えない。高卒で受験できるようになれば、保育士養成学校の進学者が減る可能性があり、それを守るための既得権ではないのかもしれない。保育士の給与で、短大や専門学校の奨学金を返済するのは難しい。高卒生にも受験資格を与えるべきだ。	個人	厚生労働省	高卒学校在学程度の場合は、児童福祉法に定められた児童福祉施設において、2年以上(総勤務時間数92.880時間以上)児童の保護に従事すれば受験資格が得られます。 ※平成3年4月1日から受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたことにより、その経過措置として、平成3年3月31日までに高等学校を卒業した場合は、実務経験がなくても受験可能となっております。	児童福祉法施行規則第6条の9第2号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1521	令和3年8月6日	令和3年9月10日	家族等死亡に伴う町村役場の届出や手続きの簡素化(ワンストップサービス)のための法整備や推進	家族等が死亡すると各自治体で届け出や手続きを行が、その手続きがめんどろく、色々な影響を回る必要がある。また、何処も同じことを記載させられるが、簡素化してほしい(各自治体のワンストップサービス)自治体の各部署では、それぞれの法に基づいて厳密に申請書に記載されているところが、手続中や部署間で慣れていないような申請者にとっては役場までの公共機関の便が悪かったり、長時間必要となる人も。看病、葬儀、他の手続きなどもあり身体的精神的にも疲れ切っている人に追い打ちをかけるような自治体の縦割り手続きシステムが少しでも簡素化されたらと思います。	それなら、名義変更、引落口座変更、払い戻し申請など一括でデジタル化されている手続きについては最小限枚数の集約用紙に申請書の番号、住所、口座番号などを記載し、この集約用紙内用申請する各項目に個別にチェックする方式にしたら申請者の負担を減らせるのではないかと。実家は80歳代夫婦2人世界でたが、父が亡くなり母を連れて手続きしました。順番を6か月所まで戻し戻し内容を確認する苦痛。当たり前ですが各形式で記載する書類が厚い。文字が小さくて見づらいのも多く、事務経験のある人でもうざりするものでした。事前に確認して持参する物も多く、これも高齢者が人でやるのだから困難だと思えます。最近、葬事情で高齢者自身が人で手続きすることも多くなっており何処も市町村役場に足を運ぶ一日が終わらないという話も聞きます。地方によっては役場までの公共機関の便が悪かったり、長時間必要となる人も。看病、葬儀、他の手続きなどもあり身体的精神的にも疲れ切っている人に追い打ちをかけるような自治体の縦割り手続きシステムが少しでも簡素化されたらと思います。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きを見直し、連携を行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認定した遺族が、当該情報を死後・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口として、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるよう、地方公共団体、地方公共団体、地方公共団体との連携の促進のための支援を行うこととしています。	なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくやみコーナー設置自治体支援など)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだ「おくやみコーナー設置ガイドライン」を策定し、提供しています。 引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進する等により、遺族の負担軽減に向けた取組みを行ってまいります。 この度頂いたご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
1522	令和3年8月6日	令和3年9月10日	遺品整理等片付け事業として一般廃棄物の許可を持たない業者が行う場合、1.お返しする物 2.廃棄物として引き取り物 3.廃棄物 4.上記項目へは仕分け作業を行います。2は回収しないのですが、3については依頼者自身に処分して頂く、それが難しい場合にはその地域の自治体に確認の上で、その地域の一般廃棄物収集運搬許可業者の手配を行います。しかし、それが依頼者、事業者にとっても負担が大きい。遺品整理等、業態は限定した上で、一般廃棄物とその地域の処理施設まで運んで戻さない特例を認めたい。	高齢化の進行が著しいわが国において、特に2025年以降、いわゆる「団塊世代」と言われる世代が後期高齢者の年齢に達します。今後益々、遺品整理、生前整理、空き家片付け等のニーズが高まることは自治体にも留意すべきです。しかし一方で、一般廃棄物収集運搬許可業者(以下、「許可業者」)はその担い手不足から年々減少傾向にあり、また、新規に許可を出すとはほとんどない状況です。このギャップにより、上記の仕分け作業までは進んでも、「3.廃棄物の処理が非常に困難な状況」となっています。依頼者ご自身に処理して頂くことは、特に依頼者が高齢者の場合は非常に負担が大きくなるものとなります。また、遺品整理等業者が自治体と確認した上で許可業者を捜し、手配した上で依頼者との契約をコーディネートすることも、相当な負担が発生します。また、案件に対して対応可能な許可業者を探すと自身が難しいのと、見つかっても日程調整などが非常に難しく、結果としてそのことも依頼者の負担となってしまいます。これにより、依頼者の負担も増えて、違法行為も知ってしまう。廃棄物まで回収している業者も廃業してはじめており、ここを克服することは、法治国家として決して良いことではありません。もちろん、野放しに特例を認めるということではなく、一定程度厳格な条件のもと特例を認めるという形が望ましいと思います。この特例が認められれば、高齢者の片付け問題は急速に解決に向かふかと思えます。また、ニーズは非常に高いものの、上記の通りコンプライアンス上のハードルが高いことからあまり活性化しなかったこの分野において、新たな市場が生まれるものと考えます。	個人	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行うおとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項等	対応不可	左記「制度の現状」のおお許可に関する規定は、一般廃棄物の処理を業として行うとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。 御提案にあるような、特例の業態であることのみをみて、許可と同等に適正な収集及び運搬が確保されるとは見えないため、許可の特例することはできません。		





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける編成方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1532	令和3年8月6日	令和3年12月2日	地方自治体の競争入札参加資格申請の共通化、デジタル化	地方公共団体の競争入札参加資格申請の共通化、デジタル化	弊社は体育器具・公園遊具を全国に製造・販売している中小企業です。毎年、2年に一度の競争入札参加資格申請の時期が来ると、社員が分けて作業しながら、各自治体の申請期間、必要書類、申請方法を各自治体のHPにある申請要項でチェックし、書類を作成して提出しております。各自治体から要求されるほとんどの書類(体感で9割)は共通であるものの、提出時期や提出方法(ファイルの綴り方、色)などが、自治体によって違っており、都度確認しながら書類を作らざるを得ません。非常に生産性の低い時間を浪費する作業です。また書類作成・提出には1自治体に対して約100枚の膨大な量のコピーが必要です。申請事務の共通化・デジタル化が実現すると、各地方自治体の入札業務に参加しようとする多くの企業にとって、以下の効果が見込まれます。○長時間労働から解放されて生産性が向上します。○より多くの自治体にアプローチが可能になる○書類の作成コストが各自治体のチェック業務も効率化する○デジタル化することで、自治体側、民間側双方で、資源消費の節減にも大きく寄与する(資料によると既に平成30年度中から工程表を作って検討を進めているとのことですが、進捗はあるのか?すくなくても対応できるとは思いますが。)	(株)郡村製作所	総務省	地方公共団体の競争入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められている。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映を促して参ります。	
1533	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告のペーパーレス化	各事業者毎にハローワークに紙ベースで提出した選考結果報告書を出しているが、都道府県でもフォーマットが異なるなど、統一化が望ましい。また、事業者の人数規模により公正採用選考人権啓発推進員の設置が求められているが、基準を下回った際の運営等が明確でない。	紙ベースであり、煩雑。	個人	厚生労働省	各都道府県労働局において、各地域の実情に応じて報告様式を設けております。また、令和3年4月以降、準備の整った労働局・ハローワークから順次、eメールでの提出も可能となる予定。なお、設置基準未満の人数規模の場合であっても、公正な採用選考の実現のため、人権啓発推進員の設置にご協力頂いております。	なし	検討を予定	様式の統一・web化については、各地域の実情に応じて検討して参ります。	
1534	令和3年8月6日	令和3年9月10日	地方税納付書の書式統一	私は法人営業担当の銀行員です。日頃から法人の経理部署の方、また銀行の支店で受け入れ事務担当理担当、更には、各地方公共団体から印刷輸送を事務委託されている代行業者さんからの話を聞いています。税金などの納付書の書式が統一されていないのは、自動読み取りが、かなり効率化されるを聞いています。是非、実態を把握し合理化すべきだと思います。ATAもありましたが、これは別に別の考えでいいのではないのでしょうか。	納付者の事務が自動化受け入れ銀行員の事務負担が楽になる。システム化できるかも。地公体は事務委託給費削減。	個人	総務省	各地方団体の納付書の様式については、法令に定めがあるもの以外は、各地方団体が条例等により独自に定めています。また、地方税については、令和元年10月から地方税共通納付システムが稼働し、一部の税目について、全ての地方団体が全国統一フォーマットによる電子納付が可能となっています。	地方税法施行規則	対応	【総務省】現在、税務システム等標準化検討会において、各地方団体の税務システムから出力される帳票様式の統一の検討を行っています。また、地方税共通納付システムの対象税目のさらなる拡大の検討を行う等、納付手続の電子化を推進することで、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。	
1535	令和3年8月6日	令和3年9月10日	区分所有マンションの権利設定について、登記の基準を緩和すべき	マンションの敷地に公共事業でトンネルが建設された事例がある。事業者はマンションの管理組合と協議し建設を開始するが、理由に示した事由により、権利の登記に基くことができなかった事例が実際に複数ある。このため、区分所有建物の敷地への権利設定完全化について、権利に必要な区分所有の印鑑証明書の有効期間を延長する、一部の区分所有建物の持分のみについて、権利登記を可能とする(不完全でも、一部の権利でも設定できたり、という考え)など、登記条件を緩和すること提案する。また、事業者の権利の登記が無くて、区分所有者が不動産の評価において不利を被るという、各事業法に基づき保全することも提案する。	区分所有建物の敷地への地上権などの登記設定にあたっては、区分所有者の承諾を得た申請書面を3か月以内に準備する必要がある(不動産登記法16条)。しかし、多数の区分所有者の承諾を受けらなければならない場合が必ず発生し、権利関係が不明確になる。区分所有建物の権利が認められ、区分所有者が日本国内にいない、所在が不明であるなど、登記手続きに移ることが事実上困難になっている事例がある。事業者の権利を登記で設定することも、既に区分所有者に承諾を得ておられ、事業者の権利の譲渡が済んでしまっている事例もある。そうした事例を踏まえると、登記申請の制度が、大規模の区分所有建物の敷地などの権利設定を想定していなかったと考えることができる。このため、前記の内容を提案した。事業者が実際に場合、区分所有建物にかかる権利が明確になるとともに、不動産の評価が、やすくなり投資を促進することにつながる。また、権利にかかると登記を拒否されると、公共事業の安定的な維持につながる。なお事業者側は、敷地の使用について債権を主張でき、一度、適切な損失補償を行えば、争いになったとしても、債権の時効取得を対抗できる、ということである。	個人	法務省	不動産登記令第16条2項及び第3項の規定に基づいて印鑑証明書を添付する場合、印鑑証明書の有効期間は3か月となります。	不動産登記法第1条、不動産登記規則第16条	対応不可	制度の現状とおり、印鑑証明書を添付する場合のその証明書は作成後3か月以内のものでなくてはならないこととされています。この趣旨は、印鑑証明書により、登記を申請している申請人が本人であることと担保しようとするものです。印鑑証明書が作成されてから長期間が経過しているときは、紛失・盗奪等のため登記申請にも改印されているといった事象の変化が考えられ、印鑑証明があつたとしても、申請書を出している者が本人であることが確認できなくなってしまう可能性があります。以上の理由により、「印鑑証明書の有効期間を延長する」という対応は取ることが困難です。なお、御提案の中に記載のある①区分所有建物の持分についての権利の登記、②区分所有者が不動産の評価額に関して不利を被らぬという記載については、その意図が不明であることが不明であり、回答することができませんので、御理解願います。	
1536	令和3年8月6日	令和3年9月10日	登記簿の附属書類について、写しの交付対象を拡大すべき(規制緩和)。また、保存期間を永久とするべき。	不動産登記法第121条で規定される登記簿の附属書類の写しの交付は、政令で定める範囲の全部又は一部に限りであるが、それ以外の附属書類は閲覧できず、写しの交付も認められていない。また、保存期間も定められていない。また、保存期間を永久とするべき。	土地・建物の権利に争いが生じた場合、登記の情報は重要な証拠となる。登記記録や公図は基本的な情報であるが、争いは登記記録の内容そのものであることが多いので、それ以外の記録である附属書類の内容が必要になる。附属書類は当事者が申請に提出する書類はほとんどであるので、同じ情報を当事者が持っている場合は、時間が経つと見つからないことが多い。したがって必要な情報を得るために登記官・附属書類の交付や閲覧を申請するのであるが、交付してもらえなかったり、保存期間を理由に見せられない、と言われることが多い。附属書類は、登記申請時に当事者が提出したものであることから、写しの交付申請があれば原則、交付するよう改めるべきである。また、附属書類は電子化し、閉鎖まで永久保存するよう改めたい。閉鎖まで永久保存するよう改めたい。	個人	法務省	政令で定める範囲以外の登記簿の附属書類については、利害関係を有する部分の閲覧のみ認められており、写しの交付は認められていません。また、登記簿の附属書類の保存期間は交付の日から30年間です。	不動産登記法第121条第1項、2項、不動産登記規則第28条第9号、10号	対応不可	制度の現状とおり、政令で定める範囲以外の登記簿の附属書類については、利害関係を有する部分の閲覧のみ認められており、これは、登記簿の附属書類に記載されている内容には、法令上プライバシー保護の観点から公開を制限するための規定が設けられているものも含まれているため、原則、不開示とするのが相当であるという理由によるものです。そして、開示の方法として写しの交付を認めていないのは、写しの交付を認めることと、交付された写しは、請求者の手元を離れて第三者の目に触れることが予想されるので、不動産登記法において特に利害関係がある部分についての写しの交付を認めたことが無意味になってしまうという理由によるものです。以上より、登記簿の附属書類について、写しの交付の対象を拡大することは困難です。また、登記簿の附属書類の保存期間については、交付の日から30年としており永久保存してないのは、公示に必要な情報は、全て登記簿に記載されることから、永久保存とする必要はないという理由によるものです。加えて、不動産登記については、年約100万件以上の権利が登記されていると推定され、不動産の権利関係に係る紛争に備えて、全ての不動産登記申請に係る附属書類を電子的に永久保存しておくことは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1537	令和3年8月6日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの受け取りについて	マイナンバーカードの受け取りの際、原則本人の来庁ですが、委任も認められていると思います。各世帯のページには、記載が異なりますが、顔写真付きでない本人確認書類が無いと書かれています。マイナンバーカードの取得は、子供の場合、顔写真付きの証明書を保持していることもほとんどなく、来庁の方法がないと書かれています。このコロナ禍、音楽教室を考えると行くべきで無いと考えます。委任し際の本人確認として、ビデオ通話などオンラインでの確認を採用して欲しい。	新型コロナウィルス感染拡大防止 マイナンバーカードの取得は、 一実施、本日横浜市港北区役所で顔写真のない本人確認書類を2点持参しましたが、顔写真付き証明書が無いと書かれないと断られています。本人来庁でない場合、顔写真付き証明書が必要という記載はどこにもなく、決まりなのでという対応に終始。子供を1人連れて、役所に行政窓口にはなりません。恐らく当面受け取ることは無いと思います。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実な本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での顔写本人確認を経て、交付することとなります。 その上で、病気、身体の障害等や心身障害により、申請者が市町村の庁舎等に出向くことが困難であると認められる場合には、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただくことで、代理人に対して交付することが可能となっております。 代理交付にあたっては、申請者本人の顔写真付きの本人確認書類が必要となりますが、申請者が15歳未満の者である場合、法定代理人が申請者の顔写真を証明した書類を用いることも可能となっております。	番号法第17条第1項、 番号法第18条の2、 同令第13条第4項、第5項、 番号法第16条、 第15条から第16条	現行制度下で対応可能	現行制度のとおりです。	
1538	令和3年8月6日	令和3年9月10日	児童手当の手続きについて	児童手当の手続きについては出生後15日以内に実施する必要がありますが、マイナンバーなどの番号が揃っていないと手続きができません。特に公務員、それ以外で手続きが分かれる意味がわかりません。	小園は国立大学法人職員で手続きが必要にもかかわらず行政側からの案内がありませんでした(保険証が文科省共済だったため)。そのため息子が受けられるはずだった行政サービスが年長以上受けられないという不利益をこうむりました。改めての手続きの際も行政窓口であなたは手続き不要であると言われて、ややこしい手続きのせいで担当者も理解しないという落ち度もあるのですが、やはり納得できない状況です。そもそも生まれてくる子供への手当なのですから、原則手続き不要(あるいは簡素化、出生届の際に紐づけるなど)で行えば良いと思います。出生時は1ヶ月以内ですの、なるべく手続きに手を取られないよううろろお願いいたします。	個人	内閣府	番号1395及び行政改革の番号202の回答をご参照ください。				
1539	令和3年8月6日	令和3年4月14日	婚姻後の旧姓併記手続きの合理化	婚姻した場合に旧姓を住民票に併記しようとする場合、この手続きを婚姻届け提出時に同時にできるようにする	現在、婚姻後に住民票に旧姓を併記しようとした場合、婚姻後に新しい戸籍が作成されたのち当該戸籍の謄本、それ以前の戸籍(旧姓記載の戸籍)の謄本を、それぞれ取り寄せてから、住所における住民票書き換えの手続きが必要である。この手続きについては、婚姻届け提出の際に、住民票への旧姓併記希望申請を行うことにより、上記謄本の取得および提出の手続きを廃止すれば、住民票を何れも書き換える必要コストが、市民の事務手続きが簡素化される。	個人	総務省 法務省	「婚姻届が旧姓の記載を求める者の住所地又は住所となる市町村長に提出された際に、住民票に旧姓を記載することを求められた場合において、戸籍法第9条により婚姻届が受理され、新戸籍が編成される蓋然性が高く、新姓の住民票が作成できる住民基本台帳管理担当が判断し、住民票を作成する場合は、婚姻前の戸籍謄本等を旧姓を証する書類として受理することとしても差し支えない。」ことを自治体に対して通知いたしました(令和4年12月5日総行住第110号)	住民基本台帳法施行令第30条の14	対応	制度の現状に記載の通り。	
1540	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍統一文字を廃止し、シフト記号のない漢字に統合する	戸籍統一文字を廃止し、ある一定時期を定め、そこで存在しているシフト記号のない漢字とJISX0208規定の漢字に統合する	戸籍統一文字はそもそも、戸籍が成立した初期段階における書き出し等で文字数が爆発的に増加した経緯がある。そのため、そのような文字については、現在当該住民が一般的な生活を送るにあたって利用している文字に戸籍上の文字を定める。たとえば、「火来(火偏に来)山(あきやま)は秋山に改める。理由は、役所における戸籍管理業務上、文字が膨大に存在することにより、事務効率が低下しており、また、独特なシステムを構築しているため、これにより電算処理の複雑に莫大のコストが発生しているため。また、これにより他のIT化処理との整合性がとれなくなっているため。	個人	法務省	「戸籍統一文字」は、平成16年4月1日付法務省第一第928号事務局長通達第4の1において指定された、オンラインシステムにおいて使用する文字を指し、通達等により戸籍に使用することができるものとされた文字が定められています。	平成16年4月1日付法務省第一第928号事務局長通達等	対応不可	制度の現状のとおりであり、現に戸籍に使用されている文字について、ある文字規格により一律に引き直すことは困難です。	
1541	令和3年8月6日	令和3年12月2日	医療機器同梱の紙の添付文書の完全な電子化	医療機器同梱の紙の添付文書の完全な電子化	業種法の改正により、2021年8月から、これまで医薬品などの製品と一緒に同梱されていた紙の添付文書は原則として廃止され、電子的方法で閲覧することが基本となります。(PMDA Webより、https://www.pmda.go.jp/safe/yofu-services/0003.html) しかしながら、原則が仕方で、初回納品時、医療機関に赴く際、及び添付文書の改訂時には紙媒体の添付文書により提供することとなります。これでは「完全な電子化」とはいえず、機器製造販売業者は結局紙媒体での提供を想定し紙の準備、製品への封入等の管理をしなければなりません。販売業者等も医療機関に赴く際、初回納品かどうか、紙媒体の添付文書を提供したかどうかを管理しなければなりません。また、法改正後の業務的な通知は発出されていませんが、既にそうした方向で行政側は進行中と説明会等でも案内がなされています。この件、話と聞くとも業界団体は進みたいのだが、行政側が担当していると言いたいことがあります。方が一々端の機関に最新情報が行き届かなかった場合のリスクを想定し、行政が責任を背負いたくないのではないのでしょうか？	民間企業	厚生労働省	医療関係者に販売される医療機器については、その製造販売業者は、その医薬品等の使用及び取扱い上の必要な注意等(以下「注意事項等情報」という。)をホームページへの掲載等により公表しなければならぬこととしています。併せて、医療関係者が注意事項等情報の内容を確実に確認できるよう、医療機器を初めて購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は医療機器プログラムを初めて電気回路を通して運用をかける作業開始時、病院、診療所若しくは研究開発施設等の取扱文は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医療関係者に対し、注意事項等情報を提供するために必要な体制を整備しなければならぬこととしております。実効性の提供方法としては、注意事項等情報を記載した文書を提供する方法を基本としておりますが、医療関係者と共通認識が存在する場合は、電子データを送付する方法その他の医療関係者が注意事項等情報を確認しやすい方法によることは差し支えありません。	薬機法第68条の2の2 薬機法施行規則第20条の10の6	事実確認	制度の現状欄に記載のとおり、医療関係者が注意事項等情報の内容を確実に確認できるよう、初回納品時の対応を求めているものです。ただし、納品先の医療関係者との共通認識が存在する場合には必ずしも紙媒体を提供する必要はありません。	
1542	令和3年8月6日	令和3年9月10日	不動産特定共同事業法の捺印義務の廃止	不動産特定共同事業に関する契約前説明書、契約時説明書及び貸付1回の報告書に押印する資格者の認印については、電子文書の場合は省略できるのであるから、電子フォーム推進のため、紙による場合も廃止すべきである。	国土交通省は、不動産特定共同事業に係る捺印義務について、行政への申請書などは省略可能とする方針である。しかし、顧客に対する年1回の報告書や、契約時の説明書への捺印義務は省略できないこととしている。行政への捺印義務は、年に数回程度であるところ、顧客への書面は顧客数に応じて必要となる。庄則的・作業的ではあるが、これを廃止すれば、在野への進めるとしての捺印義務を免除する意味がない。電子文書の場合は、資格者の署名があれば、押印は不要とされている。(つまり、捺印書面とDVD-RなどにPDF文書で保存して渡せば、捺印義務は免除される。)そうすると、DVD-Rを渡すのみ、紙を渡すもの結局は同じであるから、紙の契約においても、署名のみで押印は不要とするべきであり、これにより顧客の負担も減らしたいと考えている。そこで、年1回の報告書や契約時書面などに押印する資格者の認印については、紙による場合も廃止すべきである。	個人	国土交通省 金融庁	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、同法の施行日である令和3年9月1日以後は、既に、不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並みの財産管理報告書への業務管理の押印は不要となっております。	不動産特定共同事業法第24条第2項、第25条第2項及び第28条第3項	対応	「制度の現状」欄に記載のとおり既に対応済みです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1543	令和3年8月6日	令和3年12月2日	行政書士による押印義務の廃止、行政書士証表及び領印証明書等の官公署による発行	(1)依頼を受けて作成する紙の文書及び領収書は、資格者の記名押印義務があり、資格者の名前を記載し、領印を押すように義務付けられている。しかしながら、これらの電子文書には記名押印義務はなく、資格者の記名すらも必要ないこととされている。そこで、依頼を受けて作成する紙の文書及び領収書についても、記名押印義務を廃止するべきである。 (2)行政書士証表は登録において申請や交付の個人名などがあるが、このうち申請時に行政書士証表と領印証明書を提出し、以下、沼津市のホームページにあるように、行政の発行する宅地建物取引証は証明書として単独で認められるが、行政書士証表は単独では証明書として認められていない。 (参考)各種申請の際の本人確認書類について(沼津市) <a href="https://www.city.niigata.niigata.ac.jp/koushiki/teikokusei/kakunin.htm">https://www.city.niigata.niigata.ac.jp/koushiki/teikokusei/kakunin.htm</a> そこで、行政書士証表と領印証明書と、これらの電子証明書に行政書士の責任による官公署が発行するべきである。	個人	総務省	(1)行政書士法施行規則(昭和26年総務府令第5号)第9条第2項の規定により、行政書士は、作成した書類に記名して領印を押さなければならないこととされており、同規則第11条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する領印を定めなければならないこととされており、また、日本行政書士会連合会規則第81条第2項の規定により、行政書士は、単位の会員となった後、直ちに、領印を押した印鑑照に氏名を自署して単位会に提出しなければならないこととされています。 *領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定により、「日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し領印を押すこととされていますが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第146号)第4条第1項、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年総務省令第61号)第5条及び日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則第2条第2項の規定により、上記領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定にかかわらず、書面に代えて電磁的記録の作成を行うことができることとされています。 (2)行政書士法(昭和28年法律第4号)第6条の2第4項において、日本行政書士会連合会は、同条第2項の規定により登録をしたときは当該申請者による行政書士証表を交付することとされています。 *また、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第11条の2第1項第4号により、行政書士が受任している事件に係る業務を遂行するために必要がある場合には、行政書士であることを証する書状で署名を捺付したものを提出し、行政書士の所署する後、交付した戸籍簿等の交付を請求する書面に当該行政書士の領印が押されたものとして戸籍簿本等の交付の請求をすることができます。	その他	(1)行政書士の職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正性確保及び行政書士が作成した書類であることの真正性担保に係る機能を適切に果たしており、実際に、個々の行政書士の職務内容が種別先から都道府県行政書士会に対し、書面に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する役割が行われ、同会は「証明書」を発行しているところである。このように、職印は登録、証明制度としての機能を果たしており、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しております。 *前提案のことについては、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や他の士業の対応状況を勘案しつつ、現行制度の意義を十分に踏まえて対応が必要であると考へております。 (2)行政書士証表は、行政書士法第6条の2第4項に基づき、行政書士であることの身分証明書として日本行政書士会連合会が交付するものであり、職務上請求書による戸籍簿本等の交付の請求をする場合には、当該証表を添付するとしており、沼津市においても同様の取扱いをいと認識しております。 なお、地方公共団体の各種手続の申請等を行う場合において、当該団体の本人確認書類として何れを求めらるかにについては、当該申請を交付する各地方公共団体の手続内容やその趣旨により異なるところであるが、行政書士証表は行政書士法に基づく行政書の資格を証明するものであるとの趣旨や取扱いが十分に周知されるよう、関係団体等とも取り組む必要であると考へております。		
1544	令和3年8月6日	令和3年9月10日	電子帳簿保存法の申請が複雑かつ制限が強すぎる	■申請内容の簡略化 複数ある申請書式を1つにまとめ、記載内容を簡略化する。 <a href="https://www.tax.go.jp/taxes/letsuz/uhk/shisei/anna/denshichoboo/moju.htm">https://www.tax.go.jp/taxes/letsuz/uhk/shisei/anna/denshichoboo/moju.htm</a> ■申請時期 現行の3ヵ月前までの申請を、新設法人の届け出と同時「電子帳簿の取付開始日から1週間以内」のように事後申請も許可する。 ■届先付け開始日の制限緩和 原則として課税期間の前日という制限を撤廃する。	電子帳簿保存法の運用については法改正で規制が緩和されてきていますが、申請の部分が複雑かつ制限が強く、電子化の阻害要因となっています。 *届先付け開始日が当初にしか設定できない *届先付け開始日の3ヵ月前までの申請を提出しなければならない *申請書類が、電子化環境が完成していないと記載できない内容になっている *というところ、現実的には1年ほど前から準備しないといけない開始ができません、日程ありきで失敗不能導入計画を立てざるを得なくなるため、プロセスがここにとっけてしまいます。 *課税期間の期日で4年ほど前か戻されてしまうと、導入に遅るどころか、試行する開始できていないのですが、これが最大の要因です。 *制度設計として、申請期間が連続させ、次のような流れとすべきです。 *新しい流れに電子化環境の構築と試行(課税の届先付け)を開始する *実運用が可能だと判断した時点で届先付け開始日とする *税務署に事後申請を行う	デンキや株式会社	財務省	決算関係書類を含む関係帳簿書類については、自己が責として電子計算機を使用して作成する場合であっても、税務署長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録による保存が可能となっている。	対応	令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、税務署長の承認を要する等、抜本的な見直しを行うこととし、それらの見直しを盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月28日に可決・成立しました。 これにより、令和4年1月1日より、税務署長の承認が不要となっております。	
1545	令和3年8月8日	令和3年9月10日	監査書類への署名・押印のデジタル化と電子保管の推奨	現在、監査法人で働いています。公認会計士法で明確に記載されていなかった、会社からの連絡も出ていないことから、監査書類への署名・押印のデジタル化が進んでいません。 現在の制度では、監査報告書などの署名・押印は紙に直接行われるけれども、電子化企業へ提出する必要があることから、監査書類についても、署名・押印のデジタル化と電子保管の推奨を政府から公式にアナウンスしてほしいです。	契約書などは電子化への移行は少しずつ進んでいますが、監査報告書に関しては導入をする議論が進んでいないように思っています。(少なくともこちらの現場には話が進んでいません) 公認会計士協会で、これは金融庁より進捗が出ていないためだと思われまして、署名を行う業務執行社員と事務職員が見れば署名・押印のたに紙を提出し、また、その後クライアントへ渡されたのだけに、署名を行う業務執行社員と事務職員が出社を続けるを得ない状況になっています。 また、署名者が複数いる場合、物理的に紙を動かす必要があることから、全員の署名が完了するまでに1週間以上かかってしまっており、とても時間の無駄を感じています。 また、監査報告書に署名・押印し、監査対象である関係書類をフロッピーディスクなどでクライアントに提出するまで、監査法人では広く業務慣行とされてしまっていることから、署名・押印のデジタル化と、その電子保管についての方針を政府から公表していただければ、在宅勤務率のさらなる向上、また都市部への業務一極集中も軽減できると考えています。	個人	金融庁	公認会計士法第34条の12第2項において、監査法人は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の署名を捺さなければならないと規定されています。 また、当該証明書の作成については、上記の通り署名・押印を求めるとおり、書面以外の方法により行うことを認める規定はございません。	対応	監査報告書の作成手続の負担軽減を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」に基づきデジタル化を推進し、監査報告書への自己署名・押印を廃止するとともに、あらかじめ経営者等からの承認を得ることによる電磁的記録による保存が可能となるよう、公認会計士法に関する内閣府令の改正を行いました。[(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)、「相互関係保証総合法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年9月1日施行)」、日本公認会計士会などにより、監査報告書の電磁的記録による保存が認められることにより、関係団体等とも取り組む必要であると考へております。]	
1546	令和3年8月8日	令和3年9月10日	司法試験受験資格の期間制限の撤廃	司法試験法4条1項各号を改正し、法科大学院修了生及び予備試験合格者が修了又は合格後1年以内で司法試験を受験できることに改めると、現在の司法試験法、法科大学院修了生又は予備試験に合格した年から数えて5年以内の期間で受験を認めているところ、この期間制限を撤廃し法科大学院修了生及び予備試験合格者はいつでも司法試験を受験できるようにするべきである。	まず、受験期間制限があるために、受験生は就職等の人生選択を取り難い現状がある。特に、法科大学院修了生は法科大学院進学と学費をサンクコストとして扱っていたため、受験1回分の価値があまり高く、専ら1回の進路取り難い。この制度は、いかなる消費者の撤退を促すために設けられたとされているが、むしろこの制限がサンクコストを膨らませた生とすることで法試験が激化するという問題を創り出した。また、5年制の制度として法科大学院教育の効果が薄れる点もあげられているが、受験資格付与と独自の地位を与えられている教育機関が5年制の教育しか施せないというも情けない話である。仮に、法科大学院の教育の効果が5年以内であっても、合格基準に達しない受験生は合格せずには戻り、受験資格で受験するのは不適切な制度である。なぜ受験資格を制するお節か保く一方で、失業者の取組を促すお節を削いでいくのかわからない。	個人	法務省	司法試験法は、「法科大学院の課程を修了した者は、修了の日後の最初の4月1日から5年を経過する期間、司法試験予備試験に合格した者は、合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過する期間において司法試験を受験することができる旨で定められている。	対応不可	平成26年法律第52号による改正前の司法試験法第4条では、法科大学院修了又は予備試験合格から5年の期間内に留まり受験資格取得及び受験資格喪失が定められていたが、その趣旨は、旧司法試験下で、受験資格の激化による受験資格喪失傾向に伴う法曹の質の低下や、多数の司法試験落選人による社会的損失が問題視されたことを踏まえ、法科大学院に在籍する教育の効果が薄れるという司法試験を卒業させ、受験生の準備を促し、本人に早期の受験を促すこととされた。 その後、司法試験法の一部を改正する法律(平成26年法律第52号)の成立を経て、現行の司法試験法第4条が定められ、この改正は、5年という受験資格制限を維持することで、大量の受験者が長期開業することによる弊害を防ぎ、また、5年以内という受験資格制限を撤廃することで、受験者が受験資格のある間に受験したいという気持ちを受け取れ、合格者の数も増え、法科大学院教育の効果が薄らな(受験される法科大学院修了生直後から期間中)司法試験を受験し、有為な法曹として早期に活動できるよう、履歴書等書類などという法曹初期に必要とするもの。 新設案の司法試験の受験資格制限の撤廃については、このような立法趣旨に鑑みず、予定しておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1547	令和3年8月6日	令和3年9月10日	司法試験予備試験合格者数の過度な削減の廃止	司法試験予備試験は経済的理由から法科大学院に進学できない者のために設けられた例外ルートである。しかし、現在の予備試験は法科大学院制度の延命のために過度に合格者数を絞っており、受験者が司法試験に挑戦する機会を奪っている。 そもそも、予備試験は合格水準として法科大学院修了と同等の能力を要求している。しかし、予備試験合格者は司法試験において毎年の約8割の合格率を誇っている一方、司法試験法の前提上予備試験合格者と同等の能力を有するはずの法科大学院修了者の司法試験合格率は全体平均で割にも満たない。この結果を鑑みると、既に法科大学院修了と同等の能力の者を予備試験合格者とするならば、現在の500名前後の合格者数は明らかに数を絞らず過ぎている。その結果として、大半の受験生は2年間通えば確実に司法試験受験資格が得られる法科大学院に集まる。時期と学習の深さを比較されている。しかし、受験生の立場からすれば期間を命を潰さないのが通年で、法科大学院に中心自発的に進学する人間は多くない。それは現に多くの法科大学院生が予備試験を受験し、めったに予備試験に合格したらそれごとく休学しない。進学することからもうかえる現実である。事ここに至るならば、もはや法科大学院修了を前提とした試験制度を定めるべきとも思いますが、それが出来ないならばせめて予備試験合格者数を増やして法科大学院修了者ととの間の不公平感を解消すべきであるとする。 この提案が実現した場合、現在減少傾向にある司法試験受験者数の持ち直しが期待できる上、予備試験合格者との競争を通じて法科大学院全体の教育の活性化につながると思われる。	個人	法務省	司法試験予備試験は、法科大学院修了者と同等程度の学習能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その合格者については、実際の試験結果に基づき、法科大学院修了者と同等程度の学習能力等を有するかどうかという観点から、予備試験審査委員の合議により適正に判定され、これに基づき司法試験委員会において適切に決定されているものである。	司法試験法第9条第1項、第8条、第15条第1項、第2項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1548	令和3年8月6日	令和3年9月10日	廃棄物の該当性判断について	廃棄物の該当性判断は各自自治体によって異なりますが、例えばリユース品としてまだ流通の価値のある物を取り扱う際に、逆有償(手元マテリアル)という措置を講ずる一方で、廃棄物と判断されない限り、リユース品の流通を阻害している現状があります。この状況はわが国にとって「サーキュラーエコノミー」を推進していく上で障害ではございません。この現状を是正するために、廃棄物の該当性判断について、例えば有償逆有償に限らず、無償かつリユース流通が認められるようなものであれば、廃棄物ではないことを明確に判断できるような基準を作りたいです。	廃棄物の該当性判断については、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思、これらを総合的に勘案して判断するとされています。実態は平成26年の「規制改革実施計画」による通知があるにも関わらず、排出者が責任で逆有償を払うことで取引価値のないものと見做られ、廃棄物と判断されるケースが多いのが現状です。例えば、私がソファを必要なくなったので手放そうと考えます。ソファは粗大ゴミとして出すと有料として1,000円かかります。しかし私は、まだ使えるものを粗大ゴミとしてしまうのは忍びない、と考えます。このソファをリユース品として再活用してくれる業者がありました。しかし、ソファを回収するに訪問料代など諸経費が掛かるため500円を払って欲しいと言われました。粗大ゴミとして出すより500円掛かれば再活用してくれるのであれば私もお断りし、私は考えます。結局、私は業者を払ってソファを運ばしました。これにより業者が廃棄物を無料でもらったとして廃棄物違反となってしまうのです。私の行為は一つの角度から部分的に見れば取引価値はない、と見做されるかも知れませんが、しかし、実態は、粗大ゴミとして捨てるよりも安く済ませられることになったという、この業者のおかげで私のソファは再活用されることになりました。むしろ、私ははたして粗大ゴミに払ったのです。今のだけのことを考えれば損なのかも知れませんが、将来のことを考えればこの500円は決して損だとは思いません。それが違法行為と見做されてしまうと、サーキュラーエコノミーに逆行していると言わざるを得ません。	個人	環境省	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいって、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を各自自治体が総合的に勘案して判断すべきであるとしております。 本来廃棄物たるものを廃棄物と称し、法の規制を免れようとする事業者は尠くありませんが、このような事案に適切に対応するため、廃棄物の扱いのあるものについては以上のような各種判断の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱う必要があります。 他方、専ら利用促進の観点から、事業者では、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成23年3月29日付環境省大臣官房資源循環部資源課長通知)において、引渡し時に逆有償の後発であっても、再生利用又はエネルギーとして利用するために有償で取り交わす者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないものとする特例的扱いを周知しています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といふ。第3条第1項及び第4項、「行政処分」の指針について「通知」(令和3年4月14日付け環境省資源再生・資源循環部資源課資源循環課長通知)、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成23年3月29日付環境省大臣官房資源循環部資源課長通知)	対応不可	廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者が引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとって不要である場合、そんざいに扱われ生活環境健全上の支障を生ずるおそれがあることによるものです。 このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用されることを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するための有償で取り交わす者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要があります。	
1549	令和3年8月6日	令和3年9月10日	後期高齢者健康保険料支払い方法改善	この度75歳になるため、市役所より保険料の支払いに関する一連の手続きが口座振替に変更の通知が参りました。今まででは年金よりの徴収でしたが口座振替の支払いなどたびたび変更になっております。現在は口座振替です。しかしながら後期高齢者健康保険は都が徴収から一時再度口座振替の申請をすべきとの連絡でした。口座振替や健康保険料は年金や国民保険の方で控保していますので、デジタル推進の許容プログラムの対応は如何と存じます。来年、再来年には段階の世代が後期高齢者になり多量の手続きが発生することを考えれば、身動に対応の負担が必要と存じます。	人為的な作業を少なくして既に入手しているデジタル情報を有効に活用すべきです。縦割り行政の改善の一として検討を依頼いたします。	個人	厚生労働省	行政改革の番号543の回答をご参照ください。				
1550	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍等の証明書発行手数料の小為替について	現在は戸籍や住民票を郵送で取り寄せる時、わざわざ郵便局まで行って小為替を購入する必要があります。300円の小為替の発行手数料は100円と高いです。直接市役所の窓口で手数料からネットバンキングから振り込みたいと思っております。証明書もデータでもらえればなお迅速に入手できる。	??コロナ禍で出来るだけ外出を控えたのに300円の小為替のために郵便局に出かけなければならないのを解消できる。 ??300円の小為替のために100円の小為替発行手数料を払うのは高すぎる。 ネットバンキングを使えば、無料ですべてできるのならたくさんある。 ??わざわざ郵便局に出かける用がからず、家からのネットバンキング利用で迅速に送金できる。 ??いつでも紙ではなくデータで証明書を送ってもらえば、遠隔で封筒に切手を貼って同封する手間も省けるし、入手時間が大幅に短くなる。	個人	法務省	番号1308の回答をご参照ください。				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1555	令和3年8月6日	令和3年9月10日	障害福祉サービス(就労移行支援)と短期アルバイトの併用承認について	令和元年11月6日障発第1105第1号に書かれている(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用についての)内容ですが、最初利用する際にも同様にご案内いただけないと考えます。就労移行支援は、原則短期のアルバイトをしていただければならないと考えています。しかし、市町村によっては扱いが異なり、サービスを利用できる箇所もあります。市町村の担当判断で違うのではなく、誰がみるかわかるようにはっきりしたわかりやすい事務連絡の通知等をお願いします。一般就労していても週1時間程度しかできない場合は、まだ一般就労ができていないと見られるのではないかと考えますので、就労移行支援の利用を認めて下さい。	週1時間程度一般就労(アルバイト)を家族の送迎のもと塾講師として、社会との繋がりを保ちたいと考え、体調の悪い時なども続けています。障害の事は、会社には伝えていませんし、伝えたくないと考えています。得意な科目のみ教えるという、また長く外に出れなかったで到底1日8時間なんて働けないので、正職員を目指すことは無理です。学生最後の年には試験を受けてみたので、復活をさせてほしい。就労移行支援を受けて、自分の適性を見極めて、確々の訓練を受けて、就職できたらと考えています。たまたま、1時間でも生徒に教えることは本人の誇りとなっています。本人の生きがいと社会との繋がりにもなっているので続けたい。しかし、ずっと続けることは無理なので、就労移行支援とアルバイトの併用の承認を受けてほしいと考えています。障発第1105第1号一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について)内の市町村が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の3点を踏まえることとするは、全て満たしています。家族も病氣療養中です。今は落ち着いていますが再発も想定されますので、元氣なうちに本人がやっとなら自分で受けようとした就労移行支援サービスを受けるチャンスをお認め下さい。	個人	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第122号)第19条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成18年5月20日厚生労働省告示第523号) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省令) 障害者雇用促進法(昭和24年4月2日付障発第0402001号厚生労働省令) 社会福祉施設整備法(昭和24年4月2日付障発第0402001号厚生労働省令) 社会福祉施設整備法(昭和24年4月2日付障発第0402001号厚生労働省令)	就労移行支援の対象者は、就労を希望する障害者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない期間を除く。)別居就労支援サービスに係る支給決定を受けているものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。であること定められています。 また、原則、居住地の市町村において、就労移行支援の利用にかかる訓練等給付費の支給決定を行う旨が定められています。 なお、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用に当たっては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省令)」及び「障害者雇用促進法(昭和24年4月2日付障発第0402001号厚生労働省令)」に基づき、就労移行支援の必要性を認められると判断される必要があることを都道府県等に通知しています。	就労移行支援の利用に関しては、市町村において個々の対象者の状況を勘案して当該サービスの利用を判断されるものであり、就労移行支援の利用を希望する場合は、市町村にご相談いただいております。 なお、就労移行支援の提供に当たり、厚生労働省から都道府県等に対して技術的助言が必要かどうかについては、制度の利用状況等を踏まえて、慎重に検討する必要があります。		
1556	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍の管理について	現在、戸籍の管理を各市区町村で行っているため、戸籍簿本を取得するために原本を管理している市区町村に取りに行かなければならない。一元管理してその市区町村でも全国の戸籍簿本を取得できるようにしてほしい。	戸籍簿本取得の時間・手間の削減	個人	法務省	番号893の回答をご参照ください。				
1557	令和3年8月8日	令和3年9月10日	マイナンバーカードと在留カードの連携	マイナンバーカードの機能を鑑みると、在留資格更新時にマイナンバーカードの有効期限の延長も同時にされるべきだと考えます。	現状、在留資格が延長された場合、その延長に合わせてマイナンバーカードの有効期限を各市区町村窓口に向向して延長手続きをする必要があり、これは在留カードと身分証明書としてのマイナンバーカードの連携が不十分であると苦言を呈させていただきます。今後、マイナンバーカードの普及を促進し、在留外国人に対してこの2つの手続きを迅速に行うべき事を考え、在留カードを廃止してマイナンバーカードに統合するか、在留資格更新時はマイナンバーカードの有効期限も同時に延長されるか一元化するべきだと考えます。	個人	総務省 法務省	・出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く。)に対し、在留カードを交付しています。 ・在留カードの有効期限は、永住者、高度専門職2号の方については7年、永住者であって16歳未満の方については16歳の誕生日まで、それ以外の方は在留期間の満了の日(16歳未満の方であって、在留期間の満了の日よりも16歳の誕生日の方が早い方については16歳の誕生日まで)と定められています。 ・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。 ・個人番号カードの有効期限は、永住者及び高度専門職2号の方については10年、20歳未満の方については5年、在留期間を有する方は在留期間の満了日と定められています。	在留カードとマイナンバーカードの一体化については、2025年度(令和7年度)から交付を開始することができよう、必要な措置について検討を進めています。			
1558	令和3年8月6日	令和3年9月10日	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に対する薬剤師の活用について	新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは現在開発中であり、供給への国民の需要は通常時のワクチン接種と比較できないほどのものであると考えられる。 現状の規制下において、ワクチン接種は各医療機関の医師、看護師が行っているが、発病者への対応や確切な接種を断るべき必要があり、現状の感染状況が続き、かつワクチン接種を迅速に行うべき事を考え、接種者の不足が考えられる。 米国ならびに先進国においては薬剤師が公衆衛生上のため平時からワクチンの接種を担っており、先日、カリフォルニア州においては新型コロナウイルス感染症ワクチンが開発された際には、その接種が薬剤師の判断で行える許可が発令されている。 薬剤師がワクチン接種を行えるようになれば、ワクチン接種のための国民の行動が医療機関、保健所だけでなく、薬局、ドラッグストア等の薬剤師にも分散され、各医療機関におけるクラスター発生の可能性を回避することができ、ひいては接種リソースの圧迫を防止することが出来る。米国においてはワクチン接種を薬剤師が行うに当たって、薬学部の学生時代に数時間の研修を受けており、本邦においては看護師の特定行為研修の薬剤師版のようなものを策定し実施した上で接種の担い手をはかるべきと考える。以上の理由より提案するものである。	新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の拡大	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための注射は医師法上医師行為に該当し、法律上、医師又は医師の指示の下に看護師等が行う必要があります。	医師法第17条	検討を予定	ご提案の件も含め、人体への侵襲を行う行為を行うことがない薬剤師がワクチン接種のための注射を行うことについては、慎重な検討が必要です。なお、ワクチン接種を実施するに当たり、薬剤師の専門性を活かして、予後のフォロー、ワクチンの調製、薬液の充満、接種後の経過観察など既に行っている業務も含まれており、協働力いただくなどの取り組みを進めております。	△





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1568	令和3年8月6日	令和3年9月10日	介護施設の勤務時間	特別養護老人ホームやデイサービスグループホームなどの介護施設では、就労規則で通常の勤務時間を32時間以上勤務にしないと「常勤」として扱われず、32時間以下勤務は施設が自由に常勤の時間を決められるように緩和してほしい。	職員働き方の多様化に対応するためには、一週間の勤務時間を32時間より少なく設定する必要がある。いまの制度では32時間より少なかった場合に常勤連発で指導の対象となってしまう。障害が突出した場合などは、全職員の勤務時間を30時間として、家庭との両立を目指すことが出来る。これは他の施設でも同じだと思う。また、介護人材不足を克服するため、32時間は働けない人を雇うことでカバーする人材不足を克服するもし働きが難しいようならせめて30時間や25時間にしてほしい。	個人	厚生労働省	基準省庁の解釈通知により、「常勤」とは事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は30時間を基本とする)に達していることとしていますが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者(人)の施設に支障がない体制が事業所(施設)として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間を30時間として取扱いことが可能としています。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業員が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に感ずる休業を取得中の期間において求められる賃金を有する複数の非常勤の従業員を常勤の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとしています。	基準省庁の解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準」について(第2-2(3)) 基準省庁の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準」について(第2-2(3)) 基準省庁の解釈通知「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」について(第2-6(3))	現行制度下で対応可能	制度の現状のとおりです。	
1569	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外航日本籍船における無縁検査の簡素化及び有資格者乗り組みの免除	外航日本籍船は、そもそも日本国内・領海内に滞在する日数がゼロ若しくは極めて限定されている。しかし日本籍船に設置されている無線設備は全て電波法の規定により、有資格者である検査技師がその船舶の滞在中で出航して検査を行わなければならない。電波法21条の特例も存在するが、それを適用するには特例を設け、無線検査の大幅な簡素化をお願いしたい。また、日本籍船といえども日本人船員が一人乗組員以上でも日本人船員が一人乗組員以上でも日本人船員が一船長であるというケースも一般的であるので、同じく特例として、外航日本籍船については有資格者乗り組みの免除をお願いしたい。	近年の経済のグローバル化に伴い、(内航船舶と異なり)外航船舶は日本籍船であっても日本に一切寄港しないケースが大幅に増加している。しかし日本籍船に設置されている無線設備は全て電波法の規定により、有資格者である検査技師がその船舶の滞在中で出航して検査を行わなければならない。電波法21条の特例も存在するが、それを適用するには特例を設け、無線検査の大幅な簡素化をお願いしたい。また、日本籍船といえども日本人船員が一人乗組員以上でも日本人船員が一人乗組員以上でも日本人船員が一船長であるというケースも一般的であるので、同じく特例として、外航日本籍船については有資格者乗り組みの免除をお願いしたい。	民間団体	総務省 国土交通省	日本籍船舶において無線局を開設・運用するためには、無線局が日本の基準を満たすことを確認するために、日本の資格保有者が検査を実施する必要があります。また、電波の電率的な利用を図るため、電波法では、無線局の無線設備の操作は、原則として一定の資格を有する無線従事者で行わなければならないことを定めています。第一級海上特殊無線技士は、外航船舶等に開設される無線設備を操作するために必要とされる資格です。	電波法施行規則第二十八条 電波法第二十七条 無線局手続規則第五條の二 電波法第三九条 電波法施行令第三條	対応不可	船舶の航行に係る無線機器については、人命の安全、財産の保全等のために極めて高い信頼性が要求されることから、SOLAS協定の国際条約により、主管官の検査が義務づけられています。主管官として、これらの無線機器が送信する電波や機能が適切であるか確認する必要があることから、これらの無線機器の検査の大幅な簡素化は困難と考えます。なお、電波法第二十七条にて取得した無線局免許は、原上・手続と同時に開設申請を行うことで、無線局免許手続規則に基づき、工事設計書の完成を指図することが可能となり、国内無線局免許の再取得が容易となります。また、無線従事者資格は船舶に設置される無線設備の操作に必要とされているものです。	
1570	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍簿本の入手法の簡素化	現在、戸籍の入手には、戸籍が登録されている市区町村の役場へ、郵便により本人が直接申し込みなければ入手できません。戸籍の登録地は自由に移動できますが、個人の思いもあって、生源地や、親先祖の住所地等に置いておきたい、等の思いからそのように登録する場合があります。小規模関係です。そのため、海外へ出て働く者にとっては、親元から離れた親元になる戸籍の役場への郵便による申請となります。その場合、下記書類が必要ですが、①申請事項を記載した書類に捺印②入希望本人の写実付き確認証の写③手数料としての定額小為替④切手貼付の返信用封筒これらを本籍地の役場へ郵送し、手元に届くのは約一週間後です。	簡略化して載せたいのは、①現住所地の役場での申請か、全国どこでもの申請が可能にして取れば、大変ありがたいです。②なお、インターネットで申請できれば、更に進んだ申請になると思います。戸籍簿本は、いろいろな場合に必要となります。どうぞ、ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。	個人	法務省	番号7及び893の回答をご参照ください。		対応不可		
1571	令和3年7月20日	令和3年9月10日	郵便事業の為替制度	各市区町村に戸籍や住民票を郵送請求することがあるが、その際、定額小為替で支払うことを求める。定額小為替は購入手数料が高すぎて、期限までであるため、使い勝手が悪く、証明書を発行する側からすれば、税金を支払っていると同等と見られるから有効期限も早く過ぎてしまう。収入印紙に統一してほしい。収入印紙に統一してほしい。収入印紙に統一してほしい。収入印紙に統一してほしい。	郵便局が不当に手数料収入を得ている。郵便局員の業務処理業務が滞る。有効期限が切れたことでの煩雑過ぎる。収入印紙ならば、コンビニでも購入できる。有効期限もないし、購入手数料もない。郵送も普通郵便で何ら問題ない。	個人	総務省	普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができます。当該手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされています。	地方自治法第27条 地方自治法第28条	対応不可	普通地方公共団体の職人は、地方自治法第29条の規定により金融機関が指定されている場合には、証券をもって納付することができる。証券には、郵便貯蓄法第94条に規定する郵便貯蓄銀行が発行する為替証券が含まれているため、定額小為替をもって納付することができます。それを踏まえ、手数料の納付に定額小為替を用いるについては、各地方公共団体で判断されるべきものと見えます。一方で、手数料は、特定の者に提供する業務に対し、その費用を償うため又は報酬として徴収する料金です。印紙は、国の手数料等の納付に用いるものであることから、国の収入となるため、郵便法にあるように、地方公共団体の手数料の納付を印紙に統一した場合は、国から地方公共団体へ財源を移管する際の費用を償うために手数料が上がり、住民の不利利益に繋がるおそれがあります。そのため、地方公共団体の手数料の納付方法を印紙に統一することはできません。	
1572	令和2年12月18日	令和3年1月27日	就労証明書の様式統一	地方自治体ごとに異なるフォーマットになっている就労証明書の様式を統一し、様式のデジタルデータも入手できるようにする。	地方自治体ごとに就労証明書の様式が統一されていない、かつ地方自治体が交付している用紙のため、会社の総務担当者が1件ごとに手書きで作成している。有効期限もないし、購入手数料もない。郵送も普通郵便で何ら問題ない。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください		対応不可		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1573	令和2年12月18日	令和3年1月27日	保育園の入園申し込みについて	子どもの保育園の入園申し込みの際、両親の在職証明書や入園申し込み書が手書きの用紙ではなくインターネット上で完結すると良いと思います。	育休中の子の母は、在職証明書のために会社と郵送のやりとりが状況により印鑑のために直接出向くこともあり大変です。在職証明書に必要な印鑑は本社のものが必須になるため、在籍する場所が地方の営業所や店であった場合、それらの郵送作業などが発生し時間もコストもかなり莫大を要されることもあります。もし記入ミスがあった場合、役所から不備があった書類が返送されてくるのでその際にも郵送コストがかかってしまいます。し、期限内に再提出するとなると会社も役所も慌ただしい作業を強いられます。そして申し込み窓口も、私が住む広島市安佐南区では福祉センター1カ所のみで行われており、時期によっては待ち時間とても長く、小さな子ども連れでは負担が大きいです。待機児童も多くて毎月とても申し込み数が多いこと、年度が変わるとタイミングや希望園の変更など再度申し込み直すこともあり、インターネット上でできれば窓口の方にとっても申込者にとっても良いと思います。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください			
1574	令和2年12月18日	令和3年1月27日	保育にかかると勤務証明書の全国書式統一のお願い	各市町村が保育所入所申し込み時や保育所利用者に対して年一回、勤務先担当者による手書きでの発行を求めている勤務証明書や就業証明書等の書式を、全国統一の書式にしていただきたい。統一されることにより住民票のようにシステム開発による証明書の電子化が可能になり、証明書の作成の手間と業務負担が大幅に軽減、かつ正確な発行が可能になる。市町村が発行する住民票などは有料ですが、勤務証明書は当然無料である。しかしながら発行にかかる人件費は、手書きし、役所等の確認も必要で住民票よりコストが掛かっている。手書きによる発行作業にも時間がかかり、入所申し込み手続きの負担が育児中のパパママを追い詰めている。	勤務証明書の現状 ?各市町村が、それぞれ定めたバラバラの書式に、本人記入は無効で、勤務先担当者が必ず手書きするよう求めている。 ?各自の氏名、自宅住所など個人情報も勤務先担当者が記入 ?保育所申し込みの度に期限までに発行が必要、かつ、かなりタイムナ期間での発行、提出を求められる。保育所にはなかなか入れず度々申込みが必要 ?入所後も毎年、父母両方のそれぞれが勤務先からの証明書をほぼ同じ時期に求められ、かつ、担当者の手書き必須とされている為かなりの業務負担、一言入所申し込み時期の12月、入所決定の2~3月、復職確認のための証明書が4月~5月と発行依頼が殺到する時期が毎年重なる。 ?なかなか所定でない1日以上の保護者が立場的に強い市町村に無理な短期間での書類提出を求められて、至急発行して欲しいと泣きつづかれ、郵便で間に合わせても遅れで会社まで電車に乗って書式持参し発行を依頼しに来る事も多い。もちろん本人の前で担当者がすべて手書きし発行。 -提案 各市町村が定めた書式は、項目がほとんど同じで、証明項目統一は可能と思われるので、全国統一の勤務証明書の書式を定めてもらえと、各社で人事情報システムからの電子発行のシステム開発やExcelでの作成なども可能で、爆発的に業務負担が減り業務効率化が可能、メールでの発行対応なども可能になり在宅勤務での対応も可能になる。 いくつかの市町村の書式をサンプル保管しているのご希望であれば提出します。 本件は、全国の一般企業で働く社員の子どもの数だけ同じ作業が繰り返されており、人事部門の人間であれば、同様の業務負担を強いられている事実です。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください			
1575	令和2年12月18日	令和3年1月27日	入札参加資格審査申請書の簡素化のお願い	国・地方自治体等に於いて、多くの場合2年に一度、入札参加資格審査申請書を作成し、入札に参加出来る企業か否かを判断しているが、市区町村ごとに様式が違うため、作業が非常に煩雑になる。国の指導で様式、提出書類を統一していただきたい。	私は営業職であるが、人員の関係もあり入札参加資格審査申請書を作成している。東北支店ですので、東北六県の自治体の申請書を作成している。数にして150以上の申請書を作成している。そしてほとんどの自治体で様式が違ったり、添付する書類が違ったりする。同じようなことを書いていても、様式が違えばそれに書かなければならない。様式の通りに書かなければ再提出を要求する。参加するかどうか分からない自治体の入札参加資格申請書を作成するのは非常に非効率。面倒な書式の自治体であれば、日を待たずに充てることもある。いつ何時、その自治体から工事が発注されるかわからないので参加するかどうか分からない自治体に申請しないわけでもない。この作業に少なくとも2か月を費やす。私の仕事の六分の一だ。非効率すぎる。自治体によっては郵送ではなく持参を求めてくる。そうすれば一日がかりにもなる。特に書類が面倒で持参が多いのが福島県の自治体だ。嫌がらせとしか思えない。以下要望です。 1.全国統一様式にしてほしい。 2.添付書類も統一してほしい。 3.書類はすべて郵送(宅急便可)にしてほしい。 4.PDFでメールで申請できるようにしてほしい。 5.押印は無しにしてほしい。 これだけで多くの人が無駄な労働から解放される事と思います。よろしくお願いたします。	個人	総務省	番号127の回答を参照ください			
1576	令和2年12月18日	令和3年1月27日	測量士と土地家屋調査士について	国家資格である国土交通省管轄の「測量士」と、法務省管轄の「土地家屋調査士」について、測量作業に関する業務をいかに両者の資格者であっても行っているが、所有権界と境界の違いついては一般には分りにくい。登記を申請する場合には「測量士」が境界確定した土地については「土地家屋調査士」が再度測量する必要がある。測量した境界が揃っていた場合は「所有権の合意」という通達で責任を移れる測量士も存在する。統一資格もしくは、資格者のきつちとした住み分けが必要と考ええる。	登記を申請する際には「土地家屋調査士」が境界であるという根拠を持って測量するものであるが、一般的には通常の売買の際には測量会社または土地家屋調査士事務所(法人)の【境界確定測量】を経て、面積が確定し、その面積で売買が行われている。土地家屋調査士事務所(法人)の場合は、その測量が揃っていた場合には責任を負うが、測量会社の場合には境界を揃っていないので、所有者同士の「所有権の合意」とあるという事で、境界と異なる形で測量をしてもその責任を負わせるのは難しい。これは買主が購入した図面を登記しようとした時に判明する事があり、トラブルになるケースも存在する。両方の資格持っている者は、【境界確定測量】に関しては測量会社で行い、登記の場になれば土地家屋調査士の名前で作業するものが多く、方が「境界紛争事項」でも「所有権の合意」での責任を負いませんと、セクターで講演する者も存在する。有資格者であっても理解が出来ないものも多く、隣接である「宅地建物取引主任士」等に関しては、そのほとんどが知らずに業務をこなしている。測量者でどのような作業をする資格があるもの問題があるし、そもそも一般の人には測量士と土地家屋調査士の違いは理解しにくい。二重に作業するような無駄を無くし、不動産取引を正確で円滑にする為にも、統一資格または資格者の住み分けをしっかりとすべきと考ええる。簡易なものであれば「測量士の境界と損認させる測量作業の禁止」>大胆な変更となれば「統一資格」>	個人	法務省 国土交通省	番号291の回答をご参照ください			



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1582	令和3年11月8日	令和3年12月2日	個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務での活用	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能としたり、マイナンバーを一元とした検索等を行うことで正確で効率的な対応が可能となる。また、地公体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報(住所・氏名等)が即時更新される仕組みが構築されれば、顧客が各行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客の利便性が大幅に向上する。 ○マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループにおいて、預貯金付書のあり方に加え、銀行の業務・事務へのマイナンバーの利用範囲の拡大について検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関して行われる事務において、必要な範囲で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金等の債権項目の把握のために行う資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査における預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができます。 また、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」の検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金等の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に訂正するために必要な情報の提供を求めることができるとされました。 さらに、同じく令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を促すための関係法律の整備に関する法律」により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認定業務に関する法律が改正され、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む者も検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けるとできるとされました。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律第9条 デジタル社会の形成を促すための関係法律に関する法律第18条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認定業務に関する法律第18条	対応	「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」については、法律の公布から3年以内に行うこととなっており、施行に向け、準備を進めております。また、最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、令和4年度中に施行に向け、準備を進めております。	
1583	令和3年4月23日	令和3年12月2日	「マイナンバーカード」の預金口座の紐付け義務化	多彩な金融犯罪から個人の銀行口座を護るにはマイナンバーカードによる本人確認の徹底しかない。 (1)税と社会保険に加えて、このカードの利用範囲を、運転免許証や健康保険証など行政事務全般に拡大すると同時に、民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化する必要がある。現時点で海外並みに迅速な給付を行うには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくことで義務化するしかない。本年6月にマイナンバーの法定正常化が議員立法で提出された経緯審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。 1、運転免許証もパスポートも本人確認には不適当な理由で、クレジットカードの発行など当たっての本人確認には、一般的に顔写真が付いている運転免許証の提示が求められる。マイナンバーカードも運転免許証も持っていない人は、新規の銀行預金口座の開設もままならない。 問題の本質は、運転免許証は本人確認には不十分という点にある。運転免許証は偽造品が害に溢れているからである。免許証は、ツイッターなどのSNSを通じて、誰でもかつ安価に精巧な偽造品を手に入れる。さらに、銀行などは顔認識を駆使し、顔認識などをネットワークによる取引に誘導。本人確認も顔写真と偽造品を区別することが不可である。現時点で海外並みに迅速な給付を行うには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくことで義務化するしかない。本年6月にマイナンバーの法定正常化が議員立法で提出された経緯審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。	個人	デジタル庁 金融庁 総務省	【提案の具体的内容中(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。の部分について】 犯罪収益転移防止法は、事業者に対し、顧客等の氏名、住所及び生年月日について、マイナンバーカードを基とする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。 【提案の具体的内容中(緊急時に海外並みに迅速な給付を行うには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にマイナンバーの法定正常化が議員立法で提出された経緯審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。の部分について】 預貯金口座をマイナンバーと紐付けしていないが、給付等の必要の迅速化を図るとしては、第24回閣議(常会)において(公的給付の支取等の迅速かつ効果の実施のための預貯金口座の登録等)に関する法律(以下、公金受取迅速化法)が、成立しており、本日より創設された預貯金口座登録義務化制度は、国民の任意で、1,110口座、公金受取のための預貯金口座をマイナンバーと紐付けても構いません。その戸籍情報や住民票や選挙権などの登録情報の給付等への提供は、給付等の支取等に利用されるようになっています。よって、給付金の申請手続の簡素化と給付の迅速化が可能になります。 なお、預貯金口座とマイナンバーの紐付けについては、国民の負担軽減のための制度として、希望者による「付帯の申請」として、国民に義務付けることとはしていません。	【提案の具体的内容中(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。の部分について】 犯罪収益転移防止法は、事業者に対し、顧客等の氏名、住所及び生年月日について、マイナンバーカードを基とする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。 【提案の具体的内容中(緊急時に海外並みに迅速な給付を行うには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にマイナンバーの法定正常化が議員立法で提出された経緯審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。の部分について】 預貯金口座をマイナンバーと紐付けしていないが、給付等の必要の迅速化を図るとしては、第24回閣議(常会)において(公的給付の支取等の迅速かつ効果の実施のための預貯金口座の登録等)に関する法律(以下、公金受取迅速化法)が、成立しており、本日より創設された預貯金口座登録義務化制度は、国民の任意で、1,110口座、公金受取のための預貯金口座をマイナンバーと紐付けても構いません。その戸籍情報や住民票や選挙権などの登録情報の給付等への提供は、給付等の支取等に利用されるようになっています。よって、給付金の申請手続の簡素化と給付の迅速化が可能になります。 なお、預貯金口座とマイナンバーの紐付けについては、国民の負担軽減のための制度として、希望者による「付帯の申請」として、国民に義務付けることとはしていません。	【提案の具体的内容中(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。の部分について】 犯罪収益転移防止法は、事業者に対し、顧客等の氏名、住所及び生年月日について、マイナンバーカードを基とする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。 【提案の具体的内容中(緊急時に海外並みに迅速な給付を行うには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にマイナンバーの法定正常化が議員立法で提出された経緯審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。の部分について】 預貯金口座をマイナンバーと紐付けしていないが、給付等の必要の迅速化を図るとしては、第24回閣議(常会)において(公的給付の支取等の迅速かつ効果の実施のための預貯金口座の登録等)に関する法律(以下、公金受取迅速化法)が、成立しており、本日より創設された預貯金口座登録義務化制度は、国民の任意で、1,110口座、公金受取のための預貯金口座をマイナンバーと紐付けても構いません。その戸籍情報や住民票や選挙権などの登録情報の給付等への提供は、給付等の支取等に利用されるようになっています。よって、給付金の申請手続の簡素化と給付の迅速化が可能になります。 なお、預貯金口座とマイナンバーの紐付けについては、国民の負担軽減のための制度として、希望者による「付帯の申請」として、国民に義務付けることとはしていません。	【提案の具体的内容中(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。の部分について】 犯罪収益転移防止法は、事業者に対し、顧客等の氏名、住所及び生年月日について、マイナンバーカードを基とする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。 【提案の具体的内容中(緊急時に海外並みに迅速な給付を行うには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にマイナンバーの法定正常化が議員立法で提出された経緯審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。の部分について】 預貯金口座をマイナンバーと紐付けしていないが、給付等の必要の迅速化を図るとしては、第24回閣議(常会)において(公的給付の支取等の迅速かつ効果の実施のための預貯金口座の登録等)に関する法律(以下、公金受取迅速化法)が、成立しており、本日より創設された預貯金口座登録義務化制度は、国民の任意で、1,110口座、公金受取のための預貯金口座をマイナンバーと紐付けても構いません。その戸籍情報や住民票や選挙権などの登録情報の給付等への提供は、給付等の支取等に利用されるようになっています。よって、給付金の申請手続の簡素化と給付の迅速化が可能になります。 なお、預貯金口座とマイナンバーの紐付けについては、国民の負担軽減のための制度として、希望者による「付帯の申請」として、国民に義務付けることとはしていません。	
1584	令和3年5月24日	令和3年5月22日	商業登記に基づく電子認証制度を用いた電子証明書の無料配布	デジタル庁が認証局を特法、法人に対して無料の電子証明書を配布する	現在法務局で発行している商業登記電子証明書は取得が煩雑であり、12ヶ月で7,900円の費用が発生する。これを削減し、中小企業に対しては取得の負担を減らす。また、必要要件を満たす中小企業にも広く普及し、公共機関へのオンラインでも申請等を行うためには法務局の電子証明書を無料、またはデジタル庁が新たに無料で配布するべきと考えます。	株式会社 ディレクター	法務省 デジタル庁	商業登記電子証明書については、1通(証明期間3か月の場合)発行につき、1,300円の手数料が必要となります。 この手数料は、令和3年4月1日に引下げ(1通(証明期間3か月の場合)2,500円から1,300円に引下げ)されています。 また、令和3年2月から商業登記電子証明書の発行請求について、令和4年3月から、商業登記電子証明書の使用開始・使用再開・識別符号変更及び再発行について、それぞれオンラインによる手続が可能となつていきます。	商業登記法第11条 登記手数料令第11条	検討・着手	発行時における費用負担軽減の観点から、印刷費用等の費用で取得することのできる商業登記電子証明書の新たな手数料の区分を設けることを令和4年度中に実施する方向で検討中です。また、「制度の現状」に記載したとおり、商業登記電子証明書の発行請求等において、オンラインによる手続を開始することで、取付時における利用者の利便性を向上させています。さらに、商業登記電子証明書と事業者向けの共通認証基盤であるDigiXとの連携により、商業登記電子証明書を取得しやすくなることについて検討中です。
1585	令和3年5月24日	令和3年11月15日	遠隔診療システムの救急車への搭載	遠隔診療システムを救急車に搭載する上で、医師の診断を必要とするために必要な機材(聴診器等)が十分に確保できない。さらに、必要要件を満たす中小企業にも広く普及し、公共機関へのオンラインでも申請等を行うためには法務局の電子証明書を無料、またはデジタル庁が新たに無料で配布するべきと考えます。	個人	総務省 厚生労働省	○救急救命士法(平成30年法律第36号)第44条に基づき、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省に定める救急処置を行うことはできません。 ○消防法(昭和23年法律第166号)第2条第5項において、救急業務は、医療機関等へ緊急に搬送する必要がある患者を救急隊員が医療機関等へ搬送することとされており、また、同項において、救急業務には消防官が医師の指揮下で実施されるものとして、緊急やむを得ないものとして、緊急の手当を行うこととされています。 ○救急隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和33年消防庁告示第2号)第4条において、救急隊員が行う応急処置は、「医師の指示」を行うことができ、かつ緊急を要するものが「客観的に認められている状態である」と及び「適切な処置を必要とする」と、消防官が医師の指揮下で実施されるものとして、緊急やむを得ないものとして、緊急の手当を行うこととされています。 ○「救急業務実施事項(昭和33年5月10日付消防事務令第6号消防庁長官通知)」では、市町村の消防隊員が行う救急業務の基礎を定めており、同業務(4条第1項)では「救急自動車及び救急圏内は、応急処置及び運搬等」に必要な資材で装備し一に搭載するものと定められています。上記のとおり、同業務2項では「消防員は、救急自動車及び救急圏内は、前項に定めるもののほか、応急処置、運搬及び救出に必要な資材で別表第二に掲げられるものを備えるよう努むるものとする。」と定められています。	救急救命士法(平成30年法律第36号) 消防法(昭和23年法律第166号) 救急隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和33年消防庁告示第2号)第4条において、救急隊員が行う応急処置は、「医師の指示」を行うことができ、かつ緊急を要するものが「客観的に認められている状態である」と及び「適切な処置を必要とする」と、消防官が医師の指揮下で実施されるものとして、緊急やむを得ないものとして、緊急の手当を行うこととされています。	救急救命士法(平成30年法律第36号) 消防法(昭和23年法律第166号) 救急隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和33年消防庁告示第2号)第4条において、救急隊員が行う応急処置は、「医師の指示」を行うことができ、かつ緊急を要するものが「客観的に認められている状態である」と及び「適切な処置を必要とする」と、消防官が医師の指揮下で実施されるものとして、緊急やむを得ないものとして、緊急の手当を行うこととされています。	救急救命士法(平成30年法律第36号) 消防法(昭和23年法律第166号) 救急隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和33年消防庁告示第2号)第4条において、救急隊員が行う応急処置は、「医師の指示」を行うことができ、かつ緊急を要するものが「客観的に認められている状態である」と及び「適切な処置を必要とする」と、消防官が医師の指揮下で実施されるものとして、緊急やむを得ないものとして、緊急の手当を行うこととされています。	救急救命士法(平成30年法律第36号)に基づき、通知に定められています。画像情報等を送信できる機器を救急車に搭載し、当該機器を用いて取得した情報を医師に伝達することは法的上可能です。情報を伝達した医師は、救急救命士(救急隊員)の乗組員を指示する上で、当該機器を必要としない場合(人工呼吸、胸圧測定(オキシメーター)等で測定されており、これらの基準を満たさない状態(低酸素)を救急隊員が応急処置として実施する)は困難です。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1586	令和5年8月24日	令和5年9月1日	身元引受人登録制度の証明書発行の実施について	要介護認定が重度になり、施設入所が決まった時に家族は色々の手続きが求められます。最初1施設入所時に必要な住所変更など、本人がへんすら持てない状態であってもその制度の責任が求められる。身の軽きにまでなると同時に委任状が必要になります。本人認知は大切なことであり、介護認定が以上にない時、または認知症になった時に限って、家族が責任を持って元引受人になって代わりに継続できるように仕組み(代理人の証明書の発行があれば)手続きが円滑にならなければ、介護が必要な高齢者を抱える家族の身になって改善して頂けることを希望します。	母を家で見てあげることが出来なくなり特別養護老人ホームにお世話になることになりました。入所時にはケアプランに本人直書のサインや住所移動を求められます。入所時、母は要介護3でしたが、手も履き認知もあり説明を要してもほとんど理解出来ない状態でした。それでも、本人の手を持ってサインを求めますが、施設で施設員にサインを渡して、母の手を握りながら施設員の手を握りながらサインを求めたのはあまりにも屈辱的だと思いました。役所によっては自筆出来なければ捺印だけでも本人にサインを渡す、それも出来ない状態を有償代行のサービスにも申し込みますが、施設員にサインを渡すように対応して下さる所もあります。本人直書が絶対と言いはれ、あっても本人の状況を無視して上部だけの責任推しの手続きだと思ってしまう。印鑑止め同様、委任状の是非についても議論広々、どうしても出来ない人がいることを前提に是非見直しを頂きたいと思っています。	個人	厚生労働省 法務省	ご提案いただいた要介護3以上または認知症の人の家族に対する代理権を付与する制度については、 ① そもそも要介護3以上は認知症の人の家族に対する代理権を付与する制度については、 ② 認知症の人も意思決定能力の状況は多様であり、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定ながら権限をもって暮らしていることが重要である ことから要介護3以上または認知症であることと、本人による代理権の授与等がなくても一律にその家族に対する代理権を付与する制度の創設は困難です。 なお、認知症を含む精神上の障害により、本人の判断能力が不十分であると判断される場合、成年後見制度を利用することにより、成年後見人等において、付与された代理権の範囲内で、本人に代わって法律行為をすることができるとして、ご指摘の仕組みも、現行制度で対応可能な場合があると考えられます。 また、介護保険サービス等の手続については、令和3年度介護報酬改定において、利用者等への説明・同意について、電通的な対応を後見認め、署名・押印を求めないことが可能であることや代替手続を明示する対応等を行っているところであり、法令等に定めのない限り、柔軟な対応を図るよう通知しているところです。	介護保険法(平成26年法律第123号)	対応不可 (一部、現行制度下で対応可能)	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1587	令和5年8月24日	令和5年9月1日	行政書士法改正について	行政書士に行政事件訴訟の訴訟代理権を付与していただく(法改正をお願いいたします)	現在、行政書士は平成26年の行政書士法の改正により、「特定行政書士」は行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政不服申立てに係る手続の代理を行えるようになりました。これに加えて、行政事件訴訟の代理権を付与することによって行政庁の処分等に対して訴訟権の範囲が広く受け入れられる機会につながるからです。その経済的・社会的効果は1、行政事件訴訟を提起する際、国民にとって弁護士以外の訴訟代理人を選任できるという選択肢が増える。2、行政事件訴訟の訴訟代理人が、全国の弁護士に加え全国の特定行政書士に広がり、司法書士を希望していた訴訟当事者を補完し、いっしょに立役者入りへの減少につながる。3、費用が行政庁への申立てのペナルティである行政書士が行政事件訴訟で敗れた方が、行政書士にも慰謝料があるため、現実的になった方法を取ったり、解決が図りやすい。4、弁護士費用より行政書士費用の方が低額なことで安心になる可能性がある。	個人	総務省 法務省	現行法上、行政書士は、依頼を受け報酬を得て、行政事件訴訟において訴訟代理をすることを禁ずるところができません。	行政書士法第1条の2、第1条の3、弁護士法第72条	対応不可	他人からの依頼を受け報酬を得、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは行政書士法第1条の2に規定する行政書士の独占業務とされています。加えて、日本行政書士連合会がその会費等によって行う実務研修の課程を修了した行政書士(特定行政書士は、同法第1条の3第2項第2号に引)行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再審査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立て手続の代理及びその手続について官公署に提出する書類の作成を禁ずることができず、行政事件訴訟提起する者の権利の保護等の観点から、弁護士(法外参照)と兼して当該手続の代理を行うことができるのは、実地法、訴訟法を含む幅広い専門的知識、能力を有する弁護士に限られており、御提案については極めて慎重に検討が必要と考えられます。		
1588	令和5年10月30日	令和5年10月18日	行政手続における漢字コードの官民統一による官民統一	漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJISX0208の範囲で漢字コードが多岐、行政機関は住居表示コードや戸籍簿・文字コードなどの漢字の漢字コードとして使っている。電子行政手続において、民間企業に負担にならない範囲の漢字と漢字手続すべきである。	提案理由についても、先のものと同じですが、以下のことを加えます。 経団連は数年間にわたり同様の提案をしましたが、法務省の回答は例で押したように「平成6年の戸籍法改正のやり、戸籍の文字と変更がどうあるかを、対応するものはない」と平成6年から又は25年が経過しています。戸籍の文字と変更がどうあるかを「天国」に送られている。この中でないで済むか。 デジタル社会の推進に大きな意義があるのは、広く一般市民に広がったパソコンやスマホといったデバイスで誰でも参加できる、その意思を列挙することにあります。しかしこれのデバイスでは外字は扱えません。戸籍上の自分の名前を入力できないのです。法務省では戸籍統一文字である、おおよそ民間のデバイスには実装されるおなじみの漢字を限定したそうですが、そんなものばかりも期待していません。 また、現在官公署の官用機器の更新期については、オンラインによる届け出を推進するに際して「すべて文字で入力することとされています。これは、いかにマイナンバー制度がすすんでいても、入力の取り違いの可能性は否定できないことから、マイナンバーのほかにも基本情報が必要であるためです。 加えて、現在多くの官公署が様式外字に対応するPDF形式で多用していますが、PDFは文字の「李」が「イ」に埋め込み、印刷したときの「見栄えを保つためのツール」つまり完全なアラゴ指前のものであり、デジタルデータとしては活用できません。 デジタル社会の推進を阻む最後の岩は法務省さん、あなたです。すくに対応してください。	個人	デジタル庁 総務省 法務省	行政機関は住ネット帳一文字や戸籍統一文字など数文字の各自にコード化した漢字を使用している状況です。	なし	総計1-専手	現在、デジタル庁では、法務省をはじめとした関係省庁の協力の下、自治体の基幹業務システム(戸籍や住居表示)の統一標準化の取組を進めており、文字表現の整備(文字の標準化)についても検討しています。この中で、漢字統一システムと併せて官公署の文字セット(行政事務用漢字)を標準化するとしていますが、スマートフォンや民間企業等で利用されるシステムとのやりとりについては、JISX0213/JISX0208を拡張した文字セット)で行うこととしています。		
1589	令和5年9月25日	令和5年10月18日	地方自治体・警察署への各種申請書類の省力化・電子化に関する提案	警察署へ提出する道路占用許可申請書類を更新型紙と各種申請書類に関して、窓口へ直接持ち込まないで、窓口で受け付けてもらえない。また、地方自治体には、多くの場合紙で受け付けていただいている。めい、ら事務負担を軽減できる。また、申請書作成に大きな負担がかかっている。提出先の行政機関に必ず、全項目一式Web申請可能にしていただきたい。	弊社は基地局設置にて、地方自治体や警察署へ公共施設使用許可や道路占用許可等を受け事業を行っているが、膨大な数の行政機関とのやり取りが発生している。新型コネクティクス、感染症の危険が漂っている時、窓口へ書類を直接持ち込まないで受け付けていただけないのは代りに進んでいるため、即期改善を求めたい。また、たつた枚の書類を窓口へ届けるため、1名ないし2名を交通機関を使用し半日外出させるのは、我が国の貴重な人財を、行政機関に対する申請について、あらゆる場合に電子での申請が必要という、紙質・書類を郵送するエネルギー資源、行政機関にて書類を管理する人的資源の浪費だと考える。少なくとも、知事内容が同じ書類については、全宗すべての行政機関で電子申請して欲しい。 以上の理由から、行政・警察への各種申請書類等提出の省力化・電子化に関する提案をさせていただきます。	民間企業	内閣府 デジタル庁 警察庁 国土交通省	警察署長の道路使用許可を受けようとする方は、道路使用許可申請書を、行為に係る場所を管轄する警察署長に提出しなければなりません。 申請については、道路使用許可の申請書は全国で同一であるほか、道路使用許可申請の内、定型的な道路使用許可については、令和4年6月から既行運用している警察庁デジタルシステムによりオンライン申請することも可能です。 民間事業者等が地方公共団体に対して行う申請・届出等のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、原則として「マイナンバーカード」の既存取引の非連続性を活用し、手続を所管する関係省庁庁内において各府省庁における具体的な方針に基づきオンライン化に取り組むこととしています。 また、申請書類の提出についても、自治体の独自様式(ローカルフォーマット)等を横断的に見直ししていくことと併せて、規制改革推進会議においても議論されていることですので、政府としても、引き続き行政手続のオンライン化を推進し、利便性の向上に努めたいと考えています。	道路使用許可について 1項 道路交通法第7条第8号 1項、第2項 道路交通法施行規則第10条	(道路使用許可について)対応 (省力化・電子化)一部について その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎	
1590	令和5年10月12日	令和5年11月15日	マイナンバーカードと運転免許証の一体化について	マイナンバーカードの表面に「免許証の有効期限」、「運転できる種類」等が表示されないのでは、そのくらいないと運転免許が管理を思う。なんでもなく免許不携帯という交通違反もある。トヨタ・本田・日産など協議して検討して欲しい。マイナンバーカードと一体化してほしい。	マイナンバーカードの表面に「免許証の有効期限」、「運転できる種類」等が表示されないのでは、そのくらいないと運転免許が管理を思う。なんでもなく免許不携帯という交通違反もある。トヨタ・本田・日産など協議して検討して欲しい。マイナンバーカードと一体化してほしい。	個人	デジタル庁 警察庁 国土交通省 総務省	道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)においては、運転免許を受けようとする者や運転免許証を所持する者から申請があった場合に、運転免許の情報をマイナンバーカードに記録することができることとされています。 また、自動車運転免許の更新時、運転免許証又は運転免許の情報が記録されたマイナンバーカードの読み取りが困難な場合、運転免許の更新時、運転免許の情報が記録されたマイナンバーカードを提示し、マイナンバーカードに記録された免許情報を警察官が確認することができる状態に置かなければならないこととされています。	道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)においては、運転免許を受けようとする者や運転免許証を所持する者から申請があった場合に、運転免許の情報をマイナンバーカードに記録することができることとされています。 また、自動車運転免許の更新時、運転免許証又は運転免許の情報が記録されたマイナンバーカードの読み取りが困難な場合、運転免許の更新時、運転免許の情報が記録されたマイナンバーカードを提示し、マイナンバーカードに記録された免許情報を警察官が確認することができる状態に置かなければならないこととされています。	道路交通法第11条の2	その他	御指摘の点につきましては、無免許運転等の対策の1つとして有意義なものと考えております。なお、御指摘のような仕組みを導入する場合は、当該自動車の運転者と運転免許証と一体化したマイナンバーカード(一体化カード)の所持者が同一であることを確認する装置を整備することが必要と思われる。したがって、現時点では、御指摘の点については、 ○ 運転者と自動車が認識している一体化カードの所持者との同一性をどのように確認するかという本人確認に係る技術上の課題 ○ 本人確認のための装置の設置・維持管理に要する費用を誰が負担するかというコスト面の課題等があるものも認識しており、導入の要否も含め、慎重な検討が必要であるものと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1591	令和5年11月8日	令和5年12月13日	地方自治体の公共料金の電子決済化、全国統一化推進	<p>最近大分市に転入しましたが、水運料金の支払いが原則納付書払いとなっていて、口座振替も出来るのですが、銀行印・通帳を持って銀行窓口に出向く必要があります。そもそも、仕事があるため平日に銀行に行くのは不可能です。そもそもコロナ感染リスクを考えると来店せずに手続きを出来るようにする必要があります。他の自治体では、クレジット払いも選んで、最前線でも郵送で手続きが出来るのが普通です。また、そもそも公共料金を全国バラバラのやり方で徴収する意味はあるのでしょうか？全国統一で自宅から電子決済できる方向への改善を強く望みます。</p>	コロナ感染リスクの低下、国民の無駄な稼働軽減。	個人	総務省	地方公共団体に対する公金納付の方法としては、現行においても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定に基づく指定納付委託者制度により、クレジットカードやスマートフォン等のデジタル納付が可能となっています。	地方自治法第231条の2の2	対応	<p>公金収納のデジタル化については、令和5年10月6日に関係府省庁連絡会議において決定した「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」において、「デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、地方公共団体(都道府県・市区町村をいう。以下同じ。)の普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水運料金及び下水道使用料について、地方公共団体の判断によりeLTAを活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に要請を行い、所定の立法措置を講ずるなど、必要な取組を行う。」</p> <p>*本方針に基づく所定の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所定の立法措置を講ずることを目指す。その上で、eLTAや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準システムへの移行の目録特務が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAを活用した公金収納を開始することを目指す。</p> <p>とされたことなどを踏まえ、eLTAを活用した公金納付の実現に向けて取組を進めているところです。</p>	◎